Japan Institution for Higher Education Evaluation

JIHEE

since 2004

令和４年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和５年３月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻　頭　言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設され、平成 24(2012)年 4 月には公益法人制度改革により「公益財団法人」に移行しました。

評価機構が行う評価の目的は、大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することであります。また、これまで、評価機構と各大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各大学の特性に配慮するとともに、個性等を重視し、建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取組んで来ました。

令和 3(2021)年度までの 17 年間において、延べ 748 の大学、26 の短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 3 度実施し、特色ある取組みや他校等の参考となる優れた取組み等を公表して来ました。

平成 30(2018)年度から始まった認証評価制度の第 3 期においては、内部質保証を重視した認証評価を実施しています。また、学校教育法等の改正が令和 2(2020)年 4 月 1 日から施行され、各評価機関に対し、評価基準に適合しているか否かの認定が義務付けられることになり、従来からの「保留」の判定ができなくなりました。このため、令和 2(2020)年度以降の当機構の認証評価では、「不適合」と内示された大学については、大学評価判定委員会における評価結果が確定するまでに指摘事項の改善などが確認できた場合は、「適合」の判定への変更を可能とするなど、評価制度の見直しを行いました。

令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、オンラインにより全ての評価を実施しました。令和 4(2022)年度の評価については、67 大学の認証評価の申請を受理し、自己点検評価書及び関連資料の提出を受け、令和 4(2022)年度時点のコロナ禍の状況を勘案し、一部の評価員会議及び実地調査は対面、その他の評価業務はオンラインで実施しました。その後、評価結果案について大学からの意見申立てを受付け、大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」を取りまとめ、令和 5(2023)年 3 月 14 日の理事会で承認を得て、公表することとなりました。

今後、大学及び短期大学の機関別認証評価に加え、専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んで行く所存ですので、ご支援とご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、各大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、コロナ禍における評価実施への諸対応にご協力いただいた多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

令和 5(2023)年 3 月

公益財団法人　日本高等教育評価機構

理事長　石井　正彦

目　　次

Ⅰ　令和４年度　大学機関別認証評価等について
１　評価機構の概要 9
２　目的 9
３　評価実施大学 9
４　評価体制 10
５　経過 10
６　評価結果の概要 13
資料 14
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則 14
組織図 16
大学評価判定委員会委員名簿 16
評価員名簿 17

Ⅱ　令和４年度　大学機関別認証評価　評価結果
１愛知東邦大学 31
２大阪経済法科大学 50
３大阪樟蔭女子大学 68
４大阪保健医療大学 86
５大手前大学 103
６鹿児島純心女子大学 122
７金沢工業大学 139
８川村学園女子大学 160
９関西国際大学 175
10関西福祉科学大学 194
11吉備国際大学 212
12九州共立大学 231
13九州女子大学 249
14金城大学 266
15甲南女子大学 284
16国士舘大学 302
17作新学院大学 321
18四国学院大学 339
19静岡産業大学 356
20四天王寺大学 374
21柴田学園大学 392
22秀明大学 408
23尚美学園大学 426

24 女子栄養大学.....442
25 鈴鹿医療科学大学.....461
26 星槎道都大学.....479
27 星城大学.....496
28 相愛大学.....513
29 崇城大学.....532
30 第一工科大学.....550
31 高松大学.....568
32 宝塚大学.....585
33 千葉商科大学.....602
34 鎮西学院大学.....621
35 東海学院大学.....639
36 東京有明医療大学.....656
37 東京音楽大学.....671
38 東京成徳大学.....687
39 東京富士大学.....704
40 東都大学.....721
41 東北芸術工科大学.....738
42 名古屋経済大学.....757
43 名古屋産業大学.....774
44 名古屋女子大学.....792
45 日本工業大学.....810
46 日本体育大学.....828
47 日本医科大学.....846
48 日本獣医生命科学大学.....863
49 日本文化大學.....880
50 人間環境大学.....896
51 人間総合科学大学.....913
52 姫路獨協大学.....931
53 弘前医療福祉大学.....949
54 広島経済大学.....965
55 広島工業大学.....982
56 広島国際大学.....1000
57 広島都市学園大学.....1017
58 平成音楽大学.....1036
59 平成国際大学.....1051
60 松本大学.....1068
61 松本歯科大学.....1087
62 美作大学.....1103
63 宮崎国際大学.....1120

64 宮崎産業経営大学 1136
65 武蔵野学院大学 1153
66 ものつくり大学 1172
67 横浜薬科大学 1189

Ⅲ　令和 4 年度　追評価　評価結果
1 東北生活文化大学 1209

Ⅰ　令和４年度　大学機関別認証評価等について

1　評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。加えて、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は令和 5(2023)年 3 月 1 日現在、全国 349 大学と 26 短期大学が会員となっています。

2　目的

評価機構が大学からの要請に基づいて行う認証評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的とします。

○ 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
○ 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
○ 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。

3　評価実施大学

令和 4(2022)年度は、67 大学及び 1 大学の追評価の認証評価を実施しました。大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（67 大学）（五十音順）

1. 愛知東邦大学	2. 大阪経済法科大学	3. 大阪樟蔭女子大学
4. 大阪保健医療大学	5. 大手前大学	6. 鹿児島純心女子大学
7. 金沢工業大学	8. 川村学園女子大学	9. 関西国際大学
10. 関西福祉科学大学	11. 吉備国際大学	12. 九州共立大学

13. 九州女子大学　14. 金城大学　15. 甲南女子大学
16. 国士舘大学　17. 作新学院大学　18. 四国学院大学
19. 静岡産業大学　20. 四天王寺大学　21. 柴田学園大学
22. 秀明大学　23. 尚美学園大学　24. 女子栄養大学
25. 鈴鹿医療科学大学　26. 星槎道都大学　27. 星城大学
28. 相愛大学　29. 崇城大学　30. 第一工科大学
31. 高松大学　32. 宝塚大学　33. 千葉商科大学
34. 鎮西学院大学　35. 東海学院大学　36. 東京有明医療大学
37. 東京音楽大学　38. 東京成徳大学　39. 東京富士大学
40. 東都大学　41. 東北芸術工科大学　42. 名古屋経済大学
43. 名古屋産業大学　44. 名古屋女子大学　45. 日本工業大学
46. 日本体育大学　47. 日本医科大学　48. 日本獣医生命科学大学
49. 日本文化大學　50. 人間環境大学　51. 人間総合科学大学
52. 姫路獨協大学　53. 弘前医療福祉大学　54. 広島経済大学
55. 広島工業大学　56. 広島国際大学　57. 広島都市学園大学
58. 平成音楽大学　59. 平成国際大学　60. 松本大学
61. 松本歯科大学　62. 美作大学　63. 宮崎国際大学
64. 宮崎産業経営大学　65. 武蔵野学院大学　66. ものつくり大学
67. 横浜薬科大学

(2) 追評価（1 大学）

1.東北生活文化大学

4　評価体制

認証評価を実施するに当たって、国公私立大学の関係者、高等学校関係者、学協会及び経済団体の関係者等で構成する「大学評価判定委員会」（以下、「判定委員会」という。）の下に、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、会員大学等から推薦された 700 余人の評価員候補者の中から、申請大学の教育研究分野や地域性、規模などを勘案して選出しました。令和 4(2022)年度認証評価は、17 人の判定委員会委員と 329 人の評価員の体制で実施しました（判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 14 ページ以降を参照）。

5　経過

(1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第 1 回評価員会議を開催しました。その後、評価員は書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、68 大学（追評価 1 大学を含む）中 29 大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」と、大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、68 大学（追評価 1 大学を含む）中 7 大学から意見申立てがありました。

(8) 意見申立て審査会における意見申立て内容の審議

判定委員会の求めにより、意見申立て審査会において、「評価報告書案」に対する意見申立ての内容について審議を行いました。

(9) 判定委員会における評価結果の確定

大学からの意見申立てと意見申立て審査会での審議結果を踏まえ、評価結果を確定しました。

(10) 理事会における承認

令和 5(2023)年 3 月 14 日に、判定委員会から提出された評価結果が理事会で承認され

ました。

(11) 通知・公表

評価結果を大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、ホームページ等を通じて社会に公表しました。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
令和 3(2021)年 7 月末	令和 4 年度 大学機関別認証評価　申請書を受理
9 月 27、28、30 日	令和 4 年度大学機関別認証評価　自己評価担当者説明会を開催（オンライン説明会）
令和 4(2022)年 1 月 7 日	大学へ実地調査日程の通知
5 月 31 日	第 1 回大学評価判定委員会開催（認証評価・追評価を担当する評価員の承認等）
6 月 1 日	大学へ評価員の通知
6 月 8 日～	令和 4 年度 機関別認証評価　評価員セミナーの開催（動画配信）
～6 月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
8 月上旬～9 月中旬	第 1 回評価員会議開催※
8 月下旬～9 月下旬	「書面質問と依頼事項」を大学へ送付※
9 月上旬～10 月上旬	「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理※
10 月上旬～11 月下旬	実地調査の実施※　　第 2･3･4 回評価員会議開催
10 月下旬～12 月上旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 19 日	第 2 回大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）
12 月 20 日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
12 月 21 日	大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～令和 5(2023)年 1 月 13 日	「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
1 月 30 日	第 3 回大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
2 月 6 日	大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 16 日	「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 21 日	意見申立て審査会開催
3 月 2 日	第 4 回大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 14 日	理事会で評価結果承認
3 月 14 日	大学へ評価結果などを送付
3 月 15 日	文部科学大臣へ報告
3 月 27 日	社会へ公表

※の月日は大学別の「評価の経過一覧」を参照

6　評価結果の概要

認証評価を実施した 67 大学のうち、66 大学は、評価機構が定める大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この 66 大学のうち、36 大学に対しては令和 5(2023)年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、評価機構への提出を求めました。

また、大学評価基準を満たしていないとした 1 大学については、「不適合」と判定しました。

「適合」とした大学　（☆は「改善報告書」の提出を求めた大学）

☆愛知東邦大学／☆大阪経済法科大学／☆大阪樟蔭女子大学／大阪保健医療大学／☆大手前大学／☆鹿児島純心女子大学／金沢工業大学／☆川村学園女子大学／関西国際大学／関西福祉科学大学／☆吉備国際大学／☆九州共立大学／九州女子大学／金城大学／甲南女子大学／☆国士舘大学／☆作新学院大学／☆四国学院大学／静岡産業大学／四天王寺大学／☆柴田学園大学／☆秀明大学／☆尚美学園大学／☆女子栄養大学／鈴鹿医療科学大学／星槎道都大学／☆星城大学／☆相愛大学／崇城大学／☆第一工科大学／☆高松大学／宝塚大学／千葉商科大学／☆鎮西学院大学／東海学院大学／東京有明医療大学／東京音楽大学／☆東京成徳大学／☆東京富士大学／☆東都大学／☆東北芸術工科大学／☆名古屋経済大学／☆名古屋産業大学／☆名古屋女子大学／日本工業大学／日本体育大学／日本医科大学／日本獣医生命科学大学／日本文化大學／人間環境大学／☆人間総合科学大学／☆姫路獨協大学／弘前医療福祉大学／広島経済大学／広島工業大学／☆広島国際大学／☆平成音楽大学／平成国際大学／松本大学／松本歯科大学／☆美作大学／宮崎国際大学／☆宮崎産業経営大学／☆武蔵野学院大学／☆ものつくり大学／☆横浜薬科大学

「不適合」とした大学

広島都市学園大学

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第１０条第４項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

（適合）

第２条　本機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしていると大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した大学に対し、「適合」と判定する。

（不適合）

第３条　本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定する。

２　評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定することができる。

（基準ごとの評価）

第４条　判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

２　全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

３　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

４　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

５　基準６において、満たしていない基準項目がある場合は「基準６を満たしていない。」と評価する。

（独自基準の評価）

第５条　独自基準ごとの「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

（基準項目ごとの評価）

第６条　判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

２　大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

３　「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。

４　「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。

５　「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。

６　「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については大学に判断を委ねる場合に記述する。

（評価報告書案の構成）

第７条　評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「大学の挙げた特記事項」で構成する。

２　前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

（改廃）

第８条　この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附　則

１　この細則は、平成３０年５月２３日から施行する。

２　公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、なお従前の例による。

組織図

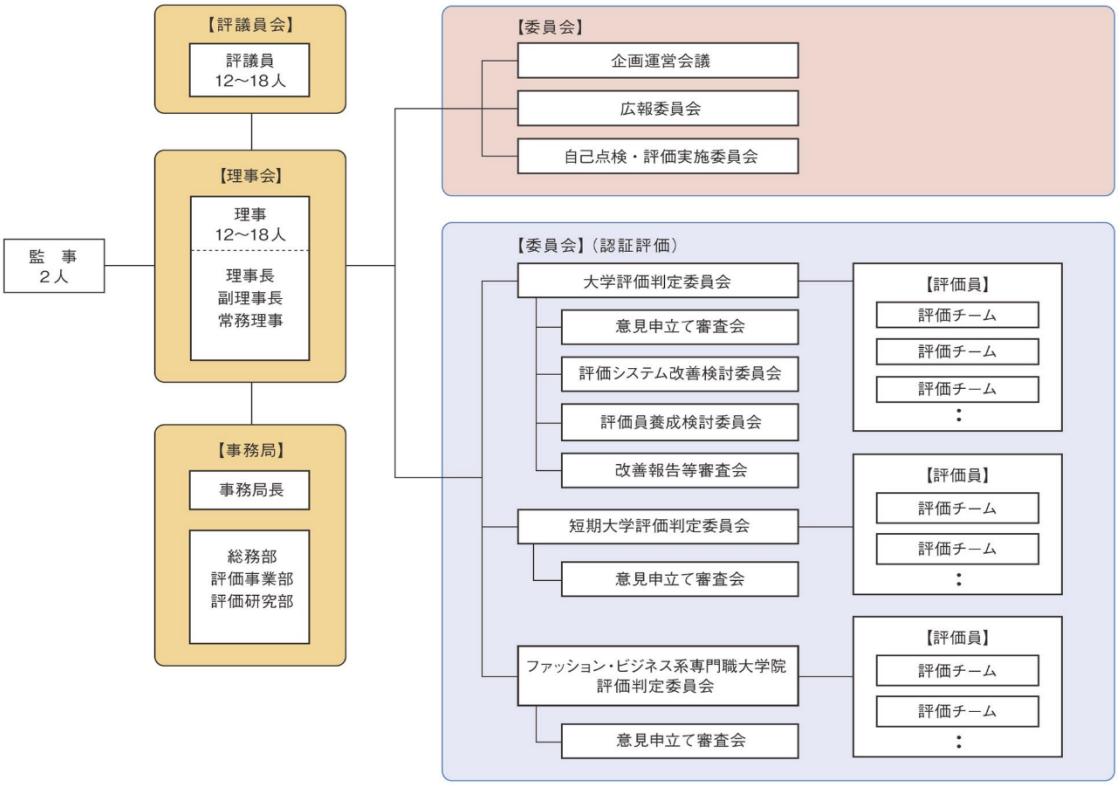

大学評価判定委員会委員名簿

（令和 5(2023)年 1 月現在　委員長・副委員長以外は五十音順）

役　名	名　前	所属機関・役職
委員長	安井　利一	学校法人明海大学理事
		明海大学学長
副委員長	冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長
		帝京大学学長
委員	浅田　尚紀	公立大学法人奈良県立大学副理事長
		奈良県立大学学長
〃	内田　伸子	環太平洋大学教授
		お茶の水女子大学名誉教授
〃	大森　昭生	共愛学園前橋国際大学学長
〃	久保　公人	学校法人尚美学園理事長
		尚美学園大学学長
〃	小林　浩	リクルート進学総研所長
		リクルート「カレッジマネジメント」編集長
〃	後藤　泰之	学校法人名古屋電気学園理事長
		愛知工業大学学長

役　名	名　前	所属機関・役職
〃	清水　一彦	国立大学法人山梨大学理事 山梨大学副学長
〃	高橋　あゆち	学校法人井之頭学園理事長
〃	畑山　浩昭	桜美林大学学長
〃	福井　直敬	学校法人武蔵野音楽学園理事長
〃	藤井　耐	学校法人高千穂学園理事長
〃	丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長 埼玉医科大学短期大学学長
〃	三田村　典昭	三田村会計事務所代表
〃	両角　亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
〃	山谷　敬三郎	学校法人北翔大学理事 北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長

評価員名簿

（令和5(2023)年1月現在　五十音順）

名　前	所属機関・役職
青柳　卓弥	平成国際大学法学部教授
赤木　裕美	南九州大学学務部長
浅野　和生	平成国際大学副学長、法学部教授、大学院法学研究科長
淺野　卓司	桜花学園大学保育学部長
浅山　敏浩	学校法人河原学園（人間環境大学）常勤監事
安部　孝	名古屋芸術大学教育学部子ども学科長、教授
阿部　広伸	学校法人聖マリア学院法人本部事務局次長
安部　雅隆	学校法人九州文化学園（長崎国際大学）理事、評議員、法人本部長
荒川　志津代	名古屋女子大学文学部長、教授
荒川　剛	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）法人本部財務部課長
粟井　崇紀	学校法人日本体育大学法人事務局総合企画部設置校支援課課長補佐
五百竹　宏明	北陸大学教授
五十嵐　勝	学校法人西南女学院法人本部事務局長
井沢　清人	愛知工業大学研究支援本部事務長
石井　成美	愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス長、経営学部教授、愛知工業大学大学院経営情報科学研究科長、教授
石井　智之	帝京大学学長室大学評価推進グループ課長
石上　智規	学校法人市邨学園（名古屋経済大学）法人本部業務担当部長

名　前	所属機関・役職
石川　昭義	仁愛大学副学長（教育・研究担当）、人間生活学部子ども教育学科教授
石倉　隆	大阪保健医療大学副学長、教授
石坂　信一郎	岐阜協立大学副学長、教授
石田　直城	学校法人名古屋石田学園副学園長、法人本部長、星城大学学監
石田　優子	学校法人石田学園副理事長、広島経済大学学長
石塚　一彌	東京富士大学教授
泉　淳	東京国際大学教授
和泉　勝三	徳島文理大学経理部副部長
糸魚川　政孝	学校法人東海学園理事、ともいき教養教育機構長、スポーツ健康科学部教授
伊藤　昭男	北海商科大学商学部教授
伊藤　勝彦	摂南大学事務局長
伊藤　栄晃	埼玉学園大学教授
伊藤　昌典	学校法人名古屋電気学園（愛知工業大学）法人事務局財務部長
稲垣　正義	愛知文教大学 IR 推進室長・愛知文教女子短期大学 IR 推進室長
稲ヶ部　正幸	中部大学学事部担当部長
稲木　光晴	西南女学院大学保健福祉学部福祉学科教授
井上　薫	同朋大学教授
井上　久敬	学校法人二階堂学園（日本女子体育大学）法人本部長兼総務部長
井上　雅之	学校法人早稲田医療学園（人間総合科学大学）法人事務局長
井上　深幸	京都看護大学看護学部長、教授
井之川　仁	中国学園大学現代生活学部人間栄養学科長、教授
岩田　治泰	朝日大学財務部長
岩浪　始由	学校法人光星学院（八戸学院大学）事務局長
岩渕　善美	平安女学院大学国際観光学部国際観光学科教授
岩間　文雄	関西福祉大学教授
鵜池　幸雄	学校法人沖縄国際大学常務理事、沖縄国際大学産業情報学部教授
植田　福裕	羽衣国際大学学長特別補佐
上野　隆幸	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科教授
上野　浩一	志學館大学事務局長
上村　崇	福山平成大学教授

名　前	所属機関・役職
宇野　保範	大阪青山大学事務局長、副学長
梅田　勝利	九州共立大学大学院経済・経営学研究科教授、経済学部教授、地域連携推進センター副所長
梅田　秀一	武蔵野音楽大学経理部経理課課長補佐
梅津　俊彦	福島学院大学事務局長兼総務部長
梅宮　れいか	学校法人福島学院教育・研究担当理事、保育学科教授
漆原　光徳	四国学院大学学生支援・総務担当副学長、教授
江口　直光	愛知文教大学副学長、人文学部教授、人文学部長
榎田　めぐみ	昭和大学保健医療学部教授
江端　源治	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）理事長、学園長
榎森　洋	国際医療福祉大学成田キャンパス事務局長
大石　美佳	鎌倉女子大学家政学部家政保健学科教授、学生センター長
大河原　遼平	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
大久保　秀子	浦和大学副学長、こども学部教授、こどもコミュニティセンター長、地域連携センター長
大島　まな	九州女子大学教授、地域教育実践研究センター所長
大友　克之	朝日大学学長
大村　陽子	鎌倉女子大学学事調査研究センター長、教育調査企画室長
岡部　幸徳	帝京平成大学人文社会学部経営学科経営コース教授
岡村　聖	名古屋産業大学教授
岡本　和彦	東京成徳大学国際学部国際学科長、教授
岡本　佐智子	東都大学幕張ヒューマンケア学部看護学科長、教授
冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長、帝京大学学長
荻原　明信	作新学院大学経営学部経営学科教授
小田桐　忍	聖徳大学教育学部児童学科教授
小野　英生	学校法人大垣総合学園副理事長、法人本部長
小野寺　利幸	淑徳大学埼玉事務局長
小原　欣士	学校法人宝塚大学理事長補佐、人事担当部長
梶川　裕司	京都外国語大学特任教授
梶田　美香	名古屋芸術大学芸術学部芸術学科舞台芸術領域主任教授
片山　学	美作大学事務局長
勝田　真也	日本体育大学事務局次長、秘書室長

名　前	所属機関・役職
加藤　孝治	北陸大学財務部長
加藤　伸吾	広島工業大学事務局次長、学長室長
蒲　和重	岡山商科大学教授、教務部長
上條　恵右	西日本工業大学工学部長、教授
神谷　眞弓子	東海学院大学学長
唐川　千秋	倉敷芸術科学大学生命科学部教授
河瀬　晴夫	熊本保健科学大学事務局長
河田　正樹	周南公立大学経済学部教授
川手　雅人	多摩大学事務局長
川並　孝純	学校法人東京聖徳学園（聖徳大学）学園事務局長
川野　常夫	摂南大学副学長
川野　祐二	学校法人エリザベト音楽大学理事長、エリザベト音楽大学学長
川辺　英明	東京造形大学大学事務局部長
川村　大介	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）学院長、理事長
神田　宏	近畿大学教授
木内　祐二	昭和大学副学長、薬理科学研究センター長、医学部教授
北川　裕之	神戸薬科大学学長、教授
北島　栄二	福岡国際医療福祉大学医療学部作業療法学科長、教授
北見　公一	日本歯科大学用度営繕部長
木藤　新吾	学校法人愛知産業大学理事、法人事務局長
木村　勝彦	長崎国際大学副学長、IR センター長、産学連携・研究支援センター長、学校法人九州文化学園評議員
木村　隆	学校法人群馬パース大学事務局財務部長
木村　靖浩	別府大学食物栄養科学部長
國武　三歳	久留米工業大学事務局長
九里　秀一郎	浦和大学社会学部教授
熊田　勝	国際医療福祉大学財務部長
粂　幹夫	学校法人樟蔭学園（大阪樟蔭女子大学）法人本部事務局長付
倉島　清隆	学校法人日本工業大学学園戦略・リスク管理担当理事、日本工業大学財務部参与
倉坪　弘一	岐阜女子大学事務局次長
蔵野　雅行	学校法人北海道科学大学財務部長

名　前	所属機関・役職
黒瀬　英夫	学校法人尚絅学園常務理事、学園事務局長
桑田　知明	学校法人江戸川学園（江戸川大学）法人事務局総務部長
越立　政彦	名城大学事務局長補佐、ナゴヤドーム前キャンパス事務部長
小出　龍郎	愛知学院大学前高等教育研究所所長、愛知学院大学短期大学部教授
小出　英夫	東北工業大学就職委員長、工学部教授
幸田　威久矢	八戸学院大学地域経営学部地域経営学科准教授
河野　健一	国際医療福祉大学成田保健医療学部理学療法学科准教授
河野　美紀子	梅光学院大学学長補佐
鴻巣　努	千葉工業大学社会システム科学部プロジェクトマネジメント学科教授
小崎　充	国士舘大学理工学部理工学科人間情報学系教授
越田　実	北星学園大学事務局次長
小島　基永	東京医療学院大学 IR・企画室長、教授
小島　賢久	学校法人森ノ宮医療学園理事、森ノ宮医療大学特任教授
小玉　一樹	福山平成大学経営学部経営学科教授
後藤　彰寛	学校法人桜美林学園法人本部長
小林　亜由美	群馬パース大学教授
小林　葉子	桐生大学医療保健学部栄養学科教授
小室　晴陽	北翔大学教育文化学部教授、大学院生涯学習学研究科長
小谷野　理	学校法人大妻学院（大妻女子大学）財務センター部長
小山　亜紀	倉敷芸術科学大学事務局長
古山　武幸	学校法人常葉大学法人本部財務部長
今野　裕之	目白大学副学長
在川　洋平	森ノ宮医療大学健康管理課長、森ノ宮医療大学附属大阪ベイクリニック事務長
齊藤　隆之	福島学院大学福祉学部福祉心理学科主任、実習指導室長、准教授
齊藤　達雄	神田外語大学総務部ゼネラルマネージャー
齋藤　剛	静岡福祉大学教授
齋藤　真左樹	日本福祉大学副学長
斎藤　正寿	兵庫大学准教授
坂田　敦子	尚絅大学学長補佐、生活科学部長、教授
坂田　勝亮	女子美術大学芸術学部教授
坂根　一生	九州国際大学大学事務局長

名　前	所属機関・役職
櫻井　弘晃	九州国際大学学長
桜木　孝司	東亜大学副学長、芸術学部長、教授
佐藤　彰博	弘前医療福祉大学教務部長、教授
佐藤　明由美	八洲学園大学事務局長
佐藤　栄作	奥羽大学薬学部教授
佐藤　美幸	宇部フロンティア大学看護学部長、教授
佐藤　吉朗	十文字学園女子大学総務部付部長（人事担当）、学校法人十文字学園法人本部兼務
里見　正之	福岡国際医療福祉大学事務部経理課長
讃井　眞理	人間環境大学松山看護学部長補佐、松山看護学部教授
佐野　仁	学校法人朴沢学園（仙台大学）常務理事（財務担当）
重盛　次正	学校法人国立音楽大学理事
篠崎　惠美子	人間環境大学看護学部長、看護学研究科長、教授
柴田　雅祥	人間総合科学大学教授
島井　哲志	関西福祉科学大学心理科学部心理科学科教授
嶋住　英夫	日本女子体育大学法人本部経理課長
清水　明男	学校法人羽衣学園理事、羽衣国際大学共通教育開発センター長
清水　大輔	学校法人香川学園（宇部フロンティア大学）事務局参事
下山　貴宏	大阪樟蔭女子大学図書館事務室事務長兼くすのき地域協創センター課長
下山　直人	千葉工業大学大学改革推進室長
神力　潔司	学校法人九州国際大学法人事務局長
須賀　京子	朝日大学保健医療学部看護学科長、教授
杉浦　史和	帝京大学経済学部国際経済学科教授
杉野　丞	学校法人名古屋電気学園評議員、愛知工業大学工学部建築学科教授
助川　稔	学校法人帝京大学内部監査室長
須河内　貢	大阪人間科学大学教学部長、人間科学部長、教養教育推進室長、FD・SD 委員長、教授
鈴木　一夫	桜花学園大学事務局長
鈴木　勉	学校法人大妻学院（大妻女子大学）常任理事
鈴木　俊明	関西医療大学教務部長 大学院保健医療学研究科研究科長、教授
鈴木　寿	尚絅学院大学大学事務部長
鈴永　武史	宇部フロンティア大学事務部長

名　前	所属機関・役職
須田　利佳子	東都大学ヒューマンケア学部看護学科教授
住　智明	神戸学院大学大学事務局長
角　憲明	日本保健医療大学経理課長
関矢　貴秋	仙台大学入試創職部長、教授
薗頭　里美	学校法人福山大学理事、法人事務局長
髙木　基博	朝日大学総務部長
髙久　達也	学校法人滝川学園（名古屋文理大学）理事、法人事務局長
髙田　純夫	帝京平成大学総務課係長
高藤　清美	筑波学院大学経営情報学部長、教授
高橋　章	北星学園大学企画広報課長
髙橋　一公	東京未来大学教授
高橋　信紀	畿央大学教育推進部主任
高橋　偉茂	学校法人朝日大学常務理事
高原　幸治	桜美林大学入学部長、学長補佐
髙久　正史	学校法人瓜生山学園（京都芸術大学）財務担当理事、法人事務局長補佐
髙山　信吾	学校法人宝塚大学法人本部事務局長
竹内　治彦	学校法人大垣総合学園理事、岐阜協立大学学長、教授
竹下　典行	学校法人ものつくり大学専務理事
竹嶋　伸之輔	十文字学園女子大学教授
武田　信三	鎌倉女子大学経理部長
竹部　正樹	明海大学総務部長
竹屋　元裕	熊本保健科学大学学長
田中　聡	朝日大学事務局長
田中　孝征	学校法人札幌大谷学園理事、法人本部長
田中　始男	福山大学人間文化学部メディア・映像学科教授、附属図書館長
田中　義郎	学校法人桜美林学園理事、桜美林大学副学長、大学院教授
谷　嘉久	学校法人大阪電気通信大学財務部長
谷岡　辰郎	学校法人谷岡学園理事、法人本部長、秘書室長、大阪商業大学特任准教授（経済学部）
谷口　和彦	学校法人明治東洋医学院（明治国際医療大学）理事長
種市　康太郎	桜美林大学教授

名　前	所属機関・役職
太原　孝英	目白大学学長、学校法人目白学園理事
田原口　智士	麻布大学獣医学部獣医学科長
田村　進	広島文教大学キャリアセンター長、人間科学部心理学科教授
辻　幸代	関西医療大学保健看護学部長
土澤　健一	学校法人弘前城東学園理事、弘前医療福祉大学副学長
恒川　孝司	学校法人中西学園常務理事、法人事務局長、名古屋外国語大学副学長、名古屋学芸大学副学長
坪田　裕司	学校法人河﨑学園評議員、大阪河﨑リハビリテーション大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻副専攻長、大学院リハビリテーション研究科教授
出口　雅生	浦和大学こども学部長、教授
寺田　全輝	神戸芸術工科大学事務局長
寺田　裕	学校法人金蘭会学園（千里金蘭大学）法人事務局総務部総務課長兼事務局総務課長
遠山　菜穂美	東邦音楽大学音楽学部音楽学科教授
徳田　孝	筑紫女学園大学連携推進部長
徳田　守	学校法人金沢工業大学理事、法人本部財務部長
德永　千尋	日本医療科学大学 IR 推進室長、教授
刀禰　晋輔	国際医療福祉大学成田キャンパス事務部長
富田　隆	帝京平成大学教授
豊田　久美子	京都看護大学名誉学長、最高顧問
鳥越　淳一	開智国際大学国際教養学部教授、教務委員長
永井　秀範	昭和音楽大学学務部長
長江　仁一	学校法人足利大学法人事務局長
中川　孝彦	畿央大学総務部主任
中川　博文	豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科教授、前教学部長
中川　ひろみ	宝塚大学看護学部長、教授
長坂　祐二	学校法人香川学園理事長、宇部フロンティア大学学長
長澤　宏昭	学校法人千葉工業大学法人事務局次長兼財務部長
長澤　正志	淑徳大学千葉事務局長
中瀬　昌之	南九州大学学長、南九州短期大学学長、教授
永田　一郎	国際医療福祉大学成田病院総合管理部長
中田　周作	中国学園大学教授

名　前	所属機関・役職
長田　真一	学校法人文理学園（日本文理大学）法人本部経理部長
中村　忠司	学校法人玉田学園（神戸常盤大学）常務理事、法人本部長
中山　孝男	学校法人東邦学園理事、愛知東邦大学経営学部教授
中山　浩之	明海大学事務局長
永吉　敦子	鎌倉女子大学総務部次長
難波　一安	学校法人八代学院（神戸国際大学）法人事務局長
西　弘美	愛知みずほ大学大学・短大事務局長、インスティテューショナル・リサーチセンター長
西川　出	大阪工業大学教授
西川　直亮	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）法人本部次長
西川　光俊	学校法人大阪産業大学理事、法人本部事務局総務部長
西嶋　淳	大阪商業大学経済学部経済学科教授、副学長、経済学部長
西田　裕介	国際医療福祉大学成田保健医療学部副学部長、成田保健医療学部理学療法学科学科長、教授
西野　耕太郎	金城大学経理部長
西畑　一哉	学校法人二松学舎常任理事（企画・財務部長）
庭田　智史	学校法人北陸学院理事、事務局長
沼野　雄司	桐朋学園大学教授
沼部　幸博	日本歯科大学歯学部長
野﨑　良春	昭和大学財務部長
野田　政弘	仁愛大学副学長（企画・運営担当）、人間生活学部子ども教育学科教授
計屋　昭生	愛知産業大学事務局長
畑山　浩昭	桜美林大学学長
花村　哲	筑紫女学園大学大学総務部参事
馬場　有里子	エリザベト音楽大学教授
濱田　誠	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）経営本部長
早坂　三郎	甲子園短期大学学長、甲子園大学客員教授
林　啓子	学校法人常葉大学常務理事、法人本部事務局長、人事部長
林　直人	くらしき作陽大学子ども教育学部長、専任教授
林　英雄	名古屋文理大学法人事務局 IR 企画課長
原田　明人	椙山女学園大学企画広報部長
原田　奈々子	杏林大学教授

名　前	所属機関・役職
春田　佳代	修文大学看護学部看護学科長、教授
坂　覚則	学校法人大垣総合学園法人事務局次長、岐阜協立大学事務局長
久野　恭義	学校法人尚絅学園学園事務局総務部長
福井　直昭	学校法人武蔵野音楽学園理事、武蔵野音楽大学学長、教授
福田　真一	東北文教大学准教授
福田　秀志	学校法人日本福祉大学常務理事、日本福祉大学副学長、健康科学部教授
藤田　武夫	学校法人大手前学園（大手前大学）常務理事、執行役員、財務部長
藤原　眞一	大阪歯科大学附属図書館長、歯学部主任教授
藤原　芳朗	鈴鹿医療科学大学附属図書館長、保健衛生学部医療福祉学科長、教授
細井　謙一	広島経済大学経営学部経営学科教授、地域経済研究所長
堀田　一	東海学園大学図書課長、学術情報センター設置準備課長、共生文化研究所課長
堀江　正人	埼玉医科大学大学事務部保健医療学部事務室長
堀尾　正典	名古屋学芸大学教授
本田　康裕	国士舘大学理工学部理工学科教授、理工学部長
前田　克彦	学校法人帝京科学大学常勤監事
松浦　秀治	大阪電気通信大学学長補佐、工学部電気電子工学科主任、教授
松崎　元	千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授
松﨑　健	高千穂大学総務部長
松田　藤夫	学校法人作陽学園（くらしき作陽大学）副理事長
松田　光恵	くらしき作陽大学学長補佐、子ども教育学部子ども教育学科准教授
松永　雅弘	長崎国際大学大学評価・IR 室シニアアドバイザー
的野　陽	学校法人純真学園法人事務局長
丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長
水谷　知加子	学校法人清光学園（岡崎女子大学）学園本部長・理事
水野　雅仁	学校法人西大和学園（大和大学）法人本部事務部長
南　慎郎	鎮西学院大学事務局長
南　俊夫	北海道千歳リハビリテーション大学事務局参与
宮川　博光	学校法人千葉工業大学審議役
宮川　祐志	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）常勤監事
三宅　英文	安田女子大学文学部英語英米文学科教授

名　前	所属機関・役職
三輪　直之	宇部フロンティア大学副学長、教授
向　雅彦	学校法人西南女学院理事長
武藤　正美	学校法人名城大学常務理事、法人事務局長、名城大学事務局長
村田　尚久	学校法人鈴鹿医療科学大学理事、鈴鹿医療科学大学大学事務局長
村田　直哉	名古屋造形大学造形学部造形学科教授
目黒　力	群馬パース大学教授
望月　肇	日本工業大学企画室長
桃井　雅子	聖マリア学院大学看護学部教授、教務部長
森下　宏美	北海学園大学経済学部経済学科教授
森田　康晴	学校法人甲子園学院（甲子園大学）法人事務局会計課長
森本　芳弘	摂南大学枚方事務室長
焼廣　益秀	広島国際大学学長
八代　克彦	ものつくり大学学長補佐（認証評価担当）、自己点検評価室長
安井　利一	学校法人明海大学理事、明海大学学長
安酸　建二	近畿大学経営学部長、教授
安田　純	美作大学生活科学部教授
安田　英土	江戸川大学社会学部経営社会学科長
安田　実	学校法人森ノ宮医療学園理事、森ノ宮医療大学特任教授
安永　明智	文化学園大学国際文化学部教授
柳川　周郎	学校法人鶴学園法人局長、広島工業大学事務局長
山内　京子	広島文化学園大学看護学部長、教授
山口　良一	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）法人本部財務部特任部長
山﨑　その	京都外国語大学付属図書館事務長
山田　千秋	東亜大学名誉教授、大学院客員教授
山田　ゆかり	名古屋文理大学副学長、健康生活学部長、教授
山田　芳樹	名古屋芸術大学経営本部副本部長兼学務部長
山本　一範	姫路獨協大学教授、法学研究科長
山本　智也	大阪成蹊大学教育学部長、教授
山本　昌直	学校法人大阪成蹊学園常務理事、法人事務本部長兼リスク管理統括本部長
山本　正人	弘前医療福祉大学事務部長
山谷　敬三郎	学校法人北翔大学理事、北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長

名　前	所属機関・役職
吉井　克彦	学校法人常翔学園（大阪工業大学）理事
吉岡　眞知子	東大阪大学学長
吉永　早苗	東京家政学院大学副学長、教授
吉野　秀明	日本工業大学先進工学部長、教授、IR 室長
吉村　宗隆	羽衣国際大学教授
六郷　恭二	愛知学泉大学事務長
渡辺　浩一	学校法人比治山学園法人事務局長
渡辺　俊太郎	大阪総合保育大学教授
渡邉　徹也	学校法人金井学園（福井工業大学）法人本部広報部長
渡辺　博之	東京女子体育大学キャリア支援部長、体育学部体育学科教授

Ⅱ　令和４年度　大学機関別認証評価　評価結果

1 愛知東邦大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
建学の精神を「真に信頼して事を任せうる人格の育成」とし、校訓を「真面目」として掲げ、大学の使命・目的及び教育目的は建学の精神・校訓に基づき、学則第 1 条に具体的に明文化している。平成 30(2018)年に大学のコンセプトフレーズを策定し、実現するために九つの「愛知東邦大学クレド（信条、誓約)」を制定した。
社会情勢の急激な変化に合わせ、令和 2(2020)年度に 1 年前倒しで策定した「学校法人東邦学園第三期中期 5 カ年計画」には、大学の使命・目的に基づく、「人材育成と学術で地域社会の活力を生む『創発』大学を目指すこと」「学生一人一人の個性を磨き、地域社会と繋がる共感力を育むこと」を反映している。

〈優れた点〉
〇大学として九つのクレドを制定し、全教職員が各々のクレドを表明しており、それらを印刷物として学内外に配布していることは評価できる。

「基準２．学生」について
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを、大学、学科ごとに明確に定め、ウェブサイトや学生募集要項において公表している。
入学者選抜に関しては、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試区分による入学者選抜を実施している。
学修支援に関しては、各種委員会の構成員として教員及び職員を配置し、教職員が協働して対応する体制を整備し、運営している。学生の意見・要望に関しては、「学修行動・満足度調査」等の実施を通じて把握し、結果を分析して課題の改善に努めている。
キャリア教育については、ライフデザイン科目を展開し、各学部において独自のプログラムを行い、キャリア支援センター運営委員会、演習担当者、学生・キャリア支援課が連携を図って就職・進学に対する相談・助言体制を執っている。

「基準３．教育課程」について
大学の教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシー及びカリキュラム･ポリシーを策定し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価、単位認定、進級制限（要件)、卒業・修了認定に関する基準を明確に定め、適用しており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。ただし、単位認定について一部対応が必要な点が

ある。単位制度の実質化を保つため、各学期に履修登録単位数の上限設定を行い、アセスメント・ポリシーを策定し、学修成果を可視化するとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）をもとにした学生の学修成果を測定・評価する体制を整備している。

学生の修得単位の状況については、各学期終了後の各学部教授会及び大学協議会において報告している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長１人、所管事項を具体的に分担した３人の学長補佐を置いている。

学長のリーダーシップのもと、大学として的確な意思決定と教学マネジメントを行うために大学協議会を設置し、「大学組織運営規程」及び「大学協議会規程」に基づき学長が議長となり運営している。教授会に関する事項の審議体制や学長が定めることが必要な事項について一部対応が必要である。

職員を適切に配置し、設置基準に基づき、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置し、教職協働により教学運営を行っている。

研究倫理委員会規程に基づき研究倫理審査を厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に学校法人の設置目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法を遵守することを明記し、法令等の趣旨に沿った組織体制、諸規則を整備している。

理事会を２か月に１回開催し、理事の出席率は良好で、最高意思決定機関として体制を整備し、機能している。

会計は、法令等や学内の規則に基づき、コンプライアンスを重視して適切に処理しており、独立監査人による監査を毎年受けている。

一方、役員名簿等の一部が公表されていないことや理事会・評議員会の運営・管理について法令及び規則にのっとった対応を行っていない点は改善を要する。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、理事会及び評議員会の議事録について、修正を行った。また、令和 5(2023)年 2 月 22 日に開催した常任理事会において法人や事務局の管理運営体制の抜本的な見直しを行い、内部チェック体制の強化を図り、その結果を 3 月 2 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されることが確認できた。

「基準６．内部質保証」について

教育研究活動の状況について自己点検及び評価を行うことを学則に定め、内部質保証に関する全学的な方針として「愛知東邦大学内部質保証に関する全学的な方針」を定め、ウェブサイトにおいて公開している。

内部質保証に関する体制としては、自己点検・評価委員会、教学マネジメント本部、IR(Institutional Research)推進室を設置し、年度当初の計画の進捗・達成状況を「愛知東邦大学事業報告」としてウェブサイトにおいて公開し、評価の透明性・公平性を確保する

ため、外部の有識者で構成される外部評価委員会を開催している。
内部質保証のための学部、学科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築しているが、法人運営において法令及び規則等にのっとった対応に課題が散見するため、法人運営における内部質保証の仕組みを確実に機能させることを期待する。

〈優れた点〉
○IR 推進体制を更に充実させるために他大学と合同で IR 研修会を実施していることは評価できる。

総じて、建学の精神・校訓に基づき、使命・目的及び教育目的を定め、それらを踏まえた三つのポリシーに沿った教育課程、学修支援体制及び学修環境を整備している。
学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を確立し、教職協働により教学運営を行っている。
内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを構築しているが、法人運営における内部質保証の仕組みを確実に機能させることを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.学生寮（教育寮）TOHO Learning House の運営」については、各基準の概評を確認されたい。
なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。
1. 大学ブランディング

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定
1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神は「真に信頼して事を任せうる人格の育成」とし、校訓を「真面目」として掲げ、大学の使命・目的及び教育目的は建学の精神・校訓に基づき、学則第 1 条に具体的

に明文化かつ簡潔に文書化している。

各学部学科においては、大学の使命・目的を踏まえ、各学部学科の特性に合わせた教育目的を学則第 3 条に定めている。

使命・目的及び教育目的の見直しによって、平成 19(2007)年度に人間学部を創設し、平成 26(2014)年度に子ども発達学科を教育学部として独立させ、平成 28(2016)年度には経営学部国際ビジネス学科を設置している。

加えて、社会情勢の急激な変化に合わせ、令和 2(2020)年度に「学校法人東邦学園第三期中期 5 カ年計画」を 1 年前倒しで策定している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・教育理念、大学の使命・目的、教育目的及びコンセプトフレーズはウェブサイト等において、周知している。平成 30(2018)年度に公開したコンセプトフレーズは教職員のみならず、在学生からも意見等を聴取する機会を設け策定し、その実現のため、教職員が三つのカテゴリー（学生、地域、仲間）、九つのクレドを制定している。

「第三期中期経営計画（2021～2025 年度）」には、大学の使命・目的に基づく、「人材育成と学術で地域社会の活力を生む『創発』大学を目指すこと」「学生一人一人の個性を磨き、地域社会と繋がる共感力を育むこと」を反映している。

三つのポリシーは建学の精神・校訓を反映し策定しており、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として 3 学部 4 学科、学部学科の正課プログラムを補完する組織として六つのセンターを設置している。

〈優れた点〉

○大学として九つのクレドを制定し、全教職員が各々のクレドを表明しており、それらを印刷物として学内外に配布していることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを、大学、学科ごとに明確に定め、ウェブサイトや学生募集要項を通じて公表している。

入学者選抜に関しては、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試区分による入学者選抜を実施している。また、入試委員会において、教職員が協働して入学者選抜方法の妥当性を検証している。入試問題の作成に関しては、大学が適切にそのプロセスを管理している。

過去一部の学科で収容定員の超過、未充足があったが、定員を変更するなどして適切な水準の維持に努めている。また、入学定員未充足の学科はあるものの、大学全体としての学生の受入れ数を概ね適切に管理している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、各種委員会の構成員として教員及び職員を配置することにより、教職員が協働して対応する体制を整備し、運営している。

障がいのある学生に関しては､｢障がいのある学生への支援に関する基本方針｣を策定し、それに基づいて対応している。オフィスアワーについては、全専任教員が特定の曜日・時限を指定し、学生からの質問等に対応できる体制を執っている。また､｢スチューデント・アシスタント制度」を導入し、教育活動を支援する体制を整備し運用している。

中途退学者については、学部教員間で情報交換や学生指導を行う仕組みを構築して対応している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップを含めたキャリア教育について、教育課程内においてはライフデザイン科目として展開している他、各学部において独自のプログラムを行っている。教育課程外では、就職セミナー、大学独自のキャリア形成プログラムである「東邦 STEP」などを実施している。キャリア支援センター運営委員会、演習担当者、学生・キャリア支援課が連携を図って就職・進学に対する相談・助言体制を執っている。また、対面のみでなくインターネットを活用した支援体制も整備し運用している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会、保健・学生相談センター運営委員会、学生・キャリア支援課を置き、学生支援と厚生補導に当たっている。学生に対する経済的な支援については、さまざまな状況の学生に対応できるよう多様な奨学金制度を設け、適切に運用している。また、強化指定クラブへの支援、課外活動の活性化に向けた支援を行っている。

保健室、学生相談室を設け、学生の心身に関する健康相談、生活相談などを適切に行っている。また、保健室や学生相談室とは別に「保健・学生相談センター」という学生が一人になれる空間を設け、学生の個別の事情に配慮した支援を実施している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境については、設置基準を満たす校地、校舎を教育目的の達成のために整備している。図書館については、十分な広さと開館時間を確保し利用できる環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境については、大学全体に無線 LAN を整備しているほか、貸出用コンピュータを用意している。

エレベータや多目的トイレの設置など、学内のバリアフリー化に取組んでいる。また、

耐震診断を全棟に行い、補強が必要となった校舎には大規模改修工事を行っている。
授業を行う学生数の管理のため、クラスサイズに関する規則を設け、適切な運用を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に対する学生の意見・要望に関しては、「学修行動・満足度調査」等の実施を通じて把握し、結果を分析して課題の改善に努めている。
学生生活に対する学生の意見・要望に関しては、保健調査票及び聞取り調査の実施を通じて必要な情報を把握し、対応している。日常的な学生相談については演習担当者が窓口となり、必要に応じて学生相談室等に引継ぐなど、連携体制を構築している。
学修環境に関する学生の意見・要望に関しては、「学修行動・満足度調査」における施設・設備に関する質問を通じて把握・分析し、課題の改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえた大学、学科ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイトなどを通して周知している。その上で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価、単位認定、進級制限（要件）、卒業・修了認定に関する基準を「全学履修規程」に明確に定め運用

しているが、一部規則に基づかない単位認定を行っていることについては対応が必要である。修得単位数による進級制限（要件）のほかに GPA(Grade Point Average)を活用した学業指導及び退学勧告に関する基準を「全学履修規程」で明示しており、適切な学業指導を行っている。また、こうした基準は、「履修の手引き」などを通して学生に周知している。

〈改善を要する点〉

○学則第 14 条で「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」とあり、全学履修規程第 12 条で試験の種類、同第 13 条では試験の方法を規定しているが、全学履修規程第 12 条に記載の試験の種類以外の方法によって単位を与えている科目がある点について改善を要する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保した大学、学科ごとのカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトなどを通して周知している。その上で、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。また、単位制度の実質化を保つため、各学期に履修登録単位数の上限設定を行っている。教養教育を検討する組織として「教養教育センター運営委員会」を置き、令和 4(2022)年度からは「知の交流」「知の対話」「知の再生産」を構成要素とし、「東邦コア科目」「プロジェクト科目」「リベラルアーツ科目」「スキル科目」「ライフデザイン科目」の五つの分類を設け、学生の興味を引くような科目を多く配置する工夫をした総合教養教育を行っている。また、「FD・SD 委員会」が中心となり、アクティブ・ラーニングの導入推進などの教授方法の改善に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度に策定した「アセスメント・ポリシー」により、学修成果を可視化するとともに、三つのポリシーをもとにした学生の学修成果を測定・評価する体制を整備している。その上で、学生の修得単位の状況について各学期終了後の各学部教授会及び大学協議会で報告している。GPA を含めた学生の学修状況については、学内 ICT を利用し随時確認できるようにしている。また、単位修得状況が一目で分かる「グリーンカード（単位取得ガイド表)」を作成し、履修指導に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長 1 人、所管事項を具体的に分担した 3 人の学長補佐を置き、人的な補佐体制を整備している。

学長のリーダーシップのもと、大学として的確な意思決定と教学マネジメントを行うために、大学協議会を設置し、「大学組織運営規程」及び「大学協議会規程」に基づき学長が議長となり運営している。

学長が定めることが必要な事項、教授会の意見を聴くことが必要な事項や教授会の役割が一部明確になっていない部分については対応が必要である。

職員の配置と役割については、「大学組織運営規程」により明確にし、必要な職員を適切に配置し、教職協働により教学運営を行っている。また、教学マネジメント本部を設置し、大学の運営に関して必要な企画・立案、諸課題の解決方策等について検討している。

〈改善を要する点〉

○教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、教授会の意見を聴いて、学長が定めていないことは改善が必要である。

○学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きを定める必要があるが、学長によって定められていないことは改善が必要である。

○学校教育法第 93 条第 2 項の「学生の入学」について、教授会に属さない構成員を含む、

委任に関する定めのない入試判定会議で審議・決定していることは、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準に基づき、必要な専任教員数及び教授数を確保し、教育研究上の目的を達成するため適切に教員を配置している。また、主要な科目には専任教員を配置している。

教員の採用を原則公募制で行い、令和 3(2021)年度からは、学長が示した「教員人事の進め方についての方針」に基づき各学部長が「教員像申出書」を学長に提出し、学長を委員長とする人事委員会において審議し人事採用・昇任計画を策定している。この計画に従い、「教員資格審査規程」「教員資格審査運用規程」に基づき大学協議会等の関係会議の議を経て教員採用・昇任を行っている。

FD は、「FD・SD 委員会」が所管し、授業評価アンケートの実施・運営と結果に基づく授業改善や全学 FD 研修会を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向けた取組みを組織的に行っているほか、全学 FD・SD 研修会や高大合同教職員研修会も実施して教員と職員の資質能力向上に取組み、大学だけでなく高等学校も含めた教職員のコミュニケーションをとる機会としている。

また、大学専任事務職員を対象とした職員研修委員会による補助金制度に関する研修会も行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対し原則一人一室ずつの十分なスペースのある研究室を提供している。また、大学に所蔵がない図書について、ILL(Inter-Library Loan)を利用した文献複写や文献貸借の実施や紹介状の作成などを行い、研究環境を整備している。

「愛知東邦大学の研究者を取り巻く研究環境に関するアンケート」の結果を活用し、研究支援体制の充実及び適正な資源配分並びに研究活動の活性化を図るため令和 3(2021)年度から学内研究推進事業の更なる充実化を行っているほか、その結果を踏まえて学内研究推進事業や個人研究費繰越制度を導入している。また、研究倫理委員会規程に基づき研究倫理審査を厳正に運用し、教員向けの各種講習・研修会等の実施により研究活動における倫理面の担保を適切に行っている。

外部資金の獲得に向けては研究活動委員会により科学研究費助成事業などの競争的資金の獲得に向けた支援、助成金の募集に関する情報発信を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法人の設置目的を定め、経営の基本方針として教育基本法及び学校教育法を遵守することを明記するとともに、法令等の趣旨に沿った組織体制、諸規則を整備している。

第三期中期経営計画を令和 3(2021)年 3 月に策定し、大学の長期ビジョンの実現に向けた方向性と理念として「AICHI-TOHO NEXT CHALLANGE 2030」を掲げ、全教職員が共有し、その達成に向けて取組んでいる。

ハラスメント防止や公益通報者の保護、危機管理体制、情報セキュリティに関する諸規則を整備し、人権や安全への配慮を行っている。

ただし、情報の公表について、法令に則した運営を行っていない点については対応が必要である。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 63 条の 2 で指定している役員等名簿のうち、今年度の評議員名簿がウェブサイト上で公表されていない点は改善が必要である。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法令及び寄附行為に基づき、理事会の運営に努めている。理事会は 2 か月に 1 回開催し、理事の出席率は良好で、最高意思決定機関として体制を整備し、機能している。ただし、理事会議事録の記載に不備が見受けられる。

寄附行為に規定した常任理事会を置き、理事会が委任した事項及び理事長が必要と認めた事項について、熟議の機会を担保し、かつ迅速な審議決定を図っている。

〈改善を要する点〉

○令和 3(2021)年度第 6 回理事会議事録において、実際には理事会開始後すぐに中断していたことが記録されていないこと、また実際の審議順とは異なった審議順が記録されていたこと、加えて、その議事録に議長及び議事録署名人並びに監事が署名していることについて、議事録はその真正性及び非可変性を担保する重要なものであるため、事実に基づき正確に疑義を生じさせることのないよう作成した上で、署名等を行うよう改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人部門と教学部門から責任者が参加する教学法人協議会を設け、規則を整備し、事業経費や人事、施設などの資源の運用や配分に関して、常任理事会に先立って協議している。

常任理事会において、理事会や評議員会に諮るべき事項や法人及び各設置校の運営上重要な事項を審議している。法人の本部組織や教育組織の各部署管理責任者が必要に応じて陪席している。

寄附行為の定めにより理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

ただし、評議員会の運営体制に課題があり、監事の監査機能が適切に働いていないことや新任監事就任後、速やかに職務執行ができる体制になっていない点については対応が望まれる。法令や寄附行為に基づかない運営体制については改める必要がある。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、理事会及び評議員会の議事録について、修正を行った。また、令和 5(2023)年 2 月 22 日に開催した常任理事会において法人や事務局の管理運営体制の抜本的な見直しを行い、内部チェック体制の強化を図り、その結果を 3 月 2 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されることが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○令和元(2019)年度第 6 回評議員会において議事録に事実と異なる日付を記載している点は改善が必要である。

○令和 3(2021)年度第 5 回評議員会議事録において、選出された議長及び議事録署名人とは異なる者が議事録に記録され署名を行ったことについて、議事録はその真正性及び非可変性を担保するものであるため、事実に基づき正確に疑義を生じさせることのないよう作成した上で、署名等を行うよう改善が必要である。

○「監事の選任」を行った令和 3(2021)年度第 6 回理事会議事録を修正しているが、「監事の選任」を行っているため、学内手続き及び所轄官庁等への届出を適切に行うよう改善が必要である。

○令和 4(2022)年度第 1 回評議員会において、事業に関する報告及び決算を議題としているが、報告事項として説明し理事会での審議状況の報告にとどまっているため私立学校法第 46 条にある意見を求めていない点は改善が必要である。

○寄附行為に、「議事録には、出席した評議員および監事が署名もしくは記名押印し、または議長ならびに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上および出席した監事が署名し」と規定しているが、一度も監事が署名を行っていないため改善を要する。

〈参考意見〉

○令和 4(2022)年 4 月の監事交代後、適切な引継ぎが行われないまま新任監事が就任前に行われた監査内容についての監査報告書に署名を行っているため、監事に対しての適切な業務の引継ぎや情報提供体制の整備など、監査報告書の作成趣旨に基づいた体制を整備することが望まれる。

○監事は、理事会及び評議員会の運営方法や評議員会の書面開催、理事会及び評議員会の議事録の不備、評議員会議事録への署名不記載等の私立学校法や寄附行為に則さない事項に対し、監査機能として職務を適切に執行することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第三期中期経営計画」を作成し、その基本方針に沿って財務状況を確認、運営しており、その進捗状況管理を半年ごとに常任理事会において確認している。平成 27(2015)年度以降、基本金繰入前当年度収支差額において毎年度収入超過となっている。加えて、向こう 20 年間の資金収支予測を作成し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計は、法令等や学内の規則に基づき、コンプライアンスを重視して適切に処理している。入学者及び在籍学生数の確定により補正予算を毎年度編成している。

独立監査人による監査を毎年受けているほか、理事者の判断や法人の課題を共有するために監査法人と理事長のディスカッションを実施し、監査法人が理事長及び監事に対し監査実施計画の説明を行い、重点監査事項の確認もしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を行うことを学則第 2 条に定め、内部質保証に関する全学的な方針として「愛知東邦大学内部質保証に関する全学的な方針」を令和 4(2022)年 5 月に定め、ウェブサイトに公開している。

自己点検・評価に関する規則を定め、学長を委員長として、自己点検・評価担当学長補佐、各学部長、副学長、IR 推進室職員等による自己点検・評価委員会を設置しているほか、教学マネジメント本部を設置し、内部質保証に関する体制を整えている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の自主的・自律的な自己点検・評価として、自己点検・評価委員会において年度当初の計画に掲げられた各項目並びに各学部及び各委員会が当初計画に掲げた重点項目を中心に進捗・達成状況の報告を取りまとめ「愛知東邦大学事業報告」としてウェブサイトにおいて公開している。

IR 推進室を設置し、大学運営及び教育の内部質保証のために必要な教育研究活動の情報並びに学生、教学に関する情報を収集し、調査・分析等を行っている。

評価の透明性・公平性を確保するため、「外部評価のための委員会設置規程」を制定し、外部の有識者で構成した外部評価委員会を設け、開催している。

〈優れた点〉

○IR 推進体制を更に充実させるために他大学と合同で IR 研修会を実施していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度に三つのポリシーに基づいた学修成果の可視化のための検証を機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、学生個人レベルの 4 段階で行う、アセスメント・ポリシーを策定している。

令和 3(2021)年 1 月には「東邦学園長期ビジョン-TOHO2030-」を掲げ、それに基づいた「愛知東邦大学長期ビジョン」「第三期中期経営計画」を策定している。「第三期中期経営計画」の進捗状況を半年ごとに常任理事会において確認し、内部質保証のための学部、学科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築しているが、法人運営で重要な理事会や

評議員会の運営･管理において､法令及び規則等にのっとった対応に課題が散見するため、法人運営における内部質保証の仕組みを確実に機能させることを期待する。

〈改善を要する点〉

○大学運営に重要な理事会・評議員会の運営・管理・議事録等について、法令、寄附行為等の確認が不十分であり、内部質保証の一部が機能していないことは改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

A－1．地域社会との連携に関する方針、地域連携活動

A-1-①　地域連携活動のクレド（誓約）としての明示化

A-1-②　大学近隣地域との連携事業

A-1-③　遠方地域との連携事業

A-1-④　地域創造研究所による活動

【概評】

学生一人ひとりの可能性の芽を大切に育てる大学を目差し、平成 30(2018)年度に定めたコンセプトフレーズ「オンリーワンを、一人に、ひとつ。」を実現するために、地域連携活動においては「地域へのクレド」として､「地域が教室」「愛される存在、信頼される大学」「未来を共創してゆくパートナー」の 3 点を制定し、地域連携活動に当たっての指針としている。

その上で、大学近隣地域との連携事業として、名古屋市名東区内を中心とした小学校・幼稚園・保育園・児童館等でのサービス・ラーニング実習の実施、日進市との連携協定に基づく子ども向け体操教室や少年・少女野球教室等を実施している。また、長野県下伊那郡売木村、長野県下伊那郡阿南町や沖縄県中頭郡読谷村といった遠方地域との連携事業にも積極的に取組んでいる。

こうした連携活動について連携先地域の関係者も出席する形で実施する「地域と連携した授業・活動報告会」において、地域連携活動に参加した学生が発表する機会を設定しており、大学所在地域の学区連絡協議会役員が審査に加わった上で、優秀な学生に対する表彰を行っている。

また、大学付属研究機関である「地域創造研究所」において、東海三県の産業・暮らしに関する調査研究を行うとともに地域住民を対象とした講演・研究活動を展開している。

こうした地域連携活動は建学の精神である「真に信頼して事を任せうる人格の育成」を果たすもので、今後の更なる充実発展が期待できる。

基準Ｂ．学生寮(教育寮)TOHO Learning House の運営

B－1．TOHO Learning House 寮活動の活性化と寮生の自己成長

B-1-① TOHO Learning House 寮活動の活性化と寮生の自己成長

【概評】

平成 28(2016)年度に開設した「TOHO Learning House」は、遠隔地からの学生を受入れる「学生寮」としての機能に加え、開設当初から教育機会を創出し、学生の成長と学びの場としての「教育寮」の機能を併せ持った施設となっている。

寮の 2 階部分には旅館業法に基づく「簡易宿所営業」の許可を得た宿泊施設「ゲストハウス」を開設し、学生主体の自主運営を行っている。学生は利用者の予約受付、宿泊対応、料金受領などの業務を担っており、学生にとって、マーケティングやサービスオペレーションを学ぶ格好の機会となっている。

また、TOHO Learning House は「地域連携」「異文化交流」の拠点となっている。このうち「地域連携」については、学生が主体となって企画・運営する「認知症カフェ」は地域の社会福祉協議会との共催で実施した「認知症サポーター養成講座」が契機となり実施したもので、名古屋市内の同種の取組みとしては唯一のものである。「異文化交流」については、名古屋大学短期留学生の滞在先として受入れを行い、受入れ期間中に交流行事を開催したことなど種々の事業に取組んでいる。

また、大学として、学生委員会及び学生・キャリア支援課が担当所管として学生の活動を支援し、相談に応じる体制を整えている。

こうしたことから、TOHO Learning House での活動を通じて、学生が自らの成長を大いに実感することができており、多くの可能性を持つ環境で、今後も多彩な学びを提供する場として、大いに期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大学ブランディング

《ブランディングの背景と目的》

私立大学を取り巻く環境は非常に厳しい。18 歳人口が急減するいわゆる「2018 年問題」は、本学のような小規模私立大学にとって看過できず、早急に対策を打ち出す必要があった。一方、愛知県は令和 9(2027)年の「リニア開通」に地域産業の活性化が見込まれる。こうした環境にあって、本学は、本学ならではの存在感を発揮すべく、平成 28(2016)年度より本格的なブランディング活動を開始した。その目的は、中京圏において独自の価値を有する大学になる、すなわち愛知東邦大学らしさを極めることにより、将来にわたり、ステークホルダーから選ばれる存在になることである。

《活動の経過》

平成 28(2016)年 3 月に、理事会において「学園ブランディングの構築」が決議され、同年 4 月に理事会のもとに「ブランド推進委員会」が設立された。同委員会はまず本学が置かれている環境を正確に把握すべきであると判断し、大規模な意識調査を行った。教職員、在学生、保証人（親）をはじめとして、本学とさまざまな関係を持つ方を中心に合計 3,039 のサンプルが集められ、その結果は報告書にまとめられ、全教職員に配布された。

平成 29(2017)年 5 月、報告書に基づき全教職員を対象とした「座談会」を開催し、大学の現状を確認した。同時に「あるべき姿」「目指すべき姿」について話し合った。ブランド推進委員会は、その中で話し合われた内容を吟味する中で、大学のブランドコンセプト「オンリーワンを、一人に、ひとつ。」を決定し、それに伴い外部のブランド専門会社の協力を得て、ブランドコンセプトを表現したブランドシンボル及びビジュアルアイデンティティシステム（VI システム）を定めた。

平成 30(2018)年 4 月、新ブランドシンボル、VI システムをデビューさせるとともに中京圏を中心に交通広告、コンビニ店舗広告、大学公式 Web の全面改定、SNS 施策の拡充などコミュニケーション活動を活発化させた。また、「ブランドは『見え方』の整備だけではなく、『中身』こそが大事である」との認識のもと、ブランドコンセプトに基づく活動を併せて行った。地域の高校生を対象とした「じぶんブランディング」や、大学で自分は何を学ぶのかを判断の基準とする「自己プロデュース入試」がその例である。

《活動の成果》

私立大学入学定員管理の厳格化など環境変化があり、ブランディングの成果を一概に評することはできないが、ブランディング（令和元(2019)年度入学生）以降の志願者数はそれまでの約 1.5 倍程度を記録しており、ブランディングの成果であることは一定程度認めることはできよう。また、世界最大のブランドコンサルティング会社・インターブランドが開催する「Japan Branding Awards 2019」において Winners 賞を受賞した。これは全国の大学として初めてのことである。このほか日本経済新聞の大学面における「知の現場」特集での事例紹介など、外部からの評価も高まりつつある。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　愛知県名古屋市名東区平和が丘 3-11

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	地域ビジネス学科　国際ビジネス学科
人間健康学部	人間健康学科
教育学部	子ども発達学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理

8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 24 日	実地調査の実施　　10 月 25 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 26 日	10 月 26 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

2 大阪経済法科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は「経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成」「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成」「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」の三つからなる建学の理念に基づき具体的に定め、学則等に記している。また、大学の個性・特色は各学部、研究科の教育目的に明示している。それらは新たな学部設置やコース制の導入の際に、役員、教職員が関与して見直し、社会変化への対応を図っている。大学の使命・目的及び教育目的を、ウェブサイトで公表し、式典の式辞において学長が述べることで学内外に周知している。また、令和元(2019)年に策定し、令和 4(2022)年に修正した中長期計画は「教育特色に富み、国際色溢れ、総合的で安定感のあるアクティブな大学として、さらなる飛躍を目指す」として使命・目的の具現化を図るものである。各学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、それぞれの教育研究上の目的を反映している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに基づく多様な入試を実施し、全学部学科で適切な学生受入れ数を維持している。事業計画中の学修支援計画に教職協働を定め、障がいのある学生の支援等を実践している。研修を受けた SA(Student Assistant)が 1 年生の授業や留学生への支援で活躍している。大学独自の「就活実践 Camp」等、多様な就職支援プログラムを備え、教育課程内外で就職・進学を支援する体制を整えている。「国際教育交流センター」の活動は活発で、国際交流の支援と留学生の生活安定のための措置をとっている。また、図書館にグループディスカッションのフロアを、講義棟にアクティブ・ラーニングに特化した教室を置くなど学修環境を整えている。各種アンケートを通じて把握した学生の意見・要望には、教務委員会、教授会が速やかに対応している。

〈優れた点〉

○「国際教育交流センター」には、留学経験者や元留学生の担当者が多く勤務しており、日本人学生と留学生の交流促進に積極的に努めていることは評価できる。

○作成を推奨している卒業論文及び必修としている修士論文について、外国人留学生が日本語での執筆に取組む際に、通常の論文指導及び修士論文に対する日本語科目の担当教員による日本語表現の添削・指導に加え、日本人と留学生の SA 二人による支援が国際教育交流センターで行われていることは、留学生に対する学修支援や学生間の交流促進と

いう点において評価できる。

〇難関国家資格試験等の合格を目指す特修講座「S コース」を無料で実施しており、選抜試験を設け管理するなど、正課授業と併せて充実した支援を行っている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、これを踏まえた学修の到達目標と成績評価の方法・基準を設定し、シラバスで周知している。科目別合格率目標や成績評価の平準化のための基準を定め、成績評価後に教務委員会等による合格率のチェックと指導を行うなど、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーにより教育課程を編成し、シラバスを整え単位制度の実質化を図っている。学部推奨資格の合格状況、「学生研究発表大会」等の実施、卒業論文の提出数、就職内定数や就職先、進路先結果等を学修成果の指標として重視するなど多様な視点・尺度から学修成果を明示し、併せて三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法を確立し、適切に運用している。

「基準４．教員・職員」について

学長は大学協議会、学長会議、学部長会議など大学の意思決定を行う主要な会議の議長を務め、リーダーシップを発揮できる体制がある。また、職員管理職による事務局会議において理事長及び学長のもと、事業計画を推進するために必要な事項を検討し、実行している。ただし、学生の懲戒手続きに関する規則について、学長が定めることが必要である。大学及び大学院には適切に専任教員を配置し、FD 委員会のもと、毎月 1 回程度授業改善のための活動を行うとともに、教員相互の授業参観を年 2 回実施している。研究活動上の不正行為防止のために規則を設けている他、独自の「科学研究費助成事業ガイドブック」を作成している。職員の資質・能力向上のため SD(Staff Development)を実施し、全職員が毎年度自ら業務の内容、成果や課題を記した「自己申告」を作成して、業務の振返りの機会とするとともに人事配置の参考に供している。

「基準５．経営・管理と財務」について

令和 3(2021)年 5 月に法人のガバナンス・コードを策定し、令和 4(2022)年 1 月の理事会でその実施状況を点検し、その結果をウェブサイトに掲載している。LED 照明の積極的導入や全教室への全熱交換器設置など環境保全に努めている。なお、危機管理のマニュアルについて適時に更新することや八尾駅前キャンパスでも避難訓練を実施することが望まれる。理事を適切に選任して担当業務を割当てるとともに、学長、学部長及び事務局長が理事になることで法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図っている。監事及び評議員を適切に選任し、それぞれ職責を果たしている。法人の中長期計画に基づいて事業計画を適切に策定し、予算を編成している。事業活動経常収支差額は毎年黒字を計上しており、安定した財政基盤を確立するとともに収支バランスを確保している。また、会計処理や、会計及び業務の監査を適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

理事会決議で内部質保証の全学的方針を定め、自己点検・評価を実施し、評価書を公表している。学長会議、学部長会議において教育の質の保証を図るとともに、毎年の予算委員会において各学部、部局が自己評価に基づく報告書を提出して次年度の質的改善を図っている。令和 4(2022)年度に IR 委員会を設置し、現状把握のための調査やデータ収集を行う体制を整備し、実行している。各学部教授会、研究科委員会で三つのポリシーを起点とした教育の質保証を審議し、学長会議、学部長会議において各学部及び全学的な教育の課題を詳細にわたって審議している。一部に法令改正に未対応の規則があり、内部質保証の更なる強化が望まれるが、教育の質保証のため理事長、常務理事、学長等からの意見や指示があり、学長会議、学部長会議を通じて学部教授会、研究科委員会及び各委員会と部局に伝達し、そこでの審議によって改善を図ることで PDCA サイクルが機能している。

総じて、建学の精神に基づき、大学の使命・目的を定め、教職員による手厚いキャリア支援により、学生の志望に沿った就職を実現するよう努めている。SA による授業支援は教員、学生双方にメリットをもたらしている。法人と大学の意思疎通と連携を図り、事業活動経常収支差額において毎年黒字を計上し、安定した財政基盤を確立することで、中長期計画に沿った使命・目的及び教育目的の具現化を可能としている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.海外留学・派遣プログラム」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス対応 :「感染予防と教育研究活動の両立」に向けた取組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の使命・目的を、創立者の「経済と法律、二つの学問の修得による人格の

形成」「実践の中から真理を探求する実学の精神を持った人材の育成」「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」の三つからなる建学の理念に基づくものとして具体的かつ明確に定め、簡潔な文章として学則等に記している。また、大学の個性・特色は各学部、研究科の教育目的に明示している。大学の使命・目的及び教育目的については、平成28(2016)年の国際学部国際学科、平成 31(2019)年の経営学部経営学科の設置や、令和3(2021)年度の経済学部経済学科への新コース制の導入などの際に見直しており、教育重視の大学として、専門的・順次的な教育課程を編成し、教育改革を継続的に進めることとするなど、社会変化への対応を図っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科の新設の際には、使命・目的及び教育目的の見直しを行い、各学部の教授会、大学協議会、理事会で審議・了承することで、使命・目的及び教育目的の策定に役員、教職員が関与している。また、それらを学則に記載し、ウェブサイトで公表しているほか、学長が入学式・卒業式の式辞において繰返し述べることで、学内外に周知している。令和元(2019)年度に策定した中長期計画は、「教育特色に富み、国際色溢れ、総合的で安定感のあるアクティブな大学として、さらなる飛躍を目指す」として使命・目的及び教育目的の具現化を図るものとしている。また、各学部の三つのポリシーは、それぞれの教育目的を反映している。学部・研究科の増設、コース制の見直しに加え、既設の四つの研究所・研究センターの統廃合を進めており、教育研究組織は、大学の使命・目的と整合するものとなっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

「建学の理念、使命」及び「各学部学科の教育目標」を礎とした明確なアドミッション・ポリシーを作成している。ウェブサイトや入学ガイド、入学試験要綱への掲載やオープンキャンパスなどで資料配布することで、学外への周知に努めている。学内に向けては入学式や卒業式の「学長式辞」に盛込むことで周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた多様な入試制度を運用しており、毎年その有効性評価と改善の検討を行い、検証結果を受けて「入試制度検討会議」を開催している。また、入試問題の作成は「入試問題作成小委員会」を編制し学内一丸となり作成している。平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの入学者数は、全学科で定員を満たし、適切な学生確保と受入れを行っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援について、「2022 年度事業計画」の「教育の質保証と学修支援」に定め運営している。「留学生の卒業論文作成支援」「障がいのある学生への支援」については、SA を配置し、関係教職員との協働によって、学生達が充実した教育を受ける機会の確保を実現している。SA は研修受講後に「データサイエンス基礎」などの講義において教務補助に就き、教育に携わることで自らの学びにもなる貴重な機会になっている。国際交流の支援を適切に行うために「国際教育交流センター」を設置して留学生の生活の安定のための措置を講じている。

学生の授業出席状況や休学・留学の状況、課外活動や就職活動状況、教職員との面談記録などの情報を「学修ポートフォリオ」でデータベースとして一元管理し、教職員間で情報共有し、学生への個別対応を行っている。

〈優れた点〉

○「国際教育交流センター」には、留学経験者や元留学生の担当者が多く勤務しており、日本人学生と留学生の交流促進に積極的に努めていることは評価できる。

○作成を推奨している卒業論文及び必修としている修士論文について、外国人留学生が日本語での執筆に取組む際に、通常の論文指導及び修士論文に対する日本語科目の担当教員による日本語表現の添削・指導に加え、日本人と留学生の SA 二人による支援が国際教育交流センターで行われていることは、留学生に対する学修支援や学生間の交流促進

という点において評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

在学生を対象とした充実したキャリア支援体制を整備し、教育課程内外において就職・進学に関する相談・助言体制を整え適切な運営を行っている。学生は大学独自の就職支援プログラム「就活実践 Camp」や「幅広い業界からの外部講師による業界・職種研究」などの多様なプログラムから自分に適した支援を受けることができる。難関国家資格試験等の合格を目指すための特修講座「S コース」は、全学部生に受講の権利があり同コース所属学生となれば無償で受講可能である。八尾駅前キャンパスには資格取得支援を行う「エクステンションセンター」「キャリアセンター」「公務就職支援室」を設置している。また、企業によるオンライン面接・説明会に参加する学生のために「個室型ワークブース」を 3 基設置するなど学生のニーズに応えている。

〈優れた点〉

○難関国家資格試験等の合格を目指す特修講座「S コース」を無料で実施しており、選抜試験を設け管理するなど、正課授業と併せて充実した支援を行っている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

厚生補導のための組織として「学生相談室」を設置し、学生部、学生生活委員会などの部署と連携している。令和 2(2020)年以降のコロナ禍での学修環境下においても学生達が学ぶことを諦めることなく、コロナ禍前と変わらない学修成果を得るための創意工夫を行っている。経済的支援として全学生に「学業生活特別支援金」を支給している。また、新入生には入学試験における学業成績優秀者と高校在学時に課外活動で優秀な成績を修めた者を対象として大学独自の奨学金を支給している。

課外活動として、オンライン日本語会話、オンライン英会話などの機会を設け、コロナ禍でも留学生と日本人学生とが共に学び、コミュニケーションを継続できるよう取組んでいる。また、他のクラブ・サークル活動等の振興のために活動費の支給を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的、ディプロマ・ポリシーを達成するため、各種教育施設・スポーツ活動の場を整えた都市近郊型の「花岡キャンパス」と駅の近くに少人数教育に適し充実した ICT（情報通信技術）設備を備えた都市型キャンパス「八尾駅前キャンパス」の二つのキャンパスを設置し適切な運営・管理を行っている。全学的にオンライン学修環境の向上に努め、パソコンの無償貸与制度も実施している。それぞれのキャンパスに図書館を設けキャンパスの特性に沿うよう整備し､学生の要望に応じてキャンパス間で資料の取寄せを行っている。両キャンパスともバリアフリー環境を整えるとともに耐震についても整備を行っている。利用において配慮が必要な学生に対しては､状況を確認し可能な支援･対応を行っており、学生に対する施設・設備の利便性を図っている。授業を行う学生数について、科目の種類や少人数・双方向型教育という理念に基づき管理を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生による授業・学修評価アンケート」を年 2 回実施しており、学生の学修支援に関する意見や要望を教務委員会、教授会などで報告している。心身に関する健康相談の対応として「疾病により通学できない」などの個別相談や特別の配慮・要望、経済的支援や学生生活の意見・要望は「学生生活実態調査」を実施し実現のために努力している。そのために学修支援システムを整備し､学内ネットワーク上で回答できるようにしている。「学生による授業・学修評価アンケート」結果をウェブサイトで公開し、学生から寄せられた要望は教務委員会、教授会で速やかに対応、学生にフィードバックしている。

また、学修環境、特に施設・設備に対する環境の向上について対応しているが、学生の意見収集を「学生生活実態満足度調査」として今年から実施予定でありこれによる全学的

な状況把握に期待したい。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学科、研究科専攻ごとに定め、ウェブサイトや履修要項で周知している。各授業科目は、カリキュラムマップにより科目ごとのディプロマ・ポリシーとの対応関係を明示するとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた「学修の到達目標」と「成績評価の方法・基準」を設定し、シラバスで周知している。単位認定と成績評価の基準を学則と履修規程において定めた上で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、ウェブサイト、履修要項、履修の手引きで周知している。科目別合格率目標や成績評価の平準化のための基準を定めた上で、成績評価後に教務委員会等による合格率のチェックと指導を行うなど、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学科・研究科専攻は、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応したカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系

的な教育課程を編成するとともに、シラバスの整備、履修単位上限の設定など単位制度の実質化の工夫を行っている。各学部は共通教育科目を配置し、基礎科目、一般教養科目、総合科目など多彩な教養科目を開設し、教養教育を適切に実施している。シラバスに「アクティブ・ラーニングの取り組み」の項目を設け各授業に促すことで、多くの科目でアクティブ・ラーニングを導入するとともに、「学生研究発表大会」や企業と連携した「課題解決型プログラム(Project Based Learning)」を実施するなど授業内容と方法の工夫を行っている。各学部に FD 委員会を置き、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のための組織的な体制を整え、実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学期ごとの単位修得状況、GPA(Grade Point Average)分布、授業科目ごとの合格率、成績分布、授業評価アンケート、年度末の「学修成果・学修時間・学修行動に関するアンケート」といった IR(Institutional Research)情報を学修成果の指標として活用する点検・評価の方法を確立している。学部推奨資格の合格状況、「学生研究発表大会」等の実施、卒業論文の提出数､就職内定数や就職先､進路先結果等を学修成果の指標として重視するなど、多様な視点・尺度からなる学修成果を明示し、それらに基づく三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法を確立し、適切に運用している。授業改善のための教員への指導の実施、資格取得状況や卒論提出数等のデータから学修指導内容や教育課程の改善を行うなど、教育内容・方法及び学修指導等の改善に一連の学修成果の点検・評価をフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、大学協議会、学長会議、学部長会議の大学の意思決定を行う主要な会議において議長を務めている。学生の懲戒手続きについて整備が必要であるが、学長のリーダーシップの確立・発揮ができる体制になっている。また、適切な教学マネジメントを行うに当たり、学長のもとに副学長、学長補佐 3 人を配置し、特に重要課題が集中する教学や入試広報の部門に権限の適切な分散を行い、適宜、対応できるよう配慮している。

職員管理職による事務局会議を月 2 回程度のペースで開催し、理事長及び学長のもと、事業計画を推進するために必要な事項の検討、実行の機能を果たしてきている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項にある学生の懲戒の手続きについて、学生懲戒規程に定めているが、規程の改廃権が理事会にあり、学長が定めているとはいえないため、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院における教育課程を適切に運営するに当たっての専任教員を各学部、研究科に配置している。また、教員の採用・昇任について各学部・研究科において規則を定め、プロセスに沿って、適切に運用している。FD の実施計画及び実施については、FD 委員会が担っており、毎月 1 回の開催を基本として、授業内容及び方法の改善を図るための活動を行っている。また、全専任教員を対象として、教員相互の授業参観を年 2 回実施し、参観報告書を活用した授業改善に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「大阪経済法科大学就業規則」に、「常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に、業務の正常な運営に努めなければならない。」と定め、職員の資質・能力向上をその責務としている。また、毎年度の事業遂行計画とその達成目標を記した「大学事業計画」を作成し、当該年度に実施する SD 計画と獲得目標を示し実行している。全職員は毎年度、「自己申告」を作成し当該年度の業務内容、業務改善の成果や課題、取組んだ SD の内容と次年度の大学事業計画遂行に向けた自身の役割等を記載し、自己の業務の年間の振返りを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究のための個人研究室、専任教員室、図書館等を設置し、教員が授業準備や研修活動を行える環境を整備している。

「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」等を制定し適正な運用を行っている。また、毎年、大学独自の「科学研究費助成事業ガイドブック」を作成し、対象教員へ配付するとともに、厳正な運用に努めている。

全専任教員へ個人研究費を毎年度予算化し割当てている。積極的に科学研究費助成事業の申請を促し、外部資金の導入を図り資源の確保に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「寄附行為」「学則」「大学職制及び人事規則」、その他諸規則を定めており、法人の経営の規律と誠実性を維持している。また、令和 3(2021)年 5 月には、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」を模範として、「学校法人大阪経済法律学園ガバナンス・コード」を策定し、令和 4(2022)年 1 月には理事会において実施状況を点検した結果を取りまとめ、いずれもウェブサイトに掲載をしている点からもその体制が機能している。環境保全の面では、LED 照明の積極的導入や全教室において全熱交換器を設置するなど省エネルギー対策を実施している。また、人権、安全の面でも、諸規則を整備し、啓発活動なども実施しており、配慮や体制整備に努めている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルを平成 17(2005)年に制定したが、その後改定しておらず、八尾駅前キャンパスが新たに開校していることや部署などの名称が当時と異なる点などに鑑みて、整備が行われているとは言い難いことから、適時更新することが望まれる。

○八尾駅前キャンパスにおいても花岡キャンパス同様に避難訓練を実施することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、適切に選任した理事で構成している。豊富な社会経験を積んだ理事の経歴を生かし、「教学・情報化担当」「大学広報担当」の業務を担当する理事を配置している。加えて、ガバナンス・コードに基づき、理事会の年間開催計画を策定し、また、年度初めの理事会において課題になる事項を予め全理事で共有するなど、実効性のある運営と体制を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長、学部長及び事務局長が理事となり、法人及び大学の各管理運営機関との意思疎通と連携を適切に行う体制を整備している。教授会などの意向について、教務委員会及び大学協議会での審議を経て、理事会で審議、承認を行っている。寄附行為の定めに基づき選

任した監事は、理事会・評議員会に出席し意見を述べている。加えて、年間の監査計画を作成し、業務監査、会計監査及び大学の管理運営の監査について実施しその職責を果たしている。評議員会においても、寄附行為の定めに基づき適切に選任した評議員が、適切に運営に携わっている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人大阪経済法律学園中長期計画」に基づき、適切な事業計画策定及び予算編成を行っている。入学定員を毎年度充足させ、学生生徒等納付金収入を増加させることや潤沢な引当資産を有していることにより法人財政の健全性を高め、盤石な経営基盤の安定確保を図っている。その中で、事業活動経常収支差額は黒字を計上するなど、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても正常状態であり、安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保ができている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理について、学校法人会計基準及び「学校法人大阪経済法律学園経理規程」に沿って適正に実施している。学籍、成績管理、納付金を一元化した学生生徒納付金等の収受業務及び学校法人会計の支出業務をシステム化し効率を図っている。当初の予算内容を変更する必要がある場合は、予算と決算にかい離が生じないように補正予算を編成している。

独立監査人による会計監査を、年間にわたり実施している。監事による監査は、「学校法人大阪経済法律学園監事監査規程」に基づいて毎回の理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。内部監査については、「学校法人大阪経済法律学園内部監査規程」に基づいて毎年度計画的に実施している。その結果は、理事長に報告した後、監事及び独立監査人にも報告している。三様監査体制を整備し情報の共有が出来る体制を構築している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

理事会決議で内部質保証の全学的方針を定め、学長を中心とした全学的な体制を整えて自己点検・評価を行い、「自己点検評価書」を公表している。学長会議、学部長会議において、教育の質の保証について常時審議することを定め、実行している事に加え、毎年の予算委員会に、各学部、部局が詳細な自己評価を行った報告書を提出して、次年度の質的改善を図る体制を構築している。認証評価に向けた大学評価委員会の設置を含め、内部質保証のための大学全体としての責任体制は明確である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長会議、学部長会議、予算委員会等の常設の会議において、教学改革の執行状況、事業計画の執行状況を確認するため、エビデンスに基づいた内部質保証のための自己点検・評価を恒常的に実施している。また、その結果については教授会などを通じて学内で共有し、ウェブサイトで公表している。現状把握のための調査・データの収集については、令和 3(2021)年度まで教務部の業務と定め、教務委員会の審議事項であったが、令和 4(2022)年度から IR 委員会を設置し、調査・データ収集を行う体制を整備し、実行している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部教授会、研究科委員会で三つのポリシーを起点とした教育の質保証を審議するとともに、学長会議、学部長会議において各学部及び全学的な教育の課題を詳細にわたって審議している。一部に、法令改正に未対応の規則があり、内部質保証の機能性を更に高めることが望まれるが、学長会議、学部長会議を通じて学部教授会・研究科委員会及び各委員会と部局に伝達し、そこでの審議によって改善を図ることで PDCA のサイクルは機能している。

〈参考意見〉

○一部、法令改正に未対応の規則があるため、内部質保証の機能性を高めるための更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．海外留学・派遣プログラム

Ａ－1．海外留学・派遣プログラムの体系性・組織性

A-1-①　建学の理念に基づき、各学部の教育目的の実現に資する海外留学・派遣プログラムの体系的・組織的展開及び参加する学生への支援

A-1-②　海外協定校数ネットワークの充実

Ａ－2．コロナ禍における海外留学・派遣の展開

A-2-①　コロナ禍における海外留学・派遣プログラムの代替措置の実施

A-2-②　コロナ禍における海外留学・派遣プログラムの実施

【概評】

建学の理念に基づき各学部の教育目的に「グローバル人材の育成」を掲げており、それに資するための施策として海外留学・派遣プログラムを体系的・組織的に展開している。交換留学等 1 セメスター以上の「留学」や、「海外語学研修」「海外フィールドスタディ」「フィールド・プロジェクト」、海外インターンシップによる「海外短期派遣」というさまざまなタイプのプログラムを用意し、学生のニーズに合った海外留学・派遣プログラムを実施するとともに、TOEIC(R)スコア 350 点以上の学生から授業料半額支給の奨学金プログラムを実施するなど、学生の経済的支援が充実している。

アジア、ヨーロッパ、北米、南米の 27 か国・地域の 73 大学・教育研究機関との間に協定を結び、その内コロナ禍前の 5 年間に新たに 10 か国 15 大学と協定等を結ぶなど国際交流ネットワークの充実を図っている。コロナ禍のさまざまな制限が完全には解除されていない中で、令和 4(2022)年度に計 39 人の学生を海外派遣し、また 5 人の交換留学生を迎えているのは、国際交流を積極的に促進する大学の姿勢を表すものとして評価できる。

コロナ禍における海外留学・派遣プログラムの代替措置として、オンラインを活用した「知識習得型」「国際共修型」の二つのタイプのプログラムを、延べ 2,498 人の学生が参加して実現したことは、グローバル人材の育成に対する強い意志の表れとして評価できる。

コロナ禍がまだ収束を迎えていない中、理事長・学長のリーダーシップのもと 6 回の学内会議を踏まえて事前視察を含む入念な準備と引率教員の指導により、令和 3(2021)年秋にサンフランシスコ州立大学への 1 セメスターの留学プログラムを無事に完遂し、学生の語学力向上と学修意欲の向上をそれぞれ達成できたことは、目覚ましい成果として評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 新型コロナウイルス対応：「感染予防と教育研究活動の両立」に向けた取組み

本学では、令和 2（2020）年 1 月 30 日、理事長を議長とする「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、「感染予防と教育研究活動の両立」という基本方針を定め、同方針の下で、感染状況、緊急事態宣言の発出など情勢に対応した対策を検討実施してきた。令和 2（2020）年 2 月～令和 4（2022）年 5 月で 5 億円程度を投入し、感染予防対策を徹底し、対面授業と遠隔授業を併用して、以下のとおり、教育活動を維持してきた。

第一に、感染予防対策を徹底するため、①感染予防マニュアルの策定・改訂と周知、感染予防メッセージの発信、②キャンパス内の除菌清掃の徹底、③キャンパス出入口でのサーモカメラの設置、④教室・食堂等でのアルコール消毒液等の設置、⑤教職員へのマスク（サージカルマスク、高機能マスク）、フェイスシールド及び消毒セットの支給、⑥教室・食堂・事務室等への飛沫防止パーティションの設置、⑦全ての教室への全熱交換器の設置による換気の徹底などを行ってきた。新型コロナワクチン職域接種に積極的に取組み、令和 3（2021）年 6～8 月に初回接種、令和 4（2022）年 2～5 月に追加接種を実施した。これまでのところ、学内での集団感染を起こすことなく教育活動を行うことができている。

第二に、政府・自治体からの要請に基づき、キャンパスの全館閉鎖、卒業式・入学式などの中止などを行い、遠隔授業を全学的に実施した。迅速に方針を決定し、サーバー整備、遠隔授業用の機材や教材の購入、学生貸出用ノートパソコン・モバイルルーターの追加購入など、遠隔授業実施のための環境を整備した。また、遠隔授業の質保証のためにガイドラインを策定し非常勤教員を含め周知した。令和 2（2020）年 4 月からこれまで、拡大と縮小を繰り返す新型コロナウイルスの感染状況や政府・自治体からの要請内容に合わせ、対面授業と遠隔授業の割合を見直し、最善な教育活動を行うことができた。

第三に、厳しい環境に置かれた学生に思いを馳せ、上記の遠隔授業の環境整備のほか、①学業生活特別支援金の 2 度にわたる給付（令和 2 年度：全学生 1 人当たり 5 万円、令和 3 年度：同 3 万円）や学生への昼食無償提供（令和 2 年度秋学期）、②入国規制により入国できない留学生への教育・学習支援、③入学当初から遠隔教育となった令和 2（2020）年度入学生に対する対面での歓迎行事やオンラインでの交流会などを行ってきた。また、遠隔授業がメインの時期にあっても、全人的な教育に必須の「臨場性」を重視する観点から、演習教育、キャリア支援は可能な限り対面により実施してきた。さらに、令和 3（2021）年秋から、学生の留学・海外派遣を部分的に再開させた。

これらの結果、コロナ禍による制約を受けながら、法科大学院に進学した卒業生が司法試験に 2 年連続複数名合格、公認会計士試験合格、公務員採用試験合格者数の増加、除籍退学率の低下、4 年間卒業率向上、就職進路決定率の向上など、多くの教育成果を生みだしてきた。また、これらの教育実績に対する信頼を土台に、学生募集環境の変化に対応し

た入試広報活動によって、減少した志願者数を 2 万人台へと回復させることができた。
このように、「感染予防と教育研究活動の両立」という基本方針のもと、学生・教職員の命と健康を守るとともに、コロナ禍での教育研究活動の維持に取組み、教育成果も向上してきた。アフターコロナを見据え、課外活動の活性化と学園生活の復興、遠隔授業などオンラインの効果的な活用を含め、大学教育全体をより高度に「取り戻していくこと」を、令和 4（2022）年度事業計画の核心的事項に据えて、取組んでいる。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 46(1971)年度
所在地　　大阪府八尾市楽音寺 6-10
　　大阪府八尾市北本町 2-10-45

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科　経営学科※
経営学部	経営学科
法学部	法律学科
国際学部	国際学科
経済学研究科	経済学専攻　経営学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 17 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 28 日	実地調査の実施　　11 月 29 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 30 日	11 月 30 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

3 大阪樟蔭女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成」に基づき、使命・目的及び教育研究上の目的を学則に示し、学生便覧、ホームページなどで周知している。使命・目的及び教育研究上の目的への継続的な努力と実現のため、「グランドデザイン 2030」でのビジョン策定と、学内外における SDGs の取組みとの連動など、変化に対応した施策を打出している。教育研究上の目的実現のため、学部及び研究科で三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育プログラムを構築している。学芸学部 5 学科、児童教育学部 1 学科、健康栄養学部 1 学科及び学生募集停止中の心理学部 1 学科の 4 学部 8 学科並びに人間科学研究科 3 専攻の教育研究組織とし、教養教育の運営主体として学士課程教育センターを組織している。また、教育研究支援組織として、図書館、IT サポートセンター、ラーニングサポート、教職支援センターを設置している。

「基準２．学生」について

建学の精神、教育目的、「ミッション」を踏まえ大学及び学部・学科のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知するとともに、各々に対応した入学試験を行っている。学部・学科により状況は異なるが、大学全体では入学及び収容定員は概ね確保している。各種支援センターを「サポートスクエア」にまとめ、ワンストップ（一個所）体制で学生の要望に応え、障がいのある学生には、「障がい学生支援に関する基本方針」に沿って支援している。教育課程内外を通じた、キャリア支援体制及び学生生活安定のための支援体制を整備している。設置基準に適合した施設・設備を有し、図書館、博物館など教育目的達成のための学修環境を整備するとともに、施設のバリアフリー化、耐震診断の実施など、施設・設備の安全管理を行っている。「大学に関する満足度調査」などを通して学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。

〈優れた点〉

○キャリア支援において、一定条件下での「遠距離交通費補助制度」は、採用試験や面接を受ける学生への経済的支援の点から評価できる。

○「田辺聖子文学館」「しょういん子育て絵本館」等を社会貢献や学生の学修に効果的に活用している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づき、教育課程ごとに「ミッション」を定め、身に付ける能力をディプロマ・ポリシーとして、また、ディプロマ・ポリシーに基づき、学部・学科・専攻・コース及び研究科・専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、両ポリシーともホームページで公表、周知している。単位・進級・卒業・修了の認定基準は、学則に定め厳正に実施している。カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を体系的に編成し、科目の位置付けや到達目標を表したカリキュラムマップを作成の上、シラバスを整備している。教養教育は「学士課程教育センター」が実施している。三つのポリシーに則したアセスメント・ポリシー「評価の指標」に基づき、学生の学修成果を測定・評価することとし、「学修ポートフォリオ」により学修成果を可視化している。学修成果の点検・評価の結果を教育内容及び学修指導の改善にフィードバックし、次年度以降の教育内容・方法及び学修指導の改善を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学長室会議、部館長会、大学協議会を設置するほか、学修・学生支援等の 9 分野に 3 人の副学長を配置するなど、権限の適切な分散と責任を明確化するとともに、教学マネジメントの会議体には事務職員も出席し、教職協働体制を構築している。令和 4(2022)年度において、設置基準が定める教授数に一時的に抵触したが、学科・学部及び大学全体の教員組織の編制を意識した人事計画及び把握により、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員配置となった。職員の資質・能力向上への取組みについては、階層別、職能・目的別、自己啓発型研修を実施している。専任教員に対する研究室の整備や研究費の支給など、教員の研究活動を適切に支援している。研究倫理に関する規則を定め、関係教職員に研究倫理・コンプライアンス研修会の受講を義務付けるなど厳正に運用している。

〈優れた点〉

○FD 活動について、参加奨励のために、講演会・研修会への参加や講師を務めた場合などにポイントを獲得できる「FD ポイント制」を実施し、更に顕著なポイントを獲得した教員に対して学長顕彰を行うなど、工夫を凝らし積極的な取組みを行っている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、学則、諸規則に基づく運営をするとともに、環境保全、人権、安全に配慮し、建学の精神に基づく使命・目的達成のため、継続的努力で経営の規律と誠実性の維持を図っている。「経営戦略本部会議」により、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を構築し、相互チェック体制を適切に機能させている。寄附行為に従った、理事会、評議員会、監事の役割は明確で、意思決定体制を整備し機能させている。中長期計画をもとに財務や施設・設備等の 5 か年計画を策定するほか、年度ごとの指標設定、予算管理、達成目標の検証・見直しなど、適切に財務運営を行っている。事業活動収支差額は支出超過が続いているが、運用資産の増加、外部負債の減少と、安定した財務基盤の確立に努めるとともに、

受託事業収入や科学研究費助成事業など外部研究資金の獲得に取組んでいる。学校法人会計基準及び法人の諸規則に基づく会計処理は概ね適正である。

「基準６．内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的・自律的な自己点検・評価を行うため、学長をトップとした「全学点検・評価会議」を設置し、そのもとに学部及び研究科の「点検・評価会議」及び「自己点検・評価委員会」を置いて、三つのポリシー、大学機関別認証評価、中長期計画及び教学マネジメントを統括し、内部質保証への全学的な方針を明示するとともに、恒常的な組織体制を整備し、責任体制を明確にしている。自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として全学で共有するとともに、ホームページで公開している。教学IR 委員会を設置し、IR 担当副学長のもとで、施策立案に生かす体制を整備し、結果を教育の改善・向上に反映している。また、認証評価や設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ、中長期計画を策定・検証して、大学運営及び法人経営の改善・向上を図っており、内部質保証のための PDCA サイクルは確立し、仕組みは機能している。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び教育研究上の目的により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、「西暦 2030 年のありたい姿」を「グランドデザイン 2030」として掲げ、その実現を目指した施策を展開している。また、大学間連携や地元大阪府東大阪市をはじめとした包括連携協定による、「まちづくり」への参加・支援活動など、時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 建学の精神を基調とした「グランドデザイン 2030」の推進

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成」に基づき、教育理念として明文化した使命・目的及び教育研究上の目的を、大学及び大学院、共に学則に簡潔に明示している。また、建学の精神を女子教育の個性・特色と捉え、使命・目的及び教育研究上の目的を反映した人物像の育成を「ミッション」として定めている。「ミッション」は、大学では学部共通・資格対応・学科の教育内容に、大学院では研究科共通・専攻の教育内容に即して明示している。建学の精神に基づき「樟蔭学園教学の精神」をまとめ、「ミッションステートメント」を制定し、「育成する人物像」の提示及び見直し、「グランドデザイン 2030-美 Beautiful-」でのビジョンの策定と、学内外における SDGs の取組みとの連動など、変化に対応した施策を打出している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的は、各会議体での審議過程で、役員、教職員が関与・参画して、理解と支持を得る仕組みとなっており、学生便覧・履修ガイド、ガイダンス、式辞、初年次教育科目「樟蔭の窓」、ホームページなどを通じて学内外に周知している。中長期計画を 5 か年単位で策定し、使命・目的及び教育研究上の目的実現に向けて努力するとともに、それらに基づき定めた「ミッション」を踏まえて、三つのポリシーを策定している。

教育研究組織として学芸学部 5 学科、児童教育学部 1 学科、健康栄養学部 1 学科及び学生募集停止中の心理学部 1 学科の 4 学部 8 学科体制とし、学士課程教育センターを組織し、学部横断的な教養教育を実施する運営主体としている。大学院は人間科学研究科に 3 専攻を設置している。また、教育研究支援組織として、図書館、IT サポートセンター、ラーニングサポート、教職支援センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育目的、「ミッション」を踏まえ、学部・学科・専攻及び大学院研究科専攻のアドミッション･ポリシーを定め､ホームページで公表するとともに､「入学試験要項」「大学院学生募集要項」などにも掲載するほか、オープンキャンパスや進学相談会、「高校ガイダンス」、高等学校への訪問活動を通じて、周知している。

教授会の専門委員会として、アドミッションズ・オフィスを置き、それぞれのアドミッション・ポリシーに対応した入学試験を実施するとともに、終了後、検証を行っている。

学生受入れ数については、収容定員を下回っている学科はあるが、大学全体では概ね定員を確保している。

〈改善を要する点〉

○学芸学部国文学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満なので、改善が必要である。

〈参考意見〉

○児童教育学部児童教育学科及び健康栄養学部健康栄養学科の収容定員充足率が低いので、定員充足のための努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「サポートスクエア」に、学修支援担当のラーニングサポート、生活支援担当のキャンパスライフサポート、就職・キャリア教育支援担当のキャリアサポート、教職関係支援担当の教職支援センターを置き、学生の要望にワンストップで応える体制に整備するとともに、「ライティング・ヘルプ・デスク」を置いている。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援に関する基本方針」に沿った支援を行っている。また、専任教員が各学年 10

人程度の学生を担当する「アドバイザー制度」を設けている。
オフィスアワー制度は全学的に実施しており、オフィスアワーを一覧にして開示している。大学院生を TA、学部生をラーニング・アシスタント(LA)として採用し、学部の実験・実習の教育的補助業務に従事させている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導体制を整備している。また、インターンシップでは、短期の就業体験型インターンシップと長期の学生提案型インターンシップを設け、キャリア教育のための支援体制を構築している。
キャリアセンター運営委員会における各学科選出の専任教員のキャリア教育への関わり、学生への「遠距離交通費補助制度」の導入、「Face to face」をモットーに、「学科担当制」によるきめ細かな学生サポートなど、相談支援体制を整備している。

〈優れた点〉
○キャリア支援において、一定条件下での「遠距離交通費補助制度」は、採用試験や面接を受ける学生への経済的支援の点から評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生支援課で学生生活安定のための支援をするとともに､学生委員会で学生の厚生補導、学生団体、学生活動などに関する事項を、人権委員会でキャンパス・ハラスメントへの対応を行っている。
経済的支援として、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体等奨学金の他、大学独自の奨学金として､「給付奨学金」「緊急給付奨学金」「大阪樟蔭女子大学後援会奨学金」「大学院給付奨学金」「大学院特別給付奨学金」を設けている。
学生の課外活動は、全学生で組織する学友会がクラブ活動や大学祭などのイベントを主体的に行っており、その活動費用や環境整備などについては学生支援課が窓口となり支援している。
学生の心身に関する健康相談、心的支援は、保健室、学生相談室により、適切に行って

いる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するための校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理センター、付属施設などの施設・設備については、耐震診断の実施など安全性の確保も含めて適切に整備し、かつ有効に活用している。

無線 LAN を拡充することで、情報処理室以外での ICT（情報通信技術）環境を充実し、図書館には蔵書や学術情報資料を確保するとともに、「田辺聖子文学館」「しょういん子育て絵本館」など教育目的達成のための学修環境を整備し、かつ有効に活用している。

キャンパス内のスロープ整備、車椅子使用者用トイレ整備、エレベータの設置など、バリアフリーを意識した施設・設備の利便性に配慮している。

授業は履修学生数に数値基準を設け、クラスサイズをコントロールするなど教育効果に支障を来さないように管理している。

〈優れた点〉

○「田辺聖子文学館」「しょういん子育て絵本館」等を社会貢献や学生の学修に効果的に活用している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

アドバイザー制度、投書箱など学生への学修支援や学生生活に関する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生支援の改善に反映している。

学生の健康相談や経済的相談に関してアドバイザー、保健室、学生相談室、学生支援課

が連携を図り学生生活の改善に反映している。

「大学に対する満足度調査」などを通して施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修環境等の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づき、教育課程ごとに「ミッション」を定め、身に付ける能力をディプロマ・ポリシーとしてまとめ、ホームページで公表、周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、周知し、厳正に適用するために、どのディプロマ・ポリシーに対応する教科なのかを各シラバスに明記している。卒業要件、進級及び単位の実質化を保つためのキャップ制度等は学則、履修規程に定め、学生便覧、履修ガイドに記載するとともにガイダンスなどで周知している。単位認定基準については、各科目の成績評価をシラバスに明記し、それに基づき厳格に行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、学部・学科・専攻・コース及び大

学院専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、周知している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応をカリキュラムチェック表で示し、カリキュラムにおける科目の位置付けと、実現したい到達目標の対応を示したカリキュラムマップを作成し、検証・整備・充実に努めている。

全学共通の教育課程を「学士課程共通教育」と称し、「学士課程教育センター」を設置し、教養教育を実施している。各学部の履修規程で適切に履修登録の上限単位数を定めており、単位制度の実質を担保した運用を行っている。

「FD・SD 活動推進委員会」を設置し、「FD・SD 研修会」「オンライン授業報告会」「相互授業見学・公開」「授業改善のためのアンケート」等により教授方法の改善を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に行うことを目的として、三つのポリシーに則したアセスメント・ポリシー「評価の指標」に基づき、学生の学修成果を測定・評価している。到達目標に対する評価や授業評価などに基づき、「教育活動計画書」の振返りを行い、授業の改善につなげている。学生の学修状況や学修成果を可視化するため「学修ポートフォリオ」を利用している。卒業生の就職先企業に対する「大阪樟蔭女子大学卒業生に関するアンケート」を実施し、企業から見た客観的な評価を調査している。

学修成果の点検・評価の結果を教育内容及び学修指導の改善にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導の改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の補佐体制として、学長が議長となる学長室会議、部館長会、大学協議会を設置するほか、学修支援をはじめとする 9 分野に 3 人の副学長を配置して重要案件の協議・確認の仕組みを設け、学長のリーダーシップの確立・発揮に努めるとともに、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。また、あらかじめ定めた教育研究に関する重要な事項は、教授会に諮問するなど、大学の使命・目的に沿って教学マネジメントを適切に運用している。学長室会議に法人本部事務局長、部館長会に部長級以上、大学協議会に課長級以上、各種委員会に各部門の事務職員が参画するなど、それぞれの役割を明確化し、教学マネジメントは適切に機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度当初、大学設置基準が求める教授数において、長期的な抵触が懸念されたが、解消していることが確認できた。また、教員の採用・昇任については、それぞれ関連する規則等を制定し、人事担当副学長を委員長とする人事選考委員会を設け運用している。

FD 活動は「FD・SD 活動推進委員会」が中心となり企画・立案・実施している。FD 活動は、各種教員研修、授業公開・見学、学生による授業改善アンケートの三つを軸に、参加奨励のための組織的な取組みを実施し、教育内容・方法等の改善への工夫・開発に積極的に取組んでいる。

〈優れた点〉

○FD 活動について、参加奨励のために、講演会・研修会への参加や講師を務めた場合などにポイントを獲得できる「FD ポイント制」を実施し、更に顕著なポイントを獲得した教員に対して学長顕彰を行うなど、工夫を凝らし積極的な取組みを行っている点は評価できる。

〈参考意見〉

○大学設置基準で定める大学全体の収容定員に対する必要専任教授数について、令和 4(2022)年度当初は一時的に欠員状態になっており、同年度に解消したことが確認できたが、今後は学科・学部及び大学全体での人事計画及び把握が望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについては、法人本部総務課が研修の主管課となり、階層別、職能・目的別、自己啓発型研修等、個々の職員の適性に対応して幅広く、かつ組織的に実施している。また、SD 研修実施後にはアンケートを実施し、FD・SD 活動推進委員会においてアンケート結果を踏まえて、次年度に向けてテーマや実施形態について見直しを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と適切な運営・管理については、教員の研究活動支援のため、専任教員全てに対して個別の研究室を準備するとともに、実験実習施設を頻繁に利用する分野においては当該実験実習室の周辺に研究室を配置するなど、研究に従事できる環境を整備し、有効に活用している。

研究倫理の確立と厳正な運用については、研究倫理に関する規則・細則を整備し、所属教員及び公的研究資金の事務に携わる職員の受講を義務付けた研究倫理・コンプライアンス研修会を毎年度実施するなど厳正に運用しているほか、倫理意識の向上と不正行為防止の啓発を目的としたポスター掲示を行っている。

研究活動への資源配分については、「大阪樟蔭女子大学個人研究費支給要項」に基づき個人研究費を支給するとともに、学長裁量経費による、特別研究助成費の制度を設けて物的な資源配分支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為で法人の目的を、就業規則で組織倫理を定め、大学の自主的な運営についてガバナンス・コードを策定し実施状況を点検の上、ホームページで公表している。寄附行為や法令で定める情報を適切に公表しており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、中長期計画を作成し、その内容を年度ごとのアクションプランとして具体的な行動計画に落とし込み、事業計画に反映させている。年度終了後には、単年度事業の達成度評価を行い、中長期計画全体における進捗状況を事業報告書に取りまとめるなど、PDCA サイクルを機能させながら、使命・目的の実現へ向けた継続的な努力を行っている。消費電力の低減、紙資源の消費削減等、環境保全に努め、ハラスメントや危機管理に関しては規則を制定し、監視カメラや 24 時間の人的対応を併用した防犯体制を整備するなど、環境や人権、安全に配慮した体制を整えている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最終的な意思決定機関と位置付けた理事会は、8 月を除く毎月開催され、使命・目的達成に向けた意思決定を行うための体制を整備し、法人及び設置校に関する重要事項を審議するなど適切に機能している。また、理事の選任は、寄附行為の定めに基づき適切に行っている。前年度の 11 月理事会において、次年度理事会開催日程をあらかじめ提示し出席率を上げる工夫を講じており、理事・監事の良好な出席率のもと、事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長を本部長とする経営戦略本部会議は、常勤理事、学校長、必要な教職員を構成員とし、経営戦略の企画・立案、中長期計画の策定・推進を行い、理事長のリーダーシップが発揮できる体制を構築している。一方、学長、副学長、法人本部事務局長を構成員とする学長室会議、事務局の部長級職員も参画する部館長会、教授会には法人本部事務局長、事務部長も陪席として参画するなど、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携により意思決定を円滑に行っている。各管理運営機関には、教員・事務職員を複合的に配置することで、法人・大学の主要な会議等の相互チェック体制は適切に機能している。監事及び評議員を寄附行為に基づき適切に選任し、監事は、「樟蔭学園監事監査規則」に基づき職務を行っているほか、評議員会の運営については、寄附行為に基づき適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画に基づく 5 か年度の事業活動収支計画や施設・設備等 5 か年計画を策定するほか、各年度における指標を設定し予算管理を実施して、目標達成状況を検証しながら見直しを行うなど、適切に財務運営を行っている。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、過去 5 年間の事業活動収支差額がマイナスとなっており収支不均衡が続いてはいるが、「第Ⅱ期中期計画」から収入に見合った支出を構造化して収支バランスの確保に努めており、運用資産の増加、外部負債の減少が見られる。外部資金の導入の努力については、子会社からの寄付金の他、受託事業収入や科学研究費助成事業をはじめとする外部研究資金の獲得に積極的に取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、公認会計士の指導・助言を受け、学校法人会計基準及び「学校法人樟蔭学園経理規程」等の諸規則に基づき概ね適正に行っている。

会計監査については、公認会計士と監事による監査体制を整備しており、厳正に実施している。

補正予算については、学校法人会計における予算の重要性を認識して、決算額が予算と著しくかい離しないように年度末に編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長をトップとした「全学点検・評価会議」を設置し、そのもとに、外部評価委員を含めた学部及び研究科の「点検・評価会議」及び「自己点検・評価委員会」を設け、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。「全学点検・評価会議」は、点検・評価会議担当の「三つのポリシーを踏まえた適切性にかかる学部・学科の点検・評価」、自己点検・評価委員会担当の「大学機関別認証評価の評価基準項目、評価の視点に沿った点検・評価」、部館長会担当の「樟蔭学園の中長期計画、事業計画・事業報告における点検・評価」及び全学点検・評価会議担当の「その他、教学マネジメントに関する点検・評価」を統括し、内部質保証への全学的な方針を明示している。「点検・評価会議」及び「自己点検・評価委員会」は、共に点検・評価担当副学長のもと、大学の教育研究及び管理運営に関わる点検・評価をし、「全学点検・評価会議」に上程することにより、責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に、「自ら点検・評価を行い、その結果を公表する」旨を明記し、「全学点検・評価会議」、学部及び研究科の「点検・評価会議」及び「自己点検・評価委員会」を設置して、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価委員会では、学部及び研究科の点検・評価を踏まえて、認証評価の評価基準項目に沿った、エビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を毎年実施し、この自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として全学で共有するとともに、ホームペ

ージで公開している。

教学 IR 委員会を設置して、学内外の諸情報の集約・分析、調査の実施、情報の提供など、教学改革推進のための政策形成の支援を行うとともに、IR 担当副学長が部館長会に報告し、各種委員会や学科に提供することで、施策立案に生かす体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学部及び研究科の点検・評価会議においては、教育目的や三つのポリシーを起点とした点検・評価作業を実施し、その結果を教育の改善・向上に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ、中長期計画を策定している。中長期計画は、経営戦略本部で定めた評価方法に基づいて、進捗・達成状況を算出した上で、部館長会が核となり年度評価を行い次年度の施策に生かしている。また、点検・評価は、学内理事を介して理事会と密接に連携をとっており、大学運営及び法人経営についての、改善・向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

教学 IR 委員会の機能強化により、IR データ活用の仕組みを整備することにより、内部質保証に対する更なる PDCA サイクルの機能向上を図っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

A－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 社会貢献を目的とする学生活動

A-1-② 大学施設の開放、公開講座等、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

学生が主体となった共同事業の計画・実施として、平成 19(2007)年に奈良県香芝市と「香芝市と大阪樟蔭女子大学との連携協力に関する協定書」、平成 26(2014)年に大阪府門真市と「門真市と大阪樟蔭女子大学との連携に関する協定書」、平成 27(2015)年に東大阪市と「東大阪市と大阪樟蔭女子大学との連携・協力に関する包括協定書」、平成 28(2016)年に和歌山県かつらぎ町と「『大学のふるさと』に関する協定書（かつらぎ町）」などを締結し、幅広い活動を実施している。令和 3(2021)年度からは、学生の主体的な活動であるイキ・

ラボ・チャレンジプロジェクトを、SDGs と結びつけ、SDGs に資する取組みとして位置付けている。これらを統括する組織として「くすのき地域協創センター」があり、学生と地域との結びつきを総合的にサポートしている。

大学の持っている物的・人的資源を活用して、幅広いジャンルにおける公開講座、公開講演会を実施している。延べ 10 万人を超える来館者を記録している「田辺聖子文学館」の設置と一般開放をはじめとして、「しょういん子育て絵本館」の開設、地域連携の窓口としての「くすのき地域協創センター」の設置、心理臨床相談の実施による地域へのサービス、心理臨床に関する大学院学生の教育・訓練及び臨床心理学に関する研究とその推進を目的とした「カウンセリングセンター」の設置、市民に広く栄養指導の場を提供するなど、地域連携と健康・栄養の教育活動拠点として「くすのき健康栄養センター」を駅前に設置し、地域への還元を積極的に行っている。コロナ禍においても、これまでの地域連携のシステムを生かし、学生が主体となって地域に貢献しており、今後も地域活性化の拠点としての役割を果たすことが期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 建学の精神を基調とした「グランドデザイン 2030」の推進

樟蔭学園創立者森平蔵の思いである建学の精神の趣旨は、「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成」をめざすことである。この建学の精神を基調として本学は西暦 2030 年にあるべき姿を示したグランドデザイン「美を通して社会に貢献する～美 Beautiful 2030～」を策定し、人材育成と知的創造活動の拠点となるよう努めている。

人材育成の場である大学として、「自ら考え主体的に判断し行動する力」や「変化に対応するしなやかな力」を有する人材を社会へ送りだすため、知性美・情操美・品性美の三つの「美」を兼ね備えた社会の要となる人材育成に対応した課題解決型教育を展開している。学士課程基幹教育科目の『樟蔭コア科目』には新入生全員必修科目「樟蔭の窓」を設置し、本学で学ぶ意義を理解し樟蔭スピリットを修得するのみならず、「樟蔭美」を構成する三つの力－「観る力」「磨く力」「繋ぐ力」を身につける手がかりを獲得するよう促し、一市民として社会生活を送る基盤を醸成している。さらに学士課程基幹教育科目では『主題別科目』として、「生活者・消費者・市民として生きる」「心と体の健康を考える」「今を考える・未来を生きる」の科目群を設置し、最終的に 4 年次生配当の「総合ゼミナール」にてまとめを行い、「美を通して社会に貢献できる人材」を社会へ送りだせるようカリキュラムを編成している。

一方、知的創造活動の拠点として、「樟蔭美科学研究所」を立ち上げ、学内外の研究者や研究機関と連携しながら、トータルに美を追求し研究を推進している。身体や表現など外面のみならず心理面など内面の美も対象とし、多様な美を基軸とした研究ならびに大学院生を中心とした教育を展開し、得られた成果を社会に還元していく。

また、学生自身がパーソナリティーとなり企画運営を行うインターネットラジオ局－美 Radio－を開設し、様々な情報発信・広報活動を行っている。その活動の中には令和 7（2025）年大阪・関西万国博覧会の「共創チャレンジ」に申請登録し、多くのチャレンジを応援す

るチーム“SDGirls”を立ち上げ、活動範囲を広げている。
　樟蔭学園全体としても、「美」というキーワードを核として、学園のコアブランド「樟蔭美」を掲げ、大学のみならず幼稚園・中学校・高等学校各々の運営に活かすなど、大学のグランドデザインに端を発した活動の輪が広がっている。

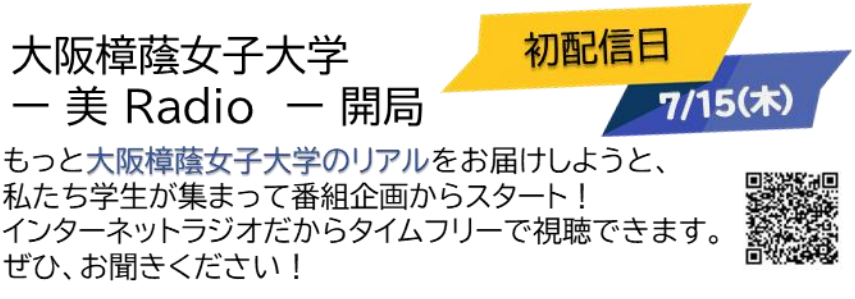

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　大阪府東大阪市菱屋西 4-2-26
　　奈良県香芝市関屋 958

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
学芸学部	国文学科　国際英語学科　心理学科　ライフプランニング学科 化粧ファッション学科
児童教育学部	児童教育学科
健康栄養学部	健康栄養学科
心理学部※	臨床心理学科
人間科学研究科	臨床心理学専攻　人間栄養学専攻　化粧ファッション学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付

9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

4 大阪保健医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学及び大学院の使命・目的は、建学の精神「専門知識（学問）、技術（実習）、そして人間尊重（心）を兼備し、社会に貢献する人材の育成」にのっとり、それぞれの学則に規定するとともに、使命・目的を踏まえた教育目的として人材育成方針を掲げ、大学の個性・特色として社会に表明している。

大学は、使命・目的を達成するために必要な学部・学科等を設置しており、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした点検・評価を行い、課題を「OHSU 中期展望および期間中の取り組み」（以下「中期的な計画」という。）に反映させながら、変化する社会情勢に対応した教育活動を行っている。

「基準２．学生」について

具体的な人材育成方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを学生募集要項やホームページなどで周知するとともに、公正性に配慮した多様な選抜を実施し、入学定員に沿った学生数を適切に確保している。

教員と職員それぞれの専門性を生かした教職協働による丁寧な学修支援を行っており、卒業生を支援員とした「学習支援塾」の運営やチューターによるきめ細かな指導も実施するなど学修支援体制の充実化を図っている。社会的・職業的自立支援は、キャリア教育に関する科目の配置に加えてキャリアサポート委員会が進路支援に当たっている。学生生活の安定のため、経済的支援、学生自治会への助言を行うとともに、保健室や学生相談室による健康相談・心的支援を行っている。学修環境は、全館無線 LAN の整備、バリアフリーへの配慮を行うとともに適切なクラスサイズを確保している。学生代表者と教職員で構成する「学生満足度アゲ隊」を組織し、学生生活や学修環境の改善を行っている。

〈優れた点〉

○アドミッション・ポリシーと関連付けた学力の 3 要素を定め、その重点度を軸とした各入学者選抜のポイントを学生募集要項で周知し、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の確保に努めている点は評価できる。

○教員に加えて卒業生を含んだ支援員によりサポートを行う「学習支援塾」を運営し、学生の知識修得を促進させるなど、学修支援の充実度を高める取組みを実施している点は評価できる。

〇学生代表者と教職員で構成する「学生満足度アゲ隊」からの提案を受け、学修・生活・環境改善につなげるなど、学生の意見をくみ上げるシステムを構築し、効果的に活用している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、進級基準、単位認定基準、卒業・修了認定基準を定め、周知するとともに厳正に運用している。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーにより体系的・段階的な学修になる科目配置を行っている。教養教育についても教養教育検討委員会を設置し、更なる充実を目指している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、教学委員会が授業評価アンケートの実施と学生へのフィードバック、「ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会」（以下、「FD 委員会」という。）が研修会や「FDweek」を実施している。学部と専攻科はディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を定め、「卒業・修了要件達成表」やアセスメントプランによる到達度測定を行うなど内部質保証システムにのっとった点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

〇フォロー制度により、知識の修得度が十分ではないと判断された学生をフォロー期間に再学習させるなど、学習能力に応じた対応や、各学年における学習の積上げを行っている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の専決事項を定め迅速に大学の意思決定を行い、副学長が学長の補佐を行うなど学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を確立しており、教学マネジメントに必要な職員を適切に配置している。

大学及び大学院の教育に必要な専任教員は、設置基準に定める人員を配置している。FD 委員会による FD 講演会や FD 研究会を通して教育研究活動の改善・充実に努めるとともに、授業評価アンケートに対する改善方策を教職員・学生専用の学修支援システムに掲載し公表している。「大阪保健医療大学の求める教職員像」を制定し、教職員として目指すべき目標を明確にするとともに、業務上必要とされる専門知識や技術の修得等に関わる研修計画の立案と実施を促す取組みを「スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会」（以下「SD 委員会」という。）が中心となって組織的に行っている。研究倫理に関しては、研究倫理委員会の設置、「公的研究費の使用に関する行動規範」「研究活動の不正行為への対応に関する規程」の整備により健全な研究環境を保持している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に法人の目的を規定し、就業規則に教職員の服務規律を定めて遵守することにより、経営の規律と誠実性を堅持した法人の運営を行っている。環境保全、人権及び安全に関しては、必要な規則等を整備し配慮している。

学長を兼務する理事長の強いリーダーシップにより法人と大学の意思疎通と連携を円滑

に行っている。使命・目的の達成に向けた意思決定のため、理事会は、寄附行為に基づき適切に運営されており、監事及び評議員は自らの機能を果たしている。

財務に関しては、学内各部署から提出される事業案と中期的な計画に基づき策定された事業計画・収支予算に沿った大学運営を行っており、学校法人会計基準をはじめ、「経理規程」等に沿って適正な会計処理を行っている。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証方針及び実施体制」において、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、大学の教育研究・運営活動の有効性を組織的に自己点検・評価し、大学自らの恒常的・継続的な一連の質的改善の取組みを行うとする内部質保証に関する全学的な方針を明示・公表しており、「大学全体の内部質保証を最終的に俯瞰して責任を負う職を学長」として明確にしている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、毎年、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、学内で共有するとともに社会に公表している。三つのポリシーを踏まえた学修成果をアセスメントプランで計測し、これを中期的な計画や事業計画に反映させるなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを確立している。

総じて、大学は建学の精神のもとに具体的な人材育成方針を掲げ、高度職業教育専門機関として 21 世紀にふさわしい臨床家の養成にまい進している。また、理事長・学長の強いリーダーシップのもとに意思決定を行い、使命・目的の達成に向けて自己点検・評価の結果を踏まえた事業計画及び中期的な計画を策定するなど、大学運営の改善・向上を図る内部質保証の仕組みを確立している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. フォロー制度のあるクォーター制と学習支援塾
2. 国際交流センターにおける活動
3. 臨床家のための大学院

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学及び大学院の使命・目的は、建学の精神「専門知識（学問）、技術（実習）、そして人間尊重（心）を兼備し、社会に貢献する人材の育成」をもとに、それぞれの学則に具体的かつ明確に文章化している。
使命・目的を踏まえた教育目的として人材育成方針を掲げ、これを大学の個性・特色として明示している。大学を取巻く環境に応じて、都度、大学の目的や人材育成方針、三つのポリシーの関連性の確認を行うなど、変化する社会情勢に対応した使命・目的及び教育内容の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び人材育成方針は、学部長、学科長、専攻主任、専攻科主任、事務局代表者、法人室代表者などで構成し全学的事項を審議する大学運営会議の議を経て教授会で審議し、学長が決定して理事会の承認を受けるなど、役員及び教職員がその策定に関与している。使命・目的及び教育目的は学生便覧に掲載し学内配付するとともに、ホームページにおいて学外にも周知している。
大学の使命・目的及び人材育成方針を達成するため、三つのポリシーを起点とした課題を中期的な計画に反映させている。使命・目的及び教育目的の達成のため大学に 1 学部 1 学科 2 専攻と 2 年制の専攻科、大学院に 1 研究科の教育研究組織を設置し、教育研究のため必要な施設を整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

具体的な人材育成方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学・大学院学生募集要項、大学案内、ホームページで公表・周知している。

学生数については、入学定員に沿って適切に確保している。

学部入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに関連する学力の 3 要素を定め、入試区分により重視する要素の比率を変えることを入試のポイントとして学生募集要項で提示し、公正性に配慮しながら多様な選抜を実施している。全ての入試区分で面接試験を課し、面接評価項目をアドミッション・ポリシーに沿った内容にすることで大学が求める学生の確保に努めている。また、入学生に対しアンケートを行い、入試方法の妥当性等について検証している。

〈優れた点〉

○アドミッション・ポリシーと関連付けた学力の 3 要素を定め、その重点度を軸とした各入学者選抜のポイントを学生募集要項で周知し、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の確保に努めている点は評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

運営会議・各委員会は教員と職員により構成されており、それぞれの専門性を生かした支援分担がなされ、教職協働の学修支援体制を整備している。また、各組織で検討された学修支援に関する事項を中期的な計画に盛込み、全教職員の理解のもとで学修支援を実行している。

障がいのある学生への配慮については、「受験上及び修学上の配慮申請書」の提出機会を設け、大学と学生相互で対応策を検討、実行している。

オフィスアワー制度を全学的に実施し、学修支援システムなどで周知している。

卒業生を支援員とした「学習支援塾」を運営し、学修支援体制の充実化を図っている。

退学希望者に対し、保護者を交えた面談を行い退学の抑制に努めている。また、休学者に対し、チューターが定期的な連絡・面談を行い、復学への対応を行っている。

〈優れた点〉

○教員に加えて卒業生を含んだ支援員によりサポートを行う「学習支援塾」を運営し、学生の知識修得を促進させるなど、学修支援の充実度を高める取組みを実施している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内での社会的・職業的自立に関する支援体制については、学部・専攻科において入学年次からキャリア教育に関する科目を配当し、対応している。また、インターンシップ制度に相当するものとして、必修科目の「学外臨床実習」がその役割を担っている。

教育課程外の支援体制については、就職活動の支援に関する取りまとめ組織としてキャリアサポート委員会を設置しており、委員が就職活動準備講座や面接対策講座を実施している。学部・専攻科の学生の相談窓口はチューター・就職担当教員・キャリアサポート委員会委員が担い、情報を共有しながら、進路支援に当たっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導は、教員と職員で組織する教学委員会と事務部に各担当者を置き対応している。

日本学生支援機構による奨学金、医療機関や都道府県奨学金の紹介の他に、大学独自に設けた多種の学費減免制度を整備し、学費等の負担を軽減するための経済的支援を行っている。また、大学院では職業実践力育成プログラム認定制度（以下「BP 認定制度」という。）対象者に対し学費優遇を図っている。

学生自治会への助言、公認課外活動団体への教員顧問の配置などにより、学生の課外活動支援を行っている。

教学委員会のもとに保健室及び学生相談室を設置し、学生の健康相談・心的支援に応じている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は設置基準を満たしており、学科・専攻科それぞれの養成施設指定規則に定められた講義室・実習室、設備を配置し、有効に活用している。

図書館は十分な蔵書数を有している。また、自習コーナーを備え、開館時間、開館日数についても適切である。電子ジャーナルとデータ検索が、学内ネットワークを通じて利用可能であり、学修環境を整えている。

ICT（情報通信技術）環境は、全館無線 LAN を整備しており、二つの情報処理室を設置している。全ての建物は現行の耐震基準に適合し、点字ブロック・スロープ・手すり・多目的トイレなどを整備し、バリアフリーにも配慮している。

授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられるよう、教学委員会が適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

年に一度、学生生活アンケートを実施し、生活全般・学修・学内施設設備等について学生の意見や要望、満足度に関する情報を収集している。また、複数の学生代表者と教職員で構成する「学生満足度アゲ隊」を組織し、学生と教職員との直接的な意見交換の場を設け、より具体的な改善項目の把握に努めている。

学生生活アンケート結果や「学生満足度アゲ隊」からの提案について学内関係者へ情報共有を行い、各専攻・専攻科、各委員会や運営会議で改善策を検討の上、学生へフィードバックしている。また、改善案については、実行可能な期間に応じてそれぞれ対応している。

〈優れた点〉
○学生代表者と教職員で構成する「学生満足度アゲ隊」からの提案を受け、学修・生活・環境改善につなげるなど、学生の意見をくみ上げるシステムを構築し、効果的に活用している点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
大学は、大学及び大学院の目的及び人材育成方針を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、学則、学生募集要項等で公表・周知している。
ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準・進級基準を学則及び関係規則に定め、学生便覧・シラバスにて周知している。また、GPA(Grade Point Average)制度、「卒業・修了要件達成表」を導入して活用している。加えて、大学独自のフォロー制度を実施している。
単位認定・卒業認定・修了認定は教授会で意見を聴取して学長が総合的に行い、厳正に適用している。シラバスに評価方法、履修規程に評価基準を記載している。また、修士論文に係る評価の基準は、学生便覧及びホームページに明記している。単位授与に必要な授業時間数を確保しつつ、「2 学期クォーター制」を導入し、学びの理解度を高めるように工夫している。

〈優れた点〉
○フォロー制度により、知識の修得度が十分ではないと判断された学生をフォロー期間に再学習させるなど、学習能力に応じた対応や、各学年における学習の積上げを行っている点は評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
大学及び大学院の教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、学則、学生募集要項等で公表・周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。学生便覧はカリキュラム・ポリシーごとに対応するディプロマ・ポリシーを明記し、ホームページ、シラバスでは授業科目ごとに両ポリシーとの該当項目を記載し、それぞれの関係性を明確にしている。

教育課程系統図により各科目とカリキュラム･ポリシーの関連､科目構成の階層を示し、段階的な学修ができる科目配置となっている。シラバスを作成し､「内容」「到達目標」「授業計画」「評価方法」を記載している。

教養教育の更なる充実を目的に、教養教育検討委員会が検討と推進を担当し、問題等が生じた場合は、委員等が是正に向けて対処する体制を整えている。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、教学委員会が授業評価アンケートの実施と学生へのフィードバック、FD 委員会が研修会や「FDweek」を実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学部と専攻科は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を定め､「卒業・修了要件達成表」を個別面談指導に活用している。点検･評価方法は、アセスメントプランを制定し、学修成果の到達度を測る指標としている。研究科は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果に「概論」「特論」「特論演習」「特別研究」を用いている。点検・評価は、BP 認定制度を用いて修了生から症例報告書、勤務先上長から修了生の活動記録の提出を求めている。

学部と専攻科は、授業評価・学生生活・就職先アンケートなどによって、学修成果を点検・評価している。また、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向け、内部質保証システムにのっとった自己点検を行いフィードバックしている。研究科は、授業評価アンケート、学修満足度等によって、学修成果を点検・評価している。また、教育内容・方法及び

学修指導等の改善へ向け、研究科長と担当教員の話合い、研究機関の長及び研究倫理委員会へ研究進行度報告にて、フィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が「校務をつかさどり、所属職員を統督する」ことを学則で規定し、「処務規程」で学長の専決事項を定めることで、意思決定ができる仕組みを構築している。

学長を補佐するために副学長を置き、学長の専決事項の一部を副学長に委任している。また、その委任内容を具体的な 11 項目として文書で取り交わしている。

大学の運営や全学的対応が必要な事項については、大学運営会議で審議した後に教授会に報告し、学長が決定する仕組みを確立するなど、教学マネジメントを構築している。

事務職員の採用は「事務職員採用・昇任規程」に基づき、原則として公募しており、一部役職に欠員があるものの人員を適切に配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院において、設置基準等で定める必要専任教員数を確保し、適切に配置している。また、教員の採用は原則として公募にて行い、採用・昇任に伴う資格審査等は、学部・専攻科・大学院研究科それぞれで定めている「教員資格審査規則」に基づいて適切に実施している。

FD 委員会が主催する FD 講演会や FD 研究会を通して教育研究活動の改善・充実に努めており、コロナ禍においても遠隔による傾聴セミナーを実施するなど、継続した FD 活動に取組んでいる。

授業評価アンケートを年 2 回実施し、科目全体の集計結果及び担当教員による改善方策を学修支援システムに掲載し、学生に公表している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、大学の使命・目的を理解し、具体的な人材育成方針（教育目的）を体得して、学生の見本となるような「大阪保健医療大学の求める教職員像」を制定することにより、教職員として目指すべき目標を明確にしている。

SD 委員会が中心になり、各学科・各委員会において業務上必要とされる専門知識や技術の修得等に関わる研修計画の立案と実施を促す取組みを、組織的に行っている。

全職員にビジネス能力検定の受験を義務付けることにより業務水準の維持を図るとともに、職員自らが自己啓発に積極的に取組むためのサポートとして、「自己啓発研修等経費補助」制度を設けている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教職員及び学外の学識経験者等で構成する研究倫理委員会を設置し、国の定める倫理指針に基づく審査体制を整備している。

「公的研究費の使用に関する行動規範」や「研究活動の不正行為への対応に関する規程」等を整備し適切に運用するとともに、毎年度内部監査を実施し、研究費の不正使用・研究活動における不正行為の防止に努めている。

彩都スポーツ医科学研究所を設置し、教育・研究に関わる環境整備を行っている。また、教授から助手に至るまで職位に応じた個人研究費を支給し、週に 1 日は職務専念義務を免除するなど、研究意欲の促進を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に法人の目的を示すとともに、就業規則で教員及び職員の服務規律を定めている。令和 2(2020)年には「大阪保健医療大学の求める教職員像」を制定し、学生の見本になるような「望ましい教職員像」を明確に示している。

学園本部が法人全体の管理運営を担っており、教育組織や学園事務局と連携して 5 か年にわたる中期的な計画やそれに基づく毎年度の事業計画を作成し、実行している。

環境保全に関しては、「環境自主行動計画」を策定して校舎照明の LED 化やスーパークールビズの実施など省エネルギー対策に取組んでいる。人権については、「ハラスメント防止及び対策等に関するガイドライン」の策定・運用を始め、各種啓発活動を行っている。また、安全への配慮については、「危機管理規程」を策定して消防・防火設備の定期点検や自衛消防訓練を実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為において「学校法人の業務を決し、理事の職務の遂行を監督する」と規定し、法人の最高意思決定機関として位置付けている。

理事の選任は寄附行為の規定どおりに行われており、現理事 7 人のうち 4 人が外部理事で構成されている。また、予算・決算、事業計画の進捗状況の確認など、理事会の運営は適切に行われている。

理事会への理事の出席状況は、新型コロナウイルスの影響があるものの概ね良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人管理運営の最高責任者である理事長が大学管理運営の最高責任者である学長を兼務しており、理事長の強いリーダーシップにより法人と大学の意思疎通と連携を円滑に行っている。理事長が学長を兼務することによる業務負担については、学長の業務の一部を副学長に委任することで緩和している。

大学の運営や全学的対応が必要な事項を審議する大学運営会議に、教員役職者と学園事務局及び学園本部法人室代表者が構成員として参加し、法人と大学で協議した上で教授会に報告し、大学の意思決定につなげていく仕組みを構築している。

理事会及び評議員会に毎回一人以上の監事が出席し、学校法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況をチェックしている。また、評議員は理事総数の 2 倍を超える数で選任されており、評議員会への出席状況も良好である。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
学内各部署から提出される事業案と中期的な計画に基づき策定された事業計画・収支予算に沿った大学運営を行っている。

学部の学生数は入学定員を満たし、堅調に推移している。また、収入の柱である学生生徒等納付金の安定的な確保のために、志願者の拡大や退学者の抑制に関し中期的な計画にて目標値を設定し、実績評価を行っている。

外部資金の獲得に向け、研究資金情報を収集・案内するとともに、大学院 FD 委員会が中心となり科学研究費助成事業に関わる学内説明会を開催している。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準をはじめ、「経理規程」「経理規程施行細則」等に沿って適正な会計処理を行っている。また、会計処理に当たり判断が困難な事例については、顧問税理士・公認会計士に随時相談を行い、助言や指導を受けている。

予算外の不測の支出等が発生した際には、必要に応じて補正予算を編成し、決算額との大きなかい離がないよう努めている。

監査法人による決算監査終了後等、公認会計士、監事及び学校法人関係者との意見交換を適宜実施することにより、連携を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「内部質保証方針及び実施体制」において、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、大学の教育研究・運営活動の有効性を組織的に自己点検・評価し、大学自らの恒常的・継続的な一連の質的改善の取組みを行うとする内部質保証に関する全学的な方針を明示・公表している。また、恒常的に内部質保証の推進を担う組織として自己点検・評価委員会及び大学運営会議を整備し、「大学全体の内部質保証を最終的に俯瞰して責任を負う職を学長」として明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

各専攻、専攻科、研究科、各委員会は、毎年、前年度のデータに基づき、日本高等教育評価機構の評価基準に沿って自己点検・評価を行い、当該自己点検・評価を踏まえた改善・向上方策を策定し、ホームページで公表するなど、内部質保証のためエビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、学内で共有するとともに社会に公表している。

現状把握のために必要な問題や課題の分析は、「IR 規程」に基づき、関係部署・委員会においてデータ収集・集積・分析が行われ、その結果が学長に提言として報告される体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の到達度を測る指標として、アセスメントプランを制定し、大学レベル・学科レベル・科目レベルの 3 段階において、毎年度、内部質保証活動に取組み、その結果を教育の改善・向上につなげている。

自己点検・評価の過程において、各専攻、専攻科、研究科、各専門委員会等から提出される教育の改善・向上に向けた課題は、3 年間の長期サイクル、2 年間の中期サイクル又は 1 年間の短期サイクルに分けて PDCA を実施し、中期的な計画や事業計画に反映させるなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

A－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 地域住民、卒業生に対する情報提供

A-1-② 大学と医療機関との連携

A-1-③ 大学と地域社会との連携

【概評】

保健医療系大学の専門性を生かし、広く市民の健康作りに寄与することを目指して、大学の物的・人的資源を活用した公開講座や卒後教育を開催している。公開講座は、年度ごとに社会のニーズに即して公開講座委員会で企画し、大学の人的資源ネットワークを生かした講師を招へい、保健医療に関する情報提供を行っている。特に、発達障害分野をテーマとした講座では、ウェブ参加者が 100 人を越える実績を挙げている。卒後教育は、福田学園校友会主催で卒業生を対象に実務者研修会を実施している。令和 3(2021)年度はコロナ禍に配慮し、在学生の支援を中心とした活動や研修会などを計 6 回行った。

平成 24(2012)年 2 月 6 日に医療法人錦秀会との連携協定を締結し、同医療法人が設置する阪和第二泉北病院敷地内にある大阪保健医療大学臨学共同参画センターが常に病院と連携できる体制を構築している。臨床・教育・研究にわたる臨学共同参画を推進し、地域医

療の更なる発展に貢献している。また、在校生の学修において、研修センターを活用して半日研修、評価実習、長期実習を実施しており、十分な学修効果を挙げている。

「障がいを持つ子供達へのサッカー教室の開催」「森之宮スマートエイジングシティ事業」「障がい者サッカーの支援などの社会活動」を通じ、大学が持つ物的・人的資源を地域社会へ提供して連携を果たしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. フォロー制度のあるクォーター制と学習支援塾

フォロー制度のあるクォーター制を特徴としている。講義を短期間に集中して開講することで学生の知識の習得度を上げている。さらに、学生の理解の定着を徹底的にサポートするフォロー制度による支援も行なっている。科目試験終了後、知識の習得度が十分ではないと判断された学生に対しフォロー授業（補習）を行い、フォロー授業でも十分に知識が習得できない場合は、継続フォロー（再補習）を行う。また、学修習慣の定着と学修方法の獲得、成績の向上や臨床現場の話等を通じて作業療法士、理学療法士になることへの「動機づけ」の維持・向上につなげることを目的とし、学習支援塾を設置している。学習支援塾では、卒業生が教学委員長及び専任教員の指導・管理のもと、個別指導を中心とした取り組みを実施している。学習支援塾は成績不良の学生のみではなく、学修に対する悩みを改善したいと希望する全学生を支援する機会を設けている。令和 2（2020）年度から新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況であったことから、従来の対面指導に加え、オンラインでの支援方法も新たに設定し、講義の合間や放課後に自宅で指導を受けられる体制を整えて支援している。

2. 国際交流センターにおける活動

平成 24（2012）年度よりカンボジアへのスタディツアーを企画運営してきており、平成 30（2018）年度からは、本ツアーを自由選択科目「国際リハビリテーション」と位置付けた。その後、学生が様々な生活や価値観に触れ、国際的に幅広い視野を持ち、将来の実践に役立つ多様な活動を提供することを目的に国際交流センターが設置され、その役割を果たしている。現在、カンボジアの関係機関 2 か所及びチェンマイ大学保健医療学部と教育・研究活動の協力関係も結んでいる。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、カンボジアスタディツアーとタイのチェンマイ大学との短期交換留学は実現できなかったが、オンラインで国際交流活動を行う授業及びチェンマイ大学によるオンデマンド授業の調整と具体的な支援を行い、令和 3 年（2021）年度は、卒業生や関係機関も対象に含めて、オンラインで日本とカンボジアのリハビリテーションについて情報交換や意見交換を行う機会を 3 回設けた。

3. 臨床家のための大学院

本学大学院は、実際の医療現場で活躍しながら、さらに高度な専門知識・技能を学びたいと望む医療技術者を対象として設置されている。生活機能を支援する最新知識や科学的根拠に基づいた介入の技能を現職のまま修学できるよう、夜間あるいは週末・夏期休暇における集中講義を開設する等、様々な配慮がなされている。その中でも、脳神経疾患身体障害支援学領域が文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP)」の認定を受けていること

は特記すべき点である。本領域における「課題研究」では、大学院生の臨地活動から課題を抽出し、大学院生の勤務施設で担当する対象者を通じて課題解決のための症例研究を実施する。その指導にあたり、キャンパス内での講義と演習指導にとどまらず、大学院生の臨床・臨地現場に指導教員が赴き、対象者の状態や大学院生の介入場面を現場で把握し、大学院生に直接助言と指導を行うと共に、各施設の実務家と連携し、指導教員と共に学生指導を行っている。また、「修士論文」の研究でも各施設と連携し、研究テーマの臨床的意義や各施設や臨床現場への還元も考えながら、実務家と共に学生指導を行っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 21(2009)年度
所在地　　大阪府大阪市北区天満 1-9-27
　　大阪府大阪市北区天満 1-17-3
　　大阪府茨木市彩都あさぎ 7-3-16

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	リハビリテーション学科
保健医療学研究科	保健医療学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

5 大手前大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
建学の精神「STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び)」に基づき、大学の使命として「生涯にわたる学びの提供」「人格形成と問題解決能力の養成」「地域連携と国際貢献」の三つを掲げるとともに、大学及び大学院の教育目的、学部ごとの教育目的を定め、学則に具体的に明示している。使命・目的及び教育目的は、自己点検・評価委員会において討議・立案し、教学運営評議会及び常任理事会の審議を経て策定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。大学全体及び学部ごとの三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的に基づき策定しており、使命・目的及び教育目的を実現するため、5 学部 5 学科に加え、通信教育課程と大学院を設置するなど、教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について
アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ、大学全体及び学部ごとに定めており、学生募集要項及びホームページで周知している。入学定員及び収容定員を遵守し、在籍学生を適切に確保している。大学が独自に開発した学修支援システムを活用して、教員と職員・TA(Teaching Assistant)等が協働で学修支援を行うとともに、学修サポートセンターと「IT サポートデスク」を設置し、学生の修学サポートを行っている。大学独自の奨学金や学費減免制度を設け、経済的困窮学生に対する支援を行っているほか、地方出身者や海外提携大学の留学生に対し学生寮を用意し住居支援を行っている。校地及び校舎は、設置基準を上回る面積を有し、講義室、体育館、図書館などを適切に整備している。アドバイザー教員、必修科目コーディネーター、ハラスメント相談員など、学生が気軽に相談できる窓口を複数用意し、学生の意見や要望を把握している。

〈優れた点〉
○学修サポートセンターに専任職員・教員・学修支援相談員、PS(Peer Supporter)を常時配置し、教養科目から専門科目までの学生の学修支援を行っている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について
ディプロマ・ポリシーは、大学全体及び学部ごとに定めており、学生募集要項及びホームページで周知している。単位認定基準は、学則及び「授業科目、履修方法等に関する規程」に定め、「履修ガイド（STUDENT HANDBOOK)」及び「大手前大学教務のしおり」

で周知している。カリキュラム・ポリシーは、大学全体及び学部ごとに定めており、ホームページなどで周知している。教育の質保証を担保するために独自に策定した「グランドデザイン」に基づき、専攻プログラムとコアカリキュラムに加えてクロスオーバー制度により多様な学びを実施している。また、1 学部につき 1 学科編成であるが、その中でメジャープログラムを導入することで専門性を高めている。学期ごとに全ての授業科目において実施する授業アンケートに基づき、学修成果を点検・評価している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長及び学長補佐を置くとともに、教学面での議案を審議・決定する機関として、学長を議長とする教学運営評議会を設置している。教員数は設置基準を満たしており、各専攻に専門科目を担う専任教員を適切に配置している。教員の採用は、「大手前学園教員選考規程」に基づき、原則公募により行い、教員の昇任は、「大手前大学教員採用・昇任基準」に基づき、人事委員会、教学運営評議会の議を経て常任理事会で決定している。全職員を対象とした SD 研修をはじめ、階層別研修、管理職研修、FD(Faculty Development)と SD(Staff Development)を合体した「FSD 研修」を実施するとともに、外部研修会にも積極的に参加し、職員の資質・能力向上に取組んでいる。研究活動への支援は、個人研究費に加え、採択型の学長特別教育研究費や共同研究費により財政的支援を行うとともに、研究助成課を設置し、人的支援も行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「行動指針」を策定し、経営の規律と誠実性の維持を内外に表明するとともに、「大手前学園ガバナンス・コード」を制定し、法人の社会的責任を果たすべく高い公共性と透明性のある運営を行っている。寄附行為に基づき理事会を設置するとともに、機動的かつ戦略的意思決定ができる体制を整備するため常任理事会を設置して、理事長のリーダーシップのもと、迅速で適切な戦略的意思決定を行っている。法人及び大学の管理職で構成される教学運営評議会を設置し、意思決定の過程において、法人と大学の意思疎通と連携を適切に行っている。法人及び大学の財政状況は、財務比率からも健全であり、内部留保を含め、安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」「固定資産管理規程」に基づき行われ、会計監査は、監査室が実施する内部監査、監事による監査及び独立監査人による外部会計監査の三様監査を厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価に関する全学的な方針を学則に定め、内部質保証に責任を負う組織として位置付けた自己点検・評価委員会において自己点検・評価を隔年ごとに実施するとともに、策定した中長期計画を毎年度点検・評価することで、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。教学運営室がリテンション率や入試種別ごとの退学率など、IR(Institutional Research)を活用したデータの収集と分析を行い、カリキュラム改革や入試改革などに活用している。三つのポリシーを起点とした内部質保証は十分ではないものの、学修の指針である「グランドデザイン」と大学が独自に設定した「C-PLATS(R)」に基づき、学修成果を測定・評価し、教育の質を保証している。前回の認証評価で指摘を

受けた改善を要する点は適切に改善されており、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期計画に基づく内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、建学の精神に基づき、大学の使命・目的を定め、法人全体のビジョンである「地域に愛され、支持される学園づくり」のもと、リベラルアーツ教育を通じて社会的に貢献できる人材を育成している。また、内部質保証のための組織を整備し、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果を大学運営に反映させるとともに、中長期計画のもと、時代の変化に対応した新たな学部の設置や教育目的の見直しを適宜行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流と社会連携（地域社会と国際社会への貢献）」「基準 B.人格形成と問題解決能力の養成（リベラルアーツ教育）」「基準 C.生涯学習の提供（リカレント教育）」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. LEO（GJS,GBS）
2. 教育ボランティア（学外者参加教育と外部評価）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）」に基づき、大学の使命として「生涯にわたる学びの提供」「人格形成と問題解決能力の養成」「地域連携と国際貢献」の三つを掲げている。また、大学及び大学院の教育目的、学部ごとの教育目的を定め、学則に具体的に明示している。

平成 26(2014)年度に建学の精神をはじめとする理念体系を点検・評価し、より明確で簡潔な文章かつ具体的な表現に改定するなど、必要に応じた見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、自己点検・評価委員会において討議・立案し、教学運営評議会及び常任理事会の審議を経て策定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、ホームページに掲載するとともに大学案内や募集要項に記載して学内外に周知している。

中長期計画は、使命・目的及び教育目的に基づき策定し、毎年度、評価と見直しを行っている。

大学全体及び学部ごとの三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的に基づき策定されており、使命・目的及び教育目的を実現するため、5 学部 5 学科に加え、通信教育課程と大学院を設置するなど、教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを、教育目的を踏まえて定めており、学生募集要項及びホームページ等によって学内外に周知している。入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーに沿って、多様な入試方法を用いて行い、入学試験委員会により適切に管理運営している。入試の結果は、教学運営室 IR 担当が分析・検討し、入学試験委員会にて次年度への対策を協議している。

入学者の確保には、高校訪問やオープンキャンパスなどの高校接点活動の改革が行われており、入学者に結びついている。入学定員及び収容定員は遵守されており、在籍学生が適切に確保されている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学が独自に開発した学修支援システム「el-Campus」を用い、教員・職員・TA が協働した学修支援が行われている。

学修サポートセンターを設置し、スーパーバイザー、学修支援相談員、TA・SA(Student Assistant)などの連携により、学生の学修支援が行われている。障がいのある学生に対しては、「障がい学生受入ガイドライン」を定め、学修サポートセンターの担当者が対応している。

学生からの相談に対しては、全専任教員がオフィスアワーを設定しているほか、1 年次から 4 年次までの必修科目の担当教員をアドバイザーとするアドバイザー制度を設け、学修支援、就職支援を含めて実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア教育の支援は、「キャリアデザイン」「職業選択演習」「インターンシップ」などの科目が全学的に整備されている。「C-PLATS(R)能力開発プログラム」「e ポートフォリオシステム」、就職支援サイト等を取入れ、キャリアサポート室、アドバイザー教員と連携して学生のキャリア支援を行っている。これらのキャリア支援により、コロナ禍であっても、高い就職率を保っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスセンター、学修サポートセンター、国際交流センターを設置しており、学生課、学生委員会等が連携し、学生の厚生補導の充実に向け活動している。経済的支援としての奨学金制度、学費減免制度、学費の延納・分納制度、通信教育課程で修業年限を超えて学ぶ学生への学費の制度等の支援を設けている。学生の心身に関する健康相談は、健康相談室と学生相談室にそれぞれ看護師、臨床心理士を配置して対応するとともに、要支援学生には保健管理専門部会主催のケース会議を行い、対応について協議、情報共有している。学生寮を設置し、地方出身者や留学生に対して提供している。

課外活動に対しては、年間活動費助成や強化対象クラブへの特別助成、新入部員勧誘のための冊子作成費用の助成などを行っている。

留学生に対しては、留学生対応連絡協議会を設置し、学生課、教務課、国際交流センター等の関連部署と留学生のアドバイザー、日本語担当教員が連携し、支援している。

〈優れた点〉

○学修サポートセンターに専任職員・教員・学修支援相談員、PS(Peer Supporter)を常時配置し、教養科目から専門科目までの学生の学修支援を行っている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

キャンパスは、さくら夙川キャンパスと大阪大手前キャンパスの 2 か所にある。校地、校舎の面積は設置基準を上回っており、各設備を適切に整備・改修している。また、実習施設、図書館等の学修環境も十分に整備している。図書館は、教育研究上必要な蔵書を有しており、学生の学びに対応して開館されている。

学内は、バリアフリー化に取組んでおり、整備が進んでいる。ICT（情報通信技術）化に伴い、学生のパソコンの必携化を進めるとともに学内の無線 LAN 等 ICT 環境を整備しており、また学内にパソコン実習室も整備している。

講義科目、演習・実験及び実習科目、実技科目ごとに受講人数の基準を設け、基準を超える場合には、クラス増設や人数調整など教育効果に鑑みて配慮をしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学修環境に関する学生の意見や要望を聴く機会として、意見箱が設置されており、また学生懇談会、アンケート調査が実施されている。

学生の相談窓口として、アドバイザー教員、必修科目コーディネーター、ハラスメント相談員等の相談体制を整えている。学生の意見や要望は、担当部署から関連委員会に報告され、必要な改善策を審議・決定し、対応している。心身に関する健康相談は、健康相談室、学生相談室に看護師、臨床心理士を配置し、対応するほか、要支援学生については、ケース会議で相談・協議し、その対応を検討している。

学生からの意見や要望は、対応窓口を設けて相談内容に合わせて対応しており、改善している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、大学全体及び学部ごとに定められており、学生募集要項及びホームページに掲載し、周知している。その中で、全学部共通の「10 の能力：C-PLATS(R)」の修得を特に重視する方針を打出している。単位認定基準は、学則及び「授業科目、履修方法等に関する規程」に定め、「履修ガイド(STUDENT HANDBOOK)」及び「大手前大学教務のしおり」において周知している。また、3 年次秋学期終了時点の通算 GPA(Grade Point Average)が 1.2 以上なければ「卒業研究」の履修ができないので、これを下回る場合は実質的に 4 年間での卒業ができない仕組みになっている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについては、大学全体及び学部ごとに定められており、ホームページにおいて公表・周知している。また、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持たせている。

カリキュラム全体としては、教育の質保証を担保するために独自に策定した「グランドデザイン」に基づき、専攻プログラムとコアカリキュラムに加えてクロスオーバー制度により多様な学びを実施している。キャップ制度により、一部の学部で多めではあるが、履修登録単位数の上限をほぼ適切に設定するとともに、GPA 制度と併用して単位制度の実質を保つための工夫を行っている。国際日本学部、建築&芸術学部、現代社会学部では、成績の良い学生には GPA に応じて次学期に上限を超える単位の履修を認めている。「C-PLATS(R)能力開発」「問題解決型学習（PBL 学習）」と「自己主導型学習（SDL 学習）」を導入し、教授方法の工夫と開発を行っている。1 学部につき 1 学科編成であるが、その中でメジャープログラムを導入することで専門性を高めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとの関係がやや明確でないものの、学修の指針である「グランドデザイン」を策定し、学修支援システム「el-Campus」において、学生は修得単位数・GPA・出席状況等を確認して、自己評価を測定し、また学期初めの目標・学期末の目標到達度とコメントを記入し、担当教員はそれを確認した上で、コメントを返す等の指導をしている。また、学期ごとに全ての授業科目において実施する授業アンケートに基づき、学修成果を点検・評価している。また、卒業生へのアンケートで教育への満足度を把握している。通信教育部では、授業開始時と終了時、年度末などにアンケートを行い、それをもとに授業

計画を改善している。

〈参考意見〉

○三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の実施状況をより可視化し、その結果が教育内容・方法及び学修指導の改善に生かされていることを示せるよう、適切な対応が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

副学長及び学長補佐を配置するなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備し、使命・目的の達成のため、教学運営評議会、教授会及び各種委員会などを設置して教学マネジメントを構築している。

「教学運営評議会規程」「大手前大学教授会規程」などを定め、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。また、「学長及び副学長に関する規程」を定め、副学長の組織上の位置付け及び役割も明確にしており、機能している。

「大手前大学教授会規程」により、教授会の組織上の位置付け及び役割が明確になっている。また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。大学の意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って、適切に行い、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準で定める大学及び大学院に必要な専任教員を十分に確保し、適切に配置しており、「人事委員会規程」「大手前学園教員選考規程」「大手前大学教員採用・昇任基準」など、教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用している。

また、大手前大学 FD 委員会を設置し、FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っており、ティーチング・ポートフォリオの導入を開始して教育面の強化を図り、教員相互の教育改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全職員を対象にした SD 研修、資格等級制度に基づく階層別研修、管理職を対象とした管理職研修、FD と SD を合体した「FSD 研修」を実施するとともに、外部研修会にも積極的に参加させるなど、職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施及びその見直しを行っている。

新人事制度として「資格等級制度」を導入し、資格ごとに必要な研修を明示し、毎年計画的に階層別研修を受講させる仕組みを構築して実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して、原則として、一人一室の教員研究室を確保し、快適な研究環境を整備し、適切な運用・管理に努めている。

「学術研究倫理に関するガイドライン」を制定し、研究の円滑な推進と高い倫理性を保持するとともに、公的研究費等の取扱い、不正行為の防止対応及び不正行為調査委員会諸規則を制定し、研究費の厳格な運用・管理が行われている。

研究倫理委員会を設置し、研究活動の法令遵守状況をチェック・監視するとともに、監査室と連携して定期的に研究倫理に関わる研修会を開催している。

一律配分の個人研究費、採択型の学長特別教育研究費や共同研究費で研究活動を財政支援するとともに、研究助成課の人的支援の他、FD 開催で外部資金の導入に努めている。

史学研究所他各種研究所を設置するなど､快適な研究環境を整備し､有効活用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「行動指針」「大手前学園ガバナンス・コード」などの組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。中長期計画を継続的に策定し､その進捗を毎期に点検･評価し、必要に応じて目標や計画の見直しを行うなど、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。

また､「行動指針」において、省エネルギーへの対策を定めてエコ・キャンパス推進事業に取組んでいる。「個人情報保護に関する規程」「大手前学園ハラスメント防止に関する規則」を定め、個人情報の保護・管理やハラスメント防止に努めており、環境や人権について配慮している。「危機管理ガイドライン」を定め、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の定めにより、理事会及び常任理事会を設置し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事を適切に選任して、中長期計画に基づいて策定された事業計画について審議・承認し、事業報告にて事業計画の確実な執

行を確認するなど、理事会の運営を適切に行っている。また、理事の出席状況は概ね適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備して、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。また、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。寄附行為第 8 条に基づき、監事の選任を適切に行っており、寄附行為第 23 条に従って、評議員の選任及び評議員会の運営を適切に行っている。

監事の監査報告書の理事会及び評議員会での取扱いについては改善が必要であるものの、監事の理事会及び評議員会への出席状況は概ね適切である。監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べている。評議員の評議員会への出席状況も適切である。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書について、理事会及び評議員会の議案として取上げ、審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないので、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中規模の総合大学という目標を掲げ、法人本部の中長期経営計画と各設置校の中長期計画から構成される中長期計画のもと年度ごとに策定した事業計画に基づき予算を編成するとともに、中長期的な計画を裏付ける財務計画を立案し、財務運営を確立している。

長年にわたり堅実経営を継続してきた結果として、法人及び大学の財政状況は、財務比率からも健全であり、内部留保を含めて安定した財務基盤を確立している。

既設学部に加えて新設学部の学生募集も堅調なことから、学生生徒等納付金収入は増加傾向にあり、収入と支出のバランスを適切に保っている。

外部資金の導入促進については、創立 60 周年の記念事業をはじめとする寄付金募集や私立大学等改革総合支援事業補助金などの獲得、更には科学研究費助成事業の採択件数の増加傾向など導入努力が結実している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理の適正な実施については、学校法人会計基準にのっとり、「経理規程」「固定資産管理規程」等の諸規則を整備しており、これらに準じて適正に実施されている。

会計監査の整備体制と厳正な実施については、監査室が実施する内部監査、監事による業務と財産の状況等の監査及び監査法人による会計監査の定期的な監査体制が整備されており、厳正に実施している。

資産運用については、「資産運用規程」を整備しており、概ね適正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の学則において自己点検・評価に関する全学的な方針を定め、内部質保証に責任を負う組織として自己点検・評価委員会を設置するとともに、各種の部会、協議会、委員会等を組織し、内部質保証のための点検・評価を実施している。また、自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長及び事務局長等、教学及び大学運営において責任を持つ教職員で構成されており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
隔年ごとに自己点検評価書を作成し、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施している。また、策定した中長期計画を毎年度点検・評価することで、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果については、学内に周知・共有するとともに、作成した自己点検評価書はホームページに掲載し社会へ公表している。
学長特命担当 IR・教学改革関連を担当する学長補佐の指導のもとに、教学運営室がリテンション率や入試種別ごとの退学率など、IR を活用したデータの収集と分析を行い、カリキュラム改革や入試改革などに活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを起点とした内部質保証は十分ではないものの、学修の指針である「グランドデザイン」と「C-PLATS(R)」に基づき、学修成果を測定・評価し、教育の質を保証するとともに、その結果を踏まえて、教育の改善・向上に努めている。三つのポリシーをはじめとした大学の基本方針にのっとり、中長期計画の定期的な見直しを組織的に行い、改善・向上方策を策定している。なお、監事の監査報告書の取扱いについては、見直すことが望まれる。
前回、認証評価で指摘を受けた改善を要する点については、適切に改善されており、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づく、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉
○監事の監査報告書の取扱いについて、改善を要する事項があることから、内部質保証システムの機能性の向上に取組むことが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．国際交流と社会連携（地域社会と国際社会への貢献）

Ａ－1. 全学的な国際交流の推進

A-1-① 三つのポリシー及び学修成果への反映
A-1-② 交流体制の確立と PDCA
A-1-③ 情勢変化への対応

A－2. 全学的な社会連携の推進
A-2-① 学修成果への反映と連携体制

【概評】
ディプロマ・ポリシーの「社会に貢献できる価値ある人材として認める学生に対して卒業を認定し」と記されている「社会」とは地域社会と国際社会の両者の意味を示すもので、それを踏まえて「地域社会と国際社会への貢献」を大学の使命・目的としている。
アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、フィリピン、韓国、タイなどでの海外研修や海外協定校への交換留学プログラムを実施し、一部学部の学生に対しては、パリ国立高等美術学校への交換留学プログラムも実施している。
こうしたプログラムは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたが、ICT 教育環境の全学的な推進の成果として、遠隔による国際交流プログラムや海外の実習先の学生とのオンライン交流会を開催するなど、情勢の変化に対応した取組みを行っている。また、国際看護学部では、外国人支援センターや検疫所で実習を行っている。
地域社会に関わる社会連携活動として、産官学それぞれに広範な連携協定による全学的な社会連携から学部単位・教員単位に至るものまで、5 学部それぞれ多様な専門性をもとにしたさまざまな連携事業を実施している。
社会連携活動は、社会連携委員会での提案・協議を経て実施し、活動後は自己点検・評価委員会社会連携部会で点検・評価を行い、次回の活動や新たな活動に活用している。これらの事業は、広く一般にも利用可能なものも多く、社会に貢献しており、それはホームページで公開している。また、阪神地区の地域性を生かした社会連携活動を行っている。
全体として見ると、学生に海外への関心を促し、地域貢献のための活動を積極的に行っているといえる。

基準Ｂ. 人格形成と問題解決能力の養成（リベラルアーツ教育）

B－1. C-PLATS(R)能力の養成と評価
B-1-① 学修成果への反映

B－2. 全学的なリベラルアーツ教育の推進
B-2-① 三つのポリシー及び学修成果への反映

B－3. 大手前プレゼンフェスタ（全学プレゼンテーション）
B-3-① 三つのポリシー及び学修成果への反映

【概評】

ディプロマ・ポリシーとの関連が必ずしも明確ではないが、教育方針としている「人格形成」や「問題解決能力の養成」は、リベラルアーツ教育の実践により達成可能であると考え、「問題解決型学習（PBL 学習）」と自ら能動的に考え行動する「自己主導型学習（SDL 学習）」を、全てのカリキュラムにおいて実施している。

コミュニケーション力、プレゼンテーション力、リーダーシップ、行動力、創造力、計画力、論理的思考力、分析力、チームワーク、社会的責任能力の 10 の能力を「C-PLATS(R)」と規定し、大学独自に開発した「C-PLATS(R)能力開発システム」を問題解決能力養成の中心的教育手法として活用している。

国際日本学部、建築&芸術学部、現代社会学部においては、全ての専門分野の授業科目を原則として自由に受講でき、それを「文系 3 学部クロスオーバー」と呼んでいる。リベラルアーツ教育に重点を置き、一つの専門分野に特化するのではなく、クロスオーバー制や全学的教育事業等により、学生が複数の領域を学ぶことができるように教育課程を編成しようと試みている。

「大手前プレゼンフェスタ」を各学年で実施し、「社会で役立つ人材」のための能力養成と実践の機会を提供している。それらの成果については、主として「el-Campus」にて全学生及び教職員に公開している。

全ての学生がプレゼンテーションを行うことは「問題解決型学習（PBL 学習）」としては特筆すべき取組みである。学位授与の基本方針とカリキュラム方針の中での位置付けを明確にして行うことが望まれる。

基準Ｃ．生涯学習の提供（リカレント教育）

Ｃ－1．通信教育課程における学修機会の提供

C-1-①　教育テクノロジー（Edtech）進展への対応

Ｃ－2．公開講座等におけるリカレント教育の提供

C-2-①　リベラルアーツ教育に基づくプログラム体系の構築

【概評】

建学の精神に「STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）」をうたい、それに基づき、現代社会学部に通信教育課程を設置し、同時双方向性を担保したライブ型のメディア授業を取入れるなど、より学びやすい学修環境を構築し、生涯学習の場を提供している。

ホームページで公表されている中長期計画では、「通信教育部（現代社会学部現代社会学科通信教育課程）では、国内外の社会問題を教育研究の対象とし、学修活動の中でグローバル化、情報化が進んだ現代社会にあって、諸課題を発見・理解できる力やコミュニケーション力を身につけ、社会人基礎力を備え、企業社会など、幅広い社会分野で活躍できる人材を養成します」としており、それに基づいた人材の養成を目指している。

リベラルアーツ教育を推し進めて、「大手前シティカレッジ」として、公開講座、公開実技講座及び実践英会話講座を開催し、社会貢献と生涯教育を行っている。

令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は、コロナ禍によって、公開実技講座等が中止になる中、動画配信やウェブ会議システム等で英会話講座などのオンライン講座を実施している。また「大学コンソーシアムひょうご神戸」にも参画し、講座を提供して、地域貢献をしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. LEO（GJS,GBS）

本学では、独自の英語教育プログラムとして、LEO（Language Education of Otemae）を開設している。

LEO は、“使える英語”を学ぶグローバルコミュニケーション教育の核となるプログラムで、1 年次春学期より、学生を英語力別にクラス分けをした上で、1 クラス 30 人程度の少人数制により演習形式の授業をおこない、コミュニケーション能力の修得を図っている。クラス分けの基準となるレベルは４段階となっている。各レベルの学修目標は、「レベル１ 初級Ⅰ」がはじめて日本語を介さずに英語を英語で学ぶ人のための基礎トレーニングクラス、「レベル２ 初級Ⅱ」が主に英語に慣れること、聞く力、話す力をつけるため、英文読解、文法、英作文などを学修、「レベル３ 中級」がレベル２を発展させた形で英語の総合力をつけること、「レベル４ 上級」が米国大学での授業を想定した内容とし、例えば、リサーチの方法、論文の書き方、ディベートなどを学修、といったものとなっている。LEO はいわゆる「英会話」クラスではなく、「読む」「書く」「聴く」「話す」という語学学修の４要素をすべてバランスよく学ぶことで、コミュニケーションの道具としての英語力を磨き、自分の思いを自分の言葉で語る力を培うことを目指している。また、LEO と併行して、米国大学の教養課程に準拠し世界と日本について学ぶ科目群で構成された GJS(Global Japan Studies)、及び英語でビジネスの専門科目を学ぶプログラムとして GBS（Global Business Studies）も開講されている。GBS プログラムの担当教員は、すべて英語ネイティブスピーカーで構成される。学生は、これらの教員の指導の下、英語でのグループワーク、プレゼンテーション、ディスカッションを通じてビジネスの理論と実践を修得すると同時に、実践的な英語力を高めている【資料特 1-1】【資料特 1-2】。

2. 教育ボランティア（学外者参加教育と外部評価）

本学では、平成 23（2011）年度より、教育の質を高めることを目的に、学外から社会人の「教育ボランティア」を募集し本学の教育活動に参加していただいている。「教育ボランティア」登録の方々は、本学の教育に強い関心を持たれている社会人である。キャリアカウンセラー、企業の経営者や人事教育担当者、地域商工会の方々、本学の卒業生などさまざまである。自主的に参加をいただいており、本学の教育全般にわたるさまざまなご助言を第三者の視点からいただいている。

「教育ボランティア」の具体的な取り組みとして、コアカリキュラムの必修授業における、主としてプレゼンテーションを軸とした教育のいくつかの場面があげられる。令和３（2021）年度は、１年次「キャリアデザイン」における大手前プレゼンフェスタ・プレゼンテーション大会での審査員、３年次「ゼミナール」における教育ボランティア面談（全

学生を対象とした個人面談）などに参加いただいた【資料特 2-1】。学内関係者の教育のみでは得られない、多角的な観点からのアイデアが有意義に機能していると考える。

上記の教育活動は、全学プレゼンテーション実行委員会において管理・実施の後、コア教育連絡協議会での点検・評価を年度ごとにおこない、毎年修正を加えている。さまざまな場面において教育に参加していただけるよう試行錯誤している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 41(1966)年度
所在地　　兵庫県西宮市御茶家所町 6-42
　　大阪府大阪市中央区大手前 2-1-88

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際日本学部	国際日本学科
建築&芸術学部	建築&芸術学科
現代社会学部	現代社会学科
健康栄養学部	管理栄養学科
国際看護学部	看護学科
現代社会学部	現代社会学科（通信教育課程）
比較文化研究科	比較文化専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 24 日	実地調査の実施　　10 月 25 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 26 日	10 月 26 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	（意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見あり）

6 鹿児島純心女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、平成 6(1994)年に建学の精神「聖母マリアのように神様にも人にも喜ばれる女性の育成」のもと開学し、現在は 2 学部 1 研究科を有する女子大学である。使命・目的の実現のため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、教育研究活動を実践している。使命・目的、教育目的等は、教職員研修会や授業で教授するとともに、教育の理想像としてマリア像等を設置し、学外にはホームページ及び大学案内で周知している。開学以来、女子大学として歩んできたが、現代の若者の諸問題に鑑み、女子だけに限らず男女ともに大学の使命であるカトリック精神に基づく人間教育を行うため、令和 5(2023)年から男女共学化及び校名変更を予定し、社会の要望に対応している。

「基準２．学生」について

教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項、ホームページ等で周知し、公正かつ妥当な方法で多様な入試制度を実施している。入学定員及び収容定員に沿って、概ね適切な学生数を確保しており、令和 5(2023)年度からの男女共学化を踏まえた広報活動を積極的に行っている。中途退学、休学及び留年への対応、障がいのある学生への支援等、担任をはじめ教職協働で学生を支援する体制を整え、実施している。インターンシップを教育課程に位置付け、キャリア支援体制を整備し、就職実績に結びつけている。十分な規模の校地・校舎、図書館と、ICT（情報通信技術）環境を備えており、快適で安全な教育環境を整備している。大学独自の奨学金を設け、経済的な支援を実施し、心身に関する健康相談については保健室・学生相談室を整備し、学生の意見・要望を把握して学生への支援に役立てている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページ等に掲載し、周知している。カリキュラム・ツリーや、専攻・コース、資格取得・免許ごとの履修モデルを策定し、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連を示している。履修単位の上限、単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業・修了認定基準、学位論文審査基準等を定め、周知し、厳正に適用している。学生による授業評価、学生生活実態調査、資格等取得状況等を点検・評価し、ホームページに公表している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、学修成果を一元化した点検・評価を

実施するための検討に取組んでいる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップが発揮できるよう学長の権限と責任を明確にし、学長を補佐する体制として、副学長、「大学管理・運営会議」、大学評議会、委員会等を置いている。学生の懲戒処分に関する規程については改善を要するが、教学マネジメントが遂行できる体制を整えている。学科、研究科に必要な専任教員を確保し、配置しており、採用・昇任等に関して規則を定め、適切に運用している。「企画・FD・SD 委員会」が中心となり、FD(Faculty Development)活動及び SD(Staff Development)活動を実施しており、大学運営方針や中長期計画、ハラスメント防止や直面する大学の課題について共有するとともに、教職員の質向上を図っている。研究活動に必要な環境を整備し研究費を支給するとともに、研究に関する各種の規則を定め、研究活動が実施できる体制を整えている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人運営は、法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、適切に運営している。中長期計画を策定し、計画を実行するための継続的な取組みが行われている。理事を寄附行為に基づき適切に選任し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付け、機能している。評議員及び監事は、寄附行為により適切に選任しており、監事は監査を実施するとともに、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、意見を述べている。基本金組入前当年度収支差額は支出超過であるが、資金は十分確保しており、中長期計画の「経営基盤の安定」で目標を掲げ、財政の健全化を目指している。会計は、諸規則に基づき、適正に会計処理をしており、内部監査室を設置し、公認会計士及び監事と連携し、適正に会計監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証については、「令和 4 年度学園・大学事業計画」に方針を定め、教育・研究水準等の向上を目的として、自己点検・評価を 3 年に 1 回実施しホームページで公表している。「IR・自己点検評価委員会」「企画・FD・SD 委員会」を置き、学長の責任のもと、自己点検・評価を実施する体制になっている。教育理念、使命・目的から中長期計画を策定し、目標を定め、年度終了時に報告書を作成し、次年度の計画に反映し教育研究活動の改善を行っている。さまざまなデータの収集・蓄積・分析は、各部署や委員会等で実施し、全学及び各学科に提供する体制のほか、自己点検・評価の際の基盤になるエビデンスのデータは、IR 室で収集し、管理している。

総じて、大学は、教育理念「カトリック精神に基づく人格教育」を行うため、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整え、教育研究活動を実践している。大学の個性・特色が具現化された豊かな教育環境を整備し、教職協働で学生を支援する体制を土台に、専門性を育む教育を実践し、社会に貢献している。今後も自主的・自律的な自己点検・活動の充実を通して、更なる教育研究活動の質向上を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー
2. 給食経営管理応用実習
3. 純心みんなの傘

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、平成 6(1994)年に建学の精神「聖母マリアのように神様にも人にも喜ばれる女性の育成」のもと開学し、現在は 2 学部 1 研究科を有する女子大学である。教育理念「カトリック精神に基づく人格教育」を行うことを大学の個性・特色とし、使命・目的及び教育目的を大学学則及び大学院学則に簡潔に文章化し、明示している。

開学以来、女子大学として歩んできたが、現代の若者の諸問題に鑑み、女子だけに限らず男女ともにカトリック精神に基づく人間教育を行うため、令和 5(2023)年から男女共学化及び校名変更する予定である。男女共学化に伴い、学則に定めている表現の一部を変更するが、教育目的の「いのちを育む知性と愛」に変更はなく、学内外に周知している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、理事会等で審議し、学内では大学評議会、教授会、研究科委員会等において審議することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的等について、学長は教職員に対して教職員全体研修会で周知するほか、学生便覧に掲載するとともに、学生には１年次の必修科目で教授し、大学の教育の理想像としてマリア像を設置し創立者の言葉を掲示している。学外にはホームページ及び大学案内に掲載し、広く周知している。

中長期計画を策定し､教育目的の達成のために三つのポリシーを定め教育を行っている。使命・目的の具現化のため学部、大学院研究科を設置するほか、「国際文化研究センター」「キリスト教文化研究センター」「心理臨床相談センター」等の附属機関を有し、広く社会に貢献している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション･ポリシーは､学則に示した教育目的に基づき明確に策定し､大学案内、学生募集要項、ホームページ及び学生便覧に明示し周知している。各学科・研究科においてアドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ妥当な方法で多様な入試制度を実施している。各学科・研究科はほとんどの入試で面接を実施し、養成する専門職に必要なコミュニケーション能力、目指す専門職への理解や適性及び意欲を測り、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜している。

入学定員及び収容定員に沿って、概ね適切な在籍学生を確保している。令和 5(2023)年度からの男女共学化に向けてオープンキャンパスや高等学校への出張講義等の広報活動を積極的に行っており、人間教育学部教育・心理学科においても、前年度と比較して参加者が増加していることから、入学志願者の増加が見込まれる。

〈参考意見〉

○平成 31(2019)年度に人間教育学部教育・心理学科を開設以来、収容定員充足率が低いものの、令和 5(2023)年度からの男女共学化に向けて入学生確保のための一層の取組みを行っており、引続き収容定員充足に向けた努力に期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する方針・計画等を「企画・FD・SD 委員会」で協議し、学科会及び学生生活委員会等で検討審議することにより、教職協働による学修支援を運営している。支援の必要な学生については、その状況及び対応を学科会で共有し、中途退学、休学及び留年への対応を行っている。障がいのある学生への支援は規則を定め、学生の状況に応じて対応策を講じている。留学生に対しては個別の修学支援と、留学生担当の事務職員が生活に必要な各種手続き等の支援を行っている。オフィスアワーはホームページの在学生向けページに一覧を掲載するとともに、各教員の研究室前に掲示し、学生への周知を図っている。

教員養成センターが全学に係る教職課程カリキュラムを一元的に企画・運営し、教職を目指す学生への支援を実施している。TA 制度を適切に活用し、教員の教育活動の支援と大学院生自身の自己研さんの場として有効に機能している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科の教員、教員養成センター所員及び進路支援課職員により構成された進路支援委員会と進路支援課により、学生のキャリア形成教育、就職・進学等の支援体制を適切に整備し、運営している。教育・心理学科では「学校インターンシップ」「企業インターンシップ」及び「キャリアセミナー」を、健康栄養学科では「企業インターンシップ」及び「キャリアセミナー」を教育課程に位置付け、実施している。看護学科においては、3 年次後期の学外実習の前後にガイダンスを実施している。

障がいのある学生に対しては、個別相談及びハローワークの障がい者雇用促進のための機能を活用し支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生部と学生支援課が学生生活・課外活動の支援、表彰・懲戒の他、種々の学生サービスに係る業務を行い、学生生活に関するさまざまな問題に対しては学生部、学生相談室、学生会、各学科の代表教員及び事務職員により構成する学生生活委員会が協議し対処している。学生の心身に関する相談・支援のために保健室と学生相談室を設置している。保健室には養護教諭が常駐し、学生相談室は外部の臨床心理士である相談員と保健室担当者が担当している。また、少人数制でのクラス担任制度に加え、教員及び事務職員が学生の相談に対応している。日本学生支援機構等の奨学金の他、大学独自の給付型奨学金制度を設けて学生の経済的支援を行っている。

学生の課外活動の支援や「鹿児島純心女子大学ボランティア支援の会」を通して地域貢献や住民との交流を図っている。被災地復興支援ボランティア活動に参加する学生には、派遣支援として経済的支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積及び校舎面積は、設置基準を満たしており講義棟、研究棟、実習棟、附属図書館及び体育館等を適切に整備し、快適で安全な教育環境を実現している。全ての建物の耐震基準を満たしており、施設・設備の安全性を確保するための点検・整備を適切に行っている。バリアフリーに配慮した施設・設備が整っており、利便性に配慮している。

図書館は十分な規模の面積・閲覧座席数、蔵書数を備えており、情報サービス設備も整備している。また、入館管理システムの導入により、安全面での環境が整備されている。

授業を行う学生数を適切に管理しており、授業内容に応じて教育効果を上げられるような運営を行っている。ICT 環境を整備しており、十分な数のコンピュータを配置し、授業等が行われていない時間帯には学生に開放している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生生活実態調査、学生による授業評価及び学長への意見箱等で学生から寄せられた意見・要望は、当該部署や学科に引継ぎ検討し、対応する仕組みを整備している。学生生活及び施設・設備に関する意見・要望は、学生会主催の学生総会で学生部の教職員が対応策や進捗状況について説明している。学生生活実態調査及び学生による授業評価の結果は、「企画・FD・SD 委員会」で授業改善に向けた検討を行い、フィードバックが適切に機能している。
学生の心身に関する健康相談については学生相談室と保健室が対応している。学生生活等に関しては学生支援課、クラス担任及びオフィスアワーを活用した教員への相談等で対応し、必要に応じて大学全体、学科及び関係部署で対処している。また、学生と教職員で組織された各種委員会においても、学生の意見・要望のくみ上げが適切に機能している。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページに掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科では単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準等を学則及び単位認定規程、履修規程で定め、学生便覧に掲載し、オリエンテーションやアセンブリー等で周知している。同じく、研究科においても、単位の授与、学業成績の評価、課程の修了要件、学位の授与、学位論文審査基準等を大学院学

則、履修規程、学位授与規程、学位論文審査基準で定め、大学院学生便覧、ホームページに掲載し、オリエンテーション及び「特別研究Ⅰ」の授業で周知している。

学科における単位の認定及び進級、卒業の認定については、単位認定規程、履修規程等に基づき、厳正に行っており、研究科における単位の認定及び修了については、大学院学則、履修規程、学位授与規程、履修要項に定め、厳正に行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧及びホームページ、大学案内等で周知している。また、カリキュラム・ツリーや専攻・コース、取得資格・免許ごとの履修モデルを策定し、シラバスや授業科目配当表にディプロマ・ポリシーとの関連を示すなど、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。学科ごとに履修登録単位数の上限を定め、単位制度の実質を保っている。教養教育については「全学カリキュラム・教養教育検討委員会」や各学科で検討し、基礎教育科目として実施している。学生の主体的で深い学びを促進するため、教職員全体研修会や学科会議で教授方法の改善に向けた取組みを行っている。研究科では、実習において多様な視点から指導する体制を整えている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえた学修成果についてシラバスに明示している。学修成果については、社会に貢献できる女性の育成を主軸とした指標を定め、学位の取得状況、資格等取得状況、国家試験合格率、就職者数等を成果としてホームページに公開している。

学修成果を学生による授業評価、学生生活実態調査及び資格取得状況等をもとに点検・評価し、その結果を「企画・FD・SD 委員会」で協議して学内で共有するとともに、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を学科・研究科ごとに行っているが、「全学カリキュラム・教養教育検討委員会」において、学修成果の一元化した点検・評価を実施するための検討に取組んでいる。

〈参考意見〉

○三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、学科・研究科ごとに行っているが、全学で一元化した体制によって取組むことに期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

理事会業務委任規則、学則及びガバナンスコードにおいて、学長が校務に関する最終的決定権及び所属職員に対する指揮監督権を有することを明確に定めている。

学長を補佐する体制として副学長を置くほか、学長、副学長、研究科長、学部長及び事務局長等で構成される「大学管理・運営会議」を設置しており、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っている。なお、学長が定めるべき学生の懲戒処分の手続きについては改善が必要である。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の役割については、大学事務組織規程に明確に定めている。また、その採用・昇任についても、学園職員任免規程及び学園職員の人事評価規則に明確に定め、適切に運用している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒処分に関する規程の改廃権者が学長となっていない点については、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の確保と配置は、設置基準にのっとり、大学及び大学院に必要な専任教員を確保している。

教員採用については公募制をとっており､教員の採用･昇任等に関しては教員選考規程、教員選考基準を定め、適切に運用している。

FD、その他教員研修については、「企画・FD・SD 委員会」が中心となり、組織的な実施とその見直しを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修会の企画運営は、「企画・FD・SD 委員会」が担い、年間計画に基づき実施している。特に、年 2 回行っている教職員全体研修では、大学運営方針や中長期計画、ハラスメント防止や直面する大学の課題について、職員だけでなく教員も含めて理解すべき事項を共有し、意見交換するなど職員の質向上のための研修を実施している。

長崎純心大学と相互開催による合同 SD 研修会を行い、情報交換や大学間の結びつきを深め、視野を広げる機会になっている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究室は、講師以上は一人一室、助教や助手にも複数人で使用する研究スペースを確保しており、必要なじゅう器・備品も用意している。

研究倫理委員会を設置し、教員の申請に応じて開催している。「鹿児島純心女子大学における研究活動行動規範」や「鹿児島純心女子大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」等を整備し、「鹿児島純心女子大学学園公的研究費等共通マニュアル」や「鹿児島純心女子学園の公的研究費等の管理・監査に関する規程」に基づき内部監査を行うなど、適正な研究活動が行える体制を整えている。

研究活動への適切な資金配分を行うため、大学研究費規程に基づき、職位に応じた一律の個人研究費支給や、研究課題の申請・採択による助成など、研究活動のための支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、適切に法人運営を行っている。また、法令によって義務付けられている諸情報についても、ホームページで適切に公開している。

大学・大学院の使命・目的の実現のため中長期計画が策定されており、その計画を実行するための継続的な取組みを行っている。

また、節電計画を策定し、定期的な避難訓練の実施や人権問題に取組む研修会及び学習会を開催する等、環境保全、安全確保、人権への配慮にも努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、寄附行為第 15 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。また、理事の選任については、私立学校法に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為第 5 条及び第 6 条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に行っている。

各理事の理事会出席状況は良好であり、理事会の運営は適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長及び学長が出席する「学園管理・運営協議会」を通じて、法人と大学との意思疎通と連携を図っている。また、理事長は、法人の最終的な意思決定機関である理事会、法人及び大学の各部署の長が出席する「学園管理・運営協議会」を招集して議長を務めており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックとして､評議員会及び監事を置いており、評議員及び監事は、寄附行為の定めにより適切に選任されている。

監事は監事監査規程に基づき適切に監査を実施している。理事会・評議員会への出席状況も良好であり、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

基本金組入前当年度収支差額は支出超過が続いているが、手持ちの運用資産で外部負債が返済可能な状態であり、資金を十分確保している。定員未充足の学科もあるが、来年度からの男女共学化により学生数の増加が期待され、復調の兆しがある。

平成 29(2017)年から 10 年間の中長期計画を作成し、四つの柱の一つである「経営基盤の安定」で目標を掲げ、財政の健全化を目指している。また、数値目標を示した 10 年間の財務計画を作成し、財務比率に注視しながら収支改善に取組んでいる。

外部資金獲得のため「学園外部資金プロジェクトチーム」を立上げ、本格的な体制構築

に向け始動している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準にのっとり、「学園経理規程」「学園経理規程細則」等の規則に基づき、適正に会計処理を実施している。予算と著しくかい離がある決算額の科目については、当年度の学生数が確定した段階で第一次補正を、年度末に向け執行状況による見直しを行う第二次補正予算を編成している。

学園内部監査規則に基づき内部監査室を設置し、公認会計士及び監事と連携し、適正に会計監査を行っている。内部監査室は、監事や公認会計士の監査に同行し監査の補完を行っているほか、必要に応じて意見交換を行い、三様監査の連携がとれている。監事は毎年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の方針は、「令和 4 年度学園・大学事業計画」に大学の基本方針として明記し、自己点検・評価について、大学学則及び大学院学則に定めている。教育・研究水準等の向上を目的として、自己点検・評価を 3 年に 1 回行い、ホームページで公表し、大学機関別認証評価を 6 年ごとに受ける方針とし、実施している。

自己点検・評価は、学長が委員長を務める「IR・自己点検評価委員会」において実施する体制とし、三つのポリシーに基づく教育の質の自己点検・評価は各学科で行い、大学全体の方針・アセスメントプランの策定等は「企画・FD・SD 委員会」が担っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
規則にのっとり、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い、結果をホームページで公表している。また、年度終了時に事業報告として「事業の実績（概要)」を作成し、次年度の「学園・大学事業計画」に反映し、教職員全員に配付するとともに、学長は全体研修会で説明し、共有を図っている。
大学内のさまざまなデータの収集・蓄積・分析は、各部署や委員会等で実施し、全学及び各学科に提供している。自己点検・評価の際の基盤になるエビデンスのデータは、IR 室で収集し、管理している。

6－3. 内部質保証の機能性
6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】
基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉
大学の教育理念、使命・目的から中長期計画を策定し、四つのビジョンを明確にし、それぞれに目標を定め、年度末には各部署、各学科、研究科として事業実績の報告を行い、次年度の計画に反映している。
学長のリーダーシップを支える補佐機関として、「大学管理・運営会議」を設け、大学運営の機能化を図っている。大学の使命・目的の具現化と社会状況の変化により、女子教育から男女共学へと転換する等、社会の変化に対応するための取組みを行っている。
3 年ごとに自己点検・評価を実施し、報告書はホームページに公開し、設置計画履行状況等調査による指摘事項に対して改善を図る等、大学として内部質保証に取組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会との連携及び地域貢献

Ａ－1. 地域貢献・社会貢献に関する方針の明確化
A-1-① 大学の使命・目的に基づいた地域貢献・社会貢献の方針の明確化

Ａ－2. 地域との連携協力、社会貢献に関する具体的な取組

A-2-① 地域との連携協力・社会貢献活動の体制と継続性
A-2-② 大学の個性・特色を活かした取組の具体化
A-2-③ 地域・社会のニーズへの対応

【概評】

教育理念に「カトリック精神に基づく人格教育を行い、有為な人材を育成する」を掲げ、「令和 4 年度学園・大学事業計画」の基本方針にも示すように、開かれた大学として、薩摩川内市内に留まらず、鹿児島県内外において積極的に地域貢献・社会貢献に取組んでいる。

平成 26(2014)年には、地域に開かれた窓口として、時代の変化に対応しつつ地域連携や高大連携などの業務を総合的に運営する「地域連携推進室」を設置している。

平成 6(1994)年の開学当初より、薩摩川内市（当時は川内市）と緊密な連携関係を築き、平成 27(2015)年度には、「薩摩川内市と包括連携協定」を締結し、地域の教育、健康、産業、観光など幅広い分野で連携協力を深め、地域社会の発展と大学の人材育成に寄与している。また、平成 28(2016)年度からは、「鹿児島純心女子大学地域連携推進懇話会」を立上げ、開かれた大学として積極的な地域貢献に取組むために、活動状況を報告し、地域関係者から大学に対する意見や提案を聞く機会を設けている。

平成 18(2006)年度には、「鹿児島純心女子大学と薩摩川内市教育委員会との連携協力に関する協定」を締結し、平成 23(2011)年度には、教員養成センターにおいて薩摩川内市教育委員会と「地域連携教育プロジェクト」を立上げ、市内の幼稚園・小学校・中学校の協力のもと、教員養成に対する地域の支援と地域の教育力向上に対する大学の貢献の充実を図るために、さまざまな事業を展開している。また、教員や学生による「教育支援事業」、市民を対象とした健康栄養教室や心理相談等の「健康支援事業」、学生による「インターンシップ」「課外活動・ボランティア活動」や、教員による「コミュニティ FM 講座」「委員会・審議会等委員」などの地域貢献に、教職員と学生が一体となって大学の特色を生かしながら取組んでいる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー

平成 18(2006)年に「小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー」を文部科学省委託の事業として開催した。小学校教員を主な対象として、英語活動への理論的知識、指導力・簡単な英語力の向上、さらには地域の英語教育力の活性化をねらっている。事業終了も翌年から現在までセミナーを継続し、平成 28(2016)年から令和 2(2020)年には小学校教員向けの中学校英語 2 種免許状の免許法認定講習を開くなど小学校英語の指導力向上に努めてきた。令和 3(2021)年度は、6 月の春季セミナー、8 月の夏季セミナー(2 日間)、10 月の秋季セミナーを実施した。

学生は授業科目「児童英語Ⅱ」の一部としてこの春と秋のセミナーに出席し、現場の先生方と一緒に小学校英語の理論や指導の実際を学んでいる。小学校で「外国語活動」や「外国語」が指導できる小学校教師を養成し、さらには小学校での指導を踏まえた中・高英語

教師養成を行うことで、小中高を見通した英語教育のスペシャリストの育成に力を入れている。

２．給食経営管理応用実習

栄養士や管理栄養士の養成施設では、大量調理の給食サービスの実習は必修であり、本学では給食経営の考え方や給食の一連の流れに関する技術等の能力を身につけることを目的に 2 年次後期に「給食経営管理実習」を実施している。

そしてさらに管理栄養士として、対象者の特性・嗜好等、顧客満足度を高めるための食事の応用献立ができるように、3 年次前期に「給食経営管理応用実習」を実施している。

学生は、献立の立案や試作、役割分担等を経て、当日の調理業務と盛りつけ、提供、フロアサービス等を行い、最後に食器洗浄、後片付け、事務処理を行うことで、実践力を身につけていく。

取り組む学生の労力や緊張感に比べ、この 100 食の給食メニューを食べる側の教職員や学生にとっては、大変楽しいものであり、毎回感動がある。給食の対象者の形態を諸々に設定した応用実習であり、彩りや味が良いだけでなく、設定したテーマにしっかりと対応された料理の数々が提供されるからである。

令和 3(2021)年度 9 回分の献立は次の内容で、提供される側は毎回大きな満足を得ている。①塩分を控える、②行事食：父の日にそなえて、③生活習慣病予防、④高齢者食を考える、⑤バイキング方式・一つのお皿でバランス食を、⑥危機管理対策、⑦アレルギー対応食･･･卵･牛乳･青魚･小麦粉等、⑧七夕選択食　A 食（涼麺　中華風）、⑧七夕選択食　B 食（主食　冷そうめん　和風）、⑨食欲低下を訴えられる方への食事作りに挑む。

３．純心みんなの傘

平成 21(2009)年度から学内専用として自由に利用できる「純心みんなの傘」を毎年 100 本ずつ学内に配置している。本来の目的は免許状更新講習の受講者への雨天時対応のためであり、費用もこの講習からの支出であるが、利用は誰でも可能としている。不意の雨などに、学内やバス停までの移動など、学生に限らず来訪者や教職員にも好評である。大学近辺は風が強いこともあり壊れてしまったもの、持ち帰ったまま戻ってこないものも若干はあるが､おおかたきちんと戻ってきている｡約 150 本が在庫として保管されているので、令和 3(2021)年度は新規購入せずに済んでいる。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度
所在地　　鹿児島県薩摩川内市天辰町 2365

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間教育学部	教育・心理学科

看護栄養学部	看護学科　健康栄養学科
国際人間学部※	ことばと文化学科　こども学科
人間科学研究科	心理臨床学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 16 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

7 金沢工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

法人運営の根幹を成す「建学綱領」には、建学の精神を示す「三大建学旗標」を掲げ、法人の使命・目的、教育目的などを明確に示し、学内外に公表している。大学は、「プロジェクトデザイン教育」を教育の柱に据え、社会情勢の変化や社会が求める人材に対応する教育改革、カリキュラム改革を行っている。「建学綱領」は、ガバナンス・コードなどに記載し、教職員研修や授業において説明・周知を行い、学内外に公表している。「三位一体で構成する学園共同体の理想」を実現するための行動規範「KIT-IDEALS」を定め遵守している。使命・目的及び教育目的は、「第１期中期目標・中期計画（令和 2(2020)～令和 6(2024)年度)」及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、学部・学科、研究科・専攻、事務組織・支援機構などの組織を適切に整備している。

〈優れた点〉

○平成 18(2006)年に学生の発意に基づき行動規範「KIT-IDEALS」を遵守することを採択した「学生宣言」を連綿と受継ぎ、学生・理事・教職員が三位一体で活動していることは評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、周知している。入学者選抜は入学者選考委員会等の体制のもと、各種入試を公正・妥当な方法で実施し、安定した在籍学生を確保している。「修学アドバイザー」、TA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)等の制度を設け、「修学履歴システム」を活用した学生指導を行うなど、教職協働による学修支援を行っている。「進路部委員会」を起点に、全学的なキャリア支援体制を整備し、多様な支援プログラムの実施により、高水準の就職実績を上げている。学生サービスや厚生補導のための組織を整備し、正課・課外活動、経済面、健康面において適切な支援を行っている。校地・校舎などの学修環境を整備し、施設・設備の利便性・安全性に配慮している。学修支援、学生生活、学修環境に対する学生の意見・要望は、理事長・学長・学生が参加する「学園協議会」や各種アンケートを通じて積極的に把握し、改善に努めている。

〈優れた点〉

○企業で働く社会人が授業支援に参加する「社会人共学者制度」を設け、学生に履修して

いる科目の学修内容と社会の関わりの理解を深め、能動的な学修を促す取組みを実施していることは評価できる。
〇長期就業型インターンシップ「コーオプ教育プログラム」を導入し、企業現場で実践的な課題に挑戦する機会を設け、産学協同により「自ら考え行動する技術者の育成」に努めている点は高く評価できる。
〇学生支援のため、学生による学生のための相談コーナー「学生ステーション」を設置し、学生スタッフが同じ学生の立場からアドバイスを行うピア・サポートの仕組みが機能していることは評価できる。
〇キャンパス内に医師・看護師が常駐する内科の「扇が丘診療所」、臨床心理士・公認心理師が常勤する「カウンセリングセンター」及び簡易郵便局を設け、学生生活の利便性向上を図っていることは評価できる。
〇「ライブラリーセンター」において各学科等から選出された教員が、分野専門家「サブジェクトライブラリアン」として、図書等の選定、情報提供、利用講習会の実施など、学生・卒業生・他分野の教員をはじめ多様な利用者への適切な支援を行っている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・進級・卒業認定及び修了認定の基準を策定し、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」などで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程として、教養教育を担う基礎教育課程と専門分野を担う専門教育課程を編成している。配置科目はシラバス、カリキュラムフローに示し、ホームページなどで周知している。FD(Faculty Development)活動を通じて、授業内容や教授方法の改善・工夫・開発に努めている。自己目標達成のための「KIT ポートフォリオシステム」を導入し、学生自らが学修成果と成長具合を確認している。アセスメント・ポリシーに定める学修成果の点検事項は、多様な測定方法等により点検評価が行われ、検証結果は、学科・課程・各教員にフィードバック・共有し、教育内容の改善向上につなげている。

〈優れた点〉
〇教育目標「自ら考え行動する技術者の育成」を実現するため、問題発見・問題解決の能力を育成する「プロジェクトデザイン教育」を主柱に位置付ける教育システムを全学部において構築・展開していることは評価できる。
〇同一授業科目を複数教員で実施する場合には、授業の実施前後に担当者会議を義務付け、授業の運営方法の確認や改善を行っていることは評価できる。
〇高校との接続では、検討が必要な数理系科目の教授法について高校と大学の教員で意見交換する機会を設けていることは評価できる。
〇所属する学部、学科の枠を超えて学生が１か所のクラスター研究室に参集し、共通のテーマを研究する制度を設置していることは評価できる。
〇学修成果の点検・評価は全学的な体制で多様な尺度や測定方法で実施しており、それら

の結果は、関係する委員会で一元的に取扱い分析した上で、関係者との共有を図り、教育内容、教育環境及び教育改善につなげていることは評価できる。

○「KIT ポートフォリオシステム」を活用して学生の成長記録、学生自身の目標を教員、学生自身が理解できるように可視化していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに副学長や学長補佐を置く補佐体制を整備し､学長の意思決定を補助する｢部長会」を中心に､「教育研究会議」、教授会、大学院委員会などの教学マネジメント体制を構築している。必要な職員を適切に配置し、教職協働による大学運営を行っている。大学及び大学院ともに設置基準で定める必要教員数を確保し、学部・研究科などに適切に配置している。教員の採用・昇任は、定めたプロセスにのっとり適正に運用している。｢全学部会」において FD 研修を目的とした「教育フォーラム」を毎年開催し、教員の教育能力の向上につなげている。「明倫館教養セミナー」「学内留学研修」などの SD(Staff Development)研修を行い、教職員の資質・能力の向上を図っている。附置研究所などの研究環境を整備し、研究倫理に関する規則を定め、研究倫理教育を実施している。研究資源の配分に関する規則を定め、外部資金獲得のための支援を行っている。

〈優れた点〉

○教育内容・方法等の改善や効果的な実施を図るため、全学的な「教育フォーラム」、学科・課程で独自に実施する「FD 研修会」、新任教員向けの「新任教員研修会」といった対象や範囲を適切に定めた上で、時代とともにテーマを設け組織的に FD 等を実施していることは評価できる。

○民間企業の研究・開発施設も立地する「やつかほリサーチキャンパス」は、建学の理念である「産学協同」を推進し研究成果を社会還元する研究拠点として機能し、学部生や大学院生の研究活動の中心的な場として有効活用している点は高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人・大学の組織倫理は、行動規範「KIT-IDEALS」、ガバナンス・コードなどに定め、環境保全・人権・安全に配慮するなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事・監事・評議員は、寄附行為及び寄附行為細則（以下「寄附行為等」という。）にのっとり選任し、定期的に開催する理事会・評議員会の出席状況は適切である。寄附行為に基づき常任理事会を設置し、迅速な意思決定を行うなど、法人と大学相互の意思疎通、意思決定及び相互チェック機能を整備し、機能している。監事は、理事会・評議員会に出席し、法令に定める監査及び監査報告を行い、必要に応じて意見を述べている。法人は、「中期目標・中期計画」などに基づき安定した財政を維持するための目標を掲げ、財務運営を行っている。会計処理は、学校法人会計基準や経理規則等に基づき適正に実施され、補正予算を適切に編成している。会計監査は、監事・監査室・監査法人の連携体制が整備され、厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学は、学則などの定めに基づき「内部質保証に関する基本方針」を定め、「部長会」を中心に自主的・自律的な自己点検・評価活動を実施している。学修成果の点検・評価は、アセスメント・ポリシーなどに基づき大学全体、学科・課程等、授業科目の三つのレベルで実施し、「自己点検・評価書」を作成し公表している。IR(Institutional Research)活動は、大学事務局などが現状把握のための調査やデータ収集・分析を行い、結果を学内外に公表している。三つのポリシーを起点とした内部質保証の点検・評価は「部長会」が、「中期目標・中期計画」に基づく法人・大学運営の内部質保証の点検・評価は理事会・評議員会が中心となり、進捗管理及び計画内容の検討と見直しを行っている。「外部評価委員会」を整備するなど、多面的な内部質保証の仕組みが確立している。自己点検・評価の結果に基づく法人・大学運営の改善・向上を図っており、内部質保証の仕組みが機能している。

〈優れた点〉

○過去に蓄積されたデータを統合・分析し、学生の「つまずきポイント」を導出し、習熟度に応じて、つまずきやすいポイントを繰返し学修できる「アダプティブラーニング（適応型学修）」を開始するなど、学生一人ひとりの成長のための支援を進めていることは評価できる。

○自己点検・評価活動の結果として、特色ある教育を支える教学システムの充実や文部科学省補助事業の採択など、教育研究の成果を挙げていることは評価できる。

総じて、「建学綱領」を基底とする使命・目的、教育目的及び三つのポリシーは「教育付加価値日本一」を目指す大学の教育研究活動に反映し、教職協働体制のもとで自己点検・評価活動を行っている。経営・管理における法人と大学の意思疎通を保ち、「中期目標・中期計画」を支える安定した運営基盤を確保し、財務運営を行っている。内部質保証のための組織・責任体制を整備し、自己点検・評価及び改善の仕組みが確立し機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会や地域との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 企業と連携した社会実装型教育・研究（クラスター研究室/コーオプ教育）
2. デジタルを活用した教育 DX

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
法人は、「Ⅰ本学園の建学精神」「Ⅱ本学園の使命」「Ⅲ教育原理の焦点」「Ⅳ学園共同体の倫理」「Ⅴわれらの行く栄光の道」から成る「建学綱領」を定め、法人運営の根幹としている。「建学綱領」には、建学の精神に示す「高邁な人間形成」「深遠な技術革新」「雄大な産学協同」を「三大建学旗標」として掲げ、法人の使命・目的、教育目的などを分かりやすく明確に示している。「建学綱領」は、寄附行為・学則などに反映し、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」やホームページなどで学内外に公表している。

大学は、教育目標である「自ら考え行動する技術者の育成」を実践する「プロジェクトデザイン教育」を教育の柱に据え、「教育付加価値日本一」の大学を目指している。「建学綱領」を堅持しつつ、社会情勢の変化や社会が求める人材に対応する教育改革、カリキュラム改革、学部学科改組を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
学部、学科等の教育目的の策定及び改正は、教職員が関与・参画する「教育研究会議」、教授会、大学院委員会などで審議し、理事会で役員が確認し承認している。「建学綱領」はガバナンス・コードに反映するとともに、小冊子「イーグルブック」にまとめ、教職員研修や授業において説明・周知を行い、ホームページなどで公表している。「建学綱領」に掲げる学生・理事・教職員の「三位一体で構成する学園共同体の理想」を実現するための行動規範として「KIT-IDEALS」を定め公表するなど、「建学綱領」の理解と共有を図る努力を続けている。使命・目的及び教育目的は、ガバナンス・コード内で定める「中期目標・中期計画」及び三つのポリシーに反映し、ホームページで公表している。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究科・専攻、事務組織・支援機構などの組織を適切に整備している。

〈優れた点〉
○平成 18(2006)年に学生の発意に基づき行動規範「KIT-IDEALS」を遵守することを採択した「学生宣言」を連綿と受継ぎ、学生・理事・教職員が三位一体で活動していることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
「三大建学旗標」による建学の精神に則して、教育目的を踏まえた全学共通のアドミッション・ポリシーを策定し、入学試験要項やホームページで公表している。入学者の選抜・選考は、入学者選考事務局、入学者選考委員会等を設置し、「目的志向型入学」「専門高校特別選抜」「推薦試験」「一般試験」「大学入学共通テスト利用」等の入学者選抜を公正で妥当な方法・体制により実施している。入学試験問題は、学長に選出された教員らによって作成され、適正な出題、チェック体制、問題の管理が行われている。入学者選抜に関する分析・検証の結果は「FACT BOOK」としてまとめ、アドミッション・ポリシーに基づく選考の適切性を確認するなど、次年度以降の学生の受入れ方針や入学試験実施計画等の改善につなげている。大学は、収容定員を充足する在籍学生数を確保している。

〈参考意見〉
○情報フロンティア学部メディア情報学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、現在実施している対応策を更に推し進めることが望まれる。
○情報フロンティア学部心理科学科の収容定員充足率が低いため、充足率を高める対策を検討することが望まれる。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任に相当する「修学アドバイザー」や、正課・課外の両面で学修を支援する「教育支援機構」「キャリア開発支援機構」等を設け、保護者を会員とする「拯友会（しょうゆうかい)」と連携するなど、教職協働による学修支援体制を整備し、適切に運営している。学修支援の充実のために、「学校法人金沢工業大学における障がい者支援規則」を定め、障がいのある学生への配慮と支援を行うほか、「オフィスアワー制度」を全学的に義務付け、「CAMPUS GUIDE」で周知している。また、TA・SA・RA(Research Assistant)、「社会人共学者制度」を導入し、教員の教育活動等を支援している。学生の成績や出席状況などは「修学履歴システム」により管理され、「修学支援委員会」、修学アドバイザー、修学相談室職員との連携で、欠席が目立つ学生に対する早期の学生指導を行い、退学、休学、留年の減少に努めている。

〈優れた点〉

○企業で働く社会人が授業支援に参加する「社会人共学者制度」を設け、学生に履修している科目の学修内容と社会の関わりの理解を深め、能動的な学修を促す取組みを実施していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「進路部委員会」を起点に、「進路開発センター」などの支援体制を整備し、「人材開発セミナー」「インターンシップ実習」「就職支援バスの運行」「正課科目によるキャリア支援」「課外のキャリア支援プログラム」「資格取得支援講座」などのキャリア支援を行っている。また、学部 1 年次の授業科目に「修学基礎 A・B」を設け、大学院進学を進路選択の一つとして早期学修する取組みを行っている。

実践的なキャリア支援として、学生が職員と共に業務に従事することで学生のビジネス力向上に資する「学内インターンシップ制度」や、企業現場で実践的な課題に挑戦する機会として、長期就業型のインターンシップ「コーオプ教育」「研究型インターンシップ」なども実施している。これらの充実したキャリア支援の展開により、高水準の就職実績を上げている。

〈優れた点〉

○長期就業型インターンシップ「コーオプ教育プログラム」を導入し、企業現場で実践的な課題に挑戦する機会を設け、産学協同により「自ら考え行動する技術者の育成」に努

めている点は高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援は、「学生部委員会」を中心に行っている。学生の多様な悩み事に対応する「修学相談室」では、相談記録を学内イントラネットに登録し、教職員間で共有できる体制を整備しているほか、「カウンセリングセンター」には、臨床心理士・公認心理師が常勤している。健康面のサポートとして、「スポーツ考房トレーニングルーム」や内科の診療所をキャンパス内に設置している。奨学支援として、日本学生支援機構奨学金や大学独自の特別奨学生制度等を設けているほか、経済面の支援として、学内インターンシップ制度としてキャンパス内で勤務する「学生スタッフ制度」を設けている。正課の充実とともに課外活動の推進のため、「夢考房プロジェクト」などの活動を行っている。「課外教育活動運営ガイドライン」を定め、「課外活動管理システム」「修学履歴システム」の活用などにより、安全対策にも配慮した課外活動の指導及び支援を行っている。

〈優れた点〉

○学生支援のため、学生による学生のための相談コーナー「学生ステーション」を設置し、学生スタッフが同じ学生の立場からアドバイスを行うピア・サポートの仕組みが機能していることは評価できる。

○キャンパス内に医師・看護師が常駐する内科の「扇が丘診療所」、臨床心理士・公認心理師が常勤する「カウンセリングセンター」及び簡易郵便局を設け、学生生活の利便性向上を図っていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、設置基準を充足する校地・校舎を有し、図書館・体育施設など学修環境を適切に整備している。法人本部施設部が、キャンパス計画の中長期及び年間計

画に基づき運営・管理を行っている。「ライブラリーセンター（図書館）」は学修支援、研究支援、卒業生支援、地域の情報センターとしての役割を担い、分野専門家「サブジェクトライブラリアン」を置くほか、学習相談、文書作成相談の窓口や学生による教え合いの場「Knowledge Square」などを設けている。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性について、車椅子利用者等に配慮したバリアフリー化、スロープ化、段差昇降機の設置、トイレの改修、自動扉の設置及びエレベータ設置の対応を行っている。授業を行う学生数の適切な管理として、クラス制授業の実施、講義科目における履修学生数の管理、習熟度別クラス編制などが行われている。

〈優れた点〉

○「ライブラリーセンター」において各学科等から選出された教員が、分野専門家「サブジェクトライブラリアン」として、図書等の選定、情報提供、利用講習会の実施など、学生・卒業生・他分野の教員をはじめ多様な利用者への適切な支援を行っている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見・要望を、「KIT 総合アンケート」「授業アンケート」「質問投稿 Box」や、理事長、学長及び学生代表が対等な立場で意見交換を行う「学園協議会」などの仕組みを通して、積極的に把握することに努めている。また、保護者会である「拯友会」の意見・要望も把握している。

意見・要望の分析・検討結果として無線 LAN スポット増強、トイレの改修、オンライン面談用個人ブースの設置等の学修支援・学修環境に関する改善を図っている。学生生活に関する支援として、学内イントラネット上に「質問投稿 Box」を設け、コロナ禍による経済的支援などさまざまな学生相談に対し､「修学相談室」や関連部署と連携をとりながら、個々の相談に適切に対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に基づき、ディプロマ・ポリシーに学部卒業時に修得しておくべき能力を定めている。ディプロマ・ポリシーは、各専門分野の特色を反映した具体的な能力に落とし込まれ、授業科目の教育目標を学部シラバスに示す能力 A～S の記号を使い到達度が学生に分かるように明示し、「CAMPUS GUIDE」等で周知している。大学院では、研究科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーを設定している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、「CAMPUS GUIDE」やホームページで周知するほか、大学院学位申請要領に「論文の内容を専門の学協会において発表すること」と定め、研究の活性化を促している。大学は「シラバスは学生と教員との教育相互契約書」と位置付け、LMS(Learning Management System)などによる学生・教員相互の成績評価の適正性の確認や、各学期の成績状況、複数クラス間の成績分布の確認、基準等を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的な指針をもとに、学部・学科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。各学科のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを細分化して策定しており、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程として、基礎教育を担う教育課程と専門分野の専門教育課程を編成し、配置科目はシラバス、カリキュラムフローに示され、ホームページなどで周知している。キャップ制を導入し、単位制度の実質を保つ工夫をしている。教養教育は、学部・学科から独立する基礎教育部が実施している。アクティブ・ラー

ニング手法及び PBL(Project Based Learning)教育の積極的な導入、オンライン会議システムを活用したオンデマンド教材の開発、再履修用オンデマンド動画教材の作成など、授業方法の工夫と開発を行っている。各学科・課程において「学科（課程）会議」や FD 研修会を定期的に開催するなど、授業内容・方法の改善を図る組織的な研修の機会を設け、改善に取組んでいる。

〈優れた点〉

○教育目標「自ら考え行動する技術者の育成」を実現するため、問題発見・問題解決の能力を育成する「プロジェクトデザイン教育」を主柱に位置付ける教育システムを全学部において構築・展開していることは評価できる。

○同一授業科目を複数教員で実施する場合には､授業の実施前後に担当者会議を義務付け、授業の運営方法の確認や改善を行っていることは評価できる。

○高校との接続では、検討が必要な数理系科目の教授法について高校と大学の教員で意見交換する機会を設けていることは評価できる。

○所属する学部、学科の枠を超えて学生が 1 か所のクラスター研究室に参集し、共通のテーマを研究する制度を設置していることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「学力×人間力＝総合力を育成する」の考え方に基づき、ディプロマ・ポリシーに修得すべき知識・能力を定め、アセスメント・ポリシーに学修成果の点検事項を定めている。自己目標達成のために、キャリア、自己評価、修学、達成度評価、プロジェクトデザインから成る「KIT ポートフォリオシステム」を導入して、学生自らが学修成果と成長具合を確認できる仕組みを構築している。学修成果の点検・評価として、アセスメント・ポリシーに基づき、授業回ごとの自己点検・評価、全科目の授業アンケート、成績評価分布、GPA(Grade Point Average)、「KIT 総合アンケート調査」などを実施している。学修成果の検証結果は、教務部委員会と「教育点検評価部委員会」が中心となり、授業科目の成績評価結果、アンケート調査やデータなどを収集・分析している。学修成果の点検・評価結果は、学科・課程・各教員にフィードバック・情報共有し、教育内容等の改善につなげている。

〈優れた点〉

○学修成果の点検・評価は全学的な体制で多様な尺度や測定方法で実施しており、それら

の結果は、関係する委員会で一元的に取扱い分析した上で、関係者との共有を図り、教育内容、教育環境及び教育改善につなげていることは評価できる。
○「KIT ポートフォリオシステム」を活用して学生の成長記録、学生自身の目標を教員、学生自身が理解できるように可視化していることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為細則で理事長は教学の職務について責任者である学長に権限委譲することを明示し、学長のリーダーシップを確立している。学長の補佐体制として、教育支援、研究支援、キャリア開発支援を担当する副学長及び学長直属に学長補佐を配置している。学長の意思決定を補助する諮問機関として「部長会」を設け、学長の施策立案をサポートしている。全学的な教育研究に関する重要事項については、審議機関である「教育研究会議」、教授会、大学院委員会によって、学内の意見を反映させている。それらの組織上の位置付けや役割は、学則や管理規則等で明確にし、教学マネジメントを機能させている。大学事務組織は「事務分掌規程」により部室等の所管業務の範囲と権限を定め、必要な職員を適切に配置し、法人全体のバランスの中で業務を遂行している。教育・研究に関する会議等へは、規則に基づき関係部署の職員が参画し、意見を述べるなど教職協働による運営を行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院ともに設置基準で定める必要教員数を確保し、学部・研究科及び課程他に適切に配置している。教員の採用は、学部長他の要望や推薦に基づき大学全体の教員構成や「金沢工業大学教員資格審査規程」による教育・研究指導能力の審査及び教育に対する熱意や学生指導力などを学長面談によって確認の上、総合的に判断し、定めたプロセスにのっとり運用している。教員の昇任は、「教員の昇任に関する基準」を設け、総合的な審査に基づき判断している。教育内容・方法等の改善への取組みとして、全教員が参加する「全学部会」において、FD 研修として「教育フォーラム」を毎年開催し、優れた教育成果や新しい教育方法の事例発表等を通じて教員の教育能力の向上につなげている。また、工学教育の向上発展のために、教育研究活動の成果等を論文誌「KIT Progress」として発刊するとともに、教育力向上のために教員が「教育士（工学・技術)」「シニア教育士」の資格を取得するよう勧めている。

〈優れた点〉

○教育内容・方法等の改善や効果的な実施を図るため、全学的な「教育フォーラム」、学科・課程で独自に実施する「FD 研修会」、新任教員向けの「新任教員研修会」といった対象や範囲を適切に定めた上で、時代とともにテーマを設け組織的に FD 等を実施していることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人は、全教職員が必要な知識・技能を修得し、その資質及び能力を向上させるため、教職員を対象とした「新採用教職員研修会」や情報セキュリティ教育をはじめ、職員のみを対象とした「明倫館教養セミナー」「セルフアセッサー研修」などの研修を実施し、研修終了後には受講者アンケートにより見直しを行っている。また、部署単位では、業務内容に合わせたスキル研修や業務研修を講演形式、e ラーニング形式、OJT 形式などさまざまな形態で実施し、部署ごとの事業報告書で取組みを報告している。教職員の教育研究及び事務能力向上を目的とした「派遣留学規程」や、職員の専門的知識の修得とイノベーション力向上を目的とした「学校法人金沢工業大学職員の学内研修留学に関する規程」を設け、教職員の資質・能力向上を図っている。留学中の費用の一部又は全額負担や奨学金を支給するなど、個人負担の軽減措置や業務配慮の措置を講じ、支援している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
大学は、各キャンパスに研究拠点として附置研究所やセンターなどを設置し、教員や学生が快適に研究活動を行うための環境を整備している。産学官連携や外部研究資金の導入を推進するために「産学連携局」を設置し、企業等との戦略的な連携事業の支援や実証実験のサポートなどを行っている。研究倫理に関しては「学校法人金沢工業大学研究倫理規程」及び「学校法人金沢工業大学における科学技術研究の行動規範」を定め、研究倫理委員会が研究倫理の遵守に関する審査･調査を行うとともに､研究倫理教育を実施している。研究活動への支援は、資源配分に関する各種規則を定め、研究所及び教職員の研究設備の維持管理や研究活動に対する予算配分を継続的に行っている。公的研究費や受託・共同研究費等の外部資金の獲得意欲向上と研究活動の支援として、管理費の控除割合、研究者報酬などの配分ルールの規定化や、外部資金等で研究補助員を確保できるよう「金沢工業大学 RA 規程」を設けるなど体制を整備している。

〈優れた点〉
○民間企業の研究・開発施設も立地する「やつかほリサーチキャンパス」は、建学の理念である「産学協同」を推進し研究成果を社会還元する研究拠点として機能し、学部生や大学院生の研究活動の中心的な場として有効活用している点は高く評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
高い志に基づく価値の共有が重要であるとの認識によって定められた行動規範「KIT-IDEALS」は、ホームページで公表するとともに、教職員及び学生に「KIT-IDEALS」に

基づいた組織倫理の確立と価値の共有化を行っている。組織の倫理・規律をガバナンス・コードの前文において明確に表明し、大学の組織秩序の維持を図っている。大学の使命・目的を実現するため、中期目標及び中期計画をガバナンス・コードに盛込む形で策定し、全教職員が一堂に会する「新年互礼会」等で、理事長から持続的努力の実践と意志の表明を直接行っている。大学の安全確保については、「学校法人金沢工業大学危機管理規則」他を整備するとともに、必要に応じて関連の対策本部を設置し対処する体制を構築している。また、健康維持管理として全教職員を対象にストレスチェックを行うほか、ハラスメント防止委員会によって、種々のハラスメント等に関する全般的事項を取扱うなど適切に対応するとともに、安全衛生委員会を設置し快適な職場環境の形成を促進している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき法人に理事会を設置し、使命・目的を達成するための戦略的意思決定ができる体制を整備するとともに、寄附行為細則にのっとり法令等で定める事項及び事業計画を含め法人の業務に関する重要な事項について審議している。理事の選任については、寄附行為等に基づき適正に行っている。理事会は定期的に開催され、理事の出席状況も適切である。

大学の運営に係る重要な規則の制定・改正・施行は、「教育研究会議」を経て理事会又は常任理事会で審議され、法人運営に係る重要な規則等の制定等は、理事会又は常任理事会で審議している。なお、常任理事会は定例として毎月開催され、法人の業務遂行に必要な事項の協議及び寄附行為細則で理事会より委任された日常の業務に係る事項の審議決定を行うなど、意思決定のために十分な機能を果たしている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長と大学事務局長は理事として理事会に出席し、大学の課題説明及び意見・要望を表明することで、法人と大学相互の意思疎通・連携を図り、意思決定及び業務遂行の相互チェックを機能させている。ガバナンス・コードに定めるガバナンス体制によって、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を構築している。教職員の提案等は「KIT 総

合アンケート」等でくみ上げるほか、「ワークライフバランス推進委員会」を通じて法人と教職員の意見交換等を実施している。監事は寄附行為等に基づき適切に選任し、理事会及び評議員会の出席状況は適切である。監事は、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況の監査を行い、監査結果報告を行うとともに必要に応じて意見を述べている。評議員は寄附行為等に基づき適切に選任され、評議員会の出席状況は適切である。あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項については意見を聴取するなど、運営を適切に行っている。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛先を理事長としているため、寄附行為第 7 条第 3 項第 4 号で定めている「監査報告書を理事会及び評議員会に提出する」及び私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号の定めに基づき理事会及び評議員会宛とすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、中期目標・中期計画・事業計画策定のもと、安定した財政を維持するための目標をガバナンス・コードに掲げ、適切な財務運営を行っている。事業活動収支計算書の教育活動収支、経常収支、基本金組入前当年度収支の各収支差額では、大学部門は学生を安定的に確保し収支バランスを保っているが、他部門の影響により法人全体では支出超過となっている。財務比率では、事業活動収支計算書関係の人件費比率は法人全体及び大学共に良好であり、貸借対照表関係の純資産構成率は全国平均と比べやや低いが、安定した流動資産を保有している。法人の資金運用は、「学校法人金沢工業大学資金運用管理規程」を定め、運用担当部署「資金局」が運用結果及び次期運用方針として作成する四半期ごとの資金運用結果報告書をもとに、「資金運用管理委員会」の審議を経て資金運用を行っている。

外部資金の導入を積極的に進めるため「研究支援機構」を設置し、研究環境の整備や研究活動の推進を図り、科学研究費助成事業や企業からの受託研究費などを獲得している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人金沢工業大学経理規則」「学校法人金沢工業大学経理規則細則」「財産管理規程」などの諸規則に基づき適正に実施している。

予算編成は、3 月の当初予算編成のほか、年 3 回の補正予算を編成し、予算額を超える決算額がないよう努めている。予算編成案は、予算編成審議会で審議検討された後、評議員会の意見を聴き、理事会の審議を経て決定している。

法人は､監事 2 人の内 1 人を常勤監事として置き､監事による会計監査を実施するほか、監査室による学内監査、監査法人による会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。監事は、監査室及び監査法人から監査結果報告を受け、意見交換を行うなど、適切な会計監査を行う体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則、大学院学則、「KIT 評価向上委員会規程」の定めに基づき、自己点検・評価活動を実施している。大学は、「内部質保証に関する基本方針」を定めるとともに、内部質保証のための恒常的な組織を「内部質保証の体制図」に明示し、学内外に公表している。

大学の全学的な自己点検・評価活動は「部長会」を中心に行っている。「部長会」は、教学の責任者である学長が議長となり、副学長、学部長、基礎教育部長、研究科長、学長補佐、教学組織の部長、大学事務局長など各部門の責任者で構成しており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。

法人は、諮問機関として教育・研究及び経営の計画・状況を点検・評価する「十年委員会」や「監事会議」を設置している。「十年委員会」の専門委員会である「KIT 評価向上委員会」は「外部評価委員会」を開催するなど多面的・重層的な点検・評価体制を整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価は、アセスメント・ポリシーなどに基づき、大学全体、学科・課程等、授業科目の三つのレベルで実施している。学科・課程レベルでは、授業アンケートなどの現状データやエビデンスから得られた課題等をもとに改善計画を立案するなど、自主的・自律的な自己点検・評価活動を行い、結果を学内で共有している。今年度から、大学全体レベルの自己点検・評価書を作成し、学内外に公開している。毎年度の自己点検・評価の結果を事業報告書に反映し、理事会・評議員会をはじめ、「部長会」、主任会議、全学部会、部課長会議などを通じて学内で共有し、ホームページで公表している。

IR 活動は、大学事務局、「共創教育推進室」などが中心となり、「FACT BOOK」の作成、「KIT 総合アンケート」などの調査を実施している。現状把握のための十分な調査、データ収集と分析を行う体制を整備し、アンケート結果を学内外に公表するなど機能している。

〈優れた点〉

○過去に蓄積されたデータを統合・分析し、学生の「つまずきポイント」を導出し、習熟度に応じて、つまずきやすいポイントを繰返し学修できる「アダプティブラーニング（適応型学修）」を開始するなど、学生一人ひとりの成長のための支援を進めていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の点検・評価は、学長を議長とする「部長会」を中心に大学全体、学科・課程等、授業科目の三つのレベルで PDCA を回している。自己点検・評価で集約した課題等は「部長会」で審議するとともに、改善策等を決定し、教学組織に改善を求めている。その改善課題等は、教学組織で IR 情報に基づき検証し、検証結果を「部長会」にフィードバックすることで教育の改善・向上を図っている。「中期目標・中期計画」は、年度の事業計画に落とし込まれ、理事会・評議員会において進捗管理及び計画内容の検討と見直しを毎年度行っている。内部質保証の実質化のために、産業界、教育界、自治体、金融機関の外部有識者で構成する「外部評価委員会」を設置しており、多面的な内部質保証の仕組みが確立している。中期計画には、自己点検・評価、大学機関別認証評価などの結果を反映し、法人・大学運営の改善・向上を図っており、PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

〈優れた点〉
○自己点検・評価活動の結果として、特色ある教育を支える教学システムの充実や文部科学省補助事業の採択など、教育研究の成果を挙げていることは評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会や地域との連携

Ａ－1．地域社会との共創教育の取り組み
A-1-①　使命・目的ならびに中期計画との関連
A-1-②　社会実装に向けた教育研究体制
A-1-③　自治体や他大学との協力関係の構築

【概評】
大学は、「社会との『共同と共創』の実践を図る」ことを宣言し、中期計画の目標に「世代・分野・文化を超えた共創教育研究の推進」や「社会実装型教育研究の推進」などの事業計画を掲げ活動している。特に「社会実装型教育研究」として、学生の更なる専門力の向上・人間力の育成のために、大学の主柱科目として必修科目「プロジェクトデザインⅡ」（2 年次前期）を設定している。「プロジェクトデザインⅡ」は、自治体から提供されるテーマに対し、「デザイン思考」に基づき「身近な地域課題」の解決に学生が取組むことで、問題発見解決のプロセスを学修している。学修成果としてアウトプットする解決提案に有効性が期待できると自治体が判断する場合は、学生のアイデアが製品・サービスとして具現化される。これらの自治体や地域との実践体験の取組みを通じて、学生の問題解決力の向上が図られ、人間力が育成されている。
大学は「三大建学旗標」に掲げる「産学協同」活動のほかに、地域の人材育成と地方創生を目指した取組みとして、野々市市、金沢市、白山市の自治体と包括協定を締結し、教育・研究・ボランティアなどの連携活動を継続的に実施している。また、石川県の 21 校の高等教育機関による「大学コンソーシアム石川」を結成し、単位互換・地域課題研究ゼミナールなどを実施するほか、「学都金沢」のブランド力の向上を目指し、「金沢市近郊　私立大学等の特色化推進プラットフォーム」を立上げ、文理融合や各大学が持つ専門分野の特長を生かした地域発展のための活動も行っている。大学が標ぼうする魅力ある「社会との共同と共創の実践を図る」活動が積極的に行われ、機能している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．企業と連携した社会実装型教育・研究（クラスター研究室/コーオプ教育）
第 6 代大澤敏学長は平成 28（2016）年の就任以降、三大建学旗標である「人間形成」「技術革新」「産学協同」に基づき、Society 5.0 をリードする高度技術人材を育成することを目指し「世代・分野・文化を超えた共創教育」を推進することを表明している。Society 5.0 の到来により、一つの技術だけでなく複数の技術の組み合わせでた多様な解が求められる

ことを想定し、世代を超えた人々との交流、さまざまな分野や文化の交流から、多様な視点や価値観を有し、様々な人々と協力しながら問題解決を図る教育を実践している。

その一つが「クラスター研究室」で、社会実装の実現を目指した教育・研究活動を実施している。これは、課題となるテーマに対して複数の学科・専攻を横断したチームを結成し、それぞれの分野から解決策をアプローチしていく。キャンパス内にある MIT の Media Lab をヒントに開設した「Challenge Lab」を拠点に、社会性のある課題に対して研究室の枠を超えた学生が集まり、研究活動に取り組むものである。この活動には企業も参画し、アドバイスやディスカッションを通して世代を超えた交流も実践する他、共同研究事業として学生が一人の研究者として取り組む例もある。

「KIT コーオプ教育」も実践する取組みの一つである。通常のインターンシップとは異なり、4 か月以上に渡り学生が企業と雇用契約を結び、業務の一つとして企業内の課題解決に従事するものである。実践的な課題に取り組むことができるため、学生は大学で学んだ専門知識やスキルの応用に取り組むことができる。企業担当者を実務家教員として招聘し、指導教員と共に企業内での活動の教育評価を行う。令和 2（2020）年度より開始した「KIT コーオプ教育」は、これまでに 11 社に 15 人が派遣されている。学生は実際の企業現場に入り、課題が置かれている環境や解決に至るまでの多様で複雑な要件を肌で感じるとともに、社内の部署関係者、企業間連携などビジネスにおける多様な人・分野・文化の違いを体験し、社会そのものを就業体験できる実践的なキャリア支援プログラムとして位置付けている。コーオプ教育はアメリカ・カナダ・ドイツなど世界の大学でも取り入れられており、令和 4（2022）年度は国際大会を本学で実施することを予定している。

２．デジタルを活用した教育 DX

令和 3（2021）年度の学長方針の中で、教育 DX を推進し、「学生一人ひとりの学びに応じた教育実践」と「時間と場所の制約を超えた学びの創出」に取り組むことが示された。これらに取り組むにあたり、同年 3 月に文部科学省の事業である「デジタルを活用した大学・高専教育高度化事業」に応募し、2 件採択された。前者は、学内にある学修履歴のビッグデータを活用した修学に係わる解析を行い、その結果に基づき AI による学修支援・指導を行うシステムの構築であり、後者は対面授業を核としながらも遠隔でも参加できるハイフレックス授業の実施と xR を駆使した新たな学修環境の構築である。これらの教育 DX の推進にあたっては、学長直轄による教育 DX 推進委員会を立ち上げ、教職協働による事業の推進を図っており、他大学からの視察や講演依頼が続いている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 40(1965)年度
所在地	石川県野々市市扇が丘 7-1
	石川県白山市八束穂 3-1（石川ソフトリサーチパーク内）
	石川県白山市瀬戸辰 3-1
	石川県金沢市天池町 3
	東京都港区愛宕 1-3-4

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械工学科　航空システム工学科　ロボティクス学科　電気電子工学科 情報工学科　環境土木工学科
情報フロンティア学部	メディア情報学科　経営情報学科　心理科学科
建築学部	建築学科
バイオ・化学部	応用化学科　応用バイオ学科
工学研究科	機械工学専攻　環境土木工学専攻　情報工学専攻　電気電子工学専攻 システム設計工学専攻　バイオ・化学専攻　建築学専攻 高信頼ものづくり専攻　ビジネスアーキテクト専攻
心理科学研究科	臨床心理学専攻
イノベーション マネジメント研究科	イノベーションマネジメント専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

8 川村学園女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づき、使命・目的を明確にし、各学部・学科における教育目的を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映して、教学運営を行っている。このような基本的な諸方針は、ホームページや広報誌等を通じて、学内外に周知している。教育目的に整合した教育研究組織を構築し、社会情勢の変化に対応すべく適宜検討、見直しを行っている。

「基準２．学生」について

入学定員を下回る学科があるが、アドミッション・ポリシーに基づき入試制度を点検・改善し、入学者選抜を行っている。入学後は少人数教育の基本方針のもと、教職員が学生にとって身近な存在となり、学修支援に取組んでいる。また、ICT（情報通信技術）機器、図書館、グラウンドなどを整備して、学生の成長を図っている。インターンシップなどを取入れ、学科の特色に応じたキャリア教育と就職支援を行い、学生の社会的自立に向けた体制も整えている。教学面のみならず心的支援など学生のサポートを充実させる諸制度、施設を設けて、学生生活安定のための体制を整備している。

「基準３．教育課程」について

教育課程は､基本方針となる三つのポリシーを定め周知した上で､適切に編成している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業要件などの教学上の諸基準を設定、運用するとともに、学修成果についてはアセスメント・ポリシーを定めて諸委員会で確認、点検するなど適切に運用している。カリキュラム・ポリシーを踏まえた体系的な教育課程を編成し実施している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するため副学長、各種会議、委員会などの補佐体制を整備し、相互に連携をとることで、円滑な教学マネジメントを行っている。FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)、その他の教職員研修を組織的に行い、教員評価も適切に実施している。教育目的及び教育課程に即した教員の配置に関して、一時的に不備があったものの設置基準上必要とする教員数、教授数を確保している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為において、理事長が事務を統括し、法人を代表することを明記し「法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う」と定め、使命・目的の達成に向けた意思決定を行っている。学校法人制度の基本理念の一つである継続性の観点から、財務の役割は極めて重要であり、健全な財務状態の維持、継続が求められる。今後の財務計画は、学校法人会計に用いられる経常収支などの主要経営指標を踏まえつつ、中期計画等で検討することとしている。

「基準６．内部質保証」について

教学体制を整え、毎年度自己点検・評価報告書を作成、公表することで三つのポリシーを起点とした内部質保証の向上を目指している。学長をトップとする各種会議・委員会を置き規則に沿って運営することで責任体制を確立している。IR(Institutional Research)担当部門を整備し、エビデンスに基づく自己点検・評価を推進している。大学運営の基本となるものとして中期計画を策定し、毎年度見直しをすることで大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、建学の精神に基づく使命・目的、教育目的及び三つのポリシーを整備し、適切に運営している。学生確保と健全な財務基盤の確立については、今後の課題として残されている。しかしながら、学生の支援、学修環境の整備、学生の意見等への対応及び教育課程の運用については、近年のコロナ禍においても少人数教育の特色を生かし、学生本位の視点から教職員一体となって適切に実施している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献及び地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神は、「感謝の心」「自覚ある女性」「社会への奉仕」に集約している。この建学の精神に基づき、大学の使命・目的及び教育目的について、学則及び学則別表において具体的かつ簡潔に明文化している。大学の個性・特色として、「少人数教育」「幅広い教養のための制度設計」「社会への貢献を意識した『与え・育てる』能力の拡充」を掲げ、ホームページなどで公開している。

使命・目的及び教育目的は、社会情勢の変化に対応すべく「教学マネジメント会議」、部局長会、IR 委員会、SD 委員会などにより検討している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員がその内容を理解した上で策定に関与、支持しており、事業報告、教員の研究会、冊子などを通じて学内外に周知している。また、ホームページ、広報誌などにより学内外に教育に関する基本的な考え方を随時紹介している。在学生には、ガイダンス等の諸行事の際に建学の精神、教育理念を周知し、「学生生活のてびき」にも掲載している。1 年次生対象に、建学の精神・教育理念の理解を深めるための教養教育を行っている。

令和元(2019)年度に策定した中期計画では、三つのポリシーを踏まえた教育課程の見直しを行い、使命・目的及び教育目的に反映している。各学部・学科は、これらの使命・目的及び教育目的を踏まえ整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、平成 30(2018)年度に学力の 3 要素との関連をより具体的にするために三つのポリシーの見直しを行っている。アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項、ホームページ及び大学案内で周知している。入試問題は、学長が指名した「作問委員」が作成し公正な方法で実施することで、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れを行っている。収容定員を下回っている学科はあるが、学部長・学科長などを構成員とした「アドミッションオフィサー会議」などを組織し、学生の受入れをより効率的、一元的に行う体制を整えている。

〈改善を要する点〉

○教育学部幼児教育学科、教育学部児童教育学科、生活創造学部生活文化学科における収容定員に対する在籍学生数の比率が 0.7 倍を下回っているので改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会を中心に教職協働による学修支援体制を整えている。学科ごとに「学生研究室」を設け、教員とのパイプ役になる教務補助職員を配置して、教職協働で学生と教職員とのコミュニケーションを図っている。学生が退学、休学を希望した場合、本人、保護者、ゼミ担当教員又は学科長との三者面談を行い対応している。

令和 3(2021)年度に、「障がいのある学生の支援に関する規程」を整備して合理的配慮を行っている。オフィスアワーを拡張してリメディアル教育の機会として使うなど、手厚い対応を行っている。

平成 30(2018)年度から「教育サポーター制度規程」を定め、上級生が「教育サポーター」として下級生の教育支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じてキャリア教育を展開し、相談・助言体制を整備して社会的、職業的な支援体制を整えている。教育課程内においては、卒業後の進路のプランニング、実践的対策等を学ぶ授業科目を開設している。教育課程外の支援として、少人数の講座である「Kawamura 塾」の開講や、教員志望者には、千葉県教育委員会主催の「ちば！教職たまごプロジェクト」での教職インターンシップへの参加などを推奨している。個別面談は、3 年次から行い、履歴書添削など具体的なサポートを対面やオンラインで行っている。また、ハローワークとの連携を強化し、「ジョブサポーター」による相談、学内合同企業研究会での企業説明会を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

各種相談窓口として「学生支援オフィス」を設けている。学生委員会、「ハラスメント防止委員会」「障がい学生学修支援委員会」及び「国際交流委員会」が、各学科の「学生研究室」の教務補助職員と連携をとりながら支援を行っている。経済的支援としては、「六華会奨学奨励金貸費生制度」「遠隔地居住者支援制度」「川村学園奨学融資金」などの大学独自の奨学金を設け、充実を図っている。学生の課外活動団体ごとに教員を顧問として配置し、予算執行などに助言をしている。有志学生による大学独自の SA(Student Adviser)制度を設け、学生同士の交流を支援している。学生の心身の健康については、「健康支援室」を設け、健康面の支援を行うだけでなく健康教育にも力を入れている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎面積は、設置基準を満たしており、内外装の補修工事を定期的に行い、良好な学修環境を確保している。図書館には研究・学修に十分な書籍、視聴覚資料を備え、ビデオ視聴やパソコンを使用できるマルチメディア室を設けている。その他、我孫子キャンパスには OA(Office Automation)教室、目白キャンパスには CALL(Computer Assisted

Language Learning)教室などで、随時使用可能なパソコンを設置している。

施設の利便性の向上を図るため、障がいのある学生の希望などを把握し、ポータブルスロープなどを設置して対応している。少人数の適切なクラスサイズを保ち、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた授業運営をしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見をくみ上げるシステムとして、学生生活アンケート、授業評価アンケート、卒業生アンケート等の調査を IR センターが行っている。その結果は、FD で共有するとともに部局長会及び学科長会で分析し、検討結果を学科ごとの学修支援や学修環境の改善に活用している。令和 2(2020)年度からは、授業評価アンケートで寄せられた質問や意見に対して、学修支援ポータルサイトから教員が回答している。「学生提案箱」も設置し、寄せられた意見を「学生支援室」が把握し、要望のあった設備の設置などを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、入学者選抜要項及び履修案内で公表するとともに、教授会及び FD 研修会で学内に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定め、ホームページ及び

履修案内に掲載するとともにガイダンスで伝えることで学生に周知している。また、各科目の評価方法、成績評価基準についてもシラバスに明示している。単位認定基準、卒業・修了認定基準、学位論文の評価基準等の運用については、教務委員会、研究科委員会及び IR 委員会を通じて、「教学マネジメント会議」及び部局長会が検証を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ及び履修案内で周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も維持している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って編成、実施している。シラバスは「シラバス作成のためのガイドライン」をもとに一定の基準で作成できるようになっており、シラバス確認担当者等がカリキュラム・ポリシーとの整合性も含めて記載内容の確認を行っている。履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保っている。教養教育については、各キャンパスで偏りが生じないように年度ごとに開講するなどの配慮をして、教育目的に沿う形で実施している。授業にはアクティブ・ラーニングや産学連携型授業等を取入れるとともに、教員相互の授業参観、FD 研修等によって授業方法の工夫・開発に組織的に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーを定め、三つのポリシーを踏まえた学修成果を明示している。また、運用計画であるアセスメント・プランを定め、学生の学修状況、資格取得状況、学生生活の状況及び満足度等を把握し、「教学マネジメント会議」及び IR 委員会においてディプロマ・ポリシーに沿った学修成果の確認を行っている。令和元(2019)年度にはルーブリック評価、令和 2(2020)年度からは新たに「アセスメント・テスト」を導入し、検証方法

の改善も行っている。学修成果は IR センターで分析し、IR 委員会で検討している。その結果は FD 研修及び SD 研修において教員にフィードバックし、カリキュラムの改善等につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため副学長を任命し、部局長会及び「教学マネジメント会議」を設置するなど、補佐体制を整備し、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。学則第 1 条第 2 項で大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。また、学則第 6 条で教授会の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。副学長の任命及び任期については「学長及び副学長並びに学部長等の任命及び任期に関する規程」に定めており、権限の適切な分散を図っている。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、あらかじめ定め、教職員に周知している。大学事務部、「学生支援オフィス」等を整備し、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

一部の学科において設置基準上必要な教授数が不足していたが、現在は充足しており、選考や採用の方針となる「教員選考規程」及び「教員選考基準」を定め、適切に運用して

いる。教員の採用については、原則として公募制で、ホームページに採用情報を掲載している。平成 25(2013)年に教育・研究内容及び教育方法を改善・向上することを目的として FD 委員会を設置し授業評価アンケート、教員相互の授業参観、専任教員による FD 研修などを実施して、組織的に FD、その他教員研修の実施と見直しを行っている。また、ティーチング・ポートフォリオの作成を義務付け、活用している。

〈参考意見〉

○生活創造学部観光文化学科において、設置基準上必要な教授数が一時的に一人不足していたので、綿密な人事計画を立てることが望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、大学は「教職員研修規程」を定め、「学園研修」「学校研修」「個人研修」「特別研修」に大別して実施している。「特別研修」には、法人が設定する研究テーマに関する研修や共同又は個人の申告による自主研修を含んでいる。大学運営に関わる内容をテーマとした研修は、平成 26(2014)年度から部局長会が計画し毎年複数回、組織的に開催するとともに、テーマや内容の見直しを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、全専任教員の個人研究室を設置しており、「教員研究費規程」及び「教育研究奨励規程」を定め、個人研究費を支給・支援している。また、令和 2(2020)年度には研究環境に関する調査を実施し、改善に取組んでいる。

研究倫理に関する規則は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの改正」により学内規則を整備し、必要な改正を行っている。また、研究倫理に関するテーマでの SD を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為などの組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。部局長会を毎週開催し、教授会及び研究科委員会を月 1 回開催することで、審議の場を設け、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。法人についても、連絡協議会を毎週開催し、法人及び法人の設置する各学校との意思疎通を図っている。「公益通報等に関する規程」「個人情報の保護に関する規程」「ハラスメント防止等に関する規程」等を定め、環境や人権について配慮している。毎年度、ガイダンス時に学生・職員を含めた防災訓練を行うとともに教室等に「災害時避難図」「授業中の地震発生時初動マニュアル」を掲示するなどして、危機管理の体制を整備している。寄附行為の事務室への備付けなど法令に基づく情報の公開も行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 9 条第 3 項において、理事長が「本法人内部の事務を総括し、且つ学校法人の業務につき本法人を代表する」、寄附行為第 11 条において「本法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う」と定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。また、緊急性の高い事案にも迅速に対応できるように、令和 4(2022)年度から常務理事会を設置している。寄附行為第 6 条に基づいて理事を選任し、事業計画を確実に執行するなど、理事会の運営を適切に行っている。理事会は、年 4 回の定例理事会と必要に応じて臨時理事会を開催し、理事の会議出席状況に問題はなく適切に運営している。また、欠席時に意思表示を行う委任状も適切であり、理事会議事録も適切に作成している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会と法人が設置する各学校及び事務局が連携を図る機関として連絡協議会を設置している。同協議会を毎週開催することにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行うとともに、相互チェックする体制を整備している。現在、理事長が学園長を兼務することにより、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教授会を開催する日は、学科会を開催し、教員の昇任人事以外の事項については、教授会に教員全員が陪席し、提案をくみ上げる仕組みを整備している。監事は寄附行為第 7 条により適切に選任しており、理事会、評議員会などへ出席している。評議員は、寄附行為第 15 条により適切に選任しており、出席状況も良好で、評議員会の運営も適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

教育活動の収支差額は直近 5 年間支出超過であるが、学生生徒等納付金の収入増と人件費の支出減により改善を図っている。

この状況については、令和 3(2021)年 9 月 18 日開催の理事会で中長期計画に基づいた財務数値資料を提出し状況を報告、令和 4(2022)年 5 月 28 日開催の理事会では令和 8(2026)年度に翌年度繰越支払資金の黒字化を図る財務数値資料を提出し承認を得ている。

外部資金導入の推進及び安全・確実な資金運用について積極的に努力している。

〈改善を要する点〉

○教育活動収支差額等の財務数値資料の収支バランスを保ち、安定的な財務基盤を確かなものとするため、中長期的な財務計画に基づき収支状況の改善を要する。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「経理規程」「会計処理基準（経理規程施行細則)」「資産運用規程」により適切に行っている。

毎年度の予算は、寄附行為の手続きに沿って評議員会に諮問、理事会で審議決定し適正に行っている。また、予算の補正が必要となった場合は、予算編成の手続きを踏襲し適切に補正予算を編成している。

会計監査は、監事が「監事監査基準」に沿った業務監査、会計監査及び公認会計士による監査を実施して、監査報告会で相互の情報を共有する体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関しては、三つのポリシーに加え、アセスメント・ポリシーを作成、明示して適切な自己点検・評価を行っている。

内部質保証について、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの各レベルで、三つのポリシーの検証・評価を行っている。この検証・評価に関しては、各学部・学科、研究科、部局長会、「教学マネジメント会議」、教務委員会、学生委員会、IR 委員会、就職委員会、自己点検・評価委員会、FD 委員会などの恒常的組織を整備し、相互に関連を持ちつつ内部質保証を実現している。

内部質保証については、各レベルでの検証・評価をもとに自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書を取りまとめ、部局長会において最終的な責任を負う体制を構築している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、自己点検・評価委員会が各種エビデンスに基づき自己点検・評価報告書を作成し、部局長会で検証、承認している。また、教授会、研究科委員会で報告し学内で共有するとともに毎年度ホームページに掲載し、社会に周知している。

教職員で構成する IR センターが各種アンケートやデータを収集・分析して IR 委員会に報告し、IR 委員会は、分析結果のフィードバックと活用を検討するとともにホームページに掲載している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して、IR データを活用しつつ三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルによって教育の改善・向上に反映している。例えば、アンケート調査から明らかになった学修時間の不足に対して、ICT 教育を導入し、コロナ禍での遠隔授業などで活用するに至った。また、学生の自発的な学修を促すため、タブレット端末の貸与を開始することで ICT 教育の拡充を図っている。機関別認証評価や自己点検・評価などの結果と将来の展望を踏まえ、中期的な計画を策定することによって、大学運営の改善・向上のための内部質保証が実効的に機能する仕組みを構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献及び地域貢献

Ａ－1. 社会貢献及び地域貢献に関する方針と方策

A-1-① 社会貢献及び地域貢献の方針の明確性

A-1-② 社会貢献及び地域貢献に関する方策の意義

Ａ－2. 社会貢献及び地域貢献の具体性と発展性

A-2-① 社会貢献及び地域貢献の具体性

A-2-② 社会貢献及び地域貢献の発展性

【概評】

建学の精神である「感謝の心」「自覚ある女性」及び「社会への奉仕」において、大学の

教育目的として社会貢献及び地域貢献を明確に示している。学則第 1 条においても「文化国家の発展と福祉に貢献する女性を養成する」と示し、社会貢献及び地域貢献の方針を明確にしている。教職員や学生にとって、地域に直接関わる機会を作り、学修支援や学生が開発した商品の地域での試験販売等、アクティブ・ラーニングの場にもなっている。また、地域の住民にとっては総合大学としての研究や教育内容に接する機会となっている。

教員は、専門分野での学会や委員会、研究会での活動のほか、地域の自治体の審議会、協議会、委員会等への参画、自治体や住民団体の活動運営、相談事業、講座・講演会等への支援、協力などを通して、地域や社会を知的に支援する役割を担っている。また、大学は、県内外の自治体等と連携協定を結び、地元の我孫子市からは、自己点検・評価の際に意見・助言を受け、社会貢献活動の発展につなげている。

大学には、心理相談センターを設け、コロナ禍においてもオンライン面接を継続するなど、地域に開かれた「心の相談室」として機能している。また、ボランティアセンターを設け、ボランティアに関する情報を統合し、学生のボランティア活動を促進するための環境整備に努めている。活動参加者も年々増加しており、ボランティア保険への加入支援等、活動しやすい環境づくりを進めている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 63(1988)年度
所在地　　千葉県我孫子市下ヶ戸 1133
　　東京都豊島区目白 3-1-19

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	国際英語学科　史学科　心理学科　日本文化学科
教育学部	幼児教育学科　児童教育学科
生活創造学部	生活文化学科　観光文化学科
人文科学研究科	心理学専攻　教育学専攻　比較文化専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付

9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

9 関西国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学全体の目的、各学部学科及び研究科の目的並びに教育目的を学則及び大学院学則に具体的かつ簡潔に明文化し､それを具現化するための人材育成における三つの特長を示し、ホームページや学生便覧などで学内外に公表している。

それらは、理事会及び評議員会で審議承認された教育ミッションをもとに、大学協議会の審議を経て学長が教授会にて意見を聴き決定することで環境の変化への対応をしている。教職員へは FD(Faculty Development)などの研修会にて、学生へはオリエンテーションなどを通じて周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は中期計画及び長期計画並びに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、その具現化に必要な教育研究組織及び各センターを配置している。

〈優れた点〉

〇教育目標に掲げた六つの力・資質は明確で理解しやすく、各専門領域に掲げる目標を定める上でも柱としていることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜方式を設定し、一部学科の収容定員充足率は低いものの、広く学生を受入れる体制を整えている。また、それぞれの選抜方式で入学した学生の成績動向を分析し、入試制度の見直しを適宜行っている。

学修支援センターが学修支援システムを統括し、関連するセンターが補完しつつ、オフィスアワーの管理や大学独自のセミナーの実施、学生チューターの有効活用を行うとともに、教育効果が高いサービスラーニング科目の設置を行っている。

インターンシップや、地元企業とタイアップした就業体験のプログラムを多数用意し、キャリア支援を充実させているほか、課外活動や学生寮、奨学金の管理やハラスメント対応を適切に行っている。また、学生の要望を可能な限り収集しつつ、学修環境の整備を行っている。

〈優れた点〉

〇各教員のオフィスアワーのほかに、資格試験、キャリア支援などをテーマとしたセミナーを行う「センターオフィスアワー」を設定し、学生が少人数で学修することができ、

教員への相談及び教員からの指導を行いやすい環境を整えていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

全学及び各学科のディプロマ・ポリシーを、六つの教育目標に基づき学則で明示し、それに基づいた成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準などを厳格に運用しているほか、「到達確認試験」により、教育課程における達成度を客観的に計測する仕組みを持っている。

ディプロマ・ポリシーと整合したカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的にナンバリングした科目を各教育課程に配置し、教養教育については、三つの科目群で構成する基盤教育科目で展開し、各学科の特性に合わせた配置をしている。

「KUISs 学修ベンチマーク」などの学修深度指標を活用し、学生自身が学修成果の点検・評価を行う仕組みがあるほか、学修成果の点検・評価に関わるアセスメント・ポリシーに基づき収集したデータを教育改善や学修支援環境の改善に役立てている。

〈優れた点〉

○授業科目「評価と実践Ⅰ」「評価と実践Ⅱ」を設定し、授業内に学生自身が「KUISs 学修ベンチマーク」「ラーニング・ルートマップ」「学生レーダーチャート」「e ポートフォリオ」を活用した学修成果の点検・評価を実行可能とする取組みは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は、常務会、執行部会議、大学協議会などの会議体制のもとで権限の分散と責任を明確化するとともに、副学長及び各部局長と定期的にブリーフィングを行うことで、実務調整をし、リーダーシップを発揮できる仕組みを整えている。

教育課程に則した教員を適切に配置し、各規則に基づいて採用・昇任を行うとともに、目標管理のもと、e ポートフォリオを用いて教員の業績評価を行っている。

教職員全員が参加する PD(Professional Development)では大学ブランディング強化に向けた研修を、SD(Staff Development)においては、IR(Institutional Research)に関する研修や科学研究費助成事業採択、業務改善へ向けた研修を行っている。

五つの研究所と「研究所会議」を設置し、研究費面での支援制度を整え、研究の活性を図っているほか、倫理上の重要事項について適切に審議を行っている。

〈優れた点〉

○教員の業績評価を、大学独自のツールである「教員用 e ポートフォリオ」によって主要評価軸の業務を記録し、「関西国際大学教職員目標管理表」に基づいて評価点を算出の上行っている点は、客観的であり、教員の役割と目標を明確にしている点は評価できる。

○五つの研究所を配置し、教員が自分の研究領域によって研究所に所属できることは、研究のモチベーションを上げ、個人研究のみならず、共同研究を通じたシナジーを生出す仕組みとして評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学の使命・目的の実現に向けて、理事会を最高意思決定機関とし、評議員会を諮問機関として寄附行為に基づき定期的に開催し、理事長が法人を代表し業務の総理を行っている。また、副学長や事務局長などの学内主要者が理事として参画し、大学部門と意思決定事項の共有を図るほか、5 人の外部理事と 3 人の監事を配置し、相互チェックを行う仕組みを整えている。

外部監査を厳正に行い、会計処理の適切な実施の確認とともに、常任監事と内部監査室による予算の策定や執行状況、管理業務の監査や理事の業務執行の監査及び三様監査を実施し、理事会、評議員会にて監査報告を行っている。

ハラスメント防止に関する規則を整備し、人権への配慮とともに、設備の安全性を確保し、より良いキャンパス環境の維持に努めている。

「基準６．内部質保証」について

「自己評価委員会」及び「評価センター」が軸となり、事業計画、事業実施、自己点検・評価及び改善の PDCA サイクルを推進する仕組みを整備している。

「評価センター」内の「IR 部門」は、各部局が策定する KPI (Key Performance Indicator)、KGI(Key Goal Indicator)及び全学のデータ収集・分析を行い、各部局にフィードバックすべきデータのピックアップを行うほか、「執行部会議」へ事業の進捗状況の報告を行うとともに、年度上半期や年度末に行う事業の経過やそれに対する評価の報告会で全教職員に発表する情報を提供している。

学内グループウェアを使い、専任教職員が各会議体の報告や「IR 部門」からのデータを閲覧できるようにし、目標と進捗状況を確認できるようになっており、事業報告会とともに、内部質保証へ向けての取組みを全学的なものとしている。

〈優れた点〉

〇学内グループウェアで専任教職員が各会議体の報告書及びデータをいつでも閲覧できるようにすることで、各部局の課題の発見及び改善方策の立案などの自己点検・評価を促進し、事業計画に反映する自律的な仕組みを構築していることは評価できる。

総じて、大学は六つの教育目標に沿って、各教育課程のディプロマ・ポリシーを定め、その達成に向けて三つの人材育成指針を明示し、学生の学修を促すためのプログラムや多様な支援システムを構築している。また、FD などを通じた学修者中心の教育方法の浸透を図り、社会ニーズに合った人材の輩出に努め、それを更に発展向上させるための PDCA サイクルが機能する仕組みを整備し、内部質保証の充実を目指している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.安全・安心教育」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「デジタルを活用した大学・高等教育高度化プラン」補助金（DX 補助金）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に大学全体の目的、大学学位規則第 3 条に学部の教育目的、大学院学則第 1 条に研究科の目的及び教育目的を簡潔にかつ具体的に明文化し、ホームページや履修要項などに示している。

大学の教育理念に基づいて、①自律的学習者育成のための教育システム②学修支援制度③グローバルな視野を持ち、安全・安心な社会に貢献できる人材育成―の 3 点を個性・特色として掲げ、教育目標に定めた六つの力・資質を達成するための礎となっている。

令和 2(2020)年に学校法人の合併を行い、「学校法人濱名山手学院」として、両法人の建学の精神を包含する現法人の教育ミッションを定め、学則の目的を追加修正した。また、社会からの要請や教育内容の見直しにより、大学の目的の改正が必要となる場合は、大学協議会及び教授会の審議により変更、見直しを行う体制を整えている。

〈優れた点〉

○教育目標に掲げた六つの力・資質は明確で理解しやすく、各専門領域に掲げる目標を定める上で柱としていることは評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、理事会及び評議員会で審議・承認した教育ミッションに基づき、学長が教授会にて意見を聴いた上で決定し、FD 研修会、新任教職員研修会及び「非常勤講師説明会」において周知している。また、ホームページを通じて学内外へ周知しているほか、履修要項、各学期直前に行われる「リフレクション・デイ」や学修ベンチマークの達成状況のチェックの際に在学生へ、「フレッシュマン・ウィーク」において新入生へ、保護者へは教育懇談会を通じて周知している。

長期計画及び中期計画の中で、ディプロマ・ポリシーに基づいた教育的基本目標を策定し、それに従いカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを定義している。

学部・学科・研究科は教育研究目的に基づいた構成になっており、それを支える教育研究組織やセンターを配置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部学科及び研究科において､教育目的を踏まえたアドミッション･ポリシーを定め、ホームページ、学生募集要項などに明記し、周知している。

入学者選抜をアドミッション・ポリシーに沿って行い、一般選抜型入試、学校推薦型入試だけでなく､「アサーティブ入試」「マッチング入試」など特色のある入学者選抜を行い、学生の受入れを適正に行っている。アドミッションセンターが入試、学生募集、広報の各部門を所掌し、入学者選抜方法ごとの入学後の成績の検証を行い、入試制度の継続的な見直しを行っている。入試問題は、専門分野を勘案し、独自に作問している。

学科ごとに差があるが、入学定員及び収容定員に沿った学生数を概ね維持している。入学定員の確保に向け、ホームページ、学生も参画するオープンキャンパス、高校訪問・ガイダンス、受験生一人ひとりに合わせた学生募集などの充実に取組んでいる。

〈参考意見〉

○国際コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科の収容定員充足率が低いため、定員充足に向けた効果的な取組みの実施が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援は学修支援センターが所掌し、学修支援委員会を設置・運営している。

障がいのある学生には自己申告の機会を設け、学生センター所管の保健室で配慮事項を取りまとめ、該当学科の学科長及び関係部局に伝達し、個別に対応している。

オフィスアワー制度は全学的に実施され、各教員のオフィスアワーは学修支援システムを通じて公開している。コロナ禍以降、ウェブ会議システムも活用している。

SA(Student Assistant)・TA が講義や演習を補助している。学修支援センターでは上級生が学修支援チューターを担い、学修支援を行っている。

中途退学、休学及び留年の実態調査や原因分析を行い、改善方策を協議している。欠席調査を実施し、成績不振者へのアドバイザー、学科長、学部長による面談を実施している。

海外体験を中心としたプログラムである「グローバルスタディ」を展開している。

〈優れた点〉

○各教員のオフィスアワーのほかに、資格試験、キャリア支援などをテーマとしたセミナーを行う「センターオフィスアワー」を設定し、学生が少人数で学修することができ、教員への相談及び教員からの指導を行いやすい環境を整えていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育支援や就職・進学の相談・助言は、キャリア支援センター、キャリアサポート室及びキャリア教育委員会を整備し、適切に行っている。

キャリア教育を 1 年次科目の「初年次セミナー」「基礎演習」、基盤教育科目の「仕事とキャリア形成Ⅰ」「仕事とキャリア形成Ⅱ」に組込み、インターンシップとサービスラーニングのプログラムを「コミュニティスタディ」とし、幅広いテーマで設置している。インターンシップは、地域企業と連携協力協定を締結し、学生が就業体験を行う機会を確保している。教育課程外においても、キャリアサポート室にて各種講座、ガイダンスを開催し、学生の進学・就職を支援している。

キャリアサポート室では 3 年次から 4 年次にかけて全学生に面談を行い、就職・進学の

相談・助言を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導は学生センターが所掌し、三木、尼崎、神戸山手の各キャンパスに学生相談室及び保健室を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを行っている。ハラスメントの相談窓口として各キャンパスにハラスメント相談員を配置している。

課外活動支援として、学生規程や「指定学外施設利用規程」などを定め、施設利用への補助を行っている。学生寮を設置し、高い入居率を維持している。

各種奨学金を準備し、経済的支援を行っているほか、各種資格試験に合格した学生に対する表彰を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設を適切に整備している。3 キャンパスで実施できる遠隔講義システムと学修支援システムを整えている。学生がパソコンを利用する情報処理施設や無線 LAN 環境を適切に整備している。

3 キャンパスの各図書館は学部・学科の特徴に合わせた十分な学術情報資料を整え、グループ学習室やラーニング・コモンズを設置し、開館時間を含めて学修環境を整備している。

障がいのある学生に配慮した環境整備のため、多目的トイレを複数設置するとともにバリアフリー化を進めている。

授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるよう、授業形態や学修内容に応じた適切な学生数、クラス分割を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
年 1 回の「学生生活実態・意識調査」、年 2 回の授業アンケートを実施し、学修支援、学生生活、施設設備に対する学生の意見などをくみ上げている。これらの調査では、学修状況の収集とともに、授業やカリキュラムの満足度、課題の負担、教員対応の満足度、環境や施設設備面における要望を把握している。
課題や改善点がある場合には教職員間で共有するほか、学生委員会が改善策などを掲示し、優先順位を決めて改善に着手している。授業に関する意見や要望によっては、学長、学部長をはじめとする教学側の責任者が当該教員と面談し、状況把握と改善指導を行っている。また、学長名で「学生生活実態調査の結果と対応について」を学内ウェブサイトの掲示板に掲載し、学生及び教職員が閲覧できるようにしている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
六つの教育目標に基づき、全学のディプロマ・ポリシー、各学科のディプロマ・ポリシーを定め学則に明示し、ホームページや「フレッシュマンガイド」、履修要項などで周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、学則、大学院学則及び履修規程に示している。進級基準は設定していないが、GPA(Grade Point Average)や「到達確認試験」により、厳正に適用している。それらは、履修要項に公開し、適正な運用体制を保証するとともに、「教育改革委員会」におい

て成績評価の公平性担保などの改善を図るなど組織的に対策をとっている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

全学のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー、学科・研究科のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを一体的に策定し、学位規則に定め、ホームページや履修要項などで周知している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿い、基盤教育科目、専門教育科目を体系的に配置しナンバリングを行い、カリキュラム構造を理解しやすいように示している。教養教育は、「基盤教育委員会」が所管し、三つの科目群で構成する基盤教育科目で展開し、全学共通科目を中心に学科の特性に応じて配置している。主体的・能動的な学びや経験学習の機会設定や、協働学習、実習、「コミュニティスタディ」「グローバルスタディ」など多様なアクティブ・ラーニングを導入し、教授方法の工夫・開発を行い、効果的に実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、「関西国際大学学修・教育目標の評価に関する規程」に基づき、アセスメント・ポリシー及び「KUISs 学修ベンチマーク」を定め、「卒業研究の成果」「到達確認試験」「e ポートフォリオ」を活用して行っている。「評価センター」の「IR 部門」が中心となり、学生に対し多様な調査を実施し、データの収集・分析、自己評価委員会での検証、教授会での学内周知など、点検・評価・フィードバックの方法を確立し運用している。授業評価アンケートを年 2 回行い、授業改善に活用している。期末アンケートの結果と科目担当者のコメントを公表し、学生にフィードバックする環境を整えている。「学修行動調査」「学生生活実態・意識調査」を通じて、学習時間や学

修成果、学生の意識や満足度を把握し、教育改善や学修支援・環境改善に活用している。

〈優れた点〉

○授業科目「評価と実践Ⅰ」「評価と実践Ⅱ」を設定し、授業内に学生自身が「KUISs 学修ベンチマーク」「ラーニング・ルートマップ」「学生レーダーチャート」「e ポートフォリオ」を活用した学修成果の点検・評価を実行可能とする取組みは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に校務に関する最終的な決定権が学長にあることを規定し、教授会及び研究科委員会は、教育研究上の諸課題を審議し学長に意見を述べる機関となっている。学長と部局長及び関係職員は、定期的に学長ブリーフィングを行い、学長は各部局に明確な指示をしており、教学マネジメントにおけるリーダーシップを適切に発揮し、大学の意思決定と責任体制が明確になっている。「常務会」「執行部会議」「大学協議会」などの会議体制に加え、副学長 3 人、学長補佐 4 人、学長特別補佐 6 人を配置し、学長の職務を補佐する体制を整備している。各種委員会の委員を各学部教員及び関連事務局から選出し、教職協働体制で教学運営を適切に実施している。大学運営に必要な事務組織を構築し、必要な人員を配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準が規定している必要専任教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している。

教員の採用・昇任については、「関西国際大学教育職員選考規程」「関西国際大学教授等選考基準」に従って適切に審議し、人事委員会の審議、学長の承認、理事長の任命を経て人事を決定している。

教員の業績評価は、「関西国際大学教育職員の要件及び考課に関する規程」に基づき、評価の基準を設け、大学独自の評価ツール及び学部長による面談によって行っている。

FD 研修については、「高等教育研究開発センター」が統括し、教職員全員参加の PD 研修を行い、全学的な情報共有を行い適切に実施している。

〈優れた点〉

○教員の業績評価を、大学独自のツールである「教員用 e ポートフォリオ」によって主要評価軸の業務を記録し、「関西国際大学教職員目標管理表」に基づいて評価点を算出の上行っている点は、客観的であり、教員の役割と目標を明確にしている点は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

人財育成課が SD 研修を所掌し、業務を体系的に捉えるための研修と、業務遂行上必要なスキル養成に直結する研修を適宜行っている。

科学研究費助成事業の採択や、大学の強みと特色を知るための研修、IR に関する研修、業務改善のためのプロジェクト研修なども行い、全職員が大学が目指す教育を実現するための方針を共有し、その理解を深めている。

教員と合同の PD 研修を企画し、職員の資質・能力向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究を組織的に進めるために、五つの研究所を設置している。各研究所には、運営管理を行うための委員会とともに、研究所の研究活動を活性化するための協議を行う「研究所会議」を設けている。「科研費ヘルプデスク」を開設し、申請書の添削や各種相談に対応している。

研究倫理に関しては「研究倫理憲章」を制定し、これを具現化するため「関西国際大学研究倫理に係るガイドライン」「関西国際大学における人を対象とする研究倫理指針」を定め、必要とする倫理上の重要事項を審査するための「研究倫理委員会」を設置し厳正に運用しているほか、個人情報保護法改正にも適切に対応している。

個人研究費や学長特別研究費など研究活動への資源の配分も適切に行っている。

〈優れた点〉

○五つの研究所を配置し、教員が自分の研究領域によって研究所に所属できることは、研究のモチベーションを上げ、個人研究のみならず、共同研究を通じたシナジーを生出す仕組みとして評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、教育基本法、学校教育法、私立学校法などの法令を遵守し、寄附行為、寄附行為施行細則において、理事会は法人の業務を決し、理事長は法人を代表し、その業務を総理すると明記し適切に運用している。理事会、常任理事会、大学協議会、教授会は、使命・目的の実現に向け継続的努力をしている。

建物の安全性については、学内施設のバリアフリー化を進めており、神戸山手キャンパスは長期施設整備計画を推進する中で耐震補強工事を計画している。

「関西国際大学危機管理規程」にのっとり危機管理体制を整備し、毎年防災訓練を行い、不測の事態に備えている。人権への配慮については、ハラスメント防止などに関する規則を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関として、評議員会をその諮問機関として管理・運営する体制を整備している。

理事の理事会出席状況は概ね適切であり、欠席時の委任状についても、議案を記載し意見も記入できる様式となっている。理事の選任を、寄附行為に従って適切に行っている。

法人の業務の円滑な運営と使命・目的の実現に則した理事会の意思決定を具現化する機関として、常任理事会を設け、理事会からの委任事項の審議・決定及び理事会に提案する議題の審議を定期的に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づいて選任した理事 14 人の中に、学長、校長、副学長、事務局長など学内者 7 人が含まれるほか、理事会の決定事項を、理事以外の教職員にも適切に周知し、法人の管理部門と大学の管理部門及び教学部門の意思疎通と連携を保っている。

理事長は学長を兼務し、理事会及び常任理事会の議長としてリーダーシップを発揮できる内部統制の環境のもと、円滑な意思決定を行っている。法人事務局長は大学事務局長を兼務し、法人と大学の事務部門とのコミュニケーションを円滑に行っている。

外部理事 5 人と監事 3 人は積極的に意見具申を行い、法人と大学の相互チェック体制を整備している。監事、評議員を寄附行為に従って適切に選任し、理事会、評議員会への出席状況は概ね適切である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

神戸山手キャンパスなどの教育施設の大規模な整備を進めたことなどから、令和2(2020)年度から法人の経常収支差額はマイナスに転じているが、令和3(2021)年度は、大学部門においては収支バランスを保っている。

「学院長期計画」を踏まえ、各キャンパスの施設・設備などの整備計画に基づく財政シミュレーションを実施し、理事会においてもその内容を議論し、適切な財務運営の確立に努めている。

また、法人に募集・広報対策本部を設置し、入学者の安定的な確保に取組むほか、設置校及び設置園の募集及び高大連携についての支援部門を強化することで、定員充足の実現、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保に取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人濱名山手学院経理規程」に準拠し、適正な会計処理を行っている。

公認会計士による外部監査を厳正に行い、常任監事と内部監査室による監査においては、予算と予算の執行状況、管理業務の監査及び理事の業務執行状況の監査を適正に行っている。監事は、会計監査法人から会計監査の報告及び説明を受け、計算書類などの検証を行い、理事会、評議員会にて監査報告を行っている。また、「学校法人濱名山手学院内部監査規程」に基づき、監査法人の公認会計士、監事及び内部監査室は定期的に三様監査を適正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織として、自己評価委員会及び「評価センター」を設置し、自己

点検・評価及び改善の PDCA サイクルを推進するための企画・運営・支援を行っている。「評価センター」は、「自己評価部門」と「IR 部門」で構成し、「自己評価部門」は主に全学の自己点検・評価活動の推進、認証評価対応を行い、「IR 部門」は各部局の KPI、KGI 及び全学のデータ収集・分析を行っている。

「執行部会議」が、大学全般の管理運営業務に関する基本方針、計画及び執行方策などについて検討・推進を行う一方、学部学科及びセンターなどは年度ごとの事業計画、KGI 及び KPI を策定し、それらと対比して事業の進捗状況を確認しつつ、情報を「評価センター」及び「執行部会議」と共有しながら業務を遂行している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

部局長及び関係教職員の参画のもと、「事業計画全体説明会」を期末に実施するとともに、年度初めに大学全体の事業計画の説明及び前年度の事業全体について全教職員へ総括報告し、上半期末には事業計画推進状況の評価と事業計画中間報告会を、年度末には下半期及び年間の評価を行い、課題・改善方策を明らかにし、それらを専任教職員で共有している。

「評価センター」の「IR 部門」は、必要なデータを収集、分析するとともに、事業計画の明確な評価基準である KGI・KPI を参照した実績及び三つのポリシーに関する評価報告をまとめ、自己評価委員会はこれを受けて内容を検証し、各会議体への報告及び教授会を通じて学内へ周知、共有を図っている。このような明瞭な評価プロセスのもと、PDCA サイクルが機能する体制を敷いている。

〈優れた点〉

○学内グループウェアで専任教職員が各会議体の報告書及びデータをいつでも閲覧できるようにすることで、各部局の課題の発見及び改善方策の立案などの自己点検・評価を促進し、事業計画に反映する自律的な仕組みを構築していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

事業計画、事業実施、自己点検・評価、改善のサイクルは、「評価センター」及び自己評価委員会が中心となり、予算部局と連携をとりながら実施している。

ディプロマ・ポリシーに掲げる学生が修得すべき力・資質の評価基準及び方法を「関西国際大学学修・教育目標の評価に関する規程」に定め、アセスメント・ポリシーを明確に定めている。

「評価センター」の「IR 部門」による大学レベル、学部・学科レベルのデータ収集分析に基づき、自己評価委員会が適切に各評価を実施し、その結果を学内へ周知している。

「高等教育研究開発センター」は FD 研修会を実施し、教育の充実、学生の学修成果向上のための支援を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．安全・安心教育

A－1．安全・安心教育の全学的展開

A-1-①　安全・安心教育を全学的に推進しているか

【概評】

安全･安心教育は､学則第 1 条に掲げる目的を踏まえ､大学を象徴する教育の一つとし､防災や危機管理に関する研究成果から、安全・安心教育プログラムを提供する「セーフティマネジメント教育研究センター」を創設し､学長のリーダーシップのもと､「安全･安心」をテーマとした地域社会と国際社会を結ぶ取組みを推進している。経営学部、心理学部、教育学部では、セーフティマネジメント関連科目などを設定し、自然災害への対応、国際社会におけるレジリエンス、ウェルビーイングの観点からの安全・安心教育、危機管理能力の育成などに努めている。また、安全・安心プログラムの一環として、全学部生を対象にした防災士養成講座を開講し、希望する学生は講義を受講し単位を修得すると防災士受験資格を得ることができる体制を整え、その結果、令和 3(2021)年度までに 1,237 人が防災士資格取得試験に合格している。

「グローバル教育センター」「セーフティマネジメント教育研究センター」では、東南アジアの大学との協定を結び、「Asian Cooperative Program」を展開し、多国籍学生と共に今後アジア圏に求められるグローバルな災害対策についてリサーチを行い、日本において展開されている減災などの技術も踏まえた上で、現地の実情に応じた対策を考える取組みを行っている。留学生を含む全学部生の防災士資格取得を検討しており、今後の更なる成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「デジタルを活用した大学・高等教育高度化プラン」補助金(DX 補助金)

〈構成〉

令和 2(2020)年度から DX 補助金を文部科学省より採択された。これに令和 3(2021)年度

私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進事業)補助金(遠隔補助金)を加え、COVID-19 状況下での遠隔授業等を行うために必要な環境の整備および新たな授業手法の導入を行った。学生の効果的な授業への参加や事前事後学習にデジタル教材や e-ラーニング教材の製作体制を充実させ学びの高度化と質保証を目指し次の目標を設定している。

●目標 A：Learning Management System(LMS)中心の学習環境整備

3 キャンパス間で LMS が共有されるようシステムの構築と授業環境の整備を行なった。

●目標 B：3 キャンパス間を結ぶ ICT 環境整備の強化

ICT 環境を整備した後、構築された ICT を教職員が活用できるよう令和 3(2021)年 8 月の FD で DX 推進計画を共有し、新しい教育 DX システムを体験する機会を持った。

●目標 C：LMS と e-ポートフォリオを統合し、学生のキャリア支援を強化する

本学で使用している LMS は主に Web Class であるが、この機能に e-ポートフォリオの「成長確認シート」などの機能を移行し、入学から卒業までの学生個人の成長や学習内容を同一のプラットフォームで管理ができ、キャリア活動などに有効活用できるようにした。令和 4(2022)年度にシステムの統合を行い、1 年生から利用できるようにしている。

●目標 D：パフォーマンス評価の材料の蓄積を可能とする授業支援システムの構築

ICT で利用できる e-ラーニングの教材作成については、本学の尼崎キャンパスで業務委託により教材作成支援を全学部の教員を対象に行っている。e-ラーニング教材の撮影・データ化・LMS および e-ポートフォリオでの活用について企画段階から相談を受け教員支援を行っている。作成された教材は大学の資産として電子的に管理され活用している。

●目標 E：事務処理運営の DX 化による効率性の向上

本学院理事長が主催する学院構造改革本部会議において、事務処理の効率化についても議論を重ね、今後、事務処理システムの構築について検討する予定である。

〈今後の課題と展望〉

今回の DX 補助事業では、目標 A～D の達成を推進してきた。COVID-19 の世界的蔓延の状況下で半導体供給不足とシステム開発に関する要員不足の状況のため令和 4(2022)年度繰越措置確認の通知があり、本学でも積み残し部分を繰り越す申請をした。本プロジェクトは 2022 年 3 月 31 日で終了したが、当初計画通り、今後は、教学面だけでなく事務処理運営の効率化も含めた全学的な DX 化に向けて全学的な情報共有と実施体制の構築を計画している。【資料 1】～【資料 3】

エビデンス集（資料編）

【資料 1】大学改革推進補助金(デジタル活用教育高度化事業)「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」計画調書
【資料 2】令和 2 年度大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)交付申請書
【資料 3】DX 活用推進プロジェクト最終報告書(令和 4(2022)年 4 月執行部会議資料

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度

所在地　　兵庫県三木市志染町青山 1-18
兵庫県尼崎市潮江 1-3-23
兵庫県神戸市中央区諏訪山町 3-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
教育学部	教育福祉学科　英語コミュニケーション学科※
人間科学部※	経営学科　人間心理学科
保健医療学部	看護学科
国際コミュニケーション学部	英語コミュニケーション学科　観光学科
経営学部	経営学科
現代社会学部※	観光学科　総合社会学科
社会学部	社会学科
心理学部	心理学科
人間行動学研究科	人間行動学専攻　臨床教育学専攻
看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 6 日	実地調査の実施　　11 月 8 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 9 日	11 月 9 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	（意見なし）

10 関西福祉科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「有形無形の数々の恩恵に気づき、生かされていることへの感謝の念」を表す「感恩」という建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を具体的に大学及び大学院学則に定めている。変化する社会情勢に対応するため、大学及び大学院の使命・目的等について「学科会議」「専攻会議」「大学評議会」等で毎年度点検を実施して、必要に応じて見直しを行っている。

使命・目的及び教育目的等の学内外への周知のため、印刷媒体と電子媒体を適切に用いている。特に毎年発行される印刷物「教職員必携」には、経営理念・教育理念・教育目的・中期計画等を記載し、学内周知のために効果的に活用している。

〈優れた点〉

○経営理念・教育理念・中長期計画を記載した「教職員必携」を毎年、「教職員必携 玉手山学園 AtoZ」は隔年で教職員に配付し、経営理念・教育理念・中長期計画・行動計画等の周知と理解を図っている点は評価できる。

「基準２．学生」について

建学の精神に基づく教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学内外に対して各種媒体やオープンキャンパス等で周知している。収容定員充足率は、教育学部教育学科及び健康福祉学部福祉栄養学科において、定員充足に向け原因分析と対策を進めている。

教職協働による学修支援体制を構築し、教員による「アカデミック・アドバイザー」や学生相互の学修支援活動を実施している。職業的自立に関しては教育課程内外の講座等を組み合わせた支援体制を整備している。学生生活の安定のため、日本学生支援機構奨学金のほか大学独自の経済的支援や学生寮の整備を行っている。

教育目的を達成するため校地・校舎・各種施設を適切に整備している。アンケートや意見交換会を活用して学生の意見・要望を把握し対応している。食堂を改善するための「Tama『食』ワーキングチーム」は学生からの意見・要望を直接把握し、学生と教職員が一体となって環境改善を図る取組みであり、特筆すべき点である。

〈優れた点〉

○学生からの意見・要望を直接把握し、学生と教職員が一体となって環境改善を図る取組

みの一環として「Tama『食』ワーキングチーム」を立上げ、実際に食堂の改善が行われたことは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定め、周知している。単位認定基準、卒業判定基準､修了認定基準は学則や学位規程､｢履修等に関する内規｣等に適切に定めている。

大学全体及び学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、周知するとともに、カリキュラムマップを作成しディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性を確認している。｢共通教育センター｣を設置し、データサイエンス教育を開始するなど教養教育の充実を図っている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果について、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルのそれぞれのアセスメント・ポリシーを定め、具体的評価指標を設定した上で点検・評価を実施している。

「基準４．教員・職員」について

大学における意思決定権、責務、裁量権限は、学長にあると学則に明記している。学長を補佐するために学長室を設置し、副学長と学長補佐を置くことを規定している。教学マネジメント体制として、最高審議機関としての大学評議会を設置し適切に運営している。

専任教員を設置基準に従って適切に配置しており､FD(Faculty Development)･SD(Staff Development)ともに適切に実施している。教員・職員いずれについても人事評価制度を整備し適正に実施している。

研究室や情報環境など研究環境を適切に整備・管理している。研究倫理に関しては研究倫理審査委員会を設置し適正な倫理審査を実施している。研究活動への資源配分の仕組みとして個人研究費の配分及び外部資金の獲得を支援する制度を設けている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき関係法規を遵守するとともに､｢経営理念｣に掲げるビジョンに沿って中長期計画を策定しその進捗を可視化することにより、継続的に使命・目的の実現に努めている。併せて、ガバナンス・コードを策定し、外部公開している。安全への配慮策の一環として所在地である大阪府柏原市と共催で避難所運営演習を継続的に実施しており、優れた取組みといえる。

理事会・評議員会を適正に開催している。法人と大学の代表者で組織する「経営教学協議会」により経営部門と教学部門の連携体制を構築している。

財務運営を適切に実施しており、収支バランスの均衡を保っている。会計処理については「学校法人会計基準」及び「学校法人玉手山学園経理規程」に基づき適正に実施している。

〈優れた点〉

〇柏原市の「指定避難所」として、避難所としてのマニュアル・物資・資機材の整備を行

うとともに、地域・消防組合との共催にて、教職員・学生・生徒が参加する「避難所運営演習」を毎年行っていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の方針を定めて外部公開している。内部質保証の恒常的組織は、大学役職者等が構成員となり、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」であり、内部質保証のための組織及び責任体制を確立している。

自己点検・評価規程に基づく 3 年ごとの全学的自己点検・評価と、毎年度の「自己点検・評価シート」により、エビデンスに基づく自己点検・評価を継続的に実施している。IR(Institutional Research)を実施する専門部署として「IR・FD・アドミッション推進室」を設置し、適切な教職員配置を行い、IR 情報の集約・分析を行い、関連委員会等で適切に報告・共有している。

三つのポリシーに則したアセスメント・ポリシーを策定し、機関レベル・教育課程レベル･科目レベルごとの評価指標を設定している｡評価指標を用いてアセスメントを実施し、点検評価を経て改善計画の策定と実行を行っており、PDCA サイクルを確立している。

〈優れた点〉

〇毎年度の「自己点検・評価シート」、中長期計画に基づき単年度計画として策定している「行動計画」の評価を、いずれもエビデンスに基づいて記述しており、エビデンスに基づく評価を徹底している点は評価できる。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的に基づき、学生支援体制、学修環境、教育課程、教育研究組織、研究環境等を整備した上で、法人と大学が一体となり、適切な教職協働体制で大学運営を行っている。

内部質保証の方針や責任体制を整備した上で､大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、大学の更なる向上のために取組みを進めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ライフステージにおいて必要なキャリア教育
2. 「のびしろを伸ばす」きめ細かい学生指導と支援
3. 地域社会に開かれた学園

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則・大学院学則第 1 条に大学全体の人材育成の目的について具体的かつ簡潔に記述している。加えて、学則に学部・学科・研究科ごとの人材育成目的を簡潔に記述している。これらの目的は、「有形無形の数々の恩恵に気づき、生かされていることへの感謝の念」を表す建学の精神である「感恩」に基づいて設定し、大学の個性・特色を反映したものになっている。

変化する社会情勢に対応するため、大学及び大学院の使命・目的等について学科会議・教授会・研究科委員会・大学評議会等で毎年度見直し・点検を実施し、必要に応じて適切に修正している。使命・目的及び教育目的は学生便覧、ウェブサイト、入学案内等で適切かつ十分に周知している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的等について、教職員から意見を聴取した上で点検を毎年実施し、点検結果を大学評議会で審議することで、教職員及び役員が参画した見直し体制を整えている。建学の精神・使命を含む「経営理念」を策定し、この経営理念に基づいて中長期計画及び三つのポリシーを策定している。学内外への周知のため、印刷媒体やウェブサイト等電子媒体を適切に用いている。特に、毎年発行する「教職員必携」には、経営理念・教育理念・教育目的及び中長期計画などを記載し、学内周知のために効果的に活用していることは特筆すべき点である。

大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻を適切に組織している。組織間の連携を図るための会議体として、法人が中心の協議機関「経営教学協議会」、大学が中心になる協議機

関「執行部会」、大学の審議機関「大学評議会」を設置し適切な協議及び審議を行っている。

〈優れた点〉

○経営理念・教育理念・中長期計画を記載した「教職員必携」を毎年、「教職員必携 玉手山学園 AtoZ」は隔年で教職員に配付し、経営理念・教育理念・中長期計画・行動計画等の周知と理解を図っている点は高く評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

全学及び学科ごとに建学の精神を踏まえた教育目的に基づくアドミッション・ポリシーを策定し、学内外に対して各種媒体やオープンキャンパス、進路説明会等で周知している。学生の多様化に対応する選抜方法を工夫し、その要点を「入試ガイド」に分かりやすくまとめて受験生や保護者に提供している。入学者受入れの検証を「IR・FD・アドミッション推進室」が担当し適切に行っている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証は、入学後の学修状況の分析及び毎年の三つのポリシーの見直しに際して実施している。福祉栄養学科及び教育学科においては定員充足に向け、原因分析と対策を進めており、大学全体及び大学院の収容定員充足率の向上に対し、学長主導での取組みを行っている。入試問題の作成及び採点は規則に基づき全て学内で行っている。

〈参考意見〉

○福祉栄養学科及び改組を行った教育学科について、収容定員充足率を高めるため更なる効果的な対策への取組みに期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制を整備し、そのフロー図を「教職員必携」に掲載している。障がいのある学生に対する支援フローは作成していないが、相談に応じて個別に対応している。オフィスアワーについて、専任教員は学内グループウェアシステムの時間割上に示し、兼任教員では設けていないものの授業後の時間で対応することを「学生便覧」に記載し周知に努めている。

ラーニング・コモンズへの「学修サポーター」の配置や研修を受けた上級生が下級生の学修支援を行う「ラーニングサポーター」制度の実施、心理科学科での TA 及び SA(Student Assistant)の配置など、各種の学修支援を雇用関係のもとで実施している。中途退学防止のため、「アカデミック・アドバイザー」による支援や「学生カルテ」を活用した学修支援システムの導入により、学生情報の一元管理を通じて原因分析と対策に取組んでいる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップを、健康福祉学部健康科学科と社会福祉学科の授業科目として設け、健康科学科のインターンシップ運営委員会では「申し合わせ」「個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」などのきめ細かい取決めのもとで実施している。学生が自ら開拓した実習先での単位認定や、授業科目とはなっていない学科の参加希望学生に対して個別に支援を行っている。

資格取得に関連して職業的自立のための指導を教育課程内で行っている。国家試験の合格率はいずれも全国平均を上回っている。社会的自立に関する指導は、教育課程内の「基礎ゼミナール」、教育課程外の「社会人マナー講座」等で実施している。就職支援全般を「学生支援センター」が担当し、就職活動各段階に適した支援プログラムを展開している。資格取得を目的としない学生や国家試験が不合格だった学生への個別的就職支援も行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導は、教職協働の学生支援委員会を中心に学生支援センターが統括している。学生支援センターでは、学生支援、経済支援、健康管理の各業務を複数担当制とし、3 年ごとのジョブローテーションにより、学生対応の質を維持するよう配慮している。

日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自の各種経済的支援、学生寮整備、コロナ禍に対応する食事の提供等、学生生活の安定のための支援を行っている。また、「学友会」「教育後援会」「大学」が協力し、課外活動や大学祭への経済的支援を行っている。課外活動団体に対し、安全管理能力やリーダー性を高める各種講習を実施している。健康相談や心理的支援は、保健室と学生相談室が担当し、学生相談室では学生の居場所づくりや仲間づくりの機会として「ゆうゆうランチアワー」を設けている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人玉手山学園―キャンパス・フューチャービジョン―（2015 年）」に基づき地域社会との共生を重視してキャンパスを整備している。教育目的を達成するための校地、校舎、各学科の専門教育に資する学修環境を整え、自習室やリフレッシュの場を適切に設けている。地域連携の一環である「ワイン醸造プラント」、附属施設である「整形外科リハビリ診療所」「心理・教育相談センター」「EAP 研究所」を教育・研究の充実に活用している。また、PC 実習室以外にも図書館やラーニング・コモンズに学生用パソコンの設置や全ての講義室を無線 LAN 対応にするなど、ICT（情報通信技術）環境の整備に努めている。また、校舎の耐震化率は 100%で、防火・防災管理等各種規則に基づいて安全を確保し、バリアフリー環境の整備にも努めている。加えて、令和 5(2023)年 4 月を目途に図書館を改装する予定である。授業の受講人数の管理を適切に行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見のくみ上げは、全授業を対象とする授業アンケートによって行っている。FD 委員会が結果を分析し、教員は「自己点検表」を作成して改善方針を学生にフィードバックしている。学修環境への要望のくみ上げは、授業アンケート、学生満足度調査、「学生と教職員との意見交換会」による組織的取組みに加え、「アカデミック・アドバイザー」や保健室、学生相談室、学生支援センターによる日常的な要望の集約により行っている。学生満足度調査の回収率は低いが、「学生生活が楽しい」「学生生活に満足、まあ満足」への回答はいずれも 70%を上回っている。「学生と教職員との意見交換会」の結果として、階段の手すり取付けや学生寮のリフォームなどを行い、その内容をポータルサイトで学生に周知している。学生からの意見等を直接把握し、学生と教職員が一体となって環境改善を図る取組みを行っている。

〈優れた点〉

○学生からの意見・要望を直接把握し、学生と教職員が一体となって環境改善を図る取組みの一環として「Tama『食』ワーキングチーム」を立上げ、実際に食堂の改善が行われたことは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧・ウェブサイト等により周知している。ディプロマ・ポリシーは、学則に記載された使命・教育目的を踏まえて、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の三つの観点で構成している。単位認定基準、卒業判定基準、修了判定基準は、学則や学位規程、「履修等に関する内規」等により適切に定めている。保健医療学部では年次ごとの進級判定基準を定めている。他大学における既修得単位の認定単位数は、上限を 60 単位以内と定めている。各授業科目の成績評価基準・評価方法はシラバスに記載して周知している。卒業認定は学部教授会で、修了認定は研究科委員会で審議・決定している。ルーブリック評価の導入など成

績評価の厳格化に組織的・継続的に取組んでいる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧・ウェブサイト等により周知している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性・一貫性を担保するため、カリキュラムマップを作成している。教育課程を、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、学科・コース別の履修モデルを作成して資格取得に向けた学修の道筋や学年進行に伴う授業選択を学生に分かりやすく示している。全ての開講科目でカリキュラムマップを反映させたシラバスを作成・公表している。履修登録単位数の上限は、各学期 24 単位以内に制限し、GPA(Grade Point Average)による成績優秀者には上限緩和を定めている。

「共通教育センター」を設置し、データサイエンス教育を開始するなど教養教育の充実を図っている。FD 委員会は、教育研究活動の活性化、教育の質向上、自己啓発を目的とした FD を実施している。各教員の FD 活動を報告書にまとめ、教員間で共有している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果を多面的に測定するため、評価指標を機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで設定したアセスメント・ポリシーを定めている。それらの評価指標は入学時、在学時、卒業時・卒業後に収集することで学生の成長を把握できるように設計している。「卒業時アンケート」と「卒業生・事業所アンケート」の結果を並べて分析することで大学の教育活動等の見直しや事業所が何を求めているかを確認している。学生一人ひとりの学修成果を可視化する「ディプロマ・サプリメント」を作成・配付している。学修成果を評価するた

めのデータの収集・分析は「IR・FD・アドミッション推進室」が行い、自己点検・評価委員会への報告を通じて全教職員にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定権、責務、裁量権限は、学長にあると学則上明記し、学長を補佐するための組織形態として「学長室」を設置し、副学長、学長補佐を置き、学長のリーダーシップを発揮するための支援体制を確立している。

また、教学マネジメント体制として「大学評議会」を教学に関する最高審議機関とし設置、運営している。併せて、事務局長のもと、必要な部署を置き、事務局の業務分掌を定め、その役割分担及び連携により教学マネジメントを遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員採用に関して､公募を原則として実施し､設置基準上必要な教員数を確保している。教員評価について、教員人事制度により行い、複数の会議体で諮ることで適正に行っている。FD 実施体制として「IR・FD・アドミッション推進室」を設置し、計画的に FD 活動を行い、授業アンケート等の集計結果等についてもフィードバックする仕組みを構築している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD については、SD 委員会規程を適切に定め、同委員会において、建学の精神や教育理念に基づいた職員の能力開発と資質向上を目的として、企画・立案をして研修の審議を行っている。SD 活動として、SD 委員会が主催する内部研修や加盟する団体が主催する研修会及びセミナー等に職員を積極的に参加させることで､知識やスキルの修得を行っている。

多面的評価による職員の人事評価を実施しており、2 段階における面談を行いながら、適切な指導と助言を行う体制を構築している。評価に所属間の格差が出ないように再確認の上で最終決定をし、その結果を職員に通知して成長を促している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

准教授以上の教員には個人研究室を、講師や助教には 2 人で 1 部屋の研究室を整備している。また、大学院生への研究室も整備している。

研究倫理については､「研究倫理に関する規程」や「研究倫理審査委員会規程」を整備し、規則に基づき厳正な運用を行っている。また、FD 活動の一環として行っている教員研修会では、研究倫理についての研修も実施している。

専任教員への助成に関する規則を整え、個人研究費や個人研究旅費を配分している。この他にも、共同研究、学会開催費、学術出版についても助成を行っている。

研究活動の補助として、研究計画書の添削指導をする「科研費採択支援アドバイザー制度」によるサポートや不採択となった課題に対し、学内研究費の配分を行う「研究創成支援制度」を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理に関する諸規則を整備・周知し、また、人権擁護及びハラスメント防止に関する規則を定め、学生に対しても分かりやすく周知するとともに、学修支援システムへのリーフレットの配信等により、啓発活動を行っている。安全への配慮策の一環として柏原市と共催で避難所運営演習を継続的に実施している。

また、「経営理念」に掲げるビジョンに基づき中長期計画を策定し、行動計画とその進捗状況を可視化することにより、継続的に使命・目的の実現に努めている。併せて、ガバナンス・コードを策定・公開し、経営の規律を維持・継続している。

〈優れた点〉

○柏原市の「指定避難所」として、避難所としてのマニュアル・物資・資機材の整備を行うとともに、地域・消防組合との共催にて、教職員・学生・生徒が参加する「避難所運営演習」を毎年行っていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は使命・目的の達成に向けた最高意思決定機関として、2 か月に 1 度開催している。また、監事も出席するなど、適正に理事会・評議員会を開催している。理事の出席率は高い水準を維持し、意思決定ができる体制を整備・維持し有効に機能している。

また、理事会は中長期計画の策定及びを事業報告について審議し、評議員会との意思疎通を十分に図っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の代表者で組織する「経営教学協議会」において、経営部門と教学部門の連携及び意見交換を行うことによるチェック体制を構築している。併せて、法人の教学・経営の根幹である経営理念及び教育目的・目標、中長期計画の見直しに際し、全教職員に意見を求め、理事会での決定を学内グループウェアシステムに公表するという提案をくみ上げる仕組みを構築している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は「第 3 期学園中長期計画」に基づいて、中長期の財務計画を策定している。予算編成は法人の予算方針に基づいて、各部署からの予算資料を検討して、法人本部が予算案を作成し、評議員会と理事会の決議を経て決定する適切な運営を行っている。

財務基盤は、過去 5 年間において、大学の経常収支差額比率はプラスを維持し、法人全体の当該比率は年度によって変動はするが、概ね収入と支出の均衡を保っている。

資産運用は、資金運用に関する規則を定め、適切に運用している。

外部資金の獲得は、科学研究費助成事業の他にも、「私立学校施設整備費補助金」及び「私立大学等研究設備整備費補助金」など、積極的に取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人玉手山学園経理規程」に基づき、公認会計士や税理士の指導や助言を受け適正に行っている。

予算執行については、「稟議取扱い規程」に基づいて支出をし、その後、毎月予算の執行状況を各部門に周知している等、適切な管理を実施している。

会計監査の体制と実施は、公認会計士による会計監査、監事による監事監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証について、「基本的な考え方」「内部質保証の体制」「内部質保証システム」からなる内部質保証の方針をウェブサイトで公開している。内部質保証の恒常的組織は、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」であり、学長をはじめとする大学役職者等によって構成し、教学面と管理・運営面からの総合的な自己点検を行う責任体制を確立している。外部評価委員会を設置し、学外者の意見を取入れて質保証活動に活用している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価規程に基づく 3 年ごとの全学的自己点検・評価と、毎年度の「自己点検・評価シート」による各学科・部署・委員会の自己点検・評価を実施している。「自己点検・評価シート」の作成に当たっては、データ編を毎年度作成し、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施している。自己点検・評価の結果は大学評議会で審議し、教授会、理事会での報告を行った後、冊子体の配付及びイントラネット上に掲出し、適切な学内共有を図っている。3 年ごとに作成される自己点検評価書についてはウェブサイトで公表している。

IR を実施する専門部署として「IR・FD・アドミッション推進室」を設置し、専任・兼任の教職員を配置している。「IR・FD・アドミッション推進室」は IR 情報の収集・集約及び分析を実施し、その結果は関連する委員会等で報告・共有している。

〈優れた点〉

○毎年度の「自己点検・評価シート」、中長期計画に基づき単年度計画として策定している「行動計画」の評価を、いずれもエビデンスに基づいて記述しており、エビデンスに基

づく評価を徹底している点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度から、大学・大学院ともに三つのポリシーに則したアセスメント・ポリシーを策定している。アセスメント・ポリシーは、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルごとの評価指標を設定したものであり、各指標を用いてアセスメントを実施している。各評価指標の結果に基づき、自己点検・評価委員会は各学部・学科・事務局に対して点検と評価を指示し、各部署は点検・評価を行った上で改善計画の策定と実行を行っている。

中長期計画に基づく「行動計画」を毎年度策定し、その達成度を評価し、翌年度の行動計画に反映していることから、中長期的な計画に基づく内部質保証の仕組みを整備している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

Ａ－1. 地域貢献

A-1-① 社会及び地域との連携・協力に関する方針を定めた支援体制の整備

A-1-② 大学と地域社会との協力関係の構築

A-1-③ 教職員及び学生のボランティア活動等を通じた地域貢献

Ａ－2. 大学間連携及び産学官連携

A-2-① 企業及び他大学との連携に関する方針

A-2-② 教育研究上における企業や他大学との適切な関係の構築

Ａ－3. 教育研究成果の還元

A-3-① 公開講座、リフレッシュ教育など、教育研究の成果の還元

A-3-② 教育研究成果の公表

【概評】

地域連携事業の支援体制については、審議機関として「学園地域連携協議会」を、窓口として「地域連携センター」を、地域交流を推進する組織として「地域交流委員会」を設

置して整備している。「地域交流委員会」は、学科が申請する「地域連携公認プログラム」の認定を行い、学生の地域活動を活性化している。

大学の特性を生かして「整形外科リハビリ診療所」「心理・教育相談センター」「EAP 研究所」を設置し、医療や心理臨床サービスを地域住民に提供すると同時に、大学生・大学院生の実習施設として活用することで教育の充実を図っていることは特筆すべき点である。

所在地である大阪府柏原市とは「包括連携協定」及び「災害時における避難所等施設利用に関する協定書」を締結して各種の活動を行っている。また、産学連携による一般企業との各種共同研究も積極的に実施している。

教育研究成果を社会に還元する取組みとしては、各種公開講座、教員免許更新講習、免許法認定講習などを多数企画・開催している。教育研究成果を学術論文として公表する場として「関西福祉科学大学リポジトリ」を整備している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. ライフステージにおいて必要なキャリア教育

本学は福祉、心理、健康、栄養、リハビリテーション、教育に特化した専門教育を行っており、乳幼児期～子ども期～青・壮年期～老年期のそれぞれのライフステージにおいて必要な専門職養成教育を受けられることが本学の特色であり、5 学部 6 学科において養成する専門職教育が体系的に結びついている。育成する対人援助職のための高度で確かな知識・技能に加えて、仕事の意義や倫理、問題解決力、適応力、労働知識等の学びが必須であると考え、各専門に応じたキャリア科目を必修としている。さらに学外実習やインターンシップ、ボランティア活動等を通してキャリアへの理解を深めている。さらに資格取得対策講座や就職ガイダンスも充実している。

2.「のびしろを伸ばす」きめ細かい学生指導と支援

学生の多様化に対応するため、専任教員が学生一人ひとりに対し、入学から卒業まで、学修・資格取得・就職等、学生生活全般の相談に応じてサポートする「アカデミック・アドバイザー（AA）制度」を全学的に導入している。学修や就職、資格取得等、学生生活で困った時に、AA 教員が指導やアドバイスを行っている。

また、少人数教育を生かした人間性や倫理性の涵養、大学における学生の学修活動の基礎的能力の育成を行っている。また、パソコンやスマートフォンで利用可能なクラウド型授業支援・学修支援システム「manaba course」を導入し、授業の出席状況の把握や小テスト、レポート課題、アンケート、掲示板等の機能を活用した教育効果の高い双方向授業を実施する環境を整備している。主体的な学びや自発的な学修を促進するための場としてラーニング・コモンズを設置している。

3. 地域社会に開かれた学園

本学園は地域社会の一員として、地域との交流・連携を図り、地域と共存し、社会に愛され成長する学園を目指している。その実現に向けてEAP研究所や大学附属整形外科リハビリ診療所のほかにも各種取り組みを行っている。

令和2(2020)年10月より、地域の方に本学園をより身近に感じ親しんでもらうため会員制（無料）の「Tama Mate」を発足し、Tama Caféや立教館等、一部施設を利用することができる。会員には学園行事や季節のイベントや催しも案内している。また、毎年桜の開花時期にあわせて、桜の木々が立ち並ぶ大学2号館横を一般開放している。原川沿いに咲く満開の桜を見に、毎年多くの方が来訪されている。さらに、立教館は地域の認知症の方々の交流の場（認知症カフェ）や、令和2(2020)年度は「ミニたまてやま芸術祭」として、柏原市在住の芸術家の作品を中心に、絵画、書道、陶芸、写真等の展示を行う等、地域に向けた様々なイベントで活用している。

本学園の様々な取り組みは柏原市に評価され、平成30(2018)年の市制施行60周年記念式典にて、地域の振興発展に尽力し柏原市の進展に大きく貢献したとして市長表彰を受けている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 9(1997)年度
所在地　　大阪府柏原市旭ヶ丘 3-11-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会福祉学部	社会福祉学科
心理科学部	心理科学科
健康福祉学部	健康科学科　福祉栄養学科
保健医療学部	リハビリテーション学科
教育学部	教育学科
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻　心理臨床学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2・3 回評価員会議開催

～10 月 21 日	10 月 21 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 11 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

11 吉備国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
建学の理念に基づき、大学の教育研究の目的は明確であり、具体的かつ簡潔な文章で学内外に明示している。学長のリーダーシップによる大学としての「ブランドビジョン」も策定し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。国際的な大学としての特色を打出しており、グローバルな状況変化に多様な交流事業を展開して教育に反映している。時代や社会の要請、変化に対応して学部・学科の改組を図り、使命や目的を達成するための教育研究組織を整備している。教学面における全学的な方針と改革を推進する組織として「中核センター」を設置し、部門ごとの役割を明確にしている。加えて、「中核センター」のもとに設けた「内部質保証委員会」により、自己点検・評価及び中期目標・中期計画の改定、事業計画立案をするなど、教育研究及び大学運営全般に関する自主的、自律的な取組みを行っている。

〈優れた点〉
○「中核センター」を中心に、教育開発部門、研究推進部門、社会貢献部門など役割を明確にした部門を設けることにより、それぞれの役割に応じた協議を可能にしている点は評価できる。

「基準２．学生」について
「ブランドビジョン」に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、適切な入学者選抜を遂行している。収容定員を満たしていない学科があるが、教育組織の改組を通して入学者確保のために努めている。学修支援では教職協働による支援を行っており、チューター制度や学生支援のガイドライン等に基づき、連携した体制を整えている。出席管理システムの活用により、学生の出席状況等を確認しながら迅速な学修支援を行っている。保護者と教職員で構成する「教育後援会」により低価格の朝食の提供、地方自治体との連携による奨学金の確保など、経済的な支援を行っている。また、学長直属のブランディング実行委員会を設置し、学友会代表の声に直接耳を傾け改善に生かしている。

〈優れた点〉
○出席管理システムの導入によって、2 回連続で欠席した学生を素早く見つけ、そのリストを関係の教職員で共有し、退学や休学につながる可能性のある学生に対してはチューターやゼミ担当者がいち早く状況確認を行うなど、学科長を中心に教職協働で対応する

体制を整備している点は高く評価できる。
〇学生食堂では、保護者と教職員で組織する「教育後援会」の支援により、一人暮らしで朝食をとらず登校しがちな学生のために「100 円朝食」を提供し、学生の健康維持のための健康支援に努めている点は高く評価できる。
〇地方自治体との連携により奨学金を確保し、学生の経済的支援を行っている点は、地域に根差す大学の優れた取組みとして高く評価できる。
〇学長直轄のブランディング実行委員会を設置し、積極的に学友会代表の意見を聴く場を設け、学生からの要望等を踏まえ、学修スペースの確保、機器整備等を行う体制を整備している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準や卒業認定基準、修了認定基準を定め、試験の方法、成績の発表、単位修得の認定、学修の評価、卒業要件等を明確かつ平易に学生に伝え、教育研究活動を行っている。カリキュラム・ポリシーに基づき、全学教養教育科目と専門教育科目、その他の必要とする科目を体系的に配置しており、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを活用し、教育課程の見直しも行っている。教養教育を大学全体の重要な教育として位置付け、全学的な責任体制のもとで実施している。学生の主体的な学びを促進するアクティブ・ラーニングや課題解決型の授業も積極的に導入している。アセスメントプランを定め、学修成果の点検や評価を行っている。また、卒業時アンケートの結果において大学全体の満足度が高い結果となっている。

〈優れた点〉
〇令和 2(2020)年 3 月及び令和 3(2021)年 9 月卒業生の卒業時アンケート結果において、大学全体での満足度が複数の項目で高い結果となっており、その要因を探るため、アンケート時期、方法、解析方法など更なる検討が行われている点は高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学部・学科の教育目的や教育課程に基づき、教育・研究に必要な教員及び職員を配置している。FD(Faculty Development)や SD(Staff Development)の研修活動を通し、教職員の資質や能力の向上に努めている。授業アンケート結果に基づいた「授業改善報告書」の提出を義務付けて、組織的に取組んでいる。また、研究に関し、「中核センター」の研究推進部門を中心にして、研究活動の評価や支援を統括的に行う体制を整えている。加えて、研究環境として、保健福祉研究所、心理・発達総合研究センター、文化財総合研究センター、植物クリニックセンター、地域医療福祉センター等の施設を整備し、地域に根差した特色ある研究活動を遂行している。

〈優れた点〉
〇教員に授業アンケート結果に基づいた「授業改善報告書」の提出を義務付け、組織的に取組む体制は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、学則、その他諸規則に基づき、ガバナンス・コードにおいて法人や大学、それぞれの役職等の権限と役割を定め、誠実で規律ある経営に努めている。理事会は法人や大学運営に関わる重要事項を定期的に審議し、評議員会は諮問機関として適切に機能している。常勤監事は会計監査や業務監査を行っている。法人としての管理運営組織と大学の教学組織を整備し、それぞれの機関の間で円滑にコミュニケーションを行い、連携して業務を遂行している。毎年度の事業計画、予算編成、中期目標・中期計画の策定と実施、評価等も適切に行っている。財務状況についても総合的には安定している。定員未充足による不採算の学部・学科については、募集停止や再編により、学生確保と財政基盤の安定に努めている。

「基準６．内部質保証」について

学長が統括する「内部質保証委員会」を中心にして、「自己点検・自己評価委員会」と IR 部門が協働して点検を実施しており、各部門及び学部・学科、研究科、各種委員会等の改善を促す PDCA サイクルを確立している。「自己点検・自己評価委員会」の結果を「内部質保証委員会」に報告し、改善に取組んでおり、自主的、自律的なシステムが機能している。ジェネリックスキル測定テスト、ルーブリック評価、各種アンケートを組合せたアセスメントを実施し、質の把握に努めている。また、入学時、卒業時、就職先でのアンケートを通してキャリア教育の改善やディプロマ・ポリシーの見直し等も行っている。

総じて、大学は地域との連携に力を入れ、地方自治体との連携、保護者と教職員の連帯を強化し、きめ細かい教育を実施している。学生と教職員の親身な関係構築を実現しており、学生からの評価は高い。また、地域が抱える問題や課題等の解決に向けた研究にも力を入れており、地域貢献活動を行っている。現況における定員未充足の課題はあるが、計画している改組を通して改善できることを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献の推進」「基準 B.国際化」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学園学術研究交流会の開催による研究・教育成果の共有
2. 私立大学研究ブランディング事業の成果の共有
3. 大学ブランディングの組織的推進

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念に基づき、教育研究の目的を学則に定め、大学教育の質保証の実現のため、中期目標や点検・評価に沿った具体的な「教育目標」「基本的な指導方針」を設定し、明確かつ簡潔に文章化している。加えて、学長のリーダーシップによる大学としての「ブランドビジョン」を策定し、「自ら学ぶ力」「多様化する社会で生きぬく力」「自分の可能性を信じる力」という三つの力を育成するという特色を明示し、ディプロマ・ポリシーにも反映している。国際的な大学としての特色を強化しており、グローバルな状況の変化に多様な交流事業を全学的に推進しながら対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的については、FD や SD、教授会や事務連絡会議等を通して、教職員に周知している。実現に向けた計画等については、中核センターや内部質保証委員会での審議を経て、評議員会や理事会による承認を経て、全学的な会議体を通して周知している。学外に対しては、学生便覧や大学案内、ホームページ等のメディアを通して周知している。また、オープンキャンパスや保護者会、入学前説明会、入学宣誓式、学位記授与式等の機会においてもステークホルダーに説明している。「中核センター」で、それぞれの教育研究組織の運営を有機的に連結し活性化を図りながら、教育と研究の質を高めている。大学の使命・目的に基づき中期目標・中期計画を策定し、大学全体と学科ごとに明確な目標を定めており、三つのポリシーに反映している。

〈優れた点〉

○「中核センター」を中心に、教育開発部門、研究推進部門、社会貢献部門など役割を明確にした部門を設けることにより、それぞれの役割に応じた協議を可能にしている点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ全学的及び学科ごとに策定しており、ホームページ等で周知している。入学者の選抜等は、アドミッション・ポリシーに沿って実施しており、入試の合否判定及び入学者の選考は総長の承認後、入試代議員教授会の審議を経て学長が決定する仕組みを構築している。入学者の受入れについて、社会科学部スポーツ社会学科、保健医療福祉学部看護学科、保健医療福祉学部作業療法学科、農学部地域創成農学科及び農学部醸造学科では、収容定員が未充足となっているが、大学全体の収容定員は概ね充足している。

〈改善を要する点〉

○看護学科、作業療法学科及び地域創成農学科の収容定員は 0.7 倍未満であり、入学生確保に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

○スポーツ社会学科の収容定員が未充足のため、定員確保に向けた一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教育担当副学長の指揮のもとにスチューデントサポートセンターを設置し、教員・職員が互いの立場から意見を交わす教職協働による学生支援体制を構築している。授業を続けて欠席する学生の情報を教職員間で共有し、休学・退学防止への取組みを積極的に行っている。成績不振の学生は「GPA 制度に関する規程」に基づき、累積 GPA(Grade Point Average)1.5 未満を成績不振学生、累積 GPA1.0 以下を退学勧告対象学生と定め、保護者との三者面談を含む特別指導を実施している。大学生活全般ではチューター制度を導入し、毎学期はじめの面談等を通じて履修指導を行う等の支援体制を整えている。障がいのある学生支援は、合理的配慮のもと支援申請手続き方法等を定め、ホームページ等で周知し運用している。TA に関しては採用人数が少ないものの、積極的に採用し学修支援の充実に努めている。

〈優れた点〉

○出席管理システムの導入によって、2 回連続で欠席した学生を素早く見つけ、そのリストを関係の教職員で共有し、退学や休学につながる可能性のある学生に対してはチューターやゼミ担当者がいち早く状況確認を行うなど、学科長を中心に教職協働で対応する体制を整備している点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援活動では、経営社会学科・アニメーション文化学科・地域創成農学科・醸造学科・外国学科において、インターンシップを制度化し授業科目として単位化を図りつつ、人間形成やキャリア形成に取組んでいる。日本での就職を希望する留学生には就職情報の提供やガイダンス等を実施するなど就職支援に取組んでいる。キャリアサポートセンターには、就職状況や支援対策等を協議する各学科選出の教員で構成する「キャリアサポート委員会」を置き、キャリアカウンセラーやメンタルキャリアカウンセラー等の有資格者とともに支援に取組んでいる。就職活動支援では、卒業生及び採用企業等へのアンケートを実施し、卒業生や採用企業等の意見をもとに、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリア実践Ⅰ」「キャリア実践Ⅱ」等の科目を段階的に組立て、学生自ら資質向上に取組めるよう教育課程を編成している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

定期開催のオンライン会議を全キャンパスで行い、学生情報を共有するなど、学生サービスに取組む体制を築いている。経済的支援を目的とした奨学金等の学生サービス、厚生補導のための組織を設置しており、「学業特待生制度」等に基づく授業料減免等の支援を行っている。大学独自の奨学金制度のほか、自治体との連携による特別奨学金制度を設けており、多くの学生への経済的支援にも取組んでいる。自治体等からは奨学金以外に米やマスク等の支援や、大学教職員からの寄付を原資として学生食堂利用者への補助等も行っている。学生の課外活動等の支援では学生の自治組織の学友会を学生部でサポートし、クラブ活動や学園祭など行事の活性化を図っている。加えて、災害発生時を想定した安否確認、避難方法及び防災訓練も適切に行っている。

〈優れた点〉

○学生食堂では、保護者と教職員で組織する「教育後援会」の支援により、一人暮らしで朝食をとらず登校しがちな学生のために「100 円朝食」を提供し、学生の健康維持のための健康支援に努めている点は高く評価できる。
○地方自治体との連携により奨学金を確保し、学生の経済的支援を行っている点は、地域に根差す大学の優れた取組みとして高く評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的を達成するために適切な規模の校地・校舎を有しており、校舎は耐震化率 100%を達成している。また、キャンパス全体をバリアフリー化しており、施設・設備の利便性への配慮とともに、適切な学修環境の整備や管理運営を行っている。特に、急勾配の傾斜地にある高梁キャンパスは、エスカレータやエレベータ、スロープ、リフター等を設置しており、校舎間の移動等の利便性を確保している。各キャンパスには、設置の学部・学科に応じ適切な実習施設を設置するとともに、岡山駅前キャンパスを除く各キャンパスには、図書館を設置し、学術情報等の関係資料を整えている。図書館や情報処理室等の開館時間は実状に即した対応を図っている。教室サイズに対する学生数は教育効果を高めるだけではなく、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

心身の健康に関わる支援では、新入生を対象として健康調査及び精神健康度調査等を行い、既往歴・現病歴・障害者手帳取得の有無やアレルギーの有無等を調査し、学生の健康管理の基礎資料として活用している。精神健康度調査は配慮が必要な学生を抽出するとともに、教員間の情報共有と早期の支援を可能としている。学生の意見・要望をくみ上げる方法には､各種アンケートに加え､大学の自治組織の学友会が全学生から要望等を集約し、理事長､学長､ブランディング実行委員会が学友会代表から意見聴取する場を設けており、学修支援、大学環境改善等に生かしている。また、アンケート調査により、課題を見出し、より良い学修環境の実現に向けて、アンケートの見直し等を検討している。

〈優れた点〉

○学長直轄のブランディング実行委員会を設置し、積極的に学友会代表の意見を聴く場を設け、学生からの要望等を踏まえ、学修スペースの確保、機器整備等を行う体制を整備している点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを、大学・学科・研究科ごとに策定し、学生

便覧、大学院要覧、ホームページに掲載し、学内外に公表している。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ学則へ明確に規定すると同時に、各種オリエンテーション、学生便覧・大学院要覧に記載し、学生に周知している。また、卒業修了判定については、担当事務部署、学科での精査、教授会での審議を経て、学長が決定するという、慎重なプロセスをとっている。

加えて、GPA 制度を導入し、その分布状況を把握・分析している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえ、カリキュラムマップ、履修系統図により、ディプロマ・ポリシーと一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧・大学院要覧・学修のしおり、ホームページ等で周知している。また、カリキュラム・ポリシーに従い、体系的な教育課程を編成している。

全学同一の教養教育カリキュラムを整備し、教養教育を適切に実施している。アクティブ・ラーニングなどを取入れるとともに、「中核センター」の教育開発部門が主催する全学 FD や授業アンケート等の分析により、教授法の改善を行っている。

シラバス作成に当たって、チェック表を用いた第三者チェック等の相互点検等を行っている。履修登録可能な単位数の上限を設定しており、単位制度の実質化に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた「吉備国際大学アセスメントプラン」に基づき、内部質保証システムに従い、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、点検・評価を実施し、学修成果を明示している。また、授業アンケート結果に対する「授業改善報告書」を教員に義務付けてい

る。

授業評価アンケート、入学時アンケート、卒業時アンケート、異動情報、出席状況、成績、資格取得等、各種データに基づく分析・報告を定期的に実施している。また、学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、IR 推進委員会や自己点検・自己評価委員会から内部質保証委員会に報告され、評価や検証を行うとともに、迅速に教育内容、学修指導の改善につなげている。

〈優れた点〉

○令和 2(2020)年 3 月及び令和 3(2021)年 9 月卒業生の卒業時アンケート結果において、大学全体での満足度が複数の項目で高い結果となっており、その要因を探るため、アンケート時期、方法、解析方法など更なる検討が行われている点は高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンス・コードにおいて、教学における権限・役割を明確化するに当たり、学長の責務、学長を補佐する副学長・学部長の役割及び教授会の役割を定義している。また、教学マネジメントを支える組織として、諮問機関である「中核センター」を設置し、その中に教育開発部門、研究推進部門、社会貢献部門の三つの部門を設けるなど、組織的にも学長の補佐体制を整備している。「吉備国際大学学長裁定に関する内規」において、教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関わる重要事項を定めている。

「中核センター」及び各種委員会に、大学事務局長をはじめ各部門の責任者を配置し、教学マネジメントを遂行のため適切な体制をとっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な設置基準上の専任教員数を満たしており、適切に配置している。教員の採用時の格付け及び昇任については、「吉備国際大学教員選考基準」「吉備国際大学教員選考基準施行細則」「吉備国際大学教員格付け審査基準」「吉備国際大学教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせ」に基づき適切に運営している。

FD 及びその他教員研修は、「中核センター」内に推進委員会を置き、組織的に取組んでいる。また、教育内容・方法の改善に向けて、教員に「授業改善報告書」の提出を義務付け、必要に応じて学生に開示している。

〈優れた点〉

○教員に授業アンケート結果に基づいた「授業改善報告書」の提出を義務付け、組織的に取組む体制は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 推進委員会が企画する研修会やコンプライアンス教育・研究倫理教育研修会、情報セキュリティ研修会、ハラスメント防止研修会等の複数のプログラムを実施している。

また、日本私立学校振興・共済事業団、日本経営協会、私立大学協会等の外部団体が主催する研修や各職員の専門性を高めるための研修会の参加を推奨すると同時に、参加者が受講内容を説明する研修報告会を設ける等、職員の資質・能力の向上を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には、個別研究室及び研究に必要な備品を整備している。また、図書館等の情報環

境も整備しており、十分な研究環境を有している。

研究倫理基準を定めた「吉備国際大学研究規範」「吉備国際大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程」等の規則を整備し、運用も規則に従い適切に行っている。

科学研究費助成事業や助成金の採択状況、論文発表等の実績に応じて個人研究費を加算する仕組みを構築しており、研究活動への資金配分を適切に行っている。また、科学研究費助成事業への申請を条件に応募可能な「学内共同研究費」を設定し、外部資金の導入を支援する体制を構築している。加えて、リサーチアシスタント、ポストドクターによる研究活動の支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為やガバナンス・コードをはじめ、各組織の位置付けを規則により明確にしており、規則に沿った組織運営をしている。年度当初に目標を設定することにより使命・目的の実現に向けて継続的な努力をしている。

環境保全、人権への配慮に関して、環境マネジメントシステム「EA21（エコアクション 21)」の認証を取得し、関連規則の整備、環境方針の策定、SDGs への取組み等、環境保全に対して啓発活動も積極的に取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及びガバナンス・コードにおいて、法人、大学としての目的・役割や、理事、監事、総長、学長等の権限と役割を明確にしており、外部理事を含めて、法人の使命・目的達成に向けた意思決定の体制を整備し、運営している。また、各会議の位置付けを規定

し、決定プロセスを明示している。理事会の開催状況及び役員の出席状況は適切であり、理事の選任についても寄附行為にのっとり運用している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会や評議員会のほか、法人と設置校の役職者からなる「学園協議会」、大学においては経営部門と教学部門の調整機関として「大学協議会」があり、大学内の教学部門と事務部門との調整は「教育開発・研究推進中核センター会議」や「部長等会議」を定期的に実施することで意思疎通を図っている。監事の選任については、寄附行為にのっとり行っており、監事は、理事会に出席し、意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

資金収支計算書の収支差額においてはプラスを維持しており、学校運営に必要な運用資産を確保している。事業活動収支計算書においても収支バランスが確保できるよう、学部・学科の再編、補助金の獲得、経費の削減など積極的な努力を行っている。

中長期的な財務計画を現状の適切な分析のもと立案しており、今後の財務状況の推移について適切な把握を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人順正学園経理規程」「学校法人順正学園経理規程

施行細則」を整備し、各規則にのっとり適正な運用をしている。常勤監事による会計監査を適時行っており、会計監査体制を整備している。監査法人の監査は適切に実施され、特殊な取引については個別に質問する等、適正な会計処理の実施に努めている。

必要に応じて補正予算を編成しており計画的な財務運営を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「吉備国際大学内部質保証の方針」及び「吉備国際大学内部質保証推進規程」を定め、内部質保証の目的及び方針、組織体制、運営等について全学的に明示している。「中核センター」を設置し、その中に「内部質保証委員会」を構成し、「自己点検・自己評価委員会」、教育イノベーション課、IR 推進室、IR 推進委員会等との連携による実質的な自己点検・評価の実施を経て、改善に取組む組織体制を整備し、内部質保証のための責任体制も明確に定めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「吉備国際大学自己点検・自己評価規程」にのっとり、毎年度、各種エビデンスに基づき自己点検・評価を実施している。「自己点検・自己評価報告書」は、「自己点検・自己評価委員会総会」において内容を全教職員で共有している。また、IR 推進室や IR 推進委員会等を中心とする IR 活動を通して、学修成果の可視化による教学マネジメントの確立に取組んでいる。自己点検・評価の結果は「自己点検・自己評価委員会総会」において各部門の代表者が発表することにより学内で共有し、ホームページにて社会へ公表をしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づく改革改善のため、内部質保証委員会と「中核センター」が連携して、PDCA サイクルの仕組みによる実質的な取組みを行っている。各種アンケートを組合せたアセスメントプランの見直しやキャリア教育を含むカリキュラムの改善、ディプロマ・ポリシーの見直し等も行っており、調査結果をもとにした改善を検討し、改正案を取りまとめている。「自己点検・自己評価報告書」に基づき、中期目標・中期計画の見直し等を行い、年度ごとの事業計画に反映している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・地域貢献の推進

Ａ－1．本学の独自性を活かした地域連携・地域貢献

A-1-① 本学が所有する人的・物的資源を活用した地域連携・地域貢献

A-1-② 公開講座と専門家の派遣

Ａ－2．地域の課題解決に向けた地域連携・地域貢献活動

A-2-① 産学官連携で取り組む教育研究活動

A-2-② 学生参加による多様なボランティア活動

【概評】

大学の独自性を生かした地域連携・地域貢献については、副学長がセンター長を務める地域貢献推進センターを中心に三つのキャンパスそれぞれに「地域連携センター」を設置し、研究所及び研究センターともに研究成果を挙げている。特に、地域医療福祉センターは、地域医療に関わる看護師研修やコロナワクチンの集団接種の実施、高梁警察との協定を結び災害時の機能を果たす施設として活用する等、地域の保健や安全面に貢献している。また、岡山県内所在の 18 の大学等からなる「大学コンソーシアム岡山」の一員として、大学独自の取組みとして、公開講座等の実施及び教員派遣を行っている。また、高等学校との連携として、岡山県・広島県に居住する高校生を対象とした「吉備国際大学英語スピーチコンテスト」を毎年開催している。高等学校等への「出張講義」も積極的に行っており、岡山県・兵庫県内の高等学校を中心に、大学で学ぶ学問や研究を分かりやすく伝える取組みを継続している。

地域の課題解決に向けた地域連携・地域貢献活動については、特に南あわじ志知キャンパスにおいて、南あわじ市が設置している「南あわじ市大学連携推進協議会」と連携を図

り、地域課題解決に資する研究を実践している。また、農学部の学生が主体となり、「狩猟部」を立上げ、地域に出没する鹿や猪を地域住民と協力しながら捕獲し、ジビエとして保存、商品化までを目指す取組みを実施している。それらの成果として、産学官連携ブランドの白ワイン「紫苑」や日本酒「志知」、ジビエを麻婆豆腐の素に使用した「シビレ系ジビエ麻婆豆腐」を商品化している。このように、「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念に基づいた産学官連携教育を実践していることは特筆すべき点である。

基準Ｂ．国際化

Ｂ－1．国際化に向けた教養科目の充実

B-1-①　国際化に向けた教養科目の充実

Ｂ－2．国際交流

B-2-①　海外留学

B-2-②　海外研修

【概評】

国際化に向けた教養科目の充実については、令和 2(2020)年度に策定した「ブランドビジョン」に基づき、令和 4(2022)年度から新たな教養教育カリキュラムで、国際事情を学ぶための「グローバルスタディーズ入門」と「SDGs 概論」を必修科目として設け、英語を必修とし、フランス語、ドイツ語、中国語については文化的な背景とともに学べるように工夫している。また、留学生に対しては、日本語科目で、日本語の文法・読解・聴解の 3 分野にフォーカスして、留学生が日本語力を向上しやすいように内容の見直しを図っている。加えて、「グローバルに活躍できるスペシャリストの養成」という目的に沿った科目を設けており、各科目においても目的に応じた工夫を行っている。今後は、TOEIC(R)のスコアなど客観的な目標数値も設定するなど検討しており、更なる発展に期待したい。

国際交流については、87 の教育機関、2 施設と教育交流協定を結び、協定校との間で、在学中に留学しても 4 年間で卒業できる海外留学、長期休暇を利用した海外研修、第二の学士を取得可能なセカンドディグリーの制度を設け、国際交流を図っている。特に、外国語学部外国学科は、7 か国・地域 12 機関での海外インターンシップ制度を設け、海外留学に加え、長期休暇を利用した海外研修の機会も設け、国際交流を深めている。

また、コロナ禍においても、オンラインを効果的に活用し、国際交流を継続した点は高く評価できる。特に、高梁キャンパスにおいて、所属学部を問わず、多くの留学生と日本人学生との交流を定期的に行っている点は、「国際大学」の特長として、特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

本学では、建学の理念、大学の目的、大学院の趣旨それぞれにある「社会に有為な人材

の養成」、「応用能力をもつ人格を陶冶」、「文化の進展に寄与」を具現化するため、地域を基盤にした特色ある優れた研究成果を共有することで教員の資質向上と学生教育への還元を推し進めている。また、地域社会や学生のニーズの変化に応え続けるため、大学ブランディング事業を組織的に強化している。

１．学園学術研究交流会の開催による研究・教育成果の共有

順正学園全体（吉備国際大学、九州保健福祉大学、順正高等看護福祉専門学校、九州保健福祉大学総合医療専門学校）の学問水準の向上と研究者の研究意欲の向上、また、若手研究者の養成を図るため、平成 16（2004）年度から平成 30（2018）年度まで「順正学園学術交流コンファレンス」を開催してきた。各専門分野の研究者が横断的に連携することで、新たな視点をもった専門性の高い学際的研究を期するとともに、順正学園設置校それぞれの特色ある創造的・先駆的研究を内外にアピールし、企業や学外研究機関等との共同研究や、産学連携の推進・研究の高度化を図り、地域の活性化に結びつけることを目的としてきた。15 回という節目を機に遠隔地開催のあり方を見直し、令和 3（2021）年度からオンライン形式で「順正学園学術研究交流会」として継続している。

２．私立大学研究ブランディング事業の成果の共有

平成 29（2017）年度に私立大学研究ブランディング事業「エコ農業ブランディングによる発展的地域創成モデル」に採択され、地域の 12 の課題解決を図った。

研究活動及びブランディング活動は、それぞれに学内及び学外の評価委員による検証を毎年度受けた。各研究課題の達成状況及びブランディング発信の成果は毎年報告書にまとめて全学的に共有し、地域貢献を志向した学生教育の実践を学ぶ機会とした。

３．大学ブランディングの組織的推進

本学は、受験生に選ばれ続ける大学をめざして令和 2（2020）年度に学長直属の「ブランディング検討委員会」を設置し、開学 30 年において構築してきたものとこれから目指すものを精査し、大学ブランドビジョンを策定した。その際、タグラインについては全教職員の投票により決定した。

また、令和 3（2021）年度には学長を委員長とした「ブランディング実行委員会」を設置した。委員は各学科及び各部署の若手・中堅層を中心とし、職位を問わず優れた意見を改革に反映できる体制を構築して、毎月定例で開催した。ブランディング事業は「在学生」、「学外（主に高校生）」、「教職員」それぞれをターゲットとして推進した。「吉備国際大学コミュニケーションマーク」の選定は全教職員の投票に基づいた。ブランディング実行に当たっては委員以外の教職員も参画できる機会を設けた。教職員のスタッフプライドを高めるため、新たに統一のネームフォルダを作成し着用することとした。学生が大学により愛着をもちながら過ごせるように、在学生の声に基づく共用ワークスペースの整備を実施し、居心地の良い空間を増やした。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 2(1990)年度
所在地　　岡山県高梁市伊賀町 8
兵庫県南あわじ市志知佐礼尾 370-1
岡山県岡山市北区奥田西町 5-5
岡山県岡山市北区岩田町 2-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会科学部	経営社会学科　スポーツ社会学科
保健医療福祉学部	看護学科　理学療法学科　作業療法学科　社会福祉学科※
心理学部	心理学科　子ども発達教育学科※　子ども発達教育学科（通信教育課程）※
アニメーション文化学部	アニメーション文化学科
農学部	地域創成農学科　醸造学科
外国語学部	外国学科
社会学研究科	社会学専攻
保健科学研究科	保健科学専攻　理学療法学専攻（通信教育課程） 作業療法学専攻（通信教育課程）
心理学研究科	心理学専攻　心理学専攻（通信教育課程）
地域創成農学研究科	地域創成農学専攻
連合国際協力研究科	国際協力専攻（通信教育課程）
知的財産学研究科※	知的財産学専攻（通信教育課程）

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

11 月 16 日	実地調査の実施　11 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

12 九州共立大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
設置母体である「福原学園」の学是「自律処行」の建学の精神に基づき、社会に適応できる自立した職業人を養成することを大学の個性・特色としている。大学開設以来、北九州地域の人材養成に応じるため学科の再編、新設を行うなど社会情勢に対応する取組みを実施してきた。使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員に理解・支持され、ホームページ、大学案内等に掲載し周知を図っている。また、第３次中期経営計画を作成し、大学の個性・特色のビジョンを掲げ、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。使命・目的及び教育目的を達成するため、経済学部、スポーツ学部及び大学院研究科の教育研究組織を構成している。

「基準２．学生」について
大学は学部・学科・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、大学案内、募集要項及びホームページにおいて社会に周知を行い、入学者選抜を公平、公正かつ適切に実施している。一部学科について収容定員充足率が低いものの、定員充足に向け取組んでいる。学修支援体制として「学習支援センター」を設置し、教職協働による学生への学修支援が行われている。オフィスアワーは教員ごとに相談日を設定し、学内掲示板等で学生に周知を図っている。インターンシップを正規科目として設け、地域の商工会議所などと連携し、適切に運営している。学生生活安定のための支援として、大学独自の奨学金制度が整備されており、健康相談、心的支援、生活相談などの体制も整備している。図書館は適切な規模であり、コンピュータなどのICT（情報通信技術）環境も整備されている。学生に対して学生生活実態調査アンケートを毎年度実施し、学生の意見・要望の把握・分析を行っている。

「基準３．教育課程」について
大学は教育研究上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めホームページなどに公開し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、これらが含まれる学則・履修規程を学生便覧に掲載し周知している。単位認定は、シラバスに示す成績評価基準に基づいて厳正に行われ、進級要件、卒業要件を厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて策定し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程は総合共通科目と専門教育科目で編成されている。授業方法の工夫・改善のため、アクティブ・ラーニングの積極的な取入れ、教員

相互の授業参観を実施している。学修成果として「学修の軌跡と成果」を策定し、4 年間の学修成果の可視化を図っているほか、卒業時に卒業生アンケートや企業への「意見聴取アンケート」などを実施し、その分析結果を教育改善に反映させている。

〈優れた点〉

○授業改善、資質向上を図るために、授業改善等の取組み事例や関連資料及びデータをまとめた授業マニュアル「FD ハンドブック」を毎年度刊行し、非常勤教員を含む全員に配付していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学は学長の意思決定を補佐する機関として「評議会」と、学長のリーダーシップを支援する機関として「経営協議会」を設置している。学長の意思決定の権限と責任及び副学長・学長特別補佐の位置付けと役割については、組織規程において明確にしている。大学は機能別教授会を設けて関連規則に役割を定め、学長がリーダーシップを発揮できる体制を構築している。大学設置基準・大学院設置基準・教職課程認定基準等で定める必要教員数を確保している。教員の採用・昇任に関する諸規則を定め、適切に運用している。教育内容・方法の改善のため、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、FD(Faculty Development)活動を行っている。職員の資質・能力向上のため、「福原学園事務職員等研修委員会」を整備し SD(Staff Development)を実施している。研究について研究活動不正防止委員会を設置するとともに諸規則を整備し、厳正に運用している。研究活動の資源として、研究費の一律配分に加え、研究費を加算する制度として特別教育研究費の配分を行っている。

〈優れた点〉

○外部研修会に参加した職員が報告書を作成し、法人のグループウェア上の「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図り、全教職員が日常的に資質・能力を向上する仕組みを構築していることについては評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は中期経営計画を策定し、組織倫理に関する規則である「学校法人福原学園寄附行為」、「九州共立大学学則」及び諸規則を制定し、経営の規律性を維持している。理事会を最終的な意思決定機関として位置付け、迅速な意思決定を行うため毎月開催し、適切に機能している。経営と教学との意見交換の場として教学運営懇談会を設置し、意思疎通が適切に取られている。財政基盤については、第 3 次中期経営計画において定量評価による進捗管理に取組んだ結果、令和 3(2021)年度には法人として経常収支差額が収入超過となり改善が図られている。会計処理は学校法人会計基準及び「福原学園経理規則」「福原学園経理規則施行規程」等の規則に基づき適切に行われている。

基準６．「内部質保証」について

内部質保証のための組織として、部会長が学長である「九州共立大学中期計画部会」に

おいて、毎年度の事業計画及び事業計画アクションプランに方針を明示し、自己点検・評価委員会規程に自己点検・評価の方針を掲げ、各担当部署が結果を取りまとめている。

大学の各種委員会の審議事項は「評議会」で審議する制度を構築しており、内部保証システムの適切性・有効性を担保している。自己点検評価報告書、事業計画及び事業報告書は、ホームページで公開し社会に公表している。

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、評価機関の自己点検評価基準項目以外に毎年度作成される事業計画アクションプランにおいて大学独自の成果指標を設け、自己点検評価を行い教育の改善･向上を行っていることから PDCA サイクルが効率的に機能する体制を構築している。

〈優れた点〉

〇法人及び大学の状況を記載した「福原学園ファクトブック」を毎年度作成して教職員に配付している。大学教職員各自は自己点検・評価活動のエビデンス資料として活用しているほか、事業計画アクションプランにも掲載し、進捗報告書の作成や実績報告書にも活用していることは評価できる。

総じて、大学は、建学の精神「自律処行」に基づき、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーを策定し、教育課程などを整備している。学長の教学マネジメントを支える運営機関を構築し、適切に運営している。内部質保証に関しては大学独自の成果指標を設けるなど PDCA サイクルが機能する体制を構築し、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 進路決定に向けた全員面談の実施について
2. スポーツ栄養研究センターの活動について

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、設置母体である「福原学園」の学是「自律処行」の精神に基づき、「九州共立大学学則」「九州共立大学大学院学則」に目的と学是を具体的に明文化し、簡潔に文章化している。

建学の精神である学是「自律処行」に基づき、社会に適応できる自立した職業人を養成することを大学の個性・特色としており、学部・研究科の人材養成及び教育研究上の目的に反映している。

昭和 40(1965)年度に単科大学として開設以後、北九州地域の経済成長に対応できる人材養成に応じるために学科の再編、新設を行うなど、社会情勢の変化に対して使命・目的を明確にしながら教育活動に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、大学学則、大学院学則並びに事業計画及び事業報告書を通じて、役員及び教職員に理解・支持され、ホームページ、大学案内、募集要項に解説を掲載し、周知を図っている。

使命・目的及び教育目的を踏まえ、第 3 次中期経営計画における大学のビジョンを「社会に適応できる自立した職業人を養成する大学を目指す」として掲げ、また、学部・学科、研究科・専攻ごとに三つのポリシーを策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するために、経済学部 2 学科、スポーツ学部 1 学科及び大学院研究科 2 専攻の教育研究組織を構成している。その他、共通教育センター、図書館、学術情報センター、地域連携推進センターなどを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は学部・学科、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを設定しており、大学案内、募集要項に記載し、受験生及び保護者に周知するとともに、ホームページにおいてその内容を社会に周知している。

入学者選抜については、学科、研究科のアドミッション・ポリシーに基づいて、選抜方法を設定している。また、「九州共立大学入学者選抜規程」に基づいて、入学試験委員会が設置され、入学者選抜を公平、公正かつ適切に実施している。

「評議会」のもとに設置された広報委員会で審議・決議のもと、全学的に各種施策の検討・実施を継続しており、経済学部地域創造学科の収容定員充足率は低いものの、定員充足に向け取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○経済学部地域創造学科の定員について、改善策を検討し実践しているが、収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、入学者の確保について改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援サービスの実施と学修意欲向上を目的とした「学習支援センター」を設置し、教職協働による学生への学修支援の骨子、計画立案、効果測定が体系的に行われ、実施体制を適切に整備・運営している。また、担当教員の教育活動を直接支援するための TA を制度化して運用している。障がいのある学生に対して、入試の段階で配慮が必要な受験者については入試広報課が、また入学後、修学支援上の配慮が必要な学生については教務課が検討し、施設面、人的支援面の配慮を行っている。

オフィスアワーは教員ごとに相談日を設定し、オフィスアワー制度の主旨とともに学内掲示板等で学生に周知している。また、オフィスアワー記録書によって実施内容や状況を把握し、学修支援の利用促進に役立てている。留年や退学の防止のため、「学習支援センタ

一運営委員会」が定めた学修支援の骨子に基づいて、教務課、就学支援担当者、クラス担任による追跡調査及び分析を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップは､正規科目として設置し､履修を希望する学生には自己開拓を含め、地域の商工会議所などの公的団体の他、学内教職員紹介企業などと連携し受入れ企業と結びつけ、適切に運営している。

就職・進学に対する相談・助言は、キャリア支援課が中心となり、2 年次にキャリアカウンセラーとの面談、3 年次にキャリア支援課職員との面談、4 年次に進路相談を行うなど適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のため、各種学生サービスを提供するとともに、学生支援部が主体となり保健センターや経営企画本部と連携しながら学生生活全般について支援している。

大学独自の奨学金制度を整備し、優秀奨励金、奨励奨学金などのほか、学生に対する経済的な支援を適切に行い、課外活動への経済的支援も積極的に行っている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談なども体制を整備しつつ適正に行っている。保健センターでは看護師 2 人が常駐し健康管理を行い、また、臨床心理士 1 人によるカウンセリングを月曜日から金曜日の 12 時 30 分から 16 時 30 分に実施している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

施設・設備に関する計画に基づき、快適かつ安全な教育環境を整備し、適切に運営・管理している。図書館は適切な規模であり、かつ十分な学術情報資料を確保している。また、学生が図書館を十分に利用できる環境を整備している。コンピュータなどの ICT 環境については、学術情報センターを設置し、教育及び研究のための整備を行っている。

バリアフリー設備の整備など、施設・設備の安全性が確保されており、また、クラスサイズなどについては、組織的に検討され、授業に最適な学生数を編制するなど、教育効果を向上させるための取組みが行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活実態調査アンケート、大学生調査を毎年度実施し、その調査分析結果などをもって、授業改善や学修支援対策に有効に反映している。

学生生活においては、学習支援センターを中心に、保健センター、カウンセリングルームなどの組織体制を備えるとともに、学生生活実態調査アンケートなどの結果を活用し、学生の意見・要望の把握・分析を行い、改善策の実行に至るまでの支援を行っている。また、学長ミーティングを年に複数回開催しており、学生からの意見を聴取する機会もある。

学修環境に関しても、各種調査の分析結果を踏まえ、施設・設備の改修・更新計画に反映し、改善策の実行につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の目的、学部・学科・研究科・専攻の教育研究上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページなどで公表し周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、これらの基準に関する規定が含まれる学則・履修規程を学生便覧に掲載し、学生に対して周知している。

単位の認定は、シラバスに示す成績評価基準に基づいて厳正に行っており、大学学則・大学院学則などで成績評価基準が規定化されている。進級要件、卒業要件及び修了要件を厳正に適用し、進級、卒業及び修了を判定している。

なお、「教育懇談会」「評議会」においてディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーを組織的に点検・評価している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科・専攻の教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。カリキュラム･ポリシーに基づくカリキュラムマップに、各授業科目の授業概要、授業到達目標、卒業認定・学位授与の方針と授業到達目標との関係を示すことにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

カリキュラム･ポリシーに即して総合共通科目と専門教育科目とで教育課程が編成され、カリキュラムツリーなどにより教育課程の体系性・系統性を明確にしている。また、全学部共通で教養教育を実施している。

アクティブ・ラーニングを積極的に取入れ、教員相互の授業参観を実施するなど、教授方法の工夫・改善のために、組織的な取組みを行っている。

〈優れた点〉

○授業改善、資質向上を図るために、授業改善等の取組み事例や関連資料及びデータをまとめた授業マニュアル「FD ハンドブック」を毎年度刊行し、非常勤教員を含む全員に配付していることは、評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果として「学修の軌跡と成果」を策定し、4 年間の学修成果の可視化を図るとともに、卒業時に学生に対して学位記とともに配付している。

大学は、卒業時に卒業生アンケートを実施し、授業満足度の結果などを授業方法の工夫・改善につなげている。また、企業への「意見聴取アンケート」の結果をキャリア教育における授業改善などに反映している。一方で、学生に対してゼミ担当教員が随時面談を実施することや、学生生活実態調査アンケートを行うなどさまざまな角度から調査し、その分析結果を教育改善に反映させている。

大学は、授業評価アンケートを実施し、授業担当者にはそれに対する授業改善報告書を提出させるなど、評価結果をフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定を補佐する機関として「評議会」を設置するとともに、学長の大学経営におけるリーダーシップを支援するための諮問機関として「経営協議会」を設置している。

学長の意思決定の権限と責任及び副学長・学長特別補佐の組織上の位置付けと役割を組織規則において明確に規定するとともに、学部教育運営委員会・研究科委員会・共通教育センター教育運営委員会・全学教育運営委員会・教員人事計画委員会・入学試験委員会を

機能別教授会と位置付け、関連規則に役割を規定し、教学マネジメントの体制を構築している。教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項は、制定手続きについて見直すべき点があるものの、当該事項の内容については学長裁定に定めている。

組織規則に基づき、事務職員を配置するとともに、教務部と学生支援部の部長に教員を配置する等の教職協働体制を整えることで、教学マネジメントの機能を支えている。

〈参考意見〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める学長裁定については、教授会に該当する学部教育運営委員会の意見を聴いていないため、制定の手続きの見直しが望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の専任教員については、大学設置基準・大学院設置基準・教職課程認定基準等で定める必要専任教員数を確保している。また、教員の採用・昇任に関する諸規則を定め、適切に運用している。人事評価である教員評価の結果については、昇給等の人事処遇や最優秀教員の公表等で活用している。

教育内容・方法等の改善のために、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、FD 活動を実施している。FD の研修会については、全教員の参加を義務付け、欠席者に対しては資料配付や研修会を撮影した DVD 視聴等によりレポートの提出を求めるなど、研修会参加への意識付けを徹底している。また、授業評価アンケートの結果については、ベストティーチャーの公表で活用している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために、「福原学園事務職員等研修委員会」を整備し、毎年度の研修計画を企画立案し、階層別研修、「PC スキルアップ研修」、人事評価者研修等を実施している。

人事評価・育成制度については、関連規則に基づき人事評価を実施し、評価結果をもとにフィードバック面談を行い、部下の資質・能力及び上司の部下育成能力の向上を図っている。また、自己申告制度を設け、職務や職場に関する希望と意見を収集し、職員の処遇と能力開発に役立てている。

〈優れた点〉

○外部研修会に参加した職員が報告書を作成し、法人のグループウェア上の「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図り、全教職員が日常的に資質・能力を向上する仕組みを構築していることについては評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に専用の研究室を確保し、快適な研究環境を整備している。また、研究環境に関する教員の要望については、予算申請で把握している。

研究活動不正防止委員会を設置するとともに、研究倫理に関する諸規則を整備し、厳正に運用している。また、研究者倫理教育として、研究倫理図書の通読、研究倫理 e ラーニングの受講を全教員対象に実施している。

研究活動への資源として、個人研究費の一律配分に加え、科学研究費助成事業申請者には研究費を加算する制度を設けるとともに、特別教育研究費（学長政策費）の配分を行っている。研究活動を支える人的支援については、総務課が事務業務を補助している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

規律性を保ちながら健全経営を行うため、第 3 次中期経営計画を策定し組織的・継続的に取組んでおり、組織倫理に関する規則である寄附行為及び学則に基づいて、「福原学園組織規則」をはじめとする「九州共立大学組織規則」「福原学園就業規則」及び各種会議規則等の諸規則を適切に定めている。

また、学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報等を適切に公表するとともに公益通報者保護及び個人情報保護に関する規則を整備している。

環境保全、人権、安全への配慮については、キャンパス内照明の LED 化による省エネルギー対策、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」によるハラスメント防止への対応が行われている他、法人全体で実施する防災訓練を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、私立学校法に基づき、理事会を最終的な意思決定機関と位置付け、寄附行為等の諸規則により適切に運営しており、使命・目的を達成するための意思決定体制を整備し、適切に機能している。

理事会は、迅速な意思決定をするため毎月開催しており、理事の出席は適切であるとともに欠席時には議事の賛否に関する意思表示の確認を書面で行っている。

日常の法人運営においては常務理事会で、中期経営計画や教育環境整備等については、理事長の諮問機関である「経営戦略会議」で審議している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営組織として、理事会、評議員会、常務理事会を設置しており、理事長の諮問機関として経営戦略会議、経営と教学との意見交換の場として教学運営懇談会を置き、法人及び大学の管理運営機関の間で意思疎通と連携を適切に行うとともに、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。

また、常勤監事を配置し、公認会計士及び内部監査室との連携によって法人及び理事の業務状況から、教育環境の維持管理の適切性等について確認している。また、理事会及び

評議員会に出席し意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 21(2009)年度に策定した法人の中期財政計画は、現在第 3 次中期経営計画の 3 年目である。第 3 次中期経営計画において、財政の健全化として大学事業を法人のコア事業と位置付け、年度計画、年度アクションプランを策定し、定量評価による進捗管理に取組んだ結果、事業活動収支において、大学は令和 2(2020)年度に、法人としても令和 3(2021)年度に経常収支差額において収入超過となり、計画よりも早期に改善が図られている。

また、外部資金の導入について、科学研究費助成事業の取組みを強化することで応募件数・採択件数ともに増加し、積極的な努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「福原学園経理規則」「福原学園経理規則施行規程」等の規則に基づき適切に行っている。

毎年度の予算は、評議員会に諮問の上、理事会で決定しており、適正に編成している。また、予算の執行は適切に処理されており、決算に当たり予算とかい離がある場合には補正予算を編成している。

監査の体制は、「福原学園監事監査規則」に基づく常勤監事による業務監査及び会計監査、監査法人による会計監査、外部資金についての内部監査を実施することで、三様監査体制を整備しており、定期的な意見交換を行いながら厳正に監査業務を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証として、「九州共立大学中期計画部会」において「福原学園第 3 次中期経営計画（令和元年度～令和 5 年度)」に基づき毎年度の事業計画及び事業計画アクションプランに方針を明示している。

「九州共立大学中期計画部会」が自己点検・評価委員会規程第 2 条に自己点検・評価の方針を掲げ、各担当部署の自己点検・評価の結果を取りまとめている。

「九州共立大学中期計画部会」の部会長は学長であり、自己点検・評価委員会は「評議会」のもとに設置されている。学長が議長を務める「評議会」で審議する体制となっており責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学における各種委員会の審議事項については、「評議会」で審議する制度を構築しており、全学的な内部質保証システムの適切性・有効性の検証を「評議会」において担保している。

自己点検・評価の結果については、「九州共立大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表」を学内で情報共有するため、ホームページで閲覧できるようにしている。また、自己点検評価報告書、事業計画及び事業報告は、ホームページで社会へ公表している。

IR 推進委員会では、調査から得られた学生の学修成果を、入試区分・学修時間等と合わせ分析し、「評議会」においてその結果を報告し、併せて各学部及び共通教育センター教育運営委員会において報告することにより情報共有を図っている。

〈優れた点〉

○法人及び大学の状況を記載した「福原学園ファクトブック」を毎年度作成して教職員に配付している。大学教職員各自は自己点検・評価活動のエビデンス資料として活用しているほか、事業計画アクションプランにも掲載し、進捗報告書の作成や実績報告書にも活用していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目に沿って自己点検・評価を行っているほか、毎年度作成される事業計画アクションプランにおいて、大学独自の成果指標を設けその結果を教育の改善・向上に反映している。

内部質保証の仕組みについては、中期計画部会及び自己点検・評価委員会を中核とし、各部局と連携を図りながら自己点検･評価､認証評価などの結果を踏まえた中期経営計画、事業計画及び事業計画アクションプランを実施している。また、執行状況の取りまとめと評価を行い､必要に応じて改善を行っていることから PDCA サイクルが効率的に機能する体制を構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携・社会貢献

Ａ－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放等、物的資源の提供

A-1-② 生涯学習の機会提供

A-1-③ 地域と連携した支援活動

A-1-④ 地域社会との協力関係

A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

Ａ－2. 学外の教育研究機関及び企業・団体との協力関係

A-2-① 学外の教育研究機関との協力関係

A-2-② 企業・団体との協力関係

【概評】

授業や業務に支障のない限り､大学の施設･設備を地域社会･団体などへ開放するなど、地域社会、特にスポーツ振興における積極的な貢献が認められる。また、大学の地域連携推進センターが中心となり､「地域の活性化および人財育成」の一翼を担い、公開講座の開催、地域の生涯学習活動の推進など､「地域に開かれた大学」の定着を図っている。そのことは、教育面における学生と地域社会との連携を奨励していることにも明確に認めることができる。ボランティアやゼミ・サークルをはじめとした単位で、周辺地域において多面

的かつ多数の活動を行い、特に地域学のプロジェクトでは、現地でのフィールドワークをとおして大部の冊子を成果物として作成している。加えて、大学の教員が、地方公共団体等の専門委員会委員の委嘱を受け､それぞれの専門分野において公共政策に関与するなど、地方自治体等の政策形成や運営に寄与している。以上の諸点の中には、最近の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、活動の一時停止ないし縮小を余儀なくされたものもあるが、状況の改善を見ながら、今後の活発な活動を期待したい。

大学は、関門地区 5 大学が連携し各々特有の教育・研究資源を提供する「大学コンソーシアム関門」へ教員を派遣し、学生の受講を促進するなど、学外の教育研究機関と協力関係を構築している。また、同一法人設置の 2 大学 1 短期大学間で単位互換協定を締結し、各大学特有の教育・研究資源を協力して学生へ提供している。加えて、近隣の自治体等と種々の協定を締結し、学生に対しては地域学習ひいては自校教育の一環ともしつつ、地域社会の形成と発展に寄与している。こうした協力関係を通じて、今後ますます具体的な教育効果が上がることを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 進路決定に向けた全員面談の実施について

(1) キャリアカウンセラーによる 2 年生全員面談の実施

本学では、平成 27(2015)年度からキャリアカウンセラーを配置し、在学生にキャリア面談を行う制度を導入した。平成 29(2017)年度から、2 年生を対象としたキャリアカウンセラーによるキャリア面談を義務化したことで、ほぼ 2 年生全員の面談を実施することができた。令和 3 年度までの面談件数の推移は下表のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
面談件数	111 件	185 件	564 件	471 件	538 件

	令和 2 年度	令和 3 年度
面談件数	259 件	561 件

キャリアカウンセラーは将来希望する職業について質問を行い、希望する職業が明確な場合は、具体的に SPI 対策、面接対策、公務員試験対策など概要を伝えたうえで、学内で実施の K-CIP や“やる気支援対策”などの支援事業へ誘導している。一方、希望する職業が定まっていない学生には、業界研究、企業研究、職種毎の役割など丁寧に説明し、学生が進路選択を行ううえでの選択方法について示している。

(2) キャリア支援課職員による 3 年生全員面談の実施

3 年次にはキャリア支援課の職員と面談を行っている。この 3 年生全員面談は、平成 20(2008)年度から 3 年生全員を対象として実施しており、面談ではより具体的な進路について面談の場で聞き取り、キャリア支援課職員全員で情報の共有を図っている。

2. スポーツ栄養研究センターの活動について

(1) ギラヴァンツ北九州選手への栄養指導

ギラヴァンツ北九州選手への栄養指導を、スポーツ栄養研究センターの目標にある「日本人アスリートに合わせた栄養教育」および「スポーツ栄養を通じた地域連携」活動の一環として

計画した。令和 3(2021)年度後期に入り、コロナによる制限が緩和されたことから、九州女子大学の管理栄養士の教員により、①ギラヴァンツ北九州島原キャンプにおける栄養講習会、②本城運動場において各選手の食事内容調査および身体データの取得を実施した。今後は得られたデータの解析とともに、栄養面での指導を継続し、チーム強化に向けて協力する。

（2）みやこ町との SDGs への取り組み

みやこ町はイノシシやシカによる農林資源に対する被害が絶えず、「みやこ町鳥獣被害防止計画」としてイノシシやシカの駆除を進めている。この駆除されたイノシシやシカの有効利用を SDGs への取り組みとして、みやこ町とフレンドリータウン協定を結んでいるギラヴァンツ北九州を通じ、九州女子大・スポーツ栄養研究センターも加わりスタートさせた。

様々な試行錯誤の末、ジビエ料理を開発し、ギラヴァンツ北九州のホームゲームにおいて九州女子大学の 4 年生学生も加わりイノシシ肉カレーとシカ肉ソーセージ入りホットドックの販売を行った。今後も本センターでは SDGs も視野に入れた地域貢献の活動を進めていく。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 40(1965)年度
所在地　　福岡県北九州市八幡西区自由ケ丘 1-8

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済・経営学科　地域創造学科
スポーツ学部	スポーツ学科
経済・経営学研究科	経済・経営学専攻
スポーツ学研究科	スポーツ学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 7 日	実地調査の実施　　11 月 8 日　第 2・3 回評価員会議開催

～11 月 9 日	11 月 9 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

13 九州女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

設置母体である「福原学園」の学是「自律処行」の建学の精神に基づき、「九州女子大学学則」第３条に「自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。」と定め大学の個性・特色としている。「福原学園第 3 次中期経営計画」を各年度の事業計画に反映させるなど、時代の変化に対応しながら教育活動に取組んでいる。「福原学園第３次中期経営計画」には三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を反映させ、事業計画にも使命・目的及び教育目的を掲げ、役員、教職員に理解されている。また、学生便覧、ホームページ、大学案内等を通して学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を達成するために、家政学部、人間科学部及び附属図書館、地域教育実践研究センターなどを設置している。

「基準２．学生」について

大学、学科・専攻ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、大学案内、学生便覧などに記載して社会に周知を行い、多様な能力を持った学生確保を目的とした入学者選抜を行っている。学部・学科全体として概ね適切な学生数を確保している。学修支援体制は、クラス担任制、キャリアアドバイザー制度、履修指導、留年生の把握等教員と職員による支援を行っている。教員ごとのオフィスアワーは、学生ポータルサイトに掲載している。学生の進路希望や就職活動の相談窓口として、キャリアカウセラーを配置し、インターンシップを正規科目として設置し、履修を希望する学生には地域の企業等を紹介している。大学独自の奨学金制度を整備しており、健康管理については「福原学園保健センター」と連携して学生生活の安定を図っている。図書館には多様な学修ニーズに応えられる環境を整えており、学生への情報処理教育に関する支援、ネットワーク環境等の整備を行っている。学生に対して授業フィードバック・アンケートを実施し意見をくみ上げている。

〈優れた点〉

○保健室は、処置スペースと休養スペース（ベッドルーム）を分離し、相談に来る学生への対応と体調を崩してベッドで休養する学生への対応を分けている点は評価できる。

○ミーティングや自学習の場として利用できる「九女ラウンジ」、洗練された女性になるために、身だしなみレッスンなども行われる「なでしこルーム」（パウダールーム）、学生一人ひとりが使えるロッカーに加えて、着替えのできるドレスルームも完備された「ロ

ッカールーム」等、学則にもうたわれている「強くてしなやかな女性」へと導くスペースが充実しており、快適な学修環境が整備されていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学及び学科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧等に記載し、学内外に周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則、履修規程で定め学生に周知し、厳正な運用を行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーは学科・専攻ごとに定めており、ホームページや学生便覧に記載し、学内外に周知している。教育課程は、総合共通科目と専門教育科目で編成している。教養教育については、全学共通の教育課程を導入し、共通教育センターを設置して円滑な運用を図っている。学科・専攻ごとの特色を踏まえて問題解決型授業や体験型授業などを工夫して行い、授業方法の改善を図るためのアンケートを実施している。学修成果の具体的な点検・評価は取得学位、GPA(Grade Point Average)、取得した免許・資格、アセスメント・テスト等の指標により行い、結果を教育内容・方法及び学生指導の改善につなげている。

〈優れた点〉

○学科・専攻ごとにカリキュラムツリー、カリキュラムフローチャートの作成及び科目ナンバリングの整備を行い、教育課程の体系化、授業科目の系統性を明確にし、学生の履修や４年間を見通した学びに活用している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するため、補佐及び支援する機関として「評議会」「経営協議会」を設置している。機能別教授会を設け関連規則に役割を規定し、教学マネジメントの体制を構築し、組織規則に基づき職員を配置することにより教学マネジメントの機能を支えている。設置基準・教職課程認定基準等で定める必要専任教員数を確保している。教員の採用・昇任に関する諸規則を定め、適切に運用している。教育内容・方法の改善のため、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を設置し、FD(Faculty Development)活動を実施している。職員の資質向上のため、「福原学園事務職員等研修委員会」を整備し、SD(Staff Development)を実施している。研究について研究活動不正防止委員会を設置するとともに諸規則を整備し、厳正に運用している。研究活動の資源として、研究費の一律配分に加え、研究費を加算する制度として特別教育研究費の配分を行っている。

〈優れた点〉

○外部研修会に参加した職員が報告書を作成し、法人のグループウェア上の「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図り、全教職員が日常的に資質・能力を向上する仕組みを構築していることについては評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は中期経営計画を策定し、組織倫理に関する規則である「学校法人福原学園寄附行為」「九州女子大学学則」及び諸規則を制定し、経営の規律性を維持している。理事会を最

終的な意思決定機関として位置付け、迅速な意思決定を行うため毎月開催し、適切に機能している。経営と教学との意見交換の場として、教学運営懇談会を設置し、意思疎通を適切に図っている。財政基盤については、第 3 次中期経営計画において定量評価を行った結果、令和 3(2021)年度には大学及び法人の経常収支差額が収入超過となり改善が図られた。会計処理は学校法人会計基準及び「福原学園経理規則」「福原学園経理規則施行規程」等の規則に基づき適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

「九州女子大学中期計画部会」において毎年度の事業計画及び事業計画アクションプランに大学全体の質保証の方針を明示し、「九州女子大学自己点検・評価委員会」を評議会のもとに設置し、自己点検・評価活動を実施するとともに、毎年度、自己点検評価書を作成している。自己点検・評価の結果は、「九州女子大学アクションプラン実績報告一覧表」を学内で共有するとともに、自己点検評価書、事業計画及び事業報告は、ホームページに掲載し社会に公表している。IR 推進委員会を設置し、現状把握のため調査・データの収集を行う体制を整備している。三つのポリシーを起点とした内部質保証については、評価機関の基準項目以外に毎年度作成する事業計画アクションプランにおいて大学独自の成果指標を設け、自己点検・評価を行い改善していることから、PDCA サイクルが効率的に機能する体制を構築している。

〈優れた点〉

○法人及び大学の状況を記載した「福原学園ファクトブック」を毎年度作成して教職員に配付している。大学教職員各自は自己点検・評価活動のエビデンス資料として活用しているほか、事業計画アクションプランにも掲載し、進捗報告書の作成や実績報告書にも活用していることは評価できる。

総じて、大学は、建学の精神「自律処行」に基づき、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーを策定し、教育課程などを適切に整備している。学長の教学マネジメントを支える運営機関を構築し、運営している。内部質保証に関しては大学独自の成果指標を設けるなど PDCA サイクルが機能する体制を構築し、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、設置母体である「福原学園」の学是「自律処行」の精神に基づき、「九州女子大学学則」第 1 条及び第 3 条に目的と学是を具体的に明文化し、簡潔に文章化している。

建学の精神にのっとり、「九州女子大学学則」第 3 条に「自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。」と定め、キャリア形成により社会人基礎力とマナーを身に付け働き方や人生のキャリアを考えるプログラムを用意し、大学の個性・特色を反映し明示している。

大学開設以後、福原学園中期経営計画を各年度の事業計画に反映させるなど、時代の変化に対応しながら教育活動に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、学則、「福原学園第 3 次中期経営計画」、事業計画などを通じて、役員、教職員の理解・支持を得ている。

大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧に掲載し、大学案内・入学試験要項、ホームページ等、多様な機会を通して学内外に周知している。

教育目的を実現するために必要な事業を中期経営計画及び事業計画に掲げ、事業ごとの達成目標を目指して取組みを実行し、毎年度末に自己点検・評価している。

大学の学是「自律処行」の理念に立脚した人材育成及び教育研究上の目的を福原学園中期経営計画及び三つのポリシーに反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するために、家政学部 2 学科及び人間科学部 1 学科の教

育研究組織を構成し、附属図書館、学術情報センター、地域教育実践研究センター及び共通教育センターなどを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを大学、学科・専攻ごとに策定し、ホームページや大学ポートレート、大学案内、学生便覧、授業計画（シラバス）、教員ハンドブックなどに記載して在学生や教職員をはじめ社会に周知している。

アドミッション・ポリシーに基づいて、多様な能力を持った学生の確保を目的として、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜などの入学試験を実施している。一部の入学試験において、面接試験を通じて受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。また、入学者全員を対象とした追跡調査を行い、入学者選抜方法の妥当性の検証を行っている。

大学全体として収容定員超過や大幅な未充足はなく、入学定員及び収容定員に沿って適切な学生数を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、クラス担任制、キャリアアドバイザー制度等を整備している。また、教員と職員等の協働による学修支援については、留年者の把握、履修指導、GPA 評価を活用した修学支援を行っている。

障がいのある学生への配慮については、「障害のある学生の修学支援について」において

基本方針を定め、合理的配慮の提供を行っている。

教員ごとのオフィスアワーは、学生ポータルサイトに掲載しており、学生が確認することができる。

SA(Student Assistant)を配置し、教員の教育活動を支援する体制を整備している。退学の可能性が高い成績下位学生を早期に把握して、適切な指導を行うことで退学防止につなげる組織的な学修支援体制を整えている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内におけるキャリア教育の支援として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」をそれぞれ 1～3 年次に設置し、学生自身が継続的・体系的にキャリア形成を学ぶ機会を担保している。また、インターンシップを正規科目として設置し、履修を希望する学生には自己開拓を含め、九州インターンシップ推進協議会などの公的機関、学内教職員紹介企業などを対象にマッチングしている。教育課程外における就職・進学に対する相談・助言については、就職委員会とキャリア支援課において行っている。

学生の進路希望や就職活動の状況は、学務管理システム上に集約し、個人面談・指導に活用している。学生ポータルサイトを通じて求人情報を提供し、受験報告書・就職関連の書籍を自由に閲覧できるようにするとともに、キャリアカウンセラーによる相談窓口を設け、個々の学生に応じた進路支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のため、クラス担任が中心となり学生への生活面の相談・支援を実施し、健康問題については「福原学園保健センター」と連携して学生生活の安定を図っている。

学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構の奨学金制度をはじめ、大学独自の経済的支援、入学時における経済的支援、福原弘之奨学金制度を設けている。

学生自治組織である学友会のもとで行われている課外活動に対して、指導者や施設・設備の充実、運営助成金の交付などの支援を行っている。

病気や怪我に対しては看護師資格をもつ専任職員が対応している。併せて、心身の悩みについては必要に応じて臨床心理士と連携をとりながら学生への支援を行っている。また、ハラスメントの防止を呼びかけるリーフレットを作成し学生や教職員に配付している。

〈優れた点〉

○保健室は、処置スペースと休養スペース（ベッドルーム）を分離し、相談に来る学生への対応と体調を崩してベッドで休養する学生への対応を分けている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積及び校舎面積は設置基準を満たしており、教育研究に必要な設備を整えている。耐震改修工事も終了しており、事業計画に基づく定期的な保守点検・修繕による環境整備を行い、安全性を確保している。

大学は、校舎、実習室、研究室、図書館等を同一敷地内に設置し、機能的に活用している。図書館には、蔵書検索用パソコン、映像資料視聴ブース、グループ学習室などを設置し、多様な学習ニーズに対応した環境を整えている。また、学術情報センターでは、情報処理施設・機器及び学内ネットワークを適切に管理し、情報リテラシー教育の支援も行っている。キャンパスのバリアフリー化については、耐震改修工事等を行うことに併せて、全ての講義棟でエレベータ、スロープ、障がい者用トイレを設置した。クラスサイズは、授業の特性に応じて教育効果を確保する工夫を行っている。

〈優れた点〉

○ミーティングや自学習の場として利用できる「九女ラウンジ」、洗練された女性になるために、身だしなみレッスンなども行われる「なでしこルーム」（パウダールーム）、学生一人ひとりが使えるロッカーに加えて、着替えのできるドレスルームも完備された「ロッカールーム」等、学則にもうたわれている「強くてしなやかな女性」へと導くスペースが充実しており、快適な学修環境が整備されていることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生の意見を直接くみ上げるため､授業フィードバック･アンケート、学生生活アンケートを実施し、授業改善に役立てている。

心身に関する健康維持・増進及び安全・衛生に関しては、キャリア支援課、「福原学園保健センター」が中心的な役割を果たしている。学内に「意見箱」を設置し、学生の意見・要望を把握している。回収した意見・要望等について、学長を中心とする意見箱開示委員会を設け、対応策等を審議し、その結果は掲示板で、学生に周知している。

学修環境に関する学生からの要望は、総務課で集約した上で、教育研究環境整備委員会において、優先事項、財源等を考慮し、施設・設備の改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的を踏まえ、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」に区分して大学及び各学科・専攻のディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーはホームページや学生便覧等の刊行物に記載し、学内外に周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則、履修規程に定め、学生便覧に明確に示し、周知している。単位認定はシラバスに示した方法で科目担当教員が行っており、複数教員が担当する同一名称科目については、領域科目担当者会議を開催し、成績評価基準の統一とその厳正な運用を図っている。進級認定については､GPA を基準に学生面談を行い、面談内容を学長に報告した後、教育運営委員会の意見聴取及び評議会を経て、学長が可否を決定している。卒業認定については、教育運営委員会の意見を聴いた上で学長が決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、教育内容・教育方法・教育評価の区分ごとに大学及び各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧等の刊行物に記載し、学内外に周知している。学科・専攻ごとにカリキュラムツリー及びカリキュラムフローチャートを作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を可視化している。カリキュラム・ポリシーに基づき、総合共通科目と専門教育科目から成る教育課程を編成している。シラバスの基本的な形式や内容は全学的に統一され、学生の計画的な学修を支援する内容となっている。履修登録単位数の上限を設定し、適切な学修量を確保するための工夫を行っている。教養教育については、全学共通の教育課程を導入し、共通教育センターを設置して円滑な運用を図っている。各学科・専攻の特色を踏まえて課題解決型授業や体験型授業等を実施し、主体的な学びの工夫を行っている。教授方法の改善を進めるために、「授業フィードバック・アンケート」の実施や結果のフィードバック、授業相互参観の取組みを行っている。

〈優れた点〉

○学科・専攻ごとにカリキュラムツリー、カリキュラムフローチャートの作成及び科目ナンバリングの整備を行い、教育課程の体系化、授業科目の系統性を明確にし、学生の履修や 4 年間を見通した学びに活用している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生が身に付けるべき学修成果を、ディプロマ・ポリシーにおいて「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」の区分ごとに明示している。

学修成果の具体的な点検・評価は、取得学位、GPA、取得した免許・資格、アセスメント・テストによって行っている。

学修成果の点検・評価の結果については、GPA によって把握した学修状況に基づく学修指導の導入、アセスメント・テスト結果のシラバス作成及び学生指導への活用、卒業時アンケート、卒業生アンケート結果を教育改革や学生支援に活用するなど、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定を補佐する機関として「評議会」を設置するとともに、学長の大学経営におけるリーダーシップを支援するための諮問機関として「経営協議会」を設置している。

学長の意思決定の権限と責任及び学部長・学長特別補佐の組織上の位置付けと役割を組織規則において明確に規定するとともに、学部教育運営委員会・全学教育運営委員会・入学試験委員会・教員人事計画委員会を機能別教授会と位置付け、関連規則に役割を規定し、教学マネジメントの体制を構築している。教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項は、制定手続きについて見直すべき点があるものの、当該事項の内容については学長裁定に定めている。

組織規則に基づき、事務職員を配置するとともに、教務部と学生部の部長に教員を配置する等の教職協働体制を整えることで、教学マネジメントの機能を支えている。

〈参考意見〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める学長裁定については、教授会に該当する学部教育運営委員会の意見を聴いていないため、制定の手続きの見直しが望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、設置基準・教職課程認定基準等で定める必要専任教員数を確保している。また、教員の採用・昇任に関する諸規則を定め、適切に運用している。人事評価である教員評価の結果については、昇給等の人事処遇や最優秀教員の公表等で活用している。

教育内容・方法等の改善のために、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会を設置し、FD 活動を実施している。FD の研修会については、全教員の参加を求めている。また、授業フィードバック・アンケートの結果については、ベストティーチャーの公表で活用している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために、「福原学園事務職員等研修委員会」を整備し、毎年度の研修計画を企画立案し、階層別研修、「PC スキルアップ研修」等を実施している。

人事評価・育成制度については、関連規則に基づき人事評価を実施し、評価結果をもとにフィードバック面談を行い、部下の資質・能力及び上司の部下育成能力の向上を図っている。また、自己申告制度を設け、職務や職場に関する希望と意見を収集し、職員の処遇と能力開発に役立てている。

〈優れた点〉

○外部研修会に参加した職員が報告書を作成し、法人のグループウェア上の「情報共有広場」に掲載することにより、知識・情報の共有化を図り、全教職員が日常的に資質・能力を向上する仕組みを構築していることについては評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に専用の研究室を確保し、快適な研究環境を整備している。また、研究環境に関する教員の要望については、予算要求書の設備充実要求書で把握している。

研究活動不正防止委員会を設置するとともに、研究倫理に関する諸規則を整備し、厳正に運用している。また、研究者倫理教育として、研究倫理図書の通読、研究倫理 e ラーニングの受講を義務付けている。

研究活動への資源として、個人研究費の一律配分に加え、科学研究費助成事業申請者には研究費を加算する制度を設けるとともに、特別教育研究プログラム制度を設けている。個人研究費の規則に関しては、「令和 4 年度における個人研究費（学長裁量費）の配分方針について」に基づいて運用している。研究活動を支える人的支援については、総務課が担当している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

規律性を保ちながら健全経営を行うため、第 3 次中期経営計画を策定し組織的・継続的に取組んでおり、組織倫理に関する規則である寄附行為及び学則に基づいて、「福原学園組織規則」をはじめとする「九州女子大学組織規則」「福原学園就業規則」及び各種会議規則等の諸規則を適切に定めている。

また、学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報等を適切に公表するとともに公益通報者保護及び個人情報保護に関する規則を整備している。

環境保全、人権、安全への配慮については、キャンパス内照明の LED 化による省エネルギー対策、「福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程」によるハラスメント防止への対応が行われている他、法人全体で実施する防災訓練を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、私立学校法に基づき、理事会を最終的な意思決定機関と位置付け、寄附行為等の諸規則により適切に運営しており、使命・目的を達成するための意思決定体制を整備し、適切に機能している。

理事会は、迅速な意思決定をするため毎月開催しており、理事の出席は適切であるとともに、欠席時には議事の賛否に関する意思表示の確認を書面で行っている。

日常の法人運営については常務理事会で、中期経営計画や教育環境整備等については、理事長の諮問機関である「経営戦略会議」で審議している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営組織として、理事会、評議員会、常務理事会を設置しており、理事長の諮問機関として経営戦略会議、経営と教学との意見交換の場として教学運営懇談会を置き、法人及び大学の管理運営機関の間で意思疎通と連携を適切に行うとともに、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。

また、常勤監事を配置し、公認会計士及び内部監査室との連携によって法人及び理事の業務状況、教育環境の維持管理の適切性等について確認している。また、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 21(2009)年度に策定した法人の中期財政計画は、現在第 3 次中期経営計画の 3 年目である。第 3 次中期経営計画において、財政の健全化に向け、年度計画、年度アクション

プランを策定し計画実現のために定量評価と供に PDCA サイクルを確立させた結果、事業活動収支において、大学及び法人は令和 3(2021)年度に経常収支差額において収入超過となり、計画よりも早期に改善が図られている。

また、外部資金の導入について、科学研究費助成事業や受託研究費をはじめとする外部研究費の獲得に積極的な努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「福原学園経理規則」「福原学園経理規則施行規程」等の規則に基づき適切に行っている。

毎年度の予算は、評議員会に諮問の上、理事会で決定しており、適正に編成している。また、予算の執行を適切に処理しており、決算に当たり予算とかい離がある場合には補正予算を編成している。

監査の体制は、「福原学園監事監査規則」に基づく常勤監事による業務監査及び会計監査、監査法人による会計監査、外部資金についての内部監査を実施することで、三様監査体制を整備しており、定期的な意見交換を行いながら厳正に監査業務を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

中期的計画を踏まえた大学全体の質保証として、九州女子大学中期計画部会において「福原学園第 3 次中期経営計画（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）」に基づき毎年度の事業計画及び事業計画アクションプランに方針を明示している。

内部質保証の検証プロセスを適切に機能させるべく、これまでの教授会を機能別に、「学部等教育運営委員会」「全学教育運営委員会」「教員人事計画委員会」及び「入学試験委員

会」の 4 委員会に再編し、責任の主体を明確にする運営体制とした。また、内部質保証のための恒常的組織として、九州女子大学自己点検・評価委員会を「評議会」のもとに設置し、自己点検・評価活動を実施するとともに、毎年度、自己点検評価書を作成している。作成された自己点検評価書は、「評議会」の審議を経て、学長が決定している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学における各種委員会の審議事項については、「評議会」で審議する制度を構築しており、全学的な内部質保証システムの適切性、有効性の検証を評議会において担保している。「評議会」は、根拠資料を含め、大学の諸活動の実施状況を確認することで、内部質保証システムが適切に機能しているかについて点検・評価している。

自己点検・評価の結果については、「九州女子大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表」を学内で情報共有するため、ホームページで閲覧できるようにしている。また、自己点検評価書、事業計画及び事業報告は、ホームページで社会へ公表している。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制については、「九州女子大学・九州女子短期大学 IR 推進委員会要項」に基づき、IR 推進委員会を設置している。

〈優れた点〉

○法人及び大学の状況を記載した「福原学園ファクトブック」を毎年度作成して教職員に配付している。大学教職員各自は自己点検・評価活動のエビデンス資料として活用しているほか、事業計画アクションプランにも掲載し、進捗報告書の作成や実績報告書にも活用していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、日本高等教育評価機構の認証評価における基準項目に沿って自己点検・評価を行っているほか、毎年度作成される事業計画アクションプランにおいて、大学独自の成果指標を設けその結果を教育の改善・向上に反

映している。

内部質保証の仕組みについては、自己点検・評価、認証評価などの結果を踏まえた中期経営計画、事業計画及び事業計画アクションプランを実施している。また、中期計画部会において事業計画アクションプランの進捗状況の取りまとめ及び評価を行い、必要に応じて改善を行っていることからPDCAサイクルが効率的に機能する体制を構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携・社会貢献

A－1．大学の資源・人材的資源の社会への提供

A-1-①　社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

A-1-②　学外組織との適切な連携体制

A-1-③　社会連携・社会貢献に関する活動の推進

A-1-④　教育研究活動の推進

A-1-⑤　地域行政等への助言・協力

【概評】

地域社会の発展に資することを目的として地域教育実践研究センターを設置し、学生の質保証の強化、大学の教育・研究機能の活用、地域社会との共生という社会連携・社会貢献に関する方針を明示して、地域連携事業を展開している。事業の推進に当たってはセンター運営委員会を設置し学外組織との連携を図るとともに、地域教育実践研究センター外部評価委員会を設置し、客観性及び公平性を担保した自己点検・評価活動に反映している。

地域連携事業として公開講座や模擬保育、避難所レイアウトの作成、子どもを対象とした学生によるイベントの実施、地元企業とのレシピ及び商品開発、インターンシップやボランティアへの学生派遣などを行っている。各事業はSDGsに関連付けられ、各学科の専門性を生かして組織的に取組んでいる。各事業への学生の参加や実践によって、社会性や実践力を身に付けた学生の育成につながっている。

近隣他大学等との連携事業としてキャリア連携会議への参加、研究活動として地域活性学会での事例発表、地域貢献として教員による自治体の専門委員会委員や講演会及び研修会の講師、コーディネーター、アドバイザーなどの活動を行っている。地域課題（ニーズ）と大学資源（シーズ）とのマッチングにより、行政や地域が抱える課題の解決への貢献が期待される。

Ⅳ　大学の概況（令和4(2022)年5月1日現在）

開設年度　　昭和37(1962)年度
所在地　　福岡県北九州市八幡西区自由ケ丘1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
家政学部	人間生活学科　栄養学科
人間科学部	人間発達学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

14 金城大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の三つの教育の特色を明確に掲げており、全教職員の共通理解を図り、学生にも浸透し教育活動によく反映している。大学の使命・目的及び教育目的は組織的に継続的な見直しを行い、学生便覧、ホームページ等に掲載し学内外へ周知している。大学の使命・目的は「学校法人金城学園第 3 期中期計画（令和 3(2021)年 4 月 1 日～令和 8(2026)年 3 月 31 日）」（以下「第 3 期中期計画」という。）に反映し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に生かしており、3 学部 5 学科 1 研究科を設置して教学活動を実践し、その具現化に努めている。また、学部と直結した委員会の配置により業務の効率化を図っている。

〈優れた点〉

○法人のビジョン・中期計画を理事長が毎年教授会で説明し、大学の使命・目的の再確認を毎年組織的に行うなど、共有・浸透・実践に常に注力している点は評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーのもと多様な選抜制度を設け、入学者選抜を適正に実施し、IR 委員会で入学者選抜の妥当性について検証を行っている。大学全体として概ね学生数を確保しているが、「戦略 WG」「学生プロジェクト WG」「高大連携 WG」を設け学生募集の強化に意欲的に取組んでいる。学生数名に対し修学指導担当教員一人を配置し毎月学生面談を行い、きめ細かい学修支援を実践している。経済的支援として独自の「金城大学学費減免奨学生制度」などを設けている。校地面積・校舎面積は設置基準を満たしており、アクティブ・ラーニングを重視し全館内で無線 LAN 環境を整え ICT（情報通信技術）環境を充実させている。キャンパス内はバリアフリーを適切に整備し、「学生との意見交換会」や「学生生活アンケート」を実施し、学生の要望に対応策を講じ回答を学内掲示している。

〈優れた点〉

○修学指導担当教員が一人当たり数人の学生を担当し、毎月修学ポートフォリオを利用した学生の面談を行うなど、きめ細かい学修支援を実践していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

各学部・研究科においてディプロマ・ポリシー及び成績評価基準及び単位認定基準を定

め、学生便覧に掲載し、学期ごとのオリエンテーション等で学生に説明し適切に運用している。また、カリキュラム・ポリシーを定め、キャップ制を設け、教育課程を体系的に編成している。教養科目の内容等について、「教育・学習支援センター」が点検し、導入教育を行い学生の自主的学修姿勢の醸成を図っている。三つのポリシーを踏まえた学修成果及び評価の方針を定め、入学時・在学時・卒業時アンケートなど多様なデータで学修成果を点検・評価している。授業アンケートの集計結果は学内電子掲示板「EIS(Kinjo University Electronic Information Service)」（以下「EIS」という。）によって全学生と全教職員に公開している。また、卒業時に全学生にディプロマ・サプリメントを発行し、学修成果を視覚的に捉える工夫を行っている。

〈優れた点〉

○授業アンケートの集計結果を「EIS」によって全学生と全教職員に公開し、学生のコメントを担当教員にフィードバックして教育の改善を図っていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は、大学運営委員会、教授会等の重要会議において議長を務め、大学運営における自らの所信や諸課題への対応方針を示し、適切にリーダーシップを発揮している。専任教員数は設置基準を満たし、教員の採用・昇任等は、「金城大学教員採用・昇任規程」等に基づいて適切に実施している。企画調査委員会が中心となり、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な FD 研修会を実施している。積極的な SD 研修会の開催に加え、人事考課制度・目標管理制度を取入れ、職員の資質・能力向上に積極的に取組んでいる。「金城大学研究費使用規程」に基づき研究環境の整備を行い、学長裁量経費を活用した研究公募も行っている。「研究倫理委員会」を設置し、研究倫理の啓発を行っている。また、「研究推進センター」に相談窓口を設け外部資金導入の推進を図っている。

〈優れた点〉

○事務局職員の人事考課制度・目標管理制度の運営においては、重層的な規則・手続体系をきめ細かく制度設計し、PDCA サイクルを明示的に組込んだ目標達成度評定をルーティーンとして実践している点は高く評価できる。

○令和 3(2021)年度には高い頻度で SD 研修会が実施され、コンプライアンス教育、新人・若手職員教育、個人情報保護、コロナ禍対応等、複雑化する日常業務に適宜対応する工夫が行われている点は高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人金城学園金城大学・金城短期大学部ガバナンス・コード」を定め、教育機関としての経営を誠実に行っている。理事会では法人及び大学の重要事項について適切に審議を行い、常勤理事会を設置し理事会を支援している。理事長は毎週、大学・短大事務局長及び各部長と課題について意見交換を行い、リーダーシップを発揮している。学長は大学運営委員会などで関係教職員の提案をくみ上げている。評議員、監事の出席状況は概ね良好である。第 3 期中期計画及び年度予算編成方針に基づき実直に教学活動を行っており、

健全な収支状態を保っている。学校法人会計基準及び「学校法人金城学園経理規程」に基づいて適正な会計処理を行い、公認会計士又は監査法人による監査も厳正に実施している。

〈優れた点〉

〇衛生委員会を設置し快適な職場環境の形成に努め、週１回の学内巡視などを行い保全・整備に取組んでいることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学は内部質保証に関する基本方針を有し、学長の責任のもと、企画調査委員会・IR 委員会・教育改革推進室を包括する教学マネジメント会議を設置して月に 1 回程度開催し、教育研究活動等の改善策を内部質保証に関して一番の責任を負う大学運営委員会に上申し、企画立案の具現化に注力している。また、自己点検・評価委員会が中心となり「総括（点検・評価報告)」を作成し、「EIS」にも掲載し学内に公表するなど全学的な共有を図っている。大学は三つのポリシーを起点とした内部質保証を実質化するため、教学マネジメント体制を整え、常に PDCA サイクルを強く意識した実効化に努め、よく機能している。また、大学機関別認証評価における指摘事項や、設置計画履行状況等調査結果を踏まえた改善計画を策定している。

〈優れた点〉

〇自己点検・評価結果について分析・評価にとどまらせず、教学マネジメント会議を設置して教育研究活動等の改善向上に向け、改善策の企画立案を行い、PDCA サイクルを強く意識し、実践力ある体制づくりに努めている点は評価できる。

総じて、大学は情熱高く教学活動を誠実に遂行している。特に、大学の三つの教育の特色は、教職員に確実に共有され、教育に具体的に反映している。修学指導担当教員による月１回の学生面接など、きめ細かい対応は評価に値する。教学マネジメント会議などを機能させ、自己点検・評価（諸アンケート含む）結果を改善策につなげる PDCA の実効化に注力し、大学力向上・学生就学成就に実直かつ意欲的に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・研究活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. KICT(Kinjo Infection Control Team)
2. 金城コロナ対策学生リーダー＆サポーター制度「アマビーズ」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則、大学院学則において、使命・目的を簡潔に文章化して明確に示している。大学の三つの教育の特色「明日の福祉社会を先導する保健・医療・福祉領域のリーダー的存在の養成」「初年次から最終学年に至るまで､学生一人ひとりに向き合うきめ細やかな教育」「地域とともに生きる保健・医療・福祉の推進に取り組む大学」を明確に掲げて全教職員の共通理解を図り、学生によく浸透している。大学の使命・目的及び教育目的は大学運営委員会を中心に継続的な見直しを行っており、社会のニーズに対し看護学部を設置するなど具体的に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の制定及び改定は、大学及び法人本部で検討の後、大学運営委員会及び教授会で審議し、理事会の承認を得て執行しており、「金城学園ガイド」、学生便覧、ホームページ等に掲載し学内外へ周知している。大学の使命・目的及び教育目的は第 3 期中期計画に反映し、三つのポリシーに生かしており、3 学部 5 学科 1 研究科を設置して円滑に教学活動を実践し、その具現化に努めている。また、学部と直結した委員会の配置により業務の効率化を図っている。

〈優れた点〉

○法人のビジョン・中期計画を理事長が毎年教授会で説明し、大学の使命・目的の再確認

を毎年組織的に行うなど、共有・浸透・実践に常に注力している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜ガイド、学生募集要項に掲載するとともにホームページで公表し、周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生を獲得するために、総合型選抜をはじめ多様な選抜制度を設け、入学者選抜実施委員会のもと、入学者選抜を公正かつ適正に実施している。毎年度、IR 委員会で入学者選抜の妥当性検証を行っている。

社会福祉学部は収容定員未充足の状態が続いているが、医療健康学部と看護学部は収容定員に対して適切な受入れ数を維持しており、大学全体としては概ね学生数を確保している。また、「戦略 WG」「学生プロジェクト WG」「高大連携 WG」を設け、学生募集の強化に意欲的に取組んでいる。

〈参考意見〉

○社会福祉学部社会福祉学科及び子ども福祉学科については、定員未充足の状態が続いているので、学生確保に向けた今後一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の組織体制は、教員組織と事務組織が緊密な連携のもと教職協働で取組んでいる。また、学生数人に対し修学指導担当教員一人を配置し、修学ポートフォリオを利用し

て毎月学生面談を行い、連続欠席のあった学生には修学指導担当教員から連絡を取るなど、きめ細かい学修支援を実践している。

TA 制度により大学院生が TA として学部学生の教育に寄与している。また、「障がい学生支援ガイドライン」をもとに、各学部の障がい学生支援センター員が修学指導担当教員と連携して、授業、定期試験の配慮や学生生活で必要な環境づくりの合意形成を図り、支援している。

オフィスアワーの全学的な協力体制を確立しており、兼任教員を含めた全教員を対象としている。

〈優れた点〉

○修学指導担当教員が一人当たり数人の学生を担当し、毎月修学ポートフォリオを利用した学生の面談を行うなど、きめ細かい学修支援を実践していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教員組織の就職進学委員会と事務局組織の就職進学支援部、就職進学支援室、修学指導担当教員が学生の就職・進学支援に積極的かつ的確に取組んでいる。

教育課程は専門職を強く意識した展開となっており、学内外での各実習科目が授業であると同時にキャリア教育の役割を果たしている。福祉系・医療系以外への就職希望者については、3 年次の選択科目「インターシップ」を正課科目として開講して、学生に対し当該科目の受講を促している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

修学指導担当教員の配置、教学委員会及び教学支援部、保健管理センター、学生相談室を設置し、学生サービス・厚生補導に当たっている。

経済的支援として、日本学生支援機構奨学金などの奨学金制度の紹介や申請手続支援を行う他、独自に「金城大学学費減免奨学生制度」「成績優秀者奨学生制度」「家計急変奨学生制度」「遠隔地特別奨学生制度」を設けている。また、「高等教育の修学支援新制度」の対象校にも認定されている。学友会や後援会から課外活動へも経済的支援を行っている。

保健管理センターに看護師を、学生相談室に男女の臨床心理士をそれぞれ配置し、週 5 日開室して学生の心的支援・健康相談などに当たっている。また、COVID-19 感染拡大抑止のために、「金城感染制御チーム(Kinjo Infection Control Team; KICT)」を立上げて活動している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積はいずれも設置基準を十分満たしており、校舎は各棟とも耐震基準に適合している。施設・設備の維持管理は、管財課が教職員と連携しながら行っている。

図書館、実習室などの教育研究に必要な設備を学内に整え、有効に活用している。また、アクティブ・ラーニングのための AL 教室・AL 演習室を整備し、全館内で無線 LAN 環境を整え、ICT 環境を充実させている。

学内施設はバリアフリーを適切に整備している。

教育効果を考慮したクラス編制を行う他、必要に応じて複数の教員を配置し、グループ別の授業を開講している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業指導方法の改善を目的に授業アンケートを実施し、結果を担当教員にフィードバックしている。ネガティブな意見は、学長、副学長、各学部長に報告し、当該教員との面談に役立てている。学修支援に関する学生の意見・要望を把握するために、「学生との意見交換会」を実施し、学生からの要望や意見については、教授会で情報共有した上で関係の委員会及び部署等へ伝え、必要に応じて対応策を講じるとともに回答を学内掲示している。

学修環境を含む学生生活全般に関する満足度等について学生生活アンケートを実施し、

結果は教授会で報告し、情報共有した上で関係する委員会、部署等へ伝えるなど、必要に応じた対応を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

全学、各学部及び研究科において、大学学則等に定める目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧及びホームページに掲載し公表している。大学及び大学院それぞれの成績評価基準及び単位認定基準を定めており、学則及び学生便覧に明記している。また、各学部、研究科ともに進級基準は設定していないが、上級学年の授業履修要件という形で定めており、学生便覧に明記している。卒業認定基準、修了認定基準を明確に定めており、学則別表の表末に明記するとともに、学期ごとのオリエンテーション等で学生に説明している。総合リハビリテーション学研究科においては、学位論文に係る評価基準に基づき、厳正に評価を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

全学、各学部及び研究科において、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを定めており、学生便覧及びホームページに掲載し公表するとともに、学期ごとのオ

リエンテーションで説明し、学生への周知を図っている。キャップ制を設け、学生便覧に明記している。教養科目の内容や開講時期は、「教育・学習支援センター」が点検し、教学委員会を通じて学部内連絡会議に検討依頼をする体制を構築し、常に改善を図っている。また、導入教育を必修科目として開講し、学生の自主的学修姿勢の醸成を図っている。全ての科目のシラバスを作成しており、それぞれ授業計画及び成績評価基準を明記している。全教員対象の授業アンケートや公開授業、「学生との意見交換会」、FD 研修の実施、アクティブ・ラーニングの推進など、教授方法の改善に組織的に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを定めている。入学時・在学時・卒業時アンケート、退学率、GPA(Grade Point Average)、修学ポートフォリオ、国家試験合格者数・率、専門領域への就職率、就職先へのアンケートなど多様なデータから学修成果を点検・評価している。また、毎年の実習指導者会議、2 年に 1 度の外部評価会議を実施し、教育研究活動の改善に生かしている。授業アンケートの集計結果は「EIS」によって全学生と全教職員に公開している。また、評価の低い教員には学長または学部長が面談し指導を行っている。卒業時に全学生にディプロマ・サプリメントを発行し、学生が自身の学修成果を視覚的に捉えることができるようにしている。

〈優れた点〉

○授業アンケートの集計結果を「EIS」によって全学生と全教職員に公開し、学生のコメントを担当教員にフィードバックして教育の改善を図っていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、大学運営委員会、教授会等の重要会議において議長を務めるとともに、大学運営における自らの所信や諸課題への対応方針を示し、教職員の理解向上に努め、リーダーシップを発揮している。

大学の計画策定・意思決定の支援のために IR 委員会を設置するなど学長が教学マネジメントを円滑に推進させる補佐体制を整備している。教学マネジメントにおいては、教学マネジメント会議において、教育研究活動等における企画や課題改善等に向け、データ分析及び改善策の立案を行い、実働組織としての委員会、自己点検・評価委員会の点検・評価を行うなど、体制を整えている。

主たる審議機関である教授会とともに大学運営委員会を置くことにより大学運営の円滑化を図っている。大学運営委員会では、教学側に加えて事務局長も構成員として参加するほか、大学の各委員会には事務局職員が構成員に入り、教職協働による教学マネジメントが機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は、設置基準を上回っている。教員の採用・昇任等の基準は、「金城大学教員採用・昇任規程」等を定めており、これに基づいて採用・昇任等を実施している。

企画調査委員会が中心となり、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修の企画・立案・実施を行っている。学生や教員を対象としたアンケート結果に関する分析、学生との意見交換で得られた意見などを取込んだ FD 研修会を実施するほか、実際に教員が参観し、授業改善に取組む公開授業、授業アンケートや教育職員表彰評価基準に関する調査等から選出する教育職員表彰制度を設けるなど､教育改善への動機付けを図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

人事考課制度・目標管理制度については、「事務局職員人事考課規程」「事務局職員人事考課実施細則」「事務局目標管理実施手順書」「事務局目標管理制度要項」「事務職員、技術職員及び用務職員の採用、昇任及び降任に関する規程」等の各種規則を整備し、職員の資質・能力向上に積極的に取組んでいる。

第 3 期中期計画に基づく「金城学園の事務組織強化と職員の能力向上に関する計画」に沿って、所管部署の総務企画部を中心に職員の知識・技能習得、能力・資質向上を目的とした SD 研修会を開催している。

〈優れた点〉

○事務局職員の人事考課制度・目標管理制度の運営においては、重層的な規則・手続体系をきめ細かく制度設計し、PDCA サイクルを明示的に組込んだ目標達成度評定をルーティーンとして実践している点は高く評価できる。

○令和 3(2021)年度には高い頻度で SD 研修会が実施され、コンプライアンス教育、新人・若手職員教育、個人情報保護、コロナ禍対応等、複雑化する日常業務に適宜対応する工夫が行われている点は高く評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、「金城大学研究費使用規程」に基づき用途を定めた個人研究費の年度配分、研究日の付与、研究室の確保等の研究助成を行っている。また、学長裁量経費の制度を活用した研究公募による支援を行っている。

「研究倫理委員会」が「金城大学研究倫理委員会規程」「金城大学研究倫理規程」を定め、不正行為の防止及び対応を目的とした「公的研究費の運営・管理及び研究活動における不正行為への対応等に関する体制整備指針」を整備して、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。

科学研究費助成事業等の外部資金獲得については、「研究推進センター」を中心に相談窓口を設けるとともに、「金城大学シーズ・ニーズ交流発表会」を開催する等の導入推進体制を整えている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「学校法人金城学園管理運営規程」「学校法人金城学園金城大学・金城短期大学部ガバナンス・コード」を定め、法令を遵守し、教育機関としての経営を誠実に行っている。

令和 3(2021)年 4 月から 5 年間の第 3 期中期計画を策定し、建学の精神に基づく社会的使命・目的の実現に向け取組んでいる。

衛生委員会を設置し、快適な職場環境の形成に努めている。人権委員会において、ハラスメントに関する諸規則を整備し、DVD 視聴による人権理解の啓発活動を行うほか、学内窓口の設置、外部機関窓口の活用も行っている。安全面では、学生も参加する防災訓練を行っている。

〈優れた点〉

○衛生委員会を設置し快適な職場環境の形成に努め、週 1 回の学内巡視などを行い保全・整備に取組んでいることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会において、法人及び大学の重要事項について適切に審議決定を行っている。理事の選任は寄附行為通り適切に行っており、理事の理事会における出席率も良好な状況である。

常勤理事会を設置し、法人及び法人が設置する学校の管理運営に関する一般業務において、理事長の諮問に応じて審議するほか、法人本部事務室が理事会及び常勤理事会の運営を支援するなど、適切に理事会が機能する体制をとっている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人は寄附行為、「学園管理運営規程」、大学は「金城大学管理運営規程」等に基づき運営している。理事長は、毎週、大学・短大事務局長及び各部長と課題について情報共有、意見交換、方向性の確認を行うなどリーダーシップを発揮できる内部統制を図っている。また、学長は、毎週学部長と情報共有等を行うほか、毎月の大学運営委員会において、教員幹部、事務局長等と協議を行い、関係教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備している。
学長が理事となるほか、大学教員の 2 人を評議員に選任しており、また、理事長、副理事長、法人本部長及び事務局長は、全学教授会に出席するなど、双方の意思決定において意思疎通と連携を適切に行っている。
評議員、監事の選任は、寄附行為の規則に基づいて行っており、監査報告書により理事会及び評議員会に報告を行っている。監事・評議員の出席状況は概ね良好である。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
令和 3(2021)年 3 月策定の「第 3 期中期計画の財務計画」及び年度予算編成方針に基づき法人本部が統合予算案を作成し、これについて理事長が評議員会の意見を徴した上で理事会に付議、決定している。
経常収支差額は継続的に収入超過を続けており、加えて、借入金を適切に活用し、安定した財務基盤を確立し、収支バランスの確保に努めている。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人金城学園経理規程」に基づいて適正な経理を行い、資産運用については銀行預金を中心とした安全性重視の管理を実施している。

公認会計士又は監査法人による監査については、公認会計士による厳正な監査を行っている。監事、公認会計士、監査室の連携による三様監査を適切に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は内部質保証に関する基本方針を有し、「金城大学点検・評価に関する規程」に基づき自己点検・評価委員会を設置している。企画調査委員会・IR 委員会・教育改革推進室を包括する教学マネジメント会議を設置して月に 1 回程度開催し、教育研究活動等の改善策を内部質保証に関して一番の責任を負う大学運営委員会に上申し、企画立案の具現化に注力している。

〈優れた点〉

○自己点検・評価結果について分析・評価にとどまらせず、教学マネジメント会議を設置して教育研究活動等の改善向上に向け、改善策の企画立案を行い、PDCA サイクルを強く意識し、実践力ある体制づくりに努めている点は評価できる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証活動は、学長の責任のもと教学マネジメント会議を中心とした教学マネジメント・教学 IR 組織体制でアセスメント・ポリシーを基本にして実施している。また、自己点検・評価委員会が中心となり「総括（点検・評価報告)」を作成し、教授会での

報告に加えて「EIS」にも掲載し学内に公表するなど全学的に共有している。認証評価を受ける前年度には、点検評価報告書を社会へ公表している。IR 委員会において各種データの収集と分析を行い、その結果をもとに教学マネジメント会議で改善策の企画立案が行われ具現化に努めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は三つのポリシーを起点とした内部質保証を実質化するため、教学マネジメント体制を整えている。教学マネジメント会議を設置して月に 1 回程度開催し、改善策の企画立案を内部質保証に関して一番の責任を負う大学運営委員会に上申し、常に PDCA サイクルを強く意識した実効化に努め、機能している。入学時・在学時・卒業時アンケートを行い、点検・評価活動に生かしている。大学機関別認証評価における指摘事項や、設置計画履行状況等調査結果を踏まえた改善計画を策定している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携・研究活動

Ａ－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① Kinjo’s Dream Project

Ａ－2. 地域連携

A-2-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

3 学部共同で「地域に根ざした保健・医療・福祉の学びを究める」ことを目標に、「KDP(Kinjo’s Dream Project)」と銘打ち、七つのプロジェクトを推進している。地域高齢者に対して、アクティビティ・介護予防プログラムを実施する世代間交流事業の「ゆうがく広場」、認知機能チェックと認知症予防プログラムである「脳わかわかくらぶ」、また、山麓地域の高齢者の健康生活の維持活動を実施する「やまの保健室」や健康長寿達成者を対象とした健康チェックと評価を行う「地域健康長寿プロジェクト」など、多彩な事業を展開している。加えて、幼児、児童、生徒の足の健全化事業である「足のけんこう教育プロジェクト」、中学生・高校生の部活動でのケガの発生・再発予防支援の「B-assist プロジ

ェクト」、地域住民の健康づくりを支援する「悠遊健康サークル」など、活発な地域連携活動を行っている。

地域住民の健康保持、増進に寄与する多様な事業を立上げ、それぞれに学生が参加して教育研究活動の一環として実施しており、それが学生の意欲向上に寄与していることは特筆すべき取組みといえる。

大学が持つ物的・人的資源を、公開講座の開催、地域住民対象のフォーラムの開催、施設設備の地域への開放、地域の各種委員会への教員の派遣、災害発生時の福祉避難所・災害ボランティアセンターの設置といった、さまざまな形で地域社会に提供している。

地域貢献を大学の使命・目的の達成要件として掲げ、大学の持つ資源を積極的に地域社会に提供することにより地域貢献を果たしていることは特筆すべきである。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.KICT(Kinjo Infection Control Team)

COVID-19 感染拡大により、学内の医師・看護師をはじめとする医療従事者や研究者が中心となり、学生及び教職員の健康を守るため並びにクラスターの発生を限りなく低く抑えるという目的で「KICT(Kinjo Infection Control Team)」を立ち上げた。KICT の主な活動は次のとおりである。

⑴ オンライン健康行動履歴チェックシート

学生の健康管理を実施するに際し、キャンパス内の全ての学生から当日の健康行動履歴をオンラインで集約できるシステムを運用している。

⑵ 学内の感染ラウンド＆環境パトロール

キャンパス内における感染対策のため、施設の環境改善を行うために、笠間キャンパス及び松任キャンパスの感染ラウンドを実施した。密集した講義室の変更やアクリル板の設置や高さの調整、足踏み式アルコール噴霧機の導入、換気の方法、課外活動へのアドバイスなど多岐に及んでいる。

⑶ 教職員及び学生に対する感染教育

教職員に対しては、SD 研修会を開催し啓発活動を行い、学生に対しては、オリエンテーションのプログラムとして講演を行った。

⑷ 学生・教職員からのアンケート調査

学生及び教員に対し、定期的にアンケート調査を行った。内容は COVID-19 に対する学生の認識や行動、教員の講義についての細目など多岐にわたっている。

2.金城コロナ対策学生リーダー＆サポーター制度「アマビーズ」

KICT が立ち上がったことを受け、学生の感染予防に対する意識が向上した。大学内における感染対策意識を高めるため、また、正しく感染症を恐れながらも、有意義な学生生活が最大限に維持できるよう、共に感染予防の最善策を考える仲間を募集すべく、金城コロナ対策学生リーダー＆サポーター制度「アマビーズ」を創設した。アマビーズの活動と内容は次のとおりである。

＜内容＞

(1) サポーター資格を取得するため、研修会を受講。オンラインで 5 回（学科）と 10 回の実技・実習後、修了証が発行され、「金城コロナ対策学生サポーター」となる。
(2) 自主的に感染サーベイランスや環境調査などを行い、定期報告会で発表を行うことで、「金城コロナ対策学生リーダー」と認定される。

＜講習＞

学科（各 2 時間-オンライン受講と意見交換）	実習（各 5 時間）
SARS-CoV2 とは	感染予防実習
COVID-19 について	手指消毒の実態調査
標準予防策について	黙食の実態調査
看護・介護における感染予防策	リーダー研修会
コロナ禍における活動	定期報告会（サーベイランス＆勉強会）

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　石川県白山市笠間町 1200
　　石川県白山市倉光 1-250

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会福祉学部	社会福祉学科　子ども福祉学科
医療健康学部	理学療法学科　作業療法学科
看護学部	看護学科
総合リハビリテーション学研究科	総合リハビリテーション学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 11 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 25 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 28 日	実地調査の実施　　11 月 29 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 30 日	11 月 30 日　第 4 回評価員会議開催

12 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

15 甲南女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

前身である甲南高等女学校創立時に掲げられた理想「官立にない自由な校風の女学校」の実現に向け、大学の使命・目的等を具体的かつ明確に学則に定めており、学生要覧等に簡潔に文章化し、ホームページ等により学内外に周知している。

創立以来 100 年にわたり地域における女子教育の拠点としての社会的役割を担っており、学生一人ひとりに向き合うきめ細かい教育の実践が、国際化に結びついている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいて定めた、学位プログラムを中心に、教育の質保証を推進しているほか、「未来への実践力」を中期計画の柱として具体的な計画を策定し、社会情勢の変化に対応するため、毎年度計画を見直す「ローリングプラン方式」を採用している。

「基準２．学生」について

使命・目的及び人材育成に関する目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーを教職員参画のもとで策定し、ホームページ等で学内外に公表している。

「コモンルーム」では、学科ごとの特色やニーズを生かしながら、学生に寄添った学修指導・生活指導を行っている。

キャリアセンターを主管部署とした、支援体制を整備しており、コロナ禍でも高い就職率を維持し、学生の卒業時の進路満足度は高い数値となっている。

校地・校舎等の施設・設備は、整備を計画的に行っており、特に図書館はプロジェクターや無線 LAN も整え、グループワークの場としても活用している。

〈優れた点〉

○「コモンルーム」を設置し、学科ごとの特色やニーズを生かしながら、きめ細かな学修指導・生活指導を行う公共スペースや学修成果のアウトプットの場として活用していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

人材育成の目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定めており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、厳正に適用している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を可視化するシステム「みらいパス」を導入し、精度の高い点検・評価につなげている。

学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成している。

地域の女子大学として、学生のリーダーシップ開発に主眼を置いたプログラムを開設している。

〈優れた点〉

○平成 29(2017)年度から全学共通科目にリーダーシップを主眼とする科目を開設し、社会での女性の活躍を後押しするプログラムを推進していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐するために副学長、学長補佐を配置するなど、学長がリーダーシップを発揮するための体制を整備しているほか、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

法令上必要な専任教員を確保し、実習を伴う学科においては基準数以上の教員を配置してきめ細かい実習指導等に対応できる教員組織を構築している。教育活動については、教員自己評価票の作成、アクティブ・ラーニングを取入れた授業等の工夫・改善により、資質向上・改善につなげている。

「求める職員像」を具現化するために、階層別教育、階層別研修等を組織的に実施しており、特に新任職員に対しては、導入研修、フォローアップ研修、メンター制度を導入するなど手厚く行っている。

〈優れた点〉

○新任の事務職員を対象としたメンター制度の導入によって、新任職員が不安なく職務を遂行できるようにするとともに、メンターとなる職員にとっても、早期に人材育成に対する意識を醸成するなど、高い効果を上げている点は、評価できる。

「基準 5．経営・管理と財務」について

関係法令を遵守するとともに、寄附行為等の法人運営に必要な諸規則を整備し、組織倫理に関する規則に基づき経営の規律と誠実性を維持している。

理事会は、理事総数の半数以上を学外理事が占めており、広く客観的な視点から審議を進めることができる体制となっている。

学長、学部長及び事務局長を理事として選出しており、法人及び大学が相互の意見を反映し意思疎通を図り、相互チェックを行う体制を構築している。

監事は､寄附行為に基づき適正に選任され､理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務､財産及び理事の業務執行の状況について監査し､監査報告書を作成している。

学生生徒等納付金収入は安定しているほか、資産運用についても理事小委員会で審議するなど、着実な運用に努めており、中長期的に見ても財政基盤は安定している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証を推進する組織として、学長を委員長とした内部質保証委員会を設置し、全

学的に方針を明示し、教育研究、管理運営等の自主的・自律的な質保証への取組みを積極的に推進している。「自己点検評価書」は、学内には学内ネットワークを通じてエビデンスとともに公開し、学外にはホームページに掲載し、公表している。

自主的・自律的な質保証及び自己点検・評価活動を実施しており、授業評価アンケートや教員自己評価票を通じて教育活動の振返りを行い、改善方策を確認するなど、三つのポリシーを起点とした教育の質保証に、全学的に取組んでいる。

学科及び各部署の内部質保証の達成のため、中期計画及び年度計画の PDCA サイクルを連動させ、内部質保証の着実かつ効率的な進展を図っている。

〈優れた点〉

○学長のリーダーシップのもと、内部質保証を全学的かつ効果的に推進し、中期計画・年度計画の PDCA サイクルと連動させ、着実な進展を図っている点は、高く評価できる。

総じて、大学は、前身である甲南高等女学校創立時に掲げた理想「官立にない自由な校風の女学校」の実現に向け、大学の使命・目的等を具体的に定め、明確に定めた三つのポリシーに基づき、堅実な運営を行っている。特に、内部質保証に関しては、自主的・自律的な自己点検・評価をもとに、学長が委員長である内部質保証委員会が責任をもって推進しており、中期計画・年度計画の PDCA サイクルを連動させ、内部質保証充実に向けて着実な進展を図っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学びの継続と新型コロナウイルス感染症対策の両立
2. 多様な留学制度を通じた国際交流

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の前身である甲南高等女学校の創立に当たり掲げた理想「官立にない自由な校風の女学校」の実現に向け、大学の使命・目的及び学位プログラムごとの人材育成に関する目的を学則に具体的かつ明確に定め、学生要覧及び学生手帳に学生が理解しやすい簡潔な文章でまとめ、ホームページ等で公表している。

創立以来 100 年にわたり、阪神間における女子教育の拠点としての社会的役割を担ってきたほか、学生一人ひとりに向き合うきめ細かい教育を実践し、こうした特色が国際化に結びついている。

学部ごとの人材育成に関する目的によって定めた三つのポリシーに基づき、学位プログラムを中心とした教育の質保証を推進しているほか、社会情勢の変化に伴い必要に応じて三つのポリシーを見直している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的等は、大学評議会や教学経営会議、理事会で教職員の参画のもとで十分に審議し、教職員へ周知しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、学生要覧や学生手帳、入学前に配付する「入学のしおり」に記載し、学生及び保護者に周知を図っているほか、ホームページ等により、学外者に向けても、広く公表している。

「未来への実践力」を中期計画の柱として具体的な計画を策定し、社会情勢の変化に対応するため、単年度の事業計画と事業報告により、毎年度計画を見直す「ローリングプラン方式」を採用し、適切に運営している。

使命・目的及び人材育成に関する目的を分かりやすく文章化し、三つのポリシーに反映しており、使命・目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を十分整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学科・研究科のいずれもアドミッション・ポリシーを策定しているとともに、各種媒体で周知・公表している。入学者選抜においては、学長を長とした責任体制を明確にし、入試区分ごとに実施要項を作成するほか、アドミッション・ポリシーに沿った選抜を行い、適切に運用している。入試問題は、学内の問題作成部会での作成と検証に加えて、第三者機関による事前検証を行っている。

学生の受入れについては、令和 4(2022)年度の各学科の収容定員充足率は概ね適切であるものの、志願者数が減少している学科や入学定員を満たしていない学科がある。そのため、第 5 次中期計画で「学生募集力の強化」を最重点課題に掲げ、高大連携講座の拡充やグローバル化に対応した学生募集活動を推進しているほか、各部職員との意見交換や原因の分析を行う等により入学者の確保に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の一環として、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を設け、関係部署による会議で決定した支援内容に基づき、合理的配慮を行っている。また、障がいのある学生の配慮事例集を作成し、教職員に公開している。

教務部において教務課、教職支援課、教育・研究支援課が役割を分担し、TA を活用しながら教職協働のもとで学生の学修支援、教員の授業支援等を適切に行っている。修得単位数が少ない学生や欠席回数が多い学生に対するアドバイザー教員による指導を実施し、休退学等の防止につなげている。対面授業とオンライン授業の同時受講を可能とする「ハイフレックス型授業」を導入していることも、休退学防止効果を想定した取組みである。これらは中期計画の重要指標の一つとして掲げている。

学科ごとに「コモンルーム」を設け、学生に寄添った学修支援体制を構築している。

〈優れた点〉

○「コモンルーム」を設置し、学科ごとの特色やニーズを生かしながら、きめ細かな学修指導・生活指導を行う公共スペースや学修成果のアウトプットの場として活用していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンターを主管部署とし、アドバイザー教員と連携しながら教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。また、保護者を対象とした「教育懇談会」「保証人ガイダンス」を開催して保護者の理解促進を図っている。キャリアセンター内には職員が常駐する「キャリアコモンズ」が併設され、就職活動に役立つ資料等の提供や学生の情報収集の場としている。

資格サポートセンターを併設し、専門的知識を持った職員が各種資格の取得支援を行っているほか、週 2 回昼休みに教員採用試験受験を目指す学生の自主学習サークル「Teacher's Café」の企画・運営を通した支援をしている。

インターンシップについては一部の学科で関連する科目を設置している。また、教育課程内においてディプロマ・ポリシーを達成し得る科目を配置している。コロナ禍でも高い就職率を維持し、学生の卒業時の進路満足度は高い数値となっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活部学生生活課が学生支援を統括し、各部署が学生支援に関する事項を適切に所管している。また、学生生活課の受付窓口を利便性の高い場所に置き、相談しやすい雰囲気を作り出すなど、利用促進に取組んでいる。奨学金関連では説明会をオンデマンドで行うなど、学生が利用、理解しやすい配慮を講じているほか、大学独自の奨学金制度を設けている。

課外活動支援の一環として、「学生プロジェクト応援基金」を設けて「学内コンペ」を開催している。また、学生自治会の啓発活動に教職員が協力するなどの支援を行っている。

保健センターには常勤の看護師や公認心理師・臨床心理士を複数人配置し、医師が相談に応じる日を設けるなど、学生の心身に関する相談に適切な対応ができる体制を整えている。学生の心身に関する相談に当たっては、保健センターへの申込み用 QR コードを他者

の目を気にしなくてもよい場所に掲示するなど、プライバシーに配慮している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、設置基準上必要とされる面積を満たしており、施設・設備についても適切に整備されている。人材育成に関する目的を達成するために必要な整備を計画的に行っている。併せて、立地条件から坂道や階段が多い敷地で可能な限り利便性・バリアフリー環境を向上させるため、専門的知見を活用しながら、改修等の整備を計画的に推進している。また、施設・設備の安全性を確保するため、外部の専門業者に点検・日常管理を委託している。

アクティブ・ラーニングに適した施設整備や ICT（情報通信技術）化のためのインフラ整備、施設・設備の整備を計画的に進めている。特に、図書館はラーニング・コモンズを整備し、プロジェクターや無線 LAN 環境を整えておりグループワークの場として活用されている。図書館が開架式であり、地域への公開も念頭に置いた貴重な図書資料の収集を行うなど、授業との連携強化や学生との共同イベントを行うにとどまらない活用に努めている。

授業を行う学生数は、授業内容ごとに設定しており、適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学生生活に関する学生の意見・要望については、授業評価アンケートをはじめとして、学生生活における各種アンケートや意見箱等によって集めている。分析も適切に行っており、課題があれば可能なものから速やかに対応している。授業評価アンケートの結果の分析については、優先的に改善すべき項目を学科別に示すなど、教員個人だけ

ではなく全体の課題として受止められる工夫をしていることに加え、学生から評価の高かった各学部の教員１人を「ベストティーチャー賞」として、学位記授与式で表彰している。

また、学修環境に関し、学生の安全面から急を要する案件については、年度事業予算に含まれていない場合でも早急に対応するよう努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

人材育成に関する目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを学位プログラムごとに定め、中期計画に掲げた「未来への実践力」を実質化するためにディプロマ・ポリシーの見直しを実施している。

ディプロマ・ポリシーを学生要覧に掲載し、学生、教職員に配付している。また、ホームページで学外にも周知、公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準及び卒業認定基準を学内諸規則に定め、学生要覧への掲載等を通じて周知している。また、「成績に関する確認及び異議申し立て」制度を設けるなど公平かつ厳正に適用している。大学院では、学位論文が満たすべき水準、審査項目について定めた規則に基づいて公正かつ厳格に審査を行い、修士・博士の学位を授与している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

人材育成の目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。カリキュラム・マップを作成し、授業科目とディプロマ・ポリシーの関係性を示すなど、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。

シラバスについて、学科内で相互に確認するなど、単位制度の実質化を図っている。教養教育の適切な管理のため全学共通教育委員会を組織し、カリキュラムの編成、科目内容等の最適化を行っている。特に、共通科目に「女性とジェンダー科目」群を設置するなど、女性教育の全学的な推進に努めている。また、FD 委員会を組織し、授業公開や教員研修等、授業方法の改善を効果的に進めるための取組みを実施している。

〈優れた点〉

○平成 29(2017)年度から全学共通科目にリーダーシップを主眼とする科目を開設し、社会での女性の活躍を後押しするプログラムを推進していることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を可視化するシステム「みらいパス」を導入し、ディプロマ・ポリシーの達成度をレーダーチャートで確認することで、学生が自身の成長を実感できる仕組みを構築している。

1・3 年次生を対象としたアセスメントテストを IR 活動委員会が中心となって実施し、分析結果を学生及び教職員に説明している。FD 委員会が中心になって授業評価アンケートを実施し、結果を学生や教職員にフィードバックしている。授業評価アンケートの見直しやインタビュー調査の実施の検討など、学修成果の点検・評価手法について継続的に改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学及び大学院の教学面での最高責任者であることを「甲南女子学園職位規程」に明記している。副学長、学長補佐を配置するとともに、教学・経営の発展を目的とした教学経営会議を設置し､学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。また、学長ミーティング、学部長ミーティングを週 1 回開催し、意見交換や情報の共有を図ることで、学長の意思決定を支えている。

教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を「甲南女子大学学部教授会規程」「大学院研究科委員会規程」に定めている。規則の改廃については学長の決定によるものと規定しており、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを担保している。

職員の役割、権限及び責任については「甲南女子学園職位規程」「甲南女子学園事務組織規程」で明確にしており、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定める教員数、資格養成課程に係る法令等の教員基準数を満たす専任教員を確保し、実習を伴う学科においては、基準数以上の教員を配置して専門性の高い分野への対応、きめ細かい実習指導等に対応できる教員組織を構築している。

教員の採用、昇任については、「甲南女子大学教員選考規程」「甲南女子大学選考基準」に基づき、適切に運用している。

全学的に FD 活動を実施しており、教員自己評価票の作成、アクティブ・ラーニングを取入れた授業の工夫・改善やオンライン授業の質向上を図る研修会等の開催により、教員の資質向上、教育活動の改善につなげている。また、その内容も時代の変化を踏まえた、実効性を意識したものとなっている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全教職員を対象とした資質・能力向上を図るための研修会を定期的に開催し、研修時間を工夫するなど参加しやすい環境を醸成している。また、研修内容についても社会情勢の変化に合わせて適宜見直しを行っている。

「職員人事方針」「求める職員像」を具現化するために、階層別研修、通信教育等を体系的に実施している。特に、新任職員に対しては、入職時の導入研修、メンター制度によるサポート、2 年目のフォローアップ研修を実施するなど手厚く行っている。

〈優れた点〉

○新任の事務職員を対象としたメンター制度の導入によって、新任職員が不安なく職務を遂行できるようにするとともに、メンターとなる職員にとっても、早期に人材育成に対する意識を醸成するなど、高い効果を上げている点は、評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に対し、空調設備やインターネット環境を備えた個人研究室を割当てるなど、研究環境を整備している。

獲得した外部研究資金の間接経費の額に応じて、教員が所属する学科に還元する制度として「研究推進費」を制定し、研究環境の改善及び研究機能の向上に活用している。また、「甲南女子学園学術研究及び教育振興奨励基金規程」を定め、教員の研究活動に関する出版、海外研修、調査活動等に関わる費用を助成している。学内外の研究費応募、使用及び報告に関する諸手続きについては、教員の研究活動の支援を担当する教育・研究支援課が適切に管理している。

「研究費不正防止の基本方針」を策定し周知するとともに、公正な研究活動を推進するために必要な責任体系を明確にしている。また、全教員を対象にした研究倫理教育を実施し、欠席者に対して後日受講できる体制を整えている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為等の法人運営に必要な諸規則を整備し、組織倫理に関する規則に基づき、経営の規律と誠実性を維持している。

大学の使命・目的を達成するために策定した第 5 次中期計画について、年度ごとに見直す「ローリングプラン方式」を採用し、重要指標及び目標値の適切な見直しを行うなど、継続的に計画を達成する努力を行っている。

環境保全、人権、安全への配慮として、照明の LED 化や学内に保有している里山の生態系維持のための整備を行っているとともに、ハラスメントに関する規則等を整備し、学生へのガイドラインの周知や教職員へのハラスメント研修を実施している。また、「甲南女子大学リスクマネジメント規程」「リスクマネジメント基本ガイドライン」を定め、有事に備えた危機管理体制を構築し、適切に対応している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、使命・目的を達成するため、寄附行為及び関連規則に基づき、法人及び大学の重要事項について、合議制による最終的な意思決定を行っている。また、理事総数のうち、半数以上を学外理事が占めており、広く客観的な視点から審議を進めることができる体制を整備している。

「理事会業務委任規則」に基づき、理事長を議長とする理事小委員会を設置することにより理事会の経営判断を支援する体制を整え、意思決定の迅速化を図っている。

理事の選任を寄附行為に基づき適切に行っており、理事会の出席状況は良好である。また、理事会を欠席する際は、議案に対して明確に意思表示できる体制である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、理事小委員会、教学経営会議、大学評議会、学部教授会、部課長会議等が有機的に連携しており、管理部門、教学部門及び各管理運営機関の各部門間で意思疎通を適切に行い、意思決定の円滑化を図る体制を整備している。また、学長、学部長及び事務局長を理事として選出しており、法人及び大学が相互の意見を反映し意思疎通を図り、相互チェックを行う体制を構築している。

監事は､寄附行為に基づき適正に選任され､理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務､財産及び理事の業務執行の状況について監査して監査報告書を作成している。

評議員は、寄附行為に基づき適正に選任され、評議員会は寄附行為に定める諮問事項について審議しており、諮問機関としての機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営において、長期財務シミュレーションをもとに第 5 次中期計画を策定し、「財務体質の強化と安定的な収支構造の確立」を重点テーマとし、過去の実績及び他大学等の状況を勘案して適切な目標を設定している。

良好な収益状況を維持し、事業活動収支差額比率において、安定した水準を維持しており、大学の使命・目的及び教育目的の達成のために収支のバランスを保っている。

資産運用についは、豊富な運用資産を保有し「学校法人甲南女子学園資産運用規程」「学校法人甲南女子学園資産運用基準」等に基づき、リスク管理を行いながら運用しており、長期的に見て財政基盤は安定している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「甲南女子学園経理規程」「甲南女子学園固定資産・物品調達規程」等に基づき、適正に実施している。

監査法人による私立学校振興助成法に則した監査、私立学校法に基づく監事監査により、会計監査を適正かつ厳正に実施している。また、監査法人、監事、内部監査課による定期的な意見交換を行っており、監査体制の充実を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた内部質保証を推進する組織として、内部質保証委員会を設置し、全学的に方針を明示し、教育研究、管理運営等の自主的・自律的な質保証への取組みを積極的に推進している。

内部質保証委員会を中心に、内部質保証推進のための組織を十分に整備している。また、内部質保証委員会の委員長は学長であり、推進に向けての責任体制は明確である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「甲南女子大学大学評価委員会規程」に、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための自己点検・評価活動に関する必要な事項を定めている。自己点検・評価活動の結果を報告書として取りまとめ、学内には学内ネットワークを通じてエビデンスとともに公開し、学外には、ホームページに掲載し、公表している。

IR を取扱う専門部署はないものの、IR 活動委員会が、各種データや調査結果を分析し、

結果を活用している。今後専門スタッフ等を配置することを課題として認識している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を委員長とした内部質保証委員会、大学評価委員会の体制を整備し、自主的・自律的な質保証及び自己点検・評価活動を実施し、授業評価アンケートや教員自己評価票を通じて教育活動の振返りを行い、改善方策を確認するなど、三つのポリシーを起点とした教育の質保証に全学的に取組んでいる。

事業計画・事業報告により、中期計画と年度計画の PDCA サイクルを連動させ、各学科及び各部署の内部質保証の達成のため、着実かつ効率的な進展を図っている。

〈優れた点〉

○学長のリーダーシップのもと、内部質保証を全学的かつ効果的に推進し、中期計画・年度計画の PDCA サイクルと連動させ、着実な進展を図っている点は、高く評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献活動

A－1. 大学の使命・目的に即した社会貢献活動

A-1-① 地域ニーズに基づいた社会貢献活動の推進

A-1-② 産学官連携事業の推進

【概評】

「品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を育成する」という大学の使命に基づき、国際交流課と社会貢献課によって組織される対外協力センターを設置し、学内外の関係部署と連携して社会貢献活動に力を入れている。

平成 22(2010)年度から学生がボランティアとして実社会で学びながら地域で貢献できる機会を継続して提供している。また、「学生プロジェクト応援基金」による支援など、学生主体の社会貢献活動や産学官連携事業を推進している。自治体や企業と連携した活動によって、地域の活性化、子どもの育成支援など地域のニーズに対応し社会に貢献することで、学生がキャリアを形成しながら成長を実感できる学びの機会となっている。新型コロナウイルス感染症の影響で活動が大幅に制限する中でも、「オンラインボランティア」を提供するなど「学びの継続」のために努力していることは特筆すべき点である。

全学で実施している産学官連携事業を把握するための社会連携事業一覧は、学内の共通理解を図り、連携活動を展開する上で有用な資料となっている。

市民を対象に、教員の専門性を生かした生涯学習講座を公開しているが、対面形式だけでなくオンラインの活用によって、幅広い世代、より広域から多様な受講生が参加している。

学外活動を通じた「学生成長支援システム」による成長の可視化を図ることによって、キャリア形成支援の更なる強化に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学びの継続と新型コロナウイルス感染症対策の両立

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本学では様々な対策を実施しており、令和4(2022)年3月末現在で、構内におけるクラスターの発生は確認されていない。

学生の学びを継続するため、対面授業を中心にオンライン授業を併用している。オンライン授業では、LMS(Learning Management System)であるMoodleや学生生活支援システム「CampusSquare」の活用、同時双方向での授業が可能なZoom、Teams等のICTツールを用いた授業を行っている。

また、令和 3(2021)年度にはオンライン授業推進タスクフォースを設置し、一部の授業でハイフレックス型授業（対面授業とオンライン授業同時受講が可能）も実施している。

■令和4(2022)年度の主な感染症対策

①対面授業における人数制限の設定

原則61人以上が履修する授業はオンライン授業とした。対面授業でも、最低1mの間隔を確保しつつ、教室定員の50%以下で換気を十分に行いながら実施している。

②検温・消毒・手洗いの徹底

大学入構時に検温するため、正門とスクールバス降車場所にサーマルカメラを設置。校舎内にはアルコール消毒液を設置し、手指消毒や手洗いを行うことを徹底している。

③身だしなみグッズの配布

感染症対策の見だしなみとして、学生にマスクケースやハンカチ等のオリジナルグッズを配布。新しい学校様式に合わせて、日々の感染症対策と啓発を行っている。

2. 多様な留学制度を通じた国際交流

新型コロナウイルス感染症の影響により海外留学の道が閉ざされた中、学生の学びを止めないよう「オンライン留学」をいち早く取り入れ、単位認定制度、奨励金支給制度を整備した。英語学習のみならず、韓国語、インドネシア語のプログラムも実施しており、インドネシア語においては、協定校と協議し本学独自のプログラムを作成した。

令和2(2020)年度夏期休暇に開始し、同年度春期休暇、令和3(2021)年度夏期休暇、春期休暇と継続しており、これまでの参加人数は合計208人である。

令和 3(2021)年度春期休暇のオンライン留学では、学生の参加費用を大学が全て負担しており、無料でオンライン留学に参加できる体制とした。これに伴い、過去に自費でオンライン留学に参加した学生全員に、全額返金する形で大学が参加費用を負担している。参

加した学生の満足度と成長実感度は非常に高く、語学力、コミュニケーション力の向上、そしてモティベーションの維持につながった。
今後も、海外留学の事前準備や事後学習の位置づけとして、また経済的な事情や、心身面の理由により海外渡航を断念せざるを得ない学生たちのためにも、オンライン留学の提供を継続する。現在検討している主なプログラムは、キャリア形成支援を意識したPBL(Problem Based Learning)やCOIL学習（国際協働オンライン学習）、多様性や多文化理解、アントレプレナーシップ（起業家精神）やインターンシップの要素を含んだ内容で、学生の実践的な学びの支援を目的としている。また、オンライン留学に加えて、国内でできる国際交流やバーチャル留学の導入も積極的に検討している。

Ⅳ　大学の概況（令和4(2022)年5月1日現在）

開設年度　　昭和39(1964)年度
所在地　　兵庫県神戸市東灘区森北町6-2-23

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	日本語日本文化学科　英語文化学科※　多文化コミュニケーション学科※　メディア表現学科
国際学部	国際英語学科　多文化コミュニケーション学科
人間科学部	心理学科　総合子ども学科　文化社会学科　生活環境学科
看護リハビリテーション学部	看護学科　理学療法学科
医療栄養学部	医療栄養学科
人文科学総合研究科	言語・文学専攻　心理・教育学専攻　社会・文化環境学専攻
看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和4(2022)年　6月末	自己点検評価書を受理
8月25日	第1回評価員会議開催
9月15日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月29日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 28 日	10 月 28 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

16 国士舘大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学及び大学院の使命・目的は、建学の精神に基づき、簡潔な文書で定めている。また、学部及び研究科の教育研究上の目的は、具体的に明文化し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。社会の変化に対応していくために大学及び大学院では、教育研究組織の改編や教育研究上の目的及び三つのポリシーの見直しを行っている。使命・目的は、「第 2 次中長期事業計画」に反映させ、「学園のミッション」「学園のビジョン」「アクションプラン」に掲げている。

「基準２．学生」について

大学全体のアドミッション・ポリシーは、建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえて定めている。学部・学科・学系や修士課程・博士課程のアドミッション・ポリシーも、学部・研究科の教育研究上の目的を踏まえて明確に定めている。アドミッション・ポリシーは大学案内・入学者選抜要項・学生便覧・ホームページ等で周知している。学部・研究科では、入試区分ごとの学生受入れの妥当性を点検・評価し、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れの実施と検証を行っている。

学修支援体制は、各キャンパスの教員と職員の連携・協働により学生一人ひとりに対し充実した支援を行っている。大学の校地、校舎は、学部・研究科の教育研究上の目的達成のため、学修環境及び教育研究環境を適切に整備している。

「基準３．教育課程」について

建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえ、大学全体のディプロマ・ポリシーを策定している。また、そのディプロマ・ポリシー及び教育研究上の目的を踏まえて、学部・学科・学系や修士課程・博士課程においてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ・学生便覧で周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、厳正に運用している。

大学全体、学部・学科・学系及び修士課程・博士課程ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ・学生便覧で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは整合的かつ一貫性を確保しており、教育課程を体系的に編成している。また、全学的に GPA(Grade Point Average)を導入し、成績不振学生への学修指導や成績優秀者の表彰等に活用している。

〈優れた点〉

〇大学の個性・特色として、全学部の新入生全員を対象とする「防災総合基礎教育」と総合教育科目に防災教育関連科目を全学部で開講することにより、災害時に社会で役立つ人材の養成に取組んでいる点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学学則では、学長の校務を補佐する副学長を置くことを定め、副学長の職務内容や選任方法、任期等を「国士舘大学副学長規程」にのっとり、運用している。また、学長のリーダーシップを支えるため、事務組織として学長室に学長課・FD 推進課・IR 課を置き、学長主催の会議運営、情報の提供、政策形成支援等の業務を所掌している。各学部・研究科では、設置基準に基づき教育目的及び教育課程に即した教員を配置している。適切な人数の事務職員を配置するとともに、職員研修を組織的に計画・実施し、業務遂行能力の向上を図っている。

研究倫理については、学内規則に基づく委員会により研究倫理の確立と厳正な運用に努めており、研究倫理教育を定期的に実施している。

〈優れた点〉

〇コロナ禍において、FD 活動として、オンライン授業実践報告会、ハイブリッド型授業実践報告会等を積極的に開催するとともに、令和 3(2021)年度においては専任教員全員が参加している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、法令を遵守し、質保証を担保するために適宜対応している。理事会を寄附行為に基づき法人の最高意思決定機関として位置付け、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。

「第 2 次中長期事業計画」に「財務の概要」として今後の財政見通しを示しており、中長期的な計画に基づく運営を行っている。監査法人が 3 か月ごとに監事に監査内容報告会を実施し、監査上の連携体制を整備しており、厳正な監査により監査報告書を作成している。また、内部監査規程に基づき内部監査を実施しており、三様監査の体制が機能している。

「基準６．内部質保証」について

大学は内部質保証の方針を策定し、「内部質保証の目的」「内部質保証の体制」を定めて学内外に明示している。自己点検・評価に当たっては、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考にして大学独自のエビデンス資料を選出している。自己点検・評価結果は、理事会に報告した後、ホームページに掲載し学内外に公表している。

大学全体の内部質保証のための PDCA サイクルは、全学教学委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会の三つの委員会が相互に連携することで三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制を整備し、運用している。

〈優れた点〉

〇自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保するために学外有識者等による「外部評価委員会」を設置し、外部評価員の意見を反映した改善・改革に取組んでいることは評価できる。

〇学内の基礎データを掲載した「KOKUSHIKAN UNIVERSITY IR Data Book」を発行し、学内外に積極的な情報公開を行っていることは評価できる。

総じて、大学及び大学院は、使命・目的及び教育研究上の目的の達成のために、教育課程の編成、教育研究組織、学修環境及び学修支援体制を整備している。教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支える組織が構築され適切に機能している。経営・管理と財務は、経営の規律と誠実性を維持し、責任と権限を明確にした運営を行っている。内部質保証は、自己点検・評価及び IR を活用した調査・分析により三つのポリシーを起点とした教育の改善・向上の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 防災教育

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的は、建学の精神に基づき、大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に簡潔な文書で定めている。また、学部及び研究科の教育研究上の目的は、大学及び大学院の使命・目的に基づき大学学則第 40 条及び大学院学則第 33 条で具体的に明文化している。

大学では、「文武両道の教育」「きめ細かい学生支援」「地域と社会を支える教育・支援」「グローバル化への対応」「公務員・教職への支援」を個性・特色として教育研究上の目的や三つのポリシーに反映している。

社会の変化に対応していくために大学及び大学院では、教育研究組織の改編や教育研究上の目的及び三つのポリシーの見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や使命・目的は、理事長・学長が式典・行事で述べ、役員・教職員の理解と支持を得ている。また、各キャンパスの随所に建学の精神、教育理念、教育方針を記載したパネルを掲示するとともに、ホームページ、大学案内、国士舘要覧、国士舘大学新聞で学外に周知している。使命・目的は、「第 2 次中長期事業計画」に反映し、「学園のミッション」「学園のビジョン」「アクションプラン」に掲げている。

学部教授会・研究科委員会において、毎年三つのポリシーの見直しを行い、使命・目的及び教育研究上の目的に反映している。建学の精神、使命・目的、三つのポリシーを実現するために 7 学部 14 学科・10 研究科と四つの附置研究所等を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体のアドミッション・ポリシーは、建学の精神、教育理念、教育指針、教育研究上の目的を踏まえて定めている。学部・学科・学系や修士課程・博士課程のアドミッション・ポリシーも、学部・研究科の教育研究上の目的を踏まえて明確に定めている。これらのアドミッション・ポリシーは大学案内、入学者選抜要項、学生便覧、ホームページ等で周知している。

学部・研究科において、入試区分ごとにアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れの妥当性を点検・評価して、必要に応じて改善を図っている。

また、教育の質保証の観点から厳正に定員数を管理しており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「国士舘大学学部規程」にのっとり、各学部に学年担任等の教員を置くとともに、教務課、統合学部事務課などに職員を置き、教員と職員が連携・協働して学修支援を行う体制を整備している。修学上の特別な配慮が必要な学生には、各学部・研究科において学生の要望に応じた支援を行っている。

オフィスアワーは、救急システム研究科を除く全ての学部・研究科で設定しており、救急システム研究科では LMS(Learning Management System)を活用して学生の相談を受付けている。「国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、TA として採用された大学院生は､学部生の学修指導補助等を行っている｡「学生面談受付システム」を構築し、中途退学などの相談を安心して行える環境を整備している。成績不振の学生には、面談や履修指導など各学部で独自の指導を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全ての学部とグローバルアジア研究科において、教育課程内でキャリア教育を実施している。「キャリア形成支援センター」が主催する「大学主催インターンシップ」、官公庁・地方自治体が対象となる「経由型インターンシップ」、学生自らが応募して参加する「公募型インターンシップ」など、学生の職業観や労働意欲の涵養を図っている。

教育課程外での就職に向けた支援として、「キャリアガイダンス」「ゼミ・クラブ別就職ガイダンス」「留学生対象就職対策講座」「障がい等のある学生のためのキャリアガイダンス」など「キャリア形成支援センター」が中心となって企画しており、多数の学生が参加している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生が充実した学生生活を送ることができるように、事務組織として学生、厚生課を世田谷・町田及び多摩キャンパスに設置している。学生・厚生課は、奨学金や保険の申請、課外活動の支援、学生食堂の運営、賃貸物件や学生寮のあっせんなど学生生活全般の支援、相談及び厚生補導を行っている。課外活動については、121 団体の大学公認クラブを「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」「サークル」に分け、国士舘スポーツプロモーションセンター事務室と学生・厚生課が支援している。

各キャンパスに学生相談室を設置し、学生の心の問題や生活相談の支援体制を整備している。健康管理室を設けており、医師及び看護師の資格を持つ職員を配置して学生の健康管理などの支援体制を整備している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は設置基準上必要な面積を有しており、運動場や体育館等の体育施設、図書館・情報メディアセンター、防災施設、「国士舘史資料室」「大講堂」など歴史的な施設等、教育目的達成のための学修環境を整備し、適切に運営・管理している。各キャンパスには図書館・情報メディアセンターを備えており、図書館には、閲覧座席数及び蔵書数は十分な規模と数量を備えている。

各キャンパスは、ICT（情報通信技術）機器を適切に整備している。校舎を新築・改修する際は、建物出入口の自動扉、スロープ及び各所への点字ブロックの設置を推進している。

前年度の科目履修者数を勘案して教育効果を十分に挙げることができるように、科目の

特性に合わせて適正な学生数及び教室を割当てている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

毎年実施している新入生調査、在学生調査、卒業時調査では、学修支援と学修環境に関する学生の意見や要望のみならず、学生の健康管理や経済状況に関する情報を収集・分析している。調査結果は集計して学部長会等で説明・報告することで、学修支援の体制に反映している。相談箱「学生の声」を各キャンパスに設置することで、学生が気軽に学修環境等について意見・相談できる機会を設けている。また、学生生活支援アプリによる学生の意見・要望の収集を実施している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念、教育指針、教育研究上の目的を踏まえ、大学全体のディプロマ・ポリシーを策定している。また、そのディプロマ・ポリシー及び教育研究上の目的を踏まえて、学部・学科・学系や修士課程・博士課程ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページで公開するとともに、大学案内、学生便覧に掲載し、周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準について大学学則・大学院学則及び「学位規程」に規定し、学生便覧やホームページで

周知の上、厳正に運用している。学業成績を総合的に判断する指標として、GPA を導入し、単位認定に当たってはシラバスに基準を明確にすることで成績評価の客観性・厳格性を担保している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体、学部・学科・学系及び修士課程・博士課程ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ・学生便覧に掲載し、周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは整合的かつ一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに掲げる「教育課程と内容」に従って教育課程を体系的に編成している。また、全授業科目においてシラバスを作成し、それぞれの科目の授業の概要・ねらい、到達目標、授業計画、評価の基準、具体的評価方法などを明記している。

教養教育は、「全学教養教育運営センター」を設置し適切に実施するとともに、大学の特色として掲げる「武道種目」「防災教育科目」を設置している。また、教授方法の工夫・開発の一環として、アクティブ・ラーニング等を主体とする授業を実施している。FD 委員会を設け、定期的に教授方法について研究する機会を設けている。

〈優れた点〉

○大学の個性・特色として、全学部の新入生全員を対象とする「防災総合基礎教育」と総合教育科目に防災教育関連科目を全学部で開講することにより、災害時に社会で役立つ人材の養成に取組んでいる点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部・学科及び研究科ごとに定めた三つのポリシーに基づきアセスメント・ポリシーを策定し、大学、学部・研究科、授業科目の三段階で学修成果を測定・評価している。学修成果の直接評価として学部では卒業論文・卒業研究、研究科では修士論文・博士論文を用いており、間接評価として授業評価アンケート、在学生調査、卒業時調査を活用している。また、各種資格試験や検定試験の成績・合格率や公務員・教員採用をはじめとする就職状況を確認することで、学修成果の点検に役立てている。

授業評価アンケートの結果について、科目ごとに選択式設問の平均値を求め、全体の平均値との比較を行い、自由記述の内容と併せて各教員へフィードバックしている。各教員はその結果に基づき教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の校務を補佐する副学長を置くことを大学学則に定め、副学長の職務内容や選任方法、任期等を「国士舘大学副学長規程」にのっとり、運用している。

学長のリーダーシップを支えるため、事務組織として学長室に学長課、FD 推進課、IR 課を置き、学長主催の会議運営、情報の提供、政策形成支援等の業務を所掌している。教学マネジメント体制の仕組みとして、教学組織の部長、センター長、事務部長等を招集した「教学政策会議」を定期的に開催するとともに、認識の統一と迅速な意思決定を図るため「学長調整会」を開催している。

大学学則・大学院学則や関連する規則・要綱等に基づき、大学の意思決定に関する学長と学部教授会、研究科委員会、附置研究所員会の権限及び責任を明示している。

事務分掌を明確にし、適切な人数の職員を配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づく学部・研究科に必要な専任教員数や研究指導教員数を満たしている。

教員の採用・昇任は、「国士舘大学教員任用規則」にのっとり行っており、「大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱」「国士舘大学全学部共通教員評価基準」を制定し、全学部に共通した教員の採用・昇任の方針を明示している。

全学的・組織的に FD 活動を行うために「国士舘大学 FD 委員会規程」を定め、FD 委員会を中心に種々の企画立案やその実施に取組んでいる。年度初頭には FD 事業計画を定め、学長に申請している。また、「第 2 次中長期事業計画」にも、大学のアクションプランの一つとして、FD 活動の推進を掲げている。

〈優れた点〉

○コロナ禍において、FD 活動として、オンライン授業実践報告会、ハイブリッド型授業実践報告会等を積極的に開催するとともに、令和 3(2021)年度においては専任教員全員が参加している点は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、事務組織の管理運営や教育支援を含めた大学教職員の資質向上を目的とした研修事業を主として、全学的に取組んでいる。職員研修委員会で取りまとめる「目指すべき教職員像」「人材育成方針」を踏まえ、「職員研修委員会規程」に基づき毎年作成する「職員研修(SD)事業計画」により、階層別・目的別・自己啓発の 3 区分に体系化した研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修を実施している。また、職掌別研修では、職員研修委員会と各部署が連携し、教職員合同参加型の SD の実施を推進している。

職員の人事評価は「専任職員の昇格等の基準」に基づき、職務等級に応じた勤務評価による評価が優良の職員について、専任職員昇格審査委員会等において昇格の審査をしている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究施設として各自に研究室を与え、機器備品等の管理運営をしている。また、事務組織として教務部に学術研究支援課を置き、競争的資金獲得推進や知的財産関連業務について、外部有識者による支援体制として学術研究支援課支援デスクを整えている。

「国士舘大学研究者行動規範」を定めるとともに、「不正防止計画推進委員会」を中心に不正防止に向けた規則と管理・運営体制を構築し、コンプライアンス教育を定期的に実施している。研究倫理については学内規則に基づく委員会により研究倫理の確立と厳正な運用に努めており、研究倫理教育を定期的に実施している。

研究費は、規則に基づき「調査研究費」として専任教員に職位の区別なく一定額を配分し、加えて「学内研究助成」を配分しており、附置研究所等にも概ね必要な予算を配分している。RA(Research Assistant)等研究補助者の雇用体制を規則により整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「国士舘ガバナンス・コード」を定め、社会に宣言するとともに、寄附行為、大学学則、大学院学則をはじめとする関係諸規則は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、設置基準等の法令に基づいて制定しており、規律と誠実性をもって運営を行っている。

「第 1 次中長期事業計画」での成果や外部環境の変化を捉えつつ、「第 2 次中長期事業計画」では教育改革と経営改革を具体的に示し、残された課題の解決を目指している。

理事会を最高意思決定機関として位置付け、理事会の諮問機関として評議員会を設置し、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を構築している。

環境保全への配慮として、エネルギー管理体制を整備している。また、「総合安全会議」を設置し、学内における危機管理に当たっている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を寄附行為に基づき法人の最高意思決定機関として位置付け、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。

理事会は、8 月を除き毎月 1 回開催し、理事の出席状況及び欠席時の意思表示書は適切である。

寄附行為に基づき、理事長を選任するとともに、5 人以内を常任理事としている。常任理事は、理事長を補佐して、法人の業務を分掌している。

毎年度事業計画を編成し、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で審議・決定している。

法人・教学事務組織の各部長級が出席する「定例学内理事懇談会」を毎月 2 回開催し、各種計画の意思決定を行うため、法人及び教学相互の意思疎通、協働を図っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人・大学の運営に係る重要事項は、「定例学内理事懇談会」を開催し、法人側と教学側の意思疎通を図っている。「定例学内理事懇談会」は「定例学内理事懇談会要綱」に基づき、理事長が指名した役職者で構成し、毎月 2 回開催し、法人側・教学側の意見調整の場として重要な役割を果たしている。

法人と教学の役職者で構成する「定例学内理事懇談会」や法人と教学の事務組織の管理職で構成する事務連絡協議会が、相互チェックの役割も果たしている。

監事は寄附行為に基づき、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任している。

決算及び事業の実績の評議員会への報告については改善が必要であるが、評議員は、寄附行為及び同施行規則に基づき、教職員・卒業生及び学識経験者により学内外から選任している。

〈改善を要する点〉

○決算及び事業の実績については、理事会の議決前に評議員会において審議・決定しているが、私立学校法第 46 条及び寄附行為第 46 条に基づき、理事会の議決後、評議員会に報告し、意見を求めるよう改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 次中長期事業計画」に「財務の概要」として今後の財政見通しを示しており、中長期的な計画に基づく財務運営を行っている。

収容定員数により積算した学生生徒等納付金収入による収入総額を上限に支出予算を積算し、予算を編成することで、収支の安定化の維持、継続に努めている。事業活動収支差額は法人全体、大学部門ともに収入超過で、重要な事業活動収支計算書関係比率は良好かつ安定的に推移しており、収支のバランスを保っている。また、主要な貸借対照表関係比率も安定して改善を続け、健全な財政基盤を確立している。

外部資金の導入に積極的に取組んでおり、学術研究支援課支援デスクによる組織的な支援は科学研究費助成事業等獲得に成果を挙げ、補助金についても文部科学省の私立大学等改革総合支援事業に連続して選定されている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「予算規程」「経理規程」等の学内諸規則にのっとり適正に実施している。予算編成に当たっては、「予算編成方針」「予算編成手続」を学内に示し、優先的に予算の付与を希望する事業には、申請元によるプレゼンテーションと常任理事によるヒアリングを経て計上するなど、適切に実施している。また、収入及び支出の変更に対応し、補正予算を編成している。

予算については、計画的かつ効率的な執行に努めている。やむを得ない予算の流用に際しては「予算流用申請書」の提出を義務付けるなど、透明性を確保している。

外部監査法人が 3 か月ごとに監事に監査内容報告会を実施し、監査上の連携体制を整備しており、厳正な監査により監査報告書を作成している。内部監査規程に基づく監査計画を立案して内部監査を実施しており、三様監査の体制が機能している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

理事長を委員長とする自己点検・評価委員会が中心となって 3 年ごとに自己点検・評価を実施している。また、大学は内部質保証の方針を策定し、「内部質保証の目的」「内部質保証の体制」等を学内外に明示している。

学長が指名する副学長を委員長とする内部質保証推進委員会が自己点検・評価の結果をもとに具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を全学教学委員会へ提言することで PDCA サイクルを適切に機能させている。また、学長を委員長とする全学教学委員会は、提言された改善・向上方策を審議・決定し、改善策を実行する役割を果たしている。

以上のように三つの委員会が機能し、相互に連携することで恒常的に内部質保証の取組みを進めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学学則及び大学院学則に、管理運営及び教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行うことを定めている。また、自己点検・評価委員会が 3 年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて、理事会に報告し、学内外に公表している。自己点検・評価を実施した翌年度には「外部評価委員会」を開催して客観性・公平性を担保している。

大学は、現状把握をするための調査・データ収集と分析を行うために学長室 IR 課を設置している。

〈優れた点〉

○自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保するために学外有識者等による「外部評価委員会」を設置し、外部評価員の意見を反映した改善・改革に取組んでいることは評価できる。

○学内の基礎データを掲載した「KOKUSHIKAN UNIVERSITY IR Data Book」を発行

し、学内外に積極的な情報公開を行っていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の内部質保証のための PDCA サイクルを回すため、自己点検・評価委員会、全学教学委員会、内部質保証推進委員会の三つの委員会が相互に連携することで三つのポリシーを起点とした内部質保証体制を整備し、運用している。また、自己点検・評価委員会及び全学教学委員会には、学部長・研究科長が参加することにより学部・研究科における教育活動の検証及び改善・向上が可能な仕組みを構築している。

内部質保証を機能させるために、自己点検・評価、機関別認証評価及び外部評価の結果を活用している。

〈参考意見〉

○評議員会の運営について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献

Ａ－1. 社会連携・社会貢献活動の実施

A-1-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針の明示と体制の整備

A-1-② 社会連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

【概評】

建学の精神は「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成」であり、これを具現化するべく社会に貢献する人材の養成に努めている。「第 2 次中長期事業計画」においては、大学のアクションプランとして「地域・社会貢献」を掲げている。

社会連携・社会貢献に関しては、学部・研究科・附置研究所等及び事務組織並びに教職員、学生がそれぞれで実施している。また、全学的に取組む体制として「地域連携・社会貢献推進センター」を整備している。

高等教育機関としての社会的責務を果たし、地域の期待に応えるべく、学部・研究科、「防災・救急救助総合研究所」「ウエルネス・リサーチセンター」などの附置研究所による

教育研究成果の社会への還元など、さまざまな活動を積極的に行っている。特に、災害発生時に防災拠点大学として地域と連携して災害対応を行うために、地域との協定を締結し、防災訓練等の取組みを行っている。

東京マラソンでのモバイル AED 隊を駆使したマラソン救護をはじめ、数多くのマラソン大会で救護体制確立に寄与している。

SDGs を踏まえ、ENGSO Youth（欧州非政府スポーツ機構・青少年部門）と「スポーツと SDGs 3 大陸プロジェクトに関する内部パートナーシップ契約」を締結し、大学パートナーとして参画し、スポーツにおける国際連携・貢献を実施している。

令和 3(2021)年度に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京 2020 大会）では、「2020 東京オリンピック・パラリンピック支援協議会」及び「東京オリンピック・パラリンピック支援課」を設置し、協力体制を構築しボランティアを派遣している。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1．グローバル化の推進と国際交流

B-1-①　大学のグローバル化を推進するための全学的な方針の策定
B-1-②　大学のグローバル化の推進に向けた体制や環境の整備
B-1-③　学生の留学支援に対する取組み
B-1-④　海外の大学や機関との交流等
B-1-⑤　地域や社会のグローバル化へ貢献する取組み

【概評】

教育・研究のグローバル化に対応するため、法人及び大学の国際交流に関わる基本方針を策定し、その実施に関する総合調整を行う「国際交流政策会議」を設置している。

教育研究における国際交流や外国人留学生受入れ及び支援を行うに当たり学生等の海外留学支援を推進するために国際交流センターを設置し、「国際交流委員会」が恒常的な業務について審議している。外国人留学生の受入れは、21 世紀アジア学部を中心にそれぞれの学部・研究科で行っており、大学全体として約 600 人の外国人留学生を受入れている。また、生活面のサポートや地域貢献・地域交流の機会を提供している。

海外へ積極的に目を向ける学生に応えるため、海外協定校・研修校を活用した柔軟な留学制度を設けている。留学制度には、交換留学・認定留学・短期留学（海外研修）の 3 種類の制度のほか、休学による留学がある。現在、世界 23 か国 1 地域 51 大学 3 研究機関と学術交流協定を結んでいる。大学間協定は 44 校、部局間協定は 7 校、交換留学協定は 33 校と締結しており、学生・教員の相互交流・研究を行っている。また、海外実習や海外インターンシップ・ボランティア研修を実施するなど、グローバル化に対応した教育を行っている。

コロナ禍により多くが中止や延期を強いられる中においても、オンラインを活用した交流や、コロナ終息後を見据えた活動に関する情報共有などを継続している。大学から海外協定校に向けてコンテンツを発信する計画が進行しており、コロナ終息後においても多様な学びの機会を学生へ提供できるようなプログラム提供に向けた準備を進めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 防災教育

学生に対する防災教育

（1）毎年 4 月、全新入生（約 3,100 人）を対象に「防災総合基礎教育」を実施し、災害に対処するための知識の習得、応急手当の方法、搬送方法、初期消火、BLS（一次救命処置)、感染防止、本学が配布する災害対応マニュアルの解説等をオンラインと対面教育で指導している。

（2）「防災リーダー養成論」の授業では様々な災害に関わる専門家による授業を開講しており、令和 2(2020)年度は 956 名、令和 3(2021)年度は 929 名、令和 4(2022)年度は 790 名が履修した（令和 2(2020)年度・令和 3(2021)年度はオンライン、令和 4(2022)年度は対面で実施)。

（3）「防災リーダー養成論実習」では日本赤十字社、警察、消防、地域住民と連携して防災訓練を実施するほか、搬送・トリアージ訓練、防災資器材の使用訓練などを行っている。令和 2(2020)年度以降はオンラインを併用しながら実施している。

（4）平成 29(2017)年度から「防災リーダー養成論」と「防災リーダー養成論実習」の単位取得学生で希望する者には、防災士直前対策講座を開講し、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する「防災士」の受験機会を提供している。

教職員に対する防災教育

災害に強い防災拠点大学として、防災体制の構築と強化を推進するため、教職員を対象にBLS（一次救命処置）講習会を実施している。

小・中・高等学校に対する防災教育と活動支援

（1）都立永山高校、千歳丘高校、町田高校が実施する宿泊を伴う防災訓練に協力するほか世田谷区、多摩市、稲城市等の小・中学校での防災訓練にも協力している。主な内容は災害や防災に関わる講義、初期消火、応急手当、搬送法、BLS 等の指導である。

（2）多摩市教育委員会からの要望で小・中学校が実施する宿泊を伴う修学旅行、スキー教室等にも研究所の救急救命士が付添支援をしている。

地域住民に対する防災教育と活動支援

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県等の自治会を中心とした地域住民に対する救急・防災教育にも協力しており、実際に避難所生活を経験してみる避難所運営訓練も行っている。

防災士について

平成 29(2017)年度から、「防災リーダー養成論」及び「防災リーダー養成論実習」の単位を取得、直前対策講座を受講した学生に対し、日本防災士機構が発行する防災士の受験資格が得られるようになった。令和 3(2021)年度は 295 名が合格している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 33(1958)年度
所在地　　東京都世田谷区世田谷 4-28-1
　　東京都多摩市永山 7-3-1
　　東京都町田市広袴 1-1-1
　　東京都多摩市南野 2-11-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
政経学部	政治行政学科　経済学科
体育学部	体育学科　武道学科　スポーツ医科学科　こどもスポーツ教育学科
理工学部	理工学科
法学部	法律学科　現代ビジネス法学科
文学部	教育学科　史学地理学科　文学科
21 世紀アジア学部	21 世紀アジア学科
経営学部	経営学科
政治学研究科	政治学専攻
経済学研究科	経済学専攻
経営学研究科	経営学専攻
スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻
救急システム研究科	救急救命システム専攻
工学研究科	機械工学専攻　電気工学専攻　建設工学専攻　応用システム工学専攻
法学研究科	法学専攻
総合知的財産法学研究科	総合知的財産法学専攻
人文科学研究科	人文科学専攻　教育学専攻
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻　グローバルアジア研究専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 28 日	実地調査の実施　　11 月 29 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 30 日	11 月 30 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

17 作新学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「作新民」をもとに、大学・大学院の目的及び学部・学科、研究科の教育目的を具体的かつ明確に定め、「作新学院大学学則」「作新学院大学大学院学則」において簡潔に文章化している。

社会の情勢などに対応するため、建学の精神の現代的解釈を行い、教育の実践を支える「自学・自習」「自主・自律」の理念について、大学運営全般に対する重要事項を審議する「運営会議」において検討を行っている。

大学の個性・特色を「作新キャリア教育宣言」として明示し、その具体的な内容として、各学部・学科の教育活動における免許・資格取得の支援、各研究科における専門性を挙げている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を適切な体制のもとに実施し、大学全体として概ね適正な学生数を確保している。

学生への学修支援について、「大学教育センター」「学生部委員会」及び関連事務部局で協働する体制を整え運営している。「資格取得支援室」「教職実践センター」において、資格取得や教員採用試験の支援を手厚く実施している。

学生サービス、厚生補導のための組織として、「キャンパスライフ支援室」を設置し、学生課等で業務を遂行する体制を整備している。

教育目的の達成のための校地、校舎、設備等を整備し、有効に活用している。

授業評価アンケート、学生生活アンケート等の各種調査及び「学長と学生のランチョンミーティング」を実施し、学生の意見や要望をくみ上げ、学生生活の改善に反映している。

〈優れた点〉

○「資格取得支援室」において、就職活動時に有用な「公務員試験対策講座」「簿記検定試験対策講座」「IT パスポート試験対策講座」を無料で開講し、土日祝日を含む授業時間外でも個別指導等を積極的に行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、学科及び研究科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、単位認定、卒業認定及び修了認定においては、学則に定めたそれぞれの基準を厳正に適用している。た

だし、シラバスの記載については一部課題がある。

カリキュラム･ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し実施している。教養教育については、「大学教育センター」が中心となり、その運用や新規領域の開発を行っている。

教授方法の工夫･開発と効果的な実施のため、学修支援システムを導入し、アクティブ・ラーニングを推進している。学科ごとに学修内容や進路の特色を生かした教授方法の工夫を行っている。アセスメント・ポリシーに基づき、各種アンケートを実施して、単位取得状況、資格取得状況、就職･進学状況などを把握することにより学修成果を点検・評価し、その結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けてフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長が教学マネジメント全般においてリーダーシップを発揮するため、学長特別補佐 2 人を置き、学長直属の部署として「EM・IR 室」「企画広報室」を設け、学長の業務を補佐している。学長裁定の周知と学長裁定に定める事項に関して改善が求められるが、学則において教学マネジメント体制を規定し、それに基づいた大学運営を行っている。

設置基準に基づく適正な専任教員数及び専任教授数を満たし、適切に配置している。今後、教員組織編成方針を定め計画的な採用人事を行うことが望ましい。FD(Faculty Development)は、毎年度、目的、目標及び実施計画を定めて実施している。

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領」をはじめ、研究倫理に関する基本方針、行動規範、規則などを整備し、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、学則、公益通報者保護規則をはじめとする規則を整備し、自主的な行動規範としてガバナンス・コードを策定し、組織倫理に基づいた経営を行っている。会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人船田教育会経理規程」などにのっとり、適切に実施している。キャンパスの安全や環境への配慮及びハラスメント防止の対策など、環境、人権、安全への配慮に継続的に取組んでいる。一方で、理事会、評議員会の運営方法に法令や学内諸規則と異なる手続きがあることや、理事長、学長への業務委任が曖昧であることなど改善に向けた速やかな対応が求められる。

平成 28(2016)年度、令和 3(2021)年度からの 5 か年の財務計画に基づく財務運営を行っており、財務状況は改善している。また、公認会計士及び監事による会計監査の体制を整備し、適正に会計監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部　内部質保証の基本方針」を定め、「合同自己点検・評価委員会」を中心とした自己点検・評価及び内部質保証のための組織体制を明確化している。全学的な内部質保証は、学長の責任のもと、毎年度自己点検・評価を実施して自己点検評価書を作成し、ウェブサイト上で社会へ公表している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とする中長期計画に基づき、学長方針を事業計画に反映し、事業の効率化・適正化を図っている。内部質保証のために大学、各学部、教員個人のレベルにおいて

PDCA サイクルが循環する仕組みを構築している。学長のガバナンス、理事会・評議員会の運営方法については課題があり、改善に向けて今後の取組みに期待したい。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的、教育目的に沿った学部・学科、研究科を設置し、学生の教育支援、生活支援を適切に実施して、地域に貢献する職業人の育成を行っている。経営改善計画に基づく取組みが成果を上げている。

理事会の運営方法など一部において内部質保証の改善が求められるが、継続的に自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果を大学運営の改善・向上に生かしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 宇都宮市創造都市研究センター　アントレプレナー研究会の社会貢献活動
2. 作新学院大学ローターアクトクラブの社会貢献活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「作新民」をもとに、大学・大学院の目的及び学部・学科、研究科の教育目的を具体的かつ明確に定め、「作新学院大学学則」「作新学院大学大学院学則」において簡潔に文章化している。

大学の個性・特色を「作新キャリア教育宣言」として明示し、その具体的な内容として、各学部・学科の教育活動における免許・資格取得の支援、各研究科における専門性を挙げている。

社会の情勢などに対応するため、建学の精神の現代的解釈を行い、教育の実践を支える「自学・自習」「自主・自律」の理念について、大学運営全般に対する重要事項を審議する

「運営会議」において検討を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定に当たっては、教授会や「運営会議」、理事会に諮り、役員、教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的は、ウェブサイトなどで学内外に周知し、学内においては、学生便覧、履修要項、オリエンテーション、新任教職員研修等の機会に周知している。

令和 3(2021)年度開始の「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部　中長期計画」において、中長期計画が建学の精神、教育理念、教育目的に基づくことを述べ、その関係を明示している。三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映した内容となっている。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、経営学部と人間文化学部の 2 学部、大学院経営学研究科・心理学研究科の 2 研究科を置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて学科及び研究科ごとに策定し、学生募集要項のほか、ウェブサイトやパンフレット等にて公表し周知を図っている。

各学部において、アドミッション・ポリシーにかなう受験生が多様な能力を生かして受験できるよう、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜など幅広い入学選抜方法を用意し、入学者選抜に関する重要事項は「入試部委員会」で審議・決定している。また、学生募集の評価・検証として、アドミッション・オフィサーが「入試総括」を作成し、「運営会議」、各学部教授会等をはじめ「常勤理事会」においても報告し、情報共有している。

一部の学科の収容定員充足率に課題は残るものの、各学科の入学定員充足率を概ね適切に維持している。

〈参考意見〉

○人間文化学部発達教育学科について、定員の更なる充足が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部の学修支援体制を基礎として「大学教育センター」「学生部委員会」及び関連事務部局で協働し、学修上の支援を行う体制を整え運営している。オフィスアワー制度を全学的に実施している。

障がいのある学生については、「キャンパスライフ支援室」を中心に、必要に応じた支援を実施している。

また、TA・SA(Student Assistant)の活用による資格取得に向けた学修支援や、授業時間外での個別指導等を積極的に行っている。

中途退学、休学及び留年者に対して、教員による個別面談を中心に対応し、要因分析・予防策の検討を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「キャリア・就職支援課」「キャリア・就職支援委員会」を設置し、就職・進路に関する相談・助言体制を整備して適切に運営している。

また、「資格取得支援室」「教職実践センター」においては、資格取得や教員採用試験の支援を手厚く実施するとともに、就職支援も行っている。

教育課程内では、1 年次から「キャリアデザイン」や「インターンシップ」などの科目を開講し、教育課程外では、学生への個別指導・助言、各種セミナーの企画・実施、ガイダンスの開催、採用情報の提供等を行っている。

〈優れた点〉

○「資格取得支援室」において、就職活動時に有用な「公務員試験対策講座」「簿記検定試験対策講座」「IT パスポート試験対策講座」を無料で開講し、土日祝日を含む授業時間外でも個別指導等を積極的に行っていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスは、「学生部委員会」及び学生課が中心となり、授業料減免・奨学金等の経済的な支援、課外活動への支援、心身の健康への支援、障がいのある学生への支援、留学生への支援などを行っている。

大学独自の奨学金制度として、「船田特別奨学金」「学業特待奨学金」をはじめ、各種奨学金制度を設け、学生に対する経済的支援を行っている。

学生の課外活動に対しては、指導者・部員の確保、施設等の整備、運営費等の経済的支援を行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談については、「キャンパスライフ支援室運営委員会」のもとで、保健室、学生相談室を設置し、相談担当として有資格者を配置して実施している。また、留学生については、学生課に専用の窓口を設置し、特化した支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上必要な校地、校舎面積を満たすとともに教育環境を整備し、かつ有効に活用している。また、教育目的に合わせた演習・実習施設を整備し、有効活用している。

適切な規模の図書館を有し、十分な学術情報資料を確保している。図書館の利用促進を

図るため、広報誌の発行、学生が参加する選書ツアー、ラーニング・コモンズイベント等の企画を実施している。インターネットを利用した学修環境の充実及び連絡事項の確認が可能になるように、ICT（情報通信技術）環境の整備に努めている。

歩道や通路の段差の解消、インターフォンの設置、車椅子で進行可能なスロープや多目的トイレを整備するなどバリアフリー化に努めている。

クラスサイズのガイドラインを作成し、講義科目を含めた 1 クラス当たりの履修者数を 50 人未満にするなど配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート調査結果を「FD・SD 委員会」で管理し、各教員に対して調査結果を通知することで授業改善に役立てている。また、調査結果をもとに「ベストティーチャー賞」に該当する教員を選出し表彰している。

学生生活に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、「学生生活アンケート調査」「困りごと調査」「学長と学生のランチョンミーティング」などのシステムを整備し、学生生活の改善に反映している。

学生生活アンケート調査の中から、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げ、運営会議及び各学部教授会で報告・情報共有を行い、学修環境の整備・改善に努力している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学科及び研究科ごとにディプロマ･ポリシーを策定し、履修要項、ウェブサイト、オリエンテーション等で周知している。

ディプロマ･ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準並びに修了認定基準を、大学学則には学科ごとに、大学院学則には研究科ごとに定め、履修要項等を通して周知している。シラバス上での表記については一部課題がある。

単位認定、卒業認定及び修了認定においては、学則に定めたそれぞれの基準を厳正に適用している。

〈参考意見〉

○シラバスに、授業計画及び成績評価基準が示されていない科目、記述内容や形式の統一が図られていない部分があるため、新たにチェック体制を整え、早急に修正することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学科、研究科ごとにカリキュラム･ポリシーを定め、履修要項やウェブサイト等を通して周知している。カリキュラム･ポリシーとディプロマ･ポリシーとの一貫性は、「ナンバリングと学修成果マトリックス」を示すことによって確保している。カリキュラムマップの作成及びナンバリングの導入によって、体系的な教育課程を編成し実施している。シラバスは、ガイドラインに沿った作成に努めている。履修登録単位数の上限を設定するなどして、単位制度の実質化を図っている。

教養教育は、「大学教育センター」が中心に担っている。教授方法の工夫・開発と効果的な実施のため、学修支援システムを導入し、アクティブ・ラーニングを推進している。教授方法の改善は、「FD・SD 委員会」及び「大学教育センター教育開発セクション」が担っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検･評価を、アセスメント･ポリシーに基づき、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学科、研究科別）、授業科目レベル（科目別）で実施している。各種アンケートの実施や単位取得状況、資格取得状況、就職･進学状況などを把握することにより学修成果を点検・評価し、「EM・IR 室」がその結果の概要をまとめ、「合同自己点検・評価委員会」に報告している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価のフィードバックは「FD・SD 委員会」が中心となって行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は大学の最高審議機関である「運営会議」の議長や「合同自己点検・評価委員会」の委員長などを務めており、教学マネジメント全般においてリーダーシップを発揮できる体制を整えている。学長のリーダーシップを支え職務を助けるために学長特別補佐 2 人を任命し、学長直属の部署として、「EM・IR 室」及び「企画広報室」を設け、学長の業務を補佐している。

学長裁定の周知と学長裁定に定める事項に関しては改善を要する点があるが、学則において、教員組織（学部・学科等）と会議体（運営会議・教授会）による教学マネジメント体制を規定し、それに基づいた大学運営を行っている。

教学マネジメントに必要な事務組織を置き、事務組織規程にそれぞれの役割を明記している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法 93 条第 2 項第 3 号に基づく「教育研究に関する重要事項」について、学長

裁定を作成し対応をしているが、「教授会」に周知しておらず、「教育研究に関する重要事項」と「教育研究に関する事項」を教授会規程上は区別しているが、別の規程や実態としては整理ができていないため改正の趣旨に基づき、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定められた必要教員数を充足し、それぞれの学部・学科及び研究科・専攻の教育目的及び教育課程に即した専任教員を確保し、適切に配置している。教員組織編制方針は策定していないが、教員の採用及び昇任については、「作新学院大学教員の選考基準を定める規程」に基づき、「作新学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」及び「作新学院大学教員の昇任手続きに関する申し合せ」に従って実施している。

FD は、「FD・SD 委員会」において、毎年度、目的、目標及び実施計画を定めて実施し、その内容を活動報告書にまとめている。

〈参考意見〉

○教員組織編制方針を策定の上、それに基づいた計画的な人事を行うことが望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修は、設置基準及び「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部 FD・SD 委員会規程」に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を修得し、その能力や資質を向上するために計画的に実施している。研修には、学内で企画する SD 研修会の他、学外で開催する日本私立大学協会や私学経営研究会が主催するセミナー、宇都宮市創造都市研究センターなどのプラットホームが主催する研修があり、参加者はその成果を関係部署の業務に反映している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
教授、准教授、講師、助教に個室の研究室を付与し、必要な備品、インターネット環境などを整備し、大学院生にはインターネット環境のある院生研究室を整備している。
「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員倫理綱領」をはじめ、研究活動における不正行為や研究費の不正使用の防止に関する基本方針､行動規範､規則などを整備し、厳正に運用している。
研究活動への資源配分は、全教員に対する「教育研究費」と学内公募型の「教育研究開発改善経費」により行い、「作新学院大学･作新学院大学女子短期大学部教育研究費規程」に定め、運用している。
科学研究費助成事業の採択、外部資金導入に結びつく研究支援として、セミナーの実施や情報提供などを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
経営の規律と誠実性を維持し、寄附行為に定める目的を実現するため、学則、大学院学則、公益通報者保護規則をはじめとする規則を整備し、自主的な行動規範として「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部ガバナンス・コード」を策定し、公表している。
理事会や評議員会において、経営計画や実績などを踏まえて審議・諮問を行い、必要な改正・改善に努めている。ただし、評議員会における決算等の取扱いについては、私立学校法の規定に照らして改善が必要な事項があるため、速やかな対応が必要である。
環境への配慮として､「カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」や

宇都宮市が推進する「脱炭素先行地域計画」に参画している。人権への配慮として、「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、キャンパス・ハラスメント相談員を配置している。安全への配慮として、危機管理規則、防災規則などを整備している。

〈改善を要する点〉

○「決算及び事業の実績」について、私立学校法第 46 条に「理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」と規定されており、「決算及び事業の実績」については、あらかじめ理事会において議決を経る必要があるが、寄附行為第 40 条第 2 項には「理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を聴き、理事会の承認を得なければならない。」と定めており、私立学校法にのっとっていないので改善が必要である。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

定例理事会は 5 月、10 月、3 月に開催し、必要に応じて、臨時の理事会を開催している。また、法人に「常勤理事会」を設け、理事会の包括的授権を受けた法人の業務に関する重要事項等について審議、決定している。

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部ガバナンス・コード」に、理事会の役割や運営、理事の責務や学内理事・学外理事の役割を明記し、公表している。

なお、理事会及び評議員会における理事長、理事、評議員の選任手続きや規程の改廃手続きについて、改善すべき課題があるので、それらへの対応を通して学校法人の管理運営機能の一層の充実を図ることを期待したい。

〈改善を要する点〉

○寄附行為に基づく理事長、理事、評議員の選任手続きについて、次期評議員を理事会において選任し、その後、評議員のうちから次期理事を選任するため選任段階・状況に応じ資料が異なるが、評議員・理事・理事長候補者全てを記載した同一の名簿（新旧対照表）を事前に配付し審議していることは、資料及び運営方法として適切ではないため、改善を要する。

○「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究活動における不正行為の防止等に関する規程」などにおいて改廃を「学長が決定する」と規定している規則の改正について、評議員会や理事会で審議し決定していることは適切ではないため、改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
理事長は毎年１月に「理事長方針」を作成し、その方針を踏まえ学長も毎年１月に「学長方針」を作成し、それぞれ全教職員に発表し、翌年度に対応すべき課題や方針を示している。「学長方針」には重点項目を定め、各部の部長や室長、委員長や事務局等は翌年度の事業計画等を立案し、PDCA サイクルの循環を促している。大学運営に関する重要事項については、理事会・評議員会に上程する前に、「運営会議」において事案を詳細に協議することにより、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している。
常勤監事１人を含む３人の監事を置き、理事会、評議員会に出席して意見を述べるほか、理事の職務の執行を含む学校法人の業務及び学校法人の財産の状況を適切に監査している。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
中長期的な財務計画を作成し、計画に基づく財務運営を行っている。
平成 28(2016)年度から 5 か年の経営改善計画を作成し、計画に基づく財務運営を行っている。計画 2 年目には基本金組入前当年度収支差額がプラスに転じ、計画の最終年度である令和 2(2020)年度には、基本金組入前当年度収支差額は、プラスとなった。また、令和 3(2021)年度から新たな財務計画（令和 3(2021)年度～7(2025)年度）を策定し、令和 3(2021)年度においても、基本金組入前当年度収支差額は、プラスとなり、5 期連続の黒字となった。
寄付金、補助金など外部資金の導入の努力を行っている。借入金については、約定どおり順調に返済が進んでおり、これに伴って元金返済額及び支払利息も着実に減少している。安定した財務基盤の確立のために、引続き金融資産の積上げを図っている。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理を、予算、執行、決算及び日常業務について学校法人会計基準、「学校法人船田教育会経理規程」などにのっとり適切に行っている。また、やむを得ない予算転用や予備費使用については都度稟議（りんぎ）し理事長が決裁し、予備費で対応できないものは補正予算を組んでいる。

公認会計士及び監事による会計監査の体制を整備し、適正に会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部　内部質保証の基本方針」を定め、「合同自己点検・評価委員会」を中心とした「EM・IR 室」「教育企画会議」「教育協議会」等の内部質保証のための組織を整備している。「合同自己点検・評価委員会」には、「企画・調整」「評価書・エビデンス作成」「内部質保証 PDCA 推進」のワーキング・グループを設置している。

「EM・IR 室」は、IR(Institutional Research)情報の収集・分析を行い、「合同自己点検・評価委員会」に提供している。

全学的な内部質保証は、学長の責任のもと、大学の役職者をはじめ、全ての構成員が連携・協力して推進する組織を整備し、責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の状況を「運営会議」、学長・事務局長も参加する課長会等で情報共有し

ている。自己点検・評価の結果は、自己点検評価書にまとめ、ウェブサイトで社会へ公表している。

「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部　内部質保証の基本方針」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施している。アセスメント・ポリシーに基づいて実施・収集した各種の調査結果は「FD・SD 委員会」や各部署において集計・分析し、加えて「EM・IR 室」において再整理した上で、「合同自己点検・評価委員会」に提出し、PDCA サイクルの循環を促している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする中長期計画に基づき、毎年 1 月に発表する「学長方針」を学部、研究科、事務局の事業計画に反映し、事業の効率化・適正化を図り、結果を「事業報告書」に記載し、理事会に報告している。「教育協議会」に学外委員として外部評価者が参加し意見を述べ、教育の改善・向上に反映している。内部質保証のために大学、各学部、教員個人のレベルにおいて PDCA サイクルが循環する仕組みを構築し、概ね機能しているが、学長のガバナンス、理事会・評議委員会の運営方法について改善を要する事項があり、早急な対応が求められる。

平成 27(2015)年度、日本高等教育評価機構による認証評価で指摘された事項について、中長期計画に対応を盛込み、改善のための努力を継続している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づく学長裁定と教授会での審議事項との不整合及び理事会・評議員会の運営などガバナンス面での不備があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

Ａ－1. 地域社会と協働と地域社会への貢献

A-1-① 社会貢献のための組織の整備

A-1-② 連携事業の継続性の確保

A-1-③ 特色ある事業展開

【概評】

地域に根差した大学を目指すために、「地域協働広報センター」を設置している。センターには、「減災・リスクマネージメント事業部会」「地域経済・スポーツ関連事業 WG」「自治体との連携事業 WG」などを置き、さまざまな社会貢献活動を組織的に行っている。

地域連携事業の継続性を確保するために、12 の企業･団体、12 の教育機関、6 の行政･自治組織と連携協定を結んでおり、特に行政機関とは定期的な連携会議を実施し、情報共有、意見交換、連携事業の相談等に注力している。

特色ある地域貢献事業として、防災士養成研修講座の開催、宇都宮市との包括連携協定を推進する広報誌「みや・さく」の発行を行っている。防災士養成研修講座は、栃木県内の大学で初めて日本防災士機構から防災士養成事業参加法人の認証を受け、平成 29(2017)年度から始まった事業であり、地域の減災力向上に寄与している。広報誌「みや・さく」は平成 28(2016)年に創刊し、宇都宮市内の高等教育機関で宇都宮市長が公式かつ年 2 回、前期･後期のオリエンテーション時期に、学生への期待と応援メッセージを送る仕組みとなっている。

今後も地域に根差した大学として、地域のニーズに合わせた社会貢献活動の更なる展開を期待する。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 宇都宮市創造都市研究センター　アントレプレナー研究会の社会貢献活動

同センターは、宇都宮市内の私立 4 大学（宇都宮共和大学、作新学院大学、帝京大学宇都宮キャンパス、文星芸術大学）および自治体・産業界等との連携により地域振興や地域貢献活動を推進するためのプラットホームである。「創造都市宇都宮市圏の形成」と「地域を更に振興できる創造的で高度な人材の育成」を図り、地域貢献を行うこと、などをセンターの目的として掲げ、地域社会における貢献活動を行っている。

アントレプレナー研究会は、このセンターに所属する学生研究員によって構成されるグループである。令和 3（2021）年度の同研究会では、宇都宮市内中心部を流れる田川を中心とした市街地活性化に関する研究活動を展開した。その一環として地域の人々との連携に基づく社会貢献活動に取組んだ。主な活動には、以下のものがある。

- ●田川沿い（宮の橋から押切橋付近）の遊歩道に堆積した川砂を撤去した。これは川沿いエリアの景観回復とまちづくりを目的とした、市民を含む広い協働に基づく活動であった。〔令和 3（2021）年 7 月 18 日（日)〕
- ●田川にかかる御幸橋の橋脚をスクリーンにして、宇都宮空襲を題材としたメンバー校学生の自主制作映画と立松和平原作のアニメーション「黄ぶな物語」を、市民を対象とした上映会として開催した。〔令和 3（2021）年 10 月 2 日（土)〕

いずれの活動も、県紙「下野新聞」で大きく取り上げられた。なお、作新学院大学アントレプレナー研究会の活動もある。実績として、「第 9 回とちぎアントレプレナーコンテスト」最優秀賞受賞、「特許アイディアマッチング 2020」最優秀知事賞受賞などがあり、今後も学生の成長につながる地域貢献活動を大学間連携により展開していく。

2. 作新学院大学ローターアクトクラブの社会貢献活動

同クラブは、国際ロータリーの承認を得たクラブで、宇都宮市内のローターアクトクラブとも連携して、学生を中心とした地域貢献活動を展開している団体である。

令和 3（2021）年度の同クラブの主な活動には、以下のものがある。

●宇都宮市中心部のバンバ広場で行われた「提唱アクト 3 クラブ・バンバ広場共同清掃活動」に参加した。同活動には、宇都宮東ローターアクトクラブや市内の宇都宮商業高校のマーキュリーインターアクトも参加しており、3 クラブの交流も行われた。〔令和 3（2021）年 11 月 7 日（日)〕

同クラブでは、令和 3（2021）年 12 月 15 日（水）に「ガバナー公式訪問例会」を開催している。例会では、これまでの活動報告を行い、今後の活動について、県内ロータリー関係者との意見交換を行った。

地域の社会貢献活動を通して、幅広い年齢の方々との交流や、クラブの運営の仕組みを学ぶなど、学生生活の充実はもとより、将来役立つ社会人としてのスキルを向上させていけるよう、本学では物心両面での支援を今後も続けていく。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成元(1989)年度
所在地　　栃木県宇都宮市竹下町 908

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科　スポーツマネジメント学科
人間文化学部	人間文化学科※　発達教育学科 心理コミュニケーション学科
経営学研究科	経営学専攻
心理学研究科	臨床心理学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 6 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

18 四国学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的については、「四国学院&ユニバーシティ・モットー」及び建学憲章の二つの柱で構成し、キリスト教を基盤とするリベラル・アーツ教育を個性・特色としている。平成 21(2009)年の創立 60 周年を機に建学憲章を改正、翌年メジャー制度を導入、地域社会の更なる多様化に応えるべくメジャーとマイナーの拡充発展に取組んでいる。

大学の使命・目的は学則に明記した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映するとともに、「知のグローカル・コミュニティ　5.0＜四国学院大学教育目標 SEGs 2020～2029＞」（以下「中長期計画」という。）に反映している。

「基準２．学生」について

全ての入学者をアドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法により選抜している。学部の入学定員の見直しや入試広報戦略の充実を図ることなどにより、収容定員の充足率向上のため努力している。

教職協働による学修支援体制を整備し、履修指導を含めた支援に取組んでいる。加えて、学生同士のピア・サポートによる学修支援を行っている。メディアルームをはじめ、体育施設、その他学修に必要な施設などを十分に整備し、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性にも配慮している。

学生からの相談窓口として「学生コモンズ支援課」が、学生支援、修学支援、就職支援などに関する学生の意見・要望に一括して対応し、改善に取組んでいる。

〈優れた点〉

○研修を受けた上級年次生が初年次生の学修と学生生活全般を補助する「ピア・リーダー制度」を導入し、ピア・サポートによる学修支援に取組んでいる点は高く評価できる。

○障がいのある学生に対する講義保障として「ノートテイク・サービス制度」「アテンダント・サービス制度」「手話通訳者の派遣」など、幅広い学修支援を実施しており、多くの障がいのある学生が利用している点は高く評価できる。

○返還の必要のない大学独自の給付型の奨学金制度が充実しており、多くの学生が制度を利用している点は高く評価できる。

○コンサート、演劇、映画、講演会、シンポジウムなどが開催できる「ノトススタジオ」は、授業だけではなく、地域イベントや舞台公演の開催など、地域文化の交流拠点とし

て、学外の人にも広く利用されており、高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

リベラル・アーツを重視する姿勢から、全学部共通ディプロマ・ポリシーを設定し、それを具現化するポリシーを学部ごとに策定する形をとっている。「Shikoku Gakuin University Studies」（以下「SUS 科目」という。）、各学科、キャリア拡充コースのカリキュラム・ポリシーが学則に定められている。学修成果の点検・評価については、授業評価アンケート等に基づいて実施している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、新カリキュラムでは、科目ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた「科目ポジション」、学修目標を設定し、シラバスに記載することで学修達成目標を明示している。授業終了時に教員と学生で学修目標に対する相互評価を行い、その結果に基づき、教育内容、指導方法等、授業全体の改善を行うこととしている。

「基準４．教員・職員」について

大学の重要事項を審議する組織として、学長が任命する主要な教学関係役職者により構成する「部長会」を設置し、学長自らが議長となることでリーダーシップを発揮している。学長の職務を円滑に執行し補助するために 2 人の副学長を置き、「副学長会」を組織している。一部規則等に不備はあるものの、実態としては法令に即した運営を行っている。

教学マネジメントは、「四国学院組織規程」に基づき、教職協働体制を構築している。目的に応じた各種研修や FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)をはじめとする職員の資質・能力向上への取組みについて、実施計画に基づき取組んでいる。

研究環境の整備と適切な運営・管理について、研究に必要十分なスペースの個人研究室を確保し、快適に研究できる環境を整えている。

〈優れた点〉

〇教育改革を推進する主企画の一つである「マグノリア・カフェ」は、教員と学生が食事を交えて知のコミュニケーションを創造するという独創的な取組みであり、主宰教員に対して特別企画教育研究費を配分し積極的に推進している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人に理事会や学内理事で構成する「学内理事懇談会」を、大学に学長・副学長等で構成する「副学長会」及び「副学長会」に学部長等を加えた「部長会」を管理運営機関として設置している。これらの会議体において経営と教学の戦略目標に対する意識の統一を図るだけでなく、経営と教学の明確な責任分担によって、円滑な意思決定が行われている。

監事・評議員は寄附行為の定めにより適切に選任されている。また、監事は理事会及び評議員会へ出席し、学校法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況についてチェックしている。

中長期計画の中で、経営基盤の安定を目的とした「ファイナンシャル・リソース」に関する目標を設定し、適切な財務運営の確立、安定した収支バランスの確保に努力している。

「基準６．内部質保証」について

大学の目的及び使命、三つのポリシー、点検及び評価について学則に定め、内部質保証の体制を明示している。全学的な課題を中長期計画にまとめ、「副学長会」及び「学内理事懇談会」が責を担って全学的に推進している。校務についての学長の最終的な決定権及び教授会の役割について関連する規則等の改善が必要であるものの、学部を超えた学修の保証に関して全学部一丸となって取組み、PDCA サイクルが機能している。

令和 3(2021)年度カリキュラム改正に伴い、学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価について試行している。今後、これらの IR(Institutional Research)データ情報に基づいた仕組みを整備することにより、学部・学科と大学全体それぞれの PDCA サイクルが有機的に結合した内部質保証を構築することが期待できる。

総じて、創立 60 周年を機に、キリスト教主義大学としての伝統と遺産を再確認し、現代社会における大学の存在価値を明確化して、その具現化に継続的に取組んでいる。大学の使命・目的は「四国学院&ユニバーシティ・モットー」及び建学憲章に示され、開学当初から「地域性」と「国際性」を併せ持つ大学として知られている。今後、学修成果に基づく内部質保証の更なる充実が求められるものの、それらの特色は、全学的メジャー制度によるリベラル・アーツ教育の実践において存分に発揮されていると認められる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 奨学生寮マグノリア学寮

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については、「四国学院&ユニバーシティ・モットー」及び建学憲章の二つの柱で構成し、学則に明記するとともに、大学案内、ホームページ等を使用して、具体的かつ簡潔に文章化している。大学はキリスト教を基盤とするリベラル・アーツ教育を個性・特色として、使命・目的及び教育目的に反映させ、その趣旨について、各種の掲載媒体を通して首尾一貫した表現で明示している。

平成 21(2009)年の創立 60 周年を機に建学憲章を改正、翌年メジャー制度を導入した。令和 3(2021)年度、地域社会の更なる多様化に応えるべく、教育目的の一部を改正しメジャーとマイナーの拡充発展を行うなど、使命・目的を具現化するための教育内容の充実に継続して取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は理事会で承認され、「大学協議会」「部長会」「全学教学連絡会議」を通して役員、教職員に共有されている。これらは、ホームページ、理事長、学長による講話、イベントなどを通じて学内外に周知され、学則に明記された三つのポリシーに反映されている。また、SDGs に倣って具体的なゴールとターゲットを示した中長期計画にも反映している。

学部・学科で構成する教育研究組織と、大学全体の教育目標に合致したメジャー制が掲げるそれぞれのポリシーの整合性については、学長が主催する「部長会」「全学カリキュラム審議会」を中心とする継続した教学運営によって、今後、更に整合性を図っていくこととしている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学理念に基づき、大学では全学部共通、学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを、大学院では研究科専攻ごとのアドミッション・ポリシーを学則に定め、ホームページや募集要項で公表している。また、オープンキャンパスや高等学校の進路担当教員を対象にした大学説明会などを通じて周知している。

全ての入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法により実施されており、選抜の方法及び基準は募集要項に明記されている。入学者選抜の方法や入学者の受入れに関しては「入試本部会」が検証し、必要に応じて見直しを行っている。入試問題は「入試本部会」に組織された「入試問題作成委員会」がアドミッション・ポリシーを踏まえ、独自に作成している。

学部の入学定員の見直し、入試広報戦略の充実など、収容定員充足に向けた努力を行っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による支援体制を整備し、履修指導を含めた学修支援に取組んでいる。専任教員は毎週 2 時間のオフィス・アワーを設定し、学生の学修相談に応じている。障がいのある学生に対する支援体制も十分に整備されており、適切な学修支援が行われている。TA の活用実績は不十分であるが、学生同士のピア・サポートによる学修支援を行っている。

外国語、「初年次セミナー」などの科目に関しては、少人数クラスで授業を実施し、学生の学修の修得状況を担当教員が的確に把握できるように工夫している。

〈優れた点〉

○研修を受けた上級年次生が初年次生の学修と学生生活全般を補助する「ピア・リーダー制度」を導入し、ピア・サポートによる学修支援に取組んでいる点は高く評価できる。

○障がいのある学生に対する講義保障として「ノートテイク・サービス制度」「アテンダント・サービス制度」「手話通訳者の派遣」など、幅広い学修支援を実施しており、多くの障がいのある学生が利用している点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

年間を通じたキャリア形成に関する講座の開講、「学生コモンズ支援課」による進路・就職に関する個別面談の実施、キャリア・カウンセラーの配置など、学生の社会的・職業的自立を促すための体制を整備し、支援を行っている。

3 年次必修科目として「キャリアディベロップメント演習Ⅰ」「キャリアディベロップメント演習Ⅱ」を開講し、文章能力、コミュニケーション能力向上のための取組みを行っている。また、新カリキュラムではインターンシップを含めたキャリア教育の見直しを行い、支援体制の充実を図る予定である。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導に関しては、全学的な支援体制を整備し、学生生活における諸問題に対応している。また、キャンパス・ソーシャルワーカーを配置し、学生生活に関する包括的な支援を行うとともに、教職員、心理カウンセラー、医療スタッフが協働しながら、学生の心身に関する健康相談、心理的支援、生活相談などの業務に当たっている。

学生に対する経済的支援に関しては、日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自の奨学金制度を設けている。

課外活動に関しては、「学生が主体となり行う課外活動等の円滑かつ適正な運営と活性化」を目的の一つに掲げた「四国学院大学ステューデント会議」を通じて、教職員と学生が協働しながら課外活動を運営し、活性化を図っている。

〈優れた点〉

○返還の必要のない大学独自の給付型の奨学金制度が充実しており、多くの学生が制度を利用している点は高く評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積ともに大学設置基準を大きく上回っている。授業で使用する教室や演習室などの施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。講義室や演習室は授業時間外も開放され、学生の自主的な学びを支援している。

図書館は十分な学術資料を確保しているとともに、「共同学習スペース」を併設しており、多くの学生に利用されている。また、メディアルームをはじめ、体育施設、その他学修に必要な施設などを十分に整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備に関しては、点字プレートやスロープの設置、多目的トイレの整備など、障がいのある学生が利用しやすい施設・設備を十分に整備している。

授業は、教育効果を十分に挙げられる人数で実施されている。

〈優れた点〉

○コンサート、演劇、映画、講演会、シンポジウムなどが開催できる「ノトススタジオ」は、授業だけではなく、地域イベントや舞台公演の開催など、地域文化の交流拠点として、学外の人にも広く利用されており、高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生による授業評価アンケートに関する規程」に基づき、毎学期末に原則として全ての開講科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施し、授業及び学修支援に関する学生の意見・要望を把握している。集計結果はホームページで公開するとともに、授業担当教員が授業評価に対する見解や要望に対する改善策などをまとめ、学内システムを通じて学生にフィードバックしている。

心身の健康相談、経済的支援、学修環境を含めた学生生活全般に関しては、「ステューデント総会」や「卒業時アンケート調査」などの多様な方法を用いて、学生の意見・要望の把握に努めるとともに、「学生コモンズ支援課」が学生からの相談窓口として、学生支援、修学支援、就職支援などに関する学生の意見・要望に一括して対応し、改善に取組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

リベラル・アーツを重視する姿勢から、建学憲章に基づく全学部共通のディプロマ・ポリシーを設定し、それを具現化するポリシーを学部・学科ごとに策定し、学則に定めている。ディプロマ・ポリシーはホームページで公開するとともに履修要覧に記載し、学生に周知している。

進級基準については設定していないが、各学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準・卒業認定基準等を学則に明記している。これらの要件は、年 3 回の履修登録時に 1 年次は「クラスター・アドバイザー」、2 年次以降は「アカデミック・アドバイザー」が学生と面談を実施し、確認する仕組みをとっている。また、卒業認定等については各学部教授会で審議を行うなど厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学憲章を達成するため、「SUS 科目」、各学部・学科、キャリア拡充コースのカリキュラム・ポリシーを学則に定めホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は、令和 3(2021)年度入学生から適用の新カリキュラムにおいてその関係を明示する「科目ポジション」及び学修目標を定め、シラバスに掲載している。教育課程の体系的編成に関しては、リベラル・アーツ教育を推進する中で学生が自由に学びを選択できるようにしているため、一定の履修モデルは策定していないが、各学生

の学びの道筋は履修登録時の「クラスター・アドバイザー」「アカデミック・アドバイザー」との面談によって保証している。

大学は教養教育を重視しており、「SUS 科目」を通じて専門教育との連携を強化している。授業方法に関しては、少人数の演習クラスではさまざまな形式のアクティブ・ラーニングを採用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価については、授業評価アンケート等に基づいて実施している。新カリキュラムでは、科目ごとにディプロマ・ポリシーを踏まえた「科目ポジション」、学修目標を設定し、シラバスに記載することで学修達成目標を明示している。授業終了時に教員と学生で学修目標に対する相互評価を行い、その結果に基づき、内容、指導方法等、授業全体の改善を行うこととしている。

教育内容・方法及び学修指導については、毎学期、学生の授業評価アンケート結果を教員に知らせるだけにとどまらず、教員は学生からの意見を踏まえてコメントや授業改善計画などのフィードバックを公表し、教員・学生相互で教育内容・方法を改善する仕組みをとっている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の重要事項を審議する組織として、学長が任命する主要な教学関係役職者により構成する「部長会」を設置し、学長自らが議長となることでリーダーシップを発揮している。学長を補佐するための副学長を 2 人配置し、「教学担当」「総務担当」として職務分担を定めている。また、学長の職務を円滑に執行し補助することを目的とした「副学長会」を設置している。

「四国学院組織規程」に基づき、教職協働体制を構築し、適切に職員を配置している。

一部規則等に不備はあるものの、実態としては法令に即した運営を行っている。

〈改善を要する点〉

○校務に関する最終的な決定権が学長に担保されていることが規則上不明確なため、学校教育法の趣旨に鑑み、校務に関する決定権者が学長であることを規則上で明確にするよう改善が必要である。

○教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していないことについて改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用･昇任等による教員の確保と配置に関しては､「教員人事手続きに関する規程」及び「教員人事審議会規程」の手続きに加え､「教員の資格条件に関する規程」に基づき適切に運用している。また、設置基準に定める専任教員及び教授を適切に配置しており、当該基準を満たしている。

教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施について、FD・SD 部会が目的に応じた各種研修や FD 活動の計画及び運営管理を行っている。また、教員を対象とした教育研究に関する評価制度を設定し、自己評価を年度末に提出させ、ヒアリングを行って 1 年間の教育研究活動の振返りを実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについて、「職員の研修に関する規程」に基づく各種研修のほか、スタッフ・ディベロップメント実施計画に基づく研修を実施することで職員の大学職員としての基礎知識の修得及び建学憲章の理解などに取組んでいる。新規採用職員は、「チェスナット・オフィス」に最低 1 年間配属され、OJT を含めた年度計画に基づく SD 研修に取組んでいる。若手職員・中堅職員・課長クラスの研修の課題については、毎年度末に行う職員ヒアリングによる結果を共有し、その実効性と課題確認を行い研修計画に反映している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と適切な運営・管理について、研究に必要十分なスペースの個人研究室を確保し、教員ラウンジ及び資料室を隣接に設け、快適に研究できる環境を整えている。

研究倫理の確立と厳正な運用について、「研究倫理規程」のほか「公的研究費の取扱いに関する規程」「公的資金を用いた研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、また「人を対象とする研究倫理基準」に基づく研究倫理の審査を行うなど、研究倫理を確立し、厳正に運用している。

研究活動への資源の配分について、「教員個人研究費取扱内規」及び「特別研究費取扱内規」等に基づき適正に配分が行われている。知のコミュニケーションの場を創出する「マグノリア・カフェ」を主宰する教員には「マグノリア・カフェに関する規程」に基づく特別企画教育研究費を配分するなど、工夫しながら研究活動への資源配分に取組んでいる。

〈優れた点〉

○教育改革を推進する主企画の一つである「マグノリア・カフェ」は、教員と学生が食事を交えて知のコミュニケーションを創造するという独創的な取組みであり、主宰教員に対して特別企画教育研究費を配分し積極的に推進している点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
経営の規律と誠実性の維持について、建学憲章、寄附行為及び学則をはじめ、法人及び大学の管理運営に関する諸規則を整備・運営している。
使命・目的の実現への継続的努力について、定期的に行われている理事会に加え、「学内理事懇談会」及び必要に応じて「学内理事協議会」を開催し、法人と教学運営の恒常的統括を遂行し、使命・目的の実現に努力している。
環境保全、人権、安全への配慮について、排出ゴミの削減やリサイクル、ソーラー発電システム導入による CO_2 排出削減、「人権問題特別委員会」「ジェンダーとセクシュアリティに関する人権委員会」等各種委員会の設置、危機管理に関するマニュアル作成や避難訓練の実施など、必要な措置を講じている。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
機動的かつ戦略的な意思決定を行うべく、寄附行為に則して理事会を設置し、適切に運営している。加えて、毎週 1 回「学内理事懇談会」を開催し、早急に対策決定が必要な案件については「学内理事協議会」を必要に応じて開催することで重要事項を決定し、理事会で報告するなどの施策を展開している。
また、理事の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則の定めるところにより適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

意思決定の円滑化について、法人に理事会や学内理事で構成する「学内理事懇談会」を、大学に学長・副学長等で構成する「副学長会」及び副学長会に学部長等を加えた「部長会」を管理運営機関として設置している。これらの会議体において情報交換や意見交換が行われており、経営と教学の戦略目標に対する意識の統一を図るだけでなく、経営と教学の明確な責任分担によって、円滑な意思決定が行われている。

監事・評議員は寄附行為の定めるところにより適切に選任されている。また、監事は理事会及び評議員会へ出席し、学校法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況についてチェックしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

適切な財務運営の確立について、中長期計画の中で、経営基盤の安定を目的とした「ファイナンシャル・リソース」に関する目標を設定し、適切な財務運営の確立に努力している。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について、収入の柱である学生生徒等納付金収入の維持に当たり学内環境のハード面の整備に加え、寄付金をはじめとした外部資金獲得への積極的な取組みを推進するとともに、より積極的な資産運用を行うことで、安定した収支バランスの確保に努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理について、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令及び「学校法人四国学院経理規程」等に基づき適正に実施している。

会計監査の体制整備と厳正な実施について、公認会計士による会計監査及び「学校法人四国学院監事監査規程」に基づく監事による業務監査及び会計監査を行っている。監事監査の際には、公認会計士が立会うなど、監事及び公認会計士が連携して監査が行われており、会計監査を行う体制は整備され、かつ、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に大学の目的及び使命、三つのポリシー、点検及び評価について定め、内部質保証の体制を明示している。令和 2(2020)年度に策定した中長期計画には、全学的な方針及び検討課題、作業工程がまとめられている。この中長期計画は、単年度の事業計画と事業報告書を作成することによって継続的に推進されている。

平成 27(2015)年度までは自己点検評価委員会を設置していたが、大学の規模にふさわしい自己点検の実効性ある組織について再検討を行い、会議体の合理化とともに迅速かつ実質的な自己点検を行うための組織として、「副学長会」及び「学内理事懇談会」という既存の会議体にその責を持たせている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の結果は、「全学カリキュラム審議会」「部長会」、大学院委員会を通じて全学的に共有し、事業報告書としてまとめ、ホームページで公開している。

学校法人の事務部門を統括する「チェスナット・オフィス」の構成員として IR・オフィサーが任命され、IR に関わる業務を管理統括する役割を担い、エビデンスとして有効な IR 情報の活用に努めている。

令和 3(2021)年度のカリキュラム改正に合わせて、IR 部門を中心に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の可視化に関する「四国学院型内部質保証」システムを開発しており、一部公表している。今後の更なる検証を経て、三つのポリシーを起点とする内部質保証のための PDCA サイクルの構築が期待できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

メジャー制を導入しているため、学生の学びについては、個別学部にとどまらず大学全体の内部質保証と一致した PDCA サイクルの仕組みの構築を目指している。校務について学長の最終的な決定権及び教授会の役割について、関連する規則等の改善が必要であるものの、学部を超えた学修の保証に関して全学部一丸となって取組み、PDCA サイクルが機能している。

令和 3(2021)年度のカリキュラム改編に伴い、学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価について新たに取組んでいる。今後、これらの IR データ情報に基づいた仕組みを整備することにより、学部・学科と大学全体それぞれの PDCA サイクルが有機的に結合した内部質保証を構築することが期待できる。

〈改善を要する点〉

○校務に関する最終的な決定権者が規則上不明確な点、また教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知していない点については、内部質保証システムの機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携

Ａ－1．地域の課題解決への取組み

A-1-① 本学リソースの活用と地域自治体との連携

【概評】

大学の強みを生かし、リエゾン・センターを通じて香川県、丸亀市、善通寺市など、さまざまな自治体に対してスポーツ教育、ドラマ・エデュケーションを通じた地域貢献を行っている。

スポーツ教育の分野においては、香川県のトップアスリート養成のための「スーパー讃岐っ子育成事業」への継続的な協力のみならず、一般の小学校 3、4 年生の希望者を対象にした「スポーツ体験プログラム」にも貢献している。また、丸亀市や三豊市の小中学生に対しては実技教室、琴平町の小学生に対しては「基本的な運動能力を高めるためのスポーツ教室」、地元や近隣の高校に対しては体組成測定や栄養学の講義を提供し、スポーツの活性化に寄与している。同時に、善通寺市の老人クラブに対しては高齢者の健康維持を目的とした「健康づくり教室」を開催するなどして、近隣の老若男女を対象にさまざまな学び

の機会を提供するだけでなく、学生にとっても貴重な学びの場を作り出している。

一方、ドラマ・エデュケーションに関しては、丸亀市との連携事業として「新市民会館『(仮称) みんなの劇場』開館準備プロジェクト」に携わっている。教員と共に演劇専攻の学生も参加し、ドラマを通して地域の課題やその解決方法の発見に貢献している。令和3(2021)年度に文化庁の文化芸術推進事業は終了したが、その後も継続的に劇場の開館に向けて連携活動を行っている。その他、善通寺市市役所広報室と連携して広報誌『広報ぜんつうじ』の発刊に寄与するなど、地域の活動と連携し、貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 奨学生寮マグノリア学寮

本学では、新たに 2021(令和 3)年 4 月にマグノリア学寮を供用開始した。マグノリア学寮のコンセプトは、異なる価値観を持つ同級生や先輩・後輩と共同生活を通して、協調性や問題解決能力、コミュニケーション能力を育み、また教職員や地域住民と幅広く交流することで、さまざまなキャリアや卒業後の人生に役立つ実践的なスキルを身につける環境を整えた教育寮である。

このコンセプトを具現化するため、入寮学生は選考を経て入寮を許可している。選考を経た学寮生から RA（Residence Assistant）を各階 1 人を選出し、専属教員アドバイザーとの橋渡しや、学寮の各種企画とりまとめなどの業務を担っている。学寮は、学寮生と教職員が「共に生き、共に学ぶコミューン(Living Learning Commune、以下：LLC)」を実践する空間として、LLC の発展には、アカデミック活動とフェッツ活動の両輪が不可欠であり、RA の役割は重要である。

アカデミック活動は、「教室外での持続的な学び」をコンセプトに、幅広い問題・関心を教職員と学寮生で共有し、学部やメジャーの枠を越えて活動している。活動の一環として、特別講演会やワークショップを主宰し、少人数の勉強会なども開催している。このアカデミック活動を通して、リーダーシップと責任感、人間の尊厳、多様性の理解、地域とのつながりの追及を図っている。フェッツ活動の「フェッツ」は「祝祭」を意味するフランス語に由来し、バーベキュー大会やパーティ、送別会、大学祭への参加を通して、豊かな人間関係作りにつながる環境を整えている。日々の暮らしにおいても「楽しさ」だけではなく、選ばれた学寮生にふさわしいアカデミックな舞台をダイナミックに創造している。このフェッツ活動を通して、他者への思いやり、葛藤と向き合う能力を身に付けている。また、新たな価値の共有、互いの可能性を認め協力し合う関係づくり、地域社会とのつながりを深めることを目標としている。

マグノリア学寮は、奨学生寮であり、近隣の家賃相場（4 万～5 万円）よりはるかに安価に月額費用（家賃、光熱通信費を含め 15,000 円）を設定している。各階 1 人の RA の月額費用は無償としている。

開設初年度の 2021(令和 3)年度の様々な活動は、新型コロナウイルス感染予防の観点から大々的に行うことができなかったが、学寮内でのイベントは感染対策をした上で行われた。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 37(1962)年度
所在地　　香川県善通寺市文京町 3-2-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	人文学科
社会学部	カルチュラル・マネジメント学科
社会福祉学部	社会福祉学科
社会学研究科	社会学専攻
文学研究科	比較言語文化専攻
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

19 静岡産業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の基本理念を「孝友三心」とし、使命・目的を 2 項目の理念、8 項目のミッションに明文化し、ホームページ等により、社会に公表している。地域と連携した人材育成という大学の個性・特色を「県民大学宣言」として明示し、社会の情勢、時代の変化に対応した学部・学科等の教育研究組織を整備している。

基本理念、使命・目的、ミッション、学部・学科の教育目的は、学長を中心に役員、教職員の理解と支持を得て策定し、学生便覧、ホームページ等に掲載し周知している。

また、基本理念、使命・目的等は、5 か年の中期計画である「静岡産業大学中期計画 2020～2024」に反映し、着実な実行のため年度計画とアクションプランを作成している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえた、アドミッション・ポリシーを定め、入学試験要項等で周知している。入学者の受入れのため、アドミッション・ポリシーに沿って公正な入学者選抜を行っている。設置基準を満たす校地、校舎を有しており、運動場、スポーツセンター、図書館などの施設を整備して適切に運営・管理している。

学修支援については、教員と職員が協働して適切に実施・点検する体制を整備している。障がいのある学生や中途退学への対応は、関連規則を定め、きめ細かい支援を行っている。キャリア支援として、キャリア支援課を設置し、適切な指導・助言体制を整えている。また、キャリア関連科目を開講し手厚いキャリア支援を実施している。

学生の意見・要望は、クラスアドバイザーやリクエストボックス、学友会との定期的なミーティング等を通して把握し、学修支援や学修環境の改善に生かしている。

〈優れた点〉

○大学の総合研究所と、藤枝市、磐田市、地元企業と連携してキャリア教育を行い、人材を養成していることは評価できる。

○磐田キャンパスの 3 棟のスポーツセンターはそれぞれ異なる機能を有しており、授業、研究などに幅広く活用していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを各学部・学科で定め、履修ガイド等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準を学則に定め、適切

に運用している。成績評価は、全ての授業科目で「知識・理解」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「技能」の 4 観点を評価するルーブリックを導入している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。単位制度の実質を保つため、1 年間に履修登録できる単位数を適切に定めている。「ラーニング・メソッド研究会」を実施して教育の質の向上に努めたり、地元と連携した「冠講座」を開講したりするなど、授業内容や方法の工夫をしている。

ジェネリックスキル測定テストを実施して学修成果の可視化に努め、単位修得状況、就職状況、各種調査により、学修成果を多面的に点検・評価している。

〈優れた点〉

○「冠講座」など産官学連携に基づく科目を多く開設しており、その多くが PBL(Project Based Learning)の場として機能していることから、「県民大学宣言」という大学が目指す大学像に合致している点は評価できる。

○「ラーニング・メソッド研究会」では、大学全体に共通する教育上の課題をテーマとして設定し、教授方法を研究するのみでなく、その研究結果を授業に応用し、教育効果の測定も試みるなど、教育活動の一部として機能している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が教学マネジメントでリーダーシップを発揮できるように、大学運営会議等の主要委員会、会議体を整備し、機能的に運営している。使命・目的を達成するため、権限の適切な分散と責任を明確化して、中期計画・年度計画及びアクションプランに沿った教学運営を行っている。設置基準を上回る専任教員数、教授数を適切に配置している。教員の任用・昇任は関連規則を定め、適切に運用している。教員の教育能力向上のため「ラーニング・メソッド研究会」を継続的に開催するなど FD(Faculty Development)に組織的に取組んでいる。

SD(Staff Development)のための研修会を定期的に実施し、外部団体主催の研修会にも職員を積極的に参加させるなど自己啓発を支援している。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人新静岡学園寄附行為」「学校法人新静岡学園寄附行為施行細則」を定め、経営の規律と誠実性を維持し、適切な運営を行っている。中期計画を策定し、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

「学校法人新静岡学園寄附行為」に基づき、理事、監事、評議員を適切に選任している。理事会のもとに常任理事会を置き、使命・目的の達成に向けた体制を整備している。大学と法人との連携を図るため大学協議会、「理事長・学長連絡会」を設置し、管理運営機関の意思決定を円滑に行い、相互チェックできる体制を整備している。

JR 藤枝駅前にサテライトキャンパス「BiVi キャン」を開設しアクティブ・ラーニングの場としている。

監査法人による監査、監事による監査、内部監査人による監査の三様監査を実施しており、監査の実効性を高めている。

〈優れた点〉

〇サテライトキャンパス「BiVi キャン」は学生のアクティブ・ラーニングの場として活発に運用しており、収入源多様化の一環の収益事業としても成果を挙げている点は評価できる。

〇監事による監査は、ガバナンス・情報・財務・教学等幅広く実施し、提言も多分野にわたって的確に実施しており、法人の監査体制の中心となっている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした中期計画を策定し、大学全体、学部、総合研究所の部門ごとの年度計画とアクションプランを立て、定期的に進捗状況を確認し自己点検・評価する仕組みを確立している。内部質保証に関する全学的な方針は、中期計画・年度計画により明示している。内部質保証のための恒常的な組織体制として、大学運営会議、自己点検・評価実施委員会が二重チェックを行う体制を整備している。

企画調整室に IR(Institutional Research)担当を置き、教育、研究、財務等に関するデータの収集・分析を行う体制を構築している。

総じて、内部質保証のための組織体制を整備し、自己点検・評価を適切に実施している。エビデンスの収集・分析に基づく自主的・自律的な内部質保証を維持・担保するため、中期計画に基づく各年度の事業計画とアクションプランにより PDCA サイクルを回す仕組みを確立している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域連携（冠講座）
2. 大学間連携
3. 美術館事業

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

教育の基本理念として「服する心、感謝する心、全うする心」を「孝友三心」として掲げ、大学の使命・目的を 2 項目の理念、8 項目のミッションとして具体的に明文化し、簡潔に文章化している。これらの基本理念、使命・目的は、大学案内、学生便覧及びホームページを通して明示している。理念、ミッションを具体化するため、社会情勢の変化に応じて学部、学科、カリキュラムの見直しを行い、それぞれの教育目的を学則に定め公表している。

また、大学の個性・特色として、地域と連携した人材づくりを実現するための実学教育を明確に打出し「県民大学宣言」を公表し企業経営等に関する「理論的学習」と地域の産業界との連携による「実践的学習」に重点を置くことを内外に明示している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学長を中心に役員、教職員が関わって策定することで、その理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、ホームページ等に掲載し、学内外に周知している。

使命・目的、教育目的を反映した中期計画を策定しており、着実な実行のため、年度計画とアクションプランを作成している。三つのポリシーは、教育目的や「豊かな教養と、高潔な倫理観、人間愛、社会に対する広い貢献意識を備えた職業人、社会のリーダーの育成に努める。21 世紀の産業社会と国際社会の求める専門的職業教育を推進することに徹する。」という大学の理念に基づき策定している。

使命・目的、教育目的を実現するために各学部・学科や関連センター、事務組織等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に明示した学部の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、大学案内、入学試験要項で周知している。

入学者の選考は、アドミッション・ポリシーに基づいた選抜方法や合否判定の基準を設定し、各学部の「入試運営委員会」及び「全学入試委員会」で公正な実施・検証をしている。入試問題の作成については、大学独自で作成している。

学生の受入れについては、入学定員の見直しなどを行い、大学全体で概ね適切な学生数を確保している。

〈参考意見〉

○経営学部において、2 年次に進級する際、学生が希望する学科に所属することとしているが、学科により学生数に偏りが生じることを踏まえ、設定した入学定員の適切な管理が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生へのきめ細かい指導を行うため「アドバイザー制度」を導入し、アドバイザーの教員が、担当する学生の学修指導などを行っている。成績不良の学生に対して、修学状況に関する情報を収集し、アドバイザーと教務課職員が協働で学生の支援に当たっている。また、教授会にてその情報を全教員で共有し、対応している。学生生活等に配慮を要する学生は「学生生活における配慮願」を提出でき、教務課、学生支援課、保健センター及び教員が情報共有し、組織的に対応している。

大学に在籍する学生を SA(Student Assistant)として採用し､教員の教育補助員として、

演習、実習の補助などの学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

藤枝キャンパスと磐田キャンパスの各キャンパスにキャリア支援課を設置し、就職・進学相談に対する指導・助言、求人情報の提供、就職支援イベントの企画などを行っている。キャリア関連科目の開講等を通して学生が業界や企業のことを理解し、就職に結びつけることができるような支援体制を整備している。また、産学官連携で地元企業を知るための交流会などを行っている。

インターンシップは、コロナ禍で参加者数が減少しているが、キャリア支援課が中心となって適切に実施している。

〈優れた点〉

○大学の総合研究所と、藤枝市、磐田市、地元企業と連携してキャリア教育を行い、人材を養成していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援課が学生生活に関する総合窓口となり、奨学金の申請手続き、各種証明書の発行、履修指導などを行っている。学生委員会を定期的に開催して学生生活に関わる支援の検討・改善を図っている。

学生の課外活動への支援として、クラブ、サークル、学友会等の活動に奨励金を出すなど課外活動を支援している。

各キャンパスに保健センター、カウンセリングルームを設置して、学生の心身に関する相談・支援を専門スタッフが適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

各キャンパスとも設置基準を満たす校地、校舎を有しており、運動場、スポーツセンター、図書館などの施設を整備して適切に運営・管理している。磐田キャンパスの 3 棟のスポーツセンターはそれぞれ異なる役割を担っており、幅広く学生のニーズに応えている。また、ICT（情報通信技術）環境に関しては、各キャンパスに学内無線 LAN やコンセントを整備している。各キャンパスに多目的トイレや玄関スロープを設置するなど施設・設備の利便性を確保している。授業の履修者数は、教育効果を上げられる適切な定員を定めて運用している。

〈優れた点〉

○磐田キャンパスの 3 棟のスポーツセンターはそれぞれ異なる機能を有しており、授業、研究などに幅広く活用していることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生から学修の支援や環境についての意見･要望を把握するためにリクエストボックス、学友会執行部との定期会合などを利用している。また、アドバイザーの教員が各学年 10 人前後の学生を担当して、コミュニケーションをとり、学生の状況の把握に努めている。リクエストボックスで集められた意見、要望等は学生委員会で改善に向けて検討している。

心身に関する健康相談については、保健センターが窓口となり、必要に応じてカウンセリングルームの活用を促し、カウンセラーと連携をとりながら対処策を検討している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の理念、ミッション、「県民大学宣言」、教育目的に基づき、各学部・学科でディプロマ・ポリシーを定め、履修ガイドで周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準を学則に定め、周知し、厳正に適用している。

成績評価は、全ての授業科目でディプロマ・ポリシーに掲げた「知識・理解」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「技能」の 4 観点に関するルーブリック評価を導入している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、履修要項等で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。シラバスは全ての科目で作成しており、授業形態、到達目標、事前・事後学習、成績評価方法・基準等について明示している。教養教育は、大学の理念を踏まえて、適切に実施している。

アクティブ・ラーニングを取入れた科目や地元と連携した「冠講座」を開講するなど、授業内容や方法を工夫している。「ラーニング・メソッド研究会」、授業参観、FD 研修会などを実施し、教育方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

〈優れた点〉

○「冠講座」など産官学連携に基づく科目を多く開設しており、その多くが PBL(Project Based Learning)の場として機能していることから、「県民大学宣言」という大学が目指

す大学像に合致している点は評価できる。
○「ラーニング・メソッド研究会」では、大学全体に共通する教育上の課題をテーマとして設定し、教授方法を研究するのみでなく、その研究結果を授業に応用し、教育効果の測定も試みるなど、教育活動の一部として機能している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果をジェネリックスキル測定テスト、単位修得状況、就職状況、満足度調査などから適切に点検・評価している。特に、ジェネリックスキル測定テストでは、1 年生と 3 年生に測定して学修効果の把握に努めている。

教員は、教育・研究活動の達成度を確認するために「教育研究等活動計画書」「教育研究等実績報告書」を作成し、学長・学部長が共有し面接などを通して教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教学上の諸問題は、学長を委員長とする「全学入試委員会」「全学教学委員会」「全学広報委員会」「全学 ICT・図書館委員会」の四つの委員会にて審議・協議して機能的に運営している。大学の円滑な運営を目的とする「大学運営会議」においても学長が議長としてリーダーシップを発揮している。使命・目的を達成するため中期計画・年度計画及びアクシ

ョンプランを策定し取組んでいる。

大学組織規程にて、学長・副学長・学長補佐・学部長・副学部長・センター長の役割を明確にし、効果的に運営している。教授会規程にて学長が意見を聴くことが必要な項目を明文化し、実施している。

各キャンパスに事務局を置きマネジメントの強化と事務作業の効率化を図っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る専任教員数、教授数を適切に配置して教育研究活動を行っている。

「静岡産業大学教育職員任用及び昇任規程」「静岡産業大学職位審査ガイドライン」に基づき、教員を採用・昇任することで教育目的及び教育課程に即した適切な教員の確保と配置を行っている。

教員の教育能力向上のため組織的に「ラーニング・メソッド研究会」「学生による授業評価」「教員による授業参観」等、多面的、継続的に学修者本位の教育の実現に向けて取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人新静岡学園人事基本理念」において、「教職員には、学校の理念とミッション・教育目標の遂行意識、公器性の認識、社会貢献、法令順守、論理的判断、チームワーク、多様な価値観の尊重、目標の共有と達成意識、自発性、改善改革、自己研鑽を求め資質向上に努める。」と規定して、職員の能力開発のための研修会を定期的に実施している。また、外部の団体主催の研修会にも職員が積極的に参加し、研修の機会の確保に努めている。

職員の自己啓発、資格取得等に対し補助金支給制度を設け、セミナーの参加費用を支給するなどの支援を行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
教員の研究を支援するため個室の研究室を提供し､各種研究機材を整備している｡また、研究を推進する組織として､「経営研究センター」「情報デザイン研究センター」「日本語教育研究センター」等を整備している。
研究倫理に反する不正に厳格に対応するため「静岡産業大学研究活動に関する倫理規範」を制定し、指針とするとともに､「静岡産業大学研究倫理委員会規程」を設け、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。
研究活動の資源配分に当たっては、教員に対し一定金額の研究費を支給し、新規採用者等への加算支給も実施している｡「特別研究支援経費」として研究支援のための助成金を支給する制度を設けている。また、人的支援として RA(Research Assistant)の制度を活用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の運営・経営は、私立学校法に基づき「学校法人新静岡学園寄附行為」「学校法人新静岡学園寄附行為施行細則」によって経営の規律と誠実性を維持している。
人権への配慮については「学校法人新静岡学園ハラスメントの防止等に関する規程」、個人情報の保護として「学校法人新静岡学園個人情報保護規程」「学校法人新静岡学園特定個人情報取扱規程」、公益通報等に関しては「学校法人新静岡学園公益通報等に関する規程」を定め適切に取組んでいる。
安全への配慮は、「静岡産業大学地震防災規程」「地震防災・災害応急対策マニュアル」

「大地震対応マニュアル」を作成し、防災訓練を実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、「学校法人新静岡学園寄附行為」等に基づき、法人の最高意思決定機関として理事の選任、諸規則の制定・改廃、その他重要事項の決定を行っている。理事の理事会への出席状況は良好である。

「学校法人新静岡学園寄附行為」「学校法人新静岡学園寄附行為施行細則」等に基づき理事会のもとに常任理事会を置き、機動的に意思決定を行うため監事陪席のもと原則月 1 回開催している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学と法人との連携を図るため大学協議会を設置して、理事長、学長、学部長、事務局長等が構成員となり重要事項の協議を行っている。また、「理事長・学長連絡会」を設け、原則週 1 回開催し、情報共有や意見交換を行なっている。

理事会には、学長及び大学事務局長が構成員となり、大学部門の幹部教職員も陪席することにより法人と大学の相互チェックができる体制となっている。

監事は、理事会、評議員会及び常任理事会に出席し、予算、決算及び法人の重要な施策審議に当たって、質問、意見表明を行っている。

評議員は、「学校法人新静岡学園寄附行為」に基づき選任しており、評議員会への出席率は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 19(2007)年度から独自の「中期見通し」を策定しており、令和 2(2020)年度には中期計画に改編し中長期的な観点に基づく財務運営を行っている。

平成 26(2014)年度から、法人全体・大学部門とも事業活動収支差額がマイナスの状況が続いたが、中期計画における各施策の進展、新学部の創設等もあり令和 3(2021)年度には同収支差額がプラスに転じた。また、外部からの借入金も完済するなど安定した財務基盤を確保している。

外部資金の確保策の一環として、「静岡産業大学総合研究所」を設立し、保有する知的財産の活用策の検討をしている。また、JR 藤枝駅前にサテライトキャンパス「BiVi キャン」を開設しアクティブ・ラーニングの場とするとともに、収益事業としての取組みも実施している。

〈優れた点〉

○サテライトキャンパス「BiVi キャン」は学生のアクティブ・ラーニングの場として活発に運用しており、収入源多様化の一環の収益事業としても成果を挙げている点は評価できる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に当たっては、学校法人会計基準、「学校法人新静岡学園会計規程」等に基づき、適正に処理している。当初予算に対し、著しくかい離が発生した時など、変更を加える必要が生じた際には、補正予算を編成している。

監査体制は、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査、私立学校法に基づく監事による監査、「学校法人新静岡学園会計規程」「学校法人新静岡学園内部監査実施基準」に基づく内部監査人による監査の三様監査で実施しており、監査の実効性を高めている。

〈優れた点〉

○監事による監査は、ガバナンス・情報・財務・教学等幅広く実施し、提言も多分野にわたって的確に実施しており、法人の監査体制の中心となっている点は評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学長が中心となって中期計画・年度計画により明示している。中期計画・年度計画は、大学運営会議、同会議内の自己点検・評価実施委員会が二重チェックを行うなど、点検・評価する体制を整備している。中期計画に基づくアクションプランの実施状況は、理事会、評議員会に報告している。監事監査でも定期的なヒアリングを行っている。

内部質保証の責任体制は、学長を中心に、副学長、学長特別補佐、学長補佐、学部長、学部附置の各種委員会が担当職務に責任を持つなど責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、中期計画・年度計画を基軸としている。中長期計画・年度計画をもとにアクションプランを作成し上期・下期に進捗状況を確認して次の計画に反映することで PDCA サイクルを回している。

自己点検・評価のためのエビデンスを収集し、授業評価アンケート、学修行動把握のためのアンケート、卒業生を対象としたキャリア支援に関するアンケートなども活用しながら自己点検・評価を毎年実施し、その結果は、監事による中間監査で確認し、学内外に公表している。

企画調整室に IR 担当を置き、教育、研究、財務等に関するデータの収集・分析を行う体制を構築している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の三つのポリシーと学部・学科の三つのポリシーを起点として、中期計画を策定し、大学全体、学部、総合研究所の部門ごとに年度計画とアクションプランを立てて、半期ごとに進捗状況を確認し、課題と改善点を確認する仕組みが確立されている。また、課題と改善点を確認することで、教育の改善・向上に反映している。

中期計画は、自己点検・評価、機関別認証評価、設置計画履行状況調査などを踏まえ作成し、大学運営の改善、向上につなげていく内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・貢献

A－1．地域の発展に寄与する社会貢献

A-1-①　静岡産業大学総合研究所による地域の発展に寄与する社会貢献

A-1-②　総合型地域スポーツクラブ「いわた総合スポーツクラブ」の設立と地域連携

【概評】

大学は、大学のミッションを踏まえ「静岡産業大学総合研究所」「いわた総合スポーツクラブ」の設立と運営を通じて、地域連携・貢献に努めている。これらの活動は、学生も参加して運営しているものが多く、PBL としても成果を挙げている。

「静岡産業大学総合研究所」は、平成 24(2012)年に、静岡県の地域社会・産業社会が求める研究、情報の開発及び教育啓発活動を行うことを目的に設立し、活発に調査・研究、教育・啓発、地域連携を展開している。調査・研究としては、自治体や企業からの受託研究を実施している。その成果は、シンポジウム等を通じて、一般市民に公開するなど、社会に還元している。教育・啓発としては、教養講座やビジネス講座を自治体と連携して開催している。地域連携としては、地元自治体や経済団体が実施する研修会等への講師の派遣などを行っている。「藤枝産官学連携懇話会」を主催し、地域課題に関する意見交換の場を設け、藤枝 ICT コンソーシアム事務局を担当し、地域連携のプラットフォームの役割を果たしている。

「いわた総合スポーツクラブ」は、平成 28(2016)年に、産官学の協力を得て設立され、大学が持つ資産を生かし、スポーツの普及、人材育成、地域貢献を行っている。「いわた総合スポーツクラブ」は各種スポーツスクールを運営し、静岡県の「地域スポーツクラブ推進事業」、磐田市の「磐田スポーツ部活」などの受託事業を行っている。「いわた総合スポーツクラブ」は、こうした活動を通じた地域貢献を行うだけでなく、スポーツの知の拠点を形成することにつながっており、他大学のモデルとなるものとして特筆すべき点である。

基準Ｂ．国際交流

B－1．地域社会の持続的発展に寄与する外国人人材の育成

B-1-①　企業のグローバル化に対応し、幅広い専門的知識、応用能力を備え、日本語を

用いた円滑な意思疎通ができる学生の育成、輩出

【概評】

大学は、地域社会の持続的発展に寄与するため、企業のグローバル化に対応し、幅広い専門知識、応用能力を備え、日本語を用いた円滑な意思疎通ができる外国人人材の育成に努めている。

令和元(2019)年度に、「外国人留学生受け入れと日本人学生海外留学促進のための中期方針」を策定し、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学促進から、県内をはじめ日本企業への就職や大学院進学までの、一貫した人材育成の姿勢を明確に示している。この方針に従って、日本語教育研究センターを設立、運営するなど、外国人留学生の日本語能力向上を図っている。令和元(2019)年度には、ベトナムにあるホーチミン市オープン大学、令和 2(2020)年度にはホーチミン市工業大学と学術交流協定を締結し、令和 3(2021)年度にはホーチミン市工業大学と短期留学生受入れに関する覚書を締結している。

コロナ禍の影響もあり、海外派遣留学生数、短期留学プログラムの整備、海外インターンシップ制度など、中期方針の実現が難しい状況にある活動もあるが、明確な方針があり、その方針の実現に向けた努力を続けている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域連携（冠講座）

本学の教育理念の「実学教育」「地域連携」を具現化したものの一つとして、企業・団体・自治体名を科目名に冠した「冠講座」が挙げられる。

平成 13（2001）年に始められた「冠講座」は、大学と地域社会が連携し、静岡県に有為な人材を輩出しようという目的で設置された「寄付講座」である。当初は 4 講座から始められたが、この 20 年間に講座を提供した企業・団体・自治体数は 50 以上にのぼる。

令和 3（2021）年度に開講された「冠講座」は、15 講座である。

冠講座は教育課程表の授業科目として設定されており、ほかの授業科目と同様に、試験等に合格した学生には 1 科目あたり 2 単位が与えられる。一般的な授業科目では、経営学や関連する学問の原理原則についての専門教育等が行われるが、「冠講座」では、実務家教員により、現場に直結した話題が提供され、専門教育を補完する、より具体的、実践的な内容の教育が行われる。

本講座は、一般の市民にも無料で開放されており、地域の生涯教育のニーズに応えるかたちで、大学と地域住民をつなぐ役割も果たしている。

2. 大学間連携

本学は、静岡県内すべての高等教育機関が加盟する「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム」に加盟し、大学間の連携を深め、教育力・研究力の一層の向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的として、各種事業を展開している。

また、このコンソーシアムの枠組みの中に、本学が幹事校となり、「プラットフォーム形成推進委員会」を立ち上げ、大学事務の共同実施、経済 4 団体との連携、リカレント教育、BCP の策定、e-ラーニングシステムの策定についての取組を推進している。

なお、これらの取組は、平成 30（2018）年度～令和 3（2021）年度の 4 年間、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業タイプ 3（プラットフォーム型）に選定されており、更なる大学間連携の一助になっている。

3. 美術館事業

学生が、一流の芸術に親しむ場を提供するため、静岡市出身の浦田周社版隈六世より、約 400 点におよぶ版画作品の寄贈を受けて、平成 28（2016）年に「浦田周社木版画美術館」を藤枝キャンパス図書館 2 階に開設した。

同美術館では、浦田氏の協力の下、常設展示作品約 40 点を企画展ごとに順次入れ替えを行ない、本学の学生のみならず、地域の多くの方々にも公開してきた。平成 28（2016）年の開館以来、現在までに 11 回の企画展を実施している。令和元（2019）年度までの学外からの入館者数は、3,734 人となっており、月平均 80 人であった。

浦田周社氏が令和元（2019）年 11 月、芸術文化分野で文部科学大臣表彰（地域文化功労者表彰）を受賞したのを記念して、令和 2（2020）年度からは、特別展「輝け富士!」と題して企画展を開催している。しかし、COVID-19 感染拡大により、学外者の入館制限を行っていることから、360 度カメラを駆使し、Web 上で作品を閲覧できるバーチャル美術館を開設し、サービスを展開している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度
所在地　　静岡県磐田市大原 1572-1
　　静岡県藤枝市駿河台 4-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科　心理経営学科　スポーツ経営学科※
スポーツ科学部	スポーツ科学科
情報学部※	情報デザイン学科　国際情報学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付

10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　10 月 31 日　第 2 回評価員会議開催
	11 月 1 日　第 3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 9 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

20 四天王寺大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づき、大学の使命・目的を「『和の精神』を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と定め、大学及び大学院の教育研究の目的を、簡潔かつ具体的に明記し、ホームページや大学案内等を通じて学内外に周知している。

使命・目的及び教育研究の目的は、個性・特色を反映し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び中長期計画にも反映している。

使命・目的及び教育目的は、常に時代の変化と社会情勢などに応じて見直しが行われ、教育目的達成のための教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め入学者選抜試験を適切に実施し、適正な学生数を確保している。

教員と職員が協働して学修支援体制を整備・運営し、障がいのある学生への対応、TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)の活用など、学生一人ひとりの学修支援を行っている。

学生支援及びキャリア支援については、学生支援センター、キャリアセンター、教職教育推進センター等で業務を遂行する体制を整備している。

教育目的達成のための校地、校舎、設備等は整備され、バリアフリーにも対応しており、教育方針に見合った学修環境が整っている。

学生調査等の各種調査を実施し、学生の意見や要望をくみ上げ、学生生活の改善に反映している。

〈優れた点〉

○「学生スタッフに関する規程」において学生スタッフの従事する業務内容を具体的に定め、入学前の高校生に対して教員志望の在学生が SA として英語の指導に携わるなど、学生の能力に合った分野を生かすことができるよう整備していることは評価できる。

○就職活動の拠点として、交通に便利なあべのハルカスにサテライトキャンパスを設置し、職員を常駐させて学生及び卒業生に対して、本キャンパスと同程度の就職支援を実施していることは評価できる。

○各資格取得のために必要なシミュレーション教育用の演習室やディブリーフィングルー

ム、防音設備の整ったピアノ練習室が多数あるなど、実習室や演習室などの施設や設備が充実していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、単位認定基準、卒業判定基準及び修了認定基準等を厳正に適用している。

単位制度の実質化が望まれるものの、教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成が行われ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保し、教養教育の体系化も図っている。

教育方法の工夫・開発と効果的な実施に努めるとともに、FD 委員会を設置し、教授方法の改善にも努めている。

学修成果の点検及び評価については、アセスメントに関する基礎資料、「PROG 全体傾向報告書」、教学情報一元化データなどを用いて、アセスメント・ポリシーに基づく評価を実施し、教育内容や方法、学修指導等の改善に向けてフィードバックしている。

〈優れた点〉

〇学部・学科の成績評価を別の学部・学科が三つのポリシーとアセスメント・ポリシーにのっとったものかについて調査した上で所見を作成し、当該学部・学科が「回答」を作成し検証する取組みを実施していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するため、副学長、学長補佐等を置き、学長を補佐する体制を整えるとともに、教育研究評議会、教育改革推進本部会議及び大学運営会議を設置し、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。

専任教員数は設置基準を満たし、教員の採用、昇任は規則等に基づき実施している。

組織・分掌規程により、適切に職員の配置と役割を明確にし、教学マネジメントが有効に機能するよう体制を整えている。

FD 委員会及び SD 委員会で活動方針を定め、教授方法の改善、職員の資質・能力向上等に取組んでいる。研究活動の不正行為防止規程等により、研究倫理の確立を図るほか、個人研究費の支給及び学内研究支援奨励金等により研究を支援している。

〈優れた点〉

〇大学での教育歴が短い新規採用教員のために、「新任教員研修制度」により教育力の向上と教員相互関係の構築について支援を行っている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性については、寄附行為に明文化し、「四天王寺大学ガバナンス・コード」を定め適切に運営している。環境保全及び人権等への配慮についても、大学で定めた基本方針等に基づき適切に対応している。

中長期計画を策定し、使命・目的の実現に向けて継続的に努力し、財政基盤も安定している。理事会を年 11 回開催し、寄附行為に基づき、意思決定機関として適切に機能してい

る。また、理事、評議員及び監事の選任を適切に行い、内部統制環境も整備され、法人と大学の意思疎通と連携を図っている。

会計処理は、学校法人会計基準等に基づき適正に行っており、会計監査についても、公認会計士、監事及び内部監査室の三者が相互に連携を図り、適切に実施している。

〈優れた点〉

○私立大学等改革総合支援事業に継続して採択されており、大学の特色づくりや地域社会への貢献などに積極的に取組むことにより外部資金を獲得していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の方針を定め、教育研究評議会、教育改革推進本部会議、自己点検・自己評価委員会を組織し、質の保証・向上を図る責任体制を整備している。また、アセスメント・ポリシーを定め、三つのポリシーの達成状況と考察を評価シートにまとめ検証を行い、中長期計画全学版ロードマップにより、将来ビジョン実現のために定めた戦略の達成状況を確認し、教育の質及び大学全体の質保証に取組んでいる。

IR・戦略統合センター及び高等教育推進センターを設置し、情報収集・分析を行う体制を整え、各種の施策を支援している。

自己点検評価書及び各種情報等の分析結果を踏まえ、大学運営の改善・向上に向けたPDCA サイクルによる内部質保証の仕組みを機能させている。

〈優れた点〉

○地元自治体、教育委員会、学校、企業等からの外部有識者を評価員とした外部評価者会議を開催し、教育研究活動について評価・助言を求めていることは評価できる。

総じて、大学及び大学院は、建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づく教育研究体制を確立し、社会情勢の変化に対応した継続的な学修と教授に努めている。組織は適切に構成され、財務は安定しており、円滑な意思決定ができる体制を整え、中長期計画をもとに大学運営を行っている。教育の質及び大学全体の質保証に向けた自己点検・評価の検証をもとに、継続的に改善・充実を図っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献と社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域貢献活動
2. 教育学部「教師力」養成システム～インターンシップから教育実習へと本学が配属する同一校での継続した学びを実施～

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、大学の使命・目的を「『和の精神』を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と定め、大学及び大学院の学則にそれぞれの目的を簡潔に明記し、学部・学科及び研究科・専攻ごとの教育研究上の目的は、学則を踏まえて具体的に定めている。

基礎教育科目に「和の精神Ⅰ」「和の精神Ⅱ」を必修科目として設定し、建学の精神に基づく人間教育を行い、大学の個性・特色を反映している。

令和元(2019)年度に看護学部、翌年度に看護学研究科を設置するなど、建学の精神を継承しながら、常に時代の変化と社会情勢などにも対応し、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定には、役員・教職員が関与・参画し、教授会、研究科委員会、教育研究評議会及び理事会の承認を得て制定している。

使命・目的及び教育目的は、中長期計画にも反映させ、ホームページや「CAMPUS GUIDE」などに掲載し、学内外に周知している。令和 3(2021)年度には、中長期計画の見直しを行い、大学の将来ビジョンをより明確にし、目標の達成、ビジョンの実現に努めている。

三つのポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を反映したものであり、時代に応じ

た使命・目的を達成するために必要な学部・学科、研究科及び各種センター等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや入学試験要項などで周知している。アドミッション・ポリシーに沿って、多様な入学者選抜試験により入学者を選抜しており、卒業年次には GPA(Grade Point Average)、取得単位数、退学率、就職率など「入試区分別調査」を実施・検証し、入試・広報委員会で報告し、その結果を学部・学科で共有して入試方法の改善に活用している。一部学科の専攻・コースは、入学定員充足率を超えていたが、指定校推薦枠の出願者の大幅増が原因であるとの分析と、出願資格の評定平均値の基準値の見直しにより、入学定員超過を改善することができ、適正な学生受入数の維持ができている。一部を除いて入試問題の作成を大学が実施しており、外部作成者に依頼しているところは、専任教員が問題を点検・精査し、試験実施中は問題点検者が待機、対応できるようにしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

オフィスアワーの周知など、教職員が協働して学修支援体制を整備・運営しており、担任教員や学生支援センター、教務部などを中心に、中途退学、休学及び留年生への学修支援を行っている。「障害学生の修学等の支援に関する規則」に基づき、学生支援センターを中心に障がいのある学生に対し、合理的配慮を行っている。教育補助要員としては TA を

配置している。ノートテイカー養成講座や「COCOROE プロジェクト」の実施、SA を情報処理演習の ICT（情報通信技術）関連教育の補助など学生の能力に合った分野を生かせるようピアサポートの制度が充実している。

〈優れた点〉

○「学生スタッフに関する規程」において学生スタッフの従事する業務内容を具体的に定め、入学前の高校生に対して教員志望の在学生が SA として英語の指導に携わるなど、学生の能力に合った分野を生かすことができるよう整備していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンター、サテライトキャンパス、教職教育推進センター及びキャリア委員会などを中心に、学生のキャリア教育、就職のための支援体制を整備し、各種の対策講座、ガイダンスなどを実施して学生を支援している。「キャリアデザイニング」「キャリアマネジメント」など、教育課程内でキャリアについて学ぶ関連科目を配置している。入学年次から卒業年次まで段階的に、各学科の特性に応じた就職活動に対する支援を展開している。教育学部では、学生が母校ではなく大学が割当てた学校で、インターンシップからスクールサポーター、教育実習までを、継続して深く学ぶことができるように意図した運営を行っている。教員採用試験を現役で合格させるという成果を挙げている。

〈優れた点〉

○就職活動の拠点として、交通に便利なあべのハルカスにサテライトキャンパスを設置し、職員を常駐させて学生及び卒業生に対して、本キャンパスと同程度の就職支援を実施していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援センター、グローバル教育センター、学生支援委員会及びグローバル委員会を中心に、教員と職員が協働して学生生活、学生相談、健康相談、国際交流に関する学生支援など、組織的に行っている。大学独自の奨学金、学部独自の奨学金を設け、各奨学金規

程に基づき審査を行い、学生への経済的支援をしている。

「課外活動ハンドブック」を作成し新入生への配付、後援会による「課外活動活性化備品購入費補助」などにより、課外活動の支援を行っている。

保健センター、学生相談室を設置し、保健師、看護師、臨床心理士、公認心理師を配置して、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などに対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎ともに設置基準上必要な面積を満たしており、教育目的達成に必要な実習施設などを整備し、適切に運用している。「資格取得に必要な実習室や演習室のほか、トレーニングルーム、食堂など、学生がキャンパスライフを充実して過ごすための施設・設備が充実している。適切な規模の図書館を有しており、必要な蔵書の確保と十分な閲覧席を確保している。コンピュータ教室やラーニング・コモンズにおいて、アクティブ・ラーニングに使用するパソコンなどの ICT 環境を整備している。点字ブロックやスロープ、多目的トイレを設置するなど、施設のバリアフリー化に取組んでいる。

必修科目は学科・専攻ごとのクラス分けを行い、受講人数に制限がある場合は抽選により学生数を管理するなどし、授業を行う学生数が適切に管理できている。旧耐震基準によって建てられた講堂も、平成 20(2008)年に耐震診断を実施し、全ての施設・設備において安全性を確保している。

〈優れた点〉

○各資格取得のために必要なシミュレーション教育用の演習室やディブリーフィングルーム、防音設備の整ったピアノ練習室が多数あるなど、実習室や演習室などの施設や設備が充実していることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活、学修支援、施設・設備に関する「学生調査」を実施し、学生からの意見・要望を収集した上で、教育改革推進本部会議などに調査結果を報告し、教職員用のポータルサイトで全教職員が閲覧できるようにしている。学費支援検討のためのアンケートを実施し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である私立大学経常費補助金特別補助の減免対象となる人数の予測を行い、経済的に困窮している学生の冬学期授業料の免除を行っている。

コロナ禍においては、学生の実態を調査し、帰省できなかった学生に対し食糧支援を行っている。「学生調査」及び外部評価として実施した「学生の意見を聴く会議」で、遠隔授業に関して意見・要望のあった内容について対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部、大学院ともに教育目的を踏まえた、ディプロマ・ポリシーが教授会、研究科委員会で策定されており、広く公開されるとともに入学時からオリエンテーションなど多くの機会を通じて周知することに努め、徹底している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた内容での単位認定基準、進級判定基準、卒業判定基準等を明確化し、厳正かつ適正に運用している。また、各基準についてはホームページ、履修要覧等を通して公表している。

〈優れた点〉

○学部・学科の成績評価を別の学部・学科が三つのポリシーとアセスメント・ポリシーにのっとったものかについて調査した上で所見を作成し、当該学部・学科が「回答」を作成し検証する取組みを実施していることは評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、教授会・研究科委員会等の審議を経て定められ、履修要覧及びホームページで周知している。

単位制度の実質化が望まれるものの、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成を行い、シラバスに関しても適切に処理している。また、全学部において教養教育の体系化及び充実化を図り、カリキュラムとして整備している。

FD 委員会は授業評価アンケートを実施し、授業担当教員への改善コメントを作成している。その結果は、学生及び教職員が閲覧できるようにしている。また、教職員による授業相互参観を実施し、合評会を行い、教育方法の工夫・開発と効果的な実施に努めている。

〈参考意見〉

○1 年間で履修登録できる単位数の上限が、高く設定されているので、単位制度の実質化を踏まえた更なる対応が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果については、点検・評価方法としてはカリキュラム・ポリシーに定める各種の教育評価により、総合的な測定を行い適切にフィードバックしている。

アンケートの他、ジェネリックスキル測定テストや英語の外部試験等を 4 年間で複数回実施するなど、学修成果の点検や評価に向けて適切な取組みを行っている。また、教養教育に関しても、それぞれの学科単位で創意工夫をし、適切な実施に努めている。アセスメントに関する基礎資料、「PROG 全体傾向報告書」、教学情報一元化データを用いて、達成

状況に対する考察を行い、アセスメント・ポリシーに基づく評価を実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長、学長補佐、学部長等の補佐体制を整備している。また、使命・目的の達成のため、教育研究評議会や教育改革推進本部会議、大学運営会議を置き、学長が主体的に当該会議の運営に携わり、大学の意思決定に当たっている。

教学マネジメントにおいては、組織・分掌規程に基づき、適切に職員の配置と役割を明確にし、教学マネジメントが有効に機能するよう事務体制を整えている。また、教学マネジメントに関連した教育改革推進本部会議、教務委員会、学生支援委員会、教職支援委員会、教員養成カリキュラム委員会、グローバル委員会等を設置し、教職協働で教学マネジメントに携わっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した、大学及び大学院に必要な専任教員を確保している。教員の採用・昇任については、「教育職員選考基準」「教育職員人事委員会規程」に基づき審査を行い、「教育職員の選考手続きに関する規程」にのっとって手続きを行っている。

また、FD 委員会を設置し、授業評価アンケート、相互授業参観を実施するとともに、全

教員が参加する合同研修会で FD に関するセミナーを実施し、ICT を用いた教育方法の活用を促進するなど、教育内容・方法等の改善の工夫・開発に努めている。

〈優れた点〉

○大学での教育歴が短い新規採用教員のために、「新任教員研修制度」により教育力の向上と教員相互関係の構築について支援を行っている点は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の企画立案・推進計画・実施に関して審議する SD 委員会を設置し、毎年事務局全体研修会を実施している。令和 3(2021)年度は、SDGs に対する教職員の共通認識を形成することを目的として「SDGs と四天王寺大学のこれから」というテーマで事務局全体研修会を実施している。

また、全体研修会以外にも職員の階層別研修会、大学事務に特化した専門分野別研修会、勤務年数の浅い職員を対象とした研修会などを実施し、職員の資質・能力向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員の研究環境については、教員全員へ研究に必要な備品などが備付けられた個人研究室を整備している。

研究倫理に関しては、研究者が適正に研究を進めるため「研究活動上の行動規範」「研究倫理規程」を定めている。また、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため「研究活動の不正行為防止規程」「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」を制定し、「研究費不正使用防止推進室」により不正使用防止計画を推進している。

研究活動への支援については、個人研究費を 1 人当たり年額を定め支給していることや、科学研究費助成事業申請に係る学内研究支援奨励金や共同研究を助成する研究費など、大

学独自の研究助成制度を整備している。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金を毎年度コンスタントに獲得している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

四天王寺学園の「寄附行為」及び「四天王寺大学ガバナンス・コード」をホームページで公表し、健全な学校法人運営に取組み、高等教育の発展に寄与することを宣言している。

また、中長期計画を策定し、「将来ビジョン」に基づいて、広報・募集戦略、教育改革戦略、学生支援戦略、研究・地域貢献戦略、大学運営戦略という五つの戦略を掲げ、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。

環境保全への配慮に関しては、クールビズの実施、集中管理によるこまめな温度調整などの消費電力の抑制、ペーパーレス化や古紙のリサイクルなどの資源の節約に取組んでいる。人権への配慮は規則等を策定し、体制整備を行い適切に機能している。安全への配慮は「防火・防災消防計画」を策定し、自衛消防隊を組織し、防災計画に基づき防災訓練を実施している。また、「危機管理マニュアル」を作成し、危機管理体制も整えている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を年に 11 回開催し、出席状況も毎回良好で、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整えている。

理事の選任については、私立学校法に基づき、寄附行為において理事の定数と選任区分を定め、適切に選任手続きを行っており、11 人のうち 7 人が外部理事であり、学内外の多

様な意見を取入れる構成となっている。

また、機動的な意思決定のために、理事長から指名された常務理事が、あらかじめ理事会で決定した法人の日常業務を執行し、同じく理事長から指名された担当理事である学長が、大学の校務をつかさどり、事業計画や中長期計画が確実に執行されるよう内部統制環境を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教育研究評議会、大学運営会議等で各管理機関や教職員の意見を聴取し、理事会及び評議員会で、大学の現状や意思決定について説明している。理事会の審議内容や評議員会で示された意見は教職員へ報告しており、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携の円滑化を図っている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務や財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、内部監査室とも連携し、内部監査報告も受けている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能は、監事及び内部監査室による監査機能と、評議員会によって体制を整備し、適切に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度に 10 年間の中長期予算を作成し、その後令和 3(2021)年度を起点とする後半 5 年間の中期計画の見直しを行い、計画に基づく財務運営を行っている。また、将来的な施設・設備の更新を自己資金で行うことができるように、計画的に特定資産を計上している。

基本金組入前当年度収支差額については、大学単独としては過去 5 年間黒字が続いており、学校法人全体でも令和 2(2020)年度から黒字化され、安定した財政基盤を確保している。

外部資金としては、私立大学改革総合支援事業に採択されている他、科学研究費助成事業等もコンスタントに獲得している。

〈優れた点〉
○私立大学等改革総合支援事業に、継続して採択されており、大学の特色づくりや地域社会への貢献などに積極的に取組むことにより外部資金を獲得していることは評価できる。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準に準拠し、「経理規程」をはじめとする経理に関する規則を整備し、適切な会計処理を行っている。
予算の編成は、予算原案に基づいて常務理事、学長、事務局長、副学長がヒアリングを実施し、経理課で全体の収支バランスを図った上で学校法人全体の予算を作成し、評議員会に意見を聴き、理事会で審議、決定している。また、事業の変更による支出の増減や、確定した学生数に基づいた学費等の収入の増減などを勘案して、補正予算を編成している。
会計監査については、公認会計士による会計監査、監事による監査及び内部監査室による監査の体制を整備し、適切に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証の方針を定めることにより、全学的な方針を明示している。教育研究評議会では、内部質保証の方針、中長期計画や自己点検・評価に係る方針、教育研究に関する重要事項等を決定している。教育改革推進本部会議では、中長期計画の策定、三つのポリシーに基づく評価を担い、自己点検・評価の結果を踏まえ、教育施策の企画・開発と教育活動の改善推進を審議し、各部局等と連携して教育改革に取組んでいる。自己点検・自己評価委員会では、教育研究活動等の自己点検・評価や学外有識者等による評価を行い、その結果を公表している。教授会、研究科委員会及び全学委員会では、教育研究評議会の方針

に基づき、教育研究活動等を行い、自己点検・評価の結果を踏まえ、改善・改革に取組んでいる。

内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、責任体制は明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究評議会が定めた自己点検・自己評価に係る方針に基づき、教育研究活動等の自主的・自律的な自己点検・評価を各部局及び事務局が、エビデンスに基づき定期的に実施し、自己点検評価書にまとめ、教育研究評議会に報告後、理事会で審議している。

学外有識者による外部評価者会議、学生の意見を聴く会議を開催し、聴取した意見等に基づき、教育改革推進本部会議等で改善案の検討を行い、教育研究評議会で審議している。自己点検評価書及び外部有識者会議等の内容は、各部局及び事務局で共有すると同時にホームページで公表している。

IR・戦略統合センター及び高等教育推進センターを設置し、各種の調査を実施し、データの収集、分析を行うなど、現状把握のための体制を整備している。

〈優れた点〉

○地元自治体、教育委員会、学校、企業等からの外部有識者を評価員とした外部評価者会議を開催し、教育研究活動について評価・助言を求めていることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体、学部・学科、研究科レベルのアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーの達成状況と考察を学長、学部長、学科長、研究科長等が評価シートにまとめ、教育改革推進本部会議で検証を行い、教育の質保証と更なる改善に取組んでいる。

中長期計画全学版ロードマップにより、将来ビジョン実現のために定めた戦略について、各部局、事務局が計画の実施状況、自己評価、問題点や対応方法を確認し、達成状況報告書を作成している。達成状況報告書に基づき、教育改革推進本部会議で改善方針等の検討

を行い、次年度の計画を策定し、大学全体の質保証に取組んでいる。

新設の看護学部、看護学研究科に付された留意点は、「設置計画履行状況報告書」を提出し、適切に対応している。

大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは有効に機能し、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献と社会連携

Ａ－1．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育などによる物的・人的資源の社会への提供

Ａ－2．大学と地域社会との関係協力の構築

A-2-① 地域に根ざした活動として定着しているか

A-2-② 大学と企業、教育機関及び文化団体等との協力関係が構築され、それに基づく事業展開が為されているか

【概評】

「地域連携推進センター」及び「看護学部・看護実践開発研究センター」を設置し、「IBU オープンカレッジ」「たいし塾」「公開シンポジウム」「公開講座フェスタ」「あべのハルカス公開講座」、看護職の実践能力・研究能力開発プログラムの実施及び自治体等への講師派遣、外部の各種委員への就任により、大学が保有する知的資源及び教育関連施設を地域社会に開放し、地域社会と連携して公開講座、生涯学習事業等を積極的に実施している。

地域貢献の一環として、大学内の施設・設備を学校行事等に支障のない範囲で貸出している。地域連携推進センターを中心に地域社会に向けた公開講座や生涯学習事業を展開している。大学独自のみならず、羽曳野市・羽曳野市教育委員会、そして大阪府など地方自治体と連携して地域社会に「知」の資源の還元を通して社会貢献している。

看護学部・看護実践開発研究センターが現職の看護師のために「実践能力・研究能力開発プログラム（履修証明プログラム）」を開講し、リカレント教育に資するだけでなく、「看護実践開発研究センター」が国内外の大学の教育・実践者と共に高度実践看護促進のための看護介入技法の開発や災害に対する備えの促進に関する研究を行うことで、医療における社会問題に対処し、看護ケアの質の向上に資している。

地方公共団体、教育委員会、商工会と連携協力に関する協定書を締結し、地域文化の振興、地域産業・観光の振興、教育及び人材育成、生涯学習、まちづくり、学術研究、健康、福祉の分野においても地域に根差した活動を行っている。高大連携では、33 校の高校と協定を締結し、相互の教育の充実・発展に資するため模擬授業や出前授業などのほか、教員志望の大学生の実習・インターンシップなど双方のニーズに合わせて連携している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域貢献活動

本学では、令和 3（2021）年当初より、全国でも新型コロナワクチン接種を担う看護師不足が叫ばれていた中で、羽曳野市を支援するため、一早く教員派遣を決定した。5 月から 7 月かけて、羽曳野市が実施する高齢者向け集団接種に、看護学部教員を派遣しワクチン接種業務に従事したほか、7 月から 9 月には市の一般市民向け集団接種会場として、本学の東体育館を提供した。また、学内においても、6 月 1 日に政府より発表された職域接種の実施に即応し、6 月 8 日には「新型コロナワクチン接種実施プロジェクトチーム」を学内に設置し、医師資格を持つ教員、看護学部教員、事務職員、学生により学内接種体制を早期に構築し、近隣大学や企業等に先駆け、7 月から 10 月かけて職域接種を本学で実施した。接種対象を学生・教職員のほか、関係業者等企業にも拡大し、総計 5,351 人のワクチン接種を行った。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時における災害救助活動への貢献として、令和 4（2022）年 2 月に、柏原羽曳野藤井寺消防組合と「災害時における施設の一時使用に関する協力協定」を締結した。この協定は、大規模災害時において、他府県から駆け付ける消防関係者の活動拠点（宿営地）として本学の東キャンパス（約 50,000 平方メートル）のグラウンド、体育館、駐車場を提供することで、災害現場における救助活動や応急復旧活動を円滑に実施されることとなり、本学がその要請に応えることを目的としたものである。

2. 教育学部「教師力」養成システム
～インターンシップから教育実習へと本学が配属する同一校での継続した学びを実施～

本学では、教育学部における教員志望の学生に対して「今、求められている資質能力」である実践的指導力につながる基礎的資質能力を身に付けるべく、学校現場における継続した学びを可能とするシステムを構築した。本システムは、週一日の終日、大学が配属した学校で活動し、得られた知識・技能を大学での学びでさらに深め、深化したものを学校での活動に生かすという“学びの往還”を可能とする。また、「チーム学校」の観点から組織的・協働的な姿勢を身につけ、「いい先生」として学校現場に送り出すことをコンセプトに１年次より計画的に取り組んでいる。

具体的には、1 年次で学校体験として系列小中学校における「ハロースクール」、2 年次には、1 年間を通した毎週金曜日の終日、配属校での「インターンシップ」を実施する。それに続き 3 年次には同じ学校で教育実習を行っている。本システムのメリットのひとつとして 2 年次から継続した学びにより、子どもとの関係構築や教員とのコミュニケーション等、従来の教育実習の入り口部分がすでに成り立っている中で教育実習がスタートできることがある。そのことから教員免許取得に向けた重要な取組みである教育実習がより充実したものとなり、実践的指導力獲得にむけた基礎づくりにつながっている。

「いい先生」として学校教育活動に貢献できる人材づくりを本学教育学部のミッションとし、今後は本システムのさらなる充実に向け取り組んでいく。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　大阪府羽曳野市学園前 3-2-1
　　大阪府羽曳野市学園前 3-1-1
　　大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43 あべのハルカス 23 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文社会学部	日本学科　国際キャリア学科　社会学科　人間福祉学科
教育学部	教育学科
経営学部	経営学科
看護学部	看護学科
人文社会学研究科	人間福祉学専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 24 日	実地調査の実施　　10 月 25 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 26 日	10 月 26 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

21 柴田学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の目的は、学則第１条に明確かつ簡潔に文章化されている。生活創生学部健康栄養学科及びこども発達学科の教育目的については学則に示し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映している。大学は、令和 3(2021)年度に大学名変更及び男女共学化を行っているが、それ以降においても建学の精神等を引継いでいる。

事業に関する中期的な計画を策定する必要があるが、大学は経営改善計画に基づく改善に取組んでおり、入学者数の確保等その進捗状況は順調である。少子化や男女共同参画社会の実現などの社会の変化に対応した教育研究組織の改組に取組んでいる。

「基準２．学生」について

入学定員の確保に向け、大学・学部・学科名の名称変更、男女共学化、高大接続科目による履修生制度を活用した高大一貫教育の取組みなど、全学的な改革を行い、令和 4(2022)年度は両学科とも適切な入学者数を確保している。今後とも更なる努力により、安定的な定員確保に期待したい。

学修支援や学生生活に関する相談のできる「学生と教員が近い存在である教育環境」は、教員による親身な教育支援活動等により構築されている。小規模大学の利点を生かして、教職員が一丸となって学生のキャリア支援を行っており、令和 3(2021)年度卒業生の就職率は 100%で、その大半が免許や資格を生かした職に就いている。

〈優れた点〉

〇アドミッション・ポリシーに適合した学生を受入れるため、生活創生学部健康栄養学科及びこども発達学科の全ての選抜区分において、筆記試験の他に面接試験を導入していることは評価できる。

〇卒業生による学生へのキャリア支援として、卒業生の近況を伝える「後輩の皆さんへ」に記載されたメッセージは、学生が就職先を決定する際に有効に活用されており、評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学の教育課程は、こども発達学科及び健康栄養学科の一部の学年次における履修登録単位数上限の適切な設定が望まれるが、カリキュラム・ポリシーに沿って、ディプロマ・

ポリシーとの一貫性が保たれるように組織化された科目構成になっている。教授方法の工夫・改善に向け、講演会やワークショップ研修会を開催し、教員の資質・能力の向上に努めている。

大学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するための体制を整備し、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて、入学時から卒業時までに複数の調査を行い、検証し、点検・評価方法の改善に努めている。

「基準４．教員・職員」について

学長の諮問機関としての教授会の位置付けの一層の明確化、学生の懲戒についての具体的な手続きの制定など規則の整備が必要であるが、権限と責任の明確化に配慮した教学マネジメント確立のため、学長室を設置し、学長のリーダーシップ発揮のための支援体制を構築している。

学生による授業評価、教員相互の評価、FD(Faculty Development)研修会を実施し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発に取組んでいる。また、法人全体の取組みとして、法人本部が主管で、部局長連絡会議を設置し、大学、法人全体の運営・経営改善のための議論の場を設け、若手・中堅職員からも意見を聴取している。研究支援に関する組織的取組みについては、「教育研究プロジェクト・FD 委員会合同研修会」を定期的に開催している。

「基準５．経営・管理と財務」について

使命・目的の達成に向けた戦略的な意思決定ができる体制を再構築するため、令和2(2020)年１月に新理事会を発足し、機能の強化に努めている。理事の欠員や理事会・評議員会の運営方法等について課題があるものの、財政立直しのために、人件費をはじめとする経費の大幅な削減を行うとともに、学生確保と収入増を目指すための方策として令和3(2021)年度に男女共学化し、併せて系列の高等学校を大学の附属高校とし、高大連携の強化に努めている。これらの取組みに当たっては、全教職員に対し経営の現状と経営方針を説明する機会を定期的に行っている。加えて、令和 5(2023)年度には、生活創生学部フードマネジメント学科の設置を予定するなど、収支バランスの安定化に努めているところであり、経営改善計画実現に向け、今後の取組みに期待する。

また、監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、業務状況を把握し、必要に応じて意見を述べている。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証方針・体制について」等は予定通り策定することが望まれるが、内部質保証に責任を持つ組織として大学運営会議を設置している。

自己点検・自己評価委員会においては、毎年度、大学運営会議で審議されたキャリア支援、学修支援、教育研究支援及び学生支援等の教育研究支援の現状の点検・確認を行っている。今後、現状把握のために必要な調査・データの収集と分析の充実のために、IR(Institutional Research)室の機能を強化することを期待したい。

経営改善計画においても「学修の質保証の強化」が盛込まれており、今後、学長のリーダーシップにより内部質保証の機能を一層強化することを期待したい。

総じて、大学を巡る厳しい環境の中で、大学は令和 3(2021)年度からの大学名変更、男女共学化、社会の変化に対応した教育研究組織の改組等に積極的に取組んでいる。経営改善計画については、入学者数の確保、人件費削減などと併せて、学修の質の向上に取組んでいるところであり、その進捗状況は順調であるが、今後、経営改善計画の確実な達成と内部質保証の機能を一層強化することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の建学の精神は、「教育を生活の中に活かせ」「高い教養と正しい躾を身につけよ」「常に希望をいだき時代と共に歩め」の 3 か条に明確かつ具体的に示している。大学の目的は、学則第 1 条に明確かつ簡潔に文章化され、生活創生学部健康栄養学科及びこども発達学科の教育目的についても学則に各分野で貢献できる人材を育成することが示されている。

社会の変化に対応し、これまで学部名・学科名を変更するとともに、特に令和 3(2021)年度からは大学名変更及び男女共学化を行ったが、建学の精神は脈々と引継がれている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、入学式、新入生オリエンテーション等での式辞・講話、各種パンフレット、ホームページ等を通して役員、教職員の理解と支持を得るとともに、学内外に周知し、2 学科の三つのポリシーに反映している。現在、経営改善計画に基づき改善に取組んでおり、入学者数の確保等、その進捗状況は順調であるものの、事業に関する中期的な計画がないため、予定通り策定の上、経営改善計画と一体となって計画の確実な達成に期待する。少子化や男女共同参画社会の実現などの社会の変化に対応した教育研究組織の改組を行っている。

〈改善を要する点〉

○「柴田学園経営改善計画書」を策定しているものの、私立学校法第 45 条の 2 第 2 項に基づく法人の事業に関する中期的な計画が策定されていない点について､改善を要する。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

健康栄養学科及びこども発達学科のアドミッション・ポリシーは、大学の目的及び各学科の教育目的に基づいて策定され、学生募集要項やホームページに掲載するとともに、進学説明会や相談会、高校の進路担当教員を対象とする巡回訪問等で周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるために、入試委員会を中心として、学務課の協力のもとに入試業務を行うなど、入学者選抜を適切な体制で運用している。また、全ての入試区分において、面接試験を導入し、アドミッション・ポリシーに適合した学生を受入れている。入学定員の充足に向け、大学・学部・学科名の名称変更、男女共学化、高大接続科目等履修生制度を活用した高大一貫教育の取組みなど、全学的に制度改革を行い、令和 4(2022)年度は両学科とも入学定員に沿った適切な学生受入れ数を確保している。今後とも更なる努力により、安定的な定員確保に期待したい。

〈優れた点〉

○アドミッション・ポリシーに適合した学生を受入れるため、生活創生学部健康栄養学科及びこども発達学科の全ての選抜区分において、筆記試験の他に面接試験を導入していることは評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「教職員協働による学生支援規則」を制定し、年間計画に従った各種ガイダンスを行い、意欲をもって円滑に、そして、将来を見据えた学生生活が送れるようポートフォリオを中心とした学修支援を行っている。新入生に対しては、各学科のクラス主任による指導により、専門領域における教育目的・目標を自覚させ、4 年間の勉学の流れの理解を促している。

合理的配慮が必要な学生に対する支援は、分かりやすく示された手順に従い、プライバシー保護に注意を払いながら、障がいの度合いと本人の要望・意見をもとに行っている。

大学院を設置していないため TA 制度を設けていないが、助手及び助教による親身な教育支援や全学的なオフィスアワー制度の導入などにより、「学生と教員が近い存在である教育環境」を整備している。中途退学、休学及び留年については、クラス主任及び学務課が中心になって組織的に対応している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教職協働によるキャリア支援体制を整備し、年間スケジュールに基づいて、学生自身が自立への目標を達成するためのキャリア教育を適切に実施している。3・4 年次学生を対象に就職に関する調査を実施し、進路の志望状況を把握するとともに、「就職活動報告会」によって 4 年次生が実践した就職活動を知る機会を作っている。各学科では「就職の手引き」を配付し、学生ごとに、ポートフォリオを用いた面談や就職試験の指導等の支援を行っている。また、教育課程内において、免許取得に必要な学外実習・臨地実習を通して行っている。

〈優れた点〉

○卒業生による学生へのキャリア支援として、卒業生の近況を伝える「後輩の皆さんへ」に記載されたメッセージは、学生が就職先を決定する際に有効に活用されており、評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導については、「教職員協働による学生支援規則」に従い、学生委員会を中心に各委員会、保健室、学生支援室、クラス主任、卒業研究指導教員が相互に連携を取りながら、学生の状況に応じた支援をしている。

経済的な支援は、日本学生支援機構、地方自治体の他、大学独自の奨学金制度の充実等に努めている。

教職員が学友会活動の顧問となり、春季学友会研修会を開催するなど課外活動の支援を行っている。また、保健室、学生支援室を整備し、学生の健康相談、心的支援、生活相談等に教職員が連携して取組んでいる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は、設置基準を上回る十分な面積を有し、講義室、実習室、視聴覚室、運動場等の学修環境を整備し、活用している。管理栄養士養成及び実技系科目に対応した設備等、資格取得に必要な学修環境を整え、有効に運用している。

図書管理システムを導入した適切な規模の図書館と ICT（情報通信技術）環境を整えたコンピュータ実習室は、授業時間後も利用できるよう環境を整備している。大学の施設・設備は耐震基準に適合しており、感染症対策のための受講スペースの設定など、安全性を確保している。また、バリアフリー等の利便性にも配慮している。クラスサイズは適切である。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見をくみ上げるために、「『授業改善』のための調査」を実施し、授業科目ごとの集計結果を授業担当教員に通知し、また全体の集計結果を改善点等も含めて全教員に解説し授業改善につなげている。

学生の日常生活、修学状況、大学施設など学修環境全般については、学生及び卒業生に対する「学生生活に関する実態調査」の結果から要望を検討、改善に反映している。助言教員制を利用してくみ上げられた個別の意見・要望は、担当部署で検討され、その結果を踏まえて早期に改善している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的の実現を目指して両学科のディプロマ・ポリシーを明確に策定しており、学生便覧やホームページ等で周知している。学則にディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、学位認定及び単位認定基準等を定め、公表している。また、各科目において育成できる主要な学士能力チェック項目をシラバスに掲載し、4 年間の学士力の可視化を図ろうとしている。単位認定及び卒業認定に関しては、教職員が連携して学生との情報共有を図り、丁寧な指導と厳正な審議のもと、円滑に行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学科ごとの教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを適切に設定し、ホームページや大学案内等で公開・周知している。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な科目構成になっている。なお、両学科の一部の学年次において、年間の履修登録上限単位数が高いので対応が望まれる。教養教育として、人文・社会分野、自然分野、基礎技術分野、外国語科目、保健体育科目を開設し、学務委員会、学科会議、カリキュラム委員会がその検討を行っている。また、弘前市内 3 大学の共通授業として「地域活性化論A」を開講しており、学生は他大学の学生と交流する中で学びを深めている。

教授方法の工夫・改善に向け、講演研修会及びワークショップ研修会を開催し、教員の資質・能力の向上に努めている。

〈参考意見〉

○健康栄養学科の 1 年次、こども発達学科の 1 年次及び 2 年次において、履修登録できる上限単位数が高いので、学生の授業外学修時間を保証するよう見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するための体制を整備し、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて、入学時から卒業時までに複数の調査を行い、検証し、点検・評価方法の改善に努めている。また、学務委員会において、学生の「欠単者の状況と指導法について」の点検・審議を行い、学修指導を適切に実施している。

学生による授業評価の結果を「『授業改善』のための調査」報告書としてまとめ、ホーム

ページに公開し、学生及び教員にフィードバックしている。また、その結果に基づいた検討会や授業研修を実施するなどして、教育内容・方法の改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教授会の他、教育及び研究水準の向上と円滑な運営、学生支援体制の維持と強化を図ることを目的として、学科会議、各種委員会を設置することにより、権限が適切に分散されており、責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

学長の諮問機関としての教授会の位置付けを一層明確化し、学生の懲戒に関する手続きを定めるなど規則の整備が必要であるが、大学運営会議を組織するとともに学長室を設置し、学長のリーダーシップのための支援体制を構築している。職員はその職責に応じて適切に配置され、協働して取組んでおり、職員の配置と役割は明確化されている。

〈改善を要する点〉

○「柴田学園大学教授会運営規則」の改廃が教授会の権限になっていることについては、教授会が学長の諮問機関であるという学校教育法第 93 条及び学則第 39 条に照らして適切ではないので、改善を要する。

○学生の懲戒について、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、処分を与える学生の弁明の場を与えるなどの具体的な手続きを学長が定めていない点は改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は設置基準上必要な専任教員数・教授数を確保しており、教育目的及び教育課程に即した適切な配置を行っている。

教員の採用・昇任は、教員選考規程及び教員資格の審査基準に関する内規に基づいて行っており、教員の昇任に関する資格審査では、授業評価アンケートの結果や「『授業改善』のための調査」報告書等を参考にしている。学生による授業評価、教員相互の評価、FD 研修会を実施し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発に取組んでおり、「『授業改善』のための調査」報告書を全教職員に配付し、結果を共有している。教員業績評価シートについても、結果に基づいた指導・助言を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、SD 委員会を組織し、学内外から講師を招へいして SD 研修会を実施し、大学運営・各種マネジメントに関する職員の資質・能力の向上及び意識改革を図っている。

また、法人全体の取組みとして、法人本部が主管で、部局長連絡会議を実施しており、大学、法人全体の運営・経営改善のための議論の場を設け、若手・中堅職員からも意見を聴取している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究支援に関する組織的取組みについては、「教育研究プロジェクト・FD 委員会合同研修会」を、令和 2(2020)年度・令和 3(2021)年度ともに実施している。

研究倫理委員会、動物実験委員会を設置し、研究倫理の確立に努めている。研究倫理に関する学習については、日本学術振興会が提供している研究倫理についての講座のオンライン受講を義務付け、全教員にその修了証を提出させ、研究倫理に反しないことに同意する誓約書も併せて提出させている。

研究活動への資源配分に関しては、経営改善計画実現のため、令和 2(2020)年度から研

究費が削減されているが、外部資金を獲得するための組織的な支援体制を整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学校教育法、私立学校法等を遵守し、寄附行為をはじめとする諸規則に基づき運営し、経営の規律と誠実性を維持している。ガバナンス・コードを定めホームページに公開しており、経営改善計画に基づき運営するなど、継続的な努力を行っている。

また、「柴田学園大学危機管理規則」「危機管理基本マニュアル」を制定しており、自衛消防組織により、毎年、避難・初期消火の訓練を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向け、戦略的な意思決定ができる体制を再構築するため、令和 2(2020)年 1 月に新理事会を発足している。2 号理事の欠員及び理事会の書面開催については改善が必要である。事業計画、予算、決算等の理事会の議決を要する事項については、理事会で審議・承認している。

経営改善のため、令和 2(2020)年度から文部科学省の指導を受け、経営改善計画の実現に向けた取組みを行っている。全教職員に対し、経営の現状と今後の経営方針の説明を定期的に行い、積極的な入試広報活動の展開、系列高校の大学附属化、特待生制度の設置等、学生数確保のための取組みと経費削減に努力しているところであり、今後の成果に期待したい。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 38 条、寄附行為第 10 条に定める評議員のうちから選任された理事（2 号理事）が欠員となっていることについて改善を要する。
○令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度において、理事会を複数回、書面で開催している点について、改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長と学長は兼職であり、学部長が理事であるなど、教学部門の意向を理事会に反映できるようになっている。教職員の提案等は部局長会議の審議を経て、理事会へ上程するなどボトムアップの仕組みもある。評議員会は、寄附行為に基づき諮問事項について審議の上、意見を述べるなど、理事会の諮問機関として機能している。なお、評議員会の書面開催については改善が必要である。監事は、理事会・評議員会に出席し、意見を述べるとともに、毎年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

〈改善を要する点〉

○令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度において、評議員会を複数回、書面で開催している点について、改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財政の立直しのために、経営改善計画に基づき人件費をはじめとする経費の大幅な削減を行うとともに、学生確保と収入増を目指すための方策として、令和 3(2021)年度に男女共学化し、併せて系列の高等学校を大学の附属高校とし、高大連携を強化している。その結果、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は経常収支差額が収入超過に転じている。継続的な取組みにより、財務基盤の確立が望まれる。

令和 5(2023)年度には、広く食に関して学ぶことができる新学科としてフードマネジメント学科の設置を予定するなど、収支バランスの安定化に向けた取組みを行っており、その成果に期待したい。

〈参考意見〉

○令和 2(2020)年度からの経営改善計画により令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は経常収支差額がプラスに転じているので、今後とも経営改善計画の確実な実行に努め、財務基盤を確立することが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「柴田学園経理規程」に従い行っている。

予算については、会計年度開始前に編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得ている。必要が生じた際には、補正予算を編成している。

会計監査は、独立監査人による公認会計士監査、監事による監事監査が実施しており、その報告書をホームページで公開している。

また、監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、業務状況を把握し、必要に応じて意見を述べている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証方針・体制について」及び「自己点検・評価の基本方針」を予定通り策定することが望まれるが、大学は内部質保証に責任を持つ組織として大学運営会議を、自己点検・評価活動を実施する組織として、「柴田学園自己点検・自己評価委員会」を設置している。内部質保証のための具体的な取組みは各委員会等で担当し、自己点検・自己評価委員会が、各委員会等の進捗状況を管理し、改善に生かしている。

〈参考意見〉

○策定予定の「内部質保証方針・体制について」及び「自己点検・評価の基本方針」に基づき、組織的かつ継続的な質保証への取組みが望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・自己評価委員会が、毎年度、大学運営会議で審議したキャリア支援、学修支援、教育研究支援及び学生支援等教育研究支援の現状の点検・確認を行っている。令和2(2020)年度に設置した IR 室の機能を強化することが望まれるが、現状把握のために必要な調査・データの収集と分析について、「『授業改善』のための調査」は FD 委員会で、「学生生活に関する実態調査」は学生委員会で行うなど、各担当の委員会・部署で改善に役立てている。

〈参考意見〉

○IR 室が関係各部署と連携し、種々のデータ・資料を収集・分析・提供し、教育研究の質の向上に生かすなど IR 機能の充実が望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が責任者である大学運営会議が核となり、FD 委員会などの各委員会、各部署が質保証のためにさまざまな取組みを展開し、その状況を自己点検・自己評価委員会が確認することで PDCA サイクルが機能するように努めている。経営改善計画においても「学修の質保証の強化」が盛込まれており、今後、学長のリーダーシップにより教学マネジメント機能を充実し、大学運営会議、FD 委員会などを中心に大学の教育力を高め、内部質保証の機能を一層強化することを期待したい。

〈改善を要する点〉

○事業に関する中期的な計画の策定、教学マネジメントの機能性、理事の選任及び理事会・評議員会の開催方法に改善を要する事項があり、内部質保証の機能性が十分とはいえな

いため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

A－1．大学が持っている物的・人的資源の活用

A-1-①　地域活性化のために、大学と社会の連携を推進する体制の整備

A-1-②　大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の活用

A-1-③　大学と社会の協力関係

【概評】

大学は地域資源活用研究センターを設置し、大学の教育研究・諸活動等を地域活性化に生かせる体制を整備している。具体的には、「食と健康」「食生活によるコロナウィルス感染予防」「子育て者のための学び直し講座」など、大学の人的・物的資源を活用した数多くの公開講座や出前講座を実施し、地域の活性化に貢献している。また、弘前市教育委員会との協定による「学校教育体験実習」を単位化することにより、小学校教諭を目指す学生は、長期にわたる体験実習を通し資質・能力の向上に成果を挙げている。大学コンソーシアム学都ひろさき、大学 COC＋事業の一員として地域に根差した活動を行うとともに、「保健科学研究会」での活動では、学術的交流を通し地域の保健医療福祉の発展に貢献している。

法人が令和 3(2021)年に設置した社会連携推進室では、包括連携先と共同で学術研究の振興に取組み、令和 4(2022)年度からは、客員教員制度を設置するなど、関係機関との共同研究による研究の活性化を推進している。一方、令和 3(2021)年 6 月に包括協定を締結した株式会社まちなかキャンパスと連携した「生活創生カレッジ」では、学生や教職員が地域の人とともに学びを深めている。

大学の社会連携活動における学生の主体的な活動は、「一般社団法人日本善行会」及び「警察協力功労者」の表彰を受けるなど、地域・社会の貢献に寄与しているとともに学生の実践的な学びにつながっている。こうした社会貢献活動が受験生の志望動機に挙げられていることは、評価できる。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 44(1969)年度
所在地　　青森県弘前市清原 1-1-16

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

生活創生学部	健康栄養学科　こども発達学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 25 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 6 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

22 秀明大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、大学の個性である「常に真理を追究し、友情を培い、広く社会に貢献する人間形成を目的とする」という建学の精神及び校訓「知・技・心」に基づき、学則第１条に具体的かつ簡潔に明示し、入学案内、ホームページ、学生便覧などの各種媒体に掲載し、広く社会に表明している。

使命・目的及び教育目的の達成のために、5 年ごとの「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」を策定し、必要な具体的方策、教育環境の整備を毎年作成する「運営方針」に反映し運営している。三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を一層明確にして展開していくことを期待する。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定し、入学試験では全ての受験生に面接を課すなどして、アドミッション・ポリシーに基づく入試選抜を実施している。

教職協働による学修支援体制を構築し、特に担任教員を中心として学修、進路、就職などきめ細かい支援を行っている。学生生活を安定させるために、大学独自の学納金の減免、奨学金の給付制度を設けて学生に対する経済的な支援を行っており、学生生活に関する相談は、担任及び保健室、学生相談室に専門の担当者を配置して随時対応している。

学修環境は、校地、校舎、実習施設、図書館等を適切に整え有効に活用されている。学生の意見・要望への対応は、多様な方法によって把握し、関係部署が改善を実施している。

〈優れた点〉

○担任制度を設け、学修及び学生生活の課題、キャリア支援など一人ひとりにきめ細かい対応を行っている点は評価できる。

○教職員と連携・協力し、PCR 検査の無料実施体制を構築することにより、必要時に学内で検査を完結することができる設備を有している点は高く評価できる。

○新型コロナウイルスに感染した者やその疑いがあるものを隔離できる部屋を確保することにより、学修環境を整えている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

各学部において、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定し、ホームページ及び各学部の「履修の手引き」において学生に周知している。単

位認定、卒業認定基準を策定し、シラバスには授業計画及び成績評価基準などを明記し運用している。GPA(Grade Point Average)制度に関する規則を設け学修成果を客観的な数値で評価し、優秀者に対して成績表彰を行っている。教養教育の科目構成等は FD 委員会で検討し運営しているが、大学教育における教養科目の重要性に鑑み、全学的な視点を持った運用が期待される。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を精錬し、更なる PDCA サイクルを展開することを期待しつつも、三つのポリシーに基づいた全学部の学修成果は GPA 活用と授業アンケートを実施することで点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長の権限を「秀明大学組織規程」に明確に規定するとともに、学長を補佐する体制として、各学部長や事務局長等の幹部教職員をメンバーとした「運営協議会（幹部会)」を設置し、学長がリーダーシップを発揮する体制及び教学マネジメント体制を整備している。専任教員数は、大学設置基準、教職課程認定上の必要教員数及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の必要教員数を満たしている。教員の採用方針は、理事会で定めており、「秀明大学教員採用・昇任選考規程」「秀明大学教員資格審査規程」及び「秀明大学教員資格基準」に明確に定め、運用している。

SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、方針を明示しておらず、今後は計画的に遂行することが望まれる。

研究環境は整備し支援されており、適切な運用・管理を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人の経営は「秀明大学ガバナンスコード」によって大学の行動規範を明確にして運営し、財務状況も安定している。

使命・目的を反映させた「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」を定め、学部等が毎年策定する「運営方針」に反映させて年度末に検証している。危機管理マニュアルの整備は望まれるものの、全館 LED 化等による環境問題対策を実施し、学内に新型コロナウイルスの PCR 検査室を設けるなどして、安全な学生生活への支援体制を整えている。

理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備し、適切に運営している。理事会の重要事項の審議は、法人と設置校間で説明・協議しており、相互チェックは機能している。会計処理と会計監査は、学則との整合性を図ることが望まれるものの、適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価体制は、「秀明大学自己点検・評価に対する規程」に基づき、学長を委員長として各部門の責任者によって構成された全学体制となっている。大学にて検討している内部質保証の方針に基づいて、推進を図るとともに、その体制を全学的な組織で実行するための諸規則を整備し、責任体制を確立できるよう改善が必要であるものの、委員各々による「運営方針案」「運営方針の結果検証報告書」を通した PDCA サイクルは展開している。

総じて、大学は、建学の精神に基づき 5 学部を設置し専門教育を行うと同時に、実学教育、英語教育を重視した教育を行っている。学長のガバナンスのもと安定した財務基盤を有し、計画的に学修環境整備を実施している。担任制を強化した教職協働による学修支援体制を構築し、教育効果を高めている。

今後は、更に自己点検・評価の体制・機能を強化し、大学全体で内部質保証に取組んでいくことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.イギリス留学」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学校教師学部の全寮制による教員養成と高い教員就職率
2. 八千代市ならびに八千代市医師会からの要請に応えて設置した看護学部

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的を大学の個性である「常に真理を追究し、友情を培い、広く社会に貢献する人間形成を目的とする」という建学の精神及び校訓「知・技・心」に基づき、学則第 1 条に具体的かつ簡潔に明示している。

掲載媒体によって表現が異なる点は見受けられるものの、使命・目的及び教育目標を受けて、各学部・学科においても人材養成の目的を定めており、入学案内、ホームページ、学生便覧などの各種媒体にも明示・掲載している。

また、必要に応じて使命・目的及び教育目的を見直す体制が整備されつつあり、社会情勢の変化などに対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的の制定時には、理事会、教授会が関与・参画しており、役員・教職員に対する周知は学長が会議ごとに徹底して、行っている。学生には学生便覧、ガイダンス及び創立記念日に、対外的には総合案内、ホームページに掲載し周知の徹底を図っている。
使命・目的及び教育目的を踏まえて、5 年ごとの「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」を策定し、必要な具体的方策、教育環境の整備を整備している。使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させて、学部・学科等の教育研究組織の体制を一層強化することが期待される。

〈参考意見〉
○三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を一層明確にして、教育研究組織体制を強化し、具体的かつ計画的に展開していくことを期待したい。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定しており、大学案内・学生募集要項・ホームページへ掲載するとともに、オープンキャンパスでも説明し、受験生に周知している。

入学試験では全ての試験で面接を課し、アドミッション・ポリシーの理解度を確認するなど、アドミッション・ポリシーを理解した学生を受入れるよう努めている。

入学試験に関しては、学長を委員長とする入試委員会が統括し、入試問題の作成は、入試運営委員会が行い、関連する諸規則を整備しており、入学者選抜の組織を整備している。

看護学部の定員未充足に関しては、更なる努力を期待するものの、入学者定員に沿った学生数の受入れに努めている。

〈改善を要する点〉

○看護学部は平成 29(2017)年に開設以来、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、多様な対策を講じてはいるものの、収容定員を充足させるよう更なる改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生に対する学修支援を行う各種委員会及び会議を、教職員で運営しているほか、担任教員を中心とした複数年度にわたるきめ細かい支援や、秀明 IT 教育センター、イングリッシュ・サロンなどによって多岐にわたる支援を行っている。また、留学生に対して国際交流委員会による学修支援を行うとともに、学生の自主組織への指導・助言などを行っている。障がいのある学生への学修支援は基本指針などを制定し、それに基づいた委員会を設置し、学生課が対応を行っている。

オフィスアワーに関しては、種々のガイダンスや「総合教養演習」を利用して、対応できる時間帯を周知している。秀明 IT 教育センターでの SA(Student Assistant)、「教職支援センター」での学生との協働、留学生サポートのための日本人学生によるチューターなどのピア・サポートの体制をとっている。中途退学、休学に関しては、担任教員が初期対応を行い、学部長への報告を義務付けている。

〈優れた点〉

○担任制度を設け、学修及び学生生活の課題、キャリア支援など一人ひとりにきめ細かい対応を行っている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

担任教員を核とした学部の教員が、教育課程内外でさまざまなキャリア教育及びキャリア支援を行っている。特に、必修科目「総合教養演習」において、担任教員が複数年度にわたる継続的なキャリア教育を実施している。

インターンシップに関しては、独自の学内推薦インターンシップ制度を持ち、地域の企業との連携の上で運営している。

就職課は、きめ細かい進路指導・就職支援を行うとともに、キャリア教育、就職支援に外部人材を活用している。また、留学生の就職支援に関しては、国際交流委員会を中心に就職課、外部機関との連携のもとで行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導は、教員組織である学生部が学生課と連携を図り、支援を行い、適切に機能している。学生部は定期的に学生部会を開催し、学生の状況報告や情報共有を行っている。

日本学生支援機構奨学金等に加え、大学独自の学生生徒等納付金の減免、奨学金の給付制度を「秀明大学奨学生規則」に基づいて設け、学生に対する経済的な支援を行っている。

学生の課外活動に対しては、活動資金補助や大学施設の使用に便宜を図るなど、適切な支援を行っている。

学内に保健室及び学生相談室を設け、専任職員及び非常勤職員を配備して学生の健康相談などに対応している。加えて、電話にていつでも健康やメンタルヘルスに関する相談ができる「秀明大学健康サポートホットライン」を設置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準を上回っている。また、全ての建物が耐震基準を満たしている。教育目的達成のための設備として、運動場、イングリッシュ・サロン、

教職支援センター、観光ビジネス学部や看護学部の実習施設などの施設・設備を適切に整備し、各学部・各施設において有効に活用している。図書館は、適切な規模を有しており、適切な学術情報資料を確保している。教育目的のための ICT（情報通信技術）機器に関しては秀明 IT 教育センターが、運用の核となり、各施設に適切な利用環境と設備・機器を整え、相談体制も構築している。また、コロナ禍においては PCR 検査の無料実施体制を構築するなど安全な学修環境の整備を行っている。

全ての施設・設備のバリアフリー化に向けて、年次計画を立て、推進している。

授業科目を授業の様態によって 3 区分し、上限人数を設定し、超えた場合は履修制限を行い、履修の優先順位、履修に漏れた学生への対応などを適切に行っている。

〈優れた点〉

○教職員と連携・協力し、PCR 検査の無料実施体制を構築することにより、必要時に学内で検査を完結することができる設備を有している点は高く評価できる。

○新型コロナウイルスに感染した者やその疑いがあるものを隔離できる部屋を確保することにより、学修環境を整えている点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修に関しては「授業改善アンケート」を年 4 回行い、その結果をもとに授業改善に速やかにつなげている。また、学部長が新入生一人ひとりとの面談を行い、意見・要望があった場合は、関連部門と検討の上、改善を行っている。学修支援に関する学生の意見・要望は、担任教員による面談と担任教員が担当する「総合教養演習」での話合いの中で把握し、組織的な対応が必要な場合は、各学部会で議論し、対応している。

学生生活及び施設・設備に関しては、多様な方法によって学生の意見・要望を把握し、対応の必要があった場合は、関係部署にて対応している。

保健室には健康管理に精通した専任職員を配置しているほか、「秀明大学健康サポートホットライン」を設置し、24 時間体制で、電話健康相談やメンタルヘルスのカウンセリングが利用できる体制となっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを各学部で設定し､人材育成目的が明示され、それに対応する資質能力を示し、学生便覧及びホームページで公開し周知している。

各学部のディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定は全学統一した基準を策定し、卒業認定基準については、各学部において策定している。その内容については、ホームページ及び各学部の「履修の手引き」にて学生への周知を行っている。単位認定基準の適用に当たり、各科目のシラバスにおいて成績評価基準を明記している。作成されたシラバスは、教員の相互分担により記述内容の確認等を行っている。

また、GPA 制度に関する規則を設け学修成果を客観的な数値で評価し、優秀者に対して成績表彰を行っている。卒業については、判定会議と教授会の議を経て、学長が認定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを各学部で設定し、学生便覧及びホームページで公開し周知している。

各学部のカリキュラム・ポリシーの項目は、各学部のディプロマ・ポリシーの項目と対応し作成しており、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性を明示することで、一貫性を可視化し、学生に周知している。教養教育は、英語と情報に関する科目を中心とした「総合基礎科目」と、幅広く学ぶ「総合共通科目」により実施している。履修登録単位数

の上限についても適切に設定され、単位制度の実質を図っている。教授方法の工夫・開発の取組みとしては、担任制の導入や総合教養演習を取入れているほか、各学部では必要性に応じた授業の工夫を行っている。また、大学の使命・目的に照らした総合的な運用が望まれるものの、全学 FD 委員会による「研究発表会」を開催し、教員の教育内容、研究内容に関する相互理解を促進し、授業方法を学び合う機会として機能している。

〈参考意見〉

○教養教育の科目構成等は FD 委員会で検討し、科目区分によって運用する体制を整えているが、大学の使命・目的に照らし合わせて、全学的に教養教育を精錬し運用する体制が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

全学部共通の学修成果の点検・評価方法として、三つのポリシーに基づいた多様な学修成果の把握や全学的な取組みの充実などが求められるものの、GPA 活用と授業アンケートを実施することにより把握している。学部ごと、学年ごとの GPA 分布を公開し、各学部間の比較、学部内での経年的比較により学修指導の把握と改善につながる資料として活用している。また、授業アンケートは、1 学期に 2 回実施し、アンケート結果は FD 委員会で分析され、「不満な点がある」の割合が高い教員について、同教員の所属学部の学部長に連絡を行い、必要に応じて学部長はアンケート結果をフィードバックし、授業改善を検討するよう促している。

〈改善を要する点〉

○卒業時及びそれ以降の学生の学修成果の把握については、就職状況の調査・大学院進学者の把握に加えて、三つのポリシーを踏まえた多様な尺度に基づき、点検・評価を行うよう改善が必要である。

○学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックさせる仕組みや運営は学部・学科単位では行われているが、現状の取組みと連動させて全学的な取組みが行われていない点は改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「秀明大学組織規程」に学長の権限を明確に規定している。学長を補佐する体制として、各学部長や事務局長等の幹部教職員をメンバーとした「運営協議会（幹部会）」を設置し、学長がリーダーシップを発揮する体制を整備している。「教授会意見聴取事項」に、学長が教授会に意見を聴く事項を定め、周知している。

教学マネジメントの方針などを明確化し、機能性の更なる向上が望まれるものの、「秀明大学事務分掌規程」に事務各課の所掌事項として、各種「委員会に関すること」を定め、教職協働に配慮した教学マネジメント体制となっている。また、同規程の事務各課の所掌事項には、教学マネジメントに係る事項も明記しており、役割の明確化を図っている。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの方針とその編成方針が明確となっていないため、現在の計画を着実に実行し、教学マネジメントの機能性の更なる向上が望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は、大学設置基準を満たしている。また、教職課程認定上の必要教員数及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の必要教員数を満たしている。教員の採用方針は、理事会で定めており、採用は公募制で行っている。採用・昇任については「秀明大学教員採用・昇任選考規程」「秀明大学教員資格審査規程」及び「秀明大学教員資格基準」に明確に定め、運用している。

FD については、FD 委員会によって組織的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、大学の取組み方針を明示していないものの、学校法人秀明学園就業規則第 4 条に、「教職員は、その職責遂行のため、自発的に研修に励み、かつ、学校又は各種団体等の行う研修を受け、資質の向上に努めなくてはならない」と規定し、実施している。

学長、校長、事務局長、事務部長が協議し、年 2 回実施する職員研修会は事務職員のみへの案内及び参加にとどまっているものの、ハラスメント研修及びコンプライアンス研修は全教職員への参加を求めている。

また、事務職員へは学外のさまざまな研修会への参加を指示し、資質・能力の向上に努めている。

〈参考意見〉

○SD に対する大学の取組み方針が示されていないので、方針・年間計画・担当部署等を定めた SD に関する規則の制定が望まれる。

○SD については、事務職員を対象とする研修は行われているが、教員や大学執行部を含めて実施することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と運営・管理に関しては、各専任教員に、研究室が用意されており、加えて、研究・教育活動に必要な設備・施設等を整備している。

研究倫理の確立と厳正な運用については、「秀明大学研究倫理委員会規程」を定め、厳正な研究倫理審査を実施しているほか、適正な研究活動のために必要な規則を整備している。また、「公的研究費等の適正な取扱いに関する規程」や「秀明大学科研費ハンドブック」を作成し、厳正に運用している。

研究活動への資源配分については、「秀明大学個人研究費及び学会出張旅費に関する規

程」を定め、また、外部競争資金の導入については、毎年、科学研究費助成事業の公募に際し手続きを中心に支援し、全教員に対し応募を促している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の経営は、「学校法人秀明学園寄附行為」「学校法人秀明学園寄附行為施行規則」「学校法人秀明学園理事会業務委任規則」などに基づき、行っている。また、「秀明大学ガバナンスコード」を定めており、大学の行動規範は明確になっている。

中期的な計画として、使命・目的を反映させた「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」を定めている。この中期計画は、学部等が毎年策定する「運営方針」に反映させてあり、年度末に検証している。

全館 LED 化などによる環境問題対策を実施し、環境整備計画も策定している。ハラスメントや公益通報の規程を整備し、人権に配慮している。学生・教職員の安全配慮として、避難訓練を実施しているものの、学生・教職員に対する更なる安全への配慮のため危機管理マニュアルについての整備が望まれる。

〈参考意見〉

○危機管理規程はあるが、危機管理マニュアルが未整備となっているため、マニュアルを策定し、学生・教職員に対する更なる安全への配慮が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の運営は、「学校法人秀明学園寄附行為」及び「学校法人秀明学園理事会会議規則」

に基づき行っている。また、理事が適切に職務執行できる体制の整備に努めており、適切に運営している。

理事の人数は、私立学校法及び「学校法人秀明学園寄附行為」の規定を満たしており、適正である。理事の理事会出席状況も良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会に理事長兼務の学長、事務総長及び学校教師学部長が参画するとともに、これらの理事が大学内の組織である、「運営協議会（幹部会)」や「全学教授会」等のメンバーとなっており、相互に意思伝達を行っている。また、これらの会議体で教職員の提案をくみ上げている。「学校法人秀明学園・秀明大学内部統制規則」を定め、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。

理事会の重要事項の審議は、法人と設置校間で説明・協議しており、相互チェックは機能している。監事は、寄附行為に基づき適切に選任されており、理事会・評議員会へ出席し、意見を述べている。評議員会の運営は、寄附行為に基づき行っており、評議員の出席は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は、「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」と毎年度の事業計画に基づいて行い、学生寮の新設などの学内施設の新規取得や整備においても、自己資金で賄っており、適切な財務運営を行っている。

大学単体では、基本金組入前当年度収支差額は支出超過が続いているが、要因を分析し、改善に取組んでいる。法人の基本金組入前当年度収支差額は、収入超過を継続しており、借入金も全くなく、財務基盤は確立し、収支バランスを確保している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人秀明学園経理規程」「学校法人秀明学園経理規程施行細則」及び「学校法人秀明学園固定資産及び物品管理規程」に基づいており、入学辞退者の授業料等返金についての規則等の整備が望まれるものの、公認会計士の指導のもとで適正な会計処理を実施している。

会計監査については、公認会計士と監事が連携し、厳正に実施している。合わせて、常勤監事の新設や常勤の内部監査室長の設置により、監査体制の充実に取組んでいる。

〈参考意見〉

○入学辞退者の授業料等返金手続きについては、学則と返金時の対応について整合性を図るよう規則等の整備が望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「秀明大学自己点検・評価に対する規程」を整え、自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、FD 委員長が副委員長を務め、他に 5 学部長、教務部長、入試委員長、学生部長、就職部長、図書館長、秀明 IT センター長、事務局長等で構成され自己点検・評価体制は全学体制となっている。内部質保証の方針に基づいて全学的な観点から審議し、改善・改革の指示、その成果の確認、改善・改革の内部質保証の組織体制及び責任体制を強化していくことを期待するものの、委員ごとによる「経営方針案」「経営方針の結果検証報告書」を通した PDCA サイクルは展開している。

〈改善を要する点〉

○内部質保証の方針について明確化した上で、内部質保証を推進し、組織や責任体制を整備するよう改善が必要である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価としては、組織活動の評価システムと個人の評価システムによって機能しており、その結果は各部会連絡会で責任者から伝達することにより、各部署の次年度の活動方針となっている。

データは､各部署が定期的に収集して現状把握に努め､速やかに内容を分析したのちに、教職員間で情報共有を図っており、授業担当者へのフィードバックや授業担当者や担任にフィードバックを行い、学生との面談・指導など必要な対応を行っている。

三つのポリシーを起点として学修成果を可視化する指標の整備は、機関レベルの指標も整え自己点検・評価を実施するよう改善を要するが、科目レベル及び学部レベルで行っている。自己点検・評価報告書はホームページで公開している。

〈改善を要する点〉

○三つのポリシーを起点とした学修成果を把握し、内部質保証のための自己点検・評価を組織的に実施するとともに、全学的に結果の共有を行うよう改善が必要である。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の推進体制として、自己点検・評価委員会を設置し、委員である各部署の責任者によって、各組織の情報収集、分析、評価を行い、次年度のプランづくりへと PDCA サイクルを展開している。

令和 4(2022)年から行う「秀明大学中期計画 2022 年度～2026 年度」では、第 2 期中期計画の達成状況や認証評価結果を踏まえ、「教育の質保証と情報公表の促進」「ガバナンス体制の強化等」を掲げ大学運営に取組んでいる。

三つのポリシーを起点とした教育の質保証の全学的な取組みは緒に就いたばかりで、規則等の改正・整備を行い、大学は内部質保証の組織体制を確立し、大学運営の改善・向上が推進するように機能させていくことが必要であるものの、学部・学科レベルでの教育の質活動とその結果に対する改善に取組んでいる。

〈改善を要する点〉
○全学的な内部質保証のシステムが十分に機能していない点は、大学が示している計画に基づき、改善が必要である。
○内部質保証の運用実態はあるものの、規則等の改正・整備ができていない点は、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．イギリス留学

Ａ－1．イギリス留学による人材育成
Ａ-1-①　インターナショナルマインドの涵養
Ａ-1-②　英語による表現力向上

【概評】
イギリス留学による人材育成システムは、各学部において必要とされる語学コミュニケーション能力を涵養するため各学部で開発されたプログラムであり、また、全ての学生が4 年間の大学生活の中で留学を実現できるよう、単位化、体系化している。このことにより、学生の語学への関心が高まり、また、修学意欲も高まっている。イギリスに大学の留学施設である CCC 秀明カンタベリー大学(Chaucer College Canterbury)を設けて、30 年にわたって英語力と人間力の向上を目指すプログラムを実施し、充実させている。また、CCC 秀明カンタベリー大学は、イギリスの教育機関評価認定団体である BAC(British Accreditation Council)のメンバーであるとともに、平成 25(2013)年 12 月以降ブリティッシュ・カウンシル(British Council)から語学学校としての認可も受けている。
正規の授業のほか、留学先での多種多様な課外活動としてホームステイ、夜間英会話レッスン、ボランティア活動等を用意し、文化的な背景も理解して、総合的に直接英語学修に取組める機会を与え、「使える英語」の習得と国際感覚を磨く場の提供を目指している。その結果として、学生のインターナショナルマインドを涵養し、英語による表現力向上及び国際的交流の素養を育成している。
大学の教育目的、各学部カリキュラム・ポリシーと連関させて、丁寧に策定し、海外研修の安全面にも十分な注意を払って実施しているプログラムであり、高く評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．学校教師学部の全寮制による教員養成と高い教員就職率
2022 年 3 月卒業生の正規教員採用率は 61.1%（2021 年は 61.6%）、臨時任用を合わせた教員就職率は 92.0%（2021 年は 86.7%）である。こうした結果を残すことができている最大の要因は、本学部の特色である「全寮制」にある。
急激に変化する社会や学習指導要領に改定に伴い、教師に求められる資質能力は多様化

しているが、どのような時代になっても「子どもたちのために」という強い使命感と人間性豊かな教師が求められることに変わりはない。本学部入学を希望する学生は、集団生活である全寮制の生活を送っても「教師になりたい」という強い意志を持つ者であり、入学後の 4 年間の「全寮制」の教育によって、教師に必要なコミュニケーション能力や対人関係構築能力、忍耐力、役割と責任、思いやりの心などを育んでいる。また、全寮制だからこそ可能になる「夜間学修」（大学教員が行う「夜間講座」を含む）により、教師に求められる「確かな専門的知識」を獲得している。

2. 八千代市ならびに八千代市医師会からの要請に応えて設置した看護学部

本学看護学部は、2014 年 9 月の八千代市からの看護学部設置要請および 2015 年 6 月の「八千代市看護師確保の相互連携・協力システムに関する覚書」の締結に基づき、2017 年 4 月に設置した。その目的は、八千代市の看護師を確保し、医療体制を安定的に継続させるとともに、質の高い医療体制を構築することであり、覚書の第 3 条には、看護学部は養成する看護師が市内に定着するよう対策を講じるものとすると明記されている。

看護学部は、開設時から「幅広い教養と豊かな人間性、倫理的感受性」「グローバルな広い視野と看護職に必要な英語力」「地域の医療専門職と連携・協働し、看護の専門性を発揮する力」などの 7 つのディプロマ・ポリシー（DP:育成する人材に修得を期待する能力）に基づき、質の高い看護職の育成を行ってきている。その結果、1 期生・2 期生の卒業生 66 名全員が看護師国家試験に合格し、看護師・保健師として就職している。主な就職先は東京女子医科大学附属八千代医療センター29 名で、八千代市の医療機関には 32 名（49%）が就職し、八千代市周辺の医療機関にも 26 名（40%）と、卒業生の 9 割は八千代市および八千代市周辺の医療機関に就職している。なお、主な就職先である東京女子医科大学附属八千代医療センターからも高い評価をいただいており「新入職員として、大変優秀な方々をお受けしているので、大切に育成し、その方らしく成長できるように支援したいと思います。」との言葉を頂戴している。以上のように、秀明大学看護学部は、地域が必要とする看護師の育成において、数の上でも質の上でも十分に地域貢献しているといえる。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 63(1988)年度
所在地　　千葉県八千代市大学町 1-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
学校教師学部	中等教育教員養成課程
看護学部	看護学科
総合経営学部	企業経営学科

英語情報マネジメント学部	英語情報マネジメント学科
観光ビジネス学部	観光ビジネス学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 25 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 10 日	実地調査の実施　　10 月 11 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 12 日	10 月 12 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

23 尚美学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人尚美学園の建学の精神である「智と愛」を踏まえ、大学の使命・目的を学則に規定し、「創造力と表現力並びに実践力を有する人材を育成する」という大学の個性・特色を、学生を含め、学内で共有している。大学では学部・学科ごとに、大学院では研究科・専攻ごとに教育目的を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。建学の精神を踏まえて中長期計画を作成し、各年度の事業計画に反映している。また、社会状況に対応するために、事業計画に目標課題などを示し、組織的に大学の使命・目的及び教育目的を見直している。

〈優れた点〉

○音楽系大学として、従来のクラシック音楽のみならず、社会の変化に対応し既存の枠にとらわれない新しい分野における教育を提供していることは評価できる。

「基準２．学生」について

学部・学科ごとに偏りはあるものの、学生の受入れ状況は概ね適正である。学科ごとのアドミッション・ポリシーの定めについて一部課題があるものの、学生募集要項に学部ごとのアドミッション・ポリシーを明記し、それらに基づいた選抜方式、方法で適切に入学者選抜を行っている。教職協働による学修支援体制を整備し、TA(Teaching Assistant)及び SA(Student Assistant)による学修支援の補助業務に加えて、教員による「アドバイザー制度」が機能しており、学生に関する情報を学内で共有している。

修学に課題がある学生に対して「学生総合アシスト室」を設置し、保健室及びカウンセリングルームと連携した学生サービスを手厚く行っている。

課外活動においては学生が自主的に活動し、地域社会からの期待を集めている。全学生が所属する学友会の代表者との「学友会代表者会議」を学生課が支援し、学生の意見・要望を聴取している。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、大学では学部ごと、大学院では研究科専攻ごとに定めており、ホームページなどで公表・周知している。これを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、大学院修了基準を学則に定め、学生ハンドブックなどで周知している。成績評価方法及び評価基準をシラバスに記載し厳格に運用している。

ディプロマ・ポリシーと一貫性があるカリキュラム・ポリシーを策定し、「生きる力」「人間力」を身に付ける教育を基本としている。三つのポリシーを踏まえ、学修成果を大学独自のアセスメント・ポリシーに基づき、「専門知識・学力」「創造力」「論理的思考力」「主体性」「課題発見力」「問題解決力」「コミュニケーション力」「表現力・プレゼンテーション力」の 8 項目から多面的に点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長が教育研究評議会、自己点検・評価委員会の議長としてリーダーシップを発揮し、教授会を通して学内の合意を形成している。

学長補佐体制として、副学長及び「大学戦略・IR 室」を整備し、権限を分散し、PDCA サイクルを踏まえた教学マネジメント体制を適切に構築している。令和 4(2022)年度から LMS(Learning Management System)を導入したところであり、今後の本格稼働が待たれる。

授業アンケートによる授業評価結果に基づき顕著な教育実績を挙げた教員を対象とした「ベストティーチャー」表彰制度がある。また、SD(Staff Development)研修にオンデマンド型研修制度を導入し、教職員の知識・技能の習得、能力・資質の向上に寄与している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学の運営に関する諸規則をそれぞれ適正に整備している。「尚美学園大学ガバナンス・コード」を作成し、寄附行為に基づき、法人運営を適切に行っている。

大学経営会議を月 1 回開催し、教育・研究及び人事に関する基本事項、大学運営に関する事項などを協議、審議、調整している。また、教育・研究に関する事項については、教育研究評議会が教授会、研究科委員会との意見調整などを担当している。このほか「専任教職員連絡会議」「課長会議」などの会議体を通じ学内の意思疎通を図っている。

学生を安定的に受入れることにより収入を確保するとともに、中長期計画に基づき適切な財務運営が確立していることで、健全な財務基盤を確立している。

「基準６．内部質保証」について

三つのポリシーを踏まえ内部質保証を担保するため「尚美学園大学内部質保証に関する方針」を策定し、自己点検・評価委員会などの組織体制・役割を明示している。「尚美学園大学自己点検・評価委員会規程」を整備し、同委員会の組織体制、責任体制を規定している。同委員会が、年度ごとの基本方針及び点検項目を決定し、毎年度自己点検・評価報告書を作成し公表している。

自己点検・評価を促進するため、「専任教職員連絡会議」において教職員の自発的な自己点検・評価活動を促している。「大学戦略・IR 室」が、学長の指示を受け、自己点検・評価活動のデータの収集・分析を担当するなど、学長を中心とした内部質保証の体制は適切に機能している。

総じて、クラシック系音楽の演奏家等の育成を主な目的とした従来の音楽系大学が学生募集に苦慮する中で、クラシック系以外の新しい分野を取入れ、学生数を確保している。

建学の精神を守りながら、教育目的と大学の特色を生かし、地域に根差した教育機関として地域社会も認識し、学生もこれを理解している。音楽系大学の一つのあり方として、大学の今後に注視したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人尚美学園の建学の精神である「智と愛」を踏まえ、大学の使命・目的を学則第 1 条に規定している。また、学則第 1 条の 2 において学部・学科ごとの教育目的を具体的に明文化している。教育目的については、大学では学部・学科ごとに、大学院では研究科専攻ごとに、それぞれ箇条書きで簡潔に定めている。大学の使命・目的に記載のある「創造力と表現力並びに実践力を有する人材を育成する」ことを大学の個性･特色としている。

音楽系大学がクラシック音楽を中心に教育している状況において、急速に変化する社会情勢に対応し、新しい分野への展開を図るため平成 27(2015)年度事業計画に教育の基本ポリシー、「教育・専門・キャリア」教育の達成目標及びゼミ運営の目標課題などを示し、平成 29(2017)年度に「大学改革プロジェクト」を立上げて、大学の使命・目的及び教育目標を見直した。

〈優れた点〉

○音楽系大学として、従来のクラシック音楽のみならず、社会の変化に対応し既存の枠にとらわれない新しい分野における教育を提供していることは評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の策定に当たり、教育研究評議会、大学経営会議での審議に教職員が参画し、最終的に決定する理事会において役員が関与している。使命・目的及び教育目的は、教員ハンドブック、学生ハンドブック及びホームページにおいて掲載し、学生へのオリエンテーションなどでも説明している。
使命・目的及び教育目的の達成に向け、建学の精神を踏まえて中長期計画を作成している。この中長期計画を踏まえ、各年度の事業計画及び予算編成を行っている。また、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映し、教育研究組織を適宜見直している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
大学は学部ごとに、大学院は専攻ごとに学則第 1 条の 2 に示す教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、オープンキャンパス、高校訪問、大学説明会などで周知している。
学科ごとのアドミッション・ポリシーの定めについて一部課題があるものの、学生募集要項に学部ごとのアドミッション・ポリシーを明記し、それらに基づいた選抜方式、方法で適切に入学者選抜を行っている。学生募集・入学試験委員会は、種々の教育関連の情報をもとに入学者選抜制度の検証を行っている。
学生の受入れ数については、一部の学科で収容定員を大幅に超えている状況であるが、

大学全体としては概ね適正である。

〈改善を要する点〉

○芸術情報学部情報表現学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超えている点について改善を要する。

〈参考意見〉

○学部ごとにアドミッション・ポリシーは定められているが、学科が複数ある芸術情報学部においては学科ごとに定めることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的な組織である教務委員会が教職協働による学修支援体制の中心となり、教育課程の運用及び学修支援に関する諸問題について協働して審議、決定している。

「ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程」に基づき、TA を学部学生に対する講義、演習等の教育・研究活動の補助業務に従事させ、2 年次以上の学部生からなる SA を情報系科目に配置し、情報教育推進の一助としている。また、専任教員がアドバイザーとなり学生の相談に応じる「アドバイザー制度」を通して一人ひとりに寄添う学生支援ができている。障がいのある学生に対しては、「学生総合アシスト室」が、合理的配慮や施設改修を検討し円滑な学生生活への配慮をしている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教養科目の科目群にキャリアの分野を設定し、教育課程の中で自己開発や職業力の向上を図っている。また、インターンシップ科目を教育課程の中に配置し、主に 2、3 年次生を対象としたインターンシップ活動を行っている。

教育課程外では、「キャリア・インターンシップ委員会」が主導する計画的なキャリア教育の運営と、キャリア・就職課を中心とした学生の個性に応じた相談・支援を行い、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「アドバイザー制度」や学生委員会、国際交流委員会、学生課を設置し、教学部門と事務局が連携協力した学生サービス・厚生補導体制を構築している。

経済的支援として独自の特待生制度、各種奨学金のあっせんのほか、各種検定試験の受験料助成を行っている。

学生の課外活動は、全学生所属の学友会の代表者による「学友会代表者会議」が統括し、企画・運営している。「学友会代表者会議」の顧問は学生部長が務め、サークル顧問や学生課が運営を支援している。

学生の健康問題に対応するために、学生課が主管する保健室とカウンセリングルームに看護師と公認心理師を配置している。「学生総合アシスト室」では、障がいのある学生の支援のほか、さまざまな学生の支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、教育・研究に資する施設・設備を整備し、設置基準を満たしている。演習室、実習室として、プロ仕様の映像スタジオや録音スタジオ及び映像編集室など充実した設備が整っている。

図書館は、十分な蔵書を備え、無線 LAN によるオンライン授業の受講を可能とする閲覧席を有している。

全ての建物は耐震基準を満たしており、建物内外の段差の解消のほか、自動ドア、エレベータ、多目的トイレ・駐車場、車椅子用教室机の設置などバリアフリーに対応している。

また、講義、演習、実技、レッスンのさまざまな授業の形態に応じて、適切な学生数で行うよう配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望について、アドバイザーや学生課窓口、学友会目安箱、カウンセリングルーム、学友会各部会の月次定例会、「学生総合アシスト室」などを通じて把握している。その他、「学友会代表者会議」や大学関係者との顔合わせ会において、大学と学生の意見交換の場を設けている。
くみ上げられた意見・要望は、内容に応じて学生委員会などさまざまな部署で協議し、改善に取組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
学部及び大学院の専攻ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブックなどで公表・周知している。
また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、大学院修了基準を学則に定め、学生ハンドブック、教員ハンドブック、オリエンテーションなどで周知している。
授業科目ごとの成績評価方法と評価基準をシラバスなどにおいて明示しており、これらの基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブックなどで周知している。

学部学科ごとに専門性に対応した複数のコースを設定して、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。「キャリア対策講座」などの一部の科目を除き、学部・大学院の授業科目についてシラバスを整備している。学士課程では学期ごとに履修登録できる単位数の上限を定め、単位制度の実質を保っている。教養科目は、学生の可能性を最大限に引出せるように編成している。学科・コースの分野ごとにアクティブ・ラーニングを意識した演習・実技・ワークショップ科目を設置している。また、教務委員会が教育課程に関する改善に向けた検討を行っている。

〈参考意見〉

○「キャリア対策講座」「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は資格試験合格やインターンシップへの参加を単位修得要件とする科目であるが、学生に不利益が生じないようにシラバスを作成することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケートと就職先企業等へのアンケートを通じて、三つのポリシーのうち特にディプロマ・ポリシーとして学生に求める資質・能力を「専門知識・学力」「創造力」「論理的思考力」「主体性」「課題発見力」「問題解決力」「コミュニケーション力」「表現力・プレゼンテーション力」の八つに分類し、それらを学修成果として点検・評価している。

授業評価アンケートを実施し、結果の点検・評価を自己点検・評価委員会で行い、学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育研究に関わる意思決定は、学部長を議長とする教授会の意見を踏まえ、教育研究評議会において審議し、学長が迅速・機動的に決定している。また、「尚美学園大学教授会規程」により教授会が学長に意見を述べることを、「学長裁定」により学長が教授会に意見を聴くことを定め、学長の意思決定の仕組みを適切に構築し、リーダーシップを発揮している。

副学長による学長の補佐体制を整備し、加えて、学長直轄の「大学戦略・IR 室」を設置し、権限分散と PDCA サイクルを踏まえた教学マネジメントの体制を適切に構築している。

「学校法人尚美学園事務組織規程」により事務組織体系、事務分掌及び職務内容を明確に定め、大学の運営に必要な組織と職員を配置し、機能的な業務執行の体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科における教員については、必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は、「尚美学園大学教員任用委員会規程」「尚美学園大学教員資格審査基準」「尚美学園大学教員任用及び昇任にかかる業績審査方針」を定め、適切に運用している。採用に当たっては、国立研究開発法人科学技術振興機構の「研究者人材データベース」や

ホームページを利用した原則公募によるものとしている。

FD 活動は、自己点検・評価委員会が主導し、学生授業評価結果の活用や LMS といった教育新技術の習得などのテーマについて研修を行い、授業の質向上、教員の能力向上に向けた取組みを実践している。

また、授業アンケートによる授業評価結果をもとに教育実践に顕著な成果を挙げた教員を「ベストティーチャー」として表彰し、教員の士気高揚に寄与している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の知識・技能の習得、能力・資質向上を目的として、SD 研修を体系的に実施するためオンデマンド型研修を導入し、教職員がそれぞれの興味や都合に応じて受講できる体制を整えている。ハラスメント及び高等教育の基礎的な法令や業務に関する研修は、全教職員を受講対象とし、テスト受験・レポート提出を課して受講を奨励している。受講完了率は高く、能力・資質向上に寄与している。

人事考課制度を年 2 回実施し、人事考課の結果を「職員の人事考課に基づく昇降給・昇降格について」に基づき給与に反映している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「個人研究費に関する規程」を定め、専任教員に対して研究計画書に基づき個人研究費を配分している。年度末には個人研究費使途報告書、個人研究報告レポートの提出を求め、使用状況を把握し適正に管理している。また、専任教員には研究室を割当て、「研究室使用規程」を定めて適正に使用している。

研究倫理に関しては「研究活動の不正行為防止等に関する規程」「機関経理経費及び公的研究費の不正使用防止に関する規程」「人を対象とする研究に関する倫理規程」「利益相反マネジメント規程」を定め、高い倫理性と適正な研究活動の実施を求めるとともに、全ての専任教員に日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」の受講及び修了証の提出を

義務付けている。
外部資金に関しては外部講師による研修会を開催し、獲得を支援している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
法人及び大学は、教育基本法及び学校教育法等の法令を遵守し、学内諸規則を整えるとともに、ホームページに、法令で定める教育情報及び財務情報の公開に加えて「尚美学園大学ガバナンス・コード」を表明し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。
寄附行為に基づいた大学経営会議及び学則に基づいた教育研究評議会を設置し、経営及び教学の重要事項を協議する体制を構築し、中長期計画にのっとり、法人及び大学の使命・目的の実現に向けて取組んでいる。
省エネ機器への順次転換やリサイクル運動を行うなど省エネルギー、エコロジー対策を講じ、環境保全に留意し、「尚美学園大学防火・防災規程」「尚美学園大学危機管理規程」を定め、避難訓練を実施するほか、AED（自動体外式除細動器）を学内各所に設置し、安全の確保に努めている。また、「学校法人尚美学園行動計画」「学校法人尚美学園公益通報に関する規程」「学校法人尚美学園個人情報保護規程」「尚美学園大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、人権保護や女性の活躍に配慮している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的を達成するために、寄附行為において理事会を最高意思決定機関として定め、法人の管理運営に関する重要案件を審議し、評議員会の提言を踏まえ決定している。
理事を寄附行為に基づき適正に選任し、理事は、建学の精神を理解し、法人の健全な管

理運営に向けて学識や経験を生かしている。

令和 3(2021)年度においては、全ての理事会をオンラインで開催し、理事及び監事全員が出席している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、法人を代表しその業務を総理し、法人の運営に関しリーダーシップを発揮している。理事長を議長とする大学経営会議と学長を議長とする教育研究評議会及び「連絡調整会議」を定期的に開催し、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、適切な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。その他、教授会や「専任教職員連絡会議」「課長会議」などの各会議体を通じ、教職員間の提案、意思疎通の仕組みを整え、各管理運営機関の相互チェック、各種調整及び意思決定プロセスの円滑化を図っている。

監事を寄附行為に基づき適正に選任し、監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査を行い、監査報告書を作成している。

評議員を寄附行為に基づき適正に選任し、評議員会は、理事長からの諮問事項について審議の上、意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

安定した財務基盤を確立するため、人件費比率・教育研究費比率などについて目標値を定め、収支のバランスを取りながら財務基盤を確立している。教員の定年退職や教育内容の充実を踏まえ採用計画や財務中期計画を策定し､それらに基づく財務運営を行っている。学生生徒等納付金収入は学生数の増加により前年度より増えており、安定した財務基盤に貢献している。

補助金を獲得するための取組みを強化し、施設整備に関する補助金を積極的に獲得している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準等に基づき「学校法人尚美学園経理規程」「学校法人尚美学園金銭管理規程」を定め、適切な会計処理を実施している。予算執行・入出金に関する事務処理の流れや注意点は「教員ハンドブック」「専任教職員連絡会議」などで周知徹底を図っている。総務課・経理課の担当職員が稟議（りんぎ）書や証ひょう類の確認を行い、予算を適正に管理している。

「学校法人尚美学園監事監査規則」「学校法人尚美学園経理規程」に沿って監査法人・監事・学内担当者で監査体制を構築し、監査計画を策定して会計監査を厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

全学的な方針である「尚美学園大学内部質保証に関する方針」を策定し、学内の各部署をはじめ、自己点検・評価委員会、教育研究評議会、大学経営会議が、自己点検・評価に関するそれぞれの役割を明示している。また、同方針には、組織的な手続きについても規定している。

学長が委員長である自己点検・評価委員会が内部質保証を担うよう組織を整備している。その責任体制については「尚美学園大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条に明確に規定し、学長を中心とした責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会が、自主的・自律的な自己点検・評価を行うため基本方針・評価項目を決定し、各部署に点検・評価の実施を指示し、自己点検・評価報告書を毎年度作成し、ホームページで公表している。

改善事項がある場合は、翌年度の事業計画に改善内容を反映し、毎年 4 月に開催している「専任教職員連絡会議」などを通して全専任教職員に通知し、自発的な見直しに努めている。

現状把握に必要な調査・データ収集・分析は、学長の命を受けた「大学戦略・IR 室」が担当しており、各所属部署と連携しつつ組織横断的に活動している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、大学独自のアセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで多面的に評価を行っている。大学運営全体の質保証については、各部署の事業計画の進捗状況を学長が評価し、その結果を教授会や教育研究評議会で報告している。中長期計画の達成状況は、大学経営会議で検証し、その結果を理事会に報告した上で、専任教職員に通知するとともに、ホームページなどを通じて学外に公表している。

日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の結果を中長期計画に反映し、設置計画履行状況等調査で指摘された事項についても、改善に向けて努力している。

内部質保証を担保するための PDCA サイクルは、学長のリーダーシップにより大学全体で組織的に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献

Ａ－1. 地域貢献、生涯教育

A-1-① 2 音大クラシックコンサートの実施

A-1-② ワクチン接種（大学拠点接種）

A-1-③ 埼玉県リカレント教育事業

【概評】

地域への貢献活動の一つとして、同じ埼玉県川越市内にキャンパスを構える東邦音楽大学と「2 音大クラシックコンサート」を毎年開催している。このコンサートは市内及び周辺地域の住民から好評を得ており、地域社会とのコミュニケーションを深めながら、地域の文化芸術振興に貢献している。

新型コロナワクチンの接種会場として学内施設を提供し、学生・教職員とその家族、キャンパス内に勤務する委託業者、近隣の教育機関の学生及び教職員など、広く申込みを受付け、ワクチン接種（大学拠点接種）に取組んでいた。大学拠点接種によるワクチン接種の加速化は、地域の負担を軽減するとともに、感染拡大の抑止、安心・安全の提供につながったといえる。

また、生涯教育の一環として、埼玉県及び県内の他大学との協定のもと、埼玉県在住の55 歳以上の人を対象としたリカレント教育事業に参画し、地域に生涯学習の場を創出している。その他、川越市や近隣のふじみの市と連携し、市民向けの公開講座や小学校・中学校での異文化交流会など、地域貢献活動を長きに渡り継続している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　埼玉県川越市豊田町 1-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術情報学部	情報表現学科　音楽表現学科　音楽応用学科　舞台表現学科
総合政策学部	総合政策学科　ライフマネジメント学科※
スポーツマネジメント学部	スポーツマネジメント学科
芸術情報研究科	情報表現専攻　音楽表現専攻
総合政策研究科	政策行政専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催

9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

24 女子栄養大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」ことを教育理念とした使命・目的及び教育目的は、大学の個性や特色を具体的で簡潔な表現で明示し、学則・学生要覧・大学案内・ウェブサイトなどを通じて学内外に周知している。また、法人の歴史や教育実践の内容を積極的に発信し、外部との意見交換によって社会情勢の変化や社会からの要請に対応している。

使命・目的及び教育目的を達成するため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を中長期計画や事業計画に反映しながら大学教育全体の整合性と充実が図られるよう適宜見直しや改善に努めており、役員、教職員の理解と支持を得ている。教育組織及び研究組織はそれぞれ円滑に運営できるように整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性を図り、ウェブサイトなどで周知している。多様な学生の受入れのため各種の入試を実施し、全ての学科で適切な入学者数を受入れている。教職協働による学修支援体制を整備し、配慮を要する学生に対しては規則を定め支援しており、TA(Teaching Assistant)や SA(Student Assistant)の制度も導入している。職業意識を高めるキャリア支援科目を設け、専門職の養成に必要な学外実習・臨地実習・インターンシップなどのための各種の委員会やセンターを設置している。

担任制度や学生生活委員会など学生サービスの組織を整え、各種奨学金制度の整備や学友会活動の支援を行っている。学生生活における心身の健康管理は、学生相談室や保健センターが対応している。校地・校舎などの学修環境は、バリアフリーなどの利便性に配慮し適切に整備している。実習施設や図書館を有効に活用し、適正な受講者数で授業を行っている。学生の意見や要望を把握し、コロナ禍におけるオンライン授業についての改善にも努めている。

〈優れた点〉

〇教育における「デジタルトランスフォーメーション(DX)」推進のため、教員と情報系職員による「情報教育システム委員会」「DX 推進委員会」を組織し、学修支援及び支援方法の改革に取組んでいることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神や使命・目的及び教育目的に基づいて定めたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、ウェブサイトや学生便覧などを通して学生に周知している。単位、進級、卒業などの認定基準は、GPA(Grade Point Average)の活用を含め、ディプロマ・ポリシーを踏まえて明確に定め、厳正に適用している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って学科・専攻ごとに体系的にディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって編成している。

教授方法の改善は、FD 運営委員会を中心に進め、授業評価アンケート結果などを反映した授業内容や教授法の工夫を継続する体制を整備している。教育課程の編成や三つのポリシーの検証及び学修成果の可視化のために、学生自身による達成状況の自己評価や意見を確認しながら学修支援に生かす点検・評価を行っており、その結果と内容は、ウェブサイトで公開している。

「基準４．教員・職員」について

使命・目的及び教育目的の実現のための意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮するため、学長を議長とし、役割を明確化した各部門の責任者を配置した「学長室会議」を設置し、機能性のある教学マネジメントの執行体制を構築している。業務の遂行に必要な職員数とその役割は事務分掌規程によって配置し、「学長室会議」や教授会、学科長会議などとの連携による教職協働での支援に取組んでいる。

設置基準に基づく大学及び大学院に必要な専任教員を、教育目的及び教育課程に則して適切に配置し、教員の採用・昇任は、教員選考規程などの関連規則に基づき適正に実施している。また、FD(Faculty Development)や SD(Staff Development)については、学内外での研修を推進し組織的に実施している。研究環境の改善・整備に努め、研究倫理の確立にも取組んでおり、研究活動への資源配分については規則を整備し支援している。

〈優れた点〉

○他大学と連携して SD 研修会を実施しているほか、相互に職員が出向するなどの人事交流を行い、情報交換を通じて職員のスキルアップを促し、業務改善につながる人材育成をしている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学は、経営の規律と誠実性の維持に努め、法令に則した適切な運営を行っている。理事長を兼任する学長がリーダーシップを発揮し、使命・目的及び教育目的を達成するための意思決定に必要な体制を整備し、継続的に努力している。「学校法人香川栄養学園行動規範」により、環境保全や人権に配慮し、安全対策にも取組んでいる。理事会での中長期計画の策定や事業計画の確実な執行などにおける意思決定は円滑であり、法人と大学の連携及び相互チェック体制も適切に機能している。

評議員１人の欠員については改善の必要があるが、理事や監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任している。使命・目的及び教育目的の達成のための中長期的な計画に基づく収支バランスを保った財務運営を行っており、外部資金の導入にも努めながら安定

した財務基盤を確立している。会計処理は、関係法令に基づき適正に実施しており、会計監査の体制も整備している。

「基準６．内部質保証」について

大学は、内部質保証について学則に定め、理事長を委員長とした「自己点検・評価委員会」を設置し、全学的かつ恒常的な自己点検・評価の組織体制を構築している。三つのポリシーを起点とした大学教育の内部質保証を推進するために、中長期計画に沿った自己点検・評価の方向性と活動を全教職員が共有し、大学教育の内部質保証を確保する責任体制を整えている。

また、「学園改革推進会議」内に設置した IR(Institutional Research)の専門部会が、アセスメント・ポリシーに基づいて行う継続的な調査・分析の内容を、大学教育全体の内部質保証を担保する教育研究、管理運営、経営・財務など各部門の改革・改善のための企画・立案に反映させ、その活用を図っている。

〈優れた点〉

〇事業計画及び事業報告と連動した自己点検・評価の結果を、随時公表することによって全教職員が大学改革の内容及び方向性を共有できる仕組みを構築していることは評価できる。

総じて、大学は、建学の精神のもとに定めた、使命・目的及び教育目的の実現を目指す三つのポリシーによる教育体制を確立している。教育研究組織は適切に編制しており、管理部門においては円滑な意思決定による運営を行っており、財務基盤も安定している。また、大学での教育実践が PDCA サイクルの土台として機能する内部質保証の仕組みの確立に努め、自己点検・評価の成果を中長期計画の策定に反映しながら、大学運営と教育実践の改革・改善に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)」「基準 C.デジタルを活用した大学教育高度化プラン」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 食と健康に関する多彩な専門家の養成
2. 理論と実践の往還を重視した研究と教育体系
3. 研究成果の社会還元と、学生教育と連結した社会貢献活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的を設定し、その意味・内容を具体的に明文化している。また、大学の目的を学則で簡潔に文章化している。大学の個性や特色を明示し、「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に即して、大学の学科・専攻、大学院の専攻・課程ごとに、教育目的を学則・学生要覧・大学案内・ウェブサイトなどに掲載している。また、学外への積極的な発信と意見交換などによって社会状況の変化や社会からの要請を確認しながら、大学教育全体の充実と大学の使命・目的の達成につなげる努力をしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神を周知する施設として「女子栄養大学香川昇三・綾記念展示室」を設置するなど、大学の歩みや社会貢献の事例を学内外に広く紹介しており、その教育理念に基づく各種行事を実施している。自治体や企業が参加する「教育活動点検評価協議会」を開催し、大学の使命・目的及び教育目的について、学外への周知及び意見交換を行っている。建学の精神や使命・目的を反映した中期計画を「将来構想委員会」において教職協働で検討し、役員、教職員の理解と支持を得ている。大学教育の土台である三つのポリシーに使命・目的を反映し、学部・学科・大学院の整合性を図るよう適宜精査・改定を行っている。教授会のもとに各種委員会を設置するなど、教育組織及び研究組織をともに整備し、円滑に連携しながら運営している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを、教育目的を踏まえ、学部・学科との整合性を図り策定している。大学案内・募集要項・ウェブサイト及びオープンキャンパスで公表・周知している。アドミッション・ポリシーに沿って入学要件を定め、適切な体制のもとに運用している。多様な学生を受入れる目的から、多様な入試方法を実施し、実施後はその検証を行っている。

各学科の収容定員、入学定員、在籍学生数及び文部科学省、厚生労働省による指導などを総合的に勘案して定員管理を行い、全ての学科で入学定員を満たしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任、学科長らや事務職員が情報共有し学修支援を行っている。また、「諸問題対応フローチャート」を策定し教職員が協同して対応する仕組みを整えている。授業欠席回数により教務課と学科長が情報共有し適切な対応をしている。中途退学など、学生の諸問題に対して学生支援連絡会議が対応・協議している。障がいのある学生への支援規程の制定や支援委員会を設置し対応している。管理栄養士などの専門職養成に必要なセンターや委員会を設置し支援している。オフィスアワー制度については、全学的に実施している。学修支援のための「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を積極的に推進し活用している。

TA に関しては、「女子栄養大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程」を整備し、学修支援や授業支援を行っている。また、栄養学部実践栄養学科では SA 制度を導入し学修支援を行っている。

〈優れた点〉

○教育における「デジタルトランスフォーメーション(DX)」推進のため、教員と情報系職員による「情報教育システム委員会」「DX 推進委員会」を組織し、学修支援及び支援方法の改革に取組んでいることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生への就職指導及び教育活動の改善を目的として「就職委員会」を設置し、各学科会議及び教職課程委員会などとも連携しつつ、就職対策講座、学内企業セミナー、インターンシップなど進路支援体制を整備し、キャリア形成・支援のためにさまざまなプログラムを企画・運営している。教員志望者を対象に地元坂戸市の教育活動補助を選択授業の一つとして実施しており、埼玉県主催の「埼玉県スチューデントサポーター」事業も活用しており、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

卒業時に、「卒業・就職関係アンケート」や「卒業後の連絡先及び進路に関する調査」を実施し、就職活動への支援に生かしている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任を中心に教務学生部その他関係する部署が連携して対応しており、学生生活上の諸問題については学生生活委員会で基本的な方針を協議するなど、学生生活安定のための支援体制を整備している。

学生相談室や保健センターを設置し、学生の健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。学生ホールは平日以外にも日曜、祝祭日も開放している。

多様な公認クラブや登録サークルがあり、各団体にクラブハウスの貸与や課外活動補助費を支給するなど課外活動への支援を適切に行っている。

経済的支援として大学独自の奨学金や独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体、民間団体などの奨学金を取扱っている。成績優秀者や経済的困難な学生に対し、授業料減免制度を整備している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎などの環境は十分な広さを確保し、耐震化をはじめ日常清掃や定期的な整備を行い、適切に管理・運営している。

実習施設は､基礎的な実験実習を行う基礎系実習室や実務現場を模した実務実習室など、教育目的に合わせた設備を整備し、有効活用している。図書館はキャンパスのほぼ中央にあり、全ての学科の学生にとって利用しやすく、開館時間も適切である。

地上から各施設への移動に関しては全てバリアフリーとなっており、エレベータの無い一部の建物については、人的なサポートにより対応している。

教育効果を十分に上げられるように 1 クラスの学生数を適切な人数で管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生代表から栄養学部長が直接意見を聴取する学生ヒアリング調査やクラス担任、学科教員と事務部署の連携により、学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。また、インターネット投書システムによる学生意見箱「KOE（声)」による意見、要望、改善点などを直接くみ上げるシステムや、保健センターも交えた関係部署での連携調整、4 年ごとに行う学生満足度調査により、心身に関する健康相談、経済的支援など学生生活に関する意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。

学生ヒアリング調査により教育、施設・設備、学生生活支援について学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。また、オンライン授業などについての学生アンケートの調査結果や、実施した取組みをウェブサイトで公表している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の建学の精神及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部、学科、専攻ごとに明確に定め、ウェブサイトや履修の手引などで学内外に周知している。それぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については学則で明確に策定し周知している。単位認定については、シラバス記載の成績評価基準を厳正に適用し、進級基準については教授会の議を経て決定し、卒業認定は教授会での判定会議を経て学長が決定するなど判定の適正性、透明性を確保している。GPA を導入し、履修登録上限単位数設定の基準や個別の学修指導などに活用している。

大学院については「大学院学位規則」「大学院履修要綱」「大学院学則」に基づき適正かつ厳正に実施している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的などを踏まえたディプロマ・ポリシーを達成するため、学部・学科・専攻においてカリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイトや履修の手引などで学内外に周知している。カリキュラムマップを作成し、各科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明確にし、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成を行っている。また、全てのシラバスにディプロマ・ポリシーとの関連を明記するなど、一貫性を担保している。履修登録については、キャップ制を導入するなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

教養教育については、「基礎・教養科目」として人文科学、社会科学、自然科学、外国語の科目を設けている。カリキュラム・ポリシーの中に、「アクティブ・ラーニング、グループ討議やプレゼンテーションの多用を通した実践型の学び」を掲げるなど、教授方法の改善を組織的に進めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーの検証のためにアセスメント・ポリシー及びその実施計画を策定し、学修成果を明示している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先のアンケートなどのデータを機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの各段階から収集し、各部署で解析・活用している。他にも「履修カルテ」や「e ポートフォリオ」、外部機関によるジェネリックスキル測定テストを活用し、学生の汎用的能力とその成長を把握している。

学修成果の点検・評価の結果は、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が命じることができる校務を規定した「教育・大学運営担当」と「研究担当」を担う副学長 2 人を置き、学長を議長とした、「学長室会議」を設置して学長の適切な意思決定

及び権限行使のサポートを行っている。

大学の教育研究に関する事項の決定については、学長が最終的に判断するようその権限と責任を明確化し、全ての校務について包括的かつ最終的に責任者としての権限を有しており、教授会及び大学院研究科委員会が審議する事項をあらかじめ学則に定め、これを学内に周知し、その審議結果を適切な意思決定及び権限行使に役立てている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の配置とその役割を、事務分掌規程に規定し、学長室会議や教授会の下部組織である学科長会議などに専門的支援スタッフとして参画するなど多方面において教職協働に取組んでいる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要専任教員数を十分満たし、教育目的及び教育課程に必要な免許・資格を取得している専任教員を適切に配置している。

専任教員の採用人事は、原則欠員がある場合に、後任補充の観点や教育課程編成上の必要を視野に入れて公募を行っており、昇任人事は、学長が必要と認めた場合に教授会に報告して学内公募を行っている。採用・昇任の選考は、「女子栄養大学教員選考規程」などの規則にのっとり、栄養学部長を委員長とした選考委員会及び教授会の議を経て、最終的に学長の承認を得て実施している。

教育方法の向上及び教育の質や評価の改善を図るため、FD 運営委員会を設置し、FD 研修会のテーマ設定や講師の選定を行い、アンケート結果の検証などをもとに次年度の企画に反映している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD を組織的に実施するために「スタッフ・ディベロップメント規程」を定め、運営所管の総務課が企画・立案する研修体系は「基礎的研修」「階層別研修」「業務別研修」があり、計画的に実施している。また、FD 運営委員会が運営する研修会に職員も参加し、外部機

関が主催する学外の研修会や説明会にも積極的に参加している。

業務改善や相互のスキルアップにつながっている他大学との連携 SD 研修会の実施や、大学間での人事交流を行い、広く職員の資質・能力向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○他大学と連携して SD 研修会を実施しているほか、相互に職員が出向するなどの人事交流を行い、情報交換を通じて職員のスキルアップを促し、業務改善につながる人材育成をしている点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学術研究を遂行するための環境整備を目的とした「研究室委員会」を設置し、環境改善を提案する下部組織として「研究室委員会運営委員会」を設置している。また、教員と事務職員で構成する「施設整備委員会」を設置し、学校法人全体の環境整備に取組んでいる。

研究室委員会で研究費配分を決定し、研究室単位で予算を決定している。研究費を助教以上に支給し、大学院指導教員には院生数に応じて加算支給するなど、研究活動への資源配分を適切に行っている。

研究倫理については、研究者の行動規範、コンプライアンス、不正行為防止及び対応に関する規則を整備し、組織的対応を行っている。研究倫理教育の実施については、e ラーニングシステムを教材にし、研究者全員に受講を義務付けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

関係法令及び寄附行為に基づき、法人は適切な運営を行っており、規範とすべく「学校法人香川栄養学園行動規範」や、公共性を高める自律的なガバナンスの確保のために「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部ガバナンス・コード」を制定し、倫理観を持った責任ある法人運営に自主的に取組んでいる。

各種情報公開については「情報公開規程」や「財政情報公開規程」に基づき、それぞれ公開方法などを定めて公開している。

毎年度の事業報告と自己点検評価書における改善・向上方策とを連動させることで、第二期中期計画で定めた目標の達成に向けた継続的な努力をしている。

「学校法人香川栄養学園行動規範」により、環境保全や人権配慮に取組んでおり、「学校法人香川栄養学園防災対策管理規程」を定め、「防災計画書」、「防災行動等管理マニュアル」を作成し、安全対策に取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を寄附行為において法人の最終的な意思決定機関と位置付け、理事の選任については寄附行為の選任条項に従って適切に選任している。

理事会は 5 月、3 月の年 2 回を定例開催とし、緊急の事案が出た場合は臨時で開催している。

常任理事会を原則毎月 1 回開催し、経営の方針、全般的業務執行方針及び重要な業務の計画・実施に関し協議、決定を行っている。常任理事会の調整機関として「役員会」を設置し、毎週開催し、業務執行のための意見調整、常任理事会の事前協議を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為により、理事長が法人を代表し、その業務を総理すると規定しており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制としている。また、学長を補佐する副学長 1 人を理事とすることで、法人及び大学の意思決定の円滑化を図るとともに、教員からの意見の共有や提案を行いやすい環境を整えている。

将来構想委員会や自己点検・評価委員会における法人部会と大学部会の個別と統括の機能を持たせた委員会づくりなど、相互にチェックする体制を整えている。

監事は、私立学校法及び寄附行為の定めに基づいて選任され、監査法人、内部監査委員会との意見交換を実施し、理事会、常任理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

評議員は、定数に欠員があるが、その選任方法や評議員会への諮問事項及び報告すべき事項は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○評議員数が寄附行為に定められている評議員定数より 1 人不足している点は改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から 5 年間の「第二期中期計画」を策定し、その達成のために基本方針を「収入の多様化を図り、一方で人件費をはじめとする支出の効率化を図った学園経営を実施する」こととし、「①教育改革、②法人改革、③財政改革」を重点項目とするなど、適切な財務運営を行っている。

平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度の 5 年間、法人及び大学は経常収支差額、基本金組入前収支差額とも収入超過を維持しており、収入と支出のバランスを保つとともに、安定した財政基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠した「学校法人香川栄養学園経理規程」及び「学校法人香川栄養学園資産運用細則」「固定資産及び物品管理規程」などの諸規則を整備し、会計処理を適正に実施している。会計処理については公認会計士、日本私立学校振興・共済事業団、税理士、税務署などの指導を受け業務を遂行している。

監査法人による監査を適切に実施し、実施後は公認会計士と会計担当者と意見交換を行

うなど、会計監査の体制を整備している。

監事は 2 人で毎月末に開催する常任理事会に出席し、財務及び学校運営全般の状況を把握している。理事長が監事に決算概要を報告し、監査法人、監事、法人代表者による意見交換を実施し、理事会・評議員会において監事は監査結果を報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証について学則に定め、自己点検・評価の恒常的な体制として、理事長を委員長とした「自己点検・評価委員会」を設置し、全学的な組織体制を構築している。また、委員会のもとに大学部会及び大学院部会、法人部会を設置するなど各部署の業務管理者を網羅した組織を整備し、当該部門の担当任務を明確にした運営を展開する中で、全教職員が法人全体としての中長期計画に沿った自己点検・評価の方向性と活動を共有し、大学教育の不断の改善・向上への継続的努力によって内部質保証を確保する責任体制を整えている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、毎年度、日本高等教育評価機構の認証評価基準及び基準項目に準拠したエビデンスに基づく自己点検・評価を実施しており、その結果を理事会に報告し、ウェブサイトなどで公表している。大学の公共性、内部質保証における情報分析、情報発信などの重要性に鑑み、「学園改革推進会議」内に「IR 専門部会」を設置し、教育研究、経営、財務など大学全体の諸活動に必要な情報を収集し、自己点検・評価による各種改善策の立案及び意思決定に反映している。また、アセスメント・ポリシーに基づいた、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの各段階で必要なデータを調査・収集し、入試や就職、教育の各

部署での分析への活用を図っている。

〈優れた点〉

○事業計画及び事業報告と連動した自己点検・評価の結果を、随時公表することによって全教職員が大学改革の内容及び方向性を共有できる仕組みを構築していることは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、自己点検・評価で明らかとなった課題を各部門での具体的な改善・向上への取組みに生かし実績を重ねている。「第二期中期計画」に基づく実効性のある改革案の実践によって内部質保証を担保するため、大学の運営組織全体での PDCA サイクルが確実に機能するよう努めている。しかしながら、評議員数が寄附行為に定める定数より 1 人不足していることについては、早急な対応が求められる。教職員は、継続的な教育研究活動における組織的かつ効果的な連携を行い、自己点検・評価に対する適切な教職協働体制の整備を図っており、その内容は「学内報」などにおいて全教職員が共有している。また、各部門での学修成果をディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直しに反映し、大学教育全体の質保証のための統合的なアセスメント・ポリシーの策定とその実践に努めている。

〈参考意見〉

○評議員数が寄附行為に定める定数を充足していないため、内部質保証の観点から、早急な対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

Ａ－1. 社会連携に関する方針の明示と周知

A-1-① 大学の理念・目的等を踏まえた社会連携に関する方針の明示と周知

Ａ－2. 社会連携に関する方針に基づく取組の推進

A-2-① 社会連携体制の整備

A-2-② 社会連携に関する取組の推進

A－3. 社会連携の取組の充実に向けた改善・向上の仕組みと活用

A-3-① 取組の深化と開拓につながる仕組みの構築と合理的な展開

【概評】

建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」を基本方針とし、教育の根幹である栄養学の「実践」として、「社会に貢献する」姿勢をウェブサイトにおいて明確に打出し、社会に周知している。

平成 27(2015)年 4 月に広報戦略室に新たに社会連携課を設置し、令和 2(2020)年 10 月には、学園広報課と社会連携課からなる広報部に改組するなど、社会連携活動を広報活動と一体化して展開できる仕組みを作り上げている。こうした取組みにより、自治体、企業・団体、高等学校、大学・研究機関などとの社会連携に関する包括連携の協定数は、徐々に増加し、令和 3(2021)年度末で 130 件以上となっている。また、個別契約での取組みや受託研究事業を含めた連携活動数も 270 件を超えるなど年々増加している。

量的な拡大とともに、健康づくりや食育活動、メニュー開発やレシピづくり、人材育成など、質的な面でも多彩な取組みを行っている。これらの取組みは社会連携事例集としてまとめられ、令和 3(2021)年には 30 を超える事例を公開している。また、持続可能な開発目標(SDGs)関連では令和 4(2022)年 4 月に 40 事例の取組みを公開している。他にも社会通信教育「栄養と料理講座」、家庭料理技能検定を主軸とした生涯学習や大学独自の講師派遣事業「香川綾記念講師派遣事業」を展開している。

また、複雑化・多様化する社会状況に対応すべく、社会連携の取組みの深化と開拓に向けて、連携先と取組みの方向性を共有するとともに、工夫・改善のプロセスを確保するなど実践力と発信力を効率的・効果的に連動させていく仕組みを積極的に進め、栄養学の実践をベースにした活動を通して、健康で持続可能な社会づくりに貢献していこうとしている。

基準Ｂ. 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)

B－1. 地域への貢献

B-1-① 大学、自治体、企業との連携強化により地域に貢献

【概評】

「地元で生まれ、地元で育ち、地元で生きていく若い世代への支援」というビジョンのもとに三つの目的「多様な高等教育」「生活しやすい地域づくり」「地域産業の活性化」を掲げ、自治体 24 市町、事業者など 13 団体、大学・短期大学 20 校が一体となって進む「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)」に参画している。活動内容は、大学間連携による講座・共同科目開設、単位互換制度の取組みなどの「教育連携」、学生団体・サークルの連携や学生による教育研究成果の発表大会など学生間及び地域との交流を通じて、学生の自立性やコミュニケーションを培う「学生イベント交流」、地域社会との交流を通じて学生の成長を促すとともに、産学公民連携の活動を通して、地域社会が抱える課題の解決を目指す「地域交流」、学生向け就職説明会やインターンシップの企画実施など地域雇用の

拡大と地元定着率の向上を図る「キャリア支援」を柱としている。大学は発足時（平成30(2018）年）から「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)女子栄養大学推進委員会規程」を策定し、幹事校、会計担当校、更に「キャリア支援委員会」の委員長校を務めるなど重要な役割を担ってきた。現在は監事校として、地域貢献に資する充実した活動を展開している。

基準Ｃ．デジタルを活用した大学教育高度化プラン

Ｃ－1．学生データの一元管理・分析するシステムの構築と活用

C-1-①　デジタルを活用した大学教育高度化プランの策定

C-1-②　統合型基幹データベース(DB)システムの構築及び運用

C-1-③　基幹 DB に連結されたデータ解析システムの導入と活用

Ｃ－2．デジタル技術を活用した基礎的技術習得プログラムの構築と実施

C-2-①　ハード面における環境の整備

C-2-②　デジタル教材作成のための教職員の資質・能力向上への取組

C-2-③　デジタル教材の利用促進

C-2-④　デジタル技術を活用した授業方式の構築

【概評】

学生一人ひとりに合わせた最適指導や学生の能動的な学修意欲の向上、自学自修推進など、学生に必要な資質と能力を育成するため、文部科学省の補助金を受け「デジタルを活用した大学教育高度化プラン（DX 推進 10 か年計画)」を策定し、推進している。

令和 3(2021)年度には「統合型基幹データベース(DB)システム」を構築・運用し、各部署の学生情報、LMS(Learning Management System)上の学生の学修状況、e ポートフォリオ上の学修達成度データなど 35 種類を自動集約・連結し一元管理・分析を行っている。また、「統合型基幹データベース(DB)システム」に連結したデータを選択・解析する機能を有するビジュアル分析プラットフォームも採用している。

ハード面における環境の整備では、教員の手元を立体的に撮影し、より正確な調理技術や実験技術を示すことのできる 4K コンパクト書画カメラの設置や、学生の端末環境を改善し実験・実習などでの活用を目指したタブレットを多数配置している。こうしたハード環境を生かすとともにデジタル教材を作成する資質・能力を向上させるため、定期的に FD 研修会を開催している。また、オンライン授業はもとより学生がいつでもどこでも教材視聴ができるようにするために授業資料や動画を蓄積している。また、デジタル技術を活用したハイブリッド型、オンデマンド型、教材サンド型などの新たな授業方式の構築を目指した SD 研修も積極的に行い、教育の高度化を図っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．食と健康に関する多彩な専門家の養成

建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図ること」を教育理念とし、研究教育上の目的に「食を通して疾病を予防し、人々の健康を保持増進し、健康で豊かな食生活を作り上げることに貢献できる有用な専門家を育成すること」を掲げている。

「沿革と現状」で記載したとおり、大学は、管理栄養士養成から始まり、現在に至るまで高い国家試験合格率と最多人数を輩出している。また当初から養成していた家庭科教諭に加えて、養護教諭・保健科教諭・看護科教諭、そして栄養教諭など、幼少期から青年期の若者とその保護者並びに地域社会等を対象とした食と健康に関する教育者の養成を行っている。さらに栄養士免許を保持した臨床検査技師を養成し、成人への生活習慣病に重要な検査の遂行や結果の説明などを担う専門家を養成している。

人は生きている以上、必ず食べている。健康で豊かな食生活を営む上で不可欠なフードシステムの各段階、すなわち、食料生産や加工、食品開発、流通販売、飲食店等の場で、栄養と健康の専門性を身に付けて活躍する人も養成している。狭義の保健医療分野のみならず、食と健康に関わる社会の中の各分野で活躍する専門家を養成している。

大学院は博士後期課程まで有し、次世代の専門家を教育する人材を育成している。

2. 理論と実践の往還を重視した研究と教育体系

栄養学は元来実践の学である。本学における研究は、人間の栄養に関する基礎研究から疫学的研究、また食や健康に関連する行動理論的研究等、多岐にわたるが、あわせて実践方法に関する研究や政策立案につながる実証的研究も活発で、多くの介入研究として治療食やフードサービス、スポーツ栄養、食教育、保健教育等に関する研究が行われている。厚生労働科学研究費補助金の採択状況もこれを示すものである。研究活動自体が実践の場にもなっており、理論を適用した実践から得られる教訓や課題が研究を推進している。この研究の特徴が大学院生や学部の卒業研究生の活性化にもつながっている。

教育は、これらから導かれたエビデンスに基づき教授されるが、学生もまた、講義での論理的理解や理論を吸収しつつ、多くの実験実習や演習などで反転学習や課題解決型学修を通して､自ら問う力を養う｡さらに低学年からのインターンシップや資格関連実習など、学外での実践の機会も多く開講されており、単に体験するだけではなく学びを実践する力を試されるとともに、実践から抽象化一般化する力を養うことになる。

また本学では、美味しくて健康になる食事を構想し提供できる技術を身に付けることも目指し、全学科で調理実習は必修科目である。文部科学省・農林水産省・厚生労働省等の後援を得た「家庭料理技能検定」を主宰し、全国にも推進している。

3. 研究成果の社会還元と、学生教育と連結した社会貢献活動

本学は、独自に設定した評価基準 A で示すように、多数の自治体や企業等と社会連携協定を結び､建学の精神の社会的実践を行っている｡これらは研究成果の社会還元でもあり、学生教育に場としても活用している。学生自身が社会的実践の力を試しつつ、社会貢献を学ぶ機会としている。生きた学問としての栄養学を、教職一体となって推進することに努めている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 36(1961)年度
所在地　　埼玉県坂戸市千代田 3-9-21

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
栄養学部	実践栄養学科　保健栄養学科　食文化栄養学科
栄養学研究科	栄養学専攻　保健学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

25 鈴鹿医療科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、大学の使命・目的、学部・学科及び研究科・専攻の教育目的を学則にて具体的に、また簡潔に文章化しており、医療・福祉の総合大学という個性・特色を、教育の理念や「5 つの教育目標」に反映している。学科の再編や新設に伴う学科の教育目的の見直し・策定の際には、教授会や「大学協議会」、理事会等で議論しており、使命・目的及び教育目的について、役員や教職員の理解と支持を得ているとともに、これらを長期目標である「鈴鹿医療科学大学基本方針 2021」（以下「基本方針 2021」という。）や「中期計画（6 年）」、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映して活動している。大学に 4 学部、大学院に 2 研究科を設置していることに加え、附属桜の森病院など、実践的な学びのための施設も設け、使命・目的及び教育目的達成のための教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

大学は、アドミッション・ポリシーに沿ってさまざまな入試制度を用意し、大学全体では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。全学的に担任制を導入するとともに、授業や学修に関わる各種委員会に職員が参加することで、教職協働による学修支援を行っている。「学内ポータルサイト(SUMS-PO)」（以下「SUMS-PO」という。）等を利用して、授業科目ごとに Q&A 機能を設けるなど、ICT（情報通信技術）を活用した学修支援も行っている。また、「学生教育改善委員」の「教育改革委員会・FD 推進委員会合同会議」への参加や、「学生総会アンケート」などを通じて、学修環境や学生生活における学生の意見・要望をくみ上げ、分析・改善を図る体制を整えている。

〈優れた点〉

○「SUMS ポイント制度」を導入し、学生の課外での活動を評価することで、社会貢献活動等の支援・促進を行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

「5 つの教育目標」等をもとに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを定めて、「医療人底力実践」「多職種連携教育」など特色ある教育を行っている。成績不振者に対する「トコトンできるまで教育」の実施や、「SUMS-PO」及び e ラーニングシステム「learningBOX」の活用など、学修成果の点検や教育方法における工夫も行っている。ア

セスメント・ポリシーに基づいた学修成果の点検・評価と改善については、各学科・専攻内の「教育質保証委員会」で検討しており、全学的組織である「教育改革委員会」のもと、必要に応じて見直しをしている。授業評価アンケートの結果に基づいた改善計画はシラバスにも掲載し、学生にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○「SUMS-PO」による学修状況の確認（学生カルテ）などの学修・学生管理の見える化、eラーニングシステム「learningBOX」による多様な学修コンテンツの提供など、効果的で効率的な学修を促進するデジタル化を進めている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

教授会の他にも、「大学協議会」や「学長・副学長ミーティング」を設置するなど、学長を補佐するとともに、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。FD(Faculty Development)については、FD ハンドブックの発行や授業評価アンケートの実施などで推進している。教職員の資質・能力向上については、各種研修会の他にも全学共通の初年次教育「医療人底力教育」において事務職員が直接学生への指導に携わることでさまざまな能力の向上を図るなど組織的に行っている。また、学科単位で支給している教育研究費の他にも、実社会で求められる課題解決に貢献することを目的として「SUMS 学科横断的共同研究費助成」制度を設けるなどの研究支援を行っている。

〈優れた点〉

○「医療人底力教育」の体験プログラムに多くの事務職員が参加して学生の指導をしており､教えることにより自身の職能を高めるための機会を設けている点は高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」を策定し、大学の適切な運営に向けての方針を明確にしている。公益通報、個人情報保護及びハラスメント防止についての規則の整備や、省エネルギーに向けての投資を行うなど、人権や環境保全への配慮も行っている。管理部門に関する事項は理事長をトップとした「大学運営協議会」、教学部門については学長をトップとした「大学協議会」で審議し、理事会に諮るとともに、その審議状況は「大学運営協議会」「大学協議会」にフィードバックしており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制体制を整えている。

法人全体として健全な財務状況を継続しており､「中期計画（6 年)」と共に作成した「中期財務計画」において、施設の改修・修繕計画や高額な医療機器等の購入計画を立てるなど、収入と支出のバランスを保っている。公認会計士、監事、監査室による監査も適切に行っている。

〈優れた点〉

○省エネルギーについて、高効率照明・高効率空調設備へ更新、「経費削減推進委員会」においてさまざまな取組みを進め、平成 26(2014)年度と令和 2 年度(2020)年度を比較して

顕著にエネルギー使用量を削減したことは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置し、恒常的に内部質保証に取組むための体制を整えている。「基本方針 2021」のもとに策定した「中期計画（6 年)」「活動計画（1 年)」に基づいた活動について、「外部評価委員会」による第三者の評価も加え、「活動計画検討・実行委員会」において毎年度、自己点検・評価を行い、改善を図る仕組みが機能している。各学科・専攻には「教育質保証委員会」を設置しており、三つのポリシーを前提としたアセスメント・ポリシーに沿って自己点検・評価を行い、その結果を「改善目標・計画書」に反映している。IR 推進室では、卒業時の「学修成果に係る自己評価調査」などをもとに、必要に応じて各学科・専攻の IR(Institutional Research)分析担当者も参加して、教学に関する情報や分析等を行っている。

総じて、大学は多職種連携教育を実施するなど、医療・福祉の総合大学という個性・特色を反映した教育研究を進めている。「基本方針 2021」とそれに基づく「中期計画（6 年)」「活動計画（1 年)」を策定して内部質保証に取組み、留年防止に向けた「トコトンできるまで教育」など、学生の学修支援を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育」「基準 B.国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 附属機関における臨地実習
2. 鈴鹿医療科学大学　ボランティアセンター

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は医療・福祉の総合大学であり、大学の使命・目的、学部・学科及び研究科・専攻の教育目的を学則にて具体的に、また簡潔に文章化している。建学の精神「科学技術の進歩を真に人類の福祉と健康の向上に役立たせる」に基づき、医療・福祉の総合大学という個性・特色を、教育の理念「知性と人間性を兼ね備えた医療・福祉スペシャリストの育成」や「5 つの教育目標」に反映している。大学は、社会情勢の変化に対応して、令和 4(2022)年度に保健衛生学部に救急救命学科を設置するなど、学科の再編・設置を行っており、必要に応じて学科の教育目的の見直し・策定をしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学科の再編や新設に伴う学科の教育目的の見直し・策定の際に、教授会や「大学協議会」、理事会等で議論しており、役員や教職員の理解と支持を得ている。大学の使命・目的及び教育目的は、大学案内や学生要覧、ホームページ等で学内外に周知していることに加え、教室入口等にも掲示している。大学の使命・目的及び教育目的の達成のため、大学の長期目標である「基本方針 2021」を軸に「中期計画（6 年）」を策定するとともに、三つのポリシーを大学全体、学部・学科・専攻及び研究科ごとに定めて活動をしている。大学に保健衛生学部、医用工学部、薬学部、看護学部、大学院に医療科学研究科、薬学研究科を設置していることに加え、附属桜の森病院など、実践的な学びのための施設も設け、使命・目的及び教育目的達成のための教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、全学及び募集単位ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて、学生募集要項やホームページ等で学内外に周知している。総合型選抜、社会人特別選抜などアドミッション・ポリシーに沿ったさまざまな入試制度を用意し、多様な人材を受入れ、入学者受入れとその検証を行っている。大学全体では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学的に担任制を導入し、成績不振者や出席不良者、経済状況、家庭状況等を担当職員と情報共有し協働して対応するなど、全ての教職員が学生個々に応じた学修支援に関わっている。「教務委員会」「医療人底力教育センター運営委員会」「多職種連携教育委員会」「慢性疼痛教育委員会」など、学修に関わる各種委員会に職員が参加して教職協働による計画・実施体制を整備し、適切に運営している。「教育改革委員会」は、退学・休学及び留年への対応策について検討し、全学で e ラーニングシステムを併用した学修支援体制を整備している。「障がい学生支援委員会」を設置し、支援を希望する学生に対する合理的配慮に努めている。オフィスアワー制度を全学的に導入するとともに、「SUMS-PO」に授業科目ごとの Q&A 機能を設け、学生からの質問に対応している。TA 制度を活用し、学部の実験科目等において、学部学生の学修支援の充実を図っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は「医療人底力教育」「多職種連携教育」等、全学共通の 1 年次からの体系的な専門教育や、医療機関・施設における臨床・現場実習を通じて、医療・福祉従事者を目指す学生のキャリア教育を行っている。また、キャリア教育の一環として、TOEIC(R)など学生の資格取得等の支援を行っている。一般企業等のインターンシップについては、就職資料室

内に掲示を行い、原則として学生が各自で申込み、参加している。キャリア支援・進路相談等については、千代崎キャンパスでは就職・キャリア支援課、白子キャンパスでは白子学生・就職課を設け、求人情報を検索できる就職支援システムの構築、就職活動ガイドブックの作成、各種講座及び企業就職希望者と医療機関・施設等への就職希望者とで時期を分けたガイダンスやセミナーの実施等の支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の生活支援については、千代崎キャンパスでは学生課が、白子キャンパスでは白子学生・就職課が業務を担い、「学生指導委員会」が学生の厚生補導の事項について協議、支援活動等を実施している。奨学金については、日本学生支援機構の奨学金の他に、大学独自の奨学金制度があり、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の収入減少に対して、学生生徒等納付金の延納や減免の支援を行っている。課外活動団体に対しては、教職員が顧問になり、大学としての経済的支援も行っている。大学は、学生及び教職員のボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターを設置するとともに、学業以外の社会性を評価する手段の一つとして「SUMS ポイント制度」を導入し、学生の課外での活動を評価している。学生の健康管理については、千代崎キャンパスには健康管理センターを、白子キャンパスには白子保健室を設置し、医師・看護師等が対応するとともに、心の問題への対応は、学生相談室において臨床心理士・公認心理師が適切に支援している。

〈優れた点〉

○「SUMS ポイント制度」を導入し、学生の課外での活動を評価することで、社会貢献活動等の支援・促進を行っていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は 2 キャンパスに運動場、講義室、実験演習室、図書館、体育館、附属施設を設置

し、学生が目指す職種に必要な技能の修得に努める環境を整備し、有効に活用している。両キャンパスの情報サービスとして、情報処理学習施設の設置に加えてパソコンや無線 LAN が利用できる環境を整備している。両キャンパスでは、バリアフリー整備が計画的に進んでいる。授業を行うクラスサイズは両キャンパスの教務課で評価し、適切に管理している。千代崎キャンパス及び附属桜の森病院の施設は耐震基準に適合しており、白子キャンパスには旧耐震基準の建物もあるが、耐震診断では耐震基準と同等以上の性能を有する施設という結果であり、安全性を確保している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学は「学生教育改善委員」の学生から、教育方法などについて意見を聴く機会を設けるとともに、「教育改革委員会・FD 推進委員会合同会議」では、「学生教育改善委員」の学生から聴取した意見を参考にカリキュラムの内容や学修支援について検討している。保護者からも「教育支援の会」で学修支援について意見を求めて改善している。全学生を対象に「UPI（University Personality Inventory：大学精神保健調査）」を行うとともに、精神的な問題を抱える学生に対しては保健指導や学生相談室と連携した面談を行い支援している。大学は、学長と学生との意見交換会を開催し、学生の意見・要望を聴く機会を設けている。授業評価アンケートや「学生意識調査」「学生総会アンケート」を通じて、「学生指導委員会」の教員と情報共有し、学修環境や学生生活における学生の意見・要望をくみ上げ、分析し、改善を図る体制を整えている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育の理念、「5 つの教育目標」を定め、学則には各学部・学科・専攻及び各研究科の教育目的を示し、「5 つの教育目標」をもとに、大学全体及び各学部・学科・専攻及び各研究科のディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーを学生要覧、大学院学生要覧に記載、学生及び教職員に配付・周知し、ホームページにも公表している。

各学部・学科・専攻及び各研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則や学生要覧、大学院学生要覧に明記し､新入生オリエンテーションや各学年次のガイダンスなどで学生に周知している。その基準に従って各授業科目の成績評価を行っており、総合的・客観的な指標として GPA(Grade Point Average)も算出している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科・専攻及び各研究科では、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれたカリキュラム・ポリシーを策定し、学生要覧に記載して学生と教職員に配付・周知し、ホームページに公表している。カリキュラムマップやシラバスを検証しながら整備し、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成、実施している。各学部・学科・専攻で 1 年間に履修できる単位数の上限を適切に設定している。「基礎教養教育」「医療人底力教育」を白子キャンパスにおいて全学共通で実施するなど、教養教育を適切に実施している。「医療人底力実践」「多職種連携教育」など、全学的にアクティブ・ラーニングを取入れている。成績不振者に対する「トコトンできるまで教育」の実施や、オンライン会議システム､「SUMS-PO」､e ラーニングシステム「learningBOX」等の ICT の活用をはじめ、きめ細かい教育を提供している。教授方法改善のために、「教育質保証委員会」「教育改革委員会」などの組織体制を整備し、連携しながら運用している。

〈優れた点〉

○「SUMS-PO」による学修状況の確認（学生カルテ）などの学修・学生管理の見える化、

e ラーニングシステム「learningBOX」による多様な学修コンテンツの提供など、効果的で効率的な学修を促進するデジタル化を進めている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価のために、ディプロマ・ポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを作成している。学修成果の指標として GPA を導入し、各学科・専攻の GPA 分布図を作成するとともに、ディプロマ・サプリメントとして可視化し、学生の学修指導に活用している。国家資格等取得状況及び就職状況は、「国家試験対策委員会」「就職委員会」が結果を分析し、次年度の改善策を検討している。教育内容・方法・評価は、各学科・専攻内の「教育質保証委員会」が確認し、修正を行っている。「教育改革委員会」は、是正が必要な内容について「教育質保証委員会」に見直しを依頼している。「FD 推進委員会」は授業評価アンケートを実施し、教員はアンケート結果をもとに改善策を策定し、改善計画をシラバスに掲載している。授業担当教員には「リフレクションシート」の活用を促し、授業に対する学生の理解度や意見を把握することによって、学生の満足度向上と教員のより良い授業実践を進めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を 4 人配置しており、定

期的に「学長・副学長ミーティング」を開催している。同ミーティングでは各分野の担当副学長からの現状報告と課題についての協議を行い、学長と副学長の意思統一を図っている。また、学長が意思決定をするに当たり、学長、副学長、学部長、大学事務局長等を構成員とする「大学協議会」や各学部の教授会にて、教学に関連した重要事項について審議しており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。職員の配置と役割については、「学校法人鈴鹿医療科学大学事務組織規程」「事務局各課の使命」により明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科及び各研究科・専攻とも、設置基準に定める専任教員数以上の教員を配置して教育に当たっている。教員の採用･昇任については､「鈴鹿医療科学大学教員選考規程」に基づいて行い、それぞれ「教員採用の手順に関する取決め」「教員昇任の手順に関する取決め」を定めて実施している。

FD については、「FD 推進委員会」を設置し、当該委員会が中心になり、FD 講演会の開催、FD ハンドブックの発行、授業評価アンケートの実施など、FD 活動を計画的に推進している。また、授業評価アンケートについて、教員へのフィードバックを適切に行っており、教育の質の向上に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修については、「活動計画・検討実行委員会」が年次計画として SD 活動計画を策定しており、教職員の資質・能力向上のために必要な学内研修会の実施や各種外部研修会への教職員の派遣を行っている。

全学共通の初年次教育である「医療人底力教育」には、事務職員がチューターとして体験プログラムの指導に参加し、直接学生の指導に携わることで、日常業務だけでは養成できないさまざまな能力の向上を図っている。

〈優れた点〉
○「医療人底力教育」の体験プログラムに多くの事務職員が参加して学生の指導をしており、教えることにより自身の職能を高めるための機会を設けている点は高く評価できる。

4－4. 研究支援
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
研究活動を行う研究室及び実験室については適切に整備している。産学官連携活動を推進する組織として社会連携研究センターを設置し、公的研究費の申請や管理等を担う組織として研究振興課を設置している。
研究倫理に関する各種規則は適正に整備している。「臨床研究倫理審査委員会」をはじめとする各委員会において研究倫理の確立と厳正な運用を実施している。
教員研究費は各学科の教員構成に比例して学科単位で支給しており、各学科長・専攻長の裁量により全教員に配分している。また、統合医療や医療福祉関連研究を含む基礎・臨床研究の発展に寄与し、実社会で求められる課題解決に貢献することを目的として「SUMS 学科横断的共同研究費助成」を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為及び「基本方針 2021」に基づき、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、「鈴鹿医療科学大学ガバナンス・コード」を策定して組織内部における適切な執行と監督の仕組みを構築し、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。理事長の諮

問機関としての「大学運営協議会」の構成員には、学長の諮問機関である「大学協議会」の構成員が多数入っており、管理部門と教学部門との連携を図っている。

公益通報、個人情報保護及びハラスメント防止について規則を整備し、ハラスメント防止研修を毎年度開催するなど、人権への配慮を行っている。

防災訓練は計画書に基づき実施しており、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を作成済みである。また、省エネルギー対策を積極的に推進している。

〈優れた点〉

○省エネルギーについて、高効率照明・高効率空調設備へ更新、「経費削減推進委員会」においてさまざまな取組みを進め、平成 26(2014)年度と令和 2(2020)年度を比較して顕著にエネルギー使用量を削減したことは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為において法人の最高意思決定機関として位置付け、理事の職務執行を監督し、原則として年 4 回、定例的に開催しており、適切に機能している。また、大学に関連の深い医療・福祉の職能団体の役員や企業の役員、弁護士など幅広い分野から外部理事を選任し、さまざまな視点を法人運営に生かすようにしている。

理事の選任は寄附行為の定めに基づき行われ、理事会の運営を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

管理部門に関する事項は理事長をトップとした「大学運営協議会」、教学部門については学長をトップとした「大学協議会」で審議し、理事会に諮るとともに、その審議状況は「大学運営協議会」「大学協議会」にフィードバックしており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制体制を整えている。

教員からは学科会議や教授会等、職員からは事務局会議等を通して、教職員からの提案を「大学協議会」「大学運営協議会」「理事長ミーティング」等でくみ上げる体制を整えている。

評議員及び監事の選任については、寄附行為に基づき適切に行っている。

〈参考意見〉

○理事会及び評議員会に対する監事の監査報告書が理事長宛になっていることから、宛名の記載に配慮されたい。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期財務計画」を「中期計画（6 年)」と共に作成しており、施設の改修・修繕計画や高額な医療機器等の購入計画を立てている。

定員充足率は一部の学科では未充足であるものの大学全体としては充足しており、学生生徒等納付金収入は安定している。支出については「経費削減推進委員会」を中心に省エネルギー等の取組みを推進しており、経費削減の努力を行っている。令和 3(2021)年に附属桜の森病院が開院したことにより一時的に支出が増加しているが、法人全体としては健全な財務状況を継続している。

私立学校施設整備費補助金等の助成事業に積極的に応募しており、高額な実習用機器購入時の経費負担の軽減に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人鈴鹿医療科学大学経理規程」に基づき適正に実施しており、会計処理で不明な点がある場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問合わせをしている。

公認会計士による監査では、計算書類を適正に作成していること及び証ひょう書類の確認等を行っている。監事は財務状況の監査を行い、その結果を理事会及び評議員会に報告をしている。

予算執行状況と予算額にかい離が生じる場合には、寄附行為に従い補正予算の編成をしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置し、恒常的に内部質保証に取組むための体制を整えている。「基本方針 2021」に基づき策定した「中期計画（6 年)」「活動計画（1 年)」の進捗状況については、「自己点検・評価委員会」の下部組織として設置した「活動計画検討・実行委員会」が中心的な役割を担って自己点検・評価を行っている。「基本方針 2021」の重点分野ごとに責任者を配置することで、内部質保証のための責任体制が明確になっている。また、「外部評価委員会」を設置し、教育研究活動等に対する社会的評価の検証に基づいて、活動の改善・活性化を図る体制を整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「中期計画（6 年)」「活動計画（1 年)」に基づいた活動について、「活動計画検討・実行委員会」にて重点分野ごとに毎年度、自己点検・評価を行った結果をホームページに公開し、内部質保証に取組んでいる。また、「外部評価委員会」による外部評価や、一般社団法人薬学教育評価機構及び一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による分野別評価を受けることで、学外の視点も踏まえた自己点検・評価に取組んでいる。IR 推進室を設置し、卒業時の「学修成果に係る自己評価調査」、成績と国家試験結果との関係分析、「学生意識調査」などをもとに、必要に応じて各学科・専攻の IR 分析担当者も参加して、教学に関する情報収集や分析等を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「中期計画（6 年)」「活動計画（1 年)」に基づいた活動を「活動計画検討・実行委員会」が自己点検・評価を行い、改善を図るという PDCA サイクルの仕組みが確立し、機能している。教育においては、各学科・専攻に「教育質保証委員会」を設置し、三つのポリシーを前提としたアセスメント・ポリシーに沿って、自己点検・評価や「改善目標・計画書」の作成を行っている。「改善目標・計画書」は全学的組織である「教育改革委員会」へ報告し、必要に応じて「活動計画（1 年)」に反映しており、組織的に教育の質保証に向けた取組みを進めている。「PDCA 申告書」を用いた教員の個人レベルでの内部質保証へ向けた取組みも動き始めており、今後に期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育

Ａ－1．段階的積み上げプログラムの総合的多職種連携・チーム教育

A-1-①　本学の多職種連携教育の構成と配置
A-1-②　「底力実践Ⅰ（学科プログラム)」1 年生全学科必修科目、クォーター授業
A-1-③　「多職種連携の基礎」2 年生全学科必修科目、セメスター授業
A-1-④　「事例で学ぶ多職種連携」3 年生全学科選択科目、集中授業
A-1-⑤　「実践で学ぶ多職種連携」4 年生全学科選択科目、集中授業

【概評】

各学科・専攻の専門性を超えて共に学ぶ多職種連携・チーム医療教育として 6 科目を開講し、オリジナルテキスト「医療人の基礎知識」「医療人の底力」も用いて、「段階的積み上げ教育」を行い、多職種連携・チーム医療の意識の涵養、連携の方法等の技術の修得を試みている。

1 年次全学科必修の「底力実践Ⅰ（学科プログラム)」では、入学直後の各学科独自のプログラムで、入学した学科の専門性を自覚するために、医療機関等の見学、講演、討議などを行う。2 年次全学科必修の「多職種連携の基礎」では、他職種理解を目的に、各職種の業務内容とチーム医療における役割について学修する。3 年次全学科選択の「事例で学ぶ多職種連携」では、異なる学科・専攻の学生チームで、模擬事例課題をもとに治療・ケアの方針を検討し、多職種連携による問題解決の過程と技術を学修する。「慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎)」「慢性疼痛で学ぶチーム医療（実践)」も含めた段階的な多職種連携教育の最終段階として、4 年次全学科選択の「実践で学ぶ多職種連携」では、学生チームが、病院や老人施設などの実際の医療・福祉の現場で患者の問題・課題を共有・検討しながら、多職種連携・チーム医療の実際を学ぶ。

基準Ｂ．国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育

Ｂ－1．国立大学法人三重大学医学部との合同授業による医療人養成教育

B-1-①　当該教育の概要　慢性疼痛を多職種連携で学ぶ重要性と文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」

B-1-②　多職種連携、チーム医療の知識を深めるための講義

B-1-③　多職種連携、チーム医療を実践するためのワークショップ

【概評】

国立大学法人三重大学医学部医学科及び看護学科との合同授業による医療人養成教育は、平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度に文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」として応募・採択された教育プログラムである。両大学の合同授業として、1 年次に系統講義「慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎)」(15 回)、2 年次にワークショップ形式の「慢性疼痛で学ぶチーム医療（実践)」(3 日間）を平成 29(2017)年度から開催している。両科目の修了者には修了証を授与している。両大学の多職種の教員と教務課で構成する運営委員会を定期的に開催し、共通の正規の教育課程として運用している。

「慢性疼痛で学ぶチーム医療（基礎)」は両大学の講義室を遠隔会議システムでつなぎ、両大学の教員が慢性疼痛に関するテーマで講義したが、令和 2(2020)年度以降は、遠隔会議システムで学生が個人の端末で聴講できるよう授業を配信している。鈴鹿医療科学大学からは毎年度、200 人を超える学生が参加している。「慢性疼痛で学ぶチーム医療（実践)」はワークショップ形式で、痛みの治療に関するさまざまな体験（鍼灸、漢方薬、薬膳、体操など)、多職種チームによる模擬患者からの情報収集、グループ討議と提案などを行う。鈴鹿医療科学大学からは毎年度数十人の学生が参加している。本プログラムを終了した両大学の学生で「慢性疼痛学生サポーターの会」を作り、ワークショップを支援している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．附属機関における臨地実習

本学には、関連施設として、特別養護老人ホーム桜の森白子ホーム、鈴鹿医療科学大学附属こころのクリニック、鈴鹿医療科学大学附属こころの相談センター、鈴鹿医療科学大学附属鍼灸治療センター、鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院がある。令和 3(2021)年度には、全国初となる大学附属の完全独立型緩和ケア病院である鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院において、緩和ケアに関わる栄養、理学療法、作業療法、福祉、鍼灸、薬学、看護、心理などの専門家教員による最前線のチーム医療を学生が現場で学ぶ機会を設けている。その中でも、緩和ケア教育の特色として、3 年次後期にこの附属病院で緩和ケア実習を行うということである。大学と病院が連携することで、より質の高い緩和ケアを学ぶ環境を整えることができる。また、緩和ケアでは多職種協働連携は欠くことのできないものであるが、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士、公認心理師などを目指す本学複数学科の学生が実習をともにすることもある。そこでは、緩和ケアにおける多職種協働連携を模擬実践することになり、緩和ケアに対する学びは、より広がり

深めることができる。

2.鈴鹿医療科学大学　ボランティアセンター

ボランティアセンターは将来医療・福祉の専門家になる学生たちが利他の精神を持ち、地域活動に積極的に参加し、社会に役立つ大人として成長するための活動を手助けする機関である。当機関では地域から寄せられたボランティア情報を取りまとめ、発信することにより学生たちがボランティアに関心を持ち、参加する意識を高めている。ボランティア情報についてはボランティア委員（各学科教員）が商業目的のボランティアか否かの確認を行った後、発信している。

ボランティア参加希望者の集約は一年を通じておこない、令和 3(2021)年度は 1 年生、2 年生を中心に 1,600 名以上の学生たちが登録を行った。平時には 600 名以上の学生たちが各種ボランティア活動に参加し、学生達が自ら考え積極的に活動し、有意義な時間を過ごした旨の報告を受けている。ボランティア活動は学生が中心であるが、時には教職員と共に活動を行っている。令和 2(2020)年度より 2 年間は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら活動を縮小せざるを得ない状況であった。しかし、令和 3(2021)年度は感染症対策を万全に行い、屋外のボランティア活動を以下のように行った。

1. 白子駅～鈴鹿医療科学大学白子キャンパス間の自転車通行車道での「自転車通行可」表示シールを道路に設置した。
2. 「桜の森病院」におけるクリスマス会に参加し、ハンドベル演奏、患者との会話等を通して貴重な時間を共有した。
3. 白子キャンパスにおける「イルミネーション点灯式」行事を学生ボランティアが中心に行った。ポスター作成、当日の司会・進行、募金集め（三重県のコロナ活動基金のための)、当日参加される地域の方々、桜の森白子ホーム施設の方々、子供たちの誘導とお世話をした。

現在は令和 3 年度の活動に加え、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施できるボランティア活動を検討している。今後も学生を中心にして教職員と共に積極的にボランティア活動、地域貢献活動を行っていく予定である。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 3(1991)年度
所在地　　三重県鈴鹿市岸岡町 1001-1
　　三重県鈴鹿市南玉垣町 3500-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健衛生学部	放射線技術科学科　医療栄養学科　リハビリテーション学科 理学療法学科※　医療福祉学科　鍼灸サイエンス学科　救急救命学科
医用工学部	臨床工学科　医療健康データサイエンス学科　医用情報工学科※

薬学部	薬学科
看護学部	看護学科
医療科学研究科	医療科学専攻
薬学研究科	医療薬学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

26 星槎道都大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的、教育目標及び建学の精神は、不撓不屈と社会貢献・奉仕の精神という特色を明示し学則等に簡潔な文章で定めるとともに、学生便覧やホームページにも掲載し学内外に公表している。建学の精神とともに、星槎グループの三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」についても、学生・教職員に周知し、浸透している。

建学の精神、教育の理念等の趣旨を踏まえて、大学のディプロマ・ポリシーを策定し、それに基づき学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、その達成指針として、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している。

3 学部 4 学科のほか、地域連携センター、教職センター、図書情報館及び留学生別科日本語専攻を設置し、教育目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

建学の精神及び教育の理念を反映したアドミッション・ポリシーを大学全体及び学科ごとに策定し、「アドミッション・オフィス規程」に基づき公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施し、直近は 3 期連続して入学定員を上回る学生数を確保している。

教員、学生相談室及び学務課によるきめ細かな修学支援を行い、経済的支援策として多様な奨学金制度を提供し、留学生のための国際交流センターを設置するなど学生を支援する体制を整えている。

校地・校舎を適切に配置し、これらを有効に活用しており、建物については概ね耐震化、バリアフリー化している。学生の意見・要望は、授業アンケートのほか学生と面談する機会を通じて収集し、必要に応じて学科会議や情報共有会議等で共有し対応している。

〈優れた点〉

○学生募集について、知名度アップの取組みや広報担当者の人的増員、広報費・広報戦略の見直しなどを行い、直近では、3 期連続で入学定員を確保し、収容定員をほぼ充足する水準に回復させたことは高く評価できる。

○北広島市や商工会と連携協力しインターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進していることは評価できる。

○有償型インターンシップを制度化し、学生に対する教育と経済的支援とを高度に両立させている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神に沿ってディプロマ･ポリシーを大学全体及び学科ごとに策定し､単位認定、進級判定、卒業認定に関わる規則や基準を定め、学生に周知し適切に認定及び判定を実施している。カリキュラム・ポリシーは、建学の精神、教育の理念等を踏まえ大学全体及び学科ごとに体系的に編成し、ディプロマ・ポリシーと一貫した内容になっている。

教育課程の特徴として専攻･コース制を採用するとともに､「サブメジャー･プログラム」を設け、幅広い学修ニーズに応えている。学生は自身のパソコンやスマートフォンで学修成果や学業成績を閲覧することが可能であり、学修計画に役立てることができる。また、教職員も学生の学修情報を共有することで組織的に学修支援を行っている。

「学修成果の評価の方針(アセスメント･ポリシー)」で学修成果の指標を明確に設定し、点検・評価する体制が整っており、その結果をホームページで公開している。

〈優れた点〉

○履修指導や授業開始時のオリエンテーション等において、各授業担当者のみならず、学科サポーター、履修アドバイザーが各学生に対し趣旨や内容を周知している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長を責任者とすることを規則により明確に規定した上で、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を設置し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教授会や各専門委員会の位置付け及び役割も明確であり、事務職員も適切に配置している。

全学 FD 研修会と学科別 FD 研修会を実施するとともに、学長を含む全教職員の資質・能力の向上を図ることを目的に SD(Staff development)活動を定期的に実施している。人事評価は規則に基づき実施し、昇任や賞与査定に利用している。

全ての専任教員に独立した研究室を提供し、個人研究費を配分するとともに、学務課が各教員の学外の研究費申請手続き等を支援している。

研究倫理に関する規範や規則を設け、その確立と厳正な運用を行っている。今後、研究時間を確保するためにカリキュラムのスリム化等の取組みが期待される。

〈優れた点〉

○人事評価と部門長業績評価を組合わせて、教職員の 360 度評価を導入しており、全ての教職員が評価する立場、評価される立場になることで、人事評価制度の適正化を図っていることは高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会を適切に開催し、出席状況も良好である。理事長の補佐として常務理事を任命し業務を分掌しているほか、理事会において理事の役割分担を決め、機能性を発揮できる体制を整備している。法人の意思決定組織として「経営企画会議」が機能しており、原則毎週開催される「情報共有会議」で把握した諸課題等もその議題に反映している。

監事監査は、「監事監査計画書」に基づき適切に実施している。評議員会は一定数を学外者で構成しており、出席状況も良好である。

中長期的な計画として、中期計画及び経営改善計画を策定し、毎年見直しを行うことで、計画的な財政運営を実施しており、3 期連続して入学定員を上回る学生数を確保したことにより、令和 3(2021)年度の経常収支差額はプラスに転じ、令和 2(2020)年度決算より運用資産が外部負債を上回り財務基盤は改善している。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証に関する PDCA サイクル図」を制定し、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を責任部署として定め、恒常的に自己点検・評価を実施する体制を整備し運用を開始している。評価の結果は、3 年ごとに「自己点検・評価報告書」にまとめ公表している。今後は、評価結果を毎年検証していく計画である。

内部質保証については、三つのポリシーを大学全体及び学科ごとに定め、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づく調査結果により、全学レベル及び学部・学科レベルにおいて検証し、改善に取組んでいる。

自己点検・評価や認証評価などの結果を踏まえた中期計画及び経営改善計画を策定し、具体的施策ごとに担当部署を決め、責任体制を明確にした上で取組んでいる。これらの計画は、毎年見直しを行い、法人及び大学運営の改善・向上のための仕組みが機能している。

前回認証評価における指摘事項は着実に対応している。

〈優れた点〉

○自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するための体制として、外部有識者を含む「教育改革有識者委員会」を設置し、外部有識者から広く意見を募り改善に反映させる取組みは評価できる。

総じて、発展的に改定した建学の精神、教育目標等を基礎として、理事長・学長のリーダーシップのもと組織的な教学マネジメントが機能している。地域との関わりも積極的に行い、学生の活動は地域社会からも期待されており、地域との連携も強化している。内部質保証の実施体制を明確にしたところであり、自己点検・評価や中期計画の見直しの仕組みは大学の継続的な改善活動として機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 星槎グループ内部進学者の情報交換・受け入れの促進のための入試広報活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は学則に定め、教育目的は学則の別表として学部・学科ごとに明文化しており、文章は簡潔にまとめ、学則のみならず「ガバナンス・コード」、学生便覧やホームページにも掲載し、学内の複数か所に掲示している。

建学の精神や教育目的は、開学時の建学の精神である「百折不撓と奉仕の精神」を現在に引継ぎ、「常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」不撓不屈の精神と「共生社会の実現」という社会貢献・奉仕の精神を有する人材の育成という、大学の個性・特色を明示している。併せて、星槎グループの三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」についても、建学の精神とともに、学内の複数か所に掲示され、学生・教職員に周知され浸透している。

「教学マネジメント会議」を設置し、定期的な検証及び改善活動を全学的な体制で行っており、新たな大学グループへの加入や大学名の変更など、情勢の変化に対応して、使命・目的及び教育目的の見直しを図っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、教育改革実行会議で原案を策定し、学務委員会、教授会での意見聴取を経て経営企画会議及び理事会で審議し決定しており、その過程に役員、教職員が参画している。建学の精神、教育の目的等は、「ガバナンス・コード」、大学案内、学生便覧、「学校

法人北海道星槎学園事業の実績報告」に記載し、ホームページにも掲載し学内外に周知している。また、中期計画及び経営改善計画にも計画策定の基本的な考え方として明記している。

教育の理念を反映させて大学全体のディプロマ・ポリシーを策定し、それに基づき学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシー達成のための指針として策定している。

3 学部 4 学科のほか、地域連携センター、教職センター、図書情報館及び留学生別科日本語専攻を設置し、教育目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の理念に基づいて、アドミッション・ポリシーを学科ごとに明確に策定し、大学案内、入学試験実施要項、ホームページ等を通じて周知している。

「アドミッション・オフィス規程」に基づき、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を実施している。近年の入学定員充足率は改善しており、直近では入学定員を上回る学生数を確保している。その結果、収容定員充足率も改善している。

〈優れた点〉

○学生募集について、知名度アップの取組みや広報担当者の人的増員、広報費・広報戦略の見直しなどを行い、直近では、3 期連続で入学定員を確保し、収容定員をほぼ充足する水準に回復させたことは高く評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援として、入学前教育プログラムを行っている。各学科に履修アドバイザーを配置し、履修に関するアドバイスを行っている。初年次から開講しているゼミナールでは、ゼミナール担当教員が新入生に対して大学生活に関する指導を行い、学生の自主的な学修管理をサポートする体制を整備している。

教員と学務課職員とが連携して、GPA(Grade Point Average)を利用した学修指導を実施している。実験・実習・演習等での補助業務を主に担当する教育支援者として、学部学生から SA(Student Assistant)を雇用し学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

専門委員会であるキャリア支援委員会を設置し、学生のキャリア支援に向けた組織的取組みを行っている。キャリア支援センターを設置し、同センターにおいて国家資格キャリアコンサルタントを有する常勤職員が学生に対しキャリアカウンセリングを行っている。

道内 9 大学で構成される「北海道地域インターシップ推進協議会」に加盟するとともに、北広島市、商工会、取引先等との間に構築した連携協力体制を通じて、インターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進している。

〈優れた点〉

○北広島市や商工会と連携協力しインターンシップ先の開拓に努め、積極的にインターンシップを推進していることは評価できる。

○有償型インターンシップを制度化し、学生に対する教育と経済的支援とを高度に両立させている点は高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

ゼミナール担当教員が、学生の日常生活における相談を個別に受付け、学生への助言・指導を行っているほか、必要に応じ学務課も対応に当たっている。また、学生相談室を設置し、生活相談、保健相談、栄養相談を受付けており、臨床心理士を含むカウンセラーと看護師を含む学生保健アドバイザーが個々の学生の状況により連携を図り、学生の問題解

決に当たっている。

留学生には国際交流センターが対応している。多様な奨学金制度を設け、学生を経済的に支援する体制を整えている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は、設置基準をはるかに超える面積を有しており、グラウンド、野球場、トレーニングルームを有した体育館などの施設･設備を適切に配置し､有効に活用している。また、校地内に十分な駐車場を確保している。

図書情報館は十分な学術情報資料を備えている。授業時間に合わせた図書情報館の運営を行っている。「コンピュータ室」「マルチメディア教室」「OA 機器実習室」「ハイテクアート室」といった ICT（情報通信技術）環境・実習環境を整備している。また、キャンパス全体としてバリアフリー化に向けた努力を行っている。

収容定員に対して余裕のある施設・設備体制になっている。クラスのサイズを適切に保つために、一授業科目当たりの受講者数へ配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケート、意見箱、入学者や特待生に対する個別面談、また、オフィスアワーでの学生相談等を通じて､学修支援や学修環境に関する学生の意見･要望等を収集している。収集した情報を学科会議や情報共有会議等で共有し、必要に応じて対応している。授業改善アンケートの結果を担当教員にフィードバックし､各教員が授業の改善に役立てている。アンケート結果に対する教員コメントをホームページに公開している。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活についての意見・要望につ

いては、学生相談室のスクールカウンセラーが対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年に変更された建学の精神である「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」及び法人グループの三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」に沿って大学全体のディプロマ・ポリシーを策定している。同時に、ディプロマ・ポリシーは、学科ごとに策定され、学生便覧に掲載するとともにホームページに公開、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定、進級判定、卒業認定に関わる規則や基準を策定し、学生に周知し適切に認定及び判定を実施している。

単位認定はシラバスに記載のある「履修目標」「到達目標」「評価前提基準」「評価方法」「ルーブリック」等を初回授業時に科目担当者より学生に説明し、成績評価基準点、出席状況等の総合評価で単位認定を確定している。

〈優れた点〉

○履修指導や授業開始時のオリエンテーション等において、各授業担当者のみならず、学科サポーター、履修アドバイザーが各学生に対し趣旨や内容を周知している点は評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神、教育の理念及び「学部、学科の教育研究上の目的」を踏まえ、大学全体及び学科ごとに策定し、学生便覧に掲載するほか、ホームページにおいて情報公開し、周知している。

カリキュラム・ポリシーは、履修すべき科目、単位及び各種資格・免許課程の設置、キャリア教育の関連を明示し、ディプロマ・ポリシーと一貫した内容になっている。また、各授業科目を体系的に編成し、教育課程の特徴として、各学部・学科における専攻・コース制を採用するとともに「サブメジャー・プログラム」を設け、学生がそれぞれの学修における興味・関心、進路希望に応じ、自主的に履修モデルを選択できるように工夫している。

教養教育は、基礎的な学力及び教養・知見・技能の向上を目的として開講している。全学部共通で共通教育科目（教養科目）は、「修学基礎」「キャリア支援」「人文社会科学」「健康とスポーツ」「英語」「その他の言語」「情報リテラシー」「数理基礎」「サブメジャー・プログラム」の九つの科目区分を構成し適切に実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルそれぞれ学修成果の指標を設定し、点検・評価する体制が整っている。同時にシラバスに科目別教授内容とディプロマ・ポリシーとの関連を明記している。

学生は各自のパソコンやスマートフォンを用い、学生カルテ・ポートフォリオシステムにより学修成果や学業成績を閲覧することが可能であり、次学期の学修計画に役立てている。また、教職員は学修成果の点検・評価結果及び授業改善アンケートなどの可視化された各種情報を専門委員会や学科会議を通して情報共有することで、組織的な学修支援体制を確立している。同時に、その結果を受けた教員コメントはホームページに掲載し情報公開している。

各学科 2 人の学生と学務課職員で構成する「学生 FD 推進委員会」を設置し、授業に関する学生要望等を聴取している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人北海道星槎学園職制及び分掌規程」にて、学長が大学の執行の責任者として学務を統括することを規定している。学長、副学長、特命事項を担当する学長補佐、学部長、学科長、図書情報館長及び事務局長を構成員とする「教学マネジメント会議」を設置して学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

教授会や各専門委員会の位置付け及び役割も明確である。また、職員を適切に配置し、教学マネジメントが機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は、教育課程を運用するのに必要な数を確保しており、設置基準を大幅に上回っている。採用・昇任は、「星槎道都大学教育職員の採用及び昇格規程」に基づき、採用に際しては基本的に公募制をとっている。

FD 活動として、FD 推進委員会が企画立案する全学 FD 研修会と、学科企画の「学科別 FD 研修会」を実施し、その内容には「大学での学び実態調査」など IR 活動の結果も活用している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための SD 活動については、「学校法人北海道星槎学園 SD 推進委員会規程」に基づき、教授等の教員や学長等の大学執行部を含む職員の資質・能力の向上を図ることを目的に実施している。学生支援の研修を共催で実施するなど、SD 推進委員会と FD 推進委員会の連携は密接である。

教職員の人事評価は「学校法人北海道星槎学園人事評価規程」に基づく「業務評価」及び「発揮能力評価」を実施し、昇任や賞与査定に利用している。また、「星槎道都大学部門長業績評価規程」に基づいて、部下が部門長を評価する制度を導入している。

〈優れた点〉

○人事評価と部門長業績評価を組合わせて、教職員の 360 度評価を導入しており、全ての教職員が評価する立場、評価される立場になることで、人事評価制度の適正化を図っていることは高く評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に独立した研究室を提供している。教員の研究活動を全面的にバックアップする体制として、学務課に研究支援の担当者がおり、各教員の学外の研究費申請及び執行に係る手続きを支援している。

研究倫理に関しては「星槎道都大学研究活動に係る行動規範」や「星槎道都大学受託研究取扱規程」をはじめとする規則を設け、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

外部資金の獲得には過去及び進行中の研究業績を欠かせないという判断から、財政状況を踏まえながら個人研究費の支給を実施している。また、今後、研究時間を確保するためにカリキュラムのスリム化等の取組みが期待される。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「ガバナンス・コード」「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」等に基づき、経営の規律と誠実性を維持する運営を行っている。また、中期計画及び経営改善計画を策定し、これらに基づいて各年度の事業運営を行うなど、社会情勢の変化に対応した継続的な努力をしている。

クールビズや照明の LED 化、ハラスメント防止や個人情報保護に関する各種規則の整備と学生便覧による学生への注意喚起、「学校法人北海道星槎学園危機管理規程」に基づく「消防・防災計画書」等の整備や年 1 回の防火・防災訓練、北海道胆振東部地震の際の停電の教訓を生かした地震対策備品の備蓄など、環境保全、人権、安全への配慮も適切に行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は原則として毎年度 5 月、7 月、3 月に開催され、理事の出席状況も良好である。また、外部理事が多く含まれており、構成の多様化を図っている。

理事長の補佐として常務理事を任命し業務を分掌しているほか、理事会において理事の役割分担を決めており、機能性を発揮できる体制を整備している。

「学校法人北海道星槎学園理事会業務委任規則」を制定し、法人及び大学の一部の業務の決定を理事長に委任できることとしている。また、理事長、常務理事、学長、副学長、各学部長、事務局長等で組織する「経営企画会議」を適宜開催し、機動的な意思決定のための仕組みを整えている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、常務理事、常勤理事、学部長、その他理事長が指名する者を構成員とする「経営企画会議」が法人の意思決定組織として機能しており、原則毎週開催する情報共有会議で把握した諸課題等をその議題に反映している。事務局では、毎月「事務局部門長会議」を実施し、毎日朝礼を行うことで、各事務部門間の意思疎通を図っている。

また、監事監査は、「監事監査計画書」に基づき年 3 回適切に実施している。評議員は半数以上が学外者であり、学外の意見を大学運営に生かせる構成になっている。評議員会への出席状況は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画として、中期計画及び経営改善計画を策定し、計画的な財政運営を実施している。特に、具体的な数値目標を示す経営改善計画については、毎年点検し、その進捗状況に合わせて計画修正を行い、綿密な計画のもと改善に取組んでいる。3 期連続して入学定員を確保したことにより、学生生徒等納付金や私立大学等**経常費**補助金等の収入増が実現し、令和 3(2021)年度の経常収支差額はプラスに転じた。また、現金預金等の金融資産の増加によって、令和 2(2020)年度決算から運用資産が外部負債を上回り財務基盤は改善している。法人の財政状況や学生募集状況等については、全教職員が参加する年 3 回程度の「経営状況報告会」で理事長が直接説明し、危機意識の共有を図っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠し、その趣旨を踏まえた「学校法人北海道星槎学園経理規程」及び「学校法人北海道星槎学園経理事務実施要領」に従って、適正な会計処理を実施している。予算については決算の大幅なかい離が生じないよう、原則として年に 2 回は更正している。会計監査は独立監査人である公認会計士が実施している。独立監査人は、期中監

査に際しては、経理担当者だけでなく、理事長や常務理事に対しても、監査状況等を説明している。

監事による監査は「学校法人北海道星槎学園監事監査基準」に基づき年 3 回程度実施し、結果は理事会及び評議員会へ報告している。また、監事は、理事会及び評議員会へほぼ毎回出席し適宜意見を述べるほか、理事長を含む理事らと活発な意見交換を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証に関する PDCA サイクル図」を制定し、学長を議長とする「教学マネジメント会議」を責任部署として定めている。「教学マネジメント会議」は、「自己点検・評価運営委員会」からの報告をもとに、各組織の自己点検・評価を検証し、必要に応じて改善を指示する。また、当該組織の長は改善事項に関する改善計画書を学長に提出して改善を図るとともに、その結果を学長に報告し、「教学マネジメント会議」が再度検証を行うこととする体制を整備し運用を開始している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学部等の各組織は毎年、「自己点検・評価委員会」から示された基本方針に基づき、自己点検・評価を行い、結果を「自己点検・評価運営委員会」へ報告し、「自己点検・評価運営委員会」は報告書を作成している。また、「自己点検・評価運営委員会」は 3 年ごとに「自己点検・評価報告書」にまとめ公表しており、今後は、評価結果を毎年検証していく計画である。評価の結果や今後の課題等は、情報共有会議等の機会を通じ、適宜理事長・学長から教職員に向けて共有している。

教学を含めた組織マネジメントを行う上で必要となる情報や課題を収集・分析するため

に事務局にIR課を置き、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく測定・評価結果の検証体制」に基づき「専門委員会」や学部等の各組織へ情報提供している。学部等の各組織は改善方策を検討し、適宜改善を図る体制としている。また、自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するため、外部の意見を活用する取組みも始めている。

〈優れた点〉

○自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するための体制として、外部有識者を含む「教育改革有識者委員会」を設置し、外部有識者から広く意見を募り改善に反映させる取組みは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目6-3を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、三つのポリシーを大学全体及び学科ごとに定め、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー)」に基づく調査結果により、全学レベル及び学部・学科レベルにおいて検証し、改善に取組んでいる。

自己点検・評価や認証評価などの結果を踏まえた中期計画及び経営改善計画を策定し、具体的施策ごとに担当部署を決め、責任体制を明確にした上で取組んでいる。これらの計画を毎年見直し、法人及び大学運営の改善・向上のための仕組みが機能している。

学生レベルの内部質保証の仕組みとして学修成果や社会人基礎力の可視化を実施し、その結果を、次学期学修目標の設定や履修計画の策定に活用できる学修支援システムを導入しているが、学生及び大学としての活用はこれからの課題である。

前回認証評価における指摘事項は着実に対応している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

Ａ－1. 地域との連携・協力に関する方針と方策

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び貢献の継続性

A-1-② “共生社会”及び“福祉コミュニティ”構築への参加・支援

A-1-③ 大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

【概評】

地域社会への貢献及び地域社会との連携として、「地域連携推進センター」及び「生涯学

習課」を設置し対応している。具体的には、経営、福祉、デザイン、建築の各専門チームによる下部組織を設置し、地域社会の諸活動に対する専門的な支援、地域課題に係る調査研究及び知的財産を生かした地域貢献を実施している。

共生社会及び福祉コミュニティ構築への取組みとして、3 市町村と包括連携協定を結び、地域活性化、地域支援及び人材育成に関する連携事業を展開している。具体的には、建学の精神にのっとり地域社会で活躍できる人材育成の一環として、有償型インターンシップ制度を行っている。

社会福祉法人と協定を締結し、学生の実践体験から得られる資質向上と、同時に地域の福祉人材の確保に貢献している。

その他の取組みとしては、通信教育や公開講座等の開設、大学が持つ物的・人的資源を地域社会へ提供し、地域に根差す大学としての役割や貢献が図られている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 星槎グループ内部進学者の情報交換・受け入れの促進のための入試広報活動

本学では、星槎グループの一員であるという本学の強みを活かして、星槎グループ内の星槎高等学校及び星槎国際高等学校から本学に進学した学生一人ひとりについて、出身高校教員と本学教員との間で、率直な情報交換を行う「星槎道都大学内部進学情報共有会議（以下、「内部進学情報共有会議」という。）」を定期的に ZOOM 会議により開催し、様々な連携を図っている。

「内部進学情報共有会議」では、教員間の情報交換のほか、在学生の学習状況に関する本学教員のコメント情報を出身高校に提供している。このことは生徒を送り出す高校にとって、卒業生の進学後の学びの様子を知ることができるため、将来本学への進学を考えている生徒の教育・進路指導に参考となっていると考える。また、本学の教員にとっても、新入学生及び在学生の高校時代の学びの様子を知ることは、修学・学生生活指導を行う上で大変有益となっている。加えて「内部進学情報共有会議」では、「入試広報課」が進学指導に役立てもらうことを目的に、本学の入試情報を提供するとともに、星槎グループからの内部進学情報を合わせて報告している。

具体的な内容としては、星槎グループ出身の本学在学生情報をゼミ担当教員等が発表し、それに基づき高校教員がコメントする方法で進行している。現在は、全体会議ののち学年別や出身校別にブレイクアウトルームを設定し、学習成果の可視化、「アセスメント・テスト（GPS-Academic）」の結果などのより細かい教務情報の情報交換を行うことが可能となった。

また、受け入れの促進のための入試広報活動としては、本会議において入学試験における変更点、年度における出願状況など入試情報も情報として配信しているほか、年度最終会議では、各学習センターからの次年度入学者の情報を提供してもらい進学後の修学指導に備えることとしている。なお、本会議は、令和元(2019)年 7 月より開催し、年間 3 回（7 月・11 月・2 月）程度のペースで行われている。

星槎グループ高校事業部は全国に展開しているが、北海道内の学習センターにおいて、進路選択の幅を広げるため進路講話や出張授業を定期的に行っており、講義形式の内容に

ついては、道内学習センターを通じて全国の学習センターへ ZOOM により配信され、本学への内部進学の入試広報活動の一つとなっている。

また、北海道内にある星槎グループ校の中学校、高校、大学（本学）が参加する北海道プロジェクトが星槎グループ内に設けられ、各校の入試広報状況の報告や内部進学の情報交換、行事・プロジェクト事業の共同開催について定期的に話し合いがもたれている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 53(1978)年度
所在地　　北海道北広島市中の沢 149-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会福祉学部	社会福祉学科
美術学部	デザイン学科　建築学科
経営学部	経営学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 2 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 6 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

27 星城大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神のもとで、大学が行う教育研究活動の理念、ミッション、教育目標を、「三つの基本理念」（以下「基本理念」という。）「四つの使命・目的」（以下「使命・目的」という。）「七つの教育の目標」（以下「教育目標」という。）として簡潔・明瞭に示し、公表している。大学の個性・特色は「使命・目的」及び「教育目標」等に反映し、学則、学則の付属文書やホームページ、学生生活のしおり、大学案内等に明示し、広く公表している。「教育目標」や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、教授会で議論し、理事長や法人本部長、大学幹部を含む戦略会議を経て決定し、役員、教職員の理解と支持を得ている。直近の「第 5 次中期経営計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」（以下「中期経営計画」という。）は「教育・業務」「人財」「学園を取り巻く人々」「財務」の各視点から、「使命・目的」等に即し策定している。「使命・目的」等の内容は各学部、研究科及び留学生別科の三つのポリシーに反映している。大学の学部・学科構成は、大学の「教育目標」との整合性を図っている。

「基準２．学生」について

入試区分ごとにアドミッション・ポリシーと学力の 3 要素を踏まえた判定指標を作成している。学修・生活・キャリア支援を行うための「自分づくりセンター」を設置し、学生の相談内容に応じた適切な支援を実施している。各学年次における個別のキャリア・進路面談、就職活動支援セミナー、インターンシップ、資格取得講座の実施等、キャリア支援活動を適切に運営している。快適な学修環境の整備として各キャンパスにネットワーク環境及び無線 LAN 環境を整備している。「AAA（Active Academy Advance：学務システム／学生ポータルサイト）」（以下「AAA」という。）の導入により、学内ネットワークへのアクセスにおける学生の利便性を高めている。大学の最寄り駅からの無料通学バスを運行し、通学の利便性を高めている。学生の意見をくみ上げるためのさまざまなアンケート調査を実施し、把握した意見・要望等は各担当部局に周知し、改善への対応を行っている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、学部、研究科及び留学生別科ごとに、建学の精神、「基本理念」「使命・目的」「教育目標」を踏まえて策定し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定めている。GPA(Grade Point Average)を単位認定基準、進級基準及び学修支援に活用している。カリキュラム・

ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成することを目的として、学部、研究科及び留学生別科ごとに策定し、周知している。年 2 回の FD 教育検討会議において、教授方法、ルーブリック評価、学生が主体的に取組むアクティブ・ラーニングの方法などについて学ぶことで、効果的な講義が実施できるように取組んでいる。学修成果の評価として、学修状況、授業評価アンケート、GPA、就職状況、卒業時の学修成果アンケートなどを用い、これらの評価をもとに、シラバス及び教育方法の改善を行っている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定を円滑に行うため、各会議体の役割を学則や諸規則に定め、一部の規則に改善を要する点はあるものの、学長のリーダーシップのもと、教学マネジメントが遂行できるよう体制を整えている。全学FD教育改善検討会議を年2回定期的に開催しており、全専任教員が参加し当日の討議内容を共有することで、個々の教員の授業改善に生かしている。全教職員参加による「重点課題と取り組み方針発表会」「重点課題と取り組み方針報告会」を毎年度実施している。「元気創造研究センター」を設置し、複数の助成金を設け、研究支援を行っている。同センターにて科学研究費助成事業の採択率向上を目指し、申請説明・講演会を毎年度開催し、同助成事業の申請率や採択率の向上を含む研究活動の活性化に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、「中期経営計画」を策定し、建学の精神に基づく「使命・目的」の実現に向け取組んでいる。管理運営機関として、法人には理事会及び常任理事会を、大学には戦略会議及び協議会を設置している。事業計画の策定に課題があるものの、理事会は、理事長が議長としてリーダーシップを発揮できる体制としている。戦略会議には、大学幹部の他、理事長、法人本部長が参加し、法人と大学の調整等が円滑に行える体制としている。評議員会への諮問に課題があるものの、資料・議事の内容の事前説明を行い、会議の活性化を図っている。令和 3(2021)年度からの 5 か年計画に基づき、「中期経営計画」の目標となる基本金組入前収支の安定確保と基本金組入後収支均衡に向けて財務運営を行い、安定した財務基盤を確立している。学校法人会計基準、「学校法人名古屋石田学園経理規程」に基づき、監査法人による会計監査のもとで、会計処理を適正に実施している。執行金額に応じた決裁権限者を定め、複数名での決裁とする内部統制を図っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する組織体制の整備は、学則にのっとり、大学の「教育研究年報（自己点検・評価）」（以下「教育研究年報」という。）、法人本部主催の計画推進会議、学長の諮問機関として設置する外部評価委員会による外部評価を中心に実施している。大学教職員、法人、外部の三つの視点を取入れた体制によって自己点検・評価を進め、内部質保証を担保できる体制を整えている。令和 4(2022)年 5 月には、教学面に関して新たに「内部質保証に向けた教学マネジメント(IR)実施要綱（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」（以下「教学マネジメント実施要綱」という。）を策定し、恒常的な組織体制の構築に努めている。自己点検・評価活動を毎年度実施し、「教育研究年報」としてまとめて教職員に配付し、学

内で共有している。平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度の「教育研究年報」については、自己点検評価報告書としてホームページで公表している。

総じて、大学は、建学の精神に基づく「使命・目的」の実現に向け、「中期経営計画」に基づき取組んでいる。学修・生活・キャリア支援のための「自分づくりセンター」を設置し、学生の相談内容に応じた適切な支援を実施している。学修成果の評価をもとに、シラバス及び教育方法の改善を行っている。大学教職員、法人、外部の三つの体制による自己点検・評価を進め、PDCA サイクルに添った内部質保証を担保している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生へのきめ細かなフォロー体制の構築

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神のもとで、大学が行う教育研究活動の理念、ミッション、教育目標を、「基本理念」「使命・目的」「教育目標」として簡潔・明瞭に示しており、学則、「星城大学　基本理念と使命・目的等」、ホームページ等で公表している。大学の個性・特色は「使命・目的」及び「教育目標」等に反映し、学則の付属文書やホームページ、学生生活のしおり、大学案内等に明示し、広く公表している。社会情勢等の変化に対応し、平成 18(2006)年には「基本理念」「使命・目的」を策定、平成 30(2018)年には学部の三つのポリシー及びカリキュラムの改訂を行った。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
「教育目標」や三つのポリシーについては、教授会で議論し、理事長や法人本部長、大学幹部を含む戦略会議を経て決定し、役員、教職員の理解と支持を得ている。
建学の精神や「使命・目的」は大学の行事の際などに教職員に対して理事長・学長の式辞・訓示を通じて伝え、理解を深めている。建学の精神、「使命・目的」「教育目標」、三つのポリシー等はホームページで公開し、学内外に周知している。直近の「中期経営計画」は「教育・業務」「人財」「学園を取り巻く人々」「財務」の各視点から、「使命・目的」等に即し策定している。「使命・目的」等の内容は各学部、研究科及び留学生別科の三つのポリシーに反映している。大学の学部・学科構成は、大学の「教育目標」との整合性を図っている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
「基本理念」「使命・目的」「教育目標」に基づき、募集単位ごとの策定が望ましいものの、学部、研究科及び留学生別科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、周知している。各学部とも、入学定員に沿って在籍学生を適切に確保している。入試区分ごとにアドミッション・ポリシーと学力の 3 要素を踏まえた判定指標を作成している。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿って作成した出願資格や選抜方法を決定し、募集要項等に明示している。入学試験の実施は、学部教員と入試広報課が行っている。出題

及び採点等に必要な教員は各学部長が選任する。入学生の各種情報や在学中の学生情報を「AAA」で適切に管理活用し、GPA 分布、退学率などに基づき入学者選抜の適切性について分析・検証している。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学部リハビリテーション学科のアドミッション・ポリシーは募集単位である専攻ごとに作成することが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部教務委員会及び全学教務委員会では、構成員に事務部門のメンバーも加わり運営している。学修・生活・キャリア支援を行うための「自分づくりセンター」を設置し、学生の相談内容に応じた適切な支援を実施している。障がいのある学生への対応は規則に基づき行っている。全学的にオフィスアワー制度を実施している。経営学部では授業に授業補助担当者を配置している。リハビリテーション学部においては「ティーチング・アシスタント規程」に従って対応を行っている。中途退学、休学及び留年への対応は、必要な面談等の対応を行っている。保護者懇談会を実施し、保護者への情報提供及び面談希望のある保護者への対応を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターシップなどを含むキャリア教育のため、キャリア開発委員会を設置し、学生の職業的自立に向けた支援を行っている。就職・進学に関する相談・助言は、キャリア支援に関わるスタッフが中心になり実施している。具体的には、各学年次における個別のキャリア・進路面談、就職活動支援セミナー、インターンシップ、資格取得講座の実施等の支援活動であり、いずれも適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活委員会において学生支援全般を、国際センター運営委員会において留学生支援を行っている。学生生活に関する事柄は、学生生活のしおりに掲載し、配付している。担当者が協力して成績不振者などの把握を行い支援している。大学独自の奨学金制度として、入学試験の種別による奨学金制度及び入学後の成績優秀者に対する奨学金、経済的困窮者を対象とした奨学金を設けている。

課外活動のために団体への活動資金の支援として、学生会費から助成を行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談について、更なる充実が望まれるものの、学生相談室(SCC : Student Communication Center)及び医務室を設置し、カウンセラー及び看護師を配置し、支援を行っている。外国人留学生に対する生活支援として、学修支援課が中心になり、留学生ハンドブックの作成など多岐にわたる支援を実施している。

〈参考意見〉

○学生相談室(SCC)及び医務室について、人員・開設時間等の拡充や学生への周知方法などを含め更なる方策と活用が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

「教育目標」に合わせて校舎・校地などの整備を行い、活用に努めている。全ての校舎は耐震基準に基づき建設している。快適な学修環境の整備として各キャンパスにはネットワーク環境及び無線 LAN 環境を整備してきた。「AAA」の導入により、学内ネットワークへのアクセスにおける学生の利便性を高めている。図書館の利用促進のために、図書館ブログの運用などの方策を実施している。バリアフリー設備としてエレベータやバリアフリートイレなどを整備し、車椅子利用者でも全ての講義室、実習室にアクセスできようにしている。大学の最寄り駅からの無料通学バスを運行し、通学の利便性を高めている。クラスサイズについては、履修者が一定数を超えた場合に授業補助担当者や複数教員の配置を実施することで適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムとして、学修支援課では、学生に学修支援・学修環境に関するさまざまなアンケート調査を実施している。アンケート結果から把握した意見・要望等は各担当部局に周知し、改善への対応を行っている。学生生活に対する学生の意見及び施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるシステムとして、学生生活実態調査を実施している。調査結果は、学生生活委員会が報告書を作成して教職員に周知し、改善を実施している。学生との連絡には、主に「AAA」を活用している。学生の心身の健康面などの把握については、年 1 回の健康診断、入学時の健康調査票にて、配慮を必要とする事項の申告が可能になっている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーは、学位プログラムごとの策定が望ましいものの、学部、研究科及び留学生別科ごとに、建学の精神、「基本理念」「使命・目的」「教育目標」を踏まえて策定し、ホームページ、学生生活のしおり、学生便覧に掲載し、周知している。
ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、成績評価基準は学則などで規定化していないものの、これらを学生生活のしおり及び学生便覧に記載し解説を行い、周知した上で運用している。また、GPA を単位認定基準、進級基準だけではなく、学修支援などにも活用している。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科において、理学療法学専攻と作業療法学専攻に分かれており、それぞれ取得学位が異なるので、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを定めることが望まれる。

○大学の成績評価基準を学則などで規定化していないため、今後規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材の育成を目的として、ディプロマ･ポリシーとの一貫性を確保し､学位プログラムごとの策定が望ましいものの、学部、研究科及び留学生別科ごとに策定し、ホームページ、学生便覧などに掲載し、周知している。

カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し、シラバスは、シラバス作成要領に従って適切に作成している。授業アンケートの結果等を踏まえ、シラバスの改善を行っている。

教養教育は、経営学部は共通科目、リハビリテーション学部は教養教育科目群として設定し、建学の精神を反映させた内容にしている。

年 2 回の FD 教育検討会議において、教授方法、ルーブリック評価、学生が主体的に取組むアクティブ・ラーニングの方法などについて学ぶことで、効果的な講義が実施できるように取組んでいる。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科において、理学療法学専攻と作業療法学専攻に分かれており、それぞれ取得学位が異なるので、学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを定めることが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

シラバス作成要領において、三つのポリシーを踏まえた到達目標や学修目標を設定することを明記し、作成したシラバスは教務委員会を中心に点検を行い、必要に応じて修正を行っている。

学修成果の評価として、学修状況、授業評価アンケート、GPA、就職状況、卒業時の学修成果アンケートなどを用いている。これらの評価をもとに、シラバス及び教育方法の改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための体制として、協議会及び戦略会議を設置しており、大学の意思決定を円滑に行うため、各会議体の役割を学則や諸規則に定め、学長のリーダーシップのもと、教学マネジメントを遂行している。

教学マネジメントは、戦略会議や協議会等による調整を経て、学長が意思決定する体制を整備している。教授会、研究科委員会は、一部の規則に改善を要する点はあるものの、教育研究に関する事項について、都度、学長の諮問により審議し、意見を述べている。

大学事務局は、事務局長を筆頭に教学マネジメントの執行を担う中心部門であり、学修支援課、キャリア支援課、入試広報課、大学開放支援室、総務・経理課が構成し、それぞれ課長・室長を置き、その役割を「星城大学事務局規程」に明確に定めている。

〈改善を要する点〉

○教授会や研究科委員会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点は改善を要する。

○学則第 43 条で定めている教授会の審議事項について、規則に定めのない「専任教授会」

「拡大教授会」「学部会議」において審議している点は改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

各学科、研究科に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は、学長のガバナンスのもと、学部長、学科長、専攻長、大学院研究科長からの意見や要望をもとに、人事委員会での意見をもって、学長が総合的な判断を行い、戦略会議に上程し、理事長の稟議（りんぎ）を経て決定している。新規採用は原則として公募制をとっている。

FD 活動については、「中期経営計画」に活動目標等を記載している。FD 実施計画は協議会統括委員会である教務委員会において審議・検討を行っている。全学 FD 教育改善検討会議を年 2 回定期的に開催しており、全専任教員が参加し当日の討議内容を共有することで、個々の教員の授業改善に生かしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

学内での研修として、毎年度、全教職員参加による「重点課題と取り組み方針発表会」「重点課題と取り組み方針報告会」を実施している。職員対象の研修会として、法人本部主催の研修会を実施した。学外での研修としては、日本私立大学協会主催の事務局長研修会及びその他各部会の研修会に積極的に参加している。

令和 3(2021)年度は、副学長他から「中期経営計画」の説明を受け、財務・管理・運営、学生支援、「教職協業」に関する研修を行った。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学内に「元気創造研究センター」を設置し、複数の助成金を設け、研究支援を行っている。同センターにて科学研究費助成事業の採択率向上を目指し、申請説明・講演会を毎年度開催し、同助成事業の申請率や採択率の向上を含む研究活動の活性化に努めている。

また、研究に関わる学内の全ての者を対象にした「星城大学研究倫理綱領」をはじめとする研究倫理に関する規則を整備し、毎年度、研究倫理講習を行っている。

研究活動への資源の配分として、各学部に研究費助成研究制度を設け、教員の研究活動の促進及び研究業績の向上を目指している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法及び建学の精神に基づく学校教育を行うことを寄附行為に定め、「使命・目的」を達成するための規則を整備し、役員・教職員に対してその遵守を求め、経営の規律と誠実性を維持している。また、「中期経営計画」を策定し、建学の精神に基づく「使命・目的」の実現に向け取組んでいる。

危機管理に関わるマニュアルの整備が望まれるものの、学内に人権委員会・ハラスメント相談員を置き、教職員に対するハラスメント研修、学生に対する啓発活動やアンケート調査を通じて、人権・安全の問題に取組んでいる。

〈参考意見〉

○危機管理に関する規則はあるが、それに基づいて、関係者の役割分担や対応の手順等を示すマニュアルの整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会を寄附行為に基づいて適切に運営し、「使命・目的」の達成に向けた意思決定を行う体制を整備している。定例の理事会は、通常年 4 回開催し、5 月に事業報告・決算、10 月に次年度の予算編成方針、12 月に規則の改正、3 月に次年度の事業計画案・予算案について審議・承認等を行っており、事業計画の策定について課題があるものの、理事の出席状況は良好である。理事会の開催前に、事務局から外部理事、監事に対し、資料をもとに議事内容を説明する機会を設けており、法人・大学の運営状況についての理解を深めた上で、理事会における質疑・意見交換等の活性化に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 45 条の 2 及び寄附行為第 33 条第 1 項に定めのある会計年度ごとの事業計画について、事業報告書と対応しない「予算の説明資料」をもって事業計画とし、理事会・評議員会において次年度予算の議案として取扱っている点は、改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

管理運営機関として、法人には理事会及び常任理事会を、大学には戦略会議及び協議会を設置している。理事会は、理事長が議長としてリーダーシップを発揮できる体制になっている。戦略会議には、大学幹部の他、理事長、法人本部長が参加し、法人と大学の調整等が円滑に行える体制になっている。

評議員会への諮問について課題があるものの、その開催前には、事務局が評議員、監事に対して資料・議事の内容を説明する機会を設け、会議の活性化を図っている。

監事は、監査報告書について課題があるものの、理事会・評議員会に出席し、意見を述べるとともに、監事監査では公認会計士と連携し、また、法人の監査室とも緊密に連携している。

〈改善を要する点〉

○事業に関する中期的な計画については、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 22 条のそれぞれ第 1 項第 2 号に従い、評議員会へ諮問した後に理事会で審議する手続きを踏むように改善が必要である。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書については、理事長宛てではなく、理事会及び評議員会宛てにすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、平成 21(2009)年度から中期経営計画の策定を開始し、現在は令和 3(2021)年度からの 5 か年計画に基づき、「中期経営計画」の目標となる基本金組入前収支の安定確保と基本金組入後収支均衡に向けて財務運営を行い、安定した財務基盤を確立している。令和 4(2022)年度においても、「中期経営計画」に基づいた予算編成方針を掲げ、「中期経営計画」の最終年度となる令和 7(2025)年度の財務目標の達成に向けた段階的目標を具体的に展開している。また、「名古屋石田学園資金運用規程」に基づき、リスク低減を図りながら金融資産を運用し、法人の財務基盤の強化に貢献している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人は、学校法人会計基準、「学校法人名古屋石田学園経理規程」に基づき、また、監査法人による会計監査のもとで、会計処理を適正に実施している。執行金額に応じた決裁権限者を定め、複数名での決裁とする内部統制を図っている。

監査法人の監査には監事が立会い、意見交換等による連携を図っており、また、科学研究費助成事業については、事務局職員による内部監査、監査法人・監事・監査室による三様監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

全学的な内部質保証については、学則に「本学は教育研究水準の向上を図り、目的及び社会使命を達成するため､教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い､公表する｡」と定めている。内部質保証に関する組織体制の整備は、学則にのっとり、大学の「教育研究年報」、法人本部主催の計画推進会議、学長の諮問機関として設置する外部評価委員会による外部評価を中心に実施している。大学教職員、法人、外部の三つの視点を取入れた体制によって自己点検・評価を進め、内部質保証を担保できる体制を整えている。

令和 4(2022)年 5 月には、教学面に関して新たに「教学マネジメント実施要綱」を策定し、恒常的な組織体制の構築に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動を毎年度実施し、「教育研究年報」にまとめて教職員に配付し、学内で共有している。平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度の「教育研究年報」については、自己点検評価報告書としてホームページで公表している。IR に必要な各データの取得実施主体は各部局とし、各部局の日常業務の中でデータを収集することを方針にすることで、連続性と継続性の維持を図っている。

令和 4(2022)年 5 月には、教学面に関して新たに「教学マネジメント実施要綱」の策定を行い、内部質保証のための自己点検・評価の精度を高める取組みを進めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神のもとで「使命・目的」等を定め、学則にのっとり、大学の「教育研究年報」、法人本部主催の計画推進会議、学長の諮問機関として設置する外部評価委員会による「星城大学外部評価委員会意見書」に基づく 3 段階の PDCA サイクルの仕組みを構築し、機能性を担保している。

管理運営面については課題があるものの、教学面での内部質保証については、令和 4(2022)年 5 月に新たに「教学マネジメント実施要綱」を策定し、実施内容の明確化や組織の機能性の向上に努めている。

〈改善を要する点〉

○教学マネジメントにおける教授会・研究科委員会の位置付けや、会計年度ごとの事業計画及び事業に関する中期的な計画の策定を含む法人経営における理事会・評議員会の運営等について改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域・社会貢献

Ａ－1．地方公共団体との連携活動

A-1-①　東海市大学連携まちづくり推進事業

A-1-②　大学の人的資源としての提供

Ａ－2．健康増進を目的とした連携協定

A-2-①　リハビリテーション学部の美濃加茂市との健康増進を目的とした連携協定

Ａ－3．新型コロナウイルス感染症対策

A-3-①　新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン職域接種等に関する東海市役所、商工会議所等との協力

【概評】

東海市と連携して「東海市大学連携まちづくり推進事業」を推進している。少子高齢化の進行による人口減少社会の到来、その影響によるライフスタイルや価値観の多様化などにより、まちづくりの課題も多様化・複雑化・高度化しており、「協働・共創によるまちづくり」の一層の推進が重要な課題になっている。この地域課題の解決に向けて「大学の教育・研究活動」や「学生の活力」を生かして、東海市とともに活動している。教員と学生が東海市のまちづくりの課題解決・魅力向上に貢献する事業を積極的に提案し、東海市がそれらを採択し、多種多様な事業に協働して取組んでいることは特筆すべき点である。

リハビリテーション学部は、美濃加茂市と健康増進を目的とした情報発信・活用に関する連携協定を結び、その活動の一環としてケーブルテレビを活用した健康番組の制作・出演、介護予防教室参加者データの分析、フレイルに特化した体操の制作・提案を継続して

行っている。地域在住高齢者の健康チェック票の分析を行い、課題を抽出し、市と協働して美濃加茂市独自の体操を作成し、ケーブルテレビ、ラジオの制作に携わって、これを公開した。その内容については継続して改良を図っており、今後の成果に期待したい。

地域内での新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、ワクチンの職域接種について、地域の商工会議所と協議の上、地域と大学が協働して実施するなど、地域における新規感染者数の抑制に協力した。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生へのきめ細かなフォロー体制の構築

本学では、大学の特色として「自分づくり支援」を掲げている。その一環として、小規模大学であることの強みを活かし、個々の学生の学生生活や就職希望等を把握し、サポートできる体制を整えている。

大学全体として、自分づくりセンターと称し、学生の教務、学生生活、就職等に関する手続きや相談を１つのフロアで行うことができる。

経営学部のフォロー体制は、キャリア支援課より 1・2 年生に対して年 1 回、3 年生に対して前・後期合わせて 2 回個別面談を実施し、学生生活への問題や就職活動に向けた悩み等をヒアリングし、必要であれば助言する等のサポートを行っている。また、学修支援課より講義の欠席数増加者や過多者を把握し、その情報をゼミナール担当教員に提供し、個別面談や電話連絡等状況把握し学生個人に合わせフォローする仕組みを整えている。

リハビリテーション学部は、担任・副担任制を取り入れ、専攻毎に複数の教員が相談できる体制を整え、全学生に対して前・後期合わせて最低 2 回実施する。その他に講義等への欠席の増加や実習前に不安を抱える学生等、個々に必要に応じて学生に声をかけ面談を実施する。さらに、専攻毎の会議において専攻長より、無断欠席や体調不良で欠席が続く、授業態度に異変がある等、注意すべき学生についてのヒアリングが行われ、専攻内で共有されその情報は学部内でも共有することで、学部全体の学生の状況をどの教員も把握し対応できる仕組みを整えている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 14(2002)年度
所在地　　愛知県東海市富貴ノ台 2-172
　　愛知県名古屋市中区丸の内 1-4-10

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科

リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
健康支援学研究科	健康支援学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

28 相愛大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神であり校名の由来でもある「當相敬愛」を基本に、寄附行為、大学学則・大学院学則において、使命・目的及び教育目的、大学の個性・特色を簡潔に明記し、ホームページ等を通じて学内外へ周知している。

使命・目的及び教育目的は、大学の中期計画である「相愛大学第 2 次将来構想」（以下「将来構想」という。）の策定過程や月例の定例礼拝の法話・講話等を通じて、役員・教職員の理解と支持を得ており、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映している。また、学則に定める教育研究上の目的と対応して、学士課程には、音楽学部、人文学部、人間発達学部の 3 学部 4 学科を設置し、加えて、学部・学科を横断的に連結する教育組織として、共通教育センターを設置している。

〈優れた点〉

○教育改革に関する事業について、「教育改革経費事業」として学内で公募し、採択した事業に予算措置を講じることで、社会情勢に応じ教育改革を意欲的に実施している点は評価できる。

「基準２．学生」について

大学は、教育目的にのっとってアドミッション・ポリシーを明確に定め、「相愛大学入学者選抜本部会議」のもと、アドミッション・ポリシーに対応した各種の入学者選抜を実施し、その検証を行っている。

収容定員未充足の学科があるものの、定員充足に向けた取組みを行っている。

学部・学科ごとの入学前教育、新入生オリエンテーション、「アドバイザー・担任制」「合同研究室」等により教職協働の学修支援体制を整えている。また、教育課程においてキャリア支援科目を開設するとともに、「学生支援センターキャリアサポート」が各学部・学科と連携してキャリア支援に当たっている。

各学部・学科の特色に応じた学修環境を整備し、有効に活用している。学生の意見・要望については、授業評価アンケート、「学修調査」「学生生活実態調査」等を通して把握し、改善・向上につなげる体制を構築している。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、両者の一貫性を確保しつつカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成することによって、体系的な教育課程を可視化している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め運用するとともに、成績評価の可視化を目的に「f-GPA(functional-GPA)」（以下「f-GPA」という。）を採用している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施のために全学的組織として FD(Faculty Development)委員会を設け、授業評価アンケートの実施、FD 研修会及び勉強会、授業公開を行っている。

ディプロマ・ポリシーに掲げる各項目を学修成果とし、学修成果の点検のために、機関レベル、学位プログラムレベル、科目レベルの 3 段階において検証を試み、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けてフィードバックする体制を構築している。

「基準４．教員・職員」について

大学評議会や教授会などの組織上の位置付けや役割に課題があるものの、教授会からの意見聴取を含めた全学的な教学マネジメント自体は機能しており、学長がリーダーシップを発揮できる環境を整備し、それらの遂行に必要な事務組織体制も整備、運用している。

必要な専任教員を確保、配置している。FD その他の教員研修も組織的に実施している。

また、職員の資質及び能力向上のための研修等を組織的に実施し、その検証や見直しも適宜行っている。

研究の基本方針等を検討し施策を推進するために「研究推進本部」「相愛大学総合研究センター」を設置し、研究会実施や、「相愛大学研究論集」の発行を行っている。また、科学研究費助成事業等の研究資金獲得に向けた取組みも行っているほか、地域連携活動を推進するための人的支援や、研究設備面における物的支援も行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為第 3 条第 1 項の定めにより、経営の規律と誠実性を明示している。寄附行為第 6 条第 1 項において理事会を法人の最終的な意思決定機関として明確に位置付け、業務を円滑に行うため、常任理事会を設けている。また、大学執行部会議及び大学評議会を設置して、各運営機関の意思疎通や連携を図っている。

一方で、理事会及び評議員会における運営上の手続きや議事録の管理方法等に課題があるため、今後の適切な運営に期待したい。

経理規程及び資産運用規程を整備して適切に会計処理を行っている。また、法人の中期財務計画を策定し、収支バランスの改善を図る努力をしている。

監査法人による監査、内部監査のほか、理事長、法人事務局長、内部監査室担当者、財務担当管理職等によるディスカッションを行っている。

〈優れた点〉

○所有する資産の立地条件等を有効に活用した収益事業が、法人の収入確保に堅実に貢献していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学は、「将来構想」「相愛大学自己点検・評価の理念」に従い、学長を委員長とし、大学を組織する部局の長で構成する自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証の組織体制を整備している。

自己点検・評価は「相愛大学自己点検・評価指針 2018」において、「将来構想」をもとにすることとし、事業計画書及び事業報告書をエビデンスとして毎年度実施し、「自己点検・評価実施報告書」をホームページで公表している。また、令和 2(2020)年度から「自己点検・評価（外部評価）」を導入し、自己点検・評価の妥当性の担保を図っている。

内部質保証の機能性については、教学マネジメントや管理運営面に課題があり、現状、内部質保証の機能性が十分とはいえず、今後の取組みが期待されるものの、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の点検・評価体制、自己点検・評価の結果を「将来構想」及び大学運営に反映させる体制を構築している。

総じて、大学は、建学の精神、使命・目的及び教育目的を果たすため、教育活動を実施しており、「将来構想」の策定・実施や「教育改革経費事業」など、社会情勢に応じて教育改革に意欲的に挑戦している。管理運営面については、課題があり、適切な運営が求められるものの、円滑に業務を行うための組織は構成されており、自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証の結果を改善・向上につなげる体制を構築し、継続的な質保証を図っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 教育懇談会
2. 教育改革事業経費

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神であり校名の由来でもある「當相敬愛」を基本に、寄附行為第 3 条第 1 項に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、特に浄土真宗の精神に基づく教育により、有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、大学学則第 1 条において、寄附行為の設置目的を反映し、「本学は大乗仏教特に浄土真宗の精神に基き、宗教的情操を涵養し広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と定め、使命・目的及び教育目的、大学の個性・特色を簡潔に明記している。

大学の使命・目的等を持続的に発展させるとともに、それを将来に対する的確な展望の中で更に改善するために、中長期的な計画として「将来構想」「相愛中学校・高等学校第 1 次将来構想」を策定し、社会情勢や大学の目標に応じ適宜見直しを図っている。また、独自の事業である「教育改革経費事業」による教育改革にも努めている。

〈優れた点〉

○教育改革に関する事業について、「教育改革経費事業」として学内で公募し、採択した事業に予算措置を講じることで、社会情勢に応じ教育改革を意欲的に実施している点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「将来構想」の策定過程や月例の定例礼拝の法話・講話等を通じて、使命・目的等について役員・教職員の理解と支持を得ている。また、寄附行為、大学学則・大学院学則、「将来構想」をホームページに公表することで使命・目的等を学内外へ周知している。学生には、全学生対象の必修科目を含む「建学の精神科目群」等を通じて建学の精神及び使命・目的等の理解を図っている。

「将来構想」に建学の精神「當相敬愛」の思想のもとに 6 点の教育目標を定め、その実現方策を示すことで使命・目的等を反映している。

三つのポリシーに建学の精神、使命・目的等を反映し、大学全体、各学部・学科及び研究科の単位で定めている。

学則に定める教育研究上の目的と対応して、学士課程には、音楽学部、人文学部、人間発達学部の 3 学部 4 学科を設置している。また、学部・学科を横断的に連結する教育組織として、共通教育センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体、各学部・学科及び研究科において、それぞれ教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、総合入試ガイドや入学試験要項、ホームページ等で公表し、オープンキャンパスや入試説明会、高校訪問等で説明している。

「相愛大学入学者選抜本部会議」のもと、アドミッション・ポリシーに対応した各種の入学者選抜を実施し、その検証を行っている。

入学定員に沿った適切な学生の受入れについては、入学定員を満たしていない学科があるものの、今後の更なる努力により、学科の定員を満たすことに期待したい。

〈改善を要する点〉

○人間発達学部子ども発達学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っている点については、改善を要する。

〈参考意見〉

○音楽学部音楽学科の収容定員未充足が継続している点について、定員削減や「学生募集中期計画（音楽学部）」の実行等を経て回復の兆しが見えつつあるが、今後も入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教職協働の体制のもと学修支援を行っている。大学生活への円滑な移行のために学部・学科ごとの入学前教育を行い、大学での学びを理解するために新入生オリエンテーションを実施している。各学部の専任教員による「アドバイザー・担任制」や「合同研究室」等により学修・生活両面の支援を行うとともに、「相愛ポータルサイト」により学生個々の状況を把握することで、早期の支援が可能になっている。

TA・SA(Student Assistant)制度を整備し、学修効果の向上につながっている。各学部・学科が連携して対応に当たり、授業担当者と配慮が必要な学生の情報を共有している。

ICT（情報通信技術）の活用については、「相愛ポータルサイト」による学修支援を行っているほか、「相愛大学 GIGA スクール構想世代対応 ICT 教育整備計画」を遂行中である。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程においてキャリア支援科目を開設し、各学部・学科の特性に合わせた進路や就職への意識付けを行うとともに、「学生支援センターキャリアサポート」が各学部・学科と連携してキャリア支援に当たっている。インターンシップへの参加が学生の社会的・職業的自立への意識を高めている。

留学生へのキャリア支援は、学生支援センター、国際交流部が各学部・学科と連携して行っている。

留学生を含めた全学生に、個別の履歴書作成や面接指導を行っている。そのほか、社会人基礎力の育成に重点を置いた「就職支援プログラム」を実施し、学生の就職活動をバックアップしている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のため、「学生支援センター学生サポート」が各種奨学金、課外教育活動、学生相談、学生の健康管理、住居・アルバイトなどの福利厚生について適切な支援を行い、学生委員会と情報を共有している。

経済的な支援については、日本学生支援機構奨学金や一般財団法人の奨学金だけでなく、大学独自の奨学金による支援も行っている。

学生の心身の健康のため、保健室と学生相談室から成る「保健管理センター」を設置し、看護師とカウンセラーを配置している。特別な配慮が必要な学生への対応として、教職員用の「特別な配慮を要する学生への対応ハンドブック」を配付するとともに、外部講師による教職員研修会を開催している。

学生の課外教育活動については、各団体の幹部学生を集めて「リーダースキャンプ」を開催し、サポートしている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

南港学舎と本町学舎の 2 キャンパスは、設置基準が規定している校地面積、校舎面積を十分に満たしており、運動場・体育施設、図書館等を備えている。図書館は貴重書庫である「春曙文庫」を所蔵し、展示も行っている。

講義室、演習室、実習室、実技レッスン室等の学修環境を整備しており、パイプオルガンを備えた南港ホールは、学内行事だけでなく地域連携活動でも活用している。このほか、学生がパソコンを自由に利用できる「ALPS」「OCEANS」「PC 教室」、ICT を活用したアクティブ・ラーニング教室「COSMO=AI」、主体的学修スペースの「クマルーム」を設置している。

エレベータ、点字ブロックの設置など、キャンパス全体のバリアフリーに十分に配慮している。

授業における学生数については、共通教育科目を中心に履修者数の調整を行い、適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート、「学修調査」「学生生活実態調査」等を通して学修支援に関する学生の意見・要望を把握し、「相愛ポータルサイト」で共有している。授業評価アンケートの結果は各教員の授業改善に活用している。また、教職員と学生との日常的な対話から学生の意見・要望を把握しているほか、音楽学科では学生と教員がくつろいだ雰囲気で語合える「ハッピートーク」の場を設けている。

学生の心身に関する健康相談については、保健管理センターが状況を把握し、対応に当たっている。経済的支援への意見・要望については、学生支援センターや教学課が各学科と連携しながら対応している。

学修環境に関する学生の意見・要望については、「学修調査」や授業評価アンケート等で把握している。また、教職員が把握する学修環境の支障は教学課に伝え、教室の設備更新等の改善を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体、各学部・学科及び研究科において、それぞれ教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、「学びのガイドブック（履修ガイド）」（以下「履修ガイド」という。）、大学院履修要覧、入学試験要項に記載している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、大学学則・大学院学則、学位規程に定めており、「履修ガイド」、大学院履修要覧に記載し、周知している。成績評価の可視化を目的に「f-GPA」を採用し、「履修ガイド」に記載して学生に周知している。この GPA(Grade Point Average)制度を成績不振学生の把握や各種学修支援、学修指導において活用し、単位認定基準などの厳正な適用を図っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
大学全体、各学部・学科、共通教育科目及び研究科において、それぞれカリキュラム・ポリシーを定めている。それらをホームページ、「履修ガイド」に記載し、周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの関連を確保している。カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成することによって、体系的な教育課程を可視化している。シラバスを整備するとともに、履修登録単位数の上限を設定している。教養教育は全学的組織を編制し、共通教育科目で実施している。教育方法の工夫についてはシラバスに授業方法の具体例を記し、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のために全学的組織として FD 委員会を設け、授業評価アンケートの実施、FD 研修会及び勉強会、授業公開を行っている。それらの結果などは、FD 通信、授業評価アンケート結果報告書により学内に公表している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーに掲げる各項目を学修成果とし、組織的な点検・評価には至っていないものの、この学修成果の点検のためにアセスメント・ポリシーを策定し、機関レベル、学位プログラムレベル、科目レベルの 3 段階において、検証の手がかりとなる項目を設定して検証を試みている。具体的な項目としては、「学修調査」「学生生活実態調査」「入学直後アンケート」、卒業・修了要件達成状況、資格取得率、就職率、授業評価アンケートなどである。授業評価アンケートの結果に対しては、リフレクションペーパーの提出を求め、学修指導などの改善を図っている。各項目による学修成果の点検・評価結果を、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けたフィードバックに活用している。

〈参考意見〉
○アセスメント・ポリシーに沿った組織的な点検・評価の早期実現が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するために必要な教学マネジメント体制を構築している。また、副学長と学長補佐を置き、その権限と責任を明確かつ適切に分散することで、学長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。その結果、大学評議会や教授会などの組織上の位置付けや役割に若干の見直しと整備が必要ではあるものの、教授会からの意見聴取を含めた全学的な教学マネジメント自体は十分に機能しており、それらの遂行に必要な事務組織体制も適切に整備、運用している。

〈改善を要する点〉

○大学評議会及び教授会が、規則上又はその審議実態において「議決機関」と解される運用が散見し、大学運営における学長の最終的な意思決定が十分に担保されているとはいえないので、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準等の各種関連法令に基づき必要な専任教員を幅広く確保､配置している｡また、教員の採用及び昇任に関しても規則を整備し、適切に運用している。

FD その他の教員研修を組織的に実施しており、授業評価アンケートをはじめとする各種アセスメントも適宜行いながら、学内外における課題やその対処に必要な活用法等につ

いての全学的なリフレクションやフィードバック、学内共有を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務局の各職員に対し、毎年度、前年度の業績と評価、当年度の取組み目標等を記述した「能力開発シート」による人事考課を行っている。また、職員の資質及び能力向上のための研修等を組織的に実施し、その検証や見直しも適宜行っている。そのほか、学内における研修会に加え、大学コンソーシアム大阪や日本私立大学協会の研修会を活用し、また SD に資することを目的とした冊子を配付するなど、職員の資質及び能力向上に向けた活動を促進している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究の基本方針等を検討し施策を推進するために「研究推進本部」を設置し、担当副学長を本部長として配置している。また、「相愛大学総合研究センター」における特定の研究課題を設けての研究会実施や、「相愛大学研究論集」の発行を通じた日常的な教員の研究活動成果を、広く社会に公表している。研究に当たっては、研究倫理、また研究活動への資源配分等に関する規則を適切に整備・運用し、科学研究費助成事業や各種助成金をはじめとする研究資金獲得に向けた取組みを行っている。そのほか、地域連携活動を推進するための人的支援や、研究設備面における物的支援についても必要に応じ、適宜行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為第 3 条第 1 項に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、特に浄土真宗の精神に基づく教育により、有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、経営の規律と誠実性を明示している。「相愛大学ガバナンス・コード」を策定し、大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、社会に対し説明責任を果たすために、大学の中期計画である「将来構想」を策定し、見直しを図るなど継続的に努力している。規則の内容及び理事会・評議員会の議事録の管理方法については課題があり、今後の適切な管理・運営に期待する。
ハラスメントや人権に関する規則を整備し、SDGs については環境への配慮に取組んでいる。危機管理への対応について課題はあるものの、「防災・防犯ハンドブック」を新入生全員に配付、教職員には「救急対応ハンドブック」を配付し、学生を対象に消防署と連携して地震を想定した消防訓練を行っている。教職員向けには、地震や津波を想定した訓練を行っている。

〈改善を要する点〉
○「学校法人相愛学園役員・評議員の報酬等に関する規程」において、私立学校法施行規則第 4 条の 5 にのっとった役員の勤務形態に応じた区分ごとの報酬額を規定していないことについて改善を要する。
○理事会・評議員会の議事録について、原本を 2 部作成し保管していることについて改善を要する。

〈参考意見〉
○危機管理マニュアルを作成することが望まれる。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為第 6 条第 1 項において理事会を法人の最終的な意思決定機関として明確に位置付け、同条第 2 項において業務の推進を円滑に行うため常任理事会を設けている。常任理

事会は規則により、運営方法や審議事項を明確にしている。理事会における審議内容について課題はあるものの、理事会は年 6 回、常任理事会は月 1 回開催しており、出席状況は良好である。欠席者への対応については委任状から意思表示書に適切に切換えている。

〈改善を要する点〉

○大学の中期的な計画である「将来構想」の見直しに当たって、理事会で審議をしていないことについて改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、常任理事会の他、大学執行部会議及び大学評議会を設置して、各運営機関の意思疎通や連携を円滑化し、理事会及び常任理事会では迅速に意思決定を行っている。

評議員会の運営に課題はあるものの、評議員の選出については、寄附行為の他にも規則を整えて適切に理事会で承認している。学内から選出する評議員について、学内規則に基づき、選挙により選出し、教職員の意見をくみ上げようとする体制を整えている。

一部の職務の執行に課題はあるものの、監事は全ての理事会に出席し、内部監査室と連携し､理事長及び事務局長との意見交換会を通して､理事の業務執行状況を監査している。

〈改善を要する点〉

○大学の中期的な計画である「将来構想」の見直しに当たって、あらかじめ評議員会で意見を聴取していないことについて改善を要する。

〈参考意見〉

○監事による監査報告及びその他の意見が記載されていない理事会・評議員会の議事録に監事が署名・捺印しているので、職務を適切に執行することが望まれる。

○監事の監査報告書が理事長宛になっていることについて、理事会及び評議員会宛とすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人の中期財務計画を策定して、財政運営の守るべき最低基準として期末資金残高を決め､収入に応じた予算規模の縮小を行った上で収支バランスの改善を図る努力をしている。予算執行時には、予算額と支出額を確認して、厳密に予算執行を管理している。共通事務機器等の一括管理、予算項目の統合や事業の見直し等により支出抑制に努めている。収益事業については、キャンパスの立地条件を生かした収入を得るための賃貸事業を堅実に行っており、法人の収入に継続して寄与している。

〈優れた点〉

○所有する資産の立地条件等を有効に活用した収益事業が、法人の収入確保に堅実に貢献していることは評価できる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

経理規程及び資産運用規程を整備して適切に会計処理を行っている。予算については、会計システムを活用して財務課と各予算単位とで予算執行情報を共有し、予算超過を簡単に認めないなど、適正に予算執行を管理している。

監査法人による監査を年間 15 回行い、学校法人会計基準にのっとった会計処理を適正に行っていることを証明している。内部監査規程に基づき、内部監査室が適切に監査を行っている。監事は全ての理事会及び評議員会に出席しているほか、理事長、法人事務局長、内部監査室担当者､財務担当管理職等とのディスカッションを通して会計の状況を監査し、会計監査法人との意見交換を行っており、厳正な会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証に関する全学的な方針について、今後策定が期待されるものの、「将来構想」で内部質保証に関する事項を定め、「相愛大学自己点検・評価の理念」に従い、学長を委員長、自己点検・評価担当の副学長、大学を組織する部局の長で構成する自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証の組織体制を整備している。

また、法人における業務運営及び会計処理に関して、法人の運営諸活動の遂行状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、助言・提言を行うことを目的として内部監査室を設けている。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を策定し、明示することが望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の自己点検・評価は、「相愛大学自己点検・評価指針 2018」において、「将来構想」をもとにすることとし、事業計画書及び事業報告書をエビデンスとして実施している。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会とその実施組織である自己点検・評価実施委員会にて行い、その結果は、毎年 6 月頃、自己点検・評価委員会にて審議・承認し、大学評議会に報告している。「相愛大学自己点検・評価指針 2018」及び毎年度の「自己点検・評価実施報告書」をホームページで公表している。

また、令和 2(2020)年度から学外有識者による「自己点検・評価（外部評価）」を導入し、自主的・自律的な自己点検・評価の妥当性の担保を図っている。

IR については、各担当部署・委員会等で収集した「学修調査」「新入生アンケート」、授業評価アンケート等のデータを「相愛ポータルサイト」に掲載し、必要に応じ、IR 業務を担う広報・情報センター事務室が分析・検討を行い教育活動の向上に努めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、アセスメント・ポリシーに基づき学修成果の点検・評価を行い、その結果を各学部・学科及び研究科がそれぞれの教育の改善・向上に結びつける体制を構築している。

教学マネジメントや管理運営面については、課題があり、現状、内部質保証の機能性が十分とはいえないものの、自己点検・評価は、大学の中期計画である「将来構想」をもとに事業計画書及び事業報告書をエビデンスとして実施しており、自己点検・評価の結果に基づき各部局で対応措置をとり、迅速な対応が必要な事項については、執行部会議が対応に当たる体制をとっている。

また、自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ、「将来構想」の策定・改訂、「学生募集中期計画（音楽学部）」の策定等を行い、実行することで、質の保証に向けた取組みに努めている。

〈改善を要する点〉

○大学の意思決定に関する教学マネジメントや理事会及び評議員会の運営等について、適切な執行や運営が行われていない状況があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携

Ａ－1．地域連携活動の推進

A-1-①　建学の精神を踏まえた地域連携に関する体制の整備

A-1-②　地元自治体や地域の企業、施設等との適切な連携

Ａ－2．地域連携・社会貢献の具体的な取組み

A-2-①　地域のニーズに対応した地域連携・社会貢献活動

A-2-②　地域連携・社会貢献をテーマとする実践教育の実施

Ａ－3．『大阪府内地域連携プラットフォーム』と連動した事業の推進

A-3-①　『大阪府内地域連携プラットフォーム』の計画達成目標・活動指標に対する充実した取組み

【概評】

建学の精神「當相敬愛」のもとに営まれる教育目標の一つとして、「地域と連動し地域を担う人材を育成する」ことを掲げ、地域連携推進本部を組織し、地域連携センターを学長室に設置している。そこでは、知的・人的資源を適切に地域社会へ還元することを目的に、地元自治体のほか諸機関などと各連携協定に基づいた事業を幅広く展開している。

具体的には、各学部などが公開講座、公開授業などを実施し地域住民への学びの機会を提供するとともに、地域の企業や商業施設などの産業界及び教育機関や公共施設などとの

連携を発展させている。老舗料亭との連携によるお弁当開発プロジェクトや医療機関などでの連携コンサートなどの、学生の能動的な学修と実践機会の創出を念頭に置いた取組みを展開し、学生の自己肯定感を高めるための優れたツールにもなっている。子育て支援活動などの地域貢献活動も行っている。

また、加盟する大学コンソーシアム大阪が中心になって地域社会の活性化に取組む「大阪府内地域連携プラットフォーム」に参画し、同計画と連動した独自の取組みに大学としての数値目標を設定して進めている。その達成状況は概ね良好であり、将来的には新たな取組み計画を策定し、その実現に努める意向がある。

今後とも地域のニーズの変化に対応し、より一層活性化した取組みを続け、更なる成果を挙げることを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 教育懇談会

本学では、2009（平成 21）年度より、毎年 6 月下旬の土曜日に保護者を対象とした「教育懇談会」を開催している。日頃、学生がどのような大学生活を送っているか、成績の状況、授業への出席状況、就職（進路先）についてなど、保護者の方に本学と学生本人の現状を理解・把握していただくことを目的としており、参加した保護者からは、「子どもの大学での様子が把握できた」、「就職についての不安が解消された」等、概ね好評を得ている。2019 年度までは、教育方針等の説明を中心とする全体会と個別面談（複数の教員＋保護者、または複数の教員＋保護者＋学生）の 2 部制をとっていたが、年々面談を希望する保護者が増加していることから、2022 年度は個別面談のみの開催とした。なお、2020～2021 年度はコロナ禍のため、開催を見送った。2022 年度教育懇談会の実績を以下に記す。

学部・学科	申込者数	出席者数
音楽学部	25 名	25 名
人文学部	32 名	30 名
人間発達学部子ども発達学科	6 名	6 名
人間発達学部発達栄養学科	29 名	26 名

2. 教育改革事業経費

本学では、「教育改革経費」として、教育改革に特化した予算措置を講じている。これは 2011（平成 23）年度から措置している経費で、教育推進本部がその管理・運営にあたっている。経費の対象は、

（1）文部科学省が実施する支援プログラム等に関する事業
（2）本学が全学もしくは各部局等で実施する教育改革に関する特色ある事業
（3）その他、教育推進本部が必要と認めた事業

と定め、「将来構想」や「私立大学等改革総合支援事業」に係る整備等に関する取組みを考慮して選定し、3 年以内の財政的支援を行うものである。事業内容に対し点検・評価を行い、効果があると判断された事業については、必要に応じて経常的な予算に組込み、教育改革の継続を図ることとしている。毎年度、継続事業を含め 5～6 件を選定しており、これ

までに特に成果が認められた取組みを以下に記す。

取組名称	取組部局
ポータルサイトの活用による授業の出欠管理	教務委員会
ポータルサイト活用による学修支援体制の基盤構築	情報システム運用委員会
主体的学修のための SA（スチューデント・アシスタント）試験的導入	教務委員会
相愛大学のグローバル教育改革	英語関連科目担当教員

参照：相愛大学ホームページ　教育改革事業について
https://www.soai.ac.jp/education/educational_project.html

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 33(1958)年度
所在地　　大阪府大阪市住之江区南港中 4-4-1
　　大阪府大阪市中央区本町 4-1-23

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科
人文学部	人文学科
人間発達学部	子ども発達学科　発達栄養学科
音楽研究科	音楽専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 14 日	実地調査の実施　　11 月 15 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 16 日	11 月 16 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

2 月 16 日	（意見あり） 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

29 崇城大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
大学及び大学院の使命・目的を、大学学則及び大学院学則に簡潔に明文化している。いずれも、建学の精神、基本理念及び教育理念を基軸としており、ホームページ等により学内外に周知・公表している。使命・目的、教育目的等を変更するに当たっては、教授会に意見を聴取し、理事会において審議決定している。また、教育目的等を達成するため、中長期計画及び年度ごとの事業計画を策定し、諸施策を実施している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）について、建学の精神と理念、使命・目的等を反映して策定しており、その達成に向けて、必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ等により周知している。入学者選抜は公正かつ妥当な方法により実施し、収容定員を満たす学生数を確保している。教職協働による学修支援に関する方針及び体制を整備・運営している。障がいのある学生に対しては、合理的配慮の支援を行っている。オフィスアワー制度の全学的展開及び教職員のきめ細かい指導により、休学及び退学の防止に努めている。キャリア支援については、「SOJO プロジェクト教育」を展開するとともに、キャリアカウンセラーによる相談体制を整備している。学生生活に対する支援は、学生厚生課、学生支援センター、ファシリテーター等が多面的に行っている。校地、校舎の面積は設置基準を十分満たし、図書館、講義室、実験室等も適切に整備している。また、学修支援、学生生活及び施設・設備に関する学生の意見、要望をくみ上げるシステムも適切に整備・機能している。

〈優れた点〉
○グローバル人材育成のため、「英語学習専用施設」を設置し、教職協働で英語学修支援に取組み、コンテストで優秀な成果を挙げている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について
使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえて大学及び大学院のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで学内外に公表している。また、同ポリシーを踏まえた単位認定、進級基準、卒業及び修了認定基準を適切に定め、厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて定めたディプロマ・ポリシーにのっとり策定し、一貫性を確保

している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に構成されている。また、教養教育については、総合教育センターを設置して全学的な対応を図っている。アクティブ・ラーニングを積極的に展開し、教授内容・方法の工夫を行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達度目標をシラバスに明記し、「SOJO ポートフォリオシステム」により、学修成果を点検・評価できる環境を整えている。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐体制として、副学長を配置、理事長・学長諮問会、大学協議会等を設置することで、学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境を整えている。教授会及び研究科委員会は、学校教育法、教授会規則等に基づき適切に運営している。職員については、教学マネジメントの遂行に必要な体制を整えており、事務分掌規則により、役割を明確化している。教員については、設置基準に定める教員数を満たしており、採用・昇任に当たっては採用計画及び関係規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)については、FD 委員会を設置して全学的な FD 活動を展開している。SD(Staff Development)については、学内研修、「大学コンソーシアム熊本」等が主催する研修に参加し、職員の資質・能力向上に取組んでいる。研究環境においては、複数の研究所を設置するとともに、独自の競争的研究助成制度による支援を行っている。併せて、研究倫理に関する規則等を定め、コンプライアンス教育及び研究倫理教育に取組んでいる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人君が淵学園寄附行為」及び組織倫理に関する諸規則を整備し、中長期計画に基づき、適切かつ誠実な運営を行っている。環境や人権に関する諸規則を定めるとともに、危機管理規則及び危機管理マニュアルを整備し、環境保全、人権及び安全に配慮した体制を整えている。理事会は使命・目的の達成に向けて、法人の意思決定機関として適切に機能している。学長が理事長に就任し、法人と大学の管理運営機関の円滑な意思疎通と連携を適切に図っている。また、「学校法人君が淵学園寄附行為」及び諸規則により、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。監事及び評議員を適正に選任して、法人及び大学の相互チェックの機能性を担保している。財務運営は中長期計画、長期資金計画等に基づき適切に行っており、収支バランスは概ね良好である。また、会計処理についても、学校法人会計基準及び関係規則に基づき、適正に行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を大学学則及び大学院学則に定め、内部質保証のための恒常的な組織として、自己点検・評価委員会を設置するとともに、「崇城大学自己点検・評価規程」を定め、内部質保証のための責任体制を明確に規定している。大学では、自主的・自律的な自己点検・評価を、授業アンケートや国家試験合格率調査、就職率・進学率調査等のエビデンスに基づいて実施し、その結果を評価書として学内外に公表している。なお、IR(Institutional Research)業務を行う部署として総合企画課を設置している。学生の学修成果・教育効果は、「SOJO ポートフォリオシステム」を活用して測定し、教育の改善・向上を図っている。また、大学運営については、定期的に実施している自己点検・評

価の結果を踏まえて策定した中長期計画等に基づき改善に取組んでおり、内部質保証の仕組みは機能している。

総じて、建学の精神、基本理念及び教育理念を基軸とした使命・目的等の達成に向けて、教学組織、学修環境及び管理運営体制を適切に整備している。また、内部質保証のための自主的・自律的な点検・評価を定期的に実施し、その結果を踏まえた PDCA サイクルを効果的に展開している。財務基盤も安定しており、今後更なる発展が期待できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.研究活動」「基準 C.国際交流による国際貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 熊本地震による被害とそこからの復興

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学及び大学院の使命・目的を、大学学則及び大学院学則の第 1 条に、人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を、それぞれ第 3 条に具体的かつ簡潔に規定している。いずれも建学の精神、基本理念及び教育理念を基軸とし、大学の個性・特色を反映している。また、社会情勢の変化に対応して、学部・学科及び研究科・専攻の改組等を行い、必要に応じて、使命・目的、教育目的等の見直しを実施している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育研究上の目的を策定・変更するに当たっては、各種会議の議を経て、理事会で決定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。使命・目的等は、ホームページ及び学生便覧に掲載し、学内外に周知するとともに、それを反映した実行項目を中長期計画に掲げている。また、三つのポリシーは、建学の精神と理念、使命・目的等を反映して策定しており、5 学部 3 研究科、付置のセンター、研究所等、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究組織も十分整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
学部・学科、研究科・専攻ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、入試ガイド、募集要項、ホームページ等に掲載し、周知している。アドミッション・ポリシーに沿って、総合型選抜、学校推薦選抜、一般選抜などの入学者選抜を公正に実施し、「SOJO ポートフォリオシステム」に記録した入学の動機、学修目標、進路等をもとに検証を行っている。
また、入学定員に沿った適切な学生受入れについては、学長を委員長とした「学生募集対策委員会」で検討を行っている。

2－2. 学修支援
2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援については、教務委員会や学生支援委員会等がその方針及び計画を立案し、適切に運営している。

障がいのある学生に対しては、学生支援センターが窓口となり、学生支援運営委員会の協議、学生支援委員会の承認を経て、学長が決定して合理的配慮を行っている。オフィスアワーは、シラバス等を通じて学生に周知し、全学的に実施している。教員の教育活動を支援するため、TA 制度を運用し、実験や実習をより効果的に行っている。また、チューター制度を導入し、課題がある学生の早期発見に努めるとともに、その兆候が見られる学生に対しては、チューター、担任及び学生支援センターが一体となり、中途退学・休学及び留年の防止対応を図っている。

〈優れた点〉

○グローバル人材育成のため、「英語学習専用施設」を設置し、教職協働で英語学修支援に取組み、コンテストで優秀な成果を挙げている点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全学部の基礎教育課程に「キャリア系科目」を設置している。また、専門教育課程では企業等の協力を得て「SOJO プロジェクト教育」を展開して、「問題解決力」「継続的な学習力」「主体性」「チームワーク力」などの能力を育成している。

教育課程外での社会的・職業的自立に関する支援として、就職課が中心にインターンシップを含め、就職、進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導のための組織として、学生厚生委員会及び学生厚生課を設置して、生活全般の支援を行っている。学生に対する経済的支援として「未来人育成特待生

制度」や「学業優秀奨学生制度」等を設置している。体育系クラブや文化系クラブ等のサークル活動に対して、学生厚生課が窓口となり運営の支援を行っている。学生の心身に関する健康相談は保健室、心的支援は学生支援センター、生活相談は学生厚生課が窓口となって適切に対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成に向けて、設置基準上必要な校地、校舎を有し、図書館、体育施設、情報サービス施設などを規則に基づき適切に整備し、有効に活用している。各学部及び研究科は、実験機器等を設置した実験・実習室、演習室、附属施設を備え、学部生や大学院生の教育、研究に活用している。図書館は必要な規模の図書、視聴覚資料、電子ブック等の学術情報資料を有し、開館時間を含め十分利用できる環境を整えている。また、複数の「PC 演習室」を配置し、全ての講義室及び研究室に有線 LAN を整備している。障がいのある学生に対するバリアフリー化を推進しており、各建物には多目的トイレ、スロープ、エレベータを整備している。必修科目を中心に特に重要な科目については、教育効果を高めるために履修者数の上限を設定しており、授業を行う学生数の適切な管理を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

在学生アンケート調査、卒業時アンケート調査、授業アンケート調査を実施して、学修支援及び環境に関する学生の意見･要望を把握し､関係部署にフィードバックすることで、その改善に努めている。また、チューターが学生と定期的に面談を行い、その記録を教職員と共有することで学修支援や環境などへの要望の把握に努めている。学生の心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見や要望は学生部が窓口とな

り、学修環境に関する意見や要望をくみ上げ、担任・チューターや関係部署と連携することで、学生生活の改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえた大学全体、学部・学科、研究科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーを定めている。これらをホームページで学内外に公表するとともに、学生便覧や履修の手引きに記載して周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた「評価明細基準」「評価方法」をシラバスで示し、これに沿って成績評価及び単位認定を行っている。大学院ではシラバス等で示した評価方法により成績評価及び単位認定を行っている。「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」及び授業科目を配したカリキュラムフローに基づいて進級基準を定めている。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、卒業認定基準、修了認定基準等を学則、履修規則等に定めて公表し、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。カリキュラム・ポリシーにのっとり、全学共通の教養教育である「基礎

教育課程」と「専門教育課程」を体系的に編成し、適切に実施している。授業方法、達成度目標、評価方法等はシラバスに記載している。単位の実質化のため、履修登録単位数の上限を設定している。アクティブ・ラーニングの要素を一つ以上含む多数の授業の実施、習熟度別クラス編制や少人数クラス編制といった教授内容・方法の工夫を行っている。学修指導は、授業アンケート等に基づく改善活動、教授方法に関する学内論文や優れた教授方法などを共有することで改善に努めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた「学生の到達度目標」をシラバスに記載し、学生が身に付けるべき知識や能力などの学修成果を明示している。「SOJO ポートフォリオシステム」の「科目の学修到達度レポート」を中心に、学生の学修に関する PDCA サイクルを回す仕掛けを設け、達成度を学生及び教員が点検・評価できる環境を整備している。「科目の学修到達度レポート」の学生の自己評価、授業アンケートの回答などの数値化できる指標に基づいて作成した「教育研究等計画調書」「実績調書」を学科長・専攻長・学部長・副学長で構成する評価委員が点検・評価し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

副学長を配置し、全学的な教育研究活動を審議する大学協議会、教授会などの各種会議体を諸規則に従って運営することで、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を構築している。また、大学の意思決定をサポートする諮問機関として、「理事長・学長諮問会」を設置し毎週開催している。

大学の使命・目的の達成に向けて、学長のリーダーシップのもとで適切な権限の分散と責任を明確化した教学マネジメント運営体制が適切に機能している。また、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、事務組織の役割を明確に定め、教学に関する各種会議体を教職協働で運営している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る教員数を配置して、大学及び大学院の教育目的の実現に努めている。教員の採用・昇任に関する諸規則を適切に整備して、教員採用計画に基づいた戦略的な採用を実施している。また、全教員が対象となる「教育研究等評価制度」を活用して、教員の昇任や配置を決定している。教学全般を審議する教務委員会の専門組織として FD 委員会を設置し、授業改善や教授方法の向上などの FD 活動を全学的に実施するとともに、他大学と FD・SD に関する連携協定を締結して教育内容の質の向上に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD については、法人課が企画立案し、業務の円滑化のための新任者研修や、英会話能力向上のための英語研修、海外短期研修など、目的に合わせた研修や全教職員を対象としたハラスメント研修など、組織的に実施している。

その他、「大学コンソーシアム熊本」が主催する合同研修会においては、新任者研修や中堅職員対象のフォローアップ研修等に参加、また、日本私立大学協会、私立大学情報教育協会等が主催する各種研修会や各部署の専門業務に関わる外部研修会にも積極的に参加しており、職階や専門性に応じて職員の意識改革と資質・能力向上への取組みを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「エネルギーエレクトロニクス研究所」「DDS 研究所」などの研究施設を有し、各々の運営委員会を組織するとともに、研究活動を支援する組織として「地域共創センター」を設置して、研究環境の整備と円滑な運営を図っている。

「崇城大学人を対象とする研究倫理規程」などの倫理規則を整備するとともに、不正行為を未然に防ぐためのガイドラインを整えている。また、外部公認会計士等による研究倫理・法令・ルール等のコンプライアンス研修会を実施するなど、厳正な運用を行っている。資源配分については、「個人配布予算」、論文の掲載に対する補助のほか、「特定研究」「重点研究・萌芽研究」「若手重点研究」「科研費大型種目支援」等の大学独自の競争的研究助成制度を設けている。また、博士課程等に在籍する大学院生を学生助手として採用し、若手研究者の育成及び経済的援助につなげている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人君が淵学園寄附行為」に定める目的を達成するために、中長期計画を策定し、「学校法人君が淵学園組織運営規程」に基づいて、関連法令を遵守した適正かつ誠実な管理運営を行っている。また、大学の行動規範である「崇城大学ガバナンス・コード」や教育研究に関する情報を適切に公開して、経営と運営の透明性の確保に努めている。学長のリーダーシップのもと、中長期計画に基づいた継続的な大学改革に取組んでおり、「Dx 推進室」や「SDGs 推進センター」を設置して社会情勢のニーズに応じた取組みを推進して

いる。環境や人権に関する方針や諸規則を適切に制定して、教職員・学生が安全かつ安心して教育・学修・研究活動に取組める環境や体制を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人君が淵学園寄附行為」に基づいて、適正に理事を選任して、評議員や学識経験者の意見を適切に反映できる理事構成で理事会を運営している。理事会で審議決定する主な事項を明確化して定期的に理事会を開催するほか、必要に応じて適宜理事会を開催している。各理事の理事会への出席状況は良好で、理事会は大学の使命・目的及び教育目的を達成するために法人の意思決定機関として適切に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人君が淵学園寄附行為」の定めに従って、学長を理事に選任しており、また、理事長を兼ねることで､法人と大学の管理運営機関の円滑な意思疎通と連携を図っている。「学校法人君が淵学園寄附行為」及び諸規則で理事長と学長の責任と権限を明文化して、法人を代表する理事長がリーダーシップを発揮できる体制を構築している。また、各部署や教員からの提案については、大学協議会を経て理事会に上申して、理事会の審議事項に反映している。監事及び評議員を適正に選任して、監事と監査室の連携や評議員会が法人及び大学の相互チェックの役割を適切に遂行している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画、長期資金計画、毎年度の事業計画、予算に基づき適切な財務運営を行っている。使命・目的及び教育目的の達成のため、教育・研究機器更新や施設・設備工事に対して多くの費用を支出しているが、主な収入である学生生徒等納付金収入が安定的に推移しており、現金預金、特定資産、有価証券などの金融資産が積上がっていることから、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。外部資金獲得については、科学研究費助成事業、受託共同研究、奨学寄附金などの実績金額が増加傾向にあるほか、海外留学を支援する「崇城大学基金」等の寄附募集も継続的に行っている。また、収益事業収入、受取利息・配当金収入も年々増加しており、外部資金獲得に向けた努力を積極的に行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人君が淵学園経理規程」、その他の関連規則を定め、適正な会計処理を行っている。予算編成については、事業計画に基づき学内で十分協議・検討し、収支のバランスを考慮した法人全体の予算案を作成の上、評議員会に諮り、3 月開催の理事会で承認されている。また、当初予算と決算値に大幅なかい離が生じないよう、5 月及び翌年 1 月に補正予算を編成している。会計監査については、監査法人による経営幹部とのディスカッションを毎年実施しているほか、年間を通して定期的な会計監査を行っている。監事監査については、決算時の監査会において財産状況を確認後、監査法人からの会計監査結果の説明を受けた上で、理事会・評議員会において監査報告を行っており、会計監査の体制整備と厳正な実施を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則及び大学院学則の第 1 条の 2 第 1 項に「教育研究水準の向上を図り、本学（大学院）の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う」と規定しており、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。また、内部質保証のための恒常的な組織として、自己点検・評価委員会を設置しており、「崇城大学自己点検・評価規程」において、内部質保証のための責任体制を明確に示している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、授業アンケートや到達度レポートにおける学生の評価を授業改善に活用している。また、国家試験合格率調査、卒業研究・修士博士論文審査、就職率・進学率調査により、学位プログラムレベルの質保証に取組んでいる。大学全体レベルとしては、自己点検・評価委員会による点検・評価を定期的に実施し、その結果を自己点検・評価書としてまとめ、教職員に共有するとともに、ホームページにより、学内外に公表している。また、IR 業務を行う部署として総合企画課を設置するとともに、入学から卒業までの各種データの蓄積、情報の提供・共有及び活用を目的とした「崇城大学データバンク」を構築している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

全てのシラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性及び到達度目標を提示し、学生はこれに基づき、「SOJO ポートフォリオシステム」に学修到達度を記載している。学修到達度や授業アンケートなどの数値化できるデータを参考に、教育研究等評価制度による PDCA サイクルを展開して、教育研究の改善・向上を図っている。また、大学運営については、定期的に実施している自己点検・評価の結果を踏まえて策定した中長期計画及び各年度の事業計画に基づき改善に取組んでおり、内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

Ａ－1．大学が持っている教育研究成果及び人材等の社会への還元

A-1-①　全学的地域連携への取り組み体制の強化

A-1-②　地域との連携による社会貢献事業の推進

【概評】

建学の精神に「本学は産学提携により『知の基地』として新実学を形成し、芸術を含め、地域社会における文化の府となり、世界の平和に寄与しなければならない」と明記しており、この精神を具現化する組織として「地域共創センター」を設置している。同センターは、社会要請に基づく課題の解決や大学が有する資源の還元により地域の活性化を図るため、地域連携・研究支援・知的財産管理等の業務を行い、社会貢献活動の窓口及び連携拠点となっている。地域共創センター長、各専門分野の教員、事務局長及び地域共創センター職員で構成する「地域共創センター運営委員会」を、毎月開催し、体制の強化を図っている。教員の地域貢献の実績に応じた研究費の調整を行い、教員の地域貢献を評価する仕組みを設けている。「地域共創センター」が中心となり、教育・文化・スポーツの振興、産業振興、まちづくりの推進、人材育成、人材交流等の分野において、地方公共団体、金融機関、医療機関、放送局等の団体と協定を締結し、委託事業、各種イベントへの協力、委員委嘱、アドバイザー・講師の派遣等の協力をすることで地域の課題解決に向けて取組んでいる。

基準Ｂ．研究活動

Ｂ－1．研究による社会貢献

B-1-①　全学的な研究支援体制の整備

B-1-②　学術研究の推進による知の創出

B-1-③　知的資源の社会還元、地域産業への寄与

【概評】

「地域共創センター」では、「崇城大学研究活動支援プログラム」を設け、若手教員の研究活動支援を行っている。具体的には、研究重点予算である「特定研究」「若手重点研究」「科研費大型種目支援」等の採択経験者による発表会、長期海外研修者による体験報告会、外部資金導入を推進するための特別講演会等を開催している。若手研究者への有効かつ具体的な助言を行うサポート体制も構築している。

科学研究費助成事業について、外部講師を招いて講演会を開催するほか、審査員経験者による研究計画書の添削や外部の申請添削サービスに係る費用負担などの支援を行っている。

中長期計画に明示した「人類社会が直面している課題である『いのちとくらし』を尊重する分野」を教育及び研究における重点分野として研究に取組んでいる。文部科学省、日本医療研究開発機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構等の競争

的、非競争的研究費に採択されている。

知的資源の社会還元及び地域産業への寄与を目的として企業等との連携研究を推進している。研究成果は特許化や商品化につながっている。地方自治体や地場企業との連携組織として「SOJO コラボ」を設置して、産官学連携活動及び学術研究を推進している。

基準Ｃ．国際交流による国際貢献

Ｃ－1．グローバル化への対応

C-1-①　グローバル化への取組み体制の強化

Ｃ－2．海外協定校の増加

C-2-①　海外協定校との学生および教職員の交流促進

Ｃ－3．グローバル人材育成

C-3-①　留学の促進によるグローバル人材育成

C-3-②　外国人留学生の受入促進によるグローバル人材育成

【概評】

「崇城大学『国際化ビジョン』」に基づいて、学生の海外留学・研修の促進、外国人留学生の受入れ・支援、海外協定校との交流活動の推進等を担う国際交流センターを設置している。国際交流委員会と国際交流運営委員会を設置し、グローバル化への取組みを推進している。国際交流に関する学生有償ボランティアとして「SOJO Buddy」の制度や、海外からの中長期の留学生を対象とした無料の施設「SOJO インターナショナル・ハウス」を整備している。

平成 16(2004)年に中国桂林市にある広西師範大学と大学間交流協定を締結して以来、概ね毎年海外協定校数を増やしている。令和 4(2022)年 5 月現在で、16 か国 2 地域 37 校と交流協定を締結し、研究・学術交流や学生交流を活発に行っている。締結している海外協定校との交流に関して、研究・学術交流、相互の学生交流を活発に行い、コロナ禍においてはオンラインによる交流を実施している。

特色ある海外研修プログラムの拡充、返還不要の海外留学奨学金の運用見直しによる参加者のモチベーション向上、海外留学の単位化等を行うとともに、海外研修ガイドラインを制定して、危機管理体制の強化を行うことで海外留学の促進に努めている。国際交流センターを中心に、各学科、国際交流運営委員、「SILC」の教員と連携し、学生の短期海外研修プログラムを毎年実施している。平成 27(2015)年度 153 人であった海外派遣者数は、令和元(2019)年度は 266 人に増加している。外国人留学生に関して、大学独自の経済的支援制度を整備している。有償ボランティア制度「SOJO Buddy」の運用を開始し、先輩学生が、主に新入外国人留学生の生活や学修面のサポートを行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．熊本地震による被害とそこからの復興

平成 28(2016)年 4 月 14 日 21 時 26 分（前震）、それから 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分（本震）に熊本地方を震央とした震度 7 の地震が 2 夜連続して発生した。同一観測点で震度 7 が 2 度も観測されたのは、気象庁の観測史上初めてのことである。わずか 3 日間で震度 6 以上の余震が 7 回、半年間で震度 1 以上が 4,000 回を超えるなど、毎日が余震による恐怖との闘いであった。熊本のシンボルである熊本城は天守閣や石垣が崩落し無惨な姿となり、また阿蘇山一帯の大規模な土砂崩れにより、九州の東西を結ぶ国道 57 号線をはじめとする道路や鉄道が寸断された。人的被害は死者数 273 人、避難者数は 18 万人以上に上り、被災した家屋も 20 万件を超えた。まさに、未曾有の大震災であった。

大学は新入生を迎え、授業がスタートしたばかりの時期であったが、建物や講義室・研究室は崩壊し、電気や上下水道等のライフラインが壊滅するなど被害は極めて甚大であった。特に、震源地に近かった空港キャンパスの被害は激甚であった。（図Ⅴ-1）

図Ⅴ-1　熊本地震による本学の被害

大学の再開もままならない中、学生や教職員の安否確認、学内の安全確認と授業再開に向けた学修計画、ライフラインの復旧等を実施した。さらに、被災学生の授業料減免・震災奨学金等の経済的支援、ボランティア活動の推奨とその支援、仮設校舎等の対応、設備・備品の修理、建物の改修と再建計画、災害廃棄物の処理など、全教職員が一丸となって復旧の対応にあたった。幸いにして、学生と教職員全員の無事が確認できたことで、前向きの考え方ができるようになり、復旧についても、震災前より学生が活き活きと活動できる楽しいキャンパスにしようと、県が提唱する「創造的復興」に取り組んだ。倒壊した 2 棟の建物を改築し、校内の環境緑化等の整備も行ったことで、見違えるようなキャンパス・アメニティとなり、学生も喜ぶ教育環境が実現できた。この「創造的復興」には、国の補助金の後押しがあったことは言うまでもないが、残念ながら震災前より付加価値を付けた創造的部分は補助の対象から除外され、自己資金での復旧となった。しかしながら、震災からの「創造的復興」は、新しい時代に対応する投資であり、ピンチはチャンスと考え、学生のアクティビティを中心に能動的な学修が実践できる教育施設として改築できた。

私たちは、震災の復興・復旧の中で人と人との繋がりと温もりを知り、地域と一体になって歩んできた。そして改めて若者たちの行動力と力強さ、アグレッシブな姿勢に驚かされた。コンソーシアムや私大協等、大学間の連携は大きな力になることも証明された。今回の熊本地震における様々な対応や努力と、多くの犠牲から得た教訓を、未来に続くこれからの日本の防災・減災対策に大きく活かされることを切に願うものである。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　熊本県熊本市西区池田 4-22-1
　　熊本県菊池郡菊陽町大字戸次 1569-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械工学科　ナノサイエンス学科　建築学科　宇宙航空システム工学科
芸術学部	美術学科　デザイン学科
情報学部	情報学科
生物生命学部	生物生命学科　応用微生物工学科※　応用生命科学科※
薬学部	薬学科
工学研究科	機械システム工学専攻　応用化学専攻　環境社会工学専攻 応用情報学専攻　応用微生物工学専攻　応用生命科学専攻 機械工学専攻　建設システム開発工学専攻　宇宙航空システム工学専攻
芸術研究科	芸術学専攻　美術専攻　デザイン専攻
薬学研究科	薬学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 14 日	実地調査の実施　　11 月 15 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 16 日	11 月 16 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	（意見なし）

30 第一工科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、学則等において明確に定めており、具体的かつ簡潔に明文化している。創設者の「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい。」という言葉を個性・特色とし、使命・目的、教育目的及び学科の目的に反映している。また、社会の変化に対応して、大学名称の変更、学部の設置、学科の名称変更等の措置を講じている。

使命・目的及び教育目的の策定、改定等は委員会等に役員、教職員が参画し、理解と支持を得るよう努め、学生便覧、ホームページ等を通じて学内外に周知している。使命・目的等を達成するために、「中期計画（ビジョン）」を立案し、「5 か年計画重点項目」において、「工科」大学としての「魅力」の創出を明文化している。また、使命・目的等を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、それらを達成するための教育研究組織を構成している。

「基準２．学生」について

大学のアドミッション・ポリシー、「各学科の求める学生像」として各学科のアドミッション・ポリシーを定め、周知し、適正な入学者の受入れを行っているが、一部の学科において、収容定員が未充足である。学修支援体制を整備し、主にクラスアドバイザーによる日常的な支援を行っている。「修学基礎」「就業力演習」「インターンシップ」等の科目を配置し、1 年次から計画的にキャリア教育を実施している。経済的な学生支援については、「奨学生授業料等減免規程」に基づく大学独自の減免制度を設けている。バリアフリー環境は、図書館にエレベータを設置し、学生食堂に障がいのある人用のスロープを設置しているが、講義室、実験室等での整備が不十分である。学生意識調査、意見箱の設置を行い、学生の意見・要望をくみ上げ、適切に対応するよう努め、学生支援体制の改善に反映している。

〈優れた点〉

○各学期末に全教員の全授業科目を対象とした学生による授業評価の実施、評価結果の開示、「授業改善計画」の策定・公開、具体的な改善への展開の PDCA サイクルを確立しており、継続した授業品質の向上を図っている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

「自らの個性を伸ばし、人間性に溢れ、社会の変化に柔軟に取り組んでいく進取の精神に富んだ創造的技術者を育成する」ための教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、適切な周知を行っている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定め、厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーを作成し、学生に対しオリエンテーション等を通じて周知している。教授方法については、各学科の専門科目においてアクティブ･ラーニングによる教育方法の取組みを浸透させ､授業方法の改善を進めている。教養教育については､「AI・データサイエンス」に関する教育に力を入れ、また留学生に対しては「東アジア史」を開講するなどグローバルな人材育成に努めている。

三つのポリシーに基づいたアセスメントプランを作成しており、これに基づいた学修成果の点検・評価を実施することとしている。学修成果の点検・評価から課題の確認と改善策を具体化し、実行に移すという仕組みを構築するよう努めている。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに､「企画運営」「教学」「入試広報」の 3 人の副学長を配置し、学長を補佐する体制をとっている。学長が議長となる教授会、代議員会及び学長の諮問機関としての教務委員会等の設置により教学マネジメントを構築している。ただし、教授会において学生の入学に関する意見を審議していない等、大学の意思決定の権限と責任を明確にするよう一部改善が必要である。専任教員数は大学設置基準を満たしており、採用・昇任は大学設置基準の「教員の資格」に沿い、教育研究業績に基づき行っている。「FD 委員会規程」を定め、年間計画に基づき、FD(Faculty Development)活動に取組み、授業評価を実施し、教員の質の向上を図っている。SD(Staff Development)研修は、事務職員を学外研修会に参加させているが、教職員全員を対象とした研修の効果的な方法と体制の整備を期待したい。研究活動を支援・推進するため、外部資金の獲得、共同研究の推進、研究不正行為防止に関する研修等を開催し、研究に必要な施設・設備を整備し、安全要領等の規則に基づき管理・運用をしている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為等の諸規則を整備し、教育基本法及び学校教育法に則した経営の規律と誠実性の維持に努めている。私立学校法に則した理事会を定期的に開催し、予算、決算、事業計画、事業報告、規則の改正等を審議し、意思決定ができる体制を整備している。理事長が主催する「学園運営委員会」において法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。「学園運営委員会」を通じて教学部門との連携、調整を緊密に行うなど理事長のリーダーシップが発揮できるよう内部統制環境及び相互チェック体制を整備している。監事は「監事監査規程」に基づき監査項目に対して監査し、理事会等に監査報告書を提出し意見を述べている。評議員会は寄附行為に基づく諮問事項、役員に対する意見具申等が行われ、その役割を果たしている。財務状況は、順調とはいえないが経営改善計画に基づいて、持続可能な施策を実行することで適正な執行が期待できる。会計処理は、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」、学校法人会計基準等により適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

「自己点検・評価委員会規程」のもと、その指針を決定し、客観的データ及び PDCA サイクルにより自己点検・評価活動を毎年度行っている。教授会から自己点検・評価委員会へ指示し、各委員会が自己点検・評価小委員会に報告と改善策を上申し、自己点検・評価委員会が認可し教授会に答申、承認することで、内部質保証に関する責任体制を確立している。

自己点検・評価書を作成し、ホームページにて公表している。大学運営の現状について、IR センター等は未設置であるが、各委員会、部署、学科等にて継続的に実績データの収集と分析を行い、その結果を共有している。

三つのポリシーに基づいたアセスメントプランを作成しており、アセスメントプランに基づいた学修成果の点検・評価を令和 4(2022)年度から実施することとしている。今後は大学運営全体の自己点検・評価に IR(Institutional Research)などを活用した調査と分析を行い、その結果を改善・向上に反映させていくことを期待したい。

総じて、自己の個性に目覚めることが創造性発揮の原点であるという認識のもとに、「個性の伸展による創造的技術者の育成」を基本理念とした三つの教育目標を実現するために、適切に教育・研究を行うとともに、理事長、学長のリーダーシップにより、「変化を恐れず、進化を続ける。」をモットーに、時代のニーズに応えられる人材の育成を目指した大学運営を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.教育研究の社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学の新名称について（「第一工業大学」から「第一工科大学」へ）
2. 新たに求められる知識や技術にも対応した教育（「3 本の柱」）
3. UI 等

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は教育基本法及び学校教育法と「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神に基づき、「一般教養並びに専門学術の理論および応用を研究教授するとともに、工学という専門性を学生の個性として伸展させ、社会の創造発展に寄与し、地域に貢献する人材を育成する。」こととし、学則第 1 条に簡潔に明文化している。また、それをより具体化した三つの教育目標を学則第 2 条に具体的かつ簡潔に明文化している。

創設者の「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい。」という言葉を個性・特色とし、使命・目的と教育目的及び学科の目的に反映している。

社会の変化に対応して、大学名称の変更、学部の設置、学科の名称変更等の措置を講じている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を学生便覧、ホームページ、大学案内、入学試験要項、学生オリエンテーション等を通じて学内外に周知している。また、使命・目的及び教育目的を改定する場合には教授会等の審議を経て理事会の承認を得ることによって、役員、教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの「中期計画（ビジョン)」を立案し、「5 か年計画重点項目」において、「工科」大学としての「魅力」の創出を明文化している。また、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映し、ホームページ、学生便覧等に記載している。使命・目的及び教育目的を達成するために学部・学科の改編を行い、共通教育センター、教務部、学生部、厚生部、広報部、社会・地域連携センター、情報センター及び自己点検・評価委員会、教務委員会などを整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的と三つの教育目標を踏まえ、大学全体のアドミッション・ポリシー及び「各学科の求める学生像」として各学科のアドミッション・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページ、入学試験要項に明示し、周知している。

アドミッション・ポリシーに沿って入試区分、入学試験実施要領などを定め、入試委員会を中心とする適切な体制のもとに入学者選抜とその検証を実施している。

一部の学科で収容定員を下回る状況が続いていることから、大学名・学科名の変更をはじめとするブランディング戦略、ウェブ広報の強化やスポーツ科学分野の新設などの改革を進めている。工学部環境エネルギー工学科では、令和元(2019)年度以降、志願者数・合格者数・入学者数がいずれも増加傾向にあり、改革による効果が表れている。

「入試委員会規程」に基づき、入試実施部会において入試問題の作成、採点基準の設定などを大学自らが行っている。

〈改善を要する点〉

○航空工学部航空工学科及び工学部機械システム工学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○工学部環境エネルギー工学科の収容定員充足率が低い点は、学科名称の変更などの改革による効果が見られることから、収容定員充足率の更なる向上に期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員で構成される教務委員会を中心とした、学修支援に関する方針・計画・実施

体制を適切に整備・運営している。

オフィスアワー制度は時間割上で特定曜日･時限に設定するなど全学的に実施している。実験・実習等においては、上級生による授業サポートなど学生による学修支援を適切に活用している。

入学から 4 年次の進路指導まで一貫した指導を行うクラスアドバイザーによる日常的な支援、奨学金制度の活用に加え、学科会議における情報共有などにより、中途退学、休学などへの対応を含めた学修支援を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「修学基礎」「就業力演習」「インターンシップ」等の科目を配置し、「就業力演習」ではインターンシップに臨む心構えやマナーについて学ぶ場を設けるなど、1 年次から計画的にキャリア教育を実施している。

就職・進学に対する相談・助言体制として、就職委員会、就職・厚生課、各学科の就職担当教員、卒業研究担当教員が連携する体制を整備し、適切に運営している。就職委員会では、「就職委員会規程」及び「職業紹介業務運営規則」に基づき、キャリア形成、就職活動、資格取得、教職教育課程に関する各種支援を行っている。また、「就職先継続追跡調査」を毎年実施し、調査結果を就職支援プログラムに反映することで、ミスマッチの軽減と早期離職率の低減を図っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導については、教学課及び就職・厚生課が中心となり、クラスアドバイザーや学生委員会等と連携し対処している。

「奨学生授業料等減免規程」に基づく大学独自の減免制度を設けており、学費などの負担軽減のための経済的支援を行っている。また、通学支援として、遠隔地 6 方面においてスクールバスを運行している。

課外活動については、活動資金を支給し、また日常の活動において学外施設を利用する場合、使用料金を支援するなどのサポートを行っている。

健康管理支援のために保健室、学生相談室を設置し、学生の心身に関する健康相談、心

的支援及び生活相談などを適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために必要な教育環境として、鹿児島・東京上野両キャンパスの校地・校舎は、大学設置基準を満たし、適切に整備・活用されている。特に、鹿児島キャンパスでは、運動場、体育館、テニスコート、情報センターなどの施設・設備を適切に整備し、法人内の隣接する各設置校と共用の上、活用している。また、東京上野キャンパスでは、学外の体育施設を計画的に借用して授業を行っている。校舎のバリアフリーについては耐震化と併せて対応することとしている。

図書館は両キャンパスに設置し、十分に利用できる環境を整備している。教育目的を達成するため、情報センターや情報関連設備など ICT（情報通信技術）環境を整備している。

授業を行う学生数は、クラス単位で授業を実施し、複数クラス合併により履修者が多い授業についてはオンライン授業併用にするなど、教育効果が挙がる適正な規模になるよう工夫している。

〈参考意見〉

○バリアフリーについては早期に計画を立て、確実に実行されることが望まれる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生による授業評価アンケートを毎学期末に全授業科目に対して実施し、継続した授業改善に活用している。学生意識調査を後期オリエンテーション時に行っており、調査結果から課題があれば、適切に対応するよう努めている。

学生食堂などに意見箱を設置して学生の意見をくみ上げ、改善に生かしている。カウンセリングルームを立上げ、心身に関する健康相談を行っており、その内容に関してカウンセラーと教学課担当者は連絡会を通して共有し、学生の意見・要望の把握・分析と結果の活用を図っている。

学生意識調査や意見箱に寄せられた学生からの要望に基づき、老朽化した学内施設や女子学生に配慮した施設等について整備を進めている。

〈優れた点〉

○各学期末に全教員の全授業科目を対象とした学生による授業評価の実施、評価結果の開示、「授業改善計画」の策定・公開、具体的な改善への展開の PDCA サイクルを確立しており、継続した授業品質の向上を図っている点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、オリエンテーション等により適切に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等は、教務委員会を中心に教員と職員が協働して策定し、学生便覧、オリエンテーション等を通して周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等は、GPA(Grade Point Average)を適用することで認定基準を明確化し、卒業要件の単位取得に対する適切な学生指導を行い、教授会において卒業認定を審議しており、厳正な成績管理を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを厳正に策定し、学生に対してはオリエンテーションを通じて各年次の学期ごとに周知している。カリキュラム・ポリシーは、大学の建学の精神に基づく学位認定を定めたディプロマ・ポリシーと一貫性を保っている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程は、各学科において科目内容の関連性を踏まえた体系的編成となっている。教養教育は、全学的に「AI・データサイエンス」の教育を導入し、留学生に対しては「東アジア史」を開講する等、グローバルな人材育成に努めている。教授方法の工夫・開発は、各学科の専門科目の中でアクティブ・ラーニングによる教授法を取入れ、授業方法の改善と開発の取組みを行い、教育効果を挙げている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の三つのポリシーと教育方針は学生に周知されており、学生の学修成果は成績評価の基準、進級基準、卒業要件等に基づいて厳格に点検・認定し、いずれも適正に運用している。教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた学修成果の点検・評価は、学生へのアンケートを踏まえ、FD 委員会を中心に各教員が授業改善を実施し、適切なフィードバックを行っている。また、既に作成しているアセスメントプランに基づき、令和 4(2020)年度から客観的かつ具体的なエビデンスを活用した学修成果の点検･評価を実施することとしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学長の補佐体制として、「企画運営」「教学」「入試広報」の 3 人の副学長を配置している。大学の意思決定に関しては教授会及び教務委員会等の各委員会の体制を整備し、教学マネジメントに関しては自己点検・評価委員会等を整備している。大学の意思決定の権限と責任を明確にするよう一部改善を要する点はあるものの、学長がリーダーシップを発揮する体制として教学マネジメントを構築している。
「組織規程」に沿って教学マネジメントの遂行に必要な体制を整備するとともに、適正な人員を配置し、「事務分掌規程」によりその役割を明確化し、教職協働による大学運営を適切に行っている。

〈改善を要する点〉
○入試判定結果が教授会での審議を経ていない点について、学則第 8 条の規定のとおり運用されていないため改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
専任教員数は大学設置基準で定める基準を満たしており、教授、准教授、講師、助教及び助手の採用・昇任の方針は「教員選考規程」及び「教員資格審査基準」の定めにより、大学設置基準の「教員の資格」に沿い、教育研究業績に基づき採用・昇任を行っている。
また、FD 活動年間計画に基づき、教員の資質向上を図る目的において「FD 委員会規程」を定め、この委員会が主催して教員研修、FD 活動に取組み、毎年度授業評価を実施し「授業改善計画」を公開することで、教員の質の向上と教育内容・方法の改善を行っている。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

コロナ禍以前は、教職員に対する研修会等を計画的に実施していたが、コロナ禍においては、教職員を対象としたオリエンテーションの場で、大学運営に関する知見を深めるための学内における研修を年 2 回実施している。

事務職員については、一人の職員が多様な業務を行う状況になっており、個々の能力を向上させるため、学外研修会や「大学地域コンソーシアム鹿児島」主催の FD・SD 活動事業等に参加させている。教職員全体の研修については組織的な実施、見直しを行っているところであり、今後の更なる充実に期待したい。

〈参考意見〉

○事務職員を対象にウェブサイト等を使用した研修を実施しているが、大学運営に資するため教職員全員を対象とした研修の効果的な方法や体制を整備するよう期待したい。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全学の研究支援及び推進を行う社会・地域連携センターを設置し、センター長を学部教授等から任命し配置しており、産学官民連携推進に係る外部資金の獲得支援、適正な管理・運用、共同研究の推進を行っている。

科学研究費助成事業の管理・運営を目的とする倫理教育及びコンプライアンス教育を全教職員に実施し、加えて研究活動における研究不正行為防止に関する研修を開催しており、研究に必要な施設・設備が整備され、安全要領等の規則に基づいた管理・運営をしている。また、科学研究費助成事業等間接経費からインセンティブを教員に配分し、外部資金獲得に向けた努力を行っている。

実験実習棟の管理規則を定め、実験設備の適正な利用を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「組織規程」「就業規則」「公益通報者保護規程」等の諸規則を整備し、教育基本法及び学校教育法に則した経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、創設者の言葉を法人の役員及び教職員の行動指針とし、寄附行為、学則に定める使命・目的の実現に向けた組織・体制の整備等のために経営改善計画を策定するなど継続的な努力を行っている。

環境保全、人権、安全について、大学の「安全衛生管理規程」「職員倫理規程」「人権委員会規程」「ハラスメント防止規程」「危機管理規程」等の諸規則を定め、これらに対処する体制を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に則して理事会を設置し、役員の選任は適切に行われている。また、理事会を定期的に開催し、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学規則の改正、学則変更、役員の変更等、理事会において決定すべき事項について適切に審議しており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

理事会への理事の出席状況は良好で、やむを得ず欠席する理事については委任状により、議案に対し事前に意思表示ができる運用を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が主催する「学園運営委員会」において法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。理事会及び理事長は、「学園運営委員会」を通じて教学部門との連携、調整を緊密に行うなど理事長のリーダーシップが発揮できるよう内部統制環境を整備している。法人事務局長は、教学部門の意見を反映するとともに、法人の決定事項等を大学に周知しており、相互チェック体制が機能している。

また、定例の連絡調整会や全教員が参加する定例連絡会等を通じて、教職員の提案等をくみ上げる仕組みを機能させている。

監事は寄附行為に基づき適切に選任されており、「監事監査規程」に基づき定められた監査項目に対して監査し、理事会等に監査報告書を提出し意見を述べている。また、評議員についても寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会の出席状況も良好である。一部改善を要する点があるが寄附行為に基づく諮問事項、役員に対する意見具申等が行われ、その役割を果たしている。

〈改善を要する点〉

○事業に関する中期計画の策定については、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 20 条（諮問事項）において、評議員会での意見を聴いた上で行うこととなっているため、これを遵守するよう改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

現在の財務状況は「経営指導強化指標」に定める経常収支差額及び運用資産から外部負債を引いたものがマイナスの状況が継続しているが、経営改善計画に基づいて、資産売却収入により解決してきており、持続可能な中期的な施策を具体化し実行するという努力をしている。

過去 5 年間の事業活動収支差額は、法人全体で連続して支出超過であるものの、安定した財政基盤を目指し経営改善計画に基づき、時代のニーズの変化に対応した大学名変更、サイエンス分野の充実、募集・広報活動の強化等による学生生徒等納付金収入等の増加及び人件費の抑制等の経費節減の財務運営を行い、大学単独では令和 2(2020)年度以降は黒字に転換しており、今後戦略的な広報と学生募集を展開すれば、安定的な入学定員の確保により経営改善計画に基づく適正な執行が期待できる。また、大学は、文部科学省からの指導に基づき、経営改善に取組んでいるところである。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」寄附行為、学校法人会計基準により適切に行っている。また、会計監査は、「監事監査規程」のもと、厳正に実施されており、監事は評議員会及び理事会に出席し、大学の業務及び財務状況について意見を述べている。

補正予算編成については、中間収支決算報告を評議員会に諮った後、理事会において決議し、承認しており、予算と著しくかい離がある決算額の科目は見当たらず、適切に行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会規程」を定めており、第 5 条に委員会は定めた項目に対して、自己点検・評価の指針を決定し、客観的なデータ及び PDCA サイクル手法により自己点検・評価活動を行うと規定している。構成員は所管する組織において自己点検・評価を毎年度行い、その結果を委員会に報告することと規定している。

自己点検・評価委員会の下部組織として、自己点検・評価小委員会を設置し、自己点検・評価委員会の諮問事項に関する検討、自己点検・評価書とエビデンスの作成等の役割を担うよう定めている。

教授会が自己点検・評価委員会への指示を行い、各委員会が評価小委員会に報告と改善策を上申し、自己点検・評価委員会が認可し教授会に答申、承認することで、内部質保証に関する責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は平成 26(2014)年度から毎年度実施しており、自己点検・評価書を作成し、ホームページにて公表している。

自己点検・評価は、学生による授業評価、学生意識調査、教育課程の状況、管理運営に関わる基礎データなどの必要なエビデンスに基づき実施している。

IR センター等は未設置であるが、各委員会、部署、学科等にて継続的に実績データの収集と分析を行い、その結果を保存している。その集計・分析結果については、入試、広報、教育、研究の改善に役立てている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づいたアセスメントプランを作成しているが、これに基づく評価とその結果を教育の改善・向上に反映させていくことについては令和 4(2022) 年度から実施する予定である。

自己点検・評価書の策定に関する流れは、教授会が自己点検・評価書の改善策を決定し、自己点検・評価委員会に指示している。また、自己点検・評価委員会は教授会で示された改善計画に基づき、各委員会に改善策を指示している。学科及び各委員会は、自己点検・評価小委員会に改善案を報告している。

「中期計画（ビジョン)」「5 か年計画重点項目」に基づく自己点検・評価により抽出された課題等について、次年度以降の目標や計画に生かすよう改善策を明確にし、実行に移すという PDCA サイクルを機能させている。

〈改善を要する点〉

○教授会において入学試験の合否判定をしていないこと、中期計画の策定に当たり評議員会の意見を聴いていないことなどの改善を要する点の指摘があり、内部質保証システムの機能性に課題があると認められるため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 教育研究の社会貢献

A－1. 大学が持っている知的資源の地域社会への提供

A-1-①　「ものづくり」を教育・研究・開発する大学として地域社会に還元する。

A-1-②　公開講座・生涯教育・ボランティア等、人的資源で地域貢献を進める。

A－2. 大学が持っている物的資源の地域社会への提供

A-2-①　大学施設の開放など、大学が持っている物的資源の地域社会への提供

【概評】

大学では、「ものづくり」の特性と能力を十分に発揮するために社会・地域連携センターを設置している。平成 27(2015)年度には「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の参加校として、鹿児島大学を中心とする県内 7 大学、1 高専と連携して事業を展開し、令和 2(2020)年度からは「大学地域コンソーシアム鹿児島」の「地域連携・就業部会」において事業を継承する等、大学の教育・研究の成果としての知的資源を地域社会に還元している。また、南九州地域における「ものづくり」の底辺を拡大することを目的とし、公開講座、出前授業、ボランティア活動等を実施し、地域連携イベントにも積極的に参加している。大学の物的資源は、地域社会のため大学施設を開放しており、鹿児島キャンパスは JR 国分駅から徒歩 5 分程の場所にあるため、国家試験等の会場に提供し、グラウンド、体育館、駐車場、図書館、講義室等も貸出し、地域住民、学生のスポーツ体力の増進に寄与している。このように、南九州地域の「ものづくり」の教育・研究・開発を行う大学として、地域が求める「人材育成／生涯教育」を支援し、知的資源・人的資源・物的資源を生かした地域貢献を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大学の新名称について（「第一工業大学」から「第一工科大学」へ）

「工業」とは本来「モノづくり」を意味する言葉であるが、現代社会においてはその「モノ」の意味が大きく変化している。20 世紀の工業社会では「モノ」はどちらかといえば「単体」で存在しており、ただ在りさえすれば価値を持っていた。しかしながら、21 世紀の情報社会では全ての「モノ」が ICT により繋がっており、その繋がりを用いた「サービス提供」こそが、大きな価値を持つようになっている。

本学はこの変化に対応するべく、コンピュータサイエンス、特にビッグデータを扱うデータサイエンスや、機械に知能を持たせる AI など、「サイエンス」の部分を大きく教育に取り込んでいくことを目指し、令和 3(2021)年 4 月に「第一工科大学」へ校名を変更した。

2. 新たに求められる知識や技術にも対応した教育（「3 本の柱」）

校名の変更に併せて、新たに求められる知識や技術にも対応した大学の教育方針「3 本の柱」を制定した。現在パイロットとして活躍しているある世代が 2030 年をピークに大量退職を迎える「2030 年問題」、AI プログラミングが情報の専門家だけでなく誰でも扱えるようになり様々な分野で成果を上げ始めたことにより求められ始めた「AI を活用できるエンジニア」の育成、また、地球温暖化につながる温室効果ガスの排出をゼロにする「脱

炭素社会」の実現が将来的なニーズとなっている。これら社会のニーズに応えるべく「航空パイロット・エンジニア」、「ICT・AI・データサイエンス」、「環境エネルギー」を三つの柱に社会の課題を解決できる人材の育成を行う。

１本目の柱「航空パイロット・エンジニア」については、航空工学部航空工学科において、航空操縦学専攻の入学定員を増やすとともに、AI やデータサイエンス関連の専門科目を新設し AI・データサイエンスの素養を持つ航空パイロット・エンジニアの育成を目指している。

２本目の柱「ICT・AI・データサイエンス」については、「AI と社会」,「データサイエンス入門Ⅰ, Ⅱ」,「プログラミング入門Ⅰ, Ⅱ」,「情報リテラシー」,「コンピュータリテラシー」の科目を共通教育カリキュラムで全学科受講可能としている。また、工学部情報電子システム工学科では、AI・データサイエンスの専門科目を新設した新カリキュラムを令和 2(2020)年度から実施している。

３本目の柱「環境エネルギー」については、令和 4(2022)年度に工学部自然環境工学科を「環境エネルギー工学科」へ学科名称を変更し、都市環境エンジニアリング分野ではインフラ整備と様々な環境との関連性について、クリーンエネルギー分野では環境に配慮した持続可能な社会の構築に不可欠なクリーンエネルギーについてそれぞれ学べるようにカリキュラムを編成・実施している。

3. UI 等

校名の変更に併せて、大学のロゴや大学カラー等も新たに設定した。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 60(1985)年度
所在地　　鹿児島県霧島市国分中央 1-10-2
　　東京都台東区上野 7-7-4

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
航空工学部	航空工学科
工学部	情報電子システム工学科　機械システム工学科　環境エネルギー工学科 建築デザイン学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理

9 月 16 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 14 日	東京上野キャンパス実地調査の実施
10 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	鹿児島キャンパス実地調査の実施　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

31 高松大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神にのっとり大学の使命・目的を学則に示し、教育目標、教育目的を具体的かつ簡潔に明文化している。必要に応じて運営会議、自己点検・評価委員会が中心となり、社会情勢などに対応した見直しを行っている。

大学の使命・目的及び教育目的は、理事長、学長、学部長、研究科長が全教職員に機会があるごとに説明し、オープンキャンパス、大学・短期大学説明会、入学式、学位記授与式などの行事で説明している。構内には建学の精神を記した碑が設置され、学内外への周知が図られている。

中期目標・中期計画を策定し、教育目的を踏まえた三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。使命・目的及び教育目的を達成するための学部及び研究科等の教育研究組織を整備し、特色ある教育活動の実践に努めている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーをホームページや学生募集要項等に公表し、アドミッション・ポリシーに対応した入試選考と公正な入学者選抜を行っている。入学センターを中心に大学全体で定員充足に努力し、成果が挙がっている。

学修支援の方針や体制を整備しており、特にゼミナール担当教員と学生支援部事務職員との協働で、きめ細かく個別支援指導をしている。インターンシップを含め教育課程内外を通してゼミナール担当教員とキャリア支援課職員が連携し、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。学生生活の安定的な支援のために多彩な奨学金を設け、突発的な事態によって経済的困難が生じた場合の学生への対応も整備し適切に運用している。なお、学生相談室については、カウンセラーの配置曜日や時間帯等の適切な体制づくりが望まれる。

校地、運動場、校舎等の施設・設備を適切に整備し有効に活用している。

学生の意見・要望への対応は満足度アンケート、学生生活調査、「学生投書 BOX VOICE」等により学生の意見をくみ上げる仕組みができており、学生の要望を反映している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、単位認定基準、成績評価基準、卒業要件、修了要件を定め、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポ

リシーの一貫性を確保し、達成に必要な体系的な教育課程になっている。

全学共通科目として教養科目を設定し、人間形成を目指したバランスのとれた科目群となっている。アクティブ・ラーニングを採入れた授業方法を全学的に取組み、学修効果の検証を行っている。

三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定し、GPA(Grade Point Average)による成績状況の確認や学修成果の検証をし、学修成果の点検・評価結果をフィードバックする仕組みを構築している。

「基準４．教員・職員」について

大学運営に関する重要事項を審議するための運営会議を設置し、学長がリーダーシップを発揮するために補佐体制として副学長を置いている。「高松大学大学院経営学研究科委員会規程」については改善を要する点があるものの、教授会、学部会議、各種委員会を組織し、権限を適切に分散することで、教学マネジメント体制が整えられている。

教育目的及び教育課程に即した専任教員数や教授数の確保ができている。教員の採用・昇任の規則に基づき適切な人事の運用をしている。

FD 活動推進委員会を設置し、FD(Faculty Development)研修や授業公開等を実施し、教育内容・方法等の改善に取組んでいる。SD(Staff Development)研修を年 2 回実施し、定期的に職員の資質・能力向上を図る取組みを行っている。また、組織的な実施と見直しも行い、実施結果を学内グループウェアに掲載し情報の共有を図っている。

専任教員には個室の研究室があり、個人研究費を配分し、積極的に研究活動に取組む教員への研究費加算も行い、研究活動に対する推奨と支援をしている。

「基準５．経営・管理と財務」について

関連法令を遵守し、寄附行為に基づき継続的な大学運営を行っている。使命・目的を達成するため中期目標・中期計画、「高松大学・高松短期大学ビジョン 2030」を策定し、全学で継続した努力を行っている。

使命・目的達成のため、理事会及び常任理事会を組織し機能している。意思決定について、法人は理事長、大学は学長のリーダーシップのもと、法人と大学との連携した体制ができている。監事は、理事会、評議員会に出席し、財務や業務の状況に対して必要に応じ意見を述べている。内部監査チームが置かれ、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。

財務運営、財務計画は、将来計画検討委員会で策定し、中期目標・中期計画に基づき財務内容の改善、収入増加、経費削減目標の実現に努力しており、収支バランスは保たれている。公認会計士による会計監査、監事による監査、監査室による内部監査の体制が整備されており、適切な監査を行っている。

「基準６．内部質保証」について

副学長を委員長とした自己点検・評価委員会、学長を委員長とした内部質保証推進委員会を設置し、内部質保証の組織体制を強化し、大学全体で取組む体制が整えられている。「自己点検・評価を踏まえた改善に取り組む事項」を検証し、大学全体で共有して自主的・

自律的な自己点検・評価に取組んでいる。

IR 委員会で、各部署が収集したデータを分析し、その結果を大学全体や各部署にフィードバックし、データに基づく見直しを行う体制を構築している。

三つのポリシーをもとに各部署で教育研究活動の進捗状況を確認し、点検を行い、自己点検・評価委員会、外部評価委員会、内部質保証推進委員会を設け、意見を集約して改善計画を策定することで、各部署で実践する仕組みの PDCA サイクルを確立している。こうして、大学全体で内部質保証に取組み、大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、大学は建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づいた大学運営を行っている。教職協働のもと学修支援体制を整備し教育効果を高めている。安定した財務基盤を有し、全学で外部資金獲得にも取組み成果を得ている。

学長直轄の内部質保証推進委員会を設け自己点検・評価の組織体制を強化し、中期目標・中期計画を踏まえた PDCA サイクルの仕組みを確立し、内部質保証を大学全体で取組み改善・向上に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 研究室制度

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神にのっとり、大学の使命・目的を学則第 1 条に示し、建学の精神をより具体化した「教育目標」「教育方針」を明文化し簡潔な文章で示している。

教員と学生との対話を重視し、研究室制度を設け、教育成果も現れており大学の個性・

特色になっている。

運営会議、自己点検・評価委員会を中心に、使命・目的及び教育目的を社会の変化に対応して必要に応じて見直している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定は運営会議で原案を作成し、教授会や研究科委員会で審議している。必要に応じて理事会でも審議し、役員や教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的は学生便覧、大学院履修要項に記載しており、学外には、オープンキャンパス、大学・短期大学説明会、入学式、学位記授与式などの行事で丁寧に説明し、学内外への周知をしている。

使命・目的及び教育目的を中期目標・中期計画や三つのポリシーに反映している。使命・目的及び教育目的に沿った研究科、学部・学科と、教育研究に必要なベンチャークリエーション研究所、情報処理教育センター、地域連携センター、地域経済情報研究所、子ども研究所を配置し、教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学全体と学部、大学院ごとに策定し

ており、建学の精神、教育目的と併せてホームページや学生募集要項において公表している。

入学者選抜においては、学生募集要項に「評価の方針」を示し、アドミッション・ポリシーに対応した選考方法、評価の方針を設定している。また、入学試験委員会を設置しており、入学者選抜の方法及びその検証について、公平、公正かつ適切に実施している。一般選抜問題の作成及び管理については、学内で行っている。

学生の収容定員に関しては、大学全体では定員充足率が上昇しており、適切な学生受入れ数の維持に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の本拠になる研究室制度を整備しており、本制度を中心に教職員の協働体制のもと、学修支援に関する方針及び実施体制を整備し運営している。具体的には、退学や休学、留年者への対応についてゼミナール担当教員が行っており、基礎学力が不足している学生に対してはリメディアル教育を実施して修学に必要な基礎知識の確保を図っている。障がいのある学生への配慮については学内規則を整備して、これに基づき学生学修支援室が対応を行っている。オフィスアワー制度は専任教員における実施のほか、兼任教員は授業終了時と E メールでの質問によって実施している。SA(Student Assistant)は授業補助を中心とする活動を行っており、これに加えて次年度以降においては SA 学生の募集人員を拡大し学修支援活動を更に充実させていく計画を立てている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップを含めて教育課程内外を通して社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。教育課程内に関しては、経営学部においては、1 年次からキャリア支援科目を設置しており、学修ポートフォリオを通じてゼミナール教員が個別指導を行っている。発達科学部では、学外実習関連科目群を設けて実践力を養うとともに教職ポートフォリオによって学生の成長過程を確認している。教育課程外においては、キャリア支援課と学生委員会が連携しながら就職ガイダンスを実施している。また、キャリアアップのため

の各種講座の開催、自己分析指導などを行っている。

就職・進学に対する相談・助言体制においては、キャリア支援課においては課員が教員と連携をとりながら相談・助言を行っており、キャリアカウンセラーも配置し対応に当たっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援に関する事項は学生委員会で検討、審議し、適切に学生サービス及び厚生補導を行っている。また、研究室制度を活用し、学生課をはじめとする職員と教員が協働で対応している。経済的支援に関しては、学生の特性に応じたさまざまな奨学金が設けられており、適切に運用している。突発的な事態によって経済的困難が生じた場合の学生に対する対応も工夫している。コロナ禍においてはオンライン授業受講のための環境を整備するため、全学生に対して「学習環境整備支援金」を支給した。学生の課外活動への支援については学内規則にのっとり、適切に行われている。また、学術・文化・スポーツなどにおいて顕著な成果を挙げた者に対して賞状及び副賞を授与する学長表彰制度を設けている。学生の心身に関する健康相談、心的支援に関しては、医務室及び学生相談室が概ね適切に整備されている。

〈参考意見〉

○学生相談室の外部カウンセラーの出勤回数及び出勤時間が限定的であることから、学生が日常的に利用できる体制の整備が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積は、いずれも設置基準を上回っている。校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設等の施設・設備については、全て規則を整備しており、これに基づき適切に管理・運営し、有効に活用している。また、関係法令に基づき消防点

検等、法定検査、点検、補修整備が行われ、全校舎が耐震基準を満たしている。クラスサイズに関しては授業内容や教育効果を考慮してクラス分けをするなど、少人数化を図る工夫をしている。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に関しては、エレベータや多目的トイレの設置等を進めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見などをくみ上げ学修及び授業支援、学修環境、学生生活の改善に反映させるシステムについては、卒業及び修了前の学生を対象とした満足度アンケート、在学生を対象とした学生生活調査を実施している。そのほかにも「学生投書 BOX VOICE」を設置している。満足度アンケートに関する調査結果は法人、各学部、研究科、各部局が問題点や改善策をまとめている。学生生活調査に関しては、学生委員会で審議し、学生生活の改善に反映している。これまでの実績としては、移動が容易になる机と椅子の配備、無線 LAN 環境の整備、バリアフリー化の整備、パソコン演習室の利用時間の延長、リフレッシュルームの整備、トイレの洋式化、学生駐車場の増設、キッチンカーの学内販売導入等を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

経営学部、発達科学部及び大学院経営学研究科のディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえて設定しており、ホームページや学生便覧などを通じて周知している。これに基づいて単位認定及び成績評価基準を学則に定め、シラバス等に掲載し厳格に運用している。卒業要件、修了要件及び学位の授与基準は履修規程に定め、履修ガイドや学生便覧等を通じて周知している。

両学部ともにセメスターごとの履修上限を定めるとともに、3 年次の必修科目である演習の履修に際して必要とされる修得単位数を設けていることから、48 単位が 3 年次への実質的な進級要件となっている。平成 27(2015)年度から各学部において最高評価の割合を定め、成績評価基準を厳正に運用しており、更なる成績評価基準の適正化を図るため、GPA 制度の見直しと成績評価のガイドラインを継続して検討している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

経営学部においては多様な経営学の知識と実践力の獲得、発達科学部においては倫理観の醸成と教育保育に対する研究能力の涵養、大学院は経営会計の専門知識と問題解決力の獲得をそれぞれ目指したカリキュラム・ポリシーを設け、学生便覧、ホームページ等で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとを一貫させ、各科目の履修を通じて充足されるディプロマ・ポリシーをシラバスに記載している。

シラバスは「授業計画（シラバス）作成要領」に基づき作成し、厳正なチェックが行われている。カリキュラム・ポリシーに基づくナンバリングにより科目が相互に関連付けられ、体系的な履修が可能となっている。

また、理解力、思考力、感性を養う教養科目群を新設・実施しており、授業では教授方法に工夫を加え、アクティブ・ラーニングを導入することで、学生の能動的な授業参加を促すとともに積極性の涵養を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年に三つのポリシーを踏まえ、学修成果の点検・評価方法を定めたアセスメント・ポリシーを策定し、各種資格や免許の取得状況、卒業要件の達成状況、単位の修得状況、GPA 等により可視化された指標に基づいて学修成果を検証している。学修成果の点検・評価は大学教育検討会が中心となって行い、運営会議への報告を経て、学部会議及び教授会等へフィードバックする体制を整えている。

令和 4(2022)年度以降は、「高松大学及び学部の学修成果の評価項目と達成すべき水準」「高松大学大学院の学修成果の評価項目と達成すべき水準及び活用方法」及び「学生の学修成果の評価」の運用結果をもとに、更なる検討及び精緻化を進めていく。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

副学長を置き、大学運営に関する重要事項を審議するために運営会議を設置して、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。なお、「副学長に関する規程」により副学長の役割も明確になっている。

また、教授会の審議事項は「学長が決定を行うにあたり意見を述べるもの」「学長の求めに応じ、意見を述べるもの」と規定され、最終決定権は学長が有することが明確になっている。「高松大学大学院経営学研究科委員会規程」については見直しが必要であるものの、「高松大学学則」については、第 7 条の 2 の「学長は、本学の校務全般をつかさどり、所属職員を統督する」の規定により、大学の意思決定の権限と責任が学長にあることを担保しており、権限の分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

事務組織規程に基づき適切に事務職員を配置している。各委員会には事務職員が委員として参画しており、教職協働となっている。

〈改善を要する点〉

○「高松大学大学院経営学研究科委員会規程」の第 3 条において研究科委員会は学生の入学、課程の修了等について審議決定すると定められており、最終的な決定権が学長に担保されていないため改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準の基準上必要な専任教員数、教授数及び大学院設置基準の基準上必要な研究指導教員数、研究指導補助教員数を満たしている。

教職課程に必要な認定基準の専任教員数及び保育士課程の指定保育士養成施設指定基準の専任教員数を満たしている。

教員の採用・昇任の方針に基づく規則については、「学校法人四国高松学園就業規則」「高松大学教育職員任用基準」及び「高松大学教員昇任内規」を定め、適切に運用している。

FD 活動は、FD 活動推進委員会を設置し、FD 研修会や授業公開、学生による授業評価等を行っている。FD 研修会後にはアンケートを行い、その結果をもとに見直しをしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修については、SD 活動推進委員会を設置し、「高松大学・高松短期大学 SD 活動推進委員会規程」によって SD 研修会を組織的に実施している。また、SD 研修会後にはアンケートを行い、SD 活動推進委員会において協議・見直しも行い、実施結果を学内グループウェアに掲載し情報の共有を図っている。学外での研修については、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」主催の研修会や放送大学の科目などの中から教職員が自ら選択し、参加することを推奨している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
研究環境については、常勤教員には全員に対し、夜間・休日も利用可能な個人研究室を設けている。研究倫理に関しては、研究倫理審査委員会を設置し、「高松大学・高松短期大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程」に基づき、研究倫理審査が行われている。また、全教員及び科学研究費助成事業の事務に携わる事務職員に日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングを受講させ、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実践している。
研究費については、教員教育研究費の配分について基準を定め、専任教員には教育研究経費及び旅費を支給し、大学院を兼務する場合の加算や積極的に研究活動に取組む教員に対しての加算も行っている。また、若手の専任教員に対しては、委員会等の負担を軽減して研究時間の確保も図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
「学校法人四国高松学園寄附行為」「学校法人四国高松学園事務組織規程」の規則に基づき組織を整備しており、「学校法人四国高松学園行動規範」「学校法人四国高松学園コンプライアンスに関する規程」「学校法人四国高松学園公益通報者保護規程」が定められ、経営の規律と誠実性の維持を表明している。
使命・目的を実現するために中期目標・中期計画及び「高松大学・高松短期大学ビジョン 2030」を策定しており、継続的に努力し、教育情報等も公表している。
「高松大学・高松短期大学ハラスメントの防止のための指針」「高松大学・高松短期大学ハラスメントの防止等に関する規則」「学校法人四国高松学園個人情報保護方針」「学校法

人四国高松学園の保有する個人情報の保護に関する規程」等が定められており、危機管理についても「学校法人四国高松学園危機管理規程」「危機管理マニュアル」を整備し、防災訓練も実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を実現するために理事会及び「学校法人四国高松学園常任理事会規程」に基づく常任理事会を組織している。

理事会は年 3 回開催しており、常任理事会は定期的に年 10 回程度開催し、理事会の決定した基本方針に基づく具体的な執行計画や理事会から付託された事項の業務に当たっている。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行っており、理事会の運営も適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の意思決定は、法人においては理事長、大学においては学長のリーダーシップのもとに行われている。

学長、副学長、大学教員の 3 人が理事となっており、法人と大学の連携及び情報共有は円滑に行われている。

評議員、監事の選任は寄附行為に基づき適切に行っており、評議員会の運営も適切に行っている。監事は、理事会、評議員会に必ず 1 人は出席しており、必要な場合は意見を述べている。また、内部監査チームが置かれ、内部監査終了後に、理事長へ内部監査報告書を提出しており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営及び財務計画については、「高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会」によって、使命・目的の達成のため中期目標・中期計画を作成している。第 2 期中期目標・中期計画に掲げられた財務内容の改善としては、科学研究費助成事業における補助金、受託研究費及び寄附金などの確保による外部資金その他の収入の増加と、人件費及び管理経費の削減による経費の抑制を掲げ、目標の実現に向けて努力している。また、平成 27(2015)年度に経営改善計画を策定し、半年ごとに実施管理を行っている。その結果、外部の負債もないことから財務基盤は安定しており、収入と支出のバランスは保たれている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に基づき、「学校法人四国高松学園経理規程」及び「高松大学・高松短期大学文書決裁規則」を定め、適正に行っている。会計監査を行う体制については、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法に基づく監事による監査、監査室が実施する内部監査のいわゆる三様監査の体制を整備しており、厳正に実施している。

また、予算と著しくかい離がある科目については補正予算を編成して、寄附行為の定めに基づき、評議員会及び理事会の手続きを経て、決定・執行している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な取組みとして、自己点検・評価を適切に実施するための「高

松大学・高松短期大学自己点検評価・実施規程」を制定し、副学長を委員長とした自己点検・評価委員会が設けられている。

また、令和 3(2021)年 3 月から「高松大学・高松短期大学内部質保証推進規程」を策定し、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を新たに設置した。自己点検・評価委員会と連携し、内部質保証の組織体制の強化を図るとともに責任体制を明確にし、大学全体で取組む体制が作られている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

部門ごとに自己点検・評価を毎年実施し「自己点検・評価を踏まえた改善に取り組む事項」を整理し自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会に提出し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有を行っている。

学生による授業評価、研究授業、FD・SD 研修会、兼任教員との教育懇談会や行事でアンケートを実施し、それを IR 委員会で収集、分析、審議し、データの公表と学内の共有を図っている。また、自己点検・評価の結果は教授会で報告し、学内グループウェアで共有するとともに、ホームページや「四国高松学園だよりかすが」を通じて社会に公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーをもとに、学部、学科、研究科、各種委員会で教育研究活動の進捗状況を点検し自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会では、報告された内容を検証し、外部評価委員会で意見を聴き、その内容を踏まえ内部質保証推進委員会で改善計画を策定し、各学部、各学科、各種委員会に報告している。

こうして PDCA サイクルの仕組みが整えられ、大学全体で共有しながら大学運営の改善・向上に努めており機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

A－1．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-①　各種研究所等による地域連携
A-1-②　地域社会の行政、商工業団体、文化団体及び教育機関との連携
A-1-③　学生及び教職員のボランティア活動等

【概評】

地域社会の活性化と情報基盤の充実化を目指す地域経済情報研究所、地域経済のベンチャービジネスの創造と学生起業家の育成を図るベンチャークリエーション研究所、地域の子育て支援を目的とする子ども研究所と、地域連携、地域貢献活動及び生涯学習に関する業務を企画、運営する地域連携センターを設置し、それぞれの機関が核となって多彩な地域連携活動を展開している。

香川県中小企業家同友会との連携による女性経営者と学生との交流会の開催、「かがわの高校生地域創生ビジネスアイデアコンテスト」の開催、幼稚園、小学校教員のための講演会や研修会の開催、地域連携センター主催の公開講座の開講、高松教養大学や市民大学、コミュニティセンターが運営する教育機関への講座提供などの活動は、大学と地域との関わりを深めながら地域社会の活性化に貢献している。

他大学との連携については、放送大学及び鳴門教育大学と連携協力関係にあるほか、「大学・地域共創プラットフォーム香川」の設立にも寄与している。また、高松市をはじめ、多数の近隣自治体、商工団体及び文化団体とも連携協定を締結しており、これらの機関や組織との協働により、地域に根差した研究・貢献活動の拡充が展望される。

人的資源の提供も活発に行われている。平成 16(2004)年度から教職員が大学周辺地区の清掃行事に参加するほか、経営学部学生は「むれ源平石あかりロード」や社会人育成セミナーの実行委員会に、発達科学部の学生は香川県教育委員会が主催するボランティア派遣事業などに参加している。特に発達科学部の学生の活動は「みんな子育て応援団大賞知事賞」を受賞し地域社会から評価を受けている。学生による地域連携活動は大学の正課カリキュラムにも導入しており、今後もこうした活動が地域社会の活性化はもとより、学生の社会性を涵養し、実践力及び人間力を育成する機会になることが期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．研究室制度

・本学の「建学の精神」は、本学の母体となる高松短期大学の建学の精神を受け継いだものである。高松短期大学創立者たちは、学生と教員とがしっかりした信頼関係で結ばれた、理想的な高等教育機関を創りたいと考え、高松短期大学の建学の精神を作り上げた。その一つである「対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学」には、学生と教員とが信頼の絆でしっかりと結ばれ、互いに切磋琢磨し、全人格をぶつけ合える大学にしたい、という願いが込められている。これを具現化したものが「研究室制度」であり、平成８(1996)年に開学した本学もこれを受け継いでいる。

・「研究室制度」については、まず、平成 18(2006)年に明文化した「教育理念」では「１．対話に基づく豊かな人間教育」と表現されている。そして、同じく平成 18(2006)年に明文化した「教育目標」では、「１．研究室制度を基盤とした学生と教員の対話や活動を通じ、個性や情操を育み、調和のとれた心身の発達に努め、自他の尊厳を重んじる豊かな人間性を培う」と表現されている。
・全学生は必ずいずれかのゼミナール（研究室）に所属することになる。すなわち、ゼミナールは学生にとって生活の本拠であり、活動の単位であり、１年次では、科目「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」が、２年次では、科目「演習Ⅰ・Ⅱ」が、３年次では、科目「演習Ⅲ・Ⅳ」が、４年次では、科目「卒業論文」がそれぞれ該当する（大学院では、「特別演習Ⅰ・Ⅱ」が該当する)。以下、そのような「研究室制度」におけるゼミナール担当教員（特別演習担当教員）の果たしている役割を説明する。
・まず、ゼミナール担当教員（特別演習担当教員）は、担当学生の学修状況を把握し、適切な指導、アドバイスを行っている。怠学傾向学生の把握に努め、また、担当学生の学修の悩みなどに関して､学部の他の教員と適宜連携して適切な指導､アドバイスをしている。
・次に、ゼミナール担当教員（特別演習担当教員）は、担当学生の生活状況を把握し、適切な指導、アドバイスを行っている。保護者との連絡窓口もゼミナール担当教員（特別演習担当教員）が担っており、家庭とも密に連携している。
・加えて、ゼミナール担当教員（特別演習担当教員）は担当学生の進路支援にも関わる。学部の他の教員、キャリア支援課との連携のもと、個々の学生に見合った進路支援を行っている。
・これらの過程で、ゼミナール担当教員（特別演習担当教員）が得た情報は、必要に応じて学部全体や学生支援部各課と共有し、指導や支援に役立てている。大学院では、特別演習担当教員が学生支援部各課と連携し、大学と同様な指導を迅速に行える体制を整えている。そして、ゼミナール担当教員は担当学生毎の指導状況などを記録し、「学生カードⅡ」「ゼミナール（・研究室）所属学生に対する対応記録」を作成している。学年により所属ゼミナールが変わった場合も、これらが引き継がれ、どのように指導が行われていたかわかるようになっている。
・なお、本学は、地域連携・地域貢献にも努めている。その際の学生のボランティア活動への参加などについては、ゼミナール担当教員（特別演習担当教員）より説明を行うことで、円滑な参加促進を図ることができている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 8(1996)年度
所在地　　香川県高松市春日町 960

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

経営学部	経営学科
発達科学部	子ども発達学科
経営学研究科	経営学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 14 日	実地調査の実施　　11 月 15 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 16 日	11 月 16 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

32 宝塚大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づき、教育理念及び教育目的を定め、両学部の特色に応じた学修環境を整備している。特色ある 2 学部に共通する人材育成の方針として「6 つの能力」を設定し、大学としての方向性を共有している。また、中長期的戦略として、「3 つの基軸」「10 の基本戦略」を掲げ、目標達成に向けて方策を展開している。学生及び教職員に対しては「CAMPUS DIARY& STUDENT GUIDE BOOK」により、学外に対してはホームページによって使命・目的及び教育目的の周知を図るとともに、建学の精神及び教育理念等について、各種会議等を通じて役員、教職員の理解を得るよう努めている。教育理念及び使命・目的を反映して大学全体の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、これを踏まえて各学部等の個性等を加味した三つのポリシーを策定しており、使命・目的の達成に必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえて大学全体、学部、研究科及び専攻科単位でアドミッション・ポリシーを定めている。障がいのある学生への配慮として、学生が提出する「修学上の支援要望書」に基づき、「要支援学生対応小委員会」で支援内容を検討し、学生委員会で審議を行い、決定した内容に基づき支援を行っている。学科ごとにキャリア教育のための委員会、事務担当課を設置し、ガイダンスや学内企業説明会の開催、作品ポートフォリオのデジタルアーカイブス化等を進めている。経済的支援として、多様な大学独自の奨学金制度、通学や実習時の交通費補助、一部補助によるお弁当販売などを実施している。両キャンパスとも、教育目的の達成に必要な学修環境を整備しており、バリアフリー対策を講じた設計となっている。令和 2(2020)年度から、学長が学生の生の声を聴いて要望を把握する「学長×学生 座談会」を実施するなど、学生の意見・要望を把握して大学運営に反映する仕組みを設けている。

「基準３．教育課程」について

両学部で共通する人材育成の方針として「6 つの能力」を設定し、これに基づく教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを各学部、研究科及び専攻科ごとに策定してホームページで公開するとともに、学生及び教職員にはオリエンテーションやガイダンスで周知している。両学部間で教養教育の連携・交流があり、科学と芸術の融合教育の実践に向け努

力している。学修内容に応じたアクティブ・ラーニングの手法による授業を広く取入れ、また、教授方法の向上に FD(Faculty Development)やアンケートを活用している。学修成果の点検と評価について、機関レベル、教育課程レベル及び授業科目レベルで評価アンケートなど各種調査等を行い、それらを用いて三つのポリシーの達成状況を点検・評価している。大学レベル、学位プログラムレベル及び授業科目レベルにおいて、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けてさまざまな取組みを行い、学修成果の点検・評価結果をフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長が教学に関する重要事項の審議を行う学部長等会議の議長を務めるほか、学部教授会、研究科委員会に出席して学部等に適切な指導を行うことでリーダーシップを発揮し、教学マネジメントを確立している。法人本部、学長直属の組織及び各キャンパスに事務職員を配置し、管理運営規程に基づき事務部門の業務執行体制を構築している。教学関係の各委員会に事務職員が参加し、教職協働・連携体制を整備している。学部 FD は、各学部 FD 委員会が学部の特性を踏まえて内容を検討し、FD 研修計画に反映している。全学 FD は、学長を委員長とする内部質保証推進委員会が所管する機能に位置付け、全ての企画に教員の参加を求めている。全専任教員に対して、FD の一環としてティーチング・ポートフォリオの作成と活用を義務付け、学部長等とのヒアリングを通じて個々の教員の教育内容・方法等の改善を支援している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学は、高等教育機関としての社会的責任を果たすため、寄附行為、就業規則、管理運営規程及び危機管理規則等の組織倫理の基本となる諸規則を定め、規律ある堅実な経営を行っている。法人及び大学の使命・目的の達成のため「学校法人宝塚大学中期計画（2022 年度～2026 年度）」を策定するとともに、令和 3(2021)年 10 月に「学校法人宝塚大学ガバナンス・コード」を公表している。学校法人会計基準及び経理規程に基づき、会計処理を適正に行っている。離れた 2 校地での会計処理を法人本部に集中するとともに、電子決裁システムを導入し効率化を図っている。監査法人と理事長をはじめとする関係者と法人の経営状況、財務状態及び監査方針・結果について意見交換の場を設けており、会計監査の実効性を高める工夫をしている。監事監査を規則に基づき厳格に実施し、多様な観点による指摘を大学運営の改善に結びつけている。

「基準６．内部質保証」について

教学マネジメント組織の内部質保証推進委員会、全学 IR 推進会議及び全学 FD 委員会を教学改革室が、自己点検・評価委員会を大学評価室がそれぞれ所掌し、内部質保証推進体制を整備して実質化を図り、活動成果の可視化・共有に取組んでいる。授業評価アンケートを担当する全学 IR 推進会議及び学部 IR 委員会は、それぞれが行う調査データを分析・活用することで内部質保証の推進を図っている。委員会レベルでは取組むことが難しい横断的な課題が増えていることを踏まえ、内部質保証推進委員会や自己点検・評価委員会が中心となり PDCA サイクルを回す役割を担っている。教学改革室は全学の

IR(Institutional Research)を担当する部署として、個人情報保護に留意し、現状分析・課題抽出、報告、情報共有・公表に努めている。内部質保証の方針として、三つのポリシーを起点とした全学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの三つの層の PDCA サイクルを有機的に組合わせて内部質保証を行うことを明示している。

総じて、建学の精神「芸術と科学の協調」に基づき、特色ある教育活動を展開するとともに、きめ細かいサポートにより「学生一人ひとりが見える教育」を実践している。大学の使命・目的を達成できるよう、教学マネジメント及び内部質保証体制を構築している。三つのポリシーを起点とした全学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの PDCA サイクルを有機的に組合わせ、大学運営及び教育の改善・向上に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナワクチンの職域接種による地域貢献について

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1ー1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、教育理念及び教育目的を定め、両学部の特色に応じた学修環境を整備しており、両学部ともチューター制、ゼミ制度導入により「学生一人ひとりが見える教育」を展開している。特色ある 2 学部に共通する人材育成の方針として「6 つの能力」を設定し、大学としての方向性を共有している。

ホームページ及びガバナンス・コードに建学の精神及び教育理念を掲載し、大学、大学院、各学部・学科、研究科・専攻の目的を学則にそれぞれ簡潔かつ具体的に明文化している。社会情勢や環境の急激な変化に合わせ、令和 4(2022)年度に開始した中期計画に育て

るべき人材像と大学の使命を提示するなど、必要に応じて使命・目的及び教育目的の適切性を検証する体制を整備している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度の造形芸術学部の募集停止後、前中期計画に基づいて経営改善計画を策定・実施し、令和 4(2022)年度からは新しい中期計画として使命・目的を反映した「3 つの基軸」「10 の基本戦略」を掲げ、目標達成に向けて方策を展開している。

在学生及び教職員に対して「CAMPUS DIARY& STUDENT GUIDE BOOK」により、学外にはホームページによって使命・目的及び教育目的の周知を図っている。建学の精神及び教育理念等について、理事会、評議員会、学部長等会議、学部教授会、全学的な SD 研修会等を通じて役員、教職員の理解を得るよう努めている。

教育理念及び使命・目的を反映して大学全体の三つのポリシーを策定し、これを踏まえて各学部の個性等を加味した三つのポリシーを策定している。東京メディア芸術学部にメディア芸術学科、看護学部に看護学科と助産学専攻科、大学院メディア芸術研究科にメディア芸術専攻を設置し、使命・目的の達成に必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて大学全体、学部、研究科及び専攻科単位でアドミッション・ポリシーを定め､ホームページや大学案内等に掲載する他､オープンキャンパスや入試説明会等、さまざまな機会を通して周知を図っている。

学部では、入試委員会及び入試・広報委員会が、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜方法の決定、問題作成と管理・点検を行い、合否判定については、判定準備委員会及び入試・広報委員会が原案を作成し、学部教授会の審議を経て学長が最終決定している。研究科では、研究科委員会が入学者選抜方法の決定から合否判定案の作成まで行い、学長が最終決定している。入学者選抜の妥当性については、GPA(Grade Point Average)、退学率、留年率、国家試験合格率などを用いて年度ごとに分析、検証を行っている。両学部・学科とも入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務、学生等の委員会組織を設置し、教職協働で学修支援に関する方針の決定、計画、実施体制の整備・運営を行っている。両学部とも入学前教育を行い、入学後は学生個々に担当教員がきめ細かいサポートを行うほか、東京新宿キャンパスに学生支援室、大阪梅田キャンパスに学修支援室を設置し、より専門的な支援を行っている。また、東京新宿キャンパスでは、留学生センターの開設や留学生チューター制度の整備など、留学生支援の充実を図っている。障がいのある学生への支援は、当該学生が提出する「修学上の支援要望書」に基づき､「要支援学生対応小委員会」で支援内容を検討し、学生委員会での審議・決定を経て実施している。オフィスアワーは、シラバス又は一覧表で学生に周知している。

また、上級生が下級生の授業補助を行う LS(Learning Staff)や SA(Student Assistant)制度、卒業研究をサポートする TA 制度を設けている。中途退学、休学及び留年への対応策として、学生の出席・単位修得状況等を教員と学生支援室又は学修支援室担当者が共有し、協働で支援に当たっている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学部ごとにキャリア教育のための委員会、事務担当課を設置し、ガイダンスや学内企業

説明会の開催、作品ポートフォリオのデジタルアーカイブス化等を進めている。各キャンパスに就職支援のための支援室を置き、就職活動の相談や履歴書添削、模擬面接、インターンシップの支援等を行っている。学内 SNS 及びキャリア支援資料コーナーにて、学内外の進学情報について情報提供を行うほか、キャリア支援のための授業科目の開設や、条件を満たす課外活動への単位授与など、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立を支援する体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導は、両キャンパスの学務課及び学生委員会や、学修支援室、学生支援室、留学センター等が連携して対応している。経済的支援として、多様な大学独自の奨学金制度、通学や実習時の交通費補助、一部補助によるお弁当販売、大学から大学院に入学する場合の入学金・学費減免などを実施している。また、地域イベントへの参加、サークル活動など、多彩な課外活動を支援している。心的相談に関しては、両キャンパスの学生相談室に臨床心理士を配置するほか、東京新宿キャンパスでは提携のメンタルクリニックの医師に相談できる体制を整備している。健康相談や生活面での相談については、東京新宿キャンパスでは学生支援室、大阪梅田キャンパスでは保健衛生管理室で対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

両キャンパスとも駅から徒歩圏内にあり、設置基準を満たす校地・校舎を有し、警備員を配備して適切に管理している。講義室、演習室等は、教育目的の達成に必要な広さ、設備、数を備え、運動場はスポーツジムとの提携により確保している。両キャンパスの図書館は相互貸出可能で、適切な開館時間、学術情報資料、ラーニング・コモンズを備え、データベースが利用可能で、機関リポジトリを整備している。両キャンパスとも、バリアフリー対策を講じた設計となっている。また、コンピュータ教室を設けて ICT（情報通信技

術）環境を整備している。

複数教室間で同時中継できる情報設備を整備して技術演習の分散対応を行うなど、授業を行う学生数を適切に管理している。東京新宿キャンパスでは「多目的ホール」を大学主催や地域のイベントで使用し、社会とつながる場として活用している。耐震化率は 100%であり、防火設備については定期的な消防署の点検を受けている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は､各学部の IR 推進委員会が行うアンケートでくみ上げ、学部教授会及び関連委員会等で審議し、対応に努めている。心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に関する事項、学修環境に関する意見・要望の把握は、学生支援室、学修支援室、留学生センター等の支援組織の担当者や教職員が行っており、教員同士や関連部署との連携をとりながら対応している。加えて、大阪梅田キャンパスでは「学生意見箱」を設置して学生の意見・要望の日常的な把握に努め、得た情報は関係する委員会や部署において適宜対応している。令和 2(2020)年度から実施している「学長×学生 座談会」は、学長が学生の生の声を聴いて要望を把握し、大学運営に生かす機会となっており、内容をホームページで公開している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

両学部に共通する人材育成の方針として「6 つの能力」を設定し、これに基づく教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部、研究科及び専攻科ごとに策定してホームページで公開している。また、学生及び教職員にはオリエンテーションやガイダンスで周知している。シラバスにはディプロマ・ポリシーと授業との関係を記載し、単位認定基準及び卒業・修了認定基準を学則に定めている。また、ディプロマ・ポリシー達成状況を卒業時調査、就職率、看護師国家試験合格率で確認し、到達度評価表の活用を始めている。

東京メディア芸術学部では進級基準を、看護学部では進級基準に替えて臨地実習履修要件を各学年の実習ごとに設定し厳正に適用している。学位の授与について、学部では、学部教授会で審議し、学長が認定している。研究科では、最終試験を実施した後に研究科委員会で修了判定を審議し、学長が修了認定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科及び専攻科ごとにディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーを定めており、シラバス及びホームページにて周知している。ディプロマ・ポリシーに定める「6 つの能力」に即したカリキュラム・ポリシーを設定しており、両ポリシーとの一貫性が分かるようカリキュラムマップを用いて教育課程の体系的編成を行っている。各授業科目はディプロマ・ポリシーに定める「6 つの能力」に関連付けて到達目標及び授業内容を設定しており、各科目の授業にてこれらの能力の到達度判定を行っている。

両学部で教養教育を適切に実施しており、看護学部では、新カリキュラム導入に伴い、看護師養成教育強化の一環として特色ある教養教育科目を配置している。両学部間で教養教育の連携・交流実績があり、科学と芸術の融合教育の実践に努めている。両学部・専攻科では学修内容に応じたアクティブ・ラーニングの手法による授業を取入れ、また、教授方法の向上に FD やアンケートを活用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検と評価について、機関レベル、教育課程レベル及び授業科目レベルで授業評価アンケートなど各種調査等を行い、それらを用いて三つのポリシーの達成状況を点検・評価している。

大学レベル、学位プログラムレベル及び授業科目レベルにおいて、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて FD マザーマップやティーチング・ポートフォリオの活用、ルーブリック評価や教学管理システムの導入などさまざまな取組みを行い、その結果を学修成果の点検・評価結果としてフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学の校務をつかさどることを「管理運営規程」に定め、最終的な決定権を担保している。また、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、同規程に副学長の配置及び学長補佐を置くことができることを定めるとともに、副学長の担当業務を明確にしている。学長が教学に関する重要事項の審議を行う学部長等会議の議長を務めるほか、学部教授会、研究科委員会に出席して学部等に適切な指導を行うことでリーダーシップを発揮し、教学マネジメントを確立している。また、「学長裁定」を定め、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項も学内に周知している。

法人本部、学長直属の組織及び各キャンパスに事務職員を配置し、「管理運営規程」により事務部門の業務執行体制を構築している。教学関係の各委員会に事務職員が参加し、教職協働・連携体制を整備している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科及び専攻科において、大学設置基準や大学院設置基準等を上回る教員数を確保している。「教育職員任用規程」により、学長が次年度の採用及び昇任計画を策定し、管理運営協議会の議を経て決定し、学部長等会議、各学部教授会又は研究科委員会に報告後、選考を開始している。教員の採用及び昇任は、教員選考委員会又は教員資格審査委員会において、専門的見地で審査しており、諸規則を整備し厳格に運用している。

FD 活動は、テーマごとに学部 FD と全学 FD に分けて行っている。学部 FD は、学部の FD 委員会が内容を検討し、FD 研修計画に反映し実施している。全学 FD は、学長を委員長とする内部質保証推進委員会が所管する機能に位置付け、全ての企画に教員の参加を求めている。全専任教員に FD の一環としてティーチング・ポートフォリオの作成と活用を義務付け､学部長等がヒアリングし個々の教員の教育内容･方法等の改善を支援している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために、全学的な SD 研修会を実施するほか、他大学や大学コンソーシアムの研修会に職員を派遣し、業務遂行能力の向上に取組んでいる。学外での研修成果は学内で共有して新たな取組みに結びつけるなど、大学運営、教育の改善・向上に努めている。

人事評価に目標管理制度を導入し、評価結果を処遇に反映している。また、人事政策プロジェクトチームを編制し、時宜を得た人事政策が実行できるよう体制を整備している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究に必要な設備や図書等を整備しているほか、研究成果を紀要としてまとめ、機関リポジトリを通じて公開している。

科学研究費助成事業の採択を増やすことを目指して、学長裁量経費を研究スタートアップの支援資金として活用している。

公的研究費の使用に当たっては、不正防止計画を定め、研修、内部監査を通じて、適切な管理体制の構築を図っている。

研究倫理に関しては、看護学部において研究倫理委員会を定期的に開催し、臨床系の研究に対する審査を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学は、高等教育機関としての社会的責任を果たすため、寄附行為、就業規則、管理運営規程及び危機管理規則等の組織倫理の基本となる諸規則を定め、規律ある堅実な経営を行っている。教育情報及び財務情報は、ホームページにおいて適切に公開している。

法人及び大学の使命・目的の達成のために「学校法人宝塚大学中期計画（2022 年度～2026 年度)」を策定し、使命・目的の実現に向けた取組みを行っている。

人権への配慮、環境保全及び安全管理について、「宝塚大学人権擁護に関する宣言」「宝塚大学ハラスメント対策に関する基本方針」を定め、FD・SD においてハラスメントに関する講習会を行うなど、人権の保護及び職場環境の保全・危機管理に取組んでいる。また、危機管理規則を定め、危機管理室を設置して学生及び教職員の安全確保に努め、新型コロナウイルス感染症には両キャンパスの情報共有を行い対応している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為にのっとり、学校法人の業務を決するため理事会を設置し、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定を行っている。寄附行為に定めのある事項以外は、適正かつ円滑な意思決定を行うため「管理運営協議会」を設置している。

理事は、寄附行為に基づき学内 5 人と学外 4 人の計 9 人を選任しており、学外者の意見を取入れながら理事会を機能的に運営している。また、理事の職務分担を定め、各理事が自覚と責任をもって法人運営に当たっている。理事会における理事の出席率は良好である。

学校法人が社会的責任を果たすため、令和 3(2021)年 10 月に「学校法人宝塚大学ガバナンス・コード」を公表している。また、理事、監事及び評議員を対象として、その役割及び責務について理解を深める研修会を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が議長となる「管理運営協議会」を設置し、法人及び大学の重要事項を審議するとともに、各管理運営機関の意思疎通及び情報共有を図っている。

教学面に関する意思決定は「学部長等会議」により行い、経営的な事項は「管理運営協議会」に提案しており、「管理運営協議会」「学部長等会議」には法人と大学の教職員が参画し、チェック及び協力体制を築いている。

監事の選任は、寄附行為にのっとり適切に行っており、理事会及び評議員会の出席状況は良好で、監事監査は法人本部、東京新宿キャンパス及び大阪梅田キャンパスに出向き、積極的に意見を述べている。

評議員の選任は、寄附行為にのっとり適切に行っており、評議員会の出席状況は良好である。評議員会に対して寄附行為に定める諮問事項について適切に諮問を行い、意見を求めている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

純資産構成比率は過去 5 年間の平均が全国平均に比して良好な水準である。経営状況は、

学生生徒等納付金増加と収入に見合った適当な人件費により改善している。

「中期計画（2022 年度～2026 年度）」に基づく事業計画及び予算編成方針を策定し、適切な財務運営を確立している。

資産運用規程を定め、資産運用の状況及び結果を理事会に報告しており、適正に管理している。

経常収入に対する人件費、教育研究経費及び管理経費支出について、収支バランスは適切である。また、補助金等の外部資金を積極的に獲得している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び経理規程に基づき、会計処理を適正に行っている。離れた 2 校地での会計処理を法人本部に集中するとともに、電子決裁システムを導入し、効率化を図っている。

監査法人による会計監査を定期的に実施している。監査法人と理事長をはじめとする関係者と法人の経営状況､財務状態及び監査方針･結果について意見交換の場を設けており、会計監査の実効性を高める工夫をしている。

監事監査は、規則に基づき厳格に実施しており、多様な観点による指摘を大学運営の改善に結びつけている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメント組織の内部質保証推進委員会、全学 IR 推進会議及び全学 FD 委員会を教学改革室が、自己点検・評価委員会を大学評価室がそれぞれ所掌しており、内部質保証推進体制を整備して実質化を図っており、活動成果の可視化・共有に取組んでいる。

内部質保証推進規程により内部質保証の方針を定め、内部質保証のための組織として「内部質保証推進委員会」及び「自己点検・評価委員会」を設置している。

授業評価アンケートを担当する全学 IR 推進会議及び学部 IR 委員会を設置し、それぞれが行う調査データを分析・活用することで内部質保証の推進を図っている。理事会が選出した学外者で構成する「大学評価審議会」に自己点検・評価結果を報告し、これに対して同会議から理事会に対して答申する体制を整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

委員会レベルでは取組むことが難しい横断的な課題が増えていることを踏まえ、内部質保証推進委員会や自己点検・評価委員会が中心となり PDCA サイクルを回す役割を担っている。また、令和 4(2022)年度からは中期計画・目標に沿って進捗管理表を作成し、次年度の計画に反映して PDCA サイクルを確立する体制を整備している。内部質保証に関する規則を定め、それにのっとり全学 IR 推進会議を設置しており、各学部の IR 委員会と連携してデータの収集、分析及び結果の共有等を行っている。

教学改革室は全学 IR 担当部署として、個人情報保護に留意しながら、現状分析・課題抽出、報告、情報共有・公表に努めている。自己点検・評価の基本方針を学内で共有した上で、自己点検・評価結果を自己点検・評価委員会が「自己点検・評価報告書」として報告し、学外者で構成する「大学評価審議会」による外部評価を行い、自己点検・評価の妥当性を検証している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度から「中期計画及び 2022 年度事業計画進捗管理表（自己点検・評価シート)」により大学全体で PDCA サイクルを回す仕組みを整備している。また、令和 3(2021)年度から全専任教員にティーチング・ポートフォリオの作成と活用を義務化することで、教育の質の確保を図るとともに、教員評価としても活用し、大学教員としての資質の確保及び教育研究機能の強化を図っている。

内部質保証の方針として、三つのポリシーを起点とした全学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの三つの層の PDCA サイクルを有機的に組合わせて内部質保証を行うことを明示している。内部質保証の機能強化を図るため、「中期計画及び 2022 年度事業計画進捗管理表（自己点検・評価シート）」やティーチング・ポートフォリオの作成・活用、教員評価制度の導入などに取組み、大学運営の改善・向上のため内部質保証の仕組みを構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

Ａ－1．社会連携・地域活動への取り組み

A-1-①　大学（東京メディア芸術学部、看護学部等）における社会連携・地域活動への取り組み

A-1-②　法人本部における社会連携・地域活動への取り組み

【概評】

東京メディア芸術学部では、社会人基礎力養成、社会連携・地域活動に積極的に取組んでおり、新宿という地の利を生かして、デジタルアートや商品企画、パッケージデザイン、ポスターデザイン、ロゴマークデザイン等、企業を含むさまざまな学外団体から連携事業の依頼を受け協力している。また、東京都新宿区における地域連携や東京オリンピック・パラリンピックへの取組み、更には活動内容を精査した上での「学外フィールドワーク」としての単位認定、学外広報誌の発刊等の広報・情報発信に取組んでいる。

看護学部では、医療従事者へのブルーライトアップ、地域行事等へのボランティア参加、遠隔通信システムを活用しての非対面型イベント開催等に加えて、地域の医療活動への参加や保健関連のセミナーを開催して地域社会連携活動に取組んでいる。また、宝塚市に産官学連携活動の拠点を新設するとともに、包括連携協定事業としての「ウェルネスアカデミー」開設についての協議を継続中である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．新型コロナワクチンの職域接種による地域貢献について

○東京新宿キャンパスでの取り組み

文部科学省は、各大学が自大学の教職員・学生等へのワクチン接種だけでなく、地域における教育関係者や学生等へのワクチン接種の拠点となる大学拠点接種に取り組むことを目指すため、令和 3(2021)年 6 月、各大学等に対して地域貢献の必要性や実施にあたっての手順、留意点等を示した。この趣旨等を踏まえ、本学部では積極的に対応すべきと考え、学生・教職員等の本学関係者と新宿区の地域住民を対象とした新型コロナワクチンの職域接種を東京新宿キャンパスにおいて実施した。この事業は新宿区役所、独立行政法人日本学生支援機構、新宿広小路商店会、新宿成子商店街振興組合、西新宿 7 丁目町会の協力の

もと、本学が主体となって取り組んだものである。副学長のもと、診療所長を本学の看護学部教授が担うとともに東京新宿キャンパス教職員が主導的役割を果たしながら、地域住民との連携・協力により、新型コロナワクチンの 2 回の接種を令和 3(2021)年 8 月から 9 月にかけて実施した。

地域分のワクチン接種に貢献したことに対して、新宿広小路商店会、新宿成子商店街振興組合、西新宿 7 丁目町会より、2 回目接種の最終日である令和 3(2021)年 9 月 30 日に学校法人宝塚大学の玉本隆一理事長に感謝状が贈られた。また、このように広く地域住民へのワクチン接種に貢献したことに対して、令和 3(2021)年 11 月 17 日には、新宿区の吉住健一区長より、本法人玉本理事長に感謝状が贈られた（下に写真を掲載。）。感謝状の贈呈式の後、吉住区長は東京メディア芸術学部長の案内のもと、東京新宿キャンパスにおける新型コロナワクチン職域接種の会場等を視察された。

感　謝　状

学校法人 宝塚大学
理事長　玉木 隆一 様

貴大学は新宿区の新型コロナウイルスワクチンの職域接種にて新宿区民を多数受け入れていただき新型コロナウイルス感染症対策に多大な貢献をされました
よってその御尽力に対して深く感謝の意を表します

令和3年11月17日
新宿区長 吉住健一

○看護学部教員による取組み

本学の看護学部教員は看護師としてのエキスパートでもあり、社会的な強い使命感を持っている。国内感染が広がる新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省医政局看護課より日本看護系大学協議会に対して、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への支援について協力依頼があった。これを受け、令和 3(2021)年 5 月から令和 4(2022)年 4 月まで、ワクチン接種のために本学の看護教員延べ 5 人を大阪府看護協会が指定する会場に派遣し、医療サポートを実施した。

この新型コロナワクチンの職域接種による地域貢献をはじめ、本学の社会連携・地域活動については、基準 A 及び【資料 A-1-4】を参照されたい。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 62(1987)年度
所在地　　大阪府大阪市北区芝田 1-13-16
　　東京都新宿区西新宿 7-11-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

看護学部	看護学科
東京メディア芸術学部	メディア芸術学科
メディア芸術研究科	メディア芸術専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 13 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 16 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

33 千葉商科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神に基づき「有用の学術」を修めた「治道家」「高徳の実業人」の育成を目的とした大学のビジョン「CUC Vision 100 千葉商科大学創立 100 周年(2028 年)に向けた将来構想」（以下「CUC Vision 100」という。）を策定し、社会情勢などの変化に対応している。また、建学の精神の明確化や教育目的の整理を行った上で「千葉商科大学統合報告書」を作成し、内外に周知している。

大学全体で三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）について見直しを行っており、使命・目的及び教育目的が中長期的な計画に反映されている。大学及び大学院において、適切な教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○「CUC Vision 100」を踏まえた中期経営計画の作成を通じ、役員及び教職員が関与する体制を整え、建学の精神の明確化や教育目的の整理を行っており、諸活動を価値創造プロセスとしてまとめ可視化した冊子である「千葉商科大学統合報告書」にも盛込んで広く配布し、ウェブサイトにも掲載することで内外に周知している点は評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部・学科・研究科ごとに策定している。充実したキャリア支援体制のもと、「CUC アライアンス企業ネットワーク」を構築し、インターンシップを含め体系的なキャリア教育を展開している。

学生サービス・厚生補導のサポート体制を適切に構築しており、中期経営計画に基づき、学修環境の整備、改修などを実施している。太陽光発電設備と連系した蓄電池設備の導入により、防災機能の向上を図っている。国際交流施設「CUC International Square」を設け、外国語を用いての国際交流を通じた学生への教育活動を行っている。

〈優れた点〉

○建物屋上太陽光発電設備と連系した蓄電池設備導入計画は、半永続的に電気を蓄えて使用でき、防災機能の向上を図るものとして評価できる。

○キャンパス内の利便性が高い場所に「CUC International Square」を設け、外国人スタッフを配置して、イベントを含む多彩な取組みを実施し、国際交流を通じて学生の語学力向上及び国際的視野の拡充に寄与している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと一貫性をとりながら策定している。大学全体及び各学部・学科の三つのポリシーとの整合性も図られており、大学院においても同様である。また、体系的な教育課程を編成・実施している。履修登録単位数の上限については概ね適切に設定している。

「千葉商科大学教育改革センター」（以下「教育改革センター」という。）を設置し、教授方法の工夫・開発を通じた教育の質向上を図り、FD(Faculty Development)等を実施している。アセスメント・ポリシーに基づき、「点検・評価・アクションプラン報告書」を作成・報告しており、それを学長及び副学長が点検・評価を実施するフィードバック体制を構築している。サービス創造人材育成を目指し「サービス創造大賞」を設けるなど、特徴ある正課外授業を行っている。

〈優れた点〉

○サービス創造人材育成を目指し、「サービス創造大賞」を設けるなど、特徴ある正課外授業を行っており、学生の創造性を喚起する取組みとして評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が、校務全般の最終決定を行い、リーダーシップを発揮する体制がとられている。また、学長の補佐体制として、副学長を配置し、大学事務局に学長事務室を設置するなど、適切に整備されており、権限の分散と責任の明確化が図られている。事務組織についても、各組織の役割を明確化している。

教育目的を踏まえ、教育課程に即した教員の確保及び配置を行っており、昇任等についても、教育職員資格基準に基づき適切に実施されている。また、「事務職員の自己啓発支援に関する規程」を定め、組織的に職員の資質・能力向上に努めている。

教員の研究環境は整備されており、コンプライアンスの教育も定期的に実施され、科学研究費助成事業の獲得のための専属コンサルタントの配置や研修会を開催し、外部資金導入に向けた支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

諸規則が整備されており、関係法令を遵守しながら適切な法人運営を行っている。「千葉商科大学 SDGs 行動憲章」を策定し、全学的に環境への配慮の取組みを実践している。理事会は、法人の意思決定機関としての機能を適切に果たしており、常任理事会を設置し、理事会の補佐的役割として日常的な業務決定を行っている。管理部門と教学部門の連携を適切に図りながら、意思決定を円滑に実施している。

財務は、安定した基盤が十分に形成されており、メガソーラー発電による売電事業収入、資金運用収入等により学生生徒等納付金以外の収入の拡大を図っている。会計処理は、適切かつ正確に行っており、手続き等について点検・評価を行い、監査においては、監事、監査法人、研究活動内部監査委員会の三様監査体制が構築されている。

〈優れた点〉

○「千葉商科大学 SDGs 行動憲章」を策定し、環境目標として「自然エネルギー100%大学」の実現を目指すなど、環境への配慮に資する取組みを全学的に実践している点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針が示されており、「千葉商科大学教育改革本部」（以下「教育改革本部」という。）が中心となって、大学全体で自己点検・評価に取組む体制が整えられ、責任体制も明確になっている。教学 IR 委員会が運用されており、点検・評価の項目に関するデータは IR(Institutional Research)情報として蓄積し、全学部長会で報告され学内教職員で共有されている。

教育の質保証の体制として、「教育改革本部」策定のアセスメント・ポリシーに基づき、策定された三つのポリシーに基づく取組みとその成果については、包括協定を締結している千葉県市川市に評価を依頼し、市川市から「千葉商科大学の取組に対する評価・意見書」が提出されている。また学長及び副学長は、「点検・評価・アクションプラン報告書」に対してフィードバックを実施しており、内部質保証の PDCA 体制が確立され、大学運営の改善・向上のための仕組みが機能している。

〈優れた点〉

○包括協定を締結している千葉県市川市に、大学の取組みに対する評価を依頼し、市川市から「千葉商科大学の取組に対する評価・意見書」が提出されており、学外の評価・意見を取入れている点は評価できる。

総じて、大学は実学教育に重点を置いた建学の精神及び教育理念に基づき、大学の将来ビジョン「CUC Vision 100」を策定し、社会科学の総合大学としての歩みを着実に進めており、「千葉商科大学 SDGs 行動憲章」を定め地域社会との連携も強めながら、社会情勢に即した環境づくりと、社会からの信頼に応えようとする全学的取組みを積極的に推進している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 自然エネルギーの推進

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院、専門職大学院の使命・目的については、建学の精神に基づき「有用の学術」を修めた「治道家」「高徳の実業人」の育成として、大学学則、大学院学則、専門職大学院学則において、具体的に明文化し簡潔に文章化されている。また、大学の個性・特色を反映し、ウェブサイトにも掲載して広く社会に公表している。

大学のビジョン「CUC Vision 100」を策定し、「第 1 期中期経営計画 2014-2018」が実行され、「第 2 期中期経営計画 2019-2023」では年 3 回の進捗確認を行うなど、1 年ごとの総括と次年度に向けて計画の見直し・修正を行っており、社会情勢などの変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神をもとに策定された「第 2 期中期経営計画 2019-2023」には、役員及び全教職員が参画しており、全学部長会や部室課長定例会で全教職員に共有され、ウェブサイトで学外にも周知している。また、使命・目的及び教育目的は、「第 2 期中期経営計画 2019-2023」で建学の精神をより鮮明に打出し反映するとともに、冊子や報告書として学内外に配付している。

建学の精神及び「治道家の育成」という教育の理念を踏まえ、大学全体で三つのポリシーについて見直しを行っており、使命・目的及び教育目的が反映されている。また、これらを達成するために、大学では基盤教育機構と 5 学部 7 学科の教育研究組織を設置し、大学院では修士課程として商学研究科、博士課程として政策研究科、専門職学位課程として会計ファイナンス研究科を編成し、二つの付属機関も設置している。

〈優れた点〉

○「CUC Vision 100」を踏まえた中期経営計画の作成を通じ、役員及び教職員が関与する体制を整え、建学の精神の明確化や教育目的の整理を行っており、諸活動を価値創造プロセスとしてまとめ可視化した冊子である「千葉商科大学統合報告書」にも盛込んで広く配布し、ウェブサイトにも掲載することで内外に周知している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科ごとに、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ウェブサイトや入試ガイド、学生募集要項等に明示し、オープンキャンパスでの周知を行っている。

一般総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜（共通テスト型含む）の三つの選抜方法を採り、公平かつ妥当に実施している。なお、一般総合型選抜及び学校推薦型選抜では、面接時にアドミッション・ポリシーを理解しているか確認の機会を設けている。入学者受入れの検証については、入試本部会議にて入試結果の報告を行っている。また、教学と連携し、「教育改革センター」が入学後の成績情報を提供し、入試区分別の検証を行っている。大学、大学院共に、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を安定的に維持しており、在籍学生数を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、理事会のもとに「教育改革本部」、そのもとに「教育改革センター」

を設置し、教職協働による実施体制を整備している。障がいのある学生への配慮については、障がい学生支援検討委員会を設置し、入学前から卒業までの全学的な支援体制の構築を図っており、支援に関する指針を定め、ウェブサイトにおいて情報を公表している。オフィスアワーについては全学的に実施している。TA 及び SA(Student Assistant)については、規則を設け、適切に活用している。学部では学期終了時に教員及び学生へアンケートを実施し、効果のある取組みとなっているかを把握・検証している。中途退学・休学及び留年については、「第 1 期中期経営計画 2014-2018」において最重要指標の一つとして「離籍率（1 年間）2.0%以下」を掲げ、「教育改革センター」やキャンパスライフセンターを中心に施策を実施し、離籍率減少という成果を挙げている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターに、職員、キャリアアドバイザー、「キャリアインナー会議」の補佐委員を配置するなど、充実した支援体制を構築している。また、独自の取組みとして「CUC アライアンス企業ネットワーク」を構築し、930 社以上が登録している。毎年秋に開催するフォーラムは、多くの企業と学生との貴重な交流の場となっている。「第 2 期中期経営計画 2019-2023」では、CUC アライアンス企業の新機軸である「ミライアンス企業の創設」、就職支援ポータルサイト「me R AI」の開発運営、キャリアスキルシート「AKINAI」の開発を掲げている。キャリア科目については、全学共通カリキュラムにおいて、インターンシップを含め複数のキャリア形成に関する科目を配置し、体系的なキャリア教育を展開している。その他、資格取得支援センターを設置し、資格取得講座を開講しており、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導においては、主として学生課が支援を総合的に行っている。また、各学部等から選出された教員と学生課職員で組織する学生部委員会を概ね月 1 回開催し、内容に応じて、各学部教授会及び全学部長会で報告、審議を行っている。学生への経済的支援として、大学独自の「給費生授業料減免制度」「文化・スポーツ特待生授業料減免制度」等、入学者に対する制度と在学生に対する制度を複数設けている。また、大学院に

おいても、学部と同様に実施している。課外活動への支援は学生課が行っている。学生の心身の健康相談の対応のため、健康サポートセンターを設置している。健康管理面については、医務室に看護師を配置し、学校医との協力のもと、支援を行っている。メンタル面については、学生相談室にカウンセラーを契約職員として配置しており、いずれのサポート体制も適切に構築している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎とも設置基準を上回る面積を有しており、中期経営計画に基づき、学修環境の整備、改修及び遊休地活用計画を策定・実施している。耐震基準による補強工事も完了している。図書館は十分な蔵書数を確保しており、ライティングサポートセンターでは専任相談員が支援を行う。語学力や異文化理解強化のための施設「CUC International Square」では、英語を話すスタッフが常駐している。ICT（情報通信技術）環境は適切に整備され、順次バリアフリー工事も行われている。平成 31(2019)年に設置した建物屋上太陽光発電設備と連携した蓄電池設備導入計画が進められ、災害時の利用も想定して防災機能の向上を図っている。履修定員数は、授業科目の特性に応じて検討し、1 クラスの学生数が多い場合は、複数クラスを設定するなど適切に管理している。また、授業別履修者一覧を取りまとめ、翌学期以降の履修定員数設定の検討材料としている。

〈優れた点〉

○建物屋上太陽光発電設備と連系した蓄電池設備導入計画は、半永続的に電気を蓄えて使用でき、防災機能の向上を図るものとして評価できる。

○キャンパス内の利便性が高い場所に「CUC International Square」を設け、外国人スタッフを配置して、イベントを含む多彩な取組みを実施し、国際交流を通じて学生の語学力向上及び国際的視野の拡充に寄与している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する意見・要望については、授業評価アンケートで把握し、「教育改革センター」にて集計結果に基づく対応の検討を行っている。授業の満足度を問う項目において、一定基準以下の担当教員には、「教育改革センター」を通じてヒアリングや注意指導を行い、改善を促している。学生生活に関する意見・要望については、学生生活実態調査を実施し、結果を学生部委員会で協議するとともに全学部長会にも報告して改善に活用している。また、健康調査アンケートを実施し、支援の基礎資料としている。学生生活実態調査については、学修環境に関する調査としても利用している。

大学院では、大学院生の意見・要望の把握・分析、活用について、指導教員を通じて研究科委員会、研究科教授会、大学院・社会人教育センターオフィスが連携して対応している。学修支援については、授業評価アンケートの自由記述も活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーを策定しており、大学全体の三つのポリシーと各学部・学科の三つのポリシーとの整合性も図られている。また、大学院においても、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定している。これらのディプロマ・ポリシーは、ウェブサイトで公表し、学生には履修ガイド、大学院学生便覧、「会計大学院『STUDY GUIDE』」などに掲載し、周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、適切に定められ、履修ガイド、大学院学生便覧、「会計大学院『STUDY GUIDE』」などで周知されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の理念を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイト、履修ガイド、大学院学生便覧、「会計大学院『STUDY GUIDE』」に公表している。

カリキュラム・ポリシーは、学部、大学院（専門職学位課程を含む）のいずれもディプロマ・ポリシーに基づいており、一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成・実施しており、シラバスに反映している。また、履修登録単位数の上限についても概ね適切に設定している。

教養教育については、全学部共通カリキュラムの編成・実施を担う基盤教育機構のもと、「CUC 基盤教育科目群」を設け、多様化する現代社会において必要な課題対応力・解決力等、社会で活躍できる力を養うことを目指し適切に実施している。

「教育改革センター」を設置し、教授方法の工夫・開発を通じた教育の質向上のために、教員間の知見の共有や、アクティブ・ラーニング推進のための FD 等を実施している。また、同センターを通じて、新任教員への支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○サービス創造人材育成を目指し、「サービス創造大賞」を設けるなど、特徴ある正課外授業を行っており、学生の創造性を喚起する取組みとして評価できる。

〈参考意見〉

○1 年間の履修登録単位数の上限は、50 単位未満になるよう履修規程の変更が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立及びその運用として、アセスメント・ポリシーに基づき各学部にて「点検・評価・アクションプラン報告書」を作成し、「教育改革本部」に報告している。それについて学長及び副学長（教学担当）が点検・評価を実施し、フィードバックする体制を構築している。また、学部の卒業時アンケート及び大学院の進路決定調査によっても学修成果の点検・評価を行っている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして、授業評価アンケート及びルーブリックに基づく学修成果の自己評価を実施している。「授業評価アンケート」結果は授業科目担当教員に開示し、次年度以降の授業・研究の目標設定に活用している。また、「ルーブリックに基づく学修成果の自己評価」を学修成果の点検・評価に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「千葉商科大学学則」において、学長は「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定しており、加えて「千葉商科大学の校務決定に関する規程」においては「本学の教育研究に関する校務全般の最終決定は学長が行う」と定め、校務全般の最終決定を学長が行うことを担保している。また、学長の補佐体制として、研究活動を担当する副学長及び教育、学生支援等を担当する副学長をそれぞれ配置し、また大学事務局に学長事務室を設置するなど、適切に整備されている。

教育研究に関する重要事項を審議する全学部長会をはじめ、基盤教育機構、各学部及び大学院に教授会を設置し、それぞれの役割に沿って重要事項が審議されており、権限の分散と責任の明確化が図られている。

事務組織については、教学運営を支える適切な部署及びセンターを設置しており、加えて「千葉商科大学職制に関する規程」を定め、各組織の役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえ、教育課程に即した教員の確保及び配置を行っており、大学設置基準、専門職大学院設置基準等に定める基準を満たしている。また、教員の採用については、公募を原則としており、昇任についても各学部の教育職員資格基準に基づき適切に実施されている。
FD 研修については、年間で多様な研修会を実施しており、その内容は必要性に応じて、各担当部署が企画している。加えて、教育方法の改善・工夫・開発のための取組みとして、授業評価アンケート結果の活用を行っている。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉
SD 活動は教員・事務職員共通 SD を通じて、大学全体の取組みを理解する機会を設けており、全学的に実施した FD・SD 活動を含め、適切に実践されている。
「事務職員研修規程」にのっとり、研修体系を構築し、専任職員及び契約職員に対して研修受講の機会を提供している。また、各職員の自己啓発支援制度として「事務職員の自己啓発支援に関する規程」を定め、自発的な学びや資質・能力向上への機会を提供し、組織的に職員の資質・能力向上に努めている。

4－4. 研究支援
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各教員が個人研究実施計画書を作成し、研究計画や研究結果を「千葉商科大学研究活動促進委員会」が評価し、研究活動が全学的に管理・促進されている。また、研究環境についても適切に整備されている。

「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「千葉商科大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範」「千葉商科大学研究倫理規程」を制定し、高い倫理観のもとに研究活動を推進するよう指針が整備され、研究倫理教育、コンプライアンス教育が定期的に実施されている。

教員の個人研究費は「千葉商科大学個人研究費取扱規程」に基づき適切に配分されている。また、科学研究費助成事業の獲得のための専属コンサルタント配置や研修会を開催し、外部資金導入に向けた支援を行い、「学術研究助成金」「経済研究所プロジェクト」等の学内公募型の研究費助成制度を多数設けて研究活動への資源配分を適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人千葉学園寄附行為」をはじめとする諸規則が整備されており、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守しながら、適切な法人運営を行っている。加えて、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的に、「学校法人千葉学園千葉商科大学ガバナンス・コード」を策定し、ウェブサイトに公表している。

また、「CUC Vision 100」を掲げ、その具現化のために「第 2 期中期経営計画 2019-2023」を作成し、その着実な遂行が図られるよう進捗管理を適切に行っている。

環境保全については、「千葉商科大学 SDGs 行動憲章」のもと、環境に配慮した取組みを全学的に実践する他、人権についても、「学校法人千葉学園公益通報者保護規程」等各種規則を整備し、学生や教職員に対する人権尊重・個人情報保護に努めている。安全面においても「学校法人千葉学園危機管理規程」をはじめ、危機管理に係る諸規則が整備されており、危機事象が発生した際でも適切に対処できる体制が整えられている。

〈優れた点〉

○「千葉商科大学 SDGs 行動憲章」を策定し、環境目標として「自然エネルギー100%大

学」の実現を目指すなど、環境への配慮に資する取組みを全学的に実践している点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、「理事会業務委任規程」にのっとり、学校の管理運営に関する基本方針、予算及び決算、理事・評議員の選任、その他法人の経営に関する重要事項を決議しており、法人の意思決定機関としての機能が適切に果たされている。併せて、理事会のもとに常任理事会を設置しており、理事会の補佐的役割として日常的な業務決定を行っている。

理事の選任については、使命・目的の達成に向けて円滑な意思決定ができるよう、寄附行為第 6 条において理事の人数や選任区分等を定め、適切に実施している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長を本部長とする「学校法人千葉学園経営改革本部」を設置し、法人及び大学の各部署の長を構成員として、法人の経営計画、方針の策定及び進捗管理が行われている。加えて、大学の審議機関として全学部長会を設置し、学長を議長として理事長や監事、法人事務局長等も原則参加する中、大学に係る重要事項が審議されており、管理部門と教学部門の連携を適切に図りながら、各管理運営機関における意思決定を円滑に実施している。

監事は寄附行為及び「学校法人千葉学園監事監査規程」にのっとり、業務監査をはじめ、理事会及び評議員会への出席、全学部長会等の教学の会議にも出席し意見を述べるなど適切に機能している。また、評議員の選任及び評議員会の運営も適切に行われている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務については「第 1 期中期経営計画 2014-2018」の経営基盤強化戦略等を踏まえ、「第 2 期中期経営計画 2019-2023」の経営基盤領域に財務基盤の強化を明確に示し、定量的指標として「事業活動収支差額比率 8%の実現」を設定し、具現化に向けて取組んでいる。

「第 2 期中期経営計画」に基づく予算編成方針にのっとった予算計画の策定など適切な財務運営が行われ、「2021 年度事業報告書」において「第 2 期中期経営計画」の各領域の進捗状況の説明も学内外へ周知が図られている。また、補正予算は評議員会を開催し意見を聴いた上で理事会に諮られ、適切な手続きが行われている。

学生生徒等納付金収入を確保し、補助金や寄付金も経年増加しており、経常収支差額及び事業活動収支差額とも収入超過で推移している。内部留保資産比率は、過去からの運用資産の積上げにより高い水準を確保しており、安定した財務基盤が十分に形成されている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準、各種法令、税制関連法規に基づき、「学校法人千葉学園経理規程」に従い、「会計事務取扱手引き」等の独自の手引書にて会計処理の留意点を共有し、適切かつ正確に行っている。また、会計処理の手続き等について点検・評価を行っており、内部統制が図られている。

会計監査人による監査日程表に基づき往査を行い、理事長、監事との情報共有をし、監事監査計画書に基づく監査報告による状況把握、意見交換を適切に行っている。また、研究活動内部監査委員会による研究資金監査の管理体制の検証を行っており、監査においては、監事、監査法人、研究活動内部監査委員会の三様監査体制が構築されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則の第 1 条の 2 に「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」また「政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける」と規定しており、大学院学則及び専門職大学院学則にも同様の規程を定め、全学的な方針が示されている。内部質保証の実施は、理事会のもとに設置された「教育改革本部」が中心となって担当し、理事会及び「学校法人千葉学園自己点検・評価委員会」との情報共有・連携を図り、全学部長会や教授会及び大学院研究科委員会とも連携し、大学全体としての教育の質保証に向けた活動に取組んでおり、法人全体で自己点検・評価に取組む体制が整えられ、その責任体制も明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価を 7 年ごとに行い、その結果をまとめた、独自の自己点検・評価報告書を作成しており、過去 2 度の大学機関別認証評価の結果や自己点検・評価報告書はウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

教学 IR 委員会のもと、分析テーマの検討や分析結果の共有、分析結果に基づく検討等をエビデンスに基づき行っている。これら点検・評価の項目に関するデータは IR 情報として蓄積し、全学部長会で報告され、学内教職員で共有している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育の質保証の体制として、「教育改革本部」策定のアセスメント・ポリシーに基づき、大学及び学部ごとに策定された三つのポリシーに基づく取組みと、その成果について、学外の評価・意見も取入れながら点検・評価を行っている。また、大学機関別認証評価の結果を踏まえた改善の取組みは、ウェブサイト上でも公表している。

学長及び副学長は、基盤教育機構及び各学部が作成した「点検・評価・アクションプラン報告書」に対してフィードバックを実施しており、その結果を学内で共有・検証し、教育の改善・充実に反映させる内部質保証の PDCA 体制が確立されるなど、大学運営の内部

質保証の仕組みが機能している。

〈優れた点〉

○包括協定を締結している千葉県市川市に、大学の取組みに対する評価を依頼し、市川市から「千葉商科大学の取組に対する評価・意見書」が提出されており、学外の評価・意見を取入れている点は評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・社会貢献

Ａ－1．全学的な地域連携のための基本方針と推進体制の整備

A-1-①　基本方針の策定

A-1-②　推進体制の整備

A-1-③　大学の枠を超えた取組み―地域連携プラットフォームの構築―

Ａ－2．本学の地域連携・社会貢献活動

A-2-①　地域社会との連携・協力

A-2-②　社会貢献活動（物的・人的資源の社会への提供を含む）

Ａ－3．産官学プラットフォームの構築と地域連携・社会貢献活動

A-3-①　国府台コンソーシアム

A-3-②　大学コンソーシアム市川及び大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム

【概評】

地域連携・社会貢献を建学の精神及び教育の理念を踏まえた活動として位置付けており全学的に地域連携を重視している。全学的な推進体制として理事会のもとに学長を本部長とする地域連携推進本部を設置し、その実行機関として地域連携推進センターを置いている。また、地域連携推進本部のもとに、学外からの有識者から成る「地域連携推進協議会」を置き、意見交換を行っている。

「千葉商科大学地域連携推進基本方針」のもと、市川市と包括協定、江戸川区と「防災に関する基本協定」を締結し、地域との以下の連携・協力に努めている。①「地域連携推進協議会」及び「CUC 地域連携フォーラム」における地域との意見交換・情報共有②生涯教育及び社会人教育の拡充としての「CUC 中小企業マネジメントスクール」「キッズビジネスタウンいちかわ」「CUC キッズ大学」「いちかわ市民アカデミー講座」等の開催③「CUC 市民活動サポートプログラム」として履修証明制度を取入れた体系的なカリキュラムの提供④教室、体育館、図書館、「地域活動推進室（CUC リンクルーム）」の地域社会への開放⑤「地域志向活動助成金」制度を通じた教育研究・社会活動への資金的貢献―。

市川市国府台地区及び同地区近隣に所在する教育機関、医療機関で構成される「国府台

コンソーシアム」においては、定期的な情報共有及び意見交換並びに地域社会の活性化・地域の教育力向上・防災・減災等について考えるフォーラムを開催している。市川市所在の 5 校の高等教育機関による連携協力組織である「大学コンソーシアム市川」においては、「市川学」を開講し、単位互換制度も実施している。コンソーシアム参画校間においては、備品の共同購入や施設利用、共同 IR を実施している。また、「大学コンソーシアム市川」と市川市及び市川商工会議所との包括連携協定によって「大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム」を形成し、地域課題の解決に向けて取組んでいる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 自然エネルギーの推進

本学では、平成29(2017)年4月から4つの学長プロジェクトを立ち上げ、教育及び研究・社会貢献を推進している。そのプロジェクトのひとつ「環境・エネルギー」では、再生可能エネルギーの責任ある創出と、責任ある消費「地域分散型エネルギー社会（再エネ100%社会）」の形成を目指している。令和元(2019)年に、まず電力において「自然エネルギー100%大学」を国内大学で初めて達成し、令和5(2023)年度中に、ガスを含めた消費エネルギー量を同量にする取組みも行っている。また、この活動を広げようと「自然エネルギー大学リーグ」を令和3(2021)年6月に設立した。

◆日本初となる「自然エネルギー100%大学」へのはじまり

地球温暖化対策等の環境保全に貢献するため、大学所有のメガソーラー野田発電所と市川キャンパス内建物の屋上太陽光による発電量と市川キャンパスで使う、電力とガスの総エネルギー使用量を同じにする「自然エネルギー100%大学」の取組みを進めている。

平成25(2013)年に国内の大学単体としては日本最大規模のメガソーラー発電所を千葉県野田市の所有地に建設した。平成29(2017)年11月には環境目標を宣言し、地域分散型エネルギー社会を形成するためには「再生可能エネルギーの責任ある消費と責任ある創出」が必要であるとの理念を掲げ、目標1：千葉商科大学をネットで日本初の「RE100大学(※)」にする、目標2：千葉商科大学を「電気＋ガス」に関してネットで日本初の「自然エネルギー100%大学」にする、という2つの目標を社会に示した（※電力に関する「自然エネルギー100%大学の略称」）。

全学的に省エネ、創エネに取組んだ結果、令和元(2019)年1月に年間のキャンパスの消費電力量に対して発電量が上回り、第1の環境目標とした電力での自然エネルギー100%大学を達成した。加えて、自家発電以外のキャンパスで購入・使用する電気についても、令和元(2019)年8月から、「みんな電力」のRE100プラン（トラッキング付き非化石証書）の導入を開始し、11月には電力調達においても再生可能エネルギー100％とした。

◆「自然エネルギー大学リーグ」の設立

日本初の自然エネルギー100%大学を達成した本学から他大学に声をかけ、令和3(2021)年6月7日に「自然エネルギー大学リーグ」を設立した。

大学は高等教育機関として教育・研究と共に社会貢献が求められる。そのために大学として取組む意義は、大学自らが行動することで、大学以外の企業や自治体等、他の主体に影響を及ぼせることである。各主体が脱炭素社会に向けて再生可能エネルギー100%を目指

すことで社会が変わってゆく。そして、高等教育機関の使命として、再生可能エネルギー100%社会に変えて行く人材の育成が求められる。そのためには、机上の学問だけでなく、実学として、大学が自然エネルギー100%を実現し、模範を示すことが生きた教育になる。

この大学リーグの取組みは、第一段階として、電力に関して自然エネルギー100%の「RE100大学」を目標とする。まず、宣言をして無理のない形で一歩一歩進める。そこで、大学間の協力が大きな助けになる。その先は、熱や移動手段も含め、大学の使う全エネルギーを自然エネルギーに転換することを目指している。この志を共有する大学、それを目指す教職員・学生、支援する専門家が集い、互いに研鑽する「自然エネルギー大学リーグ」では、脱炭素化に向けて無理なく、しかし着実に進めていく。

Ⅳ　大学の概況（令和4(2022)年5月1日現在）

開設年度　　昭和 25(1950)年度
所在地　　千葉県市川市国府台 1-3-1
　　東京都千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル 1 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
商経学部	商学科　経済学科　経営学科
政策情報学部	政策情報学科
サービス創造学部	サービス創造学科
人間社会学部	人間社会学科
国際教養学部	国際教養学科
政策研究科	政策専攻
商学研究科	商学専攻
経済学研究科※	経済学専攻
会計ファイナンス研究科（専門職学位課程）	会計ファイナンス専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

34 鎮西学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「Be Christian Gentlemen！」をもとに、キリスト教の信仰に基づく人格教育の内容を踏まえた使命・目的を学則にて簡潔に明文化し、使命・目的を踏まえた個性・特色を大学案内等の媒体を通じ明示している。大学名称を変更し、学部・学科名称やカリキュラム、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の変更を検討する等、大学の置かれた現状や社会のニーズを踏まえ必要に応じ見直しを行っている。法人の中期計画に関し、重要課題の洗い出しに教職員が参画し、進捗状況について理事会等に報告する等、役員・教職員の理解・支持を得ることに加え、大学名称の見直しに当たっては、学生の意見もくみ上げて行っている。使命・目的達成のための教育組織を整備するとともに、使命・目的を中期計画や学部・学科の教育目的・目標に基づいた三つのポリシーへ反映させることに努めている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部及び各学科で定め、ホームページ等で周知し、入学者選抜を適切に運用している。学科により多少の差はあるが、適切な学生確保の状況となっている。ゼミを基盤とした小規模大学の特性を生かした学修支援を行う体制を整備し、障がいのある学生に対する学修支援の充実にも努めている。教育課程においてキャリア教育を行う科目を整備するほか、外部職域団体との連携によるキャリア支援体制を整備している。修学支援の学内組織を整備し、奨学金制度や課外活動に対する補助金等の制度により学生生活への支援を行っている。学生生活が快適となる学修環境を整備しており、より快適で安全な環境に向けた整備を進めつつある。授業評価アンケートや「健康調査票」等の学生に向けたアンケートにより意見・要望等を把握するとともに、教職員でその情報を共有し、必要に応じ改善や支援を行っている。

「基準３．教育課程」について

大学全体のディプロマ・ポリシーとして、「学生が卒業までに身につける６つの力」を定め、これを踏まえた各学科のディプロマ・ポリシーを策定し周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業判定基準等を定め、周知・運用している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科のカリキュラム・ポリシーを策定しこれを周知している。カリキュラム・ポリシーに沿って、教養科目を含む教育課程を体系的に編成し、教育課程を適切に実施している。アクティブ・ラーニングの手法を活用した授業内容・方法の工夫

を行うとともに、改善推進のための組織を整備している。また、「学生が卒業までに身につける６つの力」を大学の学修成果としても設定し、これを明示している。ジェネリックスキル測定テスト等の結果を学修成果の点検・評価に活用している。授業評価アンケート等の結果を教職員にフィードバックし教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

〈優れた点〉

〇教育課程の柱である「コアモジュール学習プログラム」とその中核に位置する「コミュニティサービスラーニング・プログラム」に関して、「基盤教育センター」が中心となって学修成果の点検･評価を通じて抜本的に見直し､改善を図っていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学則に定められた学長の職務遂行のために必要な補佐体制・組織体制を整備し、リーダーシップを適切に発揮している｡委員会の構成員として教員だけでなく事務職員も配置し、教職協働による教学マネジメントが機能している。設置基準に定める教員を配置するとともに、その採用に当たっては原則公募で行い、規則に基づき適切に運用している。教職員の研修に当たっては、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)を基本的には区別せず行っており、教学に関する内容又は事務に関する内容に加え、障がいのある学生へのケアサポート体制に対する知識・情報共有のための個別の研修も実施している。教員の快適な研究環境に必要な施設・設備を整備し、研究倫理に関する規則やガイドラインを定め､研究倫理確立の取組みを行っている｡個人研究費や共同研究費に関する規則を定め、研究資源の配分も行っている。

〈優れた点〉

〇全学 SD 研修会については、年 2 回、各 2 日間開催し、障がいのある学生へのケアサポート体制について知識や情報を共有する等工夫し、内容についても充実しており評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為その他関連法規を遵守した法人運営を行っている｡事業の中期的な計画を定め、進捗状況を踏まえた継続的な努力を行っている。環境保全の取組みや危機管理に関する体制整備等の取組みも行っている。規則に基づき理事を選任、理事会を配置し、法人と大学との意思疎通を適切に行う体制も整備している。規則に基づき監事を選任、監査を実施している。規則に基づき評議員を選任し、諮問機関としての評議員会を配置している。「学校法人鎮西学院経営改善計画」を策定し、学生確保の改善による財政再建計画を進め、安定した財政基盤の確立に向かっている。地元自治体からの助成を受ける等外部資金導入に取組んでいる。適正な会計処理を行うとともに、予算や決算に関しても規則に基づき処理している。決算に関しては、会計監査人及び監事が会計監査を行い、厳正に会計監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する組織体制について、整理が必要な点は見受けられるものの、規則に基づき、内部質保証に関する全学的な方針を毎年度の事業計画の中で明示し、学長を責任者とする自己点検・評価体制を整備している。自己点検・評価に関連する重要なエビデンスの取扱い体制に一層の改善が求められるものの、各組織がそれぞれの所管に基づき自己点検・評価活動を実施している。点検・評価を実施するメンバーが重複しており、情報の共有も行っている。IR 室を設置し、大学の各種データや学生アンケートの結果等のデータを取集・分析し、これを改善に向けた取組みに活用している。三つのポリシーに関連する学修成果の達成状況や科目内容について点検・評価を行い、これを教育の改善・向上に反映している。外部からの評価等を踏まえた改善・向上も行っており、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能している。

総じて、大学は建学の精神である「Be Christian Gentlemen！」に基づき、大学の個性・特色を踏まえ、地域社会との連携・協力活動に重点を置き、学生もこれに参画させる取組みを含んだ教育活動を推進している。学部・学科名称の変更、教育課程、三つのポリシーの見直しも検討しており、地元諫早市に根差した、かつ、東アジアに対して開かれた大学としての教育活動を展開して発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.コミュニティサービスラーニング」「基準 B.地域・産学連携の取り組み」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 日本語教育プログラム科目等履修生及び PGMM プログラム
2. アエル諫早まちづくり研究室・生涯学習室の管理運営受託
3. リカレント教育への対応

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「Be Christian Gentlemen！」をもとに、キリスト教の信仰に基づく人格教育の内容を踏まえ、大学のスクールモットーを「敬天愛人」と定め、その使命・目的を寄附行為及び学則にて簡潔に明文化している。使命・目的を踏まえた個性・特色を「①少人数教育、②国際的な視野に立った地域社会に奉仕する人間の育生、③海外協定大学、地元自治体・団体・企業とのグローバルかつローカルなネットワーク形成」とし、これを大学案内等の媒体を通じ明示している。「学校法人鎮西学院経営改善計画」等の策定に当たり、現状を踏まえ、大学名称を「長崎ウエスレヤン大学」から「鎮西学院大学」と変更するなど、地域に根差しつつ、東アジアに開かれた大学を目指し、学部・学科名称やカリキュラム、三つのポリシーの変更を検討する等、必要に応じ見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の中期計画である「学校法人鎮西学院経営改善計画」作成に当たって、全教職員による「SWOT 分析」を行う等、教職員が重要課題の洗い出しに参画し、その進捗状況について「学院運営協議会」や理事会・評議員会へ報告を行うほか、大学の名称変更に当たっては学生からの要望を一つのきっかけとして取上げる等、役員・教職員の理解・支持を得ることに加え、学生の意見もくみ上げる取組みを行っている。建学の精神や使命・目的を、ホームページや SNS 等にて公表するとともに、学部共通のカリキュラムである「建学の理念と歴史」「現代社会とキリスト教Ⅰ」「現代社会とキリスト教Ⅱ」の講義等を通じ、社会や学生に周知を行っている。大学の使命・目的達成のための学部・学科を設置するとともに、使命・目的を「学校法人鎮西学院経営改善計画」や学部・学科の教育目的・目標に基づいた三つのポリシーへ反映することに努めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部及び各学科において定め、ホームページや学生募集要項などで周知している。
アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しており、「ジェネリックスキル測定テスト」を用いて選抜区分別・評定平均別のスコアの分析検証を行っている。
広報・募集戦略の見直し等により近年は志願者が増え、令和 4(2022)年度は学科により多少の差はあるが、学部全体としての収容定員を開学以降初めて充足するまでに改善した。
入試問題の作成はアドミッション・ポリシーを踏まえて学内で行っており、「入学者選抜試験作成要領」を定め、公正性の確保に努めている。

〈参考意見〉
○近年の入学希望者数の増加に伴い収容定員充足率は改善しているが、定員未充足の社会福祉学科では、入学希望者を増やすためのさまざまな方策が結実することを期待したい。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
入学から卒業までゼミを必修とし、担当教員による学生との面談や出席状況調査、保護者面談、家庭訪問などで学生の情報を詳細に把握し、定例の学科会議で就学上の問題を学科全体で共有するなど、小規模大学の特性を生かした学修支援を行っている。また、学修支援の方針・計画は大学運営委員会が中心となって行っている。
障がいのある学生に対し、キャンパス・ソーシャルワーカーを配置し、個別支援計画を策定するとともに、SD 研修会等を通じ、サポート体制等について知識や情報の共有を図っている。
オフィスアワー制度を全学的に実施し、学生便覧を通じて周知している。
図書館及び語学情報センターに、SA(Student Assistant)として学生を配置し、教育活動を支援する職員と協力して教員の教育活動を支援している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内で「就職活動スキルⅠ」「就職活動スキルⅡ」「就職活動スキルⅢ」「就職活動スキルⅣ」「コミュニティサービスラーニング」などの科目を通して、インターンシップを含めたキャリア教育を行う一方、キャリア支援センター主導で SPI 対策講座を行うなど、教育課程内外を通じてのキャリア形成支援を行っている。

学生の就職・進学に対しては、ゼミ担当教員、キャリア支援センター及び基盤教育センターが協働して社会的・職業的自立に関する支援を行っている。

大学や学生に対する企業側ニーズについて、産学連携に関する包括的交流協定を結んでいる「長崎県中小企業家同友会諫早支部」の会員、学生、職員がワークショップを行うなど、「長崎県中小企業家同友会諫早支部」「諫早市商工会議所青年部」との連携を就職支援に生かしている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

修学支援の基本体制として、学生委員会、キャリア支援センターの連携のもとに、これを支援する体制として、学生支援課・留学生センターを置き、相互に連携して学生の福利厚生、厚生補導等を行っている。

学生に対し学外の奨学金の活用を周知するとともに、保護者会組織である後援会と連携した学内奨学金制度や特待生制度などを設けて、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学生委員会・学生支援課が中心となり、学生会から規定によって配分されるサークル補助金や保護者組織である後援会からの支援金等による支援を行っている。

保健室に加え、学生相談室を設置し、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーを週 2 回それぞれ 1 人ずつ配置し、さまざまな学生の相談に対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備している。社会福祉士等資格取得のための基準に基づく実習室等、教育の運営に必要な施設を整備し、快適な学修環境を整備している。

図書館は、学生規模に比して十分な学術情報資料を確保しており、開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。

学内校舎施設のほぼ全域でインターネットを利用できるような無線 LAN 環境を整備しており、学生用のデスクトップパソコンや貸出用ノートパソコン等も準備している。スロープ、トイレ改修、手すり・エレベータ設置などバリアフリーに対応している。また、授業を行う学生数は適切なサイズの少人数クラスが中心であり、教育効果を十分に挙げることができる人数となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、学生実態調査や授業評価アンケートの実施、学生のための「大学への提案箱」の設置により、学生サービスに対する満足度や大学生活への適応度を調査するとともに、学生の意見をくみ上げている。

学生生活については、新入生に任意で健康調査票の提出を依頼し、調査表の内容や本人からの申出によって、支援や配慮の必要性を検討している。その上で、学生相談室と教職員が連携し、学生等の了解を得た上で情報を共有し意見交換しながら支援を行っている。

学修環境については、学生のための「大学への提案箱」の内容を学部長が確認し、必要に応じて関連する委員会や事務局に対応を要請するとともに、寄せられた意見や要望については、個人情報等の問題が含まれない場合は、掲示板に回答を掲示している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、大学全体のディプロマ・ポリシー及び各学科の学位プログラムに即したディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。大学全体のディプロマ・ポリシーでは「卒業までに身につける 6 つの力」を定めており、各学科のディプロマ・ポリシーでは、この六つの力と各学科の専門分野との関連について定義している。また、シラバスにおいて大学全体のディプロマ・ポリシーに定められた六つの力それぞれをレベル 1～4 に分けて示し、個々の授業科目をこれらのレベルと関連付けている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準等を学則等によって定め、ホームページ、学生便覧等によって周知の上、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーとの一貫性に留意して大学全体及び各学科のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等にて周知している。教育課程を「基盤教育科目」と「専門教育科目」により体系的に編成し、カリキュラム・ポリシーに沿って実施している。履修登録単位数の上限を原則として 1 年間 48 単位に設定する等の方法により、単位制度の実質化を図っている。教養教育に関する科目群として「基盤教育科目」と「専門基礎科目」を配置し、教養教育を適切に実施している。アクティブ・ラーニングの手法を全学的に取入れるという方針に基づき、シラバスにおいて各科目のアクティブ・ラーニング要素を記載する等、授業内容・方法に工夫を

している。SD 委員会主催の全学 SD 研修会や教務委員会主導による FD 研修会等を実施し、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備して運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体のディプロマ・ポリシーにおいて学修成果として「卒業までに身につける 6 つの力」を設定し、ホームページ等で明示している。学修成果の点検・評価は、「ジェネリックスキル測定テスト」、資格取得状況・就職状況の調査、学生実態調査、卒業生を対象としたアンケート調査、卒業生就職先へのヒアリング調査、授業評価アンケート等、多様な尺度・指標や測定方法によって行っている。授業評価アンケートの結果を個々の教員にフィードバックし、教員はこれを踏まえて「授業・教育方法の改善計画書」を提出している。授業評価アンケート以外にもさまざまな学修成果の点検・評価の結果を全学 SD 研修会等によって教職員にフィードバックし､教育内容･方法及び学修指導の改善に活用している。

〈優れた点〉

○教育課程の柱である「コアモジュール学習プログラム」とその中核に位置する「コミュニティサービスラーニング・プログラム」に関して､「基盤教育センター」が中心となって学修成果の点検･評価を通じて抜本的に見直し､改善を図っていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、高大連携・学生募集担当、教学担当の副学長 2 人と学部長を学長補佐として置き、大学事務局長など主要メンバーを加えた「キャビネット会議」を月 2 回程度開催することにより、事業計画の進捗管理、情報共有、連絡調整などを行っている。

教学マネジメントの意思決定は、大学運営委員会の審議を経て学長が行っており、教育課程や試験、単位認定など教育研究に関する重要事項については、あらかじめ教授会に意見を求めることを周知している。

使命・目的の達成のための教学マネジメント体制として、教務委員会、学生委員会など各種委員会を置き、各組織の責任者の役割を定めるとともに、事務職員が委員として意見を述べることができるなど教職協働が機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要教員数及び教授数を確保するとともに、教育課程の内容を踏まえ適切に配置している。

教員募集は原則公募で行っており、採用・昇任については、規則を整備し、教員人事・評価委員会などの議を経て学長が決定している。

教学マネジメントの確立や推進に必要な知識、能力の向上と教職員間の協働、意思疎通を図るため、FD 活動と SD 活動を区別せず全教職員で年 2 回ワークショップや報告会、講演会を行っている。令和 3(2021)年度は、コロナ禍での対応としてオンデマンド方式の研修を有効に開催した。また、例年、特に教材や教授法の開発、授業改善の共有など教学に関する内容に関しては、教務委員会主導による FD 研修会を別に開催している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「鎮西学院大学スタッフディベロップメント実施方針」に基づき SD 企画・運営委員会

を中心に年 2 回の全学 SD 研修会を実施し、FD 活動とは別に教職協働の観点から学生の厚生補導等をテーマにしたプログラムを実施する等、工夫している。また、日本私立大学協会をはじめとする学外研修への派遣に取組み、コロナ禍においてはオンライン開催の研修に積極的参加を推奨して職員の資質・能力向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○全学 SD 研修会については、年 2 回、各 2 日間開催し、障がいのある学生へのケアサポート体制について知識や情報を共有する等工夫し、内容についても充実しており評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究支援として各専任教員に研究室を配置し、図書館のネットワーク整備による電子情報等の学術情報資料等の効率的な整備とサービスの提供、研究室には有線 LAN を配置するほか、学内全域で無線 LAN の利用を可能にする等、研究環境の整備に努めている。

「鎮西学院大学研究活動不正行為防止規程」「鎮西学院大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を制定し、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを積極的に取入れる等、研究倫理の確立のための取組みを行っている。

研究活動への資源の配分については、「教員個人研究費規程」に従い、一律の個人研究費を配分し、「地域総合研究所規約」等に従い、大学独自の共同研究費の配分も行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条に法人の目的を定め、私立学校法や学校教育法等の関連法規を遵守することに努め、令和 3(2021)年 10 月に制定した「学校法人鎮西学院　鎮西学院大学ガバナンス・コード」に基づいた適切な運営を行っている。

大学における定員確保と財政黒字化を最重点項目とする「経営改善計画（2018（平成 30）年度－2022（令和 4）年度）」を策定し、毎年度進捗管理を行い、必要に応じた変更は理事会で審議するなど継続的な努力を行っている。

省資源、省エネルギーの啓発やデマンドコントローラーの設置により、CO_2 削減や節電対策など環境保全に努めている。また、個人情報保護、ハラスメント、公益通報に関する規則を新入教職員研修で説明するなど人権への配慮や、「危機管理体制の基本」の定めや避難訓練の実施により、教職員や学生の安全に配慮した運営を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の業務を決し、理事の職務執行を監督する理事会については、寄附行為及び「理事会規程」に基づき、理事の選任や審議・決定事項などを定めている。理事会への役員の出席状況は概ね良好であり、活発な意見交換により運営している。

理事会審議・報告事項については、理事長、常勤理事と本部事務局で構成する「常置委員会」を毎月開催し、経営改善計画の進捗管理や大学、高等学校の経営課題などの共有を図った上で審議案件を上程することにより、理事会の意思決定を機動的に行う体制としている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会には、学長のほか評議員から選ばれた教員理事、大学事務局長を兼ねる法人事務局長が理事として出席しており、大学と法人の情報交流を図っている。また、理事会審議事項については、法人が設置する各部門の意見を集約した代表者を構成員とする「学院運営協議会」で事前に確認している。

寄附行為に基づき、弁護士と税理士の 2 人を非常勤監事として選任し、「監事監査規程」

「監査ガイドライン」に従い監査を行い、理事会・評議員会に毎回出席し意見を述べている。

寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき選任された評議員による評議員会は、予算など事前に意見を聴取すべき事項について審議するなど諮問機関として概ね適切に運営している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、平成 30(2018)年度から中期計画として「学校法人鎮西学院経営改善計画（2018（平成 30）年度－2022（令和 4）年度)」を策定し、財政再建に努めている。これにより大学の定員未充足を解消し、財政面も回復傾向にある。日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標も改善し、教育活動資金収支差額も平成 30(2018)年度から黒字となっている。

安定した財政基盤の確立のため、耐震補強工事については国と諫早市から助成を受け、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学費の減免についても地元諫早市からの助成を継続して受ける等、外部資金の獲得に努めており、今後、更なる努力により経常収支差額がプラスになるよう期待したい。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計は、学校法人会計基準、「鎮西学院経理規程」「鎮西学院財務細則」「鎮西学院固定資産管理規程」等に基づき適正に処理している。予算編成は、毎年 10 月定例理事会において、次年度予算編成に当たっての基本方針である「予算大綱」を定め、これに基づき各部門で予算原案を策定し、3 月定例の評議員会・理事会において事業計画とともに審議・決定し、予算成立後大学運営委員会及び各部署の責任者に示している。決算については、会計年度終了後 2 か月以内に決算案を作成し、公認会計士による監査と監事監査を受け、5 月開催の理事会、評議員会で報告を行っている。

会計監査については、監査法人との契約に基づき年間延べ 35 日程度の会計監査を実施している。監事監査は決算案が出来上がった時点で実施しており、結果については理事会、

評議員会に報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び「鎮西学院大学自己点検評価委員会規程」において、自己点検・評価活動を行うことを規定している。法人の中期計画である「学校法人鎮西学院経営改善計画」の達成の手段として大学の自己点検・評価活動を位置付け、毎年度の事業計画の中で全学的な自己点検・評価活動の方針を明示している。内部質保証を担保する大学としての自己点検・評価体制について整理が必要である点は見受けられるが、学長が責任者となり、自己点検評価委員会や「大学運営委員会」において自己点検・評価活動を行うとともに、IR 室において内部質保証のための調査やデータ収集・分析を行っている。内部質保証の取組みの一環として、自己点検・評価の結果について学外者の検証を行う「大学評価協議会」や学外有識者を含む「鎮西学院長期ビジョン策定員会」を設置し、外部からの意見を聴取する体制を整備している。

〈参考意見〉

○大学が行っている自己点検・評価活動について、これを継続的に実施し、大学運営の改革・改善に資する PDCA サイクルとするための大学組織体制の整理が望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検評価委員会及び「大学運営委員会」において、年度末に公表する事業報告書の中で、「学校法人鎮西学院経営改善計画」の教学上の目標達成状況を評価する形での自己点検・評価活動を行っている。また、中期的な自己点検・評価については、機関別認証評価

の基準にのっとった自己点検・評価活動を行うとともに、委員会のメンバーが重複していることもあり、学内での情報の共有を行っている。事業報告書、機関別認証評価に関する自己点検評価書やその評価結果については、ホームページを通して公表している。

自己点検・評価に必要なエビデンスを正確に取扱う体制について一層の改善が求められる点は見受けられるものの、IR 室により、授業評価アンケートや「ジェネリックスキル測定テスト」等の調査を行い、この結果によるデータ収集・分析をもとにした自己点検・評価活動を行うとともに、大学運営の改善に向けた取組みに活用している。

〈改善を要する点〉

○「学校法人鎮西学院経営改善計画」や自己点検評価書等の中で、法人運営や自己点検・評価活動の重要なエビデンスとなる数字の正確性又は整合性に欠ける部分が散見するため、数字の正確性等をチェックできる事務・責任体制整備に向けた改善を要する。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーにのっとり「学生が卒業までに身につける 6 つの力」の達成状況を、「ジェネリックスキル測定テスト」を活用し、三つのポリシーに関連する学修成果の点検・評価を行うほか、科目の教育効果や実施状況を点検・評価し、これを踏まえた改善案を策定する等、教育内容の改善・向上に向けた PDCA サイクルが機能している。機関別認証評価で指摘された事項に対し、特に学生確保の内容については、文部科学省法人運営調査委員による指摘事項を踏まえ作成された法人の中期計画である「学校法人鎮西学院経営改善計画」の中でも、最重要課題として設定した上で改善に向けた取組みを進め、計画の進捗状況を確認し、その結果を教育の改善・向上に反映する等、外部評価で指摘された個々の内容の問題点を認識し、評価結果を踏まえた中期的な計画に基づく大学運営の改善・向上の取組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. コミュニティサービスラーニング

A－1. 基盤教育におけるコミュニティサービスラーニング

A-1-① コアモジュールとコミュニティサービスラーニング・プログラム

A-1-② コミュニティサービスラーニングの実施状況

A-1-③ 学修成果の可視化とシステムの基盤整理

【概評】

学士課程教育を体系的なキャリア教育プログラムと捉え、その中心に「コアモジュール学習プログラム」として「コミュニティサービスラーニング・プログラム」（以下「CSLプログラム」という。）と総称される科目群を1～3年次に配置し、1・2年次において必修科目としている。CSLプログラムは、課題解決型体験学習を通して多様な体験と学びをキャリア形成・自己実現へ統合する力を育成しようとする科目群であり、大学の地域連携プロジェクトとしても位置付けている。

「基盤教育センター」がCSLプログラムの運営をコーディネートしており、CSL用ルーブリック「CSL目標到達チェック」を開発し、学修成果を可視化して改善につなげるPDCAプロセスの確立に努めている。

その結果等に基づき、令和5(2023)年度施行予定の新カリキュラムではCSLプログラムに代えて「Problem Based Learning（PBL）」を「コアモジュール学習プログラム」において開講し、学びの柱とすることなどを検討している。

基準Ｂ．地域・産学連携の取り組み

Ｂ－1．地域連携・産学連携

Ｂ-1-①　地域内地方自治体や企業等との連携協定締結状況

Ｂ-1-②　地域・産学連携の拡大を目指した本学の産官学連携事業・社会的貢献活動

【概評】

大学の使命・目的を実現するために、地域連携・産官学連携を促進して研究成果を地域社会に還元するための専門的組織として「地域・産学連携推進センター」を設置し、地方自治体・公共団体、地元の産業界、企業等と連携協定を締結し、これに基づくさまざまな事業を行っている。

地域連携・産官学連携の取組みには連携協定に基づくもの以外に、教員個々の社会貢献活動及びCSLプログラムがあり、CSLプログラムによる学生の実践的な学びの充実、インターンシップや就職支援の機会創出、連携先への多様な専門分野の情報提供とそれを通じた職務・機能改善というように、大学・連携先双方に成果が得られている。

令和4(2022)年度は協定先の自治体・団体・企業との連携強化を課題に掲げ、社会貢献活動の対象を公的機関から民間企業に拡大するために、地元企業との連携強化を検討している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．日本語教育プログラム科目等履修生及び PGMM プログラム

本学では、短期大学時代より、留学生受け入れプログラムの一部として、科目等履修生制度を活用し、1 年間の日本語学修プログラムとして、多くの留学生を受け入れてきた。

本文でもふれたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、2020（令和 3）年度の 4 月及び 10 月の入学予定者は全て入学延期となり、本年 2022（令和 4）年度にようや

く受け入れることができた。2019（令和元）年度より、大村市との連携協定に基づき、大村サテライトキャンパスをオープンし、学部留学生とは別に、短期の留学生受け入れプログラムを実施することとし、日本語教育プログラム科目等履修生の他に、インドのエンジニアリング系学卒者としたPGMM（Post Graduate Master of Management）プログラムを開設し12名の留学生を受け入れたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、第1期生で受け入れを中止することとなった。日本語教育プログラム科目等履修生制度について、現在、留学生日本語別科へリニューアルする方向で準備を進めている。

2. アエル諫早まちづくり研究室・生涯学習室の管理運営受託

2006（平成18）年、諫早市の中心街地活性化事業の一環として再整備された複合商業施設「アエルいさはや」に「アエルいさはやまちづくり工房」の一部として、「まちづくり研究室・まちづくり生涯学習室」が開設された。以来、現在まで、同室の管理運営に関する業務を諫早市より受託している。本学学生サポーターを常時配置し、本学教員による市民公開講座の他、様々な市民団体による活動スペースとしての利用に関する連絡・調整に関する業務を行っている。毎年度末には、卒業する学生サポーターの卒業研究成果発表会を市民に公開している。

3. リカレント教育への対応

2021（令和3）年度、文部科学省「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」として、「ポストコロナの新たなツーリズムをけん引する観光ホスピタリティ・マネジメント人材養成プログラム」「DXにより加速する農商工連携イノベーションに不可欠なドローンビジネス人材養成プログラム」「地域で進展するスマート農業に不可欠なドローンパイロット人材養成プログラム」の3つのプログラムが採択された。

この事業は、長崎県、長崎労働局をはじめ、本学が連携協定を締結している自治体・団体・企業はもちろん、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（略称QSP）との連携体制により実施された。

講義は、実習・実技を除き、すべてLMSを利用して、オンライン、対面によるハイブリッド形式で行われた。授業の模様は動画コンテンツとして利用できるようにした。

この結果、計73人の社会人が受講し、うち40人がドローンの基本的な操縦技術ライセンスを取得した。

また、この事業により開発したプログラムは「食の6次産業化プロデューサー養成講座」レベル1～3として、一般社団法人食農共創プロデューサーズにより認定された。

Ⅳ　大学の概況（令和4(2022)年5月1日現在）

開設年度　　平成14(2002)年度
所在地　　長崎県諫早市西栄田町1212-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代社会学部	社会福祉学科　経済政策学科　外国語学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 17 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

35 東海学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を大学及び大学院の学則に定め、簡潔に文章化している。地域社会での実践的な学びを積極的に展開し、「文武両道の精神」にのっとった行動力豊かな人材を養成するための実践的教育を個性・特色として使命・目的及び教育目的に反映しており、その策定・点検は学科会と教務委員会での審議と立案を経て、役職者会議及び教授会で審議・決定し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映して学内外へ周知している。社会の変化・要請等に応じた施策として医療専門資格取得のための「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」に基づき、各学科の教育目的及び教育内容・方法を見直し、点検を毎年実施している。また、使命・目的及び教育目的を達成するため健康福祉学部と人間関係学部を設置し、中長期計画と中期計画の策定により質的転換を計画的に進めている。

〈優れた点〉

○開学以来、スポーツの振興に力を注ぎ、学業と部活動を両立させ、「文武両道の精神」に従いスポーツ競技においてトップレベルの活躍を見せ、学生の協調心や自立心を高め「ひとづくり教育」に大きな役割を果たしていることは高く評価できる。

「基準２．学生」について

使命・目的及び教育目的の見直しを行い、それらを踏まえた三つのポリシーを策定し、周知している。学生の受入れについては、一部の学科で収容定員超過や未充足があるが、入学定員や教育課程等の見直しにより、大学全体としては在籍学生数を概ね適切に確保している。学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターを設置し、各種委員会を組織している。学生の心身に関する相談には保健室・学生相談室を設置し、また、障がいのある学生への合理的配慮も行っている。校地・校舎面積は設置基準を満たし、運動場、図書館及びICT（情報通信技術）環境等の施設を整備している。学生に対する防災訓練を実施し、全学的に安全対策に努めている。学修支援に関する学生の意見や要望の把握を授業アンケート、学生生活満足度調査及び意見箱等で収集し、分析と検討を行い、次年度の事業計画に反映し、また内容に応じて計画的な改善を図っている。

「基準３．教育課程」について

学部・学科、研究科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めて周知し、単位

認定基準及び成績評価基準は学則に明示し、厳正に運用している。シラバスには成績評価基準等を記載し、公正な成績評価を行っている。学部・学科及び研究科の教育目的とディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。医療人育成のための「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」を各学科で実施している。FD 委員会が中心となり、授業アンケート、授業相互参観などを通じた教授方法の改善を進めるとともにアクティブ・ラーニングの推進を図っている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、多様な尺度で検証し、アセスメントプランに基づくアセスメント・ポリシーを定め、運用を開始している。

〈優れた点〉

○「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」は、社会で活躍する医療人養成を目的とする大学独自の教育プログラムで、各学科のディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の体系の中で実施し、成果を挙げている点は高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに副学長を置き、学長を補佐する組織として役職者会議、IR 室を設置するなど補佐体制を整備している。教学マネジメントの構築については各種会議体を設置し、組織上の位置付け及び役割を明確にしている。設置基準上必要な専任教員数を確保し、また教員の採用・昇任等については任用規則及び教員選考基準を定め、適切に運用している。FD 委員会が中心となり各委員会との連携のもと教員の資質・能力向上に組織的に取組んでいる。研修に関する規則を整備しており、必要な知識の習得とともにその能力及び資質を向上させるために SD(Staff Development)研修等を実施し、必要に応じて見直しを行っている。研究環境を整備しており有効に活用している。研究倫理規則を確立し、全ての研究者・大学院生等と職員に対して倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

使命・目的の実現のため、中長期計画、中期計画を策定し、教育・研究の質の向上や社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。理事会を法人の最高意思決定機関として重要な意思決定ができる体制を整備し、また理事会を補佐するため「運営協議会」を設置し、機能的に運営している。また、法人・大学・短期大学部の役職者から構成する「連絡協議会（トーカイ会議）」を通じ、各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化を図っている。法人に内部監査室を設置し、相互チェックの機能性を有している。監査報告書に一部不備があるものの、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の業務執行の状況について意見を述べている。評議員は評議員会で寄附行為に基づく諮問事項について審議している。会計処理については各種規則を整備しており、法人監事、公認会計士により定期的に監査を行っており、適正かつ厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本

方針及び実施体制」を定め、内部質保証のための全学的体制を再構築した。また、経営改善のための中長期的な計画を設定するとともに教学改革計画として「経営改善計画実施管理表」を作成し、この管理表を「中期計画実施管理表」として継続して活用することでPDCAサイクルの機能を高め、自主的・継続的な自己点検・評価を行っている。IR室を設置し、「法人総合企画室IR運営会議」と連携して各調査のデータ収集・分析をはじめとする業務の充実を図っている。各学部・学科及び研究科に教育目標及び三つのポリシーを設定してこれに基づく教育を実施し、その成果を各組織のPDCAサイクルにより自己点検・評価を行い、内部質保証を検証しやすい仕組みを構築し、その結果を教育の向上・充実に反映している。

総じて、建学の精神のもと使命・目的を定め、経営改善のための中期計画や三つのポリシーに反映し、見直しを行っている。学生受入れについては、教育目的及び教育課程の見直しによる改善と周知により、収容定員の確保に努めている。また、内部質保証の基本方針を定め、全学的体制を再構築した。教学改革計画としては、「経営改善計画実施管理表」を作成し、これを「中期計画実施管理表」として継続活用するとともにPDCAサイクルを回し、自己点検・評価を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.産学官連携・地域連携」「基準B.公開講座」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 理科研究の推進に寄与

Ⅲ　基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、使命・目的を大学及び大学院の学則に明確に定め、そして簡潔に

文章化している。

各学科において地域社会での実践的な学びを積極的に展開し、また「文武両道の精神」にのっとった行動力豊かな人材を育成するための実践的教育を個性・特色として使命・目的及び教育目的に反映している。

社会の変化・要請等に応じた施策として医療専門資格取得のための「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」を策定し、各学科の教育目的及び教育内容・方法の抜本的な見直しを行い、点検を毎年実施している。

〈優れた点〉

○開学以来、スポーツの振興に力を注ぎ、学業と部活動を両立させ、「文武両道の精神」に従いスポーツ競技においてトップレベルの活躍を見せ､学生の協調心や自立心を高め｢ひとづくり教育」に大きな役割を果たしていることは高く評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育の使命・目的及び教育目的の点検と策定は、学科会と教務課での議論及び「教育研究開発センター」傘下の教務委員会での審議と立案を経て、役職者会議及び教授会で審議し、見直しと決定を行っている。令和 2(2020)年に使命・目的及び教育目的を反映した中長期計画及び中期計画を策定し、社会の要請に応え、教学マネジメント機能と経営力の確立強化に努めている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、大学案内、ホームページ等で学内外に周知している。各学部・学科及び研究科の教育目的に適う人材をアドミッション･ポリシーとし､その教育目的をディプロマ･ポリシーに反映させ、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを達成するためにそれぞれの特性に合わせた教育課程を編成している。使命・目的及び教育目的を達成するため健康福祉学部と人間関係学部を、大学院には人間関係学研究科を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

社会の変化に伴い必要に応じて大学教育の使命・目的及び教育目的の見直しを行い、学科及び研究科ごとに教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、入学試験要綱及びホームページで学内外に周知している。学生の受入れに当たっては、各学部・学科及び研究科の教育理念・教育目的及び専門性に応じてアドミッション・ポリシーにのっとり、適切な募集及び入学者選抜活動を実施している。一部の学科で収容定員が未充足や超過した状態となっているが、入学定員や教育目的及び教育課程の見直し等により入学定員に沿った適切な学生の受入れ数の維持に努めている。

〈参考意見〉

○健康福祉学部総合福祉学科及び人間関係学部子ども発達学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、適切な収容定員確保に向けた努力が望まれる。

○人間関係学部心理学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、適切な収容定員管理に向けた努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「役職者会議規程」に基づき、「教育研究開発センター」のもと、教務委員会、FD 委員会が活動し、教員と職員による教職協働の学修支援体制を構成している。クラス担任を中心として、多様な学修支援ができるよう教員と職員が連携している。障がいのある学生への支援は、「障害等のある学生支援に関する基本方針」を定め、「修学上の困難に対する配慮や支援システム」により実施している。全教員が毎週オフィスアワーを設け、学生の相談に対応している。大学院生による TA の活用について、「ティーチング・アシスタント取扱い規程」に定め、運営している。クラス担任を中心とした個別対応、出席状況の全学的な把握、保護者教育相談会の実施等により、休学者・退学者の減少に努めている。留年者には未修得単位数に応じた授業料の額を設定するなどの支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全ての学部・学科の学生対象に、就業力を高める科目として教養科目の中に「就業力基礎」「キャリア形成」を、更に 3・4 年生を対象とした就労体験を通して自分の適性を知るための「インターンシップ A」と、適性に合った仕事、就職先を明確にする「インターンシップ B」の 4 科目を配置している。また、学生の授業アンケートの結果や就職先の変化に応じて、産官民の第一線で活躍するリーダーと連携したカリキュラムの実施・改善や卒業生講話の開催などの支援も行っている。就職・進学に対する相談・助言体制として、クラス担任教員、学生就職課職員、資格に関わる教科担当教員が対応するとともに、学外機関や団体と連携した支援を適切に行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生が充実した学生生活を安心して送ることができるように、学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターを設置し、「学生生活委員会」「学生就職委員会」「障害学生支援委員会」「人権委員会」などの委員会を組織している。学生生活の安定のための支援として、学生生活全般に係る支援、経済的支援、課外活動支援、心身の健康に関する支援、就職支援及び障がいのある学生の修学支援等、多様なニーズに対応する体制を整えている。学生の課外活動である学生会活動、大学祭、新入生歓迎会、サークル活動の自主的な取組みを支援しており、強化指定クラブへの助成、学生会助成、同窓会助成、教育後援会助成による経済的支援によって学生が積極的に活動できる基盤を整備している。学生の心身に関する健康相談、生活相談として、保健室、学生相談室を設置し、適切に運営している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び学則で定める教育目的の達成のため、東キャンパスと専用及び共用の施設がある西キャンパス及び学生寮から成立つ教育環境を有し、校地面積、校舎面積はいずれも設置基準を満たしている。教育目標の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設・設備を整備し、活用しており、ICT 環境の整備も進めている。車椅子対応のスロープ、階段昇降機、多目的トイレを設置し、学内施設のバリアフリーにも配慮している。施設・設備の安全性については法人の「防災管理規程」に定め、適切な安全点検によって安全性の確認を行っている。学生の防災訓練及び障がいのある学生に対する避難誘導訓練を実施し、災害時における災害弱者を含めた避難等、全学的な安全環境の維持に努めている。授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるように適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望の把握は、授業アンケート、学生生活満足度調査及び意見箱などで行っている。授業アンケートは、各学期の中間に実施することで、学生の意見を迅速に授業に反映させるなど、実施方法の改善に努めている。意見箱は学内に複数か所設置してあり、学生が適宜、意見書を投かんしている。意見箱の回答は一覧にして学生掲示板に掲示し、学生及び教職員へのフィードバックに努めている。学生生活に関する学生の意見や要望は学生生活満足度調査で把握し、調査の回答について集計後、学生支援センターにおいて分析と検討を行い、次年度の事業計画に反映させるとともに内容に応じて計画的な改善を図っている。学修環境に関する学生の意見や要望は、学生生活満足度調査、学生生活に関する調査、意見箱及びクラス担任教員との面談で把握し、適切に対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、履修のてびき、学生便覧及びホームページなどに掲載するとともに、オープンキャンパス、高校訪問及び保護者相談会などでも周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた、学部・学科の単位認定基準及び成績評価基準は学則に明示し、研究科の単位認定基準及び成績評価基準は「教育課程及び履修方法等に関する規程」に明示している。授業時間外における学修を充実させる措置としてオフィスアワーやキャップ制を導入している。学部・研究科のシラバスには成績評価基準を記載し公正な成績評価を行っている。卒業及び修了については教務委員会での審議後､役職者会議と教授会を経て学長が認定する厳正な手続きを行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科の教育目的とディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、履修のてびき、ホームページ及び大学案内等で学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を、学修の順次性に配慮し、体系的に編成している。「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」を設置し、学科の特性に応じた医療人養成に取組んでいる。

教養教育については教務委員会で審議・検討し、全学部共通の教養科目を設置し幅広い教養が身に付くよう配慮している。FD 委員会が中心となり、授業アンケート、授業相互参観などを通じた教授方法の改善を進めるとともに、アクティブ・ラーニングの推進を図っている。

〈優れた点〉

○「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」は、社会で活躍する医療人養成を目的とする大学独自の教育プログラムで、各学科のディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の体系の中で実施し、成果を挙げている点は高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、学修ポートフォリオ、GPA(Grade Point Average)、授業アンケート、学生生活満足度調査、卒業論文・卒業研究及び資格・免許取得状況を活用し、これらの方法を生かしながら、アセスメントプランに基づくアセスメント・ポリシーを新たに定め、運用を開始している。

授業アンケートを各学期の中間で実施し、収集・分析したデータを早期の授業改善に活用している。GPA、成績評価の分布及び学修ポートフォリオ等を活用し、全学的な教育内容・方法及び学修指導等の改善のためのフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学長のもとに副学長を置き、学長を補佐する組織として役職者会議、IR 室を設置するなど、学長が教学マネジメントにおいてリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。

教学マネジメントの構築においては、教授会、役職者会議、学科会及び各種委員会等の会議体を設置し、それぞれ組織上の位置付け及び役割を明確にしている。

各種委員会など教学運営に係る組織への職員の配置を規定しており、職員は各種委員会等の活動において明確な役割を担っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に設置基準上必要な専任教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任等については、「任用規則」及び「東海学院大学短期大学及び東海学院大学教員選考基準」を定め、適切に運用している。

FD については、FD 委員会が中心となり各委員会との連携のもと、授業アンケート、授業相互参観及び研修会等を実施し、教員の資質、能力向上に組織的に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「SD 推進規程」等の研修に関する規則を整備し、教育研究活動の効率的かつ効果的な運営を目的として、必要な知識の習得とともにその能力及び資質を向上させるために SD 研修などを実施して、必要に応じて見直しを行っている。具体的には、新任職員研修会における基礎的研修をはじめ学内においては大学運営上必要不可欠な部門別研修に取組んでいる。加えて、文部科学省等の学外主催の研修へも参加しており、最新の文教政策に対する研さんも行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境を適切に整備して有効に活用している。研究倫理規則を確立しており、研究倫理委員会のもと、研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を目的として、学内研修等を通じて全ての研究者・大学院生等を対象に倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。研究活動への資金配分については関係規則を周知し、適切に研究費を配分するとともに、競争的資金の獲得に向けて組織的に支援する取組みも行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は「学校法人神谷学園寄附行為」に基づく管理運営を行っており、ガバナンス・コード、その他組織倫理に関する規則を定め、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

大学の使命・目的の実現のため、中長期計画、中期計画を策定し、教育・研究の質の向上や社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。

環境保全に関しては、省エネルギー対策に取組んでいる。人権に関しては、ハラスメント防止に関する規則や、障がいのある学生への支援に関する基本方針等を定め組織的に対応している。安全に関しては、防災に関する規則・対処マニュアルを整備し、防災訓練を実施する等、危機管理に関する体制を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を法人の最高意思決定機関として位置付け、法人の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行い、理事会への出席状況は概ね良好であり、欠席の場合の意思表示も適切に行っている。

また、理事会を補佐し機動的な法人の意思決定を実現するため「神谷学園運営協議会」を設置し機能的に運営している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人、大学、短期大学部の役職者から構成する「連絡協議会（トーカイ会議）」を通じて法人及び各部門の管理運営に関する課題や将来構想、法人や大学全般の事項などについて意見交換・情報共有をすることで、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化を図っている。また、事務局運営会を通じて、事務局長を中心に関連部署の役職者等と大学の教育研究活動について活発な意見交換を行うなど、法人と事務局管理部門の意思疎通と連携に努めている。

監事を寄附行為に基づき適切に選任している。監査報告書の作成に一部不備があるものの、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の業務、財産、理事の業務執行の状況について意見を述べている。評議員を寄附行為に基づき適切に選任し、評議員会で寄附行為に基づく諮問事項について審議している。

〈参考意見〉

○監事による業務監査は行っているが、監査報告書には「理事の業務執行」に関する記載がなく、宛名の不備もあったため、適切な監査報告書の作成が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

入学者確保の低迷を機に、教育目的及び教育内容・方法を抜本的に見直した。財務体質の強化を目的として、財務指標を重視した教学マネジメントを構築し、中長期的な財務計

画に基づき大学運営を行っている。事業計画については、中期財務計画を念頭に、学内関係部署との協議とプロセスを経て予算編成の基本方針を策定し、法人との折衝の上で決定し、財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、各種規則を整備しており、学校法人会計基準等に則して監事と公認会計士により定期的に監査を行っており、適正かつ厳正に実施している。会計監査人は監事へ監査内容の報告を行い、監査上の情報を共有するなど連携を図っている。また、会計監査人より、会計基準に基づいた正確な会計処理について指導助言を受けている。加えて､法人に内部監査室を設置し､会計処理の適切性をチェックする体制を整えるとともに、監事及び公認会計士による監査と併せて監査体制を整えてガバナンスの強化を図っている。中期財務計画に基づき、予算編成の立案に加えて状況に即して補正予算の編成を適切に行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本方針及び実施体制」を定め、内部質保証のための全学的体制を再構築した。内部質保証のための組織体制は令和 3(2021)年度から学長ガバナンスのもと「内部質保証推進委員会」における内部質保証のための実施方針及び計画の策定、またそれらの実施を自己点検・評価委員会に指示する点検・評価実施システムの新体制に引継いでいる。

内部質保証を推進・発展させるため、自己点検・評価結果を教育の改善・向上に反映する体制を整備し、内部質保証のための学部、学科、研究科及び大学全体の PDCA サイクル

の仕組みの確立に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 23(2011)年以降、法人全体の経営改善のための中長期計画や中期計画を策定するとともに、教学改革計画として関連部署ごとに「経営改善計画実施管理表」を作成し、この管理表を「中期計画実施管理表」として継続して活用することで PDCA サイクルの機能を高め、自主的・継続的な自己点検・評価を行い、教育の質の向上・充実を図っている。

自己点検・評価委員会を中心に定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果や改善策を全学で共有するとともにホームページに掲載し、広く社会に公開している。

「東海学院大学並びに東海学院大学大学院及び東海学院大学短期大学部 IR 室に関する規程」を定めて IR 室を設置し、「法人総合企画室 IR 運営会議」と連携し各種調査のデータ収集・分析、学長への改善策の提示をはじめとする IR 業務の充実化を図っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目標及び三つのポリシーを設定し、これに基づく教育を実施し、その成果を各組織の PDCA サイクルにより自己点検・評価を実施し、内部質保証を検証しやすい仕組みを構築・実施し、その結果を教育の向上・充実に反映している。

各関連組織からの提案を検討・立案し、評議員会及び理事会で承認した経営改善計画及び中長期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定し、実行している。年間を通してその活動状況について PDCA サイクルを回して自己点検・評価を行い、次年度の事業計画の策定及び実施につなげ、内部質保証の仕組みを機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 産学官連携・地域連携

A－1. 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政及び企業との連携

A-1-① 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政及び企業との連携

A－2. 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

A-2-① 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

【概評】

特産野菜各務原にんじんを活用した健康寿命を延ばす産学官連携活動を平成 29(2017)年度から現在まで継続して実施している。内容は広範にわたり、令和 3(2021)年度にはSDGs を踏まえた運動、食生活、禁煙及び健診・検診受診率などに関する多数のコンテンツやイベントを企画・実施し、3,000 人を超える参加者と 40,000 を超える動画アクセス数を実現している。その他にも、食品ロス削減や環境活動への取組み、東京オリンピック・パラリンピック 2020 ホストタウン関連事業など、健康福祉学部管理栄養学科の専門知識や研究開発能力を生かした活動内容及び連携団体は多岐にわたっている。

管理栄養学科の教員と学生による高大連携は、「高大連携サイエンスフェスティバル」「各務原高校ふるさと教育（地域課題探求型学習）」、本巣市のジビエ鹿肉及び唐辛子を用いた商品化プロジェクトなど、地域課題の解決や地域の活性化につながる試みである。

図書館内に開設した「東海えほんの森」は、地域在住の乳幼児と保護者、近隣保育園・幼稚園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」を提供するもので、付属幼稚園、各務原市及び公共図書館と連携を図り運営している。

これらの取組みは、大学に対する信頼や大学の地域貢献度の向上につながると同時に、参加学生が実践的学びを通じて創造性や協働力を養うことのできる、高い教育効果を有している。

基準Ｂ. 公開講座

B－1. 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

B-1-① 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

【概評】

「社会貢献委員会規程」に基づき、教育研究の成果を広く市民に開放し、地域社会の教育と文化の向上に資することを目的として、毎年、無料の公開講座を実施している。岐阜市「長良川大学」、各務原市「木曽川アカデミー」との連携講座として実施することにより、地域住民の学習活動を総合的に支援する役割も担っており、公開講座による学習活動を通じた参加者同士の交流にもつながっている。公開講座等の来学者には「図書館利用カード」を積極的に案内し、図書館の学外利用者の増加につなげるなどの活動も行っている。一般の人を対象とした教員による公開講座の実施は、大学の教育研究活動を広報する場であるとともに大学の教育研究力を試す場でもあるが、大学教員の専門性に基づいた魅力的な講座テーマと内容は参加者からも好評を得ている。長年、継続的に実施し、リピーターを含む多くの受講者がいることは特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 理科研究の推進に寄与

○東海地区理科研究発表会開催による高大連携

平成 29(2017)年度より、高校生の理系教育支援のため管理栄養学科の理系教員が中心となり東海地区理科研究発表会を開催しており、令和 3(2021)年度は第 6 回目を迎えた(表 A-2-1)。高等学校の理科系部に研究の成果発表の場を提供することを目的として、発表会へのエントリーを促し、最終選考として本学で口頭発表会を開催している。審査は本学教授のほか、東海 3 県の高等学校理科専門部会長の学校長、岐阜県先端科学技術体験センター長などが行い、優秀な研究には表彰とともに研究助成金が贈られるシステムである。これにより、大学教員からの専門的なアドバイスが参加した高校生にフィードバックされ、高校からも課題解決型授業成果発表の場、専門的アドバイスを受けられると好評である。また、国立研究開発法人科学技術振興機構の次世代人材育成事業、女子中高生の理系進路選択支援プログラムに従って、文理選択に迷う中高生が理系進路について広く知識を得られるような支援を行えるワークショップや中学生の見学も促すなどのプログラムも発表会と同時に実施している。令和 3(2021)年度に参加した高校生の満足度は 89%であり、対面開催時に比べ高校側のオンライン環境などの問題が影響したため、例年に比べ(第 1 回～4 回の平均満足度 92%)低値となったが、参加した高校生や高校教員、東海 3 県の高等学校や教育委員会から高い評価を得ている。

表 A-2-1 東海地区理科研究発表会の応募件数一覧

開催実績	開催年度	実施方法	応募件数
第 1 回東海地区理科研究発表会	平成 28(2016)年	対面	23 件
第 2 回東海地区理科研究発表会	平成 29(2017)年	対面	30 件
第 3 回東海地区理科研究発表会	平成 30(2018)年	対面	27 件
第 4 回東海地区理科研究発表会	令和元(2019)年	対面	26 件
第 5 回東海地区理科研究発表会	令和 2(2020)年	中止	25 件
第 6 回東海地区理科研究発表会	令和 3(2021)年	オンライン	24 件

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 56(1981)年度

所在地　　岐阜県各務原市那加桐野町 5-68

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康福祉学部	総合福祉学科　管理栄養学科

人間関係学部	心理学科　子ども発達学科
人間関係学研究科	臨床心理学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
	10 月 6 日　第 3 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

36 東京有明医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

寄附行為の設置目的に基づき、使命・目的及び教育目的について、大学学則、大学院学則に定め、具体的に明文化するとともに簡潔に文章化し、ホームページや大学案内などで公表し、周知している。

建学の精神や教育の理念に基づく使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映し、明示するとともに、社会情勢の変化に対応するため、第１期中期計画においても、必要に応じて継続的に改善を進めている。

使命・目的及び教育目的を中期計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させるため、毎年 PDCA サイクル表を活用して進捗度合いを全学的にチェックしているとともに、目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを、各学部・学科・研究科の教育目的に沿って定め、ホームページ・大学案内・学生募集要項に明示し、入学者選抜を公正な方法によって適切な体制のもとに実施している。一部の学科において学生確保に課題があるものの対策を講じている。

教職協働による学生への支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。障がいのある学生や休学・留年した学生に対する学修支援をはじめ、生活支援のための体制を確立しており、経済的困窮者に対しても独自の授業料減免制度による経済的支援を行っている。キャリア支援については、教育課程内での教育やインターンシップの全学的な実施が望まれる。

設置基準を十分に満たす校地･校舎を整備しており､図書館には学術情報資料を確保し、ICT（情報通信技術）環境も整備するなど、学生の意見にも配慮している。校舎の耐震化率は 100%であり、バリアフリー環境も整備している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページなどで周知している。ディプロマ・ポリシーに基づく単位認定基準、進級基準、卒業認定基準などを適切に定め、厳正に適用するとともに、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。三つのポリシー

を踏まえた学修成果の点検・評価方法を定め、教育内容及び学修指導の改善に役立てている。

学修成果の評価の方針を「アセスメント・ポリシー」として定め、学期末試験やその結果を用いた指導の実施、各学科における外部のアセスメント・テストの利用、授業アンケートや学修行動調査のフィードバックなど、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果の点検・評価を実施している。

「基準４．教員・職員」について

学長の職務や権限を明確に定め、大学の使命・目的に沿いながら、必要な教職員を適切に配置して教学マネジメント体制を確立している。学長のリーダーシップを補佐する体制として副学長を置き、適切に機能している。教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項は、学長があらかじめ定めて周知している。

FD(Faculty Development)活動については、学長が責任者となって活動を推進しているとともに、改善につながる活動を組織的に実施している。また、大学協議会を中心とする組織的な実施体制で職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)活動に取組んでいる。

適切な研究環境・設備を整備するとともに、研究倫理や研究活動への資源配分に関する規則を定め、サポート体制を整えている。

「基準５．経営・管理と財務」について

組織倫理に関する規則に基づき､理事会･評議員会が連携しながら適切に運営しており、理事長のリーダーシップのもと経営の規律と誠実性の維持に努め、環境や人権、危機管理にも配慮しているが、危機管理に関わるマニュアルについては見直しが望まれる。

理事会は、法人・大学の使命と目的の達成に向けて、意思決定ができる体制を整えているとともに、大学協議会のメンバー2 人が理事会の構成員となっており、意思疎通と連携を適切に行っている。監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任している。

中期財政計画に基づく財務運営を行っており、安定した財務基盤を確立している。会計処理については、学校法人会計基準や法人内諸規則に基づいて適正に実施しているとともに、監査法人による監査及び監事による会計監査体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

大学評価委員会や IR(Institutional Research)委員会を設置し､中期計画に基づく自己点検・評価を定期的に実施するとともに、PDCA サイクルが有効に機能していることを客観的に評価するため、内部監査室による各部署へのヒアリングを実施している。

三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制と内容の充実に関する取組みを行うとともに、その結果を教育の改善・向上に反映している。

前回の認証評価の指摘事項や自己点検・評価の結果を踏まえ、内部質保証の実現に向けて現在の中期計画を策定し、大学の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

〈優れた点〉

〇内部質保証を担保するためのチェック機能の一つとして、非常勤である監事が毎月 2 回ほどのペースで大学及び法人に対する監査を実施しており、内部監査室長とも連携した業務監査が充実している点は評価できる。

総じて、大学・大学院は、建学の精神に基づき、「豊かな知識と確かな技術並びに患者の目線を大切にするバランスのとれた医療人を養成するとともに研究的視点を兼ね備えた人材を育成」することに努め、社会貢献に寄与している。

また、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、「大学評価委員会」が中心となって、大学運営の改善・向上のための仕組みを確立している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条の設置目的に基づき、使命・目的及び教育目的について、大学学則第 1 条第 1 項、大学院学則第 2 条第 1 項に定め、具体的に明文化するとともに簡潔に文章化してホームページや大学案内等で公表している。

使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映して明示しているとともに、社会情勢の変化に対応するため、平成 30(2018)年度からの第 1 期中期計画においても、必要に応じて継続的に改善を進めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、平成 20(2008)年の大学設置認可申請に際して、使命・目的及び教育目的を規定する学則について、理事長や学長を含む大学開設準備室の主要メンバーが中心となって策定し、理事会の議決を経て決定している。
建学の精神や教育の理念に基づく使命・目的及び教育目的は、ホームページや大学案内等を通して周知している。
使命・目的及び教育目的を中期計画や三つのポリシーに反映させるため、毎年 PDCA サイクル表を活用して進捗度合いを全学的にチェックするとともに、目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
各学部・学科・研究科のアドミッション・ポリシーをそれぞれの教育目的に沿って定め、ホームページ・大学案内・学生募集要項に明示し、周知している。
入学者選抜については、平成 29(2017)年にアドミッションセンターを新設してアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を公正な方法によって適切な体制のもとに実施し、入学者選抜でアドミッション・ポリシーの理解度を確認している。
入学定員の確保については、保健医療学部鍼灸学科で未充足となっているものの、定員確保のために対面式のオープンキャンパスの実施などの対策を講じている。また、大学院については実情に合わせて定員を変更している。

〈参考意見〉
○鍼灸学科の収容定員充足率が低いため、入学者確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学生の学修や生活の悩みなどについて「学生総合支援室」及び「学生アドバイザー制度」の活用により、教職協働による学生への支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

オフィスアワー制度を全学的に実施するとともに、シラバスにおいても確認できるようにしている。大学院生による TA 制度を整備し、適切に活用している。また、障がいのある入学希望者への事前相談を学生募集要項に明記して個別相談を行い、支援や配慮が必要な学生についても担当教員・学生総合支援室・教務課・学生課・保健管理センターで連携して支援を行っている。中途退学者、休学及び留年者の状況を把握し、原因を分析して改善策を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
学生課において、キャリアコンサルタント有資格者を配置したキャリア相談、「東京新卒応援ハローワーク」と連携したガイダンス、オリジナルの「就職サポートブック」を活用したガイダンスを実施するなど、就職や進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。キャリア支援については、教育課程内での教育やインターンシップの全学的な実施が望まれる。資格に応じた養成施設の指導等に関するガイドラインに従って、必要な臨床・臨地実習を実施している。

〈参考意見〉
○教育課程内におけるキャリア教育や基礎的・汎用的能力の向上を目的としたキャリア形成支援のための授業、社会的・職業的自立に必要な資質能力を形成するためのインターンシップを全学的に行うよう、実施体制の整備が望まれる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスと厚生補導のための「学生サポートセンター」を組織し、学修や健康に関する相談・人間関係の相談・障がいのある学生への支援などに取組んでいる。

日本学生支援機構や文部科学省などによる就学支援制度以外に、成績優秀者や経済的困窮者に対する独自の授業料減免制度による経済的支援を行っている。課外活動については、学生課と学生委員会が支援を行い、課外活動費の補助を行っている。

学生総合支援室では公認心理師・臨床心理士によるメンタルヘルス、保健管理センターでは健康相談を行うなど、健康等に関する相談に応じている。また、保健管理センターには専任の看護師を配置し、学内での不慮の事故などへの応急処置等の対応も行っている。構内には附属クリニックなどを開設し、学生及び教職員に対して健康面のサポートを行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等、設置基準を満たした学修環境を整備し、資格取得のための実習施設を設置している。図書館には、和書・外国書・電子ジャーナル等分野に応じた学術情報資料を十分に確保し、収容定員を考慮した座席数及び広さを整えるなど利用環境に配慮した整備を行っている。教育目的達成のために学生が学内のさまざまなスペースで自習等を行えるよう ICT 環境を適切に整備している。

校舎の耐震化率は 100%であり、施設・設備の保守点検も専門業者と委託契約を結び適切に行っている。施設のバリアフリー環境については、エレベータや手すりの設置、多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内の設置・整備に加え、バリアフリーマップを作成して利便性に配慮している。授業を行うクラスサイズは、広さの異なる講義室を適切に活用し、入学定員超過のクラスについても人数を分散させるなど工夫して対応している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生アドバイザー制度やオフィスアワー制度、学修行動調査、学生意見箱などによって直接あるいは間接的に意見収集を行うシステムを整備し、ポータルサイトによって学生及び教員に公表している。加えて、集まった意見を学修支援の改善に反映している。
心身に関する健康相談は保健管理センターや学生総合支援室、経済的支援の相談は学生総合支援室が行っている。また、学生意見箱や学生アドバイザーである教員から学生の意見や要望を収集し、改善に反映している。
学修環境に関する学生の意見や要望についても学生アドバイザー制度や学修行動調査、学生意見箱によって収集されるシステムを構築し、施設や設備の改善に取組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページをはじめさまざまな方法で学内外に周知している。
ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を適切に定めて適用している。
単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の運用については、単位修得状況や卒業、修了要件の充足状況を確認し、教授会の審議を経て学長が決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて策定したディプロマ・ポリシーにある学修成果を得るための具体的な教育課程編成の方針としてカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。カリキュラム･ポリシーに沿って教育課程を設定し､カリキュラムツリーも作成することで、履修の系統性を学生に明示している。シラバスについては作成要領に従い適切に整備し、ホームページで公表している。

教養教育の学修は建学の精神及び教学の理念に基づいて実施している。また、教授法の改善については全学的に FD 研修会を定期的に行い、運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を定め、教育内容及び学修指導の改善に役立てている。アドミッション・ポリシーも含めた三つのポリシーについての学修成果の評価の方針を「アセスメント・ポリシー」として定め、学期末試験やその結果を用いた指導の実施、各学科における外部のアセスメント・テストの利用、授業アンケートや学修行動調査のフィードバック、出席状況に対する指導など、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果の点検・評価を実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務や権限は、「組織規程」に明確に定めている。大学・大学院の教育に関する審議機関として「大学協議会」を設置し、大学の使命・目的に沿いながら、学長の責任において運営を行うことで、教学マネジメント体制を確立している。

学長のリーダーシップを補佐する体制として、副学長を置き、その役割・職務分担を明示し、主要な委員会の委員になることで適切に機能している。教授会は、規則において学長の諮問機関として位置付けており、教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項について、学長があらかじめ定め周知している。

職員の配置と役割について、「事務分掌規程」で明確に定め運用するとともに、職員が主要な会議体へ委員や陪席者として参画している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る専任教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を配置し、採用については「教員選考規則」「教員資格審査基準」にのっとって募集、選考、審査等の諸手続きを行っている。

FD 活動については、「FD 委員会」を設置し、学長が委員長となり各学科教員へも働きかけを行うことで、一層その活動を推進している。授業アンケートや学修行動調査の結果についてもフィードバックを行い、改善につながる活動を組織的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学協議会が主体となり、組織的な実施体制により SD 活動に取組んでいる。年度初めに SD 活動計画を立案し、研修内容により、大学全体、学科単位や部局、委員会単位で実施している。

学内の研修に加えて外部の各種研修会にも積極的に参加させるなど、担当教職員の能力向上に向けて、工夫している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

適切な研究環境・設備を提供し、研究倫理や研究活動への資源配分に関する規則を整備している。倫理的及び科学的な観点から調査、審議するための「倫理審査委員会」、利益相反行為により生じる問題への対処や産学官連携活動等を適正かつ円滑に推進することを目的とする「利益相反管理委員会」、動物愛護や環境保全、実験等を行う教職員・学生の安全確保の観点から動物実験等の実施方法を定める「動物実験委員会」を設置している。

事務局財務部内に公的研究支援室を配置し、教員が研究に集中できるサポート体制を整えている。また、令和 3(2021)年度においては、科学研究費助成事業の応募者に対して添削サービスを実施し、サポートしている。

研究活動への資源の配分については、学科共同研究費、特別研究費、教育改革推進費を設けるなど確保している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法人の設置目的を明確に規定し、法人運営に必要な規則等を整備した上で、理事会及び評議員会、大学協議会が連携しながら、適切に運営を行っている。また、寄附行為や監査報告書等、公開が必要な情報についても適切に公表している。

理事会及びその諮問機関である評議会について寄附行為に定め、また適切な検証のために内部監査室及び独立監査人を置き、使命・目的の実現のために継続的な努力を行っている。

ハラスメントの防止については、「ハラスメント防止対策委員会」だけでなく分科会も設置し、学内での情報発信に努め、ダイバーシティへの対応も含め、人権への配慮・対応を進めている。危機管理については、「危機管理規則」を設け、必要に応じて危機管理対策本部も設置できる体制をとっているが、対応マニュアルについては見直しが望まれる。また、防災については「防災管理規則」を設け、年に一度防災訓練を実施している。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルを長期間更新していない点について、現状に合わせた見直しが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び私立学校法等の規則に基づき、法人・大学の使命と目的の達成に向けて、事業計画・事業報告等の事項について意思決定ができる体制を整えている。また、より重要な事項について必要に応じて評議員会に諮問を行うなど、適切に機能している。理事の選任は、寄附行為の定めにより実施し、理事の出席状況も良好であり欠席の際の対応も適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学における審議機関である大学協議会の構成員の内 2 人が、法人の最高意思決定機関である理事会の構成員となっていることに加えて、大学協議会における議案や報告を毎回理事長に行うことにより、意思疎通と連携を適切に行っている。また、理事会を開催するごとに大学協議会で理事会の報告があり、大学協議会における議案等を都度理事長に報告することで、法人と大学が相互チェックを行う体制を確保しており、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。監事については寄附行為第 7 条、評議員については寄附行為第 25 条第 1 項に基づき正しく選任しており、監事は理事の業務執行内容の確認や定例的な業務監査、主要会議議事録・重要稟議（りんぎ）書の確認を行い、適切に機能している。評議員についても、寄附行為に定められた諮問事項の審議を行い、意見具申を行うことで適切に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期的な計画に基づき中期財政計画を策定しており、それに基づき年度収支予算を組むなどの財務運営を行っている。

事業活動収支における経常収支差額については、安定した入学者の確保が課題であると認識している。法人全体では、借入金はなく、財務運営の基盤を確立し、教育環境の更なる充実に向けて安定した財務基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人花田学園経理規程」「学校法人花田学園資産運用規程」「学校法人花田学園固定資産及び物品管理規程」にのっとり、実施している。

会計監査については､監査法人による監査及び監事による会計監査体制を整備している。また、予算とその執行状況が著しくかい離している場合には、補正予算を編成し、評議員会の意見を聴いて、理事会の承認を得ている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究の質を継続的に改善する組織的な仕組みを構築するとともに、学長を委員長とする「大学評価委員会」を設置し、責任体制を明確にしている。

大学・大学院は、内部質保証の基本方針及び実施体制を定め、全学的な方針を明示しており、学長が中心となって恒常的な組織体制を整備し、教育研究活動などの大学の諸活動を自己点検・評価し、その結果を客観的に検証している。

内部質保証のための監事及び内部監査室による監査体制を整備し､適切に運用している。

〈優れた点〉

○内部質保証を担保するためのチェック機能の一つとして、非常勤である監事が毎月 2 回ほどのペースで大学及び法人に対する監査を実施しており、内部監査室長とも連携した業務監査が充実している点は評価できる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学評価委員会や IR 委員会を設置し、中期計画に基づく自己点検・評価を定期的に実施し、そのために行っている学修行動調査の調査結果については、各学科や各委員会等にフィードバックして共有するとともに、社会へ公表している。

PDCA サイクルが有効に機能していることを客観的に評価するため、内部監査室による各部署へのヒアリングを実施している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制と内容の充実に関する取組みを行うとともに、その結果を教育の改善・向上に反映している。

前回の認証評価の指摘事項や自己点検・評価の結果を踏まえ、内部質保証の実現に向けた現在の中期計画を策定するとともに、PDCA サイクルに即した自己点検・評価を行っており、大学の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

Ａ－1．地域社会との連携

A-1-①　地域との連携

A-1-②　社会への発信

Ａ－2．国際交流の構築

A-2-①　鍼灸学科における国際交流

A-2-②　柔道整復学科における国際交流

A-2-③　看護学科における国際交流

A-2-④　AT コースにおける国際交流

【概評】

附属クリニック、附属鍼灸センター、附属接骨センターの 3 医療機関を開設し、学生や卒業生の臨床医学教育の場として機能している。また、これらの大学が有する人的・物的資源を有効に活用して地域との密接な連携と貢献を果たしている。特に、附属鍼灸センターでは、大学教員に加えて鍼灸師の資格を有する大学院生や卒業生等による研修生・研究生が、最新の研究成果を生かして施術を行っており、質の高い鍼灸治療を行っている。また、新型コロナワクチン職域接種、地域住民に対する柔道の指導、健康体操教室などを通じて、地域貢献活動や情報発信に積極的に取組んでいる。このように大学附属施設と各学科が協力して、さまざまな社会連携を行っていることは素晴らしい試みである。

大学の教育理念である「国際性に富む有為な人材の育成」を達成すべく、鍼灸学科、柔道整復学科、看護学科いずれも、大学間協定等に基づく国際交流を展開している。令和 3(2021)年度は、国内外の新型コロナウイルス感染症の影響によって予定どおりの活動ができなかったが、今年度以降の活動再開に向けて検討・協議を行っている。全ての学科で国際交流を行っており、評価できる取組みである。

今後も地域社会との連携、国際交流の構築について継続・発展に期待したい。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 21(2009)年度
所在地　　東京都江東区有明 2-9-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	鍼灸学科　柔道整復学科
看護学部	看護学科
保健医療学研究科	保健医療学専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

37 東京音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神と理念を踏まえた使命・目的は「東京音楽大学ビジョンー音楽文化の新たな地平を拓くー」（以下「東京音楽大学ビジョン」という。）として具体的かつ簡潔に文章化し、ウェブサイト、学生便覧等に掲載している。使命・目的は、学生には新学期ガイダンスにおいて、教職員には新任者研修会や教職員研修会において説明し、周知を図っている。「学校法人東京音楽大学ガバナンス・コード」を制定し、ウェブサイトにより学内外に公表し、教職員は建学の精神と理念に基づき、ガバナンスを適切に確保した上で、時代の変化に対応した大学運営を行っている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーをウェブサイト等により公表し、同ポリシーに沿った入学者受入れを行っている。志願者のニーズ及び時代の要請に応えて学士課程及び修士課程において専攻・研究領域の新設、改編及び名称変更を行い、工夫を凝らした募集活動により定員を上回る学生数を確保している。

キャリア支援センターでは、国家資格キャリアコンサルタント及びJCDA（日本キャリア開発協会）認定CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）の有資格者が就職・進学に対する相談・助言を行い、キャリア支援体制を適切に整備している。学生アンケートを実施し、授業改善、意見及び要望に応えるほか、学生相談によりくみ上げられた意見は、学生委員会、教務課、学生支援課、学生相談室及び医務室が対応する体制を整えている。

〈優れた点〉

○中目黒・代官山キャンパスは、遮音に考慮した練習室や最適な音響を施したレッスン室、最新鋭の設備を備えた「TCMホール」「TCMスタジオ」を設けるなど、学修環境として優れており学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、学士課程及び修士・博士後期課程の教育目的を踏まえて策定し、ウェブサイト等により公表している。学則において単位認定基準及び卒業認定基準を定め、学生に周知の上厳正に運用している。GPA(Grade Point Average)制度は、早期卒業制度、単位互換制度、奨学金制度等に活用している。

学士課程では、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーには一貫性がある。カリキュラム・ポリシーを踏まえてカリキュラムが体系的に編成されていることを明示し、公表している。

ファカルティ・ディベロップメント委員会は、FD(Faculty Development)研修会の開催及び「FD 通信」の発行等を通して授業改善につながる情報を教員に提供するほか、各種調査の集計結果を検討し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定の権限と責任を持つ学長はリーダーシップを発揮しており、副学長等の役職者による補佐体制も整備するなど、教学マネジメントを構築している。教授会及び研究科委員会は学長が議長となり招集し、下部委員会についても組織上の位置付け及び役割を明確に定めて機能している。教学マネジメントの充実・強化のために「東京音楽大学教学主任設置規程」を策定して教学主任を配置するほか、職員については「学校法人東京音楽大学組織規程」及び「東京音楽大学事務分掌規程」により、各部署の果たす役割を明確に示している。「東京音楽大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を策定し、この委員会が中心となり SD(Staff Development)活動の企画・立案、研修プログラムの開発・実施、新任職員研修、外部研修会の参加などを組織的に行い、職員の資質・能力向上に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学の使命・目的の達成に向けて、「学校法人東京音楽大学寄附行為」をはじめとする組織倫理に関する諸規則を整備している。法人の意思決定体制として理事会及び常勤理事会を置き、理事会は法人の重要事項を審議決定し、常勤理事会は日常的な業務の暫定的な決定を行う機関として適切に機能している。理事長はリーダーシップを発揮しており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック体制が適切に機能するなど内部統制環境を整えている。教職員の意見は、部会及び部課長連絡会議においてくみ上げる仕組みができている。監査室は内部監査及び監事監査の支援業務を行い、会計監査・業務監査を行う体制を整備している。会計担当部署は、学校法人会計基準、「東京音楽大学経理規程」に基づき会計処理を適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」において内部質保証を重視し、「東京音楽大学内部質保証方針」及び「東京音楽大学内部質保証推進規程」を令和 4(2022)年 2 月に制定して内部質保証の推進・充実を図っている。前回の機関別認証評価以降、自主的・自律的に自己点検・評価を実施し、ウェブサイトにおいて報告書を公表し、学長を中心とする自己点検・評価の組織体制及び責任体制を確立している。

IR 室を設置して、法人の各教育機関の現状把握のためにデータの収集・分析を行っている。令和 3(2021)年 7 月以降、教育、研究、社会貢献、学生生活、進路状況、グローバル化に向けた状況、財務状況等に関する現状を包括的に把握し、図表・グラフ等に整理した「東京音楽大学 FACTBOOK」を作成し、ウェブサイトで公表している。

総じて、建学の精神と理念を踏まえた「東京音楽大学ビジョン」のもと、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした教育課程、教育環境そして充実した教授陣容による音楽の専門教育と人間性を涵養する教育の実践は高い評価を得ている。法人が策定した財務計画を含む中長期計画及び内部質保証体制を着実に履行することにより、今後一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会に対する大学の貢献」「基準 B.教育の国際化」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神と理念を踏まえた大学の使命・目的を「東京音楽大学ビジョン」として具体的かつ簡潔に文章化している。大学の個性・特色は「東京音楽大学ビジョン」及び教育目的を記している大学学則及び大学院学則に反映している。

建学の精神と理念に基づき、教職員がその使命を確実に実現・実行する際に適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを推進するために「学校法人東京音楽大学ガバナンス・コード」を令和 3(2021)年 10 月に制定し、ウェブサイトにより学内外に公表している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「東京音楽大学ビジョン」は、理事を顧問に据え、理事長特任補佐、教員及び職員による全学的体制のワーキンググループで草案を作成し、最終的に理事会で承認しており、役員及び教職員の理解を得ている。「東京音楽大学ビジョン」及び教育目的は、ウェブサイト・学生便覧に掲載している。学生には新学期ガイダンスで、教職員には新任者研修会や教職員研修会で説明し、周知を図っている。

「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」は、建学の精神と理念、使命・目的及び教育目的を踏まえ、役員、教職員が関与・参画して、令和 4(2022)年 2 月に策定している。学士課程及び修士・博士後期課程の三つのポリシーは、建学の精神と理念、教育目的、「東京音楽大学ビジョン」を反映している。

音楽学部音楽学科には 6 専攻、大学院音楽研究科修士課程は 4 専攻、博士後期課程は 1 専攻の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学士課程及び修士・博士後期課程とも、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定され、入学試験募集要項、受験講習会要項及びウェブサイトで周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを行っており、学部では専攻の新設や改編及び入学者選抜の時期と方法を改善し、志望者の特性や募集の狙いに応じた複数の選抜方法を設定している。研究科では専攻の名称変更、研究領域の新設を行っている。オープンキャンパス、専攻別説明会、受験講習会及び高等学校への講師派遣など工夫を凝らした学生募集活動を行っており、適切な学生受入れ数を維持している。入学者受入れの判断は、教授会又は研究科委員会を経て学長が決定するプロセスを踏んでおり、適切な体制で運営している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制については、教員及び事務職員で構成されている委員会や事務局各課の連携により適切に整備・運営している。コロナ禍の授業対応では教職員一体となり遠隔授業の実施に至った。障がいのある学生への配慮は、「東京音楽大学障がい学生支援委員会規程」を定め、障がい学生支援委員会をはじめ教職員が連携して支援を行っている。教育的配慮のもと優秀な大学院生に対し、大学教育の充実及びトレーニング機会の提供として、TA 制度の運営を適切に行っている。また、学修サポーター、研究支援職員などを配置し、きめ細かい学修支援をしている。中途退学及び休学者数は過去 5 年間概ね変化はなく、学生支援課での面談、担当教員との相談、保護者への確認を行うなどの対策を講じている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターにおいて、インターンシップ企業の紹介及び手配を行っており、体制を構築している。国家資格キャリアコンサルタント及び JCDA 認定 CDA の有資格者 4 人がキャリアカウンセリングを行っており、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。進路ガイダンス、キャリア支援に関わる講座、業種別セミナーなどの開催や、求人情報の開示、面談、面接指導やエントリーシートの添削など各種サポートを行っている。また、外国人留学生、障がいのある学生、既卒者についての支援体制も整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導について、学生課を中心に学生委員会、医務室及び学生相談室など関連部署が相互に連携を図り適切に運営している。また、多様な奨学金制度を設け、学生に対し経済的な支援を行っている。学生の課外活動については、学生支援課において学生自治会、芸術祭実行委員会、クラブ連盟及び卒業記念対策委員会に対し、活動や運営及び会計監査補助を行うなどの支援体制を整備している。学生相談室では、専門家によるカウンセリングを通じて学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談を行い、学生生活サポート体制を整備し、教職員や保護者を対象としたコンサルテーションも行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

平成 31(2019)年 4 月に開校した中目黒・代官山キャンパスには、最新鋭のホール、オーケストラの練習ができる特大教室、高性能な録音スタジオ等を整備している。その他の学修環境に関しても 2 キャンパスの施設・設備を有効に利用しており、運営管理を適切に行っている。池袋キャンパスには図書館が、中目黒・代官山キャンパスにはラーニング・コモンズである「クリエイティブラボ」を設置し、授業利用を前提としたパソコン等の ICT（情報通信技術）環境も確保しており、教育目的達成のために、快適な学修環境を適切に整備している。また、バリアフリーをはじめとし、障がいのある学生や来学者、高齢者のための施設・設備の利便性に配慮している。実技レッスン科目は、1 対 1 の個別指導を原則とし、多人数実技科目においては教員を割当て、グループ別指導の実施等教育効果を十分に挙げられるよう適切な管理を行っている。

〈優れた点〉

○中目黒･代官山キャンパスは､遮音に考慮した練習室や最適な音響を施したレッスン室、最新鋭の設備を備えた「TCM ホール」「TCM スタジオ」を設けるなど、学修環境として優れており学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する意見をくみ上げるため学生アンケートを実施し、授業改善、意見及び要望に応えるなど学修支援体制を整備している。また、学生委員会の全委員を学生に紹介し、いつでも相談に応じることを伝えるほか、相談内容によって、学生委員会、教務課、学生支援課、学生相談室及び医務室が対応している。身体の健康相談については、医務室の看護師が、心の健康相談については専門のカウンセラーが随時対応している。学生生活及び学修環境に関する意見・要望は面談やアンケートを通して把握し、提案された改善点を適切に反映するシステムを構築しており、より良い支援を行うために見直しを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを学部及び研究科の教育目的を踏まえて策定し、学生便覧、新入生ガイダンス、オンライン情報共有システム等を用いて学生に適切に周知し、ウェブサイトによって学外への周知も適切に行っている。進級基準は設けていないが、履修順序を適切に示すなど工夫している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準は、大学学則に定め、学生便覧に明記することにより周知し、厳正に運用している。GPA 制度を導入することで、早期卒業制度、単位互換制度、奨学金制度等に活用し、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーは、学部及び研究科の教育目的を踏まえて策定しており、学生便覧やウェブサイトで公表している。学士課程においては、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。また、「シラバス第三者委員会」において記載内容をチェックするなど、シラバスの整備に努めており、キャップ制度を導入することで、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育については「東京音楽大学共通教育推進センター」を設置し、学部の教育の質の向上に努めている。教授方法については、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置することで組織体制を整え、FD 研修会の開催及び「FD 通信」の発行等を通じて授業改善につながる情報を教員に提供している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーにおいて身に付けるべき能力を明確にし、シラバスでは授業科目との関連性を明示している。GPA を成績通知書に記載し、学修成果を明示している。授業評価アンケート等で学生の学修状況を、「学修行動調査」では学修行動、学修環境及び学修成果を点検し、在学生対象の「進路希望調査」、卒業生・修了生対象の「進路状況調査」の結果は学生の指導に生かすなど、多様な尺度及び測定方法で学修成果の点検・評価をしている。各種調査内容の集計結果は、ファカルティ・ディベロップメント委員会等で検討・共有し、学修成果の点検・評価結果を踏まえ、教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築し、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。副学長は組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。教授会等の組織上の位置付け及び役割を明確に定め、機能している。教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を学長があらかじめ定め、大学の意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って、適切に行っている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「学校法人東京音楽大学組織規程」及び「東京音楽大学事務分掌規程」等により役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した運営を行うため、大学及び大学院に必要な専任教員を十分確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任の方針に基づく規則に関して、大学は「東京音楽大学人事委員会規程」及び「採用昇格人事手続規程」、大学院は「東京音楽大学大学院教員資格審査規則」により定め、適切に運用している。FD 及びその他教員研修は、ファカルティ・ディベロップメント委員会が中心となり、「東京音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」により組織的な実施とその見直しを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上については、「東京音楽大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を策定し、委員会が中心となり SD 活動の企画立案、研修プログラムの開発・実施、新任職員研修、外部研修会の参加など組織的に実施し、職員の資質・能力向上への取組みを適切に実施している。人事評価については、通常の所属長による考課に加え、職員本人による自己評価書の提出及び所属長によるフィードバック面談を実施し、職員個々の成長を促すよう取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、レッスン室、ホール、楽器、楽譜等研究環境を整備し、適切に活用している。

公的研究費の不正使用防止については「東京音楽大学における公的研究費取扱規程」等諸規則・行動規範等を整備し、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

研究活動への資源配分については、「東京音楽大学『学長裁量経費』取扱規程」「学校法人東京音楽大学における競争的資金に係る間接経費の取扱要項」等を策定し、競争的資金の獲得に関する支援及び科学研究費助成事業の採択に向けた情報収集及び教員への情報提供を行い、人的支援については、「東京音楽大学リサーチ・アシスタント規程」を策定し RA(Research Assistant)の募集を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとした法人の組織倫理に関する各種規則を整備し、適切な運営を行っている。使命・目的を実現するために将来的な基本方針を策定するための組織である中期計画検討委員会のもと各作業部会が設置され、「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」を実行する環境を整備することにより継続的な努力をしている。環境保全について、廃棄物処理及び組織的な省エネルギー対策のための体制づくりにより配慮している。また、「学校法人東京音楽大学就業規則」「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」等により人権についても配慮している。「学校法人東京音楽大学防火・防災管理規程」「学校法人東京音楽大学危機管理規程」等により学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、理事会及び常勤理事会を置いている。理事会は、法人の意思決定を行う機関として法人の重要事項を審議決定し、常勤理事会は理事会で定めた理事で構成し、法人の日常的な業務の暫定的な決定を行う機関として適切に機能している。理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学・大学院の各管理運営機関の意思決定の円滑化として理事会・常勤理事会・教授会等により、意思疎通と連携を適切に行うとともに、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。部会及び部課長連絡会議により、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。理事会・常勤理事会・評議員会等により法人及び大学・大学院の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能している。内部監査及び監事監査の支援業務を行う監査室を設置し、会計監査・業務監査を行う体制を

整備している。また、監事の選任を適切に行っており、監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切である。監事は法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べている。加えて、評議員の選任を適切に行っている。評議員の評議員会への出席状況は適切であり、評議員会の運営を適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

入学定員充足率及び収容定員充足率は、5 年連続 100%以上であり、安定した収益を確保している。財務基盤の安定化と収支バランスを確保すべく、「中長期財務計画（20 年間）」にて、人件費削減を中心に勘案した経費圧縮計画を策定しており、中目黒・代官山キャンパス開校に関わる借入金の一部を有価証券の償還にて随意返済する計画を立てている。また、令和 7(2025)年度には運用資産が外部負債を上回る計画を策定しており、常勤理事会主導で定期的に進捗状況を把握し、財務運営状況の検討を行っている。

〈参考意見〉

○経常収支差額が令和 5(2023)年度まで 6 年連続マイナスとなる中長期財務計画を策定しているが、現在の大学の状況も踏まえた理事会主導による中長期財務計画の見直しを行い、より具体的な財務改善施策を推進していくことが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、「東京音楽大学経理規程」に基づき、会計担当部署が会計処理を適切に実施している。資産運用については「学校法人東京音楽大学資産運用規程」に基づき資産運用提案責任者を事務局長とし、資産運用の状況及び結果を毎月理事長に報告する等チェック体制を整備している。公認会計士による会計監査、監事による業務監査・会計監査を受け、理事会の議事録、評議員会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による会計監査を定期的に行い、厳正な実施体制を確保している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」の決定に際して、内部質保証の推進・充実を重要施策として位置付け、「東京音楽大学内部質保証方針」を令和 4(2022)年 2 月に制定し、ウェブサイトにおいて公表している。同方針に従って内部質保証を推進するに当たり、「東京音楽大学内部質保証推進規程」を策定した。この規則により内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会の役割と位置付けが明確になり、自己点検・評価の実施と改善活動及びその取組みについて、学外に積極的に発信することに関して、学長を中心とする組織体制及び責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

前回の機関別認証評価以降、平成 30(2018)年度に日本高等教育評価機構が定めた「大学機関別認証評価評価基準」に従い自主的・自律的に自己点検・評価を実施し、ウェブサイトにおいて報告書を公表している。

平成 30(2018)年度に IR 室を設置して専任職員及び兼任職員を置き、法人の現状把握のために大学、付属幼稚園そして付属高等学校の過去 5 年間の入学者数推移、国内主要音楽大学在籍者数の推移等のデータを調査し、理事会に提出している。令和 3(2021)年 7 月に、教育、研究、社会貢献、学生生活、進路状況、グローバル、財務状況等に関する現状を包括的に把握し、図表・グラフ等に整理した「東京音楽大学 FACTBOOK2020」を作成し、翌年の改訂版を含めてウェブサイトで公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東京音楽大学第Ⅱ期中期計画（2022 年 4 月～2027 年 3 月）」では、三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証に関する機能の点検・評価を、内部質保証委員会及びその内部組織である自己点検・評価委員会が実施すると明記している。

令和 3(2021)年度に行った平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの実施事業に関する自己点検・評価において、大学は内部質保証のための全学的な PDCA サイクルの確立と機能性は基準を満たしていないと自己判定した。その結果を踏まえ、「東京音楽大学内部質保証方針」及び「東京音楽大学内部質保証推進規程」を新たに策定して、公表した。財務計画を含む中長期計画に基づき、IR 室によるデータ収集・分析等を踏まえた大学による自己点検・評価及び機関別認証評価受審等による大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会に対する大学の貢献

A－1．社会貢献に関する方針及び取組み

A-1-①　社会貢献に関する方針の明確化

A-1-②　大学の社会貢献への取組み

【概評】

建学の精神と理念の一つである「音楽による社会貢献」にのっとり、大学の中期目標・中期計画において地域社会との連携や社会貢献に関する目標と計画を示し、中目黒・代官山キャンパスにおいて「上目黒一丁目地区プロジェクト計画書」を策定している。特に、その中の「周辺地域のコミュニティ形成」では、区内にある他大学との連携講座を実施し、コロナ禍では医療従事者に演奏動画を届ける「心にさくらプロジェクト」を実施している。豊島区との連携では、「としまコミュニティ大学」において区内の 6 大学とともに講座を開催している。

また、大学主催の演奏会を一般に公開し、地域社会への音楽文化の提供に努めている。この他に、令和 3(2021)年度に社会連携部を設置し、中目黒・代官山キャンパス周辺に立地する企業からの依頼を受託してコンサートを行い、アクト・プロジェクト等によるアウトリーチ活動などを行っている。

加えて、豊島区内の 6 大学とともに「としま図書館ネットワーク便」に参加し、大学の学生と教職員は豊島区立図書館を、豊島区立図書館利用者は大学図書館を利用することができる。大学図書館は、地域住民に対するレファレンス協力も行っている。

基準Ｂ．教育の国際化

Ｂ－1．教育の国際化の推進

Ｂ-1-①　学生の海外派遣等の推進

Ｂ-1-②　外国人学生の受入れの推進

Ｂ-1-③　交流演奏会の開催の推進

Ｂ-1-④　公開レッスン・公開講座開催の推進

【概評】

建学の精神と理念にある「国際性」を反映した大学の活動指針「東京音楽大学ビジョン」に基づき、ヨーロッパへの海外留学プログラムを設け、国際性豊かな人材の育成に取組んでいる。平成 30(2018)年度には留学を希望する学生のための短期留学奨学金制度を設け、実技試験及び語学面接試験合格学生に対し奨学金を支給している。この他、ミュージック・リベラルアーツ専攻では、海外の総合大学への留学において、留学先での修得単位を大学の単位として認定する制度を設け、留学中の学費を大学が補助している。また、派遣元の大学と互いの留学生の授業料を免除する制度を設けて、外国人学生の受入れも行っている。

これらの制度を利用して、大学に留学している外国人留学生と学生との交流演奏会及び外国に留学した学生も含め、留学経験談等の披露も含むコンサートを開催し、留学の成果を聴衆の前で発表する機会を提供している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 38(1963)年度

所在地　　東京都目黒区上目黒 1-9-1

　　東京都豊島区南池袋 3-4-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科
音楽研究科	器楽専攻　声楽専攻　作曲指揮専攻　音楽文化研究専攻　音楽専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 18 日	第 1 回評価員会議開催

9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

38 東京成徳大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「有徳有為な人間の育成」及び大学の教育理念である「共生とコミュニケーション」に基づき、グローバル化の進展などの時代の変化に合わせて、ブランド・ステートメント及びタグラインとして使命・目的及び教育目的を具体的に明文化して、ホームページや大学案内等を通じて学内外へ周知している。使命及び教育目標は中長期的な計画に反映している。建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的との整合性を重視して大学全体及び学部・大学院の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。

使命や教育目標達成のため教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

大学及び大学院は、教育目標を踏まえてアドミッション・ポリシーを明確に定め、ホームページ等で周知している。多様な入試制度を導入して公正な入学者選抜を実施している。4 学部及び大学院では入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているが、国際学部国際学科においては、より適切な入学者数の維持が必要である。大学及び大学院では、教務課のほかに学修支援課を新設して学生相談のための窓口とするなど、学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備、運営している。教職協働による学生生活支援のための組織を設置し、適切に機能している。校地及び校舎面積は設置基準を満たし、施設・設備のきめ細かな運営・管理に努めるなど、教育目的の達成のために快適な学修環境を整備している。

「基準３．教育課程」について

大学全体及び各学部・学科、大学院の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めて、ホームページ、学生便覧及び大学院要覧で学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定めている。各学部・学科、大学院において、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保している。全学組織である教育研究改善委員会のもとに、教授方法の改善を進めるため組織体制を整備し運用している。学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を整備している。大学運営委員会、教授会、学長を委員長とする各組織、学長の意思決定を補佐する委員会等を配置し、使命・目的の達成のための教学マネジメント体制を構築している。教学マネジメントの遂行に必要な事務組織及び職員を配置し、役割を明確化している。設置基準を上回る教員を配置し、教職課程認定基準とその他の資格についても、大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。SD・FD 活動推進委員会を設置して、「全学 SD・FD 研修会」を開催し、全学で情報共有を図りつつ教育等の改善につなげている。SD 委員会が中心となって、事務職員の資質・能力向上のための研修など、職員の SD(Staff Development)活動の組織的な実施とその見直しを行っている。

〈優れた点〉

○「全学 SD・FD 研修会」に全教職員が参加し、研修会の報告・発表内容について学内の教職員から広くコメントを集めて全学で情報共有している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学の経営は、寄附行為、学則及び関係法令等に基づいて執行し、法人の規律を保ち適切に運営している。大学の使命・目的の実現のため、「東京成徳ビジョン 100」で示すビジョンに基づき、教育体制・経営基盤・ネットワークの拡充を重点目標に 3 年単位の中期事業計画を策定し、その中期事業計画に基づく財務運営を行うなど、継続的な努力を行っている。環境対策やハラスメント防止等の対策は適切である。危機管理への対応については、規則に基づくマニュアルを早期に作成することが望まれる。法人全体の財務基盤は、大学の入学者数の増加による収入基盤の拡大安定と支出削減により安定化基調にあり、教育内容の質の向上や募集の強化により一層の改善も見込まれている。会計処理は、規則等に基づき適正に行っている。会計監査体制及び実施については、監査法人、監事により適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学及び大学院は、学則にのっとり内部質保証に関する全学的な方針を明示している。大学運営委員会と教育研究改善委員会の二つの委員会を核として、SD・FD 活動推進委員会などの各組織が自己点検・評価活動に取組むなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。企画・IR 室及び入試・広報センターが各種の調査を行い、エビデンスに基づく自己点検・評価の結果は、各組織を通じて全学で情報共有され、ホームページなどで学外へも公表している。自己点検・評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みは機能している。自己点検・評価の結果のフィードバック機能をより高めることによる PDCA サイクルの機能性の確立に取組んでいる。

総じて、大学及び大学院は、建学の精神を礎として使命・目的及び教育目標を踏まえた三つのポリシーに基づく教育研究活動を行っている。教職協働のもと学修支援体制及び学

生生活支援体制を整備して教育効果の向上に努めている。財務基盤は安定的である。内部質保証の仕組みを機能させて自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。「東京成徳ビジョン 100」のもと、評価等の結果を踏まえた中期計画を策定・実施して大学運営の改革や改善に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.心理・教育相談センターを中核とした地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. グローバル教育センター設立の趣旨
2. グローバル教育センターの組織・体制
3. グローバル教育センターの活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神である「有徳有為な人間の育成」「五つの教育目標」及び大学の教育理念である「共生とコミュニケーション」に基づき、ブランド・ステートメント及びタグラインを定めて使命・目的及び教育目的を具体的に明文化している。

グローバル化の進展などの時代の変化に合わせて、ブランド・ステートメントとして「多様性の中で共生し、新たな自分を発見するとともに、自らの信念をもって未来をデザインする人材を育成します。」、また、タグラインとして「つながる学び、広がる未来。」を定めるなど、使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化し、学生便覧、ホームページなどを通じて学内外に周知している。

建学の精神で「徳育」を重視してブランド・ステートメント及びタグラインに大学の個性・特色を反映し、明文化している。社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

ブランド・ステートメントとタグラインを全教職員で組織するブランド戦略会議で検討するなど、使命・目的及び教育目的の策定に教職員が関与・参画している。中期事業計画を踏まえた年度事業計画の策定は、学則に定める教育目的に基づいて具体的計画が学部・研究科より提議され、それが各教育目的に適合しているか、理事会で吟味するなど、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的との整合性を重視して三つのポリシーを定めるなどしている。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科及び研究科等の教育研究組織は整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを、学部及び研究科の教育目的にのっとって定めており、それらを、大学案内、大学院案内、学生募集要項、ホームページに掲載することにより学内外に周知している。

入試種別ごとにアドミッション・ポリシーの理解度や適合性をより明確に把握することに努めており、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により運用している。また、その運用がどの程度機能しているかを、「学修調査（行動・成果

調査)」によって確認している。入試問題を、学内の適切な手続きのもと大学において作成している。

入学定員を満たしていない学科もあるが、海外留学の実績を積極的に情報発信するなどの取組みを進めており、大学全体の収容定員は概ね満たしている。今後、更なる努力により、学科の定員を満たすよう期待したい。

〈改善を要する点〉

○国際学部国際学科は、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、入学者の確保について改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学組織としての大学運営委員会、教育研究改善委員会及び全学教務委員会の各組織が教職員で構成され、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を整備し、適切に運営している。大学院においては、教育課程の運営を進めるために教職協働で教務委員会を開催している。また、障がい学生等支援委員会を設置して、障がいのある人の支援を専門とする教員を含む教職員による支援体制も整えている。

クラス担任制度、オフィスアワー制度、「特別アドバイス」制度等を設け、学生の履修指導や生活相談に応じるとともに、中途退学、休学及び留年への対応を適切に行っている。また、大学院生による TA の活用をはじめ、SA(Student Assistant)や実務経験者の活用により学生の学修支援の充実を図っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科の教育課程において、「キャリアデザイン」等のキャリア教育関連科目を開設するとともに、インターンシップを実施している。また、教育課程外では、大学の各学部・学科及び研究科の就職担当教職員とキャリア支援課長により構成される就職支援センターとキャリア支援課が主体となって、個別面談をはじめ、外部機関と協力しながら公務員対策や公認心理師国家試験対策等のプログラムを実施するなど、教育課程内外を通じて、

全学的に社会的・職業的自立のための支援体制を適切に構築している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生委員会及び事務局キャンパスライフ支援課が学生サービスから経済的な支援、部・サークル支援、健康支援・心的支援など幅広く学生サービスの向上を担っている。

日本学生支援機構の奨学金をはじめ、「東日本大震災に伴う学納金等の減免」や「経済的事情による卒業困難者に対する学納金減免」など大学独自の減免措置等を設けて学生に対する経済的支援を適切に行っている。学生の課外活動への支援としては、男子バスケットボール部の強化をはじめ、課外活動団体への大学後援会からの活動費の助成などを適切に行っている。

学生の定期健康診断を実施しているほか、看護師が常駐する保健室、有資格のカウンセラーがいる学生相談室があり、学生の心身の健康相談とケアに対応しており、学生生活の安定のための支援を多面的に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす校地面積、校舎面積を有している。キャンパス内に体育館を含む 7 棟の短期大学と共用の校舎があり、図書館等施設・設備を適切に整備するとともに、チェックリストに基づいて施設点検を年 2 回実施して有効に活用している。学内には、実習室、情報サービス施設、多目的ホール、メディアスペース、マルチメディア教室等を設置して教育目的の達成のための快適な学修環境を整備している。校舎等建築物の耐震安全性が確保されるとともに、キャンパス内の施設は構内段差解消など、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮し概ね適切に整備している。老朽化等に伴う必要なリニューアル工事等も計画されている。

授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

〈参考意見〉

○5 号館のみバリアフリー化が未実施であるため、整備計画を立てて今後整備を進めていくことが望まれる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任制やオフィスアワー制度等を通じて、学部のゼミナール担当教員、研究科の指導教員は、学生の修学上の悩みや意見・要望の把握に努め対応している。また、教務課や学修支援課も学生相談のための窓口となっており、把握した学生の意見・要望は、必要に応じて教務委員会、学科会、事務局各課で検討している。

また、「学修調査（行動・成果調査）」「学修調査（大学院）」、学生生活満足度調査、卒業時アンケート、授業評価アンケートの実施、学生代表者委員会や学生教育改善委員会の開催を通じて、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望の把握に努め、これらの結果を踏まえて教育研究改善委員会等で対応を検討している。学生への学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備し、情報の共有を図りつつ授業改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める大学全体の教育目的を踏まえて大学全体のディプロマ・ポリシーを定め、これに基づき各学部・学科、研究科は、それぞれの教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。また、ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、大学案内、学生便覧、大学院要覧に掲載し学内外に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を概ね適切に定めている。また、それら基準を履修規程の一部として、学生便覧、大学院要覧、ホームページに掲載し学内外に周知するとともに、厳正に適用している。

〈参考意見〉

○「授業の成績評価のアセスメント方針」にある成績評価基準を、学則などで規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて大学全体のカリキュラム・ポリシーを定め、これを受けて学部・学科、研究科は、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、大学案内、大学院要覧、学生便覧に掲載し、学内外に周知している。カリキュラムマップを作成し、ディプロマ・ポリシーに対応する履修科目群が具体的に整理されるなど、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成するとともに、授業時間外の学修について講義ごとにその内容を記載し、履修登録単位数の上限を適切に設定するなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。シラバスを整備するとともに、教養教育を教育課程の中で適切に実施している。SD・FD 活動推進委員会を設け、教授方法の工夫・開発、改善、効果的な実施等に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するため、各学部・学科共通で身に付けるべき 6 種類の能力を定め、それぞれの達成度を「学修調査（行動・成果調査）」等で確認している。卒業時アンケート、卒業後アンケート、就職先アンケート、授業評価アンケートや GPA(Grade Point Average)制度導入により、学修成果の点検・評価に役立てている。また、全学生を対象とする学生生活満足度調査を実施し、学修成果につながる学修環境の満足度の点検・評価を行っているなど、三つのポリシーに基づく多様な尺度・指標や測定方法を用いて、学修成果を点検・評価している。

各種のアンケート調査から得られた情報は、企画・IR 室によって集計・分析され、全学で情報共有するとともに、学修成果向上のための教育改善に役立てられるなど、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 7 条の 2 で学長の権限と責任を明確化し、規則に基づき副学長を置いて学長を補佐するなど、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを確立している。

学長が校務を決定するに当たり、学部の教育研究に関する事項については各教授会が学長に意見を述べ、企画・IR 室を学長の意思決定を補佐する直轄の組織として設置し、教学マネジメントを構築している。そのために必要な職員を配置し、役割の明確化により機能性を高めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置については、既に募集を停止している 1 学科を除き、各学部・学科、研究科とも設置基準を上回る数を配置し、教職課程認定基準数も満たしている。教員の採用・昇任は、「教員選考規程」にのっとり、学長を委員長とする「人事委員会」で適格性を審査するなど適切に運用している。

教職員の職能開発においては、SD・FD 活動推進委員会で実施方針を定め、全教職員が参加する「全学 SD・FD 研修会」の開催及び全学一斉の授業公開を行っている。学修調査、卒業時アンケート、授業評価アンケート等の結果分析に基づき、教育内容・方法の改善を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の SD・FD 活動は「SD・FD 活動推進委員会規程」に基づき、基本方針、実施計画を策定し、加えて事務職員の SD 活動については「十条台キャンパス事務職員 SD 委員会内規」に基づいて設置された SD 委員会が中心となって組織的に実施している。その活動内容は、勉強会や研修会参加報告会の開催、事務局インターンシップ及び新入職員研修等の実施等である。また、これらの実施計画及び活動報告は毎年度、SD・FD 活動推進委員会に報告され、全学的な SD 活動の一環とするなど、職員の資質・能力向上のための組織的な取組みとその見直しが行われている。加えて、全学 SD・FD 研修会について教職員から広くコメントを集め、全学で情報共有している。

〈優れた点〉

○「全学 SD・FD 研修会」に全教職員が参加し、研修会の報告・発表内容について学内の教職員から広くコメントを集めて全学で情報共有している点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は、インターネット環境が整備された個室の研究室が貸与されており、適切な研究環境が有効に活用されている。

研究倫理面においては「東京成徳大学における研究者等の行動規範」を制定し、研究の信頼性及び公正性を確保し社会から信頼と尊敬を得ることを教員に求めている。

大学での研究活動を推進するため、各学部・研究科の専任教員に個人研究費及び研究旅費が配分され、研究機器・学術図書等の購入及び学会出張などに有効に使用されている。加えて、学内の公募による研究費として、学長裁量経費が予算措置されており、研究者の申請により学長が採択の可否を決定し、研究活動が実施されているなど、研究活動への資源配分に関する制度が整備されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営は、寄附行為及び学則をはじめとする組織倫理に関する規則に基づき、適切に執行され、規律と誠実性を維持している。

法人創立 90 年を機に、創立 100 年に向けた「東京成徳ビジョン 100」を策定・公表し、具体化のため 3 年ごとに 3 期に分けた中期事業計画に沿って、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

危機管理に関するマニュアルの整備は課題であるものの、環境保全に向けては「環境方針」を制定して、省エネルギーの諸施策を継続的に実施している。また、「ハラスメント防止等に関する規程」「個人情報保護規程」「公益通報者保護規程」を制定し、啓発、対応を行うなど、人権への配慮を行っている。

〈参考意見〉

○危機管理マニュアルの整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び「理事会運営規程」「評議員会運営規程」にのっとり、理事会及び評議員会を運営しており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事会、評議員会ともに、コロナ禍にあっては令和 2(2020)年からオンライン会議形式の併用により、意思決定体制に支障が出ないよう運営している。

寄附行為第 6 条に基づき、学長が理事に就くことにより、教育現場の詳細な情報を共有、判断できる体制をとるなど、理事会の機能性を確保し、事業計画を確実に実行するなど適切な運営を実施している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定は、理事長が招集する理事会で行い、大学に関する審議として、中期計画を含む予算・事業計画、学則改正や役職者人事等の重要事項を審議している。大学の管理運営機関は、学部教授会を中核として、大学運営委員会及び各種委員会で構成されている。学部教授会には学長が、大学運営委員会には理事長が出席し、意思疎通と連携により会議の円滑な運営を図れる体制を整えて、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教職員とともに、提案などをくみ上げる仕組みがある。

「内部監査規程」に基づき内部監査室を置くなど、相互チェック体制が機能している。監事、評議員の選任について、寄附行為に基づき適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「東京成徳ビジョン 100」に基づき、教育体制・経営基盤・ネットワークの拡充を重点目標に、平成 29(2017)年度から 3 年単位の中期事業計画が策定されており、併せて「東京成徳ビジョン 100」に沿った財務計画も策定され、適切な財務運営を確立している。

年度予算は財務計画と照らし合わせながら、適正な手続きを経て策定されており、また、予算の執行は大学事務局及び法人本部の両方で管理され、予算超過や新たな支出が必要な場合は、適正な手続きを経て補正予算が編成されている。

財務基盤と収支バランスは「収入基盤の拡大」「支出削減」「業務の効率化、選択と集中」の面から積極的に取組んでおり、安定した財務基盤の確立と適切な収支バランスが確保されている。加えて、科学研究費助成事業等の外部資金の獲得にも取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「経理規程」に基づいて適正に実施されている。

会計監査は、公認会計士及び監査法人により行われ、中間監査及び年度の決算監査をもって実施されている。決算監査では、予算執行状況、決算数値に対する根拠のヒアリング、エビデンスの提示、仮勘定計上の妥当性、会計に関わるガバナンス等が精査され、会計監査の結果は、「公認会計士・監事協議会」において、監事に対して報告されるなど、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

監事による監査は、毎年度、適切に実施され、監査報告は法令の定めるところに従い、適正に監査報告が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「教育研究改善（自己点検・評価）委員会規程」第 1 条で、法人全体の内部質保証に関

する方針を明示するとともに、学則第 2 条第 1 項に、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。自己点検・評価の中核組織として大学運営委員会を設置し、大学全体の自己点検・評価・改善を行い、大学運営委員会の方針のもとに教育研究改善委員会が主に教育研究面における自己点検・評価・改善を行うなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。

学長を長とする大学運営委員会と教育研究改善委員会の二つの委員会を核として、自己点検評価書編集委員会、企画・IR 室、SD・FD 活動推進委員会、学生代表者委員会、外部評価委員会等の各組織が全学的に自己点検・評価活動に取組むなど、内部質保証のための責任体制も明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

企画・IR 室と入試・広報センター及び教務課の資料に基づくさまざまなアンケート調査と分布表により得られたデータに基づいて自己点検・評価を行うなど、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施している。自己点検・評価の結果は、自己点検評価書として大学運営委員会及び教育研究改善委員会で報告された後、各学部・研究科の教授会や研究科委員会で報告され、全学で情報共有されている。自己点検評価書等はホームページに掲載するなど、学内外に公表している。

企画・IR 室を中心に、「学修調査（行動・成果調査）」、学生生活満足度調査などの各種の調査の実施、情報収集・分析・共有を行うなど、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の PDCA サイクルを活用した内部質保証の取組みは、全学的な取組み、各学部・学科、研究科、教員個々、各センター及び各種委員会、企画・IR 室、職員の SD による取組みなど、さまざまな形で進められている。また、PDCA に関する報告は学長及び副学長が全内容を確認、検討して問題や改善策を学部長等会議に提示し、教育研究改善委員会の議

題とするなど、全学的なPDCAサイクルの機能性の確保に努めている。

各学部・学科、研究科において前年度の事業計画の実施状況、達成度等を踏まえて見直した計画と大学全体の計画を、学長が取りまとめて策定して大学運営委員会で提示している。これを教職員に情報共有し中長期的な大学の運営及びその改善・向上のための基本方針とするなど、自己点検・評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．心理・教育相談センターを中核とした地域社会との連携及び地域社会への貢献

Ａ－1．地域社会との連携及び貢献活動の方針と体制

A-1-①　地域社会との連携及び貢献活動の方針

A-1-②　地域社会との連携及び貢献活動の組織・体制

A-1-③　教育課程及び教育・研究活動との連携

Ａ－2．地域社会との連携及び貢献活動の活動内容と成果

A-2-①　地域社会との連携及び貢献活動の具体的内容

A-2-②　地域社会との連携及び貢献活動の成果

【概評】

心理・教育相談センターは、「地域住民に対する心の問題に関する心理相談への対応と、その解決のための援助の場として、また本学大学院心理学研究科院生の臨床心理実習および研究に係る教育実践の場として、臨床心理学的研究を行うこと」を目的としており、大学の使命・目的に沿う活動となっている。この活動は東京都北区と締結した「北区包括協定」に基づいて行われており、区と大学の双方が持つ人的・知的・物的資源を地域課題の解決に生かし､住民福祉の向上や学術の発展などにつなげることを目的としたものである。大学の地域貢献活動は心理・教育相談センターの活動と大学院生のボランティア活動の二つを軸にして成立っている。心理・教育相談センターでは、多くのスーパーバイザーや教員が大学院生一人ひとりに個別で対応し、きめ細かく臨床及び教育活動を行っている。

心理・教育相談センターは平成25(2013)年度から、外部の医療機関等からの依頼を受け各種の知能検査や人格検査等の心理検査を行っており、大学院生は診療内科クリニックや精神科医療法人に出向き、リエゾン・チーム医療における一人の専門家として心理臨床の最前線で活躍するなど、地域医療へのサポート活動を行っている。加えて学校教育への地域サポート活動として北区及び近隣地域で小学校、中学校、高等学校実習を行っている。北区では年々増加する不登校問題に対応するために不登校対策支援事業が行われている。毎年、北区政策提案協働事業に教員や大学院生がボランティアとして参加し、不登校の保護者や子ども達への支援を行っている｡このような活動は地域貢献の一端を担うとともに、大学院生には知識やスキルの向上をもたらす機会となり教育効果を高めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

グローバル教育センターの開設によるグローバル人材の育成

1. グローバル教育センター設立の趣旨

大学の経営母体である東京成徳学園は、平成 27(2015)年に創立 90 年を迎えたことを記念し、学園が目指す創立 100 年に向けた指針として「**東京成徳ビジョン 100**」を策定した。当学園は建学以来掲げてきた「徳を成す人間の育成」という建学の精神及び「五つの教育目標」（基準 1 参照）を踏まえつつその後の 10 年間を見据え、創立 100 年の将来像に向けた目標を「『成徳』の精神を持つグローバル人材の育成」とした。

2. グローバル教育センターの組織・体制

この取組みの重要な一環として、人文学部を再編し、平成 31(2019)年 4 月に国際学部を開設するとともに、本学の各教育組織におけるグローバル人材育成の取組みを支援するために、従来から全学向けの留学プログラム等を担当していた「国際交流委員会」の機能を再編・強化し、令和 2(2020)年 4 月に「東京成徳大学・東京成徳短期大学グローバル教育センター」を開設した。

同センターの組織は、センター長、副センター長、及び事務局職員 1 名から成る。

また、グローバル化に対応した新しい教育活動の拠点の設立及び東京キャンパスへの集約化に伴う教育スペースの確保を目的として、同キャンパスに 6 号館（グローバルセンター）が建設され、2018 年 4 月に竣工した。同校舎は地上 6 階、床面積 7 千㎡であり、東京キャンパスで最大の教室棟である。大教室 13、小教室 14、ゼミ室 2 のほか、1 階メインスペースには大教室 3 室分の「グローバルラウンジ」が設置された。

3. グローバル教育センターの活動

グローバル教育センターは、交換留学(学生の派遣及び海外留学生の受入れ)、半期留学、短期海外研修、英語研修、国際交流イベント等の企画・実施・評価、海外の教育機関の情報収集・連携促進等を所掌する。留学に関する諸手続きを円滑に進めるために、「東京成徳大学留学規程」を定め、令和 2(2021)年 4 月 1 日から施行している。

グローバルプラザに隣接する 2 教室では、昼休みの時間帯も含めて同センターが主催する外国人英語講師による英語プログラムが行われ、また、同センターの事務スペースも同プラザの一角に設置され、学生からの各種留学相談などに対応できる体制を整備した。

今後は、大学のグローバル化の拠点としてこれらの活動をより一層推進していくために、各教育組織及び事務局との協力関係の下で留学や国際交流に関する学生向け説明会、各種のワークショップ、交流イベントなどを年間計画に基づき着実に実施するとともに、留学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れの実績を年々着実に伸ばしていく。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 5(1993)年度

所在地　　東京都北区十条台 1-7-13

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文学部※	日本伝統文化学科
国際学部	国際学科
応用心理学部	臨床心理学科　健康・スポーツ心理学科
子ども学部	子ども学科
経営学部	経営学科
心理学研究科	臨床心理学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 24 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

39 東京富士大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、それぞれ具体的に文章化しており、寄附行為や学則、学生へのさまざまな文書、ウェブサイトに簡潔に記述している。創立者高田勇道氏の建学の趣旨は継承しつつ、時代に即した実務教育の形を追求する目的で、「実務 IQ」という概念を掲げ教育に取組んでいる。これは高校生に対する説明でも利用し、大学の個性を表現するものとなっている。また、法令改正や中央教育審議会の答申を踏まえ、学則を改正するなどの見直しを行っている。

建学の精神、使命・目的の理解を深めるために周知を行っているほか、教職員に対しても繰返し説明している。令和 3(2021)年度から開始した「中期 5 ヵ年計画」に「中期目標（ビジョン)」を掲げ、その中で教育の指針として、「実務 IQ」を位置付けている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学試験を実施し、各学科・研究科の在籍学生数は、概ね収容定員を満たしている。オフィスアワーや TA(Teaching Assistant)制度を適切に運用している。キャリア形成に関わる科目がカリキュラムに組込まれているほか、企業や地域社会と連携した活動が活発であり、学生にとって、キャリア形成の機会となっている。

学生サービスのための組織である学生支援部を設置し、学生への支援業務を担当している。「学生生活アンケート」などの実施により、学生の実態、要望を把握し、それを大学としての改善策の資料としても利用している。また、大学独自の奨学金を設けるなど、経済的支援も実施している。外国人留学生への支援は、国際交流推進室が中心に行っている。学生相談室には、公認心理師の資格を有する職員を配置しており、学生への心的支援も行っている。

「基準３．教育課程」について

建学の精神及び基本理念、教育目的に基づき、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトや「学生要覧」を通じて、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえている。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて概ね適切に運用している。

六つの履修モデルを示し、学生が体系的に履修計画を立てることができるよう配慮して

いる。教授方法の工夫・開発と効果的な実施の点では、基礎演習における統一カリキュラムの策定、アクティブ・ラーニングの奨励、FD(Faculty Development)研修などを行っている。入学時に得られるデータと成績評価、GPA(Grade Point Average)、学生生活アンケート、ジェネリックスキル測定テスト、単位取得状況、資格取得状況などの入学後に得られるデータをもとに、学修成果の点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教授会の意見を踏まえ、トップダウン型、ボトムアップ型の意思決定ルートを活用し、適切なリーダーシップを発揮できる体制となっている。また、学長が適切かつ迅速な意思決定を行うために、「専門委員会」及び「特別委員会」を設け、必要に応じてプロジェクトチームを組織している。

学部･学科及び大学院において､教育目的及び教育課程に即した教員数を配置している。採用、昇任について、厳格かつ公正な審査基準を規則に明示しており、実務家教員の資格審査基準も明確になっている。SD(Staff Development)研修は限定した職員によるものとなっており､近年において実施回数も少ないが､FD については､組織的に実施しており､概ね全ての専任教員が参加している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為等の規則に基づき、理事会、評議員会を定期的に開催し、適切に決議を行っている。「公益通報に関する規程」も整備し、経営の規律を保っている。キャンパス内の緑化対策や省エネルギー対策などに取組み、環境保全にも努めている。ハラスメント防止等各種規則を整備し、人権や安全への配慮も行っている。

中期計画についても「中期 5 ヵ年計画」として定めており、ウェブサイトで公開している。監事の理事会・評議員会の出席状況も良好である。「経営改善計画（平成 28～令和 2 年度)」及び「中期 5 ヵ年計画」を策定し、最重点策として学生募集体制の強化及びスカラシップ制度の見直し、総経費の削減を掲げ、財務改善のための取組みを行っている。計画 3 年目で収支バランスは改善し、安定した財務基盤確立のための資金留保を行っている。

〈優れた点〉

○「経営改善計画（平成 28～令和 2 年度)」に沿って、学生増による収入増、人件費を含めた支出削減などにより、計画 3 年目で黒字に改善しており、短期間で経営改善に取組み、改善につなげている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な取組みについては、さまざまな文書や組織規則を通じて、総合的に定めている。内部質保証を実行していく組織として自己点検評価委員会が責任を持ち、教育・研究・社会的活動の状況、組織、運営及び施設について把握し、毎年度、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の検証については、自己点検推進室が役割を担っている。自己点検評価委員会は、各部門が行った点検・評価の工程及び内容が「実施要綱」に沿ったものであるかを毎年検証し、自己点検評価委員長は、その検証結果を理

事長及び学長に報告している。これらの実施状況や改善案は、経営戦略会議に諮り、学長のリーダーシップのもと、大学全体の改善の取組みにつなげている。

〈優れた点〉

○IR 推進室において、学生の学修や生活の情報を集約した学生ポートフォリオを作成し、必要に応じて演習の担当教員に開示するなどして、学生の支援に活用している点は評価できる。

総じて、建学の精神を継承する教育理念を「実務 IQ」という現代的な表現にして特色を表し、社会からの要請に積極的に応えようとしている。学生の学修に関するさまざまなデータを体系的にポートフォリオの形でまとめ、学生の成長を見える化し、後押ししようとしている。志願者を増やし、定員未充足状態を解消することで、短期間のうちに飛躍的な収支構造を安定させることに成功した。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.特色ある教育・研究と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 産業界や地域連携による実践的学修の場の設定
2. 授業科目とキャリア支援施策との効果的連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、それぞれ具体的に文章化しており、寄附行為や学則、学生へのさまざまな文書、ウェブサイトに記述している。創立者高田勇道氏の建学の趣旨を継承しつつ、今日的な展開、表現に配慮している。法律の改正や中央教育審議会の答申を踏

まえ、学則を改正するなど、社会情勢に対応した見直しを行っている。
個性や特色をより分かりやすく学生に伝えるために、「実務 IQ」などのかみ砕いた表現も検討し、さまざまな媒体を通じて、学生に伝えている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的、教育目的について、大学報、ウェブサイトに掲載するなどして役員、教職員、学生及び学外にも周知し、理解を図っている。個性や特色を学生に周知するために、学長による入学式等の機会、基礎演習の時間などで説明を行っている。
令和 3(2021)年度から開始した「中期 5 ヵ年計画」に「中期目標（ビジョン)」を掲げ、その中で教育の指針として、大学の教育目的の今日的な表現である「実務 IQ」を位置付けている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は使命・目的をより具体的な形で表現し、反映する形でまとめている。教授会のもと、各種委員会を設置し、教育研究を推進している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育理念に基づき、アドミッション・ポリシーを定めており、それらを大学案内、入試ガイド、学生募集要項、ウェブサイトなど、さまざまな媒体により周知している。併せて、

進学説明会、オープンキャンパスなどにおいて、受験生、保護者に説明している。また、学科ごとに求める志願者像を明確に示している。

アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学試験を実施しており、「入学者選抜規程」に基づいて入学者を決定している。入学試験における面接の質問項目を検証し、経済、企業、地域社会の動向に関する関心度を測る内容を用意することで、求める学生像に沿った入学者選抜を行っている。また、各学科・研究科の在籍学生数は、概ね収容定員を満たしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教育支援委員会を組織し、毎月 1 回開催しており、学生の教育指導、資格取得講座の単位認定などを協議している。

障がいのある学生への配慮は、「ガイドライン」に基づいて行っており、入学前より入試広報部と学務部で共有し、関連部署との協議も行っている。

全学的にオフィスアワーを設定しており、コロナ禍において、研究室内での対応が困難な状況では、オンラインなどの手段により柔軟に対応している。

TA 制度については、「ティーチング・アシスタントに関する規程」「ティーチング・アシスタントに関するガイドライン」に基づき運用している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア形成に関わる科目がカリキュラムに組込まれている。また、企業や地域社会と連携した活動が活発であり、学生にとって、キャリア形成の重要な機会となっている。

インターンシップについては、認定科目として導入しており、そこでは、エントリーシート作成や、希望企業へのエントリー、就業体験、実習報告書の提出を義務付けており、学生の就労意識を高めることに貢献している。

加えて、教員とキャリア支援部、キャリア支援委員会が連携し、学生にとって十分なフォロー体制を敷いている。学生の進路指導に対する満足度も高く、キャリア支援における体制が整っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスのための組織である学生支援部を設置し、学生への各種支援、サービス業務に関して、適切に機能している。また、「学生生活アンケート」の実施により、学生の実態、要望を把握し、改善策の資料として利用している。また、専門家を招き、安心した学生生活を送るための情報提供を行っている。加えて、大学独自の奨学金を 3 種設けており、さまざまな側面からの経済的支援を実施している。外国人留学生への支援は、国際交流推進室が中心となり、関係部署と連携しながら行っている。

医務室は、常駐の職員等はいないが、学務部と学生支援部が共同で対応をしている。学生相談室には、公認心理師の資格を有した職員を配置し、学生への心的支援を適切に行っている。

〈参考意見〉

○医務室に専門スタッフ又は職員が常駐していないため、学生の健康管理の支援体制の更なる充実のためにも、医務室への常駐スタッフの配置が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎及び施設、設備等の学修環境を適切に整備している。教育目標の達成のために ICT（情報通信技術）教育を実施するとともに、アクティブ・ラーニングのための「ラーニングスペース」を設置している。それらの管理については、管理課が中心となって適切に維持している。バリアフリーについても全ての校舎において整備しており、施設・設備の利便性に配慮している。

全学を通じて少人数教育を実践するために、原則として履修者数が 100 人を超える講義を少なくすることを目標としている。また、語学やスポーツ科目においては 40 人を目安とし、教育効果を上げられるよう努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

毎学期末に、演習を除く全科目において「授業アンケート」を実施し、教員に授業評価報告書の提出を義務付けている。それにより担当教員は、学生の意見・要望について、把握・分析し、授業の改善につなげている。

「学生生活意識調査」により、学生の困り感、悩みなどを把握し、支援が必要と思われる学生には、学生相談室からの能動的な働きかけを行っており、早期対応を図っている。また、「学生生活意識調査」の結果を学生へフィードバックしている。加えて、調査だけではなく、学生支援部が学友会執行部等から直接学生の意見・要望を聴取り、把握するとともに、学生支援委員会、教育支援委員会等で検討している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び基本理念、教育目的に基づき、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイトや「学生要覧」を通じて、学内外に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、シラバス等で周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、学則等で定め、適用している。成績評価の基準について、学則等に記載はないが、「学生要覧」に記載し、S と A の割合に一定の基準を設け、成績評価に偏りが生じないよう取組んでいる。

また、GPA を成績優秀者の表彰基準、奨学金の継続要件として用い、学生の修学意欲促進に活用している。

〈参考意見〉
○成績評価の基準について、学則等に明記することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
学部・学科においてカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトや「学生要覧」を通じて、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーの各項目は、ディプロマ・ポリシーが掲げる諸能力の養成に対応し、カリキュラム・ポリシーに沿って、教養科目及び専門科目に属する幅広い科目を展開している。教養科目の中には、「多文化理解」「プロフェッショナル・セミナー」など、将来の職業生活につながる実践的な科目も設けている。専門科目については、適切な学年配当のもとに、体系的な教育を行っている。また、計六つの履修モデルが示され､学生が体系的に履修計画を立てることができるよう配慮している。教授方法の工夫・開発と効果的な実施の点では、基礎演習における統一カリキュラムの策定、アクティブ・ラーニングの奨励、FD 研修などを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
「入学試験結果」「調査書記載内容」「実務 IQ ドリル結果」など、入学時に得られるデータ、成績評価、GPA、学生生活アンケート、ジェネリックスキル測定テスト、単位取得状況、資格取得状況などの入学後に得られるデータをもとに、学修成果の点検・評価を行っている。学期末に演習科目を除く全授業科目について、「授業アンケート」を実施し、そ

の結果を受け、全教員が「授業評価に関する自己点検報告書」を作成している。加えて、PDCA サイクルを意識した授業改善に取組むよう促すとともに、学長及び学務部長が全ての報告書を精査し、必要な場合は指導・助言を行っている。また、学生の個人データを集約した「学生ポートフォリオ」を作成し、基礎演習・専門演習における学修支援に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教授会の意見を踏まえ、トップダウン型、ボトムアップ型の意思決定ルートを活用して、意思決定を行っており、適切なリーダーシップを発揮することができる体制となっている。また、学生の懲戒手続きにおいて、一部課題はあるが、学長が適切かつ迅速な意思決定を行うために、「専門委員会」及び「特別委員会」を設けるなど、必要に応じてプロジェクトチームを組織している。

大学の組織体制は、教学部門、事務部門、その他部門からなっており、その連絡組織として事務運営協議会を設置し、連携を図っている。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒の手続きが、学長によって適切に定められていないので改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学院及び学部･学科において､教育目的及び教育課程に即した教員数を配置している。採用・昇任について、厳格かつ公平、公正な審査基準を規則により明示している。また、実務家教員の資格審査基準も明確になっている。

FD について､「教員の教育力向上を図るため、大学等の授業の内容及び方法の改善を図ることを目的とした」内容の開催回数が少ないものの、組織的に実施しており、概ね全ての専任教員が参加している。また、コロナ禍においては、オンラインでの開催を併用するなど、工夫した中で幅広い内容の FD を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度の SD 研修は、中途採用者への研修として、職員に対して規則概要、新型コロナウイルス感染症への対応、コンプライアンスの重要性とその求められる理由、教職員の役割、法人の倫理規範遵守や個人情報保護法などの研修を実施している。限定的ではあるが、職員の資質・能力の向上に向けて、取組んでいる。また、配属された部署の業務内容について、OJT を中心とした現場での指導に努めている。併せて、FD 研修との合同研修も実施している。

〈参考意見〉

○SD 研修の取組みについて、令和 3(2021)年度は SD 研修及び FD 研修との合同 SD 研修を開催しているが、いずれも全教職員対象ではなく、実施回数も少ないことから、全教職員対象の教学改革、私学運営の研修等も含めて、より一層の充実に配慮されたい。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員の共同研究促進のため､「共同研究費規程」を定めており、積極的な学会活動への参加等のため、規則を整備し、通常の研究費とは別に国内及び国際学会の交通費、宿泊

費等の支援を行っている。

研究倫理については、「学校法人教員倫理規程」のもと、研究遂行上必要な行動規範を定めており、倫理教育徹底のため「日本学術振興会 e ラーニングコース」を教員各自で受講できる体制を整えている。

公的研究費管理・監査は、「学校法人東京富士大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」により運用しており、規則の改正等見直しも検討している。

研究費は、個人研究費の配分のほか、専任教員の共同申請による共同研究費について、「共同研究費規程」により選考の上、支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為等の規則に基づき、理事会、評議員会を定期的に開催・決議しており、適切に運営を行っている。「公益通報に関する規程」も整備しており、経営の規律を保っている。

事務組織について、教授会、理事会・評議員会及び経営戦略会議を定期的に開催しており、諸々の議題について審議し、使命・目的が継続的に実現するよう図っている。

キャンパス内の緑化対策や省エネルギー対策などに積極的に取組み、環境保全に努めている。危機管理に係るマニュアルが未整備であるものの、キャンパスの安全性は保たれている。また、「ハラスメント防止に関する規程」「教員倫理規程」「職員倫理規程」「危機管理規程」「衛生委員会規程」を整備しており、人権や安全へ配慮している。

〈参考意見〉

○危機管理に係るマニュアルが作成されていないので、作成することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の使命・目的の達成に向けて、意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。令和 3(2021)年度に開催された理事会において、意思表示出席を含めて、全ての理事が出席しており、意思決定の体制は整備され、適切に機能している。

また、経営戦略会議を設置して、経営管理部門と教学部門の調整を図り、理事会における意思決定を支援している。

中期計画は、「中期 5 ヵ年計画」として適切に定めており、ウェブサイトで公開している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営について、学長が理事会・評議員会に出席し、教授会での意見を理事会に報告するとともに、理事会での決定事項を教授会にも報告しており、相互の意思疎通と連携を図っている。評議員会においても、概ね全ての評議員が出席しており、欠席時の意思表示確認も行っている。

監事の理事会・評議員会の出席状況も良好であり、専門委員会や経営戦略会議にも陪席するなど、教学面に係る執行状況も確認している。また、監事による財産の状況及び業務に係る監査は、適切に行っている。

教学に関する管理部門の役職を教員が務め、各専門委員会へ事務職員が参加するなど、相互の連携を図っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「経営改善計画（平成 28～令和 2 年度)」及び「中期 5 ヵ年計画」を策定し、最重点策として学生募集体制の強化及びスカラシップ制度の見直しを行っている。また、賞与、特別手当等人件費削減などの総経費の削減を目標として掲げ、財務改善のための取組みを行っており、短期間で経営改善している。

法人全体の経常収支差額は平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度までの赤字計上か

ら学生募集強化、文部科学省の定員厳格化措置の影響から入学者数の急増、人件費等の経費削減等により、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度まで黒字計上となっている。直近 3 年間における収支バランスは改善し、安定した財務基盤確立のための資金留保を行っている。

〈優れた点〉

○「経営改善計画（平成 28～令和 2 年度)」に沿って、学生増による収入増、人件費を含めた支出削減などにより、計画 3 年目で黒字に改善しており、短期間で経営改善に取組み、改善につなげている点は評価できる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

日常の会計処理は、学校法人会計基準及び「経理規程」に基づき適正に行っている。資産運用は、安全かつ確実を原則とし、「資金運用規程」に基づき管理している。固定資産は、「固定資産物品管理規程」に基づき、固定資産台帳及び図書台帳に記録し、適切に管理している。

決算及び事業実績は、寄附行為の定めに基づき、監事監査手続きを経て、2 か月以内に理事会決定及び評議員会に報告している。監査体制は、監事と監査法人がそれぞれの役割のもと、毎月の期中監査及び年度初めに期末監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な取組みについては、さまざまな文書や組織規則を通じて、総合的に定めており、学則第 2 条においては、自己点検・評価の実施を規定している。内

部質保証というより包括的な目的に対する基本方針及びその責任体制と自己点検評価委員会との関係性などについて、文書による明示や公表は必ずしも十分とはいえない部分もあるが、内部質保証について、担当する組織としては、自己点検評価委員会が位置付けられ、責任を負う形で取組みを行っている。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する責任体制を分かりやすく整理し、基本方針を明示することが望まれる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検評価委員会が、教育・研究・社会的活動の状況、組織、運営及び施設について把握し、毎年度、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の検証についても、自己点検推進室がその役割を担っている。自己点検評価委員会は、各部門が行った点検・評価の工程及び内容が「実施要綱」に沿ったものであるかを毎年検証し、自己点検評価委員長は、その検証結果を理事長と学長に報告している。

自己点検・評価活動における計画・実施状況・評価・改善案は、適宜、経営戦略会議に諮り、学長のリーダーシップのもと、部門間の調整を行っている。その結果を「東京富士大学自己点検評価書」として最終的に取りまとめ、理事会に報告するとともに、ウェブサイトに掲載し、社会に公表している。

〈優れた点〉

○IR 推進室において、学生の学修や生活の情報を集約した学生ポートフォリオを作成し、必要に応じて演習の担当教員に開示するなどして、学生の支援に活用している点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教員は、教育目標及び講義構成要素に基づきシラバスを作成し、シラバスに基づいた講義を実施、講義終了時には学生による授業アンケートを実施している。アンケート結果に基づき、「授業評価報告書」を取りまとめ、自己点検推進室に提出している。アンケート結果は、講義の点検と評価のエビデンスになると同時に、次年度の授業改善に役立てている。

「授業評価報告書」の中で、各教員から「組織として改善するべき項目」として挙げられたことは、自己点検評価委員長及び学部長がチェックし、整理した上で、学長及び理事長に報告する体制となっている。したがって、教員個人の教育改善データにとどまらず、大学としての組織的対応の検討材料としても活用し、各年度の事業計画や中期計画に反映している。

〈参考意見〉

○学長のガバナンスに関する法令改正に伴う規則の整備等において、大学全体としてのPDCA サイクルの機能性の更なる充実が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献

A－1．産学連携を通じた社会貢献

A-1-①　大学の特色を活かした産学連携による社会活動

【概評】

大学の周辺にある「さかえ通り商店街」「宮田商店街」を「カミサカエリア」として捉え、地域に住む人々や企業と共に、活性化のためのさまざまな取組みを行っている。この取組みは、新宿区産業振興課との連携事業として実施し、商店街のテーマソング、プロモーションビデオ、ロゴマーク、商店街マップなどの作成、スタンプラリー、「卓球フェスティバル」「カミサカ Fes」の企画、アートワークショップの開催、アートギャラリーの企画、ウェブサイトのリニューアルなどの実績を上げている。

これらの活動を通じて、商店街の人々との関係を深めるとともに、若者が集う商店街づくりへの模索も始まっている。また、これらの活動を契機として、地域活性化のための新たな企画も生まれている。そのひとつが、「Shinjuku Re “和” style project」である。これは、「カミサカエリア」商店街とのプロジェクトを通して生まれた地元染色業との結びつきを生かし、新宿の地場産業である染色業を発展させることによって、地域の活性化を図ろうとする試みである。このプロジェクトは、地元信用金庫による助成金の対象となり、その成果に注目が集まっている。

大学が立地する地域の活性化のために積極的に取組むことを通じて、参加学生の社会人基礎力の向上を図るとともに、社会貢献にも寄与しており、産官学連携の一層の発展に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 産業界や地域連携による実践的学修の場の設定

カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程は「実務 IQ 教育」の名のもとに体系的な編成がなされ、進路を意識した 8 つの履修モデルの提示、現役の社会人・実務経験者等を講師とした少人数講義の展開、専門演習の成果発表会、地域の企業や中小企業家同友会連携による実践的な講義が展開されている。アイスクリーム販売及び製造施設を学内に設置し、事業創造から営業企画に至るまでの業務に参加しながら学べる講義(新事業創造論・ベンチャービジネス論)なども、その一環で導入された。

また、イベントプロデュース学科においては、文化・スポーツ・販促・展示会・コンベンションといった多様なジャンルのイベント現場実習の機会が提供されている。イベント社会工学研究所による特徴的な研究・教育の知見を生かした情報発信や、オリンピック・博覧会といったタイムリーな話題に即した公開講座の開講などが、地域や企業、主催団体との人脈形成を生み出しており、連携学修推進へのひとつのバックボーンとなっている。

2. 授業科目とキャリア支援施策との効果的連携

キャリア支援については伝統的に力を入れてきており、「プロフェッショナル・セミナーⅦ(就職)」「就職特講」など授業科目内でのキャリア支援科目が充実しているほか、インターンシップの単位認定、進路選択時の個人面談や PROG テストの導入など、少人数大学ならではの顔の見える個別指導が行われている。

進路指導に対してはキャリア支援部門に一任するのではなく、初年次の基礎演習の一環で「キャリア・デザイン」を導入したり、専門演習の担当教員が進路面談を行ったりするなど、大学全体で組織的・継続的して取り組んでいる点、そして単なる内定取得の技術を提供するのではなく、中長期的に社会で活躍できる知性を磨く多様な機会を提供している点が、本学の特長といえる。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 14(2002)年度
所在地　　東京都新宿区下落合 1-7-7

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科　イベントプロデュース学科
経営学研究科	経営学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 25 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 10 日	実地調査の実施　　10 月 11 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 12 日	10 月 12 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

40 東都大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的を学則第 1 条第 1 項に定め、学則第 1 条第 2 項から第 5 項において各学部の教育目的を明文化し、具体的に定めている。

建学の精神や教育理念を、簡潔な文章で表記し、学生便覧やホームページなどにおいて学内外に周知している。

また、設立当初より「ヒューマンケアの精神」を基盤とし、各学部学科の個性と特色を加味しながら三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の検討、見直しを行い、中期計画に反映している。大学の使命・目的、教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを明確に策定し、学生募集要項、ウェブ出願利用ガイドなどにより周知している。入学者選抜についても、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法により行っている。なお、管理栄養学部管理栄養学科及び学年進行中の幕張ヒューマンケア学部臨床工学科については、収容定員充足率、在籍学生数が一定以上の基準を満たしていないため、改善を要する。

各学部学科の特性に基づき、チューター制度を設け、担当教員及び事務局が連携し、教職協働に基づききめ細かい学修支援を行っている。3 キャンパスとも、教育目的を達成するための校舎、図書館などの教育環境を整備している。授業を行う上での講義室、演習室などは、教育効果を高めるために十分な整備を行っている。学生の意見、要望を把握するためのアンケートや調査を行い、学生の要望には迅速に対応し、学生生活の改善に反映している。

〈優れた点〉

○チューター制度を設け、教員が学生とのコミュニケーションを重視し、入学から卒業まで一貫した支援を行っている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて策定し、ホームページ、大学案内、オープンキャンパスなどで周知している。また、単位認定、卒業認定を厳正かつ適正に行っている。コロナ禍での遠隔授業の実施方法

や新たなアクティブ・ラーニングなど、教授方法の改善を図るための組織体制を整備している。授業評価アンケートや学生満足度アンケートにより授業評価、自己評価及び学生サービスなどの満足度を調査することで、ディプロマ・ポリシーの検証を行い、教育目的の達成状況を点検・評価し、教授会などで報告、フィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長の適切なリーダーシップを発揮するため、「法人・財務」「自己点検評価・研究」「教務・学生支援」を担当する 3 人の副学長を配置し、役割と責任を明確にした体制を整備している。一方、学長は三つの県にまたがるキャンパスの調整を図るため、自らが全学教務委員会の責任を担うなど、バランスのとれた教学運営を行っている。

設置基準で定める専任教員数を上回る教員を配置しており、FD 委員会を設置し、研修会や講演会などの機会を設け、FD(Faculty Development)活動を行っている。研究環境の整備については､休日及び時間外の研究棟への出入りに配慮するなど､適正に行っている。また、研究倫理については関係規則を整備し、研究課題の倫理審査を行うなど研究支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、組織規程、会計規程などの組織倫理に関する規則及びハラスメント防止規程などに基づき、経営の規律と誠実性の維持に努めている。寄附行為に基づいて設置した理事会の出席状況は良好であり、予算、決算、事業計画などについての審議、報告を行っている。理事会機能を補佐する体制として､法人運営会議､法人運営協議会を設置するなど、使命・目的に向けた意思決定を行っている。中期計画については、毎年行う外部評価委員会の意見に対応し、財務計画はもとより教学運営に係る項目を簡潔に明示し、適切に運営を行っている。また、会計処理は経理規程などに基づき、適正に実施している。監事は、監事監査規程に基づき会計監査を行うなど、厳正な会計監査体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための恒常的な組織として自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を定期的に実施している。学長懇談会は副学長、専任教員、事務組織を網羅する職員が出席し、自己点検・評価のための意見交換を行っている。また、有識者による外部評価委員会を定期的に開催し、その結果を各組織に周知・共有し、中期計画に反映するなど、教育の改善、向上につなげるよう努めている。IR 専門部会を自己点検・評価委員会の下部に置き、一元的な情報収集・分析・報告を行い、学内組織が連携し、PDCA サイクルを機能させ、かつ三つのポリシーを起点とした内部質保証を確立している。

総じて、大学は開設以来、建学の精神と使命・目的をもとに、埼玉県深谷市をはじめ、三つの県にまたがるキャンパスを有し、社会のニーズに対応した人材養成を行い、今日に至っている。一部の学科においては定員未充足になっているものの、当該学科においては改善策を既に検討し､中期計画に示すなど､法人本部､大学を挙げての努力がうかがえる。今後も、ヒューマンケアを実践できる医療人を養成する大学として発展していくことを祈

念したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.医療人材の育成」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 埼玉工業大学との連携・協力に関する協定
2. 東都大学医療機器歴史資料館

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「人間形成を重視し、広く教養豊かで生命の尊厳に基づく学問知識を習得し、さらに創造、発展させ、リーダーとなって社会的・国際的に貢献できる人を育てる」という建学の精神のもと、「地域の保健・医療・福祉の担い手としてリーダーシップを発揮し、学問の発展にも貢献できる医療人を育成する」ことを教育理念に掲げ、学則第 1 条に目的を明記している。また、学生便覧やホームページなどにおいて、使命・目的及び教育目的は具体的に明文化し、かつ簡潔に文章化している。

地域医療人材の育成を社会貢献という大学の使命・目的を積極的に推進するために医療系学部、学科を増設するなど、社会変化の中で大学の個性・特色を明示しながら対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定は、それぞれの学部・学科設置認可に係る設立準備委員会において、役員や学長・副学長が深く関わっており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

これらの目的は、学生便覧やホームページ、入学式、学位記授与式、オープンキャンパスなどで学内外に周知している。また、使命・目的及び教育目的を三つのポリシー及び中期計画に反映している。中期計画では、教育目標を支える教育に関する項目と経営基盤を支える財務に関する項目を示している。また、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究センター、附属図書館などの必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項、ウェブ出願利用ガイドなどで明示し周知している。

アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜などを、公正かつ妥当な方法で適切な体制のもとに運用し、入学試験委員会などがその検証を行っている。入試問題の作成は、入学試験委員会を中心とした体制で適切に行っている。

入学定員を満たしていない学科があるが、改善策を検討し実施している。今後、更なる努力により、定員を満たすよう期待したい。

〈改善を要する点〉

○管理栄養学部管理栄養学科において、改善策を検討し実践しているが、収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、入学者確保について改善を要する。

○学年進行中の幕張ヒューマンケア学部臨床工学科の在籍学生数が入学定員合計の 0.5 倍未満であるため、改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

新入生ガイダンス、成績不良者への学力向上への支援など、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

オフィスアワー制度は、シラバスに掲示し全学的、かつ柔軟に行っている。

TA は制度化していないものの、深谷キャンパスでは卒業後 3 年程度の看護師の卒業生を非常勤助手として雇用するなど、教員の教育活動を支援している。

チューター制度における担当教員、学科長及び教務課が連携し、個別面談を実施するなど、組織的に中途退学、休学及び留年などへの対応を講じている。

〈優れた点〉

○チューター制度を設け、教員が学生とのコミュニケーションを重視し、入学から卒業まで一貫した支援を行っている点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターを設置し、キャリアガイダンスの企画・運営及び求人情報や就職活動関連情報の提供など、学生の就職や進学指導を行い、キャリア教育のための支援体制を整備している。チューター制度を整備し、チューター教員が、就職・進学に関する相談・助言を行っている。学生は、卒業後、専門職として就職することを前提としており、教育課程内の授業科目の多くがキャリア教育につながっている。「臨地実習」では、直接実習施設の職員から指導を受けるなど、学生の社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

チューター制度の導入、ハラスメント相談員の配置、学生委員会、教務委員会、国家試験対策委員会、ハラスメント防止対策委員会の設置など、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能している。

大学独自の奨学金制度を設け、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

サークル活動の機会と場所の確保、保護者会からの財政支援などにより、学生の課外活動への支援を適切に行っている。

保健室の設置、ハラスメント相談員の配置、学外の提携機関を無料で利用できる仕組みなど学生相談体制を整備し、学生の心身に関する健康相談、心的相談、生活相談などを適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

3 キャンパスとも、教育目的を達成するための校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などの施設・設備を関係法令に基づき整備し、適切に運営、管理している。図書館は、学術情報資料を十分確保し、開館時間を含め学生が十分に利用できる環境を整備している。

コンピュータ演習室、メディアプラザの整備など、教育目的達成のための ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。また、実習施設をはじめ各教室とも学生数に対応した機器・設備を整備しており、教育目的達成のための快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。

多目的トイレやスロープの整備など、バリアフリー化を継続的に推進し、障がいのある学生への配慮を行っている。また、耐震を含めた安全性を確保している。

授業を行う学生数を適切に管理し、教育効果を十分上げることができる人数になっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート、学生満足度アンケート、意見箱など、学修支援及び学修環境に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し､学修支援の体制改善及び施設･設備の改善に反映している。

学生の心身に関する健康相談においては、チューター及び外部委託しているカウンセラーが、学生のプライバシー保護を考慮した上で相談内容を把握している。また、経済的支援については、事務局や委員会が相談や要望に応じるなど、学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し､学生委員会を中心とした組織において分析し、学生生活の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを、教育目的を踏まえて策定し、ホームページで公開するとともに、大学案内に掲載している。また、教育理念・目標と併せてディプロマ・ポリシーを、オープンキャンパスや進路説明会で、受験生・保護者に説明を行い、入学後には、学生便覧に明記した上で学生に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定め、学則及び履修規程に記載して周知の上、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて学科ごとに策定し、ホームページなどに記載し周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を確保している。
「基礎科目群」「専門基礎科目群」「専門科目群」から成る教育課程をカリキュラム・ポリシーに沿った形で体系的に編成している。
「使命と目的」にうたう「ヒューマンケアを実践できる医療人の養成」に基づき、学部間の情報共有を図りながら教養教育を実施している。
コロナ禍での遠隔授業の実施方法や新たなアクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法を工夫し、教授方法の改善を進めるための組織体制も整備し、運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえた授業評価項目・自己評価項目・自由記述項目から成る授業評価アンケート、教育・学生支援及び学生サービスの満足度や要望などを把握することを目的とした学生満足度アンケート及び「卒業生への手紙及びアンケート」を実施しており、教育目的の達成状況に基づき学修成果を点検・評価している。
授業評価結果は自由記述とともに担当教員に送られ学修指導の改善に結びつけている。また、授業評価結果は教授会に報告するとともに、教職員・学生の閲覧に供しており、自由記述への回答書を作成するなど、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈参考意見〉
○学修成果の点検・評価について、授業評価アンケート、学生満足度アンケートにとどまらず、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて、多面的に学修成果を点検・評価することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人青淵学園組織規程」において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定め、学長のリーダーシップを明確にしている。補佐体制として「法人・財務」「自己点検評価・研究」「教務・学生支援」を担当する 3 人の副学長を配置し、役割と責任を明確にした権限分散を行っている。教授会などの組織上の位置付け及び役割は明確であり、適切に機能している。

事務組織については、「学校法人青淵学園事務組織分掌規程」に基づき適切に職員を配置し、その役割を明確にしている。また、全学教務委員会や各学部に設置する教務委員会に職員が委員として参画し、教職協働の体制で教学マネジメントを遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任については、「教員選考規程」で教員の選考は公募を原則とすることを定めるなど関係規則の整備を行い、「人事委員会規程」「教員選考規程」「教員の昇任に関する選考基準」に基づき方針を明示し、適切に運用している。教員数は設置基準に定める必要な専任教員数を上回っており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。

FD 委員会を設置し、公開授業、研修会、学生による授業評価などを組織的に実施している。また、FD 委員会活動報告、授業評価アンケート結果などをもとに活動の見直しを

行っている。授業評価アンケートの自由記述については、授業担当教員による回答書を作成するなど教育内容・方法及び学修指導の改善のためフィードバックしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして 3 キャンパスとも FD 委員会を組織し、SD についても協議している。

FD 委員会では、年次の成果、課題の確認を含めた FD 活動における自己点検・評価を行っている。

職員の研修の具体的な取組みとして、外部主催のセミナーなどに職員が参加しているほか、学内では、FD・SD を兼ねて「高等教育と本学の教育の方向性（学長講演）」を、オンデマンドで教職員に配信しているなど、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任講師以上の教員には研究室を提供し、休日や時間外も利用可能とするなど、研究環境を整備しており、適切に運営・管理している。

「東都大学研究倫理規程」を整備し、同規程に基づき、倫理審査委員会を開催し、研究における倫理のあり方や科学的・倫理的妥当性について倫理審査を実施するなど、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

研究活動への資源配分についても、「東都大学研究費規程」「東都大学公的研究費管理規程」「東都大学公的研究費使用内規」において、研究費の配分、管理、使用などに関する必要な事項を定め、一般研究費のみならず、特定研究費についても募集及び配分を行うなどの研究支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人青淵学園寄附行為」で法人の目的を掲げ、教育基本法等の関係法令を遵守している。寄附行為、組織規程、会計規程などの組織倫理に関する規則に基づき適切な運営を行い、使命・目的を達成するための継続的努力をしている。

一部のキャンパスにおいては危機管理に関するマニュアルが未整備であるが、トイレ照明の人感センサー化やバリアフリー対応、ハラスメント防止規程に基づく研修の実施、防火管理規程に基づく防火・防災訓練の実施など、人権等への配慮、学内外に対する危機管理体制の整備を行い、それらは適切に機能している。「環境・安全衛生委員会規程」に基づき、環境・安全衛生委員会で審議決定した省エネルギーの取組みを実施するなど、環境に配慮している。

〈参考意見〉

○沼津キャンパスにおける危機管理マニュアルが未作成である点は、早期作成が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会機能の補佐体制としての法人運営会議、あるいは法人と大学をつなぐ法人運営協議会の設置など、理事長を頂点とした組織を整備し、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制になっており、適切に機能している。寄附行為に基づいた理事の選任、事業計画の立案とその確実な執行などの理事会の運営を適切に行っており、理事の出席状況及び欠席時の委任状も適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

管理部門である法人と教学部門である大学の意思疎通との連携協力を図るために法人運営協議会を設置し、意思決定に当たっては法人と大学の各管理運営機関の相互チェックを適切に行うとともに、学科会議において各学科の意見を集約して理事会に上申する機会を設けるなど、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備している。また、理事長がリーダーシップを発揮できるよう、理事会、評議員会のほか法人運営会議を設置し、内部統制環境を整備している。

寄附行為に基づき、監事の選任、評議員の選任及び評議員会の運営を適切に行っており、評議員会は諮問機関としての役割を果たしている。監事の理事会・評議員会への出席状況は適切であり、学校法人の業務・財産状況、理事の業務執行状況などについて意見を述べるなど、適切に業務執行を行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学の将来計画に関する事項については、理事長、学長などで構成する「将来構想検討委員会」で審議し、法人の中期計画及び大学の教育研究に関する中期計画の策定に関する事項は、理事会のもとに置かれる「企画委員会」で審議している。

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立については、「中期計画（令和 2(2020)年 3 月改訂)」の中で、財務状況の改善計画を示している。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保のため、定員未充足学科の改善への取組みなど、財務状況の改善に向けて活動を強化している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、会計規程、会計規程施行細則、固定資産及び物品管理規程に基づき適正に行っており、財務情報は、ホームページで公表している。

会計監査についても、内部監査に関する規程、監事監査規程を整備し、学内監査で科学研究費助成事業の執行状況の確認などを行い、監査法人監査、監事監査を厳正に行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

関係法令及び自己点検・評価委員会規程に基づき、副学長、教授会で選出した教員、事務局長などで構成する自己点検・評価委員会を中心に、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。外部有識者で構成する外部評価委員会を原則として年 1 回開催し、理事長、学長、副学長などが評価及び示唆を直接受けている。また、中期計画においては質の高い教育の充実と教育の内部質保証を明示し、責任体制も明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会規程に基づき、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、IR 専門部会を下部組織に持つ自己点検・評価委員会を中心とし、エビデンスに基づいて定期的に行い、その結果を学内で共有するとともに、ホームページなどを介し社会に公表している。また、IR 専門部会において一元的な情報収集・分析・報告を行っており、現状把握のための十分な調査・データ収集・分析可能な体制も整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会、教務委員会など主要な学内組織が連携した自己点検・評価結果、設置計画履行状況等調査の指摘事項を踏まえ、中長期的な計画の改善への工夫、フィードバックを行っている。三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。特に近年は、IR 専門部会が提供するデータをもとに、副学長、基幹教員、事務組織を網羅する教職員が出席する学長懇談会で意見交換を行いつつ、学長はその結果を受けて、理事会、教授会、全学教務委員会に発議するなどして、大学は PDCA サイクルの仕組みを確立し、適切に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

Ａ－1．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 各種の地域連携事業などによる、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

Ａ－2．地域連携・社会連携を円滑にするための組織とその運営

A-2-① 地域連携委員会組織の充実と地域連携ポリシーの発出

【概評】

教育目的である「医療人材の育成及び地域貢献」に合致した地域連携事業として、図書館などの市民への開放、公開講座・高大連携事業の実施、新型コロナワクチン接種補助事業への医療ボランティアの派遣、リフレッシュ教育の継続的な実施などを行っており、大学の物的・人的資源をさまざまな形で社会へ提供している。また、各キャンパスの卒業生の多くは、埼玉県、千葉県及び隣接の県に就職しており、地域で活躍する人材を提供している。

地域連携活動を組織的かつ円滑に行うことを目的に地域連携委員会を設置し、地域連携活動に関する基本方針、企画・立案、組織的な取組み、その他地域連携活動を推進するための審議を行っている。また、生涯学習の推進、高度な人材育成などを明記している地域連携ポリシーの発出により、活動を組織的に展開している。

基準Ｂ．医療人材の育成

B－1. 医療の変革に対応する医療人材育成

B-1-① 新たな学部・学科の開設

B－2. 地域連携と医療人材育成

B-2-① 地域貢献とキャンパス拡大

【概評】

高齢化・長寿社会といった状況を背景に、少子高齢化社会を支えるべく、看護師にとどまらず、「臨床に強い」管理栄養士、社会の多様なニーズに応える理学療法士、臨床工学と医療情報学を特に医療機器という共通項で教育し、次代が必要とする臨床工学技士まで、幅広く医療の変革に対応でき地域に貢献する医療従事者の育成を行っている。

地域の要請とともに、養成学校偏在の是正も念頭に、4 年制医療系大学への進学を志す地元学生が通えることも想定して、平成 30(2018)年度以降に千葉県千葉市幕張及び静岡県沼津市に合わせて 3 学部 5 学科を新たに開設した。3 キャンパスにおいて、東京都に近接するそれぞれの地域における深刻な医療関係人材の不足の解消に積極的に取組み、「まごころとおもいやり」をもった医療人材の育成と地域の保健・医療・福祉の向上を実践していることは特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 埼玉工業大学との連携・協力に関する協定

東都大学は 2009 年 4 月に埼玉県深谷市にキャンパスを構え、医療人材育成の理念のもと看護学科を新設した。その後、2018 年４月に幕張キャンパス 2021 年に沼津キャンパスを開き４学部６学科を設け、医療人材育成に特化した教育カリキュラムを展開し、地域への医療人材は輩出の使命のもと教育を進めている。

一方、同じ市内にキャンパスのある埼玉工業大学は 1976 年 4 月に工学部を開設し、工学系の単科大学として機械工学科、環境工学科、電子工学科を設けた。1998 年 4 月に大学院修士課程、2000 年４月には同博士後期課程を開設し埼玉県を中心に工学系人材の輩出に貢献している。

AI、IoT 等が目覚ましい発展を遂げている中、本学臨床工学科では医療機器の IoT 化に伴う情報セキュリティを担える次世代の臨床工学技士人材の育成を 2021 年 4 月より開始した。情報系の科目を充実した特色あるカリキュラムは電気電子系、機械系、情報系学科を有する大学や短大との教育資源の共有化、工学系大学院への進学等、進路の柔軟な選択を両大学の学生に提供するものである。医学系専門科目に対する教育資源を東都大学側から提供し、先端工学と融合した「ヘルスケア工学研究分野（仮称）」を構築することで両校にとって次世代の高度人材育成の起点となるものと考え連携・協力に関する協定締結を 2022 年 2 月 1 日に締結した。

2. 東都大学医療機器歴史資料館

東京大学医科学研究所において約 40 年前、本学理事長（当時、講師・助教授）が医・工・

獣医・薬学の合同チームを作り、本邦の医療機器開発を精力的に推し進めた。その歴史を振り返ることは、医工学の専門知識を基本から学ぶ臨床工学、看護、管理栄養、理学療法各学科の学生にとって貴重な体験であり、生きた学問である。幸いにして、千葉県印西市立印旛医科器械歴史資料館や近隣の医療機関からの協力を頂き、歴史的医療機器の収載を進めている。このように教育機関として成すべき役割をより充実したものとするために、医療機器歴史資料館（以下、資料館）の充実に取り組んでいる。その数は 300 点を越え、医療器材の専門資料館として国内でも稀有な存在といえる。

歴史は過去と現在を結びつける重要な役割を果たす。本資料館では、過去から現在へどのように医療が変化し、人々に貢献してきたかを実際に見て学ぶことができる。医療器材の変遷とともに人々への治療方法も変化してきた。その背景にあるヒューマンケアとはどのようなものか、また、どうあるべきかを本資料館は体感して学習する場でもある。本学は、歴史から学んだことを未来へつなぐ医療人材の育成に力を注いでいる。

また、本資料館を一般公開することで、本学の教育の根幹であるヒューマンケアの大切さを地域の住民や訪れる人々に深く伝達することができる。

本資料館が医療人材を育成する大学としての役割を果たす一助となるよう、オープンキャンパス等での一般公開を通じて地域への社会貢献活動に取り組んでいる。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 21(2009)年度
所在地　　埼玉県深谷市上柴町西 4-2-11
　　千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1
　　静岡県沼津市日の出町 1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
ヒューマンケア学部	看護学科
幕張ヒューマンケア学部	看護学科　理学療法学科　臨床工学科
管理栄養学部	管理栄養学科
沼津ヒューマンケア学部	看護学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理

8 月 18 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 7 日	沼津キャンパス実地調査の実施
10 月 17 日	幕張キャンパス実地調査の実施
	深谷キャンパス実地調査の実施　10 月 18 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 19 日	10 月 19 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

41 東北芸術工科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、開学時の建学の理念を継承しつつ、平成 19(2007)年の開学 15 周年を機に発表された「藝術立国」で改めて明示し、教育目的についても「学生が身につけるべき 4 つの力」として具体的かつ簡潔に文章化し、これらを三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。また、中期計画として令和 2(2020)年度に「TUAD vision 2024」を策定し大学の将来像を具体的に示すとともに、大学を取巻く環境や学生の学修意識の変化に応じて教育目的を適宜見直している。

「基準２．学生」について

建学の理念及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、入学定員に則した適正な学生数を確保している。教員と教学課職員の副手らによる学修支援と、正課科目、キャリアセンター、学科教員が連携したキャリア支援に加え、学生生活の安定のための支援として学長会のもとに「学生支援ワーキンググループ」を設置するなど、教職協働の全学的な学生支援体制を整備している。学修環境については設置基準、収容定員に対して十分な校地、校舎等を確保し、コロナ禍での学修を支える ICT（情報通信技術）環境についても適切に整備している。また、学修支援や学修環境に関する学生の意見は、定期的な各種アンケートからフィードバックしており、大学運営に生かすための基盤としている。

〈優れた点〉

〇学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置し、教学 1 課及び教学 2 課所属の副手と連携して教育活動について多面的に支援している点は評価できる。

〇学科別にキャリアセンター職員を配置し、学科教員とキャリアセンター職員が綿密に情報共有を行って学科の特性に応じたきめ細かいキャリア支援に当たっている点は評価できる。

〇新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、学生の学外活動が制限されたことに配慮し、臨床心理士である専任研究員のもと、心のケアを必要とする学生を個別にサポートする基盤を強化していることは評価できる。

〇新入生に対して大学生の精神的健康調査 UPI を実施し、精神的健康度が低いと判断される学生へ早期に呼掛けるなど、能動的な支援に取組んでいることは評価できる。

〇学長会のもとに副学長、学生部長を中心とする「学生支援ワーキンググループ」により

学生支援に対する全学方針を策定した上で、組織の垣根を越えてチームとして学生をサポートする体制を築いている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーに学修成果の具体的目標としての「4 つの力と 10 の能力要素」を明示し、これを踏まえて単位認定基準、進級・卒業認定基準及び修了認定基準を定め、これらを厳正に適用し、その結果を学生に視覚化したデータに変換して配付している。教養教育については、「基盤教育研究センター」が「全学共通科目」の編成を統括している。教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、アセスメント・ポリシーに基づき「インスティテューショナル・リサーチ推進室」（以下「IR 推進室」という。）が分析したデータを学長会や代表教授会で審議し、その結果を学科長・コース長へフィードバックする仕組みを確立している。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシー達成の確認のため、学期ごとの単位修得状況や GPA の推移を視覚化した「パーソナルスコア」と、卒業時のディプロマ・ポリシー達成度を視覚化した「学修成果状況」を学生に配付していることは高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が教学全般を総理することを明確に規定し、諸課題に迅速に対応するための学長会を設置することで学長のリーダーシップと教職協働による教学マネジメントが機能している。また、学長会のもとに FD 委員会を設置するとともに学生 FD 委員を任命し、学生からの率直な意見を取入れるなど実効的な FD(Faculty Development)活動に取組んでいる。研究環境については、専任教員の個人研究室のほかに制作の発表・公開の場として学内ギャラリーを整備している。研究倫理の確立と運用については、不正行為防止に関する規則やコンプライアンス指針等を定めている。「共創デザイン室」の産学連携コーディネーターが受託研究を支援している。また、教員や研究員には個人研究費のほかに「学部長予算制度」「学長裁量教育研究費制度」などを整備し、支援している。

〈優れた点〉

○専任教員の業績評価について、教員ポートフォリオの作成・提出を義務付け、業績評価結果に基づき、処遇等へ反映させている点は高く評価できる。

○学生 FD 委員を任命し、半年に一度、FD 委員の教員と学生 FD 委員の意見交換の場を設け、学生から率直な意見を取入れ、FD 活動の質向上に努めている点は高く評価できる。

○「役割等級制度」「評価制度」「報酬制度」から成る体系的な「職員人事給与制度」を構築し、「職員ポートフォリオ」とそれに基づく年次評価、評価の透明性・公正性を高める「合議評価会議」などの運用により、職員の資質・能力向上を図っている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持について、寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行うとともに、常任理事会を設置し機動的な意思決定を実現している。理事会が行う業務の内、大学の管理・運営業務の一部を学長に委任し、学長会が教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応している。決算及び事業の実績報告の運用に一部課題はあるが、法人及び大学の管理運営は各種規則に基づき行っている。また、環境保全、人権、安全への配慮についても各種関連規則及びマニュアルを整備している。財務状況は良好であり、運用資産の充実を図る方針を定め、財務計画を策定している。学校法人会計基準に準拠した経理システムを活用し会計処理を適正に行っている。また、公認会計士、監事及び内部監査室による三様監査体制を整備し、実効性のある監査を実施している。

〈優れた点〉

〇環境保全への配慮として、「BEMS」を導入し、キャンパス全体のエネルギー使用量の削減・効率化を実現している点は高く評価できる。

〇上水道が停止した場合にも飲料水を確保できるよう、井戸水を利用した災害用配管を整備している点は高く評価できる。

〇受託研究の受入れは、全体的に増加傾向が認められるなど順調に推移し、外部資金獲得の面のみならず、教育・研究の成果を地域・社会に還元する趣旨においても着実に成果を挙げていることは高く評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための統括組織として学長会のもとに「東北芸術工科大学自己点検・自己評価委員会」を設置し、内部質保証に関する PDCA サイクルが恒常的かつ継続的に機能している。法人の内部質保証に関しては、理事長のもとに内部監査室を設置し、「コンプライアンス推進室」、監事及び会計監査人と連携して内部監査を遂行している。中長期的な内部質保証の仕組みとして、「TUAD vision 2024」を踏まえつつ、学科・コースごとに年次報告書を作成し、次年度年間目標に向けた「機関レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」の 3 レベルでの改善・向上を図っている。

総じて、開学時の建学の理念を継承しつつ、平成 19(2007)年の開学 15 周年を機に大学の使命・目的等を再確認し、教育目的や三つのポリシーに反映させている。学長のリーダーシップのもと、教職協働できめ細かな学生への対応と学修支援体制を強化し、適正な学生数の確保、学修環境の整備、学修成果の評価を行い、教育課程、教育研究組織及び教職員配置等を整備している。経営・管理と財務は責任と権限が明確である。教育の質的向上に自己点検・評価や調査等を活用して全学的に内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し恒常的かつ継続的に改善を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会実践 ー大学による地方創生の取り組みー」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. こども芸術大学認定こども園
2. 学長ラウンジ

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念等を継承しつつ、大学の使命・目的は平成 19(2007)年の開学 15 周年を機に発表された「藝術立国」で改めて明解に示すとともに、大学及び大学院は、使命・目的をそれぞれ学則第 1 条に定めている。また、教育目的については、教育研究上の目的として学部ごとに学則に定め、大学ウェブサイトや「学修・学生生活サイト」等で「学生が身につけるべき 4 つの力」として具体的かつ簡潔に文章化している。中期計画として令和 2(2020)年度に「TUAD vision 2024」を策定し個性・特色を踏まえた大学の将来像を具体的に示すとともに、大学を取巻く環境や学生の学修意識の変化に応じて教育目的を適宜見直している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の反映については、建学の精神・基本理念をうたった「大学設立の宣言」を本館正面のエントランスホールに掲げ、その出典の「東北芸術工科大学生い立ちの記」や「東北芸術工科大学の誓い」「藝術立国」の 3 冊子を、学生や教職員に入学時や就任時に配付し全学的な理解を得るとともに、大学ウェブサイトで公表し学内外に積極的に発信し周知している。中長期的な計画としては「TUAD vision 2024」を策定し重点的な取組みを明示している。また、教育目的に定める「4 つの力」を 10 の能力要素としてディプロマ・ポリシーに定め、これを達成するための具体的内容をカリキュラム・ポリシーに定めている。加えて、使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織は芸術学部 4 学科、デザイン工学部 6 学科と芸術工学研究科 3 専攻の他に「文化財保存修復研究センター」等で構成している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部ごと、研究科においては専攻ごとに定め、学生募集要項、大学ウェブサイト及び受験生向けウェブサイトを通じて周知している。さまざまな入試種別においてアドミッション・ポリシーに沿って適正かつ公正に入学者を受入れている。入学試験の実施運営は、学長を総括実施責任者とする「入試本部」のもと、試験会場ごとに「入試センター」を置き、公正・公平に行っている。入学者選抜の結果を「IR 推進室」で分析し、検証している。アドミッション・ポリシーに示す資質を持つ、入学定員に則した適正な学生数を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教学 1 課及び教学 2 課が中心となり、学生の学修及び学生生活全般を支援している。学年主担当制を導入し、学年主担当となる学科教員と教学課職員による学科・コース担当職員及び副手が連携し、教職協働の学修支援体制を整備している。大学院生が指導者としての経験を通じて、自らの資質向上を図るとともに、学部・研究科教育が充実することを目的として TA を採用している。TA となる学生に対して、事前に研修会を開催するなどサポートしている。無断欠席の学生に対する「支援フロー」により支援役割分担、運用方針を明確化し、卒業・進級不可の学生へは学科教員が履修指導フォローを行っている。「東北芸術工科大学障害学生支援規程」に基づき、障害者差別解消法に則した合理的配慮や、比較的軽度の障がいを有する学生への教育的配慮を実施している。オフィスアワーを適切に設定しており、全教員での実施に向けて整備を進めている。

〈優れた点〉

○学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置し、教学 1 課及び教学 2 課所属の副手と連携して教育活動について多面的に支援している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「全学共通科目」のリテラシー科目群にキャリア・デザイン科目を開講し、2 年次から 4 年次まで、インターンシップを含む体系的なキャリア教育を実施している。4 年次までの「キャリア支援計画」に基づき、キャリアセンターを中心に「キャリアガイダンス」「就職支援講座」など、実践的かつ充実したキャリア支援を実施している。正課科目、キャリアセンター、学科教員が連携する体制を整備して組織的なキャリア支援に取組んでおり、高い就職内定率を維持するなど、十分な成果を挙げている。学科別にキャリアセンター職員を配置し、学科教員とキャリアセンター職員が情報共有してキャリア支援に当たっている。地元企業との PBL(Project Based Learning)、社会人を招いた業界研究や「インターンシップ・内定者報告会」など学科の特色に応じたキャリア教育を展開している。

〈優れた点〉

○学科別にキャリアセンター職員を配置し、学科教員とキャリアセンター職員が綿密に情報共有を行って学科の特性に応じたきめ細かいキャリア支援に当たっている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、学生サービス、厚生補導のための組織を設置している。学生相談室、保健室を設置しており、運営や人員の配置が適切に機能している。学長会のもとに副学長、学生部長を中心とする「学生支援ワーキンググループ」を設置し、学生支援に関する全学方針を策定し、今後はワーキンググループを発展させた「学生支援センター（仮）」を組織するために準備を進めるなど、組織的な学生サービスを実施している。

大学独自の奨学金制度を整備し支援を行っている。精神的健康調査 UPI(University Personality Inventory)に基づいた学生相談など、精神的健康に対する支援を積極的に行っている。

〈優れた点〉

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、学生の学外活動が制限されたことに配慮し、臨床心理士である専任研究員のもと、心のケアを必要とする学生を個別にサポートする基盤を強化していることは評価できる。

○新入生に対して大学生の精神的健康調査 UPI を実施し、精神的健康度が低いと判断される学生へ早期に呼掛けるなど、能動的な支援に取組んでいることは評価できる。

○学長会のもとに副学長、学生部長を中心とする「学生支援ワーキンググループ」により学生支援に対する全学方針を策定した上で、組織の垣根を越えてチームとして学生をサポートする体制を築いている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準、収容定員に対して十分な校地、校舎等の学修環境を整備するとともに、環境の変化に合わせて、適切に運営・管理している。適切な規模の図書館を有しており、十分に利用できる環境を整備している。

施設・設備の利便性に配慮するとともに、情報ネットワークやパソコン室などの ICT インフラは、十分な性能と規模であり、コロナ禍での学修や、コロナ禍後の学修を支える環境を整備している。

クラスサイズについては、適切な規模で管理している。全ての建物で耐震基準を満たしているほか、「学校法人東北芸術工科大学施設管理規程」に基づき、体育館の温度管理や防犯カメラの設置など、安全確保に努めている。各実習室棟全てにスロープや自動ドア、エレベータ、椅子式階段昇降機、多目的トイレ等を備えるなど、バリアフリーに配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善アンケート」を学期末に全開講科目で実施しており、調査結果を学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、全教職員から閲覧可能になっている。学生の心身の健康に関する「こころとからだの健康調査」を全学生に対して実施している。

「学修成果アンケート」と「学修生活アンケート」を毎年度実施し、学生からのフィードバックを大学運営に生かすための基盤を構築しており、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果を活用している。学生生活や施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーには具体的に必要な能力と要素を「4 つの力と 10 の能力要素」と

具体的かつ明確に提示し、大学ウェブサイト及び「学修・学生生活サイト」などで公表し周知している。シラバスにはディプロマ・ポリシーに掲げた身に付けるべき力と各科目の到達目標との関連を明記している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修得単位数や GPA(Grade Point Average)等に基づく進級・卒業認定基準及び修了認定基準を定め、それらをもとに学則の定めに従った成績評価を行った上で単位認定・卒業認定・修了認定を厳正に行っている。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシー達成の確認のため、学期ごとの単位修得状況や GPA の推移を視覚化した「パーソナルスコア」と、卒業時のディプロマ・ポリシー達成度を視覚化した「学修成果状況」を学生に配付していることは高く評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定し、大学ウェブサイト等で周知している。カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を編成するとともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、カリキュラム・マップでその関連性を視覚化することにより確認している。これらのカリキュラム・ポリシーはシラバスに反映している。履修登録単位数は、直前の学期の成績(GPA)に基づき履修できる上限単位数を適切に設定している。教養教育は、「基盤教育研究センター」が「全学共通科目」の課程編成を統括し、英語教育における e ラーニングや専門教育における「コミュニティ・ベースト・ラーニング(C.B.L.)」など授業内容・方法において工夫を行っている。授業方法の改善については「授業改善アンケート」を実施し、結果を学修支援ポータルサイト「NETBUS」で公開し、数値の低い教員に対して指導を行うなど、教授方法の工夫・開発とその効果的な実施に努めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学修成果を三つのポリシーに則したアセスメント・ポリシーの評価指標に基づき、「機関レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」と三つの各レベルにおいて多面的に点検・評価している。その結果は「IR 推進室」などで詳細に分析し、学長会や代表教授会で点検・評価し、学科・コースの教育計画や教育内容に反映・改善できるよう、学科長・コース長へフィードバックしている。GPA・成績分布状況、外部テスト結果、就職内定率、卒業生アンケート、企業へのアンケートを含む外部評価結果など、多様な尺度・指標に基づき多角的に学修成果を点検・評価している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学の教学に関する事項を総理し、教育職員を統督することを明確に規定している。学長を補佐する副学長を置いているほか、教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するために、学長会を設置して、学長のリーダーシップを支えている。

学長が教授会に意見を聴くことが必要な事項を教授会運営細則に定めて周知している。教授会のほか、各種委員会や学科会議を設置して、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。また、各種組織体に職員が配置され、学科会議にも職員が出席し、教員とともに提案・議論を行うなど、実質的な教職協働を実現しており、教学マネジメントの機能性を担保している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の運営に必要な専任教員数は設置基準を満たしており、適切に配置している。専任教員の採用・昇任については、採用に係る規則、昇任に係る規則、選考・審査を行う委員会の規則をそれぞれ定め、各規則に従って適切に運用している。

FD については、学長会のもとに設置する FD 委員会が中心となり、年度ごとに「FD 委員会事業計画」を策定し、教員の教育力向上と教育の改善に向けた FD 研修会を定期的に実施しており、その実績について「FD 委員会事業報告」を作成して次年度の改善を図るなど、組織的な FD 活動の実行と検証・改善を行っている。また、学生 FD 委員を任命し、テーマを定めて意見交換の場を設けて学生からの率直な意見を取入れるなど、実効的な FD 活動に取組んでいる。

〈優れた点〉

○専任教員の業績評価について、教員ポートフォリオの作成・提出を義務付け、業績評価結果に基づき、処遇等へ反映させている点は高く評価できる。

○学生 FD 委員を任命し、半年に一度、FD 委員の教員と学生 FD 委員の意見交換の場を設け、学生から率直な意見を取入れ、FD 活動の質向上に努めている点は高く評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとしては、令和元(2019)年度から 2 か年計画の「SD 研修プログラム」が具体的に稼働し SD 研修を体系化している。この「SD 研修プログラム」は、職員一人ひとりの成長を組織力の向上に結びつけることを目的に、令和元(2019)年度に導入された「職員人事給与制度」とそれを支える「役割等級基準」「職員ポートフォリオによる目標管理制度」とが連動し、基準の明確な評価制度と個人の成長を促すための組織的な人材育成制度を構築している。

これらの点から、職員の成長を促す育成・研修及び評価・処遇制度を組織的に運用している。職員の再雇用についても制度化しており、実績を上げている。

〈優れた点〉

○「役割等級制度」「評価制度」「報酬制度」から成る体系的な「職員人事給与制度」を構築し、「職員ポートフォリオ」とそれに基づく年次評価、評価の透明性・公正性を高める「合議評価会議」などの運用により、職員の資質・能力向上を図っている点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員には十分な広さの個人研究室が与えられており、また、研究成果に当たる制作作品を発表・公開する場と機会の提供の一環として、学内ギャラリーを整備している。

受託研究に関しては、その業務を行う「共創デザイン室」を設置し、そこに配置した産学連携コーディネーターが教員の研究活動を支援している。

研究倫理の確立と運用については、「学校法人東北芸術工科大学における公的研究費の管理及び研究活動における不正行為の防止に関する規程」をはじめ、公的研究費の不正使用、研究活動の不正行為の防止に関する行動規範やコンプライアンス指針等を定めるなど適切に運用している。研究活動の資源の配分については、教員や研究員に個人研究費を支給しているほか、「学部長予算制度」「学長裁量教育研究費制度」など研究を財政的に支援する制度を整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持について、関係法令に基づき各種規則や組織体制を整備して、組織倫理の確立と法令順守を図り、適切な運営を行っている。法人運営における重要事項は、「学校法人東北芸術工科大学理事会業務委任規程」に基づき理事会が決定し、適正に業務を執行しており、教育計画や重点課題に基づき事業計画・予算を策定し、戦略的な事業遂行に努めるなど、使命・目的を実現するために継続的に取組んでいる。

環境保全への配慮として、「BEMS(Building Energy Management System)」を導入し、エネルギー使用量の削減を実現しているほか、公益通報やハラスメント防止のための規則、危機管理マニュアル、防災マニュアル、感染予防マニュアルなどを定め、人権、安全に配慮している。

法令の定めに従い、事業報告を含む財務情報、教育研究活動情報等について、大学ウェブサイトで適切に公表している。

〈優れた点〉

○環境保全への配慮として、「BEMS」を導入し、キャンパス全体のエネルギー使用量の削減・効率化を実現している点は高く評価できる。

○上水道が停止した場合にも飲料水を確保できるよう、井戸水を利用した災害用配管を整備している点は高く評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行っており、理事長は必要に応じて副理事長、専務理事、常務理事を指名し、機能的な業務執行体制を構築しているほか、理事会のもとに常任理事会を置くことにより、機動的な意思決定を実現している。

理事会が行う業務の内、大学の管理・運営業務の一部を学長に委任し、学長会が教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応している。

理事は寄附行為の定めに従って選任している。理事会への理事の出席率は高く、欠席時にも議案ごとに賛否の意思表示が可能な書面を用いて議決権を行使できるなど、適切な運営を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会の構成員として学長、事務局長及び外部有識者が就任し、適切な運営体制を構築している。法人や大学の意思決定上、重要な位置付けにある常任理事会や学長会には、必要に応じて関係教職員が同席して意見を述べることが可能となっており、法人及び大学の各管理運営機関の密接な意思疎通と連携を図っている。

法人及び大学の管理運営は、決算及び事業の実績報告の運用に一部不備があるものの、寄附行為や各種規則に基づき概ね適切に行っている。監事は、法人の業務、財産状況及び理事の業務執行について監査し、監査報告書にまとめて理事会に報告している。理事会・評議員会への出席率も高く、監事の役割を適切に果たしている。

〈改善を要する点〉

○決算及び事業の実績について、評議員会に報告し意見を求めた後に理事会で議決・承認しているが、私立学校法第 46 条及び寄附行為第 32 条に基づき、理事会での承認後に評議員会へ報告し意見を求めるよう、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務状況は良好であり、運用資産の充実を図る方針を定め、財政基盤の安定化を目指して財務計画を策定している。また、大学における事業活動収支差額比率等の収支差額比率は、いずれもプラスを維持し安定的に推移しており、運用資産余裕比率も目標を前倒しで達成し、その後も改善を継続し財政基盤の確立に寄与している。

中期計画「TUAD vision 2024」において「地域の持続可能性に貢献する大学」として地域の課題解決に取組むことを掲げており、地域課題解決に関する「受託研究」に力を入れ、外部資金獲得に向けて努力している。

〈優れた点〉

○受託研究の受入れは、全体的に増加傾向が認められるなど順調に推移し、外部資金獲得の面のみならず、教育・研究の成果を地域・社会に還元する趣旨においても着実に成果を挙げていることは高く評価できる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき「学校法人東北芸術工科大学経理規程」を定め、学校法人会計基準に準拠した経理システムを活用し適正に行っている。予算執行に当たっては、適切な会計処理方法の周知徹底を図るために、予算執行に係るルールを詳細にまとめた「予算執行ハンドブック」を作成・配付し、適正かつ正確な処理に努めている。会計監査人による監査は、法人の経営状態、財務状態について理事長や理事とディスカッションし、監事とのコミュニケーションをとりながら、厳正に実施している。公認会計士、監事及び内部監査室による三様監査体制を整備し、実効性のある監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための統括組織として学長会のもとに設置した「東北芸術工科大学自己点検・自己評価委員会」を中心に責任体制を確立しており、自己点検・評価と改善活動をさまざまなレベルで恒常的かつ継続的に実施している。また、法人運営の質保証に関しても、理事長のもとに設置した内部監査室が主体となり、「コンプライアンス推進室」や監事及び会計監査人と連携の上、内部監査を遂行している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学部の各学科・コースが毎年度の教育実績を自己点検・評価し「教育実績成果年次報告書」としてまとめ、学修支援ポータルサイト「NETBUS」で学内に公表しているほか、事務局各部署が事務局重点課題に沿って年度ごとにまとめた「自己点検・評価報告書」を大学ウェブサイトを通じて社会に公表している。また、「IR 推進室」が関係部署から提供されるデータや各種調査結果を月 1 回の頻度で整理・統合し、その分析データは学長会での企画立案や教育研究活動等を支援する上で重要な基礎資料となっており、有効に機能している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科長が作成する「教育実績成果年次報告書」及び次年度の「年間目標」に基づき、学部長が学科長ヒアリングを行い、その結果を学長会に報告し、改善・指摘事項が学科長に通知される仕組みにより、内部質保証に関する実質的な PDCA サイクルが機能し、教育の改善・向上に反映されている。また、中長期的な計画に基づく内部質保証の仕組みとして、「TUAD vision 2024」に示した中期計画を踏まえた年度ごとの「学長方針」及び「学部長重点目標」、次にそれらを踏まえた教員個人の年間目標が設定され、それらの施策が学科・コースの取組みとなることによって、大学運営全体すなわち「機関レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」での改善・向上につながっている。

〈参考意見〉

○決算及び事業の実績に関する理事会・評議員会の取扱いについて改善を要する事項があり、内部質保証の機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会実践 －大学による地方創生の取り組みー

Ａ－1. 大学独自の産官学連携エコシステムの確立

A-1-① 大学独自の産官学連携エコシステムの確立

Ａ－2. 場づくりとしての社会実践

A-2-① エリアリノベーションの実践

A-2-② 「みちのおくの芸術祭 山形ビエンナーレ」の開催

A－3. 地域の若者を地域で育てる社会実践

A-3-① デザイン思考を活用した探究型学習プログラム

A-3-② 産官学連携で地域のデジタル人材を育成

【概評】

「産官学連携事業」を正課教育プログラムとして運用することにより、多くの学生が履修し単位を修得している実績がある。それらの受託研究は地元中心に 250 社の企業が入会する「東北芸術工科大学後援会」と地元金融機関とが連携し、大学内「共創デザイン室」との間で委託契約を締結し、地域振興に寄与するシステムを構築している。これらの事業のほとんどで学生が参画しており、この事業で学生が関わった知的財産権は契約に基づき大学が適正に管理している。

地方都市の空洞化問題の解決に向け、「エリアリノベーション」の取組みが地域活性化・地方創生の具体的な実績となっている。「山形市準学生寮プロジェクト」においても地元自治体と連携し、新たな学生街の創設に向け実績を積んでいる。これらは学生にとっても生活の場の整備と活性化につながっている。また、場づくりの社会実践として地域の芸術祭「山形ビエンナーレ」を主催し、学生の成長機会の創出と地域市民と芸術文化をつなぐハブとしての役割を担い、国内のアートシーンの中で特徴的な存在となっている。

教育理念と学びの特長である「2 つのソウゾウリョク（想像力・創造力）」と「デザイン思考」を軸とした「探究型学習」を地域の中等教育機関において連携授業として実施し、大学の研究・教育実践の成果を将来世代に還元している。この「探究型学習」の成果発表として「全国高等学校デザイン選手権大会」を開催し社会に発表している。知識基盤社会においてますます重要になる「デジタル人材」の育成プロジェクトとして「やまがた AI 部」の立上げと運営に参画している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. こども芸術大学認定こども園

本学の建学の精神・基本理念の具現化に向け、幼児から学生・社会人まで連なる人間教育の基礎をなす教育機関として「こども芸術大学認定こども園」がある。「母なる大地の回復」を保育・教育理念とし、平成 16（2004）年に「こども芸術教育研究センター」を設立。翌年の平成 17（2005）年には「こども芸術大学」を開学し、人としての土台が形成される乳幼児期における「豊かな心」「人とのつながり」「自然との調和」を保育・教育目標に掲げ、活動している。

園の保育・教育活動では、本学学生や教職員による創造性開発や幼児玩具のデザイン研究等、学部及び大学院教育との連携を通じて、学生や教職員が「子どもたちから学び、子どもたちと共に育ちあう」他大学では見られない特色ある教育環境が形成されている。開学からの教育実績を体系化した教育メソッドは、幼児教育関係者や保護者等、広く地域に発信し理念の浸透を図っている。

2. 学長ラウンジ

平成 30（2018）年 4 月、中山ダイスケ学長の就任と同時に「学長ラウンジ」を開始した。学長が自ら毎回テーマを設定し、学生に向けてメッセージを発信している。第 1 回はフリーキャスターの滝川クリステル氏を招き、滝川氏が行う動物や自然保護等の社会活動、副業や複業、パラレルワーク等の次代の働き方について講演した。以降も八谷和彦氏等、世界で活躍するアーティストを招き、時代の最先端で奮闘する人たちの仕事振りや仕事における信念等を多角的に紹介している。

令和 2（2020）年からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、全国の大学が対面授業を停止し、学内への入構を規制する中、学生生活に不安を抱える学生に対して YouTube での動画配信に転換している。授業運営方針や各学科（コース）がオンラインで提供する授業や学内の様子など、いろいろなトピックを自らがリポーターとなり取材し、発信している。学長が発信するメッセージは多くの学生や保護者の不安解消に役立っており、「ウィズ・コロナ時代」における新しい大学の姿を提示している。YouTube で配信された全 24 回の総視聴者数は 11 万回、平均動画再生回数は 4,700 回を超えている。

YouTube 学長ラウンジ#01

学長ラウンジの一例 （視聴回数：2022 年 5 月 1 日時点）

配信回	トピック	視聴回数
#03	彫刻コースのリモート授業、どうやってするの？	5,562 回
#05	プロダクトデザイン学科に聞く ～リモート授業をポジティブに捉えてみること	2,033 回
#16	東北芸工大の学生食堂（学食）はこんなところ	5,226 回
#23	芸工大の卒展 2020 最優秀賞・優秀賞の学生にインタビュー	65,136 回

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 4(1992)年度
所在地　　山形県山形市上桜田 3-4-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	文化財保存修復学科　歴史遺産学科　美術科　文芸学科
デザイン工学部	プロダクトデザイン学科　建築・環境デザイン学科 グラフィックデザイン学科　映像学科　企画構想学科 コミュニティデザイン学科
芸術工学研究科	芸術文化専攻　デザイン工学専攻　芸術工学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 9 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 6 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 31 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 6 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

42 名古屋経済大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、一貫して「一に人物、二に伎倆」という建学の精神を掲げて、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映している。

使命・目的及び教育目的を学則において具体的に明文化している。これらはホームページ等で簡潔に文章化されるとともに、学内外に周知し、社会情勢などに対応し必要に応じて見直しを行っている。

使命・目的及び教育目的は、「名古屋経済大学・中期計画」（以下「中期計画」という。）の策定過程で教職員の意見交換を行い、理事会・評議員会でも理解を得ており、「中期計画」と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、大学には 4 学部 5 学科、大学院には 3 研究科 5 専攻の教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定・周知し、入学者選抜を適切に運用し、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を概ね適切に確保している。

学生支援の体制として 9 センターを設置し、学修支援と学生生活全般についての支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。医務室及び学生相談室では、学生の心身に関する健康相談や心的支援を適切に行っている。加えて、「学生生活に関するアンケート」を実施し、学生の学修支援に関する意見・要望のくみ上げに努めている。

キャリア支援体制として、キャリアセンター委員会を中心とした組織を整備し、就職・進学に対する相談・助言体制を適切に整備している。

校地・校舎等の学修環境は、設置基準を満たし、施設・設備整備計画に沿った維持・管理を行い、バリアフリー化にも配慮している。

〈優れた点〉

○「キャリアセンター委員会」を中心とした全学的なキャリア支援体制を整備し、インターンシップ又は学外実習を留学生も含めて原則として全学部で必修化し、充実した就職支援を実現している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、入学試験要項等において周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め適正に運用している。

ディプロマ・ポリシーの学位授与基準に基づいて教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、適切に周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、シラバスを整備している。

授業評価アンケートによる学修状況の調査、学生の資格取得状況・就職状況の調査を実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。授業評価アンケートの結果は教員間で情報共有を図るとともに、ホームページで公開し、学生に結果報告している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための体制を整備するとともに、権限の分散と責任の所在を明確にし、大学の使命・目的の達成のため、教学マネジメント体制を構築している。ただし、教授会の役割を明確にするよう一部規則の改善が必要である。

教員組織は法令にのっとり、各学部・学科・研究科に適切に配置しており、専任教員の採用及び昇格については、規則等に基づき、適切に実施している。

「FD/SD 研修会」を開催し、教職員の資質・能力向上の機会を設けている。

研究環境を整備し有効に活用しており、研究倫理に関しては、「研究活動における不正行為防止及び対応に関する規程」等を定めて厳正に運用している。研究活動への資源の配分に関する規則を整備し、資源配分に留意した研究活動支援体制を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

「就業規則」において、教職員に対して、規律と誠実性の維持を求めており、組織倫理に関する規則を定め、適切な運営に努めている。5 年間の「学校法人市邨学園中期目標・計画」を定め、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

理事会は使命・目的の達成に向け、法人全体に係る包括的な意思決定を行っており、運営は適切に行われている。また、法人と大学の密接なコミュニケーションのもと、各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している。

令和 3(2021)年度、法人は支出超過の状態が継続しているが、大学は「財務改善中期計画」の進捗に応じて財務状況が改善している。会計監査人による法令に則した監査の実施や、監事による会計監査の実施など適切な会計監査体制を敷いており、会計処理は適正に行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を学則に明示し、内部質保証のための恒常的組織体制として自己点検評価委員会、FD 委員会を整備している。

全教員を対象とした「職務に関する目標・計画と点検評価」、全職員を対象とした「職員個人シート」を毎年実施しており、教職員個々人の PDCA サイクルが機能している。加えて、FD 委員会が所管する「FD/SD 研修会」により、必要な研さんを積んでいる。

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。令和 3(2021)年度に、それまでの戦略室を「IR・戦略室」へと改組・発展することで、内部質保証、経営戦略策定についての体制を整備している。

総じて、使命・目的及び教育目的を明確にし、三つのポリシーに反映しており、それらに基づく、適切な入学者選抜、学修支援と学生生活全般についての支援を適切に行っている。単位認定基準等を適正に運用し、体系的に編成された教育課程、教学マネジメント体制を構築している。また、経営・管理と財務、内部質保証について適切な組織体制を整備している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 名古屋経済大学の国際交流事業

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、豊かな教養と専門的知識及び技能を授けるとともに、本学の建学の精神に則り、人物教育を主眼とし、個性を伸長して実践的人物を育成し、広く社会に寄与することを目的とする」とし、それをより具体化した教育目的を学則に定め、明文化するとともに、大学案内、ホームページ等において、簡潔に文章化している。

大学は、「商業教育はすなわち人物教育なり」とする創設者市邨芳樹の確固たる信念を根底に、一貫して「一に人物、二に伎倆」という建学の精神を掲げており、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示している。

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、「中期計画」の策定過程で、教職員の意見交換を行い、その内容を理事会・評議員会でも報告しており、役員、教職員の理解を得ている。

使命・目的及び教育目的は大学学則、大学院学則、学生生活ハンドブック、大学院要項、大学案内、大学院案内、ホームページにおいて、学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的を「中期計画」と三つのポリシーに反映しており、「中期計画」の策定と連動して三つのポリシーの改訂を行っている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、大学には 4 学部 5 学科、大学院には 3 研究科 5 専攻の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、適切に周知している。アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っている。一部の学科で定員未充足があるものの、大学全体では入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を概ね適切に確保している。入学試験の作問は、

大学が自ら行っており、問題作成に関する規則、組織、体制を適切に整備している。

〈改善を要する点〉

○人間生活科学部教育保育学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であることから入学者の一層の確保に向け改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制として学務総合センターを中心に 9 センターを設置し、教職協働による学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。障がいのある学生への支援については、ホームページにその基本方針等を明記するとともに、体制を整えている。オフィスアワー制度を全学的に実施している。TA は未整備だが、代わりに SA(Student Assistant)による学修支援を行っている。中途退学、休学及び留年への対応を適切に行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアセンター委員会を中心にしたキャリア支援体制を整備している。

教育課程内では、経済学部・経営学部・法学部において、インターンシップを必修化している。人間生活科学部では、全学生に対し学外実習を含めた十分なキャリア教育を行っている。全学部 3 年次において、就職活動支援を行う科目として「キャリア支援講座 I」「キャリア支援講座 II」を開講している。

教育課程外では、就職・進学に対する相談・助言体制を適切に整備している。

〈優れた点〉

○「キャリアセンター委員会」を中心とした全学的なキャリア支援体制を整備し、インターンシップ又は学外実習を留学生も含めて原則として全学部で必修化し、充実した就職支援を実現している点は高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般に関わる案件について、事務組織の学務総合センター、教員組織の学生生活支援委員会、外国人留学生に対する国際交流センターが連携して支援を適切に行っている。医務室及び学生相談室は、学生の心身に関する健康相談や心的支援を適切に行っている。また、1 年次生に UPI(University Personality Inventory)検査を実施し、対応を要する学生には面接等のケアを実施している。日本人学生が留学生と交流しグローバル感覚を養うことを目的に、グローバルシェアハウスを設置している。成績優秀者及びスポーツ特待者に対する授業料減免制度のほか、勉学意欲向上や資格取得支援を目的とした奨学金制度、留学生支援など充実した支援を行っている。また、学生の課外活動への支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎、図書館、体育施設、情報関連施設等の学修環境は、設置基準を満たし、施設・設備整備計画に沿った維持・管理を行い、バリアフリー化にも配慮している。無線 LAN など ICT（情報通信技術）環境を適切に整備し、有効に活用している。実習施設として、臨床栄養センター及び発達臨床センター、情報センター及び情報関連施設を整備し、有効に活用している。適切な規模の図書館を有し、十分な学術情報を確保している。図書館はホームページ機能が充実し、所蔵資料を「名駅サテライトキャンパス」の端末からも検索でき、貸出依頼もネットワークを介して行うことができるなど、利便性に十分に配慮している。授業を行う学生数は、履修制限を設け教育効果を十分挙げられる人数になっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生生活に関するアンケート」を実施し、学生の学修支援に関する意見・要望のくみ上げに努めている。オフィスアワー等で把握した学生の意見・要望は、面談記録を学内システムで共有し、組織的に支援できる体制を整備している。心身に関する健康相談については、医務室・学生相談室を設置し専門職を常駐させて対応し、必要に応じて関係者と情報を共有している。学生が学修環境に対する意見や要望を自由に投書できる「提案箱」を設置し、寄せられた意見・要望への対応策を検討した上で、改善に向けた取組みを実施している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、入学試験要項やホームページ等において周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、それらを周知の上で、適正に運用している。成績評価の客観性と厳格性の確保及び学生の履修意欲向上を目的として GPA(Grade Point Average)制度を導入し、「履修懇談会」、日本学生支援機構奨学金の採用・継続や「学業成績優秀者奨学金」などの選考資料として活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの学位授与基準に基づいて教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、適切に周知している。

教養教育科目を 13 の「共通科目群」に区分し適切に実施している。そのうち「体験型探究」では体験的な学びに取組むことで、「学ぶ力」の修得を目指している。

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫がなされている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、シラバスも整備している。履修登録単位数の上限はカリキュラム・ポリシーに沿って、学修成果に配慮しつつ定められている。

学生による授業評価アンケートを実施し教授方法の改善に向けた組織体制を整備し取組みを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケートによる学修状況の調査、学生の資格取得状況・就職状況の調査を実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。授業評価アンケートの結果は教員間で情報共有を図るとともにホームページで公開し、学生に結果報告している。大学院においても年 2 回授業アンケートを実施し各研究科所属教員で情報を共有している。

経済学部・経営学部・法学部及び人間生活科学部の 2 学科ではディプロマ・ポリシーとして人材養成目的を掲げ、必要な知識・能力を明示している。学生の学修成果の点検・評価については、「卒業論文」「卒業研究」「ゼミ論文」を通して適切に実施している。人間生活科学部教育保育学科では「履修カルテ」を導入し、学修ポートフォリオとして活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院の教学上の意思決定を行うため、大学評議会、大学院委員会がそれぞれ設置されており、これらのもと、大学 4 学部に教授会を、大学院 3 研究科に研究科委員会を、またそれぞれに各種委員会を設けている。学長のもと、副学長のほか、地域連携担当、教学担当、管理栄養士国家試験対策担当の学長補佐を置いており、リーダーシップを発揮するための体制を整備するとともに、権限の分散と責任の所在を明確にし、大学の使命・目的の達成のための教学マネジメント体制を構築している。

教授会は、大学及び学部の教育研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べることが学則及び諸規則に規定されているが、一部、学校教育法の趣旨に照らして、整備が必要な点がある。

大学の意思決定・教学マネジメントに必要な事務組織は整備されており、教職協働を基本とした組織づくりが行われている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定められている「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、規則等を整備するよう改善を要する。

○学校教育法第 93 条第 3 項に定められている、教授会が「教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」機会について、規則等を整備するよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準上必要な専任教員数を確保し、各学部・学科に適切に配置している。また、大学院においても、大学院設置基準上必要となる教員数を確保し、各研究科に適切に配置している。専任教員の採用及び昇格については、規則等に基づき、適切に実施している。

FD については、各学部、大学院各研究科において FD 委員会を設置し、更にそれらを統合した全学 FD 委員会を組織し、教員の資質向上と教育機能の改善を図る組織的活動を行っている。教員相互の授業見学の実施のほか、教員の職務評価制度を導入し、「職務に関する目標・計画と点検評価」に係る報告を毎年度行うこととしており、教員の資質・能力向上の取組みとして定着している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の運営に関わる職員の資質・能力の向上への取組みは、教職員が共に学生教育に携わることを目的とし、教授会開催日に教職員合同の「FD/SD 研修会」を開催し、教員に FD、SD 受講の機会を与えているほか、職員に関し、同研修会への参加を促すことや、業務のため当日不参加の教職員に研修会の映像を配信し研修会受講の機会を設けている。

職員の外部研修への参加については、特に制度化されず必要に応じ適宜参加することにとどまっており、より体系的で効果的な SD の実施が望まれるものの、職員の申出に応じ外部諸団体・機関が実施するセミナーや研修会等に職員が参加することにより資質・能力の向上の機会を付与している。

〈参考意見〉

○「FD/SD 研修会」、外部諸団体・機関主催のセミナーや研修会への参加・派遣等学内外での SD 活動について、より組織的・計画的・体系的な活動になるよう、実施体制の整備が望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と運営・管理に関しては、専任教員に対して一人 1 室の研究室を割当てていることや、研究時間の確保と研究活動の推進を目的とし 1 週間当たり 1 日の研究日の設定などをしている。

研究倫理の確立と運用に関しては、「研究活動における不正行為防止及び対応に関する規程」「科学者としての行動規範」「競争的資金等による研究費（公的研究費）内部監査マニュアル」などを定めて高い倫理性と適正な研究活動の実施を求め、e ラーニングコースを全教員に受講させているほか、「コンプライアンス教育理解度チェック」を実施している。

研究活動への資源の配分に関しては、個人研究費の支給、科学研究費助成事業の申請を行った場合等は個人研究費の加給、教育研究活性化経費の制度があるなど、資源配分に留意した研究活動支援体制になっている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的を寄附行為に定め、法人の職務制度を「市邨学園の組織及び職務に関する規程」に、大学の行動規範を「名古屋経済大学ガバナンスコード」にそれぞれ定めている。「就業規則」において、教職員に対して規律と誠実性の維持を求めており、組織倫理に関する規則を定め、適切に運営に努めている。

建学の精神を踏まえ、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「学校法人市邨学園中期目標・計画」を定め、計画期間中の事業計画や予算の基本としており、使命・目的を実現するために継続的に努力している。

環境や人権、安全、危機管理に関する方針、計画、具体的措置について、いずれも適切に定め、取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為にのっとり、理事会において、使命・目的の達成に向け、法人全体に係る包括的な意思決定を行っている。理事会は奇数月に定例会が開催されており、理事会における機動的な意思決定を補佐するため、運営連絡協議会が設置されている。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われている。理事の理事会への実出席状況は概ね良好であり、欠席の理事には意思表示書を議題・資料とともに事前に送付し、意思確認を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の運営に当たっては、理事長が機動的な意思決定を行うための補佐体制として運営連絡協議会を置き、毎月開催することで、各部門長及び執行部が、意思疎通・課題解決・連携強化に努めている。大学では、学長、理事長、学園長、法人本部事務局長、副学長、大学事務局長により構成される執行部会議を毎週開催しており、法人と大学の密接なコミュニケーションのもと、各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している。

監事の選任は、寄附行為の定めにより適切に行われており、「監事監査規程」に則して、適正に業務を行っている。また、毎回の理事会・評議員会にも出席・陪席している。評議員は寄附行為にのっとり適切に選任されており、評議員会の運営も適切に行われている。評議員会への実出席率は概ね良好であり、欠席評議員には事前に意思表示書、議題及び資料を送付し、議決に係る意思の確認が適切になされている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度の法人及び大学・大学院の財務の状況に関し、収支差額は、法人は支出超過の状態が継続しているが、大学は入学定員の継続的な確保や奨学費の圧縮などが財務状況の改善に寄与したことから収入超過になり、「財務改善中期計画」の進捗に応じ財務

状況は改善している。ただし、収入の根幹をなす学生数に関し、収容定員を充足しつつあるが、引続き修業期間を通じた学生の定着が望まれる。

運用資産から外部負債控除後の運用資産余裕比率は改善の余地があるが、引続き外部資金調達を行うことなど安定した財務基盤と収支バランスの確保に努めている。

特定公益増進法人及び税額控除摘要法人として許可され寄付者に税制上のメリットを提供できる体制を整え、「未来支援基金」や「市邨学園教育研究充実寄附金」を開始し、外部資金の導入に努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計監査人が監査結果に関し「無限定適正意見」を表明していることや、財務情報等をホームページに適切に開示していること等、会計処理については、適正に行われている。

法人の各設置校を含め当初予算とのかい離が生じた場合には評議員会へ補正内容を諮問し、理事会による審議、決議を経て補正予算を編成している。

監査の体制については、会計監査人による法令に則した監査の実施や、監事による会計監査の実施など適切な会計監査体制を敷いている。

会計監査人の指摘事項等に対する改善状況や財務状況分析等にかかるマネジメントレターを関係部署で情報共有し、財務体質や会計処理の改善を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を学則に明示し、内部質保証のための恒常的組織体制として自己点検評価委員会、FD 委員会を整備している。

「中期計画」を起点とし、FD 委員会が所管する「FD/SD 研修会」により、必要な研さ

んを積んでいる。

教職員個々のレベルでは、教員は「職務に関する目標・計画と点検評価」をもとに、職員は「職員個人シート」をもとに、1 年サイクルの自己点検・評価・改善活動を継続的に実施しており、PDCA サイクルを確実に回していく体制を構築している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

全教員を対象とした「職務に関する目標・計画と点検評価」の実施、全職員を対象とした「職員個人シート」の実施を毎年行っており、教職員個々人の PDCA サイクルが機能しているものの、より組織的な自己点検・評価活動を行うための体制の構築が望まれる。

令和 3(2021)年度に、それまでの戦略室を発展させて「IR・戦略室」へと改組し、全学的な視野から、データ収集と分析、課題解決方法の策定、共有までを可能とする基礎的な体制を構築しており、内部質保証、経営戦略策定に貢献している。

IR のツールの一つとしてジェネリックスキル測定テストを実施し、教育に関し、改善が必要な事項や改善の状況の把握をしつつある。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 諸活動、ジェネリックスキル測定テストによる学修成果の可視化、「職務に関する目標・計画と点検評価」「職員個人シート」「学務貢献手当」「IR・戦略室」の設置等、内部質保証のための全学的な PDCA サイクルの仕組みを導入しており、その結果は、自己点検評価書として取りまとめ、教職員間で共有する流れになっている。

これらの PDCA サイクルの中で、三つのポリシーの見直しの必要性が生じた際には教職員の意見交換を経て、ポリシーの改訂を行い、カリキュラムの見直しにも着手するなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。

〈参考意見〉

○学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に対応する学内規則に一部不備等があるため、関連する規則等の整備が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

A－1．地域の各種機関との連携推進
A-1-①　自治体との連携活動
A-1-②　産業界との連携活動
A-1-③　住民団体との連携活動

A－2．犬山学研究
A-2-①　研究活動
A-2-②　市民参加型の活動
A-2-③　運営体制
A-2-④　文化行政への協力

【概評】

自治体・産業界・住民団体との連携を通して学生の学びの場を多角的に広げ、教育の質向上を行っている。大学近隣地域での活動推進と調整のために地域連携センターを創設し、「地域で学ぶ」「地域から学ぶ」実践を進めている。

人間生活科学部管理栄養学科では、地域企業と連携し「家庭で楽しめるレシピ集」の作成、新商品開発、企業マップ作成などの活動を展開している。他の学部・学科も体験型探究科目を通して連携・交流を積極的に進めており、多様化する学生のニーズに対応するよう努めている。

犬山市内に立地する唯一の大学としての利点を生かし、自治体、地域産業界、地域住民と連携することで地域からも認知され、学生と地域が共に学び合う関係が構築されている。

平成 29(2017)年の学園 111 周年記念事業の一環として、東海地方の特性に根差した教育・就職支援、地域の中堅・中小企業で活躍する人材の育成、犬山の歴史・産業を生かした教育プログラムの開発などを目的として「犬山学研究センター」を創設し、「犬山文化圏」の学際的研究を進めている。

教職員・学生・市民を対象とした「犬山学サロン」を定期的に開催し、「犬山学研究スタートアップ支援事業」の実施や市民参加型の活動を掲げ「名鉄広見線地学マップ」の作成や「歴てつマップ」の作成など積極的に活動している。地域連携活動が真に地域に根差していると言えるのは、犬山市という地域固有の歴史・文化形成を学術的に意味付けする作業をコアにおいているからであり、コンパクトシティにおける大学と地域の連携の典型として特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 名古屋経済大学の国際交流事業

本学は「社会で通用するグローカル人材の育成」を最大の教育目標として掲げている。グローカル人材の育成は、「日本と海外諸国の架け橋になれる外国人留学生の育成」と「アジア圏で活躍できる日本人学生の育成」の二側面からなる。令和 2（2020）年に改組強化した国際交流センターがその中心的役割を担っている。

新入学生の中でかつては 10 名にも満たなかった留学生は、平成 26（2014）年度から受け入れ強化方針を明確にし、直近の 5 年間(2017～2021 年度)では学部だけでも計 521 人、単年度平均 104 人の留学生を受け入れている。彼らの大半が日本での就職を希望するが、実績として直近 5 年度で、日本での就職を希望した 261 人の留学生全員が「技術・人文・国際」分野での査証を取得し、日本人学生と同じ総合職として日本企業に就職を果たしている。これは、同期間に本学を卒業した留学生の 75.0%にあたり、日本全体の平均の約 2 倍となっている。

本学では留学生に対して①社会で通用するレベルの日本語教育、②入学直後から始める日本で働くためのキャリア教育、③インターンシップ参加と MOS（Microsoft Office Specialist）修得の必修化などの教育プログラムを展開している。加えて体験型プログラムをコアとし、周辺地域をキャンパスとして捉え、座学ではなく実践を通じて、創造力・企画力・実行力を有する人材の育成に注力してきた。その結果平成 28（2016）年度以降、「日本留学 AWARD」を 4 度受賞するに至っている。

他方、日本人学生のグローバル化も並行している。多数の留学生が在籍するメリットを活用し、日常的なキャンパスでの交流のほか、「International Weeks」を年 2 回開催し、多彩なプログラムで留学生と日本人学生の交流を推進している。また日本人学生が、留学生のピアサポーターとなる制度を令和 2（2020）年度より導入し、相互交流を下支えしている。

大学間交流による交換留学も近年で拡充した。平成 28（2016）年に中国政法大、平成 30（2018）年にタシケント経済大（ウズベキスタン)、令和 2（2020）年にハノイ法科大（ベトナム）など、各国のトップ大学と学術交流協定を締結し、交流活性化の基盤を構築しつつある。加えて平成 28（2016）年には「ベトナム人留学生の実家にホームステイする旅」と称したベトナム研修をスタートした。提携大学との学生交流プログラム、ベトナム進出日系企業での研修に、ベトナム人留学生の実家にホームステイする生活体験を組み合わせた独自プログラムを展開し、毎年多数の参加者を出している。並行して平成 30（2018）年にはカナダ・バンクーバーの UBC にて短期語学研修を復活させたのを皮切りに、令和元（2019）年にはマレーシア・APU、令和 3（2021）年からは米国・アリゾナ州立大への留学をプログラム化するなど英語圏への派遣も活性化している。

これらのグローカル人材の育成にかかる取り組みが、本学のブランディングに繋がっていると確信している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 54(1979)年度

所在地　　愛知県犬山市内久保 61-1
　　愛知県名古屋市中村区名駅 4-25-13

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	現代経済学科
経営学部	経営学科
法学部	ビジネス法学科
人間生活科学部	教育保育学科　管理栄養学科
法学研究科	法学専攻　企業法学専攻
会計学研究科	会計学専攻
人間生活科学研究科	幼児保育学専攻　栄養管理学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

43 名古屋産業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人の目的は寄附行為第 3 条において、大学の目的は学則第 1 条、学部・学科の教育目的については学則第 3 条において明文化し、各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、大学の目的及び学部・学科の教育目的に反映し、明示している。目的・教育目的は社会情勢などに対応し、必要に応じて見直しを行っている。大学の目的及び学部・学科の教育目的の策定は、教授会、研究科委員会の審議を経るなど、役員、教職員が関与・参画している。大学の目的及び学部・学科の教育目的については、大学案内、履修要覧に簡潔な文章で明示するとともに、高校訪問やオープンキャンパス、ホームページなどにより学内外に周知するとともに、中期計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。また、大学の目的及び学部・学科の教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

学生の受入れについては、学年進行中の学科は定員未充足だが、大学全体としては定員を充足している。教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、周知している。中途退学や留年の防止のため、学生の出席状況等により、教員が面談を行い指導している。キャリア支援では、企業等の実務者を外部講師として招き、PBL(Project Based Learning)などを丁寧に行うとともに、建学の精神を更に徹底するため、企業、農山村、海外を対象として長期インターンシップを中心とする「ビジネストレーニングプログラム」を実施している。学生生活の安定を図るために、教務課、学生課及び学生支援委員会が中心となり、学生の心身に関する健康相談や心的支援を行う体制ができている。施設・設備は、適切に整備されており、ICT（情報通信技術）機器等を設置するとともに、学生同士がコミュニケーションをとれるスペースを設けるなど、多様な学修スタイルに対応できる工夫をしている。学修支援に対する学生の意見を、学生ホールの意見箱などでくみ上げ、担当部局で検討し、改善・回答するシステムを整えている。

〈優れた点〉

〇学長直属のコースミーティングにおいて、学長、学部長、学長補佐、学科長、事務局長、コース責任者が学生の退学や休学を防ぐために情報共有をし、丁寧な学生支援をしていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや入学時オリエンテーション等を通じて周知している。ディプロマ・ポリシーで定める資質・能力の達成度合いを考慮した単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し、厳正な適用がなされている。各学科は、セメスターごとにカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。人文、社会、自然、保健体育とコミュニケーションに係る教養教育科目を配置し、カリキュラム・ポリシーに沿った教養教育を実施している。また、学修成果に係る課題については、学部運営委員会、教授会の審議と報告を経て、関係者間の情報共有を図りながら、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックを継続的に実施している。

「基準４．教員・職員」について

学長は、大学の運営に関し、組織運営目標とその方向性を明確にした上で、大学評議会、教授会、研究科委員会等を通じた業務執行に努めている。令和 3(2021)年度の経営専門職学科の開設に伴い、教育課程連携協議会を設置している。教学運営組織は、組織規程等に基づき整備しており、意思決定のプロセスにおける権限の適切な分散に配慮し構築され、役割と責任が明確である。大学及び大学院に必要な専任教員を確保しており、教員選考規程、教員資格審査規程に基づき適切に配置している。大学全体の教育改革と教育・研究の充実を図ることを目的として、教育研究センターを置き、FD(Faculty Development)活動や授業評価アンケート等の取組みを組織的に行っている。FD 研修のほか、オンライン形式の授業対応等に関する研修会を開催し、全学生への支援を組織的に進めている。「SD 実施に関する基本方針」を策定し、「学園研修」、大学・短期大学教職員研修を年間計画に基づき実施し、教職員の研修体制を整備している。「教職員行動規範」「研究活動上の行動規範」及び諸規則を整備しており、教職員の研究倫理に関する研修体制が整っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為により、理事会が法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するほか、理事長が法人を代表してその業務を総理し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。常任理事会を設置し、理事会に諮る議案の整理を行っている。また、法人及び大学の各機関の意見調整を図るため大学評議会を設けるとともに、毎週開催する学長直轄のコースミーティングにより、意思疎通と連携を適切に行っている。防災に関しては、「危機管理ガイドライン」を策定するとともに、学生及び教職員全員が参加する消防・避難訓練、AED（自動体外式除細動器）訓練を実施している。役員・評議員は適正に選任されている。監事監査報告書に関する理事会・評議員会の運営は改善が必要である。令和 2(2020)年度を初年度とする「中期経営計画」に基づく財務計画を策定し、健全な財務運営を進めている。法人の会計監査は、独立監査人による会計監査と監事による定期的な監査を通じて厳正に行っている。監事は、理事会、評議員会に出席するとともに、独立監査人の実施する会計監査にも立会うとともに、独立監査人の監査結果の報告を受けるなど業務を執行している。

＜優れた点＞

〇雨水を利用した屋上庭園、太陽光発電、風力発電を導入する等、エコキャンパスとして教育に役立てていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための組織の整備及び責任体制は、大学においては大学評議会、学長直轄のコースミーティング及び教育研究センターが、大学院においては研究科委員会が担っており、確立している。また、「内部質保証方針」を策定し、その実効性を確実なものとするために組織体制を整備している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、大学評議会、学部運営委員会、コースミーティング、研究科運営委員会、教育研究センターが連携して取組んでいる。自己点検・評価の結果をホームページ等で公表している。外部評価委員を委嘱し、自己点検・評価について、意見を求めるとともに、経営専門職学科においては、教育課程連携協議会規程を策定するとともに、学外委員 10 人を含む 12 人の委員で構成する教育課程連携協議会を設置し、教育課程の適切性について点検を行っている。IR(Institutional Research)については、組織規程に基づいて、IR 推進委員会を設置し、情報の収集と分析、計画の策定及び各部門への支援を行っている。IR 推進委員会と教育研究センターが、現状把握のために学生アンケートを活用している。

〈優れた点〉

〇自己点検・評価委員会に外部評価委員が積極的に参画し、点検活動に貢献していることは評価できる。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき、適切に教育・研究に取組んでいる。大学の目的を「誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材を育成する」ことと学則第 1 条に定め、「名古屋産業大学憲章」を定めるとともに、大学院 1 研究科、大学 1 学部・2 学科を設置し、建学の精神「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」のもと、教育・研究活動を展開するとともに、国内初の経営専門職学科を設置して 2 年目を迎えており、今後その実績が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会的連携・責務」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応
2. 教育分野における産学連携の推進

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は寄附行為第 3 条に、大学の目的は学則第 1 条に、学部・学科の教育目的は学則第 3 条において、それぞれ明文化している。大学の目的、学部・学科の教育目的をより明確化するために、大学憲章において、建学の精神、大学の理念を簡潔に文章化し、また各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、その使命・目的及び学部・学科の教育目的に反映し、明示している。社会情勢などを踏まえ、大学においては各委員会、大学院においては研究科委員会を中心に、使命・目的の点検や変化への対応が検討されている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的及び学部・学科の教育目的の策定などは、大学においては教授会、大学院においては研究科委員会の審議を経て、学長が取りまとめ、理事会に諮り決定し、法人の役員や設置する各学校の長からなる「所属長会議」に報告し、役員、教職員の理解と支持を得ている。大学目的及び学部・学科の教育目的については、大学案内、履修要覧に明示するとともに、ホームページや新年度オリエンテーションを通して、学内外に周知している。大学の目的及び学部・学科の教育目的は、中期計画及び三つのポリシーに反映している。大学の目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、専門職学科等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、ホームページや「学生募集ガイド」を通じて入学志願者とその保護者、高校の進路指導担当者等、社会へ周知を図っている。

アドミッション・ポリシーに適合する入試問題を入試広報委員会の下部組織である作問委員会が作成し、入試広報委員会のチェックを受けており、新入生の資質・能力を適切に把握している。「学生募集ガイド」において入学者の選考方法・入試区分・選考の実施体制や入学者選抜に係る手続きを定めている。入学者の選抜・合否判定については、入試広報委員会で審議の上、教授会の意見を聞いて学長が決定している。

現代ビジネス学部経営専門職学科は定員の充足には至っていないが、現代ビジネス学科については収容定員を充足している。現在、「入試広報活動指針」を策定し、志願者数・受験者数の増加に努めている。

〈改善を要する点〉

○学年進行中の経営専門職学科において、在籍学生数が入学定員の合計の 0.5 倍未満であるため改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は、教務委員会、教育研究センター、キャリア支援委員会、学生支援委員会が連携・協働して行っている。学生の個々の学修状況の現状や問題点を整理・分析、共有し、学びの支援を組織的に行うために学生カルテを整備し、適切な情報共有と学修支援を行っている。

オフィスアワーについては、学内掲示板で周知するなど全学的に実施しており、専任教

員は学生の学修等に関する相談に応じて指導や助言を行い、学修支援の充実を図っている。TA による学修支援は、情報系科目を中心に実施している。TA 制度に代わり、ゼミ室において 4 年次生が 3 年次生に学修のアドバイスを行い、質問に答える機会を設けている。

中途退学・休学・留年を防ぐため、ゼミナール担当教員による週 1 回の指導やゼミナール教員のコースミーティングにより学修状況の情報共有をもとに指導を行っている。また、新入生オリエンテーションでの指導や学生の居場所づくり、仲間づくりの支援を行っている。

〈優れた点〉

○学長直属のコースミーティングにおいて、学長、学部長、学長補佐、学科長、事務局長、コース責任者が学生の退学や休学を防ぐために情報共有をし、丁寧な学生支援をしていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア支援では、企業等の実務者を外部講師として招き、PBL などを丁寧に行い、全学で情報を共有して就職・進学の指導に当たっている。また、インターンシップのほか、1 年次生から 4 年次生まで多様なキャリア支援講座や研修会を開設して就業支援を行っている。経営専門職学科では、臨地実務実習などに十分な時間を確保し、理論と実践を往還する指導の充実を図っている。加えて、卒業後の進路に関する相談、指導、助言のための事務組織であるキャリア支援課及び教員組織であるキャリア支援委員会が協力して、学科との連携を図りながら学生への細やかな指導・助言を行っている。

また、建学の精神を更に徹底するため、企業、農山村、海外を対象とした長期インターンシップを中心とする「ビジネストレーニングプログラム」を 3 年次春学期に配置している。学外でのインターンシップに参加できない学生には、学内に設立した株式会社と連携したインターンシップを 6 単位科目として開講している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導については、学生支援委員会が中心となり、学生課、保健室と

協力して行っており、体制を整備している。

奨学金については、日本学生支援機構奨学金、各種団体や財団が随時募集している奨学金に加え、大学独自の報奨・奨学制度を設けるなど、学生に対する経済的な支援を行っている。学生の課外活動は、クラブハウスの使用を含め、学友会、留学生会、各種クラブ、サークル、ボランティア活動等を中心とした自主的な活動を支援している。クラブ活動では教員が顧問を務め、多くの学生が参加している。また、活動を支援するための補助金を拠出している。

学生生活の支援組織として、学生課に相談窓口を設置するとともに、保健室において健康相談・心理相談・生活相談を実施している。特に、学生の心的健康支援については、学生課が運営を担当し、カウンセラーが学生対応を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための校地、校舎等の面積は、設置基準の基準面積を満たし、図書館、体育館、クラブハウス、グラウンド等の施設を整備し、有効に活用している。

学部・学科、研究科・専攻の教育目的達成のために、快適な学修環境や施設を整備している。コンピュータ等の ICT 施設を適切に整備している。図書館は、適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を確保している。

スロープや点字ブロック､多目的トイレを設置するなど､バリアフリー化を進めている。

クラスサイズは履修人数別の開講科目数についての管理を行い、少人数で授業を行うなど教育効果を十分挙げられるよう配慮しており、担当教員の配置も適切に行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業担当教員、学生ホールの意見箱、教務課窓口等を活用して学修支援に対する学生の意見・要望を把握している。これらの結果は教務委員会で検討がなされ、対応が難しいものは学長直轄のコースミーティングにて協議し、必要に応じて大学評議会、学部運営委員会、研究科委員会で検討する体制を整備している。

心身に関する健康相談については、入学時に「入学時健康調査票」による調査を行い、学生の意見・要望の把握と分析に活用している。また、ゼミナール担当教員が学修支援や経済的支援などについて定期的に学生と面談を行い、対応が必要な事案については各部署と連携の上、対応している。面談で得た情報については学生カルテに記録保存し、次年度のゼミナール担当教員との情報共有に活用している。

学生から寄せられた学修環境に関する意見・要望に関しては、総務課が窓口となり、関連部局や委員会と共有し、点字ブロックの修繕や無線ルーターの貸出しなど適切に対応している。

基準３．教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに設け、その内容については､履修要覧を用い､学科ごとに入学時のオリエンテーションで学生に説明するとともに、ホームページで周知している。

ディプロマ・ポリシーで定める資質・能力の達成度合いを考慮した単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、周知している。また、それぞれの基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、履修要覧やホームページを通じて周知している。ディプロマ・ポリシーで定める資質・能力と各授業科目の相関関係をカリキュラムマップで明示し、カリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保している。

各学科は、セメスターごとにカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、シラバスも適切に整備している。人文、社会、自然、保健体育とコミュニケーションに係る教養教育科目を配置し､カリキュラム･ポリシーに沿った教養教育を実施している。

教育研究センターを設置し、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のための改善活動を持続的に実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学内講義及び演習、学外でのインターンシップ及び臨地実務実習、学科ごとの卒業研究審査、卒業時の進路決定状況に関する成果の点検・評価を通じて、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、運用している。

また、学修成果に係る課題については、学部運営委員会、教授会の審議と報告を経て、関係者間の情報共有を図りながら、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックを継続的に実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は大学の運営に関し、組織運営目標とその方向性を明確にした上で、大学評議会、教授会、研究科委員会、学部運営委員会、研究科運営委員会等を通じて業務執行に努めている。

教学マネジメントを遂行するための組織体制については規則を整備するとともに教授会での審議結果をもとに学長が判断、決定を行っており、学長のリーダーシップを確立している。令和 3(2021)年度の経営専門職学科の開設に伴い、教育課程連携協議会を設置し、教育課程の適切性等について審議している。

教学運営組織は、組織規程、事務組織規程に基づき組織しており、意思決定のプロセスにおける権限の適切な分散に配慮した上で構築しており、役割と責任が明確である。また、適切に職員を配置することで教学マネジメントの機能性を高めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員を確保しており、また教員の採用・昇任の方針に基づき教員選考規程、教員資格審査規程を運用し、適切に配置している。

大学全体の教育改革と教育・研究の充実を図ることを目的として、教育研究センターを置き、FD 活動や授業評価アンケート等の取組みを組織的に行っている。

FD 研修のほか、オンライン形式の授業対応やキャリア形成、学生支援に関する研修会を開催し、全学生への支援を組織的に進めている。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 実施に関する基本方針を策定し、「学園研修」、大学・短期大学教職員研修を年間計画に基づき実施し、教職員の研修体制を整備している。

毎週月曜に開催している「事務連絡会」により、各課の情報共有や問題提起、共通課題の確認等を行うとともに、SD のテーマなどの課題発見につなげている。

文部科学省や日本私立大学協会等が主催する研修会や協議会等に、それぞれの職務に応じて参加を奨励している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に対し、十分なスペースと備品を用意した個人研究室を用意している。「教職員行動規範」「研究活動上の行動規範」「研究活動における不正行為への防止及び対応に関する規程」「公的研究費の内部監査に関する内規」「研究倫理教育実施に関する内規」を整備しており、また日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を、全教職員に義務付けるなど、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。加えて、人を対象とする研究については、倫理委員会規程を整備し、厳正に運用している。

個人研究費や共同研究の促進を図るため学内規則を定めるとともに、「教員海外研修規程」を設けるなど、教員の研究活動への支援体制を整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為により、理事会が法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するほか、理事長が法人を代表してその業務を総理し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。

理事会及び評議員会は寄附行為に基づき、適正な手続きで選任した役員によって経営の規律を遵守しており、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現のための継続的な努力を行っている。

雨水を利用した屋上庭園、太陽光発電や風力発電の導入等、エコキャンパスとして教育に役立てている。

人権委員会及び個人情報保護委員会を設置するとともに、「ハラスメントに関する規程」「個人情報に関する規程」に基づき、人権への配慮、対策に努めている。

防災に関しては、「危機管理ガイドライン」を策定するとともに、学生及び教職員全員が参加する消防・避難訓練、AED 訓練を実施している。

〈優れた点〉

○雨水を利用した屋上庭園、太陽光発電や風力発電を導入する等、エコキャンパスとして教育に役立てていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の役割は、寄附行為において、法人の業務を決し、理事の職務を監督することと明示しており、使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備している。

理事会に諮る議案の整理や法人の諸問題を協議する機関として常任理事会を設置し、理事会が委任した事項や理事長が認めた事項について審議している。

理事の選任は、寄附行為の定めに基づき適切に行っており、理事の出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各機関の意見調整を図るため大学評議会を設けるとともに、毎週開催する学長直轄のコースミーティングにより、意思疎通と連携を適切に行っている。

事務局長、事務局次長、各課長からなる事務連絡会を毎週開催し、連絡調整や課題の共有を行い、大学運営に生かしている。

理事会の諮問機関である評議員会は寄附行為第 23 条に基づき適切に選任された評議員により構成し、寄附行為に定める諮問事項に基づき理事会に答申を行っている。監事監査報告書を理事会・評議員会で承認・可決していることは改善が必要ではあるものの、監事の選任等は規則に基づき行っている。監事を含め、理事会及び評議員会の構成員の出席率は良好で、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書について、監事が出席しているにもかかわらず、理事会・評議員会で審議・決定していることは、監事監査の趣旨及び監事のけん制機能の観点から適切ではないので、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「中期経営計画」に基づく財務計画を策定し、財務面を含めた中長期的な行動計画に基づく適切な財務運営を確立している。

令和 2(2020)年度において、収支の改善を図り収入超過に転じ、法人を運営するための十分な財務基盤を有している。

使命・目的及び教育目的の達成のため、法人全体として概ね収支のバランスを確保している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人菊武学園経理規程」「学校法人菊武学園経理規程細則」「学校法人菊武学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規則に基づき適正に実施している。

法人の会計監査は、独立監査人による会計監査と監事による定期的な監査を通じて厳正

に行われている。
監事は、独立監査人の実施する会計監査に立会うとともに、監査結果の報告を受けるなど監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証のための組織の整備及び責任体制は、大学においては大学評議会及び学長直轄のコースミーティング、教育研究センターが、大学院においては研究科委員会が担っており、確立している。また、「内部質保証方針」を策定し、その実効性を確実なものにするための組織体制を整備している。「自己点検・評価委員会規程」に基づき、委員会を組織するとともに、外部評価委員も委嘱して点検・評価を行い、教育・研究水準の維持・向上に努めている。経営専門職学科においては、教育課程連携協議会規程を整備し、学外委員 10 人を含む 12 人の委員によって教育課程の適切性について点検を行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、大学評議会、学部運営委員会、コースミーティング、研究科運営委員会、教育研究センターが連携して取組んでおり、その結果についてはホームページ等を通じて公表している。外部評価委員を委嘱し、自己点検・評価について意見を求めるとともに、経営専門職学科においては教育課程連携協議会を設置し、三つのポリシーに基づく教育課程の見直しについて審議を行っている。IR については、組織規程に基づいて IR 推進委員会を設置し、情報の収集と分析、計画の策定及び各部門への支援を行っている。IR 推進委員会と教育研究センターが学生アンケートを隔年で実施し、大学の現状把握のために活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会・評議員会の運営に関しては改善を要する点があるものの、内部質保証の組織として、大学評議会を中心に、学部・学科、研究科における日常的な自己点検・評価の仕組みを整えるとともに、自己点検・評価委員会による定期的な自己点検・評価並びに外部評価委員による三つのポリシーの適切性及び教育活動等の点検を実施している。「内部質保証方針」に基づき、大学全体の PDCA サイクルの機能性を担保するとともに、IR 推進委員会と「学園支援 IR 室」が連携し、データの収集と分析の充実を図ることで、エビデンスに基づく内部質保証の向上を目指している。認証評価及び経営専門職学科の設置計画履行状況等調査などの結果を受けて、学長の指示により、学科教員と入試広報委員会、入試広報室の教職員が協働し、戦略的な入試広報の展開に着手している。

〈優れた点〉

○自己点検・評価委員会に外部評価委員が積極的に参画し、点検活動に貢献していることは評価できる。

〈参考意見〉

○監事監査報告書の理事会・評議員会における審議状況に改善を要する事項があるため、内部質保証システムが十分に機能するよう対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会的連携・責務

Ａ－1. 高大連携の推進

A-1-① 高大連携事業の実施

A-1-② 高校生の実践的な学びの場づくり

Ａ－2. 地域連携の推進

A-2-① 尾張旭市との連携

A-2-② 瀬戸市との連携

A-2-③ その他の連携

Ａ－3. 国際交流の推進

A-3-① 学生の留学機会の拡充と海外との交流支援
A-3-② ダブルディグリープログラム

A－4. SDGs 達成への貢献
A-4-① 「名古屋産業大学 SDGs 宣言」に基づく新たな取組の推進

【概評】
平成 27(2015)年以降、大学の社会的貢献に基づいた高大連携事業に関する協定を締結し、さまざまな専門高校のニーズに沿った教育プログラムを提案、実施している。この取組みは、社会的な活動に意欲のある高校生への教育効果が認められる。
対象分野として、環境ビジネス、情報ビジネス、ビジネス心理、スポーツビジネスの各種講義や小論文指導に加えて、更に産学連携も含めた、実践的な学びの場を提供する活動となっている。
大学の物的・人的資源を活用しつつ、社会に貢献する活動の一環として、平成 21(2009)年に尾張旭市との連携協力に関する包括協定を締結したことを皮切りとして、さまざまな域学連携を進めてきている。
大学のアドミッション・ポリシーにもうたっている「グローバルとローカルな視点で社会への理解を深め」、留学機会の拡充と海外との交流支援を推進する組織として「国際交流委員会」を設けている。当委員会では、海外の提携校との連携、海外の大学との学術・教育交流、留学生への支援を継続的に実施している。
平成 30(2018)年度からは、ダブルディグリープログラムを設置するなど、教員の相互交流や国際シンポジウムの開催、連携教育の実践、共同研究の推進など多岐にわたる取組みを進めている。
また、SDGs 宣言に基づき、高大連携、域学連携、更に国際交流を通じて、環境、経済、社会の諸課題の解決を目指して、持続可能な社会の実現に向けた取組みを継続的に実施している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 新型コロナウイルス感染症への対応
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学年暦の変更や遠隔授業の導入など様々な対応を迫られたが、以下の取組を中心に、学生への対応を図っている。

（１）修学支援金の支給と遠隔授業体制の構築
令和 2（2020）年 5 月 11 日から全学生に修学支援金として一人当たり一律 3 万円を現金で給付した。この試みは東海 3 県の大学に先駆けて行われ、支援金は生活費の補助や遠隔授業用の機器購入に充てられた。また、モバイル WiFi ルーターの無償貸し出しを行うなど、遠隔授業の実施によって学生が不利益にならないよう配慮した。

（２）ワクチン職域接種の実施と地域貢献
令和 3（2021）年 6 月 29 日より、東海地域の大学では初めての職域接種をキャンパス内で行い、学生及び教職員が接種しやすい環境を整えるとともに、地域貢献にも配慮し、

姉妹校の生徒や教職員、大学周辺住民などに接種対象を拡大した。

（３）在学期間延期制度の実施

大学院博士前期課程においては、新型コロナウイルスの蔓延により、特に海外での現地調査を計画していた研究活動に大きな影響を与えたため、研究の質を確保する観点から、特例として令和 3 年度 3 月修了者を対象に在学期間延期制度を実施した。

2. 教育分野における産学連携の推進

建学の精神である「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」を徹底するため、教育分野における産学連携の積極的な推進に取り組んでいる。

（１） 現代ビジネス学科における産学連携

現代ビジネス学科では、3 年次春学期に選択必修科目として「ビジネストレーニングプログラム」を配置し、国内外の企業と連携した 3 か月間の長期インターンシップや、学内に設立された㈱名古屋産業大学グリーン・ソーシャルビジネスと連携した学内インターンシップなど、産学連携による実践教育を推進している。

（２） 経営専門職学科における産学連携

専門職大学設置基準に基づく専門職学科として、既設の大学に全国で初めて開設された経営専門職学科では、必修科目として、2 週間、3 か月間の「臨地実務実習」の配置に加え、「企業調査実習」、「事業改善実習」「事業価値創造実習Ⅰ・Ⅱ」等の実習科目が多数配置されている。これらの科目配置を通じて、4 年間で 600 時間を超える実務実習を行うための産学連携の拡大を図っている。

（３）産学連携協定の締結

産学連携に当たっては、個々の企業との協定締結はもとより、尾張旭市商工会、尾張旭市観光協会、愛知中小企業家同友会、中小企業大学校瀬戸校、NPO 法人 G-Net 等とも協定を結ぶことで、産学連携を組織的かつ継続的に推進するための体制づくりを行っている。

Ⅳ 大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　愛知県尾張旭市新居町山の田 3255-5
　　愛知県名古屋市北区平安 2-15-43

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科　経営専門職学科（専門職学位課程）
環境マネジメント研究科	環境マネジメント専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 17 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 31 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 17 日	実地調査の実施　　10 月 18 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 19 日	10 月 19 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

44 名古屋女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神は、「学園の信条である『親切』を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に纏った、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成する。」こととし、この理念を丁寧に周知して、個性・特色にもなっている。

建学の精神・理念に基づいて策定した「越原学園 中長期計画 2020～2024（令和 2～6 年度)」（以下「越原学園 中長期計画」という。）は、目的の実現に向けた諸施策を計画している。

学部・学科の使命・目的及び教育目的は学則に定めており、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。社会情勢の変化に対しては、教育目的を見直して改組・新設に取組み、現在は大学に 4 学部、大学院に 1 研究科を設置している。

〈優れた点〉

○越原学園の歴史を常設展示する「越原記念館」を設置し、新入生にその実物資料による自校史教育を行った上で、創立者生誕の地である越原学舎（コロナ禍においては学内）で実施する必修科目「建学のこころ」は、建学の精神を学ぶ体験型導入教育として評価できる。

「基準２．学生」について

入学者選抜は、一部の学科で定員未充足の状況であるが、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿い、各選抜方法に応じた評価基準を明示して実施している。

学生に関わる業務全般は、学生支援センターに教学支援、学生生活支援、キャリア支援の 3 部門を置き、教職協働体制で対応している。また、衛生管理室、学生相談室を設置し、看護師に加え、カウンセラーや内科医師、女性婦人科医師が相談に当たる体制も整えている。

学部・学科の設置などに伴い施設・設備を積極的に更新し、快適性を持つ学修環境を整備している。学生からの意見・要望は、クラス指導教員や各種アンケートによりくみ上げて、学生支援センター等で検討している。

「基準３．教育課程」について

学部・学科及び研究科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定めており、ウェ

ブサイト、履修要項及び大学院要覧により周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、厳正な適用をするためにルーブリックを導入し、成績評価基準をシラバスに記載して科目ごとに周知している。

カリキュラム・ポリシーと学力の 3 要素を基軸とするディプロマ・ポリシーは、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにより一貫性を明らかにしており、教育課程を体系的に編成している。

学修成果の点検・評価は、大学が定めた多様な尺度・指標により毎年実施し、その分析結果に基づきカリキュラム、シラバス及び授業方法の改善などを行っている。

〈優れた点〉

○「教育特色化推進経費」を設け、文学部から始まり全学に展開している「カンバセーション・サロン」など、特色ある教育活動への助成により教育効果が向上している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

教学マネジメントにおいては、一部の規則に整備を要するものの、学長は、補佐体制として学長補佐を置くとともに、大学運営会議を中心とする教学マネジメント体制を構築してリーダーシップを発揮している。

教員組織は、設置基準等に定めのある専任教員数を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)活動は、自己点検・自己評価委員会及びそのもとに置く FD 作業部会が推進している。職員には、「名古屋女子大学 職員研修規程」「越原学園 職員人事考課規程」に基づき、資質・能力向上のための研修や評価等を実施している。SD(Staff Development)として、教職員を対象とする「教職 SD 研修」にも組織的に取組んでいる。

教員の研究活動については、「総合科学研究所」を設置し、推進している。

〈優れた点〉

○教職員の資質・能力向上のための研修体系に基づいた年度計画に沿って、大学運営の質を高めるため SD に組織的に取組んでいることは、きめ細かい優れた取組みとして評価できる。

○総合科学研究所の設置については、研究活動に従事する機会を多くの教員に与えるとともに、「総合科学研究」の発行による研究成果の外部公表機会も確保し、研究活動の機会・環境・質を高めるなど、十分に整備され機能している取組みとして高く評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめ、各種規則を整備することで、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、経営の規律を維持している。「越原学園 服務規程」や「名古屋女子大学 教員倫理綱領」を制定し、教職員が遵守すべき規律を定めている。理事会は、法人の最高意思決定機関として、定例的・臨時的に開催し意思決定を行っている。理事長は学長を兼務しているため、法人と大学各部門の連携は円滑である。教職員の意見は、毎日提出する「業務報告書」に提案事項欄を設けてくみ上げている。

「越原学園 中長期計画」を策定し、予算編成基本方針を示して財務運営を行っており、安定した財務基盤と収支バランスを保持している。「越原学園 経理規程」に基づき、会計システムを用いて学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。

「基準６．内部質保証」について

「名古屋女子大学・名古屋女子大学短期大学部 内部質保証の方針」を全学的な方針として明示し、自己点検・自己評価委員会を内部質保証の推進組織として明確化している。

自己点検・評価は、「自己点検・評価（内部質保証）スケジュール」に従い実施し、その結果は学内で共有を図るとともに、ウェブサイトで公開している。教育の質向上を推進することを目的にした教学 IR 室を設置し、データに基づく現状把握に努めている。

三つのポリシーを起点とした教育の質保証と自己点検・評価、認証評価の結果等を踏まえた中長期計画に基づく大学全体の質保証に取組んでいる。

総じて、大学は、建学の精神を継承し、女性の経済的自立という基本理念のもと、社会のニーズに応じた専門知識や技能等を学ぶ学部・学科及び研究科を設置して、職能人の育成に努めており、校地の移転統合や学修環境の整備にも積極的に取組んでいる。

内部質保証においては、その方針を充実させ、学長の全学的視点のもと、より自律性の高い点検・評価の実施と機能性の向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 図書館・学生インターンシップ制度
2. カンバセーション・サロン
3. 名女大読書プロジェクト

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

創立者、越原春子氏の意志を受継いだ「学園の信条である『親切』を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に纏った、よき家庭人であり力強き職能人としての女性を育成する。」ことを建学の精神とし、これを大学学則及び大学院学則の目的に掲げて明示するとともに、個性・特色として反映している。

大学学則には学部・学科及び専攻の教育目的、大学院学則には研究科及び専攻の教育目的を、具体的かつ簡潔に明文化している。

大学を取巻く社会情勢、学生のニーズの変化などに対応し、教育目的を見直し、学部・学科を改組、新設している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学学則や大学院学則に定める使命・目的及び教育目的は、改定時に学部教授会や研究科委員会を経て理事会で最終的な承認を得ており、役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、ウェブサイト、「大学案内」「学園要覧」や「越原記念館」を通して学内外に周知している。また、新入生には「建学のこころ」を必修科目として開設し、兼任教員に対してはガイドブックを配付するなど、理念を丁寧に周知し理解を得ている。

「越原学園 中長期計画」は、冒頭に「建学の精神・理念」を置き、学則に定める目的の実現に向けた諸施策を計画している。建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的は、各学部・学科及び研究科の三つのポリシーに反映させている。建学の精神を継承し、使命・目的を踏まえ、大学に 4 学部、大学院に 1 研究科を設置している。

〈優れた点〉

○越原学園の歴史を常設展示する「越原記念館」を設置し、新入生にその実物資料による自校史教育を行った上で、創立者生誕の地である越原学舎（コロナ禍においては学内）で実施する必修科目「建学のこころ」は、建学の精神を学ぶ体験型導入教育として評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイトや学生募集要項等で周知している。また、入学者選抜において、アドミッション・ポリシーに沿った評価基準を作成し、入学者選抜委員会等で検討を行っている。

入学定員に沿った学生の受入れ数については、文学部児童教育学科及び健康科学部健康栄養学科において収容定員を満たしておらず、当該 2 学科においては入学者を確保するための対応が必要であるが、募集定員の減員とともに志願者数の増加を目指した取組みを進めている。

入試問題の作成については、「名古屋女子大学 入試委員会規程」にのっとり、各教科入試問題責任者を中心としたグループで大学独自に問題作成に当たっている。

〈改善を要する点〉

○文学部児童教育学科について、定員の減員と専攻の廃止により定員充足率の向上に向けて取組んでいるところではあるが、収容定員に対する充足率が 0.7 倍未満になっている点は改善を要する。

〈参考意見〉

○健康科学部健康栄養学科は収容定員を満たしていないことから、入学者を確保するための更なる取組みを行うことが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制の整備に関しては、学生支援センター教学支援部門が中心になり、成績不振者の情報を教員と共有するなどの教職協働を図っている。

実績数としては多くないものの、TA が学部生に対する教育補助業務を行っている。オフィスアワー制度を専任教員・兼任教員ともに導入し、全学的に実施している。また、障がいのある学生への対応については、「名古屋女子大学における障害学生支援に関するガイドライン」を策定し、衛生管理室が窓口になって合理的な配慮を行っている。加えて、中途退学、休学及び留年への対策については、クラスの指導教員が中心になり、学科全体でも対応する体制を整えている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科から選出した教員と職員で構成するキャリア支援委員会を設置し、学生支援センターにはキャリア支援部門を置くことで、就職や進学に関する相談・情報提供、インターンシップへの参加促進などの支援体制を整備している。

また、正課においては、「キャリアデザインプログラム」等を導入し、学生のキャリア形成と自主的な進路選択に資するよう、学科ごとにキャリア教育の体系化を図っている。正課外においても、主に 3 年次を対象にした職業意識の段階的向上を図るキャリアガイダンス、グループディスカッション対策セミナー、筆記試験対策セミナー、教員採用試験説明会などをキャリア支援部門が企画し、運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教学支援、学生生活支援、キャリア支援の 3 部門を主とした学生支援センターを設置するとともに、学生サービスの向上を推進するための学生委員会を組織している。

また、学生の健康管理の推進を目的とした衛生管理室を法人本部に設置している。衛生管理室には看護師免許を持つ専任職員を配置し、学校保健安全法に基づく学生の定期健康診断、健康相談、応急処置及び傷害・賠償保険に関する業務を行っている。また、衛生管理室に隣接した学生相談室において、臨床心理士である非常勤カウンセラーが心的支援や生活相談を担っている。加えて、内科医師や女性婦人科医師が健康相談に当たる体制を整

えている。

学生への経済的支援に関しては、日本学生支援機構奨学金、各種奨学金財団奨学金のほか、大学独自の奨学金制度を整備している。

課外活動支援は、学生支援センター学生生活支援部門が中心になって行い、学生会公認サークルに対し、活動助成金を支給している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科の設置等に伴い、校地、校舎、ラーニング・コモンズを含む図書館棟、運動場、体育施設、情報処理学習室などの施設・設備を積極的に更新し、快適性の高い学修環境を整備している。図書館は、学部・学科の専門図書、一般図書、電子ジャーナル及び視聴覚資料を十分に所蔵し､学修目的に対して利用しやすい開館時間を設定している｡また、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境については、図書館内のコンピュータ自習室のほか、コンピュータ演習室を学内各所に設置するとともに、無線 LAN 環境も整えている。

校舎のバリアフリー化については一部の未整備箇所への対応を要するものの、各校舎の設備等は利便性に配慮したものになっている。

授業を行う学生数の適切な管理に関しては、授業形態ごとに設定する上限目安数以内で実施している。

施設・設備の安全性については、耐震基準に沿った校舎の建替計画を適宜進めている。

〈参考意見〉

○南 3 号館のバリアフリー未整備箇所については対応が望まれる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は、授業評価アンケート及びカリキュラムや授業内容等に対する学生の満足度を問う調査項目を含むジェネリックスキル測定テストを全学的に実施し、学修支援の改善に反映している。また、全学部生対象の「学修の行動・時間・成果に係るアンケート調査」からくみ上げた学修環境に関する意見・要望を、学生支援センター等で検討している。

心身の健康相談や経済的支援など学生生活に関する学生の意見・要望の把握は、クラスの指導教員等が随時行いながら、学生支援センターとも情報を共有している。また、施設・設備など学修環境に関する学生の意見を聴くために「意見箱」を設置することに加え、学生にとって各学科の教員へ日頃から相談しやすい環境を整えて対応に当たっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき大学学則に定める各学部・学科の教育目的及び大学院学則に定める研究科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、ウェブサイト、履修要項及び大学院要覧に記載し、周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を学則及び「名古屋女子大学 学位規程」「名古屋女子大学 履修規程」に定め、シラバスや初年次教育テキスト等で学生に周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用するためにルーブリックを導入し、卒業判定教授会で判定を行っている。成績評価基準をシラバスに記載して科目ごとに周知している。大学院修士課程における学位論文の提出及び審査についても当該基準に基づき厳正に行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえ、各学部・学科及び研究科のカリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイトや履修要項、大学院要覧により周知している。カリキュラム・ポリシーと学力の 3 要素を基軸とするディプロマ・ポリシーは、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにより一貫性を明示している。

カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を体系的に編成している。学部・学科ごとの履修登録単位数の上限設定については一部見直しを要するものの、シラバスでは授業外学修の指示を行っている。

教養教育に関する検討と全学的な連絡調整のため、令和 4(2022)年度から教務委員会に教養教育検討専門部会を設置している。

アクティブ・ラーニングや ICT を活用した授業を実施し、授業内容・方法に工夫をしている。自己点検・自己評価委員会が全学的に授業評価アンケートを実施し、FD 作業部会が授業の改善指導を行っており、組織的に教授方法の改善を進めている。教育の質保証を推進するための経費を助成し、教育効果の向上に努めている。

〈優れた点〉
○「教育特色化推進経費」を設け、文学部から始まり全学に展開している「カンバセーション・サロン」など、特色ある教育活動への助成により教育効果が向上している点は評価できる。

〈参考意見〉
○家政学部生活環境学科 1 年次をはじめ、前後期合わせて 50 単位以上修得できるようになっている学科や学年があり、履修登録上限単位数の見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学力の 3 要素を基軸とするディプロマ･ポリシーを学位プログラムごとに設定しており、各授業科目との関連を「授業の到達目標」としてシラバスに記載し、学修成果を明示している。アセスメント・ポリシーに示す大学が定めた多様な尺度・指標に沿って点検・評価している。学修成果の点検・評価については、学修ポートフォリオ、教職履修カルテ、GPA(Grade Point Average)、資格免許取得状況、単位修得状況、ジェネリックスキル測定テスト、卒業時アンケート調査、就職先企業アンケート等を毎年度実施し、各学部・学科で結果の分析、検討を行い、カリキュラムの改善、シラバスの改善、授業方法の改善などを行っている。

ルーブリックや学修ポートフォリオを導入し、学修成果の可視化と学生へのフィードバックに取組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するために置いている学長補佐が、「名古屋女子大学 学長補佐に関する内規」に基づき学長による円滑な大学運営を補佐している。

理事長を兼務する学長は、教学マネジメントにおいては一部の規則に整備を要するものの、「名古屋女子大学 大学運営会議規程」に基づき、教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項などを所掌する大学運営会議を中心とする教学マネジメント体制を構築し、リーダーシップを発揮するとともに、学則に基づき、円滑な意思決定を行っている。また、学部教授会及び研究科委員会は、大学学則及び大学院学則に基づき、学長が決定を行うに当たり意見を述べると定めている。

「越原学園 事務分掌規程」に基づき事務組織の役割の明確化を図っている。

〈改善を要する点〉

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きを学長によって適切に定めていない点は改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、設置基準等に規定のある必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。「越原学園 教員選考規程」「名古屋女子大学 教員資格審査委員会規程」「名古屋女子大学及び名古屋女子大学短期大学部 教員資格審査基準」等を定め、当該規則に基づいて教員の採用・昇任時に資格審査を実施している。

FD 活動は、自己点検・自己評価委員会及びそのもとに置く FD 作業部会が推進しており、授業評価アンケートを実施し、その結果に基づき授業改善の取組みを行っている。また、学部・学科ごとに FD その他教員研修の見直しも行っている。大学院については、研究科委員会で学位論文の審査基準になるルーブリックの作成や、学位論文の体裁、学生確保のための対策案などについて、FD として検討を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「名古屋女子大学 職員研修規程」を定め、「大学職員としてふさわしい品位と識見を備えた能力の高い職員を養成するために研修を行う」とし、「教職 SD 研修」の実施方針の計画・見直しを毎年度行い、組織的に取組んでいる。

また、教職員の資質・能力向上のため、「越原学園 職員人事考課規程」を制定し、人事考課を組織的かつ適切に行い、教員についても明確な基準を設け、人事考課を実施している。

「業務報告書」の提出や朝礼等を通じて、職員の資質・能力向上のためにきめ細かい指導等を行い、日常業務における職員提案制度、朝礼時の業務提案等も実施している。職員研修については、業務別・職制別の研修体系図をもって整備し、実施している。

〈優れた点〉

○教職員の資質・能力向上のための研修体系に基づいた年度計画に沿って、大学運営の質を高めるため SD に組織的に取組んでいることは、きめ細かい優れた取組みとして評価

できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して研究室を用意し､講師以上の教員については研修日を設定することで、研究活動に取組む環境に配慮している。紀要などの研究誌の発行、科学研究費助成事業への応募奨励、総合科学研究所の設置等、研究環境の整備に取組んでいる。

研究倫理については、「名古屋女子大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「名古屋女子大学 公的研究費の管理・監査体制に関する規程」等を定め、研究活動の不正防止及び公的研究費の適切な執行を推進している｡人を対象とする研究についても、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置し、審査を行っている。

研究活動への資源配分として、「教育研究費」を支給するとともに、「名古屋女子大学 教育・基盤研究助成規程」を整備し、研究活動の充実に向けて事務局の担当部署が支援を行っている。

〈優れた点〉

○総合科学研究所の設置については、研究活動に従事する機会を多くの教員に与えるとともに､「総合科学研究」の発行による研究成果の外部公表機会も確保し､研究活動の機会・環境・質を高めるなど、十分に整備され機能している取組みとして高く評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめ各種規則を整備することで、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、経営の規律を維持している。また、「越原学園 服務規程」「名古屋女子大学 教員倫理綱領」を制定し、教職員が遵守すべき規律を定めている。

「越原学園 中長期計画」を策定し、毎年度進捗・達成状況を検証し、事業報告書にも掲載している。

環境保全への配慮として、ガス空調の採用を進め、CO_2 排出削減を進めてきた。省エネルギー対策等として組織的な「省エネ巡回」などの諸施策を採用し、消費電力の削減に効果を挙げている。人権への配慮として、ハラスメント防止に関する「越原学園 ハラスメント防止・対策委員会規程」等を制定し、ハラスメント相談員を配置している。危機管理については、災害対策マニュアルを設けるほか、不審者・交通事故対応なども実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の最高意思決定機関として、定例的・臨時的に開催しており、常務理事会にも日常的業務の決定を授権しながら、適切に意思決定を行っている。

「越原学園 常務理事会規程」に基づき常務理事会を設置し、理事会機能の補佐体制を構築している。

理事の選任、諸会議への出席状況、職務状況は概ね良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の規定にのっとり理事長が学校法人越原学園を代表し、その責任と権限を有している。また、理事長は学長を兼務しているため、法人と大学各部門との円滑な連携のもと、リーダーシップを発揮している。教職員が毎日作成・提出する「業務報告書」に提案事項を記載する項目を設けて、大学運営に関する教職員の意見をくみ上げている。

毎月１回、大学運営会議を開催しており、法人職員と大学教職員が出席し、法人及び大学の各部門間の連絡調整、月次運営の情報共有、相互チェックと意思疎通を図っている。

評議員及び監事の選任、諸会議への出席状況、職務状況は概ね良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「越原学園 中長期計画」を策定し、予算編成基本方針を示して財務運営を行っている。補正予算等の予算変更も手続きに従い適切に行っている。令和 3(2021)年度においては、施設・設備投資の影響により大学の事業活動収支差額比率がマイナス 1.4%になったが、法人全体ではマイナス 0.3%に過ぎず、安定した財務基盤もあり、現下においては、教育目的の達成のため教育研究活動における収支バランスを保持している。

また、「越原学園 資金運用規程」に基づく資金運用、収益事業等による教育研究活動以外での収入の確保に努めており、収益事業においては、令和 3(2021)年度の純利益がマイナスではあるもののキャッシュフローはプラスを維持し、中長期的かつ安定的な財務基盤の確立を目指している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「越原学園 経理規程」に基づき、会計システムを用いて学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。会計監査は、監査法人による監査及び監事による監査を実施し、監査法人による監査は、通常期の監査及び決算監査において公認会計士が実施している。また、各年度における補正予算を理事会において審議し、適正な手続きを経て決定している。科学研究費助成事業については、別途内部監査を実施し不正防止に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針について、「名古屋女子大学・名古屋女子大学短期大学部 内部質保証の方針」を制定して、明らかにしている。

自己点検・自己評価委員会を恒常的な内部質保証の推進組織として位置付けており、第三者評価報告書作成委員会を組織的に連携させることで、内部質保証のための組織と責任体制の明確化を図っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、自己点検・自己評価委員会が策定した「自己点検・評価（内部質保証）スケジュール」に従い、関係各部署が作成する「改善状況報告書」「三つのポリシーの達成状況に関する自己点検・評価報告書」に基づき、内部質保証体制のもとで実施している。また、包括連携協定先である名古屋市瑞穂区役所による外部点検・評価を実施している。それらの結果を学内で共有するとともに、学外に向けては、平成30(2018)年度に作成した自己点検評価書をウェブサイトで公開している。

「教学 IR 室規程」に基づき、「教育・学生の学修成果に関する情報を収集・管理・分析ならびに可視化を行うことにより、教育の質向上を推進することを目的」とした教学 IR 室を設置し、データに基づく現状把握に努めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の質保証については、各学部・学科及び研究科が三つのポリシーを起点とした点検・評価を実施し、教育の改善・向上に取組んでいる。

大学全体の質保証については、自己点検・評価や認証評価の結果等を踏まえた中長期計画に基づき、関係各部署が点検・評価を実施し、大学運営の改善・向上に反映しており、

一部に見直すべき点はあるものの、内部質保証の仕組みが機能している。

〈改善を要する点〉

○入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持及び学生の退学、停学、訓告の処分の手続きの制定について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携

Ａ－1．地域社会との連携活動

A-1-①　公開講座、生涯学習、正課授業の開放等による地域貢献事業

A-1-②　地方公共団体、企業等との地域連携事業

【概評】

地域社会との連携活動における生涯学習の機会として、名古屋女子大学オープンカレッジや公開講座などを長年にわたって開催しており、学生及び地域住民が参加している。「越原記念館」では、大学の歴史や企画展を地域に公開したり、学生の製作物を展示したりしている。図書館では、「絵本おはなし会」を瑞穂図書館と共催して、学生主体で絵本の読み聞かせの活動を行っている。

これらの地域連携事業は、建学の精神に基づくとともに、各学部で目的を定め、各学部の特色を生かしている。家政学部は地元企業等と、文学部及び健康科学部は地方公共団体等と連携しており、各学部の教育目的に沿った社会連携事業を展開している。

地方公共団体や企業等との地域連携事業には、学生も参加している。地方公共団体等との連携事業として、名古屋市瑞穂区役所や社会医療法人名古屋記念財団、社会医療法人宏潤会と連携協定を締結している。

総合科学研究所は、名古屋市瑞穂児童館との交流事業としてクリスマスイベントを開催したり、瑞穂区役所と連携して子育て家庭の支援を行ったりしている。また、学内の地域連携事業の情報を集約し、学内外に発信している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．図書館・学生インターンシップ制度

令和 3(2021)年度より、図書館での就業形式のインターンシップ制度を設け、学生の社会経験の醸成と経済的支援を実施している。本制度では学生が母校において主体的に課題解決型プロジェクトに取り組む形式で就業することで、建学の精神を携えた人材育成も担っている。

2．カンバセーション・サロン

カンバセーション・サロンは、学生への異文化理解の場として、本学教育特色化推進計画（令和 4 年度からは教育質保証推進計画）の一環で、文学部と図書館が連携し、全学生対象で取り組んでいる。サロンでは、学生が自由に外国籍パートナーと英語を通した会話で文化交流機会を得ることができ、英語教養科目や海外研修指導と協力し、多くの学生に機会を提供している。

3. 名女大読書プロジェクト

本学の特色的読書指導として、全学対象で「名女大読書プロジェクト」を立ち上げ、学生の読書啓発を行っている。「名女大読書プロジェクト」は平成 25(2013)年度より開始した活動で、学生への読書支援として、学科教員からの推薦図書と推薦文、読書記録記入用紙で構成された冊子（「読書 Diary」）を作成し、学生に配布し、大学 1 年次前期必修科目の「初年次セミナー」と連携し、特に 1 年生には読書記録の提出を課題として、読書習慣の醸成とともに文章作成技術の育成に寄与している。また、活動をとおし、読書感想文コンクール、学生主体の読書イベント、学生選書ツアーや図書館ボランティア活動への参加を奨励し、学生が主体的に読書活動に関わる場を提供することにより、社会性を養う機会を設けている。読書 Diary で書かれた読書記録は図書館内に展示したりすることにより情報共有を行っており、学生の更なる興味関心の向上に貢献している。また、学生による図書館サポーターを創設し、学生による図書館運用や在学生への広報活動など、主体的活動を展開している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 39(1964)年度
所在地　　愛知県名古屋市瑞穂区汐路町 3-40

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
家政学部	生活環境学科　食物栄養学科※
健康科学部	健康栄養学科　看護学科
医療科学部	理学療法学科　作業療法学科
文学部	児童教育学科
生活学研究科	食物栄養学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 18 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 17 日	実地調査の実施　　10 月 18 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 19 日	10 月 19 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

45 日本工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

専攻及び学科ごとの人材の養成に関する目的や教育目的の規定方法に課題はあるものの、使命・目的及び教育目的を「建学の精神・理念」などで具体的に明文化している。

「実工学」を特色とし、諸活動に通底する指針とした上で「実工学の学び（学生諸君へ）」として簡潔・明瞭な表現で示している。学部改組、学科開設など社会情勢などの変化に対応している。「建学の精神・理念」などは役員、教職員が関与・参画し、理解と支持を得ている。学則、「建学の精神・理念」をはじめとする情報を大学案内などで学内外に周知し、「実工学」を中長期的な計画のスローガンに反映させている。使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。埼玉、神田の両キャンパスに教育を展開するにふさわしい学部、研究科を設置している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーをホームページなどで公表し、規則にのっとり合否を判定、学長が決定している。入学定員に沿った学生を受入れている。教務委員会など教職協働による学修支援体制を構築している。障がいのある学生に対する合理的配慮の内容をデータベース化し公平性を確保している。オフィスアワー制度など学修支援を実施し、退学防止など学修支援センターにおいて教職協働で対応している。キャリア支援をキャリア教育と就職支援に整理している。学生支援課などの学生支援体制を配置し、経済的支援は「学業奨励奨学金」などを整備、生活支援は健康管理センターなどが行っている。教育目的達成のため十分な校地・校舎を有し学修支援センターなどを活用している。主要な建物についてはバリアフリー化を施している。学生の意見を「大学での学びに関する学生調査」などによって把握している。

〈優れた点〉

○5 号館「ラーニング・キューブ」の 1、2 階にアクティブ・ラーニングスペース、学修支援センター、英語学習サポートセンター、教職教育センターを機能的に配置し、学生が有効に活用している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ「専門的知識・技能」などの三つの観点からディプロマ・ポリシーを

定め公表している。単位認定基準などを定め、学生便覧などで周知するとともに評価方法をシラバスに掲載し、成績疑義照会により成績評価の適正性を確保している。カリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成している。教職協働による「授業公開／参観プログラム」を開催し教授方法の改善の取組みを組織的に行っている。「共通教育学群会議」を配置し、教養教育を実施している。アクティブ・ラーニングを取入れ課題解決能力などを身に付けさせている。学修成果の評価指標として「DP アセスメントプラン」を整備している。配当科目表に「専門的知識・技能」などへの関与度を明示している。学生による「授業評価アンケート」を実施し、授業改善に役立てるとともに「卒業時アンケート」により満足度などの把握に努めている。

〈優れた点〉

○実践的なものづくりを、工房教育を通じて行う「カレッジマイスタープログラム」は、大学の教育理念として掲げる「実工学の理念」を学生が身をもって体験でき、上級学年学生による後輩への指導や学生の自主性を重んじた取組みでもあり、評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定などは「運営協議会」などで行い、学長が適切なリーダーシップを発揮している。学長を補佐する体制は、学長補佐などを配置し、教学マネジメントに関しては「教学マネジメント委員会」を中心として取組んでいる。専任教員数は、設置基準を満たし、教員の採用・昇任は「日本工業大学教員選考基準」などに定めている。「日本工業大学 FD/SD 実施方針」を定め、FD 活動は「教育改革シンポジウム」などを実施、SD 活動は、研修プログラムを立案し、継続的・計画的な研修を実施している。研究支援は、大学院生などの居室を整備するなど、学修環境を整備している。研究倫理は関係諸規則を整備し、厳正な運用に取組んでいる。研究活動の資源配分は、学内特別研究費をはじめとする各種支援制度を組織的に支援している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為で目的を定め、ガバナンス・コードを行動規範としている。「第 2 次・学園強靭化プロジェクト」を策定するなど継続的な取組みを進めている。環境保全などは関連規則を制定し取組んでいる。理事会の運営は、寄附行為などに基づき行い、「学園運営協議会」を設置し、日常の業務を決定している。理事の選任は、寄附行為に基づき行っている。理事長は大学に係る業務を学長に委任し、意思決定の円滑化を図っている。大学の「執行会議」に理事長と常勤理事が出席し、法人と大学の相互に適切な関係を構築している。監事の選任と職務の執行、評議員の選任と評議員会の運営は、規則に基づき適切に行っている。中期財務計画などを策定し、健全運営の取組みを進め、安定した財務基盤を維持している。会計処理は、経理規程などに基づき適正に行っている。会計監査は、三様監査を厳正に実施している。「不正防止計画委員会」を開催するなど、研究費の不正使用防止に取組んでいる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する方針を学内外に公表している。教授会など内部質保証体制を整備し、活動状況などは「自己点検運営委員会」などが対応している。理事長、学長がリーダーシップを執り内部質保証の責任体制は明確である。「教学マネジメント委員会」は、学位プログラムの検証や評価・改善などを行っている。自主的・自律的な自己点検・評価をエビデンスに基づき実施の上、自己点検・評価の結果は教授会など学内で報告・共有し、報告書をホームページなどで公表している。「IR 室」を設置し、調査・データの収集と分析を行う体制を整備している。三つのポリシーに基づき学修成果の検証など改善を検討、実行している。内部質保証の PDCA サイクルが機能している。自己点検・評価などによる検証結果は、計画に反映する仕組みとしている。法人全体としては、大学部門の計画を含む法人の計画として取りまとめている。

総じて、大学は「建学の精神・理念」等に基づき、「実工学」を特色として使命・目的及び教育目的に沿った学部・学科を設置し、学修支援等を適切に実施している。

カリキュラム・ポリシーに基づき体系的な教育課程を編成するとともに、学生数は適切に維持されており、また財政基盤も安定している。

経営・管理に関しては、理事会、「学園運営協議会」のもと、寄附行為等に基づき適切に運営するとともに、自己点検・評価を実施することにより内部質保証に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 環境への取組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を「建学の精神・理念」「建学の精神・理念に基づく人材像」「建学の精神・理念に基づく教育目的」で定め、具体的に明文化している。

学科、専攻ともに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が規程化されていないが、目的を「日本工業大学学則」「日本工業大学大学院学則」に明記し、より具体的な使命・目的及び教育目的を「建学の精神・理念」などにおいて、簡潔に文章化している。

「実工学」を特色とし、その理念を「建学の精神・理念」で端的に表すとともに教育課程の編成、教学運営、研究の推進等諸活動に通底する指針としている。

学生に対しては「実工学の学び（学生諸君へ）」として学生便覧、ホームページなどを通じて簡潔・明瞭な表現で示している。

社会情勢などの変化に対応し設立時の「建学の精神」の基本理念を継承し「建学の精神・理念に基づく人材像」などの制定、学部改組、学科開設など変化に対応している。

〈参考意見〉

○各専攻の人材の養成に関する目的や教育目的については、ホームページ・学生便覧に掲載しているが、規程化することが望まれる。

○各学科の人材の養成に関する目的や教育目的については、学則で「別に定める」とし、ホームページ・学生便覧に掲載しているが、規程化することが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「建学の精神・理念」等は、全教職員の意向調査を踏まえ「教研部会」において審議し、教授会で意見聴取を経るなど役員、教職員が関与・参画し理解と支持を得ている。

学則をホームページに掲載し「建学の精神・理念」等は大学案内等で学内外に周知している。また、学内の各所にパネル掲示を行い、周知を図っている。

「建学の精神・理念」等で明確化した「実工学」を更に深化させ、中長期的な計画のスローガン「実工学新時代―変わる教育、変わらない理念―」に反映させている。

「実践的技術創造人材」を育成するとの方針のもと、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。

埼玉キャンパスに「実工学」教育を展開するにふさわしい学部、研究科を設置し、神田キャンパスに高度専門職人材を育成する専門職学位課程を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを、各学科及び大学院各専攻において策定し、学生便覧、ホームページ等で公開し周知している。

アドミッション・ポリシーに基づき入試区分、選抜方式等を定め、それに従い入学者受入れを実施している。学部は「入学者選抜における合格者決定委員会」、研究科は「大学院工学研究科入学者選抜における合格者決定委員会」「研究科委員会」において合否判定を審議した上で、学長が合格者を決定している。入試問題の作成は大学教員が行い、入試問題の実施前の点検及び各入試の適切性の事後検証を実施している。

一部の学科の収容定員充足率は低いものの、大学全体としては入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

〈参考意見〉

○基幹工学部応用化学科の収容定員充足率が低い点については、その対策として入学者増加に向けての広報活動の見直しや入試の実施方法の変更を計画しているが、それらの効果を検証し当該学科の収容定員充足率を高めることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、「カレッジライフ支援委員会」等、さまざまな学内の委員会にて、教員と職員の協働による学修支援体制を構築し適切に運営している。

障がいのある学生等の支援について、「日本工業大学障がい学生等の支援に関する規程」

を制定し受入れ方針を明確にするとともに、「障がい学生等支援委員会」を設置して、障がいのある学生・受験生からの相談に組織的に対応している。障がいのある学生に対する合理的配慮の内容についてデータベース化することで、配慮を必要とする対象者間での公平性を確保している。オフィスアワー制度、TA 制度、SA(Student Assistant)制度を整備し学修支援を実施するとともに、TA・SA で活動する学生・大学院生に対する教育的効果も図っている。中途退学の防止や留年者への対応を、学修支援センターにおいて教職協働で情報を共有し実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「日本工業大学キャリア支援の組織及び運営に関する規程」に基づき、キャリア支援の対象を教育課程内のキャリア教育と教育課程外の就職支援に整理し、それぞれの支援体制を統括的に運営する上部組織である「キャリア支援会議」を設置している。

「合同企業説明会」「業界・業種セミナー」「保護者のための就職ガイダンス」「個別相談会」「障がいのある学生のための就職ガイダンス」「留学生のための就職ガイダンス」等、多様できめ細かい就職支援策を実施している。

各学科内においては、学科教員である「キャリア教育コーディネータ」がインターンシップ受入れ会社の開拓や単位認定を受ける学生への指導等、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織として学生支援課、健康管理センター、学生相談室、学修支援センターを設置し、常勤・非常勤スタッフが各部署と連携して学生支援に当たる体制を適切に整備している。

学生に対する経済的支援策として、「学業奨励奨学金」「緊急救済奨学金」「入試奨学金」「特別奨学生制度」「特待生制度」等を整備し適切に運用している。

学生の課外活動に対して、大学をはじめ、日本工業大学後援会、同窓会組織である「一般社団法人日本工業大学工友会」からも経済的支援を適切に行っている。

学生の心身に対して、身体面は健康管理センター、メンタル面は学生相談室にてそれぞ

れ専門スタッフが常駐し適切に対応しており、学生生活の安定のための支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成に十分な校地・校舎を有しており、「実体験的学習」「特色ある教育プログラム、課題に取組む学び、社会との交流・連携」の実現のため、有効に活用している。建物に対しては耐震診断を実施し、診断結果に基づき耐震補強計画を策定している。

アクティブ・ラーニングスペース、学修支援センター、英語学習サポートセンター、教職教育センターを機能的に配置した 5 号館「ラーニング・キューブ」、図書館（「LC センター」）等、各種施設を、教育目的達成のために有効に活用している。学内の主要な建物等についてはバリアフリー化が施されている。

各授業の履修学生数、教育手法に応じて、適切な時間割編成と教室利用を行っている。

〈優れた点〉

○5 号館「ラーニング・キューブ」の 1、2 階にアクティブ・ラーニングスペース、学修支援センター、英語学習サポートセンター、教職教育センターを機能的に配置し、学生が有効に活用している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を、「大学での学びに関する学生調査」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」等によって把握している。心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望を、「大学での学びに関する学生調査」等によって把握している。学修環境に関する学生の意見・要望を、「大学での学びに関

する学生調査」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」等によって把握している。

これらの調査及びアンケート等の結果は、関係部局、各学科等において分析し改善に反映させているとともに、それらの分析結果及び改善案を学生に周知している。「大学での学びに関する学生調査」の自由記述欄に寄せられた意見・要望に対しては、直ぐに取込むことが困難なものについても丁寧な回答を学生に周知している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ共通して身に付ける能力・素養として「専門的知識・技能」「実践的技術力」「豊かな人間性と社会性」の三つの観点からディプロマ・ポリシーを定めており、ホームページにも公表するとともに学生便覧等で学生に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は、大学学則、大学院学則及び学修規程において適切に定め、学生便覧等で学生に周知し適切に運用している。また、授業時間数、単位認定方法、成績評価方法、「オープン履修」と称する他学科履修、他大学における授業科目の修得単位数の上限等についても学則や学修規程に定め、適切に運用している。

各授業科目の具体的な評価方法をシラバスに掲載しており、また、学期ごとに学生からの成績疑義照会も行って成績評価の適正性を確保している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを、大学全体、学部学科、大学院それぞれの教育目的を踏まえて定めており、学科の特徴に合わせて体系的な教育課程を適切に編成している。また、各科目のシラバスの作成や単位制度の実質を保つための履修登録上限の設定も適切である。

「教育研究推進室」を設置して教職協働による「授業公開／参観プログラム」を開催し、「IR 室」が学生による「授業評価アンケート」を実施して担当教員へフィードバックするなど、教授方法の改善のための取組みを組織的に行っている。

「共通教育学群会議」を配置し科目担当者間で情報共有等を行いつつ、教養教育を適切に実施している。また、各学科の専門科目にアクティブ・ラーニングの手法を取入れた科目を開設して、課題解決能力等を身に付けることができるよう配慮している。

〈優れた点〉

○実践的なものづくりを、工房教育を通じて行う「カレッジマイスタープログラム」は、大学の教育理念として掲げる「実工学の理念」を学生が身をもって体験でき、上級学年学生による後輩への指導や学生の自主性を重んじた取組みでもあり、評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価指標として、単位修得率や成績分布、「大学での学びに関する学生調査」などをもとにした「DP アセスメントプラン」を整備している。また、各学科の配当科目表にディプロマ・ポリシーの三つの観点「専門的知識技能」「実践的技術力」「豊かな人間性と社会性」への関与度を明示している。

学生による「授業評価アンケート」を実施し、担当教員の教授方法や授業に対する姿勢等を把握して、教員にフィードバックし授業改善に役立てている。「卒業時アンケート」により授業科目の満足度や学修支援体制、成長実感、施設・設備に対する要望や学生生活全体に係る満足度等の把握に努めている。また、学内合同企業説明会参加企業へのアンケート等によって学生の就職先企業の評価を把握し、教育内容や方法、学修指導への改善に取組んでいる。令和 3(2021)年度から、学生の各種の資格取得状況の把握を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定や教学マネジメントについて、学部においては「運営協議会」、教授会、研究科においては「大学院運営協議会」、研究科委員会を通じて行われ、いずれも学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

学長を補佐する体制として、学長補佐のほか、「執行会議」や学長直属の組織として「企画室」「教育研究推進室」「IR 室」等を整備するとともに、適切な権限の分散と責任の明確化のもと、教学マネジメントを構築している。

また、教学マネジメントを機能的に遂行するために、「教学マネジメント委員会」を中心として組織的に取組んでおり、教職協働により教学マネジメント業務を推進している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院における専任教員数は、設置基準で定められている基準を満たしている。

教員の採用・昇任については、「日本工業大学教員選考基準」「日本工業大学教員の新規採用に関する内規」「日本工業大学教員の昇任選考に関する内規」等に定め、専任教員の採用は公募により行っている。また、教員の採用過程において、大学の教育目的等について理解を求めている。

FD 活動に関しては、「日本工業大学 FD/SD 実施方針」を定め、教育研究推進室の所管により、「教育改革シンポジウム」「授業公開／参観プログラム」等を実施し、教育内容や方法の改善に取組んでいる。加えて、令和 3(2021)年度から、これまでの FD 活動を踏まえ「ティーチング・ポートフォリオ」制度を試行的に開始している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上に関しては、法人全体で「学校法人日本工業大学研修プログラム」を立案し、大学においては「日本工業大学 FD/SD 実施方針」「日本工業大学職員研修規程」に基づく年度ごとの研修計画等を通じて、それぞれ継続的・計画的な研修等を実施しており、より効率的・効果的な大学運営の実現に資する人材の育成を進めている。

特に、学内で開催する「教育改革シンポジウム」への参加、教職協働での各種ワーキンググループの実施、学外機関への研修員等としての派遣や、学外研修会への参加促進、各種資格取得支援等により、資質・能力の向上に努めている。

また、教学マネジメントを支える基盤づくりに向けて、中堅若手職員自身による研修の企画立案や体系的な人材育成プログラムの開発など、更なる研修内容の充実等に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究支援では、環境面では原則として各教員に研究室を割当てるほか、大学院生、学部で卒業研究を行う学生の居室を整備するなど、必要な学修環境及び研究設備を整備し活用している。

研究倫理については、「日本工業大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」ほか関係諸規則を整備し、全教員及び大学院生には必要な研修受講を義務付けるとともに、卒業研究を行う学生には、各研究室の指導教員を通じて研究倫理教育を行うなど、厳正な運用に取組んでいる。

研究活動への資源配分では、学内特別研究費や特別研究旅費をはじめとする各種支援制度の展開や大型研究設備の公募配分、外部資金の導入支援等で、組織的に支援している。

研究活動に関する人的支援では、「研究員制度」「ポスト・ドクター制度」を整備し、必要に応じて活用できる仕組みとしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「学校法人日本工業大学寄附行為」にて目的を定め、関係諸規則に基づき学校法人を適切かつ誠実に経営している。また、その社会的責任を果たすため、「学校法人日本工業大学ガバナンス・コード（第 1 版）」を定め、役員や教職員の行動規範としている。

その上で、使命・目的を実現するための中長期的な計画として、「第 2 次・学園強靭化プロジェクト」や「NIT VISION 2030」を策定し、これに基づく事業計画の進捗を理事会等で確認するなど、継続的な取組みを進めている。

環境保全、人権、安全確保への配慮等については、「NIT-EMS（日本工業大学環境マネジメントシステム）」「日本工業大学ハラスメント防止・対応ガイドライン」「学校法人日本工業大学危機管理基本マニュアル」をはじめ、関連規則を制定し取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学校法人における、最終的な意思決定機関である理事会の運営については、「学校法人日本工業大学寄附行為」「学校法人日本工業大学寄附行為施行規則」「学校法人日本工業大学理事会会議規程」等の定めに基づき行っている。

理事会機能を補佐する体制として、「学園運営協議会」を設置し、理事会において決定する重要事項の事前審議や学校法人における日常の業務を決定している。事業計画の策定、進捗管理、総括等においても、「学園運営協議会」の事前審議を経て、理事会等で審議決定するなど、意思決定のための体制が整備され機能している。

また、理事の選任については、寄附行為に基づき行っており、その選考に当たっては、「学校法人日本工業大学役員等候補者選考会議規程」により、あらかじめ候補者を選考の

上、理事会、評議員会に推薦している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は法人を代表し、その業務を総理するとともに、大学の教育・研究に係る業務を学長に委任することで、法人及び大学における意思決定の円滑化を図っている。

また、大学運営に関する重要事項を企画立案、執行する「執行会議」には、法人から理事長と常勤の理事 2 人が出席することで、大学との連携を推進すると同時に、相互に適切なけん制を図る仕組みを構築している。

監事の選任と職務の執行、評議員の選任と評議員会の運営については、寄附行為、「学校法人日本工業大学監事監査規程」等に基づき適切に行っている。

教職員からの提案などをくみ上げる仕組みとして、学内からのパブリックコメントや「教職員限定学園サイト」に「学園提案箱（Bottom Up Box)」を設け、業務改善に取組んでいる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画としては、「学校法人日本工業大学 中期財務計画」を理事会の承認を得て決定し、また大学部門では「NIT VISION 2030」を策定し、基本方針に「安定的な財務基盤の確立と充実」を掲げ、アクションプランに基づき具体的な取組みを進めている。

事業活動収支の経常収支差額は、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度の 2 期連続で支出超過であるが、十分な金融資産を有しており、安定した財務基盤を維持している。収支の改善に向け、学生の安定的確保や離学者対策、施設整備の見直し等に取組んでいる。なお、資金運用については、「学校法人日本工業大学資産運用規程」に従って適切な管理を行っている。

外部資金の導入では、幅広い募金に対応する「学校法人日本工業大学みらい募金」の制度を設け、また研究費等について科学研究費助成事業その他の競争的研究資金の獲得に努め、併せて共同研究、受託研究、奨学寄附金等の受入れを推進している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人日本工業大学経理規程」その他の規則に基づき適正に行っている。大学の予算執行では、発注等の手続きを明確に整備し、「職員ハンドブック」等で周知し、三段階チェックで支出処理をしている。各部門の会計処理は共通のシステムを利用し、事業活動ごとの収支バランスの把握、計画的な予算執行を進めている。固定資産の購入も、経理規程ほかの諸規則に基づき、適切に行っている。

会計監査については、「日本工業大学における予算執行の不正防止に関する基本方針」のもと「不正防止に関する管理・監査体制規程」等の規則に基づき、「監査法人」「監事」「内部監査室」による三様監査を厳正に実施している。また、定期的に「不正防止計画委員会」を開催するなど、研究費の不正使用防止に真摯に取組んでいる。

補正予算については、編成する具体的な基準を定め、これに基づき適切に対応している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を「日本工業大学内部質保証に関する基本方針」に定め、ホームページに掲載し、学内外に公表している。

理事会、「学園運営協議会」など経営管理に関する組織と教授会、「教学マネジメント委員会」など教育・研究に関する組織において内部質保証体制を整備し、活動状況は「自己点検運営委員会」「自己点検実施委員会」などが点検・評価するとともに評価の適切性に関して「自己点検内部評価委員会」「外部評価委員会」で検証している。

経営管理に関しては理事長、教育・研究に関しては学長がそれぞれでリーダーシップを執っており内部質保証のための責任体制は明確である。また、「教学マネジメント委員会」は、大学の教育改善に資することなど教学マネジメントの確立を目的とし、全学的アセス

メントプランの検討や学位プログラムの検証や評価・改善を行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「日本工業大学内部質保証に関する基本方針」「日本工業大学自己点検・自己評価規程」などにより内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価は、7 年サイクルを基本とし、原則、エビデンスを報告書に明記することとしており、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果は、教授会など学内で報告・共有したのち「自己点検運営委員会」を通じ理事会に報告し、「自己点検評価報告書」はホームページに公表するなど、学内で共有し、社会に周知している。

現状把握のため「IR 室」を設置し、IR データなどから得られる情報等を活用するとともに「教学 IR サポートプロジェクト会議」などを設置、必要に応じて「タスクフォース」を構成するなど調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「建学の精神・理念」などを踏まえ三つのポリシーを起点とした教学に関する内部質保証の手段を大学全体、学位プログラム及び科目単位ごとに「アセスメントプラン」に示し、これに基づき学修成果の検証、教育プログラムなどの改善を検討、実行している。

また、「教学マネジメント委員会」による「アセスメントプラン」「DP アセスメントプラン」に基づく教学に関する内部質保証の PDCA サイクルが機能している。

大学全体の内部質保証に関しては中長期的な計画「NIT VISION 2030」に基づく単年度事業計画に基づき実行している。また、自己点検・評価等による検証結果は、「執行会議」「教学マネジメント委員会」などで審議し、中長期的な計画や単年度事業計画に反映する仕組みとしている。法人全体としては、大学部門の計画を含む法人の計画として取りまとめ、「学園運営協議会」、理事会に諮ることで同様に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

Ａ－1．社会連携活動の推進

A-1-①　社会連携に関する対応組織の整備・充実
A-1-②　専門職連携教育を通じた人材育成
A-1-③　産学連携による社会実装教育の充実
A-1-④　歴史的機械の動態保存を通じた我国の工業技術の伝承

【概評】

地域社会への貢献や社会連携活動推進のための学内の組織として、「産学連携起業教育センター」「人と暮らしの支援工学センター」「理工学教育（STEM）センター」などの社会連携系センターを整備し、宮代町をはじめ近隣の自治体との連携協力体制の充実を図るとともに、教育支援事業、セミナー開催、ボランティア派遣、高大連携など、社会連携事業を組織的かつ継続的に推進している。こうした社会連携事業を「教育プログラム」としても積極的に位置付け、教員の研究テーマにも発展するなど、教育・研究・社会貢献の相乗的なスパイラル形成を図る取組みを行っている。県内 4 大学が連携し学生混合で地域の医療・介護・福祉の課題に取組む「IPW 実習」では、建築の視点を持つ日本工業大学の建築系学生が加わることの意義が評価されている。「産学連携起業教育センター」では、授業科目「起業とビジネスプラン」と「ビジネスプランコンテスト」を組合わせた起業家教育を行い、学生が産業界等と交流する機会を積極的に設けている。

昭和 62(1987)年に開設した「工業技術博物館」には、工作機械を中心に機械・機器類大小あわせて 400 点以上を常設展示し、多くの工作機械を当時と同様に稼働する状態で動態保存している。また、収蔵機器の 178 点が国の登録有形文化財に指定されるなど、全国的にも類を見ない博物館となっている。同博物館は、特別展、講演会、人材育成事業など、多面的な活動を行うとともに、一般に無料公開しており、毎年約 8,000 人の来館者を受入れ、機械技術史の学術的な生きた実物資料や書籍・資料等を提供する場となっている。産業界や一般市民が工作機械の概要、基礎について学ぶ場としても高い評価を得ており、新聞、テレビ、各種マスコミ媒体や観光案内サイトでも紹介されるなど、地域・社会にも親しまれる存在となっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．環境への取組み

本学は、地球環境の保全、推進が人類全体の最重要課題であることを強く認識するとともに、キャンパス内のすべての活動が、環境と調和するように十分配慮し環境マネジメントシステムを構築して、環境推進活動を平成 13(2001)年 6 月の ISO14001 認証・登録を契機としてスタートした。

施設・設備整備の観点では、はじめに太陽光発電システムの導入が挙げられる。本館屋

上約 3,000 ㎡に設置した 2,300 枚の単結晶シリコン太陽電池（300kW）に加え、本館正面屋上に国内大学で初めて採光型太陽電池モジュールを使った最大発電電力 13.1kW のソーラーチューブの設置をはじめとし、その後合計 580kW に拡張され現在に至っている。雨水利用については、平成 5(1993)年以降、積極的に取組んできており、学内トイレの洗浄水の 54%までが雨水によるものとなっている。食堂から出る生ゴミについては、平成 10(1998)年からバイオ分解方式で処理しており、平成 25(2013)年からは水と二酸化炭素に分解して処理する方式に更新した。また、食堂の排水処理に関しては、下水道法に定められている「n-ヘキサン抽出物質（動植物油）30mg/L 以内」をクリアするため、厨房排水の最上流部である厨房シンクで比重分離を利用し油だけを分離回収する「グリス ECO」を導入、回収率は 95%以上で、非常に純度の高い油を回収することが可能となっている。これらの様々な取組みは、キャンパスの「エコ・ミュージアム」化、体感による環境教育「キャンパスまるごと環境博物館」として体系的に整備されている。

環境教育の観点では、「環境推進委員会」のもと「環境教育検討部会」を設け、「環境特別講演会の開催」「環境系科目開設の検討」「埼玉県主催の環境コミュニケーションの受入れ」等を行っている。また、学生の主体的な活動としては学生自治会に「学生環境推進委員会」を設け、地域とも連携した「宮代町内清掃」「子ども大学みやしろ」「子ども大学すぎと」等への参画が挙げられる。

なお、活動内容については、定期的に刊行している「エコロジープレス」にて、学内外に周知している。これら一連の取組みは、学外からも高い評価を得ており、エコ大学ランキングでは「全国総合順位第 1 位・私立大学部門第 1 位・小規模大学部門第 1 位（2012 年）」「5 つ星エコ大学（2015 年）」を受賞、サスティナブルキャンパス評価（ASSC）では「プラチナ認証（2019 年）」また「彩の国埼玉環境大賞優秀賞（2019 年）」を受賞している。

これら 20 年間の活動を踏まえ、本学では今までの環境活動を継承しつつ、高等教育機関である大学の事業活動に添った独自の環境推進活動を追求すべく、令和 2(2020)年度から新たな「EMS 方針」を明示した。また、「NIT-EMS マニュアル」を改正し、EMS の実務推進統括として「NIT-EMS 本部」を設けるとともに、学生を中心とした SDGs 活動を支援する体制として学長を委員長とする「SDGs 委員会」も立ち上げた。

これまでの環境活動をさらに広げ、ペットボトル削減のためのウォータースタンドの学内導入、プラスチックごみを念頭に全国学生清掃週間 NSCWeek への参加、食糧廃棄物削減のための学食改善提案､利根川強化堤防の森づくり事業への参加､「卒業生から新入生へ」のリサイクルショップ運営、デジタルグリッド EMS 制御技術実証試験等､「学生環境推進委員会」を中心に学生も参画する多くの活動を展開している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 42(1967)年度
所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町学園台 4-1
	東京都千代田区神田神保町 2-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
基幹工学部	機械工学科　電気電子通信工学科　応用化学科
先進工学部	ロボティクス学科　情報メディア工学科　データサイエンス学科
建築学部	建築学科
工学部※	機械工学科　ものづくり環境学科　創造システム工学科　電気電子工学科 情報工学科　建築学科　生活環境デザイン学科
工学研究科	環境共生システム学専攻　機械システム工学専攻 電子情報メディア工学専攻　建築デザイン学専攻
技術経営研究科（専門職学位課程）	技術経営専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 10 日	実地調査の実施　　10 月 11 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 12 日	10 月 12 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

46 日本体育大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

創始者が掲げた「體育富強之基」を建学の精神に定め、大学の使命・目的について、「ミッション」「ヴィジョン」として明確に定めている。大学の特色である、「心身ともに健康で、体育スポーツの普及・発展を積極的に推進する人材の育成」については、使命・目的及び教育目的に反映し、明示するとともに、スポーツ基本法の制定や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会といった社会情勢の変化などに対応して見直しを行っている。建学の精神の解釈、「ミッション」「ヴィジョン」の見直しに当たっては、学部長会及び理事会において審議し、広く理解と支持が得られるように図っている。学部・学科及び研究科・専攻の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)、「日本体育大学グランドデザイン 2018-2022（中期目標・計画)」については、建学の精神、「ミッション」「ヴィジョン」を反映して策定している。

「基準２．学生」について

学部・学科及び研究科・専攻のアドミッション・ポリシーは、教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて策定し、公開している。入学者の選抜を適切に実施し、アドミッションセンター運営委員会と教授会が連携して選抜方法等の検証を行っている。学生支援センターを中心に、教員免許取得を支援する教職センター、学生の海外留学及び外国人留学生を支援する国際交流センター、大学院生の学修、研究を支援する大学院教学センターを整備するとともに、学内に「nssu-passport(n-pass)」という学修支援システムを導入して、教員、学生及び保護者との連携を図っている。学業成績優秀者、競技成績優秀者を対象とした学費減免や大学独自の奨学金制度を設置して、学生への経済的支援を行っている。二つのキャンパスを有し、校地及び校舎は設置基準を上回る面積を確保し、競技種目ごとの専用施設を整備して、快適な学修環境を提供している。

〈優れた点〉

○中途退学防止対策として、「n-pass」を使用して保護者に出席状況を公開・共有し、大学と保護者が連携して確認できるよう取組んでいる点は評価できる。

○教職協働の教員養成プログラム「日体教学舎」により学部を越えて教職を希望する学生へのキャリア支援体制を充実させていることは評価できる。

○日本国内大学の中でいち早く新型コロナウイルスワクチンの職域接種会場として承認を受け、学生及び教職員への接種を開始し、学生が安心して学生生活を送ることができる

環境整備に取組むとともに、地域社会や留学予定者へのワクチン接種促進に貢献したことは評価できる。

〇教職員からの寄付で成立つ「雄渾奨学金」により、コロナ禍においても学費未納による中途退学者が例年よりも減少したことは評価できる。

〇世田谷キャンパスに「日本体育大学クリニック」を開設し、学生教職員だけでなく地域住民に対してもスポーツによるけがの治療や予防・アドバイスを行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神の現代的解釈と「ミッション」「ヴィジョン」及び学部・学科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、周知を図っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定や卒業・修了の認定基準を定めて、厳正に適用している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを策定し、これに沿って学部・学科の教育課程を体系的に編成している。伝統教育や自校史教育などを取入れ、教養を涵養する教育も実施している。演習科目にはアクティブ・ラーニングを取入れるなど、授業内容や教授方法を工夫している。ディプロマ・ポリシーには、大学での学修を通じて身に付けることができる知識・能力を明示している。卒業時アンケート及び卒業生の進路状況の調査等を通じて、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況について点検・評価を行い、その結果を教員にフィードバックして、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

「基準４．教員・職員」について

学長補佐会議を起点として、副学長、学長直下の学長室長と IR 室長、学長指名の教育企画、学生支援、教職の 3 センター長を置き、学長がリーダーシップを発揮する体制を整えている。学部長会や教授会等の審議事項・議決について規則で定め、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。職員の役割、分掌を明確にし、採用や昇任、昇格の手続きについて定めている。また、設置基準が定めた教員・教授数について学部、研究科とも充足し、適切に配置している。教員の採用・昇任は、規則に基づき行っている。大学職員の資質・能力向上については、「日体大事務職員人材育成基本方針」に基づき実施している。研究環境を適切に整備し、管理・運営している。研究倫理に関する規則を整え、総合スポーツ科学研究センターにおいて倫理教育を実施している。また、研究活動への資源の分配に関する規則を定めて、研究費不正使用防止計画推進室において公的研究費の内部監査を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき最高意思決定機関としての理事会、諮問機関としての評議員会を適切に運営している。「中期目標・計画」に基づき毎年度の事業計画を策定し、年度終了後には理事会、評議員会に事業報告をするとともに、継続的な努力を行っている。寄附行為に基づき理事、監事、評議員を選任し、理事会、評議員会を適切に運営している。監事による監査計画の策定、監査の実施、報告書の作成も適切である。法人・大学の常勤理事を中心とする大学経営運営協議会を置き、法人と大学間の各種調整を図りつつ、理事会で決定さ

れた施策を適切に展開し、目標の達成度を確認することで、内部統制環境や教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備している。法人全体としては、収支のバランスは保たれ、安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準に基づき適正に実施されている。監査については、公認会計士による会計監査を含めて適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針について、「日本体育大学内部質保証推進規程」を定めて、学長のもとに「日本体育大学内部質保証推進委員会」を設置することで、恒常的な組織体制を整備するとともに、内部質保証のための責任体制が明確になっている。「自己点検・評価等委員会」が中心となって自己点検・評価を実施している。また、「日本体育大学インスティテューショナル・リサーチ(IR)室」を設置して、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。これらの報告に基づき、「日本体育大学内部質保証推進委員会」が教育研究活動等における改善・向上方策、目標を策定し、学長の指示で、各部局が改善に取組むことで、内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、創始者が明治 24(1891)年に定めた「體育富強之基」、すなわち「体育は国家富強を図る大本である」という建学の精神に立脚し、我が国のスポーツ界をけん引する体育大学として、適切に教育・研究を行っている。科学的研究に裏付けされた競技力の向上を図りつつ、スポーツを文化として幅広く捉え、体育・スポーツを総合的・学際的に探究する姿勢は高く評価され、他大学の模範となっている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.体育・身体活動・スポーツを通じた健康で豊かな社会・人づくりの実現」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 自治体連携協定推進事業
2. 国際平和に向けた取り組み
3. 芸術に親しむ環境づくり

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については、「ミッション」「ヴィジョン」として明確に定めており、具体的かつ簡潔に文章化している。また、大学の教育目的及び学部・学科、研究科・専攻の教育目的については、学則、大学院学則において明確に定めており、具体的かつ簡潔に文章化している。

大学の特色である、「心身ともに健康で、体育スポーツの普及・発展を積極的に推進する人材の育成」については、使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。

平成 30(2018)年には今日的観点に立ち、建学の精神の解釈、「ミッション」「ヴィジョン」を改めるなど、スポーツ基本法の制定や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会といった社会情勢の変化などにも対応して、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神の解釈、「ミッション」「ヴィジョン」の見直しに当たっては、全教職員を対象とした説明会を開催した上で、学部長会及び理事会において審議し、理解と支持が得られるように図っている。使命・目的及び教育目的は、各種の刊行物やホームページを通じて学内外に周知し、その内容も統一している。

「中期目標・計画」及び学部・学科、研究科・専攻の三つのポリシーは、建学の精神、「ミッション」「ヴィジョン」を反映して策定している。

大学の学部・学科及び研究科・専攻の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するためにふさわしい構成となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科・専攻のアドミッション・ポリシーは、教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて策定し、アドミッションガイドや学生募集要項に掲載して周知するとともに､ホームページに掲載し､社会に向けて公開している。

入学者の選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜実施本部の体制のもとで実施し、アドミッションセンター運営委員会と教授会が連携して選抜区分、選抜方法の検証を行っている。

入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を概ね確保しており、適切な学生受入数を維持している。

入学試験問題の作成は大学が自ら行っている。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシーは現在学部単位で設定しているが、学科の特性から募集単位ごとに定め、受験生に求める人材像をより明確にすることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生生活を総合的かつ多面的に支援することを目的とした学生支援センターを中心に、教員免許取得支援を目的とした教職センター、学生の留学及び外国人留学生の学修支援を目的とした国際交流センター、大学院生の学修支援、研究支援等を行う大学院教学センターといった体制を整備し、教職協働で学修支援を行っている。

「日本体育大学障がい学生修学支援規程」を定め､「ピアサポート制」により障がいのある学生の支援を適切に行っている。TA 等を活用し、充実した学修支援を行っている。

オフィスアワーは、学修支援システムである「n-pass」により各教員の時間を確認することができる体制を整備している。また、中途退学・留年防止対策にも利用している。

中途退学防止対策として、保護者に出席状況を公開・共有し、大学と保護者が連携して

確認できるよう取組んでいる。

〈優れた点〉
○中途退学防止対策として、「n-pass」を使用して保護者に出席状況を公開・共有し、大学と保護者が連携して確認できるよう取組んでいる点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
各学部においてキャリア教育関連科目を開設し、インターンシップを実施するなど、教育課程上でキャリア支援に関する取組みを進めている。
学生支援センターに学修・キャリア支援部門を設置し、ガイダンスや就職相談の実施など、学生のキャリア形成の支援を行っている。
また、教職センターを設置し、「教員免許状取得プログラム」「教員養成プログラム」の運営により、教職を希望している学生の支援を行っている。

〈優れた点〉
○教職協働の教員養成プログラム「日体教学舎」により学部を越えて教職を希望する学生へのキャリア支援体制を充実させていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生生活の安定のための支援として、学生支援センター、大学院教学センター、健康管理センター、学生相談室が連携を図って学生サービス、厚生補導を実施している。また、課外活動については、学生支援センター生活支援部門が所管となり学友会の支援を行っている。
学業成績優秀者、競技成績優秀者を対象とした学費減免、大学独自の奨学金を含むさまざまな奨学金制度、研究支援費・研究奨励費など、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。
両キャンパスに学生相談室及び健康管理センターを設置し、学生の心身の健康などに関する支援を適切に行っている。

〈優れた点〉
○日本国内大学の中でいち早く新型コロナウイルスワクチンの職域接種会場として承認を受け、学生及び教職員への接種を開始し、学生が安心して学生生活を送ることができる環境整備に取組むとともに、地域社会や留学予定者へのワクチン接種促進に貢献したことは評価できる。
○教職員からの寄付で成立つ「雄渾奨学金」により、コロナ禍においても学費未納による中途退学者が例年よりも減少したことは評価できる。

2－5. 学修環境の整備
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地及び校舎の面積は、設置基準を上回る面積を有しており、教室、研究室、図書館、体育館、スポーツ施設等を適切に整備している。体育大学の特性上から、種目ごとにスポーツ施設を設置し､必要に応じて改修工事を進めており､快適な学修環境を整備している。
両キャンパスに図書館を設置し、十分な学術情報資料を確保している。また、開館時間も考慮し、図書館を十分に利用できる環境を整備している。コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。
バリアフリーなど施設・整備の利便性に配慮している。
授業科目ごとにクラスを割当てることで、授業を行う学生数を適切に管理している。

〈優れた点〉
○世田谷キャンパスに「日本体育大学クリニック」を開設し、学生教職員だけでなく地域住民に対してもスポーツによるけがの治療や予防・アドバイスを行っていることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、教育企画センターが毎学期末に実施する「授業評価アンケート」で把握し、全ての教員に報告しており、授業の改善を図っている。

心身に関する健康相談、経済的支援に関する学生の意見・要望は、学生支援センターが毎年実施する「学生満足度調査」によって把握し、必要に応じて学生支援センター、大学院教学センター、健康管理センター、学生相談室等が連携し、関連部署で検討・対応している。

学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生満足度調査」によって把握し、教室内無線LAN 環境の強化、授業録画システムの設置、キャンパス間移動用シャトルバス運用などの学修環境、施設・設備などの改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神の現代的解釈と「ミッション」「ヴィジョン」及び学部・学科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生募集要項等に掲載して周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、履修ガイド、ホームページに掲載して周知している。単位認定については各授業科目のシラバスに明示した評価方法・基準内容、卒業認定については学則、修了認定については大学院学則に明示した内容を厳正に適用している。

〈参考意見〉

○学部・学科の目的及び募集単位を踏まえ、児童スポーツ教育学部及び保健医療学部においては学部のディプロマ・ポリシーを、体育学部、スポーツ文化学部及びスポーツマネジメント学部においては各学科のディプロマ・ポリシーを定めることが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神の現代的解釈、「ミッション」「ヴィジョン」及び学部・学科の教育目的並びにディプロマ・ポリシーを踏まえた、カリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、大学案内、学生募集要項、ホームページにて周知している。
学部・学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、履修登録単位数の上限を設定することにより単位制度の実質を保っている。
各学部では学部共通科目を「教養科目」として位置付け、伝統教育や自校史教育などによる「総合科目」と併せて教養を涵養する教育を行っている。
演習科目においてアクティブ・ラーニングを取入れるなど、授業内容・方法を工夫している。

〈参考意見〉
○体育学部において、1 年間に履修できる単位数の上限が高く設定されていることについて、単位制度の実質を保つために上限を見直すことが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーにおいて、大学での学修を通じて身に付けることができる知識・能力を明示している。これらの知識・能力を教育課程を通して身に付けることができたかどうかを卒業時アンケートで調査するとともに、卒業生の就職及び進路状況についても調査し、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況について点検・評価を行っている。
体育学部では、「日体力育成プログラム」に学生が教育課程を通じて享受できるコンピテンシーと達成度を明示し、「日体力育成カルテ」において学生が自己評価することにより学

修成果の把握に努めている。

学修成果の点検・評価の結果は、ポータルサイトを通じて教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導の改善に生かしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長補佐会議を起点とし、学部長会における大学の意思決定までの教学マネジメントにおいて、役割分担が明確な 2 人の副学長、学長直下の学長室長と IR 室長、学長指名の 3 センター長などを置き、学長の補佐体制を構築し、学長がリーダーシップを発揮する体制を確立している。教学の最終意思決定機関である学部長会をはじめ、教授会、研究科委員会のほか各種委員会の審議事項・議決については規則で定め、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。学部長会や教授会の組織上の位置付けは、学長が意思決定するに当たり、意見を述べる関係にあることが規則上明確となっている。

また、各教職協働組織の規則により、職員の役割、分掌が明確となっており、各種規則により、職員の採用、昇任、昇格手続きについても明確に定めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で求められる教員数・教授数は学部、研究科とも充足している。「日本体育大学教員組織規程」に基づき、「系」を枠組みとする新たな教員組織を編制し、学問分野を大括

りにした集合体で運用することで教育研究機能の維持向上及び活性化に努めている。教員の採用、昇任は、各種関係規則に基づき適切に行っている。教員の採用は公募を基本とし、人事委員会で公募要領の内容を審議した上で規則に基づき適切な手続きで行っている。

教育企画センターが「FD 実施に関する基本方針」に基づき全学 FD を推進し、各学部では「学部 FD 委員会」が学部独自の課題に対する FD 活動を行っている。大学は全授業を対象とした授業評価アンケートを実施し、教員はフィードバックされた結果に対する振り返りシートを作成している。アンケートの結果及び振り返りシートの全体結果は冊子化し、関係部署に配付するとともにポータルサイトで閲覧に供している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員の資質・能力向上については、平成24(2012)年度に「日体大事務職員人材育成基本方針」を決定している。方針をもとに、職員がスキルアップするための研修として、令和元(2019)年度には「SDのための基礎講座」として全職員を対象に、1回90分の全15回のSD研修を行い、現在では、若手職員を中心に特別支援学校又は他大学と連携し、職員の職能向上を目指している。加えて、プロジェクトチームや少人数参加による外部連携SD活動を行っている。

〈参考意見〉

○SD について、実施方法や実施体制の検討・確立を行い、全学的に系統立った SD 活動を行うことが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は適切に管理・運営を行っており、研究倫理については「日本体育大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を作成し、公的研究費の適正な使用と研究業務の管理に関する必要な事項を定めるとともに、研究活動の支援体制を構築している。

また、「日本体育大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程」を作成し、総合スポーツ科学研究センターにより倫理教育を実施するなど、研究者倫理の向上を図っており、研究費不正使用防止計画推進室において、公的研究費の内部監査を執り行っている。研究活動への資源の配分は、「学術研究補助費」の制度を設け、活用しており、科学研究費助成事業への取組みも積極的に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき最高意思決定機関としての理事会、諮問機関としての評議員会を適切に運営し、監事による常務理事の業務執行監査も適切に行っている。「学校法人日本体育大学組織規程」及び「倫理規範」に基づき経営の規律と誠実性を維持している。「中期目標・計画」に基づいた毎年度の事業計画を策定し、年度終了後は事業報告書を理事会、評議員会に報告するとともに、使命・目的実現への継続的な努力を行っている。

「個人情報保護規程」「ハラスメント防止に関する規則」「教職員の内部通報に関する規程」「災害対応マニュアル」「危機管理基本マニュアル」などにより環境保全、人権、安全の配慮を行っている。公表が必要な教育情報や財務情報については、ホームページ等において適切に公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている

〈理由〉

寄附行為に基づき適切に理事を選任しており、理事会の開催状況、理事の出席状況、職務分担、理事会の議事録作成状況についても適切である。また、理事会を欠席する場合の議決権行使書の運用も適切である。

法人・大学所属の理事を中心構成メンバーとする大学経営運営協議会を設置し、実務的な情報交換や意見交換を行い、理事会で意思決定した施策を適切に展開している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校教育法及び私立学校法に基づき、理事長、学長を置き、会議体として、法人に理事会・評議員会を設置し、大学に教授会等を設置している。また、大学経営運営協議会は、日常業務の決定や経営上の重要な指標となる教育・研究の質、入学志願者、就職・進学成果、学生満足度、地域連携、人事、組織編制、事業計画・予算編成等について意見交換等を行っており、設置者と大学間の各種調整を図りつつ、目標の達成度を確認することで内部統制環境や教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備している。規則により、事案別に業務運営の決定権者の権限移譲を明確にしている。監事を寄附行為に基づいて適切に選任しており、理事会・評議員会への出席状況も良好である。監事の監査計画の策定、監査の実施、報告書の作成も適切である。評議員を寄附行為に基づいて適切に選任しており、評議員会の開催状況、評議員の出席状況、議事録の作成も適切である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体としては、平成29(2017)年度以降、経常収支差額は収入超過となっており、大学単体の収支についても収入超過となっている。各設置校においては、一部支出超過もみられるが、法人全体としては安定した財務基盤を確立しており、収支バランスの確保に努めている。法人全体の中長期財務計画は、策定されていないが、各学校単位の中長期財務計画は作成しており、財務運営に生かしている。外部資金については、寄付金が安定して計上されており、外部の競争的資金の獲得も積極的に行っている。

〈参考意見〉

○法人全体の中長期財務計画を作成し、計画に基づく財務運営を行うことが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき「学校法人日本体育大学経理規程」「学校法人日本体育大学予算及び事業計画に関する規程」等関連する規則にのっとり適正に実施している。

監査については、公認会計士による会計監査を行っており、監事による財産の状況、業務状況及び理事の業務執行の状況について監査を実施している。内部監査は、理事長により法人職員を内部監査員に任命し、一般業務及び会計業務について監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針について、「日本体育大学内部質保証推進規程」を定めて明示している。

学長のもとに「日本体育大学内部質保証推進委員会」を設置することで、恒常的な組織体制を整備している。

内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

法人に設置した「自己点検・評価等協議会」において決定した自己点検・評価に関する基本的事項に基づいて、「自己点検・評価等委員会」が中心となって自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価報告書をホームページに掲載することで、学内外に公表しており、自己点検・評価の結果を、大学改革に資するさまざまな取組みに生かしている。

「日本体育大学インスティテューショナル・リサーチ(IR)室」を設置して、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、「ミッション」「ヴィジョン」及び三つのポリシーをもとに策定した「中期目標・計画」について、学部・学科等が関連する各種委員会において自己点検・評価を実施して、適宜見直し、改正を行うとともに、関係各署において教育の改善、教育の質向上に反映している。

令和 2(2020)年以降は、「内部質保証推進委員会」において策定した教育研究活動等における方針、目標に基づいて、各部局が取組みを実行している。これを点検・評価した結果を「内部質保証推進委員会」において改善・向上方策を立案し、学長の指示のもとで各部局が改善を実施することで内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 体育・身体活動・スポーツを通じた健康で豊かな社会・人づくりの実現

A－1. 事業方針及び事業計画の設定と反映

A-1-① 建学の精神に基づく事業方針・計画の明確化

A-1-② 中長期的な計画の反映

A-1-③ 学内外への周知における共通認識の醸成に向けた取り組みの推進

A－2. 地域志向の教育課程編成と実践

A-2-① 地域志向の人材育成と貢献活動に繋がる教育課程の編成

A-2-② ボランティア活動の推進と人材育成への取り組みの充実

A－3. 地域の課題解決に向けた効果的なプログラムの実施と貢献活動の推進

A-3-① 地域の課題解決に繋がる実効性のあるプログラムの開発
A-3-② 人的・物的資源を活かした公開講座等の実施
A-3-③ 地域の美化、防災力向上への取り組みの推進
A-3-④ 地方自治体との連携強化の支援

【概評】

建学の精神の具現化に向けて「社会貢献及び社会連携に関する基本方針」を定め、その方針をもとに事業方針、事業計画を策定している。また、「体育・身体活動・スポーツを通じた健康で豊かな社会・人づくりの実現」に貢献することを目的に五つの取組み推進の柱を定め、具体的な取組みを事業計画に示している。

教育課程においては、地域との関わりについて学ぶことができる科目を開設している。また、令和 4(2022)年度から地域の課題解決に資する資格制度「運動部活動指導サポーター」を開始しており、今後の成果が期待できる。

地域の課題解決に資する取組みに学生が参加する機会としてボランティア活動を推進しており、人材バンクに登録した学生を中心にボランティアに派遣している。令和 3(2021)年度に開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に、多くの学生がボランティアとして参加し、多大な貢献をしている。

総合スポーツ科学研究センターなどが中心となってセミナー等を開催し、一般の人に大学の研究活動を周知している。また、オリンピック・パラリンピックに関わる合宿・練習会場や各種スポーツ団体の大会、学会等の会場として施設を開放している。公開講座の講師や補助者は教職員や学生が担当しており、人的側面においても地域住民を対象とした体育・スポーツの普及発展、健康の保持増進など地域の課題解決に貢献している。

地域と協定を結び、キャンパスと隣接する自治体における環境美化活動、防犯活動、防災活動に貢献している。また、全国の地方自治体と連携協定を結び、大学及び自治体の有する教育資源を有効かつ適切に活用することで、大学及び自治体の一層の発展と更なる社会貢献を図っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 自治体連携協定推進事業

本事業では、学校法人日本体育大学と全国の地方自治体が、それぞれの有する教育資源及び人的資産を有効かつ適切に活用することにより、「体育・スポーツ・健康づくり」の各分野における一層の発展と更なる社会貢献をはかることを目的としている。

平成 26(2014)年 12 月に本事業を開始してから、これまでに 73 自治体と協定を締結し事業を展開しており、平成 29(2017)年度 74 件、平成 30(2018)年度 92 件、令和元(2019)年度 145 件と事業の件数も年々増加している。

事業活動の内容は、主に「受入事業・派遣事業・その他事業」の三つである。

① 受入事業では、各自治体の生徒等が本学を訪れ、授業・競技体験、オリンピアン・パラリンピアン講話、施設見学等を行なっている。
② 派遣事業では、本学の教員やオリンピアン・パラリンピアン、学友会学生が各自治

体へ赴き、講義・講話、競技指導、イベントへの参加等を行なっている。

③ その他事業では、自治体の合宿誘致案内、自治体における各種委員会等への本学の教員の委嘱、本学学園祭の物産展開催、自治体フォーラムの開催等を行なっている。

2. 国際平和に向けた取り組み

本学は、戦時下での学徒動員により、多くの学生が尊い命を落とした歴史を教訓とし、国際平和に向けた取り組みを積極的に推進している。具体的には、世田谷キャンパス正面玄関脇に慰霊の碑を設け、日々の献花や年に一度の慰霊式の実施をしている。また、オリンピック・パラリンピックムーブメントを推進し、スポーツを通じた海外との交流を実施している。「伝統文化交流実習」では、シンガポールや米国などに学生を毎年派遣しており、「体育研究発表実演会」では北京体育大学や朝鮮大学校の演舞の招聘をしている。さらに、JICA による青年海外協力隊への派遣を推奨し、スポーツを通じた途上国支援を展開している。短期及び長期の協力隊は、平成 28(2016)年度 47 人、平成 29(2017)年度 36 人、平成 30(2018)年度 42 人（既卒を含む）となり、国内で最も多くの若者を派遣している大学となっている。

3. 芸術に親しむ環境づくり

本学は、学生及び教職員の「美意識の涵養」を目的として、芸術に親しむ環境づくりを行っている。スポーツを行う上で、豊かな感性及び創造性の育成は不可欠であると考えており、両キャンパスにおいて、多数の絵画、書道作品を展示し、さらに世田谷キャンパスにはブロンズ像の設置やペルシャ絨毯の敷設など、学生や教職員が自ずと芸術に親しむような環境づくりをしている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　東京都世田谷区深沢 7-1-1
　　神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 1221-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
体育学部	体育学科　健康学科
スポーツ文化学部	武道教育学科　スポーツ国際学科
スポーツマネジメント学部	スポーツマネジメント学科　スポーツライフマネジメント学科
児童スポーツ教育学部	児童スポーツ教育学科

保健医療学部	整復医療学科　救急医療学科
体育学研究科	体育学専攻
体育科学研究科※	体育科学専攻　コーチング学専攻
教育学研究科	実践教科教育学専攻
保健医療学研究科	保健医療学専攻　運動器柔道整復学専攻　救急災害医療学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

47 日本医科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神、学是及び教育理念を定めるとともに、最新の医学を教育・研究し、広く国際的な視野に立った見識と豊かな人間性を備えた医師、医学研究者の養成に努め、人々の健康の維持・増進を通じて社会に貢献することを使命とし、簡潔に明文化している。

必要に応じて教育目的の見直しを行い、社会情勢の変化にも積極的に対応している。使命・目的及び教育目的の策定や改正については、教職員の理解と支持を得ている。

学是及び教育理念を基本方針として中長期ビジョンを定め、これに基づき、中長期計画を策定して大学の使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

教育研究上の目的を達成するための各教育研究機関は、密接に関連付け、使命達成のために整備している。また、広く社会に貢献するという使命の達成が円滑に行えるような組織として整備している。

「基準２．学生」について

学生の受入れは、教育理念等を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、周知している。また、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な方法で入学者選抜を実施し適切な体制のもとに運用して、その検証を行っている。入学者及び在籍学生数、入学定員の充足率を適切に管理している。

学修支援については、教職協働により支援体制を構築している。キャリア支援、経済的支援、課外活動等についても独自の制度を設けて学生生活の安定のための支援を行っている。TA(Teaching Assistant)は、教育活動の支援を行いつつ学生の学修支援体制として機能している。学生の意見・要望への対応については、教員と協働して取組むとともに、授業アンケートをはじめ各種調査を通じて学生の意見・要望の把握に努めており、それらの結果を授業改善、学生支援に活用している。

〈優れた点〉

○研究配属期間以降も研究を継続した学生に「研究配属継続認定証」を発行し、優れた学会発表を行った者には「研究配属奨励賞」を授与して学生の研究意欲を向上させていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育理念に基づきディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定を行っている。これら各種基準については規則として定め、周知とともに厳正な適用を行っている。また、定期的にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を確認している。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については FD(Faculty Development)活動を推進するとともに、各事業計画における PDCA サイクルを円滑に遂行し継続的な改善に取組んでいる。

学修成果の点検と評価方法に関しては、大学の使命、教育理念及び三つのポリシーに沿ってコンピテンス・コンピテンシーを制定している。また、コンピテンス・コンピテンシーごとに科目、評価方法を含めたマイルストーンを策定し、学修成果の点検・評価に役立てている。

〈優れた点〉

○「高機能シミュレーターと ICT を活用した遠隔 PBL」プログラムは、360 度カメラを用いて撮影した画像を学生が VR ゴーグルを用いて視聴、体感することができ、臨床実習前教育において効果を挙げている点は高く評価できる。

○「GPA 上位者特別プログラム制度」は、GPA 上位者に対して e ラーニング講義を利用することで講義への出席を免除し、短期海外留学や研究体験などを可能とする制度として評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の適切なリーダーシップを発揮するため、「大学 7 役会議」を設置し、学長の意思決定を補佐する体制を整備している。また、各種委員会の半数以上が教職協働であるなど教学マネジメントを遂行している。

教員の配置については、教育目的に即した採用・昇任が行われており、設置基準に基づく教員を適正配置している。また、採用・昇任に関わる細則の整備を進め、公正性・透明性のある教員配置に努めている。

職能開発に沿う FD や SD(Staff Development)研修会の実施を積極的に行っており、継続して効果的に取組んでいる。研究支援については、公的研究費の獲得の増加とともに、研究環境整備、研究倫理教育の充実及び研究活動への資源配分を適正に行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人日本医科大学寄附行為」を定め、規律ある管理運営体制を構築するとともに、組織の規律と誠実性を維持している。また、環境保全や人権、安全への配慮にも、適切に取組んでいる。

法人は、理事会及び評議員会を定期的に開催し、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整えている。理事長は理事会のほか、運営協議会において、法人及び大学の管理運営に関するリーダーシップを発揮している。「学校法人日本医科大学中長期計画（2019～2028 年度）」に基づき中期計画収支計算書を作成して財務運営を行い、安定した財務基盤の確立に向け、継続して努力している。会計処理については学校法人会計基準に準拠し、適正に処理している。会計監査に関しては、監事、公認会計士及び監査室が中

心となり厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織体制については、「日本医科大学　内部質保証の方針」に基づき、自己点検委員会を中心とした定期的な自己点検・評価を実施し、内部質保証を行うための恒常的な組織体制、責任体制を確立している。

内部質保証のための自己点検・評価については、自己点検委員会により、各委員会及び各部署が三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価、IR(Institutional Research)を活用した調査・データの分析を行い、年次報告書として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、関連する組織・団体に冊子体を配付するなど社会に公表している。

また、教育研究活動など大学の運営全体の改善及び向上を続けるため、自らの点検・評価の結果並びに外部機関による評価結果を多方面から検討し、中長期計画及び事業計画の策定に反映するなど、内部質保証のための PDCA サイクルが有効に機能している。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき、優れた環境・設備のもとで教育・研究活動に取組んでいる。また、歴史ある私立医科大学として国際的な視野に立った豊かな人材の育成とともに、国内外の救急医療・災害医療支援をはじめ、地域社会への貢献を積極的に行っている。経営・管理を適切に運営し、財務についても自己点検・評価をもとに検証し、自ら改善の努力を払っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.救急、テクノロジー、研究」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 未来型医学教育と DX
2. ダイバーシティ推進の取り組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、学是及び教育理念を定めるとともに、最新の医学を教育・研究し、広く国際的な視野に立った見識と豊かな人間性を備えた医師、医学研究者の養成に努め、人々の健康の維持・増進を通じて社会に貢献することを使命とし、明文化している。

使命・目的は、三つのポリシーの中でも反映し、簡潔に文章化している。また、学生、教職員、関係者が常に学是「克己殉公」を行動の規範としていることが個性につながり、教育理念「愛と研究心を有する質の高い医師と医学者の育成」を明示している。

平成 27(2015)年に大学院学則を変更し、教育目的の見直しを行っているなど、教育、医療のグローバル化と医学教育方法論の進歩に対応し、社会情勢の変化にも積極的に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は学則に定めており、使命・目的及び教育目的の策定や変更については、教授会、理事会等で審議する仕組みを整備している。これらは、ホームページ、学生便覧、大学案内を通じて周知している。また、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映している。

学是及び教育理念を基本方針として中長期ビジョンを定め、これに基づき、管理運営、教育・研究、社会貢献及び施設設備整備について中長期計画を策定している。

教育研究上の目的を達成するために、医学部、医学研究科、付属病院及び付置施設等を密接に関連付け、使命達成のために整備している。また、広く社会に貢献するという使命の達成が円滑に行えるような組織としている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育理念等を踏まえて、学部及び研究科にアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内やホームページ、入学者選抜実施要項、オープンキャンパス、進学説明会において周知している。
アドミッション・ポリシーに沿った人材を広く求めるため、一般選抜に加え、大学入学共通テストの「国語」科目の併用、地域枠、学校推薦型選抜を導入し、多様な方法で選抜を実施している。
入試業務全般の計画立案実施主体としてアドミッションセンターを設置し、その検証を行っている。入学者及び在籍学生数は適切であり、入学定員の充足率は適切に管理している。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学修支援体制として､学部は教務課､研究科は大学院課に専門性を備えた職員を配置し、教員と協働して学修支援を行っている。各学年に担任と副担任を配置し、教務課と連携して勉学及び学生生活の問題に対応している。学生相談室では、学生の心理面の問題に対応し、学年縦断的な交流会などを開催する「学生アドバイザー制度」において、勉学や心理面について、担当教員によるアドバイスや学生間の交流による相互支援を行っている。
教員の教育活動を支援するため、TA が基礎医学教育における実習や臨床実習での学修支援サポートを行っている。コロナ禍における学修支援としては、座学における LMS(Learning Management System)の効果的な活用と交流会や学生相談におけるウェブ会議システムの利用などで支援体制の維持と充実を図っている。

2－3. キャリア支援
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援として、初年次教育で「医学入門」や「医学実地演習」を行い、最先端の医療及び医学研究を知る機会を提供している。「研究配属」制度では、提携先である東京理科大学や早稲田大学での研究も可能な枠組みを構築し、希望する学生には海外の医療機関で選択クリニカル・クラークシップの機会を提供している。後期研究配属として研究配属期間以降の研究活動継続を可能とし、基礎研究医制度につなげている。4 年次以降には、Student Doctor の認定を得て、クリニカル・クラークシップとして臨床実習を実施し、学生が研修医、専修医とともに患者を実際に担当することにより、医師としてのプロフェッショナリズムを体験し、職業的自立意識を高めることとしている。学年担任、副担任制度も、個々の学生の進路、就職に対する相談の窓口となっている。

〈優れた点〉

○研究配属期間以降も研究を継続した学生に「研究配属継続認定証」を発行し、優れた学会発表を行った者には「研究配属奨励賞」を授与して学生の研究意欲を向上させていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援組織としては、学生部委員会が中心となり、学事部教務課及び武蔵境校舎事務室と連携している。経済的支援では、「日本医科大学新入生奨学金」「日本医科大学奨学金」「日本医科大学父母会奨学金」などを設ける他、法人が保証人となる「日本医科大学特別学資ローン」などを準備し、適切に実施している。課外活動では、運動部及び文化部の各団体の代表と担当事務によって組織される「クラブ活動運営協議会」で意見交換や注意事項の周知を行っている。課外活動への活動資金は大学及び父母会が援助し、実績報告に基づいて適切に管理している。健康管理面では、千駄木キャンパスと武蔵境キャンパスに医務室と学生相談室を設置するとともに、校医を配置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

千駄木キャンパスには、法人本部、教育棟、付属病院、中央図書館、ICT 推進センター、クリニカル・シミュレーション・ラボ、丸山記念研究棟、生命科学研究センター及び基礎医学大学院棟を設置し、学修環境の整備と適切な運営・管理を行っている。

千駄木キャンパスの付属病院に加えて、千葉北総病院、武蔵小杉病院、多摩永山病院を学生の臨床実習に活用し、それぞれの特色を生かした臨床実習を行っている。図書館は、千駄木キャンパスの中央図書館の他に、武蔵境、武蔵小杉、多摩永山及び千葉北総の 4 分室図書室があり、共通の図書館システムにより相互利用が可能である。

平成 19(2007)年に竣工した千駄木キャンパスの教育棟などの各施設はバリアフリーに対応している。講義室や実習室は学生の定員に対し十分な収容能力を備えるとともに、少人数グループ授業用の小教室を整備して、授業形態に応じて学生数を適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望を把握し分析する体制として、学年担任制度や学生によるアドバイザー制度、学生相談室がある。学生による授業アンケートや、卒業生による教育評価アンケートを行っており、把握した学生の意見・要望は教務課で集約し活用している。学生部委員会で学生アドバイザー委員会や学生教育委員会からの意見を情報共有し、検討し対応している。

学年担任制度では、個々の学生の学業、課外活動、健康、生活などに関する指導や助言を行い、学生相談室は、学生生活面での相談、友人関係などに対応している。医学教育センターに設置した IR 室では、学修環境に関する学生による評価アンケートなどについて、経年的にデータの蓄積を行って改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部と研究科のそれぞれに教育理念に沿ったディプロマ･ポリシーを策定し､シラバス、学生便覧、ホームページ等で周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学部では学則及び試験等に関する細則、研究科では学則及び学位規則に定め、ホームページ等で周知している。

学部における進級及び卒業の認定は､教授会の審議を経て､学長が決定している。また、仮進級制度を導入し、GPA(Grade Point Average)が一定以上で不合格科目が少数の場合に仮進級を認めることで留年者が減少している。研究科では公開審査と質疑応答による最終試験を経て、大学院教授会で審査することで、修了認定を適切に行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部及び研究科では､教育理念を踏まえたカリキュラム･ポリシーを策定し､大学案内、ホームページなどを通じて学内外に周知している。カリキュラム･ポリシーはディプロマ･ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に整備しており、令和 5(2023)年度からは統合型カリキュラムを取入れた新カリキュラムの導入を予定しており、準備を進めている。

教養教育の多くは第１学年を対象として武蔵境キャンパスにおいて適切に実施している。教授方法の工夫として、e ラーニング講義を体系的に整備し、成績優秀者には講義への出席を免除することで「GPA 上位者特別プログラム制度」の実施を可能としている。また、「高機能シミュレーターと ICT を活用した遠隔 PBL」プログラムを開発し、臨床実習前教育に効果を挙げている。

〈優れた点〉

○「高機能シミュレーターと ICT を活用した遠隔 PBL」プログラムは、360 度カメラを用いて撮影した画像を学生が VR ゴーグルを用いて視聴、体感することができ、臨床実習前教育において効果を挙げている点は高く評価できる。

○「GPA 上位者特別プログラム制度」は、GPA 上位者に対して e ラーニング講義を利用することで講義への出席を免除し、短期海外留学や研究体験などを可能とする制度として評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検と評価方法の確立に関して、使命、教育理念及び三つのポリシーに沿ってコンピテンス・コンピテンシーを制定している。また、コンピテンス・コンピテンシーごとに科目、教育方略、評価方法を含めたマイルストーンを策定している。

学修成果の点検・評価結果については、外部有識者と学生を含む「カリキュラム評価委員会」がカリキュラムの全過程と運用を確認し、自己点検委員会、教授会に報告し、議論することでフィードバックしている。また、学生による授業評価アンケートとコース評価アンケートを実施し、教育内容・方法及び学修指導などの改善に活用するとともに、コンピテンスの達成度に関しては、研修医、卒業生及びその指導に当たる外部医療機関の医師にも意見を求め、学修成果の点検・評価に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定のための学長を補佐する体制は「日本医科大学組織規則」に定め、その役務を研究科長及び学部長が担うとともに権限と責任を分散している。また、学長を筆頭に主要な役職者から成る「大学 7 役会議」をはじめ、学長は教育・研究活動を円滑に運営するためのリーダーシップを発揮している。

学生の入学・卒業、学位授与、その他教育研究に関する重要事項について教授会で意見を聴くことを「学長裁定」に定め、適切に運用している。教学マネジメント遂行に当たり、これに必要な職員を「学校法人日本医科大学事務組織規則」に基づき配置し機能させている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学における専任教員数については大学設置基準を満たしており、大学院教員は学部教員の兼任にて適切に配置している。教員の採用・昇任については職制ごとに「教員選考に関する基準」を整備し「教員選考委員会」で厳格に審議している。教授の選考に関しては別途「日本医科大学大学院教授及び教授の選考に関する細則」に基づき適切に運用している。

FD 活動においては合宿形式による「医学教育のためのワークショップ」「臨床研修指導医教育ワークショップ」をはじめ、各セクションが教育や研究に関わる FD など多岐にわたり実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教育研究活動などの適切かつ効果的な運営を図り、職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上させることを目的に全学的 SD を全教職員参加型の研修会として開催している。

SD 研修は対面研修の他、e ラーニング受講による研修会を実施するなど職員の資質・能

力向上への取組みを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

千駄木キャンパスと千葉北総キャンパスにそれぞれ共同研究施設を設置して研究環境を整備するとともに、専任教員と職員を配置している。研究部と「研究統括センター」及び「知的財産推進センター」等関係部署が連携を図り、全学の研究を支援する体制を整えている。

研究活動における不正行為に適切に対応すべく、「学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程」等を整備し、国が定めるガイドラインなどに沿った研究倫理教育を実施し、厳正に管理・運用している。

外部資金獲得のための取組みだけでなく、学内においても研究活動への資源配分を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人日本医科大学寄附行為」「学校法人日本医科大学規程集」を定め、規律ある管理運営体制を構築している。使命・目的を実現するため、理事会、評議員会をはじめ教授会、「大学 7 役会議」を開催しているほか、法人の広報誌である「One Health」に当該年の主要な事業や課題を掲載し、教職員の理解と協力を得ながら継続的な努力を行っている。「日本医科大学ガバナンス・コード」では組織の規律と誠実性を表明している。「学校法人

日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程」「学校法人日本医科大学就業規則」などを定め人権に配慮し、また、危機管理においては「日本医科大学危機管理要綱」「地震発生時の初動マニュアル」の整備に加え、医療安全管理にも適切に取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会を定期的に開催し、重要事項を審議・決定するなど法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整えている。理事の選任は寄附行為に基づき行い、理事会では事業計画を確実に執行するなど適切に運営している。理事会の出席率は良好であり、欠席時の委任状を適切に取扱っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会、理事懇談会、常務会のほか、学長、研究科長、学部長をはじめ要職で構成する運営協議会並びに付属四病院長との病院長会議などにおいて、法人及び大学の管理運営に関するリーダーシップを発揮している。これらの会議は意思決定の円滑化を図るだけでなく相互チェックを兼ねるほか、教職員の提案をくみ上げる場としても機能している。監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任し、それぞれ出席状況も良好である。監事は学校法人の業務や財産の状況等について適宜意見を述べるなど職務を適切に執行している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 31(2019)年 3 月に策定した「学校法人日本医科大学中長期計画(2019～2028 年度)」に基づき、中期計画収支計算書を令和 2(2020)年 3 月に作成して財務運営を行っている。

令和 3(2021)年度の法人決算では、事業活動収支差額が予算を大幅に上回り数年連続して黒字計上となるなど借入金残高は大幅に減少し、安定した財務基盤の確立に向け、継続して努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し「学校法人日本医科大学経理規程」「資産備品管理規則」などに基づき適正に処理している。会計上、税務上の疑義については適宜公認会計士又は税理士に確認し、指導を受け適切に対応している。

会計監査に関しては監事、公認会計士及び監査室が中心となり互いの情報や意見交換を行いながら厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の組織体制については、「日本医科大学　内部質保証の方針」に基づき、学部長を委員長とした自己点検委員会の責任体制のもとに、毎年度各委員会をはじめ、各部署及び付属病院が自己点検・評価を行い、明らかとなった課題等の改善に努めており、恒常的かつ定期的な自己点検・評価体制を構築している。

また、自己点検委員会を中心とした大学自己点検・評価体制や、法人監査室による内部監査体制などにより、全学的な内部質保証のための組織の整備、責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価については、自己点検・評価結果は報告書として取りまとめ、ホームページに掲載するとともに関連する組織・団体に冊子体を配付するなど社会に公表している。

医学教育センター医学教育研究開発部門に IR 室を設置して、教育制度に関する自己点検・評価の十分なデータの収集と分析を行っている。具体的には、医師国家試験と在学中の成績との関連分析、入試区分別の分析、成績分析、学内試験結果の分析、入学生及び卒業時アンケートの解析などを定期的に行い、教務部委員会では IR 室報告について審議し、教授会で報告して体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための PDCA サイクルは、自己点検委員会の指示により、各委員会や各部署が三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を実施し、自己点検年次報告書として取りまとめている。報告書には、各委員会及び各部署における「今後の課題」を示しており、これを全教職員に周知して共通理解のもとに改善に向けた対応を行っている。

教育研究活動など大学の運営全体の改善及び向上を続けるため、自らの点検・評価の結果及び外部機関による評価結果を多方面から検討し、中長期計画及び事業計画の策定にも反映するなど、内部質保証のための PDCA サイクルが有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 救急、テクノロジー、研究

A－1. テクノロジーを駆使した救急医療の展開と社会貢献

A-1-① 救急・災害医療とテクノロジーの融合

A-1-② 社会貢献活動

【概評】

救急・災害医療については、昭和50(1975)年に大学付属病院に「救急医療センター」を設立、その後「救命救急センター」に改称し、平成5(1993)年には日本最初の「高度救命救急センター」の指定を受け、日本の救命救急医学をけん引している。加えて、心臓血管集中治療科(CCU)、脳卒中集中治療科(SU)、救急・総合診療センターを整備し、四付属病院全体の救急搬送件数は年間8,000件を超え、地域救急医学の強靭化に貢献している。救急医療に関連したテクノロジー開発では、学学連携、医工連携、産学連携を通して、救急通報システム(D-Call Net)、内服カプセル型体温計を用いた深部体温の計測によるマスク着用による熱中症リスクの評価、自走式トリアージロボットの研究、新型コロナウイルス重症化予測アプリツールの開発を行った。教育面では、産学連携による取組みによって、バーチャル・リアリティ(VR)を用いた医学教育教材の開発に力を入れ、学生教育に活用している。市民教育においても、VRを用いた臨床現場の体験を通して、救急医学の重要性について啓発活動を行っている。

社会貢献活動として、災害医療の側面からは、東日本大震災、フィリピン中部サイクロン被害及び令和元(2019)年の台風19号被害において医師を派遣するとともに、東京オリンピック・パラリンピックでは医療支援を行った。新型コロナウイルス感染症に対する診療活動として重症肺炎患者を受入れ、集中治療管理を行い、四付属病院で受入れた重症患者総数は、全国私立医科大学の中で最多であった。

これらはいずれも特筆すべき取組みであり、今後の継続と発展を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 未来型医学教育と DX

現在、DX(Digital Transformation)を念頭に置かなければ高等教育は成り立たない。本学では平成15(2003)年から学修支援システム(LMS)を導入した。同時期、各教室の机にはレスポンス・アナライザーを装備し、TBL(Team Based Learning)などの双方向型授業を展開してきた。ICT 推進センターの設置により DX は急速に推し進められ、平成27(2015)年から講義の録画と配信、収録スタジオの設置、インストラクショナルデザインに基づいたコンテンツの e-learning 化が行われ、教室間での講義の中継配信も可能にするなど、コロナ禍以前に、種々の運用システムは一定の完成を得た。同じ頃、小グループ学習室などに設置されたインターネット接続の大型電子黒板の活用は、PBL(Problem Based Learning)などの教育理論も踏まえた能動的学修を促進している。

このように本学では20年前から DX を意識し、風土として定着をみせている。自ずと学生は PC やタブレットを用いて自己学習を管理している。学習者エクスペリエンスの変化を敏感に捉え、VR や高機能シミュレーターの活用、アンドロイド型模擬患者ロボットの開発、「愛と研究心文庫」と名付けられた電子書籍を用いた情操、教養教育への展開など、本学の目指す未来型医学教育は、留まることなく、新しい時代の医療人育成に向け進化を続けている。

2. ダイバーシティ推進の取り組み

本学は、令和元(2019)年に文部科学省科学技術人材育成費養成事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型)」に申請し、採択された。この事業は、女性研究者が研究活動と出産・子育て・介護などのライフイベントを両立できる環境を整備するとともに、女性研究者の研究力の向上を一体的に推進するための取り組みを支援するものである。

本学が代表機関となり、日本獣医生命科学大学、アンファー株式会社を連携機関として、研究者のライフイベントやワーク･ライフ･バランスに配慮した研究環境の整備や女性研究者の研究力向上のための取組、女性研究者の上位職への積極登用に向けた取組など、ダイバーシティ研究環境の実現を目指して、様々な取組を展開している。

具体的には、妊娠・出産、育児、介護などのライフイベントにある研究者の研究活動の維持と促進を図るため、実験やデータ解析などの補助をする研究支援員を配置する制度や病児・病後児及び休日勤務時などの保育支援制度、研究者のワーク・ライフ・バランスと研究に関する悩みや問題などを相談できる体制、ダイバーシティ意識醸成のためのセミナー開催などを実施している。

開始から 3 年で女性上位職は着実に増加し、女性の教授・准教授比率は、令和元(2019)年 3 月に 6.5%・8.2%が、令和4(2022)年3月には 12.4%・12.3%となった。また、女性研究者の科研費新規採択率も増加傾向にあり、令和元(2019)年度までは 10%台で推移していたが、令和2(2020)年度以降は 20%台に上昇した。

このような取り組みが評価され、令和4(2022)年1月には、全ての女性が意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、女性の活躍推進に取組む企業や団体及び個人に贈呈される「令和 3 年度東京都女性活躍推進大賞（教育分野)」の優秀賞を受賞した。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 27(1952)年度
所在地　　東京都文京区千駄木 1-1-5
　　東京都武蔵野市境南町 1-7-1
　　千葉県印西市鎌苅 1715

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医学部	医学科
医学研究科	医学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 9 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

48 日本獣医生命科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である学是と到達目標を普遍化かつ具現化するために、使命・目的を定め、簡潔な文章で明文化している。また、大学の教育目的を簡素化と統一化を図ることで改正し、簡潔な文章としている。「総合的な『生命科学の知と技』を練磨するとともに、『人間愛・動物愛』の豊かで清冽な人材を育成してきている」ことを特色とし、また、社会情勢の変化に対応するため、適宜使命・目的の見直しを行っている。

使命・目的並びに教育目的の策定及び改正については、諸組織・会議体を通じて教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的を反映させた中長期的な計画「ニチジュウミライ図」を策定し、使命・目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。

使命・目的と教育目的に対応する教育研究組織としては、多様な教育課程を編成して整備し、整合性を十分に保っている。

「基準２．学生」について

学生の受入れについては、教育研究上の目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知を図り、適切に開示している。

また、アドミッション・ポリシーに基づき入試方針の策定及び選抜方法や入試科目の決定等を行い、毎年度の入試区分別調査の結果に基づき、検証を行っている。全体の収容定員及び入学定員充足率は、適切な範囲にある。

学修支援については、教職協働により支援体制を構築している。キャリア支援、奨学金、学生相談等についても独自の制度を設けて学生生活の安定のための支援を行っている。TA(Teaching Assistant)は、教育活動の支援を行いつつ学生の学修支援体制として機能している。

学生の意見・要望への対応については、各学科、各部署において連携しながら取組むとともに、授業アンケートを始め各種調査を通じて学生の意見・要望の把握に努めており、それらの結果を授業改善、学生支援に活用している。

「基準３．教育課程」について

教育課程については、教育理念に基づきディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定を行っている。これら各種基準については規則として定め、周知するとともに厳正な適用を行ってい

る。

また、定期的にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を自己評価委員会にて確認しており、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を教務委員会にて確認している。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、FD(Faculty Development)活動を推進するとともに、各事業計画における PDCA サイクルを円滑に遂行し継続的な改善に取組んでいる。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検及びその評価を行うために、ディプロマ・サプリメントを配付し卒業時の学修成果の客観的な明示を行っている。

入学後の能力変化や学修時間に係る抜粋レポートを授業等教育活動の見直しに活用している。これらを参考に研究科、各学科で検討し、カリキュラム等の改善に利用している。

〈優れた点〉

〇全学科の学生に対し、TOEIC(R)の受験を促すとともに、受験費用を大学負担で行っている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のため、大学戦略会議を設置し、学長の意思決定を補佐する体制を整備している。また、各種委員会の半数以上が教職協働であるなど教学マネジメントを遂行している。

教員の配置については、教育目的、ポリシーに即した採用・昇任が行われており、設置基準に沿う教員を適正配置している。また、採用・昇任に関わる細則の整備を進め、公正性・透明性のある教員配置に努めている。

職能開発に沿う FD や SD (Staff Development)研修会の実施を積極的に行っており、継続して効果的に取組んでいる。研究支援については、研究環境の整備、研究倫理教育の充実及び研究活動への資源配分を適正に行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人日本医科大学寄附行為」を定め､規律ある管理運営体制を構築するとともに、組織の規律と誠実性を維持している。また、環境保全、人権、安全への配慮にも、適切に取組んでいる。

法人は、理事会及び評議員会を定期的に開催し、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整えている。理事長は理事会のほか、運営協議会において、法人及び大学の管理運営に関するリーダーシップを発揮している。「学校法人日本医科大学中長期計画（2019～2028 年度)」に基づき中期計画収支計算書を作成して財務運営を行い、安定した財務基盤の確立に向け、継続して努力している。会計処理については学校法人会計基準に準拠し、適正に実施している。会計監査に関しては、監事、公認会計士及び監査室が中心となり厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関しては、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するた

め、自ら点検及び評価を行い、全学的な方針として基本方針を作成及び明示して自己評価委員会を中心に行っている。また、自己点検・評価活動で明らかになった課題等を大学や学部に直結した課題にすることが可能な体制であり、教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性を高めることで責任体制を確立している。

内部質保証の機能性としては、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な教育活動を展開するとともに、学修成果を検証して教育活動の改善に活用するため、アセスメント・ポリシーを含む「教育課程の編成方針」を大学戦略会議で策定するとともに、内部質保証の結果が大学全体の PDCA サイクルと呼応し教育の改善・向上に反映している。

総じて、大学は建学の精神である学是と使命・目的に基づいて教育・研究に取組んでいる。また、歴史ある獣医生命科学系大学として地域との密接な関係を生かし、地域の獣医療や動物の福祉に対する要望に応えるべく、社会ニーズの変化も踏まえた新しい獣医学的分野の研究と人材の育成に努めている。経営・管理を適切に運営し、財務についても自己点検・評価活動をもとに検証し、自ら改善の努力を払っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献と連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. シミュレーターを使用した特色ある教育
2. 国家資格 :「愛玩動物看護師」の養成

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である学是と到達目標を普遍化かつ具現化するために、使命・目的を、大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に、教育目的を大学学則第 3 条の 2 及び大学院学則第 2

条第 2 項、第 4 条に定め、これらは、ホームページをはじめ学生便覧等においても、簡潔な文章で明文化している。また、大学の教育目的を簡素化と統一化を図ることで改正し、簡潔な文章としている。

「総合的な『生命科学の知と技』を練磨するとともに、『人間愛・動物愛』の豊かで清冽な人材を育成してきている」ことを特色とし、大学案内やホームページに明示している。

社会情勢の変化に対応するため、学部学科の名称変更、学部及び学科の新設を行い、それに合わせて使命・目的の見直しを適宜行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的並びに教育目的の策定及び改正については、諸組織・会議体を通じて役員及び教職員が関与・参画する仕組みとなっており、理解と支持を得ている。

学内外への周知については、ホームページや大学ポートレート等インターネット媒体を中心に行っている。

使命・目的及び教育目的を反映させた中長期的な計画「ニチジュウミライ図」を平成 29(2017)年度に策定し、それを実現するために、第 1 期中長期計画（アクションプラン）を策定している。また、平成 27(2015)年度に教育目的を見直したことで、使命・目的を三つのポリシーに反映させている。

使命・目的と教育目的に対応する教育研究組織としては、学部は 2 学部 4 学科を、研究科は 3 専攻を設置し多様な教育課程を編成して整備し、整合性を十分に保っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的を踏まえ大学では 2 学部 4 学科に、大学院では 1 研究科 3 専攻に、それぞれアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜要項、大学案内、ホームページ等を通じて周知を図り、適切に開示している。そのアドミッション・ポリシーに沿う基礎的能力を持ち、幅広い領域に関心を持った人材を受入れるさまざまな選抜を行っている。

アドミッション・ポリシーに基づき厳正かつ適正に入学者選抜を実施するため、入学試験委員会を設置し、入試方針の策定及び選抜方法や入試科目の決定等を行っている。入学試験委員会では、学長室・企画調査課、IR 推進委員会における毎年度の入試区分別調査の結果に基づき、選抜方法の妥当性について検証を行っている。また、大学院においては研究科委員会で入試方針の策定及び選抜方法や入試科目の決定等を行っており、厳正かつ適正に入学者選抜を実施し、いずれも適切な学生受入れ数を維持している。

全体の収容定員と入学定員充足率は、定員管理等の対応により適切な範囲にある。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学年担任教員を 2 人配置し、教務部、学生部、学生相談室、保健センター、事務部の連携による教職協働の学修支援体制を整備し、早期に学生の問題点の把握に努め、学生の修学上の利便性向上と支援業務の円滑化を図っている。オフィスアワーを全学的に実施し、シラバスの必修項目として記載して大学ポータルサイトで周知している。

また、大学として「障がいのある学生支援に関する基本方針」を制定し、学生相談室が中心となり障がいのある学生の学修サポート等も協働して実施している。支援内容をまとめ、学生と「合意書」を作成することで、その後の教職員の過剰な負担なく学生の必要に応じた支援をする体制を整備している。

大学院博士前期課程学生のほぼ全員を TA に採用しており、研修会を行うことで TA の目的、業務内容、心得を伝えながら、学部教育における実験・実習補助等を行っている。TA 活動として教育支援を行いつつ学生の学修支援体制として機能している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各教育課程において、学生が自らの視野を広げ、進路を具体化し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤になる能力や態度を、専門分野の学修を通して伸長・深化させていくことを目的に、キャリアビジョンを明確化する科目、仕事社会の洞察、職業理解に関する講義・実習（インターンシップ）等を設定している。また、初年次教育として、「人権教育ワークショップ」を導入し、専門の講師による新入生の人権教育、学生同士の交流に加えてコミュニケーション力の醸成と倫理面の指導を積極的に行っている。

キャリア支援相談室ではキャリアカウンセラーの有資格者を配置し、学部生だけでなく大学院生・卒業生も対象に加え、低学年次からのキャリア支援面談や就職・進学に対する適切な相談・助言を実施し、教育課程外でも、卒業後に獣医療人又は生命科学者として活躍できるよう就職支援を行っている。その他のキャリア支援として、学芸員養成課程等の支援を行い、大学の特色でもある博物館施設の活用も相まって機能している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準に基づき、学生サービス及び厚生補導のために、学生部、学生相談室、学生支援課等の組織を設置し、連携して対応している。学生部委員会が学生の修学、課外活動、福利厚生等の指導及び助言に関することや学生の賞罰に関することを担当している。また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについては、学生相談室が学生の相談やカウンセリングを担当し、保健センターが連携して適切に対応している。それぞれ 2 人のカウンセラー、学校医及び常駐の看護師を配置し、多岐にわたる相談に対応し支援をしている。

経済的な支援のため大学独自の「日本獣医生命科学大学奨学金」や、特待生制度を設けている。学生の課外活動への支援の一つとして、グラウンド代わりに学生が活用できる民間施設利用料を支援している。後援会による「学生への学会等学術活動への支援」の公募制度もあり、学生の学会参加発表等への支援も行っている。

各種調査を通じて学生の意見・要望を把握し、学生支援に活用している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学キャンパスは東京都武蔵野市に所在し、設置基準を十分に満たしている。また、法律等に基づく維持、運用、安全管理は、専門業者と委託契約を結び、日常・定期の維持・管理・法定点検、保守管理を行っている。校舎・関連施設は徐々に改築・拡張・整備している。運動場は併設していないが、部やサークルの外部施設利用料金を大学が援助する仕組みを構築している。

共通実習室の他に、付属牧場「富士アニマルファーム」、学芸員養成課程教育に対応できる付属博物館「ワイルドライフ・ミュージアム」、付属「動物医療センター」を整備し、教育目的の達成のために有効利用している。図書館は適切な規模の図書を有しており、コロナ禍においても開館を維持するなど利用サービスに努めている。

バリアフリー対策及び耐震等の安全性確保については、整備計画のとおり実施し、施設・設備の利便性に配慮している。

コロナ禍にも対応し、クラスサイズを適正に維持管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は「授業評価アンケート」「学生が参画する授業改善に係る FD 意見交換会」等を実施し、大学各層との学生相談や大学ポータルサイトからの集計等により把握し、学年担任や学生相談室の対応により教務部や教務課が協働し改善に努めている。その分析と検討結果は大学全体としての学生サービスの向上に生かしている。令和 3(2021)年度には「学生ニーズ調査アンケート」を実施し、長引くコロナ禍における学生の要望を聞き取り、経済的困窮者への支援、感染防止策を講じながらの課外活動の緩和、食堂スペースの開放や図書館の利用拡大に活用している。心身に関する健康相談には学生相談室と保健センターが連携して適切に対応している。経済的支援など学生生活に関する学生の意見・要望は学生相談室や学生支援課が把握し、修学資金新制度や大学独自及び自治体民間等の奨学金の活用により対応している。

把握された学修環境に関する学生の意見・要望は学生部及び学生支援課や各委員会プロジェクトチーム等による分析により対応し、その状況を適切に点検している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定並びにその周知に努め、教育課程及び教授方法を図り、また、その学修成果の点検・評価を行っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準並びに修了認定基準を策定し、学生便覧等の各種冊子にて周知を図っている。

単位認定基準の厳格な適用については、「シラバス作成のガイドライン」に基づき、シラバスに示す「到達目標」「成績評価基準」「ルーブリック」に基づき、厳正に成績評価を行っている。

GPA(Grade Point Average)を利用した、個別学修指導の面談や成績管理を行っている。GPA を参考にした成績管理においては、教務委員会にて各科目の成績分布状況データを確認した上で各学科に提供し、次年度の成績評価に向けて活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を達成するために、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ等を活用して、周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを実現するために策定され、一貫性を持たせている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿ったものに

なるよう学部・研究科で体系的に編成している。

教養教育が実施され、一般教養科目及び外国語科目を設定している。

活発な FD 活動のもと、新たな双方向型授業やグループワーク形式の学生参加型授業への取組みや学修支援システム(LMS)を利用した学修時間を増加させるための対策など、教授方法の工夫・その開発と効果の検証を行っている。

定期的にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を自己評価委員会にて確認しており、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を教務委員会にて確認している。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については FD 活動を推進するとともに、各事業計画における PDCA サイクルを円滑に遂行し、継続的な改善に取組んでいる。

〈優れた点〉

○全学科の学生に対し、TOEIC(R)の受験を促すとともに、受験費用を大学負担で行っている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検及びその評価を行うために、補足資料としてディプロマ・サプリメントを配付し卒業時の学修成果の客観的な明示を行っている。令和4(2022)年度からは、学生ポートフォリオを導入し、そこで学年次ごとにレーダーチャートとして各学生が学修到達度を把握することができるようになっている。この学生ポートフォリオの導入によってより精度の高い三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の運用を実施できるようになっている。

入学後の能力変化や学修時間に係る抜粋レポートを IR 推進委員会から教務委員会に提出し、授業等教育活動の見直しに活用している。その他の項目についても、教員が各々確認できるよう学内で閲覧できる環境となっており、これらを参考に研究科、各学科で検討し、カリキュラム等の改善に利用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
「日本獣医生命科学大学組織規則」において、獣医生命科学研究科長及び獣医学部長、応用生命科学部長が学長を補佐することを定める他、学長を筆頭に主要な役職者から成る大学戦略会議を設置し、教育研究や組織管理、予算等について学長の意思決定を補佐する体制を整備している。「日本獣医生命科学大学教授会規則」「学長裁定」にて学生の入学及び卒業、学位授与をはじめ教育研究等に関する事項について教授会で意見を聴くことを定めており、教授会は適切に機能している。各種委員会の半数以上が教職協働であるなど教学マネジメントを遂行している。

4－2. 教員の配置・職能開発等
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
大学における専任教員数については大学設置基準を満たしており、大学院教員は各学部教員の兼担にて適切に配置している。教授の選考は公募制にて「日本獣医生命科学大学教授選考に関する細則」「日本獣医生命科学大学教員選考委員会運営細則」に基づき実施している。FD 委員会では学生に対する授業評価アンケートの分析をはじめ、講演会やワークショップ、セミナーなどを実施し、PDCA サイクルにより改善を図っている。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「日本獣医生命科学大学 SD(Staff Development)委員会要綱」に基づき、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の能力と資質向上に必要な知識と技能を習得させる SD 研修の実施に取組んでいる。全教職員を対象とした SD 研修会については学長決定に基づき年 2 回対面形式で開催するほか、当日参加できなかった教職員に対し収録動画をオンデマンド配信するなど工夫に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究室を再整備し教員及び学生の研究の場として有効に活用するほか、各研究施設を目的別に運営している。衛生環境の管理、情報整備及びその他規則に係る実験計画の運用等については適正に管理し、研究支援体制を構築している。

研究倫理に関しては、「学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程」及び「学校法人日本医科大学公的研究費管理規程」等を定め、厳正な運用に努めている。

研究活動への資源の配分については、特色ある研究プロジェクト及び若手研究者研究支援経費等において経済的支援を行っているほか、人的支援として RA(Research Assistant)制度を導入している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人日本医科大学寄附行為」をはじめとした「学校法人日本医科大学規程集」を

定め、規律ある管理運営体制を構築している。また、使命・目的を実現するため、理事会、評議員会をはじめ教授会、大学戦略会議を開催するほか、法人の広報誌である「One Health」に当該年の主要な事業や課題を掲載し教職員の理解と協力を得ながら、継続的な努力を行っている。「学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程」を整備するほか、学生を対象とした「人権教育ワークショップ」などで人権の尊重や保護に取組んでいる。危機管理対策では「日本獣医生命科学大学危機管理基本マニュアル」「事象別危機管理マニュアル」と、実習施設が地域特有の災害リスクを有することから「富士山噴火災害対策要綱」を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会を定期的に開催し、重要事項を審議・決定するなど法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整えている。理事の選任は寄附行為に基づき行い、理事会では事業計画を確実に執行するなど運営を適切に行っている。理事会の出席率は良好であり、欠席時の委任状を適切に取扱っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は理事会のほか、理事長が指名する理事、学長、獣医生命科学研究科長、獣医学部長をはじめ要職から構成する運営協議会において、法人及び大学の管理運営に関するリーダーシップを発揮している。また、同会は教職員の提案をくみ上げる場としても機能している。監事及び評議員を寄附行為に基づき適切に選任し、それぞれ出席状況も良好である。監事は法人の業務や財産の状況等について適宜意見を述べるなど、職務を適切に執行している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 31(2019)年 3 月に策定した「学校法人日本医科大学中長期計画（2019～2028 年度）」に基づき中期計画収支計算書を令和 2(2020)年 3 月に作成して財務運営を行っている。

令和 3(2021)年度の法人決算では、事業活動収支差額が予算を大幅に上回り数年連続して黒字計上になるなど借入金残高は大幅に減少し、安定した財務基盤の確立に向け、継続して努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については学校法人会計基準に準拠し「学校法人日本医科大学経理規程」「資産備品管理規則」などに基づき適正に実施している。会計上、税務上の疑義については適宜公認会計士又は税理士に確認し、指導を受け適切に対応している。

会計監査に関しては、監事、公認会計士及び監査室が中心となり互いの情報や意見交換を行いながら厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学に自己評価委員会を設置するとともに、毎年度「日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針」を自己評価委員会にて作成して、大学戦略会議にも報告・共有するとともに全教職員にも明示し、この基本方針に基づき、内部質保証のための自己点検・評価を毎年実施している。

内部質保証に関しては、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行っており、毎年全学的な方針として基本方針を作成・明示して自己評価委員会を中心に行っている。また、自己点検・評価活動で明らかになった課題等を大学や学部に直結した課題にすることが可能な体制であり、教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性を高めることで責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検評価書を作成し、大学戦略会議で報告し、学長の承認を得ている。完成した自己点検評価書は、委員会活動、研究室活動及び「Fact Book」とともに、学内へは電子メールで情報共有し、学外へはホームページにて公開している。

学長室・企画調査課では IR 専従職員を配置し、毎年、エビデンス集の取りまとめと各種アンケート調査等を担当し IR 推進委員会に報告、その後、学内リソースとしての共有を推進するなど、さまざまな委員会活動のエビデンスになる取組みを行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の機能性としては、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な教育活動を展開するとともに、学修成果を検証して教育活動の改善に活用するため、アセスメント・ポリシーを含む「教育課程の編成方針」を毎年度大学戦略会議で策定するとともに、学長から自己評価委員会に対して、この方針を踏まえた三つのポリシーの全学的な点検・検証を指示している。

自己評価委員会を通じて、自己点検・評価活動で明らかになった課題等を、教務委員会などの関係委員会をはじめ、学部、学科、研究科等に直結した課題にすることができるなど、日常的に行っている教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性が高められ、内部質保証の結果が大学全体の PDCA サイクルと呼応し教育の改善・向上に反映している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献と連携

A－1．高度先端の知識と技術による獣医療の提供と教育施設としての動物医療センター

A-1-①　高度最先端獣医療を提供する動物医療機関としての役割

A-1-②　人間性豊かな獣医療従事者の育成

A-1-③　地域の獣医療・動物の福祉に貢献する基幹診療施設としての役割

A－2．様々な理由で家族がいない犬や猫の動物福祉を守るシェルターメディスン研究分野

A-2-①　全国初の新しい獣医学的分野の導入

A-2-②　シェルターメディスン専門職の人材育成

A-2-③　シェルターメディスンに関わる社会ニーズへの対応

【概評】

社会貢献と連携のため、大学に高度先端の知識と技術による獣医療の提供と教育施設としての「動物医療センター」を持ち、「動物医療センター」は高度最先端獣医療を提供する二次診療を行う動物医療機関として、また、より詳細な検査を考えて症例を紹介される一次診療の動物病院や、高度な治療を希望する飼い主のニーズにしっかりと応え、高度最先端獣医療を提供する動物医療機関としての役割を果たしている。

「獣医師卒後臨床研修制度」を実施し専門診療に取組める制度があり、専門診療科の充実と各診療科間の連携がスムーズに行える体制になっている。

また、同センターは、教育病院として獣医師及び愛玩動物看護師を目指す学生や卒後の獣医師に対して専門的な教育を行うことにより、「動物医療センター」の理念にある「良き獣医療人の育成」に努め、地域や社会に貢献する人間性豊かな獣医療従事者を育成する役割を果たしている。

犬や猫の動物福祉を守る「シェルターメディスン」という新しい研究分野をいち早く導入し対応している。この分野は、新世紀における生命科学の知と技を社会に提供する拠点として、①シェルターメディスンの人材育成②シェルターメディスンの社会ニーズへの対応③特色ある大学づくり―の三つの使命を掲げ、教育、研究、社会連携などのさまざまな取組みを行っており、特色を十分に生かした役割を果たしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．シミュレーターを使用した特色ある教育

【獣医学科】　犬のシミュレーター（バイタルサインドッグ）を本学独自に考案し作成した。このシミュレーターは、ビーグル犬をモデルとしており、聴診による心拍数や触診による脈泊数、視診による呼吸数の測定などの様々な臨床的な技術を習得することが可能であり、獣医学科 5 年次に行われている共用試験の 1 つである vetOSCE に使用している。また、犬の前腕をモデルとした採血練習用シミュレーターも考案し作成した。このモデルは、疑似

図特-1　採血練習用シミュレーター

血管に赤い液を通すことで、採血の練習を行うことが可能である。また、静脈を確保するための留置針を設置する練習にも使用することが可能であり、主に「獣医内科学実習」にて使用している。また、産業動物臨床教育ではウシの繁殖学教育模型、ウシの分娩シミュレーション模型、子ウシのシミュレーション模型、ウマの頸部静脈穿刺／筋肉注射トレーニング模型を各 1 台設置し、3 年次から 5 年次の臨床実習で活用している。

【獣医保健看護学科】　1 年次後期の「動物形態機能学実習」において、生体解剖の代替として犬猫の解剖学シミュレーターを活用し、動物の臓器の構造と配置について理解させている。また、2 年次以降の動物内科看護学実習や動物外科看護学実習において、犬の採血用モデルや心臓マッサージモデル、保定用の人形などを導入し、動物看護技術の習得、向上に役立てている。

【動物科学科】　3 年次前期に「実験動物学実習」を開講しマウスの取り扱い及び投与手技について学習するが、生体のマウスに触れる前に三協ラボサービス（株）のシミュレーター「Mimicky®」を用いてマウスの特徴について理解させている。「実験動物学実習」以外にもフレッシュゼミ（1 年次後期）やオープンキャンパスでの研究室概要説明でもマウス及びラットのシミュレーターを活用している。

2. 国家資格：「愛玩動物看護師」の養成

獣医保健看護学科は、平成 17(2005)年 4 月、我が国初の獣医保健看護学教育を行う学科として設置され、大学院体制も整え、動物看護師(民間資格)などを含む獣医療専門技術者として社会に貢献する人材を輩出している。令和元(2019)年 6 月、愛玩動物を対象とした動物看護師の資質向上・業務の適正を図ることを目的に、愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）が制定され愛玩動物看護師の国家資格が定められた（右写真：主務省作成チラシ)。本学科では、法第 31 条第 1 号並びに附則第 2 条第 1 号イ及びロに規定する農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目の確認を申請し、令和 4(2022)年 3 月 4 日に指定科目を確認した大学として公表された。これにより既卒者・在学者は、履修確認、講習会の修了と卒業、令和 4(2022)年度入学者は獣医保健看護学科にて指定科目を修め、本学を卒業することで、愛玩動物看護師の受験資格が得られる。今後も、大学における獣医保健看護教育の先達として、愛玩動物看護師養成への社会的貢献が期待される。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　東京都武蔵野市境南町 1-7-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

獣医学部	獣医学科　獣医保健看護学科
応用生命科学部	動物科学科　食品科学科
獣医生命科学研究科	獣医学専攻　獣医保健看護学専攻　応用生命科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 18 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

49 日本文化大學

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、寄附行為、学則に定めており、教育研究上の目的も学生便覧、ホームページに掲載し、簡潔に明示している。学則、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにおいて、法学部として高い倫理観と遵法精神を育む育成方針を具体的に示している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）改定に当たっては、学長、学長補佐、教員を含めたプロジェクトチームを編制して社会情勢などに対応した見直しに取組み、教授会、評議員会、理事会等で審議した上で、使命・目的及び教育目的を反映した改定を行っている。大学の使命・目的及び教育目的については、毎年、「教育会議」で学長から教職員に示すとともに、ホームページなどで学内外に示している。教育研究組織、大学の運営に当たって、教職連携の体制を整えており、教員、職員の業務負担を相互にカバーし、機能的に対処している。

「基準２．学生」について

大学の教育目的に整合したアドミッション・ポリシーを定め、大学が求める学生像を明確にし、各種情報媒体で周知している。教学体制、生活指導、キャリア支援について、教職協働による全学的・多元的な支援体制を構築、運用している。大学独自の奨学金を設けるとともに学外の奨学金を紹介している。教育目的達成のための校地、運動場、校舎、図書館、パソコンルームなどを適切に整備している。授業を行う学生数は、講義科目、語学科目、演習科目ごとに設定している。「授業評価アンケート」は、授業評価に加えて授業環境などについても記載する欄を設け、FD 委員会で把握・分析している。全ての学生を対象に「学生生活に関するアンケート」を実施して学生の意見・要望を把握し、具体的な改善方策を講じるための基礎資料として活用している。

〈優れた点〉

○長年にわたって高い水準の警察官実就職率を維持していることは、きめ細かいキャリア支援が行われている結果であり、高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧等を通して周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等については、学則で適切に定め、ホームページや学生便覧で周知している。教育目的に対応したカリキュラム・

ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページなどで公表し、周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、段階的な学修となるよう科目に区分と配当年次を設けるなど、教育課程を体系的に編成している。シラバスを適切に整備するとともに、単位制度の実質を保つため、履修登録単位数の上限も適切に設定している。三つのポリシーに基づく学修成果を可視化し、教育の質を点検・保証することを目的として、アセスメント・ポリシーを策定するとともに、各種のアンケートに基づいて、多様な学修成果の点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のための補佐体制や、大学の意思決定及び教学マネジメントの体制を適切に構築している。教員の FD(Faculty Development)活動として、FD 研修会、教職研修会、ワークショップなどを実施し、教育改善に努めている。職員の研修においては、SD 研修会を実施するとともに、外部の研修会への参加や資格取得を奨励している。研究支援については、適切な研究施設を整備し、管理運営にも配慮している。また、研究倫理に関する規則を整備し、研究倫理 e ラーニングの受講も義務付けている。研究活動の支援体制として、科学研究費助成事業などへの応募の奨励、啓発を行っている。

〈優れた点〉

〇学生に対して、ゼミを通じて手厚い研究倫理教育を実施していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめ、法人全体として諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、中長期計画の策定や内部質保証システムなどの構築により、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。環境保全、人権、安全への配慮については、ハラスメント防止、公益通報、危機管理に関する規則を整備し、防災訓練などを通じて意識向上を図っている。理事会は、規則どおり適切に運営している。1 法人 1 大学の運営であり、重要案件の意思決定を円滑に行っている。監事は、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査し、監査報告書を作成している。財務状況は安定しており、基盤は確立している。経理事務について、規則に基づき適正に実施し、会計監査、監事監査を適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織体制として全学内部質保証システムを構築し、恒常的な組織化に取組んでいる。その中心となる内部質保証推進会議を設置し、理事長、学長を中心に運営し、積極的に内部質保証を推進する姿勢を示している。IR 推進室を設置し、入学時、教育内容、学生生活、卒業後の状況を含めた多様な調査を行い、データの収集と分析に努めている。内部質保証の基本軸として、第 2 期中長期計画を令和 2(2020)年度から 5 年間の計画で策定している。これに基づき、年度ごとに着実な実施及び分析により、PDCA サイクルの機能性を担保することに期待したい。

総じて、教員と職員の連携が強く、一体となって大学の運営が行われている。全体的に組織体制を整え、施設を機能的に活用しており、学生が憩うゆとりあるスペースを配置するなど、学生に対する教育環境を整備している。今後、学生数や学生の状況把握及び適切な対応に努め、更に組織的な運営を進められたい。また、第 2 期中長期計画を軸に、全学内部質保証システムを構築しており、その仕組みが継続的に機能することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映して寄附行為、学則に定めており、教育研究上の目的も学生便覧、ホームページに掲載し、具体的かつ簡潔に明示している。「建学精神」を基礎とした法律学の教育及び研究を行うことを学則に明示するとともに、初年次教育において大学の教育目的に則した人格形成教育を行うなど、大学の個性・特色を反映した教育活動を行っている。カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにおいても個性・特色を反映し、法学部として高い倫理観と遵法精神を育む育成方針を具体的に示している。令和 2(2020)年度には社会情勢の変化に対応する形で、三つのポリシーを改定している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年の三つのポリシー改定に当たっては、学長、学長補佐、教員を含めたプロジェクトチームを編制して社会情勢などに対応した見直しに取組み、教授会、評議員会、理事会等で審議した上で、使命・目的及び教育目的を反映している。大学の使命・目的及び教育目的については、毎年、年初に開催する「教育会議」における学長からの説明によって役員及び教職員の理解を得るとともに、ホームページへの掲載やオープンキャンパス・入試説明会などでの説明により、学内外へ周知している。大学は、使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織を整備し、教員、職員の業務負担を相互にカバーすることで機能的に対処している。また、令和 2(2020)年度から新たに使命・目的及び教育目的を反映した第 2 期中長期計画を策定している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的に整合したアドミッション・ポリシーを定め、大学が求める学生像を明確にし、ホームページ、入学者選抜実施要項、大学案内、オープンキャンパスなどで周知している。入学者選抜方法はアドミッション・ポリシーに沿っており、入学試験委員会及び教授会の審議を経て学長が決定している。選抜方法は多様で、公平な評価による入学者受入れを実現しており、入学試験委員会を中心に公正かつ厳正な入学者選抜の体制が整っている。入学後の成績推移を追跡調査し、選抜方法の妥当性を教授会で審議するほか、アセスメントテストの導入により、アドミッション・ポリシーの数値的な評価の検証を行っている。適正な学生受入れ数を概ね維持している。入試問題は、専任教員の中から学長が指名した者が作成している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

履修指導、「進学式ガイダンス」、学習支援室の設置、担任制やゼミ制度の活用、入学前及び入学後の学修支援など、教職協働による全学的・多元的な学修支援体制を整備・運用している。入学前教育では、「入学準備ゼミナール」を開講するほか、e ラーニングを利用して入学時までの学修の維持を図っている。ポータルサイト「ニチナビ」を整備し、学生の各種情報を一元的に把握できるシステムを導入している。全教員が毎週オフィスアワーを設定し、学生の多様なニーズに対応できる体制を整えている。「授業支援アシスタント（学生アシスタント・SA）規程」及び「ティーチング・アシスタント(TA)規程」を整備し、教員の授業補助などに活用して教育効果を高めている。中退・休学や留年への対応策として、担任が中退等の懸念がある学生の早期発見に努めており、ポータルサイトを活用して学生個々の学修状況に応じた指導支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア形成支援に資する科目として、教育課程内に「基礎ゼミⅠ」「日本文化史」「基礎ゼミⅡ」「就職情報概論」「インターンシップ」などの授業科目を配置するほか、資格取得や公安職・教員を志望する学生を支援するための選択科目を開講し、学生のキャリア形成のための教育をきめ細かく行っている。また、公務員筆記試験対策の科目も設けている。教育課程外においても、「就職活動壮行式」「業界研究セミナー」「警察官採用試験説明会」「就職模擬試験」などを企画・運営し、キャリア支援を行っている。キャリア支援は、「学生支援課」が中心に行い、ゼミ担当教員による個別指導や課外講座の運営も行っている。

〈優れた点〉

○長年にわたって高い水準の警察官実就職率を維持していることは、きめ細かいキャリア支援が行われている結果であり、高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

担任、学生指導委員会、学生課、学生支援室、医療室を設置し、相互に連携を図る体制のもと、学生サービスや厚生補導を適切に行っている。医療室には、看護師、認定心理士、学校医を配置し、学生の健康相談、応急処置、心的支援などに対応している。経済的支援は、大学独自の奨学金を設けるとともに、学外の奨学金を紹介するなど、家計の急変や成績良好な学生に対する奨学金制度を整備している。また、国家公務員・地方上級公務員志望の学生のキャリア支援を目的とする「特別選抜クラス」を設置し、公務員試験予備校の講義の受講費用を全額支援するほか、遠隔地の公務員採用試験第二次試験の受験者に交通費の一部を支援している。課外活動への支援は、公認の課外活動団体に対し、過去の活動実績に基づき補助金を交付している。また、定期的に「部・サークル代表者会議」を開催して要望等を聴取している。加えて、大学祭「柏樹祭」の経費は全て大学が支援している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を上回る校地・校舎を有しており、教育目的達成のための運動場、図書館、パソコンルーム等を適切に整備・維持管理し、有効に活用している。適切な規模の図書館を有し、学術情報資料が充実しているほか、無線 LAN やプロジェクター投影設備を備えたグループワークスペースもあり、開館時間を含め、図書館を十分に利用できる環境を整備している。メディアセンターは、ICT（情報通信技術）環境を適切に整備しており、学生は自分のパソコンを持込んでアクティブ・ラーニングを実践することができる。教育研究活動に必要な施設・設備は、バリアフリーなどの利便性に配慮した整備を行っている。教育効果を高めるため、授業を行う学生数は、講義科目、語学科目、演習科目ごとの基準を設定するとともに、GPA(Grade Point Average)を参考にクラス分けを行い、習熟度別クラスによる授業を展開している。また、全ての建物が耐震基準を満たしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「日本文化大學を知り、大学を盛り上げる愛校心を持つ活動」である「N 活」の学生スタッフが大学の行事や広報活動に参画することで、学修支援に対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを構築し、その意見・要望は学長室などで施策として実現するように努めている。「授業評価アンケート」では、授業評価に加えて授業環境などに関することも記載する欄を設け、その内容を FD 委員会で把握・分析している。全ての学生を対象に「学生生活に関するアンケート」を実施して学生の意見・要望を把握し、具体的な改善方策を講じるための基礎資料として活用している。各種アンケートやその他の方法により、心身に関する健康相談、経済的支援などの学生生活に関する学生の意見をくみ上げて学生生活の改善に反映するとともに、学修環境に関する要望を把握し、施設・設備の改善にも有効に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧等を通して周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等については、学則で適切に定め、ホームページや学生便覧で周知している。成績基準についても学則で定め、GPA 制度、標準ルーブリックを取入れて学生便覧に記載している。

単位認定については、シラバスに記載している到達目標達成を基準に担当教員が客観的な成績評価を行い、進級及び卒業判定については、学則に基づき教授会の審議を経て学長が行うなど、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の厳正な適用に努めている。また、

厳正な成績評価のため、原則として全ての科目で定期試験を実施するとともに、試験の公正・公平を保つため、監督要領を定めている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に対応したカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、大学案内及びホームページで公表することで周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、段階的な学修となるよう科目に区分と配当年次を設けるなど、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。

「基礎ゼミ」を核とした教養教育を適切に実施し、専門教育との系統性・連続性を確保するための工夫をしている。また、全学的にアクティブ・ラーニングの授業を推奨するとともに、ワークショップを通して教授方法の工夫・開発を行い、FD 研修会、授業相互参観等を活用して効果的な実施を図っている。

シラバスは、必要な内容を網羅するとともに、統一した構成で整備し、単位制度の実質を保つために、年間履修登録単位数の上限を適切に設定している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を可視化し、教育の質を点検・保証することを目的として、アセスメント・ポリシーを策定するとともに、学生、卒業生、就職先、地元住民に対するアンケート等、多様な方法に基づいて学修成果の点検・評価を行っている。

その点検・評価の結果を、教育内容・方法及び学修指導の改善のために、教授会や「教育会議」を通じて全教職員及び各委員会にフィードバックしている。

また、「授業評価アンケート」を実施し、それに基づく学修成果の点検を行っている。アンケート結果は FD 委員会と学長室で点検・評価し、教授会や「教育会議」で報告して教育内容・方法の改善に活用するほか、科目担当教員による所見は「学生へのフィードバックコメント」としてシラバスに公開している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として副学長を置き、教授会をはじめとする各種会議を整備している。また、学長室を設置し、学長主導で組織運営体制の責任と権限を明確化している。

教授会は、学長の諮問により、学則等に定める事項を審議し意見を述べるとともに、教育研究に関する事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べるなど、大学の意思決定及び教学マネジメントの体制を適切に構築している。

「運営組織規程」によって事務組織体系、事務分掌及び職務内容を規定し、大学の運営に必要な組織と職員の配置により、機能的な業務執行に努めている。また、毎日行っている朝礼と終礼には、学長をはじめ理事長や全教職員が参加して業務共有を行うことで、迅速で適切な課題解決に寄与している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員は、設置基準に基づいた専任教員数及び教授数を確保し配置している。

教員の採用、昇格・昇任は、「教員資格選考基準」「教員資格審査委員会規程」に基づいて適切に運用している。

FD 活動として、教員全員参加の FD 研修会や教職研究会、ワークショップを実施して授業改善や教育の工夫を検討するとともに、その効果的な実施に努めている。

「授業評価アンケート」を実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックし、シラバス及びポータルサイトで教員の所見を公表している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質及び能力向上のための取組みとして、法人理事を含めて全学的に実施する SD・FD 研修会のほかに、主に事務職員を対象として階層別に行う SD 研修会がある。

大学で実施する研修会のほか、文部科学省をはじめとする外部の団体が実施する研修等への参加を奨励している。

資格取得を奨励しており、その取得に必要な費用等を補助している。また、資格取得により特別手当を支給している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員にパソコン及び個人研究室を支給しており、図書館には学部の教育研究上必要な学術情報資料を系統的に整備している。

研究倫理に関する諸規則を整備し、ホームページに公開している。また、人を対象とした研究を行う際には、倫理的配慮に基づき適切に行うための規則を整備している。また、全ての専任教員及び競争的資金を取扱う事務職員に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングの受講及びその受講証の提出を義務付けており、学生を対象とした研究倫理教育も実施している。

研究活動を支援するため、全ての専任教員に対して個人研究費を支給するとともに、研

究活動への資源配分に関する規則を整備している。また、論文の執筆や科学研究費助成事業への応募等を奨励するため、科学研究費助成事業・外部資金の種類や制度について啓発・周知している。

〈優れた点〉
○学生に対して、ゼミを通じて手厚い研究倫理教育を実施していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為をはじめ、法人全体として諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、第 2 期中長期計画を着実に実施することで「建学精神」の定着を図り、使命・目的を実現するための意識を維持・向上させている。
環境保全に留意し CO_2 削減などに努めている。人権への配慮は、「学校法人柏樹式胤学園ハラスメント防止規程」「日本文化大學ハラスメント防止規程」「公益通報に関する規程」を整備して対応している。危機管理規程及び危機管理規程細則を定め、防災訓練を行い、防火・防災意識の向上に努め、安全への配慮を行っている。
教育情報及び財務情報は、法令等に基づきホームページで公表している。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、「学校法人柏樹式胤学園理事会規程」に基づき理事会を開催し、法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議している。

理事会には毎回理事全員が出席しており、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定を行い、適切に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

1 法人 1 大学の運営であり、理事会、評議員会、監事、教授会等で重要案件の意思決定や迅速な意思疎通を図っている。理事長は法人を代表し、法人と教学との意思疎通及び連携を図り、リーダーシップを発揮している。加えて、学長は理事となり、教授会及び学長室を通じて教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備し、法人と教学との相互チェック、各種調整及び意思決定を円滑に行っている。

監事を寄附行為に基づき適正に選任している。監事は、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査して監査報告書を作成している。評議員を寄附行為に基づき適切に選任し、評議員会は理事長からの諮問事項について審議の上、意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの第 2 期中長期計画を策定して予算編成を行っており、中長期的な計画に基づいた財務運営を行っている。

令和 3(2021)年度における財務比率は良好であり、金融資産も潤沢で、安定した財務基盤を確立している。

平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度にかけて事業活動収支差額比率はマイナスで推移したが、令和 3(2021)年度はプラスに転換している。また、財務中長期計画によると、令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度までの事業活動収支差額比率はプラスで推移する見込みであり、収入と支出のバランスを保っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

経理事務については、総務部長の統括のもと、経理課長が執行責任者となっている。会計処理は学校法人会計基準、寄附行為、経理規程、給与規程等の諸規則に基づいて実施しており、処理判断の難しい問題等については、必要に応じて独立監査人や日本私立学校振興・共済事業団の指導・助言を得ている。

会計監査は公認会計士 2 人及び監査業務補助者数名により行い、2 人の監事との連携により厳正に実施している。

年度途中に発生した予算の追加的要因については、やむを得ない場合、補正予算を編成して対応している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の組織体制として新たに、「全学内部質保証システム」を構築し、恒常的な組織化に取組んでいる。その中心となる内部質保証推進会議を設置し、理事長、学長を中心に運営している。「教育の充実及び学生の学修成果の向上を図る」という目的達成に向け、教職員の充実を計画するなど、積極的に内部質保証の推進に取組む姿勢がうかがえる。「全学内部質保証システム」の軸となる第 2 期中長期計画を策定し、「学長のリーダーシップによる教育の質の向上」を掲げ、内部質保証の全学的な方針を示している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、十分な調査データを収集分析し、そのエビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を行い、教育の改善向上を図るという観点で IR 推進室を設置している。IR 推進室は法人組織の中に設置しているが、その責任者に学長室の構成員である大学教員を充てることで、法人と大学との一体化を図るとともに、入学時、教育内容、学生生活、卒業後の状況も含めた多様な調査に基づき、データの収集と分析に努めている。事業報告書に、自己点検・評価の概要を記すとともに、単年度の自己点検評価書と併せてホームページで公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の仕組みとして、「全学内部質保証システム」を構築し、PDCA サイクルが機能している。その基本として、三つのポリシーに基づき、令和 2(2020)年度から 5 年間の計画で第 2 期中長期計画を策定している。それに加え、中長期計画の 5 年間のロードマップ、単年度の事業計画書、事業報告書、5 年間の年度ごとの行動計画書を示している。運営に当たっての IR 機能は IR 推進室が担当し、学長室を通して、「全学内部質保証システム」の一環に組込んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献活動

Ａ－1. 地域連携・社会貢献活動への取り組み

A-1-① 大学コンソーシアム八王子

A-1-② 高大接続

A-1-③ ボランティア活動の推進

A-1-④ 地元スポーツ団体への支援と連携

Ａ－2. 本学のブランディング向上に向けた取り組み

A-2-① イメージキャラクター・マイメロディの起用

A-2-② 教育資源を活用した社会貢献活動

【概評】

地域連携・社会貢献活動への取組みとして、大学・行政等で構成する「大学コンソーシ

アム八王子」に加盟、参画し、大学等連携事業である公開講座を提供して、魅力ある学園都市の形成に向けた協力を行っている。地元警察署・市役所等が主催する行事にも、ボランティア活動として学生が参加するとともに、大学の特色を生かして教育施設を地元スポーツ団体に開放する等、地域社会の活性化のための支援と連携を図っている。なお、教育施設の開放は、教育活動に支障のないキャンパスの活用となっている。

また、東京都を中心とした近隣地域の高等学校を対象に、講師を派遣して系統別進学ガイダンスや法学・政治学分野の模擬授業を多数提供する等、高大接続改革を踏まえた積極的な取組みを行っている。

このほか、第 2 期中長期計画においては、地域連携の推進、高等学校との連携強化と積極的な情報提供、学生ボランティア支援、大学の資源を生かした社会貢献に関する項目を明記している。

大学のブランディングと入学者確保に向けた取組みとして、多摩地域に拠点を置く企業と利用権許諾契約を締結して、人気キャラクターを広報媒体に起用するとともに、オリジナルグッズを作製してオープンキャンパス等への参加者に提供している。また、学内の施設を活用して映画・ドラマ等の撮影協力をすることで、社会貢献活動も兼ねて、大学の知名度向上に積極的に努めている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 53(1978)年度
所在地　　東京都八王子市片倉町 977
　　東京都新宿区高田馬場 4-5-9
　　東京都八王子市小比企町 1658

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 17 日	実地調査の実施　　10 月 18 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 19 日	10 月 19 日　第 4 回評価員会議開催

11 月 10 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

50 人間環境大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「人間環境学の探求」、教育理念、教育目的に一貫性があり、それらが大学の個性・特色になっている。大学の使命・目的及び教育目的をもとに「信頼性の高い大学を目指す人間環境大学の事業計画―〈質〉への展開のための三つの信頼性ビジョン」（以下「中長期計画」という。）を立案・実行している。社会情勢を踏まえ、大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、見直しや策定及び教育研究組織の整備に向けた検討を適宜行っている。学部の新設や改組に当たっては理事会や教授会を通して役員・教職員が関与し参画している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定して、ホームページ等を通して学外に周知するとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施して収容定員を適切に確保している。障がいのある学生に対する合理的配慮を組織的に行うとともに、各キャンパスにおいてバリアフリー化を行っている。

教員によるアドバイザー制度を基本として、教学マネジメント委員会と学生委員会と職員が協働して学生支援を行い、各種アンケートを通して学修支援や学修環境、学生生活全般についての学生の意見・要望について把握し、改善に努めている。

１年次から３年次まで計画的にキャリア支援科目を開講し、インターンシップ、キャリア教育のための支援を行っている。

学生相談室、保健室を設置して学生の心身に関する健康相談と心的支援を行っている。

〈優れた点〉

○看護学部と松山看護学部においては、アドバイザー制度を導入して学生一人に対して「アドバイザー学生カルテ」を活用し、出席状況や学修状況の情報を共有するなどして担当教員が４年間学生支援を行う取組みを実施していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえて各学部・学科、研究科がディプロマ・ポリシーを定めてホームページ等で学内外に周知している。各科目の「コマシラバス」にカリキュラム・ポリシーとの関係や教育課程全体における位置付けと「履修判定指標」を明記し、各回の授業内容を詳細に記述することで学修成果を可視化する工夫を行っている。大学の教学組織全体を統括

する教学マネジメント委員会で科目ごとに学修成果を精査して科目担当者にフィードバックすることで、学修効果の担保と授業の計画性の向上を図っている。卒業認定基準、修了認定基準を策定し、厳正に適用している。

教養教育センターを設置して教養教育の体系化と質の充実を図っている。

〈優れた点〉

○「コマシラバス」を整備し、各回の授業内容を詳細に記述するなどの工夫を行うことで、学修効果と授業の計画性及びアクティブ・ラーニングの促進を図っていることは高く評価できる。

○LMS(Learning Management System)を活用し、全科目の毎回の授業後に小テストを実施して形成的評価を行い、その結果をフィードバックすることにより、教育内容・方法と学修指導などの改善につなげていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長、副学長、学部長等で構成する学長室会議を頂点として、そのもとに大学の管理運営に必要な各種委員会を置くことで、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を教職協働で整備している。学長室、運営会議、教学マネジメント委員会を中心に、大学の使命・目的に沿った大学の意思決定及び教学マネジメントを行っている。

教員の採用・昇任に関する「教員選考規程」を定めて、必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。4 キャンパスに分かれていることに対応して、オンライン、動画配信等を活用した FD 研修会を行っている。教職員の資質・能力向上のために「人間環境大学 FD・SD 委員会規程」を制定し、同委員会で研修会を計画、実行している。

教員と大学院生を対象とした研究倫理教育・研修に関する「研究倫理委員会」を設置して審議と運営を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備し、法人内で意思疎通を適切に行っている。評議員、監事の選任は寄附行為に基づき適正に行っている。

寄附行為に基づき理事会、評議員会を運営し、諸規則も定めている。私立学校法及び設置基準を遵守し、管理運営体制や関連諸規則を整備し適切に運営している。社会的責任に関する基本方針を策定し、使命、目的の実現に向けて継続的努力を行っている。

安定した財務基盤を確立しており、外部資金の獲得に努力して獲得額が増加している。内部監査室を設置し、監事、会計監査人と密接に連携して監査を行い、三者間で情報の共有化を図っている。

「基準６．内部質保証」について

学長室のもとに大学の管理運営に必要な委員会を置き、自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価を行う体制を整備している。各部局、各委員会は現状把握するため授業アンケートなどの各種アンケート調査を実施し、データ収集・分析を行っている。学長と IR 委員長がこれらの情報を統括管理し、教育・研究・社会貢献活動の戦略の立案、自己点検・

評価、外部評価機関による評価等に活用している。

教学マネジメント委員会が主導して各学部の教学委員会及びシラバス委員会と連携し、教学組織を統括運営して教育の質保証を図っている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした教育の質保証に向けた取組みとして、大学全体、学部・学科、授業科目の各レベルで授業改善につなげていく PDCA サイクルの仕組みを確立している。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的、教育目的の実現に向けて、三つのポリシーに基づく適切な教育課程を編成している。複数の仕組みを組合せて修学を支援している。適切な入学者選抜、さまざまな学生支援策、バリアフリー化等によって、建学の理念「人間環境学の探求」に即した人材育成を行っている。学長のガバナンスのもとに教職協働によって適切な内部質保証を図っている。財務状況も良好である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. コマシラバス
2. 「manaba」を用いた小テストの全授業回での実施

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条で法人の目的を、学則第 1 条で大学の使命・目的を明文化している。教育・研究上の目的は「履修の手引き」に、教育目的は「人間環境大学の目的に関する規程」において具体的かつ簡潔に文章化している。建学の精神である「人間環境学の探求」、教育理念、教育目的に一貫性がある。大学の個性・特色を反映し、その使命・目的及び教育目

的を明示している。社会情勢などに対応して、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神と教育理念、各学部と各研究科の教育目的、これらを反映した三つのポリシーを、学外に向けてはホームページと大学案内を通して、学内に向けては「履修の手引き」や「大学院要覧」を通して周知している。大学の使命・目的及び教育目的をもとに中長期計画「信頼性の高い大学を目指す人間環境大学の事業計画―〈質〉への展開のための三つの信頼性ビジョン」を立案・実行している。社会情勢を踏まえて、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織の整備に向けた検討を適宜実施している。令和元(2019)年 9 月には、全学部の教養教育を体系的かつ横断的に統括する部署として教養教育センターを設置している。大学の使命・目的や各学部の教育目的の策定、加えて社会情勢に応じた学部の新設や改組に当たっては、理事会や教授会を通して役員・教職員が関与し参画している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科は、各々の教育目的を踏まえて募集単位ごとにアドミッション・

ポリシーを策定し、ホームページ・学生募集要項・オープンキャンパスなどを通して学外に周知している。心理学部と総合心理学部では、大学案内の中でカリキュラムの違いや特性を表記し、愛知県と愛媛県にあるそれぞれの教育内容の違いを明確にしている。看護学部と松山看護学部の二つの看護学部では、大学案内の中で各学部の特徴を明示し周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うことで、入学及び収容定員を遵守し、学生数を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメント委員会、シラバス委員会、教学委員会（看護学部は教学・臨地実習委員会）は、各委員会の規則にのっとり、教職協働による学修支援体制を整備・運営している。

学生への支援として、教員が実施するメンター制度・アドバイザー制度及びオフィスアワーを全学で取入れている。中途退学、休学及び留年への対応策を行い、委員会や職員によりサポートを行っている。障がいのある学生に対しては、「人間環境大学障がい学生支援規程」に基づき、実習や演習科目など教育内容の特徴に応じて合理的配慮を組織的に行っている。学生への対応はアドバイザーと学生支援課、学生委員会、学生相談室また学校医が担当し、実施している。TA、SA(Student Assistant)の制度を整備しており、活用している。

〈優れた点〉

○看護学部と松山看護学部においては､アドバイザー制度を導入して学生一人に対して｢アドバイザー学生カルテ」を活用し、出席状況や学修状況の情報を共有するなどして担当教員が 4 年間学生支援を行う取組みを実施していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

心理学部、環境科学部、人間環境学部では、キャリア支援については就職委員会が企画・

立案を行い、学生部の就職・進路相談室の組織的な支援体制を整備することにより、1 年次から 3 年次までの年次計画のもとインターンシップ、キャリア教育のためキャリア支援科目を開講している。看護学部では、キャリアデザイン支援室が就職に関する情報提供や個別相談を常時行い、4 年次にはキャリアデザイン支援室長とアドバイザー教員が教職協働による就職支援を行っている。松山看護学部では、1 年次から 3 年次にかけて学生支援課がキャリア形成に関わる講座を全学生に対して企画・実施し、学生個々のニーズに応じた支援は就職委員会が学生を担当するアドバイザー教員と協働し実施している。総合心理学部では､学生にインターンシップや就職相談の機会を提供できるように準備をしている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導は、四つのキャンパスにおいて、担当する委員会や部署を定め､教職協働で組織的に実施している｡各キャンパスに学生委員会を置き､規則を定めて、奨学金制度、厚生補導及び課外活動に関する諸事項についての企画・立案・審議を行っている。

課外活動に関しては、各キャンパスに置かれた学生委員会が諸業務を担当しており、適切に支援を行っている。

学生相談室及び保健室を設置し、資格者である保健師や臨床心理士などを配備することにより、学生の心身に関する健康相談や心的支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育・研究上の目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、附属施設等の施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。特に、図書館の整備、閲覧室の確保、学生のインターネット環境の整備などの ICT（情報通信技術）環境を整備しており､学生が持参したノートパソコン等において無線 LAN 接続が可能であり、授業などに活用している。クラスサイズは、授業ごとに学生数を適切に管理している。令

和 4(2022)年度に新設された松山道後キャンパスにおいては、入学者である車椅子利用学生のニーズに合わせて施設の整備をしており、多様な学生の利便性に応じることができるように施設整備を進めている。他の三つのキャンパスにおいては、いずれもバリアフリー化を既に図っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望をくみ上げる全学的な仕組みとしては、教学マネジメント委員会が主導する全教科目を対象とした授業アンケートとシラバスアンケートを行っている。

学生委員会による学生アンケートの結果は学内の会議や大学ホームページを通して学内外に公表し、各科目の学修環境及びキャンパス内の施設・設備の改善に生かしている。また、学生アンケートの結果から、食堂や売店のメニューなどの改善を図っている。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望を学生支援課や教務課が把握する体制をとっている。学生アンケートの結果により学生の意見をくみ上げるシステムを整備し、学生生活の改善を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科は、各々の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、「履修の手引き」とホームページを通して学内外に周知している。

学部と研究科の単位認定・卒業認定・修了認定については、それぞれの学則にのっとり「履修の手引き」と「大学院要覧」により周知している。単位認定については、各科目のシラバスにディプロマ・ポリシーに基づく「履修判定指標」を明記した上で厳正に適用している。学部の卒業認定は教授会の議を経て、研究科の修了認定は「研究科委員会」と「研究科会議」の議を経て、いずれも学長が認定している。

学部の進級は、心理学部・環境科学部・人間環境学部においては規則を定め厳正に適用し「履修の手引き」を通して周知している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科は、各々の教育目的とディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、その一貫性を保持することで体系的な教育課程を整備している。カリキュラム・ポリシーについては、「履修の手引き」とホームページの「履修系統図」に示して学内外に周知している。

効果的な教授方法として行っている「コマシラバス」には当該科目のカリキュラム・ポリシーとの関係や、教育課程全体における位置付けとディプロマ・ポリシーを踏まえた「履修判定指標」を明示することで、体系的な学修と教育を図っている。また、単位制度の実質を保つために、1 年間の履修登録単位数の上限を、各学部の教育内容に応じて設定している。

教養教育の体系化と質の充実を促進することを目的に「人間環境大学教養教育センター」を設置しており、今後、当センターが機能することで教養教育の実施体制の整備を促進することが期待される。

〈優れた点〉

○「コマシラバス」を整備し、各回の授業内容を詳細に記述するなどの工夫を行うことで、学修効果と授業の計画性及びアクティブ・ラーニングの促進を図っていることは高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえて学修成果を点検・評価するために、各科目のシラバスに「ディプロマ・ポリシーとの関係」とこれに基づく「履修判定指標」を明示し、期末試験により学修成果を可視化している。この成果は、大学の教学組織全体を統括する「教学マネジメント委員会」で科目ごとに精査され、科目担当者にフィードバックしている。また、各科目の全授業終了後にシラバスアンケートを行い、学生による授業評価を実施し、その結果は科目担当者が属する学科と教学マネジメント委員会で審議し、適宜、担当者に授業改善を求め、教育の改善を図っている。
各学部では、学修成果を点検・評価するための多面的なデータを活用し教育改善の方策を図り、機関全体の教育の質の改善と向上に向けて三つのポリシーを踏まえた組織的な点検・評価の仕組みを構築していることから、今後、この仕組みを効果的に運用することが期待される。

〈優れた点〉
○LMS(Learning Management System)を活用し、全科目の毎回の授業後に小テストを実施して形成的評価を行い、その結果をフィードバックすることにより、教育内容・方法と学修指導などの改善につなげていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐する体制として、組織として学長、副学長、学部長等で構成する学長室を配置しており、そのもとに大学の管理運営に必要な各種委員会を置くことで、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を教職協働で整備している。教学マネジメントにおいては「教学マネジメント委員会」等、全学的な教職協働の組織等を整備し、体制の強化や見直しなども随時行っている。学部教授会等で審議された内容が運営会議で協議され、学長が意思決定するための体制を整備している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任については「教員選考規程」にのっとり運用している。

FD 活動は学部の特性を尊重した形で計画・実施され、教職員が積極的に PDCA サイクルに関わり、授業改善をはじめとする研修等を実施している。また、研修についてはオンライン、動画配信などを活用し、キャンパス間が遠隔であっても研修の質を担保する仕組みを整えている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための SD として FD・SD 委員会規程を制定し、FD と SD が連携した組織で研修会を計画・実行している。また、外部機関主催の研修会等を活用し、研修の成果についても職員内での情報共有を図っている。新型コロナウイルス感染症の影響下においては、オンライン研修等に取組んでいる。

人事評価については、個別年度目標を提出し事務局で確認後、所属長が面談・指導・評価を行っている。その評価結果を冬季・翌夏季の賞与に反映させている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
専任教員に対しては職階に関係なく研究室を整備しており、服務規程により研究時間を確保し、適切な研究環境を整えている。
研究倫理においては、規則を整備するとともに、公的研究費等の不正防止に関しては、「公的研究費等の不正防止に関する基本方針」を定め、ホームページに公開し、厳正な運用を図っている。研究倫理教育・研修に関しては、「研究倫理委員会」を設置し規則にのっとり、教職員と大学院生の研究倫理教育・研修に関する審議と運営を行っている。
研究活動への支援は、学部ごとに年齢や教員評価等の配分基準をもとに個人教育研究費の傾斜配分を行っている。また、共同研究費を設けるとともに、科学研究費助成事業申請者への個人研究費の上乗せをしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為及び寄附行為実施規則に基づき理事会、評議員会を運営し、諸規則を定めている。私立学校法及び設置基準を遵守し、管理運営体制や関連諸規則を整備し、適切に運営している。「社会的責任」に関する基本方針を策定し、使命、目的の実現に向けた継続的努力を行っている。
また、環境保全、人権、安全への配慮をしており、学生、教職員にも取組み等が浸透している。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学園寄附行為第 6 条にのっとり、理事を適正に選任しており、理事会の意思決定を機動的に行うために運営会議がこれを補佐している。また、理事の職務分担も明確化しており、適切に機能している。理事会において、中期経営計画、事業計画の執行など重要事項に関して協議し、適切に運営している。キャンパス間は遠隔ではあるが、リモート会議システムを導入することで円滑な意思疎通を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備しており、意思決定においても法人内で意思疎通を適切に行っている。評議員、監事の選任は、寄附行為に基づき適正に行っている。また、理事会は評議員会、監事からの意見の申入れ等について適切に対応している。理事長、学長による教職員との積極的なコミュニケーションにより意見をくみ上げ、法人や大学運営に活用する仕組みを整備している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、入学定員充足率改善のため、新学部の設置、既存学部の改組の取組みにより平成 29(2017)年度以降は、入学定員充足率及び収容定員充足率は増加している。この結果、経常収支差額比率は増加に転じ、法人の現金預金などの運用資産も大幅に増加し、安定した財務基盤を確立している。また、財務計画表に基づき予算編成を行っており、適正な収支バランスを保っている。

外部資金の導入のため科学研究費助成事業、受託事業等の外部資金の獲得に努力しており、獲得額は増加している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人河原学園経理規程」及び経理に関連する規則を整備し適切に行っている。また、必要に応じて補正予算を編成している。

会計監査に関しては、監査法人により監査を実施しており、監事は常勤・非常勤監事が連携し、監事監査計画に基づき行っている。また、内部監査室を設置し、監事及び会計監査人の三様監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

人間環境大学学則第 2 条及び自己点検・評価委員会規程に、自己評価、認証評価機関による認証評価等に関する全学的方針を明示している。

学長室規程第 4 条に挙げられた全ての委員会を学長室のもとに置いて、大学の管理運営を行っている。学長室のもとに置いた教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、IR 委員会などの諸委員会が、内部質保証の業務を担当しており、これによって内部質保証のための組織体制の整備と、責任体制の明確化を図っている。中長期計画の進捗状況などについては、大学運営会議で報告し理事会で確認している。当該年度事業計画については、大学運営会議において大学部門の進捗状況管理を行うなど、大学全体の内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価を行う体制を整備し、平成 28(2016)年度から毎年度自己点検・評価を行って大学運営会議に報告した後、ホームページに公開している。各部局・委員会は現状を把握するために授業アンケートなどの各種アンケート調査を実施し、データ収集・分析を行っている。学長と IR 委員長がこれらの情報を統括管理し、教育・研究・社会貢献活動の戦略の立案、自己点検・評価、外部評価機関による評価等に活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育の質保証に関しては、教学マネジメント委員会が主導して各学部の教学委員会及びシラバス委員会と連携して教学組織を統括運営している。三つのポリシーを起点とした教育の質保証に向けた取組みとして、大学全体、学部学科、授業科目のそれぞれのレベルで授業改善につなげていく PDCA サイクルの仕組みを確立している。

直近の認証評価において「改善を要する点」として指摘された二つの点について、それらを反映した中長期計画を策定・実行しており、その結果、現在は二つの点のいずれにおいても改善が認められる。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を活用することにより、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

A－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

大学は知の拠点としての役割を踏まえ、各学部の有する専門的な知識・技能を生かし物的・人的資源を社会に提供することで地域に貢献している。

人間環境学研究科では、平成 15(2003)年に大学附属の「臨床心理相談室」を開室し、当施設の機能として「大学院の実習施設としての機能」「地域住民の心の相談に応じる機能」を有することを規則に定め、開所以来、組織的活動を継続的に実施している。その結果、当活動は地域に浸透し住民から寄せられる相談件数は年々増加しており、この取組みは地域住民のヘルスケアニーズに応え、住民の健康に資する活動として特筆すべき点である。

看護学部は大府市と地域包括協定を結び、地域貢献を目的として地域で開催される各種活動に学生及び教職員を派遣している。また、「あいち認知症パートナー企業・大学」の認定を受けて大学構内で「認知症カフェ事業」を開催しており、地域住民への健康教育の一環になっている。松山看護学部は平成 29(2017)年度の開設当初より、地域貢献の一環として医療・看護・福祉に関連する社会問題や参加者のニーズを踏まえた「市民公開講座」を開催しており、地域住民の健康保持・増進を図る取組みを組織的・継続的に実施している。

各学部の教員は、社会貢献の一環として個々の専門的な知識・技能を社会に提供している。具体的には、学部の授業を地域住民に公開することや、地域と連携して開催する公開講座の講師を教員が務めるなど、これらを通して社会連携や地域貢献を具現化し、地域に受入れられる大学としての存在意義を社会に示している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

教育の質保証のための本学独自の取組み

1. コマシラバス

本学では、教育の質保証を実現するための基盤として「コマシラバス」が用いられている。コマシラバスには、他大学のシラバスと比較して各授業回の内容が詳細に記述されているだけでなく、本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが適切に反映され、さらには、学修成果を測るための指標も明確に示されている。

各科目のコマシラバスの最上部には「ディプロマ・ポリシーとの関係」「カリキュラム・ポリシーとの関係」という項目が置かれ、各科目の内容がそれぞれのポリシーの中のどの部分と対応しているのかが確認できるようになっており、学部長・学科長がチェック欄にチェックを入れることになっている。また、コマシラバスの記載内容や字数制限などについてのチェック項目が教学マネジメント委員会で決定され、全ての学部の全ての科目についてそのチェック項目に基づいてシラバス委員会と教学委員会がチェックを行っている。期末試験時にはシラバスアンケートが行われ、それらのアンケートには、科目担当者がシラバスに基づいて授業を行ったかどうかを学生が評価する項目が設けられている。シラバスアンケートの集計結果は各学科、そして教学マネジメント委員会において検討され、点数の低い科目担当者に対しては改善が要求される。

また、コマシラバスの下部には、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などを示した「履修判定指標」が設けてあり、各項目に配点が付されている。期末試験はこの配点どおりに出題され、試験の各項目の得点がその学生の学修成果となる。期末試験の点数はポータルサイトに入力され、その入力データを教務課が集計し、平均点と標準偏差などが算出される。集計結果については各学科、さらに教学マネジメント委員会で検討され、その評

価結果が各授業の改善に利用されている。

2.「manaba」を用いた小テストの全授業回での実施

令和 3（2021）年度後期から、全ての学部の授業のプラットフォームとして授業支援システム「manaba」が採用されている。今後、出席管理、資料配付などが「manaba」を通して行われることとなっているが、先行的な試みとして、令和 3（2021）年度後期からは全ての学部の全ての科目の全ての授業回で「manaba」を用いた小テストが行われ、各回に 5 問以上出題することが義務化されている（令和 4（2022）年 4 月からは、難易度にランク付けをして出題することも義務化された。）。小テストの結果は成績評価には加味されないが、問題ごとの正答率などが即時に集計されるため、これを残りの回の授業改善に役立てることができる。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　愛知県岡崎市本宿町上三本松 6-2
　　愛知県大府市江端町 3-220
　　愛媛県松山市花園町 3-6
　　愛媛県松山市道後樋又 9-12

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間環境学部※	人間環境学科　心理学科　環境科学科
心理学部	心理学科　犯罪心理学科
環境科学部	フィールド生態学科　環境データサイエンス学科
看護学部	看護学科
松山看護学部	看護学科
総合心理学部	総合心理学科
人間環境学研究科	人間環境専攻
看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	松山キャンパス実地調査の実施　松山道後キャンパス実地調査の実施
10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	大府キャンパスの実地調査の実施
	岡崎キャンパスの実地調査の実施　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

51 人間総合科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「あらたな学問の追求と統合により、真に人間を理解し、自立と共生の心を培い、活力あふれる創造性と豊かな人間性を育む。」という建学の精神を基盤として、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を定め、「『心身健康科学』を通して自立と共生の心を育む」ことを大学の個性・特色としている。

使命・目的及び教育研究上の目的や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を、時代や社会情勢の変化に対応して、「大学マネジメント戦略実行会議」が中心となって検討や見直しを行っている。

教育研究上の組織として、2 学部と 1 研究科の他、附置機関として 1 研究所を設けている。

〈優れた点〉

○心身健康科学という新たな学問領域を構築し、それを基盤にした教養教育を導入し、総合的・学際的な人間理解を深めるとともに保健・医療・食・健康分野の専門職を養成していることは、高く評価できる。

「基準２．学生」について

教育研究上の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページなどを通じて学内外に周知している。収容定員充足率の低い学科があるが、アドミッション・ポリシーに沿って、五つの選抜制度を導入し、大学全体では収容定員を概ね満たしている。

学修支援の中核を担っている教務委員会は、職員も構成メンバーであり、教職協働で学生への支援を行っている。また、通信教育課程も含め全学的に学修支援システム「UHAS@My キャンパス」を導入し、オンラインによる学修支援の充実を図っている。就職支援については、各学部の就職対策ワーキンググループが中心となって行っている。学生相談室の体制で一部問題があるが、学生委員会などの委員会組織や、学年担任制、オフィスアワー制度などを設け、学生サービスに努めている。また、「学生生活、学修行動・成果実態調査」を実施し、学生の意見・要望の把握と分析に取組んでいる。

学修環境については、二つのキャンパスに教育･研究に必要な施設と設備を備えている。

〈優れた点〉

○通信制大学として開学した背景から ICT（情報通信技術）環境整備にいち早く取組み、

全学的に学修プラットフォーム「UHAS@My キャンパス」を導入してオンラインによる学修支援の充実を図っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育研究上の目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーを定めて周知するとともに、ポリシーを踏まえた単位、進級、卒業及び修了の認定基準を適切に定めている。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な履修モデルを示して、さまざまな学修ニーズやスタイルに応じて学生が学修しやすい工夫をしている。加えて、建学の精神に基づいた科目を全学部共通のコア科目として配置し、教養教育の強化を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を示しており、学修成果の向上を図ることを目的として学修状況を経年的に調査し、授業改善等に生かしている。加えて、4 年生と既卒者に対してもアンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーの項目に関する修得度を調査し、改善につなげている。

〈優れた点〉

〇全学部に建学の精神に基づいた「こころ」「からだ」「環境・社会」の側面から人間を総合的・学際的に理解するためのコア科目を配置している点は独創的であり評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する体制として、学長を議長とする「大学マネジメント戦略実行会議」を設置し、学長のリーダーシップが適切に発揮できる組織体制を構築している。

大学設置基準や大学院設置基準等を満たす教員を､それぞれの教育課程に配置している。

「FD・SD 推進委員会」を設置し、教員の資質・能力向上のための FD 研修会の開催や教育力向上のための授業参観を実施する他、法人事務局と連携して職員の能力開発等の研修を実施している。なお、研修会等の報告ついて、ニューズレターにて学内に周知している。

研究倫理に関する規則として倫理審査委員会規程を定め、大学の研究者には倫理審査を受けることを周知し、倫理的観点から適切に研究を遂行できるよう運用している。

〈優れた点〉

〇「FD・SD 推進委員会」が研修会参加報告や授業参観報告等を学内に向けてニューズレターとして発行し、FD 及び SD の活性化を推進していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性を維持するために､「倫理規程」などの規則を定め､「早稲田医療学園倫理綱領－義務と責務－」を教職員に配付して周知している。

理事会は外部理事を含めて構成し、必要に応じて臨時理事会も開催するなど理事会で意思決定できる体制を整備している。評議員会は、評議員数の充足に問題があるものの、出席状況は適切で、理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

理事長、学長をはじめ役職教員や幹部事務職員から構成する「大学マネジメント戦略実行会議」を設け、法人と大学が密接なコミュニケーションを図っている。

また、第一次中期計画を策定し、年度の進捗状況についても理事会等で適切に報告している。事業活動収支バランスを継続的に維持しており、安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準及び経理規則等にのっとり、概ね適正に行っている。

「基準６．内部質保証」について

「自己点検・評価委員会規程」を整備し、規則に基づいた内部質保証についての全学的な方針を定めている。内部質保証を推進する体制は、「大学マネジメント戦略実行会議」が主体となり、IR 室、自己点検・評価委員会と連携して、毎年全学的な自己点検・評価を実施している。

「大学マネジメント戦略実行会議」を中心に、IR 室、自己点検・評価委員会、法人事務局とも連携し、学外からの意見も取入れている。学生サービス及び管理運営面における内部質保証上の機能性に不十分さが見受けられるが、三つのポリシーを基点とした教学マネジメントと大学運営の内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。

総じて、大学は、建学の精神のもと「心身健康科学」という新しい学問領域を切拓き、総合的・学際的な人間理解ができる保健・医療・食・健康分野の専門職の養成に努めている。食・健康の専門職を養成する高等教育機関として、SDGs をテーマに地域の行政や企業との連携を図っている。新しい学問領域を持つ個性・特色のある大学として、大学の更なる発展と地域社会への引続きの貢献を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.心身健康科学の展開」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. SDGs をテーマに地域・企業との連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「あらたな学問の追求と統合により、真に人間を理解し、自立と共生の心を培い、活力あふれる創造性と豊かな人間性を育む」という建学の精神にのっとり、使命・目的、教育研究上の目的を定め、大学・大学院学則に規定するとともに、簡潔に文章化している。

大学の個性・特色である「『心身健康科学』を通して自立と共生の心を育む」を、使命・目的、教育研究上の目的に反映し、第一次中期計画で大学の長期的ミッションとして掲げている。

三つのポリシー、教育研究上の目的、建学の精神の見直しを実施し、教育課程の改編、教学マネジメント改革等を積極的に推進するなど、社会情勢の大きな変化への対応を図っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的は、「大学マネジメント戦略実行会議」が中心となって検討を行い、その後全学教授会の審議を経て、理事会・評議員会で承認している。承認した使命・目的及び教育研究上の目的を、さまざまな機会を通じて教職員に説明している。

建学の精神、教育研究上の目的、三つのポリシーは、ホームページや大学案内、募集要項に明示している。

使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映している。また、建学の精神や長期的ミッションを基本的な考え方として第一次中期計画を策定し、三つのポリシーの再検証を行っている。

使命・目的を達成するための教育研究組織として、2 学部 5 学科、1 研究科 2 専攻の他、大学の特色を現わす「人間総合科学心身健康科学研究所」を設けている。

〈優れた点〉

○心身健康科学という新たな学問領域を構築し、それを基盤にした教養教育を導入し、総合的・学際的な人間理解を深めるとともに保健・医療・食・健康分野の専門職を養成していることは、高く評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育、研究上の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを大学全体、学部、学科、専攻及び研究科の専攻ごとに策定し、ホームページ、学生便覧、大学案内、学生募集要項等に明記して学内外に周知している。入学者選抜に当たっては、アドミッション・ポリシーに沿って一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、社会人特別選抜の五つの選抜制度を導入し、公正かつ妥当な方法によって入学者選抜を行っている。「アドミッション委員会」と IR 室の連携によって入学者選抜の検証も実施している。

一部の学科においては収容定員が未充足であるが、大学全体としては概ね適切な学生数を確保している。

〈改善を要する点〉

○人間科学部健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科において収容定員充足率が 0.7 倍未満であることから、収容定員充足に向けた一層の改善が必要である。

〈参考意見〉

○通信教育課程の人間科学部心身健康学科の収容定員充足率が低いため収容定員充足に向けた一層の対応が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会を中核にして学科会議、各委員会において学修支援に関する方針、計画、体

制を整備しており教職協働による学生への支援を行っている。全学科に担任制を導入して学生個々の学修支援に対応している。教職員が一体となって臨地校外実習やインターンシップ等の実践学修における支援を実施している。障がいのある学生の受入れについては募集要項やホームページでサポート体制を周知してその支援を実施している。オフィスアワーをシラバスに明示し学修相談にも応じている。「UHAS@My キャンパス」を利用したオンラインによる支援環境を整備している。「ティーチング・アシスタント規程」を定めて教育活動支援に TA を活用している。中途退学、休学及び留年を抑制するために学生面談を行い、出席や学修状況の思わしくない学生については保護者の協力も得て問題解決に向けて対応している。

〈優れた点〉

○通信制大学として開学した背景から ICT（情報通信技術）環境整備にいち早く取組み、全学的に学修プラットフォーム「UHAS@My キャンパス」を導入してオンラインによる学修支援の充実を図っていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

通学課程においては、各学部に設置した「就職対策ワーキンググループ」が中心となって就職支援を実施している。各学科の特色に応じてキャリア形成のための科目を配置し、臨地校外実習やインターンシップも含めてキャリア教育の支援体制を整備している。就職ガイダンス、就職活動個別相談、就職希望者全員への定期的な個別面談、履歴書指導、エントリーシート添削、個別面談対策、一般常識テスト・職務適正テスト等キャリア支援のための個別相談・助言体制を整備している。通信教育課程においては、就職の手引きを作成して配付し、学生からの相談には担任と就職担当の教職員が連携して対応している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のために学生委員会、ハラスメント対策委員会、学年担任制、オフィスアワー制度を設けている。保健室や学生相談室を設置して学生の心身の問題に対応し、精神面に不安がある場合は専門家によるカウンセリングも実施しているが、岩槻キ

ャンパスの学生相談室に相談員を配置する必要がある。学生に対する経済的支援として高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の貸与型奨学金に加え、保健医療学部では各種団体からの奨学金制度を取扱っている。人間総合科学大学成績優秀者奨学金及び緊急事態に対応した授業料減免や徴収猶予制度等、大学独自の制度も設けている。学術集会、公開講座の紹介、教員引率による施設見学や福祉機器展への参加、学園祭及び学内外における事故保障のための各種保険加入等課外活動への支援も行っている。

〈改善を要する点〉

○岩槻キャンパスに学生相談室を設置しているものの、相談員を配置していないため改善を要する。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎面積ともに設置基準を満たしている。キャンパスの自然環境保全に取組み、実習農園を備えて栄養教育や食農教育に配慮した環境を整備し課外活動にも解放している。校舎、グラウンド、図書館、体育館、パソコン教室・情報サービス施設等、教育施設の学修環境の整備と運営を適切に行っている。蓮田・岩槻両キャンパスの図書館は蔵書以外に電子ジャーナル、データベースを配備し学生の利便性の向上に努めている。学びのスタイルにも配慮し、アクティブ・ラーニングやグループ学修の環境、学生一人当たり 1 台のタブレット型パソコンを貸与するなど双方向型 e ラーニングシステムも整備している。教育効果に配慮して講義を行う上で適切な学生数とし、大人数の合同講義では大教室や講堂を利用するように配慮している。各校舎にはバリアフリー施設・設備を整備している。各施設は耐震基準を満たしており安全性を確保している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学生生活に関する学生の意見や要望を把握する仕組みとして「学生生活、学修行動・成果実態調査」を実施し、IR 室を中心に学生の意見・要望の把握と分析に取組んでいる。上記アンケート調査とは別に授業や学修支援に対する学生からの意見・要望をくみ上げるために学修プラットフォーム「UHAS@My キャンパス」を活用して学修支援の充実を図っている。通学課程においては教務委員会と学生との意見交換会を実施し、学修支援に関する意見交換を行い、教育課程、授業運営、施設・設備の改善に努めている。心身に関する健康相談についても上記アンケート調査で実態を把握して臨床心理士が相談業務に当たっている。学修環境に関する学生の意見・要望の把握についても上記アンケート調査を活用し、調査結果を IR 室で分析してホームページで公開している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定めている。各科目担当者による成績評価は、教務委員会、進級判定会議、卒業判定会議等で審議し、厳正に適用している。科目担当教員は初回授業においてシラバスの内容について説明を行い、評価項目や方法、基準について周知し、学生の理解を得るように努めている。成績評価に対する学生からの異議申立て制度を定め、その方法等について具体的に周知している。全科目の GPA(Grade Point Average)成績分布を教務委員会等で供覧し、教員間や授業科目間の成績評価基準の平準化について検討している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め周知している。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、シラバスを適切に整備している。年間履修単位数の上限を定め、単位制度の実質を保つための工夫をしている。全学部に建学の精神に基づいた「こころ」「からだ」「環境・社会」の側面から人間を総合的・学際的に理解するためのコア科目として教養科目を配置し、適切に運用している。アクティブ・ラーニングを導入するなど、授業内容・方法を工夫している。「授業評価アンケート」は実施方法等に一部問題があるが、教授方法の改善を進めるために教務委員会や「FD・SD 推進委員会」等の組織体制を整備し充実を図っている。

〈優れた点〉

○全学部に建学の精神に基づいた「こころ」「からだ」「環境・社会」の側面から人間を総合的・学際的に理解するためのコア科目を配置している点は独創的であり評価できる。

〈参考意見〉

○授業改善のための学生による「授業評価アンケート」は、回収率が低く、実施効果が小さいため、回収率を高めるよう検討が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。学修成果の点検・評価については一部問題があるが、概ね適切に実施している。

学生の学修成果の向上を図ることを目的として、学修状況を経年的に調査している。ディプロマ・ポリシーの項目に関する修得度、改善点を調査する目的で、4 年生と既卒者に対してアンケートを実施し、結果を公表している。卒業生の就職先企業を対象に、教育に期待する内容等についてアンケートを実施し､調査結果をホームページにて公表している。各種国家資格の取得状況についてとりまとめ、教務委員会及び教授会で各部局長より報告

している。学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックし、学修支援体制の見直しと次年度の計画立案を行っている。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価の実施方法について、学生生活、学修行動、成果実態調査の対象学年が 2・3 年生のみになっているため、全学年で実施するなど調査や評価の実施方法についての見直しが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐する体制として、副学長を配置し、学長のリーダーシップが適切に発揮できる組織体制を構築している。また、学長が責任者として、「大学マネジメント戦略実行会議」及び教授会の議長となり、教務委員会等が連携した組織運営を図り、教育研究活動をリードする体制を整備している。

大学の使命・目的の達成のための教学マネジメントは、「大学マネジメント戦略実行会議」を中心として構築しており、「大学マネジメント戦略実行会議」と教授会等の組織上の位置付けや役割を明確に規定するなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。また、各規則に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員を適切に配置し、委員会においては事務職員が教員と同様に審議に参加し、教職協働体制を具現化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の配置状況については、設置基準を満たし、それぞれの教育課程に則した配置を行っている。

教員の採用は公募制とし、保健医療学部には臨床経験の豊かな実務家教員を多く配置している。所属長による教員評価を定期的に実施しており、昇任に関しても教員選考委員会にて審議の上、実施している。

FD 活動については、研修会を活発に開催しており、学生による授業評価アンケート結果は学生にも公開して、教員の資質・能力向上への取組みとして実施している。教員の授業に関しては、他の教員が授業を参観する仕組みを構築し、「授業参観シート」「意見交換会報告書」「授業改善提案書」等、各教員へのフィードバックを実行している。また、研修会への参加報告や授業参観の報告等を学内向けのニューズレターとして配付している。

〈優れた点〉

○「FD・SD 推進委員会」が研修会参加報告や授業参観報告等を学内に向けてニューズレターとして発行し、FD 及び SD の活性化を推進していることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために「FD・SD 推進委員会」と法人事務局が連携して職員の研修を組織的に実施している。「FD・SD 推進委員会」には、各学科の教員だけでなく、各学部の事務職員、法人職員が委員として参画し、企画・立案から実施まで行っている。

令和 3(2021)年度は、教養教育の核となる心身健康科学をテーマとした学内オンライン教材を作成して、オンデマンドでの研修も実施している。

また、事務職員が自主的に自己啓発に取組めるように「事務職員研修費規程」を定めて、学外の研修等に積極的に参加できる制度を設け、広く活用している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究活動支援のため、個人研究室、共同研究室、実験室等を備えている。心身健康科学に関する研究の環境整備を推進するため、個人研究費、共同研究費として研究資源を配分している。また、研究拠点として「心身健康科学研究所生体機能観察センター」を学際的な共同研究の場として設置している。

研究倫理に関する規則として「倫理審査委員会規程」を定め、大学の研究者には倫理審査を受けることを周知し、倫理的観点から適切に研究を遂行できるよう運用している。また、日本学術振興会作成の教材の受講を研究者に毎年度義務付けている。企業からの助成研究や自治体の委託研究も積極的に行い、研究活動のための外部資金の導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性を維持するために、「倫理規程」「公益通報に関する規程」を定め、「早稲田医療学園倫理綱領－義務と責務－」を全教職員へ配付するなど、組織倫理に関する規則に基づき適切な運営を行っている。また、「ハラスメント対策委員会規程」「個人情報保護取扱規程」等も定め人権に配慮している。

中長期計画については、第一次中期計画を策定し、そこで示した法人・大学の使命・目的を実現するために毎年度の事業計画を策定し、ホームページに公表している。

安全への配慮としては、危機管理・衛生委員会を設置し、危機管理基本マニュアルを各キャンパスに配備し、学生が安心して学修できる安全な教育環境の保全に努めている。

学内の自然環境保全については、CO2 削減の取組みとして全館 LED 化を進め環境に配慮している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事を寄附行為の定めにより選任し、外部理事も適切に選任している。理事会を定例で開催し、必要に応じて臨時理事会も開催している。理事長を議長とする理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

理事会の管理のもと第一次中期計画の策定により、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。理事の理事会への出席状況及び欠席時の委任状は適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長の統括のもと、教育施策について協議・検討する「大学マネジメント戦略実行会議」を配置し、各管理運営部門の意思疎通と連携を図る体制を整えている。「大学マネジメント戦略実行会議」には理事長、学長をはじめとする役職教員や幹部事務職員も出席し、法人と大学が密接なコミュニケーションをとり、迅速な意思決定を行っている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みとして、「大学マネジメント戦略実行会議」や教授会のもとに各委員会を設置している。

評議員会について、評議員数に一部問題があるが、出席状況は適切であり、理事会の諮問機関として機能している。

監事の監査報告書の記載に一部不備があるが、監事の選任は適切に行っており、監事の理事会、評議員会への出席も良好で学校法人の業務についても意見を述べている。

〈改善を要する点〉

○評議員数が理事の定数の 2 倍を超える数未満で構成している点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○監事による監査を行っているが、監査報告書には「理事の業務執行の監査」の記載が欠けているため、適切な監査報告書の作成が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第一次中期計画を、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの期間で策定し、ホームページ等で公表している。年間の進捗状況についても、理事会等で適切に報告している。

学生生徒等納付金の収入が確保できていることから、資金収支、事業活動収支ともに収支バランスを確保しており、安定した財務基盤を保っている。外部資金の導入については、私立大学等改革総合支援事業の採択を受けているほか、各種補助金、科学研究費助成事業、受託研究費を適宜獲得している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規則等にのっとり、概ね適正に実施している。判断が難しい点については、適宜公認会計士等から助言を受けている。日常の会計処理については、毎年度「経理処理手続集」を関係部局に配付するなどして適正な処理に努めている。会計監査は、公認会計士による監査と監事による財産監査・業務監査を実施している。また、内部監査についても「内部監査規程」に基づき、内部監査部署が実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている

〈理由〉

学則第 2 条に、「本大学は前条の達成及び教育研究水準の向上をはかるため、研究教育活動等の状況について自己点検及び評価を行う」と規定し、その規則に基づいた自主的・自律的な内部質保証についての全学的な方針を定め、ホームページ等に明示して学内外に周知している。

「大学マネジメント戦略実行会議」が主体となり、IR 室、自己点検・評価委員会と連携して、内部質保証を推進する体制を整備し、法人運営面の責任者を理事長、教学面の責任者を学長とするなど責任体制も明確である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条に基づき自己点検・評価委員会規程を整備し、「大学マネジメント戦略実行会議」と自己点検・評価委員会により、毎年全学的な自己点検・評価を行い、3 年ごとに自己点検評価書を取りまとめ、ホームページ等で公表している。

IR 室を設け、各種データ・情報の収集と分析を実施している。分析結果は「大学マネジメント戦略実行会議」に報告し、教務委員会などにも共有し、学生指導や授業改善等に生かしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「大学マネジメント戦略実行会議」を中心に、IR 室、自己点検・評価委員会、法人事務局とも連携し、地方自治体など学外からの意見も取入れながら、三つのポリシーを基点とした教学マネジメントと大学運営の内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。

一方で、学生サービス及び管理運営面での内部質保証の機能性に不十分さが見受けられる。

自己点検・評価報告書の作成プロセスに教職員全員が参加することを通じて、教学運営上の課題を認識し、改善・向上方策を反映した事業計画を策定するなど、教学マネジメントの実行に移している。

〈改善を要する点〉

○岩槻キャンパス学生相談室への相談員の配置及び評議員数の充足に関する問題があるため、内部質保証の機能性をより一層充実するよう、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．心身健康科学の展開

A－1．活動体制と具体的取組み

A-1-①　新しい学問構築と展開に向けた全学的な取組み体制が整備されているか

A-1-②　学究の成果を社会に還元しているか

【概評】

心身健康科学について、教育・研究活動を実践し発展させている。教育プログラムで養成した「認定レクリエイター」「健康情報マネジメントリーダー」は、実社会の健康支援の場における活動や、保健・医療・福祉・教育の各領域における対人支援職者として活躍が期待されている。研究の成果を広く社会に還元することを目指して、書籍開発やさまざまな講演イベントを積極的に企画・実施することで、地域社会へ貢献している。「生涯学習公開講座」は、市民に向けて提供する公開講座であり、心身健康科学の学究の成果を社会に還元する場としても機能している。「心身健康科学サイエンスカフェ」を開催することで、科学に関心を持つ人々が集い、心身健康科学に関連するテーマに基づき相互交流を図る場を提供している。研究成果として出版した「心身健康科学シリーズ」「ヒューマン―私たち人類の壮大な物語」「心身一如の科学」等の書籍は、いずれも専門的な知識を持合わせない一般読者の理解を助け、心身健康科学の普及に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．SDGsをテーマに地域・企業との連携

本学は、食・健康の専門職を養成する高等教育機関として、2021・22 年度は SDGs をテーマに、数多くの地域・企業連携を行っている。

2019 年に、さいたま市（「SDGs 未来都市宣言」を行い、2021 年に「SDGs 未来都市」に選定された）と包括連携協定を結ぶとともに、さいたま市の 12 大学の加盟する「大学コンソーシアムさいたま」や、市を拠点に活動する 200 企業・団体の参加する「さいたま市 CS・SDGs パートナーズ」に参加している。

その中で、本学の主な専門領域である SDGs「健康・食・栄養」分野の以下の事業に参加している。

１）さいたま市環境局との連携（大学コンソーシアムさいたま）

さいたま市環境局資源循環推進部の主催している「チーム Eat All」活動に毎年参加している。2021 年度は、食品ロス啓発動画「食品ロス削減対策ミッションを体験しよう！」とヘルスフードサイエンス学科主催の「食のアイデアコンテスト」が連携した。

２）大学コンソーシアムとの連携事業　学生政策提案フォーラム

学生がさいたま市へ政策提案を行う「学生政策提案フォーラム in さいたま」には例年本学が参加しており、第 8 回では最優秀賞を獲得している。2021 年度（第 10 回）の共通テーマは SDGs で、本学からは「遊休農地を利用した農業プログラム」「食品ロス削減につい

て」をテーマに 2 チームが参加した。

3）蓮田市「蓮田ブランド推進協議会」持続可能な伝統食づくり

蓮田ブランド推進協議会に参加し、持続可能な伝統食づくりを目指し、蓮田の郷土料理である呉汁（ごじる）を取り上げた「スープレシピコンテスト 2020」にヘスルフードサイエンス学科の 3 人のレシピが選ばれた。

4）さいたま商工会議所との連携事業「さいたま健康増進プロジェクト 88」事業

ヘルスフードサイエンス学科の学生がさいたま商工会議所と連携し、さいたま商工会会員店舗と「健幸テイクアウトメニュー」の共同開発を行い、2021 年度は 3 つの事業所の各店舗にて期間限定で販売した。生活習慣と栄養状態の改善をテーマにしている。

5）さいたま市と企業と本学のコラボレーション【プラスチックゴミ削減】

さいたま市環境局および水道直結ウォーターサーバーの事業社と協定を締結し、ペットボトルなどの使い捨て容器を減らし、プラスチックごみの削減や環境意識の啓発を目的とした実証実験を実施した。

6）蓮田市・蓮田市商工会と「防災・減災・災害対策等リスクマネジメント」の連携協力

蓮田市・蓮田市商工会・本学の三者における「防災・減災・災害対策等リスクマネジメントの連携協力に関する協定」を締結（2021 年 3 月）。災害に強い街づくりを目指して「防災・減災・災害対策等リスクマネジメント協議会」を発足し、2022 年度「防災まちづくり研修：SDGs de 地方創生」「逆境で負けないレジリエンスを高める」「避難時の食品ロス削減」などをテーマに地域とともにセミナー・研修会を開催する。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 12(2000)年度
所在地　　埼玉県さいたま市岩槻区馬込 1288
　　埼玉県さいたま市岩槻区太田字新正寺曲輪 354-3
　　東京都新宿区西早稲田 3-18-4

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間科学部	心身健康科学科（通信教育課程）　健康栄養学科 ヘルスフードサイエンス学科
保健医療学部	看護学科　リハビリテーション学科
人間総合科学研究科	心身健康科学専攻（通信教育課程）　健康栄養科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

52 姫路獨協大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
大学及び大学院の使命・目的を学則及び大学院学則に明確かつ簡潔に記載している。個性･特色については､｢学生の育成目標｣として学士課程と大学院修士課程に分けて記載し、学生及び教員に対する教育指針として示している。変化への対応に関しては､｢姫路獨協大学改革委員会」を設置し、時代の変遷とともに学群・学部及び学科の改組転換を図っている。大学の使命・目的及び教育目的の策定に関しては、役員・教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、学校行事の際に説明を行うほか、ホームページなどを通じて、学内外に周知している。大学の使命・目的を実現するための中長期計画として、法人全体で「獨協学園基本計画」を策定している。養成する人材像、求める入学者を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）へ明確に反映している。使命・目的及び教育目的は、学群、学部、大学院、センター機関、附属研究機関から成る教育研究組織との整合性を保っている。

「基準２．学生」について
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて各種媒体により周知している。複数の学科及び学類で収容定員を確保していないため、戦略的かつ中長期的な対応が必要である。キャリア形成教育や支援を行い、学生の社会的・職業的自立を促している。学生サービス、厚生補導及び障がいのある学生への配慮を適切に行っている。実習施設、図書館は教育目的の達成に十分である。耐震基準を満たしており、施設・設備の安全性を確保している。学修支援、学修環境及び学生生活に関する学生の意見や要望については、担任制により教員の側から学生一人ひとりの修学状況に目を配る体制を整えて対応している。授業評価アンケートや学生生活アンケートをオンラインで実施しており、学生の意見をくみ上げる努力をしている。アンケート結果などを、学修支援体制、学生生活及び施設・設備の改善に有効に反映していく仕組みの更なる充実に期待したい。

「基準３．教育課程」について
ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを、各学科又は学類及び研究科の教育目的に沿って定め、履修の手引及び大学院履修要項・シラバスに掲載・配付し、ホームページで周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は学部又は学群規則及び研究科規則で定め周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保するため、カリキュラムマップを作成している。三つのポリシー

を踏まえた学修成果の点検・評価について、「姫路獨協大学における教学マネジメントに関する方針」及びアセスメント・プランを制定し、適用している。学修成果・教育効果をより多様な指標を用いて把握・可視化する制度を開始することで、その成果を各学部及び学群にフィードバックし、講義・カリキュラムの改善及び大学全体の教育に資することに期待したい。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長及び学長補佐を置いている。教務委員会、全学 FD 委員会などの全学的な委員会で教学に関しての原案を作成し、調整を図りながら教授会、研究科委員会及び評議会で審議している。大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)については、全学 FD 委員会で企画・実施している。全学 FD 委員会は、教員の教育研究活動に対する評価の仕組みとして、学生による授業評価アンケートを毎年実施している。結果は、ホームページで公表し、教育内容・教育方法の改善につなげている。SD(Staff Development)についても、基本方針を策定し、職員の資質・能力向上を図っている。しかしながら、学校教育法第 93 条への対応、学生の懲戒に関する事項については、法令に則した運営といえず、改善の必要がある。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 5(2023)年 1 月 19 日及び 2 月 9 日に開催された評議会において審議を行った。その後、評議員及び理事に意見を伺い、その結果を 3 月 2 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において学校教育法第 93 条への対応、学生の懲戒に関する事項については改善されることが確認できた。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人と大学は、教育方針・教学体制や財務計画について、「第 12 次基本計画（令和 2(2020)年度)」に基づき、使命・目的を実現するための継続的な努力に取組んでいる。危機管理対策本部会議を立上げ、コロナウイルス感染症に伴う対応を協議し、迅速な対応ができる体制を整えている。寄附行為、理事会会議規則及び業務処理規則に基づき、理事会を適切に開催している。最高意思決定機関である理事会は法人及び大学の意思決定の円滑化を図っている。また、寄附行為に基づき、評議員を選任し評議員会を適切に運営している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、監査の概要及び監査結果の報告を行っている。法人としては良好な財務基盤を有している一方で、大学部門では過去 5 年間いずれも収支差額が支出超過の状況が続いている。大学は法人と危機感を共有の上、協働して財政安定化の方策を立案しており、今後の着実な履行に期待したい。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のため、「姫路獨協大学における内部質保証に関する方針」を定め、全学の PDCA サイクルの中核を成す「内部質保証推進会議」と自己点検・評価の実施を担う「全学自己評価委員会」を設置している。自己点検・評価の結果は、ホームページで公表している。また、内部質保証方針に基づき、総務部企画広報課が、各部署からの報告や調査結

果の収集、分析などの IR(Institutional Research)活動を行っている。「内部質保証推進会議」は、各部局が行った自己点検・評価の結果明らかになった改善事項について「全学自己評価委員会」からの報告を受け、改善に係る計画策定の支援及び進捗管理を行うことで、各部局の PDCA サイクルが円滑に機能するための役割を果たしている。一部学校教育法等に則した運営を行っていない点があるものの、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立しており、今後一層その機能性が向上することに期待したい。

総じて、「姫路市に総合大学を」という住民からの要望に応える形で、「公私協力方式」により開学した大学であることから、市民へのサービス活動も数多く実施しており、今後も市民目線で大学発展のための取組みに期待したい。また、学校教育法などに則した運営について未整備の点があるため、法人と大学が一体となって改革を進めていくことに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 獨協学園 姫路医療系高等教育・研究機構について

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的を学則及び大学院学則に明確かつ簡潔に記載している。個性・特色については、「学生の育成目標」を学士課程と大学院修士課程とに分けて記載し、学生及び教員に対する教育指針として示している。変化への対応に関しては、「姫路獨協大学改革委員会」を設置し、時代の変遷とともに地域のニーズに応えるため、学群・学部及び学科の改組転換を図っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定に関して、教授会・研究科委員会、評議会、法人理事会・評議員会において審議し、役員・教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、入試説明会、オープンキャンパス、大学案内、入学式、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス、卒業式・大学院学位記授与式などの学校行事の際に説明を行うとともに、ホームページなどを通じて、学内外に周知している。大学の理念・目的を実現するための中長期計画として、法人全体で「獨協学園基本計画」を策定している。養成する人材像、求める入学者を三つのポリシーへ明確に反映している。また、使命・目的及び教育目的は、学群、学部、大学院、センター機関、附属研究機関から成る教育研究組織との整合性を保っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて各種媒体で周知し、これに基づいて、大学、大学院共にアドミッション・ポリシーに沿った多様な入試制度を設け、公正かつ妥当な方法により入学者の確保に努めている。複数の学部又は学群及び学科又は学類で収容定員を充足していないため、今後は、入学者選抜方法の検証を含め、学生の確保のための戦略的かつ中長期的な対応に期待したい。

〈改善を要する点〉

○人間社会学群国際言語文化学類及び現代法律学類、医療保健学部作業療法学科及び臨床工学科並びに薬学部医療薬学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部又は学群、学科又は学類及び研究科の教育目的の達成に向けて、各種委員会及び各所管部署が連携し、学修支援体制を整備している。また、障がいのある学生への配慮も行っており、健康管理室に「フリースペース」を設置するなど工夫している。薬学部では TA 制度を設けており、その他の学部又は学群では担任教員、助教、チューターなどが学修支援を行っている。中途退学や休学、留年への対応は、担任教員がきめ細かい面談・指導を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援を行う組織として、キャリアセンターを設置している。キャリアセンターでは、相談ブースや自由に資料閲覧できるスペース、業界研究・筆記試験・履歴書作成についての対策資料、企業情報検索に利用できるパソコンを整備するなど、学生が利用しやすい環境を整えている。授業が遠隔に切替わったことを契機に、学生が自宅からでも求人検索ができるキャリア支援クラウドサービスを導入し、学生の利便性を高めている。

「キャリア形成概論」をはじめ、キャリア形成に関する授業科目を 1 年次から開講し、学生の社会的・職業的自立を促している。資格を生かした専門職への就職希望者や大学院進学希望者に対する指導・助言は、教員とキャリアセンターが連携して行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導に関する事項は、学生委員会が企画・協議し、各種の調整を行っている。支援窓口として設置している各担当部署が連携して、学業についての支援、奨学金の支給などの経済的支援、体育会や文化会などの課外活動への支援、留学生や留学を志す学生への支援などを適切に行っている。健康管理室には、健康管理部門及びカウンセリング部門があり、学生の心身に関する相談に応じている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、校舎は設置基準で定める必要な面積を十分に満たしており、キャンパス内には、講義棟のほか、図書館、学生会館、創立 15 周年記念館、体育館、弓道場、サークル棟、野球場、サッカー場、テニスコートなどを整備しており、有効に活用している。耐震基準を満たしており、施設・設備の安全性を確保している。また、バリアフリー対応にも配慮している。

教育目的の達成のため、実習施設及び図書館を整備し、開館時間は十分に長く、学生の利便性に配慮している。ICT（情報通信技術）環境の運用は適切で、オンラインでの学内サービスへのアクセスを確保している。

授業を行うクラスサイズの管理は適切で､教育効果を十分上げられる体制となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学修環境及び学生生活に関する学生の意見や要望については、各学部又は学群及び学科又は学類において、担任制により教員の側から学生一人ひとりの修学状況に目を配る体制を整えて対応している。授業評価アンケートや学生生活アンケートをオンライ

ンで実施しており、学生の意見をくみ上げる努力をしている。アンケート結果などの学生の意見を、学修支援体制、学生生活及び施設・設備の改善に有効に反映していく仕組みが更に充実していくことに期待したい。

〈参考意見〉

○「HDU-BOX（学生からの意見箱）」の設置場所が 1 か所のみと限られており、学生がその存在を十分知っているとはいえないため、適切に学生に周知することが望まれる。

○各種アンケート結果の検討結果や、それに基づく施設・設備の改善努力がどのように行われているかについて、適切に学生にフィードバックする仕組みを構築することが望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを、各学部又は学群、学科又は学類及び研究科の教育目的を踏まえ明確に定め、履修の手引及び大学院履修要項・シラバスに掲載・配付し、ホームページでも周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は学部又は学群規則及び研究科規則で定め、ガイダンス及び履修の手引で学生に周知している。進級及び卒業に関する事項は教授会で審議し、学長が決定することで厳正に適用している。一部の科目のシラバスでは評価方法の記載に不備があるが､統一した書式でシラバスを作成し、授業計画及び成績評価基準などを示している。

〈参考意見〉

○一部の科目のシラバスにおいて、複数の評価方法によって成績評価を行う際に、それぞれの評価方法が占める割合を示していないため、明確に示すことが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーを、各学科又は学類、研究科の教育目的に沿って定め、履修の手引及び大学院履修要項・シラバスに掲載・配付し、ホームページでも周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保するため、カリキュラムマップを作成し、教務委員会や FD 委員会などで点検・検討している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程モデルを示し、学生指導に生かしている。教養教育の「全学共通科目」は「姫路獨協大学全学共通科目実施委員会」が統括し、適切に実施している。人間社会学群における「姫路経営者協会」支援によるプログラムや薬学部における卒業生が活躍する現場での「早期臨床体験」など、専門職を目指す授業については内容・方法を工夫している。教授方法改善のため、学生による授業評価アンケートを学期ごとに実施し、各教員は自己評価及び改善策を提出するなど、組織的かつ適切に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、令和 3(2021)年度に「姫路獨協大学における教学マネジメントに関する方針」及びアセスメント・プランを制定し、令和 4(2022)年度から適用している。評価指標は、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルごとに入学前・入学時、在学中、卒業時・卒業後に区分し明示している。学生に実施した授業評価アンケートを教員にフィードバックし、教員は改善案を全学 FD 委員会に提出している。また、学生生活アンケートや卒業時アンケートの結果を教務委員会で報告し、各学部及び学類で分析することで、教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けて対応している。学修成果・教育効果をより多様な指標を用いて把握・可視化する制度を開始することで、その成果を各学部及び学群にフィードバックし、講義・カリキュラムの改善及び大学全体の教育に資することに期待したい。

〈参考意見〉
○学修成果の点検・評価については、授業評価アンケートの実施のみならず、多様な評価指標を用いて体系的に実施することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、その諮問に応じて審議する評議会を設置し、大学運営や教育研究に関する事項について審議することにより、教学マネジメントを構築している。副学長及び学長補佐を置き、明確な役割分担のもとで学長の補佐体制を整備している。

教育研究に関する事案については、教務委員会、全学 FD 委員会などの全学的な委員会で原案を作成し、調整を図りながら、教授会、研究科委員会及び評議会で審議しているが、学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号に定める課程の修了及び同第 2 号に定める学位の授与について、学則に定めていないこと、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づく教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め周知していないこと及び「姫路獨協大学学生懲戒規程」の改廃手続きについて学長が定めていないことについては、法令に則した運営とはいえず、強く改善を求める。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 5(2023)年 1 月 19 日及び 2 月 9 日に開催された評議会において審議を行った。その後、評議員及び理事に意見を伺い、その結果を 3 月 2 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において学校教育法第 93 条への対応、学生の懲戒に関する事項については改善されることが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉
○学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号に定める課程の修了及び第 2 号に定める学位の授与について、それぞれ大学院学則第 56 条第 2 項及び大学学則第 17 条第 2 項において、適切

に定めていない点は改善を要する。
○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項について、大学学則第 17 条第 2 項第 7 号及び大学院学則第 56 条第 2 項第 9 号に「前各号に掲げるもののほか、必要なものとして学長が定める事項」を定めているが、その具体的事項を学長が定め、周知していない点は改善を要する。
○「姫路獨協大学学生懲戒規程」に規定する学生の懲戒等に関する手続きについては、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、学長が適切に定めるように改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用については、あらかじめ教員人事委員会において全学的な専任教員及び兼任教員に係る基本計画を審議し、公募により採用している。昇任を含めた人事に関する審査手続きは、教授会に選考委員会を設置し、規則に基づいて適切に運用している。

全学的な FD 活動は、全学 FD 委員会で企画、実施しているが、参加人数、実施回数は少数にとどまっている。教員の教育研究活動に対する評価の仕組みとして、学生による授業評価アンケートを毎年前期・後期の 2 回実施し、その結果はすべて全教員にフィードバックし､それに対して各授業の改善策を全学 FD 委員会に提出することを義務付けている。また、全学 FD 委員会は改善策をまとめて「教育活動自己評価（授業改善策)」を作成し、ホームページで公表し、次学期以降の教育内容、教育方法の改善に活用している。

〈参考意見〉

○全学的な FD が学生による授業評価アンケートの実施のみであり、学部単位での FD を含め、実施内容の検討など、より一層の充実に期待したい。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の実施に関する基本方針を策定し、当該基本方針についてはホームページに掲載し周知するとともに、業務領域や職制に応じた研修や講習会に関連の職員を派遣するなど、対象者は限定的ながら職員の資質・能力向上を図っている。

また、今後においてはこれまでのコロナ禍における研修内容などを踏まえ、教職員一体型、リモート型などの多様な研修形式を具体的に検討している。

〈参考意見〉

○職員のみならず、大学執行部等の教員も対象としたより積極的な SD への取組みが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

個人研究室のほかに、医療保健学部や薬学部には専門分野に特化した共同研究室を配備するなど研究環境を整備し、適切な運用・管理をしている。

また、研究倫理に関する各種規則を設けて、生命倫理委員会などの組織を整備し、厳正に運用している。

図書資料費、研究旅費、消耗品費などの教員の個人研究に係る直接経費として使用するための「教員研究費」を毎年度予算配分しているほか、「特別研究助成」など学内研究助成制度を整備し、研究活動への資源を確保している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学は、教育方針・教学体制や財務計画について、平成 10(1998)年度以降、中長期にわたる将来を展望するための基本計画を策定し、誠実性の維持に向けて適切な運営を行っている。現在は令和 2(2020)年度から令和 8(2026)年度までの「第 12 次基本計画（令和 2(2020)年度)」に基づき、使命・目的を実現するための継続的な努力に取組んでいる。

環境保全については、省エネルギー化を図りながら、エコキャンパスの推進と併せて地域に配慮した取組みを遂行している。人権、安全への配慮については、ハラスメント防止をはじめとする諸規則を整備し、快適な環境下での学修、教育、研究及び職務遂行を保障している。

令和 2(2020)年 3 月に危機管理対策本部会議を立上げ、コロナウイルス感染症に伴う対応を協議し、迅速な対応ができる体制を整えている。危機管理に関わるマニュアルは未整備であるが、防災訓練などを実施し、学生及び教職員の安全確保を図っている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルの整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、理事会会議規則及び業務処理規則に基づいて理事会を適切に開催し、機能的に意思決定している。また、法人及び法人が設置する学校の業務の円滑な運営を図るため「学園運営会議」を設置し、理事会や評議員会に提案する議案などの整理・調整や業務の連絡・調整を行っている。また、3 月の理事会の開催前に理事及び評議員に対し、予算合同説明会を開催し、理事長から事業計画案及び予算案などについてあらかじめ意見を求めた上で、私立学校法に基づき適切に手続きを行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会は、学長、副学長、事務局長が理事として出席し、法人及び大学の意思決定の円滑化を図っている。「学園運営会議」は、法人及び大学の業務

の円滑な運営を図るための連絡・調整を行い、理事長がリーダーシップを発揮できる内部環境を整備している。

理事長が監事を適切に選任し、監事は理事会及び評議員会に出席し、監査の概要及び監査結果の報告を行っている。また、内部監査室を設置して公平性及び効率性の確保に努めている。寄附行為に基づき評議員を適切に選任し、評議員会を適切に運営し、その機能を果たしている。評議員の評議員会への出席状況も概ね良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は中長期計画である「獨協学園基本計画」を策定し、財務運営に関しては令和3(2021)年度から令和 8(2026)年度までの「第 12 次基本計画（令和 2(2020)年度)」において、これまで以上に学生確保と経費削減に努め、定員充足率の向上と安定した経営基盤の構築を目指すこととして組織的・継続的な努力を行っている。当該基本計画は 2 年ごとに見直しを行い、その総括とともに次期基本計画に反映している。

法人としては良好な財務基盤を有している一方で、大学部門では過去 5 年間いずれも収支差額が支出超過の厳しい状況が続いている。そのため、学生募集活動の強化にて収容定員充足を促進することにより学生生徒等納付金収入の増加を目指しつつ、大学運営に支障が出ない範囲で人件費の抑制を実現するなど収支バランスの健全化を図っている。大学は法人と危機感を共有の上、協働して財政安定化の方策を立案しており、今後の着実な履行に期待したい。

〈改善を要する点〉

○大学部門において収支差額が恒常的に支出超過である点については、収支均衡に向けたより一層の改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「獨協学園会計規則」などの諸規則に基づいて、監

事及び監査法人会計事務所の指導のもとで適切に行っている。予算の執行は、経理課にて一元的に行い、学内で定めた調達事項については事前決裁を義務付けるなど、健全な執行に努めている。

学校法人会計基準に従った会計処理を行うための会計監査については、監査法人会計事務所による監査を年 4 回程度実施している。その他、常任監事による監査や、法人の本部監査室と法人内の他設置校監査員が連携し相互に監査し合う「クロス監査」を行い、それらの監査結果に基づいた改善に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「姫路獨協大学における内部質保証に関する方針」によって、全学的な内部質保証の方針を明示し、内部質保証を推進する組織の権限と役割分担を明確化している。この方針に基づき、全学の PDCA サイクルの中核を成す「内部質保証推進会議」と自己点検・評価の実施を担う「全学自己評価委員会」を設置している。「全学自己評価委員会」は、毎年度、各教育研究部局及び全学の各種委員会が作成する年次報告書を取りまとめている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の結果については、ホームページにおいて、教育研究その他諸活動に係るさまざまな情報を整理した上で公表している。また、内部質保証方針に基づき、総務部企画広報課が、調査の内容に応じて、各部署からの報告や調査結果の収集、分析などの IR 活動を行っている。また、「姫路獨協大学における教学マネジメントに関する方針」「アセスメント・プラン（学修成果の評価方針）」を整備し、三つのポリシーに基づいた自己点検・評価を行う体制を構築している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学群・学部及び研究科の三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルに基づく自己点検・評価を実施している。教学マネジメントの機能性において、学校教育法等に則した内容といえない点があるものの、「内部質保証推進会議」は、各部局が行った自己点検・評価の結果明らかになった改善事項について「全学自己評価委員会」からの報告を受け、改善に係る計画策定の支援及び進捗管理を行うことで、各部局の PDCA サイクルが円滑に機能するための役割を果たしている。

〈改善を要する点〉

○自己点検・評価の結果が大学の運営に十分に反映されていないため、改善を要する。
○学校教育法第 93 条への対応、学生の懲戒に関する事項について、改善を要する点があり、内部質保証について、機能性が十分といえないため、改善を要する。

〈参考意見〉

○「姫路獨協大学における PDCA サイクルの概念図」に示す授業科目における PDCA サイクルの機能性が認められないため、早急に整備することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

Ａ－1. 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化

Ａ－2. 地域との連携・社会への貢献の具体性

A-2-① 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実
A-2-② 公開講座の開設状況と市民の参加状況
A-2-③ 教育研究の成果の社会への還元状況
A-2-④ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況
A-2-⑤ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【概評】

「姫路市に総合大学を」という姫路市民の強い要望を受け、「獨協学園」と姫路市が連携

し誕生した大学として、地域密着の大学設置趣旨や役割を十分認識し、地域連携・地域貢献を実現するための方針が明確である。大学に地域連携課を設置することで、地域連携の窓口も明確であり、地域連携・地域貢献を絶え間なく実施している。

地域との連携・社会貢献として、人間社会学群では「総合教養講座」を開講し、学生は地域にどう関わっていくかを考える機会となっている。各学部（学群）の特徴を生かした市民に開かれた講座も積極的かつ継続的に開催している。代表的なものとして、医療保健学部作業療法学科及び臨床工学科による「獨協講座」「カルチャーカフェ・獨協」「まちなかイベント」「はりま歴史講座」「市民教養講座」「市民公開講座」「姫路市シニアオープンカレッジ」「理工チャレンジ事業」「国際理解教育活動」「おもちゃの広場」「ホースセラピー教室」「まちの保健室」「中高生のための公開講座」などがある。また、教育研究の成果を社会へ還元することを目的に、警察官志望の学生による「子ども見守り活動」や「西播・姫路医療セミナー」「発達障がい児・者支援者講座（のびのびセミナー)」「子育てサポート（療育サポート)」など、市民参加の講座を多岐にわたり開催し、好評を得ている。姫路市との連携事業として、新型コロナウイルス感染症に係る「姫路市ワクチン集団接種会場」運営なども遂行している。大学施設の社会への開放や社会との共同利用として、Café「ぴあのぴぁ〜の」を福祉施設との授産事業として運営し、地域の子どもたちの遊び場及び発達障がい支援施設としての「プレイルーム」では、ボランティアで学生も参加し、障がいのある人との触合いの場となり、学びにもつながっている。教員が地域と交流するだけではなく、学生の参加や施設の開放は、地域との継続的な貢献に寄与するものとして、一層の地域貢献に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 獨協学園 姫路医療系高等教育・研究機構について

1） 設立主旨

姫路市を中心とする中・西播磨地域では、少子高齢化による患者数の増加や医師・看護師不足といった課題を抱えている。こうした地域の現状を踏まえ、獨協学園では、新県立病院と密に連携して医療教育や臨床研究を行う「獨協学園姫路医療系高等教育・研究機構」を令和 4(2022)年度 4 月に設立し、医療レベルの向上や人材育成などに貢献していく。

2） 高等教育部の機能

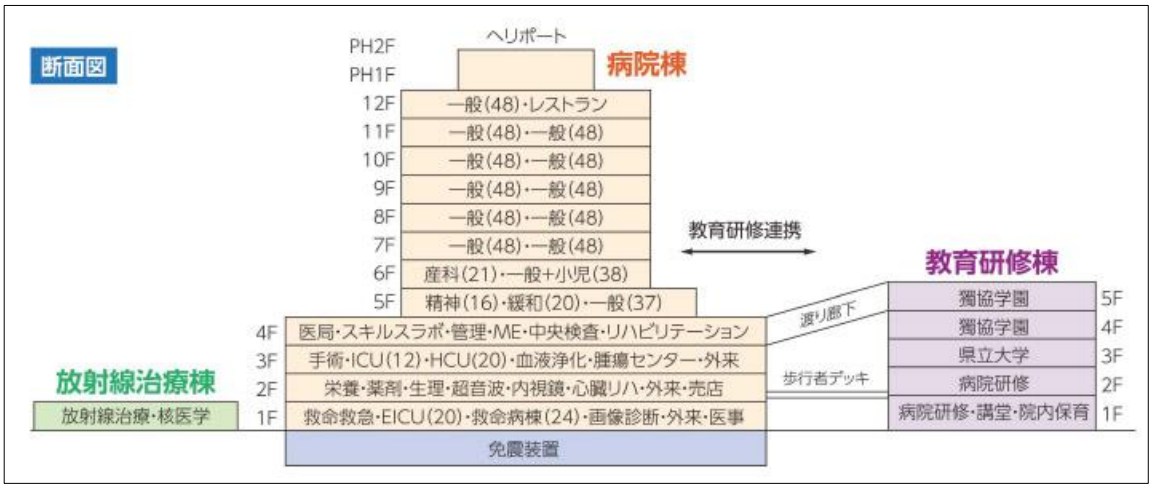

獨協医科大学大学院研究科の姫路サテライトとして、医学研究科（博士課程）、看護学研究科（修士課程）の授業及び研究に活用するとともに、本学としては、以下のとおり、具体的な活用が見込まれている。

① 大学院研究科（修士課程）サテライト教室
- 言語教育研究科：英語コース、中国語コース
- 法学研究科：公法学講座、私法学講座
- 経済情報研究科：税理士コース、マネジメントコース、情報システムコース、医療マネジメントコース

② 学部 高学年のサテライト
- 文系（人間社会学群）：上記大学院修士課程のコースを目指す学生等
- 医療系（医療保健・看護・薬の各学部）：新県立病院の実習生等
- 医療系リカレント支援センター：卒後教育・復職支援、健康関連の市民講座・講演会等

3） 研究部の機能

新県立病院との連携・協働で医療教育・研究の強化を図るため、地域の課題に取り組むセンター（先端医療研究センター、地域疫学研究センター、地域医療研修研究センター）

を設置し医療レベルの向上や人材確保・機器開発に貢献する予定である。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 62(1987)年度
所在地　　兵庫県姫路市上大野 7-2-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済情報学部※	経済情報学科
人間社会学群	国際言語文化学類　現代法律学類　産業経営学類
医療保健学部	理学療法学科　作業療法学科　言語聴覚療法学科　こども保健学科※ 臨床工学科
薬学部	医療薬学科
看護学部	看護学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 13 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 16 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

53 弘前医療福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、平成 21(2009)年、専修学校を祖として「ホスピタリティー精神」を基盤とし、地方都市の名称を冠し、開学に至った。学長を中心に組織的に策定した使命・目的及び教育目的の内容を具体的かつ簡潔に文章化し、さまざまな方法で周知、浸透を図っている。また、使命・目的及び教育目的を、目的の達成のために三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。加えて、社会情勢及び地域特性に対応し、大学の使命・目的の達成のために大学全体で組織的に努めている。

「基準２．学生」について

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿った内容で実施している。アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定しており、さまざまな方法で周知している。入学試験問題は学内で作成し、入学時及び在学時の縦断的なアンケート調査によって、成果の検証を行っている。入学定員及び収容定員に沿った学生数を維持している。学修支援に特別な配慮が必要な学生に対しては、事前相談や記録を適切に行い、状況に合った対応と情報共有ができている。オフィスアワーの活用実態調査を実施し、その結果を今後の設計に生かす仕組みを整えている。キャリア支援については、学部共通の必修科目を配置するなど全学的に実施している。経済的支援として大学独自の段階的な奨学金制度を整備し、適切に実行している。充実した施設・設備を有し、適切に管理している。学生の意見のくみ上げには授業評価アンケートと学生満足度調査の結果を反映した改善へ順次対応している。

〈優れた点〉

○オフィスアワー制度について、利用実態の調査を実施し、その結果を今後の設計に生かす仕組みを整え、一定の成果を挙げていることは評価できる。

○既卒者の就労状況を踏まえた上で、早期離職防止のためのイベントを企画し、実行していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、関連付けてカリキュラム・ポリシーを定め可視化を図り、学内外に周知している。アセスメント・ポリシーは、学修成果の

点検の担当部署を明確にし、評価・点検を行っている。学修成果の達成度調査を多面的に行い、改善につなげ、質担保に向けた取組みの重要性を高めている。学生による授業評価アンケート結果から「学生授業評価に対する教員授業評価改善計画」報告書にまとめ、学内の情報共有及び学修指導の改善等に用いている。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教授会及び大学運営協議会議長として広く意見を聴き、リーダーシップ発揮のための補佐体制として、副学長 2 人、学長特別補佐 1 人を配置し、専門性を持たせ役割を明確にしている。また、業務分掌を図るため、必要な委員会組織、職員の配置を行い、効率的な運営を行っている。教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に運用している。また、「FD 委員会」を設置し、各研修会の開催、アンケート実施など堅実に行い、その結果から改善に向けた PDCA サイクルの流れを構築している。職員の研修も活発に実施し、全学的な取組みとしての「学園講話会」開催など組織的に動いている。研究環境を整備し、「学長指定研究制度」創設など内外資金獲得に向けた支援を行っているとともに研究倫理に関する諸規則等を整備している。

〈優れた点〉

○「FD 委員会」の活動状況を学生に周知するとともに、同委員会に学生を参加させ、学生の要望など直接意見を述べることができる取組みは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

各種法令等を遵守した運営を、経営の規律性と誠実性によって維持し、適切に行っている。省エネルギー・省資源への取組みも積極的に行い、関連する諸規則の策定と環境保全、人権へ配慮している。また、危機管理、防火・防災、労働安全管理等へ配慮し、学生のみならず地域自治体との協力や防災訓練実施など、学内外に対する体制を整備し、機能している。法人及び大学の管理運営に関しては、理事長・学長の兼任体制の形式にて適切に行い、業務運営は適切であり、広く意見を募るなどして中長期の事業計画の堅実な執行に努めている。会計処理は規則にのっとり、適切に実施しており、会計監査は、三様監査体制を整え、厳正に実施し、リスク回避への体制を維持している。

〈優れた点〉

○危機管理について、常に行動ができるよう体制を整備し、教職員の危機管理に対する意識の高さから、実際の災害時において、近隣福祉施設等の入所者を受入れ、地域貢献活動を行ったことは、高く評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織体制としては、内部質保証推進室、自己点検・評価委員会及び各委員会、IR(Institutional Research)との相互関係の連携を密にし、教職員全体が共通認識を高く維持している。内部質保証のための責任体制は、学長が内部質保証推進室長と自己点検・評価委員長を兼ねて担うことで明確にしている。毎年作成している自己点検評価書を図書

館に配置するなど学内に適切に周知している。IR は学長特別補佐が統括し、審議等の判断材料として活用している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の改正を起点として、アセスメントへの意識を強く持ち、常に学内外の課題の検証及び改善・向上を意識し運用していることから、内部質保証のための整備が効果的に機能している。

総じて、大学は「ホスピタリティー精神」を基盤とし、建学の精神と教育の使命を果たすべく質の高い保健医療分野の専門職を育成し、地域社会に貢献している。具体的には看護師、作業療法士、言語聴覚士の養成、「在宅ケア研究所」の設置、「在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション」の開設により、地域自治体と協力し、地域における保健・医療・福祉の向上に寄与している。また、内部質保証の観点からは、三つのポリシーに加えアセスメントへの高い意識を持ち、毎年、自己点検評価書作成を実行・公表し、教育の質向上に向けた改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献と地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 在宅ケア研究所附属「訪問看護リハビリステーション」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学の使命・目的及び教育目的を学則第 1 条「目的」に具体的に明文化するとともに、簡潔に文章化している。

大学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は、「ホスピタリティー精神（厚遇と慈愛）」の基本理念を継承し、人格形成を図り、保健・医療・福祉の領域において活躍できる人材

を養成している。

大学及び学部の個性・特色を、建学の精神及び「教育の使命 2021」に表し、時代の潮流を教育活動に反映するなど、社会情勢及び地域特性に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的を教職員の理解と支持を得て策定し、学則、学生便覧、大学案内、ホームページなどで学内外へ周知している。大学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画及び三つのポリシーに整合性を持って反映し、目的の達成のために、大学全体で取組んでいる。

また、教育研究組織は、学部、学科に加えて総合図書館及び「在宅ケア研究所」を設置するなど、大学の使命・目的及び教育目的との整合性を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。

入学者選抜は、大学が作成する入試問題によって、アドミッション・ポリシーに沿った内容で実施している。また、学生を対象とした入学後のアンケート調査によって、その成

果を検証している。
　入学定員及び収容定員に沿った学生数を維持し、コロナ禍の状況に応じた教育環境を整備し対応している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
　基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
　学修支援に関する実施体制は、教職員の協働を推進する計画を含めて、整備・運営している。また、障がいのある学生への配慮を行っている。オフィスアワー制度については、実効性のあるものとして全学的な取組みを続けている。
　教員の教育活動を支援するために、ピア・サポーター制度を検討するなどしている。また、中途退学、休学及び留年への対応に関して、学生支援や学籍異動内容等の記録を大学として保持しながら実施するなど、充実した学修支援を展開している。

〈優れた点〉
○オフィスアワー制度について、利用実態の調査を実施し、その結果を今後の設計に生かす仕組みを整え、一定の成果を挙げていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
　基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
　キャリア教育のための支援を全学的、総合的に実施している。教育課程内では、1 年次の学部共通の必修科目として、「キャリア・デザインとライフ・デザイン」と「基礎ゼミナール」を配置し、学科専攻の学生間の協同作業を通した、多職種連携の基盤となる信頼関係の構築やコミュニケーション・スキルの向上に取組むなどしている。
　また、教育課程外では、インターンシップや就職及び進学に対する相談、助言体制を整備し、就職支援室から発信する情報が学内のみならず、学外実習期間においても学生に届くように努めるなどの工夫をしている。

〈優れた点〉
○既卒者の就労状況を踏まえた上で、早期離職防止のためのイベントを企画し、実行して

いることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生委員会、保健管理室運営委員会、就職支援委員会、保健管理室、就職支援室などを設置している。なお、学生の心的支援を担う保健管理室のメンタルサービス部門では、相談員に関して更なる整備を検討している。また、学生の地域へのボランティア活動は、地域貢献室がサポートしている。

学生に対する経済的支援については、入学前、入学後など、段階的に構成した奨学金制度を整備し、その周知の工夫を含めて運用している。課外活動に対する支援は、適切に行っており登録団体数が増加している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、体育施設などの施設・設備は、安全性を含めて設置基準を満たしている。また、実習施設等について、基準にのっとり整備し、社会的変化への対応を考慮するなど、教育目的の達成のための学修環境を確保し、これを有効に活用している。図書館は適切な規模で十分な学術情報を有している。加えて、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

バリアフリーなどによって施設・設備の利便性に配慮し、かつ、授業を行う学生数に関して、必要に応じて小人数によるグループ学修をするなどの工夫で、教育効果を十分に上げている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活及び施設・設備に関して、学生の意見をくみ上げるために、授業評価アンケートと学生満足度調査を実施している。なお、心身に関する健康相談について今後、学生の意見を聴くことを計画しており、経済的支援など、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果を活用し、適切に対応をしている。また、授業評価アンケートついては、適切な時期に集計し、その結果が活用できるように工夫している。大学は、学生の意見や要望を分析した後、順次改善に反映するとともに、その対応方針を記載した資料を図書館で開示し掲示板にも示すことで、学生にフィードバックしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧やシラバス、ホームページで周知している。単位認定基準、卒業認定基準は、学則及び諸規則により適切に定め、学生便覧やシラバスで学生に周知している。進級については、単位制による年次進行を採用し、進級要件は設けず、在籍期間を満たせば次の年次へと進級できるが、学科専攻ごとに、履修要件を定め、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーに関連付けてカリキュラム･ポリシーを定め、学生便覧やシラバス、ホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、学科専攻ごとにカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成するなど学修行程の可視化に努めている。教養教育については、卒業時アンケート調査により点検・評価を行い、教育内容等の見直しを行っている。

「FD 委員会」を設置し、教授方法の工夫・開発のために、学生が回答した授業評価アンケート結果に対し、教員による授業評価を求め、学生の主体的な学修を促進するための教授方法の改善・新たな工夫について検討する機会を設けている。アクティブ・ラーニングの積極的な導入を組織的に推進している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するため、アセスメント・ポリシーを導入し、その項目ごとに担当部署を明確にしている。ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の達成度調査を多面的に行い、改善につなげている。客観的臨床能力試験の導入に向けた検討を始めており、質担保に向けた取組みの重要性を認識している。

学生による授業評価アンケート結果に対する教員による授業評価を「『学生授業評価に対する教員授業評価改善計画』報告書」としてまとめ、教員に共有し、教員が教育内容・方法や学修指導の改善に活用できるよう工夫している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「弘前医療福祉大学学長選考規程」に基づく手続きにおいて学長を適切に選考し、学長は、教授会及び大学運営協議会議長となって意見を聴いている。また、学長のリーダーシップ発揮のための補佐体制として副学長 2 人と学長特別補佐 1 人を配置し、専門性を持たせて役割を明確にするとともに、業務分掌化を図るため、各種委員会等を設置し、必要な職員を配置して効率的な運営を行っている。

大学の意思決定は、あらかじめ教授会に意見を聴くことが必要な事項を規則で定め、教授会の位置付けを明確にしている。教授会では議論を重ね意思統一を図りそれを踏まえ、学長が決定しており、教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って適切に行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した専任教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任の方針に基づく「弘前医療福祉大学教員選考規程」及び「弘前医療福祉大学教員選考基準」を定め、適切に運用している。

また、「FD 委員会」を設置し、教育研究活動の質の向上、内容・方法等の改善及び開発を効果的に実施できるよう活動している。この「FD 委員会」が中心となり、各種研修会の開催、アンケートの実施、授業改善計画及び報告書の作成・公表といった PDCA サイクルを意識した一連の流れが出来ている。

〈優れた点〉

○「FD 委員会」の活動状況を学生に周知するとともに、同委員会に学生を参加させ、学生の要望など直接意見を述べることができる取組みは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人弘前城東学園事務職員研修取扱要綱」を策定し、職員の資質・能力向上に堅実に取組んでいる。学外研修には、職員全体で積極的に参加している。

学内研修では、大学運営に密接に関係する法改正についての解説や、大学の抱えている課題に対する研修を実施し、解決に向け取組んでいる。また、全学生及び全教職員を対象とし、法人の成立ちや高等教育の現状及び内部質保証の重要性について、「学園講話会」を開催するなど、組織的に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境としては、講師以上の教員には個人研究室、助教・助手には共同研究室を提供し、研究活動のための個人研究費も職階に応じ、一定額支給しており教員の研究活動を支援している。また、個人研究費とは別に、学科横断的な研究を促すため、「学長指定研究制度」を創設し、外部資金獲得に向けた支援や、採択された研究代表者から助言を得られる体制をつくり、人的支援も行っている。

研究倫理に関しては、不正行為を防止するための諸規則を整備しており、更に「利益相反マネージメントポリシー」を策定している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「学校法人弘前城東学園寄附行為」等に基づき、教育基本法の関連法規を遵守し、経営の規律と誠実性の維持に努め、適切な運営を行っている。その上で大学の使命・目的の実現に向け理事会、評議員会を定期的に開催し、事業計画や予算計画が単年度だけではなく中期目標・中期計画にのっとって継続的に実行している。

省エネルギー・省資源対策などの積極的な取組み、情報セキュリティポリシーの策定や個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止に関する諸規則を定め環境保全や人権へ配慮している。また、危機管理、防火・防災管理、労働安全管理などにも配慮し、特に学内のみならず地域自治体と一体となった災害計画の策定に協力し、一部福祉施設とは協定書に基づく災害訓練を実施し、学内外に対する危機管理体制を整備し適切に機能している。

〈優れた点〉

○危機管理について、常に行動ができるよう体制を整備し、教職員の危機管理に対する意識の高さから、実際の災害時において、近隣福祉施設等の入所者を受入れ、地域貢献活動を行ったことは、高く評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法及び寄附行為にのっとり、法人の業務を決するため理事会を置き、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学の重要規則の制定・改廃、役員の変更等について審議している。

理事の理事会への出席状況は良好で、理事の選任について適切に行っている。また、理事会機能の補佐体制として「法人運営会議」を設置し、機動的な意思決定のための仕組みを構築し事業計画の確実な執行に努めている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営機関の意思疎通や連携は、理事長の学長兼任という形式において適切に行っている。特に、理事長直属の法人内部監査室を設け、監査計画書に基づく監査とその結果に基づく改善、その後の検証も行っているなど、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているとともに、教職員からの情報や提案をくみ上げる仕組みも整備している。

監事の選任について適切に行っており、監事は、理事会・評議員会へ出席し、意見具申を行っている。法人及び大学の業務監査・会計監査が監事のみならず、内部監査室、監査法人と連携しながら三様監査として実施し、管理運営の円滑化と相互チェック体制を整備している。評議員会においても、評議員の選任、出席状況、諮問状況など適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から 5 年分の「学校法人弘前城東学園中期目標・中期計画」を作成し、各年度の事業計画及び収支予算は、中期目標・中期計画に沿った形で策定している。

大学においては、18 歳人口が減少する状況下でも安定した入学者を確保することで、基本金組入前当年度収支差額が収入超過となり、法人の安定した財務基盤を築いている。

令和 3(2021)年度に新たに借入れを行ったが、財務状況に影響を及ぼす金額ではなく、収支均衡を確保している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人弘前城東学園経理規程」「学校法人弘前城東学園経理規程細則」「学校法人弘前城東学園資金運用規程」にのっとり、適切に実施している。

会計監査については、監査法人による会計監査と、監事及び内部監査室による監査を、相互に良好な連携のもと三様監査として厳正に実施しており、リスクを回避する体制が整

っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関連する事項に関しては、平成 30(2018)年以来、検討する機会を複数回設け、全学的に取組むべきこととして位置付けている。内部質保証に関しては、教職員に周知、浸透しており、大学の質の保証に対する共通認識を高く維持している。組織体系は、現在運用している内部質保証推進室と自己点検・評価委員会及び各委員会、IR との相互関係の連携を密にし、PDCA サイクルとして整理し運用している。

内部質保証のための責任体制については、学長自ら内部質保証推進室長と自己点検・評価委員会委員長を兼ねて担うことで、責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、毎年自己点検評価書を作成し、ホームページに公表している。作成後の自己点検評価書を図書館入り口付近に配置するなど、学内への周知も滞りなく行っている。

IR は、学長が指名した学長特別補佐が統括しており、大学運営協議会等の会議で審議・報告する判断材料として活用し、IR レポートは内部質保証推進室に報告している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーの改正を起点として、内部質保証に取組んでいる。建学の精神と「教育の使命 2021」の策定及び改定作業を内部質保証推進室からの指示に基づいて全学的に行い、整合性を検証して、授業改善の課題等は、PDCA サイクルに乗せるよう対応し、常に改善・向上に取組む姿勢で努めている。

自己点検・評価委員会や内部質保証推進室の更なる整備など、全学的な取組みとして認知し、意識的に運用していることから、効果的に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献と地域連携

A－1．地域社会への貢献及び地域の機関・組織との協働

A-1-①　地域貢献活動を行う組織とその運用

A-1-②　地域社会への貢献活動の実践

A-1-③　地域の機関・組織と協働した活動の実践

【概評】

建学の精神を体現した社会貢献・地域連携に関するさまざまな取組みを、大学が有する人的､物的資源を最大限に生かして実施している｡新型コロナウイルス感染禍においては、動画配信を用い、感染対策等の情報を発信し、地域の要望に応じた社会貢献活動に努めている。

また、青森県環境生活部環境政策課による「もったいない・あおもりアクションプログラム 2021（もったいない・あおもり県民運動)」に賛同し、地域貢献活動の一つとして、月に 1 回の校外学生通学路のごみ拾いを実施している。学生による積極的な地域貢献活動への参加は機会が少ないが、大学として学生の主体的参加を継続的に促している。

大学及び短期大学部には、保健、医療、リハビリテーション、介護福祉、食、防災等、さまざまな専門職養成のコースがあり、それらの専門性を生かした工夫により、質の高い地域貢献が期待できる。

高大連携校との連携活動を積極的に行っており、「総合的な学習（探求的学習)」や学修に困難を抱える生徒の支援のために教員を派遣し､積極的に高校生の学びを支援している。高大連携校からの入学生は一定数割合で確保しており、高大連携校との円滑な協働が実践できている。

在宅ケアの実践・教育・研究の基盤となるフィールドとして「在宅ケア研究所附属 訪問看護リハビリステーション」を設置している。医療機関が主体ではなく、大学が設置した「訪問看護リハビリステーション」であるという特徴を生かし、教育、研究、実践を連動させながら、訪問看護師の育成や「在宅ケア研究所」との連携により、地域の課題解決を

目指したプロジェクトなどに取組み、地域包括ケアシステムへの貢献に努めている。研究及び教育機関である大学が「訪問看護リハビリステーション」を附置しており、建学の精神、大学の使命を体現している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 在宅ケア研究所附属「訪問看護リハビリステーション」

在宅ケアの研究拠点化を目標に掲げ、その達成に向けて在宅ケアの実践・教育・研究の基盤となるフィールドとして「在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション」を令和 2（2020）年 4 月に開設した。訪問看護リハビリステーションでは専任の常勤看護師を採用し、医療保険および介護保険による訪問看護を提供している。地域の居宅介護支援事業所や診療所､医療機関の地域連携室等とのつながりを構築しながら利用者数を増やし、在宅療養者への実践を積み重ね、地域包括ケアシステムに貢献している。

教育的実践としては、令和 3 年 9 月より看護学科の学生の臨地実習を受け入れ、訪問看護利用者への同行訪問やカンファレンスを通して在宅ケアに必要な知識・技術・態度について指導している。また、訪問看護師の不足が全国的に問題となっている中で、積極的に訪問看護未経験者を採用し実践教育を行なっている。令和 4 年（2022）年 4 月には新卒者を採用し訪問看護師育成に着手している。このように、学生、新卒者、既卒者に対する教育をそれぞれの教育プログラムにそって包括的に実施することによって、地域の在宅ケアに資する人材育成に寄与している。

訪問看護リハビリステーションを基盤とする研究活動では、在宅ケア研究所と連携しながら地域の課題解決を目指したプロジェクトに取り組んでいる。令和 3（2021）年度には青森県内における訪問看護師育成についての実態調査を行った。今後、研究結果から地域の現状を把握した上で教育環境を整備し、地域における訪問看護師育成の拠点を目指すこととしている。他に、高齢者施設における看取り、在宅における排泄ケア、地域住民のケアニーズに関する研究にも取り組んでおり、これらを地域のケア実践者や住民との繋がりを深める機会とし、研究と教育、実践を連動させることによって、大学が附置する訪問看護事業所としての役割を果たしている。

研究拠点となるべき附置機関が最初に構想されたのは､平成 27 (2015) 年に策定した｢大学の未来像について検討する会｣の答申であった｡同年の大学機関別認証評価報告書では、「大学の中長期展望に関する意見を具申するために組織された「大学の未来像について検討する会」からの答申を参考に、中長期ビジョンを策定するなど「教育理念」の実現に向け継続的に努力している。」と講評された。今後も長期計画の柱として成長を続けたい。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 21(2009)年度
所在地　　青森県弘前市大字小比内 3-18-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健学部	看護学科　医療技術学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

54 広島経済大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
建学の精神及び大学開設時の理念である「立学の方針」に基づき、使命・目的及び教育目的を学則に定め、具体的かつ簡潔に文章化しており、大学案内等により学内外に周知している。育成すべき人材像を「『ゼロから立ち上げる』興動人」と定め、知識の習得のみならず、人間力を育てることを個性・特色として使命・目的を通じ明示している。カリキュラム再編成など教育改革の継続や学修環境の整備なども含め、社会ニーズの変化への対応も的確に行っている。理念を記載した冊子を役員、教職員に毎年配付するなど、全学的に使命・目的等の理解を得る努力を行っている。基本施策を使命・目的等を踏まえ定めた上で中期計画を策定し、毎年度自己点検・評価委員会が進捗を確認し、理事会で報告をしている。使命・目的等の実現のため教育研究組織を適切に整備している。

〈優れた点〉
○建学の精神や立学の方針を具体化するため、「Be Student-oriented（すべては学生のために）」を教職員の行動指針として定め、全教職員に理解と行動を求める努力を続けている点は評価できる。

「基準２．学生」について
教育目的を踏まえ策定した大学全体のアドミッション・ポリシーに基づき学部・学科・研究科ごとにポリシーを定め、ウェブサイトや学生募集要項等で周知している。入学試験はポリシーに沿い、入試区分ごとに選考方法を定め、入試委員会や研究科委員会が中心となり実施と検証を行っている。中途退学、留年などを予防すべく、丁寧な学生対応の実施など、多様な学修支援を教職協働で組織的かつ計画的に行っている。インターンシップや資格取得サポート、キャリアセンターでのガイダンスなど、キャリア支援についても教職協働で行っている。大学独自の奨学金事業やサークル補助、学生相談室による心身の健康支援などの学生サービスを適切に実施している。校地、校舎は十分な面積であり、図書館やラーニング・コモンズ機能を備える施設など、充実した環境を整備している。学修アンケートの活用や学生意見箱を設置するなど学生の意見を取入れる工夫を行っている。

〈優れた点〉
○ラーニング・コモンズ機能を備える「明徳館」は、土曜日・日曜日・祝祭日を除き、夏期・冬季・春期休暇中も朝から夕刻まで開館しており、学生の学修意欲に応える体制を

整えている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトなどで周知している。単位、進級、卒業・修了認定などの基準をディプロマ・ポリシーに基づき学則などで定め、周知し、厳正な運用を行っている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成し、教養教育も適切に行っている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果を各種アンケートや就職率、卒業率などにより明示している。「教学情報分析課」が各種データを取りまとめ、アセスメントポリシーを制定し、「教学情報分析委員会」が学修成果の検証を行い、「教育・学習支援委員会」や「教学諮問会議」が対応を検討している。その結果は、各教員にフィードバックし、授業や指導の改善につなげている。また、「興動館プロジェクト」では、独自の「プログレスシート」で検証している。

〈優れた点〉

○「『ゼロから立ち上げる』興動人の育成」の中核に位置付ける「興動館プロジェクト」の参加者に対し「人間力」の修得状況の評価に用いている「プログレスシート集計結果」について、多面的に分析を行い学生指導の改善に活用している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを図るべく、補佐体制として副学長や各種委員会などを設置している。「校務組織・分掌規程」やガバナンス・コードにより、教学マネジメントの役割、権限や責任について明確となっている。教授会や研究科委員会において学長に意見を述べる重要事項を明確に定め周知している。適切な職員配置を含めて、教職協働による機能的な教学マネジメントを構築している。教員数は設置基準を満たし、採用、昇任は規則の定めに従い審議・決定を行っている。「教育・学習支援センター」や FD 委員会が中心となり、FD(Faculty Development)活動を実施し、内容の検証も行っている。教職員セミナーなどの SD(Staff Development)活動も実施し、自己啓発の支援を含め職員のスキルアップも図っている。「地域経済研究所」の設置や個人研究室、研究費の配分など研究環境の整備を行っている。研究不正防止や研究倫理、公的研究費の適正使用への教育も実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に法の遵守を明確に記載し、ガバナンス・コードも定め、規律と誠実性のある学校法人運営を行っている。理事会、評議員会は教職員を含む構成となっており、定期的に開催し、教育研究部門との意思疎通を図りながら法人全体の戦略的な意思決定を行っている。ハラスメント対応は規則を定め、組織体制を構築しており、危機管理についても国内のみならず、国際向けの体制を整えている。寄附行為に基づき理事、評議員、監事の選任を適切に行っている。監事は法人の財務のみならず法人業務や理事の業務執行状況について、理事会、評議員会で意見を述べており、監査法人とも連携している。中期計画に基づき毎年度の予算を定め、中期財務計画の策定など中長期的な視点で財務運営を行い、入

学定員を満たす努力や資金運用などにより安定した収支を目指し続けている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を定め、教学諮問会議を統括組織に自己点検・評価委員会と各委員会や各部署が連携しながら自己点検・評価活動を実施しており、内部質保証の組織と責任体制を確立している。活動の結果は毎年、報告書としてまとめ、ウェブサイトを通じ学内外で情報の共有を図っている。「教育・学習支援センター」に設立した「教学情報分析課」が IR(Institutional Research)活動を担い、毎年成果物として「データで見る広経大～教育改善の足掛かりを考える～」を刊行している。大学全体・学部・学科・研究科・教員各々で三つのポリシーを基盤としたエビデンスに基づく自己点検・評価活動を積極的に行っていることが不断の教育改革、更には大学運営の改善へとつながっている。中期計画も自己点検・評価を踏まえ策定し、毎年度進捗状況を検証するなど、大学を挙げて内部質保証システムの機能性を高める努力を行っている。

総じて、建学の精神や使命・目的の実現のため、中国・四国地方の唯一の経済専門大学として開設した歴史を高い誇りに大学を運営し、教育改革や施設・設備の充実などに取組んでいる。知識の習得に加え、人間力の育成を目指して、全教職員が「Be Student-oriented」を行動指針として、多様な学修支援制度やキャリア支援を実施している。自己点検・評価には、全学を挙げて取組んでおり、機能性の高い内部質保証となっている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献、国際交流、地域活性化、経済活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ゼミ活動を通じた一貫教育と活性化支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び建学の精神を体現すべく大学開設時に定めた「立学の方針」に基づき、使命・目的、教育目的を明確に定め、簡潔な文章で学則などを通じ明文化している。中国・四国地方唯一の経済専門大学として開学し、地域に貢献する人材を育成してきた歴史を継承し、育成すべき人材像を「『ゼロから立ち上げる』興動人」へと発展させてきたように、知識の習得のみならず、人間力育成を重視していることなどを個性・特色として使命・目的に反映している。教育目的に基づく育成すべき人材像を「『ゼロから立ち上げる』興動人」と分かりやすく表現し直したとともに、カリキュラム再編成など常に教育を進化する努力を続けることで社会ニーズの変化に対応している。教職員セミナーや研修等により、教職員の意識改革にも継続的に取組んでいる。

〈優れた点〉

○建学の精神や立学の方針を具体化するため、「Be Student-oriented（すべては学生のために)」を教職員の行動指針として定め、全教職員に理解と行動を求める努力を続けている点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「大学入門ゼミ」における理事長講話では、大学の歴史や理念などについての説示があり、学生のみならず教職員も聴講している。理念を著した大学案内などの冊子を役員、教職員に毎年配付し、各種式典において学長が説明するなど、使命・目的等の役員、教職員の理解と支持を得る努力を続けている。「教務ガイド」「学生手帳」などの学生への配付や大学案内やウェブサイトなどを通じて、使命・目的等の学内外での周知も行っている。「『ゼロから立ち上げる』興動人の育成」を強く進めるべく「興動館教育プログラム」の拡充を基本施策とするなど、使命・目的等に基づいて中期計画の策定を行い、更に毎年度理事会で進捗状況を報告確認している。三つのポリシーは、使命・目的等を踏まえ策定しており、ウェブサイト等で公表している。使命・目的等や「『ゼロから立ち上げる』興動人の育成」実現のため、適切な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて各学部・学科、研究科ごとのアドミッション・ポリシーを策定し、入学試験要項やウェブサイト等でステークホルダー向けに公表している。

アドミッション・ポリシーに沿って、大学については一般選抜入試、総合型選抜入試、学校推薦型選抜入試、社会人入試、各種外国人留学生入試など多様な入試形態を採用している。大学院については、一般選抜入試、社会人特別選抜入試、外国人留学生入試などを採用している。入試問題の作成は大学自らが行い、入試委員会を中心に適切に実施し、検証を行っている。

平成 25(2013)年度から、学力確保を前提とした合格者決定に方針を変更したが、入学定員の確保に努めた結果、概ね定員を満たしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等の協働による学修支援体制は、主に方針・計画を定める委員会と運用する事務局部課等の連携により実施する体制となっており、適切に整備・運営している。

学修支援の充実について、障がいのある学生にはガイドラインに基づき配慮を行っている。学生からの授業に関する質問やさまざまな相談に応じられるようオフィスアワー制度を全学的に実施しており、専任教員のオフィスアワーの曜日・時間をウェブサイト等で公開している。

日本語、簿記、英語、情報分野の学修支援等のために SA(Student Assistant)制度を導入し活用している。

中途退学・休学・留年などを予防すべく、成績不良者や出席不良者へのフォローを学生ばかりでなく保護者への面談なども含めたさまざまな対応策により行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制の整備として、学生の進路・就職へのモチベーションを高めることを目的に、1 年次から履修可能な「キャリア科目」を体系的に設けている。教育課程内では、インターンシップを含む「キャリア科目」「能力開発科目」、人間力を鍛える「興動館科目」等、数多くの社会的・職業的自立を促す科目を開講している。教育課程外でも、各種の資格取得支援課外講座、「卒業生による就活セミナー」等の各種進路・就職支援プログラムを企画・実施している。また、「夢チャレンジシート」を利用し、社会的・職業的自立を促すことを意図して、ゼミ担当教員と学生との面談を実施している。

進路、就職支援のためキャリアセンターを設置し、各種ガイダンス、セミナー等を行っている。キャリアセンター職員を 3 年次、4 年次の各ゼミに配置し、ゼミ担当教員と連携して学生への個別対応を行うなど、相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学務センターに学生課を設置し、各種経済支援、課外活動支援、学友会支援、アルバイト・下宿紹介等の学生生活全般の支援業務を実施している。厚生補導に関する方針と諸施策については、学生生活委員会と協議を行っており適切に機能している。

学外の各種奨学金に加えて、大学独自の奨学金も充実している。また、外国人留学生に対する経済支援も行っており、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

各種会議の開催により部・サークル活動の活性化を促すとともに、責任者のリーダーシップ涵養を図るなど課外活動・社会貢献活動の支援を適切に行っている。

学生生活の安定のために学生相談室、「女子学生支援センター」「国際教育交流センター」等を設置するなど支援体制を整備し、適切に運営している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の校地と校舎の面積は、設置基準上必要な面積を上回っている。校地、校舎、運動場、図書館、情報サービス施設、体育施設、「興動館」「明徳館」など教育目的の達成のために快適な学修環境を整備し有効に活用している。

図書館は適切な規模で十分な学術情報資料を確保しており、開館時間も適切で、学生の学修意欲に応えられる体制を整備している。教室にはマルチメディア装置を設置し、各施設での ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

施設・設備の管理も適切であり、耐震改修工事が完了しており、バリアフリー化をはじめとする施設・設備の利便性向上に配慮している。

授業においては適切な学生数管理を行い、教育効果が十分に上がる人数となっている。

〈優れた点〉

○ラーニング・コモンズ機能を備える「明徳館」は、土曜日・日曜日・祝祭日を除き、夏期・冬季・春期休暇中も朝から夕刻まで開館しており、学生の学修意欲に応える体制を整えている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修アンケートや卒業予定者アンケートを実施するなど学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、結果を「教学諮問会議」に報告した後に全教職員にフィードバックすることで学修支援の体制改善に反映している。

自己点検・評価委員会への学生の参加や学生意見箱の設置など、学生生活や施設・設備などに関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しており、自己点検・評価委員会での学生の意見が学修環境の改善につながった事例もある。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて作成した大学全体のディプロマ・ポリシーに基づき、学部・学科、大学院でディプロマ・ポリシーを定めており、ウェブサイト等で周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を大学・大学院の学則等で定め、学部での進級条件は進級細則で定め、「教務ガイド」への掲載や年 2 回の履修ガイダンスを通じて周知している。授業計画や成績評価基準は、シラバスにおいて適切に示している。

学内での単位認定を厳正に行っており、他大学等で修得した単位の認定も「既修得単位認定細則」「単位互換に関する細則」等に基づいて厳正に行っている。進級や卒業に関しても、学生への履修指導や教授会での審議を通して、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的等を踏まえて作成した大学のカリキュラム・ポリシーに基づき、学部・学科、大学院研究科でカリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイト等で周知している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに沿って、学部では授業科目をそれぞれ目的が異なる六つの学習領域に分類した上でカリキュラムを編成している。全ての科目に対するシラバスには、成績評価方法等を明示している。

単位制度の実質を保つために年間履修登録単位数の上限を設定している。教養教育は、教養教育部が中心となって取組み、共通科目の改革を進めている。

アクティブ・ラーニングの推進など教授方法の工夫を行うため、教育・学修支援センターを設置し、組織的な授業アンケート実施や FD 研修会開催などの FD 活動を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度にアセスメントポリシーを制定し、三つのポリシーに基づく学修成果の検証を続け、結果をウェブサイトで公表している。ディプロマ・ポリシーに関しては、「卒業予定者アンケート」「卒業生へのアンケート」「就職先企業アンケート」等の結果と就職率等のデータを活用して学修成果の点検・評価を行っており、アンケート結果もウェブサイトで公表している。

アンケート等による学修成果の調査結果は、「教学情報分析課」が取りまとめ、「教育・学習支援委員会」「教学諮問会議」において検討し、教授会で報告し、各教員、各部署にフィードバックして授業及び指導の改善に活用している。「興動館科目」及び「興動館プロジェクト」に関しては、独自の「プログレスシート」を用いて検証し、検証結果を授業及び指導の改善に活用している。

〈優れた点〉

○「『ゼロから立ち上げる』興動人の育成」の中核に位置付ける「興動館プロジェクト」の参加者に対し「人間力」の修得状況の評価に用いている「プログレスシート集計結果」について、多面的に分析を行い学生指導の改善に活用している点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を置き、諮問機関として、教学全般に関する事項について協議する「教学諮問会議」を設置しており、大学院、学部・学科等及び事務部門から提起・提案した協議内容について検討を行い、方向性を示している。

大学の意思決定の権限と責任については、「校務組織・分掌規程」「教授会の審議事項及び各種委員会への諮問事項に関する細則」「研究科委員会の運営に関する細則」等に基づいて各種委員会を設置し、事前に意見を聴取する事項についても明確にしている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員については、「校務組織・分掌規程」に基づき、事務局を組織し適切に対応し、役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要な専任教員数を確保している。教員の採用・昇任等に関することについては「教員資格審査規程」「博士課程前期課程研究指導及び講義担当教員資格審査規程」等に基づいて適切に実施している。

FD、その他教員研修の組織的な実施と見直しは、「教育・学習支援センター」及び「教育・学習支援委員会」において学内全体の FD 活動を組織的に実施している。また、「教育・学習支援委員会」がアンケート結果等をもとに、次年度の計画を立案するなど、毎年必要な見直しを行っている。大学院においても FD 委員会を組織し、その結果を分析し研究科委員会に報告を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全教職員が参加する教職員セミナーの毎年開催をはじめ、職員の各階層向け研修の実施や学外研修参加奨励、職員の自己啓発に助成するなど、組織を挙げて職員の資質、能力向上に向けて取組み、必要に応じてプログラムの見直しも行っている。また、学生に対する適切なアドバイス及び指導に向けて、学生対応の向上を目的とした研修である「学生対応

を考える会」も毎年実施している。日本能率協会が主催する「大学 SD フォーラム」へ毎年職員を派遣している。また、日本私立大学協会をはじめとする外部団体主催の研修会やセミナーへも積極的に職員を派遣する等、組織的かつ継続的に職員の資質・能力向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「地域経済研究所」を設置し、研究者等への研究機能の提供を行っている。専任教員全員に個人研究室が割当てており、研究環境の整備に努めている。また、文部科学省が定めるガイドライン及び関係法令を踏まえ、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の疑いが生じた場合に対応できるよう諸規則を整備し、厳正に運用するとともに、大学院生、学部生に対し必要な研究倫理教育を施している。大学からの研究費配分とともに論文のアクセプトや科学研究費助成事業採択時にインセンティブを研究費として付けるなど研究活動に関する各種支援制度は充実しており、必要な資源配分を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と法令の遵守を明記し、ガバナンス・コードを定め、私立学校法の改正に伴い規則を改正するなど経営の規律と誠実性の維持に努め適切な運営を行っている。

理事会で中期計画、事業計画、予算等の重要事項について審議している。大学においても「運営懇談会」「人事懇談会」や教授会、研究科委員会の審議を経て学長が最終決定し使命・目的の実現に向けて、継続的に努力をしている。

環境保全については、立地環境を定期的に点検している。人権への配慮については、ハラスメント防止に関する諸規則に基づいて対応している。学内のみならず海外渡航を含む危機管理マニュアルを作成し、対応組織を整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び「理事会規則」にのっとって、決議事項を明確にし、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っており、寄附行為第 14 条により、「理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う」と定め、法人運営に支障を来さないようにしている。

理事の理事会への出席状況は良好で、やむを得ず欠席する場合には議案ごとの表決通知書を提出し、法人の円滑な運営を行うよう体制を整えている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会の構成員として学長、副学長、学部長、事務局長等が就任し、意思決定において、法人及び大学間の連携と意思疎通を図っている。法人と大学の管理運営のコミュニケーションとして「運営懇談会」を設置し理事長がリーダーシップを発揮できる内部環境や、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

副理事長である学長が「運営懇談会」に出席することによって、法人と大学の各管理運営機関の相互チェックを行う体制を整備している。監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任しており、理事会や評議員会への出席状況は良好である。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

教育目的実現のために定めた中期計画に基づき単年度の事業計画や収支予算を作成し、中期財務計画の策定を含め、中長期的な視点で財務運営を行っている。リスクとリターンを考慮しつつ適切な資金運用を行うことで内部留保を確保し、借入金もないことから安定した財務基盤を確立している。入学定員の確保に努めた結果、翌年度繰越支払資金は増加傾向であり、支払資金を十分に確保している。収益事業の実施や外部研究費、私立大学等経常費補助金の積極的な獲得など収入確保に向け努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や経理規程に基づき適正な会計処理を行っている。補正予算に関しては、評議員会の意見を聴いた後に理事会で承認しているなど、適正な予算編成を行っている。監事監査は、私立学校法及び寄附行為に基づき、毎会計年度、財産目録及び計算書類について監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。公認会計士及び監事による監査を含め、会計監査の体制を整え、厳正に会計監査を行っている。また、令和4(2022)年 4 月に内部監査室を設置し、「三様監査意見交換会」で監査機能向上を図る等、監事、公認会計士との連携を強化し、大学のガバナンス体制全般の高度化に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の統括組織でもある「教学諮問会議」のもとに自己点検・評価委員会を設置している。内部質保証に関する全学的な方針として「内部質保証の方針」を自己点検・評価委員会が定めている。自己点検・評価委員会が各学部・学科・研究科、各委員会などと連携しながら、「教学諮問会議」のもとで、自己点検・評価活動を実施しており、内部質保証のための組織体制や責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「教学諮問会議」を統括として、自己点検・評価委員会を中心に学部・学科・研究科、各委員会などと連携しながら、全学的にエビデンスに基づく自主自律的な自己点検・評価を毎年実施している。自己点検・評価の結果を「自己評価報告書」としてまとめ、ウェブサイトにより公表するなど、学内外における情報の共有を図っている。「教育・学習支援センター」に「教学情報分析課」を設置し、授業アンケートの結果や学修成果につながる各種データを各担当部署を通じ収集している。収集したデータを「教学情報分析委員会」が分析し、まとめを行うとともに自己点検・評価委員会を通じて「教学諮問会議」において中退予防や授業改善などの問題提起や改善案の提案を行っている。結果はウェブサイトなどにより個人や組織にフィードバックしている。毎年「データで見る広経大～教育改善の足掛かりを考える～」を作成し公表しており、IR 活動の成果物ともなっている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科、各委員会、個々の教員などそれぞれで三つのポリシーを基盤に自己点検・評価を行い、更に自己点検・評価委員会、「教学諮問会議」が結果をまとめ、諸改革を実施するなど、教育の質の改善と向上を目指す努力を行っている。中退率の減少や授業外の学修時間の増加、卒業率の向上などの学修成果の改善に加えて授業の改善にもつな

がっている。自己点検・評価や機関別認証評価の結果を踏まえ中期計画を策定しており、計画に基づいて教育環境の整備を実施するなど、大学運営の改善も行っており、内部質保証システムは高い機能性を示している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献、国際交流、地域活性化、経済活動

Ａ－1．社会貢献の取組み

A-1-①　社会貢献を目的とした学生プロジェクト
A-1-②　キャリアアップ・プログラム、公開講座の開催
A-1-③　広島経済大学出版会の創設と活動
A-1-④　図書館の一般公開

Ａ－2．国際交流の促進

A-2-①　国際交流を目的とした学生プロジェクト
A-2-②　国際教育交流ネットワークの構築
A-2-③　国際スポーツサロンの開催
A-2-④　外国人留学生（交換留学生）受入れ体制の充実

Ａ－3．地域活性化の取組み

A-3-①　地域活性化を目的とした学生プロジェクト
A-3-②　産学官連携に関する協定

Ａ－4．経済活動

A-4-①　経済活動を目的とした学生プロジェクト

【概評】

企画、交渉、予算管理、実行、報告・発表まで、全てを学生が主体的に行う「興動館プロジェクト」として社会貢献、国際交流、地域活性化、経済活動を目的とした複数の学生プロジェクトを展開し、人間力養成を目指している。

社会貢献に関しては、社会人のスキルアップを意図した「キャリアアップ・プログラム」や地域への情報発信を意図した「カルチャー講座」や公開講座を提供し、「広島経済大学出版会」を通じて学術関連図書の刊行等も行っている。

国際交流に関しては、NIBES(Network of International Business and Economics Schools)の開設に貢献し、現在も重要な役割を担っている。教育環境の変化に対応し、オンライン形式で国際教育交流を進めている。

地域活性化に関しては、地域社会・地域経済の発展を図るため、企業、行政等と包括連携協定を結ぶことで産学連携による共同研究活動等を進めるとともに、学生の学修を生かし実践できる場も確保している。

経済活動に関しては、「カフェ運営プロジェクト」を実施している。「興動館」にあるカフェを学生だけで運営し、経営戦略を学べる場となっている。

これらの活動を通じた人材育成、生涯教育の取組みについて、今後の成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「ゼミ活動を通じた一貫教育と活性化支援」

１．4 年間を通したゼミでの指導

表 2-2-1 のように 4 年間を通じて全学必修のゼミを開講しており、学生は入学から卒業まで、修学だけでなく、学生生活全般について教員に相談することができる。また、学生指導のための手引書として「学生支援 HAND BOOK」を教育・学習支援センターが発行し、担当教員に配布して指導に役立てている。【資料 特-1】【資料 特-2】

表 2-2-1　4 年間のゼミ体系

学部・学科	1 年	2 年	3 年	4 年
全学部対象	大学入門ゼミ（前期） 興動人入門ゼミ（後期）	プレゼミ（後期） ※1 ※2	演習Ⅰ	演習Ⅱ

※1　2 年前期はアドバイザー制度を導入、

※2　メディアビジネス学部ビジネス情報学科のみ 2 年次前期に「ビジネス情報入門ゼミ」を設置

２．4 年間のゼミ指導を支えるための活性化支援策

4 年間の学び、特にゼミでの学びをより深いものにするため、ゼミ対象のユニークな施策を講じている。

(1)ゼミにおける特別な教育に対する支援金

ゼミにおける特別な教育に対する支援金とは、それぞれのゼミが教員を中心として、ゼミの授業以外で積極的に学びへの活動を行った際に支援される経費で、主にゼミ合宿、県内外でのフィールドワーク、企業見学などの活動を行った際に支払われる。上限は 10 万円までで、過去 3 年間の利用は平成 30(2019)年度が 37 件、161 万円（1 事業平均 44,000 円)、令和元(2019)年度には 35 件、185 万円余り（1 事業平均 53,000 円）の拠出であった。2 年生以上のゼミを担当する教員のうち 35%が利用している。【資料　特-3】

(2)ゼミにおける指導教員に対する支援金

ゼミにおける指導教員に対する支援金として、ゼミ内の懇親会等に参加する教員に支援金として 1 回あたり 5,000 を支給している。ゼミ生同士の関係性構築と合わせて、懇親会に参加する教員への負担軽減に貢献している。令和元(2019)年は 104 件 53 万円余り拠出している。【資料　特-4】

(3)全学ゼミ対抗スポーツ大会

冒頭の目的を達成するために、教員とゼミ生がともに汗を流すこと、チームスポーツを体験する行事を実施している。平成 17(2005)年度から全学ゼミ対抗スポー

ツ大会として実施している種目はソフトバレーボール、フットサル、ソフトボールである。令和元(2019)年度の参加人数は 934 名、参加チームも 87、ゼミ担当教員は半数の 56 名が参加するイベントになっている。【資料　特-5】

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　広島県広島市安佐南区祇園 5-37-1
　　広島県広島市中区立町 2-25

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科　経営学科※　スポーツ経営学科※　ビジネス情報学科※ メディアビジネス学科※
経営学部	経営学科　スポーツ経営学科
メディアビジネス学部	ビジネス情報学科　メディアビジネス学科
経済学研究科	経済学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 10 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 11 日	11 月 11 日　第 4 回評価員会議開催
12 日 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

55 広島工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「教育は愛なり」及び教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」に基づき、知的、道徳的及び応用的能力を展開する事を明文化している。学部・学科ごとに方針を明記し簡潔に文章化している。個性・特色は、「HIT.E▸2024」を定め専門力と人間力を明確にし「社会実践力」養成の取組みを方針として明示している。創立以来、社会情勢に対応して、学部・学科の改組やカリキュラム改正などを実施し見直しをしている。使命・目的、教育目的等の改正には、役員や関係委員会の構成員である教職員が関与・参画し、情報共有と理解・支持を深めている。建学の精神及び教育方針、大学の教育理念・教育目標を、ウェブサイトで周知している。令和 3(2021)年に、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を反映した「第Ⅱ期中期経営計画」を策定している。教育研究組織は、「教学支援機構」「HIT 教育機構」などの教育支援組織と連携し、教育の質保証を図る組織構成で運営をしている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを明確に定めて大学案内・ウェブサイト等で適切に周知している。入学者選抜方式を多様化し一部の学科における定員未充足の状況を改善すべく学生確保に努めているが、更なる施策の実施に期待したい。教育目的の達成に向けて、教員と職員が連携・協働し、情報共有と運営の充実で教育の質的向上を図っている。TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)を採用し学修支援を充実させている。学生への就職支援は、就職委員会とキャリアセンターが連携しポートフォリオシステム「HITPO」を活用し情報共有を行い、全学的な進路・就職支援を推進している。学生生活では、学務委員会を中心に奨学金・学生生活などに関する支援体制が適切に機能している。学修環境は、校地・校舎・施設設備などを法令に基づき適切に整備している。学生の意見要望は、「学長オフィスアワー」や在学生・卒業時アンケートを実施し、学修環境の改善に活用している。

〈優れた点〉

○「女子学生キャリアデザインセンター」を設立し、長年にわたり女子学生に対するキャリア形成支援や就業支援に取組み、外部団体から女性技術者育成に関する表彰を受けるなどの成果を挙げていることは高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーを定め、修了・卒業までの資質や能力を四つの視点で明示し、「CAMPUS GUIDE」やウェブサイトにより周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・進級・卒業認定等の基準を定めて厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定め周知している。令和 2(2020)年度から、「社会実践力」も備えた人材育成を目的に、新教育プログラム「HIT.E▸2024」を策定し体系的に編成している。教養教育は、全学共通のリベラルアーツ教育科目を設定して適切に実施している。教授方法の改善では「教育開発センター」を設置して、授業改善と教員の教育能力向上を図る組織体制を整備している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、「HITPO」に学修成果等を記載し、学生・教職員が共有して学修指導にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○学修意欲の高い学生に対し発展トラックを設定し、特別講座の受講、大学院科目の先行履修、海外留学時の費用支援などの修学支援を行い、学修への動機付けとして成果を挙げている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できるように学則及び諸規則を定め、副学長及び学長補佐を各 1 人配置し補佐体制を確立している。使命・目的の達成と教育の質保証を目的に「大学運営会議」を設置し、意思決定が迅速に進むよう教学マネジメントを構築して組織的に運用している。各委員会には教員と職員を適切に配置し、教職協働の役割を明確にしている。教員の採用・昇任は規則に基づき行っており、教育目的に即して専任教員を配置している。FD(Faculty Development)は、「HIT 教育機構」を設置し、教員評価・教育改善の研修会等を実施するなど組織的に取組んでいる。SD(Staff Development)は、資質向上のため、「経営事務職員人材育成計画」を策定し、計画的に研修を実施し育成を図っている。教員の研究環境を適切に整備している。研究倫理に関する規則を定め、厳正に運用している。研究活動の資金は、積極的な外部資金獲得に向けた環境整備をしている。

〈優れた点〉

○FD は「教育開発センター」がマクロ、ミドル、ミクロ 3 レベルに体系化、実施し、その内容を機構誌掲載やアーカイブ化により常時閲覧に供し、教育研究活動の新たな取組みや改善に生かせる仕組みとしている点は評価できる。

○教職協働による教育改革の中心的役割の一翼を担う「経営事務職員」の育成を重視し、規則の整備、人事育成計画の策定、大学院での学位取得支援など、自己啓発に向けた体系的な制度を導入し積極的に活用している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学経営に必要な規則を整備し、規律と誠実性を維持して運営している。使命・目的の実現のため、5 年間の中期経営計画及び中期財務計画を策定し、社会情勢に対応した継続

的な努力をしている。環境保全・人権・安全については、諸規則を定め、保護・保全に配慮している。理事会は、寄附行為に基づき使命・目的の達成に向けた意思決定体制を整備し、事業計画の実現に向け適切に機能している。法人・教学の責任者と定期的にミーティングを開催し、経営に必要な情報共有や意見交換を行い、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境と相互チェック体制を整備し機能している。監事及び評議員の選任は寄附行為にのっとり、監事は内部監査結果を理事会に報告している。事業計画に基づき、適切な財務運営により安定した収支バランスを確保している。会計処理は、学校法人会計基準や各規則を遵守し、適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

使命・目的の達成に向けて規則を定め、内部質保証の全学的組織として「内部質保証推進委員会」を設置し、自己点検・評価委員会と連携して点検・評価を行う組織と責任体制を確立している。内部質保証方針に沿って自律的な自己点検・評価をして、改善策の対応状況を情報共有する体制を整備している。自己点検・評価等に必要なデータの把握・収集及び分析の IR(Institutional Research)活動は、「教学 IR センター」が担当して教学・研究の調査・分析を実施している。平成 26(2014)年に「ETL(Extract/Transform/Load)」システムを導入して、学生データを一元管理し調査・分析する体制を整備している。

内部質保証に向けては、三つのポリシーを起点に「内部質保証規程」を定め、教学面の自己点検・評価、外部評価を計画的に実施し、管理運営面においても財政基盤強化・教育研究環境の整備を行い、PDCA サイクルの仕組みを確立し機能している。

総じて、建学の精神及び教育方針に基づき、使命・目的の実現に向けて、教育の質保証・学生支援の強化・大学ガバナンスの視点で、現況の把握と改善事項を検証する PDCA サイクルの仕組みを構築して、法令を遵守し運営している。また、建学の精神及び教育方針をもとに「HIT.E ▸2024」を定め専門力と人間力を明確にして「社会実践力」養成の教育研究活動と人材育成を目指し、内部質保証を図る教育支援体制及び環境の改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.教育・研究活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 数理・AI・データサイエンス教育の設計及び実施
2. 女性技術者としてのエンパワメント及びキャリアに対する支援

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神及び教育方針に基づいて定めており、教育目的は、社会と環境への思いやりと高い倫理観を持った技術系人材の育成とし、工学・情報学・環境学及び生命学に関する専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開する事を明文化している。大学の使命・目的に関しては、学則第 2 条第 2 項において、学部・学科ごとに明確に人材育成を明記し簡潔に文章化している。

個性・特色は、建学の精神及び教育方針を達成するため、「HIT.E ▸2024」を定め専門力と人間力を明確にして「社会実践力」養成の取組みを方針として明示し、使命・目的及び教育目的にも反映している。

創立以来、技術系大学としての社会的役割を果たすため、社会情勢に対応して学部・学科の改組・カリキュラムの改正などを実施し、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を学則に明記して、規則等の改正には、役員や関係委員会の構成員である教員及び「経営事務職員」が関与・参画している。審議結果は、情報共有をして理解や支持を深めている。建学の精神及び教育方針、大学の教育理念・教育目的は、学生及び教職員向け「CAMPUS GUIDE」やウェブサイトで学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的を反映した「第Ⅱ期中期経営計画」「第Ⅱ期中期財務計画」を令和 3(2021)年に策定した。また、平成 25(2013)年 12 月に「HIT 教育機構」の「教育開発センター」による検討・協議を通して使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシー

を策定した。

教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するために、「教学支援機構」「HIT 教育機構」「研究支援機構」などの教育支援組織等を整備し、円滑に連携を図り運営している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育方針にのっとり、学部単位及び研究科の専攻単位でアドミッション・ポリシーを策定し、オープンキャンパス、進学相談会、入学者選抜説明会、ウェブサイト等を通じて周知している。入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って、「入学試験施行に関する規程」に基づき設置した入試委員会が入学者選抜問題の作成から合否判定の原案作成まで行っている。合否判定は各学部教授会の審議を経て学長決裁の上で決定しており、公正かつ妥当な入学者選抜体制を構築・運用している。入学者選抜の妥当性の検証は、「入試制度検討部会」が評価・点検し、次年度以降に向けた改善点の検討を行っている。学則に定めた入学定員に基づき、入学者選抜要項に選抜方式ごとの募集人員を示すとともに、受入学生数の維持管理を行っている。一部の学科で収容定員が未充足であるが、大学全体としては概ね満たしている。

〈参考意見〉

○生命学部生体医工学科と食品生命科学科の収容定員充足率が低いため、定員確保に向けた方策の確実な展開と成果が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の方針・計画・実施体制は、大学の諸課題を検討する「大学運営会議」で整備している。各年度で重要課題を抽出し修学支援の改善に向けて教員と「経営事務職員」による協働体制で課題解決に努めている。障がいのある学生には、「障がい学生支援規程」をもとに、学生本人及び保護者等からの要望に基づく修学支援を行っている。オフィスアワーは、兼任教員も含めた全教員が設定しており、学生の質問や相談に対応している。大学院生や学部生が授業支援を行うTA・SA制度を導入しており、制度に関する規則や業務ハンドブックを作成して運用している。また、全学的にリメディアル科目を設定し、学び直しが必要な学生のために「教育学習支援センター」を設置している。中途退学・休学・留年防止の対応も含め、学生の指導・支援のためのチューターや学生支援アドバイザーを配置する制度を運用している。保護者との教育懇談会も毎年開催している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目2-3を満たしている。

〈理由〉

教授会のもとに設置する就職委員会で決定した就職支援の基本姿勢「内定率の向上」「内定企業の質の確保」「早期離職率の低減」に基づき、各学科からの選出委員、卒業研究指導教員及びキャリアセンターが連携し、社会的・職業的自立に関する支援を行っている。就職支援は、学生との個別面談を基本とする学内統一の就職支援体制や助言の体制を整備し適切に運営している。また、「女子学生キャリアデザインセンター」を設置しており、外部団体からの表彰などの成果を挙げている。インターンシップは、長期と短期のものをそれぞれ設定して単位認定を行うなど、学生の就業体験の機会として提供している。各学科の学びに基づいて社会につながる課題に取組む機会を提供するなど、教育課程内外においてキャリア教育を工夫して実施している。また、ポートフォリオシステム「HITPO」により社会的・職業的な自立に関する支援を強化している。

〈優れた点〉

○「女子学生キャリアデザインセンター」を設立し、長年にわたり女子学生に対するキャリア形成支援や就業支援に取組み、外部団体から女性技術者育成に関する表彰を受けるなどの成果を挙げていることは高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目2-4を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織として各学部教授会のもとに「学務委員会」があり、学修及び学生生活全般に関する事項を審議している。また、多様な学生サービスの窓口として「教学支援部」があり、教職協働による組織的な学生支援を行っており、学生生活全般にわたる支援を適切に実施している。奨学金等の経済的支援では、大学独自の制度を複数設けており学業に専念できる環境を整備している。学生に課外活動を推奨しており、優れた成果を挙げた学生は学長が表彰している。また、学生グループの「学生自主企画プログラム」に対する支援やボランティア活動への支援等を行っている。保健室や学生相談室を整備し、学生の心身に関する健康相談等を適切に行う体制を整えている。また、ハラスメントに関する個別相談にも随時対応する体制を整備している。課外活動をはじめとした在学中の各種活動を数値化した「HIT ポイント制度」を導入している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

二つのキャンパスは校地、校舎等の面積は設置基準を満たしている。講義棟「三宅の森 Nexus21」では多くの講義室を備え、学生の能動的学修を促す設備やハイブリッド型授業等を支援する教室を整備している。また、実習施設として「工作センター」をはじめ、複数の施設を設置して有効活用している。図書館は、教育研究に必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料を所蔵しており、開館時間帯や試験期間中の対応など学生が利用しやすい環境を整備している。キャンパス内は、主要な建物間の高速ネットワークや無線 LAN を整備しており、高度な専門教育を行うコンピュータ教室を複数整備している。建物の耐震化及びバリアフリー化は、整備計画に基づいて概ね適切に実施している。授業を行う学生数の管理は、授業科目の受講者数や内容に合わせて複数クラスへの分割や複数教員で担当するなど適切に対応している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

チューターや学生支援アドバイザーによる指導の際に得た学生の考え、意見、要望、指導内容等は、「HITPO」上で情報共有を図り一貫した指導に活用している。学修支援に関する学生の意見の把握については、全授業科目で授業アンケートを行っており、各授業担当教員は授業アンケート結果を分析し、改善内容がある場合は次年度のシラバスに記載してフィードバックしている。障がいのある学生への支援は、学年末に関係者への聴取を行い支援内容の見直しを行っている。ハラスメント相談員や学生相談室カウンセラーは、学生の要望を把握し、修学環境の保全や回復に向けた調整を行っている。学生自治会が設置した意見箱や新入生・在学生及び卒業時のアンケートを利用して、学修環境や学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握し、必要な改善を行っている。また、令和 3(2021)年度から学生と学長が直接意見交換する「学長オフィスアワー」を実施している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育方針にのっとり策定した大学全体のディプロマ･ポリシーに基づき、学部・学科、研究科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーを明確に定めており、「CAMPUS GUIDE」及びウェブサイトで周知している。

ディプロマ・ポリシーに基づいた到達目標、評価基準及び到達度評価の方法、各授業科目の評価及び評価基準をシラバスに明記し､単位認定基準を学則等に定め､周知している。大学院の修了認定基準は大学院学則に定め、学位論文審査及び最終試験についても「CAMPUS GUIDE」により周知している。

単位認定においては、シラバスに到達目標を明示し、期末試験等の項目別の評価比率に基づき厳正に評価を行っている。卒業・修了判定は、学則に定める要件を満たした者に対し、教授会の議を経て学長が決定するという厳正な手続きを適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育方針に基づく大学全体のカリキュラム・ポリシーにのっとり、学部・学科、研究科・専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを定め、ウェブサイト等で周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定めており、相互の一貫性を確保している。教育課程では科目を体系的に編成しており、シラバスも適切に整備している。年間履修登録単位数の上限についても、概ね適切に設定している。

教養教育については全学共通のリベラルアーツ教育科目を設定し、「自校教育論」を必修科目とするなど、適切に実施している。また、全ての科目について具体的な能動学修の方法をシラバスに明記しており、「教育開発プロジェクト」を通じて教授方法の開発に取組むなど、教員の教育能力向上を図る組織体制を整備・運用している。

〈優れた点〉

○学修意欲の高い学生に対し発展トラックを設定し、特別講座の受講、大学院科目の先行履修、海外留学時の費用支援などの修学支援を行い、学修への動機付けとして成果を挙げている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

卒業時に成績証明書等の補足資料としてディプロマ・サプリメント（学修成果到達レポート）を配付し、学生自身の学びの振返りに活用し、学修成果を明示している。

学修成果の点検・評価は、卒業時アンケート、資格取得状況、GPA(Grade Point Average)、GPT(Grade Point Total)、授業アンケート、学生満足度調査等の多様な尺度・指標で測定

を行い、学生はポートフォリオシステム「HITPO」で学業成績等を確認しながら履修やキャリア計画が可能になるなど、適切な体制で運用している。学修成果の点検・評価のフィードバックは、「HITPO」により、学生・教職員間で情報共有が可能となっている。

各学期で実施する授業アンケートについては、各授業科目の評価値や自由記述を各教員にフィードバックし、次年度のシラバス作成時に改善項目の記載を義務付けるなど、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法、学修指導の改善に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は「寄附行為施行細則」において「総長の指揮の下に大学の教育運営の全般を管理し、大学を代表する」と規定し、学則で「校務をつかさどり、所属職員を統督する」としている。学長の補佐体制として副学長及び学長補佐を各 1 人配置している。学長は「大学運営会議」を活用し、教育・研究、学生募集、就職支援、地域・産学連携等について全学的な検討、運用を行う一方、合同教授会、代議員会、学科長連絡会、研究科委員会などを活用し、学長を中心とする教学マネジメント体制を構築している。令和 3(2021)年の組織再編により「教学支援機構」「HIT 教育機構」「研究支援機構」を設置した。これにより学長室の新設など教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、大学の教育・研究や運営に関する重要事項の審議・検討を教職協働で行うなど、教学マネジメントは適切に機能している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織は、設置基準に定める必要専任教員数を上回っており、教育目的や教育課程に即した適正人員を定め、専門分野・教授等の組織体制を考慮して専任教員を配置している。教員の採用・昇任は、「教育職員資格審査基準に関する規程」「教育職員資格審査基準に関する運用細則」「教育職員資格審査手順に関する細則」等に基づき、適切に運用している。

FD は、「HIT 教育機構」の「教育開発センター」が担当し、教員の資質・能力向上を目的に、三つのレベルに体系化して実施している。令和元(2019)年度からは、国の高等教育施策や大学の現状に即したテーマで効果的かつ継続的な研修会等を計画、実施し、その見直しにも組織的に取組んでいる。

〈優れた点〉

○FD は「教育開発センター」がマクロ、ミドル、ミクロ 3 レベルに体系化、実施し、その内容を機構誌掲載やアーカイブ化により常時閲覧に供し、教育研究活動の新たな取組みや改善に生かせる仕組みとしている点は評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みについては、教職員を対象とした SD 研修をはじめ、経営機能の強化、教学マネジメント改革に重要な役割を担う「経営事務職員」に対しては、「経営事務職員人材育成計画」を策定し、「経営事務職員研修規程」に基づき、研修区分を階層別研修、目的別研修、業務研修、自己啓発研修の四つに分け、計画的に研修を実施し育成を図っている。全体研修では、理事長講話により、建学の精神及び教育方針を強く意識する機会を作り帰属意識を高めている。また、「経営事務職員」の自己研さんの支援として、受講費用の一部を負担する自己啓発研修支援制度や大学院における学位取得支援制度を導入している。加えて、外部研修で得た知識や技能は報告会を開催し共有を図っている。研修などの更なる充実のため、アンケート等を通し、随時見直し・改善を図るなど、職員の資質・能力向上に向け組織的な取組みをしている。

〈優れた点〉

○教職協働による教育改革の中心的役割の一翼を担う「経営事務職員」の育成を重視し、規則の整備、人事育成計画の策定、大学院での学位取得支援など、自己啓発に向けた体系的な制度を導入し積極的に活用している点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
研究活動の支援体制としては、「共同研究支援センター」「産学連携推進センター」「地域連携推進センター」から成る「研究支援機構」を設置し、広範囲な研究支援を行い、「研究・地域連携支援部」が研究成果を広く社会に発信するなど、組織的な研究環境の整備と適切な運営・管理を図っている。研究倫理については、国のガイドラインに基づき、「研究活動における不正行為の防止及び研究費の適正な執行のための手引き」を作成し、研究倫理、コンプライアンス教育等にかかる管理、責任を明確にしている。研究活動への資金配分については、個人研究費支援のほか、科学研究費助成事業など外部資金による研究への人的支援や研究費助成を行っている。また、外部資金獲得に向け、情報提供、学科横断的な研究機会の設定、研究会を通した外部との連携など資金獲得に向けた環境を整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
就業規則において教職員が建学の精神及び教育方針にのっとり全力を挙げて職務に専念することとし、「行動規範」を定め、教職員が法令・規則の遵守、社会規範の尊重、高い倫理観を持ち社会人としての良識に従って行動することを宣言している。使命・目的の実現に向け、5 年間の中期経営計画及び中期財務計画を策定し、戦略目標と最終的な目標数値として KGI(Key Goal Indicator)を掲げ、毎年度の事業計画を策定し、PDCA サイクルに基づく運営を行っている。「環境憲章」の制定や省エネの推進、人権講演会やハラスメントに関する諸規則の整備、危機管理規則の整備等により、組織を挙げて環境保全、人権、安全への取組みを進めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、原則毎月開催し、最高議決機関として中期経営計画、予算・借入金、決算、事業計画、寄附行為ほか主要規則の制定・改廃、人事等の法人の運営に関する重要事項を審議決定し、大学や各設置校が確実に執行できる体制として適切に機能している。理事は職務分担により業務を遂行し、会議への出席状況は適切であり、社会環境の変化を見据えた経営方針を策定し、経営の規律と誠実性を維持しながら管理運営を適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長・総長、常勤理事、法人局長・事務局長、学長、副学長、事務局次長とのミーティング、法人局及び大学事務局部室長等も加えたミーティングや教職員との随時懇談などを通して、理事長が意思決定に必要な情報共有や意見交換を行い、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えている。常勤監事は法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行うとともに、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じ意見を述べている。評議員会は半数以上を学外者で構成し、寄附行為や諸規則に基づき適正に運営している。教学側として学長が理事会に出席し、評議員会には副学長、教職員も参加する一方、理事長・総長は教授会、研究科委員会等にも出席しており、法人及び大学の管理運営機関に関する連携、相互にチェックする体制を構築している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から 5 年間を対象とする「第Ⅱ期中期経営計画」をもとに、財務上の課題を抽出し、経営基盤の強化・安定化を図るべく、「第Ⅱ期中期財務計画」を、数値目標も含め策定しており、適切な財務運営を確立している。

入学者数が安定的に推移し、基本金組入前当年度収支差額も収入超過の状態を継続しており、使命・目的及び教育目的の達成に資する安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。

また、外部資金の導入についても、研究に関する外部資金等獲得に向け積極的に取組み、財務基盤の安定に寄与している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に則して、学校法人が定める経理規程及び「経理規程施行細則」にのっとり、法人局経営管理部において、適切に実施している。予算については、3 月に当初予算、翌年 1 月に補正予算を編成し、評議員会への諮問を経て理事会で議決しており、適正な手続きを実施している。

会計監査の体制整備については、監査法人は公認会計士による計算書類の監査、監事は理事の職務遂行と適正な会計処理、監査室は内部統制の観点から行う業務監査と会計監査を主に期待する役割として連携した三様監査の体制を整備するとともに、各監査機能の充実を図ることで、適性かつ厳正に運営している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために、学則第 1 条に掲げる目的を実現するため、「内部質保証規程」を定め、同規則第 2 条に内部質保証の基本的方針を明示し教職員へ周知している。内部質保証

の推進に責任を負う全学的組織として、学長のもとに「内部質保証推進委員会」を設置して、内部質保証システムの整備、運用、検証、改善等に取組んでいる。同委員会のもとに自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動等の状況について点検・評価を実施しており、組織的な体制を整備している。

教育目的や内部質保証方針に基づいて、定期的に自己点検・評価報告書をまとめ、定期的に公表し、教育活動の改善につなげている。この結果は、内部質保証推進委員会を経て学長に報告し、改善計画の指示と内部質保証に向けた責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証規程」に基づき、「内部質保証推進委員会」及び自己点検・評価委員会が「教学 IR センター」と連携の上、概ね 3 年ごとにエビデンスに基づき教育研究活動等の状況について、自律的な自己点検・評価を行っている。

外部の視点からの評価として、平成 19(2007)年から導入した「アドバイザリーボード」では、学外の学識経験者や企業経験者を委員に、教育研究と社会との連携に関して幅広い意見を求め、自己点検・評価報告書にまとめてウェブサイトにて社会に向けて公表している。

自己点検・評価等に必要なデータの把握・収集及び分析は、「教学 IR センター」と業務を所轄する各センターにて行い、平成 26(2014)年に「ETL(Extract/Transform/Load)」システムを導入して、学生データを一元管理し調査・分析する体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けて、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価、外部評価を計画的に実施して、「第Ⅱ期中期経営計画」の達成状況と課題の分析結果を踏まえて、改善方策を検討する PDCA サイクル体制を確立させ、授業改善や学生指導へ反映している。自己点検・評価を概ね 3 年ごとに実施しており、中期的な計画に基づく事業計画を作成し、年度末には KGI 達成状況の事業報告書を作成し、理事会・評議員会に報告している。

大学全体レベルの教学運営の改善に係る点検・評価は、毎年の内部監査や外部評価により行い、得られた改善の指摘や課題は、担当部局に対して学長が直接諮問することを通じて改善につなげ、大学運営の改善に向けての内部質保証のための PDCA サイクルが適切に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

Ａ－1．地域社会への貢献

A-1-①　地域の活性化や産業振興、人材育成

Ａ－2．SDGs（持続可能な開発目標）の推進

A-2-①　SDGs への取組み

【概評】

「地域連携技術研究協力会（HIT スクエア）」を設置し、地域産業との交流を促進し、産学連携体制の構築を図るとともに、産業振興、地域の活性化、人材育成等への貢献に向けた努力を継続している。105 社・団体が会員として参加する「HIT スクエア」では、電気・電子、機械、建築、情報システム、環境・土木、食品・生体という六つの分野に分かれた研究部会を組織し、各研究部会において技術研究に関する情報交換等を行い、産学連携をより強固なものとするための取組みを地域に根差した形で展開できる体制を整えている。

建学以来、社会貢献と倫理を重要視し、平成 5(1993)年に日本初の環境学部を設置するなど、環境問題にも注目してきた伝統に加え、理工学的な教育と研究は SDGs に掲げられた目標達成に不可欠な役割を担うとの考えに基づき、SDGs の啓発や各種関連活動を全学視点で推進するために令和 2(2020)年 9 月に「SDGs 推進センター」を設置し、ワークショップの実施や広報媒体等で「SDGs GOALS」を明記するなど、SDGs への取組みを推進し、大学の教育研究と SDGs を明確に結びつける試みを継続的に実行している。

基準Ｂ．教育・研究活動

Ｂ－1．教育・研究の支援

B-1-①　本学の特色を活かした重点教育・研究の推進

【概評】

令和 2(2020)年 9 月に、IoT・AI・データサイエンスの技術開発、教育・研究活動の推進を目的に、「IoT・AI・データサイエンス教育研究推進センター」を設置し、積極的に AI・データサイエンス教育への取組みを進めている。また、地域における防災減災技術の開発と情報発信活動の推進を目的に、「地域防災減災教育研究推進センター」を設置し、予測困難な現代社会に対応するために、地域防災・減災に関する教育研究の強化を図り、社会の

ニーズの対応に努めている。

組織横断的なプロジェクト研究を遂行するグループを複数設置し、その内容を「知の商店街」として冊子にまとめ、研究シーズ集、研究集とともに公開し、教育研究成果の地域社会への還元に努めており、地域の企業と連携して次世代を担う人材の育成や地域の課題解決に向けた更なる努力が期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 数理・AI・データサイエンス教育の設計及び実施

令和 2(2020)年度からスタートした新たな教育プログラム「HIT.E ▸2024」では、従来の数学及び理科を各学科の学びに則した数理科目に変更するとともに、全学部全学科の 1 年次生が初級レベルの AI やデータサイエンスを学べる「Society5.0 時代に向けた AI・データサイエンス入門教育プログラム」を開設している。本教育プログラムは令和 3(2021)年 6 月に文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル)」に認定されている。

また、令和 3(2021)年度から情報学部の学生には「Society5.0 時代に向けた AI・データサイエンス応用教育プログラム」を開設し、様々なデータを適切に収集、解析し、AI を活用するためのシステム構築から運用までの流れに関する知識や技術が学修できるよう整備している。

さらに、令和 4(2022)年度から情報学部以外の工学部、環境学部及び生命学部の学生にも授業科目「AI・データサイエンス応用」を開設することで、数理・データサイエンス・AI を活用し、社会や企業における課題を解決するための実践的な能力を養っている。

2. 女性技術者としてのエンパワメント及びキャリアに対する支援

女子学生キャリアデザインセンターは、将来の女性技術者育成の観点から、女子学生のエンパワメントを高めるための取組みを推進している。当センターは、平成 19(2007)年 1 月に創設され、女子学生の「社会実践力の育成」「キャリア形成支援」「就業支援」等を 15 年間以上にわたり継続しており、将来の女性技術者の育成に資する活動を行っている。

主な取り組みは、女子学生に対する自分の強みの理解や進路選択につながるための主体的な経験や体験の機会、経済的や空間的な環境及びサポートの提供や支援である。女子学生主体の活動として、地域や企業などの実社会と関わり、社会とつながりのある問題解決型学修（実践体験型の PBL）を展開している。現在 13 のプロジェクトを実施中であり、人間力や社会実践力などを身に付ける上で有効な活動となっている。

また、キャリアのデザインやアシストに関するプログラムでは、キャリア形成、就職支援及び職業意識の高揚を図っている。学生の多様性、地域や企業と連携した実社会の課題

解決活動、コロナ禍での活動などに手厚く対応するため、全学科と複数の事務部室の教職員から構成される教職協働による支援体制とその環境づくりによって運営している。このような取組みは「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に採択（平成 19 年度文部科学省）され、また「第 7 回女性技術者育成功労賞」（令和 3 年度一般社団法人技術同友会主催）も受賞し、女性技術者育成の取組みにおいて、一定の成果が得られている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 38(1963)年度
所在地　　広島県広島市佐伯区三宅 2-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	電子情報工学科　電子システム工学科　機械システム工学科 知能機械工学科　環境土木工学科　建築工学科
情報学部	情報工学科　知的情報システム学科※　情報コミュニケーション学科
環境学部	建築デザイン学科　地球環境学科
生命学部	生体医工学科　食品生命科学科
工学系研究科	知的機能科学専攻　電気電子工学専攻　機械システム工学専攻 建設工学専攻　情報システム科学専攻　環境学専攻　生命機能工学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 13 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

56 広島国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人常翔学園の建学の精神を踏まえた大学の目的は、学則第 1 条に、各学科の教育研究上の目的は第 3 条に定め、具体的に明文化している。大学院の目的も同様に、その目的を大学院学則第 1 条に、各専攻の教育研究上の目的を第 4 条に定め、具体的に明文化している。建学の精神、大学・大学院の目的、教育研究上の目的及び教育理念は、学生便覧に掲載し、ホームページを通じて学内外に周知している。大学の中長期的な計画は、学校法人の 100 周年に向けた「J-Vision22」に基づき、大学の目的、教育研究上の目的及び教育理念を踏まえて策定し、具体化に向けた取組みを行っている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）には使命・目的、教育研究上の目的及び教育理念を反映している。

「基準２．学生」について

教育研究上の目的と教育理念を踏まえ、大学全体、学科・専攻、研究科の専攻ごとのアドミッション・ポリシーを定めている。アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項やホームページで公表している。収容定員及び入学定員と在籍学生数の比率は概ね適切であり、教育を行う適切な環境を確保している。学修支援・学生生活支援・就職支援等に関する各種委員会には、教員と「教育・学生支援機構」の事務職員が委員として参加し、教職協働で学生支援に関する方針・計画を立案して適切な学修支援を実施している。「教育・学生支援推進委員会」のもと、学生委員会が学生サービス、厚生補導を担っている。設置基準上必要な校地・校舎面積を備え、教育研究活動に必要な教室、実習施設、体育施設、運動場を適切に設置・整備し、活用している。両キャンパスとも、バリアフリー等の施設の利便性に配慮するとともに、学生宿舎にも車椅子の学生が生活できる環境を整備している。

「基準３．教育課程」について

教育研究上の目的と教育理念を踏まえた大学全体のディプロマ・ポリシーを定め、学科・専攻、研究科の専攻ごとのディプロマ・ポリシーを明示している。成績評価、単位認定、進級、卒業、修了の各基準を適切に定め、各学部の履修に関する諸規則及び履修申請要領で周知し、厳正に適用している。教育研究上の目的及び教育理念を踏まえた大学全体のカリキュラム・ポリシーを定めた上で、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。シラバスにはディプロマ・ポリシーとの関連性を示し、科目間の関係は履修系統図で示している。学修成果をディプロマ・ポリシー達成のた

めの段階的な水準と定め、それを「DP ルーブリック」として示している。

「基準４．教員・職員」について

学長は大学教学運営を統括し、所属職員を統督すると「職制に関する規定」に定め、年度当初までに学長方針を策定して年度の目標を教職員に周知している。内部規則等の一部見直しを行う必要があるものの、教学マネジメントの遂行に必要な各委員会に委員として事務職員が参加し、教職協働体制を確立して教学マネジメントの機能性を担保している。学部・研究科の専任教員は、設置基準、養成校の指定規則を上回る人数を擁している。教員研修の組織的な実施とその見直しを行うとともに、事務職員に対して階層別研修や次世代育成型研修など多様な研修を実施するほか、独自の取組みとして、「教職員研修(FD・SD)」を毎年度実施し、教職員の資質・能力の向上に取組んでいる。研究環境の適切な運営・管理を行うために研究支援・社会連携センターを設け、独自の研究助成制度の整備や外部コーディネーターの導入など、教員の積極的な研究を後押ししている。

「基準５．経営・管理と財務」について

学校法人の目的を寄附行為第 4 条に定め、「行動規範」を制定して自覚と責任ある行動に努めている。「ガバナンス・コード」を策定し公表するとともに、長期ビジョンを定め、具体的な実行プランを 5 年ごとに中期目標･計画として継続的に取組んでいる。理事会は、寄附行為に基づき理事・評議員の選任について審議・決定を行っている。学校法人の重要事案は、理事会に先立ち理事長、常勤理事、各学校長が構成員となる「事業策定会議」で協議・検討しており、学校法人と各学校間の意思疎通と連携を図っている。評議員会は、寄附行為に基づき構成員を適切に選任し、予算や事業計画等についての諮問を行うほか、理事会の運営に対する重要事項のチェック・監督を行っている。予算編成から執行、決算に係る全ての会計処理は、学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づき適切に行っている。会計監査は、三様監査意見交換会による連携を図りながら厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証体制の強化のための全学的な方針を定め、学内で周知徹底するとともに、ホームページで公開している内部質保証の体制は、学長のもと、「大学・大学院運営会議」と自己評価委員会が中心となり取組んでおり、責任体制は明確である。毎年度の学長方針等に基づいた実行計画を「改革実行シート」として立案し、単年度で点検・評価して、改善を要する点は次年度の計画へ反映している。7 年ごとの機関別認証評価に加え、中期的な視点での自主的・自律的な点検・評価を実施している。IR センターの運営は、教員であるセンター長と事務部署である学長室及び IR 推進委員会で行っている。大学の目的を三つのポリシーに反映して教育活動を展開し、教育の改善・向上に努めている。中期目標・計画等に基づく点検・評価と改善を毎年度行うとともに、3 年に一度「自己点検・評価報告書」を作成している。

総じて、学校法人の建学の精神を踏まえた大学及び大学院の目的を適切に定めており、学生への対応、三つのポリシーを基盤とする教育課程を適切に整備している。教員・職員

の FD(Faculty Development)や SD(Staff Development)などの研修機能が整っており、経営・管理や財務も安定し、内部質保証の仕組みも機能性を意識して構築している。地域に根差した大学として一層の発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 本学独自の「スタンダード科目」を設置【教育の特色】
2. 地域の健康寿命の延伸に資する本学の取り組み【研究・地域貢献の特色】

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の建学の精神を踏まえた大学の目的は、学則第 1 条に、各学科の教育研究上の目的は第 3 条にそれぞれ定め、具体的に明文化している。大学院の目的も同様に、その目的を大学院学則第 1 条に、各専攻の教育研究上の目的を第 4 条にそれぞれ定め、具体的に明文化している。文章化は簡潔に行っている。個性・特色は数種類を提示しており、教職員や学生の理解を深めるための工夫を行っている。社会情勢などに対応し、教育の理念の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的、教育・研究の指針等は、教職員からの提案を基礎に「大学・大学院運営会議」の審議を経て策定している。役員には、理事である学長が理事会において説明し承認を得ることで、理解と支持を得ている。建学の精神、大学・大学院の目的、教育研究上の目的及び教育理念は、学生便覧に掲載し、ホームページを通じて学内外に周知している。大学の中長期的な計画は、学校法人の 100 周年に向けた「J-Vision22」に基づき大学の目的、教育研究上の目的及び教育理念を踏まえて策定し、具体化に向けた取組みを行っている。三つのポリシーには使命・目的、教育研究上の目的及び教育理念を反映している。「ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人」の育成という大学の目的を達成するための学部・学科等、更に高度な専門性を担う研究科や専攻科等を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的と教育理念を踏まえて大学のアドミッション･ポリシーを定めており、これに基づいて、学科・専攻、研究科の専攻ごとに、学位プログラムに則したアドミッション・ポリシーを定めている。アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項やホームページで公表している。アドミッション・ポリシーに則した多様な学生を公正に受入れるため、総合型選抜では実技試験や小論文、学校推薦型選抜では面接、一般選抜では学力試験を課している。入試センターが入学者選抜や学生募集活動を担当し、厳正な入学者選抜の実施に努めている。入試センターと IR センターが協働で、入試区分と高校の成績及び大学の成績との相関を分析して入学者選抜方法の妥当性を検証し、入試委員会で入学者選抜の制度等の見直しを行っている。収容定員及び入学定員と在籍学生数の比率は概ね適切であり、教育研究上の目的及び教育理念を達成するために必要な教育環境を確保している。入試問題は学長が委嘱した学内の教員が作成している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育・学生支援機構」に「教育・学生支援推進委員会」を設置し、委員長を教員である教育・学生支援機構長が、副委員長を事務職員である教育・学生支援部長が担っている。学修・学生生活・就職支援等に関する各種委員会には、教員と「教育・学生支援機構」の事務職員が委員として参加し、教職協働で適切に学修支援を実施している。「障がい学生修学支援に関するガイドライン」に基づき、教職員が連携して障がいのある学生に対応している。オフィスアワー制度を実施するほか、SA(Student Assistant)を任用して教員の教育活動を支援している。アカデミック・アドバイザーが記録した学生面談の内容を教員間で共有して学生をサポートするとともに、「HIU 保護者ミーティング」で留年者及び成績不良者の保護者と密な連携を図っている。中途退学者と面談した教員が記録した所見シートの情報を解析し、中途退学者の防止に努めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

一般企業への就職を目指す学科ではインターンシップを実施し、指定規則で学外実習の実施が必須の学科では現場における職業理解の促進及び学生の将来像構築の促進に配慮したキャリア教育のための支援体制を整備している。進路支援として、学科・専攻に対応した合同企業説明会や合同病院説明会を実施している。入学から卒業までを一体的に捉えた就業力育成プログラムを構築し、高い職業倫理や社会的責任を有した人材を育成している。「教育・学生支援推進委員会」のもとにキャリア支援委員会を設置し、キャリア支援委員やアカデミック・アドバイザーが学生からの相談に対して助言・指導を行うともに、相談内容に応じて「教育・学生支援機構」のキャリア支援係へ誘導する体制を整えている。キャリア支援係は、対面や電話相談、オンラインなど、複数の相談手段を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「教育・学生支援推進委員会」を設置し、学生委員会が学生サービス、厚生補導を担っている。「教育・学生支援機構」の学生係と各学科の学生委員が協働し、適切に学生サービス、厚生補導を実施している。学生に対する経済的支援は、広島国際大学学内奨学金をはじめとする各種奨学金や学費の免除制度などを整備している。学生の課外活動への支援は、課外活動一般援助金等の費用支援や奨励制度を実施している。両キャンパスに設置した学生相談室には、医師である室長のもとに 2 人の学生相談カウンセラー、医師や看護学・心理学を専門とする教員を中心とした相談員を配置し、適切に学生の心的支援や相談に対応している。学生の相談内容は、相談員等が情報を共有し、対応策を協議している。その他、AED（自動体外式除細動器）の設置、学生寮の設置、通学バスの運行等、適切な福利厚生・通学支援を実施している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上必要な校地・校舎面積を有し、教育研究活動に必要な教室、実習・体育施設、運動場を適切に設置・整備して活用している。施設の維持・管理には専任職員を配置し、保守点検、維持修繕等を実施している。十分な学術情報資料を有する適切な規模の図書館を設置し、開館時間の延長等、学生の要望に対応している。教育目的の達成のために、情報施設などの ICT（情報通信技術）環境や各学部に特徴的な学修環境を整備している。また、アクティブ・ラーニングに適した教室を整備するとともに、使用していない教室の開放等によって、学生が自由に使えるラーニングスペースを提供している。両キャンパス・学生宿舎においてバリアフリー対応を行うなど、施設・設備の利便性への配慮に努めている。演習・実習・実験科目は、教員 1 人当たりの学生数が少人数となるように配慮している。旧耐震基準の施設については耐震補強改修工事を実施し、安全性を確保している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

前期と後期に学生の学修支援に関する意見・要望をくみ上げるための受講生授業アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックして授業の改善に役立てるとともに、改善した内容を掲示することで学生に周知している。学生の学修支援、学生生活、学修環境の全般にわたる日常的な意見・要望の聴取は、アカデミック・アドバイザーが担うとともに、学生が意見・要望を回収箱に投かんする「VOS(Voices of Students)」を設けている。学生のニーズに即した学修、学生生活、施設・設備に対する支援を実現するために、学長が直接、学生の意見・要望を聴取する「学長 Cafe」を実施している。学生相談室を開設し、学生の心身に関する健康や学生生活に関する相談に対応している。大規模な施設・設備の更新時には、ワーキンググループの設置、アンケート調査の実施によって学生や教職員の意見をくみ上げている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的及び教育理念を踏まえた大学全体のディプロマ・ポリシーを定めた上で、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。また、学生便覧及び「広国大教職員ハンドブック」に大学全体のディプロマ・ポリシーを、ホームページにはそれに加えて、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとのディプロマ・ポリシーを明示し、学内外に周知している。成績評価、単位認定、進級、卒業、修了の各基準は「広島国際大学学則」「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学助産学専攻科規定」等に定め、各学部の履修に関する諸規則及び履修申請要領で周知し、厳正に適用している。各科目の成績評価基準はシラバスに示している。研究科では、学位論文審査基準を専攻ごとに定め、ホームページに公開している。入学前の既修得単位及び入学後の他大学等における修得単位の認定については、設置基準に基づいて規則を整備し、適正に運

用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的及び教育理念を踏まえた大学全体のカリキュラム・ポリシーを定めた上で、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。また、学生便覧及び「広国大教職員ハンドブック」に大学全体のカリキュラム・ポリシーを、ホームページにはそれに加えて、学部では学科・専攻ごと、研究科では専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを明示し、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーによって分類した全科目のシラバスにはディプロマ・ポリシーとの関連性を示し、科目間の関係は履修系統図で示している。履修登録単位数の上限は、1 セメスターにつき原則 24 単位以下としている。教養教育は「基盤教育検討部門」が企画・推進・改善を図り、授業方法については FD 委員会が「受講生授業アンケート」等を実施して改善を図っている。シラバスにはアクティブ・ラーニング要素を示し、それを授業に取入れるなどの工夫をしている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「広島国際大学『アセスメントプラン』について」で学修成果をディプロマ・ポリシー達成のための段階的な水準と定め、それを「DP ルーブリック」として示している。「DP ルーブリック」で示した学修成果の質的水準は「アセスメント・チェックリスト」にある 12 項目の尺度を用いて「教学マネジメント部会」で点検・評価している。このアセスメント結果は、「教学マネジメント部会」の構成員である FD 委員長から FD 委員会にフィードバックして、授業内容や方法の改善を図るとともに、学部長や事務局長も構成員となる「自

己評価委員会」に報告し、関係学部や部署にフィードバックして、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は大学教学運営を統括し、所属職員を統督すると「職制に関する規定」に定め、年度当初までに学長方針を策定して年度の目標を教職員に周知している。教育研究上の重要な事項を審議する「大学・大学院運営会議」の招集と議長を学長が行っており、学長のリーダーシップのもとに適切に運用している。各学部の教授会、研究科委員会、その他各委員会が学長の諮問事項を審議する機関として機能している。また、副学長 2 人を配置し、役割を明確にして権限の適切な分散を図っている。

内部規則等の一部見直しを行う必要があるものの、教学マネジメントの遂行に必要な各委員会に委員として事務職員が参加し、教職協働体制を確立して教学マネジメントの機能性を担保している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項に基づき、学長が審議事項の決定を行うに当たり教授会が意見を述べることを示すなど、法令の趣旨に沿って各学部の教授会規定等を整備するよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科の専任教員数は、専任教員数、教授数ともに大学設置基準、養成校の指定規則に必要な専任教員数を配置している。研究科・専攻の専任教員数は、大学院設置基準の定めに基づき研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保し、適切に配置している。

教員の採用・昇任の方針は「大学・大学院運営会議」の承認を得て明示しており、規則等を整備し、適切に運用している。

FD 委員会を設置し、教員研修の組織的な実施とその見直しを行っている。また、期待する教員像及び FD の定義を示した「FD 活動／FD プログラム　ガイドブック」を作成し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発に取組むことで、効果的な FD を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD については、人事課において「専任事務職員対象　研修ガイド 2022」を作成し、職員研修の方向性を示すとともに、階層別研修や次世代育成型研修など、多様な研修を実施して、事務職員の資質・能力の向上に取組んでいる。事務職員のスキルアップ支援として、「特定研究奨励制度」や「資格取得支援制度」を設けている。目標達成度評価及び行動特性評価による公正な人事評価を行うことにより、職員の資質向上や適正な人事処遇に活用している。職員の研修実施後、組織全体で対処すべき課題やアンケート結果を踏まえて研修内容の見直しを実施している。また、独自の取組みとして、「教職員研修(FD・SD)」を毎年度実施し、教職員の資質・能力の向上に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員 1 人につき 1 室の研究室があり、豊富な実習設備を活用できる研究環境を整備している。研究環境の適切な運営・管理を行うため、研究支援・社会連携センターを設けている。研究倫理を確立し、研究上の不正を防止するため、「学術研究倫理憲章」「研究者倫理に関するガイドライン」を定め、「広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関

する規定」「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定」「広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定」を整備し、組織体制の確立及び研究倫理向上を図っている。研究活動への資源配分に関する「広島国際大学経常研究支援費取扱要領」によって、研究費の額、使途、執行要領等を定めて運用している。教員の研究活動を支援する事務組織を設け、外部コーディネーターの導入により、教員の積極的な研究を後押ししている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の目的を寄附行為第 4 条に定め、「行動規範」を制定してホームページに公開することで自覚と責任ある行動に努めることを学内外に示している。組織倫理の確立のため、「監事監査規定」「内部監査規定」「公益通報等に関する規定」「人権侵害の防止に関する規定」「個人情報の保護に関する規定」「利益相反ポリシー」等を整備し、経営の規律性を担保する仕組みを整えている。「ガバナンス・コード」を策定し、実施状況の点検を行い、ホームページにその結果を公表している。また、使命・目的を実現するため長期ビジョンを定め、具体的な実行プランを 5 年ごとに中期目標・計画としてまとめ、継続的に取組んでいる。

人権や個人情報に関する規則を定め、環境や人権について配慮している。また、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき理事・評議員の選任について審議・決定を行っている。ま

た、長期ビジョンの実現及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。理事の理事会への実出席率は高い状態を保っている。理事会構成員には民間企業の役職歴任者も含んでおり、学校法人の運営に関する意思決定には企業経営の視点等、多様な意見を取入れることができる体制になっている。

学長が理事として学校法人の意思決定に参画しており、大学の使命・目的達成への戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の重要事案は、理事会に先立ち理事長、常勤理事、各学校長が構成員となる「事業策定会議」で協議・検討しており、法人と各学校間の意思疎通と連携を図っている。また、理事長と各学校長の意見交換の際は、教職員も同席し、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。各大学長は、理事として、大学での検討事項を理事会に上程するほか、日常的な大学の動向報告を行っている。

監事を寄附行為に基づき適切に選任している。監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切で、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行状況について意見を述べている。評議員会は、寄附行為に基づき構成員を適切に選任しており、予算や事業計画等についての諮問を行うほか、理事会の運営に対する重要事項のチェック・監督を行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

学校法人創立 100 周年に向けた長期ビジョンを定め、これを達成すべく中期計画を策定している。「財務収支バランスの適正化及び外部資金の獲得により、財務基盤を安定させる」ことを財務の基本方針として掲げ、中期計画に基づく財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指している。事業活動収支差額比率は全国平均より良好であり、安定した財務基盤を確立し、収入と支出のバランスを保っている。使命・目的、教育研究上の目的及び教育理念の達成のため、科学研究費助成事業の獲得及び募金事業等による外部資金の導入の努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算編成から執行、決算にかかる全ての会計処理は、学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づき適切に行っている。予算編成は「予算編成規定」に基づき理事長が行い、予算執行は「予算執行規定」に基づき原則として事前に決裁を得るよう運用している。決算は、「決算規定」に基づき、理事会が承認した後、評議員会へ報告し、意見を求めている。

会計監査は、監事による監事監査、監査法人による外部監査、内部監査室による内部監査などを行う体制を整備し、三様監査意見交換会による連携を図りながら厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、「広島国際大学における内部質保証の方針」に明示し、ホームページで公開している。内部質保証の体制は、学長のもと、「大学・大学院運営会議」と自己評価委員会が中心となり取組んでおり、責任体制は明確である。大学の活動方針、各学部・部署の計画を「大学・大学院運営会議」で決定し、学部・部署等は、方針及び計画に基づく取組みを実施し、自己評価委員会は、大学の活動に関する方針及び計画と実施の適切性を点検・評価する体制としている。自己点検・評価の実施は、自己評価運営委員会とその下部組織である「大学マネジメント部会」「教学マネジメント部会」が行っている。令和 3(2021)年度から、内部質保証体制の強化のための方針を定め、学内で周知徹底するとともにホームページに情報を公開している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度の学長方針等に基づいた実行計画を「改革実行シート」として策定し、単年度で点検・評価して、改善を要する点は次年度の計画へ反映するとともに、大学全体としては 7 年ごとの機関別認証評価に加え、中期的な視点での自主的・自律的な点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は、ホームページに掲載して公表している。IR センターを設置し、現状分析等に必要なデータの整理・収集、国家試験や休退学に関する分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックして、教育・研究、大学経営等に活用している。令和 3(2021)年度から、「広島国際大学における内部質保証の方針」に基づき、学外者及び他学部・他学科による第三者の視点による点検・評価を行っている。IR センターの運営は、教員であるセンター長と事務部署である学長室及び IR 推進委員会で行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的を三つのポリシーに反映して教育活動を展開しており、それを点検・評価する自己点検・評価活動と「改革実行シート」等に基づく大学改革における改善項目の実行により、教育の改善・向上に取組んでいる。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査等の結果を踏まえて大学運営の改善・向上に努めるほか、3 年に一度「自己点検・評価報告書」を作成するとともに、「中期目標・計画」「改革実行シート」「学部長方針実行シート」による点検・評価と改善を毎年度行うなど、教育の改善・向上のための PDCA サイクルを構築している。

〈参考意見〉

○内部質保証の体制を整備し、改善・向上のための PDCA サイクルを構築しているが、法令等の趣旨に沿って内部規則の整備や運営方法の見直しなどに取組み、大学運営及び教育における質保証の機能性をより高めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携・社会貢献

Ａ－1．社会連携・社会貢献

A-1-①　大学が持っている物的・人的資源を活用した地域活性化への貢献

A-1-②　行政・企業・他大学等との連携

A-1-③　学生の自主的な地域貢献活動の推進

【概評】

大学施設の開放について、教室や体育施設等を学会や地域の行事等に貸出し、施設見学や模擬授業の依頼にも積極的に対応するとともに、図書館を地域住民に開放し、貸出・閲覧・複写等のサービスを提供している。呉キャンパスでは「呉ローズガーデン」で地域住民と学生・教職員が一緒に憩いの空間を創出するとともに、地域と大学の交流を活発化するための交流掲示板を設置している。また、「広国市民大学」を開学し、誰もが一緒に学び、教え、集い、楽しい毎日を過ごすための公開講座を開講しているほか、東広島市主催のフェスティバルへの出展や「生涯学習まちづくり出前講座」への講座提供を行い、健康増進等の情報を発信している。中高大連携においては、地元高等学校と連携し、大学体験学習や医療分野のキャリア教育を行うとともに、提携校とは正課授業として教育プログラムを実施している。また、大学の人的資源を生かした地域住民の健康相談や健康指導を行う「しあわせ健康センター」「心理臨床センター」は地域住民の健康維持増進に寄与している。広島県や東広島市、呉市等と連携・協定を締結し、医療や健康維持増進に関わる取組みを実施するとともに、企業や他大学と連携することで、産学連携を推進し研究活動を活発化している。また、「ボランティアセンター」を設置して学生による社会連携・社会貢献活動を支えるとともに、学生のチャレンジ精神や地域団体等との連携を通しての学びを後押しする「広島国際大学チャレンジプロジェクト」「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」を運用し、実践的な学びを推進している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 本学独自の「スタンダード科目」を設置【教育の特色】

本学では、5 項目のディプロマ・ポリシーに基づき健康・医療・福祉分野で活躍する専門職業人従事者の養成を目指して、コミュニケーション能力や学生が自ら問題を発見し、協働して問題解決する能力を育む「スタンダード科目」を平成 28(2016)年度に導入した。この「スタンダード科目」の中で、最も特色あるものとして、学部・学科を超えたクラス編成で全学的に実施している「専門職連携教育（IPE：InterProfessional Education、以下、「IPE」という）」が挙げられる。IPE については、学生全員が専門職連携(IPW：InterProfessional Work)に関する知識・技術を修得するため、平成 24(2012)年度から試行し、平成 25(2013)年度より全学で本格的に実施しているものであり、1 学年 1,000 人規模で行っている大学は日本では殆どない。IPE は初年次に行う基礎演習及び、2 年次以降に行う総合演習から成り、IPW の基礎となるコミュニケーション能力の修得とともに、学生自らがめざす職業の理解や他職種の理解を深める。また、各職種の専門性を前提としなが

ら、お互いを尊重しつつ相互に連携し、利用者の立場に立って問題に対処する大切さを学ぶ。

また、「スタンダード科目」では「地域創生と危機管理」を全学必修科目としており、受講者全員が一次救命措置の資格を修得する。また、学んだ知識、技能・能力を元にして、地域社会において必要とされている課題の発見と、解決する力を育むとともに、災害発生のメカニズムの理解や、「マイタイムライン」作成など実践的な内容の授業を通し、防災・減災への備えについて理解を深め、地域貢献に役立てる内容となっている。

２．地域の健康寿命の延伸に資する本学の取り組み【研究・地域貢献の特色】

本学では、健康・医療・福祉分野の総合大学として、本学に関係するあらゆる人の「well-being」のため、身体的・精神的・社会的な支援を通じて、地域の健康寿命の延伸に取り組んでいる。令和元(2019)年 1 月に地域住民の健康寿命を延伸するための組織「しあわせ健康センター」を東広島キャンパス 2 号館に設置した。本センターは、令和 2(2020)年度より「Active Wellness Center」内に移転し、より充実した施設において活動しているが、コロナ禍により、現状では電話相談を中心に業務を進めている。

さらに、令和 2(2020)年 6 月に、東広島市が設置した「東広島市健幸ステーション連絡協議会」では、本学を中心に地域の健康づくりや介護予防等を担う多様な団体と連携し、フレイル対策に向けた方針や企画立案の検討を行うほか、健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けた情報交換を行っている。令和 3(2021)年度は、本学教員が講師を務め「フレイル予防講座」「フレイルアドバイザー・サポーター養成講座」を提供した。令和 3(2021)年 4 月には、呉キャンパス 3 号館 3 階スポーツラボ内に新たな活動場所を設けた。

これらの健康寿命延伸の研究及び地域貢献を果たすことにより、本学の健康・医療・福祉分野のブランド確立を目指す。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度
所在地　　広島県東広島市黒瀬学園台 555-36
　　広島県呉広古新開 5-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	診療放射線学科　医療技術学科　救急救命学科
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科　リハビリテーション支援学科※
看護学部	看護学科
薬学部	薬学科

健康科学部	心理学科　医療栄養学科　医療経営学科　医療福祉学科
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科
心理科学部※	臨床心理学科
心理学部※	心理学科
医療栄養学部※	医療栄養学科
医療経営学部※	医療経営学科
医療福祉学部※	医療福祉学科
看護学研究科	看護学専攻
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻　医療福祉学専攻　医療経営学専攻
心理科学研究科	臨床心理学専攻
薬学研究科	医療薬学専攻
心理科学研究科 （専門職学位課程）	実践臨床心理学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 20 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 7 日	実地調査の実施　　11 月 8 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 9 日	11 月 9 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

57 広島都市学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神を「心技一体」と分かりやすく簡潔に示している。大学の使命・目的に基づき教育目標を定めている。また、「子どもケアセンター」「ひろしま人間教育研究センター」等の施設での活動を通じて医療・福祉・教育分野で地域社会への貢献を具体化するなど、個性・特色を明示している。社会情勢に対応して「言語聴覚研究所付属相談室」を設置するなど、特色ある取組みを進めている。使命・目的及び教育目的は、ホームページ等を通じて学内外に周知し、中長期的な計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

「基準２．学生」について

子ども教育学部子ども教育学科は収容定員未充足であるため、「教育改革プロジェクト」での取組みを通した改善が必要である。健康科学部看護学科及びリハビリテーション学科においては定員を充足している。

教職協働による学生への学修支援として、入学予定者には入学前から基礎学力を身に付けるための取組みを実施し、各学科におけるリメディアル教育となっており、国家試験や教員採用試験、就職試験対策の支援にも活用されている。障がいのある学生の支援方針を規定し、組織や支援マニュアルを整備している。中途退学の防止のため、チューターが窓口となり保証人との面談等が実施されている。

「基準３．教育課程」について

建学の精神に基づき、全学部・学科に共通する教養教育科目として「建学の精神」「コミュニケーション技法」等が開講されており、建学の精神を実現する人材を養成する科目と位置付けている。健康科学部の履修登録単位数の上限が高く、学修成果の点検・評価については課題がある。大学は、使命・目的及び教育目的を踏まえて、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページで学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。アクティブ・ラーニングなど授業方法を工夫し、FD(Faculty Development)研修会を実施している。

「基準４．教員・職員」について

規則の一部に課題はあるものの、FD 推進委員会が中心となって FD 活動を組織的に行

っており、学生による授業評価アンケートの活用、教員間での授業参観、FD 研修会を実施している。学内研修とともに、学外での研修にも参加しており、教育内容や方法等の改善の工夫や向上の取組みが行われている。校務に関して、学長の最終的な決定権が明確にされていない点、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない点、教学に関する重要事項を学長が定めていない点、副学長の任用等については改善が必要であるため、学長が適切なリーダーシップを発揮できる補佐体制を整備し、教学マネジメントを構築することを強く求める。

「基準５．経営・管理と財務」について

諸規則や中期計画の管理等について課題はあるものの、寄附行為に基づき組織運営の継続的な努力が行われている。監事監査報告書の取扱いに課題は残るものの、理事・監事・評議員は寄附行為に基づき選任され、理事会・評議員会への出席状況も良好である。中期財務計画の策定が望まれるが、法人の基本金組入前当年度収支差額の推移は、収入超過が保たれており、安定した財務運営が行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針については、明示しているとはいい難い。また、組織の整備、責任体制の確立に関して「広島都市学園大学自己点検および評価に関する規程」を定めているものの、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上と活性化を促し、大学の使命・目的の達成につながるよう恒常的に実施できているかは、不明である。自己点検・評価室、自己点検運営委員会、点検評価実施委員会、FD 推進委員会、認証評価委員会が組織的に課題を学内で共有し、内部質保証の向上に資する活動の全学的な実施などについて、改善が必要である。

総じて、使命・目的、教育目的については、学内で確立、学修環境や学修支援については、整備しているものの、一部の学科において入学定員・収容定員は未充足の状況である。また、教学マネジメントの機能性や管理運営について管理不備である。特に内部質保証における自己点検・評価と実施については、学内の PDCA サイクルが十分に機能しておらず、エビデンスに基づく自主的な自己点検・評価の恒常的な実施について改善が必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 建学の精神を基調とした本学ならではの教育
2. ひろしま人間教育研究センターの活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「心技一体」を学内に明示しており、大学の使命・目的に基づき教育目標を「知識、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与する」と簡潔に文章化し、意味・内容の具体性と明確性をもって定めている。「子どもケアセンター」「ひろしま人間教育研究センター」等の施設での活動を通じて医療・福祉・教育分野で地域社会への貢献を具体化するなど、個性・特色を明示している。また、社会情勢に対応して「言語聴覚研究所付属相談室」を設置するなど、特色ある取組みを進めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目標について、普遍的事項を多く含むため、見直しを実施していないが、三つのポリシーの策定・見直しは、学科教員会議や教授会・学部長会での審議を経た後、理事会の承認を得るなど、役員・教職員が関与・参画している。大学の使命・目的及び教育目的については、ホームページや大学案内パンフレットに掲載し、建学の精神を分かりやすく学内掲示しているほか、教職員に対して辞令交付式等で説明している。大学の使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画に反映されている。

教育研究組織の構成と整合性については、学則等に規定する使命・目的等を踏まえ、2 学部 3 学科、1 研究科 1 専攻科の教育研究組織を設置し、大学の意思決定機関である大学部

長会をはじめ、学部教授会、学科教員会議、学科国家試験対策委員会等を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的を踏まえて、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、入試広報やオープンキャンパス、大学説明会において周知を図っている。アドミッション・ポリシーは学生便覧、ホームページにも掲載している。

入学者選抜は、入学試験委員会を中心とした試験実施本部を設置し運営している。「アドミッション・ポリシー チェックリスト」を策定し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証を行っている。入試問題は大学自らが作成している。入学定員の充足を図るとともに受験生の入学者選抜試験の選択肢を広げるため、多様な入試種別を実施している。

入学試験の実施では実施要項を作成し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の組織を整備し、公正かつ厳格な実施体制のもとで入学者選抜を行っている。

学生確保については、子ども教育学部子ども教育学科は定員未充足であるが、健康科学部看護学科及びリハビリテーション学科においては定員を充足している。

〈改善を要する点〉

○子ども教育学部子ども教育学科における収容定員充足率は、0.7 倍未満となっているため、改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生の学修支援として、入学予定者には入学前から基礎学力を身に付けるために、e ラーニング学修教材である「HCUe ラーニング ベーシック」を受講させている。これは、各学科におけるリメディアル教育にもなっており、国家試験や教員採用試験、保育士・公務員試験の他、一般就職試験対策の学修支援にも活用している。

障がいのある学生の支援方針を規定し、組織や支援マニュアルを整備している。オフィスアワーは、3 学科で実施しており、ホームページの学生掲示板、教員研究室に掲示しており、学生が訪問・相談できるような体制を整えている。

3 学科においてチューター制度を導入し、授業外での学修支援を行う体制となっている。チューターが実施する面談内容は、学科内及び委員会で情報共有しており、専任教員と事務職員の連携を図っている。学生間の学修相互支援は、サークルなどでも行われている。

中途退学防止のため、チューターが窓口となり学生本人や保護者との面談、教育懇談会を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制として、看護学科及びリハビリテーション学科はキャリアサポート委員会と国家試験対策委員会を、子ども教育学科はキャリア指導委員会を設置している。

看護学科における臨地実習、リハビリテーション学科における臨床実習、子ども教育学科における各種実習に関する科目を教育課程内に開設している。それぞれの学科に実習委員会を設置し、学生指導が行われキャリア意識を明確に持つことができるように工夫をしている。

入学後の早い段階から就職先の選択を学生に促すとともに、チューターによる相談支援やオフィスアワーの活用、キャリアサポート委員会・キャリア指導委員会による学修計画を策定し、きめ細かい支援をしている。国家試験対策委員会や採用試験対策などの講座を開催するなど、重層的な就職支援となっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、看護学科とリハビリテーション学科は学生委員会、子ども教育学科は学生指導委員会が設置され、協議・立案の上、遂行している。学生委員会は、教員、保健室職員及び学生課長で構成されており、定例会議を開催している。

学生に対する経済的支援は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、地方公共団体、医療機関等の各種奨学金のほか、大学が独自に設けている奨学金制度を運用している。課外活動は、学生の自治組織である「秀友会」のもとで運営している。教職員により構成する「秀友会支援委員会」が学生会活動をサポートしている。

学生の心身の健康相談・管理は、保健室及び学生相談室（カウンセラー室）を両キャンパスに整備している。保健室には、専任の看護師を、学生相談室には、非常勤の臨床心理士を配置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の二つのキャンパスとも、校地、校舎等の施設及び設備は、設置基準を満たしている。各キャンパスの校舎の一般講義室や運動場及び体育施設には、教育研究に必要な設備が整備され、有効に活用している。

中講義室以上の教室は、映像等が見やすい環境となっており、パソコンを常時設置・整備している。図書館は、附属図書館運営委員会を置き、学生の学修スタイルの変化を踏まえて運営している。

二つのキャンパスをつなぐネットワーク環境を整備し、障害発生時でも停止しない構成となっている。校舎は、バリアフリーな建築設計となっており、自動ドア・エレベータなどを整備し、施設・設備の維持管理は法令に基づいた保守点検が行われている。

授業を行う学生数は、教室の収容定員範囲内となっている。パソコンを利用する授業、実技演習室を利用する授業、実習室を利用する授業は、複数回開講するなどの運用をしている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望は、チューターが中心となり教務課職員、学生課職員が把握する機会を設けている。具体的な取組みとしては、大学生活満足度調査や卒業時調査を実施している。調査結果は、適宜、全学組織で情報共有を行いサポート体制の改善に生かす仕組みとなっている。

入学時に学生へ求める「健康調査票」への記載内容から、学生の心身の健康や日常生活の状況、修学上の支援や相談希望の有無について集約し、要望への対応を行っている。

大学は、チューターによる面接やオフィスアワーを通して、経済面の状況や修学支援上の奨学金貸与の要望を把握し、学生課と連携して支援を行っている。また、学生生活の満足度調査等で学修環境に関する学生からの意見・要望をくみ上げて、改善を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神と使命・目的、教育目的を踏まえ、大学全体及び学科・研究科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧などへの掲載を通じて公表するとともに、ガイダンス等において学生に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、授業科目ごとに学修の到達目標を示し、シラバスに掲載している。卒業認定基準、修了認定基準を策定し、周知・運用している。健康科学部の 2 学科は実習実施の前提となる「先行要件」を内規に定め、それぞれ学生に周知している。

大学の卒業認定は、認定要件を具体的に定め、学則にのっとって行っている。研究科においては学位論文が満たすべき基準を定め、公開した上で運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的等を踏まえて、カリキュラム・ポリシーを大学全体及び学科・研究科ごとに策定し、ホームページ等を通じて公表している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。

シラバスでは、科目の概要、学修の到達目標、授業計画、成績評価方法等を、学生が分かりやすいよう具体的に明示し、カリキュラム・ポリシーとの整合性を点検している。1 年間の履修登録単位数の上限は、健康科学部については高いものの、全ての学部について設定され、周知・運用されている。

建学の精神に基づき、全学部・学科に共通する教養教育科目として「建学の精神」「コミュニケーション技法」が開講されており、建学の精神を実現する人材を養成する科目と位置付けている。アクティブ・ラーニングなど授業展開が工夫され、FD 研修会が実施されている。

〈参考意見〉

○健康科学部の 1 年間における履修登録単位数の上限が高いので、単位制度の実質化の観点から見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価、フィードバック機能等については、組織的な改善が必要な部分があるものの、ディプロマ・ポリシーの達成度を点検・評価する指標として「卒業要件充足者等一覧」を作成し、学科教務委員会、学科教員会議、学部教授会、大学部長会において確認している。また、単位修得状況、GPA(Grade Point Average)、学位取得状況、退学・

休学・留年状況、修業年限期間内の卒業状況、授業評価アンケートの結果から、学生の学修状況を把握している。授業評価アンケートについては、専任教員に対しアンケート結果をフィードバックした後、半期ごとに数人の教員から提出された「自己点検・評価」を、FD 推進委員会が取りまとめている。

健康科学部においては国家試験合格状況、子ども教育学科においては免許・資格の取得状況から学修成果を点検・評価している。各学部において、学修成果が低迷する学生への支援として、学修支援センター等に教員を配置する等、低学年次の学修を支援する仕組みづくりを行っている。

〈改善を要する点〉

○教授方法の改善を進めるための組織体制として、規則に基づき FD 推進委員会を設置し、授業の相互参観・授業公開、授業評価アンケートを実施しているが、点検・評価・フィードバック機能等については不十分であり組織的に実施するよう改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしていない。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしていない。

〈理由〉

学長は大学全般の運営方針を審議、協議する意思決定機関である「大学部長会」の構成員ではあるものの、「大学部長会」は全ての議案について、出席した理事長の同意を得なければ決議することができないと規定されており、教学に関する重要事項を決定する権限が学長に付与されているとはいえない。また、教授会及び研究科委員会が、学長に意見を述べていないこと、教授会に意見を聴くべき教学に関する重要事項を学長が定めていないことは法令違反である。

学長を補佐するため、副学長、教学部長、大学院研究科長、学部長等の教学役職者が任用され、権限の適切な分散を図ろうとしている。しかしながら、副学長の任用に当たっては、学内規則に基づき適切に行う必要がある。教学マネジメントを有効に機能させるための職員の配置も十分であるとはいえず、学長を中心とした実効的な教学マネジメント体制の早急な構築を求める。

〈改善を要する点〉

○校務に関して、学長の最終的な決定権が担保されていない点は、学校教育法第 92 条第 3 項の趣旨に照らして適切ではなく、改善を要する。

○学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない点について、改善が必要である。

○教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点について、改善が必要である。

○副学長の任用について、「副学長任用規程」第 3 条に基づき学長の意見を聴いていない点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○役職者の任期について、再任時に辞令等の発令がなされていない事例が散見されるため、任期管理を徹底し、任期についての全学的な共有が望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の配置は大学設置基準、大学院設置基準を満たしている。また、各種免許や資格関係の認定基準等に規定される必要教員数が適切に配置されている。教員の採用は原則公募としており、昇任も含め「教育職員選考規則」の他、必要な規則類にのっとり適切に行われている。教員に関する評価として「教員評価規則」等を定め、その結果を学部学科間での平準化を目的として分析し、教育力向上に用いている。

FD 活動は「FD 推進委員会規程」に基づき設置されている FD 推進委員会が中心となって組織的に行われており、学生による授業評価アンケートの活用、教員間での授業参観、FD 研修会が定着している。なお、「FD 推進委員会規程」については規定と実態を合わせることが望まれる。学内の研修以外に、学外での研修にも参加しており、教育内容や方法等の改善の工夫や向上の取組みが行われている。

〈参考意見〉

○「FD 推進委員会規程」の一部に実態と合致していない点があるため、対応が望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力の向上のために、SD 研修会を事務職員と教員に対して年 2 回程度開催している。そのうち年 1 回については全教職員を対象に FD 研修会と合同で SD 研修会を開催している。なお、研修会の参加率向上に期待する。また、SD 以外の研修では、新任事務職員を対象とした新任教職員研修会が開催されており、建学の精神、大学の教育目的と理念、管理運営と組織などについて学んでいる。

外部研修については、希望者を派遣している。

〈参考意見〉

○SD 研修会への職員の参加率向上のための方策を検討することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員には、ネットワーク環境が整備された研究室が用意されている。助教を含む専任教員には、研修日を与えており、研究活動に専念できるようにしている。

研究倫理については、「『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」、研究倫理審査委員会規程を定めている。研究活動上の不正行為防止については、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程を策定し、研究倫理教育として独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」の受講を求め、受講後は、総務課研究支援担当部署へ修了証書の提出を求めている。

研究活動への資金配分については、助教を含む専任教員に対し、毎年度一定額の個人研究費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人古沢学園寄附行為」において、教育基本法及び学校教育法にのっとり法人運営を行うことを明確に定めている。学則をはじめとする必要な諸規則は、実態を反映していないものや整備されていないものが散見するが、概ね定めている。

法人の中期計画として「古沢学園第二次中期事業計画（令和 2 年度～6 年度）」を定めており、計画の実効的な進捗管理に一部課題はあるものの、組織運営を継続的に努力している。

人権や安全への配慮には取組んでいるが、「危機管理規程」に基づく危機管理マニュアルを早急に作成することが望まれる。環境保全に配慮した「エネルギー等の適正利用に関する行動指針」を策定しており、エネルギー需要が高まっている今日では時宜にかなった対応である。

役員はもとより、法人及び大学の教職員全体として、法令や制度等に関する情報収集及び理解をより一層進め、ガバナンス機能を向上することに期待したい。

〈改善を要する点〉

○法人の中期計画である「古沢学園第二次中期事業計画（令和 2 年度～6 年度）」の進捗状況が組織的に管理されていないため、その体制の整備について改善を要する。

○規程集や諸規則について、遺漏や誤記載の放置が散見するため、それらを組織的に点検し管理する体制を構築するよう改善が必要である。

〈参考意見〉

○「危機管理規程」に基づく全学的な危機管理マニュアルが作成されていないため、早急に整備し、学内へ周知することが望まれる。

○組織内において、法令や制度等に関する情報収集及び理解を一層進めるための情報共有が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は「学校法人古沢学園寄附行為」の規定に基づき定例で開催されるほか、重要な案件が生じた際には必要に応じて臨時で開催しており、使命・目的の達成に向けた意思決定を行う体制を整備し、機能している。また、理事会への理事の出席状況も良好であり、欠席時の意思表示も適切である。理事の選任についても「学校法人古沢学園寄附行為」の規定に基づいて適正に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定機関である「大学部長会」には、理事長をはじめとする理事 3 人と学長をはじめとする教学役職者が出席しており、経営面と教学面の意思調整が図られている。理事長がリーダーシップを発揮できる体制としては、常勤の理事が複数人おり、うち 1 人を副理事長とするなど、内部統制環境を整備している。

評議員の選任や評議員会への諮問も「学校法人古沢学園寄附行為」に基づき適切に行われており、評議員の評議員会への出席率は良好である。

監事は「学校法人古沢学園寄附行為」に基づき適切に選任されており、2 人の監事は理事会及び評議員会に常に出席している。監事による監査報告書の記載内容に一部不備がある点や､監査報告書を理事会及び評議員会で審議･承認している点は是正が必要であるが、監事の職務執行は行われている。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書について、理事会及び評議員会で審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○私立学校法第 37 条に基づき、監事による理事の業務執行の状況の監査についても、監査報告書に明示することが望まれる。

○監事の職務遂行を支援する体制の強化、法令改正等を含む監事への積極的な情報提供を行う体制の強化が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人の事業の安定と、発展を確実かつ長期的に実現するため「経営計画作成および管理規程」を定め、それに基づいて、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの中期の事業計画を策定しているが、その期間に対応する財務計画は策定されていない。なお、単年度の財務計画については作成されている。

法人経営については、基本金組入前当年度収支差額は、収入超過の状態で安定的に推移しており、また総資産から総負債を差引いた正味財産も増加しており、安全性の高い財務基盤となっている。

〈参考意見〉

○令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の中期計画の期間に対応した財務計画が未作成であり、作成することが望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準や法人が定める「学校法人古沢学園経理規程」「固定資産管理規程」等に従って適正に行われている。また、公認会計士による定期的監査を受け、正しい会計仕訳が行われている。

補正予算の編成は、全ての科目について予算額の見直しが行われている。会計監査の体制は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査及び監事による監査以外にも内部監査室により実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしていない。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針については、明示しているとはいい難い。また内部質保証のための恒常的な組織体制、責任体制として、「広島都市学園大学自己点検および評価に関する規程」に基づき、自己点検運営委員会、点検評価実施委員会等の会議体を設置し、また相互の調整等を行うため、自己点検・評価室を置いているが、大学全体の内部質保証において重要な役割を担う自己点検運営委員会、点検評価実施委員会が機能していない点について改善を求める。

〈改善を要する点〉

○内部質保証に関する全学的な方針を策定し、明示していない点については、改善が必要である。

○自己点検・評価の実施やその結果の活用において重要な役割を果たすべき自己点検運営委員会、点検評価実施委員会が開催されていないなど、大学全体の内部質保証のための恒常的な組織体制、責任体制が機能していない点は改善が必要である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしていない。

〈理由〉

内部質保証のための、自主的・自律的な自己点検・評価のため、日本高等教育評価機構の評価基準等を参考に自己点検・評価を行っているが、今回の認証評価で提出された自己点検評価書は、事実と異なる内容の記載や誤表記が散見し、またその記載内容を裏付けるエビデンスや、現状把握のためのデータ等の収集と分析も十分とはいい難い。特に書面質問について事実と異なる回答が複数あったことについては、その質問内容の重要度の観点からも問題であるといわざるを得ない。全学的に自己点検・評価、認証評価に取組む必要がある。

〈改善を要する点〉

○今回の認証評価で提出された自己点検評価書は、事実と異なる記載や誤植も含めて前年度のものとほとんど同一内容であること、提出された資料・データ等のエビデンスも不足していることから、不十分といわざるを得ないため、学内規則に基づき組織的に、自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。

○公表されている「自己点検評価書」に誤表記が散見するので、「自己点検評価書」を公表することについての責任体制などの点は改善が必要である。

○書面質問に対して事実と異なる回答をしたことは、評価に対する誠実性を損なう行為であるといわざるを得ないため、今後このようなことが無いように自己点検・評価のチェック体制、更にはガバナンスを徹底するように改善が必要である。

〈参考意見〉

○内部質保証のための自己点検・評価を行う際に、IR 等を活用した調査やデータ収集及び分析を十分に活用することが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、一部に不十分な点はあるものの、単位修得状況、GPA、授業評価アンケート、国家試験合格状況、資格取得状況の点検・評価により行われている。

法人の中期計画である「古沢学園第二次中期計画（令和 2 年度～6 年度）」に基づいた大学運営を行っているが、当該中期計画は概略的であるため、その実現を図るための財政的な視点を加えることも望まれる。また、内部質保証を機能させる上で前提となる大学全体の自己点検・評価の恒常的な組織体制が十分に機能していないこと、エビデンスに基づく自己点検・評価の実施が十分でないこと、書面質問に対しての回答と実地調査時の回答が異なるなど内部質保証システムが十分に機能しているとはいえない。

〈改善を要する点〉

○大学全体における内部質保証の組織体制等が実質的に確立されておらず、内部質保証のための自己点検・評価も不十分であり、書面質問に対しての回答と実地調査時の回答に相違があることなど、内部質保証システムが機能しているとはいえず、改善が必要である。

○法人の中期計画である「古沢学園第二次中期計画（令和 2 年度～6 年度）」が定められているが内容が概略的であり、実行可能性を持った精緻な計画を作成するように改善が必要である。

○子ども教育学科の収容定員未充足、教学マネジメントの機能性、管理運営の相互チェックについて改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性が十分であるとはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・社会貢献

A－1．大学が保有する知的資源の地域社会への提供

A-1-①　地域との連携・地域への貢献方針の明確性と具体的取組み

A-1-②　地域で活躍する人材の育成と輩出による地域貢献

【概評】

大学は、学則第 1 条に基づき、養成を目指す人物を「地域社会の発展に寄与する人材」とし、これを育成することを目的としている。具体的な取組みとしては、宇品キャンパスにおいては地域の子育て親子に交流の場を提供する「子どもケアセンター」を、西風新都キャンパスにおいては「言語聴覚研究所付属相談室」を設置している。

「子どもケアセンター」は、保育士資格を持った子育てアドバイザーが常駐し、来室した 3 歳未満児とその保護者を対象に、日々の遊びや活動をサポートしている。また読み聞かせ、食育などの交流会の開催、食や子育て、健康などの相談対応を行っている。利用者数の推移を見ても近隣の子育て世代への貢献度は高い。

「言語聴覚研究所附属相談室」では、言葉の問題を持つ地域の方々の相談機関として、言語聴覚士である教員が対応している。また、大学での専門教育内容を社会につなぐ機関となっており、専攻科学生の臨床見学の場にもなっている。学生がより身近に臨地をイメージし、教員が言語聴覚士として働く姿を通して、地域の専門職者として即戦力となり得る人材を育成する機会となっている。

これらの施設は、互いに連携するだけでなく、設置している市区などの自治体や、民間施設と連携を図りながら社会貢献と教育活動を実践している。

また、大学が所在する地域への就職割合が比較的高く、地域を担う専門人材を輩出している。健康科学部看護学科及びリハビリテーション学科、子ども教育学部子ども教育学科のいずれの就職においても、例年、広島県内への内定が比較的多く、学則第 1 条に定めている目的の一つである「地域社会の発展に寄与する」ことを実践している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．建学の精神を基調とした本学ならではの教育

建学の精神「心技一体」を基調とした本学ならではの教育が本学の個性・特色である。授業科目「建学の精神」は、全学科において 1 年次前期の必修科目であり、15 回のオムニバス科目ではあるが、そのうち 8 回を本学園ならびに本学の創業者自らが教鞭に立ち、本学の建学の精神の本質的な意味について理解を深めるとともに、 授業の中にアクティブ・ラーニングも組み入れ、学生自身が目指す人材とは、一体どのようなものであるかといった本質を深く捉え直す作業を通して､その精神を体得していく科目となっている｡さらに、後半 7 回の授業では、日本の伝統文化として代々受け継がれてきた「茶道」「華道」をそれぞれの師範を招き、これら伝統文化を体験することを通じて、和の精神と作法を学ぶ。本科目は、これら一連の学修を通して、より良い技術とは、技術力のみではなく、それを用いる人とその健康な体が調和されることで、はじめて社会にとって貢献しうる技術とな

ることを、入学初年時の段階で体感してもらうことを主旨としている。

さらに、「建学の精神」と同様に全学科必修科目である「コミュニケーション技法」を1年次・2年次に配置し、「建学の精神」で理解を深めた「心技一体」を踏まえ、それぞれの学部・学科の教育目標ならびに教育内容を改めて見つめ直す機会を設けている。それと併せて、本科目では、3日間の合宿研修を行い（令和2年度・令和３年度は、コロナ禍の影響により学内研修で代替した。）、他者との共同生活に適応し、人間関係を深めつつ、自己表現力の基礎を学修することを通じて、ディプロマ・ポリシーの一つである「自分の考えを積極的に話せて人とコミュニケーションをとれる」ための素養を身につけてもらうことを目標としている。

2. ひろしま人間教育研究センターの活動

「ひろしま人間教育研究センター」は、学生が現場の優れた教師たちと共に実践的・多角的な授業づくりの視点をびあうための「授業づくり研究」の拠点をめざして、平成27年4月に、本学宇品キャンパスの子ども教育学部内に設置した。

本センターは、平和・人権重視の「ひろしま教育」、教えるための知識・技術のみならず、子どもたちとつながり、保護者やさまざまな教育関係者とつながる人間力を育てる「人間教育」を統一した先進的な学びを、卒業生、学生、学外の教育者、本学教員とともに探究する活動を行なっている。活動内容は、主に小学校での授業研究を中心に、「研究交流提携事業」を積極的に推進している。授業力の向上をめざす現場教師へ指導助言を提供するとともに小学校教師をめざす本学科生も授業研究に参画し、教師としての資質向上に努めている。具体的活動として、年2回（夏期・冬期）ほど、「授業づくり合同研究会」を開催している。学（トル）研究交流提携校との授業研究会、授業観察、教員との交流の成果・課題を持ち寄り、分析・検討を行なっており、教育行政との関係構築や、学校間連携の仲立ちなどの機能を果たしている。また、本学卒業生が主体となって、「授業実践研究交流会」を定例（毎月）で開催しており、卒業生が教育現場で日々感じている悩みを出し合ったり、新たにやってみたいことを交流したりしながら、各自が関心を持って実践したことについて語りあう場を提供することで、卒業生へのアフターケアの役割も担っている。

他方で、本学周辺の小学校や子ども食堂でのボランティア活動に学生を積極的に派遣するなど、配慮を要する児童の居場所となっている小学校や施設とのケアマネジメント的な役割も果たしており、地域貢献の一端を担っている。

Ⅳ　大学の概況（令和4(2022)年5月1日現在）

開設年度　　平成21(2009)年度
所在地　　広島県広島市南区宇品西5-13-18
　　広島県広島市安佐南区大塚東3-2-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康科学部	看護学科　リハビリテーション学科

子ども教育学部	子ども教育学科
保健学研究科	保健学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 7 日	実地調査の実施　　11 月 8 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 9 日	11 月 9 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

58 平成音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の教育目的及び学科の教育目的は創立者の「九州から音楽文化を発信する」という建学の精神に込められた想いを具体的に明文化し、個性・特色を反映して学則において定めている。また、社会に必要とされる音楽のあり方に対応するため、ディプロマ・ポリシーについて見直し、大学が養成すべき人材像を再確認している。

大学の教育目的は、役員及び教職員から理解と支持を得ており、学生便覧や学内掲示、ホームページ等に掲載し、学内外へ周知している。

法人の中期事業計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）は法人が目指す将来像及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）において教育目的が反映され、目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定し、公表するとともに、高校訪問やオープンキャンパス等において周知されている。在学生数は、収容定員に対して未充足であるが、定員の変更や改組等により定員確保に向けた取組みを行っており、引続き改善の努力に期待する。学修支援についてはオフィスアワー制度や担任制度を導入する等、きめ細かい支援となっており、障がいのある学生についても「障がい学生支援委員会」において配慮が必要な事項等を共有し、手厚い支援が行われている。キャリア支援について、教職協働の体制が構築されており学科を問わず高い就職率を維持している。「学生委員会」は学生生活全般を支援し、学生支援センター、学生相談室が設けられ支援体制が整っている。校地及び校舎面積は設置基準を上回っており、施設が機能的に配置され、適切な管理のもと有効に活用されている。

〈優れた点〉

〇九州地方にある音楽大学として、極めて高い就職率を維持していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに定め、ホームページ等で周知し、音楽学科の各コースのディプロマ・ポリシーについても策定している。単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を定め、成績評価に当たって公平性を確保する工夫が

なされる等、厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえて学部・学科ごとに策定し、ディプロマ・ポリシーとの関連性を考慮して策定することで一貫性を確保している。教育課程は科目群に分類され、学年進行に応じて体系的に編成し運用している。シラバスには、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連を明示し、授業概要や到達目標、授業計画、成績評価基準に加え、事前事後の学修についても概ね全ての科目に記載している。学修成果は学生の学修状況、資格取得状況・就職状況の調査、学生生活満足度調査、卒業年次生への意識調査を実施し、アセスメント・ポリシーに基づいて点検・評価している。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教授会をはじめとする大学の主要な会議の議長を務め、リーダーシップを発揮しており、学長の補佐体制として副学長、学長補佐を配置し、学長が議長となる会議には構成員として参加している。教学マネジメントにおいて重要な運営委員会には理事長、学長をはじめとする教学と事務局の役職者が参加し教職協働による教学マネジメントの機能性を確保している。専任教員については、設置基準に規定する必要教員数を充足するとともに各学部・学科に適切に配置し運用している。教員の能力開発について「FD 委員会規程」を定め、毎年度計画的に授業公開、FD 研修会、授業評価アンケートによる評価と改善が行われる等、資質と能力向上に努めている。研究環境について実技系教員には個室を整備し、講義・演習系の教員には共同研究室を用意する等により研究環境を整えている。全教職員を対象にした研究倫理研修会の実施や外部資金導入についても積極的に行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は組織と組織倫理に関する諸規則を整備し、社会的責任を重視してガバナンス・コードを策定する等、適正な法人及び大学の運営に努めているが、評議員会において一部書面のみで開催されていることについて適切な運用が求められる。理事会は最終的な意思決定機関として位置付けられ、使命達成に向けた意思決定ができる体制が整備されている。理事会と大学との意思疎通及び法人の円滑な管理運営を遂行するための運営委員会を設け、理事長と理事である学長が構成員となって連携を図っている。財務について平成 28(2016)年度に発生した熊本地震の影響は大きく、厳しい運営が続いているが、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 か年の中期事業計画を策定し、計画に基づいて毎年度の検証と見直しを入念に行うことによって、学生数は増加し法人収支も改善傾向にもあり、法人の使命・目的を実現するため弛まぬ努力が行われている。会計処理についても諸規則を整備し、監査体制も整えられており適正に行われている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の方針について学則に「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命の達成するため、本学において教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うもの」と規定しており、趣旨に従って「平成音楽大学自己点検・評価規程」を定めて自己点検・評価委員会を設置し、組織と責任体制を明確にする等、自己点検・評価を行う体制が整っている。自己点検・評価委員会は IR 室が収集分析する情報に従って点検・評

価項目を定め、エビデンスに基づいた自己点検・評価活動を行っている。
三つのポリシーを起点とする内部質保証のためアセスメント・ポリシーを定め、自己点検・評価委員会が要となり学生の学修成果を中心に分析と検証が行われているが、管理運営については内部質保証の更なる機能向上に期待する。中期事業計画については財務基盤の確立や教育の質の向上等について、計画の進捗状況と成果を年度ごとに設定した目標に沿って点検・評価し改善を試みている。

総じて、大学は、創立者の建学の精神を基軸として、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づき運営されている。教職員は学生に寄り添い、きめ細かい支援や指導が行き届いており、学生は目的の学業を高い満足度をもって学んでいる。教学組織について学長のリーダーシップのもと適切に運営され、法人の管理運営組織においても新しい理事長のもとに帰属意識が醸成されつつあり、安定した法人運営を目標に継続した努力がなされている。また、質保証のための自己点検・評価は、IR 室が中心となって収集分析した各種アンケートに基づき自己点検・評価委員会により実施されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の教育目的及び学科の教育目的は、創立者の「九州から音楽文化を発信する」という建学の精神に込められた想いを具体的かつ簡潔に明文化し、個性・特色を反映して学則に定めている。
また、社会に必要とされる音楽のあり方に対応するため、令和 2(2020)年度に音楽学部のディプロマ・ポリシー、令和 3(2021)年度には学科のディプロマ・ポリシーについて見

直し、大学が養成すべき人材像を再確認している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的は学則において定められ、策定過程等で役員、教職員からの意見を踏まえて決定しており理解と支持を得ている。また、学生便覧や学内掲示、ホームページ等に掲載し、オリエンテーションにて確認する等、学内外へ周知している。

法人の中期事業計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）の「建学の精神・ミッションを踏まえた法人の目指す将来像」及び三つのポリシーにおいても教育目的が反映され、目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定され、入学者選抜試験要項、大学案内、ホームページに掲載するとともに、高校訪問やオープンキャンパス等において説明、周知している。入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って志願者の能力・意欲・適性を総合的に評価している。

収容定員充足率は 0.7 倍を下回っているが、オープンキャンパスの実施回数を増やし、ホームページのリニューアルなどの努力によって改善を図るなど、定員確保に向けた取組

みを行っている。

〈改善を要する点〉
○音楽学部音楽学科、こども学科の収容定員充足率がそれぞれ 0.7 倍未満となっている点は、改善を要する。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
学修支援は、オリエンテーション、履修登録、出席状況の確認などにおいて、教務課・学生課・就職課職員と各学科・コースの担当教員が協働して行っている。担任制度を導入し、きめ細かい学生のケアを図っている。障がいのある学生については、「障がい学生支援委員会」が対応し、各授業担当教員に配慮が必要な事項を伝えている。オフィスアワー制度は全専任教員によって実施している。
大学院が設置されていないため TA 制度は設けられていないが、授業へのサポートは、教務課職員や、合奏・合唱のインスペクター及びパートリーダーが行っている。

2－3. キャリア支援
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
就職・進学に対する相談・助言については、就職課と就職委員会を中心に、教職課程及び課外指導を通じて行っており、学科を問わず 100%に近い就職率を継続的に維持している。
インターンシップ制度は、「大学コンソーシアム熊本」での事業として、学生が参加できる体制をとっている。また、熊本県立劇場などにおけるインターンシップ受入れも視野に入れた検討が行われる等、インターンシップ受入先の確保に努めている。

〈優れた点〉
○九州地方にある音楽大学として、極めて高い就職率を維持していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての学科・コースの教員で構成される「学生委員会」を設置し、学生生活全般に係る支援等を事務局関係部署と連携して行う体制をとっている。担任制度を導入し、きめ細かい支援ができる体制を整えている。学生サービス、厚生補導のための支援体制として、学生支援センター、学生相談室が設けられている。新入生を対象にした給付型「特待生制度」を中心に奨学金制度が設けられており、学生への経済的支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎の面積は設置基準を満たしており、学生数に比して十分な施設環境が整備されている。練習室、ホール、楽器についても、概ね適切な環境を整備している。パソコンルームとサウンドデザインスタジオにパソコンを設置しており、概ね適した数を確保している。また、無線 LAN 環境については学内のほぼ全域で整備されており、教育目的達成のための ICT（情報通信技術）環境を概ね適切に整備している。耐震化率は 100%となっており、バリアフリー化も行われている。授業は原則少人数制で実施され、学生数は適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

少人数制であることから学生個々の意見、要望を把握しやすい環境にある。学修支援、学生生活及び施設・設備に対する学生の意見を、学生生活満足度調査及び卒業年次生に対する意識調査を通してくみ上げ、IR 室、自己点検・評価委員会、教授会、教務委員会及び学生委員会で集計、分析・考察し、改善につなげるシステムを整備している。また、学生の心身に関する健康相談や経済的支援などについても、きめ細かいアンケートを行い、常時対応に務めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに定め、ホームページ等で周知している。音楽学科の各コース別のディプロマ・ポリシーについても定め、学生に周知している。単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、周知している。実技科目試験や卒業論文、卒業演奏などの複数教員による採点、通知された成績に学生が疑問を持った場合の異議申立て制度など、成績評価に当たって公平性を確保する工夫がなされ、単位認定基準、卒業認定基準等を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえて学部、学科ごとに策定し、学則、シラバス、ホームページ等で周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの内容を小項目に整理し、それらの項目との関連性を考慮して策定することで、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、「基礎科目群」「展開科目群」「発展・応用科目群」に分け、学年進行に応じて体系的に編成、実施している。シラバスには、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連を明示し、授業概要や到達目標、授業計画、成績評価基準に加え、事前事後の学修についても記載している。履修登録単位数については、年間及び半期ごとの上限を設けている。教養教育は教養領域を設けるほか、教養教育委員会が企画統括を行う独自科目を開講している。教授方法改善のため FD 委員会が計画して授業公開を実施し、学科の全専任教員が参加して詳細な授業検討会を行い、記録を残している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえて、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで学修成果を評価、検証する方法をアセスメント・ポリシーとして定め、公表している。学生の学修状況、資格取得状況・就職状況の調査、学生生活満足度調査、卒業年次生への意識調査を実施し、大学が定めたアセスメント・ポリシーを活用して、学修成果等を点検・評価している。

学生の学修状況、資格取得状況、学生生活満足度調査、卒業年次生への意識調査、授業評価アンケート等の実施結果は、教授会での報告や授業担当教員へのフィードバックを通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、大学の意思決定を行うことが規則で担保され、教授会、代議員会、自己点検・評価委員会、教員資格審査委員会、危機管理委員会等の主要会議の議長を務め、リーダーシップを発揮している。学長の補佐体制として、副学長、学長補佐を配置しており、学長が議長となる会議には全て、構成員として参加している。

教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要な事項は、学長裁定としてあらかじめ定められている。

教学マネジメントの組織体制としての運営委員会に、理事長、学長、常勤理事、副学長、学部長、大学事務局長及び法人事務局長が参加し、教職協働により教学マネジメントの機能性を確保している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、設置基準に規定する必要教員数を充足しており、適切に配置している。専任教員の採用、昇任については、「平成音楽大学教員選考規程」「平成音楽大学 教職員の業績審査に関する内規」を定め、教員資格審査委員会を設けて適切に行っている。また、教員採用は公募を原則としている。

「平成音楽大学 FD 委員会規程」を定め、毎年度計画的に授業公開、FD 研修会、授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの結果は、改善計画を含めホームページに公開されており、次年度に向けて授業評価アンケートの結果から科目レベルのアセスメントが行われている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員に必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質を向上させるために毎年 SD 研修を行っている。具体的には ICT 関連の講習や、全学的な「ハラスメント防止・対策研修会」「倫理教育研修」などを実施している。学外の研修会にも毎年参加し、専門知識を有する職員育成を図っている。学外研修の参加者は、報告書を提出し、研修の成果を学内にフィードバックしている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

実技系教員にはレッスンのためピアノのある個室を、講義・演習系の教員には 1 人 1 台のパソコンと無線 LAN、有線 LAN が利用できる共同研究室を用意するなど研究環境を整備している。研究倫理については、「平成音楽大学研究活動上の不正行為防止規程」を設け厳正に運用している。また全教職員を対象にした研究倫理研修会も実施している。個人研究費の助成については、教育研究費、研究研修旅費助成を行う制度を設けている。

研究活動のための外部資金導入の努力については、学術研究委員会が主体となって科学研究費助成事業申請の呼掛けを行い、申請につなげている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「学校法人御船学園寄附行為」「学校法人御船学園事務組織規程」「学校法人御船学園処務規程」「学校法人御船学園 就業規則」等に基づき適切に運営されている。「学校法人御船学園・平成音楽大学コンプライアンス規程」「学校法人御船学園・平成音楽大学利益

相反マネジメントポリシー」「平成音楽大学公益通報規程」等の組織倫理に関する規則が整備されている。「学校法人御船学園キャンパス・ハラスメント防止規程」「キャンパス・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を策定し、ハラスメント防止啓発リーフレットの作成、障がいのある学生への配慮等で人権に配慮している。また、校舎の改修及び建替えによる耐震化、バリアフリー化、照明の LED 化等により安全、環境に配慮している。令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 か年の中期事業計画を策定し、毎年度の PDCA サイクルにより使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づいた寄附行為に従って理事会を最終的な意思決定機関として位置付け、使命達成に向けて意思決定ができる体制が整備されている。

理事の選任は寄附行為で定めた定数を満たしており、理事会は年 4 回定例及び必要に応じて臨時で開催し、出席状況も良好である。理事会の議事については、学長選任、中期計画が適切に審議されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学との意思疎通及び法人の円滑な管理運営を遂行するための審議、調整を行う運営委員会を設けて、理事長と理事である学長が構成員となって連携を図り相互チェックを行っている。また、教職員からの提案などをくみ上げる仕組みとして、学長、役職教育職員、事務局長、学長の指名する部長級以上の事務職員若干名から成る代議員会を置いている。

評議員会は原則年間 4 回に加え臨時で開催し出席率は概ね良好である。評議員会において一部書面で開催されていることについて適切な運用が求められる。監事は理事会、評議員会に出席し意見を述べ､監事監査は年間 2 回を定例とし監査計画に沿って実施している。

〈改善を要する点〉

○令和 3(2021)年 6 月 28 日開催の第 2 回評議員会を書面で開催している点は改善を要す

る。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度に発生した熊本地震の影響もあり、非常に厳しい財務運営が続いており、安定した財務基盤が確立されているとはいえない。令和 3(2021)年度には収支は改善したものの、楽観的な状況には至っていない。しかしながら令和 2(2020)年度から 5 か年の中期事業計画を策定し、進捗状況を理事会等に定期的に報告し、計画に基づいて改善に努めている。学生募集にも力を入れ、結果として学生数は令和 3(2021)年度から増加に転じ、学生生徒等納付金収入も微増している。創立 50 周年事業としての寄付金募集も既にスタートしている。支出については、人件費や経費等の削減に対して、実効性のある計画を立て、実行し、効果を上げてきている。令和 7(2025)年度には事業活動収支がプラスになる計画を立てている。今後予算管理を厳格に行いながら、中期事業計画にのっとり財務運営を進めていき、財務基盤が安定することを切望する。

〈改善を要する点〉

○安定した財務基盤を確立するため、予算管理を厳格に行い、中期事業計画にのっとり学生の確保､私立大学等経常費補助金の増額､外部資金の獲得等により収入増を図りつつ、経費等支出の削減を進めていくなど改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に基づき「学校法人御船学園経理規程」「学校法人御船学園経理規程施行細則」を制定し、行っている。

公認会計士による会計監査の体制を整備し、期中監査、期末監査をそれぞれ 3 日間実施している。監事は会計監査に立会い、公認会計士から監査状況の報告を受け、意見交換を行っている。

補正予算は、必要に応じて編成し、令和 4(2022)年度においても補正予算を編成するこ

ととしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の方針について学則に「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学において教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うもの」と規定しており、趣旨に従って「平成音楽大学自己点検・評価規程」を定めて自己点検・評価委員会を設置し、組織と責任体制を明確にする等、自己点検・評価を行う体制が整っている。

また「平成音楽大学外部評価委員会」を設置し学外有識者の意見を聴き、学内の自己点検・評価結果について客観的な意見を取入れている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は IR 室が収集分析する情報に従って点検・評価項目を定め、エビデンスに基づいた自己点検・評価活動を行っている。学生の授業評価アンケート、学生生活満足度調査、卒業年次生への意識調査等による教育の改善と向上を主軸とした自己点検を行い、その結果はホームページ等により公表している。

IR 室の調査対象は、各アンケート調査結果や学生の GPA(Grade Point Average)をはじめとする学修状況、コンクール等への参加と結果、資格取得及び就職状況、財務状況等としてデータの収集分析を行い自己点検・評価委員会へ報告している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする内部質保証のためアセスメント・ポリシーを定め、自己点検・評価委員会が要となり学生の学修成果を中心に分析と検証が行われている。分析結果と学生自身の自己点検・評価である「学びの質向上のために(P.D.C.A.)」における回答等により学生に目標を意識付ける等、改善向上につなげている。管理運営については、内部質保証システムの機能性を更に向上させることを期待する。

また中期事業計画による財務基盤の確立、教育の質の向上等において、計画の進捗状況と成果を年度ごとに設定した目標に沿って点検・評価し改善を試みている。

〈参考意見〉

○評議員会が一部書面のみで開催されている点について、より厳密な内部質保証を実現するため自己点検・評価活動におけるチェック機能を向上させることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

Ａ－1．社会貢献

A-1-①　地域及び近隣地域への教育支援や音楽活動を通じた地域貢献

A-1-②　自治体や公的機関との連携を通じた社会貢献

【概評】

地域及び近隣地域への教育支援として、大学所在地である熊本県上益城郡御船町及び同町や隣接地域の教育委員会と覚書を作成し、町立小・中学校での学習支援ボランティア活動を行っている。令和 3(2021)年度からは、小学校の部活動廃止に伴って設立された「みふねジュニア・ブラスバンド」の指導サポートにも参加している。また、音楽活動を通じた地域貢献として、御船町観光協会、商工会等、地元団体と連携して開催する「みふね音楽フェス」や、熊本市下通繁栄会と連携したイベントの企画・実施など、町のにぎわい創出への参加を行っている。これらの活動は、参加する学生への教育的効果も挙げており、「地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成」という、大学の基本理念の一つに沿った社会貢献活動となっている。

御船町との連携協力に関する包括協定、熊本県立劇場との包括連携協定の締結など、地元自治体や公的機関との連携も進めており、地域社会の音楽文化発展に貢献するとともに、学生にとっての貴重な経験・学修の機会ともしている。また、熊本市社会福祉協議会と介護予防事業に関する協定を結び、協議会主催の「基幹型元気はつらつサロン」において音

楽療法コースの学生によるコンサートや音楽療法を行っている。こうした福祉行政への協力は、やはり大学の基本理念の一つである「福祉の進展に寄与する有為な人材の育成」に合致する社会貢献活動となっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　熊本県上益城郡御船町大字滝川字東原 1658

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科　こども学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 16 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 16 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

59 平成国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、法人の建学の精神である「人間是宝」及び校訓「今日学べ」に基づき、学則第 1 条に具体的に明文化しており、個性・特色を反映して、簡潔に文章化している。大学院についても同様に大学院学則第 1 条に規定している。各学部の教育目的は、学則第 3 条第 3 項及び第 4 項に具体的に明文化している。平成 19(2007)年 4 月、平成 29(2017)年 4 月に学部改編をするなど、社会の変化に対応した大学運営を行っている。使命・目的及び教育目的は、「教務・学生ハンドブック」やウェブサイト等により学内外に周知している。法人の中長期計画は、「今後の目指す方向性」の項目の中で、八つの柱を立て計画するとともに、自己点検・評価結果に基づき見直しを行っている。各学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的等に基づき策定している。

「基準２．学生」について

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに選考方法を定め適切に行っている。学生の受入れは、入学定員及び収容定員に沿って適切に確保している。学内ネットワーク「絆システム（学生総合情報システム）」を活用し、履修指導や修学指導などを適切に実施している。障がいのある学生への学修支援は、指導教員、教科担当者、学生相談室、教務課が連携して合理的配慮の内容を検討し、対応している。キャリア教育のための支援体制や就職・進学に対する相談・助言体制は、キャリアセンター、公務員受験支援センター、教職支援センターなどを組織的に整備している。教育目的の達成のため、各種施設・設備を適切に整備し、建物は耐震基準に適合している。学生からの意見・要望への対応は、学生生活総合アンケートなどの各種アンケート、学生相談室、「思うカード箱」からくみ上げ改善に役立てている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに定め、これを踏まえて単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準を学則及び各学部履修規程に定め、厳格に運用している。大学院においても、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学位論文審査基準を定め、審査及び修了認定を行っている。カリキュラム・ポリシーは、教育目的及びディプロマ・ポリシーに基づいて定め、教育課程を体系的に編成し、履修案内及びウェブサイトにより周知している。一部科目に記載不備はあるものの、シラバスを整備している。単位制度の

実質を保つため、履修登録単位数の上限を設定し、少人数教育やアクティブ・ラーニングなど授業内容・方法を工夫している。学修成果の達成状況については、卒業要件達成状況、単位取得状況、GPA(Grade Point Average)及びアセスメントテスト等により検証し、大学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用している。

「基準４．教員・職員」について

学長の役割・権限を学則及びガバナンスコードに明確に定めている。学長の補佐体制として副学長を配置し、副学長の役割は、学則第 9 条及びガバナンスコードで定めている。運営委員会、大学協議会、教授会の前に幹部会を定期的に開催するなど、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。専任教員の採用及び昇任は、規則及び申合せを整備し適切に行っている。FD(Faculty Development)は、「FD・SD 推進委員会」が企画・立案及び活動評価等を行い、組織的に実施し教育内容、方法等の改善を行っている。教職員の研修は、実施計画に基づき、適切に SD(Staff Development)研修会を行っている。研究環境は、専任教員に研究室を適切に配置している。研究倫理教育は、教職員には研究倫理・コンプライアンスの研修会を、大学院生・学部生にはガイダンスや基礎演習の講義で行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為において教育基本法、学校教育法の遵守を明文化し、ガバナンスコードを定め、経営の規律と誠実性の維持に努力している。また、組織倫理に関して法人の管理運営方針、コンプライアンス管理規程、公益通報者保護規程を適切に定めている。ハラスメント防止に関する諸規則を整備するとともに、省エネルギー対策に取組むなど、人権や環境への配慮に努めている。防災対策として防災管理規程を定め防災対策委員会を設置している。法人の意思決定機関として、寄附行為に基づき理事会を開催し、必要に応じて臨時に開催するなど適切に運営している。理事長は、毎年度基本方針を定め周知するなど、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。令和 3(2021)年度の事業活動収支計算書の当年度収支差額は収入超過であり、近年の収支バランス及び財務基盤は安定している。会計処理は、経理規程及び経理マニュアルに基づき適切に行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 2 条及び大学院学則第 2 条において、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う旨を規定し、実施体制については自己点検・評価委員会規程を制定し明確にしている。自己点検・評価を定期的に実施し、その結果をウェブサイトにより学内外に公表している。学内外のさまざまな情報を収集・分析することを目的に「研究支援・IR 室」を設置し、学生に関する各種情報や入学時・卒業時のアンケート、授業アンケート等の調査結果を収集・分析し、教職員に提示している。三つのポリシーに沿った学修成果について、アセスメント・ポリシーに基づき、各委員会において分析・評価を行うとともに、その結果を中長期計画の策定や年次報告書・次年度予算の作成に反映するなど、PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

総じて、大学は法人の建学の精神である「人間是宝」及び校訓「今日に学べ」に基づき、日々教育研究に努めている。大学の意思決定は、運営委員会、大学協議会、教授会の前に幹部会を定期的に開催して学部長等から意見を聴くなど、学長がリーダーシップを発揮し適切な大学運営を行っている。学生指導に当たっては、学内ネットワーク「絆システム（学生総合情報システム）」を構築し、履修指導や修学指導等に活用している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生及び教職員による地域活動、街おこし事業への参加

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、法人の建学の精神である「人間是宝」及び校訓「今日学べ」に基づき、学則第 1 条に具体的に明文化しており、個性・特色を反映して簡潔に文章化している。大学院についても同様に大学院学則第 1 条に規定している。法学部及びスポーツ健康学部の教育目的は、学則第 3 条第 3 項及び第 4 項に具体的に明文化している。

大学は平成 8(1996)年に法学部単科の大学として開学したが、平成 12(2000)年 8 月に法学部法ビジネス学科を増設、平成 19(2007)年 4 月には 2 学科を法学科に改組し、平成 29(2017)年 4 月にはスポーツ健康学部を増設するなど、社会の変化に対応した大学運営を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会においては、理事である学長から、学部増設、学則改正、予算の執行に係る協議・決定を行う諸会議規則の改正等の教学に関する重要事項について説明し、役員の理解と支持を得るよう努めている。大学においては、学長が各種委員会、教授会、大学院研究科委員会及び大学協議会の意見を聴いて教育研究に関する重要な事項について決定しており、教職員の理解と支持を得る体制を整備している。使命・目的等は、「教務・学生ハンドブック」やウェブサイト等により学内外に周知している。法人の中長期計画は、「今後の目指す方向性」の項目の中で、八つの柱を立て計画するとともに、自己点検・評価結果に基づき使命・目的や教育目的を反映した見直しを行っている。各学部の三つのポリシーは、使命・目的等に基づき策定している。大学は、法学部、スポーツ健康学部、大学院法学研究科及び研究所を設置し、使命・目的等と整合性がとれた教育研究組織になっている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
学部、研究科のアドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定し、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項などを通じて学内外に周知している。
入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに選考方法を定め、入試問題の作成を学内教員に委嘱するなど、入試委員会を中心に適切に行っている。また、入試委員会及び広報委員会などにより、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方法及び実施方針を毎年度検討し、必要に応じて見直しを行っている。

学生の受入れについては、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教務委員会及び教職課程運営委員会において授業支援の基本方針、指導計画を策定し、教職協働による学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備している。また、学内ネットワーク「絆システム（学生総合情報システム)」を活用し、履修指導や修学指導などを適切に実施している。障がいのある学生への学修支援については、指導教員、教科担当者、学生相談室、教務課が連携して合理的配慮の内容を検討し、対応している。

オフィスアワー制度については、全専任教員が各自の研究室で学生の相談に応じるなど、学修支援に当たっている。また、TA 等の活用については、SA(Student Assistant)になる学生に対して事前研修を実施するなど、教育活動を支援する体制を整備している。

中途退学希望者、休学者及び留年者への対応については、指導教員などによる三者面談を実施し、成績不振者に対しては学期末に面談での修学指導を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制や就職・進学に対する相談・助言体制については、キャリアセンター、公務員受験支援センター、教職支援センター、キャリアセンター運営委員会、公務員プログラム委員会、教職課程運営委員会などの組織的な支援体制を整備している。

1 年次より「基礎演習」などで進路意識を醸成するとともに、キャリアガイダンスや「キャリア科目群」に各種インターンシップ科目を設定し、教育課程内外でキャリア教育を実施している。また、「絆システム（学生総合情報システム)」での就職登録を義務付け、課外授業として「TTC アワー(Teacher Training Course Hour)」を設けるなど、指導体制を適切に整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援については、学生サービス・厚生補導のための組織として学生委員会、学生課、運動部委員会、運動部支援センター、国際交流委員会、学生相談室、医務室を設置し、各組織が相互に連携して学生生活全般・経済的支援・課外活動支援・学生の心身に関する支援を行っている。

経済的支援については、大学独自の奨学金制度を設けるとともに学外の奨学金を紹介するなど、適切に支援している。

学生の課外活動への支援については､学友会の活動支援などを適切に行っている｡また、医務室に看護師が常駐し、学生相談室には公認心理師及び臨床心理士をカウンセラーとして配置するなどして、健康相談、心的支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設などの各種施設・設備を適切に整備し、施設整備の安全管理やメンテナンスに関する規則を整備している。また、建物は耐震基準に適合し、警備体制などを含め適切に管理を行っている。図書館には、十分な学術情報資料を確保し、開館時間を含め十分に利用できる環境を整備している｡また､情報処理学習室にコンピュータを設置し､キャンパス内の無線 LAN や講義室への AV 機器などの設置についても計画的に整備を進めている。

バリアフリーについては、一部の施設・設備においてスロープや手すり、多目的トイレなどを設置している。

授業を行う学生数については、クラス編制や抽選履修を行うなど、教育効果が十分上がるよう適切な管理に努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学生生活・学修環境に関する学生からの意見・要望については、「学生生活総合アンケート」などの各種アンケート、「学生相談室」「思うカード箱」からくみ上げている。学生から寄せられた意見・要望は、それぞれの担当する委員会及び担当する課において把握・分析し、改善に役立てている。また、「FOC（Freshman Orientation Camp：新入生研修合宿）」において、参加者を対象にアンケート調査を行い、その結果を学部教授会で報告して初年次教育に生かしている。

その他に「平成国際大学『三つのポリシー』点検評価会議」及び「学生懇談会」を開催し、学外代表や学生代表からの意見・要望の把握に努めており、これまで無線 LAN の設置やスクールバスの無料化・増便などの学修環境に関する改善を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを学部・学科及び研究科ごとに定め、「教務・学生ハンドブック」及びウェブサイト等により周知している。シラバスは、一部科目に未記載項目があるものの、概ね整備している。

ディプロマ･ポリシーを踏まえた単位認定基準､進級基準及び卒業認定基準については、学則及び各学部履修規程に定め、履修案内及びウェブサイトに掲載するとともに、学生に向けて学期当初の教務ガイダンスで説明し、加えてシラバスで個別科目とディプロマ・ポリシーの関連を明記し、その周知に努めている。これらの基準に基づいて、単位認定、進級判定及び卒業認定を厳格に運用している。また、大学院においても、学位論文審査基準

及び修士論文審査日程を定め、審査及び修了認定を行っている。

〈参考意見〉

○シラバスについて、一部の科目において、授業計画及び成績評価基準を明示しないものや評価の基準を示さず単位付与の条件を示すにとどまるものがあるので、今後は作成後の点検に取組むことが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについて、各学部及び研究科は、教育目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、これを定め、両ポリシーの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーは、履修案内及びウェブサイトに明示し、周知している。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の体系的編成のために「全学カリキュラム検討会」による検討を、運営委員会及び教授会による審議並びに教養教育の適切な実施等のために「教養・教育等検討会議」による審議を行っている。

また、単位制度の実質を保つため、履修登録単位数の上限を適切に設定することに加えて、少人数教育やアクティブ・ラーニングなど授業内容・方法を工夫している。これらの改善を進めるため、「FD・SD 推進委員会」を設置し FD 研修会を開催するなど、組織体制を整備し、適切にこれを運用している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うためにアセスメント・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた人材育成の達成状況を卒業生アンケートや就

職先企業アンケート、資格取得状況に基づいて調査・検証している。また、学部・研究科ごとに卒業要件達成状況、単位取得状況、GPA 及びアセスメントテスト等に基づいて教育課程全体を通した学修成果の達成状況を検証している。加えて、個別の科目のレベルにおいても、シラバスで提示した学修目標に対する評価や学生による授業評価等の結果から学修成果の達成状況を検証している。

学修成果の検証結果は、合同教授会や委員会等において、大学の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の改善等にフィードバックし活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の役割・権限を、学則及びガバナンスコードに明確に定めている。学長の補佐体制として、副学長を配置し、運営委員会、大学協議会、教授会の前に幹事会を定期的に開催するなど、学長が適切なリーダーシップを発揮できる教育研究組織・運営機構・会議体を編制している。

運営委員会、大学協議会、教授会は、学則により役割を明確化し、ガバナンスコードに学長が決定権者であることを明示している。学長が教授会に意見を聴くことを必要とする事項を、学則、教授会規程であらかじめ定め周知している。副学長の役割は、学則第 9 条及びガバナンスコードで定めている。権限の分散と責任の明確化については、複数の委員会と事務担当でグループ制を採用して、必要な職員を適切に配置し、使命・目的達成のための教学マネジメント体制を機能的に構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員を確保している。また、必修科目に専任教員を配置するなど、教育目的及び教育課程に即した教員配置を行っている。

専任教員の採用は、原則として公募を行い「平成国際大学教員の採用及び昇任規程」に従い人事委員会の選考に基づき実施している。人事委員会で選考された候補者は、学長が大学協議会に報告し理事長に上申して決定している。専任教員の昇任は、「平成国際大学教員の昇任に関する人事委員会申合せ」に定める昇任資格基準により審査している。

FD は、「FD・SD 推進委員会」が企画・立案及び活動評価等を行い、組織的に実施して教育内容、方法等の改善を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の研修については、「FD・SD 推進委員会」を設置し、実施計画に基づき、適切に研修会を行っている。研修会終了後にアンケートを実施し、研修会の改善に努めている。また、事務職員を外部組織が行っている研修会に積極的に参加させ、大学運営に関する資質・能力向上に取組んでいる。

法人と大学が連携し、人材育成に関する研修を行うとともに、事務職員の人事考課を適切に行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員に研究室を適切に配置しているほか、スポーツ健康学部には、各種の実験実習施設、機器を整備している。研究倫理教育については、教職員には、「研究倫理・コンプライアンス」の研修会を、大学院生・学部生には、ガイダンスや「基礎演習」の講義で行っている。研究活動への資源の配分については、教員に個人研究費を

配分するほか、科学研究費助成事業等の申請を奨励するため、申請教員に対する研究助成の制度を設け、また、出版助成を行うなど、大学独自の研究支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において教育基本法､学校教育法の遵守を明文化し､ガバナンスコードを定め、中長期や年度ごとの事業計画に基づき堅実な法人運営に努めるなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、組織倫理に関して「学校法人佐藤栄学園管理運営方針」、コンプライアンス管理規程、公益通報者保護規程を適切に定めている。

大学の使命・目的の実現のため、理事会、評議員会を定期的に開催し、適切な事業運営に努めている。また、法人の将来構想の策定を行う「佐藤栄学園改革推進委員会」を設置して法人全体の中長期計画の立案と検証を実施している。

省エネルギー対策を行い、ハラスメント防止に関する諸規則を整備し、環境や人権の配慮に努めている。防災対策として防災管理規程を定め、防災対策委員会を設置し、毎年防災訓練を実施するとともに、加須市と「災害時等における相互応援に関する協定」を締結し、大規模災害に備えている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定機関として、寄附行為に基づき理事会を定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催するなど適切に運営している。各理事の出席状況は良好で、欠席時の意思表示を行う書面を適切に整備している。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行っており、教職員を理事に選任するなど、法人

と教学の連携を図っている。

法人に「佐藤栄学園改革推進委員会」を設置し、法人の将来構想、中長期計画、年度計画などについて審議し、理事会へ答申するなどして理事会機能を補佐する体制を整備している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「学園本部と平成国際大学連絡会議」によって法人及び大学の管理運営機関のコミュニケーションを促進することで、意思決定を円滑化するとともに、相互チェックが機能する体制を整備している。理事長は、毎年度基本方針を定め周知するなど、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。学長は常務理事を兼務しており、管理部門と教学部門の連携を図っている。教職員の提案をくみ上げる仕組みとして、教職協働のグループ制を整備し、有効に機能している。

監事の選任は適切に行っており、「学校法人佐藤栄学園監事監査基準」を定め、監事監査計画書に基づき監事監査を行っている。また、監事、内部監査室及び監査法人が連携し、三様監査連絡会を設置して情報共有するなど、適切な体制を整備している。評議員の選任及び評議員会の運営は適切であり、評議員の出席状況は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画作成に当たって、財務シミュレーションや財務計画を作成し、財務面からも検証を行っている。また、中長期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定し、予算編成を行っている。令和 3(2021)年度の事業活動収支計算書の当年度収支差額は収入超過であり、近年の収支バランス及び財務基盤は安定している。

また、減価償却引当特定資産への組入れを継続して行い、中期計画を担保する資金を準備している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、経理規程及び経理マニュアルに基づき適切に行っている。予算編成においても、「予算の基本方針」に基づいて当初予算を組んでいる。また、経理部定例会議を行い、経理関係の情報共有を行うとともに、四半期ごとに予算とその実績を検証し、補正予算を適切に編成している。
会計監査は、監査法人、監事、内部監査室が連携し、外部監査及び内部監査を行う監査体制を整備している。また、監査結果は、監事より監査報告書として、理事会、評議員会に報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 2 条及び大学院学則第 2 条において、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う旨を規定し、実施体制については、自己点検・評価委員会規程を制定し明確にしている。また、「自己点検・評価の実施及び認証評価機関による外部評価の受審に関する規程」を制定して自己点検・評価本部及び自己点検評価審議会を設置し、学長のもとで同本部が中心となって自己点検・評価等を行い、責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会規程に定める 15 の自己点検・評価項目に基づき、自主的・自律的に実施している。加えて、令和元(2019)年度は日本高等教育評価機構による自己点検・評価基準項目をもとにして行うなど、教育研究活動の実態をより正確かつ適切に点検・評価できるように努めている。自己点検・評価を定期的に実施し、その結果をウェブサイトにより学内外に公表している。学内外のさまざまな情報を収集・分析することを目的に「研究支援・IR 室」を設置し、大学が独自に開発した「絆システム（学生総合情報システム)」を通じて、学生に関する各種情報や公務員模擬試験等の成績・学修結果、学生の入試種別ごとの退学・除籍者の割合、平均成績等に関する調査結果、入学時・卒業時のアンケートや授業アンケート等の調査結果を収集・分析し、教職員に提示している。また、蓄積したデータの分析結果を学長及び運営委員会に報告し、戦略的意思決定に活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに沿った学修成果の点検・評価について、アセスメント・ポリシーに基づき、各種アンケートやアセスメントテストの結果をもとに入試委員会、教務委員会等において分析・評価を行い、カリキュラム改正など教育の改善・向上に反映している。また、自己点検評価委員会において定期的な自己点検・評価を実施するとともに、その結果を全学的に共有し、中長期計画の策定や年次報告書・次年度予算の作成に反映するなど、大学運営の改善・向上に努めており、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携・社会貢献

Ａ－1. 社会連携・社会貢献の方針

A-1-① 社会との連携協力及び社会への貢献に関する方針

Ａ－2. 物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 大学施設の開放など、物的資源の提供

A-2-② 公開講座、リフレッシュ教育など、人的資源の提供

A－3. 学外の教育研究機関及び企業・団体との協力関係

A-3-① 地域社会との協力関係

A-3-② 学外の教育研究機関及び企業・団体との協力関係

A－4. 研究成果の社会への還元

A-4-① 学術雑誌の公刊

【概評】

大学は、設置の趣旨で、「社会連携・社会貢献」の理念を明示し、三つのポリシーにおいても、学生が社会連携・社会貢献の経験を積むことを求めており、社会連携・社会貢献を推進する方針をもって大学の研究・教育活動を進めている。

地域社会に開かれた大学を目指す上で、近隣市と包括的な連携協定を締結して、図書館、講義室や体育施設・設備といった大学の施設開放など人的・物的資源の地域社会への提供をはじめ、協力関係の構築等に重点を置いている。公開講座にも積極的に取組み、「シニアいきいき大学」の授業においては、社会科学、人文科学や健康科学の研究成果等を各種講座の形で市民に伝えているほか、社会・情報科学研究所による学術講演会の一般公開、「子ども大学かぞ」「子ども大学くき」を通じた近隣地域の子どもの教育に取組むなど、多くの実績を上げている。その他の地域貢献として、地域の企業・団体と協力して審議委員、スポーツの指導・振興に取組んでいるほか、地方創生事業等産官学協力として「彩北未来プロジェクト」にも取組んでいる。

各学部・研究所は、学術雑誌「平成法政研究」「平成国際大学論集」「平成国際大学スポーツ健康学紀要」「平成国際大学研究所論集」「スポーツ科学研究所所報」「教職研究」を発刊し、学内外に成果を発表し、大学の教育研究成果の社会還元に努めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1　学生及び教職員による地域活動、街おこし事業への参加

本学は、学生及び教職員が地域活動に積極的に参加することとしており、次のように各種活動に取り組んでいる。

平成 28（2016）年 6 月に埼玉県警、加須警察署との協力により、本学学生が防犯ボランティア活動「平成加須まもり隊」を結成して、地域の防犯のための見回り活動を継続している。【資料 V-1-1】

平成 29（2017）年 11 月には、本学学生を団員とする加須市機能別学生消防団が発足して、防災イベントへの協力を中心に活動している。団員となる学生は、市長から辞令を受けて、地元消防団の一員として訓練を受け、出初式、その他の行事に参加するとともに、広域災害時の避難所スタッフなどを想定した訓練を受けている。【資料 V-1-2】

さらに、平成 30（2018）年 5 月には、加須市議会と「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定」を締結して、相互に協力することとしている。同協定に基づいて、学生が市議会を傍聴したほか、平成 30（2018）年 9 月と令和元（2019）年 10 月に、加須市議会委員会室において「加須市議会議員と平成国際大学学生との意見交換会」

を開催した。令和 2（2020）年以後は、新型コロナウイルス感染拡大のために中止している。【資料 V-1-3】

開学以来、「クリーン活動」という名称で、学生及び教職員が大学近隣の歩道や側溝の清掃活動を継続的に実施している。近年は、地元自治会の有志もこの活動に参加して、住民との交流を深める機会ともなってきた。また、加須市中心部で 7 月に開催される「かぞ どんとこい！祭り」には、毎年、運動部学生を一部町内会の神輿の担ぎ手として派遣しており、まつりの実施には欠かせない存在となっている。また、久喜市の「市民祭り」では実行委員として教職員、学生が参加するとともに、一部企画の実施を担っている。【資料 V-1-4】

この他、令和元（2019）年 6 月に武蔵野銀行と締結した「産学連携・協力に関する協定」に基づき、加須市及び加須商工会の協力も得て、加須市の街おこしプロジェクトを進めてきた。令和 3（2021）年度には、「夜空に輝く鯉のぼりプロジェクト」と、「健康ウォークプロジェクト」を企画、準備した。前者は、7mと 5mの鯉のぼりを 3 セット作成し、蛍光塗料でペイントしてブラックライトを照射することで、市内 3 か所において東京オリンピックの開会式前後に「夜空に輝く鯉のぼり」の掲示を実施した。後者は、新型コロナウイルス感染拡大により実行を見合わせることとなった。【資料 V-1-5】

以上のように、本学の学生及び教職員は、地域活動に積極的に参加するとともに、加須市及び地元企業と協力することで、地域活動の活性化に貢献するとともに、大学所在地である加須市の地域おこし、地方創生のためのプロジェクトを企画・実施している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 8(1996)年度
所在地　　埼玉県加須市水深大立野 2000
　　埼玉県加須市花崎 519
　　埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-103-1　中村ビル 3 階 B 号室

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法学科
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科
法学研究科	法律学専攻　政治・行政専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項

令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 13 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 14 日	10 月 14 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

60 松本大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「自主独立」を建学の精神とし、大学の基本理念に「地域貢献」を掲げ、地域に密着した教育・研究に主軸を置いて地域社会を担う人材の育成に努めている。使命・目的を達成するため、学則・設立の趣旨にのっとり、3 学部 5 学科及び大学院 2 研究科を設置している。「地域立大学」として、教職員の専門分野での研究力を生かした地域貢献・連携を行い、地域活性化の中核的存在としての役割を担っている。

また、学生の自主的・主体的な活動を積極的に支援し、地域連携教育を通して学生自らの人間的成長を促している。

中期計画の策定には、使命・目的及び教育目的を反映しており、社会、地域の変化に対応する人材育成を意識している。

〈優れた点〉

○「地域立大学」として情報発信の重要性を認識しており、ステークホルダーにとどまらず松本市及び周辺自治体等へ地域連携事業及び学内情報を積極的に発信している点は評価できる。

○大学の基本理念である「地域貢献」を実現するために、「地域づくり考房『ゆめ』」や「地域健康支援ステーション」といった組織を設置し、正課外における学生活動を大学がサポートしている点は評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、多様な入学者選抜を行い、入学定員に沿った適切な学生数を維持している。また、各種データを活用して入学者の追跡調査を行い、入試内容との整合性を検証している。

学生の授業の出席状況、単位取得状況などの学生情報はポータルサイトを活用して共有し、ゼミ・クラス担当教員が中心となって指導を行っている。教職協働のもと学修支援体制を構築しており、教員と職員等による複合的な支援体制によって退学率・留年率の改善に取組んでいる。

設置基準を上回る校地・校舎面積が確保されており、グラウンドや校舎の整備が継続的に進められている。授業・実習及び学内 ICT（情報通信技術）に関する施設・設備を完備し、専門性に対応する学修環境を整えて、適切に管理している。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を適切に定め周知している。学修成果を測るアセスメント・ポリシーを主要な指標として定め適正に運用している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿って教育課程を編成している。成績評価基準を定め、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準も適切に運用している。また、大学院では学位論文の審査基準が定められており、適切な成績評価が行われている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに基づき学修の成果を点検するための各種調査やアンケートを実施し、調査によって収集した学修成果などを活用し評価する仕組みを構築している。

〈優れた点〉

○教養教育のカリキュラムは、建学の精神や基本理念の理解につながる「松本大学と地域」といった共通教養科目を開講するとともに、地域と連携した実践型教育「アウトキャンパス・スタディ」を取入れ、教育効果を高めていることは評価できる。

○学生の学修活動や課外活動、メディア露出、就職実績などを「学生版アニュアルレポート」として網羅的にまとめ、学生生活を含めた総合的な成果把握と教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の職務と権限を「学校法人松商学園組織管理規程」に規定し、副学長３人を配置して学長を補佐する体制を整え、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

教員組織及び事務組織を適切に整備している。教職員の資質・能力向上のための研修は、「FD・SD 委員会」が中心となって全学的な実施計画を策定し、実施している。FD(Faculty Development)と SD(Staff Development)との共通事項については、「FD・SD 研修」として合同の研修会を行うなど、組織的、効率的かつ効果的に実施している。

「研究推進委員会」を設置し、研究推進に関する全学的な方針策定をはじめ、研究に必要な環境整備や具体的な施策の企画・立案を行い、適切に運営している。

〈優れた点〉

○職員の資格取得や通信制大学院入学などを奨励しており、「学校法人松商学園専任事務職員の研修奨励制度に関する規程」を整備し、財政的な支援も行うことで職員のモチベーションを高めている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会は、寄附行為及び諸規則に基づき適切に管理・運営されており、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。使命・目的を実現するために第２次中期計画を策定し、それに応じた事業計画を年度ごとに立案・実行している。

理事会は寄附行為に基づく最高意思決定機関として法人運営に関わる重要事項の審議、意思決定を行っており、適切に機能している。

監事は、理事会、評議員会のほか、常任理事会及び各種委員会に出席し、監査計画に基づき教学部門を含めた業務監査を定期的に実施している。監事、監査法人及び内部監査室が連携を図っており、三様監査の体制を構築して厳正かつ適切に運営している。

「地域立大学」としての個性を生かした施策を展開することにより学生数を確保し、安定した財務基盤を確立・維持している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための全学的な組織として、学長を室長とする内部質保証室を設置している。内部質保証室に「自己点検・評価」「IR」「FD・SD」の三つの委員会を置き、学長のリーダーシップのもとデータ収集・分析と課題の抽出、研修会の開催、関連部署への指導・要請、成果や課題の確認と改善・改革といった PDCA サイクルに沿った自己点検・評価を実施しており、内部質保証のための組織を整備している。

「自己点検・評価報告書」のほか、「アニュアルレポート」及び「学生版アニュアルレポート」を取りまとめ、全教職員に配付すること等により大学全体で共有している。

総じて、建学の精神に基づき、使命・目的を達成するため、大学の基本理念の具現化及び大学の使命・目的の達成に向けた教育・研究・地域貢献の活動を「地域立大学」として適切に実践している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.企業の推進する『健康経営』に応え、従業員を対象とする新たな健康づくりの推進」「基準 B.大震災支援活動を起点とした地域防災への着眼、そして地域防災科学研究所の設置」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 多彩な地域連携活動による学部横断的・重層的なまちづくり・健康づくり・人づくり

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 14(2002)年の開学から「地域立大学」として自認し、大学の基本理念を「地域貢献」としている。使命・目的は「本学園創立の精神たる自主独立に基づく人間教育を行うことにより、地域社会の振興と地域文化の発展に資する人材を育成」することと学則に明記している。また、これを軸として学部・学科及び研究科の教育研究上の目的を具体的かつ簡潔に文章化している。

大学の使命・目的等は、「育成する人物像」「あるべき大学像」としてキャッチフレーズ化し、簡潔な表現を用いて周知を図っている。大学は、地域とのつながりを個性・特色として捉え、使命・目的等に反映している。

使命・目的等は設立の経緯から不変と捉えているが、社会情勢等の変化に対応して教育課程等の見直しを行うとともに、収容定員の変更や学部新設等の取組みを行っている。

〈優れた点〉

○「地域立大学」として情報発信の重要性を認識しており、ステークホルダーにとどまらず松本市及び周辺自治体等へ地域連携事業及び学内情報を積極的に発信している点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、役員及び学内における教職員等の理解と支持を得ており、全学的に地域貢献や地域連携にかかわる各種 GP や大学 COC＋事業に取組み、採択されている。特に「私立大学研究ブランディング事業」は、「松大ヘルスプロモーション事業」に事業内容を移し、継続、展開している。

また、学内外へホームページや大学案内等を通じて周知しており、地域貢献については毎年「アニュアルレポート」にまとめている。

使命・目的及び教育目的を反映した中期計画を策定しており、社会、地域の変化に対応する人材育成を意識している。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映し、3 学部 5 学科、2 研究科を設置し

て教育研究組織を整備している。また、「地域づくり考房『ゆめ』」「地域健康支援ステーション」を設け、学生の自主的な地域との連携活動を後押ししている。

〈優れた点〉

○大学の基本理念である「地域貢献」を実現するために、「地域づくり考房『ゆめ』」や「地域健康支援ステーション」といった組織を設置し、正課外における学生活動を大学がサポートしている点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、ホームページをはじめ大学案内、学生募集要項に記載するとともに、オープンキャンパスや各種説明会を通じて高校生・保護者に対して適切に周知している。

入学者受入れについては多様な入学者選抜を行い、それぞれの選抜とアドミッション・ポリシーの関係性を大学案内、学生募集要項で明示している。総合型選抜におけるエントリー希望者にはオープンキャンパス参加を義務付け、入学後のミスマッチを防いでいる。また、GPA(Grade Point Average)をはじめとする各種データを踏まえて入学者の追跡調査を行い、入試内容との整合性を検証している。全ての学部で入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

授業の出席状況、単位取得状況など学修上の問題を抱える学生に対しては、ゼミ・クラス担当教員が中心となって早期から指導を行っている。ポータルサイト「メソフィア」の活用によって個人情報に配慮しながら学生情報を共有し、教職協働のもと学修支援を実施している。また、リメディアル教育として基礎学力の向上及び授業の補習を目的とした正課外の学修支援体制を整備している。教員の教育活動においては、TA、SA(Student Assistant)あるいは学生メンターや教育サポーターなどの仕組みを取入れ、学修支援の充実を図っている。

教員と職員等による多岐にわたる支援が行われており、これらの複合的な支援体制によって退学率・留年率の改善に取組んでいる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援のための専門組織としてキャリアセンターを設置し、組織としてキャリア支援に取組む姿勢を明確にするとともに、就職委員会との連携により入学から卒業まで学年の進行に切れ目なく支援を行っている。正課科目として「インターンシップ」を開設し、地元企業や団体等の協力のもと、社会的・職業的自立に向けたキャリア支援体制を整えている。

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、就職活動年次には「学内合同企業説明会」や「学内個別企業説明会」を開催し、学生と企業との接触機会を確保している。

また、在学生を対象としたキャリア面談員による「キャリア面談」を年間予定に組込み、教務課・学生課と連携して実施し、全ての学生を支援する体制を構築している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の充実を図るため学生センターを置き、学生生活全般に関する業務を所掌している。経済的な支援として、日本学生支援機構奨学金といった外部奨学金制度に加え、大学独自の給付型及び無利子貸与型奨学金制度、あるいは学費の延納又は分割制度を設けるなど、多様な経済的支援策を講じている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談については、健康安全センター及びカウンセリングルームを設け、保健師及び臨床心理士を適切に配置しきめ細かくサポート

している。

クラブ活動については、大学公認クラブ 35 団体の財政面や施設の提供及び移動手段の確保といったさまざまな支援を行っている。強化部 3 団体と重点部 1 団体については、活動費や指導者の確保の面においても支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎については、設置基準を上回る面積を確保するとともに、グラウンドや校舎の整備を継続的に実施している。キャンパスは 22 時まで開放され、学生の学修活動は支障なく行われている。図書館には図書・電子図書及び検索システム等を整備し、開館時間は学生のニーズに合わせて柔軟に対応している。授業・実習及び学内 ICT に関する施設・設備を整備し、専門性に対応する学修環境を整えている。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性向上の取組みが進められ、十分でない場所には車椅子昇降機やスロープを設置して、身体に障がいのある学生に配慮した環境を整えている。

授業を効果的に行うためのクラスサイズについては、授業の形態によって上限受講者数を定め授業規模の適正化に努めており、学修環境の適切な管理がなされている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケートをはじめ、学修行動調査、卒業時アンケートを実施し、学生の意見をくみ上げる仕組みを構築している。得られた結果については IR 委員会で分析し、全学協議会を経て「FD・SD 研修会」に報告し、学修支援体制の改善に反映させている。このほか、意見箱の設置や外部評価委員会において直接、学生の意見を聴取するなど、さまざまな仕

組みを構築している。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望については、ゼミナール担当教員が窓口となり各部署と連携して対応している。

施設・設備に対する学生からの意見は、施設利用満足度アンケートの実施によってくみ上げられ、学内施設や利用方法の改善に結びつける試みを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえディプロマ･ポリシーを大学全体及び学科単位で定め､ホームページ、大学案内、学生便覧、履修登録の手引きなどを通じて周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準､進級基準､卒業認定基準等を適切に定め周知しており、学修成果を測るアセスメント・ポリシーを主要な指標として定め適正に運用している。

大学、大学院それぞれに成績評価基準を定め、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準も適切に運用している。また、大学院では学位論文の審査基準も定め、適切な成績評価を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び使命・目的等を踏まえ、大学全体及び各学部・学科のカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧及び履修登録の手引きなど、適切な方法で周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。また、教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿った体系的編成を行い、教養教育では地域社会に興味・関心を寄せる特色ある取組みを行っている。

授業評価アンケートの活用や FD 活動の推進によって、組織的に教授方法の工夫・開発に取組んでいる。

大学院でもカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを策定し、学生に周知するとともにポリシーに沿った教育課程を編成している。また、教授方法の検討も行われている。

〈優れた点〉

○教養教育のカリキュラムは、建学の精神や基本理念の理解につながる「松本大学と地域」といった共通教養科目を開講するとともに、地域と連携した実践型教育「アウトキャンパス・スタディ」を取入れ、教育効果を高めていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検は、三つのポリシーを踏まえ、アセスメント・ポリシーに基づき学修成果を点検・評価できる仕組みを構築している。

具体的には、授業アンケートのほか、学修行動調査、卒業時アンケート、進路先アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。また、各種アンケート調査によって収集した学修成果などを活用し、全学教務委員会では学部・学科単位で三つのポリシー達成度合いについて検討を行っている。これらの取組みに加え、学生活動の成果も含めた「学生版アニュアルレポート」を作成し、教職員の間で情報共有を図っている。

大学院でも授業アンケート等が実施され、学修成果の点検・評価を行っている。

〈優れた点〉

○学生の学修活動や課外活動、メディア露出、就職実績などを「学生版アニュアルレポート」として網羅的にまとめ、学生生活を含めた総合的な成果把握と教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用していることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務と権限を「学校法人松商学園組織管理規程」に規定するとともに、併設の短期大学と合わせて 3 人の副学長を配置して学長を補佐する体制を整備し、リーダーシップを適切に発揮する補佐体制を整えている。また、教学マネジメントの遂行に必要な組織として各種会議体を置き、使命・目的に沿って適切に運営している。

教授会は、各学部の重要事項を審議して学長に意見を述べ、大学の最終的な意思決定は学長が行うなど、その権限と責任は学則に定め、各会議及び委員会に権限を適切に分散している。

事務組織は「学校法人松商学園事務分掌規程」に基づき適切に配置し、職務権限も「学校法人松商学園組織管理規程」に基づき役割を明確に定め、的確に機能している。また、事務担当部署の管理職は全ての委員会に参画している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織は「専任教育職員勤務および授業担当規程」に基づき、全ての学部・学科において設置基準に定められている必要な専任教員を配置し、教育目的及び教育課程に即した対応となっている。教員の任用・昇任等については、「学長・副学長・研究科長・学部長・学科長および専任教員（教授・准教授・講師・助手）の任用、昇進に関する規程」に基づき、適切に行っている。新任教員の採用については主にインターネット等による公募制を

採用し、選考委員会を組織して検討し、教授会の審議を経て学長へ上申した後に学長の裁可を経て理事長が決定している。

FD 研修は、SD 研修と合同開催の形で組織的・効率的に年 4 回程度実施し、教職員のほぼ全員参加のもと、学修行動調査、卒業時アンケート等の分析結果をフィードバックすることにより、授業内容・方法等の改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための SD は、OJT を基本とするほか、「FD・SD 委員会」が中心となって全学的な実施計画を策定し、実施している。FD と SD との共通事項については、「FD・SD 研修」として合同の研修会を行うなど、組織的、効率的かつ効果的に実施している。

また、職員個々の資質・能力向上のための資格取得や通信制大学院入学等を奨励する規則を整備し、実施しているほか、「職員ポートフォリオ」を毎年作成し、優秀な職員には「ベスト・スタッフ・オブ・ザ・イヤー賞」を授与するなど、職員のモチベーションの維持・向上を図っている。

〈優れた点〉

○職員の資格取得や通信制大学院入学などを奨励しており、「学校法人松商学園専任事務職員の研修奨励制度に関する規程」を整備し、財政的な支援も行うことで職員のモチベーションを高めている点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「研究推進委員会」を設置し、研究推進に関する全学的な方針策定をはじめ、研究に必要な環境整備や具体的な施策の企画・立案を行い、適切に運営している。

研究倫理については、「松本大学における学術研究者としての倫理憲章」のほか、必要な

規則やガイドラインを定めるとともに、研究を倫理的、法的及び社会的観点から適正に遂行することを目的として「研究倫理委員会」を設置し、研究活動の公正性の確保及び公的研究費の運営・管理に関して厳正に運用している。

研究活動への資源配分については、「教員個人研究費交付等に係る内規」を定め、これに基づき 5 種類の学内研究費制度を整備し、財政面からの研究支援を行っているほか、「教員研究発表会」を義務付け、活性化を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為を根本原則とし、理事会で定めた諸規則に基づき、規律と誠実性を維持するなど適切に管理・運営し、ガバナンス及びマネジメント機能の強化策を講じるとともに教職員への周知を図り、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。また、「学校法人松商学園公益通報に関する規程」を定めるなど、必要な体制をとっている。

教育機関として社会に対して各種情報をホームページに公表しているほか、使命・目的を実現するために第 2 次中期計画を策定し、それに応じた事業計画を年度ごとに立案・実行している。

環境保全、人権及び安全に関する配慮については、省エネルギーの推進や受動喫煙防止、ハラスメント防止、個人情報保護等に関する規則の整備と相談窓口の設置、防火・防災に関するマニュアルの作成や防災訓練の実施など、必要な措置を講じている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は、「学校法人松商学園理事の選挙に関する規程」に定め、理事会は寄附行為

に基づく最高意思決定機関として法人運営に関わる重要事項の審議、意思決定を行っているほか、理事の職務執行を監督するなど、適切に機能している。

理事会は、隔月での定例会に加え必要に応じて臨時に開催するなど、機動的に運営している。また、理事会を支える機関としてその役割を寄附行為施行細則で規定した常任理事会を設置し、理事会の業務についてあらかじめ審議することで意思決定の迅速化を図っている。

理事会への理事の出席状況は概ね良好であり、やむを得ず欠席する場合でも書面による意思表示を行っており、あらかじめ定めた評議員会に諮問すべき事項について審議し、その意見を踏まえて理事会で議決している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、常任理事会、評議員会、大学委員会、理事・大学連絡協議会により、法人と大学の意思疎通と連携を円滑に進めるとともに、法人及び大学の相互チェックが適切に機能する体制を整えている。

理事長は、寄附行為の定めるところにより法人を代表し、その業務を統括するなど、円滑な意思決定ができる内部統制環境を整備している。

監事は、理事会、評議員会のほか、常任理事会及び各種委員会に出席し、監査計画に基づき教学部門を含めた業務監査を定期的に実施している。

監事、内部監査室は、監査法人との連携を図ることにより、それぞれの監査の実効性を高めている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学園ビジョン」、中期計画のもとに中期財務計画を設定し、目標とする指標・達成値を設定の上、進捗管理を行い、適切な財務運営体制を確立している。

「地域立大学」としての個性を生かした施策を展開することにより定員を確保し、安定した財務基盤を確立・維持している。

中期財務計画において教育活動収支改善による財務基盤の健全化を基本方針に掲げ、収支目標を達成するための施策を講じ、安定した収支バランスの確保につなげている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に基づき「学校法人松商学園経理規程」等の会計関係の諸規則を整備するとともに、標準化・システム化した会計処理の仕組みを構築・運用し、適正に処理している。処理が完了した会計伝票等は、全て内部監査室で精査することにより、日常的な会計処理の改善につなげている。

監事による会計監査は、寄附行為第 16 条及び「学校法人松商学園監事監査規程」に基づき、定期的に実施している。監査法人による会計監査は、私立学校振興助成法に基づき年間を通じて行い、会計処理のプロセスの妥当性の検証、根拠資料の整合性を確認している。

監事、監査法人及び内部監査室が連携を図り、会計監査状況の確認及び情報交換を定期的に実施するなど、三様監査の体制を構築して厳正かつ適切に運営している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための全学的な組織として、学長を室長とする内部質保証室を設置している。内部質保証室に自己点検・評価委員会、IR 委員会、FD・SD 委員会の三つの委員会を置き、学長のリーダーシップのもとデータ収集・分析と課題の抽出、研修会の開催、関連部署への指導・要請、成果や課題の確認と改善・改革といった PDCA サイクルに沿った自己点検・評価を実施している。

内部質保証のための組織は整備されており、責任体制も確立されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会規程」にのっとり、自己点検・評価委員会において毎年度、大学全体の諸活動についてエビデンスに基づく点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」のほか、「アニュアルレポート」及び「学生版アニュアルレポート」としてまとめ、全教職員に配付すること等により大学全体で共有している。また、「自己点検・評価報告書」及び「アニュアルレポート」は、ホームページ等により、学外にも公表している。

「IR 委員会規程」にのっとり、IR 委員会において各種調査・アンケート、各種教学データなどの集計、集約、可視化又は分析を行い、その結果を FD 研修会等で学内に周知している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために建学の精神に基づいた中期計画を策定し、それを踏まえて学部・学科及び研究科等において各年度の事業計画を立案・実行している。その活動状況は、IR データに基づき、自己点検・評価委員会において毎年度、自主的な点検・評価を行い、次年度に向けた改善計画をまとめるなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し、大学運営の改善・向上につなげている。

また、三つのポリシーを起点とするアセスメント・ポリシーを整備し、これに基づく測定・評価を実施し、その結果を教育の改善・向上につなげている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 企業の推進する「健康経営」に応え、従業員を対象とする新たな健康づくりの推進

A－1. 時代の要請である「健康経営」と企業従業員を対象とする新たな健康づくり

A-1-①　高齢者対象の従来型健康づくりが抱える問題点
A-1-②　企業従業員を対象とする新たな健康づくりの提唱と推進
A-1-③　松大ヘルスプロモーション事業の多角化と収益化への挑戦

【概評】

「私立大学研究ブランディング事業」の採択から移行した「松大ヘルスプロモーション事業」は、新たな健康づくりの提唱と推進として企業に勤める現役世代を対象とした運動促進プログラム「タグフィットネス」を開発し、商標登録している。企業経営者には、従業員の健康の維持増進に取組む必要性とメリットについて「健康経営」の観点から理解を図り、健康保険組合には、「タグフィットネス」を中核とした継続的な運動・栄養指導や「体力測定車」による健康づくりを内実とした出張型の「特定保健指導」の有効性をアピールしている。また、地域ホテルと連携した「ヘルスツーリズム」にも取組んでいる。地域ニーズの掘起こしとともに収益事業化を進め、将来的な企業化を大学の取組みとして位置付けている。

事業の成果は教育活動にも還元している。講義を通じて労働者の健康管理に関わる「健康経営」の重要性に触れ、その現代的意味や必要性などについて学生にフィードバックしている。現場で実際に体験する学生は、運動などの実技指導・測定技術・人との関わり方・安全配慮などの実践力を学んでいる。令和 3(2021)年度は新型コロナウイルスの影響により学生が関わることはできなかったが、令和 4(2022)年度には体力測定や栄養講座のサポート役を担っている。

このイノベーティブな取組みは、私立大学における収益多様化の先導的モデルになることが期待される。また、地域貢献を標ぼうする大学として、研究成果に依拠した地域の新たな健康づくりを提唱し、実践していることは特筆すべき点である。

基準Ｂ．大震災支援活動を起点とした地域防災への着眼、
そして地域防災科学研究所の設置

Ｂ－1．継続的な支援活動を契機とする地域防災への取組と地域防災科学研究所の設置
B-1-①　支援活動を契機とした地域防災への着眼と防災士養成講座の開設へ
B-1-②　地域防災活動の展開と地域防災を対象とする科学研究所の設置

【概評】

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災を契機に、有志による防災支援活動が始まり、「防災地域づくり」が意識されるようになった。

こうした経験によって得た教訓と経験を生かし、「地域の防災」をテーマとした取組みを発展させ、「地域防災科学研究所」を設置するとともに、地域防災に関する種々の活動など、大学の基本理念である「地域貢献」につながる取組みを進めている。地域防災科学研究所は所長（総合経営研究科教授）1 人、研究所副所長（総合経営学部教授）1 人、研究員として専任教員 1 人、特任教員 1 人、以上 4 人で構成される研究所となっている。

防災教育への取組みは、「長野県地域防災推進協議会」や「地域防災科学研究所」の立上

げに結びつき、防災教育プログラムの開発と実施、地域の防災・減災体制の構築への貢献という課題解決に向けた取組みを進めることとなった。こうした取組みは、学生の防災士資格取得といった具体的な成果にも結びつき、現在までに 78 人の学生が防災士の資格を取得している。また、「地域防災科学研究所」所属教員による防災関連授業の履修者数は、令和 4(2022)年度前期で 91 人となっており、防災教育に対する学生の関心の高さも示している。今後は、避難訓練の主導や BCP(Business Continuity Plan)の策定といった学内の防災に関わる教育・啓発における貢献も期待されている。

これらの地域防災への取組みは、地域づくりを主軸とした研究・教育の拠点として特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 多彩な地域連携活動による学部横断的・重層的なまちづくり・健康づくり・人づくり

1）松本大学の基本理念である「地域貢献」を具現化する三つの学部

本自己点検評価書冒頭の「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べているように、本学は、「地域貢献」を基本理念に掲げ、地域社会を担う人材の育成・輩出を教育・研究の主軸に据えて種々の取組や活動を精力的に展開してきている。総合経営学部のまちづくり、人間健康学部の健康づくり、教育学部の人づくりという、各学部が目指す人材育成・輩出の方向性を象徴するスローガンは、設置する 3 学部における学びと地域貢献の内実を端的に表すものである。

2）地域の要望と学生の自主的な活動を結びつけ統括する二つの組織

また、「アウトキャンパス･スタディ」という帰納的教育手法が本学の教育手法の大きな特徴の一つとなっていることについても、また、冒頭で述べたとおりである。それに加えて、各教員が直接アウトキャンパス･スタディに関わるだけでなく、授業外の学生の自主的な活動を支え、地域の要望に応え統括する場･組織として、「地域づくり考房『ゆめ』」、「地域健康支援ステーション」の二つがある。これらは、地域の要望や課題と学生の自主的な活動を結びつけ様々な取組や活動を展開することを通じて、本学の基本理念と、3 学部の教育目的の具現化を担う組織である。

3）重層的に取り組まれているまちづくり･健康づくり･人づくり

本学では、上記のように、三つの学部での学びと二つの組織での活動を軸に多彩な地域連携・貢献活動を展開しており、その内容は、まちづくり･健康づくり・人づくりの三つの分野に大別される。取組は多数実施されており、その数はまさに「枚挙に暇がない」と形容してもよい状況にある。

ただし、それぞれの活動が三つの分野･領域に整然と分かれているのではなく、まちづくりが人づくりに、健康づくりがまちづくりに、人づくりがまちづくりにもなっているといった具合に、それぞれが複合的かつ重層的な構造をなして機能している。それは、上に述べた三つの学部と二つの組織の関係についても同様である。学生は、学部の中に閉じこもるのではなく、学部の垣根を超えて活動し他学部の学生との交流を深めてもいる。その意味では、三つの学部と組織が、いわゆる縦割りではなく主に関わる学部があり、主たる組織はあるものの、本学全体としてまちづくり･健康づくり･人づくりに携わっていると捉え

るのが妥当であろう。

4）地域貢献から地方創生へ

そうした多様な活動や取組は、新聞・TV 等のマスコミにもしばしば取りあげられ、高校教員や高校生、そしてその保護者、企業・行政を含む広く地域の方々にも浸透しており、学生募集や学生の就職活動にも好影響を与え、大学経営に十分に活かされているのである。

「地域健康支援ステーション」が、専門的な学びを深めてきた学生を中心に地域に出て地域社会に貢献しているという傾向にあるのに対し、「地域づくり考房『ゆめ』」の場合は、全学組織であり多様な学修を行っている学生が共同して一つの事業に向かっているという優れた側面を持っている。そうした特長を活かしつつ、今後も、三つの学部と二つの組織が、それぞれの独自性を尊重しつつ、関係を横断的かつ重層的に強化して地域貢献の実をあげ、地方創生のレベルまで引きあげるべく積極的に取り組んでいく。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 14(2002)年度
所在地　　長野県松本市新村 2095-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
総合経営学部	総合経営学科　観光ホスピタリティ学科
人間健康学部	健康栄養学科　スポーツ健康学科
教育学部	学校教育学科
健康科学研究科	健康科学専攻
総合経営研究科	総合経営専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
	10 月 6 日　第 3 回評価員会議開催

～10 月 7 日	10 月 7 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

61 松本歯科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目標は、建学の理念のもとに、学則に簡潔な文章で具体的かつ明確に規定している。大学の個性・特色は、全人的教育を掲げ、その方針として「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」をプロフェッショナル教育の柱としていることにある。加えて、総合歯科医学研究所を基礎とする大学院歯学独立研究科を設置し、先端的・学際的分野を対象とした特色ある教育・研究体制を構築している。大学の使命・目的及び教育目標は、ホームページ、学生募集要項及び大学案内に掲載することで周知している。また、中長期的な計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、歯学部歯学科及び大学院歯学独立研究科の基本組織のほか、附属病院、総合歯科医学研究所及び学習支援委員会を置くなど、教育研究組織の構成との整合性を図っている。

「基準２．学生」について

建学の理念に基づく教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、これに沿って入学者を受入れている。入学定員及び収容定員に対する在籍学生数比率の状況は概ね適切である。学修及び学生生活に関することは、学年主任及び補佐が学生の出席状況などをもとに個別指導を実施している。オフィスアワーを全ての授業科目で設定し、学修支援や授業支援に役立てている。また、TA(Teaching Assistant)制度の活用により、学部学生の学修支援及び授業支援の充実に努めている。校地、校舎は、設置基準を充足し、図書館、附属病院、実験・実習施設及び体育施設等必要な施設・設備を適切に整備するとともに、利便性と安全性にも配慮している。学修支援・学修環境に関する学生の意見・要望は、授業評価アンケート及び学生生活に関する満足度調査により把握し、それらを分析し、検討結果を学修支援の改善に役立てている。

「基準３．教育課程」について

学部・研究科ともに教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定め、教職員及び学生に周知するとともに、ホームページを通じ外部にも公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、厳正に適用している。学部・研究科ともに教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確に定め、カリキュラムマップを作成して周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保している。教養教育については、教養、倫理観を持つ人間性豊かな医療従事者を育成する

科目を開設している。三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価する仕組みを構築し、適切に運用している。特に、CBT・OSCE(Objective Structured Clinical Examination)の結果や歯科医師国家試験合格率などから学修効果を点検・評価する方法を確立し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長は、大学全体を統括する学事評議会及び学部を統括する学務委員会の議長となるなど、適切なリーダーシップを発揮できる体制を構築している。教学マネジメントを所掌する学事室に職員を適切に配置し、その役割を明確化している。大学設置基準及び大学院設置基準に定める専任教員数を満たし、教育目標及び教育課程に即した教員を配置している。「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を組織し、FD(Faculty Development)研修会・ワークショップ等により教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実践している。SD(Staff Development)に関することは、「スタッフ・ディベロップメント委員会」を組織し、SD 活動の企画、立案及び実施に関することを審議している。研究倫理に関することは、学術研究倫理指針等を定め厳正に運用している。学内研究費は、個人研究費、講座研究費、大学院研究費、「科研費リトライ奨励研究費」などを適切に配分している。

「基準５．経営・管理と財務」について

使命・目的の実現のため、理事会及び評議員会を適時開催するとともに、日常の業務について審議し意思決定する常務理事会を原則として毎月開催するなど、継続的努力を行っている。監事は理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産及び理事の業務執行状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。中長期的な計画に基づく事業計画及び財務計画を策定することで適切な財務運営を行っている。会計処理は、学校法人会計基準及び学校法人松本歯科大学経理規程に基づき適切に実施している。監査は、監事による監事監査、監査法人による外部監査及び内部監査から成り、監査法人による監査は年間計画を策定し計画的に実施している。監事と監査法人は、相互に意見交換と情報の整理・精査を行うなど、連携体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

大学機関別認証評価及び自主的・自律的な自己点検・評価活動並びに中長期的な計画及び事業計画の策定とこれらを総括する事業報告書の作成を通じて内部質保証を行うことを方針とする「内部質保証に関する全学的な方針」を定めている。松本歯科大学自己点検・評価規程に基づき自己点検・評価委員会を設置するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制を確立している。内部質保証のための自己点検・評価は、大学機関別認証評価を含め、概ね 3 年ごとの周期性をもってエビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有している。IR(Institutional Research)に関することは、自己点検・評価委員会がその中心的な役割・機能を担い、必要な調査・データの収集と分析を行っている。全学的な方針に基づく内部質保証のための仕組みを構築している。

総じて、大学は建学の理念のもとに、大学の立地及び環境を生かしつつ、きめ細かい教育を実践している。また、「内部質保証に関する全学的な方針」に基づき、内部質保証のための学部、学科、研究科等及び大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、大学運営及び教育の改善・向上に努めている。

今後、内部質保証のための PDCA サイクルの機能性をより一層高めることで、大学運営及び教育の更なる改善・向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 姉妹校を中心とした国際交流

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念は、創立者により佐久間象山、福沢諭吉の学訓をもとに掲げたもので、「大学の教育と研究と運営の精神の源泉」として位置付け現在に受継いでいる。

大学の使命・目的及び教育目標は、建学の理念のもとに、学則に簡潔な文章で具体的かつ明確に規定している。大学の個性・特色は、全人的教育を掲げ、その方針として「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」をプロフェッショナル教育の柱としていることにある。加えて、総合歯科医学研究所を基礎とする大学院歯学独立研究科を設置し、先端的・学際的分野を対象とした特色ある教育・研究体制を構築している。大学の使命・目的及び教育目標は、大学機関別認証評価及び自主的・自立的な自己点検・評価活動並びに中長期的な計画及び事業計画の策定とこれらを総括する事業報告書の作成を通じて点検･評価を行い、社会情勢などに対応し、必要に応じて見直しを行うこととしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目標は、学則に規定し、職員のイントラネット等に掲載することで役員及び教職員の理解と支持を得ている。学内外への周知は、ホームページ、学生募集要項及び大学案内に掲載するほか、学生に対しては、オリエンテーションや授業を通じて分かりやすく説明するなど、理解促進にも努めている。加えて、英文のホームページや中国語及び韓国語による大学案内に掲載することで海外にも周知している。大学の使命・目的及び教育目標は、中長期的な計画及び三つのポリシーに反映し、歯学部歯学科及び大学院歯学独立研究科の基本組織のほか、附属病院、総合歯科医学研究所及び学習支援委員会を置くなど、教育研究組織の構成との整合性を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念に基づく教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生募集要項に掲載し公表している。また、一日体験入学、高校連絡懇談会等で、受験生、保護者、高校教員に周知している。

入学者選抜において、多様な区分の入学試験を実施し、アドミッション・ポリシーに沿って、学力考査、小論文、面接及び調査書等の資料をもとに総合的に合否判定を行っている。また、入学者選抜試験委員会を組織し、教員が入試問題を作成し、「入学試験出題採点

実施委員」と「入学試験面接実施委員」により、選抜を公正、公平かつ円滑に実施している。入学定員及び収容定員に対する在籍学生数比率の状況は概ね適切である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学部での学務委員会、カリキュラム委員会、臨床実習運営委員会を教員と職員により構成し、学修支援の方針・計画・実施体制を協議のもと運営し、学修支援及び授業支援の充実を図っている。休学者、退学者及び留年者への対策として、学年主任及び補佐が学生の出席状況や「Weekly Test」の結果などを閲覧し、学生の状況を把握し個別指導するとともに、前期の定期試験後には成績不振者を対象に、保護者を交えた三者面談を実施している。

障がいのある学生に対しては、「松本歯科大学障がい学生学修支援規程」「松本歯科大学障がいのある学生への学修支援に関する基本方針」に基づき、学生個々の状況に応じた適切な支援を行っている。

オフィスアワーを全ての授業科目で設定し、学修支援や授業支援に役立てている。また、TA 制度の活用により、学部学生の学修支援及び授業支援の充実に努めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、初年次教育で「入門歯科医学」「入門歯科医学実習」で多様な歯科医師像を描くことができるよう配慮している。また、専門基礎及び臨床教育において、歯科医師として社会的・職業的に自立できる力を育む教育課程を編成している。就職や大学院進学を含めた進路の指導・助言は学年主任や補佐が担当し、三者面談時には学生・保護者に対して進路指導を含めた学修生活全般の相談を実施している。

研究科では、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に適応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した「境界型研究者」又は歯科医療職業人を養成している。また、平成 19(2007)年度から高度臨床実習科目を設定し、主指導教員を中心に認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学部では、学事室が学生サービスと生活、住居、健康面及び課外活動全般にわたる厚生補導を担い、学生部長、学年主任・補佐等が学生の相談に応じている。学生生活に関する諸問題は、学年会議、学務委員会を経て教授会で協議し、適切に指導・支援している。留学生に対するサポートは、職員 2 人と教員が協力して担っている。

研究科では、教育環境改善委員会が学生サービス及び厚生補導を学事室と協働して担当し、留学生に対するサポートは学事室の大学院担当が担っている。

学生の心身に関する健康相談、生活相談として学生相談室を設け、学生部長を相談室長として運営し、各事例に対応している。経済的な支援として、貸与型及び給付型の奨学金制度を設けているほか、学資負担者が死亡、被災した場合などに備えた支援策として「歯学部学生共済制度」を設けている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は、設置基準を満たし、適切に運営・管理し、機能的に配置している。また、主な教室、ロビー、ラウンジには無線 LAN を整備しており、学生が自由に学内イントラネットを利用できる環境を整備している。

キャンパス内に学生寮として大教室･チューター室･コンビニを備えた「CAMPUS INN」を設置し、親元を離れて生活する学生に快適な生活の場を提供している。

教育目標の達成のために必要な図書館、附属病院、実験・実習施設、体育施設等を適切に整備し、充実した実習設備・分析機器・診療機器を導入し、最新の教育・研究テーマに対応した環境を整備している。

校舎や附属施設は順次耐震補強工事を実施しており、建物にはスロープ、身障者用トイレ等を設置するなどバリアフリー対応を行っている。また、授業を行う学生数は講義・演習・実習科目に応じて適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学部では、学修支援・学修環境に関する学生の意見・要望は、授業評価アンケート及び学生生活に関する満足度調査により把握し、それらを分析し、検討結果を学修支援の改善に役立てている。また、学事室職員や学年主任・補佐、学生相談員が個別に学生の意見・要望をくみ上げて学務委員会で審議し、検討結果を学修支援の改善に役立てている。
研究科では、授業、研究指導及び教育環境等のアンケートを実施し、学生生活の充実度の測定や学生の窓口となる学事室に対する要望等の把握・分析とフィードバックを行っている。
学生の心身に関する健康相談は学生相談室と保健室が担い、また、経済的支援として各種特待生制度を整備している。これらの学生生活に関する学生の意見・要望の分析・検討結果を学生生活の改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
学部・研究科ともに教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定め、教職員及び学生に対し、年度初めの学年ごとのオリエンテーションにおいて周知するとともに、ホームページを通じ外部にも公表している。
ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、「進級・卒業の手引き」や図表などを用いて学内外に周知するとともに、厳正

に適用している。

試験結果、単位認定、進級及び卒業・修了認定などにおいて、学生からの異議申立てがあった場合に対応する仕組みを構築している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科ともに教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確に定め、カリキュラムマップを作成して周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、授業科目の詳細をシラバスに記載し、教職員、学生、保護者に周知している。1 年次には人文科学系、社会科学系、自然科学系の教養教育を行い、教養、倫理観を持つ人間性豊かな医療従事者育成を目指している。

学部では、「Post Test」「Weekly Test」の導入、アクティブ・ラーニング形式授業のオープンセミナーを実施し､学生と教員の相互理解､学生の勉学へのモチベーションの向上、自主的な学修態度の育成に役立てている。研究科では、教育課程編成方針に沿った研究指導体制として、1 人の主指導教員及び 2 人以上の副指導教員から構成される複数指導教員制を採用し、効果的な指導体制の確立に努めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部では、三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価する仕組みを構築し、適切に運用している。特に、CBT・OSCE の結果や歯科医師国家試験合格率などから学修効果を点検・評価する方法が確立しており、その内容は各教員が共有するとともに学生にもフィードバックしている。

学生の授業評価アンケート結果は学務委員会・教授会で報告後に公表し、科目責任者に「授業改善計画書」の作成・提出を義務付けて問題改善に役立てるとともに、その内容は学生にもフィードバックしている。

研究科では、教育研究に関する改善に関しては研究科カリキュラム委員会及び研究科運営委員会において検討後に研究科委員会で審議し、改善を行っている。特に「研究経過報告書」は精査し、研究の遅延や指導体制に問題がある場合は注意喚起を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務等については、寄附行為施行細則で定めるとともに、大学全体を統括する学事評議会及び学部を統括する学務委員会の議長を担当することにより、大学の意思決定及び教学マネジメントの立案・決定を行い、適切なリーダーシップを発揮できる体制を構築している。

事務組織及び事務分掌規程に基づき、事務局学事室に教学マネジメントを所掌する職員を適切に配置し、その役割を明確化している。教学関連の委員会等に参画するなど、教職協働の体制をとっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準に定める専任教員数を満たしており、教育目標及び教

育課程に即した教員の確保と配置を行っている。教員の採用方針は松本歯科大学教育職員任用規程に示し、公募制を基本とし、学長が設置した選考委員会の審査に基づき、教授会の議を経て理事会で決定している。

FD 委員会を組織し、全教職員を対象とする年に数回の FD 研修会・ワークショップ等により教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実践しており、大学専門教育に携わる教職員の資質向上に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD に関することは、スタッフ・ディベロップメント委員会を組織し、SD 活動の企画、立案及び実施に関することを審議している。研修は理事長、学長を含む全学職員対象の SD を毎年実施し、欠席者に対しても研修会コンテンツを視聴できる環境を整えている。事務医療系所属長が集まる連絡会では、毎回 SD を実施し、内容については所属長から所属職員に周知している。関係官庁などの主催する学外における研修への参加も積極的に奨励するなど、職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学部の各講座に研究室を割当て、研究に必要な設備を備えている。総合歯科医学研究所及び共用研究施設として「ハイテクセンター」を置き、電子顕微鏡や動物実験施設などを備え適切に運営・管理している。

研究倫理に関することは、学術研究倫理指針及び研究倫理諸規則に基づき、各種委員会を設置し厳正に運用している。年１回実施するコンプライアンス研修会の受講を公的研究費執行の条件とし、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施することで公的研究費の適正管理に努めている。

学内研究費は、個人研究費、講座研究費、大学院研究費、「科研費リトライ奨励研究費」などを各種規則に基づいて適切に配分している。外部資金の獲得では、「科研費リトライ奨

励研究費」を設け競争的外部資金の獲得に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の経営に関することは、寄附行為、寄附行為細則及び各種倫理及び公益通報に関する規則を定めるとともに、私立学校法及び学校教育法施行規則で定める情報を適切に公表するなど、規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現のため、理事会及び評議員会を適時開催するとともに、日常の業務について審議し意思決定する常務理事会を原則として毎月開催するなど、継続的努力を行っている。

危機管理に関するマニュアルは未整備であるものの、環境保全、人権、安全への配慮は、関連する諸規則を制定して体制を整備している。

〈参考意見〉

○危機管理に関するマニュアルの整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づく最高意思決定機関として理事会を設置し、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定を行う体制を整備している。理事長を補佐する常務理事を 4 人置き、理事長の命を受けて学務、財務、総務、渉外の業務を分掌している。

定例開催の理事会以外に、常務理事会を毎月開催しており、理事会から付託又は委任された事項、理事会の決定した基本方針の執行及び法人の日常業務等について機動的に審議

している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営に関する重要事項は、常務理事会で原案の検討と策定を行い、理事会を議決機関、評議員会を諮問機関として審議し、決定している。理事長は理事会及び常務理事会を主宰し、法人の管理運営に関する考え方や方針などを明確にしてリーダーシップを発揮している。学長が 1 号理事となるほか、事務局長が理事となることで、教学部門が円滑に機能するよう法人との連携を図るとともに、相互チェックが適切に機能している。

監事は理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

理事会にて中長期計画が承認され、事業計画及び財務計画を策定し、適切な財務運営を行っている。また、学生生徒等納付金の改定による収入減少に対し、全ての経費を大幅に削減するなど収支バランスの改善に努め、財政基盤の確立に向け計画的に取組んでいる。外部資金の導入として、私立大学等経常費補助金を最大限に獲得するため、学内各部署の補助金担当者が連携し、補助金額の維持及び増加に努めている。資金運用規程に基づき適切な資産運用を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき適切に実施している。会計処理上の疑問及び判断が難しいものに関しては、監事、監査法人、税理士などに質問・相談し、適時対応し適正に会計処理を実施している。

毎年度、予算編成方針を策定した上で事業計画に基づき予算を編成し、経理室におけるヒアリング、理事長、財務担当理事との調整を経て予算原案を策定している。予算額と決算額のかい離については、補正予算を編成して対応している。

監査は、監事による監事監査、監査法人による外部監査及び内部監査から成り、監査法人による監査は年間計画を策定し計画的に実施している。監事と監査法人は、相互に意見交換と情報の整理・精査を行い監査機能を果たしており、連携により監査体制を整備し厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学機関別認証評価及び自主的・自律的な自己点検・評価活動並びに中長期的な計画及び事業計画の策定とこれらを総括する事業報告書の作成を通じて内部質保証を行うことを方針とする「内部質保証に関する全学的な方針」を定めている。

松本歯科大学自己点検・評価規程に基づき自己点検・評価委員会を設置するなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。加えて、当該委員会の委員長である学長のもとに､点検･評価項目ごとの責任者を置くことによりその責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価は、大学機関別認証評価を含め、概ね 3 年ごとの周

期性をもってエビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。加えて、毎年度、大学機関別認証評価の基準項目に関連する「エビデンス集（データ編)」を作成し、適時、必要に応じた点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果は、報告書としてまとめられ、職員イントラネットを通じて学内で共有するとともに、ホームページに掲載することで社会に公表している。

IR に関することは、「エビデンス集（データ編)」を活用した調査・データの収集と分析を行っており、自己点検・評価委員会がその中心的な役割・機能を担っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する全学的な方針」に基づき、内部質保証のための学部、学科、研究科等及び大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築し、大学運営及び教育の改善・向上に努めている。加えて、平成 27(2015)年度に受けた大学機関別認証評価の結果を踏まえ、中長期的な計画及びこれに基づく毎年度の事業計画の策定に反映させるなど、大学運営及び教育の改善・向上に努めている。

今後、内部質保証のための PDCA サイクルの機能性をより一層高めることで、大学運営及び教育の更なる改善・向上に期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 研究活動

Ａ－1. 世界水準の研究活動の推進

A-1-① 国際雑誌への論文発表

A-1-② 国際共同研究

Ａ－2. 科学研究費助成事業

A-2-① 科学研究費助成事業申請件数および交付金額

A-2-② 科学研究費助成事業サポート制度

【概評】

国際雑誌への論文発表状況から、世界水準の研究活動において国際競争力向上の成果が認められ、高いインパクトファクターを有する「Nature Metabolism」「Nature Communications」「Proceeding National Academic Science USA」などの国際雑誌に論

文が掲載されるとともに、他の国際雑誌掲載論文での平均被引用数も上昇している。

国際共同研究では、大学で作出した変異マウスを海外の機関に譲渡し共同研究を行うとともに、「国際共同研究加速基金」を活用した共同研究も進行していることは特筆すべき点である。

将来計画として、学内の研究活性化のため、研究プロジェクト推進委員会が全学的な研究テーマを検討して公募を行うとともに、競争的学内研究費を新設して、公募と審査により研究費を配分する制度を作る予定があり、今後の研究の活性化と成果に期待したい。

近年、科学研究費獲得額及び採択件数が減少する傾向にあるため、科学研究費助成事業サポート体制として、採択促進のため、前回科学研究費助成事業に応募して不採択であった研究者のうち上位 30%の評価を得た者に対して、次年度の採択を支援するための「科研費リトライ奨励研究費」を支給している。

将来計画として、若手研究者の科学研費採択件数の増加を目指して、研究環境の整備を推進するとともに、応募の奨励とサポートを目的とした申請書の書き方セミナー開催などの実施体制作りを予定しており、今後の成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 姉妹校を中心とした国際交流

松本歯科大学は1985年､米国 インディアナ大学口腔医学院との姉妹校締結を皮切りに､1986年中国 河北医学院（現河北医科大学)､1992年ロシア ハバロフスク医科大学（現国立極東総合医科大学)､2010年サウジアラビア イマーム大学と姉妹校関係を締結し､教職員および学生間の交流を行ってきた。

1984年からは中国河北省の歯科医師を受入れ1～2年間の臨床研修を行い、これまでにのべ70名以上が研鑽し現在では中国歯科医療界の最前線で活躍している。

2015 年には河北医科大学と新たな国際交流関係を展開し、毎年本学第 5 学年の学生が河北医科大学口腔医院にて臨床実習を行っている。2017 年からは河北医科大学第 5 学年の学生が本学の病院で臨床研修を行うなど、相互訪問による交流が展開されている。2020年度､2021年度は新型コロナウイルス感染症のため双方の派遣を中止し､オンラインを利用しての臨床実習を行った。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 47(1972)年度
所在地　　長野県塩尻市広丘郷原 1780

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
歯学部	歯学科

歯学独立研究科	口腔疾患制御再建学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

62 美作大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、法人の建学の理念にのっとり大学の掲げる使命・目的及び教育目標を具体的かつ平易な文章で明示している。小規模な大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し創造的で自立した人間育成を目指している。大学創立 50 周年においては「地方を支える拠点大学」を宣言して変化に対応をしている。法人の建学の理念、大学の使命・目的、教育目標は、理事・評議員や教職員が関与・参画して理解と支持を得ている。法人の中長期計画には、「SDGs を推進し地域との協働、地域の人材育成にまい進し『教育のみまさか』をブランド化する」という運営方針を定めている。使命・目的及び教育目標を、食、子育て・教育、福祉の人材養成という教育研究の分野において三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

「基準２．学生」について

大学は、教育目標を踏まえアドミッション・ポリシーを策定し周知を図っている。学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って公正な入学者を選抜しており、コロナ禍であっても収容定員を満たしている。学生への学修支援は、「学生支援の三階層」の考え方に基づき教職協働による支援体制を整備している。TA(Teaching Assistant)の活用は、規則に基づき行っている。キャリア支援は、教育課程の改正・整備を行いキャリア教育のための支援体制を整備している。地元自治体などの協力を得て「無料野菜スタンド」を設け、学生支援を行っている。経済的支援は、コロナ禍における外部の奨学金制度や大学独自の奨学金を設けている。

〈優れた点〉

○障がいのある学生の要望をくみ上げ、迅速に施設の一部を改修するなど、教職協働で適切に対応している点は評価できる。

○学生のＵターン就職対策として、出身者の多い自治体と協定を締結し、その自治体の出身者が就職支援室参与として支援していることは評価できる。

○自治体や地域住民、地域企業などの協力により、「無料野菜スタンド」を通じて学生への生活及び経済支援を充実させていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーとともに学科、

研究科ごとに策定され、単位認定、卒業認定、修了認定などの各基準を適切に定め周知し、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、体系的な教育課程を編成している。教養教育の実施、アクティブ・ラーニングによる教授法の工夫をしている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の結果は、教育の改善に向けてフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定は、学則、管理組織規程に基づき、学長の適切なリーダーシップを確立・発揮し補佐体制も整備している。教学マネジメントの構築は、各種委員会等を組織し機能している。職員の配置及び役割は、規則で明確にして、経営・教学組織に参画する仕組みを構築している。教員数は、大学設置基準、大学院設置基準を満たしており、職業関連資格の指定基準も充足している。教員の採用・昇任の基準や手続きは、教員選考規程及び教員採用人事のガイドラインに基づき適切に運用されている。FD(Faculty Development)は、各種アンケートや授業の相互参観を継続的に実施している。教育改善の一環として、学生に「教育改善委員」を委嘱し意見を聴く工夫をしている。SD(Staff Development)は、組織的・定期的に研修会を開催し資質・能力の向上を図っている。教員は、個々の研究室を確保し、規則等に基づいて支援が行われ、研究水準の維持向上に努めている。また、海外出張や国内外の留学についても整備している。研究倫理は、厳正に運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は寄附行為に目的を定め、学校教育法などの関連法令を遵守している。また、環境保全、人権、安全への配慮をした取組みを行っている。使命・目的の実現のため、法人経営部門と大学教学部門との円滑な連携により組織的・継続的な取組みをしている。理事会は、使命・目的の達成のため戦略的意思決定ができる体制が整備されている。大学は、収容定員を満たす学生数を確保しており、「収入に見合った支出」の運営方針で、財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。会計は、学校法人会計基準や関連規則により適正に行っている。会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学は、建学の理念・目的に基づく教育目標の実現に向けて定期的に自己点検・評価を行い、教育の質の向上を図っている。内部質保証のための責任体制として学長室会議が統括・主導している。IR(Institutional Research)部門が行う教育活動は、エビデンスに基づき学修行動や学修成果の恒常的な改善と改革を進め、その結果を社会に公表している。また、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。各学科から推薦された学生を「教育改善委員」として委嘱し、意見を聴く取組みをしている。自己点検・評価や外部評価などの結果は、大学運営方針に反映し、PDCAサイクルの仕組みが機能している。

総じて、大学は、学則によりその使命・目的を明確にしており、それに伴い、三つのポリシーも策定され、教育課程なども適切に整備している。教員・職員に関しては、各種規

則に基づき円滑な活動を実践している。経営・管理と財務についても、質保証を担保するため適切に対応している。内部質保証に関しては、PDCA サイクルが各部署で確立しており、機能を果たしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献における本学の使命である「地域社会を支える人材育成」の妥当性」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「美作大学の生き残り戦略」＝この地域に大学を残すための戦略
2. 県外から学生を集めることを可能にする大学づくり

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の理念を 4 項目に定め、使命・目的を明確にしている。大学の使命・目的は、具体的かつ平易な文章で明示している。教養教育と専門教育の充実と両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与し人間性豊かな専門的職業人の養成を目指している。大学は、小規模な大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目指している。地域社会の課題を反映させるため教育研究への取組みを行い、広く学修の機会を提供し文化の進展に寄与することを目指している。大学創立 50 周年においては「地方を支える拠点大学」を宣言して変化への対応をしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
建学の理念、大学の掲げる大学の使命・目的、教育目標は、理事・評議員や教職員が関与・参画して理解と支持を得ている。学内外への周知方法としては、学生便覧やホームページなどを通して行っている。個性と特色は、地域連携の中で職業人の育成を使命としている。法人の中長期計画には、「SDGs を推進し地域との協働、地域の人材育成にまい進し『教育のみまさか』をブランド化する」ことを掲げ、9 項目の運営方針を定めている。使命・目的及び教育目標を、食、子育て・教育、福祉の人材養成という教育研究の分野において三つのポリシーに反映している。使命・目的及び教育目標を達成するため、大学には生活科学部に食物学科、児童学科、社会福祉学科の 3 学科、大学院に生活科学研究科、人間発達学研究科の 2 研究科を設置して教育・研究を展開している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
大学は、アドミッション・ポリシーを、学科及び大学院研究科の専攻ごとに策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページ、各種の入試説明会で周知を図っている。入学者選抜においては､入学試験委員会を通じて公正かつ妥当な方法を確認の上､入試区分ごとに、入学者選考会議及び教授会を通じてアドミッション・ポリシーに沿った選抜の判定を適切に行っている。入学試験は、人物評価重視、人物評価と学力、学力重視と比重の異なる内容で実施し、多様な人材を確保するために、社会人特別選抜入試、外国人留学生入学試験を実施するなど、入学試験の種別ごとで工夫が図られている。また、入試問題の作成及び管理は学内で実施している。
入学定員に沿った入学者数の維持に努め、それがほぼ達成できている。学生に寄添った

教育により退学者が少なく、在籍学生数も適切に維持できている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「学生支援の手引き」で学生支援方針を定め、教職協働による学生支援体制を整備し、クラス担任制を設け、学生に寄添った学修支援を実施している。学生相談室には臨床心理士・公認心理師資格を有する専任のカウンセラーを、健康保健センターには看護師・養護教諭経験者を配置し、専門的な対応を行っている。

障がいのある学生への支援については、「アクセシビリティ支援委員会」のもと、「アクセシビリティ支援室」を設置し、支援コーディネーターがきめ細かい支援を行っている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、掲示とホームページで学生に周知徹底を図っている。TA の活用については、「ティーチング・アシスタント規程」を設け、採用実績がある。経済的問題に対する支援相談の充実、クラス担任による学生生活や学修状況の細やかな把握と早期対応により、退学率は全国平均に比べて約半分ほどと極めて低い。

〈優れた点〉

○障がいのある学生の要望をくみ上げ、迅速に施設の一部を改修するなど、教職協働で適切に対応している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、3 学科共通の「教養・基礎教育科目」群の中に「キャリア科目」を設置し、インターンシップなどを含めたキャリア教育の支援体制を整備している。

就職委員、クラス担任、就職支援室が連携し、学生の就職活動の動向を把握し、個別指導や相談を行うほか、求人情報などを学生に配信している。クラス担任が卒業年次の学生と年 2 回の面談を実施し、就職先開拓訪問を計画、実施し、報告会を通じて情報共有を図り、就職懇談会への報告や就職指導にもフィードバックするなど、就職・進学に対する支援体制や相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

充実した国家試験対策や SPI 試験対策を含む公務員試験対策により、国家試験合格率、

教員・公務員採用試験合格率が高く、大学の専門分野で取得した資格を生かした就職の高い実績につながっている。

〈優れた点〉
○学生の U ターン就職対策として、出身者の多い自治体と協定を締結し、その自治体の出身者が就職支援室参与として支援していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生支援組織として、学生部と学生委員会があり、学生生活全般に関する支援を行っている。学生委員会の一機能として発達アドバイザー制度を設け、発達障がいやその傾向にある学生を個別に支援している。学生指導や厚生補導はクラス担任が、課外活動は学生課職員が中心となり対応している。奨学金などの経済的な支援としては、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金制度を周知し､大学独自の奨学金制度も設けている。また､大学周辺自治体や地域の人などの協力を得て「無料野菜スタンド」を実施している。学友会及びクラブ･サークル等には､学友会費や後援会組織を通じて活動支援費を配分し、表彰制度による課外活動の奨励・支援を行っている。健康保健センターでは学生の健康管理と健康相談を、学生相談室である「ことりの森」ではメンタル面のサポートを適切に実施している。

〈優れた点〉
○自治体や地域住民、地域企業などの協力により､「無料野菜スタンド」を通じて学生への生活及び経済支援を充実させていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地、校舎面積は、設置基準を十分に満たすとともに、運動場、図書館、体育館、情報

関連施設・設備を適切に整備している。

各学科の人材養成の目的の達成に必要な実習室、実験室、演習室等が適切に整備され、快適な学修を可能とする環境を有している。図書館は適切な規模を有し、17 万冊を超える図書をはじめ、学術雑誌や電子ジャーナルなど、十分な学術情報資料を確保している。学内の無線 LAN の整備や LMS(Learning Management System)の導入など ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

バリアフリーへの対応は、学生からの要望をくみ上げて、スロープや手すり、昇降機の設置など随時対応している。

授業を行う学生数は、外国語の授業や資格関連科目では、能力別のクラス編制や関係法令に基づき受講者数の上限を定め、適正に実施している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全学科・全学年次を対象とする「学修行動・満足度調査」や学生が参加する「教育改善委員制度」などで、学修支援に関する学生の評価・意見を反映できる体制を整備し、学修支援体制の改善を図っている。

学生生活に関して、意見箱である「みまっぱこ」を通じた学生の要望の把握のほか、「学生生活調査」の実施、下宿・アパートに関する懇談会、年 1 回開催される学長と学生との懇談会で学生の意見をくみ上げ、学生課や学生委員会で協議し改善に努めている。

学修環境に関する意見・要望については、「学生生活に関するアンケート調査」を毎年実施し、その把握、分析を行っている。令和 3(2021)年度後期「学生生活に関するアンケート調査」で不満な点として多かった教室環境、施設・設備の改善を行うなど、学生の意見・要望を反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを、カリキュラム・ポリシーとともに、学科と研究科ごとに策定し、履修要項等に掲載し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーは、ホームページでも公開し、学内外から参照可能である。

大学は、ディプロマ・ポリシーの中で、各学科と各研究科が求める能力を身に付け、かつ学則及び学位規程に定める所定の単位を修めた学生に、卒業及び修了を認定し、学位を授与することを明記している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則において定めている。各教員は、成績評価方法と成績評価基準をシラバスに明記し、厳正な評価を行っている。

大学の成績評価は、「優」「良」「可」「不可」の 4 段階の基準を明示し、学期ごとの定期試験の結果を踏まえて行っている。毎年開催する FD 研修では、単位認定のための成績評価の基準も確認して、成績の質的保証を維持している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、カリキュラム・ポリシーを、ディプロマ・ポリシーを満たせるように策定し、両ポリシーの一貫性も堅持している。両ポリシーの一貫性は、学科会議等で確認・検討し、その結果は教務委員会・部科（課）長会議でチェックしている。カリキュラム・ポリシーを履修要項に掲載し、ホームページでも公開している。

大学は、教育課程を、全学科に共通の「教養教育科目」、各学科の教育目標に即した「専門教育科目」、専門教育に備えるための「基礎教育科目」を柱に体系的に編成している。教養教育は、教務委員会で検討され、全学的な見地から教育内容の充実に努めている。「1 年次セミナー」では、指導内容の統一を図るために共通テキストを作成・使用している。

大学は、アクティブ・ラーニングを通して、能動的な学修の機会を学生に提供し、授業評価アンケート、教員相互の授業参観、各種 FD 研修等を定期的に実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教務委員会、部科（課）長会議、教授会において協議・策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検及び評価方法を確立・運用している。各学科の学修成果は、①機関（大学）レベル②学位プログラム（学科）レベル③科目レベル―の観点から、総合的・多面的に評価し、就職、GPA(Grade Point Average)、免許・資格の取得状況などによる評価に加え、各種アンケート等を用いた評価を実施している。

教員は、学生による授業評価アンケートを通して、授業ごとの点検・評価を行い、授業改善報告書を作成し、次回実施時の授業内容の改善に向けてフィードバックしている。その他の学生アンケートの結果は、学生委員会等、関連委員会を中心に改善に向けてフィードバックを検討し、必要な改善策や教職員の研修会を企画している。各種アンケートは、三つのポリシーを踏まえた学修成果を分析・検証するためのデータとして活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び管理組織規程に基づき、学長が教育研究に関する最終意思決定権及び教職員の指揮監督権限を有していることを明確化している。また、5 人の学長補佐を置き、それぞれの役割を明確に定め、学長を含む 6 人で学長室を組織して、毎週学長室会議を行うなど、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。

教学マネジメントの構築に向けては、大学経営会議、教授会、研究科委員会、部科（課）長会議、各種委員会を組織し、それらの位置付けや責任は明確で、機能している。

職員の配置及び役割は、組織図や業務分掌表に基づき明確であり、大学経営会議、部科（課）長会議、その他各種会議の構成員として経営・教学に参画し、教職協働の体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員数は、大学設置基準、大学院設置基準を満たしており、適切に配置している。また、教員の採用・昇任の基準や手続きについては、「教員選考規程」「教員採用人事のガイドライン」に基づき、適切に運用している。

FD に係る取組みとして、授業評価アンケート、授業の相互参観を継続的に実施しているほか、シラバス改善のための研修会や、ICT 活用に関するガイダンスを行い、加えて学長が学生を「教育改善委員」に委嘱の上、意見交換会を開催するなど、教育改善に向けた工夫を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD に組織的に取組んでおり、教職員全体を対象とする学内研修を通じて大学運営に関わる資質・能力の向上を図っているほか、事務職員を中心に、学外研修への参加を通じて業務知見の獲得に努めている。また、原則として全教職員が参加する毎月の職員会議では、学長が中心となって、高等教育に関わる政策動向や大学運営の指針などについて説明し、共有を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して個室の研究室を確保するとともに、海外出張や国内外への留学について、規則に基づき運用しており、研究環境を整備している。

研究倫理の遵守に向けては、「倫理綱領」「教育研究倫理基準」に基づき、「研究倫理審査規程」「研究活動の不正行為への対応に関する内規」を整備し、厳正に運用している。

研究活動への資源配分に向けては、「職員研究助成金支給規程」「地域生活科学研究所に関する所員活動助成費に係る内規」「研究旅費に関する内規」に基づいて、申請者への資金面の支援を行っており、研究水準の維持向上に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為において教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い教育を行うことを目的として定め、関連する法令の趣旨に従って運営している。建学の理念、それに基づく大学の理念・目的に定めた教育を実現するために、理事会、評議員会、大学経営会議を中心に継続的に課題を審議し、会議は議事録の未作成が一部あるものの、有効に機能し諸施策の実施に結びつけている。また、関連する法令などに準拠し適切にホームページで情報公開を行っている。

倫理綱領の職員会議での確認や「ハラスメントに関する SD 研修」の実施、ハラスメント防止に関する事項を掲載した「キャンパスガイド」の全学生への配付、公益通報の窓口設置による公益通報者保護など組織倫理や人権に配慮している。省エネルギー推進による環境への配慮や避難訓練、消火訓練、防犯対策による安全への配慮もしている。

〈改善を要する点〉

○主要会議である大学経営会議、学内理事会の議事録が作成されていないことは改善を要する。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事を適切に選任している。理事は、外部理事に加え法人各部門の責任者を内部理事としてバランスよく選出している。理事の出席状況も良好で、理事会を適切に管理・運営している。また、理事会では、寄附行為に基づき議案の審議などを適切に行っている。

大学経営会議を設置しており、法人部門と大学部門からの出席者により、諸課題の検討を事前に行い、理事会との連絡調整を図ることによって、機動的な意思決定の仕組みを構築している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人経営部門から理事長、法人事務局長、法人事務室長が、大学教学部門からは学長、大学事務局長､部長･学科長などが構成員となっている大学経営会議を毎週開催している。この会議を通じて、理事会決定事項の共有、各部門からの意見のくみ上げ、法人及び大学の各管理運営機関との意思疎通や連携を適切に行っており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

また、教授会や事務局会議についても、大学経営会議の構成員が関与しており、法人、大学の管理運営機関の相互チェックが働いている。

評議員・監事については、寄附行為に基づいて適切に選任しており、評議員の評議員会への出席状況は良好で、評議員会を適切に管理運営している。また、監事の理事会・評議員会への出席状況は良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「収入に見合った支出」「身の丈経営」を経営方針として、中・長期の財務計画（令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度）を策定し、年度ごとの学生募集や補助金等外部資金獲得に関して目標値を定めて財務運営を行っている。また、予算編成の方針では、併設する短期大学部と大学、高等学校、附属幼稚園の三つの部門別に独立採算としている。予算の執行状況は毎月の財政会議で理事長に報告され、補正予算が必要になった場合は、財政会議で提案、学内理事会を経て評議員会、理事会の議を経て決定されている。

大学の学生募集が安定的に推移したことなどから、法人及び大学の経常収支差額は令和元(2019)年度の臨時修繕を原因とする一時的な赤字を除くと直近 5 年間で黒字化が定着し、収支バランスを確保することにより財務基盤の安定化につながっている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準、「学校法人美作学園経理規程」「学校法人美作学園経理規程実施細則」に基づき適正に実施している。会計処理の適正な実施のため、会計処理担当業務の分担表を毎年度見直し、主査と副査を配置するなど相互チェック体制を整備している。

理事長、学内理事、監事、各部門の経理担当者等による「学園監査会」を年 2 回開催し、監事が全部門の業務内容の聞取りを実施するとともに、会計データの会計システムでの確認や証ひょう書類等との突合により内容をチェックしている。また、公認会計士が会計監査を毎年行い、監査終了後、「学園監査会」に出席して監事と意見交換を行うなど監査体制を整えている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の理念・目的に基づく教育目標の実現に向けて定期的に自己点検・評価を行い、教育の質の向上を図っている。内部質保証のため学長及び教務担当、学生・就職・国際連携担当、学内調整総括担当、広報担当、附属幼稚園連携担当の 5 人の学長補佐から成る学長室会議が全学的な教育活動、学生支援活動、地域連携活動、学外広報活動などを統括・主導している。この学長室会議は、教育の質の向上に努めており、責任体制を確立している。学長と教務担当、学生・就職・国際連携担当、学内調整総括担当の 3 人の学長補佐、事務局長、各学科長から成る学科長意見交換会では、IR の活用や各学科の教育の改善、自己点検・評価を行う体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、自己点検・評価委員会規程に基づき継続的に自己点検・評価活動に取組み改善に努めている。教育の内部質保証は、各学科会議で教育課程全般に関わる点検や改善計画を策定し実行している。IR 活動は、エビデンスに基づき恒常的な改善と改革を進めており、学内で共有するとともに社会にも公表している。また、教育活動の現状把握のため学修行動や学修環境などに関する満足度調査、各種データの収集・分析を行う組織として IR 部門を設け、大学の特色である国家試験合格率、資格取得率の経年調査や分析を行い、ホームページを通じて社会に公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学院・大学・各学科に教育目標及び三つのポリシーを設け、公表している。特に、三つのポリシーを起点とした教育の質保証に向けては、教職員以外に各学科から推薦された 2 人以上の学生を「教育改善委員」として委嘱し、意見を聴く機会を設け改善に

努めている。教育の向上・充実の取組みとして、FD 研修会や卒業生を対象とした FD 活動を実施し PDCA サイクルの確立に努めている。

内部質保証に関する自己点検・評価や外部評価などの結果は、大学経営会議において大学の運営方針、内部質保証などでも議論している。この結果は、大学運営方針に反映するとともに、学長から理事、評議員にも報告し、周知している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献における本学の使命である「地域社会を支える人材育成」の妥当性

Ａ－1．地域社会の課題と本学の教育目的・目標との整合性

A-1-①　地域社会が抱えている課題と本学の人材養成との整合性

A-1-②　学科等の人材養成の目的と教育課程の整合性

A-1-③　地域の課題をテーマとした研究、それを生かした教育による専門的職業人育成の成果

A-1-④　地域の自治体等が連携等本学に寄せる期待に如何に応えてきたか

【概評】

大学は、人口減少と少子高齢化の進行が著しい状況の中で、地域社会としての機能の維持が困難な状況に直面し始めている岡山県津山市の 10 年間のまちづくりの基本理念と大学が目指す人材養成の目的とを踏まえて、美作地域や学生の出身地域が必要としている有為な人材を多数輩出している。

大学の各学科と各研究科の教育課程は、人材養成の目的を達成するために、資格・免許取得に必要な教育が行えるよう工夫されている。そこでは、専門職としての力量を知識の教授を通して涵養するのみならず、現場との関わりを重視した実践的な授業、つまり机上の学びと地域での学びの循環を実現している。

専門的職業人として地域社会で活動するためには、資格・免許が必須であり、教員には大学の使命、教育目標、自身の研究とその成果を教育に十分に生かすことを求めている。教員採用は可能な限り担当専門科目に係る実務経験を応募の要件としている。地域の課題をテーマとした研究の申請があった場合、大学は、審議の上で、助成金を支給している。地域生活科学研究所も、所員の活動に対して研究助成を行い、その成果を教育に反映している。その他、地域貢献活動の一環として、企業との食育弁当共同開発プロジェクト、食品ロス削減活動、美作福祉部隊、市民キャンパスなどを展開している。

大学は、地域社会を第一に考えながら、地域社会から寄せられる期待に応えようとしている。平成 29(2017)年には、大学の創立 50 周年を機に、「地方を支える拠点大学宣言」を行い、「美作地域創生に係る包括連携協定書」が取交わされ、その動きは更なる広がりと深まりを見せている。わが国の地域社会の機能の維持が困難な状況に直面している今こそ、大学が標ぼうする「地域立」としての可能性の意義が期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

特記事項「美作大学の生き残り戦略」＝この地域に大学を残すための戦略

本学は、岡山県北部の美作地域唯一の大学である。しかしこの地域（自宅通学圏）の 18 歳人口は 1000 人そこそこであり、進学率を加味すると本学への進学対象者は 500 人程度と見積もられる。その中で美作大学の募集人員（大学 3 学科で 210 人）を満たすことは困難であり、地域外から学生を集める必要がある。人口密集地域の岡山市、倉敷市も自宅通学圏外であり、本学類似学科がひしめいていることから、本学の生き残りが可能かどうかは、県外から学生を集めることができるかどうかにかかっている。つまり県外から学生を集めなければならない宿命にある。現在のところ、図に示したように在学生(短大を含む)は県外 67％となっており（2020 年時点）、県外からの学生募集に成功している。

県外から学生を集めることを可能にする大学づくり

①教育の美作大学

教育力：国公立大学以上の国試合格率

就職力：就職率はもとより専門職就職率と出身地就職率を高める

面倒見の良さ：地域に支えられる大学生、アットホームな面倒見。この空気が、勉学意欲を支え、地域人材を育てる→退学率が極めて低い

②広報力を磨く

知名度アップ　子どもからお年寄りまで誰でも歌える美作大学の歌。♫保育士、社会福祉士、管理栄養士、教師♫　みまさかだいーがく♫　読みづらい地域名を冠した本学の名前からは、どのような専門教育を行っているのか分からないが、この CM により名称だけでなく教育内容を知らない人はいない状況を生み出した。

教育成果を具体的に広報　官尊民卑の土地柄の中で、国公立大よりもむしろ高い教育力をもっていることをデータで伝える。

津山に立地する大学の利点の広報　地域の課題を知り、地域の良さを知る教育は、地域の暮らしの現場との交流ができる地方大学の独壇場であることを、膨大な実績（地域がキャンパス）から伝える。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　岡山県津山市北園町 50

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
生活科学部	食物学科　児童学科　社会福祉学科
生活科学研究科	生活科学専攻
人間発達学研究科	人間発達学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 16 日	実地調査の実施　　11 月 17 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 18 日	11 月 18 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

63 宮崎国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神のもとで、大学の使命・目的、学部の教育目的を、簡潔に明文化し、学則に示して社会に表明している。社会情勢などに対応し、必要に応じて、大学の使命・目的の見直しを行っている。個性・特色として、「国際的リベラル・アーツ教育」の実践や高い教養に基づく教育の専門的技能を備えた教職人材の養成に尽力している。「中長期計画 2021-2030」の策定には、役員、教職員が参画しており、理解と支持を得ている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めて、学内外に周知している。社会変化に応じてカリキュラム改定、新たな教授法の採用を行うなど柔軟な教育研究組織を整備して、ホームページや学生便覧などにおいて公開し、学内外に周知している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ、特色を組込んだ形で策定し、その内容を周知している。学生の学修支援体制の中心に、教員が「アドバイザー教員」となり、学生の教育指導などを行う仕組みがある。教育課程内の社会的・職業的自立を支援する組織体制を設けており、高い就職率を維持している。大学独自の奨学金制度を多数設け、学生の経済的な支援を行っている。設置基準に基づいた校地、校舎等を有し、施設・設備を適切に整備している。「学習・生活実態調査」「卒業時満足度調査」により、学生の具体的な要望等を毎年把握している。「教育改善委員」や学友会の学生と学長や学生部が意見交換の機会を設けることで、学生の意見を直接くみ上げるシステムを整備・実践し、改善を図っている。

「基準３．教育課程」について

大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを大学全体及び学部で策定しており、学生便覧とホームページで周知している。成績評価基準は、全科目においてシラバスに明記し、学生に周知している。ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーを策定しており、一貫性を確保し学生便覧、ホームページで周知している。学修成果について、ディプロマ・ポリシーの達成度の自己評価、成績、ディプロマ・サプリメント、自己評価シート及び各種アンケート調査等多面的な評価指標で分析・検討し、学生・教職員にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として 6 人の副学長を置き、責任や業務を分担する体制になっている。設置基準に基づいて専任教員を確保し、適切に配置している。教員の FD(Faculty Development)活動は、学部主催の研修会と大学全体の研修会を開催しており、組織的・計画的に展開し、内容をホームページに公開している。SD(Staff Development)研修会の全学的な実施体制を確立している。FD・SD 合同研修会について、全教職員対象に実施しており、大学運営に関わる教職員の資質・能力向上への取組みとなっている。研究支援は、学内基準、規則を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づいて、経営の規律と誠実性を維持し、適切な運営を行っている。環境保全について、地球温暖化防止に向けた取組みを行っている。「公益通報等に関する規程」「ハラスメント等の防止・対策に関する規程」を定め、人権への配慮を行っている。「危機管理規程」に基づき、「危機管理マニュアル」を作成し、対応方法を示している。法人の各設置校から理事会構成員を選出しており、使命・目的の達成に向けて円滑な意思決定ができる体制を整備している。監事及び評議員は、寄附行為に基づいて適切に選出している。監事は、法人の業務・財産の状況及び理事の業務執行の状況の監査のため、評議員会・理事会に毎回出席して意見を述べている。財務基盤と収支バランスは、安定的に推移しており、学校法人会計基準に基づき、学内規則を整備した上で、適切に処理している。

「基準６．内部質保証」について

「自己点検評価委員会」「監査（内部監査、監事監査、特別監査）」「外部点検評価委員会」を設置し、内部質保証のための責任体制を整備して、自己点検・評価報告書をホームページに公開している。学修成果の評価に関する基本方針をアセスメント・ポリシーとして策定し、ホームページで公開している。内部質保証は、IR センターが収集したデータを活用して、組織的取組みとして機能している。成果は、中長期的な計画に反映しており、10 年ごとに作成している。中長期的な計画を 3 年ごとに検証し、最適化している。令和 3(2021)年からは、「中長期計画 2021-2030」に従って、年次計画を立案している。

総じて、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づく運営を行っている。学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応、卒業認定、教育課程、学修成果、教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援、経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計、組織体制等について自己点検・評価を行い、PDCA サイクルを適正に回し運営している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.教育の国際化」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 補助事業等の採択の実績
2. 大学評価（THE 世界大学ランキング 2022）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神のもとで、大学の使命・目的、学部の教育目的を、学則第 1 条、第 2 条に簡潔かつ具体的に示して社会に表明している。個性・特色として、「国際的リベラル・アーツ教育」の実践や高い教養に基づく教育の専門的技能を備えた教職人材の養成に尽力している。社会情勢の変化に対応して大学の使命・目的の見直しを行うとともに、改組をして、カリキュラムの見直しも行っている。アクティブ・ラーニング教授法の導入、「数理・データサイエンス・AI 教育」「STEAM 教育」、SDGs 教育などに取組むとともに、学修成果を可視化し、内部質保証システムの確立に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、教学及び管理運営に携わる教職員が原案を作成し、理事会、評議員会での審議を経て決定することで、役員、教職員の理解と支持を得ており、ホームページなどで周知している。使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシーは、ホームページや学生便覧などに掲載・公開することで、学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的を反映した「中長期計画 2021-2030」の策定には、役員、教職員が参画している。中長期計画をもとに各年度の事業計画を作成している。

社会変化に応じてカリキュラム改訂、新教授法を採用するなど柔軟な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえた形で策定しており、学生募集要項、ホームページ、オープンキャンパスでの説明を通じて周知している。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿った適切な選抜方法で実施している。適宜、選抜方法や入試問題が適正だったかを検証し、学生受入れ数の確保・維持に努めている。

SWOT 分析を通して大学の現状を把握し、学生の募集戦略を再構築している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

個別指導等を行う「アドバイザー教員」や成績優秀者である学生を、「アドバイザー・アシスタント」として学生の学修支援を行っている。「アドバイザー教員」について、国際教養学部では、学生と定期的に面談などを行い、学修状況を把握し、学部長、教務部と情報を共有して支援を行っている。教育学部では、履修カルテ・自己評価シートを用いて学生の履修指導を行っている。教員と職員が企画段階から協働で参画して「新入生青島レクレーション」を実施し、大学の教育の理解を深めている。TA に代わるものとして「学生アシスタント(SA)制度」を整備し、学生による学修支援を図っている。また、全教員がオ

フィスアワーを活用して学生の相談に対応できるよう配慮している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

国際教養学部の「キャリア・アクティビティの科目」、教育学部の「学校インターンシップ」等を設定することで、社会的・職業的自立を支援している。進路計画は「キャリア教育センター」、教職課程・保育士資格取得の支援は「学生教職支援センター」、就職活動の支援は「学生課就職支援係」が業務を分担して支援している。このように、教育課程内外において就職に向けた支援をする組織体制を設けており、高い就職率を維持している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生部が担当して、大学寮や留学生の支援、交流会の企画などを行っている。「宮崎国際大学奨学制度」「外国人留学生奨学制度」「グローバル・スカラシップ」等、大学独自の奨学金制度を設け、学生の経済的な支援を行っている。課外活動の支援として、クラブミーティングを行い、施設の利用方法の説明などを行っている。学生の心身に関する相談窓口として、保健管理センターを組織しており、その職員の配置と業務形態は適切である。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づいた校地、校舎等を有し、教室、図書館、体育施設などの施設・設備を適切に整備して学修環境を整えている。各教室の使用状況、稼働率等は適切である。学生

専用コンピュータ室や貸出し用ノートパソコンを用意するなど、ICT（情報通信技術）環境を整えている。図書館は、外国人教員や留学生の利用に供するために洋書も多数蔵書するなど有効性を高めている。障がいのある学生の受入れの可能性を考慮して、バリアフリー対策に取組んでいる。

学生数の増加に対応するため、新たに教室を増設するなどして、学生数に応じた教室数を確保している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学習・生活実態調査」「卒業時満足度調査」により、学生の具体的な要望等を毎年把握している。「教育改善委員」や学友会の学生と学長や学生部が意見交換をする機会を設けることで、学生からの学修環境や支援についての意見を直接くみ上げている。新入生オリエンテーションにおいて、「学生精神的健康調査」を実施して、支援を必要とする新入生から順に、カウンセラーによる面談を行っている。

学生からの相談は、「相談ガイドライン」に従って関係部局が連携して対応している。これらの制度によって得た学生の意見・要望は、IR センターでの分析を経て学内の組織に報告、情報共有して、教学・施設面双方において改善を随時行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを大学全体及び学部ごとに策定しており、学生便覧及びホームページで学生及び社会に周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則及び各学部の履修規則に定め、学生便覧及びホームページで学生に周知している。定めた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を適用し、単位認定、進級認定、卒業認定を実施している。

全ての科目について、シラバスに授業計画、成績評価基準及びディプロマ・ポリシーとの関係を明記し、学生に周知している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーを大学全体及び学部ごとに策定しており、学生便覧、ホームページで学生及び社会に周知している。

各学部において、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、実施している。シラバスは全ての授業科目について適切な項目を立てて作成し、ホームページで公開している。単位制度の実質化を図るため、履修単位数の上限を「履修規程」で定め、適用している。

全学共通の教養科目「フレッシュマン・セミナー」を開設したり、教養科目の中に近年の ICT 技術や情報社会の進展に対応するための内容を組入れたりするなど、教養教育を適切に見直し、実施している。

アクティブ・ラーニングなどを、授業に積極的に取入れて継続的に教育方法・内容の充実に努めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの達成度を測るため、国際教養学部では「DP ルーブリック」、教育学部では「自己評価シート」などを活用し、学生が自ら学修を振返り、今後の学修を計画する機会を用意している。ディプロマ・サプリメントを卒業時に交付し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。

授業評価アンケート、「卒業時満足度調査」、卒業生及び就職先へのアンケート調査及び「GPA 分布」など、多面的な評価指標を用いた学修成果の点検・評価をする方法を確立している。学修成果の点検・評価の結果を教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として 6 人の副学長を置き、それぞれの役割を明確にして業務を分担する体制となっている。学長が議長となる「教育研究評議会」は、大学の最高意思決定機関として位置付け、学則第 5 条に「本学の運営に係る事項を審議するため、教育研究評議会を置く」と規定している。ここでの審議における最終決定は学長が行っており、学長の権限と責任が明確になっている。

日常業務を円滑に遂行するために、部局間の連携を密にし、情報共有を図るための「部局長会議」を設置している。これらが相互作用しながら密接に連携し、大学の意思決定及び教学マネジメントを使命・目的に沿って適切に行う体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づいた専任教員数を確保し、適切に配置している。常勤・兼任教員の採用資格審査、昇任審査などに関しては、「教員資格審査規程」に基づいて行っている。新たなコース設置、改組などの新規教員採用の場合は、「教育研究評議会」の議を経ている。

FD 活動は、学部主催の研修会と大学全体の研修会を開催しており、組織的で計画的な活動を展開している。その内容は報告書にまとめ、ホームページで公開するなど、教育方法の改善に寄与する積極的な取組みをしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みに関しては、FD・SD に共通で「FD・SD 専門委員会」を設置し、その実施の根拠となる「FD・SD 専門委員会規程」を整備し、実施している。

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとしての SD 研修会は、全教職員を対象に開催している。

外国人教員に対しては、SD の重要性及び必要性を契約時、契約更新時など多様な機会を通じて周知を図っている。

また、それらはコロナ禍にあってもオンライン、オンデマンド等の手段を活用し、遅滞なく確実に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動に必要な情報関連機器などを整備して、快適な研究環境となるように適切な運用・管理をしている。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究者行

動規範」を定めて、研究活動における不正行為の防止や研究倫理教育に係る体制を整備している。

研究活動への資源配分の一つとして、学長裁量経費を設け、教育活動の向上についての支援を行っている。なお、令和 5(2023)年 4 月の大学院設置を契機として、研究活動・研究支援の活性化が期待される。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づいて、経営の規律と誠実性を維持し、適切な運営を行っている。理事長は、毎月開催する「宮崎学園幹部連絡会議」にて、学園全体の幹部教職員に対し法人の運営方針を述べている。全教職員へ毎月配付している「理事長だより」では、理事長の経営方針、年度目標とその中間報告、達成状況を伝えるなど、法人の使命・目的を達成するための継続的な努力をしている。

環境保全については、空調機器の更新を図り、地球温暖化防止に向けた取組みを行っている。「公益通報等に関する規程」「ハラスメント等の防止・対策に関する規程」などを定め、人権への配慮も適切に行っている。「危機管理規程」に基づき「危機管理マニュアル」を作成し、危機管理上起こり得る可能性のある場面への対応方法を明確に示している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選出は、寄附行為に基づいて適切に行っている。理事は、法人が設置する各学校から選出するなどして、法人の使命・目的の達成に向けた意思決定が円滑にできる体制を整備し、適切に機能している。

令和 3(2021)年度の理事会には全員が出席しており、欠席した場合の委任状の取扱いについても適切に準備している。理事会の付議事項は、理事長が毎月開催する「常勤理事会議」に提案し、事前審議しているため、理事会運営は円滑である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会には学長が 1 号理事として出席している。毎月開催する「宮崎学園幹部連絡会議」には学長、副学長、事務局長などが出席し、法人内の学校間における緊密な連携を図っている。その他、大学と法人では、毎月「本部との連絡会議」を開催し、意思決定を円滑に行うとともに、法人と大学間の相互チェックができる体制となっている。

理事長がリーダーシップを発揮する内部統制機関として、法人の所属長などで構成する「常勤理事会議」を毎月開催している。理事長は、毎年各学校の管理者との個人面談を行っており、教職員からの意見・提案等をくみ上げる仕組みを構築している。

監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選出している。監事は、法人の業務・財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査するため、評議員会・理事会に出席して意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体及び大学における令和 7(2025)年度までの「中長期財務計画主要比率」においては、経営指針の基本となる収支差額比率（基本金組入前）、人件費比率（経常収支比）、教育研究比率（経常収支比）及び管理経費率（経常収支比）の全てにわたり、適切な数値比率が見込まれている。

大学は入学定員が比較的少ないという特性から、これらの財政基盤の前提は確実な入学定員の確保にあると十分に認識した上で、中長期的な計画を策定し、管理運営している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に関しては、学校法人会計基準にのっとり、学内において関連諸規則を整備し、適正に行っている。

会計監査の体制整備と厳正な実施についても、諸規則を整備すると同時に、その監査体制を構築し、内部監査と外部監査を共に着実に実施している。

決算、予算の理事会・評議員会等の学内諸手続きを適切に行っている。一般的な会計処理及び会計監査の体制と実施についても適切に処理している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価委員会」「監査（内部監査、監事監査、特別監査）」「外部点検評価委員会」を設置し、内部質保証のための責任体制を整備している。学則第 2 条第 2 項に、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と規定し、自己点検・評価は全学的で、かつ恒常的な取組みであることを示している。学則等に明示した上で、「部局長会議」を経て、「教育研究評議会」で点検・評価して、自己点検・評価報告書をホームページに公開している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の評価に関する基本方針をアセスメント・ポリシーとして策定し、ホームページに公開している。アセスメント・ポリシーは機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）及び科目レベル（講義・演習・実習）の三つに区分し、自己点検・評価を実施している。機関レベル及び教育課程レベルの検証においては、IR センター及び教務部・学生部が中心となって収集・解析を行い、「部局長会議」に報告して、情報共有と改善を行っている。その後、教授会に報告し、全教員で情報共有して、一部はホームページに公開している。また、科目レベルでは、担当教員にフィードバックしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証は、IR センターにて収集したデータを活用して、組織的取組みとして機能している。三つのポリシーの内部質保証のため、「部局長会議」「教育研究評議会」で点検・評価することで、PDCA サイクルの仕組みを確立し、組織的で継続的な取組みとして機能している。こうした取組みの成果は、中長期的な計画に反映しており、令和 3(2021)年からは、「中長期計画 2021-2030」に従って、年次計画を立案している。また、中長期計画は 3 年ごとにレビューし、最適化している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献

A－1. 大学の人的・教育的資源を活かした地域連携・社会貢献の推進

A-1-① 地方公共団体との協力関係

A-1-② 地域教育機関との協力関係

A-1-③ 地域産業との連携及び社会貢献活動

【概評】

宮崎県、宮崎市をはじめ県内地方公共団体との間に、主に教育分野に関連した包括連携協定を締結し、「異文化理解教育」に精通した人的・教育資源を社会に還元している。県内高等学校の生徒を対象とする異文化理解、SDGs などの世界規模の課題研究を通したグローバル視点の育成、英語発信力向上のためのプログラムを提供し、地域の高等学校と連携している。高校生対象のプログラムの一部には、在学生も参加しており、参加学生の学びにつながっている。

地元の銀行と包括連携協定を結び、インターンシップや銀行員向けの英語研修など、学生のニーズや産業界のニーズに応えた連携活動を行っている。

市中心部にサテライトオフィスを開所し、一般市民対象の公開講座を実施しており、地域連携・社会貢献運動の拠点として機能している。

基準Ｂ．教育の国際化

Ｂ−1．グローバルスキルとマインドを育成する学修システム及び環境の整備

Ｂ-1-①　学生の海外派遣を推進する教育システムの構築

Ｂ-1-②　外国人学生の受入を推進する取組の整備

【概評】

国際教養学部では、「海外研修」（14 単位）を必修化し、海外の研修先大学で学生が 16 週間の留学を体験する教育システムを構築している。新型コロナウイルスの状況や学生の事情によって海外渡航が困難な場合には、海外研修先大学と協力し、オンライン中心の代替プログラムを用意し、学修を保証している。

留学を推進し､留学先で取得した単位を卒業単位として認定する仕組みを構築している。また、海外からの交換留学生を受入れており、実績を積上げている。

キャンパスの国際化に向け、「グローバル教育センター」を設置し、正規留学生の獲得、生活支援に取組んでいる。留学生の入学を後押しするため「外国人留学生奨学制度」をはじめとする各種奨学金制度を設け、留学生に対する経済的支援を行っている。キャンパス内に留学生寮を設置し、職員が日常生活に係る支援を行っている。また､「国際交流シェアハウス」を市の中心部に設け、留学生が日本人学生と共に生活し、日本文化を日常的に学べる環境を実現している。留学生が日本語会話能力を高めるための取組みである「日本語おしゃべり会」「ワールドカフェ」を開催している。このようにグローバルスキルを育成する学修システム及び環境の整備に取組んでいる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．補助事業等の採択の実績

私立大学等改革総合支援事業：同事業は全学的な改革を推進している大学に対して重点的に支援することを目的として、平成 25(2013)年に創設された。本学は、平成 26(2014)年の同支援事業のタイプ 4（グローバル化）に、平成 25(2013)年、平成 27(2015)年から令和 3(2021)年の 8 年間タイプ 1（Society5.0 の実現に向けた特色ある教育の展開）に選定され、補助金を受け、大学改革を実施している。

文部科学省大学教育再生加速プログラム (2014-2019)：同プログラム (AP) に選定され、平成 26(2014)年度～令和元(2019)年度の 6 年間にわたり実施し、1)本学の強みの一つであるアクティブ・ラーニング（AL）の充実とベスト・プラクティスの内容の明確化、ルーブリック・ベース・シラバスによる PDCA サイクルを確立、2)クリティカル・シンキング能力

を客観的に測定・評価するツールの開発、3)英語スキル向上を目的とするALプログラムの構築、4）ｅポートフォリオ（学生の学習履歴を電子化して残すシステム）を用いた学修成果の可視化などの取組を行った。この取組によって、ハード面の充実（ラーニング・マネジメント・システムの導入、タブレット端末の購入、Wi-Fi環境の整備）に加えて、ディプロマ・ルーブリックによる学修成果の可視化、ｅ ポートフォリオなどの教学マネジメントの充実など、本学の教育に多大な貢献をした。

数理・データサイエンス・AI教育プログラム（2021-2025）：同プログラムは令和2(2020)年度から全学で実施しており、令和3(2021)年8月に文部科学省から「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル)」に認定された。

２．大学評価（THE世界大学ランキング2022）

令和4(2022)年5月現在の留学生比率は7.4%（留学生数43人/在籍学生数579人）であり、韓国をはじめ中国、カメルーン、ベトナム、ネパール、カザフスタン、ナイジェリアなど９ヶ国から受け入れている。また、国際教養学部の専任教員27人中20人（74%）が外国人であり、国際教養学部長も外国籍である。卒業までに留学等の海外体験をする学生の割合は82%（令和2(2020)年度)、令和3(2021)年度開講科目のうち英語による実施割合は88%である。これらを総合的に判断して、THE世界大学ランキング日本版2022では「国際性」は4位であった。教員採用試験現役合格率（小学校・幼稚園・認定こども園）は86.9%（令和4(2022)年3月教育学部卒業生）であり、全国国立大学平均59.0%を大きく上回った。小学校教員採用数は同ランキングで全国22位となっている。

Ⅳ　大学の概況（令和4(2022)年5月1日現在）

開設年度　　平成6(1994)年度
所在地　　宮崎県宮崎市清武町加納丙1405

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際教養学部	比較文化学科
教育学部	児童教育学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和4(2022)年　6月末	自己点検評価書を受理
9月14日	第1回評価員会議開催
10月11日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付

10 月 25 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

64 宮崎産業経営大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の建学の精神を「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」として掲げ、これを踏まえて大学の使命・目的及び各学部の教育目的については、具体的かつ明確に規定しており、簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育目的の策定は、役員・教職員が関与・参画する仕組みを構築し、理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的については体系的に整理し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映するとともに、ホームページや印刷物等の媒体を通じて、学内外に周知している。また、中長期計画へ反映する取組みも行っている。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を設置し、体制を整備している。

「基準２．学生」について

建学の精神及び使命・目的に基づき、教育目的を十分に踏まえ、各学部においてアドミッション・ポリシーを定め、その周知も十分に行い、定員を着実に充足し、適切な在籍者数の維持に努めている。

教職協働による学生への学修支援方針の策定、計画立案、効果測定を体系的に行い、実施体制を適切に整備・運営している。キャリア支援については就職総合対策本部会議を中心にキャリア教育のための諸施策を実施するとともに、就職のための相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

学生生活の安定のため、大学独自の奨学金制度、健康相談、心的支援などの体制を整備し適切に運営している。また、施設・設備計画に基づき、快適かつ安全な教育環境を整備し、適切に運営・管理している。学生の意見・要望を把握し、多面的な分析を行い、改善施策を行う体制を構築し、学生満足度の向上につなげている。

〈優れた点〉

○「専門演習」「進路研究演習（C ナビ）」の二重の学修支援体制を採用し、1 年次から 4 年次にわたり、少人数制によるきめ細かい指導を行っている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを、各学部において策定し、ホームページで

開示するとともに、履修時の配付印刷物に明記し、学生に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、成績評価を行っている。

教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを明確にし、カリキュラムマトリックスを策定することにより、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿った編成により、適切な運用を行っている。教授方法の工夫･開発と効果的な授業を進めるために､学生による授業評価アンケートの有効活用等、改善の取組みを組織的に行っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用を行っている。また、アセスメント・ポリシーを定め、さまざまな情報分析と総合的測定を行い、学修成果の点検・評価に努めている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。また、教学マネジメントの業務遂行に必要な職員を適切に配置し、教職協働で教学運営を行っている。

大学においては設置基準上の必要専任教員数及び必要教授数を充足し、教員を適切に配置している。教員の採用等の手続きについては、関連諸規則に基づき、適切に運用している。FD(Faculty Development)活動を、効果的に実施しており、教育方法等の改善と向上につなげている。職員の資質･能力向上を図るため､学内における SD(Staff Development)プログラムの展開、各種外部研修会への参加・派遣等、組織的に適切に実施している。

研究については、教員が十分に活動を行うことができる環境構築に努めるとともに、倫理確立と厳正運用を図っている。また、外部資金導入の努力も積極的に行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、関連法令、寄附行為等に基づき、理事長・役員・評議員を選任し、理事会等を適切に運営しており、経営の規律と誠実性を維持している。法人及び大学は、組織運営体制の整備、中長期計画の策定、ガバナンス・コードの制定、ホームページを通じての情報公開等により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。また、使命・目的の達成に向けて、理事会等が適切に管理運営を行い効率的な意思決定ができる体制や、評議員会の開催、監事の職務遂行等により、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックできる体制を整備している。

法人は、安定した財政基盤を確立している。大学の収支状況は、事業活動収支差額が若干の支出超過で推移しているものの、入学生の確保、経費節減等の収支改善策を推進している。また、「大淀学園経理規程」に基づき会計処理を適正に行い、監事監査、公認会計士による会計監査、内部監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学の社会的責任を果たすために、大学協議会、自己点検・評価運営委員会を中心としつつ、学長室をはじめとした事務組織の連携・協働を図り、内部質保証を実施する組織・体制を整備し、機能させている。

内部質保証を更に機能させるために、IR 推進委員会による調査研究を受けて教育内容の改善・充実につなげるとともに、アセスメント・ポリシーを策定し、十分な調査・データの収集と分析を行う IR(Institutional Research)活動・教学マネジメントの体制を構築している。

大学全体において、三つのポリシー及び中長期的な計画を踏まえた内部質保証を行い、横断的に自己点検・評価を実施している。PDCA サイクルを回すことにより、その結果を教育の改善・向上に反映する体制となっている。

総じて、大学の建学の精神と使命・目的及び教育目的に基づいて教育研究に創意工夫を凝らし意欲的に取組んでいる。教学組織と大学組織を適切に編制し、使命・目的の成果を挙げるための教学マネジメント体制が構築されている。中長期計画、自己点検・評価の結果を踏まえ、大学運営の改善・向上を図るための継続的な取組みを行っている。その上で、地域社会からの要請に応じた有為な人材の養成・輩出に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・ボランティア」「基準 B.独自の教育体制」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「進路研究演習（C ナビ）」
2. アグロポリス
3. 郷土ゆかりの人物を学ぶシンポジウム

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については学則第 1 条において、各学部の教育目的については学則第 4 条の 2 において、具体的かつ明確化されているとともに、簡潔に文章化されている。

個性・特色として大学の建学の精神を「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」として掲げ、これを踏まえて大学の目的及び各学部の教育目的を簡潔にまとめ、学内外に明示、公表している。

社会情勢の変化や関係法令の改正に伴い、大学の使命・目的及び教育目的の見直しを行うとともに、ガバナンス・コードの制定により、さまざまな変化へ機動的に対応した大学づくりを進めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定等に、必ず役員・教職員が関与・参画する仕組みを構築することにより、理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的等については、体系的に整理し、三つのポリシーに反映するとともに、合わせてホームページや印刷物等のさまざまな媒体により、学内外への周知を図っている。また、中長期計画へ反映する取組みも行っている。

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の間の整合性を保持するため、教育研究組織を有機的に整備し、教学マネジメントを実施展開している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び使命・目的に基づき、教育目的を十分に踏まえ、学部ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、大学案内、募集要項、ホームページ等に明記し、さまざまな機会を利用して学内外に明示・周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った選抜区分を設け、入学者選抜を工夫して実施するとともに、入学試験審議会と入試広報課が連携して、結果の検証を行っている。

法学部法律学科及び経営学部経営学科ともに、入学定員及び収容定員に沿った適切な受入れ数を維持するために努めている。

入学者選抜問題は、外国人選抜試験の問題を除き、入学者選抜問題作成基準にのっとり教員が作成し、問題作成委員会がチェックした上で入学者選抜に用いている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援方針の策定､計画立案､効果測定を体系的に行うなど、独自の学修支援体制を適切に整備し、運営している。

有資格者に相談できる等の学修支援体制を充実させ、障がいのある学生に対しても、不安なく大学生活を送れるよう環境を整備している。

学部生の SA(Student Assistant)をコンピュータ操作設定等、授業のための基本的な技術サポートとして配置し、情報関係の科目で情報機器活用支援を行っている。

休学及び退学を申出た学生には担当教員が面談を実施し、保護者を交えた協議を行うなど、休退学防止のために教務課、学生支援課とも連携して対応する体制を整え、留年者に対する学修指導、生活指導も教職員が協働して支援している。

〈優れた点〉

○「専門演習」「進路研究演習（C ナビ)」の二重の学修支援体制を採用し、1 年次から 4 年次にわたり、少人数制によるきめ細かい指導を行っている点は高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職総合支援対策本部会議を中心に、「C ナビ運営委員会」「インターンシップ委員会」

「W スクール運営委員会」「就職総合支援センター」「学内塾（Sun18゜塾)」「教員養成センター」「就職課」が密に連携し、インターンシップ制度をはじめ、さまざまなキャリア教育のための諸施策を実施し、かつ就職のための相談・助言等の支援体制を整備するなど、キャリア支援に関する適切な運営を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のため、組織体制を整備した上で、各種学生サービスを提供し、生活支援、経済支援、課外活動支援を行っている。

学生の心身に関する健康面の相談や支援は、保健管理センター、学生相談室、学生支援課を窓口とし、保健管理センターには常勤の看護師を配置し、学生相談室では公認心理師を配置するなど、適切な体制を整えている。

大学独自の奨学金制度のほか天災等による被災学生に対する学費減免制度などを整備する等、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

施設・設備計画に基づき、快適かつ安全な教育環境を計画的に整備し、適切に運営・管理している。

学内における無線 LAN 環境を整備し、ICT（情報通信技術）教育支援、学修支援環境の整備を適切に行っている。また、適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保し、開館時間を含め図書館を十分利用できる環境を整備している。

大学は、バリアフリー設備の整備のほか、教員や各部署から寄せられる施設・設備の改修や改善の要望に応えるとともに、改修を行った建物の耐震診断を行うなど、施設・設備の利便性及び安全性を確保している。

授業を行う学生数については、語学・情報処理等の科目に関して一定に制限することにより、より実践的で教育効果が上がるよう努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生のさまざまな意見・要望を把握・分析するシステムを適切に整備し、その結果を学修支援、学生生活、施設・設備等の各側面での改善に反映すべく活用している。

学修支援に関しては、「進路研究（C ナビ）」「専門演習」の担当教員や FD 検討委員会が、学生生活に関しては、保健管理センターや学生支援課が、施設・設備に関しては、「全学生意識調査」等を通じて学生部や学生支援課が対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部ともに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで開示するとともに、在学生に対しては「Web シラバス」、各学部の履修の手引き、「Campus Guide」、学外に対しては大学案内で周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準等を学則や各学部履修規程上に、適切に定め、学生へは「Campus Guide」に掲載して周知し、厳正に適用している。

単位認定は、「Web シラバス」上の「授業の到達目標」「成績評価の方法及び基準」に記載し、それに沿って評価している。また、「Web シラバス」に「ディプロマ・ポリシーとの関連」という項目を設け、関連性を明記している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部とも教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、さまざまな手段で周知するだけでなく、「専門演習」及び「進路研究演習（C ナビ）」での履修チェック時にも、学生に確認させている。

「Web シラバス」、履修の手引きにはカリキュラムマトリックスを掲載し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、教養教育科目を配置した「総合教育科目」と学部・コースに対する体系的な教育課程を配置した「専門教育科目」で編成し実施している。シラバスは適切に整備され単位の履修上限も設定されている。

アクティブ・ラーニングは、特に「進路研究演習（C ナビ）」で積極的に導入し、内容・方法に工夫をしている。授業改善については FD 検討委員会や C ナビ運営委員会が実施する授業評価アンケートの結果を各教員にフィードバックすることで、組織的に行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の単位修得状況・履修状況、免許・資格取得状況、学生アンケートの結果、就職活動の状況について教授会で共有し学修成果を把握している。令和 4(2022)年度からは、アセスメント・ポリシーを定め、各学部においてさまざまな情報分析に努めている。

履修状況が思わしくない学生については、「専門演習」「進路研究演習（C ナビ）」担当教員にフィードバックして指導に活用している。企業訪問担当教員及び就職総合支援センター職員は、卒業生の様子について聞取りを行い、就職活動中の学生への指導に役立てている。また、学生による授業評価アンケートの結果も教員へフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教学マネジメントを機能させる最高機関として大学協議会を運営し、学長の業務を補佐する学長室を設置するなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。学生賞罰に関する手続きを学長が定めていない点は改善を要するが、その他の校務に関しては学長が最終的な決定を行うことを担保している。

大学協議会は大学全般に関する重要事項を審議している一方、教授会は学則第 58 条に規定している事項について、学長裁定に従い学長へ意見を述べるものとしており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

事務組織規程を定め、事務分掌規程によりその権限の分散と責任の明確化を図り、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

〈改善を要する点〉

○学生の賞罰に関する手続きを「宮崎産業経営大学学生懲戒に関する規程」に定めているが、改廃権が理事会となっており、学長が手続きを定めているとはいえないため、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす教員数及び教授数を配置しており、教育目的及び教育課程に即した教

育を実施できる体制を整えている。

教員の採用・昇任の方針に基づく規則として教員選考基準や教員審査委員会規程、「教員の人事に関する審査手続規程」を定め、適切に運用している。

法学部、経営学部合同の FD 検討委員会を設置し、毎年の学生による授業評価アンケートと授業公開を実施し、授業の改善と向上につなげている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「宮崎産業経営大学 SD 委員会規程」に基づき、SD 委員会を設置し、職員の資質・能力向上のための SD 活動が運営されている。学内における SD プログラムの展開、各種外部研修会への参加・派遣等、組織的に適切に実施している。

また、職員の人事評価制度を設け職員の資質・能力向上に努めているとともに、業務の固定化につながらないよう、人事異動・業務変更などの工夫を行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

附属図書館の適切な運用・管理、全ての専任教員に個別の研究室を付与するなど、教員が十分に研究活動を行うことができるよう環境構築に努めている。

また、研究倫理に関わる各種規則の整備、公的研究費の不正防止計画策定・公表、公的研究費の内部監査を実施するなど、厳正に運用している。

教員の研究活動のための資源として「個人研究費」「個人研究旅費」を運用するとともに、「個人研究費及び個人研究旅費取扱要項」を毎年策定し、適切な研究費使用に努めている。

科学研究費助成事業や受託研究等の獲得に向け、外部講師による研修会を開催するなどの支援を行い、他大学と連携した大学改革推進等補助金に採択されるなど、外部資金導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為施行細則において、理事会は学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督すると規定し、監事及び評議員会との相互チェックにより規律と誠実性をもって運営している。

法人及び大学は、組織運営体制の整備、中長期計画の策定、これに基づく事業計画の策定・事業展開、ガバナンス・コードの制定、ホームページを通じての情報公開等により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

法令及び衛生管理規程に則した職場の衛生管理については改善を要するが、危機管理規程、防火・防災管理規程を制定し、個別マニュアルを作成することにより、火災・地震・台風等の災害への対応及び伝染性疾患への対応など、学生や教職員の安全と健康管理について、危機管理の体制を整備している。

公益通報に関する規則、危機管理に関する各種マニュアルを整備している。

〈改善を要する点〉

○衛生委員会は衛生管理規程に反して定期的に開催しておらず、産業医による職場巡視も行われていないので、衛生管理規程に従った定期的な委員会の開催、衛生管理者や産業医による職場の巡視等、職場の衛生管理の実施について、改善が必要である。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命･目的の達成に向けて､意思決定機関である理事会は適切に管理運営を行っている。教学と経営において、使命・目的の達成に向けての効率的な意思決定ができる体制が整備され、的確に機能している。

理事会を定期的に開催し、理事の選任及び事業計画の確実な執行など、寄附行為に規定

する理事会において決定すべき事項について、適切に審議している。

理事の理事会への出席状況は概ね良好で、やむを得ない事情により欠席する理事についても、寄附行為において、議案に対し書面をもってあらかじめ意思表示をした者は出席とみなすことを規定し、運用している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮できるよう、管理部門と教学部門の連携と意思疎通を図る常務委員会は、理事長、学長、校長、法人事務局長など適切なメンバーで構成されており、意思決定を円滑に行うための内部統制環境を整備している。

諮問機関としての評議員会の開催、監事の職務遂行等により、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの体制が整備され、適切に機能している。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好で、業務、財産及び理事の業務執行状況について監査を行い、監査報告書を理事会及び評議員会へ報告することにより法人のチェック機能としての役割を果たしている。

寄附行為に規定する理事会の決定前に評議員会の意見を徴する事項について、理事長はあらかじめ評議員会で意見を求めている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

安定した経営基盤の維持を掲げ、5年後・10年後を見据えた中長期計画を策定している。中長期計画策定に際しては、前回認証評価時の参考意見として付された大学における収支改善策として、学費・奨学費の見直しを織込んでおり、適切な財務運営に努めている。

令和 3(2021)年度末現在の財政状態は、借入金が皆無であるとともに、純資産構成比率、運用資産余裕比率ともに全国平均を大きく上回る水準であるなど、安定した財務基盤が確立されている。大学における事業活動収支差額は過去 5 年間若干の支出超過で推移しているものの、法人全体の事業活動収支は収支バランスがとれた状態にある。外部資金の確保については、科学研究費助成事業・受託研究といった教員の研究に係る補助金等の競争的

外部資金の獲得を目指し、総務課において申請から執行までの一元管理を行うとともに、学校法人大淀学園資産運用規程に基づき、安全性を重視した資産運用を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準、「大淀学園経理規程」に基づき実施しており、疑問点が発生した場合には公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に確認を行うなど、適切な処理を行っている。

会計監査は、監事監査・公認会計士監査及び内部監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

予算と著しくかい離がある決算額の科目は見当たらなく、補正予算を適切に編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の社会的責任を果たすために、大学協議会、自己点検・評価運営委員会を中心とし、また、学長室をはじめとした事務組織の連携・協働が図られた内部質保証を実施するための組織・体制を整備し、機能している。

内部質保証を更に機能させるために、IR 推進委員会を発足し調査研究を行い、教育内容の改善・充実につなげる等、制度の強化に継続して取組んでいる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために、エビデンスの有効活用により、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を定期的に行っている。また、学内外への説明責任を果たすため、認証評価時の自己点検評価書については、ホームページ等を通じて公表を行っている。

IR 推進委員会、各種委員会及び各事務組織の機能的な連携体制を構築するとともに、アセスメント・ポリシーを策定し、十分な調査・データの収集と分析を行う IR 活動・教学マネジメント体制を構築している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体において、三つのポリシー及び中長期的な計画を踏まえ、内部質保証を行い、横断的に自己点検・評価を実施している。PDCA サイクルを回すことにより、その結果が教育の改善・向上に反映する体制となっている。

平成 28(2016)年度以降、大学機関別認証評価の対応に取組み、改善すべき課題を総点検しつつ、大学運営の改善・向上に努めるなど、PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性を図っている。

〈参考意見〉

○学生懲戒に関する規程の改廃を学長が行うことへの変更及び適切な職場の衛生管理実施の検討を含め、PDCA サイクルなど内部質保証の機能性が十分に発揮されることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献・ボランティア

A－1. 大学が有する物的人的資源および知的資源を提供・活用し地域の諸機関と協働することによる社会貢献・ボランティア

A-1-① 大学が有する物的人的資源および知的資源の開放・提供

A-1-② 大学が有する諸資源を用いた地域の諸機関との協働の推進

A-1-③ クラブ・サークルを通じた地域社会に対する社会貢献・ボランティア

【概評】

人的資源における社会貢献に関しては、公開講座の実施、県内中学校・高等学校への出前授業､教員の公的機関等の委員への就任という形で実施している｡施設開放については、各教室を資格試験や高等学校・研修会等の会場として、体育施設をスポーツイベントの会場として、駐車場の中学校・高等学校への貸出し、附属図書館の学外利用者へのサービスという形で貢献している。

外部との連携に関しては、地元自治体と連携を結んでイベントやシンポジウム等を開催したり、地元のマスメディア企業と包括連携協定を結んで「マスメディア論 A」を開講したり、さまざまなプログラムを展開している。また、高大連携センター主宰で地元高校の生徒を受入れ、ゼミナール活動を実施した。

部活動に関しても、サッカー部は大学の監督による子ども向けのサッカースクールを開催している。学内の清掃を目的とする「奉仕団」は令和 2(2020)年度、学内外でさまざまなボランティア等を行っている。新体操部は、部員が福岡県開催の世界大会の補助員を務めただけではなく、部員全員が審判資格を取得し地域の大会で審判員を務めることで、指導者的な役割を務めている。

以上のように社会貢献やボランティアを積極的に実施していることは特筆すべき点である。

基準Ｂ．独自の教育体制

Ｂ－1．建学の精神に基づいた社会に求められる人材の育成

B-1-①　学内外のニーズに応じた「学内塾（Sun18°塾)」の設置・運営

【概評】

建学の精神「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」に基づき、学生と教員がともに学ぶ場として､「学内塾（Sun18°塾)」を設立し、学生の多様な希望に対応した資格取得・就職指導を大学独自の課外活動として行っている。

「学内塾（Sun18°塾)」では、学生に対して積極的な学習意欲や主体的な学びの場を提供することによって、正規の教育課程では困難な将来の進路を踏まえた専門的な教育・研究指導を、より柔軟に小規模で行うことを可能にし、多様性と専門性を備えた人材の育成につなげている。

「学内塾（Sun18°塾)」は、学内外のニーズに応じて現在 11 団体設立され、教員が自分の専門領域を生かした指導を行うことで､大学が有する知の財産を有機的に活用しつつ、「実学の精神」を理論的にも実践的にも実現している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「進路研究演習（C ナビ)」

平成 15(2003) 年度からの本学のキャリア教育の中心は「進路研究演習（C ナビ)」である。この「進路研究演習（C ナビ)」は、1 年次から 4 年次までを持ち上がりで同一の教員

が担当する少人数の演習形式での必修科目である。ここでは、自己のキャリアを形成していくために必要な知識、情報、意欲そして態度を育成することを目的に、①社会観・職業観の醸成、②キャリア設計能力の育成、③職業能力の養成を目指している。そのため、単なる就職指導にとどまらず、自己実現のための能力や知識の主体的獲得を促すことで学業目的を明確なものにし、学生生活自体の活性化を図るために、ガイダンス・講演や各種試験だけではなく、自己分析、フィールドワーク、プレゼンテーション、グループワーク、グループディスカッション等のアクティブラーニングを積極的に取り入れている 。

2. アグロポリス

本学の社会科学研究所では、宮崎県の基幹産業である農業を起点とした機能的な地域創生を目指す「アグロポリス」を推進している。その一環として、平成 28(2016)年より選抜学生を「遣欧青年使節団」としてオランダをはじめとした欧州への研究視察に派遣し、帰国後にはシンポジウムを開催している。シンポジウムにおいて、選抜学生は研究視察の報告をするだけではなく、国内外の専門家とともにパネルディスカッションに登壇し、見聞を交えた自身の考えを積極的に発信している。また、シンポジウムでは、学生・高校生の他、ワーゲニンゲン大学シニアリサーチャー、オランダ大使館農務参事官、駐日欧州連合代表部書記官をはじめとした農業に精通する専門家を招聘し、国際的な視座から宮崎県の農業経営について議論を交わしている。なお、令和 4(2022)年度よりプロジェクトを「デジタル・アグロポリス」と改めて推進する。

3. 郷土ゆかりの人物を学ぶシンポジウム

本学の社会科学研究所では、建学の精神及び使命・目的に基づき、大学内外に向けた特色のある学びの場を提供する取組みを行っている。その一環として、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、宮崎県にゆかりのある人物に焦点をあて、学生及び高校生が教員指導の下で行った調査研究成果を発表するとともに、その功績について理解を深めることを目的としたシンポジウムを開催した。令和 2(2020)年度は、西南戦争との関係で宮崎県との関係が深い西郷隆盛を取り上げ、「西郷隆盛と宮崎県」をテーマに西郷隆盛の直系子孫である西郷隆夫氏を交えたシンポジウムを開催した。さらに、令和 3(2021)年度は、高鍋藩・秋月家出身で米沢藩主となった上杉鷹山を取り上げ、「上杉鷹山公のリーダーシップ」をテーマに高鍋町長の黒木敏之氏、前米沢市長の安部三十郎氏を交えたシンポジウムを開催した。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 62(1987)年度
所在地　　宮崎県宮崎市古城町丸尾 100

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

法学部	法律学科
経営学部	経営学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 16 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 17 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 20 日	実地調査の実施　　11 月 21 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 22 日	11 月 22 日　第 4 回評価員会議開催
12 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

65 武蔵野学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「他者理解」の具現化を目指して大学の使命・目的及び教育目的を定め、大学及び大学院の各学則に具体的に明文化するとともに、人材養成の目的等を定めて大学の個性・特色とともに明示している。中長期計画、事業計画等を策定する中で、役員及び教職員が参画して使命・目的及び教育目的の具現化に努めている。令和2(2020)年度に策定した「学校法人武蔵野学院　第一次五カ年計画」（以下「第一次五カ年計画」という。）において「アクションプラン及びKPI」で具体的な目標を設定し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を含めその進捗状況について、項目ごとに毎年度点検を行い、その結果に基づき次年度以降の目標を定めるなど、教職協働のもと適切に運営している。

「基準２．学生」について

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、大学及び大学院の各「入学試験委員会規程」に定めがあり、ホームページ、募集要項、履修の手引き等に明記し、周知している。教務部との連携による教職協働の体制のもと、「大学ポータルサイトMAS(Musashino Academic Station)」（以下「MAS」という。）を整備し、学修支援に役立てている。インターンシップ科目やキャリア・デザイン科目を開講し、適切なキャリア教育を行っている。キャンパス構内ではバリアフリー化に向けた改修を進行している。学生満足度調査、クラス担任やゼミ担当教員を通じて学生の意見・要望をくみ上げ、集計結果等は教職員間での情報共有を図り、ホームページで公開するとともに、改善に努めている。

〈優れた点〉

○大学院の受験者向けに「研究計画ハンドブック」を作成し、ホームページで公開することで、入学前の研究計画の立案から入学後の研究生活への円滑な移行を促していることは評価できる。

○1 年次配当の必修科目である「キャリア・デザイン 1」「キャリア・デザイン 2」は、単なるキャリア教育にとどまらず、大学におけるアカデミック・スキルも網羅しており、初年次教育としても高く評価できる。

○大学院学生が、将来、大学の教員として教育活動を行うことを見据えた資質・能力向上のための施策として、「大学院プレ FD」をカリキュラムに取入れていることは、従来の大学院教育にはなかった有意義な取組みとして評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえた大学及び大学院のディプロマ・ポリシーを策定し、単位認定基準、卒業認定基準等を学則等に明示し、学生便覧、履修の手引き、ホームページ等で学内外に周知している。卒業判定及び修了判定は、教授会及び研究科委員会の審議を経て、学長が最終決定をすることで厳正に行っている。カリキュラム・ポリシーについても、適切に周知するとともに、全授業科目において学生の自己評価のための「学習ルーブリック」を作成している。教養教育については基礎科目を設けて実施し、教授方法の工夫・開発についてはアクティブ・ラーニングやICT（情報通信技術）を活用している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のために「ディスクロージャー」という組織による授業評価アンケート等を実施し、学修指導を改善する取組みを行っているが、更なる多様な尺度・指標の導入、評価結果のフィードバック等を期待する。

「基準４．教員・職員」について

教学マネジメントに関わる重要事項は、一部の規則の不備は教学マネジメントを構築する上で改善が必要であるが、学長が議長になって教授会及び研究科委員会で審議し、学長が最終的な決定を行っている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、教務部委員会やクラス担任を教員と職員による構成にすることで、教職協働体制を構築している。専任教員数及び教授数は、設置基準に基づいて確保し適切に配置している。ファカルティ・デベロップメント検討委員会で協議し、組織的なFD(Faculty Development)活動を実施している。SD(Staff Development)に関しては、全学的、組織的な取組みとはなっていないが、新任教職員研修、全職員対象SDなどを定期的に実施するほか、連絡会議による職員間の情報共有、「チャレンジ・シート」による職員個々の資質・能力の向上を図っている。研究倫理に関するFDやeラーニング受講を全員に義務付けており、高い倫理性を保持できるよう適切に取組んでいる。

「基準５．経営・管理と財務」について

ガバナンス経営の規律である規則類の順守義務を定め、就業規則に基づく規律ある誠実な職務遂行を求めるとともに、組織倫理に関する諸規則を整備して適切な運営を行っている。寄附行為に基づき、理事、監事、評議員の選任を行っており、理事会においては法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議し、事業計画の確実な執行など運営を適切に行っている。監事は、全ての理事会及び評議員会に出席し、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況について監査しているが、理事会及び評議員会における監事による監査報告の議事の扱い方、また、経常収支差額が法人全体及び大学共に数年にわたり赤字になっている点は、今後の法人運営の適切性の上で改善が必要である。法人全体の財務については、「第一次五カ年計画」に基づき、人件費比率、教育研究経費比率及び管理経費比率の数値目標を掲げ、経常収支の改善に向けた努力を行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための全学的な組織として、学則第2条及び「自己点検及び評価規程」に基づき自己点検・自己評価委員会を組織し、三つのポリシーを起点とした自主的・自律的

な自己点検・評価に基づく自己評価報告書を刊行し、ホームページで公表している。自己点検・評価に必要な情報収集に関しては、「ディスクロージャー」による学生及び教職員アンケート調査の実施・集計、教職員への共有や結果の公開などを実施しているが、全学的な内部質保証の方針や最終的な責任体制が不明確な点は改善を要する。教学マネジメントの機能性に関する内部質保証体制に課題はあるものの、データ分析等の充実に向けて令和3(2021)年度に IR 委員会を設置するなど PDCA サイクルの確立とより精度の高い自己点検・評価に向け努力している。

総じて、大学は「他者理解」を大学の使命・目的に掲げ、高度なコミュニケーション力と多様な社会に対する理解力を備えた人材の育成に向け、誠実・実直に教育を実践している。海外研修、インターンシップ、ボランティアによる体験型学修を重視し、経営方針、教育方針については、教職協働の中で周知・共有を図っており、教育プログラムの点検、改善向上に努めることで、大学の使命・教育目的の達成に尽力している。地域・社会連携についても全学的な取組みを行っており、今後更に国際的視野に立ち、地域社会に貢献できる人材を育成していく大学として発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.大学祭」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. AMUSE プログラム
2. 海外研修
3. キャリア・デザイン

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「他者理解」の具現化を目指して、大学及び大学院の各学則に具体性をもって明文化し、簡潔な文章により定めている。

使命・目的及び教育目的に基づき学部・学科及び研究科における人材養成の目的等を定めており、これらをホームページ、学生便覧等に一貫した表現で掲載し、大学の個性・特色とともに明示している。

令和 2(2020)年度に策定した「第一次五カ年計画」に沿って三つのポリシー及び教育課程の検討・見直しを図ることで、社会の変化とニーズに対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的について、中長期計画、事業計画等の策定する中で、役員及び教職員が参画して具現化に努めており、理事会及び評議員会での決定事項は教授会、合同科会及び「MAS」を通じて周知し、徹底を図っている。これらの内容は、入学式、オリエンテーション、新任教職員研修、大学案内、学生便覧、ホームページ等で適切に学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織を適切に整備するとともに、「第一次五カ年計画」における「アクションプラン及び KPI」で三つのポリシーを含む具体的な目標を設定し、毎年度その進捗状況を項目ごとに点検し、点検結果に基づき次年度以降の目標を定め、教職員等の間で共有を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーについては、大学及び大学院の各「入学試験委員会規程」にて定めており、それをホームページ、学生募集要項、履修の手引き等に明記し、周知している。また、大学入試及び大学院入試においては、アドミッション・ポリシーに沿った入学試験体制を整え、その検証も実施している。

令和 3(2021)年度以降、入学定員充足率が低下しており、新型コロナウイルス感染症による影響で留学生の編入学も減少するなど、将来に向けた不安要因があるものの、入学定員に沿った学生受入れ数を概ね維持しており、適切な教育環境の確保に努めている。大学院においては、研究生活について事前に周知を行うなど、志願者に対する適切な配慮を行っている。

〈優れた点〉

○大学院の受験者向けに「研究計画ハンドブック」を作成し、ホームページで公開することで、入学前の研究計画の立案から入学後の研究生活への円滑な移行を促していることは評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は、1、2 年次生に対しては教職員による担任が、3、4 年次生に対してはゼミ担当教員が中心になって実施しており、教務部と連携することで教職協働の体制を整備している。また、「MAS」を学修支援システムとして整備するほか、1 年次生向けに必修科目「キャリア・デザイン 1」「キャリア・デザイン 2」を開講し、有効な初年次教育の場にしている。障がいのある学生に対しては、「学生部学生相談」を中心とする支援体制を構築している。中途退学、休学及び留年については、教員と教務部や学生部等の事務組織が連携して、その防止に努めている。また、オフィスアワーを全学的に実施し、機能している。大学院においても、入学前から丁寧な教育・研究指導の取組みを行っている。

〈優れた点〉

○1 年次配当の必修科目である「キャリア・デザイン 1」「キャリア・デザイン 2」は、単なるキャリア教育にとどまらず、大学におけるアカデミック・スキルも網羅しており、初年次教育としても高く評価できる。

○大学院学生が、将来、大学の教員として教育活動を行うことを見据えた資質・能力向上

のための施策として、「大学院プレ FD」をカリキュラムに取入れていることは、従来の大学院教育にはなかった有意義な取組みとして評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップを 2、3 年次生向けの選択科目として設置するほか、必修の基礎科目として 1～3 年次生向けに「キャリア・デザイン 1」～「キャリア・デザイン 6」を開講するなど、キャリア教育の充実を図っている。

就職指導に関しては、就職部と就職指導委員会を中心に、ガイダンス・セミナーの開催、全学生に対する個別面談の実施など、学生が希望する進路を実現するためのサポート体制の整備を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生部及び「衛生」という名称の保健室を設置し、学生生活の安定のための支援を適切に実施している。成績優秀者への奨学金、TOEIC(R)受験料や海外留学費用の補助など独自の奨学制度を設けているほか、留学生向けの奨学金を充実させるなど、経済的な支援を適切に行っている。

課外活動に対しては、陸上競技部への支援を重点的に行っている。

心身の悩み等に関する相談は、「学生部学生相談」所属の教員がカウンセラーとして対応するほか、クラス担任、ゼミ担当教員が情報を共有しながら支援する体制を整備している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するため、校地、運動場、校舎、図書館、体育館、情報サービス施設等を整備しており、耐震化改修も完了するなど、施設・設備の安全管理は適切である。

図書館は、蔵書の確保のみならずICT設備を適切に整備しており、十分な学修環境を有している。

障がいのある学生向けに、教室へのスライドドアの設置、多目的トイレの設置、渡り廊下へのスロープの設置など、バリアフリー化に向けた改修を進めている。クラスサイズは教育効果を十分挙げることができるよう、適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目2-6を満たしている。

〈理由〉

学修支援や学生生活に対する意見・要望の把握については、学生満足度調査を年度末に「MAS」を利用して実施している。調査の実施方法及び調査結果の分析・検討について課題はあるものの、集計結果をホームページに公開することで教職員間での情報共有を図っている。

心身に関する健康相談及び経済的支援に関する意見・要望の把握については、「衛生」と「学生部学生相談」が連携して行っており、また、学修環境の意見・要望の把握については、学生満足度調査のほか、クラス担任やゼミ担当教員を通じて実施している。

〈参考意見〉

○学生満足度調査については、現状では回答率が低く、質問項目にも課題があるので、実施方法と質問内容についての早急な検討が望まれる。

○学生満足度調査については、調査結果の情報共有は適切に行っているものの、分析結果の活用についての体制が十分とはいえないので、今後の整備に期待したい。

基準3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院のディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧、履修の手引き等で学内外に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等を大学及び大学院の各学則、「成績評価および単位の認定に関する規程」「学位記授与に関する規程」に定め、適切に周知している。卒業判定及び修了判定は、教授会及び研究科委員会において厳正に行っている。また、GPA(Grade Point Average)制度の導入によって学修の成果を客観的な数値で評価し、成績不振学生への学修指導や奨学生の選抜などに GPA を活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧、履修の手引き等で学内外に周知している。また、全授業科目においてシラバス及び学生の自己評価のための「学習ルーブリック」を作成している。ディプロマ・ポリシーをカリキュラム・ポリシーに反映させ、両者の一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。教養教育については基礎科目を設けて実施している。教授方法の工夫・開発については、「探求型」「課題解決型学習」などのアクティブ・ラーニングや ICT 活用などの取組みを行っている。授業の方法・内容については、それらの分析・評価の活動が不十分であるものの、「ディスクロージャー」によって授業評価アンケートを実施している。

〈参考意見〉

○授業評価アンケートを実施し、結果をホームページで公表しているが、その結果を分析・評価し教授方法の改善につなげる活動が不十分であるため、アンケートの実施から教授

方法の工夫・開発・実施までの PDCA サイクルを十分に機能させることが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のために、授業評価アンケートと学生満足度調査をそれぞれ学期ごと及び年度ごとに実施し、それらの結果をホームページで公表している。また、自由記述を含む授業評価アンケートの結果を「MAS」にも掲示し、各教員はそれを参照することによって授業改善にフィードバックしている。その他、各教員の自己点検・自己評価アンケートや就職先企業アンケートを実施している。また、学生が自身の学修到達度を自己評価するための「学習ルーブリック」を全授業科目において作成し、ホームページで公開している各授業科目のシラバスから参照できる仕組みを構築している。学修成果の多様な尺度・指標による点検・評価やその結果のフィードバックは不十分であるものの、アンケートベースの学修成果の点検・評価に取組んでいることから、今後に期待したい。

〈改善を要する点〉

○三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法に関し、評価指標として授業評価や学生満足度調査などのアンケートのほか GPA や修得単位数、就職率、進学率などを挙げているが、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果に関し、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けた十分な検討及びフィードバックがなされていない点は、改善が必要である。

〈参考意見〉

○全授業科目において「学習ルーブリック」を作成し、それぞれのシラバスにリンクさせているが､「学習ルーブリック」の評価基準とシラバスの成績評価基準との整合性を図り、学生の有効利用を促進することが望まれる。

○学修成果の点検･評価を担う組織として「ディスクロージャー」､自己点検･評価委員会、IR 委員会があるが、それぞれの役割、機能、責任体制及び相互関係を明確にし、それらが有機的に機能するよう体制を整えることが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐する体制として 3 人の副学長を置いている。副学長の役割や責任、権限は明確ではないが協働して校務を担っており、学長は適切にリーダーシップを発揮している。

一部の規則は改善が必要であるものの、学長の意思決定に当たって、教授会及び研究科委員会では学長が議長になり、大学運営に関する重要事項を審議しており、教学マネジメントを行っている。

事務局は「事務組織規程」に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置している。教務部委員会の委員は教員と職員による構成になっており、職員もクラス担任を担当して学生指導に当たるなど、教職協働体制を構築している。

〈改善を要する点〉

○「停学に関する規程」は定めているが、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項が規定する学生の退学及び訓告の手続きを学長が定めていない点について、規則を整備するよう改善が必要である。

〈参考意見〉

○副学長が適切に業務を遂行する上で、副学長の役割や権限を明確に規則に定めることが望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、適切な専任教員数及び教授数を確保し、配置している。教員の採用・

昇任等については「教員人事委員会規程」「教員資格審査委員会規程」「教員資格審査基準規程」「教員昇任人事に関する規程」に基づき、適切に実施している。

大学院の FD に関しては、ファカルティ・デベロップメント検討委員会で協議し、年間の計画を立てた上で、組織的な FD 活動を推進している。大学単独、大学・大学院・短期大学合同、法人全体の FD も実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる全ての教職員を対象にした全学的、組織的な取組みとはなっていないものの、「職員研修規程」を定め、新任教職員研修、全職員対象 SD、部署ごとの SD などを実施している。研修会のほか、定期的に職員が集まる「朝会」という連絡会議を行い、情報の共有による業務の円滑化を図っている。また、業務遂行能力を高めるため、外部団体が主催する研修会や FD に職員が参加している。

職員一人ひとりの能力開発については、業務や能力開発等の目標設定・目標達成状況の検証を「チャレンジ・シート」で行い、資質・能力の向上を図っている。

〈参考意見〉

○学長や大学執行部も参加する全学的な SD の実施とその見直しを行うため、委員会の設置などの組織的な取組みが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に個室の研究室を付与している。専任教員は附属図書館の図書を貸出冊数無制限で最大 3 か月間借りることができるなど、研究を円滑に進められる環境を整備している。

研究倫理については、「研究倫理規程」等を定め、研究倫理に関する FD や e ラーニング受講を全員に義務付けており、不正防止活動を適切に行っている。科学研究費助成事業に

ついては、「科学研究費等の運営・管理に関する規程」等を整備し、適切に運用している。

研究活動への資源配分については、「個人研究費に関する規程」に基づき、申請に応じて適切に配分している。外部資金獲得のための支援として、科学研究費助成事業に関する説明会を毎年度開催している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンス経営の規律である規則類の順守義務を定め、職員に対しては就業規則によって規律ある誠実な職務遂行を求めるとともに、組織倫理に関する諸規則を整備して適切な運営を行っている。

使命・目的の実現に向けて「第一次五カ年計画」を策定し、継続的な取組みを進めている。

省エネルギー等、環境保全に配慮している。個人情報保護、ハラスメント防止、公益通報等の規則を整備し、人権に配慮している。

「危機管理規程」「危機管理マニュアル」を策定し、定期的に職員に対する研修・訓練を実施するなど、安全管理や環境保全に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、理事会を定期開催している。理事会は、法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議し、事業計画の確実な執行など運営を適切に行っている。

理事会への理事の出席状況は良好であり、理事会は適切に機能しており、効率的な法人

運営を実現している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼務することにより、法人と教学の意思疎通と連携を図る体制を構築している。

理事会・評議員会での審議事項・報告事項の区分に問題があるが、理事会で審議・議決した事項は合同科会や教授会、研究科委員会、連絡会を通じて報告し、周知している。議事の概要については、「MAS」を通じて全教職員に配信し、周知している。

監事、評議員の選任も適切に行っている。監事は、監査報告書の記載に修正を要するものの、全ての理事会・評議員会に出席し、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況について監査している。

〈改善を要する点〉

○理事会・評議員会で監事の監査報告を審議し承認・了承しているが、監事が理事の業務執行の状況についても監査を行ったことについての報告であり、理事会・評議員会で審議し承認・了承する内容ではないため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○監査報告書の宛名については、理事会だけでなく評議員会においても報告するため、評議員会を加えることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

経常収支差額は法人全体及び大学共に数年にわたり赤字になっているものの、法人全体の財務は、過去の長年にわたる経営努力によって借入金もなく、現在のところ安定した財務基盤を確保している。

また、「第一次五カ年計画」を作成し、それに基づいて財務運営を行い、人件費比率、教

育研究経費比率及び管理経費比率の数値目標を掲げ、人件費及び管理経費の削減に向けた努力を行っている。

〈改善を要する点〉

○入学者数が減少傾向にあり、経常収支差額が法人全体及び大学共に数年にわたり赤字になっている点については、財務基盤を確立する上で、改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、学校法人計算書類記載要領に基づき経理規程等の会計処理関係諸規則に従って適切に行っており、教員の研究費に関する管理体制も確立している。

会計監査は契約監査法人との間であらかじめ定めた監査計画にのっとり、法人事務局、監事等との連携を十分に確保した上で、厳正に実施している。監事は会計処理のほか、法人全体にわたる業務の状況及び理事の業務執行状況を把握するとともに、厳正に実施した監査内容を理事会、評議員会等において報告している。

必要に応じて補正予算を編成し、あらかじめ評議員会に意見を聴いた上で、理事会で審議・議決している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価に必要な情報収集については、「ディスクロージャー」による学生及び教職員アンケート調査の実施・集計、教職員への共有や結果の公開など内部質保証に向けた活動を遂行するとともに、学則第 2 条及び「自己点検及び評価規程」に基づき自己点検・

自己評価委員会を組織し、教育方針・教育計画の実施結果に関する自己点検・評価を中心とした活動を展開している。

内部質保証のための全学的な方針を定めておらず、改善に向けた責任体制が明確でない点は改善を要するが、「第一次五カ年計画」において「カリキュラム・教学改革」等の方針及び改善・達成のための指標を定め、毎年度の進捗を点検することで、教育研究の質的向上に努めている。

〈改善を要する点〉

○内部質保証に関する全学的な方針、責任体制に関する組織を明確に定めていない点は、恒常的な PDCA サイクルを構築する上で、早急な改善が必要である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検及び評価規程」「自己点検・評価実施に関する内規」に基づく各教員の自己点検・自己評価アンケート、授業評価アンケート、学生満足度調査、就職先企業アンケート等の結果を用いて、自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。これらのアンケートの集計結果については、自己点検・自己評価委員会、教務部委員会等へ適切に報告している。自己点検・自己評価委員会は、点検・評価の結果に基づき自己点検評価書を作成し、一部記述内容に課題があるものの、アンケート結果と併せて、ホームページで適切に公表している。

内部質保証に必要な現状把握に向けた調査・データ収集・分析等のために「ディスクロージャー」が集計したアンケート調査結果に関しては、分析や改善の提言が不十分であるものの、令和 3(2021)年度に IR 委員会を設置し分析等に向けた体制の整備に取組んでいることから、今後に期待したい。

〈改善を要する点〉

○今回の認証評価における自己点検評価書は、各基準項目の内容に対する整合性や正確さに欠ける記述が多く見られることから、「受審のてびき」における評価の視点等に留意して、適切かつ確実な自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。

〈参考意見〉

○新たに設置した IR 委員会の活動に関し、IR を活用した調査・データ収集・分析を充実させる取組みが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証として、認証評価の結果を踏まえて「第一次五カ年計画」を策定しており、合同科会を通じて教職員に情報共有するとともに、その進捗状況を点検し、毎年度の事業計画の見直しに反映している。

教員個々については、毎年度の自己点検・自己評価アンケート及び「チャレンジ・シート」を通じて自己の教育研究活動の振返りを行うとともに、次年度の教育の改善・向上に努めている。

大学全体として三つのポリシーを起点としたアセスメント等に基づく教育の質保証活動、IR 委員会の活動を含めた PDCA サイクルの確立に必要な組織の連携体制が不十分ではあるものの、「第一次五カ年計画」に基づく教育等の改革・改善に取組んでいることから、今後に期待したい。

〈改善を要する点〉

○学修成果に関する点検・評価の内容、教学マネジメントの機能性、監事の監査報告の運用に改善を要する点があり、内部質保証システムの機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

Ａ－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① コラボレーション講座

A-1-② 公開講座

A-1-③ 子ども大学さやま

A-1-④ 教員免許状更新講習

【概評】

社会連携においては、狭山市・入間市近辺に在住する市民の期待と要望に応えるべく、社会貢献部門を設置し、①高校生対象の「コラボレーション講座」②地域住民対象の「公開講座」③小学校高学年対象の「子ども大学さやま」―の 3 事業を柱として社会貢献活動を行っている。「コラボレーション講座」は、平成 22(2010)年度から高大連携事業として、埼玉県内の高等学校の生徒を対象に開催し、大学の雰囲気や講義を疑似体験できる取組み

を続けている。「公開講座」は、地域住民の知的好奇心を満たし、豊かな発想を得る機会を提供することにより、地域の発展に貢献することを目的として、平成 16(2004)年の大学開学以来、毎年開催している。「子ども大学さやま」は、埼玉県による推進事業の一つであり、狭山市近隣の小学校高学年児童を対象に、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供することを目的として行っている。いずれも大学の社会貢献活動として特筆すべき取組みである。

基準Ｂ．大学祭

Ｂ－1．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

B-1-①　大学施設の開放、市民・地域団体の参加状況

【概評】

地域との連携について、大学が持っている物的・人的資源の提供を行うため、大学祭「なでしこ祭」を通じて、大学構内を開放し、地域貢献の一環としてさまざまな活動・発表を行っている。コロナ禍の令和 2(2020)年度を除いて、例年 2 日間の開催で 1 万人の来場者を数え、地元である狭山市に定着したイベントになっている。大学祭は大規模な開催になるため、教職員と学生は協力してその準備と運営に取組んでいる。単に学生が楽しむだけの催しではなく、学生団体である学友会を中心に学生たちが自ら企画・運営することによって、学生の学びやコミュニケーション力の向上に役立っている。また、模擬店には学生団体の他に地元である狭山市内の企業・店舗から多くの出店があり、地域の人々との交流の場になっている。このような地域密着型の大学の取組みは、社会貢献及び地域貢献の観点から特筆すべき取組みである。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. AMUSE プログラム

AMUSE プログラムは、本学で英語を学ぶ学生のうち、正規のカリキュラム以外にもより多く英語を学びたいという意欲のある学生向けの課外プログラムとして位置付けられている。本学の 2 号館 4 階にある「Global Communication Space」を拠点に、学生は英会話のより実践的なセッションや文化交流イベントなどに参加し、異文化に対する知識を拡げ、英語の会話能力を向上させる取り組みを行っている。

2. 海外研修

本学の建学の精神「他者理解」を具現化するため、単なる座学のみに依存する教育ではなく、体験型の学習を重視し、平成 16(2004)年の開学以来、「海外研修」を教育課程に盛り込んでいる。この「海外研修」で 3 週間の語学研修を体験したのち、個別の短期留学へとつなげる学生を支援する。その支援の一環として、海外研修および短期留学に大学独自の奨学金制度を設けている。海外研修では、学業成績・学生生活・大学行事への参加・提出レポートなどを総合的に判断し、研修費の全額または半額を免除する制度を設け、毎

年 5 名から 10 名程度の学生が奨学生として選出され、現地での生活をブログに綴るほか、帰国後の下級生へのプレゼンや大学祭における研修発表会などを通して、体験のフィードバックを行っている。短期留学については、本学のセメスター制を活用し、留学期間を休学することなく四年間で卒業できるようにするため、留学期間中の学費免除制度や、選抜制による奨学金留学制度を設けている。この制度が適用される学生は学業成績と提出レポートによって選抜され、帰国後の報告会や研修発表、大学祭での英語スピーチコンテストなどへの参加をもって自身の経験を外部に伝える機会を得ている。令和 2(2020)年度・令和 3(2021)年度・令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外研修は中止となっているが、個別に短期留学を志す学生の支援を継続している。

3. キャリア・デザイン

本学では、学生が自ら考え、主体的に学び、生き方や働き方をデザインするために系統的なキャリア教育を行っている。1 年次には、「人生 100 年時代のキャリアストーリー」と題して、アクティブ・ラーニング型授業を実施。この授業では、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）や Society5.0 をテーマにした対話を通じて人生 100 年時代の生き方・働き方について考える。2 年次には、「バーチャルインターンシップ」と題して、PBL（Project Based Learning：プロジェクト学習）型授業を実施。この授業では、グローバル企業に属する子会社を倒産の危機から救うために、学生がインターンとしてバーチャル社長から提示された課題にチーム（4～5 人）で取り組み、他者と協力して課題解決に必要なコミュニケーション技能を体験的に学ぶ。3 年次には、これまで学んだ知識や体験の総まとめとし、自らが描いた生き方や働き方を実現する進路を決定し、卒業後も自律的に学び続ける態度を身につける。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 16(2004)年度
所在地　　埼玉県狭山市広瀬台 3-26-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項

令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 10 日	実地調査の実施　　10 月 11 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 12 日	10 月 12 日　第 4 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

66 ものつくり大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的を学則等に簡潔に文書化し、教育目的については学科別に定めている。実技・実務重視の教育や、教員の企業勤務経験者採用、長期のインターンシップの必修化など、使命・目的に沿った教育を実践している。

使命・目的及び教育目的を踏まえて「第 2 次中長期経営計画」を策定し、理事会・評議員会で審議・決定している。教職員、役員が参画する学内組織の議を経て制定した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を反映している。

使命・目的を達成するために、2 学科及び三つのセンターを設置するなど、教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを策定し、入学希望者に分かりやすい記述で「学生募集要項」等に記載しており、これに基づき多様な入学者選抜を行っている。

「第 2 次中長期経営計画（改訂）」に教職協働による学修支援に関する方針を記載しており、その方針に従い教務委員会、「学生・留学生委員会」等が学修支援及び学生生活支援を実施している。2 年次に必修科目として実働 40 日間にも及ぶ長期インターシップを、地元埼玉県の中小企業の協力を得て実施している。校地、校舎の面積は設置基準を満たし、各施設の耐震基準も満たしており、学修環境を適切に整備している。

授業アンケートの質問内容は多岐にわたっており、各教員がその結果を自己評価のティーチング・ポートフォリオにまとめ、次の授業改善に反映している。

〈優れた点〉

○実働 40 日間の長期インターンシップを 2 年次必修科目として実施しており、学生のキャリア支援活動に効果的に活用している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、履修ガイド等に明示し、これに基づき単位認定・進級判定・卒業認定・修了認定を行っている。

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、これに基づき学部・大学院の教

育課程を体系的に編成し、実施している。

学修効果、授業運営、授業内容、総合評価等の項目による授業アンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーで示している能力の習熟度等を評価している。

授業アンケート結果を各担当教員にフィードバックすることにより、教育の質向上を図っている。

「基準４．教員・職員」について

代議員会で教学に関する重要事項を審議し、経営戦略会議常任会で大学の経営戦略に関する重要課題を審議しており、いずれも学長が議長となることにより、学長のリーダーシップが発揮できる組織体制を整備している。教学マネジメントを機能させるため、事務局長のもと総務課・教務課・学生課・入試課を置き、「ものつくり研究情報センター」を含め、必要な職員を適切に配置している。

毎年実施する FSD 研修会には、教職員全員が参加し、SD(Staff Development)では、専門知識の確実な習得、他職員との共有を図るなど、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

大型実験のための製造棟・建設棟の実習室や各教員専用の部屋と研究室を確保し、施設係、情報係のサポートのもと、教員・学生の研究活動を実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

使命・目的の実現のために、経営戦略会議常任会で中長期経営計画に基づく毎年度の行動計画を作成するなど、継続的努力を行っている。使命・目的の達成に向け、理事会を最高意思決定機関として学校法人の業務を決している。寄附行為に基づき理事の選任を行っている。

理事長、専務理事、学長等が構成員となり、監事も同席する大学運営連絡協議会を毎月開催している。理事会と評議員会の開催方法に一部問題があるものの、法人及び大学の各運営機関の相互チェックは概ね機能している。

「第 2 次中長期経営計画（改定)」及び毎年度の行動計画とともに事業計画と収支予算書を編成し、財務運営に当たっている。会計処理は学校法人会計基準や経理規程等に基づき、適正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のために、「教学マネジメント室」「財務マネジメント室」「自己点検評価室」「地域連携推進・渉外室」を設け、「経営戦略会議常任会」、代議員会にて審議するなど組織体制を整備している。

「ものつくり大学内部質保証の方針」「ものつくり大学のアセスメント・ポリシー」を制定し、自主的・自律的な点検・評価を行っている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証の方針に基づき、2 学科及び各部局で計画を実施し、経営戦略会議常任会、代議員会及び各室でその達成度や今後の課題等の自己点検・評価を行っている。理事会と評議員会の開催方法に一部問題があるものの、教学の改善・向上は教学マネジメント室、大学運営の改善・向上は財務マネジメント室で検討し、それ

らの成果を次の行動計画に反映する PDCA サイクルを実現している。

総じて、大学は高い見識と能力を有する「技能技術者（テクノロジスト）」の育成を目指し、教育研究環境を適切に整備している。特に、長期に及ぶインターンシップを必修化するなど、実践教育に重きを置いた教育方法は他大学に類を見ない特色である。また、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価を継続して行っており、内部質保証のための PDCA サイクルは適切に機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会連携―ものづくり教育・研究の拠点として―」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. IOT Vision Compass 2030 への取組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び学則に使命・目的及び教育目的を具体的に明文化している。その内容も簡潔に文書化している。加えて、教育目的については学科別に定めている。「ものつくり大学の設立趣旨」に使命・目的を簡潔にまとめており、ウェブサイトや大学案内などに記載している。実技・実務重視の教育や、教員の企業勤務経験者採用、長期のインターンシップの必修化などを個性・特色としており、それらを使命・目的及び教育目的に反映している。技能工芸学部総合機械学科を技能工芸学部情報メカトロニクス学科に改称するなど、社会情勢の変化や社会の要請に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
役員・教職員が関与・参画して、使命・目的及び教育目的を策定し、ウェブサイト、学則等でこれらを学内外に周知しており、学内ポータルにおいても役員・教職員が共有している。学長を中心に、使命・目的及び教育目的並びに大学を取巻く環境等を整理し、これらを踏まえて「第 2 次中長期経営計画」を策定し、理事会及び評議員会で審議・決定している。

三つのポリシーについては、教職員の関与・参画する学内組織の議を経て、理事会及び評議員会で役員に報告し、理解を得ている。これら三つのポリシーには使命・目的及び教育目的を反映している。使命・目的及び教育目的を達成するために 2 学科を設置し、「教養教育センター」「図書情報センター」「ものつくり研究情報センター」の三つのセンターを設置するなど、教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の教育目的に基づくアドミッション・ポリシーを策定し、入学希望者に分かりやすい記述でウェブサイトや学生募集要項等に記載して周知している。

このポリシーに基づいて、一般入試や「女子スカラシップ入試」など多様な入学試験制度を設けている。全学的な教職協働体制で運営する入試委員会において、入学試験種別ごとに具体的な選抜方法や実施体制を策定・検証しており、令和 3(2021)年度入試では「面接プレゼン入試」の日程及び回数の変更など、令和 4(2022)年度入試では「高大接続入試」

の新設など、制度改革を適宜実施している。

収容定員充足率は大学全体として適切であり、より安定した定員確保のため、オープンキャンパスでの先進技術の体験や進学アドバイザーの設置などにより受験生への訴求に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 次中長期経営計画（改訂)」に教職協働による学修支援に関する方針を記載しており、それに従い教務委員会、「学生・留学生委員会」、教務課等が学修を支援している。

多人数の対面科目では受講者を複数教室に分けて各教室を遠隔でつないで実施し、多くの TA や SA(Student Assistant)を配置するなど学修支援の充実に努めている。障がいのある学生への対応は、本人やその家族及び教員からの申出により、教務課、学生課、心理カウンセラー、担任教員、学科長等で情報を共有し適切な配慮を行っている。全ての教員がオフィスアワーを実施しており、学生は掲示された QR コードでオフィスアワーの日時を確認した上、E メールなどで予約をしている。中途退学、休学、留年などの学生対応策は教学マネジメント室の「退学者対策部会」による IR(Institutional Research)データ等を用いた分析に基づき、多くの対策を実施し、近年退学者比率が漸減してきている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

2 年次・4 年次に実働 40 日間にも及ぶ長期インターシップを、地元埼玉県の中小企業を中心に実施している。特に、2 年次では必修科目となっており、教員は巡回指導や学生のインターンシップノートなどを通じてきめ細かい指導と評価を行っている。また、インターンシップ終了後に実施する「インターンシップ成果発表会」には多数の企業が参加し、学生に対して良い刺激を与えている。その他にも「社会人基礎力育成講座」を全学年で実施し、「就職ガイダンス」「就職セミナー」「就職力強化合宿」「企業研究交流会」「OB・OG 交流会」「学内個別企業説明会」など、学生に対して社会的・職業的自立を促す多くの支援体制を整えており、これらを適切に運用している。

〈優れた点〉

○実働 40 日間の長期インターンシップを 2 年次必修科目として実施しており、学生のキャリア支援活動に効果的に活用している点は高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「学生・留学生委員会」や「保健安全委員会」を設置し、学生サービス、厚生補導を適切に行っている。経済面の支援としても複数の給付金制度、コロナ関連支援を設けている。学生が自主的に制作活動できる「ものつくり工房」を設置し、各種学生プロジェクトを支援するとともに、クラブ・サークル等にも活動場所を与えている。

学生の身体面での健康管理として、近隣の病院との連携を図り、学校医、産業医による定期的な相談を実施している。心の健康管理面は、複数のカウンセラーを配置する「ふれあいルーム（学生相談室）」を設置し、必要な学生に対して対面・オンラインで相談が受けられるようになっている。障がいのある学生について、配慮が必要な場合には教員との間で情報共有・連携を図っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎の面積は設置基準を満たしており、各施設は耐震基準を満たしている。「施設・設備計画部会」が中長期的な指針に基づき継続して教育環境の整備を行っている。

自主制作活動のできる場所「ものづくり工房」や、一人 1 台の 3D プリンターなど創作活動のための場所や道具を提供している。学生が制作した各種の作品を学内複数か所に設置し、施設の充実、学生の創作意欲向上に活用している。「図書情報センター」は、図書館機能に加え、情報ネットワークシステムの中枢として構成しており、適切な学術情報資料を確保・提供している。ICT（情報通信技術）環境は、「情報基盤改革部会」等で検討、整備している。

スロープや自動ドアの設置等、中長期的な計画に基づきバリアフリー化を順次実施して

いる。講義、実習などの特性に応じて適切な授業定員数を定めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケートには、その質問内容として、履修態度、学修効果、授業運営、授業内容、総合評価、自由記述欄等を設けており、各教員はアンケート集計結果を各自のティーチング・ポートフォリオにまとめ、次の授業改善に反映している。それらの改善は教務委員会を通じて教員間で共有している。

「学生生活連絡相談ポスト」や新入生及び卒業生へのアンケートも継続的に実施し、学生生活及び学修環境に関する学生の意見要望等の把握に努めている。これらで判明した諸問題については、担任、学科、学生課、ふれあいルーム、保健センターなどが連携して対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイトと履修ガイドに明示することにより、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学部・大学院とも単位認定基準・進級基準・卒業認定基準・修了認定基準を策定し、ウェブサイトや履修ガイドに明示することにより、教職員と学生に周知している。

大学は「ものつくり大学履修規程」、大学院は「ものつくり学研究科規則」に単位認定基準を定めている。また、「成績に関する質問申請書」、ルーブリック、GPA(Grade Point Average)の各制度を用いて、単位認定基準・進級基準・卒業認定基準・修了認定基準を概ね適切に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトと履修ガイドにて学生に周知するとともに、学外にも公表している。また、教育の内部質保証のための改革スキームである「学修者本位への教育転換」に沿って、学科のカリキュラム・ポリシーを策定しており、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を体系的に編成している。「教養教育センター」を設け、全学共通の「ものづくり系」「ひとづくり系」「リベラルアーツ系」の科目群を体系的に編成し、教養教育を適切に実施している。

少人数教育やチームによる学修活動及び理論と実践を融合させた教育など、教授法の工夫や開発を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修効果、授業運営、授業内容及び総合評価等の項目による授業アンケートを実施し、三つのポリシーを踏まえた学修成果を評価している。また、学科会議において全学生の成績一覧を配付し、学生全体の把握を行って情報共有の上、学生指導に活用している。一方、学生に成績表を配付する時はホームルームを活用して担任が個別に学生と面談を行ってい

る。

入学生アンケート、授業アンケート、企業向けアンケート及び卒業生向けアンケートを実施し、IR 部門等が学修成果の分析・点検を行っている。例えば、授業アンケート結果を各担当教員にフィードバックし、学生の意見・要望を各自のティーチング・ポートフォリオにまとめ、次年度の授業改善に反映させ、また教務委員会を通じて各教員と情報共有している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

代議員会で教学に関する重要事項を審議し、経営戦略会議常任会で大学の経営戦略に関する重要課題を審議し、いずれも学長が議長となり、リーダーシップのもと取組む組織体制を整備している。教育研究に関する事項について審議する教授会の役割を明確化するため、「学生の入学」「卒業及び課程の修了」「学位の授与」の他、学長が意見を求める重要事項についても明確に定めている。

教学マネジメントを機能させるため、事務局長のもと総務課・教務課・学生課・入試課を置き、「ものつくり研究情報センター」を含め、必要な職員を適切に配置し、「事務分掌規程」により役割を明確化している。「経営戦略会議常任会」「教学マネジメント室会議」、代議員会等の結果は、「学長室通信」によって迅速に学内教職員全員に通知し、情報共有を図っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、専任教員数を確保し、概ね適切に配置している。教員の採用は、学科長から学長に上申、代議員会の議を経て公募し、教授会で設置した教員選考委員会の審査により採否を判定、代議員会の議を経て学長が決定し、理事長が発令している。教員の昇任は、学科長から学長に上申、「教育職員勤務成績票」「教育研究業績書」をもとに「事前審査委員会」、代議員会で昇任の可否を審査、学長が決定し理事長が発令している。教員の採用・昇任・再任用は、関連規則と委員会により適切に運用している。

FD 研修会は、全教員対象で毎年度数回開催し、学内授業見学で得られた成果の共有や講演者招へいの講演会を行っている。外部研修については、参加教員が FD 研修会で報告し情報共有している。各教員は、授業アンケートの結果をもとに、授業改善の計画等を作成、教務委員会を通じて共有し見直しを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「FD・SD 推進委員会」のもとに、「SD 基本方針」を定め、求められる教職員像、SD 実施計画について明確に示している。SD 活動は、教員と事務職員合同での「FSD」と事務職員だけの「SD」とに分けて、FSD 研修会は毎年度複数回行い、欠席者にはビデオ研修を促すなど参加率の向上に努めている。SD では、担当業務で必要となる専門知識の習得及び他大学の教職員との交流を目的とし、外部諸団体が実施する研修会等への積極的な参加を促している。また、研修後は、出張報告書の提出・回覧と毎月開催の事務局職員全員を対象とした「事務局連絡会議」において、研修報告を行うことにより、専門知識の確実な習得、他職員との共有を図るなど、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大型実験のための製造棟・建設棟の実習室や各教員専用の部屋と研究室に所属する大学

院生、3・4 年次の学部生に研究スペースを確保し、施設係、情報係のサポートのもと、教員による運営・管理を行っている。研究倫理に関する規則として「職員倫理規程」「学校法人ものつくり大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「学校法人ものつくり大学における研究活動上の不正行為防止に関する基本方針及び防止計画」を制定し研究倫理を確立している。また、研究倫理に関する e ラーニングの研修を毎年実施し、教員及び関係部署の事務職員全員が受講している。個人研究費のほか、公募による「ものつくり大学教育力・研究力強化プロジェクト」などで研究助成を実施している。「ものつくり研究情報センター」を設置し、企業等からの研究受入窓口、科学研究費助成事業のサポート、研究不正防止の研修など、研究支援の中心としての役割を担っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人経営や理事会・評議員会運営並びに業務執行は、寄附行為及び関連諸規則に基づき行っている。「職員倫理規程」「公益通報等に関する規程」「情報公開規程」「利益相反規程」を定め、経営の規律と誠実性を維持している。また、ガバナンス・コードを制定し、公開している。

使命・目的の実現のため、「経営戦略会議常任会」で中長期経営計画に基づく毎年度の行動計画を作成し継続的努力を行っている。「ハラスメントの防止に関する規程」「個人情報の保護に関する規程」に基づき人権に配慮している。「安全衛生管理規程」「保健安全規程」「危機管理マニュアル」「防火管理規程」により安全衛生・危機管理に対応している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向け、理事会は法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決している。寄附行為に基づき理事の選任を行っている。理事の選任については、学識経験者等の外部理事を多く選任し、学外からのさまざまな意見を取入れることができる体制としている。

理事会の開催に当たっては、事前に開催通知・議案書を発するとともに、欠席者からは事前に議案ごとに賛否を記載した委任状の提出を受けている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人組織、教学組織及び事務組織の連携と意思決定の円滑化を図るため、大学運営連絡協議会を設置し、理事長、専務理事、学長、学部長、教務長、学科長、事務局長、参事、課長等が構成員となり、監事もオブザーバーとして出席し、毎月開催している。また、理事長と専務理事、参事、課長及び主幹との連絡会議を毎週開催し、情報共有を推進することにより、理事長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。

寄附行為、「評議員会会議規程」に基づき評議員会を設置している。理事長が寄附行為に掲げる事項について諮問する体制について、運営方法に一部問題はあるが概ね適切に整備している。寄附行為に基づき監事を選任し、監事は全ての理事会・評議員会に出席している。

〈改善を要する点〉

○理事会・評議員会の開催について、理事及び評議員が同席している状態で議案説明と審議を行っているため、寄附行為に定められている理事会・評議員会の役割を踏まえ、運営方法の見直し等を行うよう改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 次中長期経営計画(改定)」及び毎年度の行動計画とともに事業計画と収支予算書を編成し財務運営に当たっている。令和 2(2020)年度の学費改定に伴い「第 2 次中長期経

営計画（改定）」における財務計画の見直しを行っている。入学定員確保に係る取組みの強化による学生数の増加及び学費改定による収入の増加により財務基盤の安定化を図り、令和 2(2020)年度には「財務マネジメント室」を設置し、各部署で経費削減を実施するなど、収支バランスの確保に努めている。外部資金については、「ものつくり研究情報センター」を窓口として、産学官の連携や共同研究、奨励寄付研究、科学研究費助成事業等の受入れを行い、令和 2(2020)年度からは社会人向けの講座を実施するなど、財務基盤の確立に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準や経理規程等に基づき、適正に実施している。また、監査法人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団にも適宜指導を受けて適正に業務を遂行している。予算と著しくかい離のある決算科目等については、補正予算を編成している。監事による監査と監査法人による会計監査を行い、監事と監査法人の公認会計士との連携を図るため、年に複数回、意見交換及び報告等を行い、この席で監事は、財政面の諸課題について公認会計士の専門的立場からの見解を求めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 次中長期経営計画」の基本方針として内部質保証について記載しており、毎年度行動計画を実行することにより、全学的にこれらを周知している。内部質保証のために、「教学マネジメント室」「財務マネジメント室」「自己点検評価室」「地域連携推進・渉外室」を設け、「経営戦略会議常任会」、代議員会にて審議するなど組織体制を整備している。内部質保証は代議員会が最終審議機関となっており責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証の方針」「ものつくり大学のアセスメント・ポリシー」を制定し、自主的・自律的な点検・評価を行っている。定期的な「行動計画」の作成と実績報告により、エビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。自己点検評価書を学内向けに「学長室通信」で通知している。加えて、学外への公表としてウェブサイトでも公開している。IR 部門を設置し、GPA に基づく退学率分析、入試区分別の成績分析などを実施している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「第 2 次中長期経営計画」に基づいた「行動計画」を全教職員で共有し、三つのポリシーを起点とした内部質保証の方針に基づき、技能工芸学部建設学科、情報メカトロニクス学科、ものつくり学研究科、「教養教育センター」などの各部局で計画を実施し、「経営戦略会議常任会」、代議員会等でその達成度や今後の課題等の自己点検・評価を行っている。理事会・評議員会の開催方法に問題点はあるものの、教学の改善・向上については「教学マネジメント室」、大学運営の改善・向上については「財務マネジメント室」でその改善方向を検討し、それらの成果を次の行動計画に反映させることで PDCA サイクルを実現している。

〈改善を要する点〉

○理事会・評議員会の開催方法について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言い難いため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会連携―ものづくり教育・研究の拠点として―

A－1. 地域連携

A-1-① 地域の自治体等との協力関係の構築
A-1-② 大学の「モノ：物的資源」と「ヒト：人的資源」による貢献

A－2. 産学官金連携
A-2-① 企業や産業界等との適切な関係の構築
A-2-② 大学の特色を活かした共同研究等
A-2-③ 大学の特色を活かした社会人教育

【概評】

学則には「地域社会に開かれた大学として、社会的使命を達成する」と定めており、埼玉県と行田市及び地元の産業団体、経済団体、金融団体と労働団体を構成員とする「ものつくり大学埼玉県地域連携協議会」を設置し、地域民間企業における技術相談、民間との共同研究及び技術ニーズの情報提供、ベンチャー企業創出、そして企業や産業界等との適切な関係を構築している。また、平成 30(2018)年度に埼玉純真短期大学、平成国際大学と 3 大学連携協定を締結し、更に令和 2(2020)年度に行田市、加須市、羽生市、行田商工会議所、加須市商工会、羽生市商工会、南河原商工会、埼玉純真短期大学、平成国際大学と「愛称：彩北未来 PROJECT」を締結した。

多数の学生による学修成果を地域社会に提供することにより、地域貢献を果たしている。特に、学生が「埼玉県指定秩父神社社殿」の「つなぎの龍」の計測と見取図の作成に関わったことは特筆すべき点である。

リカレント教育の一環として、東京建築士会と埼玉建築士会の協賛を得て「建築生産入門」を令和 2(2020)年度に開講した。令和 3(2021)年度には、「現場改善人材養成（初級）」と「建設マネジメント」を開講した。また、大学設置の実務型実習設備を生かした技術者向けの社会人教育として、日本鋳造協会との連携による「鋳造カレッジ」、日本非破壊検査協会との連携による「ボス供試体の作製方法及び試験方法講習会」を開講しており、今後の更なる連携の拡大に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. IOT Vision Compass 2030 への取組み

本学は、平成 13(2001)年の開学以来、科学技術の進歩を背景として、技術と技能を身に付け、「たくみの心」を持ったテクノロジストを育てるという理念を掲げて、ここまで着実に進んできた。一方で、資本主義や民主主義といった現代社会を支える基本的な仕組みの限界、地球環境の劣化、資源枯渇、地域間格差といった地球規模の課題が顕在化し、世界情勢はますます不安定になっている。それだけ時代の変化も激しく、課題は山積しており、ものづくり社会において安定的な発展に貢献する本学の責任は一層重くなっている。

令和 3(2021)年の開学 20 周年を機に公表した将来ビジョン「IOT Vision Compass 2030」では、「社会から必要とされる唯一無二の大学」を目指し、教育および研究活動の質を一層高めるとともに、大学の経営や運営についても、従来の発想から脱し、そのあり方をよりダイナミックに転換することとした。そのためには令和 2(2020)年 4 月に制定したブラン

ドスローガンの「進化する技・深化する知」の推進とともに、将来ビジョンが描く新たな大学の姿を全学で共有し、教職員一丸となって改革を力強く進めていく。

さらに、下記の図で示した 4 つの方針については、今後の社会状況の変化の把握や「ものつくり大学教育研究推進連絡協議会」及び「ものつくり大学埼玉県地域連絡協議会」など各界からの意見を踏まえて更新していく。

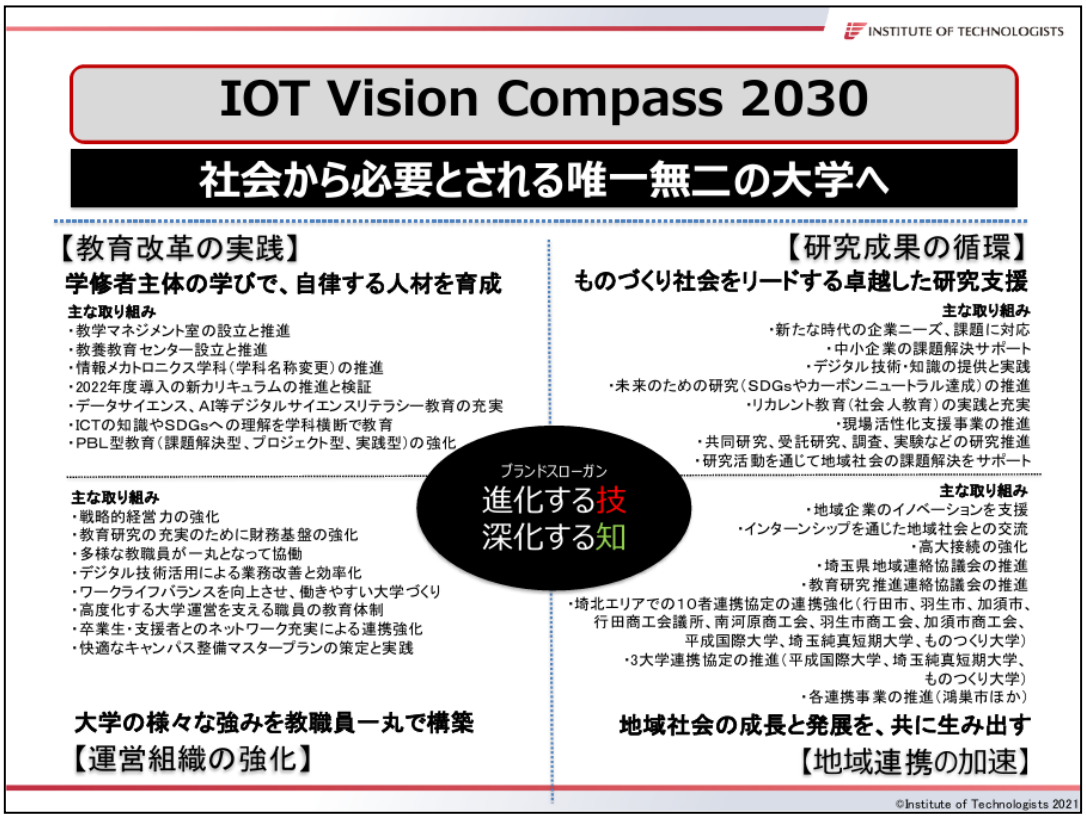

※「IOT Vision Compass 2030」は、2021 年 11 月 1 日の開学 20 周年式典、20 周年記念誌、大学ウェブサイト等で公表している。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　埼玉県行田市前谷 333

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
技能工芸学部	情報メカトロニクス学科　建設学科
ものつくり学研究科	ものつくり学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 21 日	10 月 21 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

67 横浜薬科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は学則において、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神の達成を教育目的とし、「臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成すること」を使命とすると規定して、具体的かつ明確な使命・目的を簡潔な文章によって表現している。学科ごとの教育目標を定めて個性・特色を明示し、薬学教育モデル・コアカリキュラムに従った６年制薬学教育カリキュラムの改訂を行うなど社会情勢の変化に対応している。使命・目的、教育目的等の策定や改定に当たっては、学部・学科等の意見を集約して学長が決定した後に、評議員会及び理事会の承認を受けるという手順により、役員及び教職員に関与・参加させ、学生、教職員に周知しているほか、ホームページで広く社会に公表している。使命・目的及び教育目的を中期計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ、教育研究組織との整合性を保っている。

「基準２．学生」について

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の履修が可能な入学者の選抜のために、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、公開・周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるため、学校推薦型選抜を除く入学試験の全てに「化学」を取入れるなど、入学者受入れの適正さを検証し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。教職協働による学修指導体制を整備し、学修支援組織として薬学教育センターを設置しているほか、学生相互による「学内個人指導制度」を導入している。就職支援組織として厚生委員会とキャリアセンターを設置し、学科の特性に合わせたキャリア支援プログラムを整備している。学生生活の安定のための生活指導・支援や課外活動支援、独自の奨学金制度による経済的支援を実施している。教育目標達成のために必要な施設・設備を整備し、バリアフリー化を図っている。学生の意見・要望は授業評価アンケートや指導担任によるヒアリング、「提案箱」及び学生アンケートで把握し、意見集約後に対策を講じている。

〈優れた点〉

○学修支援策として、学生相互による「学内個人指導制度」を導入し、学修意欲及び学力の向上に役立てていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神に基づく教育目的とそれを具現化する教育目標を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧等によって学内外に周知している。学位授与規程における学位授与者の規定に問題があるものの、単位認定、進級、卒業、修了の明確な認定基準を厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは 6 年制及び 4 年制の各学科の特色を明確にしてディプロマ･ポリシーとの一貫性を有し､それに沿って教育課程を体系的に構成している。教養科目プログラムは薬学準備教育ガイドラインに則しており、アクティブ・ラーニング形式の授業で問題解決能力の醸成を図る等、教授内容・方法の工夫・改善を進める一方、授業アンケートに対する「教員による授業の自己点検報告書」の提出や FD 研修会及び「FD 連絡帳」により、授業の効果的な実施を目指している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の評価・測定のために、ポリシーの項目に関する達成度の検証を行い、学生や卒業生に対する各種アンケートの実施によって、学修成果の客観的達成度を評価するとともに、教育組織の側面からの学修成果の点検・評価を各組織にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長は教授会での重要な審議事項について学部長を通して意見を聴くほか､「部長会」の意見や「運営委員会」の審議を参考としながら、教学に関する意思決定の権限と責任を有している。学長を補佐するために副学長を置き、学部長や研究科長を任命して権限の分散と責任の明確化を図り、教授会の役割と審議事項を明確にし、校務に関する学長の最終的な決定の手続きが一部適切になされていないものの、教学マネジメントを構築している。学部及び大学院のいずれにおいても設置基準を上回る教員を適切に配置しており、教員の採用・昇格は規則に基づく審査や教授会の意見聴取を経て学長が上申し、理事長が決定している。教員の授業及び教育研究能力の向上を図るため FD 委員会が各種 FD(Faculty Development)を定期的かつ継続的に実施し、SD 委員会が職員の資質・能力向上のための FD・SD 研修を実施している。薬学の各分野における基本的な研究が可能な設備を備えた研究室の設置など、研究環境を適切に運営・管理し、学術研究の信頼性と公平性を確保するために「研究倫理規程」を定め、教員の研究支援を目的とした研究費を配分している。

「基準５．経営・管理と財務」について

組織体制と諸規則を整備し、公表義務のある情報をホームページで公表して経営の規律と誠実性を維持するとともに、理事会で承認された中期計画に基づく年度ごとの事業計画により、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。防災訓練の定期的な実施や薬学部の特性に鑑みた規則の制定により安全の確保に努めている。理事会は寄附行為に定める事項等について審議決定を行い、日常の業務については常任理事会が規則に基づいて審議決定、実行し、その結果を理事会に報告している。教授会や「教員連絡会」で意思決定の内容を周知しているほか､「部長会」及び「運営委員会」を設置して法人と大学との意思決定の円滑化を図っている。理事長は評議員会の意見を求めて、管理運営機関における相互チェックの機能性が実現されており、監査機関や監事による監査及び内部監査も機能している｡中期計画に基づく中期財務計画によって安定した経営基盤の確保を目指し、安定した学生生徒等納付金のもとでのバランスを考慮した予算編成や収入源の多様化など

により財政基盤の充実を図っている。学校法人会計基準及び法人の経理規程に準拠して会計処理を適正に実施し、監査法人による監査を厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学は内部質保証のために将来計画委員会、自己点検・評価委員会、IR 委員会、FD 委員会及び SD 委員会を規則に基づいて設置して相互に連携する組織体制を構築しており、「学園総長」、学長、学部長など主要な役職者及び関係委員会の委員長から成る自己点検・評価委員会が、教育及び研究の質保証を目指した自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会を中心に、教員と職員が協働して自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を大学全体で共有するとともに、社会に公表している。IR 委員会が情報を集約・分析し、全学的に提供する役割を担って自己点検・評価委員会の活動を支援するとともに、FD 委員会による教育の質の改善に協力している。三つのポリシーに関わる自己点検・評価を、大学全体、教育課程、学修者の三つの視点から検証して実施し、問題点や評価を教員にフィードバックしている。中期計画に基づき、PDCA サイクルの仕組みによって大学全体の内部質保証を教育内容・方法及び学修指導の向上につなげており、学長による意思決定及び教学マネジメントのあり方に課題はあるものの、内部質保証システムを機能させている。

総じて、大学は神奈川県で初めて設置された薬学教育機関として、薬学の中でも特に高い専門分野に集中、特化することによって、臨床に関わる実践的な能力を持つと同時に、高度専門職、天職としての社会的使命を自覚した薬剤師を育成するための特色ある教育を実施している。充実した教育研究環境の中で、各学科が固有の特徴あるカリキュラムにより、「個の医療」を担う実力を備え、「惻隠の心」を持つ人間性豊かな薬剤師や薬学研究者・技術者を育成するとともに、地域住民の健康と福祉に貢献する多様な活動や事業の推進により、薬科大学としての高度な知の集積を地域社会に還元していくことが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.産学官連携」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大規模災害に備えるモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）の導入
2. 地域連携に基づく新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた支援協力

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1−1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学は、学則において、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神の達成を教育目的とし、「臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師及び薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成すること」を使命とすると規定して、具体的かつ明確に設定された使命・目的を簡潔な文章によって表現している。
学則に定める使命・目的を達成するため学科ごとの教育目標を定めて個性・特色を明示し、薬学教育モデル・コアカリキュラムに従った 6 年制薬学教育カリキュラムの改訂を行うなど社会情勢の変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学は、使命・目的、教育目的及び教育目標を策定・改定するに当たり、学部・学科及び研究科・専攻の意見を集約して学長が決定した後に、理事会及び評議員会の承認を受けるという手順により、役員及び教職員に関与・参画させており、リーフレット配付や構内での掲示によって学生、教職員に周知しているほか、ホームページで広く社会に公開している。
使命・目的及び教育目的を現在の「中期計画（令和元年度)」や三つのポリシーに反映させており、1 学部 4 学科、大学院 1 研究科 2 専攻や付属施設としての各センターによって構成される教育研究組織との整合性を保っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる学力・資質・意欲を持つ入学者を選抜できるよう策定しており、ホームページに公開しているほか、リーフレット、学生募集要項、入試説明会資料などで周知している。入試問題は、入学試験委員会が作成しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを目的として、学校推薦型選抜を除く全ての入学試験に「化学」を取入れ､面接を実施する試験ではアドミッション･ポリシーの理解度を質問し評価している。また、入学直後の導入教育でアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの適正さを検証している。｢転科合格制度」や「補欠制度」を導入し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

指導担任や配属研究室の担当教員、学修支援組織として設置された薬学教育センターの教職員の協働による学修支援体制を整備している。講師以上の教員による「指導担任制」を設けて、個人面談などにより学生の問題の早期発見、早期対応に努めている。不得意科目を持つ学生に対しては薬学教育センターを中心とする学修支援のほか、対面、オンライン、E メールによる幅広い対応を実施している。入学時に提出する「健康調査票」をもとに学生の状況や要望を聞取り、学生への合理的配慮ができる体制となっている。学生相互による「学内個人指導制度」を導入することによって学修支援の充実を図り、学修意欲及び学力の向上に努めている。オフィスアワー制度は全学的に実施している。留年・退学については、原因の詳細な分析に基づき対策を講じている。

〈優れた点〉

○学修支援策として、学生相互による「学内個人指導制度」を導入し、学修意欲及び学力の向上に役立てていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職指導には学生の研究室の指導教員が当たり、就職支援組織として、厚生委員会とキャリアセンターを設置している。厚生委員会では、インターンシップ、キャリア支援プログラム、就職状況などの情報共有を行い、登録販売者講習などの就職支援体制の向上について協議している。キャリアセンターでは、就職関連情報の提供、就職ガイダンス、セミナーや企業説明会の開催、個別面談を行っている。キャリア支援の改善・向上方策として、6 年制学科、4 年制学科の特性に合わせたキャリア支援プログラムを整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の有意義な学生生活のため、学生委員会及び学生課が生活指導・支援・課外活動支援を行い、適切に機能している。独自の奨学金制度として「浜薬修学支援貸与基金」を設置し、経済的支援を実施している。学生の課外活動に対しては、横浜薬科大学後援会が大学祭、部・同好会及び学会参加費の一部を補助している。学内外の事故やトラブル、緊急時の対応について、入学時にマニュアルなどを配付し指導している。

学生の心身の健康維持のための施設として医務室と学生相談室を設置し、医師、看護師、公認心理師、学生相談員などを適切に配置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目標達成のために必要な設備として、講義室、実習室、専門研究室、共同研究室、図書館及び情報サービス施設などを整備し、有効に活用している。障がいのある学生に配慮し、車椅子による移動を容易にするためのスロープ、エレベータ、身障者用トイレなどを設置しており、バリアフリー化を行っている。固定式の机・椅子を設置している講義室においては、車椅子の学生用のスペースを確保している。授業を行う学生数は教育効果を上げられるような人数となっており、教務課が学生数を把握し講義室を調整している。全ての施設の耐震化率は 100%であり、警備員の常駐により 24 時間体制の防犯対策を講じている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、授業評価アンケートをはじめ、指導担任による直接ヒアリングや教務課宛の質問などとして把握している。授業アンケートの結果は、各科目担当教員にフィードバックし、改善報告書を取りまとめることによって、次年度の授業改善を図っている。学生のストレス、ハラスメント及び心身に関する健康相談については、医務室と学生相談室が対応し、教職員や学内の医師、看護師が対応できない心理相談に関しては、公認心理師が対応している。学修環境に関する学生の意見・要望は、指導担任との面談、学生課・教務課への E メール・電話、「提案箱」及び在学生アンケートで把握し、学生委員会、教務委員会、厚生委員会などで意見集約後に対策を講じている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、ディプロマ・ポリシーを建学の精神「個性の伸展による人生練磨」のもと、深く薬学に関する学術を研究教授し、「臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師及び薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成すること」という目的の達成と、それを具現化する教育目標を踏まえ策定している。ホームページ、学生便覧、シラバス、リーフレットによって、ディプロマ・ポリシーを学内外に周知している。

大学は学位授与規程において学長を学位授与者と定めていないが、学部各学科、大学院における単位認定、進級、卒業認定及び修了認定基準を、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、学則、履修課程、シラバス等に明確に示すことで学生に周知し、厳正に運用している。

〈改善を要する点〉

○学位記において単位認定を学長名、学位授与を法人の理事長である総長名で記載しているので、学長名で授与するよう改善が必要である。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧やホームページで周知している。6 年制薬学科のカリキュラム・ポリシーは各学科の特色を明確に打出し、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるものとなっている。カリキュラム・ポリシーに沿って教育科目を体系的に配置し、シラバスを適切に整備している。各学年で修得できる年間の単位数の上限を適切に設定している。6 年制薬学科の教養科目プログラムは、薬学準備教育ガイドラインに即している。4 年制薬科学科では教員免許の取得を目指す履修者にも対応している。問題解決能力醸成のための科目では、SGD(Small Group Discussion)や PBL(Problem Based Learning)を中心としたアクティブ・ラーニング形式の授業を行っている。教授内容・方法の改善を進めるため、授業アンケートを実施し、「教員による授業の自己点検報告書」を全教員が提出し、FD 委員会が公開授業や FD 研修会を実施すると

ともに、FD 研修会の内容や予定が記載された「FD 連絡帳」を配付している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果を評価・測定するために、ポリシーごとに項目を設けてそれぞれが達成されているかを検証している。学生による意識調査学生アンケート、卒業時アンケート、就職先からみた卒業生アンケートを実施し、学修成果の客観的達成度を評価している。

学修成果の点検・評価は、各委員会、学部・学科、研究科等の各組織において点検・評価の対象を明確に定め、各指標に従って点検・評価し、自己点検・評価委員会、FD 委員会を通じて各組織にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は教育研究に関する重要な教授会での審議事項について学部長を通して意見を聴くほか、「部長会」の意見提出や「運営委員会」による大学の管理運営に関する事項の審議を一助としながら、校務に関する決定の手続きを一部適切に行っていないものの、教学に関する意思決定の権限と責任を有しリーダーシップを発揮している。

学長を補佐するために副学長 2 人を置き、学部長や研究科長を任命して権限の分散と責任の明確化を図る一方で、教授会の役割と審議事項を明確にし、教職員が一体となって関

与する各委員会を設置するなど、職員の適切な配置と役割の明確化による教学マネジメントを構築している。

〈改善を要する点〉

○学長が最終的な決定を行う学生の入学に関する手続きが、口頭のみで行われており、議事録等の書面による確認ができないことは改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部及び研究科のいずれにおいても設置基準を上回る教員を適切に配置している。教員の採用・昇任に関する手続きは、「横浜薬科大学教育職員選考規程」及び同規程の審査内規に基づき審査し、教授会の意見を聴いて学長が上申し、理事長が決定している。

教員の授業及びその他の教育研究能力の向上を図るため、学部長を委員長とする FD 委員会を設置し、各専門的な FD を推進するワーキンググループを設け、FD・SD 研修会や講演会を企画立案し、定期的かつ継続的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために SD 委員会を設置し、FD 委員会と連携した FD・SD 研修会を開催する他、学外の研修に積極的に参加させるなど、組織的な SD 活動を実施している。年度当初に新任教職員に対して、就業規則、学則、各種事務手続きを修得させるために初任者教育を実施し、新規採用職員は学生と接する機会の多い部署に配置して OJT を行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

薬学の各分野における基本的な研究が可能な設備を備えた研究室を設置し、中央機器室、動物実験施設及び薬用植物園を整備するなど、研究環境を適切に運営・管理している。

学術研究の信頼性と公正性を確保するために「研究倫理規程」を定めるとともに、文部科学大臣決定のガイドラインに従い「横浜薬科大学における公的研究費等に関する不正防止計画」や「横浜薬科大学研究倫理教育計画」を作成し、運用している。

教員の研究支援を目的とした研究費を配分するとともに、競争的資金を獲得した教員には獲得額の一定割合を特別研究費として加算するなどの取組みを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定め、私立の高等教育機関として必要な組織体制と諸規則を整備し、公表が義務化されている情報についてはホームページで公表することによって経営の規律を維持している。

理事会で承認された中期計画に基づき年度ごとの事業計画を策定し、業務の遂行状況を半期ごとに分析・検討し、次期計画に反映させており、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

防災安全委員会を設置し、防災訓練を定期的に実施しているほか、薬学部の特性に鑑みた、病原性微生物、遺伝子組換え実験、毒物、実験動物などの取扱いに関する規則を定め、安全の確保に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事 5 人以上 7 人以内で構成される理事会を、定例及び必要に応じて臨時に開催しており、寄附行為に定める事項などについて審議・決定を行っている。

法人の運営を円滑・迅速にするため、寄附行為第 12 条に基づき理事 1 人以上 3 人以内で構成される常任理事会を設置し、「常任理事会設置に関する規程」に定める理事会の包括的授権に基づき、日常の業務について審議・決定、実行し、その結果を理事会に報告している。

理事は外部理事 2 人を含め、寄附行為第 6 条に基づき適切に選任しており、理事会への出席状況も良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

教育研究に関しては各種委員会で審議し、教授会と「教員連絡会」で意思決定の内容を周知しているほか、法人から事務局長が参加する「部長会」や、法人と大学が管理運営などについて審議する「運営委員会」を設置して意思決定の円滑化を図っている。

寄附行為第 7 条に基づいて選任した監事が理事会及び評議員会に出席して大学の業務、法人の財産等について意見を述べ、理事長は諮問委員会である評議員会の意見を求めており、管理運営機関において相互チェックの機能性を発揮している。

監査機関による監査を受けるほか、監事による監査及び内部監査により経営効率の向上と業務の適正化を図っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

理事会の承認を受けた中期計画に基づき中期財務計画を策定し、安定した経営基盤の確保を目指している。安定した学生生徒等納付金の推移のもと、支出を継続的な経費と特別な経費とに区分し、人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを考慮した予算編成を行っている。科学研究費助成事業の獲得等による更なる収入源の多様化に努めている。施設整備費補助金、研究設備整備費等補助金などの受入れも積極的に推進し、財政基盤の充実を図っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び法人の定める経理規程に準拠し、会計処理を適正に実施している。監査法人による監査は、決算書類のチェックのほか、資産関係の取得に係る稟議（りんぎ）書、理事会・評議員会の議事録の確認、内部統制の検証、引当金の状況確認などについて厳正に実施している。監事による監査は、監査法人とのミーティング、学部長等との面談、理事会への出席等を通して、適正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は内部質保証の遂行に関わる組織として、将来計画委員会、自己点検・評価委員会、IR 委員会、FD 委員会及び SD 委員会を規則に基づいて設置することにより相互に連携する体制を構築しており、学長が大学全体の教育研究に関する重要な事項と判断した場合は、教授会に諮問した上で学部長・研究科長を通じて改善・向上を指示している。

「学園総長」、学長、学部長など主要な役職者及び関係する委員会の委員長から成る自己点検・評価委員会が、作業部会としての自己点検・評価ワーキンググループを編成し、教育及び研究の質保証を目指した自己点検・評価を実施している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「横浜薬科大学　自己点検・評価に関する規程」に基づいて設置した自己点検・評価委員会が中心となって、「横浜薬科大学　自己点検・評価に関する規程細則」に定める項目と基準ごとの担当者を明確にした上で、教員と職員が協働してエビデンスを収集するなど自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を大学全体で共有するとともに、社会に公表している。

IR 委員会が大学の運営に役立つ情報を集約・分析し、全学的に提供する役割を担うことによって、内部質保証について自己点検・評価委員会の活動を支援するとともに、FD 委員会による教育の質の改善に協力している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は三つのポリシーに関わるアセスメント･プランの観点に基づく自己点検･評価を、機関全体、教育課程、学修者という三つの視点からの検証として実施し、大学全体で取組むべき教育活動の問題点及び学修成果の評価に関しては教員にフィードバックしている。

薬学教育評価機構による第三者評価の結果も踏まえ将来計画委員会で策定された中期計画に基づいて、PDCA サイクルの仕組みにより大学全体の内部質保証を教育内容・方法及び学修指導の向上につなげており、学長による意思決定及び教学マネジメントのあり方に課題はあるものの、内部質保証システムを機能させている。

〈改善を要する点〉

○大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて学長に責任が担保されていないことは、内部質保証の機能性に関して問題があり、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携

A－1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学と地域社会との連携

【概評】

大学が目指す地域社会への貢献とは、災害医療支援、地域医療の連携や薬剤師の卒後教育、地域住民の心と身体の健康増進に関わり、多くの人たちが幸せに暮らしていけるように支援していく活動である。この 2 年間、新型コロナウイルスの感染拡大という状況下においても、大学と地域社会との連携を図っている。地域社会との連携として、横浜市との「災害時の救援物資（医薬品）に関する協定」に基づき、災害時の一般用医薬品集積場として活用できる場を提供している。一般社団法人横浜市薬剤師会が主催する「災害医療支援薬剤師講習会」に教職員が参加して、災害時の対応に関する講習を受け、災害時の対応について継続的に協議している。横浜市戸塚区で行っている、地域での多様な主体との対話と共創により、地域課題の解決に向けた公民連携事業を創出する場であるリビングラボ活動に参画し、令和 3(2021)年度は、横浜市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護・福祉事業所、NPO、企業などと協働で、コロナ禍における防災連携をテーマに、行政番組を通じた啓発、講演会、オンライン併用型フューチャーセッション、パネルディスカッションなどを実施した。また、薬剤師の生涯教育として、卒後教育講座を年 1 回主催し、地域薬剤師の素養向上に貢献している。

基準Ｂ. 産学官連携

B－1. 産学官連携

B-1-① 産学官連携を支援する環境の充実

【概評】

大学における研究では、産学連携活動は、教員・学生の研究マインドの醸成につながる。こうした研究マインドを持つ多彩な人材を日本の成長産業であるバイオ・化学産業に輩出することで社会のニーズに対応する。また、産学連携活動は、研究開発をマッチングファンド獲得や特許取得を含む経済活動に直結を図ることで、産業界への貢献が期待できる。これらのニーズに対応するため産学官連携の活性化を目的として、創薬研究センター及び総合健康メディカル研究センターで企業との共同研究を実施しており、漢方和漢薬調査研究センターでは、行政機関・漢方関連団体との取組みで、大学の授業をはじめ、講演会や漢方・生薬関連の書籍出版を通じて、正しい漢方の臨床的な運用を啓発している。また、主に神奈川県内や首都圏を拠点とする企業と大学の保有する独自技術の融合を目的とし、生命科学産業に関わる企業や大学により構成された異分野機関の連携体である「BVA（バイオベンチャーアライアンス)」に加入し、横浜から健康・医療分野のイノベーションを持続的に創出していくことを目的して設立された「LIP.横浜（横浜ライフ・イノベーション・プラットフォーム)」にも参加し、共同研究を行っている。

基準Ｃ. 国際交流

C－1. 国際交流

C-1-① 国際交流を支援する環境の充実

C-1-② 国際交流の活動

【概評】

学則に示した教育目標の実現のため、国際交流を教員・卒業生・在学生が学識と能力、経験を広める場と位置付け、さまざまな支援を行っている。海外大学等との学術交流協定の締結を積極的に行い、情報交換や討論を行う場を設け、それらの機関の概要や交流活動をホームページに公開している。海外研修活動、共同研究の実施、大学院研究生の受入れに関しては、都築学園グループの系列各大学と連携しながら、効率的な活動を実践している。大学設立時より、学生の海外語学研修、薬学生としての体験留学、異文化見学など、学生の国際感覚醸成に取組んでおり、創立初期の卒業生が海外で薬剤師として活躍している実績もある。国際交流委員会を組織し、英国、台湾、韓国、タイ及び米国の大学における、定期的な学生の海外研修を推進してきている。漢方薬学科を設置している特徴を生かしたタイとの国際交流では、ワライラック大学との学生交換留学を実施し、研究生の指導を担っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大規模災害に備えるモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）の導入

薬剤師を輩出している大学として、横浜市薬剤師会との協力のもと、避難所の医薬品不足などの事態が発生した際に派遣できるモバイルファーマシー（被災地で自立的に医療用医薬品の調剤と供給を行うことができる薬局機能を有する車両）を提供し、横浜市と連携し、避難所などでの医薬品の調剤・供給・服薬指導・簡易検査などの業務を実施できる体制を整えている。令和元（2019）年度より 2 台のモバイルファーマシーの運用を始めた。令和 2（2020）年度は、横浜市健康福祉局からの依頼を受け、新型コロナウイルス PCR 検体採取所の支援のため、横浜市南区、鶴見区や戸塚区に計 30 回以上派遣した【資料特-1-1】。令和 3（2021）年度は、横浜市西区で開催された「第 42 回九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）合同防災訓練」にモバイルファーマシーが参加し、大規模災害時での連携を確認した。【資料特-1-2】。

2. 地域連携に基づく新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた支援協力

本学は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に寄与するとともに、地域の負担軽減及び国民全体のワクチン接種の加速化に令和 3（2021）年度大きく貢献した（表-1）。以前から、横浜市薬剤師会と地域連携に関する協定を締結しており、この一環として学長に、横浜市大規模接種会場でのワクチン接種事業への協力依頼があり、薬剤師資格を有する教員がワクチン調製業務を実施した【資料特-2-1】【資料特-2-2】。また、戸塚区薬剤師会からも同時期に地域集団接種会場でのワクチン接種事業協力の依頼があり、調製業務を行った【資料特-2-3】。令和 3（2021）年 9 月～10 月には、本学の施設と人的資源を活用して新型コロナウイルスワクチン職域接種を実施した。その際、未接種の学生・教職員やその家族に加え

て、近郊の中高校生とその家族なども対象にワクチン接種を実施した【資料特-2-4】。

表-1 令和 3（2021）年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種支援

	期　間	実施日数	延べ支援人数
横浜市大規模接種 （横浜ハンマーヘッド）	6 月 6 日～7 月 31 日 8 月 16 日～12 月 5 日	74 日	140 人
横浜市集団接種（戸塚区）	6 月 9 日～12 月 11 日	30 日	30 人
職域接種（横浜薬科大学）	9 月 10 日～9 月 24 日 10 月 11 日～10 月 22 日	18 日	559 人

エビデンス・資料集

【資料特-1-1】　新型コロナウイルス PCR 検体採取所の支援
【資料特-1-2】　第 42 回九都県市合同防災訓練
【資料特-2-1】　横浜市大規模集団接種会場の運営へのご協力について
【資料特-2-2】　横浜市大規模集団接種会場（第 2 期）の運営へのご協力について
【資料特-2-3】　一般向け新型コロナウイルスワクチン接種事業への派遣依頼について
【資料特-2-4】　新型コロナウイルスワクチン職域接種

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 18(2006)年度
所在地　　神奈川県横浜市俣野町 601

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
薬学部	健康薬学科　漢方薬学科　臨床薬学科　薬科学科
薬学研究科	薬科学専攻　薬学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催

12 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

Ⅲ　令和４年度　追評価　評価結果

1 東北生活文化大学

Ⅰ　追評価結果

【判定】

追評価の結果、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

令和 2(2020)年度の認証評価において、基準 5「経営・管理と財務」を満たしていないとして、判定を不適合とした。

認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に追評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

Ⅲ　基準ごとの追評価

基準 5. 経営・管理と財務

【追評価】

基準 5 を満たしている。

5－2. 理事会の機能

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

○寄附行為第 6 条第 1 項第 3 号の理事の選任について、「評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者」と規定されているが、評議員会の意見を聴かずに選任していることについて改善を要する。

○理事会の議決を経ずに、文部科学省への学則変更の届出を提出している点は、改善が必要である。

○「資金運用管理規程」では「資金運用計画」を作成し理事会の承認を経ると規定されているが、「資金運用計画」が理事会に諮られておらず、規則に従った運用を行うよう改善が必要である。

【追評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「寄附行為第 6 条第 1 項第 3 号の理事の選任について、『評議員会の意見を聞いて理事会で選任した者』と規定されているが、評議員会の意見を聴かずに選任していることについて改善を要する。」について、令和 3(2021)年 3 月 27 日開催の評議員会、理事会で改め

て審議し、選任されたことが確認できた。

「理事会の議決を経ずに、文部科学省への学則変更の届出を提出している点は、改善が必要である。」について、文部科学省に手続きを確認した上で、令和 3(2021)年 4 月 5 日付けで「東北生活文化大学学則変更届の差し替えについて（お願い)」を提出していることが確認できた。

「「資金運用管理規程」では「資金運用計画」を作成し理事会の承認を経ると規定されているが、「資金運用計画」が理事会に諮られておらず、規則に従った運用を行うよう改善が必要である。」について、平成 30(2018)年 10 月 28 日開催の理事会において、「資金運用計画」ではなく「資金運用について」という議案で審議されている。また、「資金運用管理規程」が改正され、「資金運用計画」の様式が定められ、今後は議題を「資金運用計画（案)」とすることが確認できた。

5－4. 財務基盤と収支

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

○「中期将来構想（計画)」に掲げた期間において、計画に基づいて財務運営を行った場合も、法人全体・大学単体いずれの教育活動収支差額も支出超過が見込まれる点は、安定した財務基盤が確立されるとはいえず、改善が必要である。

○経常収支差額が恒常的に支出超過である状況から、適切な在籍学生数の確保に努め、収支均衡に向けた改善が必要である。

【追評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期将来構想（計画)」に掲げた期間において、計画に基づいて財務運営を行った場合も、法人全体・大学単体いずれの教育活動収支差額も支出超過が見込まれる点について、令和 2(2020)年度の美術学部の設置以降、在籍学生数が増加し、令和 4(2022)年度に収容定員を上回ることができた。

収支の均衡に向けた取組みとして、東北生活文化大学高等学校との連携、高校アプローチシステムの導入などを行っており、継続的な入学者確保に結びついている。

Ⅳ　大学の概況（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 33(1958)年度
所在地　　宮城県仙台市泉区虹の丘 1-18-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

家政学部	家政学科
美術学部	美術表現学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 4(2022)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	ヒアリングの実施
	第 2 回評価員会議開催
令和 5(2023)年 1 月 6 日	大学から「評価チーム追評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 13 日	大学から「追評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

令和 4 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 5 年 3 月
発行　公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階
TEL　03-5211-5131　FAX　03-5211-5132
URL　https://www.jihee.or.jp/top/